6

\FER 3

C28 966-50M

í

發行所

許

複

製

來

明治四十三年八月十五

明治四十三年 月十

日印刷

日發行

編輯代表者

者

發

行

者

印刷

印 刷 所

東京市京橋區南鍋町一二

郵便振替貯金口座東京八五三番

館

隆

文

東 京 國 •

文社

京橋區宗十郎町十五番地

武

東京市京橋區宗十郎町十五番地

廣 和

草 村

二番地

雄

菓京市京橋區 南 鍋町一

吉

貞

(肥後文獻叢書第六卷奥付)

一或人予に問うて曰く汝菊に七十二候を立て、年分
菊に心を費して心氣を苦むること如何吾れ思ふに
庭前の勝手宜しき所花壇をへ此所には菊はうゑ
外花壇に多く植ゑ置いて花咲きそうて其宜し
きを選みて拵へかきたる花壇にうっすに下葉
土際より附き高さも好みにまかせ段どり揃へ方も
心の儘なり然るときは花数も自由にて花壇てい甚
宜し然るに汝筆にまかせて記すといへども花壇に
其儘植ゑながら下葉も枯れず高低なきやうにはな
りがたし是楽しみ反て苦しみとなるなりと
予答へて曰く樂み反て苦しみに當るとは何の謂ぞ
や吾菊に志す所の意趣は菊は花の隠逸牡丹は花の
富貴なるものとあれば花數多く葉茂りて花壇賑々
しきは春の牡丹花に似たり予は隠逸を本として花
數少く其外開相に仕立つることを好め然れども
花形或は仕立て方叉は花の多少は其人々の好む所
といへども貴殿何を楽んで菊を作るや縦花計を

賞翫すといへと花の時に至て花壇にうつしうゑ

當分は見よくとも抱る花はからえず艶光りをうし

ひ或に葉しなび花早くうつらふ是郎ち楽しみ反

ネンアイ

肥後文獻叢書第六巻

宇 野 東 風校

東肥熊府之隱逸秀島主人 有芳亭英露著

文政二己卯仲冬

へん予は其の君子に比するにはあらざれども苦し

みの内に楽しみあること年中菊の性に仍て首をい

ため或は虫にくはれ又は年の非常に苦しむといへ

と∞花に至て其志を楽しむなり

志を苦しむ君子は苦しむて志を楽しむと

て苦しむの理ありたとへば世の業をいとなむにも

其業の苦しみを以て飢寒の苦しみを免れ及炙火の

あつさを苦しまされば病早く身を苦しむ何事も苦

しまずして楽しむべきか修行多日の苦しみ有るゆ

ゑ静諍三味の大至樂を得たり古人も小人は楽しむ

併らたねを取ること古人の説區々あり吾れ此仕方

るに實うへ初咲なれば花形定らず依」之變化多し

ハツザキ

一種子花を選むには其時に應と身身好む所に仍て其

見込みあり然と古き花には變化少しき花より

變化多ければよき花然り故に能く熟したる花を

莖六七寸位に切り水に生け置きよく枯し其後花し

べを切除き日に乾し昏の袋に入れ濕ある所には

置くべからず又えりぬぎの内に3種子花見込あら

ば如是すべしこれより 名花生ずるものなり按ず

管走りのるみは増減のあり匕の爪抱は繰りこみ

となる何れも花の力き身より起る色の濃淡は花形

ほどには變りなし尤も移りのるみは色少し増す其

外花の變化悉くは述べがたし然れども予が按ずる

によくひ花十分に咲くなら悉くは狂ふべから

何れ世話の行きとゞかざるゆゑ不出来の花多し

燃れば翌年に及んで花の狂ふこと多し本天地の

間は變化の理あり故に心がけ薄くして手入れ疎か

にするときは善き花稀なりよつてこれを愼みて正

くするときはよく花變化となること累年實を蒔き

て能々試むべし

ツマカベ

一花終つて帳と精々引合せ其後覆取除き莖七八寸計

置きて切るべしとき上り芽あらば悉くとりすて

若し苗の出でざる菊あらばそれには必ず上芽有

是は木を横にふせ土をかけ置き土ふかければく

さる薄くかけ木の先を出して置くべしおそきは必

ずくさる花壇しまひて早くふせ置くべし偖極寒の

時分苗ゆでたるやうになりてたざることあり大

切の苗には覆をして寒氣を防くべし此せつ伸びざ

る性には薄々てやすも宜し但質うる選ぬきにも

一如是七十二候を立て手入れすること事の繁多に

似たれとも節の五日目の朝々までにて事足る然

れど朝暮に心を盡し其氣とかざれば仕損じと

なる併ら年の愛に仍ては悉くは用ゐがたし然れど

∞菊を仕立つることの磯えともならんや

六九一

肥すべし

一種子花に似ること第一に色第二に葉第三に花形な

咲きだし紅にて後白になるは紅の欒なり及咲出

し黄にて後白になるは黄の變なり黄にて

なる∞赤黄の黄なり其外何れも是に同じ

多年試みると雖とも誠に千品萬態けて述べがた

し兎角稀れなるは名花なり

具本陽の配

陰の配

-

一壇中花を配るに初二本眞は如」圖第二は陰なり 陽

の一本眞是叉如」圖第三は陽なり 陰の二本眞此左

右眞左右と配るに左を高くを低くすべし第四は

陰なり陽の一本眞左右〻〻と配るに右を高く左を

低くすべし第五は陽なり陰の二本眞植初と等し如

眞二本眞は陰なり花壇の植え初め陽左りの留り

は陰なり故に二本眞を植初めとすれば陰陽和順の

花くばりなり

本二

ね増すなり花形緩かるは締りよれば立ちかんな

となる又は咲、管咲、鳥の莖などは輪太る或は

フト

とサジサキ

ね

一實植の花初年宜しくとも翌年に至り花壇に植ゑて

あしくなり惡しきの能き花になるものあり

故に初年の見込み第一なり総合ば重ね薄きるのも

厚くなり厚きるのも薄くなるのもあり多くは重

一此時満開なり花の遅速或は曲の次第を見定め菊の

品位を悉く記し置くべし尤も菊に七位あり第一玄

品第二仙品、第三絕品、第四奇品、第五高品、第六

佳品、第七上品、此七品或は菊譜に細に記せ然

れど時の流行に仍て悉くは應せず何れの名品

たること十手の指す所なり

一花何れも咲きそらう此時を花の見ごろと定むべし

三候

一障子を上けて前より日の當るを嫌ふ叉風あたれば

花まる薄き絶は此とき折れ損して再び拘えず故

に其用意をすべし覆の内は二三日でし夜に入り水

を灌ぐべし花愈つやを出しのするのなり

是陰陽を以て次第に花をくばること何れも」之

二候

一花さきて油蟲砲らにとりつきを失黄白は別

目立つてあし多く生ずるは花咲き遂げずしてくさ

る故に莟かぎて其後鳥∞ちにて取り盡すべし

一花一同に咲くことなし前後遲速あり速く咲きたる

は其花計りに假に覆をしいまだ咲かざるものには

日を當つべし紅又は紫のるねは日陰にさけば色談

し首よわるべし

一此節悉く口切る莟茶せんにならば枝を極むべし尤

外に用心の眞枝一本は残し置くべし蝸牛或はギ

メ砲をくらふことあり

二候

右の阿膠よく煮解き其後ちばん入れ暫くさまし

障子に三べんなくべし尤も今頃は時雨さいく有

るゆゑ此時に拘はらず天氣宜しき時に其の用意す

べし

法 水一升 明礬 三兩阿膠 二兩

蕨洗はつきめ赤くなる

何れをよしとするか

一障子張り替は臓の洗又は餅米の粉を練りて澁に合

せ傘帋或はせんくわを以て張替るべし 餅米は鼠障

度三度にすべし花艶宜しとあり

まで三尺五寸一揃にして後の下花と一花をくばるに陰陽々々と配合すべし一本眞は腸な

六八九

但下葉とるには後四尺五寸ならば下葉は一尺一寸位中

七寸前は三寸位にて菊の高さに感じて格好宜きなり

眞枝中枝それぞれに葉こしにあらはれ其容すっき

と直にすること仕上げ手際の肝要なら

スホ

カタチ

一花何れも咲揃ひて障子を上くること宜し然れども

菊の性悉く別なるゆゑ花咲くことも遅速多し故に

壇中七八分咲きそらふならば先障子を上くべし

其後下葉の枯れたるは取除け尤も後中前に應じ各

其寸不同なきやうに取り新き七島を以て根本の七

島を換ふる是にも寸方定あり又葉をすかすには後

に向きたる葉をとり捨て一つくに葉の透きて見

ゆるやうにして枝ごとに見切り十文字なきやうに

花より下花まで差一尺然るときは土ぎはより下花

中∞の眞花

と見切らざるやうにすべし

ウシロシタバナ

シタバナ

一此節花そろく咲き初め最早高低なきを見定め用

心の枝等切りとり後ものは四尺五寸中は三尺前は

一尺七寸と極る花くばりは陰陽を分け枝ごとの差

各二寸五步中は一寸五六步前は一寸差にて後の眞

立冬(计划) 十月節

二候

しく

一籬替の竹拵へ置くに後は四尺三寸中は二尺八寸前

は一尺六寸何れも土際よりの寸法なり外に土入八

寸此ところに墨印しをつけ竹の大さは矢篠位にて

莖の左右より竹少し見出すやうにすべし中前は次

第により小く何れる竹の末細きをえらむべし

一此節眞條一本抜けいで脇並より高く其時此眞條切

れは二の枝には低し然るときは長き枝上一

すのこし其下六七斗を七島を以てませ竹に

強く付け一寸あいだにゆひつけ置べし日を経て

わきなみ同寸になる其とき七島は切解くべし併ら

霜降後は此仕方宜しからず、花の痛となる秘すべ

花飽かざるをよしとす

一候

諶工の繪は極彩色と

墨かて

縮の如し何れ∞曲ありて永

透き

れはに

花に至ては厚

永勝然ね

形重

なきにす!

ねれぞ

上花と何

人々の好所といへど

日には但

飽繪〈八厚花

かのよ重く形

ざき込みは

或は十一輪多きは本花形を失び花首よわるものな

肥後文獻叢書第六巻

さ花何は薄くみえた薄き花

焼きあるゆゑなり或人間ふ

善しとするか予答て

ど一或菊譜日花咲き出る前より菊の根をふみかたむる

べし強く踏み付くるは惡し一度に踏むべからず二

小枝或は小葉など多く出づる悉く取捨つべし甚み

にくし又は木の爲にも宜しからず常の葉はとるべ

からず心なく是をとれば枝定して葉なみすぎてあ

しきことあり

一覆ひ柱等取立つべし花中開のものには假りに覆を

する用意なり

チウヒラキ

一候

一黄白のるゐ口切る尤枝ごとに一同に口切るは枝

に伸縮∞なく不同これなし然と3花の遲速に仍て

枝に狂ひあり又は紅或は紫のるみは花かそし黄花

は咲くこと早し故に遲きは伸びすぎ早きは劣るの

理あり

一籬換の事莟定りたるものよりませは替ふべし後四

尺四寸中は二尺九寸前一尺六寸に極る然ども未が

芹定らざるものは長枝切るべからず莟の大小枝の

盛衰を見計ひ花かす五輪ならば此せつまでは枝八

本にて置くべし心なく枝を切りて後悔すべからず

霜降(計) 九月中

ツボミ

菊指南車

一此前後より莟み悉く見ゆる三つ四、又は五つもあ

其眞中の第一大きなるを残し餘はかぎ取るべし

朝の内宜し書はあやまちありかぎとるにあまり小

き時とれば残すのみとなる又は伸びたして

取れば外のに勢びとられ花し、或は首よわる

二候

るべし

一此節枝かず多ければ花のさはりとなる枝に勢を上

る最中なれば此時十本に減すべし尤も花くばりに

心を付け容易に切るべからず枝の長短を見計切

一候

一後三尺八寸餘中二尺五寸餘前一尺二寸餘になる何

れも此せつに至り莟み見ゆる

秋分(1) 八月中

月廿

一此節より後の眞に苦をふくむゆゑ眞枝伸び過く

と摘みがたし然れど枝の盛にて狂ふ

あり何れ其儘にして篩がへの節に至り不用の

枝は切るとるべし

二候

てひかせ置きして枝を減ずべし

れば莖葉のみこえ却て范伸びず輪小し こえと云ふ

故に苗の肥痩を見定め立秋暑までの内に水七分

小便三分位にて三度ほど肥して宜し叉花数も九輪

六八七

俗に是をから

ホソ

一後四尺二寸位中二尺八寸位前一尺五寸位莟何

かき終る此時うすうすこやしあり是を花でやしと

云ふ然ども予が好む花形は重一二へん位にて軽く

抱えて曲有る所に志す其の曲多しといへども肥し

過れば軽くか、ゆるもの抱えすでし又は惚れる

のはよれすぎ或は紅の類は竜て伸びず白はしみを

生すれば十分の出来は花にきみありて宜しか

らず七八分の出来を最上とす故に花こやしは用ゐ

ざるなり尤も花形によって九分十分を好むもの

あり此性は棄て其心を以て養ひ置くべし

一八重以上の重ね厚き中籬のるいは十分に花を咲す

べし故に薄々こやす宜し尤も花形にて七八分

を好むもあり多くは九分宜し然れどもこやし過ぐ

寒露(1) 九月

頃

掻きとるなり早くとれば花よしと心得反てあし

し一つくに莟わかれて掻取るべし

四つ五つ有るとも一度にとるべからず二度三度に

一此節に至り枝十二本となる此時までは菊ことの小

枝長短不同有るやうに仕立て眞枝中枝等入れ違び

二候

し又は眞條一本抜けSで餘枝三四寸きは枝の

盛衰に仍てなら然るときは不得」已其兵枝をつむ

べしさもなければ其條りに勢とられ餘枝増々劣

る尤∞生得仰びざるものは其儘閣き追って自然と

枝分れを待つべし但此后ち千橘方堅く禁ずべし

シンエダ

一生得伸ぶるもの煎の性より伸び過ぎ或は中枝下枝

などの内にて花くばりあしきは此せつ清摘みすべ

一後三尺位になる此節より枝数あまたなるゆゑ結

びたてに心を用ふべし下枝などは葉の蔭になりて

かけ伸びかぬるものなり

處暑(7) 七月中

明+)七月中

一摘終の芽二寸餘になる此時本枝はませに悉くひつ

しと一と揃に編みつけ別て不の一尺四五寸の間は

念を入れ夏中は葉のしげく、として共手際もみえ

されど花時分に至てはいやとも一尺一二寸は

枯上る燃れは此の結び立手際第一なり

なくたびく吟味して取捨つべし

愛は取除け是より終日日を當つるべし久しくと

らざれば苗そびえて宜しからず

一土より勢を上ること繁多なるゆゑ枝莖に肉い行っ

たり不同出来る此時手入れ疎にすれば邪み癖つく

故に強くしぼり上るは反てあしい枝葉しげちてゆ

ひ立て心の儘になりがたし倣に枝より枝に七島に

一候

一後三尺四寸位中二尺二寸位前は一尺位になる此せ

つの前後より眞しなび或はつまりて其あたりの小

葉しぼむ是を日蟲と云ふ立秋につまざる枝に多く

日蟲生ず尤も自然と分れ枝となるもあり何れも早

く眞を摘み捨つべし

白露(日)八月節

一若し立秋に摘留めざるものは此前後に至り自然と

枝分れすることあり立秋につみなきは多は伸かぬ

性ゆゑ其芽五分位になるとき不用の芽は悉くと

りすつべし

1

三候

なきやうに下よりしだいに上へひろがりに結び立

つるべし

六六

養菊指南車

一殘暑烈く取り分け日痛みす土乾くこと強ければ豊

の内水を貯へ置き夜に入夕そぐべししめりあ

一候

ものあらば此せつ搦方見合せ

ナカ

一摘終の事後二尺七寸中一尺六寸枝毎の差各一寸五

立秋(日)七月中

きものは此技計をつみ置きて徐枝は立秋一同につ

むべし此 委は記しがたし其時にずべし

枝定寸

一此節枝の盛衰を見計ひ陰陽の花くばり或は中枝下

枝等に心を附け立秋の終を待つべし細中枝亦は下

二候

やうにすべし前の伸ざる仕方紙

は記し

歩亦眞枝と下枝の差六寸中3のは一寸差ひにして

摘むべし尤も此つみかた菊の生じたる同性の積な

然れども菊ごとに伸ぶると伸びざるもの或はよ

伸ぶる性時候によって反て不伸ときもあり又

は首の長短花の遅速其性等しからず故に菊での

性に應じ小暑の方に見合せ此節においては別

深づみを嫌ふふかきは芽立かそく其上出る枝疲れ

てわきなみより後るものなり故に共積りを以て

能々心を附て摘み終るべし和中枝成は下枝定寸より長き

此一候二候までに其

の寸につむべし

なく別而大切の苗には紙の袋を一尺餘に拵へ其菊

斗に芽の伸たつまではかぶせ置くべし然れども壇

中は花の善悪には限らず何れも大切の苗ゆゑ油斷

六八五

一此節の前後より絡線蟲菊の芽を喰いまだ伸立た

ざる芽をくらへば再び出ざるなり夜々灯を以て吟

味すべし併ら此蟲時刻にかはらず夜すがら外よ

り飛び来る蟲ゆゑ容易に防ぎがたし故に控へ

一或菊譜日葉につやなく病とみゆるならば水一升に

韮指入れ能腐らかし根にそぐべし縦

いたみなくともよく 是を灌げば葉色青々と

せ或はへし黄へし白

して艶光を出すなり

今は苗不立∞の芽を生る法又は

古說數

秋菊夏菊咲かす

年々試み

るといへども未 とげざるゆゑに 記

一春植附の節より種子花の苗を湊ひ置き其實をとつ

是を蒔くに親花の色より劣ることなし此法或旅

僭より傳ふ然るところ彼僧琉球傳來なるゆゑかた

く秘して予に是を傳ふ故ゑ其傳法茲に不」載な

二候

らば見合せ葉にかゝるはあし、又は疲れて伸びざ

るものは折々行水の洗ひ汁を灌きうるはしく伸す

べし

ともにまくべし蟻くきに登らざる

なり其外諸蟲多しと雖も委くは記しがたし

クレ

一小署に摘みたる枝芽の内不用の枝は切とり五六本

立にして枝直に結び立てあまりしぼり寄するは葉

のいたみとなる故に眞の一二の枝はませにひつし

とよせ餘の枝は輕き方宜し又小暑のつみより暫

摘方は見合せ其性を見定むること肝要なり

三候

に人間嘘性の

補薬を用るが如し

稿す是等は入梅後薄々肥すべし按る

すべし凡て肥しは人々の志す所にてこやしだに用

ふれば花よしと考へてあしきことを知らず苗不

景氣にて葉きばみ伸びかぬるものは根の病よりか

てる又は生得仰びざる∞の抔こやし過ぐれば

のみこえて却て伸びざること多し故に行水の洗ひ

但し根の病にて痩封ふ

汁を貯へかき折々之を灌ぐべし るもの強くこやせば枯

肥後文獻叢書第六巻

一此前後より夜々豆蟲葉をくらふ昏六つ頃より六つ

半ころまでに灯を以て取るべし又は葉をくひすか

す蟲あん其あたりに糞あらば其上の葉うらを吟味

すべし蟻菊の莖に登りて蟻まきを生る後にはべ

たくとして葉艶を失ふ是を防ぐには根本の莖を

眞綿を以てませ一苗何れも二尺五寸餘中は一尺六寸餘になる此せつ

前菊五寸に摘み終るべし後中と一同につみ終れ

花咲ことかそし然れどもこの摘み方甚だ仕にくし

深ずみなれば芽立に遅速有りて高低同じからず反

花そし故に前は節々に心附けの伸びざる

一候

一植付の節結びよせたる根本の七島はことくく切

解き新にゆひ直すべし久しく替へざれば七島菊の

茎に喰ひ入て悪し

但日程の内は湿気多ければ油蟲生る其おけば後には大に害を

なずなりの骨を一二夜水に出し其にて洗い流すべし是にて除

かざれば楊枝の先に鳥もちを附け取除くべし

一暑烈(赤た照りつゞき土乾くこと強ければ日痛み

して葉しなび首なぐる日際になれば本の如し燃れ

ど葉に潤ひなく艶を失うて下葉枯れ上る此と

き雨なければ篠簾を以て午の刻前より日覆をすべ

し蔭になって覆取除く必ず枯葉とるべからず花時

に取るとかそからずとれば下より氣れて又稿

れ上る尤∞葉中にある枯葉或は蟲葉あらば取り捨

つべし風すかさぐれば尚ほ惡し

六八四

大暑(虹)六月中

養夠指南車

一實植伸びたちて籬一本に苗二本宛ゆひよせ下葉は

悉くさすり落し風を入るべし如是せざればおく

れ苗は愈伸ばず本花形出でざるものなり此節亦う

すうすこやすべし其後ちさのみやしなひも入らず

按るに實蒔はそだちよきものにて眞を留るに及ば

ずされど疲て花咲けば其年善惡知れがたし縱分

能き花と見込み翌年花壇に作りて狂ふこと多し故

に花數少く十分に咲すべし

二候

一芒種前後に摘たる枝伸びたち四本となる眞枝はま

せにひっしと結び寄せ餘は輕く結ぶべし柔らかき

所を結ぶべからず却て其所よりくせつく故に少剛

所をむすぶべし

シン

夏立() 五月中

一入梅中雨久しくふりつき花壇に水溜れば根くさ

る又は葉に泥のつくことを嫌ふ泥打ちかけるとも

天氣晴れ間に水にてそろ洗落すべしさもなけ

ば葉かけはきばみ枯る此せつ夜々蝸牛葉を

喰ふよくよく吟味し取るべし

るなり餘は取りすつべし

一土用前後肥痩を考へ小便三分水七分にて薄々てや

六八三

二候

藍がたし

紙には

を見定

一此節に至り菊の伸縮を能く考へ並の性は二尺一寸

につむ枝毎の差一寸中は一尺三寸枝毎に六七歩の

差にして此ときより花くばりに心を附け生得伸び

ざるものは摘まず或は並より一寸二寸∞高くつ

み伸る性は一寸二寸も低くつむこと菊との性に

仍りてなり尤も年々うる菊は其性に仍りて其の

あり然れど前年の新花のみ多くううれば其性

詳らかならざるゆゑ花に至て高低多し故に能性

を糺しみること是第一作り方の根元なり 但し菊の性

小暑(喆) 六月節

一此時に拘らずゆゑなく葉しなび夜に入りて生

生となること遅く或は葉しないずとも艶を失びて

不景氣のものあらば蜻嶝菊の根をくらふ其の見込

あらば早く取り捨つべしさもなければわきへ直

てまた根をくらふ此の控苗あらば植ゑ替ふべし

うゑやう其あたりの土五寸四方取除新しき土を入

るべし

一此せつに拘はらず右の一の枝六七寸に伸びて初の

二またの枝元より一の枝の二の芽の出るふしまで

四寸と定め其上の一の芽の出る節より眞を留るべ

小滿(1) 四月中

一種伸びたらば花壇に移すべし尤も苗に大小あり

大きなるを先に選み根の切れざる様に竹のを以

根にさし入れ是を抜くべし手にて抜けば根切る

大になるを先にぬけば残る少き苗はほどなく生々

すべし伸したS前の如く抜て植うべし苗有り付き

たらば小便四分水六分位にててやすべし

三候

一二本立の枝三寸餘りになりて二の枝元と一分斗り

の所を七島にてゆひよせ置くべし其上は何つ迎∞

自由によるべし此二たまたの所は別て念を入れ一

本立に見ゆるやうに結び寄するべし

し

一本植相すみ餘り苗の内にて本うゑ同前の宜き苗を

選み控花壇に植付指し札と帳に委く記し開暇を見

合せ結び置き入前後本うゑの不景氣の苗は此

控を以て植ゑ替ふるべし其後ちうひ換へ用捨すべ

一後一尺五寸中一尺位偖て左の摘まざる片枝を此せ

つ摘み其芽伸びしだい枝元と一分をゆひよす

芒種(月) 五月節

一摘みたる枝芽悉く出るならば一二の芽をのこし餘

は取捨て此とき二の芽二寸位に伸ぶならば枝元一

分斗りの所を結びよせ置くべし借つまざる左の枝

の右のつんだる枝より伸び過ぎたる時茎のよわき

所を結ぶべしやわらかき所は其所より癖せづくな

是より枝三本立ちに仕立置なり

一中菊後菊の如く寸をとら摘むべし定寸三寸なり

三候

カ

二候

芽芒種 ツムベシ

摘方如圖

を切るべし

尤も二の芽は左の内に向ひ一の芽は外に出る所

六尺二

養菊指南車

一前菊眞を留る土ぎはより二の芽の出る節までニオ

と定め其上の一の枝の出る所より切べし

一候

同寸

同一尺六寸二寸

籬竹寸法

同寸

同寸

八寸

土

土際まで四尺

四寸

一本植の竹捺へ置くべし尤も古き竹は用ふべから

ず竹の根くさりて蟻生るものなり

一假うゑの前菊伸び過るものは根切てうゑ直すべし

赤はあまり伸びたらば指芽にすべし

穀雨(1) 三日中

一中菊眞を留るには土際より二の芽の出るふしまで

三寸と定め一の枝の出る所より切り置

二候

右二号支会

4日

D.

摘やう如岡

二尺六八一

一候

よろ

苗ありつきより二の枝は短ほど

たらば早々取除くべし但植つけ箔一の枝

一本植の事花壇割と指札引合假うゑに四五本有る内

枝立其外草立等宜きを選み一ト品宛持運び違ひ

なきやうに精々念を入れて立て置きたるませ作

に四寸の墨印しあり其印しに苗の二の枝元とを押

あて一の枝は右に向け二の枝は左りに向けませに

ひつしと附くやうに植ゑつけ其後割り七島を以て

ゆひつけ如露にて水を沸きを以て日をかけ

立夏(月) 四月

一花檀にませを立るには先づ水繩を張り間一尺六寸

位亦左右のあき五寸餘後菊と前菊との間一尺七寸

亦た花檀ふち内端より後菊の間三寸四五歩前は二

寸五歩何れる曲尺を以てを極め拵へ置きた 籬

を立るべしありで氣色悪だよろし

但花壇高間きは花壇に

三候

一假うゑの後もその芽何れも伸びたつ性に仍て三つ

四つ出る芽あり是等は一二の枝を残し飴は取捨て

本植の苗を見定め置べし

一此せつ假うゑの日覆取除け日を當るべし久しく覆

あれば苗をひゑて不宜

一花壇は南向を最上とす東向は是に吹く平地より七

八寸高く低きは賤し花壇内の幅二尺四寸深さ二

尺餘にほり上け花壇底に手比の栗石を一と通りし

き其上に合土を入れてむべし尤翌年よりは土替

六寸餘にて宜し菊の根六寸には過ぎざるゆゑな

二候

十日頃

一前菊假うゑのこと古床にて苗伸びすぐるなら此せ

つ根を分くるべし尤時候に拘らず苗伸びしたい

にすべし早く假うゑすれば本植のせつ苗伸びすぎ

遅ければ古床にて苗丈夫になる故に二候三候まで

に根を分くるべし若し伸び過きたるは二寸計にふ

し有る所より切指し芽にすべし其の仕やうは眞土

に小砂三分合せ苗の本に握りかため植ゑ付るべし

筥か鉢ならば日陰になほし赤花壇ならば覆をすべ

し水をそぎしめり多ければ根くさる二十日計り

すれば眞葉そろ出る其せつ覆取り除くべし

春分(明1) 二月中

二候

は此時にかゝはるず並の性より早く眞を留め但し眞を留るには此せつに拘らず苗の六七寸位にならば早く留

るべし若くば後のは一同につむべし

本植

のせつ枝よく伸て並よく寸の高きを植うべして

眞の留やう後ものは土際より二の枝の出るふしま

で四寸其定寸より五六分も高く寸をとり其上の一

の枝のいづるふしより兵を留るべしあまり柔き所

より切れば出る枝丈夫すき或は切りきはの邪み

くせ附∞のなり方は剛き所より切れば出る枝か

なく二の芽出ざるものあり一端に出て成長せざ

ることあり故に其能きほどを考ふべし

ナミ

一假りうゑの苗伸たちて後菊具を留る生得伸ざる苗

ウハ

ウシロ

田土六分 古土三分 小砂三分

一候

に二三べん往來すべし其後ち上土を入るべし

調合土の事

…

一此節花壇拵への事天氣宜きを選み花壇土六七すほ

りあけ日に一日干しよく濕氣を置合土を精々ふる

ひ花端に入れてみ強くかためるはあし壇中常てい

清明(1) 三月節

*

菊指南車

一宿根を前棄莖こえて丈夫なるものは此せつ土際よ

三候

一陽氣に赴くなら寒中の覆は取除くべし尤餘寒強

雪など降ならば其擱き陽に至て取るべし按

るに性得伸び乗る菊は冬の中其養なければ年中の

煩ひとなる併ながら苗あまり肥しすぐれば反てあ

し故に其加減を考へ養ふべし

二候

(編者云二月

正月

四五日頃

一菊の變化たると天地の氣を受けて生るものなれは

其身淨不浄入の等まで吟味して心正して種子を

さば生る苗少きと名花出る道理なら故に立

春三日を経て日がらを選み日當り宜しき土地に砂

合の土を精々ひ其後ち種子を蒔くべし其

上に土を薄くふるひかけ土深ければ生えがたし如

露にて水を灌き高さ一尺位に覆を拵へ土乾けば赤

はえがたし水過ぐればくさる故に其よきほどを考

ふべし

一此節棄の根を分るにいまだ苗の短きゆえ下葉∞枯

れずよく有り附くものなり遅ければ古床にて苗伸

びすぎ莖丈夫になり宜しからず故に此時古株を鏝

を以て穿ち一品宛假うゑ床に持運び根を短く切り

長さ一寸位あれば宜して後菊は後ろどほり中前

同く三通りに淺く深きはあし間だ二寸位き

はてし帳と札と引合せ花壇は濕なき中う日の

坂よし好みの花壇なきには覆を拵え四方より風を

とほすやうにすべし水はさい(灌くべからず陰

取ゆゑ濕たがり根くされ或は下葉枯上る故に其加

但し根を分る

減を考ふべし年中菊の世話此時にあり

に雨中はあし

根に記 付くこと甚嫌

同前なり

啓蟄(1) 二月節

(晴)二月節

一實植悉くはえ出る此時日覆は取り除け日を當つる

べし強き雨には赤覆すべし

一候

一事の閉暇なるに乗し年中入用の諸道具或は本札紙

等拵置くべし

切り置き其後ち芽立を以て根分すべし

雨水(七明1) 正月中

協此清秋幽間之質焉、古人所謂菊花之隱逸者、有味 文政三庚辰春三月 鳩方主人 久野花麟撰

哉言也、栽菊之法、察陰陽考節度、分宿根下新種、

各有其術、苟一誤其途、則隱逸之姿、變爲富貴之俗、

金行之精、忽生陽春之色、不傷其天眞者幾希、近世

愛菊之士、專讀京師江都諸家之書、以其法栽之、然

天地之氣、東西南北、寒熱溫涼之不齊、壤墳付鹵之異

質、固不可以一之、則彼空信陳言、還不覈實功者、

譬猶之南行而求冥山也、安得見之哉、宜乎其不能盡

精妙也、獨吾友秀島翁、則不然、翁性尤愛菊、自壯

及老、竭心於種藝之法、旁考菊經諸書、察天候之變、

辦地氣之異、審枝葉之伸縮、分根株之剛柔、除其重

臺者、留其薄辨者、潚洒其境、沖澹其趣、以縱隱逸

之樂者、蓋三十年一日也、邦内之栽菊者、皆以翁爲

宗、其名施及他邦、他邦之人亦嘖嘖稱之、豈可不謂

夫天地之間、花卉之夥、紛々乎不可勝數也、而獨其「車、愛菊之士、由是書求之、則彭澤籬下之興、南陽

後衆華而發丐、傲嚴霜而吐香者、宜無菊若焉、故自|谿上之趣、皆可坐而致之也、可謂栽菊之良方矣、余

古愛菊之士、蟬脫於溫蠖之外、鵠舉乎塵埃之表、避因書其本末、且記翁之栽菊與世之耳食者不同、以弁

世輕物者、比々而然、蓋非彼深林貞潔之操、則無以「之於卷首云爾、

錄其所自得者、書以國字、授之於余、名日養菊指南

養蘭指南車序

灌園之仙叟哉、余嘗從翁問種藝之法、翁善余志、手

刀劍或問再加

刀劍或問再加終

刀剣或問既に成て後右の事あり故に爰に載す

之精鐵不加三一鍛造之敬納于鎌倉荏柄宮寶庫

と貳行に刻み指裏鑪元に貳寸餘の棒髄を搔き莖の長

さ四寸七歩奇なる目貫穴を穿ち表に水心子正秀貞秀

と父子の名を銘し其下に極印を打ち裏には文化十癸

酉年八月二十五日と記せり刄形は直刃の如くのた

れて小足入たり地鐵精美にして極めて鋭し古刀の

錬て鍛はさること昭かなり後人を見て古刀の鐵性

と造法とを眞知せは幸甚ならむ

*七七

刀劍或問追加

以往足下與」余分任此技「莫」有三懈怠則不」日必有三

成功」焉不愉快」平日偶得湯順書」又聞足下名聲

籍甚不堪欣怡敢陳鄙懷時維新寒請爲此技自

重丁巳九月昌直敬白

明 五郎氏之法 ╷ 以傳之于天下」者足下之任哉自

肥後交代書第六巻

文化癸酉の歳余役を祗て東武に至り水心子に相遇語するに古刀の造法をす遂に著す所の刀剣或問を示す水心子看て嘆して日吾聞く舜は諸馮に生れて負夏に遷り鳴條に卒る東夷の人なり女王は岐周に生れて畢郢に卒る西夷の人なら地の相去ること千有餘里世の相後ると千有餘歳志を得て中國に行ふ時は符節を合せたるが如し誠なる哉此言予昔足下と數々交遊す一別苑に二十年武と肥と地の相去ること三千里東西離居して各造刀のを窮む今共言を聴き其書を閲する時は心意莫逆影響の形に従癒するか如し是他なし理一貫すれはなり良ありて云く近ころ足下古の鐵性に等き玉鐵を得て短刀一枚を造り阿蘇の神庫に納め法を後世に傳んとす志願偉なる哉子 赤刀一枚を造り是を神祠に藏て少しく足下の術を張ん余許諾す遂に微意を語り得る所の精鐵若干を贈る正秀忽ち一刀を造鎌倉の荏柄趾に納む此に其略を記す長さ壹尺八歩幅壹寸五釐反り壹歩餘厚さ貳歩棟丸く造り片

切にして指表に神剣と刻し下に以松村昌直所

刀劍或問再加

六七六

六七五

刀劍或問追加

業 百歳吾

子其無」意乎余固通 其素,則逐装,,行李至于鎌倉

見 綱廣氏 語,,其志 且請」受」業綱廣氏長嘆息曰嗚呼

天未」喪:此道」乎吾今年七十氣息奄々朝不」慮、夕長

而余所,自任而不,辭也若夫探,蘊旨,造,, 刀劍,以

斷 則巖々如 瑣石 觀,其才,則煥々如_冰釋,鍔文如氵 子早死孫尚幼祖業殆喪二子之來是天之未」絕」我也悉

波瀾 暈彩如,,霧之方蒸,也乃語以,,,, 鍛煉之法, 余卒然

無」有」所」遺終附託以. 祖業復興之事,由』是

傳,其法

問,,,,足下,曰古今良工不、乏,其人,何乎爲」良何乎 爲、

足下之居,以

感激許諾居旬餘歸於東武,爾後余就

師則曰天國天座者尚矣 京闕三備及相州雖」有其人,

磨而相」之則雖」劣矣宛然古之刀

所以傳法,造„刀一枚

僕之志在..攝之津助廣井眞改 余因進曰昔余聞„„ 足下 也但巧之末」至是可以憾耳乃相共嘆曰嗚呼不」可疑者

之名,今相„其刀 實精粹俊雋非„諸工所髣髴然問其 其法乎由」是而進則五郎氏之術殆乎可,窺矣無」幾余

良與,,其師,則曰不」過 於彼二三工,亦何庳也爭 論以 旣西歸則網廣氏捐„館舍 遺言在」耳感傷彌切將-事

至昏暮 圓鑿方柄終不相合 拂然而去矣余退以爲視″ 槖薈¸以盡』吾心力」焉則親戚朋友相責曰夫君子者任

其人,則形狀如」醉聞其言論,則娓々乎 秋毫之末 重道遠孜々勉々尙恐不至然況拮』据於小技,者乎爲、

觀„„其造刀,則江漢之濯秋陽之暴一變則至」古欽慕不、

不」廢則失‶義於

之廢」鍛則附託不」成食言於網廣氏

能」止他日又說曰子之蕩芬何師彼二三工,而不」追氵 親戚 朋友 進退實爲„狼狽 無」幾余遇大繼父之

五郎氏之跡,何其見之陋蓋足下如」有」許焉然尙習難」 公事又無、暇爲」之廢」鍛已三年以爲鍛煉之術實

遺跡

轉猶」有三不夷色,然古人所」謂先入爲」主豈不誠然; 難」得也足下已事,此技,數十年於茲 所」焠之刀亦數

哉竟相往來吐露心肝者數焉漸而莫 逆于心 相契如‟千枚尙憂不及於古,余則異,于是,矣故其積習之功

親兄弟,既而足下謂」余曰昔仲尼之.祀之」宋豈徒爲「不能三十三一乎足下,其職任亦與,足下,異則志願難矣

哉蓋欲 觀„夏殷之禮,也當,今之時,欲、知,五郎氏之 哉 雖、然曩者許„綱廣,以祖業復興之事,竟廢,其

法不」若之鎌倉 請共行以探 其舊迹 求其遺法 之後地下相見將何辭以對是以講武之餘旁祖

述五郎氏 憲章秋廣氏,以著„刀劍或問 蓋欲」使天

下人, 新其耳目,以復中五百年之舊是所以報„綱廣

氏,」之夫知」馬者伯樂也故遇 其鯫焉知 刀

其刀如鏡之新磨照„暎一室¸觀 其

見名刺」傳進相

1

松村英記書

新涼人 郊墟,足下近況何似曩者請以„„高作之刀,松下意識

聞子之居避」衝而僻又偪引逾于衝,然則子之志願難矣「能武而未聞鍛煉之術到„于斯 今觀 此刀 實有

哉遊」衝僻怨焉入』僻衝忿焉是子之有 伎能 也苟主輯 郎氏之風 矣松村氏之子何以得 此技,乎夫二氏 者 善

和彊而伎能維施其衝日子々一良士 叉且伎能「相劔而吾藩無出,其右者」 矣所謂風胡氏者非; 斯二

維施 豐城屬績之寶截兒斷犀之利可,坐而待,也分其 氏 而誰乎其人也汙不」至」阿,其所」好者也既而其稱

僻日:獲 瞿々一良士亦且伎能維施刈鉤錆之利畲菑

東作之功可,立而獲,也余必不.焉凡處:衝者其性

滑居僻者其質固滑之與、固相距雲 壤子 之蕩兮分滑

之與、固雍熙相聚日子之來也實碩人之邁親執氵 耒耜1

踐 哲人之迹 旁脩載藉以考盤于澗 吾曹獲 此人,

相與進』道不」墜,二三兄弟之績 是余之願也余 也所

▲言者道也行矣煉刀吾不」知

與松村昌書

與川部君譽不盡言亮鑑不」既

之茂林蓊鬱脩竹猗々然秋水一溢則盤渦濁沛不」知 涯 劒 者風胡也故稅, 其姓,輒取焉前,此大村氏得 足下

側¸嘉禾 豐顆流沒葦竭々鱣鮪發々齡背丁壯額皺不 嘆日有」之哉人何竢夫薩刀 乎愛之不已遂示

雄刀

、演者可,屈」指而俁,也故其賦三之一是所引以爲u僻也 齋藤 齋藤氏亦相」之嘆曰吾嘗以爲松村氏唯能

如,此則不欲」得,足下雄刀,而渴慕愈益是伏冀足

雄刀,以見」惠則不佞之幸孰 大 焉

下勞一臂力,早淬

而後磨 礪之 裝飾之ı陸斬犀兕水斷_蛟龍┳佩之無

厭以衛 宗廟社稷,哉不仿所」言豈虛稱乎敢布 腹心1

書直

川部君無恙乎一別秦胡戀眷不」也延頸之間忽得

吾友湯順之書,曰吾始以爲古有,其人,今無其人, 近

見„„正秀刀 與五郎氏 奚擇乎嗚呼天 之 生.物古今不

味寢忘.寐嗚味往

、殊焉余自己獲此書,心神飛揚食忘

於東武,也

年附託之業先」余成焉亦何盛也初余之遊

,也

刀過 吾小坂某寓居 小坂某延余相

足下齋,所„自造

不俟聞足下

日時炎熱難以爲」鍛矣至秋凉T必見」惠然殘暑未」除

至 今日 未」能」佩„神刀 此則炎熱之故也其謂‵‵之何

自主約期以降一日未 嘗忘 焉猶大旱之望

六七三

刀劍或問追加

夏屋渠々其俗可油隋而常絃歌舞踏鬪鷄走狗六博蹴鞠

終爲„莫逆」親如三兄弟,矣仲廉齡弱也亦從二三兄弟,

而遊焉村龜等謂仲廉也者天下之士也難」少而氣蓋」世

余亦識其有三奇骨 鍾愛焉娶」之以」女也喜」得三二三

兄弟暨姻親 而來往數々頻交遊以作 德績 叉且矯々

也加

娶字疑妻字譌

送松仲廉卜居江左亭

余初遊„於河& 藤權佐江仲文中公幹村龜輩接遇數同

不啻龍章凌 九天:

篇相逢意氣更超 然 韜 藏 別有„„寶刀在二榑檐樟之便撕削截成之功每居, 府之半,是以反宇崢嶸

111

松村君見訪賦贈

之尹 崎嶇遼邈馬牛不„相及,也今春叉權佐爲„„鷹喙之

正 公幹索居而出沒無 時矣二三兄弟之來往數々者分

折離氵 居 于 南北,焉寥々不可」言也今仲廉去三 江左

也天下之交游殆將」盡矣仲廉常言吾煉刀之技幾窮蘊

奧¸唯恨性質狠戾維籌筴維湞不」能探„先聖危微純粹

之源 也將-肥 遯於荒野¸躬執 耒耜 以踐 哲人之迹

憂患苦楚以益』德績的旁有 薪樵之便,足以盡„„煉刀之

技 嗚呼志願偉矣哉迺二三兄弟之稱以爲 天下之士,

者 良 不ņ 虛誕 也蒞」行舉」疤日夫江左之地衝僻相錯

其衝也良豪者無慮數十家山河之固稱 邦之第二,矣杉

I

送松村君遊東武時相州人已逝鄉忽此出 干將,

脇長之

賦贈松仲廉

大城煥

啖長世人爭求恐„„相後,氣苟不｣合不｣回 首老夫 何 幸|乎邦內傍若.無
人矣然余往歲陪„于公駕于東武,居, 比„知音,一朝得」之稱,素心,唯恨
臥病不」可以佩空掛‟年仲業已捐館舍,余歸則失二友,無、幾村軀為狗戎

壁上¸聽 龍吟

多君百鍛焠精鋼開、匣悲風颯„一堂 河 漢 初晴星錯落

芙蓉新發水蒼茫縱分匕首纔盈,握應是千秋長吐、芒莫

、道中山公幹亦從之 安野肅

朝戒„嚴裝,思萬重故人去問, 名蹤 西溟浪穩風吹

席上國春深花滿｣峰已是靑天隨一鶚 應｣看紫氣合氵

雙龍,願君努力千秋業淸世唯今雨露濃

境野意明

而反所,以右左武使..遠方諸子弟 來學進」業- 打

點 虎 棍之包攬 見‟貧逋欠之民,則爲」彼振給見,無

爲」是悼哭者』曾二三兄弟之數來,往于彼,而親

告者

炙于此,以窺, 其 宗 廟宮室之美 矣也哉其僻也畎鬩

疇 綺錯畘澮縱橫河渠旁通假分旱魃爲」崇蘊隆蟲

折田

々嘉穀勃々耘耨鋤犁之勞晝茅夜索之力部落之冠荒山之下有„荊棘繁
豺狠暭亙狐狸奔由來此處 稱 閑

將從經界始地圖戸籍考:今古日夜焉無休巳

不可」

益城縣尹松村子意氣才名何勃爾自言民應惟邦本仁政「兼兼」之者誰松村子松村長不」滿三六尺 松村志氣何軒

眙縣尹松村君

松村英記見惠所親造寶刀一枚賦以謝之 藪慤

安野肅

か好技を願する所以と相照す故此篇に屬す

右文化十年癸酉の春二月撰述する所なら又左に載

する詩文は年來造刀のことによりて贈答する所な

り拙文一道その後に附す鎌田氏に贈る序は既に新

刀辦疑に載す今ゝに贅せす

と國俊か良工たるも亦知るへきなり

左の安野氏の贈詩煉刀のことに與らすと云とも余

甲子之歳代南縣尹松村君其屬郡野津瀕 海之地

築堤防 以卻潮汐良田數百頃一郡之民皆

被其利既遷爲三度支盛察今整陪」駕東行檄賦

一律 以送」別云

安野粛

曾築堤防潮水涯良田梨逐龍蛇」不唯木石能塡」

海兼見汗邪欲」滿」車靑史他時傳偉績」錦衣當代被

恩華春風陪駕江東路遲日行看幾國花

地舊尹新尹捨不」論松村子使民菑獸蹄不到關」

初云是貯供鰥寡」稻秋肥租税除凄風滯穂遍

郊路涸轍窮鱗喜澍雨腐儒終歳無所爲自愧區々守

章句」

地鐵濃かにしてうるはしく燒は小直刃と見まか

ふ程に小亂を燒横手下より帽子のかへりまて連な

りて小沸あり如何にも見事なり太刀の長さ三尺三

寸餘幅一寸三分厚さ三分九釐重さ四百七十錢目餘

佩表に長さ二寸一分の護摩筋を搔きへ其頭に入

幡大菩薩の文字あり佩裏には長さ六寸八分の劍を

切り頭に梵字を邏たら然れとも文字は何れる磨滅

してかすかなり表裏共に棒麺を掻て始と莖先に及

へり連麺同く半に及ぶ莖長一尺一寸餘佩表に來

國俊といかにもあさやかに銘し裏には永仁五年三

月一日と記せり反一寸餘釣合恰好銘菜の形の殊勝

なること詞にのへかたし數百歳の今磨き減したれ

とも普通に越たる大太刀なり建武の昔惟澄の勇力

稲康好」鍛器不傳昆吾善」鍛人則鄙名士名鍛昴讀書落落通大義武藝
般々亦出場胸中之奇無

所用時向 治鑪 湬 秋ı劍劍應」手出千丈萬丈光

敲

刀剣或問追加

○阿蘇の神剣は來國俊か作なり此神剣を螢丸と名付

る由来を葬るに建武三年二月八日足利尊氏攝州に

於て官軍と戦ひ討負け筑紫に下向ありし時菊池九

藏之神庫 以傳無窮

身

斯佩

當護厥君子鐵性純粹

多年鑄劍 豈唯雌雄

鐵を得て刀を造る時は勞は精鍛ににして其鐵性

は自ら古刀の如し然れとも世の刀剣を論する者目

利者は空談説のみ多くして却て管理を害し刀治

は祕して奇貨なりとして良法世に偏からす庶くは

同好の士實理を害せす良法を祕せす天下の刀治を

して悉く良工たらしめ天下の士をして悉く良刀を

佩はしめて宗廟社稷を守り四夷を攘て國家の千城

たらんこと是余か願なり吾子是を怪むこと勿れ是

故に余此鐵を以て刀数枚を造り世人の蒙を焚き法

を將來に傳んと欲すれとも公事に鞅掌して志を

遂す終に余か説の妄ならんことを恐る今精を

以て短刀一枚を造て阿蘇神庫に納め神剣螢丸の後

に置き永世の験とす其銘に日

彷彿古工

る由を言ひ傳奇怪の説と雖も云傳るまいを載す

阿蘇家に減る

御教書注進狀數百遍あり 難或は亡失

或い蟲喰て首尾連せす實に惜むべしとす惟澄申

三年惟直惟 剛山に参上あり所に大塔宮の

あり阿蘇郡鞍岡戦を始として筑前有智山台

其身十度矢石を犯して太刀擊都合七

來旨被百載或を藪に澄々終に惟始及余大宮司と通家た

本文と符合せす尚は講者の鑒定を待而已

神剣螢丸を相することに吐舌して其精巧妙な

を感ずに其略を記す

六七一

直の兄弟にあらす阿蘇家の一族なり初恵具小次郎と號す其後筑

に任し正平十六年大宮司に補すとあり

下元

筑に詳なり多 濱於て惟

後てる

勇

數千級

軍に属して討取所

従百餘

惟り状

するを

の疵よめ

申

郎武敏五千餘騎にて尊氏の陣所多々良濱に押寄せ

戦を挑む菊池の後陣に控えたる松浦神田の兵共三

百餘騎にて裏切りをせしかは菊池勢かねて左右

になひく武敏既に討るへきに阿蘇惟直惟成惟澄

踏止り多勢の中に切り入り火を散らして相戰ふ惟

直惟成は多勢の中に戦死す惟澄無雙の勇士にて殊

に兄み兩人を討せなしかは命を惜むへき向ふ敵十

四人を薙倒し多勢を四方に追靡け親類郎從以上百

六十人戦死す其身も数ヶ所の疵を蒙る此時神剣は

鋸刃の如く缺たりしに其夜缺たる所の双螢火の如

見えて飛来て元の如く成りしかは螢丸と名付

の法往昔と其法を異にして鐵砂を吹こと甚粗なり
故に數鍛せされは刀剣を造ること能はす終に金の
膏澤を脱して古刀と共類を異にす水心子これを憂
多年思を焦し心をして眼を往古に開き相州綱
廣か傳を探り五郎氏の遺絡を紹き之を思ひ之を思
ひ之を思ひて自ら其理に通す是に於てか鍛煉の
法を廢し鎔錬して刀剣を造るの法に達し其術既に
至り古刀の造法再び世に明なり豈この技にかひて
大功にあらすや余水心子と其法を討論して宵
共に工夫を費やすことに年あり故に余か造りた
る∞復古昌直と銘する所のもの其術至らすと誰も
二三は古刀と其類を同ふす中世以來鐵山大治其法
を異にして古刀と其類を異にすること其徴昭々と
して明なり是故に往古の刀剣は庸治拙工∞其鐵性
自ら古刀なり新刀は良治名工と雖數鍛してこれ
を造る故に金の膏澤を脱して鐵性自ら新刀なり古
刀と比較すべからざるものは後世大治の法鐵を吹

こと精からす殆と銑鐵に等き四方白の鋼鐵盛に世
に行はれ大水小水等の精煉の鋼鐵廢れて其譯を識
る者世にすくなし故に古法の如く數鍛せすして造

辨す其話する所の一品往古の精鐵に似たり余意え
らく此鐵を得て刀劍を造らは古刀の鐵性に何から
んと即して西歸し門人昌廣をして刀劍數枚を造
らむ磨して是を相するに鐵性果して古刀の如し
誠なるかな杞柳の性の棓ること此のことき精
ること能はす精鍛の造法興る精鍛の法盛に世に行
はれ古法終に廢す刀治其傅を失刀劍の鐵性往昔
と共趣を異にす是時運の然らしむるか夫これを何
とか云はん余恆にこれを憂仍て石伯の地に遊び
鐵山大治の法を観て蹤を法を探錬刀の
術を助て是を天下に公にせんと欲す志願未就ら
すして職を奉して尹となり勸農力田山川土貢晝
茅夜索の事を教督して實に寸暇有ことなし今叉度

支監察たり量入制出成要會計利用厚生のと悉く是

にあつかる焉そ他技を顧るに遑あらん然

習いまた息ます餘意猶存することに年有時に

文化己巳の春命を主奉して攝州大坂に到り居るこ

と數十百日なら此地は萬國の輻輳する所求めて得

さる物なし一日伯の大冶師余か寓居に来訪ふ是

接話すること數刻素意既に達す遂に鐵の品類を

刀剣或問追加

刀劍或問附錄終

く切る」を貴と云某思惟するに正宗應安の比の人

なりこれ應安の比は正宗新刄なり新双より切れ勝

れたるは後世切れ劣るならは正宗後世の用に立ま

其時は切れ勝れされとも後世切れ勝れるを好

ならは其時の用に立まし正宗に限らす歴代の鍛冶

皆戰國の時多し戰國の時其時切れを貴まされは何

の用にか立可き備前備中備後大和山城其外の鍛冶

何を後世を目掛て其時の用に立さるを好まんや思

惟するに其時の用を心掛造りたるなるへしされ

とも今の世までも古作を賞美するは切れ勝れ其出

來∞赤勝れたる故なるへし正良日誠に然り世の人

耳を貴み目を賤み無用を好み實用を惡むの徒の論

是非を論するに足らす唯鐵炭を撰數十鍛して費を

厭はす刀を造る時は切れ勝て後世まて劣らぬ出

水亦古作の如くならんとなり昌直接するに此問

答至れり何そ獨正良而已ならん良工皆然然と

∞鐵炭を撰費を厭はさるの説其人に非んは恐らく

は違ふことあらんか

百年の後は切れ衰えん良刀は今切れすとも後世よ刀剣或問追加

或問吾子煉刀の技を好て其説ところ精を盡せり然

れとも吾子の作を見るに古刀の鐵性に似たるは稀

なり既して八代益城郡尹たら今度支監察たり

寸暇有ることを得す況や煉刀に於てをや終に此技

を廢す實に惜へし近頃吾子の門人後藤昌廣をして

数枚を造らしむ是を見るに悉く古刀の鐵性な

藩の相劍者是を相して備前粟田口及相州の二三

工と其優劣を比較するに至る唯吾藩の目利者のみ

然りとするに非す水心子正秀か相する所も亦同し

未吾子の作の此の如く古刀に似たるを見す然る

時は吾子の此技における短にして昌廣か長せる

所あるか余甚これを疑ふ日夫道は邇きにあり遠

きにあらす何ぞ優劣を論するに至らん是地鐵の然

らしむる所なり其鐵を得るときは壁へは杷柳の性

によりてを造るかことし古刀の鐵性を得るこ

と至て易し其鐵を得されは水心子か如き良工にあ

らすんは至ると能はす如何となれは後世鐵山大治

肥後 松村昌直仲廉父 著

を薫と云なり匂と云此の意なるへきか正良日固

より然り匂の深く出来るは能鍛たる刀にあらされ

は出來さるなり昌直接するに移と匂は同物異名と

は云難からん移は地に有て焼双の匂とは異なり日

受によりてこゝかしこに色のかはりて移て見ゆる

を云ならん

ニホイ

○問古書に日句と云うつりと有り各別なるにや

思に同物にして異名なるへし匂と云亦同し譬

は梅花の香の紛々たるを落と云∞是其物に非して

其氣の遠く聞ゆる者なり定家卿の歌に山の端に月

の匂のさん出てなと云∞同意なり月には非して其

光氣の見えたる者なり地には非されとも其刄にな

らんと燒て見ゆるものなり今少し強く焼時は沸と

なり刄となるを匂と云なるへし月今少し立出な

は月なるへし月には有らて其光氣の見えたるを匂

と詠せしなり芝蘭も其花には有らて其氣香遠く聞

折る事は有るへからす然れとも末の水田は鍛精か

らすして火とは其傳法の通りに焼によりて沸は

勝れて付けと折ること有へし水田の折と云は水

田∞水田によるへし

として土に蒸て沸さる∞のあり是沸梨子地なりこれ第一なり二には勝れて濃なる地に針の先きにて○世俗に謂ふ子の造りし刀正宗貞宗に似たり新双にして誠に古作の如し今よりして此の如くあらはつきたる様に白きもひしとあり壁は草葉の上に小雨の降て一面に霜の置きたるか如し三には少し白めなる地の底に至て細き紺なるもの うつまきたる様になとすきまなくある有り是甲伏の勝れたるに有るものなら右の白梨子地は上作ならては無きものなり細梨子地は下なるへし沸梨子地は相州物か水田の勝れたるものより我國の正房一流に有らされは出来さるなり然れとも其外來粟田口大和物古備前の上作には三品ともに必有るものなりきらと云は金梨子地の鐵を至極に入れたる時は其粒不分明にして唯地光りきらきら見ゆるものならこれをきらとは云なる可し昌直接するに沸梨子地の

説至れり古書にきら肌と云こと是則沸梨子地のこ

とならん

ムサレ

○問古書に曰梨子地有り又きら有と云何如正良曰

梨子地に三品有り一には沸にして沸に非す又沸ん

○刀剣を酬に火にてあぶり又湯に入れて金を柔ら

けて棚と云へり敬て接するに火にあぶる時は柔に

成ること必せら湯に入れて柔に成と云ふ理亦有ん

○眞改の打をろしより切るいは剛柔棄て精神有る

故なら剛きはかりにして柔を兼さるは唯石の堅き

か如と云へり敬て接するに造刀の實理に合ひたる

至論と云へきな

C打をろしの刀を叩き切てかくれは刄を引き直

し或は数千の砂切をして後に切れは必切れると云

へり敬て接するに然り燃れとも能鍛ひたるは焼刄

の時火氣に害せられたる産かねを棚き去時は壇打

砂切の助けを待して鋭利なるへし即先生の言の

如く髭切膝丸の打をろしより切れ眞改の打をろし

より切れたる同意なり

て異なり古作の鐵性を見るに後世の鍛法を以て至

難きこと多し先生の言誠に恐るへし然れ

後世を以て推す時は疑らくは違こと有ん又鎚打

と強きは何如なる理宥んか其所を得すんは恐らく

は害有ん

除かさる粗鍛ならは下作たらん往古の造法は果し

○問日水田は打合とき折ると云説あり何如正良日

これは最の論なり水田も水田によるへし與五郎な

とは勝れたる上手なる故に鍛勝て重なりて焼も

十分焼たりと見えたり其鍛正宗父子にも劣るへか

らす此の如く勝て鍛たる故地至て濃なり故に沸一

顆にて有れば鮮に浮て光るなら壁は水晶に露な

とのかいりたる様に見ゆる故鍛も知らぬ目利

者の折る」と云又宜なり此の如く鍛なる刀は鐵

至て柔なる者なりする人は知るへし柔なる刀の

六六七

或問齋藤氏の正良と問答の書あり其説如何答日余幼

より文武の道を齋藤先生に學て其宇下に人と成る

刀剣目利の説亦これをきゝ其問答書を見てと

年然と不敏にして共意に達せす共達する所は

子に示さん

○近年は硼多刄肉を卵をとせり古身は一度刄肉を

ぬきては匁を引くへき餘分なけれは百歳のとな

刄肉なけれは大かけして切相の時用に立難と云

へ敬て接するに今時無盃を好て有益を害する徒

甚多し誠に先生の罪人なり

或問集義外書に刀剣の論有其當否何如答日是何の

言そ外書は天地の理を説萬物の性を窮め實に賢

傳とも云へし余不敏にして何を以て其當否を辨せ

ん問然らは刀剣の論信すべきか答日知らす

問知らすとは何を其説非にして是を辨するを憚る

か熊澤先生と雖玉を彫琢せは玉人の言を用ひ鍛

煉をせは刀治の言を用ん聖人を百工技藝の事に至

ては知らさる所有らんか其知らさる所は人に取る

而已故に孟子日子路人これに告るに過ち有るを以

すれは喜ぶ禹善言を聞拜し大舜は人に取ること

を集め熊澤先生も亦聖人を其道を得たる人

少地あれしな希なり其外の少し叉

粗なる鍛は一面に粗なら精なる鍛亦同し精交

ちたりと雖も古作の交りたるとは大に異なり是を

知らすん 能く今を知りたるとは云難し新古とも

に大概上作はかね柔らかにしてぬん紙にて下品に

して叩き上て後に鋭く上品なるものなり然れとも

柔らかにして下品なる而已を上作と心得るは大に

違ひ有上作を見て深く味ふくし

には此類甚希なり又新刀の上作は古の造法と異な

○刀に精神無は切れ次第に劣り又一時二時炎天に照る時は切れ止と云へん昌直敬て案するに精神無く切れ劣と云は然り日に照らて切れ止と云は何それとも烈寒の時かけ易きは金の沭る故ならん然る時は炎天に切れ止と云理亦有んか

○上作は荒金の性を害せさる故五百歳の後に至て新刀の如くなる金色有り又上作に多きは金を練りすこさす槌打と強く焼を控えさる故なり敬て案するに誠に然り然と金を煉りすてさすと云は往古の造法は然り後世の鍛法を以て荒金ののなら何そ其是非を辨することを憚らん熊澤先生地下に在て其非を辨するを知ることあらは大なる幸と云はん既外書にも道に異同有れは師とし學ú陽明の非を論せることあり若その非を知て是を辨せすんは先生の罪人たらん答曰吾子の言の如くなは先生の罪人だらんよりは不敏なりと雖敬て異同を辨せん先生の刀剣大意の論に至ては早言を待

す是なること明なり然れと時を救に意有細

事に凝滞せす是先生の大人たる所以なり故に鍛法

と卵法とに至ては頗る異同あり

鎌倉物を稱

して其刄島亂を焼き村々として見てとなりと有

此古言を以て鎌倉物を見るに符節を合せたるか如

後世多く古の上作に考へすして安に臆説を以て

善悪を極む故に刀剣を稱せんとして其非を曝け毀

んとして其善を磨く古の上作に至て其説窮するこ

と多し正宗父子等の如く種々の文章多きは今の所

謂村なり古の上作を信せす愛憎を以て取捨すれは

其弊下作を稱するに至る然れとも一概に村を文章

ウチ

らすして潤ひ有下作の肌はかはき有しきの

なり○上作の肌無は地震にしてうるはし下作は地

濃ならすしてかはき有るものなら〇帽子は火炎を

善とし其外位有らは善し帽子のたるを稱美す

るに非す鎌倉物の亂れ返りと云を以て知るべし然

と正宗父子は火炎或は沸或ははけ帽子等多し

○今薩州物に打除けとて刄ふちに地鐵の焼け残り

村々として二重になりたるを文章と云叉村と云

是果して村なん然れとも古へより稱美するものな

鎌倉物此の類甚多し古書に∞粟田口物に二つ

餘りと云ことあり沸句の餘りて二重となりたる

を云なり即ち今云打除けな又古書にを鍛ひたる勢び有りの次第を歴て内曇りぬり

砥の間にて見る時は地匂ともにうるはしく沸匂浮

立て強く鋭に何如にも上品なり然れとも能くき

上ると雖も大に縫らす沸匂ぬり砥の時より反ては

せやかならず地刃ともに弱く見ゆる類甚多し古作

六六五

ウチグモ

と心得る時は其甚し古の良刀を見て深く味ふ
へし〇古の上作は大概荒砥には時はかね柔らか
にして水さひ出なまかねを棚に近し砥の次第を歴
て内曇り砥ぬんの間にて見る時は地刃ともに荒
れて沸匂うるはしからす弱々として下品なり然れ
とも能き上る時は大に變りて沸句はせやかに
浮立て其地刄の鋭きことは寒流に月を受くるか如
新刀は上作と雖も此の類至て希なり古作には甚
多し又古作は甚多し後世の造法と異れはなら
鍛に備るしなえ其外の多しなる鐵の中に至
て精なる鐵有り新刀右の類有りと雖も其造法知
り易し古作に至ては神妙なること甚多し深く味ふ
へし是を知らすんは能く古の造法と鐵性とを知り
たるとは云難し又新刀は上作と雖も大概荒砥にて
硼時はかね剛く光り有りて水さび出てす誠に剛鐵
ものなり○至て細刀は鐵性勝れたと雖も刀
勢なく堅物或は大きなる物は切れぬものなりかね

勝れたるは何如なる物を切ると心得るは譬は雞

刀にて牛を割に同し然れともかね勝れたる細身は

鈍刀の大いなるよりさらんか〇焼直し物は忌む

の

するは先鐵性を見て利鈍曲折を考へ然後につり合

恰好と出来の文章を見るへし國所と小きは見す

して可なり○刀のかね相は剛ならす柔ならす中を

得を善とす刄味は甲冑或は堅き物を切り手内惡き

時刄先少しかける位を善とす地は堅物を強く打て

折るへきに曲るを善とす無理にして曲折の難なき

は上作と雖∞能はす〇双の強弱利鈍は双肉の置き

様によりて大に違ひあり燃れと∞かな床をろし或

は新身と雖も硼つふし或は古物の常を失ひたるは

格別なり切れの善悪はかね相は固よりなり造の

厚薄硼の善悪手の内の業に有れは一概に心得ぬれ

は上作を捨ること有るへし三角造は切れ悪しく及

堅物を強く打たる時反戻りうつむくものなり○燒

匁の深きは折れ易し又位も卑きなり又刄の至て淺
きは位有と雖も曲り易し堅物を切るに刄勢なき

へし然と能く焼直したるは用に於ては害なき
そのなり揚物をする時は莖を焼くし焼かされ
は目貫穴より折れ易し古作は焼かすと雖∞大略善
新刀剛柔持合たるは善きなり○造りの法は丸
造りを上とす甲伏造り三枚造り其外の造りも能
鍛びて堅固なるは善し丸造りもかね剛くして折れ
易きは大なる害なり叉折れすと雖もなまかねを加
へ或は至てかね柔らかに或は悪しき心を入れるは
及惡し、然れとも聞くして折れ易きよりは害すく
なし○種々有と雖も鍛ひ悪く鐵の精神を失びた
るより大なるはなきるのなり○上作の沸は寒夜
の星の如く光りちからも有と雖も匂深き故霞て春
夜の星の如し誤て弱く見るべきものなり叉鈍刀の
上作に似たる有と雖も所謂刀の精神の有無を以て

辨知すへし中作の沸は寒夜の星の如く見ゆるは匂

薄き故なり下作の沸は光∞ちからもなくかはき

うるみてはせやかならぬ∞のなり○上作の焼刄は

白くうきやかなり譬は雪の降り積りたる如し中作

の刃は青めな譬は次をわたる如し下作の刃は

至て青く紺色の如きものなり○上作の肌は嬉しか

*六四

刀劍或問附錄

或問吾子の刀劍の説は辭説多く又比喩を遠に取は

天下後世の人をして惑を解かしむる爲か將文を

世人にふ爲か若人々をして惑を解しむるとを欲

せは庶幾は文辭を削比喩を取こと近く其説の易

からんことを唯恐くは世人間く其意を解せさらん

ことを吾是を惜むのみ答日固より古今刀劍の異同

を辨せんと欲てなり然と余か論は辭説多く及比

喩を取こと廣遠にして世人間く余か説を解せさる

者有んと云は然す抑余や幸にして世録の家に生

れ負擔の勞を菟れて食はす寒着さるの困極な
しと雖も不幸にして慈父に早く離れ内には叔伯の
なく外には期功昵近の親なく唯意の欲る所に從
助廣真改に出さるか頗る其説異同あり故に余不敏
なりといへと∞其當否を論し天下後世の人をして
尚先生の志を張り弘にし刀劍の道を明にせんと欲
す是師長に事る道なり豈敢て其道を害せんや若先
生余か説を聞かは必云ん魚妙か幸なり過あれは
必これを知ると如何を吾子の言の如く余か道を
害すと謂んや庶幾は吾子先生を小きなりとせすん
ば余吾子の憂る所を免れん
の門を窺はす碌々の人となる何を以比喩を取
遠にして文辭を能せんや其後造刀の技を好
共旨趣を得たり故に世人交來て拙作を請其望む
所にて或は粗長く或は短く毎年数十枚を造る二
三兄弟數来て造刀の法を間によりて余∞兩端を竭
さんとして口吃し筆を取て書せんとして交窮り目

て進退所を失筆を投嘆て日嗚乎先民謂すや

學はさる時は牆に面して立か如しとは余か謂なら

ん夫士たる者は然らす六藝を學び文武の道に人と

なる其の是を身に得るや或は卿となり或は大夫師

長となるも皆士に擧らる其擧らるゝや各其職に従

君を左右して國家を治理す是士たる者の任なり

然るに文學を能せずして何を以て卵大夫とならん

何を以て君を左右して國家を治理せんや且夫刀劍

は武士の魂にして庶人の器に非す故に刀劍の説辭

をなすは比喩を遠に取り文字を累ぬと雖も何そ

諸士を煩さん吾子の言の如くならは士は土民に齊

き者か然らすは余か説の押して諸士の笑とならん

ことを惜か如何文を世人に術んや〇刀劍を相

と

むひ馬を馳劍を撃ち獵を好て文を學はす聖賢

或問吾子刀劍の道に精く日利は幾と風胡の域に至り

鍛練は幾と正宗のを究如何となれは鎌田氏の

化に浴し此人に親炙すれはなん且鎌田氏に贈る序

正幸元門人及波平等の數十良工の作を見る又往

年しはしは東武に遊て助隆壽格及正秀か門人數十

良工の作を見ると云とも永く都會に居せす海内良

工の作に偏ねからす適二三を見て稱すと云と名

實のたかはんこを恐る故に略す

奥川白川侯の臣始め繁と銘す後正繁と改む白川

侯の剣工となる其名海内に著る地鐵細美にして沸

匂深く刄形大略大亂を焼く腰刄の品帽子のしまり

銘莖鑑等見事なら大坂物によく似たり名實兼備の

良工なら凡古今治名實に過る者あり實名に過る

あらか命か

手柄山正繁

へたり地の中大洲にならんとしたる梨子肌ありて

其美云へからす鐵性古刀と異なりと云へとも其文

章は鎌倉物に見まかふことあり正幸に劣らさるな

嗚乎良包をして財有らしめは則造刀皆觀美ならんか

して疑惑なからしめんこと是先生の志ならん如何
そ吾子の言の如くならん故に辨疑出て以来士は盆
剣を貴て良不良を撰ひ刀治は盆勉勵して精煉し硎
師は盆精磨して時日の歴るを厭はす良刀は貴く拙
刀は男く各品位定商匿て眞僑分る先生の力に
非んは何そ此效あらん然りと雖先生自ら鍛煉の技
を爲さすに三品保則をして刀を造らしめ此技を
試といへと恐らくは其を究めさるか將其見
其に害あるは語て是を正し天下後世の人を
文を見るに師弟の禮有て又父子の親みあり然るに
辨疑の非を擧るは何そや鎌田氏をして之を聞かし
めは必云ん余か道を以て余を害すと赤師長に事る
道を失んか答日吾子の言誠に然り余か粗刀剣の道
を知るは實に鎌田氏に親炙して其宗廟の美百官の

富を窺ひ其化に浴すれはなり然りと雖人々の間によりて辨疑の當否を謂てこれを公にするは先生に忠にして師長に事るの道なら如何ぞ其殊恩を忘れて先生を害せんや夫先生の辨疑を述するや天下の惑を辨して其身に私せす故に上は神聖の遺に遊ひ下は將來の惑を解く其教の存する所は推て是を

陸舉家怨言なく又其右に出るものを猜ことなし兄

ソネム

始め薩陽士元平と銘す寛政の初年受領して大和守元平と打安永より天明の末までの作を見るに地鐵精美にして肌あ匂深く沸多し刄形亂れ刄或は

直刃の崩たるあり鐵性古刀に異なりと云へとも鎌倉一流の風あり寛政年中に至て大略亂れ刄を焼鍜昔年に異なるか少し柔めに見えて強く沸匂至て

深く板目肌の中に銀すちの如き肌ありて其文鄉義

弘によく似たり然も出来に優劣なし一平安代に

劣らさる良工なり且此人謹行にして常あり兄弟和

大和守元平

一流によく似たり本阿彌氏大志津の風ありと云

へりと正幸自からいへり安永の末より出来少しか

はりて二重刄梨子川等出来ること希なり地肌しょ

ける意あり天明の初より地鐵もさらさらとして肌

あり疑らくは鍛昔年に異なるか少し柔らめに見

えて強く寛政に至りて大略亂れを焼く沸匂至て

深く尋常にして甚位あり終始正清に劣らざる良工

なり鳴呼明安の有て古刀の質有る時は則と五

郎氏か

によく出来たるは地鐵精美にして地肌あり匂深

く帽子火災にして沸至て荒し刄ぶち大略二重刄村

々あり叉沸は譬は銀のきらゝの如くひらひらと見

正良か門人始良時と銘す中比貞宗と打其後叉良包

と改む銘茎の形ち大略同からす位いやし此人家

極て貧し時の有無によれるか地鐵の鍛ひ精粗あ

隅州住良包

ナラ

然るに美を助廣に焼くさる者は何ぞや

羽州山形侯の臣始め英國と銘す後に正秀と改天明

の初年より名乘の下に例を彫る共作津田助廣によ

く似たり地鐵至て美はしくして肌なく其鐵濃なる

こと壁は明鏡の面を見るか如し沸匂深く刄形大略

大亂を焼腰刄の品帽子のしまり銘莖鑑等至て見事

にして助か跡をさす地の精美最至れり希に

は直刄肌造あり勝れたる良工なり海内助廣を摸し

て其右に出たる者を見す正秀の精煉今時に冠たり

水心子正秀

弟和睦家に怨言無きは士君子の難んする所な其

刀を造るや千枚一の如く優劣有ることなし豈常を

守るのに非や

此二工の作相似すと雖る地鐵の鍛精美にして沸匂

深く地肌のよく古に似たり國重最鎌倉物に似た

備中國水田住大與五國重

洛陽一條堀川佳國廣

のしまり腰の品銘莖鑪り間然するところなし古

に似ずと雖も名實兼備の良工と云へし地鐵の精美

最至れり良哉二子能く古を師とせは則永く天下の

稱界を擅にせん隠

ナカゴ

此二工の作地鐵精美にして沸句深く焼刃の形帽子

井上眞改

津田越前守助廣

此二工の作鐵性古刀に異なりと雖も焼刄の形沸匂

の勇み地肌の帽子の勢ひ鎌倉物によく似たり善

哉二子信して古を好む五郎氏のある故に新刀の

冠となれり

主馬首一平安代

主水正正清

始め薩州正良と銘す寛政の初年受領して正幸と
改む明和より安永の中比まて其作地鐵至て精美!
して匂深く荒沸多し双形は大略直刄を焼崩たり沸
の色は譬は寒夜の星の如く刄色は壁は次を見るか
如く地肌紺色にして其剛きこと云へからずよく
出来たるは帽子火炎にしてあら沸多く稲妻すか
なすぢあり二重刄村々としたる中によく沸て地
の中に沸にならんとしたる梨子肌あり其文章鎌倉
伯耆守平朝臣正幸
高木助直 肥前國忠吉 埋忠明壽 小林國輝 一竿
子忠綱江都繁慶 長曽稱虎徹等の良工有りと云
へと今新に許せす吉道か菊水簾刄芳野川國助
か富士見西行等古によらず種々の形を造立して
焼たるは文華なりと云へと古の文華にあらす故

世の稱ありと云へと虎徹の下に列せず其餘の良

工これを略す唯大なるものを尽く是より下も今時

の刀治を許す工の優劣を以て次寂するにあらす先

輩後輩を別つなり

や

正清安代出さる時は則誰か能(二子の上たらん

刀劍或問卷下

刀劍或問卷下

とも必見つへき∞のあり遠を致て泥まんことを恐

るを以て君子はせす豈虛言ならんや余既に士の

任を失ふ願は吾子後轍にをち入ことなくんは幸甚

ならん刀剣を知らさること豈士たる∞の耻なら

んや吾子夫これを察せよ

職孰かこれより大ならん嗚呼先民云すや小道と云刀劍或問跋

六五九

肥後 中山昌禮公幹撰

文化十年癸酉二月十五日

陶弘景著刀劍錄古今之劍可觀也正宗作廻明記刀工之系可知也光悦立賞鑑法刀劍之品可別也至若其造法之精賞鑑之要古來未有說其肯綮者皆懸空臆度之論耳松村仲廉者吾藩世祿士也講業之暇相劍好鍛及其性好之偏而已嘗所論說著之簡編名曰刀劍或問其所論說精緻核實前人之所未發也非弘景正宗光悦之偷矣其比喩旁引又有益於世教彷彿乎莊生劍客之言也鸛既爲八代城郡尹而有治績又擢爲度支監察掌財貨之權裁制國用蓋重任也若斯編實其緒耳豈足盡仲廉哉豈足盡仲廉哉讀者窺其一班可知其全形也是爲

人にしかざるを耻んか繫刺の術を知らんことを欲せは先の人にしかさることを耻んか勇の人にしかることを恥とせは先つ義の人に如かさることを耻んか義なくんは何を以てか君に事ん何を以

カクノハサ

す顧ふに吾子賢なりと云とも禹稷顔回に孰れ顧ふに吾子忠なりと云とも比干子胥に離れ顧に吾子孝なりと云とも閔子曾子に孰れ此七子は真に賢に

して人の及さる所なり願ふに吾子及はさらん
か刀剣目利を知らさることを耻んよりは七子の賢
に如さるを大なる耻とせんか請其の耻を大にせ
よ若禹稷顔囘の賢に如かさることを恥とせは己に
克て禮に復するにしくはなし若干子胥の忠に如
かさることを耻とせは誠によく己を盡に如くはな
し若閔子曾子の孝に如かさることを恥とせは誠に
能く親に事るに如くはなし刀剣を知ること人に如
かさることを耻んよりは七子の賢に如かさること
を耻とし吾子の耻る所は孟子所謂無名の指の人に
如かさることを耻て心の人に如かさることを耻ち
さるの類ならんか請其耻を大にせよこの大耻を
知て而後刀剣を知らんことを欲は先つ剌の術の

んや日に相劍煉刀の精徴を究して古今の良治と其
美をふ終に小技を以て世に知らる士たるもの、
さるのあらす況や家邦を治むるの道を知ら

用ん刀劍の利不利何を撰ん請其耻を大にせよ故に
難を踏み義を行んと欲せは先つ道を學には如かす
孔子日十室の邑忠信丘か如きのあらん丘學を
好にはしかす道を學て能く誠あらは事」親"れは則
孝事」君れは則忠夫婦には則別兄愛弟恭にして朋
友には則信有てこれを事事に推て當らさるとなし
これを物に移て至らさる所なしこれを一國に施せ
は一國治らさるとなしこれを天下に施せは天下平
かならさるとなし詩に日刑于寡妻」至于兄弟以
御三家邦」と云へり蓋し本をつとむるの謂なり且夫
士の士たるや己を行に耻あり四方に使して君命を
辱しめす請其を大にせよ抑余や幸にして世祿の
家に生と云とも不幸にして慈父に早く離れ内に叔
伯の教なく外に師長朋友の輔けなく道のある所を
知らす況や己を行に耻あらす四方に使して君命を
行ん難を踏み義を行はすんは繫刺の術何にか
か節に死ん勇なくんは何を以か難を踏ん何を以か

て正清安代薩州に鷹揚して猶數十鍛して五郎氏を
摸造して助廣眞改と其趣を殊にして新刀の冠とな
るなら近世鐵山彌へ大治彌其法を失ふ汲々とし
利に走り砂を吹こと彌粗な鐵盆剛く盆荒し殆
と鉄の如くにして大治却て刀治を害す然と刀治
筋を勞し骨を苦め砧々として數十鍛して大治の害
を補ふて良刀を造る力を勞こと助廣眞改に倍する
∞のは工の拙きにはあらす大治の害甚しけれはな
今や江戸に正秀正繁有り攝に助隆有り薩に正幸
元平有り其巧の至り其美を盡せること云ふへから
すこの五工の門人四方に分在して刀剣を造る助廣
眞改に齊きのあり五郎氏に似たるものあり數十
鍛して上作を摸造するの巧術往古より以來當時よ
盡せるはなし然れとも古刀の鐵性に齊しからす
して新刀たることを免れさるは何そや大治助けす
造法殊れはなり近ころ水心子これを憂て相州綱廣

か門人となり絶たるをき廢たるを興し大治の助

けをまたす再五郎氏の法を明にしてこれを天下に

傳余亦頗る其法を得たり故きを新きを知り

講武の暇五郎氏の意を述へ秋廣の志をてこれを

刀劍或問巻下

或問甲冑は著せさる時あり弓槍は持さる所あり刀劍

は武士の身を離さる物にして重器これに比する

物なし故に凡士たる者刀剣の良否を知らすんはあ

るへからす當時此道彌盛して彌精し劔を相して其

銘を指し造法を見て新古を知り鐵性を見て上作下

作を極め沸句の文を見て出來の高下を別ち甲を割

肉を切撓折利鈍を試み刀剣の道至らさること

なし殊に吾子は此の技に擢て其を究む世人の知

る所なら士たる者の榮これにしかんや余りこれ

を知らす耻戦かこれより大ならん願は刀剣目利の

略を聞ん答曰吾子夫これを憂ることなかれ刀剣を

知らさるは耻の小きなるものにして大なる耻にあ

らす若吾子事の人に如かざるを耻つることを知ら

は請其耻を大にせよ夫士の先つ大耻とする∞の有

請試にこれを語らん其當否の如は吾これを知ら

六五七

天下に公にせんと欲す今より以往大治刀治相助け

古法により目利者これか翼とならは古の良刀に

齊き∞の日を計て四海に滿ん然れとも其盛衰興廢

革に至ては敢てあらかしめること難し百歳の

後吾子とこれを地下に語らん

て四方白とすることあたはす皆延鋼なり其名を大

水小水と云ふ右の鋼を以て刀剣を造る刀治ちから

を用ること少して功をなすこと大な古の良治多

ハカネ

を異國に公にする心あらは明神罪を余に降極して

敢許さくらん若吾邦に公にすることを憺て明神余

を罪せは余敢て其咎を受ることを辭せんや

或問古刀は鎔煉して鍛煉せす後世の刀剣はこれに反

す故に新刀と古刀は鎧性大にかは上古は良刀多く中古は少く近世は多し物の盛興廃して革するは古今の通義にして其跡を考れは悉く明な燃れとも刀剣に至ては如斯興廢曖革すれと∞其跡を知のなし願は古今治の盛衰刀剣造法の革の説を聞ん答日詳なる哉吾子の問古今刀治の盛造法の革を説かは數百年以来世の盛刀治の工拙及諸國鐵山轉移する所大治鐵砂吹法の異同數萬言を吐くとも盡さる所あらん請ふ其略を語ん余新古の造法と新古の鐵性と古今鐵砂の吹法と合せ考るに古の良工多きことは全く鐵性によるなり古の大治鐵砂を吹事七晝夜にして止む力を用ること大に厚く利器に用る鋼は至て精美にして柔なり缺

きは他なし大治の刀治を助れはなり今の鈍鐵に刄かねを入れて山刀鉈鎌を造に似たり永和康暦の頃より刀治漸々へ文龜永正に至る迄殆二百年數百

工ありと云と良治良刀少きは大治鎧を吹こと往
昔の如くならす刀治亦過其傳を失へ然と
古風猶存するものあり天文弘治の間播州宍粟郡
より四方白の鋼始て出つ大治砂を吹こと三晝夜力
を用こと古に半ならす鐵性大に往昔に異りて精密
ならす柔ならす缺きて塊となし四方白の鋼大に天
下に行はる大水小水の精鐵れて良治良刀あるこ
となし大治の助けなく刀治の拙きのみにはあらす
天正文祿に至て大治刀治悉古法を失て刀劍の造法
全く古法を失くり萬治寛文に至て助廣眞改か如き
良工並興て刀劍を造る大治の助けなくして古法に
よることあたはす四方白の精密ならす柔ならさる
鐵性に随て數十鍛して鐵を精美にする造法を工夫
して其世に冠たる良刀を造る精煉の法廢絶して精
鍛の法典る然而以來天下の人悉く以爲く古刀の良
なるや皆數十鍛して然らしむと大治の助と古法の
あることを知らす數鍛の法日に進む正德享保に至

或問弓馬軍禮は論なし技藝百工各流派あり其師たる

者は贄をとりて其門に入らされは敢て其道を語ら

す況や其蘊奥をや且聞く刀剣の道秘傳甚多し然と

∞吾子刀剣の造法を語る毎に奥を盡さいること

備て交足らざるを知りたるを補ひ足らざるを助

て造を陽にして幅を広くし切先をのへ地肌に鼬文

縷理をなし刄を深くし亂をふとくし帽子を火焔に

し重花丁子の中に駒の歯形短町扇刄玉刄等を焼入

て沸句をあくまてにし始て質兼備の良刀を造る

工の神なるものなり能せさるにはあらず五郎氏に

して能せすんは誰か此を能せんや吾子其これを辨

知せよ

ナカムカシ

古の造法は既に命を聞く然れとも吾子の言の如く

ならは正宗と云とも一枚金の玉刀は造ることあた

はさるか答日否上古の上作は鐵性は勝れたりと云

と質彬彬たらす造り陰にして幅せは切先つ

まり小直刃多し帽子を丸く焼き匂糸のことし希

に小丁子又は小直に足を焼てとするものなし

其後重花小亂丁子刃等に匂を深く焼と云とも猶

たらす中葉に至て各其美を箏ふ特五郎氏古刀の質

・

の威靈萬國に暉く四夷敢て 王室を窺はさるは一

つはこの助けなきにあらす故にこれを人々に公に

天下の人悉く刀剣の可否を知り天下の刀治悉く

良工となり天下の士悉く良刀を帯て宗廟社稷を守

四夷を萬里の外に攘んこと余か願なりこの秘法

六五五

ハラハ

カヤ

なし子のる所は秘傳にあらさるか答日否然ら

す大に秘事なり余刀剣の造法を人より受る毎に人

に公にせさるを以てこれを約し神に盟ふに至る然
と∞神は清明にして正直の主なり正にして邪なら
す直にて曲らさるなり後世秘事秘傳として神に盟
ふ∞のは其旨趣多く不正不直に出つ弓馬軍禮は余
知らす技藝百工の秘事秘傳とするものは吾に良事
良法ある時は私のみにして公にせす名譽を専にせ
んと欲し利を求んと欲す甚しきに至りては小を
大となし可を不可とし人を退け己れを進め秘事を
傳ふと傳へさるとに依て奇貨とし人の賢を嫉み技
藝百工の極秘するところみなこの類なり神明何を
この非義を受んや書に云く人の技ある娼疾してこ
を惡み人の彥聖なるこれに違て達せさらしむ余
甚だこれを恐れて秘法を人々に公にす且吾邦刀劍
金溜り淺く金ふかれて炊く時は精密にして柔し如
何となれは羽口高く金溜り深き時は風専ら火を助
け火氣恣に金をとらかして金流水のことく流れ落
たるを羽口高く金溜深く風専に金を吹かす火氣の

み盛にしておいてを吹終ると云と炊きなを止す荒金となる精密ならすして剛なる所以なり甚しき時は殆と銑鐵のことし羽口ひきく金溜りき時は風もつはら火を助て金をとらかすと云とも流水の如ならす漸々にわきて落入たるを羽口ひきく溜淺く金と羽口と相迫りて風専ら金にあたり漸くわき精密にして柔くなる所以なり甚しき時は柔鐵のことし故に羽口に高下なく金溜に深なく素を程よく仕ふ時は風は金を専ら吹んとすれとも火氣風に合て専らなることあたはす火氣専ら金をとちかさんとすれとも風火氣にて専なることあたはす風は火を以て金を吹き火は風を含て金をとらかしともに専らならす風火相すりて金をとかして剛ならす柔ならす精美なること玉のことし所謂良鐵これなり天國吉光古備前等を見るに希に一毫の肌なく一枚かねにして至て精美にして玉をのへ

か助廣を稱する言に日嗚呼津田氏之子其庶幾乎と孔子の顔子を稱する語意を以て観る時は助廣か肌なくしてよく出来たるは古の肌なき玉刀に近きと云意ならん蓋近からん吾いまた其近き物を見す

キカイ

たる如き物あるは右に云ところの金を以て一遍∞鍛はすして作りたるなん又古の上作良工と稱する刀治は鐵性天國吉光等に劣らすと云と∞かねを金玉のことく鎔ことあたはす大略三四遍の鍛あり故一枚かねは希にして鍛目あらわれてて見事なり後世地肌と稱する文章これなら中作下作は鍛重りて肌多してかわき有り適鍛はすして造と云と或は剛にして精密ならす或は柔にして煉れ合さるは鍛重りたる如く白肌多く出て位卑し然れとも新刀の造法とことなる故に位卑と云とも古刀は自ら古刀なり新刀は上作と云とも自ら新刀なり同日に云へからす當時多く刀剣の事を説く者新古の造法の

異なることを知らす今を以て古を推し古を以て今
を論すこれをもつて誤り多し鎌田氏眼を古の玉
鐵に開き地鐵すきまなくつまり肌なきを尊信した
るは卓見と云へし然れとも新古の造法を辨せさる

銑のをろし鐵を十四五遍鍛ひ或は剛鐵を廿四五鍛
右の十八九鍛たる荒鍛のかねに大略四の一を交
へ五六遍鍛て精鍛とし此の金を地に用ゆ肌かね
加る分量及精鍛の遍數時の見込みによって小異あ
り刄の金には肌かねを加へす地刄鐵共に始終錬鍛
なり叉剛鐵に銑ををろしたるを或は加へ或は加へ
す挺子に附て竪横に切割り切曲け十四五鍛て此の
金を莖より刀の中程までさし入て三品のかねを取
合せ造るなら真の鍛ひ角のへ等の名有る造法は
肌金を加へす地匁のかねを取分けす其外三枚造り
柾目造りすり柾等種々の造法あり火焼の法は土

を竹箆木にてぬり杖の如く竹をたきて土を
つき去り双形を取るなり焼法は始刀の棟より火を
入れ刄にかへして大略十八九より廿四五の間刀の
大小長短により火中を通し村なくよく燒て火床よ
揚てしばらく火を戻しまして淬なり火の戻り
加減によりては又三四遍火を通ことあり荒鍛より
焼刄に至るまて種々の意味仕法有と云とも之を略
す吾子の造法を如此きか答日大略然然れとも
余は復性の鍛法を用ゆ故に出羽は剛して宜しから
して始終挺子に附て鍛なり其餘小異ありと云とも
此を略す叉問近來吾子正宗適傳と唱へ復古昌直と
銘する造法水心子か莖に刻印を打附たるも亦然る
か答日否大に異なり日願くは共法を聞ん答日水心
子刻印を打たる造法及余か復古と銘するは數十鍛
して後肌金等を交へ造る法に非す鐵を鎔て鍛はす
造る古法なり鎔法は先っ剛鐵を干め鑽めを入水折
して小くし火床の金溜を水とを打てふくらに

ため炭を多し能火はりて後わり置たる剛垢を

索の大小に應は鍛はす或は二三遍鍛造る古法なり上古の上作

は鍛たるは希なり正宗は一二遍若くは三四遍の鍛

ひ多し上古の上作に數遍鍛たるは至て希なり抑鐵

に火を鎔床に一大事の傳あり羽口高く金溜り

深め蛇過る時は剛にして精密ならす羽口ひき

六五三

し五六七斤の間漸々に火中に入て

鎔すなり吹終て火床にたまりたる金を取出て垢を

よく去り煉合す叉さし出たる所ある時は缺きて去

いかにも悪き金を交へず蛇のべ金の位により或

タカネ

カナダマリ

ナマカネ

す千草鐵の至て柔なるを探ひ銑も至て柔くをろし

生鐵の如くして交へ一般の分量を三四百目の間に

或問慶元以後の良工の作を見るに數十鍛練して造り

たる故に地鐵も至て細美にしてうるはしく羽二重

のの多古の上作とする刀剣に少∞かはる

ことなし然とも古作には劣るにや答日これ同日の

論にあらずされとる吾子の言の如く良工の數十鍛

してよく造たるは地鐵の細美古刀に見紛ること

遍とする理同し何そつまをりの数の倍することあ

らん如此四五遍鍛時は境の金煉れす或は折りかへ

し目弱りて截る故に及二つ折して後に始の如す

半を境として鍛練すれは一度に忙して二つ折より

垢除く道理は挺子鍛に近し又水ならし、垢を去る

にも二つ折より仕易く然と鍛境の金交して精

美ならす中の金なら又鉄にて至て粗略せんと欲と

四方より打たす長くのへすしとろに打干め竪横

に切割切曲ること能はす粗略するとも至て粗なら

す中の屬なり故に中の金を鍛には可なり上下の金

を鍛に不可なりこれを乗るは挺子なりと云は右の

理なく刀治實理を考へしらす仕くせを主とし當坐

の理を唱る者多し是を聞者信用して其理を説く所謂一犬虚に吹くて萬犬實を傳る類なん

或問薩州一流の造法は千草出羽の剛鎧に銑鐵を至てつよく鎔し大略四の一を加へ一鍛の分量を七八百目にして始四五遍は八九寸にのへ二つ折にして後ちつま折にして大數十八九折荒鍛とし別種に

あり細美なりと云へし然とも古刀は鎔煉して鍛煉せす新刀は鍛煉して鎔煉せす故に精美にしてうるはしきこと古刀にはしかす新刀の能く造たるは目力を以て見分ることあたはす然と∞古の法方にをSて新法の及はさる理あり鍛煉して細美にしたるは吾子の言の如く細美と云とも羽二重の織目なきてとあたはさるかことし古刀は鎔燥して鍛煉せさる故に精美自然にしてひさかの透間あることなし是鍛煉の鎔煉にしかさる理な問何をか鍛煉

としを何をか鎔煉とす答日鍛とは金を折かへして蛇

すを云なり鎔とは金をを云なり故に鍛て精美な

るは折目見へすと云とも尚存する理あり古刀は鎔

て鍛はす精美なる故に聊かの透間有ことなし新刀

の古刀に及はさるは法方の異れはなり後世の刀治

鎔法によりて刀を造りて熟せは古の良工の跡に

登ること實に日を計てまつへし

刀剣或問巻下

精美を求と云と挺子にはしかす至て粗略を欲と

コトジ

得ること所謂瑟柱に膠するの説なり鋏鍛にて至て

ニカハ

或問當時の刀治鋏の手利かす多は挺子につけ鍛する

故かね悪く薩州なとは地刃の鎧は始末鋏にて鍛ひ

梃子は絕て用さるなり刀を造り立る時莖に用る金

はかりて挺子鍛するなりつき折の鍛なとは二折

して一遍の数とする故十八九の鍛は諸流の三十七

入鍛に當ると云説あり如何答日これ鍛煉の道理を
知らさる者の説なり慶長以後の造法は古の造法と
異なり數十鍛して金を精美にするを以て至れりと
す新刀の良工と賞する者數十鍛したる験し有て皆
地鐵精美にして見事なり至て金を精美にし至て金
を粗略にするは挺子にしくはなし薩にて挺子鍛す
るは莖より棟に用る金なり何そ精美を求めん故に
粗略の鍛法なり其法を見て挺子鍛は悉く然と心
は堅物に觸れてつよく抗激する時はるは自然の
失な曲は自然の失にあらす刀剣の利害を説て
理を一塗に見ることなかれ抑天地の萬物を造化す
る精妙盡さいることなし至らざることなし而して
歯かけるの失あり況や人巧の刀剣をや
蛇すこと能はずして蛇を境の火垢去り難し縦ひ水
ならしして垢を去らんと欲すとも平目にして幅廣
く長けれは心のことくならさること多しつま折は
金を長くのへてを境として左右に二遍折て一遍

とし反して前の如にし四遍折を二遍の数にす

る牛を境て鍛故なり二つ折の鍛に雨端をして一

六五一

ワカス

同し鍛は精ならすならす中の金を鍛には

可なり上下の金を鍛には不可なり上中下を兼鍛は

挺子なり何如となれは上の金を鍛時は四方より打

て長くのへて村なく角にして折目を少し中高にし

水ならして火肌をよく去り切曲け一わかしにわ

かして鍛煉す鍛終て挺子口を深く去て悪しき所を

ましへさる時は一點の垢鐵中に籠らす至て精美な

り中の金を鍛時は村なく四方より打と云と少し

平目に短くのへて折目の中を水ならしさす鍛煉す

下の金を鍛時は四方より打たす平目にして長くせ

す村をかまはす垢をさらすしとろに打て竪横に十

文字に切割切曲け鍛煉す是薩の莖の金なり又鉄鍛

に二つ折は金を四方より打村なく長くのへて平目

の中ふとく両端を細くせされは鋏み難く火一度に

異り整鉋小刀の類の缺けやすきをいとはす斧鉞

チノテチ

ノミカンナ

或問刄味のよきは刀剣はたとひ石金を切ると云へと

∞缺ることとなく砕ることとなし若此の中を得すんは

刄は缺んよりはむしろ曲らんには刀剣は切の細美

を欲する器にあらす撃切する器なれは刄の缺けさ

を要とす諸の利器各司とる所ありて刄味も各

は不通の説多し薩州焼の利あらんと云は強く燒て

火を戻て水中に浮き火氣自ら退き水氣これに乗し

冷へよく通る理あり然れとも強く焼入たる故に心

には火氣尚存し雷鳴すること久ふして沸となる故

に卵をふるほと堅して沸多し重華丁子直刄其外種

々の刃を焼時は火を盛にしてふいてを吹かせる

と緩急ありて漸々に火を入れ淬なり故火焼刄土

を損せすよく刄形を保て冷へ心に通りうぶ掛らす

表裏大略同し此燒法魚肉を焼の意あり右の形を燒にふきをつよくふく時は火焼刃土を損し又加るに火を戻さす相逆することつよく刄形崩れて出来さるのなら故に沸句を焼こと各法術意味多し然とも委曲にして論し難し沸を焼き冷を心に通は薩流利あらんか

らす羹に懲てを吹の類なり刄は缺け易からざるを至りとす缺け易きを以て下とす刄の曲は刄にあらす堅に觸れて缺けさるの剛なくんは何を以か物を利せんや刄を波と和訓する所以の義はのよ物を斷にとる刃は物を断の利有りてるの剛曲の柔なし和訓の義を刀劍に推す時は地は歯肉に比し柔にして刄を保ちねはく折れすして曲を地の用とす刄は歯に比して剛にして曲らす利鋭なるを双の用とすこを以て地の曲らすして折るは地の實なし刄の缺けすして曲るは刄の實なし故に双

ニラ

アツモノ コリ

山刀の類は切の細美を欲せす截して大切を欲す

る器なれは繫鉋小刀の刃味に異柔にして刄の缺

けさるを主とす刀剣は固より擊して大切を欲する

器なれは刄の缺けるに害多して曲るに利多と云說

あり何如答日これ類を推てよく刀劍の刃味を試知

る者の說ならん然と頗る盡さる所あり斧鉞の双

は甚厚くして柔なりと云とも木節の堅を切て猶刄

缺るの失あり況や刀劍をや堅に觸れて缺す砕けさ

る所を得すんは寧曲るにはしかすと云は新刀の双

のかけ易きを憎て發するならん所謂直を好て直か

*五〇

刀劍或問巻下

て

後ち火を戻して淬く故に胎も深くかゝりて荒砥に

て數刻酬かされは焼刄見す然と中ほと剛く

ラ

或問焼刄は強く焼かされは心に通らす沸附さる

を數十鍛して後淬て試るに殆と剛鐵の如し又不復

性の鍛法は分量を少くせす金を平目にのへて折目

のを水ならせす火肌を去らす折曲け大槌にて

打たせ鍛煉すと雖とも透間ありて能くわき合はす

大略折る毎に炭こもり或はふくれ出て垢多く鐵中

に含て金氣全く存せず本に復せす如此して數十鍛

する時は折る毎に垢加りて精美ならす剛ならす地

うるみてはれやかならす柔にして折れ易からさ

る理あり余此法を以て千草出羽の剛鐵に銑を至で

剛く鎔して交へ數十鍛して後淬て試るに殆と鈍鐵

の如し剛柔精粗は他なし垢を去ると去らさるとな

此理に達せさる時は數十鍛して柔ならんことを

欲て能はす叉剛ならんことを欲して能はす其法異

りて理各然り今薩州と水心子とを説者造刀の全法

を知らす落者の象形を説くの類なり吾子それを

疑ことなかれ

ニライ

なり故に薩州はを強くふかせ火中を數十遍通今更に當らすと云にはあらす名と實とを考へされ

*四九

後鳥羽帝の焼玉ふを御所焼と云しも皆双の事

焼を心に通すは強く焼て火を戻す法に利ある

へし沸を焼に至ては近世薩刀の右に出る者なし魚

肉を焼の壁へは用ひ難からん刄を焼時は大略火の

通らさるはなし燒法によりて淬て火氣水氣を大に

拂て冷へ速に心に通らす水火相逆することの弱を

焼通らすと云な魚肉は燔のみにして淬ことなけ

れは理相通して用ひ難し俗に刀剣に焼の通るや

を唱るは實と名とあたらす淬の字義を以是を考れ

は冷へ心に通らすと云は、實に近からん然と刄

を焼と云ことは古語にして祓の詞に焼鎌の敏鎌

と有り双

なり後世まてへすと云説あり何を然らん淬法
によりては胎掛らす心に焼通るなりを強くふ
かせ火を盛にして速に焼くは反て焼きは心には通
らざるなり譬は魚肉を燔か如し火を盛にして蟠時
は表面のみ燔けて内は熛さるものなり刀を焼
此理なりと云説あり何如答日流派によりて各主と
する所あり強て其當否を云かたし然と沸を焼
或問薩刀の鍛法を説者の日千草或は出羽の剛鐵に銑
鐵を至て剛く鎔して交ゆと雖も良工にあらされ
は數十鍛する時は鐵性大に勞る故銑水折して柔
なれは加へす鍛∞十八九折後肌かねを交へ精鍛
と名け五六七遍の間鍛ひ大數二十五六の鍛にして
造と云へり如此なる時は鐵は鍛數を重ねはく柔
聯係して其法を傳ぶ余これを聞て神飛び肉躍る鎌
倉に至り遂に正宗の法を綱に受く然とる正宗沒
して既に五百年術と法と相合はすこれを憂て日夜
其蘊を探る術の法に合ふことを知る而後古刀の造

法を差等するに毫の違ひ有ることなし又これを
手に施て至らさるこなし長嘆息して自ら以爲く
天下の良工なり故今余が造る所真に古に同し似て
非なる類にあらす希に能く出来たるは實に古に至
る古人再生ること有てこれを相せは必言ん吾作な
と此言誠に然るか疑らくは水心子か自負ならん
答日何を自負ならん正秀か言誠に然り綱廣正秀の
二子なかりせは古法永く地に墜んか

レンメン

古の法を求て止ます或日鎌倉に正宗の孫綱廣あ
とも余眞に似さることを知る心にこれを恥とす

なる理あり水心子か鍛法を説者の日鐵は鍛を重
ていよく剛くいよく折れ易く故に鍛の重りた
る刀剣は用ひ難と云へり故薩刀を記者鍛たらすし
て折れ易く水心子を説者はこれに反す其説不和
合終に箏端となる願は其辨釋を聞ん答日此の二

説をなす者造刀の全法を知らされはなり爰に雨の
者ありて大象の形を説あり一者共首を探り一
落者其尾を探て全象の説相合して箏端を生する
かし如何となれは全象を知らされはなり余既に全
象を見たり其貌を吾子に語ん金銀銅各其性を殊に
すと云と置て論せす鐵は元と剛を以て性とす鍛
法により本性に復すると復せさるとあり復性の鍛
法は分量を多くせす金を村なく直角にのへて折目
の内を折る毎に水ならしして火肌を能く去り少し
中高にならし順理に折曲け大槌にて打せ透間なく
合せて鍛煉する時は中よりわき合て左右に及ぶ故
一點の垢鐵中に含ます況や炭こもりふくれをや
金のみ全く存して鐵氣本に復すかくのことく數
十鍛する時は地鐵至て精美にして剛く水晶を見る
か如し故に折れ易き理あり余復性の法を以て鑑

すして柔にするなり故金を鎔して柔にし鍛

して柔にする法を知る刀治は火に弱ると云叉鍛煉

して金を剛にし鎔して剛にする法を知る刀治は然

らすこれを聞者異同を論して終に定論有ることな

きは金性法術相剋の理を分別せされはなり金は變

革するを以て常性とす剛を變て柔となし柔を變

剛となし方を圓とし短を長とす皆越して轉す即金

・性なり性に從ひて法を施し能く變革するなん當時

鍛冶∞目利∞金性相剋法術を分別せずして強論

説をなし其過ち多し寧知らさるを知らすとせは害

少してこれを知に庶幾からんか

チロス

剋の義は金剋木の理を以てこれを見れは明なり金

を以て木をと云とも勞る理なし相剋の理皆同

刀剣を造る亦かくのことしを

され

は鍛煉することあたはす況や刀剣を造成すをや鍛

煉の法によりて剛となり柔となるはする故にあ
らす皆法なり火を以て金を鑠は剋なりして鍛煉
し剛となり柔となるは法なり法を能するは術なり
故剛柔精粗は法のなす所にして火金の理はあつ
からす鎔法亦然火に魅せられて柔くなるにあ
名のみ古にして法は皆然らす千草出羽の剛鐵に銑
鐵南登鐵鈍鐵等を加へ或は加へす數鍛して後肌か
疑の所謂似て非なるものなり百鍛千煉の巧術を以
て古の良工に比んと欲るは轅を北にして越に到ら
んことを欲し木に縁て魚を求るの類なり余幼より
刀治を業とす都會に居ること数十年造刀亦數百千
古今の刀剣を相す其数を知らす刀治及相劍の士に
接遇すること多してゝを以て慶元より以來數十
良工の鍛法悉く窮め知る其の窮る所を以て古今の
良刀を摸造するに似すと云ことなし當時江戸にて
高價なる新古の良刀余か銘をして擬する物多き
は何そや天下の人新古の鐵性を知らされはなん然

自ら以爲く眞に古に至れりと嗚呼痛しひ哉辨

ねを別種に鍛て是を交へ古作の地肌の模様に擬て

四五六七の間鍛て或は穿ち或は削り板目柾目種

に巧みて造り其術の至れるを上工とし至らざるを

下工とす希に能出来たるは目利者多くは古刀の鐵

性を知らずして強て是を古の良刀に比す故に刀治

チクサイツハ

或問水心子日近世の刀治法を右に考へす白建立して

正宗流及諸名工の流を唱ふ適其流を傳と云とも其

に復すこれ火尅金の理にして剛柔はあつからす

刀劍或問巻中

クハカネ ビヤ

志を継者なくんは刀剣の説永く區々にして實事を

害すること多からん嗚呼幸にして刀剣の當否を論

する者二子の後に出て二子に黜けられず不幸に

して二子の前に不出して二子に正されること庶

幾諸の刀治垂首乞憐の意なく二子の志をき目利

者∞ホ臆見を以て刀治を強ることなくんは何そ大

なる異同有んや

肥後 松村昌直仲廉父 著

是を折中せん甚哉人々の惑へる其本を知らずして刀劍或問卷下

其末を論定せんと欲す二子沒して既に五百年今其

或問火金の理なれは鎧は焼ことに弱くなる理あり

然と∞良工は數十鍛して金性を勞らかささるなり

鍛を重るのみにして上工たちは炭地鐵をいとはさ

る時は悉く良工也然とる數十鍛して金を勞らかさ

さること至て難しての故良工希なりと云説あり知

何答日否然らす叉問然らは吾子及薩州等の銃を鎔

し柔にするは金の弱るにあらさるかた火を以尅

せるか其説の詳なるを聞答日數十鍛する時は

金柔くなり叉銃を鎔して柔くなる金の火に魅せ

られ或は勞れて柔なるにはあらす尅して柔にする

法也書の洪範の篇に五行の性を解て金に従革と云

へり然時は變更するは金の常性なり銑鐵剛鐵鈍

鐵元と皆同物なり法によりて剛柔各異なり尅の義

は金銀銅銭を以て鋳物をするか如し火を以金を

せされは百器を鍛成すことあたはす鑄成して後火

氣退く時は剛なる金は剛く柔なる金は柔く各本性

刀劍或問巻中

刀剣の道幾と廢す近世に至て適々國國重助廣

眞政及正清安代の輩ら有と雖も徒に鍛錬のみにて

二子の志を繼ことなし故に刀剣の位列を定め押形

を作の類皆目利者にして造法而已刀治に存す此

の時にありては何これ可なり當時に至ては是より

降ことも亦甚しく刀治の技皆庶人の業となり首を

氏此技に抽て特獨天下の賞譽を恣にす然とも自ら

安せす猶天下を流して貴賤長少となく道の存す

る所悉く師として其を窮め其後廻明記を著す其

秋廣乃の遺意を繼て二十四國の押形を作る目

利の道二氏に成る刀剣の道此時より盛なるはなし

其後衰亂弘多止む時なく二氏の著す所有無を知ら

す良治名工相續て出と雖も尚二氏の志を繼者(

チノソ

キン

な管見の説にして次敍を失へり且夫古代刀治の盛

なるや王侯貴人も多く此技に遊び生を營み利を求

る治工なく唯意の欲する所にて刀を造る是を以

て靈剣良刀自から出つ刀治の技此時より貴きはな

北條氏の執權たるや此時を去ること未亅遠自

ら鍛錬の技をなさすと雖も餘風尚存す旁く宇内の

刀治を召く天下の良工悉く鎌倉に群集す殊に五郎

臆刀治其任を失くるか抑目利者是を奪るか宜哉異

同有ること且諸の銘鑑及諸の目利者其説の區々な

るや彼れに貴ふ所は是に卑んし是に卑む所は彼れ

に貴ひ彼れを取れは必此を廢し取るものはこれを

君とし廢するものはこれを奴とすたいこれを口に

擧るのみならずこれを其書に筆す臆後世刀剣の

説を聞んと欲と云へと誰にてこれをきかん板

目と柾目とは定る物有其餘に至ては然らす彼れ

に肌と云へは是に膚と云ひ是に水際と云へは彼に

移と云地と刄とは定る物有り其餘は不然彼れにき

らとSへは是に稲妻と云是にちけいと云へは彼に

かな筋と云沸と句は定る物有其餘は不然是に

二重刃と云へは彼に打除と云彼に梨子地と云へは

是にきら肌と云如此の類數十萬言終に定る物な

し鳴呼後世名と物とを正さんと欲と雖もに從て

六四五

ソチノケ

ウツリ

垂て憐を目利者に乞ひ以て生を營む而已なり何如

そ二子の志を繼に暇有ん故に有位の人は固よりな

士此の技に遊ことを賤とす刀治彌衰に鍛

錬の法∞赤目利者の任となる故に目利者∞僅に其

見る所を以て却て鍛錬の法を刀治に強るにいたる

ヤツゴ

11.

を加へ鍛ふことを得たり故に金色見ると云ことを

載た~叉世俗に黄金と鐵と相和せす然れとも其技

を衒わん爲に虚説を建立す是大なる偽なりと云説

あり何如答日黄金を加ることも是あらんか余往年

東武に遊し時一日水心子余か寓居に来て日當時の

鍛治悉く云ふ鐵と銅と相和する理なし若萬分の一

銅の鎧に交る時は其鐵をす是子か知る所なり

然るに今下谷に弘近と云鍛工有り行年七十余家極

て賛し其人志氣不」凡常に刀に銅を交て鍛是を

銅鐵鍛と云然れと3其人奇にして家極て貧し故に

世人以て狂とす且其作を見るに神奇の肌あり共に

往て其鍛法を聞んと云遂に期を約して他日水心子

と共に行て弘近に遇ふ其人果て水心子か言の如し

銅鐵鍛の法を問ふ弘近ことくく其法を説かく

すことなし暫くありて水心子弘近に請て日百聞は

一見に不若と云ふ願は先生一臂の力を勞して鍛て

以てこれを示さは幸甚ならんと云弘近許諾す余水

心子とともにこれか相槌をなす忽一刀を造る悉く

銅鐵鍛の法を極めたり然後鐵と銅と相和するとを

知る弘近なくんは銅鐵鍛の法永く絶に低とな

らん是を見れは黄金の加る鍛法も赤何そならん

世人多其法に不精して安にこれか説をなす實事を

害すること多し又問鐵性の全を得るを良刀とす然

るに金銅を加へは何を良刀たらん答日吾子の言誠

に然り彼∞一事なり何を是を良刀とせん

或問吾子の説と諸の銘鑑の所載及目利者の説大に異

同あり元と一事にして其説の異同あるは何如答日

後世多く刀劍のことを言ものは鍛錬の法を知らず

見こと小くして次叙を失へり宝なるかな異同ある

こと夫刀釼の用は利斷なり用たりて交備有るは良

なり鐵の精神有て利鋭なるは質にして刀の用なり

沸匂地肌備て美あるは文にして刀位あり壁は服

飾の尊卑を分つが如し然ともと質とに善あり麁

ありて利鈍尊卑各異なり質善ならずして刀自ら不

利文美ならずして刀自ら申し利鈍を別尊を知

は目利の法なり目利に大觀あり小觀あり其大觀曰

鐵精利鋭は質なん沸匂地肌はなり小觀日句は鐵

の精神なん沸は次なり肌は鐵の不煉なり果して此

言の是ならは下作に匂あるも亦鐵の精神なるか沸

を次とし肌を不煉とせは正宗義弘は非なるか是み

同理にして金を蛇に泥と灰とを用る所以なり土の

金を助ること明なり吾未泥の金を渡すと云とを聞

す又問然らは稲稈灰は金を助るに益なきか答曰否

火生土の理なれは火に剋せらるゝ時は萬物皆土な

然れと∞稲稈灰は土氣の輕くして泥土は全く土

氣の存する物なり問然らは全き泥を用は何そ輕

稲稈を用然るに吾子是を兼用るは何をや答

日吾子の疑宜なり燃れとも輕重相交物の用を

成は自然の道なり鍛練も然り譬は穀肉果菜を以

て人を養か如し穀氣全く人を養と雖とも肉果菜を

不併して何如人を養はん吾子の言の如くなら

は穀のみを食て肉果菜は人を養ふに盆なしと云に

ことならんや當時刀治を目利者∞事理に周ねから

す我意を唱ふる者多し故に其説事理に貫通せすし

アワセ

の時に當て火床に炭を多く用び篇をつよくつか

金を強くとらかす時は火金の理にして火氣金

性をとらかさんとすれとも土生金の理にして泥土

或稲稈灰を以金を包んてとらかす故に火氣恣いま

まに金性を剋すること能はす即焼刃土を付けて淬

時は地刃となるも土を以て地を助くれはなり是皆

サカス

或問勝久か著す所の新刀銘盡に神田繼干は刀に黄金等何そ助廣か下∞たらんや地の精美に至ては助廣再び出ることあらは反て法を水心子に學はん何如そ先輩後輩のたかひにして似て非なるものとの類ならん是みな耳を貴て目を賤む者の説なり吾子夫これを怪むことなかれ

或問水心子正秀か作を見に津田助廣によく似たり然とも世人助廣を愛して水心子を愛せさるは先輩後輩のたかひなるか所謂似て非なるものか願は其説を聞答日吾子夫れ怪むことなかれこれ古今の通弊なり當時井上真改を海内一二の良工と稱す然れとも其世に當てこれを稱せるか集義外書に後世たくひまれなる上作となるへしと云へり此の言を以て其時を稽るに眞改を貴まさると知へし特態澤先生其良なることを知れ昔鮑叔の管仲を知

子皮の子産を知るみな此類なり豈世人悉く二子の

賢を知んや余を以て水心子を観るに地鐵の鍛ひ沸

旬の焼刄の形ち腰の品帽子のしま 銘

を後世に流す庶幾は事理に周ふして其説の貫

通せんことを

を考す水土によりて出来の異同を辨し刀剣の微

妙を論定す故に後世多く實事を知らす空論の為に

と云

こと古書に∞載たり世人此の説あり何如答日水

土の違によ-て萬物形状氣臭を異にす如是なる時

は刀剣∞亦然らんか然れとも目力を以て是を見知

すると云は目利者流の説ならん目利者多造刀の實

事を考へす高大の空論を建立して目力の敢さる

所を謂て其道を主張し或は同作にして造法の異な

カナ

或問古代より水により刀剣の出來ると云説あり某

古の刀治は眼心手能く利鄙しからす精神を

盡て良刀あり今の刀治は是に反す精神を盡さす任

なきる一助なるへし

キー

來の同しからす各異なりて美なる所多し利斷は固

より刀劍の任なれは武士∞刀劍を己か意に合ひた

るを求め刀治の意を枉けす用ひたる故に大に切れ

たること諸の軍記等に多く有り今は然らず鈞合格

好は劍術者の任となり出来は目利者の任となり刀

治の任する所なく己か精神を盡さす下作たること

を菟かれす宜なり古代の風を失ふこと然れと∞往

か何の國にて打たる太刀は水より金色變たる或問或る良工の日刀を
鍛に泥を用る流あり泥を用る

時は鐵性大に疲る故稻稈灰而已を用と云り吾子の

鍛煉を見に泥と稻稈灰とを交用るは鐵をつからす

爲か又識を助る爲か願は其説の詳なることを聞ん

答日良工は不知余か泥と稻稈灰とを兼用るは固よ

金を助ん爲なり鍛煉の法一事も五行にはなるゝ
ことなし五行相助ずして何を以て刀剣を造ん抑鍛
子それこれを察にせよ
アキラカ
役せらる所謂一犬に吠て萬犬實を傳ふるか如し
往年余東武に遊て刀剣十枚を造る武と肥と地の相
去ること三百餘里水土の相違となんだ雪壌
のみならん然れとも水土の異なるを以てよく相剣
する∞の是を見分ることなし余を以て是を見る
に赤然り豈余而已ならん薩の伊正良は當時の良工
にして目利∞亦人に超たり然れとも出来の相似た
るに至ては其自ら造る所の刀剣を見て余か作と云
余か作を見て自ら造る所の刀と云他と自とを見知
することなきは吾子の知る所なり彼の人にして如
此然るを況や千歳の下其刀剣を見て水土の異同を
見分ることあらんや皆空論にして妄言に非すや吾

刀劍或問巻中

カゴ

或問凡古刀は反り新刀は反らす利害何如答日反たる

上下の違によりて利害有んか答日これ有り是古

人の心を用ること深し目貫穴の下りたるは強く打

合ひたる時目釘に響薄く莖目貫穴より折れ難し

又古の刀剣今の拵へとは大に異り皆太刀なり式の

の時は鐔切羽を合せて凡九牧なり然るに新刀の

如く目貫穴を關近く鑿ちては太刀に拵る時は目釘

は縁際に在て強く打合時響強く目釘莖折れ易

し故に古刀は穴下りたらんか

自然と氣象顯れ名刀多し其出

或問古刀の反て利ナカゴ

故へ無くして柄の反るに有さると知るべし

て堅固

ナカゴ

或問凡古刀は目貫穴大に下から新刀は目貫穴大に上

ナカ

焼きある所に目貫穴有れは折れ易し若今武用を主

らす刀の損せるものなら帶たる時抜き易くつ

合善きなり反らさるは堅物を強く打時うつむ

くこと有り餘り反りたるも亦悪し

キル

は強く打合叉堅物利斷の時刄筋直に嚮少く横に振

としての利害を論する者有ん目貫穴の如く刀の

縁の絶えたる有らは是を忌ことからん然るに

から揚を好むは類を知らすと云∞のなら双刀剣を

愛して産の銘茎を焼損ることを惜むは所謂姑息の 或問古刀の莖希には大に反たる有何如答日大に反り

愛なら實に刀剣を愛せは摺揚るとなきに如か 然 たるは惡からん然れと∞往古の太刀を見るに柄大

れとも止ことを得ずして摺揚け生ふの銘莖を愛せ に反りたり往古の風にて反りたらん問然らは太

は剛柔持合たる金を見て折れ難けれは可なり凡新 刀の柄の大に反りたるは古風のみにして其故なき

刀は剛柔持合たる∞の鮮なし古刀は剛柔持合たる や答日否余自ら鍛て太刀を造刀室8亦自ら造る

多し

柄往古の太刀の如く反らされは柄の棟より莖見れ

出て用ひ難し大に反る時は莖柄木の中に在有るを捨て反らさるを専ら用るこ

と何如答日往古は弓馬の道も諸藝ともに流儀はな

し室町家の中頃より弓馬の道藝家者流に墜ち各流

儀を唱へ古風を失ふ集義外書に武藝の藝者に堅

ちたること武道の裏へと云へり刀劍亦然り往古

は刀剣を造るは刀治の任にして鐵の剛柔地肌燒刄

の文莖の長短目貫穴の寸法つり合格好其刀治の意

に随て造りたる故に或問匂なき刀の切れたること曽てなしと云説あり何

如答日是造刀の法を知らさる者の説なり造法によ

りては燒刄あらは匂∞沸も無くして切れること有

下作に大切れ物有るは此の故なり切れる所以は

刄の鐵を能く鍛びて割入れ造り或は三枚合せに造

て火加減能焼時は切れは沸匂兼備したる上作に齊
からん古今ともに下作に此類甚多し是下作の用な
沸匂兼備するを以て良刀と稱美する所以は切れ
固より鋭く加るに文章あるを以てなり凡百之服君
子貴」質彬彬として 君子なり本邦之士佩刀登

或問古今銘盡は何如答日是れ古刀の徴とすべき古書
にして其言ふところ足らざることあり惜むへし然
れとも後世の書の如く臆説を載て惑を後世に遺こ
と無きは善書と云へきなり

或問刀剣猥に摺揚げ叉格好を直すことは何如答日止
ことを得ずんは可なり然らずんは刀剣を玩物とす
るなり辨疑に論盡せり叉辨疑に僞作を禁止する
に天罪を以戒とし叉吾 邦神聖の数を守て正直を
本とすると云へり是萬世の師言なり鎌田氏誠實に
刀剣を愛する人たること推て知るへし

古今上作を見るに下までして鮮やかに有り焼

やきたる儘に置時は鑪鮮やかには成り難し然

ヤスリ

或問今世に刀剣を摺揚るにから揚と名づけてまて

燒て莖の惣躰を焼かさるとを善と云説あり何如答

日是大なる誤な♪造刀の法を知らさる者の説なり

或問辨疑に鍛煉の事あり何如答日其自謙當れり童蒙

の一助なるへし

或問水田の沸は荒く位卑と云説あり何如答日水田は

然らんか然れともぶちのしまり小沸句にて物深

く上品ならは地の沸は荒からんことを欲す正宗尚

然沸荒くと位卑と云にはあらす

或問根元鐵は肌なしと云説あり何如答日其能く鐵を

知る人の説ならん余か知るところにあらす

或問辨疑に名人の業とする所は匂にて沸を包を最上

とし匂薄く沸多を嫌ひ唯浮立て強きを善とし沸を

見るは粟田口相州兩三人鄕義弘と云叉句は浮やか

に白く物深きを第一とすと載たるは何如答日至れ

るかな此言美なるかな此の論鎌田氏に非すんは誰

かこれを知らんや

質彬彬たるものを欲せさらんや

*四〇

刀劍或問巻中

にて重花深燒荒

沸皆燒意の欲する所に焼て害絕てなし此を以て古

の良刀の剛からさることを知へし金剛きは荒焼す

ニエヒタッラ

アカジム

の書に悉載たり用捨の論∞盡せり人を知る所にし

て大なる害なし又問見へさる所にあるとは固よ

聞さるところなり願くは其詳なることを聞ん答

日の大なるもの七つ有鍛粗く無垢にて深か

アラニエ

(クノセ

或問 疵は何如なるを忌か答日目の見る所の疵は諸

ことを欲す然れとも巧みて肌を作り種々の模様を
なしたるは其位最も卑し善とせさる方覚なり
焼刄一つのなり金剛くして荒沸多き二つのな
斯皆な折れ易き道理あり此の二つのを兼備
たるは最大にして害の甚しきものなり現金の
柔き一つのなり垢心を入れたる二つのなり焼
刄至て淺き三つのなり皆曲り易く不利の疵なり
此の三つの疵を兼備たるはのしき∞のなり双
問然らは吾子の墓所の相州物は則とするに足ら
ざるか其作を見るに無垢に造て深か焼き荒沸皆燒
甚多し又備前一文字の重花焼等深か燒多きは何そ
答日吾子の疑ところ宜なり燃れとも古の良刀の如
く能く煉て剛柔持合たるは無垢*三九
或問世に相と云刀剣の長短或は焼刃の文により
て吉凶ありと云何如答日是皆愚味の人の説なり銘
盡及辨疑等の論盡せり何そ余か論辨を待んや
或問新刀銘盡難波の後集及新刀辨疑何れかれる答

日銘盡及後集のたるを補ひ訳てるを正して辨疑

既に成る然も卓絶の士の選にして意を知ること厚

是を以辨疑勝れること多し莖の軌範に至ては最

美盡せり叉問然らは盡く信すべきか答日否孟子の

日盡く書を信せは書なきに如す書すら猶然り況や

其下なるものをや

ら猶害あり況や皆焼をや皆目の見へざる所にして

恐べきのなり叉問吾子の古刀の説に至ては怪む

ことなし吾子の作は何如答日余初心の時忘言を信

して造りたるは折れさること測難し古の良刀の鐵

性を知りて後ち造たるは折れ難からん叉問良刀は

折れす曲らすと云然るに吾子の作折れ難しと云は

何をや答日是何の言ぞや良刀は余か當る所に非す

然れとも何如なる良刀も折て折れす曲けて曲らさ

るはなし刀劔の任を責て折れ難く曲り難を良刀と

云況や其下なるものをや

の造りたる刀剣を上手燒直したるは上作に成と云

叉上作に成らすと云説有り何如答日出水は上作と
成へし問火加減其金に應る時は害無く叉上作と
ならは人々是を忌は何そやこれ刀剣の本意を知ら
さる者の説なるか答日否是よく刀剣の本意を知り
たる者の説なるへし夫刀剣の德は神靈あるをもつ
て善とす上古神聖の殺へ即然其用は次なり故に
上古靈劍多く人是を尊信すること甚して皆人の
知る所なり其靈創多きゆへは登他有んや正直を本
とする故なり後世良刀多して上古の如く靈剣鮮き
は豈他あらんや正直を本とせされはなり故に刀劍
を造るは心は正直を本とし身は潔精を先とすと云
傅へり叉新刀銘盡に刀治の心得を載て刀治の心を
精くするを以て先とせ國家を治むるに己を正
を以て先とすと云ことは聖經の載する所にして何
の道も皆然是を以考れは刀剣を焼直さは作者の
心意にもとり剣の神霊を失はしむ是皆正直の
にあらずして人の忌む所なり故に其病刀剣に非す

して病び刀治に有り然るに是を忌さる時は恐らく
は刀治正直ならざることを爲し人々愛憎を以良刀

を焼直して善を傷ること多からんことを是焼直を
忌の大義ならん豈刀劍を知らさる者のならんや
始て此の説を唱る人は刀劍の本を知れるか後世多
く造刀の實事を知らずして共言日鐵は火に焼く毎
に弱ると云鎚にて打故火氣退くと云燒直は鐵の精
神火氣に奪はると云説あり如斯の火に弱らは
何を以てか鍛煉をなさんや是皆妄言説に非すや
然れとも燒直を忌まさる的説有て不善多からんよ
りは寧臆説を建立して燒直を禁止するにはしかす
或問刀劍に肌有を稱する者は肌無を忌む叉肌無を稱
する者は肌有るを忌む其説何如答日此の二説共に
失せり皆古を師とせざる者の説ならん粟田口吉光
國吉等は肌無くして名工なり相州正宗郷義弘等は
肌有て名工なら是を以考れは古を師とせず己か愛

憎を以取捨する説なり唯欲する所は金氣の精神全

して位界からすんは其事何からすと雖も共に良工

なり即伯夷と柳下恵は道を伺うせすして共に賢と

かことし刀剣も赤然肌の有∞有らさる金氣

の精神全く備らは共に稱美すくし庶幾は目利者

刀治古の事に眼目を開びて愛憎無く公平ならん

六三元

刀剣或問巻中

或問刀剣は剛きを貴ふか答日否堅を貴ぶ問剛と堅

と異なるか答曰然り剛と堅と義同しからす剛はこ

はしと訓めかたきことの過きたる義なり堅はかた

しと訓して破れ折れさる義なり父堅強と連用す金

強と云ひ叉堅と云ふは金の剛とは異なり刀剣を稱

美するに剛の字を用ゆるは非ならん堅強の字を用

いて是ならん歟刀剣の剛を貴ふと云は剛と堅強と

の字義を知らず鍛煉の法∞知らす剛柔相助け陰陽

相和して物の用を成すことを知らす又俗に刃物に

金味の善意を知らさる者の説ならん金味の善

と云は剛ならす柔ならす中を得たること食物の味

の能く調たる意ならん剛ならはよき金な味と云に

は非す金の強を剛と心得るは非なり辨疑にも飽ま

て堅く造らんことを欲と云たるは剛を欲するの意

にあらざるへし堅の字義を以て觀れは折れ撓ざる

ことを飽まて欲すると云ふ意ならん叉助を稱美

して剛からすならす至極の上工と云へり是鎌田

氏の卓見なら刀治を目利古刀の鐵性に精しから

恐くは交知の厚薄によりて其善を傷らんことを敢

て解す

或問炮物と云て刀劍を焼直すこと古より大に忌むこ

となり燒直したる物は大なる害あるか答日火加減

其刀劍に應する時は何そ大なる害有んや叉問上手

六三七

ホウジモノ

る害あり叉古刀の金強しと稱美するは剛きと

云ことに非す剛持合て撓折ることの鮮きか故に

金強しと云ならん然るに當時の目利者近世の刀剣

は金柔らかにして用び難しと云説あん既に薩州正

良も前に造りたるは剛く後ち造りたるは柔らく水

心子か作も同等と云ふれとも此二人は数年此技

を業として剛染の分別何を謬らん大に是を疑實

事に試み古今の良刀を燒直し鍛直し或は皆焼にし

チリ

曲折て試むるに古の良刀は剛柔持合て至て強く新

刀の如く剛にして折れ安きは絶てなし是を以て目

利者の剛柔の説の妄なることを知るへし然れとも

天下の刀治妄言に泥つみ上古の事に眼目の開けさ

るは世降り人鄙して毀譽に意ある故なり是時勢の

然らしむるか人の然らしむるか古の鎧性を知らさ

るによれり痛歎すともなを餘りあり

す又字義を辨せされは誤り多し刀剣は剛柔持合セ

るを貴しとするなり剛き時は折れる病あり柔き時

シタイカンガ

若稽すと云り及孔子の信して古を好と云る皆古

シャクケイ

なり君子の道も然り既に堯舜の大聖を以て古に

或問助廣真改及正清安代は其作優劣何如答日皆近世

の良工なり正清安代優れ助廣真改劣れ又問天

下の人助産眞改をもつて海内の良工と稱す諸家銘

鑒に載するところ皆然然るに吾子獨正清安代を

以て優れりと云は何そや願は其説の詳なることを

聞ん答日此四工は人物に譬れは助廣眞改は善人な

正清安代は君子なり君子は古を學ひ善人は迹を

踏ます助廣眞改か作を見るに地鐵細美にして沸匂

焼刄の帽子のしまり腰の品銘莖に至まで心の

欲するところ手これに癒して全備せり天下の人名

工と稱美する虚譽に非す然と其出來古に似た

るところ鮮し正清安代は助廣真改か如く全備はせ

されとも焼の形沸句の勇地肌の帽子の勢ひ其

出來古に似たること多し是正清安代助廣真改に

上たる所なり古を師とせさるは刀治の貴はさる所

肥後 松村昌直仲廉父 著

刀劍或問卷中

肥後文獻叢書第六巻

れるや簪日姑く是を置け皆余か親交知る所なら

或問薩州の正良元水心子正秀手柄山正繁等は何如

日此四工は皆當時海内の良工なり問何れか優

遠問其故は何如日夫五郎氏のは新藤

五國光其父は行光なり皆名工なり其光は粟田

口より出て其法を其子行光に傳ふ行光其業を受て

其父に超越す行光亦其法を其子正宗に傳ふ正宗

其業を受け是に加るに備前三郎國宗か傳を以し師

と父祖とに超越し古今に獨歩し刀治の冠た其胤

を以すれは粟田口なり其傳を以すれは備前なり集

めて大成すと云つくし其子に貞宗あり弟子に義弘

國次左兼光長義兼氏等あり刀治有て以来末た五郎

氏より盛なるは有らし

を慕の義なり又問然らは吾子は正清安代を學か吾

子の作を見るに正清安代の風あり答日否共に古を

慕ふ者なり又問古を慕は粟田口吉光國吉或は備

前友成長光か輩を云か答日姑く是を置け余企て及

へからすとSへと願所は相州の五郎正宗なり

又問正宗は吉光國吉友成長光等に優れるか答日余

を以て正宗を観るに吉光國吉友成長光等に優れる

上

る優劣なくんは止ことを得ずして其一を棄は二つ 刀劍或間卷上終

減を以て要とすと雖何如を鍛錬其鍛錬に非ずして

火加減其所を得ると沸句を生せんや是其人に非

すして位を得たるに齊し何如徳化の物に及んや

又沸句を兼備すること火加減而已に有て鍛錬及其

餘は與からすと云は、小人位に在て徳化の物に及

と云に異ならんや吾子其れを思へ又問沸句大
の物に於て何か先せん答日匂有て沸なきる全備せ
ざるなり沸有て匂無も然り皆其中を失ふなり止
こと得すんは沸を棄ん又問何の故に沸を棄るか答
日沸は交の盛なるなり匂は次の足らざるなり盛を
悪て足らざるを好むは人情の常にして自然の道な
故に曰く天道は盈るをき人道は盈るを惡む是
以の足らざるを取らん是を草木の華に譬れは
句は未華の開かさるなり沸は華の満開したるな
其中を得さる時は満開して散るに近からんより
開かずして足らさるには沸匂亦然沸の過
きたるは既に焼に向として位淺し句は既に沸に向
として位深し其文の過きたるは其女の足らさるに
はしかし
なり抑叉鍛煉の勝れたるは壁は聖人の道を學び得
たる有徳の人なり火加減其所を得たるは有徳の
位を得たるなり沸句の備りたるは有徳の人の位を

得て徳化の物に及たるなり學て道を得たる有徳の

人といへと3位を得るときは徳化物に及はさる

なら故に聖人の大質を位と云か如し刀剣も然り

鍛練いかにすくれたりと雖焼の火加減を得さ

る時は沸匂備はらす故に古より焼刃を刀治の大事

として湯加減と云火加減と云傅授と云秘傳と云

これ秘するの謂に非す火加減を得てと難ければな

さるによりて匂深きに非す其主とする所異なれは

故に焼刃の時は其心専一ならされは過まつこ

多し是秘するの大義なり是を以て沸句の論は火加

其徳を成す其刀剣を水中に淬に及て五行水中に

戰ふ時は土生金金生水の理にして土金を助けんと

す金と水と親まんとすれとも木生火の理にして炭

火を以強く焼き入れたる故火氣大に水氣を挑

時刻移る水剋火の理なれは終に水は火にて火

氣漸く退いて焼刃既に成る沸句大に備る是其所を

得たる火加減なり火過たる時は火氣大に土金水

に戰ひ克つ故に挑こと能はす五行各其性を盡さす匂は燒れて沸となり沸は燒れて皆焼となる皆火の過たるなり火足らさる時は水氣大に火氣に克つ五行亦性を盡さす土生金金生水の理にして土金を助け金と水と相親しめ合して一つとなる木生火の理にして炭火を焼入と難火たらさる故に火氣弱く土金水と挑戦こと能はす火氣速かに退て焼刄成る故に沸匂兼備せさるなり無備せさる所以は水剋火の理に又加に土金合して一つとなる土氣金氣を堅固に助て動かさす刄より地に焼け登ること能はす叉挑戦はずして火氣退く故沸無くして何となる是火の足らさるなり其甚しきに至ては匂は勿論なしとなる是故に沸句大なる優劣なし成

な焼刄より生する所の同物にして形を成して名異なること自然の理なら豊造説をなさんや火加減其

所を得る時は水火相逆し鋭利の焼成て沸句大に
備る雨の作て草木發育するか如きなり又問吾子
の説の如くならは沸句は焼刄の火加減而已に在て
其餘は與からさるか如何なる鍛煉に火加減其
所を得れは沸はるか叉焼たらすして匂とならは
古の上作に沸なきは皆火加減のたらさるか其説の
詳なるを聞ん答日否余か云所は正宗流にして沸匂
兼備する火加減を云なり備前一文字共餘古の上作
の沸なきは其造法固より火加減湯加減焼刄土に至
まて皆句を専とする法なり燃れと火加減過る時
は沸出来ること有り即古作の沸を主とせるに希
に沸有るは匂の火加減を誤りたるなり然れと∞沸
を主とせさるによりて正宗流の如く沸多は無し正
宗流は沸匂を兼備するを以て至れりとする故に造
法は固より火加減湯加減焼刄土に至まて是に異な
然れとも火加減を誤っ時は沸匂兼備せす故に沸
句は専ら火加減の司る所なり然と其事は奥か

らすと云には非す又備前一文字等の旬は焼き足ら

たらんか然らすんは鐵

の精神は下作に備るか將た精神の文字は刀の不良

に用るか余不敏にして匂は金氣の本然より顯出た

る剣の魂と云ことを知らす恐くは世人感を生んこ

とを叉問沸句は古より二物とす然るに吾子沸匂は

二物に非す本同物にして形を成すに至で名異なり

タトヘ

て害すること無き時は金氣の精神全して加之焼刄

の時に當り火加減よく其中を得れは二つの文章出

てる所謂良刀是なら其人にして其服を服し君

子の徳内に積て外に顯れたるか如し故沸匂有るを

以て上作とす凡刀剣を論する者其本を知らずして

末を以て其義を解く皆に取る印辨疑の沸句の説

に至て其論詳ならす其言に日譬は沸は鐵の火に焼

れ わきたる沫の心なり其譬何と云所以を知らす

又匂は鐵の精神全く備る所より顯れ出たる金氣の

本然にして劍の魂なりと云果して其言の是なら

は江戸法城寺の一類上総介兼重大和守安定安倫

岩城の國虎等の作は匂深しと云へとも色黒く卑し

又點々と集りたる所ある匂は猶以卑と載たるは何

そ鐵の精神より顯出たる匂ならは法城寺の一類及

兼重安定安倫國虎等は上作焼と云なり刀劍有て以来沸匂の同物にして形を成

に至て名異なると刀剣固有の實理なり譬は霧と雨

との如し雨の微にして形の見はれるを霧と云形

の見れたるを雨と云本水氣より生する所の物にし

て名異なるか如し沸匂亦然り皆焼刄より生し出

す所の物なり然れとも沸匂の善悪は金氣の精神全

と全からさるとの爲す所にして焼刄の時の火加減

のあつかる所に非す刀治の鐵性を害すると害せさ

るとのみなら匂の本同物たる所以は焼の時

に當て焼刃土を塗り刃形を心の欲する如く土を去

て是を焼く其火加減其所を得れは木火土金水各

六三三

ツラ

と云は發明の説か又古よりこれ有か未沸句の同物

と云ことを聞かす其詳なることを聞答日古より

是有り余固より古の良刀を師とし學て刀劔の實事

を述るのみなり何を臆説をなさんや然れとも近世

多く沸句を論せる者造刀の實事を知すして沸句を

別物として大に優劣ありとす然るを本同物にして

大なる優劣なしとするは余か説なら沸の至て細微

にして形に見はれさるを何と云ふ形に見はれて

なるを小沸と云大なるを荒沸と云ふ其甚しきを皆

或問本阿彌氏の目利は何如答日久しひかな本阿彌氏

の家善いかな本阿彌氏の目利室町氏の時より此の

技を業として今に至まて數百年其傳を受繼て其業

を失なはす天下の人皆此の家に依りて刀劔の眞僞

を極め人々是れを信すること神明の如し且其觀る
所の刀劍悉く押形となして其家に藏めて規則とす
故古今刀劍の規則及其風を眞知して是を當時に推
愛憎きは抑亦美ならすや問然らは本阿彌は
古今刀劍の造法鐵性∞亦よく眞知せるか答日本阿
彌氏は知らす今造法と鐵性とを知るは天下に鮮な
からん止ことを得すんは正良水心子か輩ならん蓋
是れ有ん其他は余未是を聞す又問吾子の言の如
くならは刀治のみ造法と鐵性とを知て目利者は知
是を古の良刀に鑑て是を刀治に示す其適古に合
と雖も其常に斥けらるゝことを憤て其善を賞せす
反て目利者を毀る是刀治の罪なり是を以目利者は
刀治を罪し刀治は自利者を罪し相罪して兩ら其中
を亡へり是理の常なり嗚呼目利一たび開て刀治悉
く良工とならん所謂風胡有て莫耶有り伯樂有りて
良馬有りとは此の謂ならん

或問辨疑に沸を次とし句を要とし句は刀剣の魂と云説有り何如答日是皆文なり魂に非す魂と云は金氣の精神なり沸句は水火の加減より生る同物にし形を成に至りては各異なり夫天地の間一物も五行を離ことなしと雖も鍛煉の法最然とす刀剣の形を成す次第を云へは鐵有て刀有り刀有りて焼刄有焼刄有りて匂有り匂有で沸有り先後の違にして魂と云ひ要と云ひ次と云の分別有んや沸句を兼備したるを上作と稱する所以は沸句は焼刄の時水火の加減を得されは得ると能はす是を得ると至て難得難き所を得る刀治は必鍛煉を以てよく金氣を全くす金氣全からされは火加減其所を得ると雖其沸句の二女を生するの質なし沸句に善あり惡あり金氣全からすして幸に火加減を得て沸匂生したると雖も精神乏く位卑し譬は野人の束帯したるか如し下作ることを免れす故に鍛煉以て鐵性を養

ニホイ

さるか答日否兼備せされはあたはす目利これを以て鍛煉を助け鍛煉これを以て目利を助け相助けて至る刀治のみ知らは天下の刀治悉く知らん何そ必彼のニエのみならんや

六三三

に稽へこれを捨て人にふとは道に進の謂なり

或問目利を以て古今刀劔の造法鐵性及利鈍剛柔城悉く推て知ると云を何如答日目利實に合時は推て知るへし目利の實に合さる時は知るへからす及問其實に合とは何をや答日是を古の賢者に譬れは伊尹有莘の野に居り傳説版築の間に居り大公渭濱に堯舜の道を學て是を治殺に施して天下大に治は其學ふところ堯舜の道に合へはなん又古今堯舜の道を學ふ者多くして是を治致に施して験あらさる者は其學ふところ堯舜の道に違へはなら目利又然見る所をを鍛煉に施して違ふことなくんは是其目利の實に合ひたるなり是を鍛煉に

施して其験あらすんは其目利の實に合はさるなん

嗚呼古今道を學者數千萬人にして是を治に施

其験あること伊尹傳説大公の如は真に鮮し嗚呼

刀剣或間巻上

カンカ

求すして當時の目利刀治∞愛憎なく公平なる者

に問ひたすね誠にこれを求は古今刀劍の美惡分明

なると倣日の如くならん余亦人に取て粗其義

知る∞のなり己か意見を張て人に求めさるは進ま

さる基にして小人の爲なり君子の道に非す書日衆

抗衡して雨つなから失へり是時勢の然らしむるか

目利と刀治との然らしむるか若人有此の道を

隆にせんことを欲せは目利者は其れを毀ること

を喜て是を刀治に求め刀治∞其己れを毀ること

を喜んて是を目利者に求めて相扶持せは此の二

道の隆なること日を計待へし今は然らす刀治

古の良刀を師とし學び精を砕き思を潜め孜々とし

て勉て適一所を得るときは大に喜て是を目利者に

示す其適得る所を賞せすして毛を吹て瑕を求て

これを廢す故に刀治或は怒り或は恨む然せされは

或は其業を廢し或は好まざる所をなして目利者

に阿る窓に下作ることを菟かれす目利者に斥け

られて其守を失はさる者は真に有こと鮮し又目利

六三一

コウコウ

て刀剣の實事を知らんや目利者は双刀治を脾院し

て日目利を知らず何を以て良工とならんやと相共

カロシメミル

或問今時刀治多くして良工穿く目利者多くして刀劒

の事を知者寡し故に刀治は目利者を毀り目利者

は刀治を毀る罪何に在や答日刀治目利者共に罪あ

刀治は目利者を脾院して日造法を知らす何を以

目利者赤然らんか

時は衆を得仁なる時は民を安す故に書日能寬能仁

人君此の大德を以て天下を治安す故各共性命を盡して其德を成す其德の成に及てや其材を殊にして以て國家の用となる天の萬物を生して其性を殊して其能有るか如し印聖王天下を治めて棄材なしとは此の謂なり目利も赤然往昔天治氏始刀劍を造りしより以來數千歳刀治も数千人其流を殊にし其出來の同しからさること譬へは人の面の如く然其刀劍の成るや或は上作となり或は下作と成る國用と成らさることなし然るに今目利を好て此の意を知らず一己の意見を以其異同を愛憎し・良刀を忌み凡刀の用をす其甚しきに至ては最∞稱すへき鐵性∞沸∞肌もよく古に似たるを憎忌するは善を傷るの徒ならん既に五郎氏古今の名工にして其子弟を殺へ子弟亦五郎氏を師として其肯素を得たるものは義弘貞宗のみなり其餘の弟子數十人は皆其長する所により五郎氏の一體を具ゑて名工となる其全備する所以に至ては五郎氏傳

ることと能はす弟子を得ることと能はす豈唯刀治の道
のみならんや聖人の道も赤然孔子の大聖を以て

七十子を致へ導に仁を以て先として七十子 赤仁
を以先として學て仁を得たる者は僅に二三人に過
ず其餘は其性の近所によりて學て聖人の一體を
具其徳の成るや各其材を殊にす備はることを責
めす故に書曰備を一夫に責ると勿れ聖人の責めさ
る所は七十子の能はさる所なり然るに備はるとを
緒の刀治に責るは惑の甚なら愛憎を以て古今衆
工の美善を傷るは所謂殘賊なり目利の本意に非す
庶幾は目利者此の意を喩て長を取り短を棄て愛憎
よく公平ならは天下良工多からん又問目利は何如
答曰能(古今刀劔の造法鐵性利鈍剛柔撓折作者の
規則及出來の風國所銘萃鑪り等此の十有一事を眞
知して法則とするは目利の至る者なり七八事を知
るは中なり四五を知るは下なり一二を知て國所を

察し知るを以て務とするは抑末なら問何により

此の義を知らん答日古今刀治流派の源を考へ其

流の良刀を多くて其刀劔について造法と鎧性と

を考へ知則を其流派の良刀に取て知へし然れと

古の良刀は世に希にして見難し其見さる所は諸

の書の載たる所によりて一助とし叉己を捨て人に

*三〇

刀剣或問巻上

ハクシ

冠たりと載たら然るに吾邦の良鐵に南登鐵を加へ

異邦の人知る所なり武備志に日本の諸國に

と云や答日夫人君は寛仁なるを以て先とす寛なる

六二九

なるか答日是大なる唇な夫吾邦の萬國に勝れた

ること多き中にも金氣全く刀釼の利勝れたること或問目利の本意は何如答日善哉吾子の言目利は人君

か

鍛ひたること世に知るところなり書にも往々戴た

銘にも南登鐵を以て鍛と彫りたるは其刀治の

に似たり問異なる哉何を以目利は人君に似たる

皇家の神器是其物なり然るに登鐵を加へ金氣を穢た

子云ることあり人生れなからにして道を知る者に

あらす孰か能くふことなからん惑て師にはす

んは其惑たること終に解けす吾より前に生れて其

道を聞くこと固より吾より先ならは吾從てこれを

師とせん吾より後に生れて其道を聞くこと吾より

先ならは吾從てこれを師とせん吾は道を師とすと

五郎氏の謂なり余は固より五郎氏のことき人にし

て道を求むること厚く下問を恥さる者にあらす

五郎氏の如く其師有て其道を得たる者にあらす何

を以てを究めん粗斯技を得たるは藩の教化の

致す所なり此幸に非すんは何を此の技を得んや吾

子其これを察せよ

或問世に 賞美する 大坂物 其の餘多く南登鐵を以て

る刀劔何そ此の神靈有んや又問然らば大坂物其餘

登鐵を加へたる刀劔は廢すべきか答日否何これ

を廢せん君子は言を以人を擧けす人を以言を廢て

すと是を以て是を見れは登鐵を加へて金氣を穢た

るは人なり鍛煉を得て良刀を造たるは言なり若是

を以て良刀を廢せは人を以て言を廢する類ならん

金氣を穢したるは大なる過ならん鎌田氏邦を

尊信して大に刀劔の道を開き辨疑數を著はして

鼓動して是を磨く天下靡然としてこれに従刀

鍬の道興起して世に燦然たり豈大功にあらずや且

つ鍛煉の法を記して刀剣に黄金を加ることを駁て

論精微を盡す然れとも南登録を加へ吾邦の金氣

を穢すことを駁せさるは其人を愛して不善を知

らさるか及其類を知らさるか夫刀劔の徳たるや幽

には鬼神を泣しめ明には天下を威す

郎氏に受たるは何をや其人にして其道を得な韓

ウレバ

或問吾子武弁の家に生れして劒を相することを好
み叉正宗の遺法を修め數年ならずして其奧を究
む世人大に其所爲を疑ふ其劒を相すること鍛煉の
術得るにやすきに非んば何そ此に至らんや或は日
お得やすきに非す天授なん或は日ふ天授に非す其
法傅れはなり或は日正宗して以来此技を脩む
る人其識見し故に此に至らす其説區々にして折
中する所なし願くは吾子其所見を辨して世人の爲
に此の疑を解かは幸甚ならん答日相州の五郎正宗
は古今獨歩の名工なり其鑑を究むること余か企て
及ところに非す然と吾子の言の如く余武弁の
家に生れ干戈を執て社稷を衛る者なり刀治を業と
する者に非す幼して風胡の道を好み正宗の風を慕
ひ講武の暇其遺法を學ふと既に数年なり粗其旨
趣を得たるは鍛煉の術の易して天の授くる所
に非す其法の傅はて其人在に非す吾 藩の教
化の致す所なり是故に人々能く己をして技藝の

人民の多き猶其遺漏あらんことを恐れ道を求
むることに厚く下問を恥ず師を得ることを奨め
必師を得て其法を傳へ惑を解ことを欲し遂に
天下を周流し貴となく賤となく長となく少となく
唯道の存する處は皆これを師とせり然れとも天下
の刀治これに師たること能はすして反って教を五
士∞輩出す往年藩の騎士大専助清輝なる者薩
州に行て鍛煉の法を伊智地正良に學ふ歳毎に資料
若干を賜りて其技を習はしむ伊正良か誼を究めた
余∞これに同し故に賞鑒及鍛煉の法を薩州伊
正良及奥元平に問ひ又數々東武に行て本阿彌某を
師とし鎌倉に行綱を師として正宗の遺法を受
け水心子正秀及鎌田氏の輩に數相遇て此技を講習
討論し頗る其理を究むることを得たり其餘講習す

る所の刀治及相剣の士數十人あり今悉擧て論せす

燃れとも鍛煉の術にをいては至らざる所あり正宗

の蘊を究と謂は虛譽な夫五郎氏の名工たるや其

法を傳へこれを思ひこれを思ふ自から神理に通し

心の欲するところ是を手に施し前に古人なく後に

後人なし文質兼備の良刀を造るといへと∞天下の

六二元

刀劍或問序

六二七

寬政九年丁巳秋八月

肥後府學助教大城燧撰

其論娓々足以發世人之蒙余乃弁以此言

逼人或問請序于

余失日子之技一何至于此也所謂慕好凝而道成者乎若能起五郎

之

新

如瑟傴僂丈人之於承嫺蓋皆其才性之偏好而不能捨遂至其妙者也松

郎仲廉自少善相劒叉好鍛冶之薩之攝之江都以覈其術其所率之刀

觀者人皆稱焉余獨戒仲廉田君子之道有遠者大者何必區

何必區々事小

之爲仲廉唯々退爲之廢鍛者歲餘既而移居於江左也復事槖籥潛

思搬攝於斯技者數年於此蓋亦才性之偏有不能自止者於是見余謝罪

者數

數矣近齎刀一枚 虹之亘于天者有如之聚于漢者有

古人有言曰慕好凝而道成豈不誠然哉肄首之於數造父之於御瓠巴之

刀劍或問序

現之將動者其他文理錯綜紆餘瑰詭佚宕不可勝狀也余乃

自氏於九原則將曰是子咄々逼人既而又來示其

郎乃之罪焦技有松既而又來示其所著刀劍肥後 高橋司市齋藤高壽

寬政九年丁巳秋七月

六二六

得鍛法之傳何其到于是乎夫我先君泰勝公多才多藝能相劍是天

之所知也其法今尚存於是士人相劍者多矣雖則云多邦内相劍之法緻

於昔日是則因傳正良之鍛法也松村仲廉從余學犬射好相劍其好之至

逐造刀劍既而學相法於本阿彌氏叉學鍛法於鎌倉綱廣召見伊正良奥

元平於薩接水心子於江都以論其法其餘與手柄山正繁等數十人講鍛

跡之術視之於目而銘之於心故其賞鑑之精+不失一邦人咸稱其妙亦

豈待余言乎其累年所音積不能無發終著刀劍或問盖纘正宗秋廣之志

諸工是非以糺後世繆說以復五百年之舊云有與吾同好者閲斯書則

知松村氏好斯技之至嗚呼有斯著作我二神降鉾之所由乎將 王室傳

寳之靈之所致乎又我 文武之敎之所漸乎何其到于此哉遂書所見

冠其卷首云

肥後交戰叢書第六卷

撰

*二五

刀劍或問序

昔在陰陽二神立天浮橋之上垂鉾探泥鋒滴凝爲島故以武稱之曰細戈

千足之國也素尊北征雲八魁得神劍實爲 王室之傳寳矣自時厥後軍

府及諸衛軍團無不佩劍以衛宗廟社稷矣是故自天國天坐以來良工世

世不鮮矣及中葉京師有吉光鎌倉有正宗是工之神者也故盟主羣

下莫不貴而珍之斯世人之所知也豈待余論哉然如吉光正宗則爲王公

之有吾儕何得佩之今也承平二百年文物滋盛夫有文事者必有武事劍

工之技亦盛於世余聞之相者曰今也薩伊正良之技可比肩于五郎氏天

下良工也於是余微服南適薩俾伊正良造佩刀龜文之巧縵理之美實如

五郎氏余初以爲古有其人今無其人及觀正良所造今知有其人也嗚呼

古今之技苟同其術一何到于此乎是即細戈千足之國風土之所致乎

既見正良愈益相劍而不置幾將數千枚夫然後知正良之技入神矣我

大槻專助亦講武之暇學技于正良相者曰其刀之美不降於秋廣廣光自

刀劍或問序

年のとしたるもしるべからず新葉に正平八年内裏にて探 御うへのさだかならざりしも母の御うへの人たが

ひになりてありしとみな此書の説に擦りてこそか

くたどり知らるゝとにもなりにたれば杜撰多かるも

のなればとてあながちにひとひはつべきにもあらず

宇野東風校

探

左はり給ひたればとて其年御事なか

は光年

千年にて御八講行はれける

と妙光寺殿と御こうた

日莊浄土寺に正廿

五月にかくれ

い

数あらじなどいふ人もあるべけれ

させ給ぬしかるに先帝隠岐国へ御遷幸ありし時世 なりかるしはたしてしからんには中宮にもかいる

の中あきなくやかひしらせ給ひけむやがて御出 御心ぼそき御事ともうちつどひ給ひしかば窓にかく

家ありて御かざりをおろさせ給ひしともあれば此中 御出家とはおぼしめしきらせ給ひしにもあるべしさ

宮さる同やうの御なげきの事などありてかくは思 れば此中宮御出家の後は内わたりにてもそれとなく

ひたゝせ給ひしにや御出家の前年には男山の合戦に 女御中宮の御さたなどはかのづから打絶えたるやう

官軍利なくして四條隆資卿など討死し給ひ君もか の御けしきなりしを正平十四年中宮かくれさせ給ひ

らうじて落のばせ給ひやうく賀名生まで還幸はあ

し後十四五年の間などに嘉嘉門院御入内ありて後の

しかど∞此書に中宮御出家の前四月十日遷幸河

中宮とは定まらせ給ひしなるべししからざれば

内國錦織郡天野行宮」と見えたればなほ賀名生に

上部位の後より嘉門院の御入内迄二十餘年が間何

の故もなきに定まれる女御も中宮一かただにかは

御安堵なりがたかりし程に遂に天野への遷幸もあり しまさしとSはんはまだいぶかしくあやしかる

しなるべし其うへ中宮御父親房卿其頃さしあはせ べきとならずやさはいへおのれる前に舊説にまとは

て世をさり給ひしにはあらぬにや後村上紀正九年 されて後龜山を嘉熹門院の御腹な-しといひしはい

の條に夏四月十七日准三后源親房薨と見えて年月は まだ此書を見ざりし前にて門院の御年には心づきな

常樂記に擦られしと見えたれば前に辨せし妙光寺殿 かりし故なれどもなにさまにもおのれか考のくはし

のことの如く常樂記のいふところはうけがたきとも からざりし處にて淺近疎漏のあやまちはとてもいひ

まじりたれば親房卿も前年の事ならしを傳誤りて九のがるべきかたなかるべきをやされば右の兩門院の

まて十はに中

のけ月殿事の

の中に中院入道一品と見えたれば親房卿のかくれたまひ

贈答ありしこと見えたれば親居も探題 千

のよみ人の中に降り首っ二寺の々松花僻案

六二三

たがふべからず太平記南朝與義詮」佯御和睦の段に をして出されしをやがて左大臣の許へつかはされし

准后親 房卿の事を此人は故奥州國司顯家卿の父今 とある左大臣は當時左大臣にておはせし人をいへる

の皇后の嚴君にておはすれば云々と見えたるを史の にはあらず新葉に人の官職をしるされしには皆其先

親房傳の註には按太平記」以親房,爲三皇后之父他 途の官職を用ひられたる例なれば此左大臣は右を左

無所見今不取とあれども中宮の御名を顕子と申し に寫しひがめたるにて顯信公中宮の御兄弟なるべし

と思へば其頃貴族の女子の父の名の一字をとり 其頃は此公は内大臣をして散一位にてかはせしが

て其名とせしとは多かる事にて近くは先帝の更 正平廿三年の十月五日左大臣にはなされしなりされ

衣從二位實子は右大臣實雄公の御女なりし故子と ば新宣陽門院は右の中宮顯子の御腹なりし故に其時

申し大塔宮の御母民部卿局は權大納言師親卿の御女 かゝるをかしき作物抔かるひつかせ給ふ御かしてさ

なりし故親子と申しゝなどいくら其例ありしな 帝にもふかくめでさせ給ふりに顯信公は此宮に

れば唔裂網の御宅を取ら な此中宮顯 はかくちかきゆからの人なる故はやくも見せてよろ

家卿か顯信卿かの御子なりし故に顕子と申たるにて こばせ給はんとてかくすなはちには送りつかはされ

しなるべくおぼゆればかたく此中宮は北畠家より

まことは親房卿の御孫たるを太平記に心得あやまり

出たまへる御かたなりしにはうつなるべきをやさて

て准后の御女ならしやうに物せしなるべしもししか

此中宮の御出家ありし頃迄は當今もいまだわかくさ

ちずは准后の御一族たち御子息御兄弟の御名のみな

かりにてわたらせ給ふ御ことなるにいかなれば此中

ちで御猶子の顯能卿御從子の顯統顯時の雨卿などす

宮はかくはやう世をのがれ給ひて御かさりまでもお

べて顯の字をつき給ひしかば御女にも同やうに顯の

ろさせ給ひけんこそまたいと心得がたきことなれど

字をつけ申させ給ひしにてもあるべければ太平記の

是ちかきためしをいはんには先帝の御時中宮の

説もあながちに心得謀れりといひがたかるべし其上 宣旨と聞えしは中納言爲道卿の御女なりしが先帝ふ

前に見えたる住吉の行宮にて宣陽門院の櫻人の作物 かく御寵愛ありて法仁親王懐良親王など此御腹に出

テ

はざしを

契あれは又みよしの峰のまつらんとだにかの條に四月十九日新陽明門院崩と見えたれば此門院

顯子於:長谷寺、出家とありて其後同十四年

中宮

た

るにしたらんにも正平十九年には門院時の御年

やうやう十七八にこそならせ給ふべければ其前に御

入内あらんぞはやくて十四五の頃にてもおはせしな

るべししかれば新宣門院にも共頃はすでに遠からぬ

御年の程にてぞおはしつらんにいかでそれをば御母

子の御間ならんとはおもひよられけん史説には此事

のみならず後龜山を嘉門院の御腹なりしやうに

ひばれしかな疎繆の考にて此書の正平十二年後

龜山御年十一にて皇太子に立たせ給ひしと見えたる

は前にふとくかなる傅へなりしと見えて新葉

に正平二十四年の春よしのゝ行宮にかましくける

を年月をへて後また彼山に行幸ありける頃名所と

ひふことをよませ給ひける

たれは嘉門院殿の十八九のとしにて設け給ひせしてとしるかれば是にて當帝の御年波立坊の御年

にあはせて其頃はすでに二三にならせ給へることを

かもふべししかれば嘉門院の御年は却而當今には

一ッニッはおとらせ給ふかまたは御同庚なとにて

かはせしなるべしさらば後村上には嘉門院の外に

はまた中宮のかはしましゝことも聞えねば後龜山も

新宣陽門院も共に御庶腹なりしやといふにしからず

是此書の正平十四年の條に四二十九日新陽明門院

崩とある此門院の御腹にておはしつらんとおもふと

あり此門院の御事は後村上正平十四年の條に園大

暦に擦りて夏四月十九日新陽明門院崩とある註に按

亀山帝女御准三后藤原位子號新陽明門院 永仁四年

崩應門號不者取本を得て考南方新陽明門

院無」所」考と見えたるに此書には正八年の條に六

月四日宮すなはち前に御出家ありし中宮顯子なるとしるかる

と見えて正平二十四年は先帝の崩御の翌年のことな べししかるに其頃中宮と申しゝは先帝の中宮たちの

るに中宮のかく後龜山とおなじく芳野の行宮にかは 御中にはさる御名の御かたのかはせしと聞えされ

東宮の御息所にてかはしましゝをみれば此前はやくば正しく當今様の中宮にてわたらせ給ひしには

松花僻案

られたるうへに此人々の官途の歴薨卒の年まで

∞大かたはたどりしられたれば考證の乏しきを承けんにはまたすてはつまじきのなるをやまた此書に出入る事共の中にてたしかなる傳へならんと覺ゆるが見えたるは新陽明新宣陽門院の御うへの事を載たるに新宣陽門流の御事は新葉に御うたも多く見えて初めは一品の宮と申しゝとなどは見えたれど例の御名をしるされれば史の皇女傳にも此門院の傳はあれども新葉集嘉門院御集などに見えたる事共を考證して後村上の皇女なることを定められたるばかりにて終に御名はさだかならず此書の天授四年の條に二月日憲子親王院號新宣陽門院と見えまた元中八年の條に月日新陽明門院崩と見えたるにて御名はさらにて院號崩御などの年月までかくさだかにはしられたるなりしかるに同傳の註に據嘉門院集新葉集」後村上帝崩年五月五日寄菖蒲歌有 母子之情其一品爲三門院者亦以母之故也云々と見えたるはたしかならぬ考にて二の門院

の一品宮と申しゝ時のことを新葉に後村上院住吉の

行宮にかましくける時御あそびなどありて上達部

と見えて此住吉の行宮にかはしましゝ事いつの頃な

りきとはたしかには定めがたけれど、住吉に行幸

五年

り時を見えまた証料計三年住者の行常にまた新葉に正平十

九年住吉に行幸ありしてと見えたれば此の行宮にて

の御あそびも同時の御事ならつらんとかもふことあ

そは此門院のかくをかしき作物などして出された

るにて其年のほどもさしておさなくはおはしまさゞ

りつらんかもへばはやくとも此十九年よりまへのこ

とにではあるべからずまた妙光寺殿も補任に擦るに

同二十一年の五月に薨逝ありと見えたればかたく

十九年のことなりしにはたがふまじくおもふなりし

かるに嘉熹門院の御父福恩寺殿は補任に正平二十年

御年三十四にて左大臣の脚白にならせ給ひしと見え

殿上人におほみきたまはせ侍りしに新宣陽門院いま

だ一品宮と申けるが櫻人の心ばへをなどつくりて出

されたりけるを左大臣のもとへつかはさるべきよし

さたありければまかさまに女房の中へ申侍りける

妙光寺内大臣 補任藤原家賢正

1年五月薨號妙光寺

こと浦にその舟よする櫻人あかぬ色をばあすかへ

ち見ん

詮家公たる冷泉入道右大臣の公泰公にて御法名

事を始末定平と計見えたるは後の名を前に廻してし を覺元と申たる妙光寺内大臣の家賢公たる與内大

かしるしたるぞと思ひしにまた同書の中に正平四臣の實世公たるなどみな補任にてこそさだかにはし

定ととな

年閏六月宮の執事五條次官頼元より惟へ送りし消

さらに其説を筆にして前説の盡さざるを補ふべしそ

はまづ新葉の作者の補任に漏れたるが多かるはさら

にて阿蘇文書の中に中院中納言定卿の消息とて二

三通見えたり此卿は興國七年の春吉野より肥後に御
下向ありしが船より八代に着きたまひやがて其處に
御逗留ありて國中の御方共を調落せられしに少貳頼
等度々押寄せて攻めしかともとかくしていつも追
退け給ひしなり然るに其消息どもにはたゞ義定と計
ありて家號官稱などをしるされぞればうち見にはS
かなる人とさだかならぬやうなれども正平三年の
三月に此卿より阿蘇惟澄に吉野より下されたる綸旨
を消息にそへて送られたる其綸旨に正平三年二月六
日右少辨時經進上中院前中納言殿と見えたるにて
人なりとはたしかにはしられたるなら其頃南朝には
同中院家にまだ定平卿かはせしを史の定干傳に尊卑
分脈に擦りて源定平初名良定と見えたれば此の義定

外にもなほたしかなに残間の證とすべき事あれば今
第六巻
肥後交獣叢書息に中院僧都御坊これまでこえしほどに御忠をいた

されしてと阿蘇大明神照覧候へありがたき御事に

思入申候下略と見えたれば此の卵は正平三四年の

間にたしかに入道し給ひしと見えたるに新葉に定平

卵をのせられて前大納言と見えたればもし此卿定平

卿と同人ならんには一旦出家入道の人右の輪旨に前中

頃は解宦して散位にておはせしと見切れば御年

のほどさして若くはおはせざりしなるべ

さらに先途を望

まるべきことにあらざればはたして兩卿は同人な

らざりしてしるかるべししかるに此雨卿は倶に南

朝の忠臣にて或は元弘建武の亂に畿内の間に出没し

或は興國正平の騒に西海のはてに奔迫して所々の勤

勞大かたならざりし人々なるを補任には兩卿な

其名だに見えたらねばなほ此外に漏るまじき人の

いくらももれたるが多からんことをさとるべしされ

ど∞新葉に實名をしるされざる大臣達の中にて藤氏

系圖などにも漏れて考ふべきたよりなき遍恩寺關

おなじければ すなはち定と同人にて太平記に此卿の 白の松花僻案

六一九

は出入からず補任の月日詳略同じからざるのみにあらず此

シツウ

附考

る に 即位の禮は此前にだに行ひえられざり

になん

ひやる

たるにかきつけけるとぞ見えたるにて其頃の行宮のさまお

りけ

侍

たは天授六年けるのさき山の行宮のあたりを過ぎ秋の頃

ざればかたのごとく三種の神器を拜せられたる計に

て新帝位につかせ給ふと見えたれば此君 建德元年

先帝の御服はて給ひてほどなく先例のごとくたゞ神

器を拜せられたる計にて御位にはつかせ給ひしなる

べしいまだ事なかりし折にだにかく所せき山中の行

宮なりしを殊さら其頃は正平の焼跡にたてられたる

まことにかりの木丸殿 新葉罪にこれや此木の九どのとお

ども名のちて行けばしる人もなし此う

にて世の此書を見ん人にさてはとおひつかせ

てかのづから花營の誤なる事を悟らせんとたはかり

たるなりされば其誤を正さんとおもひおこしたる志

の程ははかりしかど人の誤をたゞさんとしてかの

れはた妄説を杜撰して終にかくみづから誤をとりた

るは却ていたく加へおとりしたるにてまことのいた

づらのさかしらとになん此外にも満良親王を第十

の皇子として延元三年に親王宣下ありしといひ後村

上の御名を初のまゝ憲仁としるしたるまた後醍醐後

村上の雨帝の御葬後例にたがひておくれたる或は後

村上御即位のとし例の如く大学舎行はれしなど大か

たかぼつかなきことも多かれどもそれまては一々

にとかくいひあらがはんは餘りにくだくしくうる

さきやうにも覺ゆれば今はさのみはとて筆をさしお

きつる大儀なるをいかでかいる御わびずまゐにてたやす

くは遂行はるべきなればかたく説の杜撰なる事

は辯をまたずしてしるかるべしされども是畢竟は

花營の御讓位の説の誤なる事をとらえてそれをい

ひけさんとておひつきたることなれどもさすがに

花營も常時の物なればさらく撥所なきことにもあ

らじなれば本はさる似よりたる事のありしをしか聞

きまがへたるものならんと其聞きまがふべき似より 前に此書を許して南朝の補任の殘篇なりとい

る事共をとかくして思ひつきたりしをやがてそれ ひしは此書の載するところたゝ朝官の人員多少均し

を實有の事に取りなして遂にかく補任の中にまづ其事より辨ずべしそはかの立坊の皇子を世泰親 物せしにて共頃までは長慶院の御うへなりしとはい

王としたるこそおぼつかなけれ補任に顯統師兼の雨 かでたしかにしりうべきなれど當時實にかゝる風

卿を坊官に補せられし事見えたれば何さま其年皇子 説もありしと覺ゆれば此事をはたして長慶院の御う

立坊の事ありしにはたかふべからずしかれば其年は へにて尊號の後ほどなく吉野を出てさせ給ひて彼玉

尊號の事計行はれしにはあらで其ついでに立坊の事 川の御所にうつりすませ給ひ故世上にては其事

まで朝廷の大事と同時に併せ行はれし故其事は よしをばしりたてまつらで事なきことを事ありし

やく外に聞えたるにそここにてさまに轉傳し やうにひびのじるが世のつねのならはしなれば何

てに都にては御讓位ありしなど風説したりしなる とぞ事ありて御沒落ありしやうに風説したりしなる

べし花營に御舍弟の宮とある∞立坊の皇子は當今の べしまた此書には書入に補任に立坊の月日をS

御子にはあらて實に御舍弟の宮にておはせし故に風 はざれども花營にしるしゝは八月二日のことなれば

説に御名はさし申さずしてた御舍弟の宮とのみ 尊號立坊質は七月の中などにてありしなるべし

ひふらしたるを花には共打聞のまゝをしるした そはまづいつのことにもあれ其年にし即位の禮ま

るにてかならず後龜山をさし申たることは聞えずま でも行はれしといふはいかにもおぼつかなく心えが

た尊號のことはたゞ高野の御願女に見えたる計にて たきことにて此君正平廿三年に御代を繼かせ給ひて

實はSつ頃の事ならしか其年月はさだかならざれど 中二年まで六年間に建德文中など改元∞すでに

∞立坊のとを御讓位ありしと心得あやまりしは畢竟 兩度までありし程なるに御即位の禮の此年までか

同時に尊號のことありしからのこと覺ゆれば尊號 延引して行はれざりしといふはひと心えがたきこと

のことを其年同時のとなりしといふも大かたがふなるうへに太平記後村上受禪の段に暦應二年曜

まじくおぼゆるをやまた沒落吉野」とあるは花の十月三日太神宮へ奉幣使を下され第七の宮天子の位

記者は誰とはなした御讓位の君の御事と計心得てに即せ給ふ中略洛外山中の皇居事周滿すべきにあら

七

僻案

*一なるべ

行

」といふと見えたるもまた例の杜撰ョシュキ

は新葉の外には見えたる物もなければ御名だにさだ

かならず後龜山の皇子に小倉殿とてかはせしが正長

をかたら

元年に伊勢に下り國司滿稚卿の子なり

ひ軍をおこし給ひしかど當國の守護世保持頼とた

かうて打まけひもうたれ給ひしかばカつ

きて御降参ありしを事なくゆるされ給ひしが故ふた

たび嵯峨に還りまして後まで引籠りておはせしは

各の二かたの皇子たちの中にてぞかはしけむそれも

御名をしるせし物なければいづれの御かたにてかは

しけん此外すべて南朝の御子孫たちの事を後龜山紀

の末に諸書を引きて論しかかれしかども大かたさだ

かならぬ事のみにて御一所∞たしかに御名字のしれ

たるはおはしまさずさしも正統無僑の皇胤なるにか

あとかたもなくなりはてさせ給ひしとまことに歎

きてもなほ餘ある事ならずやさて前に見えたる文中

二年立坊御改名などの下に十一月於吉野行宮,被

へたるなるべし上野信濃の間は此卿の御父宮宗良親

王の年頃住みなれさせ給ひし所にて此宮のことを世

には上野の宮と信濃の宮と申し程の御事なり

し上に此卿御父宮と同じく征東將軍にさへ任せら

れ給ひておはせしことなれば卿上野に御下向ありし

を御分國へ御下向とSはんはまたあながちにしひた

ることにてもあるべからざるにや件の波合記は此卿

の御うへはさらにて御子良王君のなくならせ給ひし

末の事までつばらにしるしたる物なれど其中には

おぼつかなく心えがたき事どもかほくうちまじりて

見えたれば∞はらに信用なりがたしされど件の記

に見えたる應永廿一年二月浪合にて此卿の御最後の

御供して□□□さしたりし青山藏人師重は正しく

卵の丹波の篠山城主青山後の先祖にて師重は此卿の

御供して吉野より上野の寺尾城迄下向せられしが後

に當國の青山といふ所にはれたるよりやがてそこ

を名字の地とせられたるよし彼家の系岡に見えた

ば此卯の元中の末吉野より東国に下り給ひて上野の かもはるゝにつきて前に花の御譲位の説を彼尊

寺尾城にかはせしといふはいかにもたしかなる事に 號を上られしことの傳聞の誤なりといひしはまたく

てありしなるべくおぼゆるをやまた右の第二の皇子はしからざりしとかもへばついでに引かへしてまた

松花三年に御年二十三とあれば天授五年に十六に當給 さらくうきたる事ともか∞はれずされば此卿げ

ひていまだ御年もすくなく孫王にてさへはせしを にはさることかはしつらんとかもふにつきてなほ

かくまで親王宣下などありし事は御父宮延元の末東 考ふるに永亨の頃信濃國伊奈郡波合の人原六郎種勝

國へ下り給ひて後多くの年頃東海東山北陸の間をそ がかきたる波合の記といふものに元中の季新田の餘

てかしてうち廻り給ひて諸國の御方を語らひたま 類世良田大炊介政義桃井右京亮宗綱等相儀して桃井

度々軍をおこさせ給ひて岡復勤王の御功勞大かた か一族同名和泉守貞識を吉野殿に参らせて尹良卿を

ならざりし故に其功勞に報はせ給はんとて親王宣下 東國へ迎へまゐらせて御旗を揚くべきよし望みし程

の後わつか四五年の間に二品兵部卿にまで御叙任あ に此卿吉野を給ひて駿河まで下らせ給ひしかど∞

て程なく源姓を賜は二位の中納言になされて大 御道行さきふさがりてたやすく通らせ給ふこと叶は

將を兼ねしめられまた御父宮前に征東將軍にてか ざりしかば富士郡の宇津と云所に田貫次郎といふ

はせし故に其御跡をも繼せさせ給はんとて遂に征東 のあるが新田義助にゆかりてそれが家に三四年留

將軍にまでもなされしなり此書の奥に編者の書入た 置きゐらせたりしを應永四年につひに世良田が上

にや私云元中の年閏十月御入洛之時南朝公卿供奉野寺尾城に迎入申しゝ事見えたりかゝる事を補任

入洛 冬實公 或下向分國森或出家或留山中」の撰者も聞傳へて分国に下向ありしとはお∞ひまが

つ

各不奉仕北朝」と見えあれど事此卯の御父宗良親王の御肥後交職叢書第六巻

*一六

長男は御名字をばいかゞ申

けむ御父宮と同く東國にかはせしが文中三年に御父

宮東國より吉野に還參らせ給ひしをり御身は東國に

・残りとゞまりてかはせしに其年の冬の始より病つき

給ひ神無月の末つかた終に先だちまゐらせたまひぬ

北宮のことは予期にくき此卯は其宮の御弟にて元中

長ければもらして分國下向の公卿の中には

此卯の名も見えたれど其の分國といふいづく

なるにやさだかならず其上すべて書きざまるいとあ

らめにてたどくしければ例の杜撰なるべくも覺ゆ

れども守親顯泰の二卿は共に伊勢の國司にてかはせ

しかば其時打つれて分國に下向し給ひしといへるは

松花僻案

*一五

母なりまた次は河越の重頼に嫁して判官義の北方を生めり能 やうに
見えたれども此親王は後龜山の皇子にてはか

員は實は比企か甥なりしを猶子としたりしゆる義信の室には兄

當りしなりされぱとて新葉の乳父を例にしたがひて米乃止の知 はさずして此下元中三年の條に正二位源尹良廿三八

々と調べしといふにはあらず是は前にぜしごとくた母の字を父 月八日任除元親王兵部卿今日賜」源兼左大 爲征

の字にかつて男子の米乃止なる事をしらせたるばか なれば乳母と

同じくほ米乃止とよみてあるべきなりされど乳母とかけること 東將軍故入道中務卿 宗良親王二男と見えたる是也

なりて城介景盛を生めり其次は右の義信の室にて参河守範

三人あり 長女は八條院の女房なりしが維宗廣言に嫁して島津忠久

弟を生めり廣言早世したりし程に東国に下りてまた安盛長が妻と

としたるにふべし吉見系圖に擦るに頼朝の御乳母比企に女子

べり其うへ前の本文に能員を乳母夫と書きたるも誤にて後に乳母

乳母夫をたど米乃止と訓て文字の米乃止の乎都止とはよむべか

らずといひたるはひが心えにて東鑑に此後治四年七月十日家

右の卵のと同じさまの事を悟るべし」

にのみ見えて外の物には見あたらず 東鑑建久三年四月十

同じくた米乃

止と似て文字のまに米乃止のを都上とは訓かまじきなり北事と

るとをし

東鑑治承五年頼家卿御誕生の處に比企藤四郎

能員爲御 るを後には男子のかたには母の字を父の字にかべて男子の米乃止

亀山をさして

につけおきてもりかしづかするをすべて米乃止といふをになりた

みりに葉

新

妻と同じく其子につけおきて夫婦してもりそだてさする事故米

か

るべ

ど古き

ども其は尊貴富豪の家は家人の妻を其子の乳母とする故それが

の

一はたど

にめのといひなしたるにて其もとは女子のうへにのみふとなれ

止といふ事を男女にかよはしていひ文字 其ま乳母の字を男子

にも通して用ひし事物にも多く見えて昔よりの俗習なりまたかる

事より轉じてかならず 乳母の夫ならでも主人より年比の家人を其子

奉御牘物とある乳母父もすなはち米乃止にて能員が

妻其時御乳母付に参りし故能員も御米乃止として若君につけ

られしとなれば 乳母夫とはかきたれど是と乳父とは後醍醐帝の御時
皇子世良親王の御米乃止には大納言 親房聊法仁法

親王の御米乃止には大納言仰なりしと鏡に見えて師賢卿の

法仁法親王の御めのとは師賢の大納言うけ給はりていみしうか

づきたてまつられと見えたるにてすなはち 光有の御めのとの事う

け給はられしも日よばし

事かあ

君乳母の事今日被」二長 最事と見え

男子のかしづき人にも乳母と計書來れりすで

な米乃止といへば文字に乳母とかよぼしたらんにまた

れは後龜山には文中以前にはやく皇子の

御二かたかはせしことしるから此書に正平十二年正

月廿日寛成親王立三太子町 二月皇太子

元服と見えたるに依りておもふに大かた人の妻をむ
かへ子を設くることは甘歳の前後なるが通例なれば
右の御年十一とあるより推すときは同廿一年にて甘
歳に當らせ給へりしかれば第一の皇子は此年の前後
に降誕ありしなるべければ天授五年には十四五六に
ならせ給ひて立坊の御さだめるかそかるまじき御年
の程なれば右の良泰親王はすなはち此第一の皇子に
てかはせしにはたがふまじくふもふなりされば右の
立坊のと同處に見えたる尹良親王とあるは斯
親王はすなはち光有卿の御めのとにまゐり給ひし第
二の御子にて御兄宮の立坊と同時に親王宣下ありし
御甲冑の際に若君出御武蔵守義信 比企四郎 奉扶持之と見え
夫乳母兄を二ながらた米乃止とばかりは それぞれば
是らは乳母子の例にて文字のま米乃止の乎都止米乃止のあにと訓
の御沙汰なしには相違なし然るを後日前の御名
を傳失ひたる故に世泰親王の其頃同しく御早世あり
れたるにて乳父といふは乳母の事にはあらず乳父乳母と

の事ありて前坊は御早世ありし故此年に重ねて立坊

א!

し

いと遺

恨かほかるとなりしかるにまた此書に世泰親王をし と見えたるはいつ頃の事なりしやさたかならざれど

東宮に定めて物せしてとはしひては其よしなきに 光有卿は補任に正平廿一年八月八日に權中納言よ

しもあらずそは此後天授五年の條に二月日良泰親王 權大納言に轉任文中二年九月三日に大納言を辭し

立皇太子月日尹良爲親王と見えて其年の補任の中 申されしよし見えたれは若宮の御めのとのことうけ

に源右大臣顯能公二月に東宮傅を兼任し給ひ權大納給はられしは何さま酢職以前の事にて有りしなるべ

首の歌讀侍りける中に竹を 前大納言光有

つかへつい我見はやさむ呉竹のさかゆく園の千代の

行末

なりそはまた書に世泰親王と誤傳たるにてもしかか

今上第二の御子御乳母のことうけ給はりける頃

は大かた此宮ならんと推當に定めたるにて例の杜撰

には出でたれどもまたをかしくもひよりたるに

こそさて右の天授に立坊ありしも良泰親王は先帝の

皇子なりしや當今の皇子なりしやいづれともさだか

ならざれども新葉賀に

補任

なれば御年の程にはをとなが紛びては見えさせたま

ひつらめどもまたさのみをさなくはかはせざりつら

んとかもへばとても此東宮は當今の御子にてはかは

さでなほ先帝の皇子の中にてぞかはしけんとかもふ

しことは新葉にも見えてたしかなることなれば前坊

に千首の和歌をさへたやすくよみかふせ給ひし御事

はるにはあらずやされども後村上の皇子達は前

に見えたる皇子の外にはまた何にもさらに見えたる

となければ此東宮の御名をばSか申たてまつりけ

む今よりはSかゞと考證するにたよりなし言師兼公同時に櫂より正にうつりて春宮太夫になり

因にいふ史の後亀山皇子傅の謎に新葉を引て前大納言光有爲!!今

上第二皇子」求母」云々とあるは御乳母の事をうけ給はるとあ

給ひしてと見えたれば後龜山御一世の間に兩度立坊るを乳父 乳母を米乃止といふより乳母をもとめさせられ事と心

米乃止と訓めどもは文字の如く男子女子のけじめあることな

米乃止といふ本の義は和名に乳母師説に女の於止言妻妹也和

名米乃止と見え云々例の詞の延約にているとのいる釣りておとな

りまためのののの字におのひときある故めのおとまたつまりて

*一三

松花僻案

落書きたり御二かたの外はいづれも新葉の

泰惟成説成良邦などすべて八皇子の内御名ともを出 作者たちにて各御名どもをばかきあらはしかかれた

されたる上に新葉に見えたる兵部卿師成親王上野太

おはせ

れば其頃の東宮と中は此皇子達の御中にて

守懐邦親王を磨けて蓋二人皆帝之子今無所證と見え ざりしこと明らかなりさらば文中に立坊ありしは新

たる外にも新葉にはまた上野太守守永親王と見えた 葉に振るに後龜山にも其頃すでに皇子二かたかはせ

る∞大かた後村上の皇子にてかはしつらんとなりさ しょし見えたれば此第一の皇子など東宮には定まら

ては後村上には十皇子はせしやうに見えたれども せ給ひしにやと∞∞しかども天授の頃東宮すで

中に懐良親王の御事を筑紫の大王と見

え成親王の御事を

稱鎮西宮と

書の文中二年の補任の中に源顯統公此年權大納言に

ぼつかなし

る

はなしがたかるべししかればたまの引證其詮

右の八皇子の中に説成親王に 上野太守と見えたれ

なし疎漏なりといふくし〕されとるかの跋文に天授

二年東宮∞千首の和歌よませ給ふと見え新葉には東

宮にて人々題をさぐりて百五番の歌合しける云々ま

師秉卿の春宮太夫なりしと見えたろうへに此の

南朝補任

ば御兄弟の御中にて任せらる 官も多かるに同上野

太守の三人迄おはせしといふさのみはいかゞと覺

ゆれば新葉に見えたる守永は始の御名説成と申て實

は御一かたなりしにはあらぬにやまた皇子傳には泰

邦親王を新葉に握るに太宰帥とせられしかども彼集

には太宰帥なしは泰成親王計にて泰邦と申は御名

だに見え給はず

新葉にさる異本あしかれば是と泰邦

懐邦と文字はかはたれどもやすくにといふとなへ

は同してとなれば實に新葉の懐邦と一ッ御かたにて

太宰帥にはあらで上野の太守にてぞかはしつらんと

おふなりもとはたして然らんには長慶良成皇縛古

正平 に九國に御下向ありし後の

宮太夫を兼給ひ右の師兼公同時に權中納言にて

春宮太夫をかね給ひしと見えて同年月日世泰親王の

東宮にたゝせ給ふとこそおぼつかなけれ其年實に立

坊の事ありし故にこそ右の兩納言も同時に正權の坊

官に任せられしなるべくおぼゆれば何さまにも文

中弘和の間にはたしかに東宮のおはしましゝにはた

がふべからずされば其東宮に立せ給ひしはいづれの

皇子にてかはせしにか後村上皇子傅に長慶後龜山世

将軍の王の

親王と計見えたりと御名をあらはしてしるされければ

始より東宮にたゝせたまひしとはなかりしとを悟る 帝王系圖の説も例のおぼつかなきとにて實は此親王

べし凡て新葉に人の名字をしるされし例朝臣とても にも當時立坊の御さたとてはおはさゞりしなるべし

大臣以上の人には何れる其官職までをしるされて またたま〱千首和歌の跋文を引證せられしかとも

ツ其實名をかゝれしとなしさればまして東宮中宮前にも前にもい如く此跋文には唯東宮と計有りて

などの御あたりをいかで憚らせ給ふ所のなかるべき御名をしるさざれは東宮の泰成なりしといふ左に

太宰帥親王或は帥の

のとを後龜山東宮の事は史の後龜山紀には以皇弟

太宰帥泰成親王爲皇太弟」と有りて註に宗良親王千

首和歌に日天皇東宮詠三千首」帝王系岡以泰成」爲三東

宮今據」之と見えたれど∞新葉には此親王の御歌は

いくら見えたるにみな太宰帥泰成親王 を略してたっ

と見えたる端かきより御歌のさままでた尋常の親

とがめんは保にまたはしたなさわさなるべきにやさ此立坊

これまでも穴ぐ

しか書蹴りた

な

心

にて後山の御庶弟に寄らせ

給へば直立弟とこそ有るべきに立太子とかきたる

しをや

子

たる計にてSづくに御名をかゝれしことはなかり

世泰親王は右の子の御御かへし

從二位教松蔭を思ひやるこそ悲しけれ千代もといひし君か出されし處の作者づけに∞たゞ東宮の御歌など見え

ころに

の御うた遊ばさるべしとて云々また千首よみ給ひし

人々の御うたどの中にはかの〱五首づい撰みて

夜更るまゝに佛事のこゑなど松風にたぐひて聞え

ければたまはせける

御製

すぐに天授の千首和歌の跋に内東宮御二かた千首

しのとし從二位敦子かの寺にてもら侍りけるに

肥後交獄族書第六巻

かるはずよ松千年の友ならて絶ぬなげきの際を見たきやうなれど後の人は立坊の皇子をば御子にませ御兄弟にまた

んとは

すべて太子といふ如く心得だ

此編者 其俗習に

子のわかれをとふらはせ給ひたるばかりの御氣色に

て東宮抔のかくれさせ給へるを御いたみありし御う

たどもとは聞えざるうへにもし此親王實に東宮にた

たせかはしまさんにははしがきにはかならず東宮か

くれさせ給ひてとこそものせらるべきをたちに世

泰親王と御名をしも書きあらはされしにて此親松花僻案

によく符合したればいとたしかなるにて自餘の改元

∞すべてかくの如くならんには實に史の文を補ふ

にたれりといふべけれども正平の改元を七月四日と

したるは前の興國のたしかなるには似ずして阿蘇文

書の中に征西將軍宮薩摩の山の御所におはせし頃

供奉の人の中より阿蘇惟澄に贈りし正平二年正月二

十八日の狀に一去月十三日飛脚立吉野殿今月廿日

當國え到來東國御方以外蜂起由被仰下一去月八日

有改元號正平、今年は二年に成候其堺聞候御心

得のため令亅申候と見えたれば正平の改元は實は興

國七年十二月八日の事にて此書のひふとは月日

子みな殊の外の相違なり興國の改元はたま符合

宮朝住勘解由次官殿五條の減少納言清原

時に勘解由次官 と見えたる

七月二十四日に改元ありしと見えたるもすべて南朝

の改元は其月日さだかたらぬ故日本史には改元をは

是歳改元云々と計有りて一つも月日を書されして

はなきに此書は右の改元のをりのみならずかならず

改元ごとに共月日をしるしたるうへに殊に此前興國

の改元に延元五年四月十八日改元とあるは五條文書

に去廿八日被行改元爲三興國元年四月二十九日次

世泰親王かくれさせ給ひて如意輪寺にをさめ侍り

六一一

世泰親王立三太子月日御諱被改灬成十一月一日

於吉野行宮被行即位禮」など見えたるもすべてま

た例のおぼつかなきことなる中にまづ世泰親王

の御事は新葉哀傷に

おもへたいとふにつけてもふる雪にみし世をしの

けさのなかめは

御返し

かきくらすみねのしら雪それからともにみし世の

かもかけはなし

嘉門院御集冬の御歌の中に中!!年霜月二十日

頃雪いたうふり侍りし日こぞのふゆあさのにて御

らんせられし雪のしきなどおぼしめしいつるよし

申されて

れば改元もかならず四五月間にこそ行はるべきことなるを七月の

末まで延引せられしといふるいと心えがたきことなればかの代始の

改元とある改元のため古

また中二年の條に月日

に符合したるだいにはあらぬ也

はかつく平常の儀式にかへ行ばれしこと

ひよろづの

したるにて自餘の改元も右の如く杜撰打まじりたら

んとかへば此建徳の改元もまたおぼつかなくなん

其うへ建徳の改元は其年の三月までにて三年の御服はてさせ給

まじりたればひたふるには信用なりがたかるべしさ

れば見ん人よく心して其よろしきを擇び取らん

にはまたむげに其用なきにしもあらざるべきをやさ

ればおのれもまたたとる其えらびをなしていさ

さかおもひえたるものあれば是になほ此下にひひ試

むべし正廿五年の條に七月廿四日改元爲建德元

年依代始也とあるは此前後醍醐帝崩御の翌年延

元五年の條に四月十四日改元爲三興國元年)依代始」

とあると何やらのことなれども前年に先帝かくれ

させ給ひたるとなれば當年すなはち新帝の元年に

ここにて改元せられんは實に代始の改元とはいはる

べけれども後村上は正平廿三年崩御ありしかば明る

廿四年こそ新帝の元年なれば此年に改元せられてこ

代始の改元といはるべけれしかるを一年を

えて改元あたるをも同やうに代始の改元といはん

は先例に∞たがひすこし心ゆきがたくも覺ゆれども

前にすでに辨せしてとく後龜山は三年の御持服は

て給ひて後に御位には即かせ給ひしとなればかの我

代の春にあひかひのとよませ給ひしにあはせて此

年を御代の始として改元ありつらんとかもへば此

月十一日先帝崩とあるはおぼつかなきことにて先帝

御存生の中に親しく御位を譲らせ給はんには後村上

は其日よりすなはちかりゐの先帝にて後山は正し

き當今の新帝にてわたらせ給へばめたてまつる云々御世繼の式はさる定まりなるそと心得

て後村上の御事の時のことも前の事と同やうに崩御

の前日御讓位ありしとは書きなしたるなりまた右の

其年ばかりとても

なほ東宮としていますべきいはれなし然るに嘉

門院御集に其年の八月までなほ東宮としていまし

しよし見えたれば此君には先帝崩御の前御讓位の御

さたなかりしをしるかるをや此書の編者はさる事の

ありしとはもとよりしらざることなれば此前後醍醐

後醍醐御讓

の御事の前日後村上に御讓位の事ありし故

野拾遺に見えて八月の初頃より先帝秋のにをかされさせ給ひけ

ひけるにや同十五日の夜親王を左大

忠の亭にうつし奉らせ給ひ 三種の御を譲りおはしまし御行末の事

いとこまやかに仰お 御劔と法華経とを左右の御手に物し給ひい

ざよひの月とともに雲かくれさせ給ひけるつき従ひ奉りし人々

路をまよふこちなんし給ひける御姿を改めずして如意輪寺の御

堂の後の方に

山をさ申なり

六一〇

改元の説はかくたしかなる傅へのありしに據たるこ

となるべくか∞はるゝなりされども此前正平廿三年

書に所寛成は後

の條に三月九日讓位皇太子寛成

解をえざり此地案

をす

にかゝるさかしらをくはだ

土人云愛宕山一鳥居傍有福田寺其堂後有 古石塔後

龜山院御廟也と見え叉史の後龜山紀の標註に山城志

を引き陵在山城國北嵯峨福田寺有牌書日龜山

院神位其帳に日醍醐天皇之皇子譚凞成文中二年即位

明徳二年閏十月二日入浴潜居嵯峨」應永三十年四月

十二日崩葬尊骸於當寺而陵語とたる

たたらずた御陵墓の所在など見えたるにて玉川の宮にて

なるべしされば原書はもとより當時の記録なれば三

行きあた

とあるを引きて嵯峨にかはせしとを誰としたる末に

思ひきや人にあれは住なれぬさかの秋の露∞とかく補綴して遂に
物々しき一書とはなしたる∞の

いかにそ

事共或は世の傳説に擦り或はかのれが杜選を加へ

秋の頃後龜山院

事なだけ

ればこにはた其要を節略していだせり

崩御ありしは後龜山にはかはさで長慶院にかはせし

洛嵯峨大覺寺に着かせたまひ同五日に内裏に還入ら

せ給ひて御讓與の儀いで後に小松帝に神器を傳へま

ゐらせられやがて嵯峨へ還御ありて其後は都へ出て

させ給ふこともなく小倉殿と申して嵯峨の御所にの

み引籠りましてはせしか應永三十一年四月十二日

崩御ありしを後龜山院と御かくり名をたてまつられ

しことを出して 本書には二書の原文を載せた

今に嵯峨のおくにすませ給ひける 改元崩葬門院號皇居の遷移など補任にはあづからぬ

三年十月二十八日南山を御出ありて閏十月二日御入

なるこ こと明らかなるをやしかるを此書にかく御二かたの

御うへを捏合して御一かたの御上に造りなしたるよ

此書の傳來せるよしはさだかならざれどもおふ

に其始は南朝の宮務などにてありし人の子孫の家に

當朝の補任の殘篇を傳持たりしが原書はたゞ補任の

次第を年たてにして記録したる計なりしを後に好事

家の手に捜し出されてそれがしわざに立坊受禪即位

かくにまた新續古代の質に就て年を三代に分ちて書置たりしを右の

好事家世に傳ふる四代の説に引はざるにしまゝて雨帝の御うへを御一所につくりなして強ひて三

代の数に取合はせしなりそれ故此書の補任の事はな

ほ本のまゝにて好事家の結びをうけざればいかにも

たしかなる事にて實に史學の一助となるべき物な

れどもかの後に書入る事跡どもはまことそら事打

年間鼻をつきあはせてたがひに綺はることな

く手を束ねていませしといふはまたいとあやしかる

べき事ならずやまたかなじ頃に是人の許より南朝

公卿補任といふ物を借りて見たりしに是に∞南朝の

御世繼を新葉と同しく三代として長慶院の御事は何

まく紹運録に寛成親王法名覺理於南方自立號長
慶院」 とあるを見出して深考へず俄に自立の説を
構出しゝなるべしされども紹運は後に北朝がたの
人の書きる物にて従来南朝を統と心えたる處よ
北朝の正統なるにむかって南朝の帝位をすべて自
立とは申たるにて獨長慶ばかり南朝の帝位を偸みて
自立し給ひしと云ふ意にてはあらざるをや其上此前
に新葉集嘉門院御集などに見えたるうたどを
證として正平二十三年に御位につかせ給ひしよう弘
和元年新葉集を選せられし頃ほひまで讓位のさたな
きこと明らかなりといへるごとくげに其間には讓
位のさたとては開えればまして自立のことなどは
有るべきことはれずもしまた自立の説實有
の事ならんには正統位の天子正平二十三年の三月
より中二年の八月まで僅かなる行宮の所せきに六

し證は彼高野御願文に御みづからたしかに寛成と
書きかせ給へるうへにかの御願文は元中二年にか
かせ給ふ物にて正しく後龜山御在位の間の事なれば
後龜山の始の御名ならぬとは辨をまたずしてしらる
べしまた玉川の宮にて崩御ありしといふ諸門跡譜
に尊正大僧正の事を玉川の宮の男後醍醐帝の曾孫と
見え紹運錄帝王系圖等には長慶院 玉川宮」と見
えて後山は賀名生の外河内の天野観心寺または攝
津の住吉などを行宮とせられし事は其頃の物ともに
見えたれども一度紀州に遷幸なりて玉川を行宮
とせられしことは聞えず此君は南北御講和の後は嵯
峨の奥に引籠らせ給ひ小倉殿と稱したてまつりしが
絆に其處にて御世をかくさせ給ひしなら山城名勝志
後龜山院仙居の下に明徳院記南方傳等を引きて明德
き事どにて寛成と申は實に長慶院の御名な
とも見えたるとなければたしかなるものやうにも
見えたれど後山の初の御名を寛成として御踐祚

の後中二年に成と御改名ありしといひまた御終

焉の應永二十一年七月十二日於三紀伊國牟婁郡

玉川行宮崩御年七十二と見えたるなど第一にかぼ

*

松花僻案

之雌雄如」思者殊可」報之誠」之狀如」件 せざりしをいかしたまひけむしばらく器を擁し

元中二年九月十日 太上天皇寬成 白 て自立し給ひけるが終に帝位の不可」奪をおぼしめ

と見えて前にはやく推量せしにたがはず長慶紀は唯 して文中二年寶器をかくしまねらせ御身は逐電し給

右の御署名ばかりを證とせられしにてはたして御願 へるなるべしそれを讓位ありしやうにひへるは傳聞

女の中には御讓位などの事は何とも載せられざりし の誤なるべしといへるは前論の明快なるには似ずし

なり然れば前の推量の説もむげに暗中の摸索と∞ てや模糊不了なるはいかにぞや思ふには長慶の

云ひがたかるべきにやさて右の花さく松ははやく予 太上天皇の尊號あるは高埜の御願文にたしかに見え

が僻案に先だちて南朝の御世次を四代とするの謖を たれば後の忘作ともなしがたしさりとて昔より帝位

辨し∞のにて是∞かの新葉の契遐年の御製を證に登りたまはずして太上天皇の尊號ありし例聞え

として其論をたてたる故書名をしか題したればまざれは此端の是非を決し兼ねて迷惑せしまゝにた

發願事

かきたる花咲を借りて見たりしに巻尾に彼高野の

御願文を出せり

た僻追考

予が此僻案をせし後に成人の許より荏戸の塙検校が

癸卯八月 草

なりかし

めでたくかたじけなき叡慮なりしかど結局は姑息

の御私情に落着して天下萬世の法則となりがかり

しはSとく遺恨多かる事案と大かたはたがふことなし然るに其中にい

さかなほ遺憾なりと覺ゆることの見えるは彼花誉

の御譲位の説を論破して此説街談説にてたとへば

大友皇子上總に没落の様久留利紀にのせ高倉宮東國

に下向のよし玉海にしるし給へるが如し下に引く新

葉集の御製尤確據たるべき物かかれは南朝の撰集こ

れは武家の雜録なり是を取りて彼を捨つべきにあら

ずといへるげにさることとにて明快の論と聞えたる

にまた其かくに長慶院は第一の御子にておはしまし

けれど其御腹はいやしけれは東宮にもたてまゐら

右今度子にてさへかはせしかども御さちうすくして遂に御 當時の尊號は前々の例ともとは事の體同しからで畢

位をうけつがせ給はざらしことを君の御心にはSとは友愛の御厚情より出でたる御事なればいかにも

とは申ながら御兄宮に當らせたまひ殊に第一の皇

號をたてまつらるゝことはなりたるなりされども

の如く薨御後の御追尊までにてやみたりしを承久の 本意ならずかぼしなりてかのづから御うしろうき

逆亂の後鎌倉よりのさたとして後堀川院を御位につ やうの御心もおはしいほどに御位の後つひに太上天

けまねらせしに時にいたりて御父宮持明院守貞親王 皇の尊號をたてまつらせ給ひて日頃せつなる御まで

其頃はすでに御法體の御身ならしを同じく鎌倉より ろをあらはさせ給ひしなるべしされど昔より御

のさたとして御印位と同時に太上天皇の尊號をたて 庶腹の皇子に御兄宮にもあれかゝるうへなき尊號を

まつりし故崩御の後には後高倉院と御追號を稱した たてまつられしてとは何の先例とても聞えずまたさ

てまつりしぞ親王御在世の中に尊號をたてまつられ るべきことわりとてもあらざれども親王のうへにも

し始めなける此事は殊に武臣専横のに出でたる 尊號をたてまつられしことは昔もまた絶えて其例な

事なればもとより後の準則として依せらるべき かりしにはあらず淡路廢帝御即位の後御父舎人親

先例にはあらざれども前に擧げられし如く福恩寺關 王に崇道盡敬天皇の尊號をたてまつられまた先仁帝

白の御女なりしと見えたればはやく中宮にもたせ 御即位の後御父施基皇子に春日宮天皇の尊號をたて

給ひし故後村上崩御の時もやがて御かざんどもかろ まつりたる奈良以来の事ともに其事ごまのよしあし

させ給ひ門院の尊號をたてまつられ給し御事なれ はいかにもあれ上も下もみな其私情よりうみ出して

ば後龜山はまさしき御嫡の腹皇子にておはしまし たがひに俑を作り來りしほどに漸至の習風なればか

故先帝御在位の中にはやく皇太子にも走らせ給ひ御 ならずしもそれらの故事どもをおはせ給ひしにはあ

代をすなはちうけつがせ給ひ御孝心もふかく御兄 らざれども後高倉の御ことかのづから近きためしと

弟の御間も御友愛あつくかはせし故長慶院は御庶腹なりてつひにかく御庶腹の皇子にまでもたやすく尊

肥後文獻叢書第六巻

＊＊

に御讓位ありしなど風説したりと見えたりしかれば

此八月二日とSふ其風説を聞きてかき留めたる

かの月日にて御讓位ありし實の月日にてはあるまじ

くぼゆるを本記に正書して八月二辛未云々とのせ

られしもまた疎忽なりしてとなりかし「また彼高野

山の御願文はいまだ恭脂におよばざればいかにも論

じがたけれども源平盛衰記新院嚴島御幸の段に

院の御願を出したる御署名の所に太上天皇御諱敬

白とあるに據てかふに彼高野の御願文にもそれと

同やうに御署名の處に太上天皇寛成敬白と見えたる。

故すでに御みづから太上天皇と御題ありしうへは

何さま一旦登極の君にてかはせしにはたがふべから

ずとかひとりて是を花營の御讓位の説互證して

遂に御機統の中に加へまねらせて南朝四代とは定め

申されしなるべしされど此署名の外に御願文の中

になどたしかに御讓位の事をのせたらんにはまたと

かくいひあらそうべきことにあらざれどもしさ

るたしかなる左あらんには彼の自社の中にはか

ならず其事を引出て證しかかるべきことなるを今の

注文の中にはさる面影だに見えざれば右の御署名の

松花僻案

外にはまたさして誰とすべき程のともなかりしなる

べしされば長慶院はもとよりかりゐの君にてかはし

長慶院に

まさゞりしに」かくしも尊號をたてまつられしとを

か∞ふに此程は後村上の第一の御子にてかはせしか

と御服の皇子にて御生母もまたさせる貴族より

出てたる御方にてもなかりしにや其頃の物どにも

大かた御名だに見えたる事した後龜山は嘉門

院の御腹にて此門院は史の后妃傳に考證せられしな

どありしかとも此皇子達は何れもまさしき天子の皇

考にてわたらせ給ひし故なるうへに共にみな御薨後

に御追尊ありしにて御在世の中の御事にはあらざり

しなり其後桓武帝の御時廢太子早良親王を御後年

を經て崇道天皇と御追尊ありしが其事つひに例とな

て一條院御即位の初廢帝敦明親王を御堂殿の御は

からひとして淮上皇とかしづきたてまつられしが薨

御後に小一條院と御追擊ありしなり是ら或は枉幅

の寃恨をなだめられんがためあるひは擠昭の抑鬱を

なぐさめられんがめなればいづれもめでたきため

しどもにはあらざれども此親王達はづれも一旦儲

君にも定まらせ給ひし御事たりし上に是までは猶前

* 五

長慶

と見えたるは其引證の書みな當時の物とたてまつられしとあり

なれは二十五日が問御籠居ありしなるべしされば彼

御文にそへられし御うたにかきくれてとよませ給へ

るも倚嘘のひぶせき御住居に日頃たれてめてなげき

くらさせ給ふ御事故とかきくれておはしますす御

有さまを御母后の御許へ聞取あげさせ給ひしならそ

れ故には内の御方とはなくして共をりの御在所

につきて嘘の御所よりとはかれしなさて後に

は書きざまをかへて東宮の御方よりとあるは其年の

八月とあれば嘘の御籠居はさらにて下ざまの服暇

の制なし中昔より臣!

五十 日

服暇五

高野山所

三尊號日三太上天皇

代記

肥後交代叢書第六卷

＋

許されしにや などには所々に其事見え

とてもとくに過ぎたる頃にて菅例によらせ給はんに

は御師位の後もはや日頃も經たる程の御事なれども

御持服三年の間は御即位之儀をのばせ給ひ猶本の皇

太子にておはしまし、程に共聖のきはなきかたじ

けなさを世にもあらはし聞えさせ給はんとてわざと

こゝには東宮の御かたとかられて世の開耳をおどろ

かしかかせ給ひしなり御集のは君の女なりにしし

かるをまた史の長慶紀文中二年の條に秋八月二日辛

花營三

未天皇讓位於皇太弟 4 上られしとありしを傳聞傳訛して都にては遂

舍弟とばかりしるして御名字を何とさし申さゞる

事をお∞へば是は共碩都にてさる風説ありしを打聞

たるまゝにしるしたるにてたしかなる朝報印信など
をうけてしるしたる事にはあるべからず「彼記には
此前應安元年の條に後村上崩御の事はしるしたれど
其後南方の踐祚印位などのことは何と見えたる
ことなげれば今御讓位のありし前帝は長慶にておは
せしや後龜山にておはせしや」たゞ南方御讓位とば
からにてはいつれともさだかならず受禪の新帝の御
名字もしられぎればた此記の説ばかりを證として
いかでたしかに長慶御位を後龜山に讓りませしとは
定むべきかるふに是は其頃南方にて長慶院に尊號を
にてたしかなる事のやうにも聞ゆれとまことは
是つかなき事どにて今引證せられし花營の説
は彼記の應安六年八月二日の條に南方奉」讓
位於御舍弟宮」之間相副三種神器」沒落吉野」云々
と見えたる是なり彼記は當時の登録なるうへにかく
其月日までもさだかにしるしたれば信據とせられし
ある事のやうなれども受禪の新帝の御事をたゞ御

* 四

松花僻案

かきくらす泪ときくにいとまたほさぬ訣をぬらしられて倚廬の御所に御引籠ありて其間以」日易」月と

そへける

て舊例は十三日なれども當時南方にては三年の御喪

* 三

とあるは御葬式はては御素服にめしかへ

御返し

の御まゐらせられしは御葬式の前後の事なりつらんとか

もふなり燃れば御喪のをりにていまだ御位にはつ

かせ給はざりしかどもとより體の君とさだまら

せかはしまし、御事なる故内の御方とかられて此君

また誰に

色ぞ悲しき

は大かたの花∞ちりはつべければちりたる櫻の枝を

御返し

かたみとて手折るさくらの花だにも散りてあとなき

けなし

植かきしむかしの人のかたみとて手をる櫻はかるか まつられしも十三四日頃にてもありしなるべし其頃

今一所はかの東宮の御かたよりとかゝれし是なり當

今御一所の御うへをかく三所ながらやうをかくてか

かれし事をおもふにまた一づつにかのづから其よし

ある事にやまづ初めに内の御方よりとあるは先帝は

三月十一日に崩御ありしかば御葬式はSくかなりし

とはしられざれども共頃のならはし大かた二三日の

間にて葬りたてまつりしてとなれば此君をゐてたて

正平二十三年世の中りやうあんに侍りし頃この春

うつしうゑられし櫻の散りたる枝につけて内の御

かたより

うならず同時の物にてしか引あはぬことの見えしら

がへるもまたいとかぼつかなきことならずやされば

彼御集後村上崩御の後の事に後龜山の御うへのこと

すべて三所に見えて春の御うたの中に

正平廿三年廬の御所よりあはれなる事と申さ 御みづからはなほ東宮としてかはせしかども實は

れ侍りし御文のついでに

正しき當今の主にてかはせしとをかくおぼしめして

ひやれ見しかもかげもかきくれてなき人とふる かられたるにて禮に所謂君薨太子稱子待君也

袖のなみだを

読

心ばへにてあらしなるべし又次に嘘の

御所よりける時に後村上院御製云々同十九年正月内裏にて松 しましたるはいふなり質は正平十三年の御服まではなほ東宮

有喜色と云事を講せられける時權大納言顯詮云々天 と稱し給ひてお今西土の古禮に依られて三年の御喪をつ

授七年正月内裏にて春松契久といふ事を講せられし とめさせ給ふといふ物から周制の世の君踰年印

時に奉りて春宮太夫 師兼云々文中元年正月内裏に 位の例には依らせ給はで禮の所謂未沒」喪不」稱君

て鶯千春友といふことを講せられし時前左近大 義に従ひたまひ且は天智帝齊明帝の御喪

冬云々此外にも内裏にての歌合探題などありしてと に殯宮六年が間なほ皇太子と稱してかはせしが

はいくらも見えたれど∞大かた其年ばかりをしるさ 卯の歳の二月先帝を礒長陵に葬りたてまつられその

れて月をしるされざりしかば稀なるに正月のみはか 明る年の正月始めて天皇の御位につかせ給ひし古き

ならずかくおちなく月をしるされたれば此正月の御 ためしをも追はせ給ひしにや御持服三年の間はなほ

會に限んて例年かならず舉行はるべき恆例の儀式な 東宮にてかはしまし三年の御服みて後に始めて御

しと明らかなりしかれば右の建徳元年の御製は其 位につかせ給ひ君たることを天下に稱しましましい

年の三月に御服はて給ひ四月の始に御踐祚ありし故 なり是にて嘉門院御集に見えたるはすなはち右の

御代しろしめす初めなればはや夏にうつりたれど 御持服の間の御となへにて長慶院の皇太弟にたいせ

獪たちかへりて例年春初の儀式共舉行はれし次に此 給ひし故にてはあらざりし事を悟るべし其うへ彼集

式の御會などもありし時をりにあはせてわが代の春 は天授の頃宗良親王新葉集を撰し給ふ時門院の年頃

とはよませ給ひしを此集にてはかならず賀部に入れ よみおかせ給ひし御うたと共撰に入れられんと

らるべき御うなればわざとさるくはしき故よしを

わざとさるくはしき故よしを て親王に見せたまひ御合點を請はせ給ひしものにて

ばはぶきたまひてたなにとなく恒例の事ならしさ 御集∞新葉も同時のものなるに御集の東宮をかなら

まに正月には書きかせ給ひしなるべしさてまた此ず長慶院の東宮とせんには新葉にては御世繼三代と

君の正平二十三年の八月までなほ本の東宮にてかは見えたる御集にては四代となりて御代のついで一や

こはた烹門院御集に見えたるおもむきにつき

べししかれば常記の明德四年前にて薨去ありしといへるは 典に依らせ給ひ三年の御持服はつとめさせ給はで

れること其頃行在所にはかく御風教ゆきわたりて上 一年の諒間までにて御除服ありしにやともかびし

下かしなべて三年の喪を勤めたまびしてとな どもなほ新葉をたどりてくはしく考ふるに其頃行

れば後龜山に御父帝の御志をかせ給ひかならず 在の内裏にて毎年正月にはかならず式の御會始な

其爲には三年の御持服を勤めてなはせ給ひしには といふこと行はれしと見えて同集の賀の部の中に正

うづなかるべしされば此君の御即位是までの例 平十一年正月内裏にて梅花久蒸と云事を講せられけ

には依らせ給はで正平二十五年の三月には三年の御 る時ついでに奉りて與喜左大臣云々同十三年正月内

服はてさせ給ひて始て御位につかせ給ひやがて建 裏にて春竹添色と云事を講せられける時編恩寺白

徳と改めありしなさればこそ彼花さくの御製 左大臣云々同十八月竹勢久といふことを講せられ

比にて

出つられしにても此御製の御即位の始の御祝詞なりし

かくれさせ給ひたりしに其節までは内府の三年のいまだ内大臣一周忌の ける時つかはさ ける後村

ことしかるべしさはSへ建徳元年の正月までは先

帝の御服いまだはてはざるに御かなしひの中に取

ませられてかゝる御凧の御うたなどよませ給ふべき

御事にもあらざれば三年の喪は西土聖人の古禮にて

終の重典とは云ながら我邦にては先帝新界特起に

「子宗賢獅なり此内府の禁

事実の価得には 常楽院にて明徳四年三千嵯峨とかされし

は後村上には三年たちまねらせ給ひしと見ゆ

れは實は正平廿一年に世をさり給ひしなりそれ故同集哀傷に妙光寺

なと見えたるをおもふべし砂光寺内府は花山院師督卿の御

ひとぞ

みとせまてほさぬ泪の藤衣てはまたいかにそむるたの御詞をひろひてすなはち此君の御代を配びたてま

との松の花さく御代ぞ久しきとよみ給ひしも此御製

けるに又後村上院の御素服をたまはりておひつ

つける

右近衛大將長親

妙光寺内大臣身かりて後三年の服いまた果ざり

御代のはじめをひたまびて我代の春にあひおひ

は賦せたまひしなぁ前に見えたる二條教基公

臣めもあらましかばとおふにそいと涙のかずはそひけると見えて

此内府の一周忌までも君もいまだ御つきがなくあたらせ給ひて御

たみの御うたなとたまはせ給ひしが其明る年の三月に

はては

なれば内府の事ありしは大かた廿一年のでたる事なりし故此君はまだ引かし歴代行の

なる御製の次に

れて諒闇一年の御心喪を勤めさせ給ひしなり然を

にしかへら

なり御本殿を倍極の眼と云い湯器の眼と

在十三日の後本殿へ歸り入らせ給ひては錫

をされて本朝の服紀一年十三月なれば以孝道を以て天下に先だちたまひ三年の御喪まで勤

日易月十三日間の御所に籠らせたまひさかなはせ給ひし故其御時につかへまつられし行

七日にて服を除くとになりたりを用られ天子は御葬後御本 たつれともよませ給ひしなりされば此君御身つから

服

と心得たるより 三年日月三十六月を以易月後三十六日はかなき物にも今さらにかほしよせられねにこそ

其後唐にいたりて其誤を改めて玄が三年

一説にて葬後二十

『解して三年を全三年

と見えたるをおもふに我朝喪服の制は大以來君主 よりよろつの事すべて平常の儀式にかへしかこなは

は父母及夫の為に服一年と定められしとなれども中 せ給ひしかども御追善の御餘哀をりにふれつゝ願い

昔よりは漢唐喪の制以」日易」月の 漢人服三年の義を誤やましの御ことゞもおはしましい程にかいる節料の

用られ

れをばそへつれ

はてさせ給ひし故其次の月の端午の節

是 月禫徙月而樂とあるに據て二十五月なりとい

をい五あやめをして過こしほとよりりたて前大納言實爲

中是あ

に説

御返し

一致せず、 玉菌は禮記三年間に二十五月

後村上は殊に御孝心深くかはしましける故御母后新

月書書にす

さ

今さらにねにこそたつれ三とせまてあやめもしら

後村上院御製

新待賢門院かくれさせ紛うて後三とせまでべけれどもまた同集哀傷に

弓

第六巻

〇〇

叢書六肥後交

諒闇の

儀にてありけるを御ぶくはてける年の五月五日さ

てける年の五月五日さ

うぶにつけて前大納言にたまはりける

過くる悲しも今日こそ更にね

古同待賢門院の御喪に大寶以來歷代御遊行ありし短喪の

製には依らせ綸はで我邦にては是まで一度も行はれ

ざりし西土聖人の古をとりおこさせ給ひて三年の

御喪をつとめおこなはせ給ひし也新待賢門院は正平

十二年四月二十八日に崩御ありしかばそれより三年

に當る十五年の四月までにて二十五月の御服1年5

万譚と見えたるに依て二十七 なりといへり雨識共

ことといつれ よろしとも定めがた 今は王説の二

てそれを略して 図と許り心得となり

の公卿達もかのつから御德風に化せられ給ひ

父母の喪にはかならず三年の勤喪ありしと見えて右

即かせ給ひし故御代の初の御ことほぎを花の十回

と見えて此事は右の如く建徳二年の秋の事ならしに によせ給ひてわが代の春とはよませ給へるなりされ

中宮の御事を門院の御集には女御殿と見え新葉には と先帝は正平二十三年三月十一日にかくれさせ給

中宮の女御にておはしましける頃とまでことわりか ひしことなればば是まで御代々々の先例ともよらせ給

かれしなどをお∞へば此前に後龜山ははやく御位に はんには其年の内に御即位あるかおそくとも明る年

もつかせ給ひ御息所もすでに女御にうつらせ給ひて 御用閥の御佛事などすでさせたまひてなど御即位は

おはします故頃ははや中宮にもたせ給ふべき御 あるべき御事なるをなほ一年をへだて、建徳元年に

けしきなりしこと右の御うたともにて明らかなりさ やうく御即位ありしといはんは是までの先例とも

れば是らの事どを併見て彼中二年に始て御受に∞たがはせ給ひたればいぶかしみかもふ人もある

ちらてなほ秋は千とせにめくるともはやの山のみと見えて此君は先帝御事の後此年にし∞始て御位に

ねのみちは

と申されし御返しの内の御かたより

十かへりの花さくまてと契るかな我代の春にあひ生

のまつ

君かはや云々

建徳元年正月松契遐年といふ題を講せられし次に

に

御製

建徳二年なが月の末つかたひはの大なる枝につた

とあるを門院御集には

しれ

君かはやあきの宮居にうつるへきほとを紅葉の色に事を悟るべしし
かるにまた彼門院の御集に正平二十

こそ嘉熹門院

まつら妄作なりし

ば

せ給ひけれありしといへるはいふにもたらぬ後人のの紅葉のかゝり
たりしをわきてそけるもなにと

なく御目とまる心地してとく女御殿よりまゐらせ

られたり御返し三年の八月まで此君本のまゝ東宮にておはせしよ

し見えたるはげにもまた心えがたき事のやうに聞ゆ

れど是にはまださるべき故ょしありしことにて新

葉集賀に

の

故事をいまの梅の花におもひよせて就いたてまつら

れ御みづからも同やうにいはひましてよませ給へる

御うたともなるがしか此集にし∞のせられたるこ

とをお∞へば前にふ如く此集には御世の事を

いづくにても三代々々とのみ見えて御門の御名と

を暮らし後醍醐天皇村上院さては今上と此三帝

中宮女御にておはしましけるころ紅葉の枝をたて

と見えて後に

平十八年内裏にて百首の探題ありしをりの春なるに

など見えたるいづれかの王仁きしか難波津の歌ワニ

木高くにほふ花ならは分てや見まし宿の梅か

我春しらん庭の梅がえとよませ給へるをお∞へば其

頃東宮に七せ給ふべきうろくの御さたありして

としかるべし其上また此集釋教に後村上院第三

年御佛寺のついてによみかかせ給ひける短冊をつが

れて其うらに宸筆にて御經かゝせ給ひたりける供養

の御導師つかうまつるとて思ひつゝけゝる

前大僧正頼意

かきかきし昔の春のことの葉に御法のはなをけふは

そへつゝ

御返し

御製

梅の花を折て奉るとて 福恩寺前關白内大臣

ひとはや∞分て手をらん春の宮木たかく匂へやとの

梅かえ

また春に

今上いまた御子にかましくける時家に侍りける

千代もかはらす匂へ植かきて我春しらん庭の梅はたせ給ふべき殊に右のSく千代∞の御うたは正

かえ

御子におはしましける時内裏にて人々題を探して 申されしてとなれば此君の東宮にてかはせしは後村

百首の歌つかうまつりける時梅を御製

上の御代ならでまたいづれのみ代にかさらに春宮に

の外は見えさせ給はで今上はすなはち後龜山をさし

新葉の賀に

春宮に村上の第三年は建德元年に當りたるに其

時宸筆にて云々とある宸筆はすなはち今上の宸筆今

上はすなはち後龜山にてかはしませば後村上の御あ

とをば此君たちにうけつがせ給ふ事さだかなりま

同集秋下はS

つれも親しく御世繼の三代を經させ給へるに逢まる。

らせられ故にこそかく歌にまでさまによみ

出でかかれし事なれば世にはまた是ほど正しくたし

殊に

かなる證左とてはさらに有べうも覺えざるをや

どもは同集春の上に天授元年内にて人々五百番の歌合

時云々と見えたると同時によまれたるにていつれ後山の中頃の

はなしかるを彼史には此集のかく正しくたしかな

るには據られずして遠くおぼつかなき傳聞の説

記後人の書瑠運峰帝

運鮮希ともを證左としてかならず御世次

を四代と定められしはいかなる用意の事にや

けん彼皇子たちの御行次を正統記にて定められ

し心しうびとはうらかてのたがひあれば此事はま

づ疑がはしきふしの第一とやいふべからんされば猶

松花僻案

とあるに據て其年の三月十一日に先帝暖村すでに崩

御ありしことなればもし後山其御世繼ならんには

其年の八月迄なほ春宮にていますべき所謂なし然れ

は先帝の御後代は長慶院うけつがせたまひて後龜山

をば東宮に定められ故にこそ門院の御集にもたし

かに東宮の御かたとは書かせ給ひしものぞと心え

て総計の御においてがせたおひとよしなれども當時の人の御

なるう門院もとよりおなじ御心なるべければ

遂に彼本記

本文にはなほ御自筆のやうにのしおく事になむ

に皇太弟」とは書のせられしなされどまた

五九七

せきあへぬ涙のほどおもひしれおなじながめの秋

のゆふぐれ

御返し

東宮の御かたより

玉椿二び陰はあらたまり松は花さく御代ぞひさ

しき

なとすべて吉野の朝庭につかへまつられし人々正平二十三年八月つ
ねよりあはれなりし夕暮に

五百番の歌合に

後龜山

關白左大臣

また賀に

以皇弟熙成親王」爲三皇太弟」と見えて是は嘉嘉門院

れんとは

御集に

思ひきや三代につかへて吉野山雲井のはなになほな しきふしくを論ずべし史長慶記御即位の年の條に

此集に見えることに據て且つは彼史うたがは

前大納言光有

おもひやれおなじ空にやながむらん涙せきあへぬ秋

の夕暮

日本史に吉野の朝庭の御世次を四代とし∞定められ

しことは紹運録帝王系圖などの御世次に依て嘉門

院御集花營三代記または高野山金剛峰寺の所藏長慶

院の御願文なとを誰としとかくして考定せられつる

なれはいかにも正しき事にはあるべけれともおの

はなほ覺つかなくうけがたきこゝろのみせらるれば

えなほもあられずして其うけがたかるふしくを書

出して世の史學精博ならん人にとひたし其うたが

ひをはるけなんとかふなりそはまづ彼史の皇子傳

に後醍醐帝の皇子たちの御うへを古書のや、澄とす

べき物ともに據て十五皇子と定め出されたりさて其

中に就てまたその御排行の次第をたてゝ云は、第一

尊良第二世良第三護良第四靜尊第五宗良第六恆性第

七元選第八恆良第九躬良第十成良第十一後村上第

十二懷良その滿良聖助玄圓の三皇子はその御卒の

時日∞さだかならねば御行次もまた考ふるによしな

ししかるを彼史また正統記に後村上帝を第八の皇子

彼御世次の事も新葉集の序に呉竹のその人か前大僧正賴意

なれきつる八十の春もあはれしれ三代の昔の花のお

かげ

五百番の歌合に

ずにつ

ちなりても三代の御門につかへ云々またかみは元弘

のはじめよりしもは弘和のいまにいたるまで世は三

つぎ年はいそとせのあひだかりの宮にしたがひつか

うまつり云々など見えたるは正しき當今の御を

今宮宗良親王の御筆にてかくまでたしかにかきかか

せ給ひたろうへに此集雑に

・事ながければこゝに省きつ

考

後にはみな御還俗ありしかば其例にはあらざるなり此事されば

第八の皇子と見えたる事日本史其辨なしおもふに正統記の御排

は御出家の皇子たちを除き滿親王を加へて後村上を第八と定めら

なるべし尊護良宗の三皇子たちも一旦御出家ありしかど

十五皇子おはしまして後村上は第十二に當らせ給へり然ス

と見えたるにて前にまた御排行の次第をたて、第

一尊良第二世良第三護良第四靜尊第五宗良第六恆良

第七成良第八後村上と定められし故に遂に後村上紀にも正書して後醍醐帝第八子とは載られたり此事外にはまたさるべき故よし有しにはあらず畢竟正統記は當朝の名臣北畠准后の親しく撰し給ひし∞のにていかにも確擦とすべき實録の正統なればなり後醐帝

松花僻案

征西大將軍宮譜附錄終,

明治四十三年二月一日 宇野東風謹識

中宮川のみつのみなもと

谷深くさくて見れは底請し

地名となりて四十餘箇所の多き名を残したるものならむされは彼の上益城郡水越其の他筑豐等各地に宮の御墓所ありといふは悉く誤傳にて此の八代郡宮地村中宮谷中宮川の清き流の傍に鎭りいませるもの郎ち宮の眞正なる御墓地にて其の筋より既に決定せられたるは動かすへからさるものといふくし

擴張して宮殿を増築して ゝに入れ奉り終に弘和三

久米清淵か再々考に宮地と申地名あれは前將軍よ 年薨去ありしかはこの宮地村中宮谷に葬り奉り當時

引つゝき御座ありしか今の宮地の事にはなきに 宇土御所にましましたる後將軍宮良成親王の命を奉

やとSへるは最甚しき杜撰の説にして宮地の名 菊池武朝悟眞寺を創建し元中七年に諸堂落成し及

は征西將軍宮より起し事にはあらす此の地に妙 後將軍宮武朝を率ゐて宇土より高田御所へ御移轉

見趾とSふ趾あり上宮中宮下宮とて昔は最も榮えあり元中九年南北兩朝和睦の際まて此に御在館あり

たる 霊社にて上宮は延暦年間の草創とSひ中宮しかは兩将軍宮に随せし人々及び義定卿の宗徒の

は永暦元年後白河天皇の勅を奉して肥後守平貞能者等の居宅の跡は武朝か居館の跡等やかて其の

せしものなるへし

要するにあらさるなり

嘉慶二年三月十八日薨逝

とありて裏面に

門

白と云建立願文ありといへり當山開基一品式部卿征西將軍懷良親王悟眞大禪定

正面に

一月十五日檢校散位大

寺にある

にて下宮

云妙見大菩薩社檀一字建立の願文あり

きな

ると五九四

寺係の人に就きて探り

現役

現に熱

にた所

に至り社

郡

木村転造を訪ひ要領を得ず

木

氏に託 心に氏

に何等前任者よりの申續な

王寺 主僧の答書・

の靈牌即ち當時の眞物なるこ

又悟眞寺に懐良親王の靈牌あり今くとあり此の嘉慶は北朝の年號にて南朝の元中五年郎

ち嘉慶二年に當るなら然るに親王の御薨去は前に云

へるか如く弘和三年にて割額制過去帳

武朝申狀五條交

嘉慶二年より

六年前の事なるのみならす北朝の年號を書きたるは

常時のものにあらすして後人か誤傳を安信して製作

同年三月十八日從五位上行肥後 能朝臣敬

の勸請師とは文治二年後鳥羽天皇の宣旨を奉して大江信俊の

かく昔よんの

靈地なれは宮地といひ叉神佛混合兩部なと唱へて

各國の宮々に神官の外僧侶の附属する慣例ありて

此妙見社に赤文治二年下宮草創の節神宮寺を建

設して台宗叡山正覺院末寺となりし由ならかく歴

朝御崇敬の大趾ある所なるによりて宮地といふ名

起りたるものなり征西將軍宮の御座ありしにより

て稱したる名には高田御所といふは初め中院義定卿の居城な

を天授の比懷良親王菊池より御移轉の際區域を

中央に一基ありて其の四方にまた同しき

あらす

坪斗の地に細小な

めなりしなり

をましめ給ふ

方便もありしならむされとも八代の顯孝寺及移陵を設

は専ら御孝養の

暇に御追幅の意なるのみならず 社寺の衆徒の

なり其山上に征西宮の寶篋印塔ありと云ふ東風按

盛なり常時崇佛の風衙所供養を重んするは陰には寺社徒の心

を結ぶ方略もあるなり 田手の東北は春山春の徒を頼る盛

者、以孝心爲本、佛果之勝因者、以惣持爲最然

則依一經之功、讃嘆之德、轉五障之、登本覺之

位、伏冀三界所有之群類、同達於疾證菩提之願望

矣、懐良親王、是れなり此の戊午歳は天授四年

にて此の書は肥前神崎郡東妙寺の所臟なりといふ

今は田手村にあり 弘安蒙古の役に此寺及妙法

願寺となし念を修せしめ又櫛田社 川崎に建

豪族成松本告の徒 寄附し櫛田

名和氏隆盛の時は顯孝寺を奉護せしか同寺退轉の後

神宮寺の隠居庵室となり悉地院と改稱したりしに小

西か時該院燒亡せしかは隠居仙舜は天皇の靈牌及

妙見宮の身體を奉し獨り難を球磨の山中に避け隠れ

居たりしか加藤家の時來し加藤家に願出てい従

寺を再建し靈牌を神宮寺に納め奉りしなりと是れは

石川茂房氏か幼時神宮寺法印より親しく聴きしとこ

円の内、山の中腹畠ある所の字を悉地院といひて

ろなりとその

神宮寺に参

跡と思はるところあり彼の久米満淵か考に悉

地院の森と稱し

とあるは其の竇二陵に塔たる後所在不明となれりとて返却せさる中木村は中国に罹り久しく

て今は全く記培

こす問答も要領を得す如何とめすへか

五九三

るを許さすとの寛永年間奉行

の

せるのみ牌にせる

の書附及び神官より神

罪状とも云ふき∞の 發見

なしとの旨答へらる坂田

ず

た其の節の事情悉く知れりとの事にて之れを訪ひたるに老の上耳も

時妙見社の神官

岡茂吉とて九十歳の老人

元神宮寺 の承仕

る事は久米の再々考に明らかなり熱して余か昨年悟

眞寺に到りしに古雅なる靈牌を中に納めて佛壇に

安置し又他に一つの靈牌を其の傍に納めたり

寺にある中 るに今此に は如何を問ひしに主僧は勝

寺の ことはわれ す是れこそ真の靈牌なれといふ依りて八代宮司

木庭保久氏に託して醫王寺を調べしに靈牌なく且つは出雲國

在りて番人は知らずといふよりて出雲の主の許に照せられしに

其答書には先年悟眞寺引渡したり其の時の書類は悉く白木維

この許にあ へしとありき因りて石川茂房氏に其

(元白木山神宮寺といひし

に前神宮寺執行職白木銘水後継易と稱す

そば還俗して氏を白木と稱せん由)今歿して養子の代なるか嘗て神

宮寺に係る古記録は宮地村長木村転造へ型地塗の箱に収めある分悉

皆依託し後數度同人に返却方を請求せし 役所へ提出し置き

さて悟眞寺にも同しきのありしは誰人か

顯孝寺なる霊牌を摸造してそれを安置し奉りしにそ

あるへき然るに元の霊牌は明治維新の際神宮寺の廢

寺となりし時八代町なる醫王寺へ移し奉りし∞のな

基相對し合せて五基亜立し之れを俗に御袖隊と稱せりさて昨

年余が性地を見せし時此所より南方なる草薙の中に在る古五

塔を開始し居たるを見きこの御油隊亦今に及ひて保存

の道を講ずは後年また除却の難を免かれからむか応

にも記せられたることなるか其の系岡には歿年を記

せす只肥後隈本に於て卒す同悟眞寺に有碑法號無極

宗觀とあり 清家系圖には氏直講得業生延交四十

卒とあり延交四は正十四年に當る

さて前の

職申出書には朽壊したる位碑を取合せ正平十五年五

條清原良氏と摸寫しとありて滿家系圖の十四年と一

年の差あり叉悟兵寺の創建を元中七年とする時は正
平十五年は創建より三十一年前の事なり又八代悟眞
寺を系圖に隈本云々と書ける疑はしまた前にも述
へたる如く當時は宮は菊池に居給ひたりと思へは良
氏は随して菊池に居たるか或は筑後の領地なとに
居たらむと思へは何故に八代に埋葬せしかかたく
不審多きことなり或は良氏は京都より宮に随して
下向し其の文學の家なるを以て宮の御侍識となり御
教育の事を掌り 五條文 居たるほとなれは此の寺の建
立せられて後其の所親同僚等誼を思ひて追遠の爲
位牌を製し佛壇に納めて法等執行せしもの後世
悟眞寺に五條良氏の墳墓ありといふ説は五條系
にて百四十四世にあたれり
治二十三年六月三日の
悟
和善職佛山祇
両家代々の領地寄進狀あまたあり 田寺住職入世

期限にて末寺より輪番にて務むること、なり百二十

和尚代(元亀元年)より輪番の制止み現住代懐良親王御兩親の爲めに追艦を營ませ給ひしてと

他にも見えて一は「正平二十四年八月十六日、迎

後醍醐天皇遠忌書寫了、夫霊鷲山者、是四天説法

之道場也、岩清水者、則東土乖迹之靈地也、仰此

風者、拂煩惱之迷雲、酌彼流者、洗無始之汚染、

故寫圓頓之妙文、奉納當社之寶前、神明者嘗甘露

之上味、連休三熱之苦、群類者依法雨之無邊、

斷六道之緑矣、中務卿懐良親王」第八巻奥書

懐耳親王筆法華

是

れなら二は「戊午歳季春下に遠迎靈照院禪尼

之忌景、謹書梵網經戒品之妙文、蓋聞得戒之所熟

元の神宮寺に在りし 後醍醐天皇の霊牌は元宮の

御在世中既に御退の御身なるに世の中∞亦日に否

運に向折とて特に無常を感し給ひ先帝の御跡また

なき母君のとなと深く偲はせ給ひて御追幅の爲めに

御記念の衣なとを埋めて僕に隣にかたと顯孝寺を

建て、霊牌を安置したまひし者ならむ天皇陵泉谷

肥後志に後醍醐

七神の森(即悉地院森也)にあり里俗王の墓と云(中略)征西將軍八代

日御父天皇崩御の後此所に移陵を設けられしと云ふ云々

固より眞氏の位牌もなかりき

に傳はりしを深く考へすして遂に墓碑までも寺内

にあるやうにひひはやしたるにはあらすやと思ふな

余か寺内を探したる時は墳墓は

小西行長か所領となりし時行長天主教を奉し居たる

また貴顯薨去の時遺體を葬るに前よりある某寺内に て領内の寺を荒し此寺其の災に罹り烏有

埋め其の寺號を取りて直に其の法號とすることなく に蹄したりしを後加藤氏の領となりて今の地即ち山

初め某地に埋葬して後一寺を建立し其の法號を以て腹元の開山堂のところに再建せしものにて加藤細川

して七

血【中

あり 又谷の間廣豁

別尚

っ

坦開施一個今宿

るかにけ土中其の傍の畑中を堀

李

白田の

存昔り

右の輪石とて殿堂の

よ

にあ

との破 のり是書は寛延二年國和尚代の記録也

坂を下りて北方谷无候往古七

申候事一云々菊池武朝の設立とある此の説こそ真正の傳ならめと

思ふのなら宮は天授年間八代高田御所に御移轉あ

て弘和三年に御薨去あらしを此の中宮谷に葬り奉

御追善の爲め寺堂の建築に着手せしかと軍資多端

の際にて工事進捗せす元中七年の七年は武朝宇土

至り七堂伽藍竣成せしならむと思ふなり

(中略)

のる四事 即ち宮の御墓

れ

托長寺

市

石1

伽之遺跡也將軍廟之近所竹之内に大 之指渡し五尺餘六

兩度今以

共天正年 轉仕候事

今の

候

申候に無名に而御座候

山寺

此寺の由之といふ一巻あり其の内に一當寺開山太原原孚和

曹洞一派之内に而

具

而頭陁派與申候頭巡派之代

州三ヶ國今以夏秋兩度頭陀

末寺三十ヶ寺

し

端

さて陣迹誌に悟眞寺の舊記のに擦りて元中七年

へし

きて自ら檀越たるへからすまた自らの意に出て孚和

尚を信仰する餘に創建すとあらは軍両多事の時父を

補翼して討賊の事に精すべし然るに此の不急の工

事を起すは無用の道心といふくしまた其の本據の地

なる菊池を離れて遠き八代の山間に建立する疑は

しく是無稽の説にて且つ北朝應安の號を用ゐて記

述したるは後年の儒たるを覺る帯によ堂

に至

の片々として出礎石方腹はにのの燒大前其の寺號とする例なるか如しされは懐良親王の法號

悟眞寺に葬られはしかし奉るにあらて親王を

埋葬せし後建立せし寺なれは親王の法號をとりて寺

號とせしなるへく思はるなりされは此の寺は武朝

か元中七年に創建せりとい當寺の古記とあるはよ

當時の勢にもよく適合すべく思はるのみなら

す南朝の年號を以て記述せしも當を得たりといふく

托鉢仕候本坊善昌寺者住持一代に一度I]

山之法類に而同頭陀派! 御座候明峰派

往古は七堂伽藍に而菊池

附諸~柱立之穴有輪藏中央之輪石に而御座候事な

に領 國州山州四十三町四反

この寺昔時は末寺も多く餘程隆盛なる佛利ならしか

山隅而に六七雨日に亙りて彼の世に有名なる筑後川の職順おの仰を蒙りて建立すとも其の奉行をこそせめ父を措

とは古文 明語あり

ましては宮は筑前の博多筑後の高良山等に御滞陣あり 武政の父武光は建徳二年即ち北朝の應安四年まで生

してと思はる 宮の高山に居給ひしこ さて十四年八月 存し軍國の政務を處理し武政は蔭子の身なり假分宮

にて五

四年

い正十

建常慶寺悟

た

のの上和

に如*任の如

志世大

九州諸國

交十る

千之

帳

古

さて延は北朝の年號にて五ヶ年續き南朝にては正

隨へ暫時菊池へ引入給び同十六年にはまた宮は武光

陽の

ことあり

十四歲にあたるなり

り里の北方大保原の戰にて賴山ありて其の後宮は武光等を

誤れる等を率ゐ筑前へ出て豐前豐後へも兵を進めて筑肥

の六ヶ國を一統せさせ給ひ其の儘宮は

太宰府に御座を居ゑらるゝことありかく年々戰鬪に

閉暇なく且つ征西府全盛の最も得意の時代御身は兩

筑の間に居給ひしかはかゝる時節に遙に肥後の南方

八代の間に何の必要ありて此の悟眞寺を建立し給

はむまた和尚は年二十二三歲修業座麗に暇なかる

へき年代なれは遠く西國に下りて開山となること

はしく且つ征西府より創立ありし事を北朝の年號

を記逃せし當時の記録ならぬこと著くこれ

後世よりおしての 杜撰の説なら信すへからす

代々住職の名を記

應永十年末

のにあらず此

平十一年より十五年までの間なるか當時の九州の形

勢如何といふに征西府全盛の時なりき先に足利尊氏

直義等か九州より東上せし時留まりて九州を鎮

し猛勢を振込し一色範氏叉尊氏直義兄弟不和となり

し時九州に下り小貳頼向か聟となりて諸豪を歴服

し居たる足利直冬等此の正平十一年には共に菊池氏

より九州を追出され大友小貳等は其の威に恐れて

順し肥後の河尻幸俊歸降し薩摩の島津貞久師久父

子は窘窮の餘京都將軍の出征を請ひ若しも出征遲延

に及は、國を棄て京洛へ道上らんと訴へ双島津氏

久は父貞久に離れて宮方に歸順すといふありさまに

懐良親王は筑前博多に御在陣ありし時なら 煞家古文

踏棋10同十四年三月宮は菊池武光を率ゐて豊後を

征し給ふことありて當時の志賀文書に宮を筑後宮

とかけるものもあれは延文正の初より四年 【應安二年に菊池武政の建立といふ∞信すからす

五四庚年あり其に開山太原

とあり是

・よりとあるは

辨したるところ征西大將軍宮譜附錄三

また貴顯薨去の遺盟を葬るに前よりある某寺内に

埋め其の寺號を取りて直に其の法號とすることなくにしたりしを後加藤氏の顔となりて今の地即ち山

初め某地に埋葬して後一寺を建立し其の法號を以て腹元の開山堂のところに再建せし∞のにて加藤細川

五九一

て内の寺を荒し此寺其の災に罹り烏有

十分あるを見る

小西行長か所領となりし時行長天主教を奉し居たる

建設する

平は土中より布目

又谷の間

谿にけ共の傍の畑中を堀

を帯へる の片々として出っ

この寺昔時は末寺も多く餘程隆盛なる佛利ならしか

個

との條項あり是書は寛延二年寶國和尚代の記録也

堂伽之 追跡也將軍廟之近所竹之内に大石有之指渡~五ほによ堂

今白田(

爲 松田畑四十三町四反被

焼の輪臓石とて殿

にあ

のり

一境内に輪蔵石有之候往古七

)

云々 谷の

至り七堂伽藍竣成せしならむと思ふなり 右開

申者山中

薩州隅明峰

轉仕候事

は山寺

住持一代に一度I]

宇土

墨候每夏秋兩度令以

今の悟

頭陀

。

善のるのの異

州

石

藏田中 (正年

頭族

宇

州譚國

ケ國

申候園に無名に而御座

曹洞一派之内に而

而頭陁派與申

州三ヶ試合

末寺三十ヶ

托鉢仕候本坊善

山之法類に而同頭陀

往古は七堂

薩

端

防兩座

有軍中而陀寺座兩陀

此寺の由之覺といふ一巻あり其の内に一當寺開山太原原

得たりといふく

さて陣迹誌に悟眞寺の舊記時なのに擦りて元中七年

きて自ら檀越たるへからすまた自らの意に出て孚和

何を信仰する餘に創建すとあらは軍國多事の時父を

補翼して詩賊の事に精すへし然るに此の不急の工

事を起すは無用の道心といふくしまた其の本の地

なる菊池を離れて遠き八代の間に建立する疑は

しく是亦無稽の説にて且つ北朝應安の號を用ゐて記

述したるは後年の儒たるを覺るへし

菊池武朝の設立とある此のこそ真正の傳ならめと

思ふのなり宮は天授年間八代高田御所に御移轉あ

て弘和三年に御薨去あらしを此の中宮谷に葬り奉

御追善の爲め寺堂の建築に着手せしかと軍資多端

の際にて工事も進捗せす元中七年の七年は武胡坂を下りて北方谷には即ち宮の御慕あ

石方腹はにた井上悟り大前其の寺號とする例なるか如しされは懐良親王の法號

悟眞寺に葬りたれはしかし奉るにあらて親王を

埋葬せし後建立せし寺なれは親王の法號をとりて寺

號とせしなるべく思はるなりされは此の寺は武朝

か元中七年に創建せりといふ當寺の古記とあるはよ

當時の勢にもよく適合すべく思はるのみなら

す南朝の年號を以て記述し當を候陥州

(中略尺餘六

中央に而御座候事な

角浜中に柱立之宍

見え柱穴

て懐良親王は筑前博多に御在陣ありし時なら 【熱家古文

棋00同十四年三月宮は菊池武光を率ゐて豊後を

征し給ふことありて當時の志賀文書に宮を筑後宮

とかけるものもあれは延正の初より四年十

までは宮は筑前の博多筑後の高良山等に御滯陣あ

と思はるかの高山に居給してさて十四年八月

六七兩日に亙りて彼の世に有名なる筑後川の戦噌

九州國

一年

さて延文は北朝の年號にて五ヶ年き朝にては正

平十一年より十五年までの間なるか常時の九州の形

勢如何といふに征西府全盛の時なりき先に足利尊氏

直義等か九州より東上せし時留まりて九州を鎮

し猛勢を振びし一色範氏叉尊氏直義兄弟不和となり

時九州に近下小貳頼向か鋸となりて諸豪を歴服

し居たる足利直冬等此の正平十一年には共に菊池氏

より九州を追出され大友小貳等は其の威に恐れて歸

順し肥後の河尻幸俊を歸降し薩摩の島津貞久師久父

子は窘窮の餘京都將軍の出征を請ひ若し∞出征遲延

に及は國を棄て 京洛へ遁上らんと訴へ又島津氏

久は父貞久に離れて宮方に順ずといふありさまに

十四歳にあたるなり

肥後交獻叢書第六巻

隣へ暫時菊池へ引入給び同十六年にはまた宮は武光

等を率ゐ筑前へ出て豐前豐後へも兵を進めて豊筑肥

寺文書深堀交

の六ヶ國を一統せさせ給ひ

の儘宮は

日北肥戰

太宰府に御座を居ゑらるゝことありかく年々戦闘に

閉暇なく且つ征西府全盛の最も得意の時代御身は兩

筑の間に居給ひしかはかる時節に遙に肥後の南方

八代の間に何の必要ありて此の悟眞寺を建立し給

はむまた孚和尚は年二十二三歳修業座麗に暇なかる

へき年代なれは遠く西國に下りて開山となるこ

はしく且つ征西府より創立ありし事を北朝の年號

を記逃せし當時の記録ならぬこと若くこ

後世よりかしての杜撰なら信すへからす

代々住職の名を記

五四志世たるところの如く建立年子には【應安二年に菊池武政の建立といふる信すからす

武政の父武光は建徳二年即ち北朝の應安四年まで生

存し軍國の政務を處理し武政は蔭子の身なり假分宮

の仰を蒙りて建立すとも其の奉行をこそせめ父を措

にし上交延

にひ任眞悟

如悟

寺の与之ぁ

五

應永十年末迄

にてとあり是

・よりとあるは

當

~和

庚年帳

古

のの後

大

に開山太原

ることあり

り里の北方大保原の戦にて頼山ありて其の後宮は武光等を

檀越と年代とは區々にして一定せず依りて何れの代 れと假に此の陣志の年齢に擦りて考ふるに應永十

に誰人の創建せしかを致究するまた親王の御墓所 年より逆算して六十七に當るは延元二年なりさて宮

を定むる上に必要なるへして開山芳とは如何な

石寺の記録に学

の御建立とある延文には和尚

一字にて芳とはなし

るものか陣迹誌には李芳號大原加賀人なり法を琳光 何歳なるかといふに延文五年の事とすれは二十四歳

佛日に受く應永十年八月二十八日化年六十七嗣子の時に當る武政か創立 せりといふ應安二年は同

東峰正菊悟眞二世たりと見え國志には應永十年八月 しく三十三歳にて武朝か建設といふ元中七年には五

とありて開山を孚芳といふとは諸説一致したと 寺の記録に口碑に其の脱化の年代及齢は不明な

べたるには元中七年に諸堂落成云々など記

陣迹

誌に脱化年六十七とあるは何によりてかきしか今は

取然るに二年

調今元中七年は當

し

年とし又建德交

飛 各中に遷化

は建

連長六年京行

出諸堂備足して七月入院開堂開山は

二十八日李芳示寂すとあり予悟眞寺に詣り開山和尚

の墓といふを見しに今の寺の後の山上稍らかなる

所に一區をなし住職代々の墓石十四基列ひ居たん其

の内の一つ六角の佛石正面に當寺開山大原孚和尚裏

面に應永十歳八月二十八日とありて示寂化等の字

なし僧の言に開山は永平寺開山の百五十年忌に上

國し其の儘歸らす故に其の出發の日を忌日として年

年弔びりしものにて此の日に示寂せしにあらすま

た此の石碑は當時のものにあらす後世のものなりと

Sへり如何にも石碑は後世のものやうなり三年

永和

へし

前に擧けたる肥後國志に延文年中征西將軍宮の御應

悟眞寺の事

建

立と云ひ傳ふ開山は方和尚なり或説云應安二年菊

武政孚芳師を崇敬し寺を建て悟眞寺と號す云々

事蹟考には元中七年建一寺號悟眞寺云々とあるは彼

平子磯田等の考證に見ゆる所なれとも共いつれか正

記なるかを辨せす漫然列記せしは遺憾なといふ

又陣迹誌に悟眞寺は太田鄉宮地村中宮谷にあり禪宗

曹洞派能登國永禪寺末寺中宮山と號す菊池武朝懷良

親王追善の爲めに建之元中七年諸堂落成大原字芳

尚を開祖とす 此寺は應安二元中七年は當寺の古記 るとあれど、

日茲て去九日、凶徒以大勢、自方々來其山中之處、相所なるへく思はるなり

なるもの後に前後兩將軍宮の随者の名との残り

てかく四十餘の多きにも及びしなるへしまた菊池屋

敷といふは武朝の屋敷址にて筑前町とは前將軍宮博

多宰府等に久しく御在陣ありし時より恩寵を蒙りし

人々の慕ひまつりて遂に此所まて随して居住せし

言上せしものと見え其に對したる後將軍宮の旨

五條文書(節略)

名に残れる人々の名は前に中院義定卿の従者中の重

、依爲凶

徒、別して將軍家を守申へき故に、任探題方御教

書旨、守護人に同心の儀を止、雖然自去年八代

御退治以後、兩島津參御方云々、但於兩國ふるま

ひ、以宮方のともから、相良以下爲一體歟云々と

あるは明徳三年の書にて南朝元中九年に當れは本

年に去年云々とあるは即ち元中八年に貞世か八代

に來襲せしとすべし

彼の矢部山中の合戦の情況を頼治より西府にも

去りて肥前へ轉せし後のことなり

此の旨は十月二十三日附のものにて九日の戦争に

し二十三日に此の御感賞の分旨を發せらるゝこと

あり其所なるなれは當時五條頼治の居城筑後矢部とは隔離せる處

に征西府ありしものと思はるゝなりされは後將軍宮

の宇土より八代へ御移轉ありしことを明記せる古文

書なけれとも此の二通の五條文書と鎮西志入來文書

等に據りて必ず當時は八代高田御所に御在館ありし

此の後元中十二年には後將軍宮矢部大

∞のと断定すべきなり

に御在館あり事五條文書に見是

は南北両朝和腔の後今川貞世肥後をされは今高田御所址の地

合戦のありしなるへし

入來文書、案文、島津上総介井又三郎事原村に其の城趾ありて村上顕輿

この明徳二年は南朝元中八年の事にて昨七年に貞世

か宇土城を攻落して武朝等は南方八代へ背進せしを

今八年五月に貞世南方へ進撃せし∞のにて球磨川の

北方にて伯耆氏と交戦し遂に川を渡る能はす目的を

達せず九月に陣を退きしものなるへし

支諸方悉退散、殊以目出候師凶徒數百人被疵、十

餘人被打留候之條、武功之專一候、殊合悦豫候也、

随而御手外様交名、一見候了、今度忠節之次第、

能々可被感仰候云々、

五八八

か

伯耆守之館、伯耆守守八町嶽城、了俊叉破之云々、

肥後文獻叢書第六巻

八町城は同郡太田宮地村の内妙見山の内に

べして宇土 松橋小川等を経て八代へ南進す

る路筋に営れは此所にて征西大將軍宮譜附錄三

中院義定卿は正平元年宮に先たちて薩摩國より渡海
肥後に着せられ入代に居城を構へ菊池阿蘇と互に氣
脈を通し肥後の南方を鏡し後年まて居所を改めす元
中三年に伯耆長榮を養子として所領地等を譲異せら
れし事古文書に見えたりさて其居城を何方と明記せ
古文書は見えされとも義定卯より阿蘇惟證へ贈ら
る書狀等にて此の高田の地郎ち其の居館なりし
ならむと思ふなりされは天授中菊池には今川貞世來
しさてこの御手人十二人の内にも身分の高下または
老壯の差之れありしなるしされは宮の後八代に
御移居ありし前兩の間にて死歿せしものもあるへ
また身分卑しくして後世まて記念の名を残すほと
の居館を構へさらしものあるへし且つ天授年間既に
將軍職を良成親王に譲らせ給ひては自ら御隠居の身
特に軍國多事の折なれは従者を多く從へて八代に御
移居ありしものと思はれす然らは其の名の残れる
ものは如何といふに高田御所は懐良親王御一人なら

前より中院中納言定卿の居館あり又後には後將

軍宮∞また此の御所に御在館ありたらむと思ふな

守護大友修理大夫親世親類大友次郎親氏云々、

卒筑後豐後兩國之勢、自方々可攻當山之由云鎮西志、明德二年、云々夏五月一日、了俊發向于

八代、攻篠尾大川岡等城、六月六日、了俊擊抗瀬

五八七

々

とあり是は筑後國矢部山中に凶徒大友等か來襲せし

を五條賴治等擊退せしことありしを言上せし案文な

り此の文の中に八代より凶徒引退くとあるは即ち貞

世か勢なるへし

中

略(節略)今年九月、凶徒引退八代之陳候已後、當國

攻し肥後の北方自ら騷然として修羅の窓とせし折

八代麓には村上顯興名和長年在城し共所と球磨川を隔

てたる南方高田には中院義定卿の居館あり依りて懷

良親王は之を賴思召して菊池より高田へ御移轉あ

しかは義定卿はおのれの居館の規模を拡張し宮を

奉迎せられしなるへして元中七年に至り後將軍宮

宇土城を貞世に襲はれ綸び武朝等と共に難を避けて

八代に移り給ひ又前將軍宮の御居の跡に御在居あ

つらむと思ふなりされは貞世は之れを追撃して八

代へ進攻せし事あり五條文書治か吉野朝廷へ言上

せしに

しものと断定すべきなり

すして所謂御行の歌にて叡山をし給ひしなるへ

人々は極めて少数にて晴々しき御行装にはあら

は南方に避け宇土に御在城ありしものと思はれは

といふことあり然れは宮の京都より御下向の際発

後

一同宮鎮西御下向御出立 #路次供御以下の事

「くなど

一同宮御服調進事

一征西將軍宮當島渡御供御#御手人々兵料

七年のこと

戦の條の内に

按是南朝元中

又松岡某か考に卵相等居宅の跡とて地名を列した

高田御所址考に随の卿相將士の住宅の跡ならむと

の城山の地なるへし

深堀文書、深堀遠江守時晴軍忠狀(笛略)

是れ今の隈府

始めたるよりの名なるべし上に掛けたる古文書に熊耳隈部城

菊池を守山城といふは武朝

て其の名の地名に残れるを列擧したるもの是れ古水

彼地の碑に存せるのにて宮は必定此處に御在

館ありしものなるべく思はるされこそ弘和三年御

薨去の時邊近き宮地なる中宮谷に葬り奉りたるもの

ならめと思ふなり

しことは古文書等嘗て所見なけれとも彼の松岡某か

戻り

宇山城は菊池郡にはらす征西將軍宮譜に菊池

を守山城といふは頭にて守山は八代郡の内なりといへり然すべしまた国に元年に貞世が菊池を攻落したることは古文書に明證

向といへるにて其の本の城

察せな

して

されは弘和元年にして二年まで菊池

に居る

誌等皆隈府なるを守山城といへと武朝が菊池の本據を貞世

池の本據今の濃府の城趾の所なりと思い菊地博記菊池風土記肥後宮の八代の御所は何處なるか高田御所にましまし

きのみ釈にも「弘和二年之比者、武朝守叡旨、奉仕將

之間、一族以下共持人等、受語、節分領守山之悪害、黜武

朝之條、不

馳向、各令追落畢」ありその分領

あらむ

ず肥後國宇土河尻南郡之凶徒等爲御退治、御發向之

間分御供、既宮御所菊池左京大夫武朝以下之輩、

迄于退散之期、抽忠云々

右の文書は貞世か宇土の御在所を攻落したるを證明

するものにて武朝はまた宮を奉して南方へ背進せし

貞世か元中四年に渋谷に贈り釈には二三日中に武朝

こと必せり。

にす

る能はず荏 過し七年の今に至されは前記の數通の文書

りて漸(宇土城を攻

を以て後將軍宮弘和元年に菊池を出て給ひし前將軍宮良親王は必ず
天授年間八代へ移館あ

るは悉く前將軍宮に随せし人々のみならじと思ふ

ことあり伊豫國忽那島なる忽那一族軍忠次第他國合

一同御手人十二人衣裳兵根沙汰三ヶ年

一勘解由次官父子鎮西渡海事

征西大將軍宮諸附緑三

れきと思ふことあれは其後藤崎宮壇の形の

地なるをトして此に數年在陣し機を見て宇土の御在

交

退治御願、四海静謐誓約、一天泰平擁護、有此宮、

然則代々將軍、専依當吐之加護、開弓箭之運、携

武門之人、箏不歸依哉、雖非先例、暫以渤進之儀、

奉造立神殿、行神事祭禮、欲致天下安全之御祈禱、

此時無修造者、待何年哉、殊以當御陣者、大菩薩

御敷地也、以之爲幸、有此理御感者、何不成功哉、

就中御陣中、皆以神領、彼畠等有祭禮課役之募、

雖爲一年不作、可及損亡、何況於多年哉云々、

右の文書は北朝の年號を用ゐて奉行へ提出したる

のなれは南朝方の征西府に奉りたるものにあらす且

つ今川貞世は先に天授四年にも藤崎に在庫せしこと

吉川文書に見えたれは肥後南郡藤崎之御陣云々と有

忠狀に九月十八日馳

此の時の将軍も必す貞世なるへしと思ふなりまた

何況於多年哉とあるを見れは貞世は一時の在陣に

らずして數年滯陣し其の部下の士卒等神領の畠地に

∞滿溢れ自ら農作∞行はれさりし由いへるを見れは

貞世か弘和三年前將軍宮御

下益城郡吉野山に在陣せし

後同郡隈牟田に在陣し人吉相良勢より破ら

な五八五

南方へ避け宇土に在城し勢漸く盛りて攻勢を取る能

はす只防禦の用意をなし居たるものならむと思ふな

弘和二年菊池の一族武朝にきて守山城に籠りたるを武道に

向ひ之れを散らし

中狀に見えたり握りて守山城

能

菊馳とあり右赤山城とは宇土郡中さる地名なし八代郡種

山の内に赤山といふ所あり少し宇土よりは隔たれ

と其所ならむさて河尻職託は宇土の北方にあり叉赤

山は宇土の南方なれは両方を取切り應援の路を絶ち

宇土を孤立せしめ一察して攻擊せは必ず武朝以下を

打取り九州落居すへしなといへるに由りて之れを觀

は征西府の主腦8此の地にありて貞世かこゝを先

と決戦せむとせし様見えたれは武朝か弘和元年菊

池隈部城を改落されし後、後將軍宮を奉して賊鋒を

不平の事あり南朝に帰せる折とて此の

澁谷薩摩守重門を南方の類に思ひ居たり

一當陣事赤山城と河尻をとりきり候は、二三日中

に可退治候云々此時武朝以下をうちとりたく候間

もうし候はぬやう方便仕候也合戦候は必定九州

按此時薩摩島津

の落居たるへく候間可御心安候云々 今川貞

所を攻撃せむと計畫し居たるものと思ふなり入來院

文書に貞世か五月十三日曜日 にて大隅の澁谷薩

摩守に贈りし釈に(節略)

將軍宮御事、被受正平之勅裁、爲故大王御代官、

年來被積勞功、御理運無相違上者、勅裁豈可亙餘

儀乎、仍言上如件、とあり此書は懐良親王薨去後

に認めしものなれは親王を故大王といひたれとも
此の數句は全く武朝自ら身上の事を辯奏するにあ
らすして良成親王の爲めに分疏せるものならされ
は此等の書に擦りて當時宮方の内にも野心を抱
する∞のありて後將軍宮武朝等を讒言せしにより
兩宮の間自ら融和を缺きて居たらむと思ふなり是
事云々、向後數事可欽愼候由被申候先以爲本意候
とは宮より御哀願の詞を受けて以後の御愼を本意
に思召すとの意にて孔子魏の言を引きて深く
誡め給ひ且つ大王の許否雖難測於今度者可被申と
は懷良親王の御許否は知りかたけれとも今度まで
は良成親王の爲めに御仲裁あらむとの意なるへし
自今以後之是非宜在于御行跡欺とは只々行を擧
けて其の異心なきを示し給へとの意なら又此後菊
武朝亦吉野へ讒訴せられ之を辯奏する爲めに申
釈を奉りて菊池氏鼰先以來武朝に至るまて代々忠
勤せし箇條を記述せし其の末に

肥後文獻叢書第六巻

事蹟考の文

に天授始譲職屏居八代高田御所とあるは余か前述

の文に照せは事實なるへけれと3年五十八とあるは

宮の御兄弟の排行より推考して延元元年叡山御

杜撰の謬説なり

出発の時を八歳とする藤崎文書、肥後國藤崎供僭神官等耐殿修造の申文

50(略)當宮者異于餘社、依有凶徒

築足一に月足 なる五

とありこれは宮より筑後矢部大淵に

修頼治瀬元の許へ御剣を賜ひたるものにて當時宮の

宇土にいましいこと著し此の時今川貞世は何處に

在陣せしか之を攻究するも亦宮の御在館の反照とし

て必要なるへし

元中四年丁卯十月十七日、自宇土御在所、被御劍

下、御使由利信濃守、頼治在所大淵河内築足、

中四年の∞の一つあり五條文書に

前將軍宮御薨去の時後將軍宮は何處に居ましゝかと

ふに此の二三箇年間の文書更に記せるものなく元

當らせらる

に由りて亦懐良親王は良成親王と御同居ならすし

て各所に御別れにて御在館ありしを察すべきなり

さて親王は弘和三年三月二十七日御薨去ありしなり

豊後府内 彼の平子等の考證に引ける新撰過去帳

ときはこの弘和三 御

五十五歳に

壽寺五八四

城郡の間に滯陣し数年を経過したりされは此の際肥

を陥れ夫より南方へ進み上下盆

按するに、弘和二年八月後亀山天皇勅書を後征西

後武と補せしなり 弘和元年までは武興といひ

阿蘇家へ贈りし

和尚にツメツチ

開山永

大

辯したる十八に作る

避難したるものと思はれは懐良親王の肥後北方の

の所なり たいへるよりの説にて其の誤なることは征西

といふこれは同所にて菊池の本撼今の隈府の古城址

今世に隈府の城を守山城といへるは井澤龍の菊池博記

如して熊

たるへ

小鹿島文書の日留隈と同所なるべしされと其

迄于當御陣吉野山、致宿直云々(台刎町おか水)

婭隈

府 正観寺の山を南朝弘和九月八日、飯田山仁御移之時、御共仕以來
、後の北郡は賊地に陥り良成親王は勿論武朝南方へ

地不分明飯田山は上益城郡吉野山は下益城郡なり

右の三書前の二書は隈部城とSひ後の一書は熊耳城

か熊耳山といへり定

唐し居て唐土にて熊耳山某寺とかいふ

寺を渇望し居たる

正 寺建立の時に其名を熊耳山と稱せし

さて唐土の熊耳山は摩の骨を埋葬せる寺とて靈場なりともいへ

さて正観寺の後方に山あり其に菊池氏の城あるにより今川方よ

熊耳城と稱へたる∞のにて菊池氏自 したる名にはあらざるへ~

余に宮譜を校正せて時熊耳山のことをかくまて

詳らかに知る能はさりしかは今特に詳記するなり 双一は武興と

ひひ一は武朝といへる同人にて 武朝物名加賀九中三

年父武政の卒後 頃

しか後に武朝と改めたるなり故に落城當時に認めた

る小鹿島深堀二文書には舊名武興と稱し後年に認め

たる深江文書には改名せし武朝と記ししなりさて此

の三書に見ゆる如く今川貞世は六月二十二日に菊池

の本城を攻落し其翌日貞世か子の御曹後征西

將軍宮の染土城 隣池 地に居ますして八代に御在館ありしは確然將軍宮に賜ひしことあり五條文書に、勅書案弘和

二九十八到 一本十八を、二

委細之趣敬承候記、抑御

進退事、元來不存等開候、定可有賢察欺、愚存

之所、及具載兩度之狀候、就者向後數事、可欽愼

候由被申候、先以爲本意候、宣王宣、克已復禮

天下歸仁、魏徵云、竭誠胡越爲一體、傲物骨肉爲

行路、行路者莫有省已之誠者、人焉愼哉、殊可被

勵精一也、大王之許否雖難測、於今度者可被申、

自今以後之是非、宜在于御行跡欺、其間之子細、

侍者定可被申哉、明不能委曲候也、八月二十四日、

とあり、是れ後將軍宮の御事を讒訴せしものあり

て前將軍宮との間御不和のことありしにより後將

軍宮之れを憂ひ給ひて吉野へ哀願し綸びしかは天

皇此の勅書を後將軍宮に賜ひ將來を誡め且つ雨宮

の間を御仲裁ありしならむと思ふなり抑御進退

七月2

小鹿島文書、橘大崎又四郎公安軍忠(節

狀永德元年

ことあ

文書 かく肥後の北郡は交戦の巻と變せし

かは此時に懐良親王は南方へ避け給ひて八代に御移

館ありつらむと思ふなり北陵天校四年九月託葉原に後将軍宮

川貞世を撃破し給ひしか五年また

今川仲秋玉名郡山を

さて其の後

十月仲秋菊池水島城を攻

弘和元年四月菊池の城野城陥るり 六月に菊

池は今川勢に攻落されて武朝は後將軍宮を奉して其

の鋒を南方へ避けたるの如し

吉

武朝及阿蘇惟武野等肥前打にて仲秋と戦利

らす菊池へ歸り六月今川貞世また肥前に入り

山鹿志々木原に陣せり

阿蘇家識藤野艾吉八月武朝今川仲

秋大内義弘等と玉名郡の臼間野大水器に戦敗績し

後愚昧記入江友潛仲秋追跡して合志郡板井原に攻せし

を履け

阿蘇文書 に肥前に入りぬ同二年夏菊池武朝

までは武朝後將軍宮良成親王を奉し菊池を出て肥前國

府に陣しした武朝市交書北肥載誌

武朝別をして今川仲秋を筑前博多に撃同三年正月

に御滞在ありつらむと思ふな

阿蘇文書さて今川貞世

肥後に入り菊池水島に陣せしかの世冬道を読

島津氏久小。

殺す氏久之れを憤り固に帰り官軍に癒せしかは九月真世は水島後肥

の陣を

深堀文書藤野文書記肝入來文書等

前國府に退きぬ さて大内義弘鎮西に来航し貞世

田文書」

六月十八日被召隈郡城攻陣之間、日夜致合戰之刻、

同二十二日夜丑刻、武興同六月二十三日、菊池次郎武朝要害熊耳城沒落、

同六日爲|切_L_御對治御發向之間、於蛭隈之

御陣、兩三ヶ年越年仕、致宿直警固切と、永徳三年

已下凶徒等、分沒落哉、

翌日菊池染土城仁、五郎御曹司御發向之間、新宮

御所退散訖、同二十六日、同國立田御陣移之間、

致宿直之處、同二十九日、南郡六筒庄御勢仕之間、

龜山三郎分向參訖、同八月六日、龜崎城取之時、

御共仕訖、同九月十三日、腰尾城取之時御共仕、

田は今の飽託郡六筒は上

五箇日之間、致宿直迄云々、 なりさて龜山三郎家

なり腰尾城は上祭

本町を昔糖尾町といい故期所なるべし

深江文書、安富下總入道了心軍忠狀角站

徳元年 (略)

年認

而宿直警固候之、無其者哉云々、 深堀文

書、深堀高濱伊賀權守時弘軍忠狀 永德元 (節略)

去自三月板井御陣參以来、同四月二十二日、城野仁

對城被召時供奉仕、其後吾平河内同城野沒落之時

御共仕、同六月二十二日夜、隈部城菊池武典以下

凶徒沒落刻致宿直、同二十六日、南郡至日留隈御

略)

秦成親王とあるはなりに讓らせ給ひ猶ほ上天皇皇子なり前に

と推

王

軍常時武重既に死し

應て菊

とあ

るもの及び文書より推定す詳らかなることは別にあり少な

る従者と共に 忠次第 叡山を御發駕ありて賊軍の中を

記裏書嶺雑事記に親王の直の兄君後村上天皇の御年を記せ

抑と親王は延元元年征西將軍の大任を拝し給ひ九月

澄江戸叶五條頼元肛 に等誠忠の前後に歿

隠の志萌しるを察し奉るへし

十五年卒す一本十四年に作る 阿蘇惟

なとあるはやうく將軍職の激務を厭はせ給ひ御退しに五條良氏 子京都より随従し親王の御教育に

露∞とまらぬ我こゝろかな

しるやいかに世を秋風の吹からに

ひとゝ憂世のことしけきかな

日にそへて通れむとのみ思ふ身に

宗良親王の許へ詠みて贈り給ひし御歌に

先是建徳二年秋の頃親王より中務卿し奉るなら然るに興國の始父帝崩御ありては益々征

原氏御

山中

衣の袖を絞らせ給ひつらめと親王の渡給ふ所Sつ方

賊徒充塞し之れを征服せしめ給はむとて自ら御心

を奮起せしめ給ひ菊池に御着の後は誠忠なる武光の

補翼を得て漸次西府の威勢擴張せられて正平の末

まて鎮西を一統せられ御心も自ら慰め給ふところあ

僅に八歳の御幼稚にて父帝に別れび 八歳とは元弘日

高野文書阿蘇文書

惟澄の長子惟村は北朝方となら又新に今川了俊九

州に下向せし以來大勢漸くして筑紫探題の勢力漸

次振ふに反し征西府の威光し雨の形勢日に否

運に趣かむとす時宮の御年漸く壯を過ぎて人生五

十の境に達し給はむとして稍~賴少く思召し旁~退隱

の御心生している御歌を詠し給ひつらむと察し

奉るなりさて文中二年菊池武光卒し

菊池線系圖武光應安

六年十一月十六日卒

通過し給ひ四國へ渡り十二月讃岐に到り同二年伊豫

忽那島へ移り三箇年御滞留 さて九州東南方へ廻

り給ひ庭阮四年春 後衛浦に著し 菊池興國三年五月一

日薩州津に着岸あり

`交書

正二年冬薩摩をし 同三年武政赤卒し十九州の益々貞世に

同三年正月二日肥後國宇土津に著せられ

池に到著し給ふ迄十三箇年を費した

其の間の艱關苦楚如何はかりにかはしましゝか深

夜人知れぬ御夢はいく度か京都の空に通ひけんするより武政の子武朝

の支へ難きを察し

九月十七日高良山の陣を撤して肥後に還りぬかゝる

折柄親王を心に決せられて天授元年將軍職を良成親

暫くは菊池

入御最初於八代城云々とあるにより宮は最初に八代

に御在城ありし樣にいへと是は征西大將軍宮譜に既

に辯せしてとく宮は薩摩より肥後へ御渡海の時南方

には御立寄ありしのみにて正平三年宇土津より御上

陸 其儘下益城郡御船を經て菊池に入らせ給ひ入

代に御在城の形蹟なく且つ一色道猷か八代へ來攻せ

筑後肥前前國擘足利

してと當時の文書にかつて見えす

に異せし諸氏

此の於八代の三字は後人のさかしらにて申釈に

書入れたるものならんとうつなかるへし然して親王

は正平十年に肥前國府に至り娼夫より後及び兩

鏡の間に居給は十五年に菊池に歸給ひて又々

十六年には筑前へ打出て給び十七年の後元中三年

に筑後より菊池に蹄城し給ひきと思はることあり

す

へき時にあらすされとも前にも述べし如く世には

ほ疑を抱いて云々するものなきにしもあらす是れ以

上列記せし考定不備にしてほ研究のあるもの

久米清淵の再々考に武朝申狀の中に武光奉成故大王

して現今は宮地村なる石川茂房氏守部たり

今や朝議既に決せられて親王の御墓所の真偽を論大いに關係あるものなれは先其の御所址

といふことより考究すへし

年

る

士族 三角月海

+

野田村 士族 久米清淵

六十八年八箇月

状に

宮内卿徳大寺實則

明治十一年四月二十五日

所と記載可届出事

但墓掌墓丁申付候は、其年月日人名族籍年齢住 古墳郎ち所謂親王の御墓たるに相違なきことを辯せ

の如くなれはな五八〇

肥後文獻叢書第六巻

數繪圖面と∞取調可伺出此旨相達候事

らむ故に余は更に考究して中宮谷の

廳にては此の達によりて夫々區域を定め修築を加

へ地元よりは近傍の地所を寄附する等ありてこれま

蕪穢蛇の宅せし處開かれて神殿なる靈地と

なりぬさて最初に命せられたる墓掌墓丁は左之通

墓掌 飽田郡八代郡古麓村 かくて十七年十二月八日墓掌墓丁は廢せられ

掌墓丁は瘦せられて守部

と改めらるさて其の後星霜を經て役員も幾人か交替

んと欲すまた親王の御墓を研究するには高田御所址

といふの高田御所址の事

征西大將軍宮譜附錄三

とて明治十一年一月二十七日縣廳へ奉呈したり

野田に住

此十月二十四日八代御素檢を経て鯖路二十五日

小川にて熊本凶暴動の事あり暫く調書見合冬に

至り認候處十年二月には又々賊徒大勢川尻へ闖入

所々合戦避難の際書類紛亂行方を失び漸く今般講

書して奉啓仕候東風旧はく久米に當時川

熊本縣權分富岡敬明殿

士族 久米満淵

當年六十八歳八月

熊本縣第三大區四小區中田學校教員

明治十年十二月

道々猷父子之後云々八代御座の有無を論する先輩

多により宮地と申地名あれは前將軍より引っき

御座ありしか今の宮地のことにはなきに哉と考

證のみ 八代御墓検の事大略件々に述へたる

趣にて此外にも狩確證を探りもとむとすれと其の

北のもの絶えてなく古文書實録乏しうして實蹟を

得んこといとかたし併今度仰事を奉し其實地に臨

み土人の口牌と御墓の實蹟を探り得靈牌なと

の證程實なりとして奉鉄上候恐惶謹言

其縣管下肥後國八代郡宮地村悟真寺境内懷良親王

御墓と申傳候場所考證之有御墓と決定候條自・

慕掌墓丁差置取締可致尤兆域之儀區別見込相立坪

五七九

右縣廳より進せられ越えて四月二十五日左の道の

達あり

十一年二月五日撥

内務長官宛

官

長

征西大將軍前宮御墓所再々考上進に付添書

右御墓所未定に付去る明治九年十月舊教部

音教部省より

官員出張實地検覈有之粗鑑定∞相定候趣承及候所

其砌右官員へ随行申付候士族久米清淵より別冊再

々考差出候右者左せる考徵にも之無候へ共御墓所

御検に付て萬一の御参考とも可相成哉と上

進致候也

さて此久米の考證にある如く當時は此の上の捜索は

到底なし得さらしなり而して右の考證中ほ研究の

餘地あるもの、如し然るに際廳よりは右の考證を内

務省に進達せられしに其の案文左の如し

第百二十四號

一、 八代市中醫王寺に宮の御父君煎に御母君の靈

牌ある故に参拝す年古き牌板古雅にして其代のも

のなることうつなし共銘

を隔て高き丘に建て 肥後志等に從ひ古廟前草木を切

らす牛馬を磨かす汚をなせは祟ありと云々至于今

土人も恐れかしてみ諸人の喝仰を幾年か經たる宮

の神靈爰におはします故なるへし御法號の御寺∞

傍に存在す旁此御墓實誠なぁと確定す

今の悟眞寺は少しの山

一、宮の中宮谷の御墓に至り其邊所々探索して御

墓の前なる山畑を少し打平らけさせ見るに大なる

礎に柱穴を穿入るか顯出せしかは是そ往昔悟兵

寺の跡まかふかたなく土人の口碑其外肥後志等國

人の著述の書に悟眞寺の傍に奉葬とあるに符合す

岨なる故自ら廢跡となりその礎などのそこね散

ほひてありしをかき集積重ねかくなしたるか墓の

ことくなら年經しまい古ひ草は生繁りてこたひ疑

のたねと成にき宮の御墓ならは諸事のことは悟兵

寺よりはからふへきにさはなくて神宮寺より∞の

するは宮の御墓ならぬことしるし全く寺塔のあと

なりと決定せり

肥後文獻叢書第六卷

平六年三月二十九日入滅、かく記しありされは此

靈牌は悟眞寺にあるへきに此寺に納有由を尋ぬ

るに先年神宮寺廢寺となし折趾倍此寺に持

悟眞寺には此墓

安置たりと共轉の僧の物語な

牌あり

後志等に宮地字多く詰田郷の村

者奉奴此武光奉成故大王入御最初於八代城自對治一色人

村にあり

正

高田郷の村及菊池武朝中狀に日興國以後

肥村洞泉谷之傍に親王父天皇及尊母の

陵墓建し梵剎を開顯孝寺と名付て霊牌を安

置す寺今廢跡となり悉地院の森と稱し二陵のみ荷

存す土人字して王の墓顯塚と云霊牌は神宮寺に

あり云々と顯孝寺より神宮寺にうつし奉りしこと

は断然しられて今まて悟眞寺の墓寫の霊牌を後世

のものなりと先輩疑惑なせしか今實を得て疑を

散しぬ

懐良親王久しく此地に御座有し故に御双親の御爲

に顯孝寺∞御建立其世の物も有りしまゝに残り土

人の口碑も高田御所或は供奉の卵相雲客の地な

ともと並へしるし牌陰に延元四年八月十六日崩御、

遷化靈照院禪定尼

征西大將軍宮附錄三

征西大將軍懷良親王の御葬地御墓之事本國八代郡

宮地村麓山之内悟眞寺の傍中宮谷にある御墓再度

征西大將軍懷良親王御墓再々考

口碑の記録にて有力なる参考書にはあらす

然るに當二十四日夜半に敬神黨暴擧せしかは熊本は

人心々たる折柄久米執筆の暇なく荏再日を送り

し内翌十年二月は薩州の西郷等亂を起し熊本は久し

く合戦の巻となり人々動搖避難せる等故障打續きて

十一年に至り漸く調書を進呈したり其書に日は

當時八代郡岡中村佳遠山彌治部か家の舊記等をも

借受け携へ歸りし由にて今其の記寫を見るに全

其れならんといふ說ありかた(實地を

踏査すべしとて久米清淵先導となりの權少屬中山

政說隨従し出張官二人は二十三日熊本を發し八代

向ひ翌日かの山上なる古墳と中宮谷の古墳とを検

し且つ八代町醫王寺等を尋ねて宮の御墓は中宮谷の

古墳なるへしとて彼の二人は歸京したり

さて

に召して二人に會談せしむして同盟約しに二十四日

此の際上野堅五は敬神常の長老

期して熊本鋺臺及ひ馬鹿を居らんとの隠謀あ

今は八代に在りしかは此の舎見には臨席せさりしな

會談の節宮地村麓山の内上宮山と唱ふる處に古墳ニ

基あり或は一同被命たる小山多乎理魚住勤 汉化野は暴落に

故省きたるなるへ

のしらへ∞中宮谷の今の御墓と勘考の通に候處又

同山の内上宮山と唱ふるところの今の御墓より登

十九町計上なる處妙見陵と土人申僖たる二つあり

しを若しは是にては無きかとの疑生したる折役員

∞出張になり清淵へ御墓所検いたすへしとの

蒙命去年明治九年十月二十三日教部省權中録六村

中彦同權少錄櫻井成能當縣權少屬中山政説と一同
出張二十四日上宮山上に到り踏査せしに元四十年
前見たるものとはかはり二つの古墳は一つとなら
其他は二つ三つに分れ一つの大なる墳は玉垣めき
たる佛家の垣を結廻したら古墳石瓦疊揚けたるを
少々刎穿ちたるに古石なとつみかさねたる中よ
り古瓦二つ三つ取揚一覧するに古雅にして古代の
∞のたる事うつなく元弘建武よりは以前の∞の
なり此古墳並小堂等の雑用の事は土人に問ふに妙
見僧よりものする由よつて深く勘考するに此處
は宮の御墓にはあらて往昔古寺の有しか又妙見の
奥の院祭祀の節旅行などにて有しか山上十九丁嶮
五七七
とく叉此節
にして再度といふなるへ
東風日はく先の平子刻の調書勘考奉啓せして豐原村
筑前同北三丁餘

馬方小路

町 洞北三丁餘

其他

同北八丁餘

源藏丸

本六丁餘

同西北二丁許

權 太

五丁餘

野本國 [五丁餘

廉

太 同西北八丁餘

西村西 村北 下北

同 同同 同同 高同

近八丁

西六丁

國盛 國

北六丁餘

同北四丁餘

村

東北三丁餘にあり訛りて佐高と云

同村

一丁餘

覺 信

村

同東三丁餘

二丁餘

同北時

同季

二丁許

高 木

種 直

西一丁許

原村

豐原村

同西一丁許

長光

野村

次郎丸 西三丁許

宮園より西丁許にあり

四郎丸

大城戸の傍にあり今訛得て世知九或は九と云

關 丸

にあり奈良木村

宮園より東一丁許

大戸

軍宮の御殿址と云

丸

て

宮 園

同 同同 同同高同 同同 同同同同同同 同本同同宮同大に宮軍りの高

高田郷奈村にあり征西将軍宮御所址と云畝數一町餘

肥後文獻叢書第六巻

を宮園と云中に四畝餘の 内今小き地蔵堂あ

土俗廉 綱 基 高盛塚木盛稲定同西北宗西北偶~明治十年九月二十日
教部省權中鉄六村中彦同權

少録櫻井成能二人御墓検の爲めせりよりて翌
二十一日彼の調査を命せられたる上野列四人を縣磨
右松岡の御所址考は菅記口碑等に擦り實地を踏査せ
るものにて頗る参考に有力なるものならされとる亦
他に傍證を得るにあらされはこれのみにて直に宮の
御所址なりと断定すへからさるなり然れは常時縣廳
にて是に飽足らさる所ありてまた上野堅五、 小山多
乎理、魚住勤、久米清淵、四人に調方を命せらるこ
の四人は我か熊本にて國典故實に通達せる人々にて
最∞至當の人選なりしなり是に於て皆命を拝するや
熱心に調査に従事せしかとも亦先に調査考證せし彼
の子磯田佐伯三人の書の外新に材料を得さらしも
の如く今其の考を得されは詳らかには知りか
たけれとも其の八代郡宮地村中宮谷の古墳を親王の
御墓なりと考定せしことは明らかなり
明治六年九月
右者八代古址略記及土人傳等に據現今地名距離

等荒増檢査仕録呈候也

等の地名あり其餘略す

一征西將軍供奉の士五條良氏の遠孫柳川藩士五條岬及び分家當國山鹿醫生南條眞彦同道にて安政六年未三月二十八日當寺に参詣いたし先年五條岬父某參拜致し遠良氏位牌墓等當寺に有之供養致候趣傳有之由中出候處當寺は住職數代打換等の儀詳に相分不申候に付右兩人立會位牌精々探索致候處朽壊したる古位牌の内に文字斷に存し居候を彼是取合せ無極宗觀正平十五年五條清原良氏と摸寫し得て新位牌改造致し候墓の儀は境内山中に無名氏の五輪塔其外數十基の古墳所々有之候に付餘程搜索致候へ共碑銘不分明にて五條氏の墳墓是と確定難致山中の古墳に禮拜有之當寺に一泊供養相願蹄申候

○悟眞寺住職より申出左之通

○肥後國志日古麓城は其比名和氏在城にて親王御在

城の事諸記に見えす若古麓に御在居ならは右城近

傍に御在館を設け名和氏守護せしにや叉高田に宮

園と云地名あり里俗御館趾と云傳ふ高田御在居の

事是なるへし云々

地廢而今共基を失す

五七五

高田御所址考

又同六年九月高田村松岡廉平の調へたる宮の御所考

あり左に錄上すべし

とな あり叉職を泰良に譲るとある大日本史

に搾りて誤りしなり是れ等眞僞の辨もなく漫然とし

て只舊記口碑等を列記しは未精確ならさる考證

なるへし

右は彼の三人の考證の要點にして全文は十数枚の長

篇なれとも詮なき故略す然るに新撰事蹟考の文は舊

記古文書を引證し頗る正確なるか如くなれとも課

謬多く親王の西将軍を拝し給ひしを延元三年と S

ひ御下向に際し卿相多扈從焉とあるなと誤なりま

た四年豐後柳浦に著せられ菊池武重之れを肥後に迎

へ三月親王の菊池に水着ありしなと嘗て是れなきこ

大日本史に

一筑後久留米千光寺に懐良親王御墓有之法謚悟真と

號す其來歷不分明の有之候由にて當寺由來問合

の爲同寺使僭明治五年當寺へ罷越由緒問合御廟御

像御位牌等參拜し寺號悟眞寺と有之如此御廟等

依然存在に付而は将軍御廟の眞蹟に相違有之間敷

と申述歸申候

着豐後國柳浦、菊池武重迎之於肥後、三月來菊池

○懐良親王延元三年秋、拜征西大將軍、鎮撫西海

道、以勘解由次官清原頼元爲傳、珣滋敕擼其餘卿相

多扈從焉黼滋藪十二月到讃岐國

焉期淅 十二月到讃岐國濕四年春、懐良

明治六年九月熊本縣廳地理圖誌調方を命せられたる

平子貞高、磯田正敬、佐伯專和三人命を奉して

征西大將軍宮懷良親王御墓所考を草して縣磨に提出

したり其の書は新撰事蹟考肥後國志等に擧けたるも

の及び古文書二三を列載せしに過きす其の要を略記

するに

抑~宮の御墓とて古水世に傳へたるもの肥後國八代

の悟眞寺、同國上益城の水越、筑後國草野、豐前の

寒宿雀の床、豊後日田の高瀬に二個所其の他諸所に

ありて一定せすかつ其の傳説いつれ眞ならすとは

征西大將軍宮譜の考にて先輩既に此の説ありて人々

取捨に苦しみ居たりしなり

以来 王事に盡しし人々既に祀典に列せられ其の偉

勳に報い英靈を慰め給ひしに斯く勳績顯赫なる宮の

漏れ給ふは最慨すしとて往々遺蹟の捜索に着手

せしものもありきといふ

肥後交戲叢書第六巻

の地村東谷、元中七年建一寺、號悟眞寺 小説 云々

按(中略)高田御所舊墓、未詳其所在、高田郷豐原

・高田郷

村、有名菊池屋敷貽蠅筑前町等所、此近邊疑御

所之遺基、里俗傳言、卿相將士、陪從親王、宅居

御所傍近、今其名稱小村者、豐原高下本野三村、

有四十餘所、所謂佐高長光國宗盛網近宗盛光盛國

時常德重俊信等是也、餘略云々、翔上噺撰事蹟

○悟眞寺中宮山 禪洞宗能登國永寺末寺々領三十

石中宮妙見社の封域にあり延交年中征西將軍宮の

御建立と云傳ふ此地に宮の御廟所あり開山は大原

李芳和尚也或説 後光嚴帝應安二年大原孚芳當

國に入來有しを菊池肥後守武政師を崇敬し寺を建

て悟眞寺と號す云々と肥後国

〇地志略日護國山顯孝寺は八代郡にあり禪宗臨濟派

正平七年菊池武光親王の命に依て之を營建し菊池

郡正観寺の開山大方恢和尚を藝とす二代玉澗宗

廃和尚は悟眞寺の開山大原孚芳和尚同學の人地寺

なり

考寺記菊

説なり

亥三月二十七日薨 年五十八

過去帳

葬八代郡宮

-大日本史菊池略傳記

弘和三年癸

屏居八代、稱高田御

(中略)天授始、讓職於泰良、

柳浦三月來菊池據略傳記

五七四

五七三

征西大將軍宮譜附錄三

明治維新王政復古に及び國家の廢典悉く擧り又嘗て

國家に勳功ありしものを祀典に列し給ふにあたり菊

池氏∞亦其の榮典に與り菊池の舊城址に社殿を新建

して歳次祭祀を行はせらる是に於て國内の有志の士

謂らく征西大將軍宮は嘗て鎮西に下向ありて菊池阿

蘇其の他忠義の士を督して九州を風靡せしめ遥か

に芳野の朝廷に整援し給ひ遂に肥後國にて薨去あ

しに今其の遺跡不明なるは甚た遺憾なり元弘建武

此の考を草するに當りて八代宮宮司木庭保久氏高良神社宮司

阿蘇惟敢氏悟真寺住職佛山祖峰和尚親王御墓守部石川茂

房氏及熊本縣屬矢野寛氏菊池の岡千足氏等より種々便宜を異

へられたるを以て茲に特筆して感謝の意を表す

懐良親王御墓は既に肥後國八代郡宮地村悟眞寺境内なる古墳

考定せられ其の筋より糖を加へ守部を置きて護せられ

たるには世には疑を抱きて眞正の御墓にあらずなといふる

のあり依りて余は先其の考定せられたる次第を述べて後に更

にか考究せしところを綴らかにせむと欲す

南北朝に別れ互に相手で後惟政惟郷の代に及び惟為を以て

忠の養子として家和熟するに至れり 東風識

征西大將軍懐良親王御墓並高田御所趾考

ひしかえる氏に向ひて弓をを避け二子惟直惟成は菊池

武敏と共に氏と多々演に戦ひに敗死せしかと惟時は氏

に興みと晩年に至り惟澄等に勧められて帰順したり惟澄の二子

じ京都六波羅を攻落したるものなり氏の叛するに及び官軍に 征西將
軍宮譜附録 (三) 北條氏に応じ楠正成を赤坂城に攻め後足利氏の誘

-OAO惟時 〇惟直┼●惟頼初惟永

[阿蘇大宮司

-惟國

惠小二郎筑後守

惟有

-惟種

〒惟資

-惟義

惟景

再任

惟次

他人

惟安

˛惟人命裔孫

惟次

速瓶玉命 惟人命

【健磐龍命

阿蘇家略系譜

神武天皇々孫

小山越前權守武宗見てふ

成始名菊池孫九郎隆元といふ

菊池南朝方なり

九郎武久武宗の養子

六

對馬守武具

赤星筑前入道

菊池助次郎

守護代菊池武盛

鬼塚左衛門次郎

△惟村 惟郷

房猻右両家の系譜は本書に見えたる名の系統を知らせむ爲めに記し

たるものにて最も鹿略なるものなり菊池家の系譜名の上に數字

を加へたるは代数を示したるものなり阿蘇家の系譜名の上にO

をしたるは南朝方にて印は北朝にひし人なり惟時は初

惟爲

惟忠の

加賀丞

-別 當 丸

都々丞丸

惟兼

惟安

● 惟武一

惟忠

初惟里

養子となる

A乙-惟長

熊

宗喜

▵孫熊丸識となる

某

惟直の

,太郎入道

一説惟澄長男

▵孫丞九惟村の事とす

-〇惟成 -〇惟雄初惟賢

五七二

-武門道間+耶

島崎左馬助

武經

八郎

-武村林原二郎

-隆盛

先父死

越前守

-重岑

六郎

右京大夫

-爲重

越前守

-隆顯

越前守

越前守

隆經

北城六郡

太郎式部大輔

武房

隆賴,

有隆

四郎

赤星三郎

播磨守

遠基

四郎

肥後守

-隆冬

五郎

掃部助

六郎

武顯

-武貫

十三

武重

二郎肥後守

木野五郎

武茂對馬守

六郎

-武澄肥前守

肥前守

武安

七郎

|武吉

-武元"

守武

伊豆守

-武峰

式部大輔爲昌伊豆守

-武敏

掃部助

十郎 +六

式部大輔

伊豆守

冬時

武政

武照

-武安

武朝

式部大輔

肥後守

肥後守

,與一

二郎

武信

刑部少輔

政冬

繼出田家

|武尙

+1

隆

+11

次郎號寂阿

武時

中国武士汉二郎 -武明三郎

武義

肥後守

筑前守

,彥次耶

「イ ニ彥四郎

◎系不明一族

征西大將軍宮譜附錄二

十郎

武國

武楯

守護代因幡守武貫

五七]

窪田越中次郎武宗

相摸守

-武教

彦次郎

肥後守

!肥後守

、初武興

本宗

入嗣

同上

武包

.肥前守

澄安

御所

代御在城か

閏三月小

庚午

宇土御退去八

[小

四

征西大將軍宮

丁丑二元

將軍宮

四月廿八日改元●征西乙四甲

元中

子閏九月小

御

111

同 られむとす

正月大

二豊後を征せ

壬戌

●十日元

染土城御開きあり

○八代へ御移居か

元辛酉

弘和 託麻原合戰

●筑後に御在陣

のことあり

○一品式部卿親王

出征あり

三

•肥前國府<御

○一品懷良親王

七月小

同 弘 同 同 同

二野丙辰

•阿蘇御社參小國人御成

征西大將軍宮 0開池《御在城

〇將軍職御譲り

元刖廿七日畋元

九五月部卿親王

天授 天乙卯

池へ御城か

111

●筑後より肥後菊

二十月小

【十月四日改元

文中 癸丑

元悸

文

○征西大將軍宮

肥後文獻叢書第六卷

同同廿七日欧元○一品式四同 十二亂核應永二) 同所にて御薨去か

元**艚菊池閏●中務卿親王明日

將軍宮

未辛庚

八七 五月兵部卿親王 雁

越前守

彥四®

右隆

中山

中山

三郎

-隆益

秀直

定氏

蛇塚

¸砥川三郎

林原與三

右京大夫

隆繼

隆定

能隆

小次郎

次郎

彌次郎

肥後守

隆長

次郎

永野太郎

右京大夫

民部大輔

經宗

七郎

菊池

太郎 五 菊池 四

11.

111

祖隆家

太

則政則

隆

〇中關白道隆

菊池家略系譜

右品階官途は當年の文書に見えたるものなり、

また御行動悉く古文書に出てたるものなれと

∞下に疑問詞を用ゐたるは前後の事によりて想

像せしものな

同乙亥(應永二) 御在所筑後國矢部大棚

南北兩朝御和睦

十閏十月小

同

に筑後高まて出てふ

卯六四同 ○菊池を出て肥後城を攻め

入御夫より菊池へ御移居

C肥後宇土∠御着津御船

辛

閏六月大

三

南方<御着

肥後の

○薩州を

丙戌閏九月小

二元正平 元月内日改元

○征西將軍宮又征西大將軍宮

閏二月小

〇征西大將軍宮

御着岸

薩州津に

同 同 同正同同同

〇征西將軍宮

〇征西將軍宮

四月廿八日改元

辰

興國 〇忽那島御出發九

州へ御渡海か

閏四月大

窈

四五四三元四

同 ◎伊豫忽那島御着

11同

.

○山門御出発讃岐に御着伊豫へ御渡

海あらんとす時に御年六七歳か

延元 元的

◎品親王 征西大將軍

元弘元辛未八月九日政元○御生誕

元徳二庚午閏六小

印は後將軍宮

兩征西將軍宮略年表

卿#前將軍宮

征西將軍宮譜附錄

(二)

七

▼閏二月小

同 同 同 同同同

乙

同 十二閏七月小

同 十四紀

同 十五間四月小

同 十六

元閏正月小

二十點九月大

1 丙午

二 丁未

同二十三月小

同二十四配

建德 元

|閏三月小

同

庚戌

七月廿四日

辛亥

五六九

歌に述べふ

○御退

の志を

元

●博多承天寺L御滯陣四國對

治御進發のあらましあり

○中務卿親王 ◎中書懷良親王

●九州に御下向阿蘇へ御証參あり

館同所に御

六歳か

御居時後

○太宰府より高山へ御社參あり

か良

○太宰府博多の間に居

○筑前に出て給ふ

○筑後高山に居給ふ

懷

親

王

今年かに御生誕

府に御座を据ゑ給ふ

○筑前を征

○豊後を征せられ後御歸陣筑

後大保原の戦に負傷し給ふ

●肥前國府亿至夫占筑前<出

てに豊後を征し筑後へ御歸陣

〇瀬高より菊池

御歸城

或時絆宮にて、姓氏の事を論して、今の鴻儒も、西
土の文に學ひ似せて、家號をもて姓にかへたるそ、
誤ちなりしょし辨しける時、はしめは其人、世の
につれてあらそびしか、終にふくして、其誤ちを謝
せしかは、其後は改むへき事にこそとかひしに、
其人死して、其遺文の草稿を見るに、墓表もあまた
あれと、尚∞とのことくにて、え改めす、是は世々
の鴻儒∞、皆西土の文字を學び似せて、其文字のま
書來れるを、其誤ちを傳へければ、其たかへるを
しる人あれと、さすかに決然ともえ改めすかし移
れるなり、佐藤直方、大江衡のことく、其あり
矣、嘉永二年七月十三日病殉、天明壬寅之生、六十
有八年、葬於城東報恩蘭若、葬之明年、其子元翼來、
請」予表其墓、予菊池人、掌傷前代勤王功烈、埋滅
無聞、一日與」君論當時遺文書、駿其精博、竊以叙
述、望之於君、而君亦恢々網羅、行將」及三二十餘世
君臣之故而天奪三其人、予悲」之、於其請」他、不

辭而叙之世系履行、如此、君娶乃美氏、有三三男長

元翼、次萬春、次臘吾、萬春出繼江村氏、皆重有

父風、一女嫁 辛島某

明治七年十二月

* 江 輝 房 識

のれ此附録の稿ををへし折から、いたはることあ

て、筆とることの心にまかせねは、本傳第四の巻

の末にSふかことく、此をも、男輝之をしてせ

しめぬ、

~Sへと∞、一油にて止りにき、今の世惟新のまつ

ことに一變せしかは、みな一にあきらかにならさ

らんやとかへは、ことさらに此よしを、巻末にし

るし置くなり、

沉敏疆記、國老堀子、見而奇」之、勸爲､儒不亅果、既長 身咬,脛、庶幾不」忘 宗家之恩「咬」脛謂子弟食』於家

博涉„群籍尤喜攻„國書嚐遊„江戸í謁 橘千;後叉 主事母及兄嫂ń恬澹和寧、叉善視門弟子、一門數

入､京、見加茂季皆以才識„稱焉、晩年益嚐„孜 十口、凞々如」春、道俊居常役」於」東、君能守,其業術

證ń坐臥手」卷、史乘譜牒、古冊斷簡、至 金石文字、固精、„括古今方ń施以持重、一藩擇 醫者、毕至,其

鑽究紬繹、有所得則從而筆之、成書者三十餘種、其「門雖貧氓寒孀、誠意來投者、必盡心救治、而四方贈

大者日、京都合戰次第繹解、得氵室町遺臣大江匡成手 遺、盡致之嫂氏未嘗手拆 一纖、死之日身無 遺物、

記於其子孫爲„之注釋?事蹟名物、孜解極詳、曰松花「其識介如此´性叉嵴、疾„嫵媚;好減 否人物、出」語

僻案´据„新葉歌集、辨 長慶不」在:南朝世數、日征西多 警策;雜以詼諧是以人或視爲敖」物玩」世者;而

將軍宮譜、考 鎮西二親王等次、西下經由、柳營處所、至於出處情義之間、沈毅自斷而不」疑、有志士之風

いたるか、子細に揚けなは、尚多かれとも、

前L SAㅊ办、子細汇揚汁东渡、尚多加礼老、| 既而以 治療博施ń再補„外班醫員不」就、以終」身焉、

此墓表∞<、其槩略之併せ見石<し、墓表日、吾「君仕官非„其素志以 母意 嘗一就焉、既有"祿食比

肥有三博古君子曰田中君元勝、幼受„學於板井徵、 宋入;或勸 異爨爲„子孫地?君掉、頭曰´咬脛兒´當

岡候有年、陞、班轉„„侍醫ń行 執匕事 母老 辭復 故官會

かはやとお∞へと、とみにたつねうへくも及阿蘇菊池等家系、辨„駁四百年謬傳而譜加刃其考證の占矼

は、

古文書の寫、行方し礼案九渡、S 加ㄷ行方搜得て、さておほけなく、かの考證のあとをつ

古文書の寫∞、行方しれされは、いかて行方を捜り

6

得C、NC知汙汁东ㄑ洗、あらね未」結

云、君諱服、字士參、元勝其稱、田中其氏、祖

其局

誶種德´侍醫執匕´„醫業遷試ί乞養„„水野子諱龍輔

ㄜㄣ此事在Z丶LLL¢、世汇ㄓㄤ加丶物語「以､女配」之´倅官侍醫生」道俊及君,而早歿、再乞,財

にしるして、世にまたかいる物語を

∞聞き、文書を見る人あらは、Sちはやく

聞、文書矼召見石人南方、S b屾岵Pㄑ加刃ㄤ 津氏子宗恕ń爲､嗣傳､家´致之於道俊、侍醫執匕、

& L、冤屈~ S 是於人事の、七寸汁ㄈㄚ在礼加し

めに、冤屈を いひとかん事の、たすけにもな

業廣加選し5Lの墓表、左汇LL夾、其行狀

家人爲三侍醫不｣就、後恃遷爲醫業遷試、居五

|君以

｣疾、使來請」治、謝不」往以事係隣好,冤職、

前にもに申されんには、かならずの

より

其主人

はしょり、戀々の情にほだされ、出師の大機を失

はれしといへるとは、殊なるちかひある事なれは、

かの懸々の情より、大機を失はれしといへるは、兼

ていふかしくお召しに、かゝるよきてこそいて

きたるに、また確證のたすけともなるへき古文書

二三通り得たれは、それに考證を加へて、征

西將軍宮譜に、くはしく書いれんか、またはへちに

一書をつゝりて、朝臣五百十歳の寃屈を、いひと

かんや、いつれにせんやといはれしか、ほとなくや

まうの床にふされ、次第々々にいたはりせまりて、

うさるる詞もわかちかたけれは、くはしくたつね

問ふへき事を、ひかくておし移り居たりし中に、

終にはかなくなられけれは、かのれも今更のやうに

かほえて、彼の古文書の寫をたつぬれと、其家はS

ふにかよはす、手のかよひぬる人々に旁捜すれと、

ひかなりけん、其行方∞さたかならず、また件の状は、たれにあてられしと定めねと、其頃筑紫にて、菊池阿蘇の人々は、大かた上洛して有しゆゑ、朝臣より隈状有るへきいはれもなけれは、其の留守

此事をかたりしか、其人のひ ふには、或寺 しょにも、同じ古文書あるよしを聞きて、或る人其の寺にゆきて、其文書を見たきよし、寺僧にこひけるか、さる物有りしか、さきつとし、盗人のためにとられて、今は寺にはなしといへりと、きぬとへり、此の文書は、寺にては秘藏すへき物なりつらんとかへは、もしゆかりもなき人、見たきよしまうさんには、寺倍もたやすくは見せしとて、かいること葉をまうけて、いなめるにはあらぬにやと、うたかひなきにあられは、ゆかりの人をもとめ、其寺々をたつねなは、それかあらぬか、または一寺にのみ有りし一通の文書にや、また同し事を、他家にも

催促せられしにや、さらは幾通もありしなるへけれ

は、もは兩寺に傳へもちしか、それもまたよくし

らるへし、とてもかくても、此まゝにてうちもかか

は、奇聞の一盛事を、うつめはてなんことの、ひと口

惜く、此外前にもいびたる、うしの得られし二三通の

満願寺とか

聞きし

そ、そのされん事なれは、いつれの家の人々にあて

られつらんと、其ことをとびかかされは、今にいた

ゆかりある好古の人に、

りて、ひとせんすへなく、

かほかれは、おのれもその官職ある人こそ、かゝる

ことはあるへけれ、其官職なき人は、しひてはいは

ぬそよかるしと、まうしし事ありしか、うしつま

はしきして、しかり、官職ある人の、其事をたくさ

は、官職なき人は、Sはぬこそよけれ、今のよさ

まは、不孝不義等の事の、おもてにあらはれされは、

いましめることなく、されは不孝不義等の事、家

のうちには、公然とほしいまゝなるも、世のさまな

は、官よりもとかめす、まして其餘の人は、しら

ぬ顔て打過くるそかし、おのれ其事を見きいして、

餘所に見なしなは、世の風俗は、したSに崩れはて

なん、ゆゑにかく其罪をいひこらしなは、∞し其S

へることはの、其身其身につたへ、そのつみをはち

改むる事やありなん、草根木皮をもて、人の病を

なほさんより、その世のためなること、いかにそや、

是無官や爲政たらまして、少しの斟酌なかりき、

その世ににんせらる事のふかりしは、是等を

∞てるから、まへにいへるみつからしんせし事

は、千百人の是非するとも、かへり見る事なかれと

まうされしは、韓昌黎の、伯夷の頭にまうしかかれ

西安寺とか覺えしかと

∞、 卒に聞ことな

卒闘してな

嘗てうしのひはれし事あり、或寺

れない場所の古文書に、新田義貞朝臣よりおくられ

し、延元々年、足利尊氏卿の、筑紫に落下り玉ひし

に、朝臣なとより、はやく追討の軍を痩せられん事

を奏詩有しかと、妊識に、都のこと心もとなく思

はれしにや、すみやかに出師の勅許あらざるを、憤

悶せられて、筑紫よりも兵をいたし、尊氏卿のひまた

兵勢の微なる中に、せめ討たるへし、其中には京よ

牒状の趣に、自筆とみえて、かられたるかありける

よし、こは太平記にかきたる、朝臣の勾當内侍を賜

五六五

攻下り、かし合せて、兇徒をひらくへきよし、

事にて、その身のみさを遠く、吹ったへたるみな

とありて、一人の私言にはあらさる可し、其餘和

漢の輩、其説あなたあり、あ、縦び小節細故の議す

へき∞の、よしやあれはとて、かの大體大節の、世

いかいひけたれてやみな

にSちしるしき事をは、

んや、そは棺の後には、清風下の塵埃にひとしか

るは、 いふにかよはされと、聞かへて、玉の

珠城とも、まかひなん事をおそれて、其ために故さら

に、そのあらましを、しるしとゝめおくになん、

と、常にひたる事をしあれは、かの人思 あまたひなりしか、墓表は大てい文字にかきり有

はぬ事をいふへき人にあらされとも、その詞をけに りて、嘉言善行ののこりしも、猶多かりしか、墓表

とたには思はされと、かゝる事をおはせらるゝも、 に見えたるたに、大體大節の、つひに少しも動かさ

またまたうしの厚恩なれは、此人のためにつれる るにおいては、今の世に碓儒の聞えある人々、

厚恩を、むくはなくおもひしのみ、うしははやく世 かて其右にSつる事を得んや、されとうしの事を、

をすてられ、おのれはすてに六十六歳の齢におよ 滑稽敏給、好んで人を是非し、世を侮弄せらるゝな

ひぬ、身こそ猶なりとSへと、桑楡のとし、S~ と、ひそかにいひける人も、稀にはありけるを、其

はくをか經ぬへき、こたひうしの子息達のこはる 事をたしかに聞かれても、ひさゝかそれにかつら

事を、筆つたなく、考證のおろそかなるをて、辭 はれしいろたになく、また人の不孝不義、其餘の穢

しなんには、うしの厚恩を、かたはかりもむくひん 悪のことにひたりては、其身にかゝりし事のやうに、

事、いつの期をまたんとせん、 是その身をかへり見そのあかしを縷折して、たくいこらさるゝこと

古人もひけん、萬戸侯に封せられさるを恨みす、

天下一知己を得れは足れりと、まことに得かたきは、

知己にありて、 是にますへき事やはある、是厚恩を

うけん三ッなり、されはひとたびは同生の恩をうけ、

ふたゝひは稽古のかんをうけ、三たひは知己のかん

をうく、其餘のふのみちにおいては、かくもや

としりしかとく覺えしか、おのれか畏友ならし

稱宮門

村正信 か、かのれをさして、みくにの古道を

西城

うしす、はちをわすれて、其たひにしたかへるゆゑよし

なり、かならず能書達に一笑を受へし、もしおと

人達の、この寫しをひらきて、不敬と見たま

はゝ、ついしんて其せめをうけんのみ、

五六四

是また得かたき知己を得たらし、こそせられし、

肥後文獻叢書第六巻

の行釈は、木下業廣かえらみたる墓表に、其概

略をしるしかけり、墓表かきたる前に、元翼ぬし

かのれ其事跡よくしたれは、業廣にくはしく傳へ

ゆゑ、業からいく度いゆき、

てよと、こはる

しりたるくたりは、とき聞えつ、稿をかへたる事も、

とれり征西大將軍宮詰附錄】

事ありて、ことさらに其子細は、か

にとまりぬ、そのやもふの重かりしは、や、心よ

くならて、髪の毛も大かたもぬけ、こしもたさる
事、ふた月近くなりけるなり、誠に十死一生なりし
事は、此事∞てしらる、是一の厚思に浴せしなり
それより大かたしのからもうてて、その咳をう
けさるはなく、 正經歴史の和漢にわたれるはさらな
り、朝家の章、有職の典故より、岡郡郷里の沿革、
または諸家の興亡、古文書にいたるまて、をしへを
うけさるはなけれと、ひかゝせん、おのれ生れ得て
不才魯鈍なりつれは、萬にひとつも、其をしへの、
身にうけて補び有しをおほえされと、稽古のをしへ
をうけし事はさはなり、是厚思をうけし事のニッな
り、おのれ二十五のとし、老侯の侍監に擧せられ、
武藏の白かねの邸にみやつかへせしか、あくる冬、
老侯捐館のありて、御喪を奉して故郷に帰りける
か、其のちうしの申さるは、仕官の途は、乗てし
しめしかきたれと、はしめてのみやつかへなれは、
何となく心遣びせられしか、此程人の中をきくに、

云々の事ありしには、同僚の連署を否み、云々の事

云々の事 云々の事とはかり、二かと書は、薫るには、内意

五六三

の命をせられたるよしをいへり、其事まことなり

しかと、問はれしか、ふた事ともに、うきたる事に

あらされは、此事有しよし答ふれは、うしの顔はせ、

にほやかなるさまにて、さてはまことか、兼てかゝ

る心かまへは、しめしかきぬるかひありて、返々も

よろこびいりぬ、すべて自ら信せし事は、千百人の

是非するとて、それを顧みて、其心をあらたむる程

ならは、つとめてもの學びせしかひこそなけれ、 此

のちとても、かやうのことは、群小のにくみにふれ

んこそ、丈夫の名はたつそかし、此こゝろさし、生

ひみたひ申されき、此

涯わすれするかなと、ふた

ふた事は、みやつかへの途には、よの常のことか

ほえて、自信の名をもつけられなんは、かのれか

にとりて、ひとふさはしからず思ひしかと、職にと

ては、いまゐりとも申さんほとの身なりとも、

心得かたき事とは、いつくまてもなさいるかよか

あれと、思ひてなしし事なから、うしのかく申されし

は、かのれかこゝろをよく見られて、且は惟新を

すゞめらるれと、世に何のわいためもなく、 あし

たタヘにうち替れる褒譽を得たらんにたくへなは、

父貴章は、五

ての御用意にて、全書をゐらせらるゝにもあらず、 うしを父

万年前にみまわりきりと見なして、常にから

されは此稿本を、本のまゝにかきうつし、人々のよ からもうてい、人の人たるみちをきゝわきまえ、ひ

まるへき文字にたにからは、ふかく不敬のつみともとひは其むくいなくてありなんやと、くりかへし

見なし給はしと、懐ひしか、其上にかのれか身にか くりかへし、申聞けられき、其ときの言葉、猶耳底

據にせらる

なり!

肥後交對叢書第六巻

くて、いつ∞談話のうちに此稿を、耳かき談して居

られしを、常に見たりしなり、かく草略の筆をも

て、誠のこゝろかほえにとて、かれし物なれは、其

子息たちたに、よく説得られすと聞つるか、けに理

りなり、さるをおのれかことき、物かくにつたなく

考證にさへおろそかなる身をて、ひかてまたくは

膽録すべき、殊には神祇官のかもと人達に、まゐら

せらるるふみのことにし∞あれは、なてうこはる」

まゝに、さうなう筆をとるへしやは、是うしのなか

らんきはより、其後とてもふたたびまて、 書寫して

ん事を乞はるゝに、事うけせし事の趣とは、ひた

同しからさる事にて、たとひうしの書牘をよくよ

み、考證さへいみしくとも、いかてたやすくは、其

こひをうへなはんやと、幾度かかるひしかと、神麗

官よりは、草稿のまゝにても、まねらせよと命あり

しを、ふかく思ひ見るに、此ふみをいては、また今にいたり、其てひをいなみかたく思

へる事あり、そはおのれかわらは

年十三なりし頃、

しやうかんをわつらび、すてに此世をさりなんとす

るにいたりし時、うしの申さるゝは、病今まさにせ

ま

四五日もかくて

て、くたしのいまたやます、

あらは、其身のちから及びかたし、近きうちに

くたしやみなは、ともかくして、命はとゝめなん

とて、ひるはみたひ、夜はふたひは、かならずき

たり見、其中には雨風のはけしきありしか、袋と

陣かさをかつき来て、湯薬をすゝめられし程に、う

しの心の至れるにや、程なくくたりもやみ、次第(

にここち直り、日数をへて、つひに回起の宴をな

すに至れり、おのれか母の、其子のすてによみちに

かもむくとのみ思ひしか、かく世に長らふる事とな

れは、嬉しなきになきたるなみだをおさへて、さる

にてもうしの恩はし、夢にたもなわすれる、此後は

おのれが征西大將軍宮譜附錄一

所縁につきて、それに頼まれつ、十四巻有し稿

本を、ふたまきつい分ち寫さしめ、かのれもまた、

そのひとりのかすに擇まれたり、こゝにいたりてつ

らくかもひ見るに、かのれもとよりものかく事の

つたなき上に、古文書なと考へ證すべき事のおろ

そかなれは、いかててひには癒すへきと、おもひ

し物から、まへにうしのこはるゝを事うけせしは、

風して十二

いとよみかたき文字の所のおほきる、とかくによみ

とかんも、餘の人には勝るへしといはるこ、ひと

理にて、清書のいまいておくれし、實に止事を

得されは、さうなくまた稿本をうけ入れて、よみか

たかりし所々は、日夜によみるし、とかくしてよみ

得し所々には、やかてかきしるしとかきたるうち、
神祇官に此稿本のあるよし聞えて、 稿本のまゝにて
さまだけなけれは、かの官にさゝけよとの事、う
しの嫡子元翼ぬしへ、まうし下りけれは、其はらか
らの人々、まうしあはされて、副本もなき草稿の事
なれは、元の稿はと き、うつしをもて其命に
癒したきよしを、廳に申乞び、 ゆるしを得て、さ
て年頃ふるきをこのみ、うしをたよりし人々、また
其終焉に臨み、他事なく頼み聞えらるゝ、手筆考
證の人にこえたるを、選まるにあらず、また人に
まなこをとめらるゝにあらず、されはおのれかよ
くせさる事をもて、あなかちにいなむへきやはと、
心をこゝにとめて、ともかくも書寫さんと思ひたり
しか、こたびあつらへられしは、能書の人々にて、
かのれ其中にたちましり書寫さんも、いと恥かまし
く、また稿本の草書は、盾臣か此稿をしし小叙中
に、翁の手は能書なるか、あまり草書なれは、3とよ

机なと物し玉はて、高くさいけ持ちて、走りかきに

かきなされし程に、SとSとよみかたき手なれはと

見ゆめる上に、かのれまた驚き見し事こそあれ、そ

はさきつとし、筑後の有馬侯のいたつきかくて、

うしを久留米にむかへ、醫療をこはるゝとき、かの

れ兩三人、ともに騎馬にて、植木の驛まて送りしか、

うしの乗られし輿の輿丁とか、所々にいてひしを

りをりは、うしはかならず此草稿をさけるちて、

其事かきをかくれき、また私第にいられ、濟世のい

とま、いつも机上なとに、きとして此稿本を物せ

られし事はなく、はたかの家は、ゆきかぶ人もおほ

五 六 1

~上

東風云*

なみにまた此事をまうずになか書ける墓表に譲れ、か

をことわり、しはしやすらへをこひなんとかひ

よんて、かの人のことをかけ

ろならすかし移りて、子息達には、其いとなきよし

此にう

をしりて、やみなんこと

揚

と、或時津宮にて問へるに にはあらず、大なる榎木の家

りて、さししけりでありければ、いまって住める家と人々木下やし

きといひめてはやしければ、やかてそれを て名乗れるのみ、

てよし有人に、由緒 いへることのあるへ 自ら姓なとあるへ

家には、あらざるよしをいへり、此人才

該博の間えあれ

伐の心なく、恭謙虚を旨とし、放言激 事な 其江戸に

とき、安井衡、世弘といふ者、當時江戸にて、斯夜中の巨

るか、金蘭の友として、此人に各々たりしことは、二人の則を改む
へしとさへ、かほせをうけたれは、こゝ

序文に見えて、其造詣の

徳

れり、さ

便宜の稜は、臨時に

すみけるが、かく木下と名乗れるは、豊臣太器などの由あるにゃ

菊池郡今村の豪農、衛門の子なり、宇太郎、後真太郎と

一郎といひと時、之敬か家に往来し、幼くして記憶つよ

ればとて、本府の助大城先生、姓藤原 原名允、熊霞坪

問をつとめ、名字を許されて、木下と名乗る、後

入す、ま

な

ける

下、大城、安井、議谷のこときる同しく家をしるしぬか家の地

の事にて、其詳らかなる、家號世に五六〇

しきは、即ち家院を用ひ、世

の知"安きを旨とす、されば に∞、下河邊之敬としるし、

官に啓愛の事ありて、両曹の公事を辨し、府城

に踊る事おほく、一人の職掌にて、かくいとまなかりし也、

其

送られし稿本を熱現するに、まことに草略の文字に

て有し上に、頭書 書いれ等入みたれ、ひとくよ

みかたき事、所々かほく、それをよく見しらへんと

するに、其いとまなく、それにさし添へて、其正月、

の歸國の節、むかひの船々をさし越さる事あり

て、その船々の謎も、や、年を歴てみたれやせん

ゆきて其是非を見、また諸事てたゝちに遺命の事をはたさんと、かの子息たち

とはかり、其稿本をおのれか第にかくられき、

于時おのれは、務に暇なかりしか、公の憩息の館、

れは河尻の作事頭を

「河尻茶居といふると城址なり」且公の船々はいふに及ばず、其仕

を厳め置官庫をはめ、所の市中にて通侯の旅館、且僚の官

り、所の守たる若宮のやしろ、また所の橋々に至るまで、修造の事

を司り、其内に内旨ありて、他にためしなき河尻船頭の頭、「豐後國

鶴崎にまた船頭の頭をおかる、黒崎の船頭の頭といふ、河尻を分

船頭の頭といふ」の所職てはからふへきよしのおほせ
れは、其後はひる九つ時迄は、船所といふ所につとめ、
といへる本に移りぬ、それよりは日々の例となりて、朝
舘し、夕の七つ時過きされは、私の官舍へは帰りかた 其朝夕の前
後は、本曹と船曹とのと公事を
私に及ぶことあ
けるに、子息 達∞其こゝろをしられて、お れ
そきて清かきのひとまなきよしをもて、越智盾臣
に清書をあつらへ頼み、かれに稿本をおくりこされ
ぬ、されは盾臣は、や、二巻まてしとしか、
はからするなき人のかすに入ぬれは、うしのうみの
子、江村の家を繼し萬春ぬしより、盾臣か瀉しおき
跡をは、おのれ尚また寫しをへん事を、ねもころ
にこはれつ、またかのれは、うしの書牘、かねて
よみならひつると思へは、はしり書せられし跡の、

人は姓をしるし、姓なき人か、又は姓の詳らかさけ、其家號を姓になさて、家焼のま

な

事のもとを、いかにといふに、去し秋七月、うし

のいたつききうにして、己に易の際に臨み、おの

れをことさらにかのかりにまねかれしか、いたは

せまりて、まうさる詞の、いとむつかしけれは、

ちさ

おかんこそ、通當

事はうつ

およばせられさるけれ

あ

ひかたきされ

知

姓となさん事の

ては、典音

にいた

て、其

とき是

るものにて、

姓になさは、朝廷の綱

ならざる 松平をめ

はれ

平百字を∞て、許

は、其許な に家姓戸

征西大将軍宮の譜の稿本を、輝房かのれか書寫し、

はれ

漢廷

かひな功ある人に賜

臣家の羽柴、徳川家の松平を、其大其あ

てしことは書入、頭書なとかほくして、いまた清

まれ

かめたる嗣てふ疑をなすへからす、

しさ家学ねた

なか聞やへよくた

かへたるゆゑ

しるしおきぬ、家の字を一轉して、泛くおくことあり、兵家、

のにははふきて、た、家の字を氏になれ

苗はり見まむふは

かきたるものあれと、こは宮の話にはや

の

りせ

おけるなり、そはいはずの事なから、みくににては、博康宏才を

たる詞に、この字をおけるをとりて、

ころなし、されはみくにになき氏といふ字をして、わた

は、朝廷より臣の人々に姓を賜ひしは、いくばくもありし事は、

の夜に見切れと、西土のやうに、氏を命ぜられて事は、超えて見ると

ことやうなるさまなれと、かくあらされは、やすからす思ふよしあ

は、いさや其よしを、ことにいひおきてんとお ふなり、抑み

紙に假名文字をかきて、其いはること葉の、其字

征西大將軍宮譜附録 (1)

家をお姓其字にあたるを、ゆび∞てさされしは、宮の譜を年

田中家

此家の字は、なべての人、おほむね氏の字をおくを着て例 比かきぬるは、しられし事なるか、あとより思ひS

とせり、さるをおのれのみ、かく家の をおくは、いと

へなむ事は、有るべきわさにあらず、ゆゑに家の字を着て、氏の字に

換へたるなり、家の字は、むかしより大臣家、將軍家、源家、家、昔

江家なと、皆あかめて聞えたる碩鑑 ∞、西土のふみをひ 其ふみを學ひ似

せて、碑文墓 しるしたるに、みくにの人の姓氏家號を、あや

りちかへたる事おほしては人の細故にあらされは、みくににあ

加波稱' 家號と、西土にのみ 氏族、字號との有無を分ち、

家、詩家、書家、畫家、酒家、故家、世家、道家、借家、田家、賊家

等なり、又一轉して一家をさしておくことあり、主家、恩家、仇家

怨家等なり、是等を∞て、まへの湯元勝うしのえらなといへることは、えかよはす、されは此まゝ

すてかかんも、さすかひんなきわさなれは、なから

かのかこゝろさし

ん跡にては、かならず謄録して、

をなし遂けてよとはかり、にされぬるをさとり

ぬれは、とかくにかよはす、たゝつゝしみて事うけ

せしのみ、其生卒月日、年の歴次等は、木下業廣

此家は、おのれか緑者なる下河邉之敬、(姓詳らかならず、或は有道・

云ふ、物茂のなるへしに、今の世には、苗字、家暁とも云を、

えむべきなり、姓のしれぬ人あるゆゑなりといへるは、仕事を得

たその大祖の系を、子弟藥子等まて名乗りては、其同種餘りお

是また己を得さる事なれと、姓は上より賜ひ、又は

れば、み りに自ら用ひかたし、もろこし

劉姓を賜ひし事を、いたくそしりとかし、

朝廷より賜ひこともな 勅許あり

て、勅許・

きは、姓の

なれば、責

み守るべきいたりなり、は、

ては朝一

は、断然としてさるべき征西将軍宮の肥後に着し給ひし以来征西府は菊池氏に據りて樹立

せられ其の盛衰を菊池氏と共にし阿蘇氏の如き其の本宗は秋を足

利氏に通し支族たる恵良惟澄父子供に援護者の位地に立てりしも

のなり然るに本書收録せる文書多くは阿蘇家のものにて菊池交書

は僅々数通に過きす共の故如何夫菊池武朝の後朝持朝爲邦重朝

能等父子相嗣き能死して子なし老臣城政元隈部運治等持胡

曽孫政隆(菊池重安子)を奉して嗣とす時に家臣二派に分れ一は阿

蘇惟憲の子を迎へて菊池氏を嗣かしめ之れを武器といへり依りて

政降怒り兵を率て武器を攻めしか阿蘇大友二氏兵を合せて武器

をひめに政隆敗死したり而して武經漸く驕浴にして群臣服せ

す國民例を作ししかは武器出走して逆に病残せり是に於て重臣等

武時六世の孫武包(記痲武安子)を擁立して政隆の後を懐かしむ時

友義長兵を率ゐて肥後に入り其の子義武をして菊池氏を冒さ

しめ阿蘇惟豊亦兵を愛して武包を攻めしかは武包に肥前高來!

走り天文元年十二月十三日彼地に残してまた業を復するものな

かりきして大 義武を誘殺して菊池の老臣赤星重隆をして

隈府の城を守らしむ天正年間隈部親永重隆の子親隆を攻め之を抜

自ら隈府城に入り後佐々成政の親國守たるに及び抜きて剛を起

戦敗れて隈府を出て山鹿城村城に籠り防戰數糊月後安國寺恵瓊

明治四十二年十月下浣 極屋宇野東風識

と認めたるうのあるは之を訂しIIの必要なる文書の

脱漏せるものあるは之れを補ひたれとも是れ敢て完

壁といふにあらす僅に圭の癖礪のみ博雅の君子更

に黒の誤脱を検討して余の疎漏を罪することなくむ

は豊特り余の幸のみならむや

肥後文獻叢書第六巻

風

明治四十二年十一月

識

の計略によりてに城を出て筑後柳河に赴き一族悉く殺さる然し

て常時隈部に癒せし内の諸豪赤砂滅せられ阿蘇家の臣之に與

癒せるもの多かりしかとも阿蘇惟光何ほ幼にして且つ共の臣の内

暴徒に與せすして佐々氏を援助したるものあり故に加藤氏入國の

後共の庇護によりて阿蘇家は肥を存するを得たり然して菊池氏の

遺臣等は諸家の討滅せらるゝを見て禍の己に むことを怖れ深

くれて身を晦ましたりされは菊池氏先には内訌外難によりて共

家没落し後には遺臣等滅亡韜晦彼の如くなるのみならず其の地累

年戰亂のとなりて文書悉く散逸せしなるし是れ菊池文書の世

に傳はらさる所以にして本書に多く収録する能はさりしものな

らんか然るに今世に菊池文書と稱するものありされとも共の眞

未たかに判定すからす偶々其の眞なるものあるも征西府當時

の少くして後世のものなり若しも菊池氏にして業を嗣くも

阿蘇家の如きあらは必す文獻のすべきものありて常時の情勢

を察するに向一層詳悉なるを得へからんを登根に堪ふへけむや

今本書を校正するに借りて一言を茲に贊

右征西大將軍宮謡十二巻故田中翁の遺著なり翁名は

服字士參通稱を元勝といふ舊熊本藩の監督なり其の

學德性行は永田輝房の附録に詳らかなり抑々此の書

前後征西大將軍宮の事蹟を主とし之れに係るに菊

池阿蘇二家の盛及び常時九州の大勢を以てし悉く

舊記古文書等に擦り年次を追うて編逃せり事實頗る

正確史學上に得かたき珍書なり面して斯の如く多

敷の文書を獨力にて採集したるは其の斯學に熱誠な

ることを想見すへし然るに翁は僅に稿を脱した

校する能はずして易し後人集りて之れを清書せし

ものにて其の寫本の世に存するもの東京帝國大學肥

征西大將軍宮譜巻十二

とは、誰ともしらねとも、惟口か後室にてもあるへ

し、母の事、大方殿といひしこと、伯耆巻、難太平記

なとに見えたれは、それをまた頃は、お大ともあ

かめいひたるにや、菊池の大方殿とあるも、菊池持

朝か母のことをいふなるへし、それにかく加賀丞か
相織の事など、いひやりたるをおもへは、加賀丞か
母は、兼明か女にてや有けん、考ふへし、
後八代宮瀬西務所及び魚住某藏の三部並に永田
家藏殘缺本數冊あるのみ今八代宮社務所本に據り永
田本を參照するに際寫粗悪して誤脱多く引證
文の如き識下すへからさるもの鮮少なからず余嘗て
聞く翁は博開強記具の著述するにあたりて古書を引
用する時必ずしも之れを座右に供せす多くは暗記の
まゝに記載し居たりと加之本書は自ら精細に校訂せ
さる草稿の特に反古の裏に走筆を以て記述せしもの
にてかた後人か清書の際に此の誤謬を來したる
ものならむかよって其の引證せる文は溯りて大日本
史料九州史料等に出てたる文書及び群書類從東鑑太
記等共他の書に就きて校正を加へたれともほ悉
參照する能はずして間に訂正を施ささらしものあ
るは余か最も遺憾とするところなり文書中事實年次

等の錯誤せるあり是れは只一の古文書にのみ振りて

他に傍證となるものなく或は月日のみ記して年紀な

き古文書等のために偶々誤謬を生したるものにて専

ら翁の過にあらす又各藩割の世互に交通不便なり

し爲め他國に存する古書の得易からさりしは亦已を

得さりしものありしなり今校正するに常りの誤謬

五五七

殿に進候之院、朝□可 秘藏仕候、ち

11

太刀馬存候て、

二協力

めてたく、事の御いわひに、人をまいらせて候ところ

に、御つかびをもて、とんすーあしてゆい給候、めて

たくおもひ申候、又こんとみふねのこれやすも、おな

しやうにかゝせうの事、ねんころに申候、ことに!

しかるべく候、かやうの心さし、御わすれ候はす、

これやすまいり候するとき、よく!おほせ候てし

かるへし、とてもそれの御事、われ(おほそれな

から、おなし御心に御さ候するほとに中候、御心候

て御申候へく候、あなかしこ~、八月三日、これ

郷、○うへさまに事のいわひとぞんし候て、おり物

□まいらせ候によて、 とんすーあしゆび給候、めて

たく候、いわひにやりて候とんす、との御物にした

て候、よくく申さるべく候、一御札委細承候了、

抑加賀丞丸に當家の事、御相綏事、惟安方以兩使

申候間、無､滯御返事被申候、目出存候、□進」使其子

細申候之處、事外御悦喜候由承申候、喜悦候、先度

如申候、併口神慮候之間、後々憑敷候、我々御□時當

家事申定候、貴方様の御ため、少も吉事滿足候する

と存候、如何様以､面御悦可」巾候將又事祀と加賀丞るへし、守護様
とは、菊池持朝をさして、お大さま

か頃の見事のみにて候、これも神より給候と存候、

御使候、恐々謹言、八月三日、惟

目出候、委細

鄉、阿蘇殿御報、〇於阿蘇御嶽詩文事、右之者〇一神事

社役等、不可、背の先例事、一御相續候間、對惟忠」

申無他事、可」為一味同心 事、一个度和談目出存

候間、對惟様」申候ても、不可」存疎略事、一自

然誰々より雖被候不可承引候、則可」申事、

一於背御意候者、不案内」候て、拝領之所候

不可三宿借事、一若荒説之時者、無腹藏可申承

事、小陳惟貞、恵良惟楯、右の文書共、外に考合すべき

物もなけれは、つはらには解かたけれとも、すべて

の事、大かた兩家和談して、惟郷かはからひとして、

惟忠跡をは、惟兼か孫の加賀丞丸に、相續せさせた

る折の狀ともなること、かれこれ併見てしるへし、三

船の惟安は、是も惟郷の子にて、惟忠の弟なるへし、

惟忠か家つかすへき子なかりしかは、惟安をこそ家

督にたつへき事なるを、兩家和睦したるしるしに、

惟か孫の加賀丞を、惟忠養子として、家をつかせ

んとしたる故、惟安にも所存なと聞きあはせたるな

事候、相續候は、隠居候て、心安被」居候者、領分の

人々に、加賀丞事者、被憑存候通被申候者、我々

も可」加意見」候、神の御ため、又當家のため、

分老若悅喜候する様に、はからはれ候は、可」然候、

守護へも安内可」申候間、一向此方にまかせ候よし候

へと申て候、仍惟忠被」申候事者、物語事者、任御意

可口候、相緻事は、一言遺方様に先日中子細候間、

身としてとかく難」申由被申候、尤候間進候、可然

様承候者、千萬悦喜候、委細小陳式部、西上野守可

申候、恐々謹言、安徳三七月九日、惟郷、御

船殿、加賀丞丸に、當家事相續可」然候由、我々老

者達依申候」被相定」候、目出候、但先日惟安に一言

被申子細候間、就其義」承篇目候尤候、以兩使」

申候處、無相違、返事被申候、大慶此事候仍蔵之際

征西大將軍宮譜巻十二

悅

にも可､無事」存候て申候、一日預御使

子」

喜候、就」其今度八代事、惟忠被」申候事者、自然自

菊池」彼方に御勢仕候者、可､有物語」候由被」申候、

さ様候はい、竹原治部大輔、北刑部、可爲三一所之

由申候、其様も惟忠見はなちかたき由承候間、於」身

大綱存候間、誠其分被存候はい、加賀丞九

使候、恐々謹言、徳三年10に入 八月三日、惟鄉列、

阿蘇殿、○御ふみくわしくうけ給候、かしこまり申

候、さてたうけの事、かせうに、これたしさうそ

く候、めてたく候、御やしなひ候ほとに、われ!

もかくせうに、たうけの事さうそく候へかしと、そ

んして候ところに、おもひ候まい、事さたまり候、

五五五

あひたおり物のはさみものあしてゆひまいらせ候、

いかさままいり候て御祝を申へく候、あなかしこ

- ほうとく三ねん、30日の八月一日、これ鄉判、

上包これたいの御せんにつかはされ候、〇御狀委細承

候了、抑當家相續日出存候之間事、祝に太刀馬進候

處、劍一振、馬壹疋月

ニイニ

加賀丞方へ、太刀一腰、相馬一疋栗毛進候、獪々依三

故實申候、當家事相定候、併□神慮候間、千萬々

出存候、委細小陳民部丞可」申候、恐々謹言、賓德三年

かにの八月一日、惟郷列、阿蘇殿、○かゝせうの事、

御やしない候により候て、たうけの事、これたゝさ

うそく候、めてたく候、これやすもねんころに申候、

われ候事は、までも候はす候、さためて御よ

ろこひ候するほとに、中まいらせ候、御いわひ候て、

後、無異儀」將軍方に參りたることなれは、将軍 て候間、近口能々可被置候〇

[當家の

家はしめ、其方さまの人までも、此訴訟負よかしと、 文書之事、其方へ可、進候之處、度々あつけられ候よ

ねかひおもふ程のことはなかりしにや、双方の訴訟 承候間、いまして是におきて候、たま▫御大さま

を、かく久しく御沙汰を經られすして、双方ともお も御入候へは、心安存候程に、文書事進候、相讀申

のつから、和談の心出来たるを、待へきの事にて、 候間、一通にて候へ、當家文書、是に不」殘進候、

ありつらんとおもふなり、此後はいかなりけん、此 如何様見参之時、 文書次第委調可」申候、此等之子細

頃の文書とも、おほく傳はらねは、たしかなる事は

村上播磨守召寄候、定巨細可」申候、恐々謹

爲申候

しらねとも、後は双方和談したりしと見えて、惟郷 言、永享十二颱三月廿七日、惟郷判、阿蘇殿、

か隠居したりし後、惟か孫に加賀丞とてありしを、 委細承申候、抑松崎村山方御方御使者被」越候時、所

子息の惟忠か養子にして、 大宮司をもつかせたるよ 存通委細依申候、加賀丞丸に御相續候すると承候、

り、雨家一統に定りて、此加賀丞、後惟忠か跡を 目出候、先日惟安に一言仰事共候間、其よりは難」被

籟して、大宮司惟爲と名のれり、されは前の御沙汰 定候程に、我々計候へと承候、今日以小陳西上野守

はかはかしからて、無術の御成敗のやうに見えたれ 御船に念比可申候、返事到来時、くわしく可申

とも、共末かく雨家、おのつから和睦して、一統に

萬事、此方にまかせら

候、毎度如、申候、雖老體候、

定まりたるは、當時の御沙汰のさま、さしもしとけ れ候はい、無斟酌、老者達、又は頭分のおとなに

なく見えたれとも、かへりて穏便の御成敗となりた 中給候はい、守護様に振舞、なに事も無事に目出候す

れはこそ、世を長く治めんには、時の勢に従ひては、 るやうに可」被了簡候、一は菊池太守殿、御使被」越

かるけやけからぬ政道も、また□□たらさるをり 候間、共様子念比に申て候、 巨細申 御使候、恐々

は、またやむをえすして、かいるおほろかなるしわ 謹言、徳三年12 七月廿九日、惟鄉列、阿蘇殿、

さも、すてましきことなるにや、 ○間々今日吉日に (間々其□事惟忠□存候、 更無等閑候、此番いか

陸の後は、武朝惟政らか、將軍方に参りたるは、怖

畏によつて首をへて、降参したるにはあらす、上の

御和談によりて、おのつから將軍方にも、和談した

るにてこそあれ、されはこそ將軍家よりも、二人か

所職所領ともに、本のまゝいろはすしておかれしこ

とは、惟か言上、押出して大宮司とかき、その

大宮司に補せられしことも、将軍家の御恩補なりし
とは、一言も見えさるをや、されとも、さるは將軍
家の御本意にもあらず、また武朝惟政らか本意にも
あらされとも、さらはとて武朝か和談して、御方に
参りたるを、よしなく討たれんは、南北の御和談を
やふらるゝになりて、さはなしかかるうへに、菊
池か三代相続したる弓矢の強みをは、たやすく退治
せられんことも叶ふましく、やう無爲におもむ
きたる九國のも、ふたいひおこりて、静謐の趣も
あたらしけれは、武朝らか蹄順したるを幸として、
たい九國の無爲ならん事を願はれて、かゝる吸訴と
ものおこたりたるをも、是非の御裁判なくして、
はぬ事のやうにて、おしうつられしなり、しかのみ
ならす、惟郷か目安のことくならんには、申す所す
ちなきことにはあらざるうへに、探題の吹、管領
の引汲もありて、惟か世に憑むかたも、引くかた
もなかりしとは、いたく相違したることなりしかと

も、世には公是といふ物ありて、そは本人の真實は
り出ることなれば、いかによこしまなる人とても、
其の心は、ひそかにも打けしかたる物にある、
されは惟郷か父惟村か時より、将軍かたにまゐりて、
無二の志をあらはしたるは、将軍はさらにて、本よ
将軍かたしてゐたる人々にも、それあしとはおも
ふましきことなれとも、惟村か何の恨中へき事もな
きに、君にも父にも抜きて、将軍方には媚付きて、
様々籌策をめくらしたるをは、かたさまの人とも
にても、内々にはかたはらいたくおもはぬこととて
はなかるべし、まして惟郷か、さしもなき父か功勞
を申募りて、訴訟に勝たんとしたるをは、またにく
しとおもはぬ人もなかるへし、また武朝惟政らか、
父の代より、忠男をさきとして、腹くろきふ
るまいとてはなかりしかは、敵なから公是のむかふ
所にて、それをにくしとおもふことはなかるへきの
みならず、順逆のことわりにも叶ひて、南北御和談

知處也、敢非、陳」之、仍惟兼城郭自小早川方,破却 の趣に就きて、其の理非をいはんには、惟郷は父惟

果、一惟兼職相傳之證默有之云々、尤不審也、自

大宮司職をも、將

村の時より、無二の将軍方にて、

惟時至于惟郷、四代證文手繼御判等、悉惟郷介相 軍家より補せられたることなれは、支證を講へて御

績」之處、惟秉數十代相傳、不足信用者也、一 覧に入る人にもおよぶましきほとなるに、代々の

忠節有無」者、先年九州一統仁宮方之時、惟郷之亡父 證文手繼御教書まて、取調て出したることなれは、

惟村爲御方數ヶ年楯山中、今河殿九國至于 惟郷の訴は、實に餘義なきことに聞えて、ことわ

御發向之時、凶徒菊池武光武政武朝三代之間、獨輕

のにて

りにそおほゆる、惟兼父祖共に宮方深重

一命數ヶ度依」致"合戰、一族譜代仁等數百人、御大 ありしうへに、是か大宮司職本新之所領も、將軍家

仁罷立捨」命畢、惟兼曽祖父惟武者、惟村之弟、爲 の御沙汰を經たることとてはなかりしかは、惟兼か

不相續之仁宮方馳加、菊池同心致不忠、既筑 吸訴の次第は、さして餘儀なき事とも聞えす、され

前國於蜷打討死果、自惟武至于惟兼四代、野 またことわりにもたかひておほゆるをや、されは此

御方有何忠節、背御判旨」致押防哉、然者云忠 訴訟を裁判せられんには、惟郷か相續の功勞を賞せ

節云三相續預惟郷理運之御成敗者、全職、彌爲 られて、其望を叶はしめられ、惟か何の功勞もな

致御祈禱之誠精、粗言上如、作、應永三十年、惟兼雜 くして、かく專横のふるまいするをは咎められて、

堂以虛言申上間、 萬福寺重而言上仕案文、」なと見 所領所職ともに沒倒せられたらんとも、誰か公平な

えたれは、是らの目安狀にて、前に引たる澁川主從 らぬ御沙汰とも、四度計なき御成敗とも申すべき、

の、管領の奉書なとも、解を待たすして明らかな しかるを久しく、かく訴訟を留め置かれて、有無の

るへし、さて阿蘇の兩家より、かく相論をおこして、 御沙汰にもおよばれさらしをおもふに、共の頃の世

訴に及ひたりしかとも、将軍家よりは、 理非に就 のさまにては、将軍家の御成敗にも、またやむことを

きて、速に御裁許ありしとも見えず、今双方の目安 えさる勢に、よられたることありしにや、南北御和

矣、然則當‶共職 稱 萁名断事、有 何憚哉、一甲佐

‶叶在京之堪忍、雖下國仕、既應 召文, 參洛 之 一所 知行阿蘇一宮不知行程之由、是又奸訴第一

間、不、可以在‶自余之訴人í下向之愁訴偽 伺乍「也、既阿蘇入部實否者、九州探題、同上使小早河見

11

恐重而言上仕者也´筊惟鄉社職事者、累祖相傳之上、

11

憚哉、次可､被」停 止惟兼競望之由言上、是又希

代申狀也、社職相續當知行、于｣今無相違之上者、 代々偽 御方 致忠節、對 御判,畢、就」中去應永

以」何可､致競望,哉、於‧惟鄉 者、鑁甲佐一所知行四年五月十三日、當御代御判 知行之處、惟

之處、阿蘇一宮當 知行 之由注上、以外虛言也、旣-兼父祖共、爲 不忠之仁、背 御判之旨、 押防,之

惟鄉以 競望之儀、對„惟城 雖､取」陣、忝被､下 上「條、甚自由之奸謀也、所詮理非之有無者、證狀御披

使、去年被､退 彼陣,畢、仍惟當 知行,之段、上使」露之時、可以爲明白 者哉、仍愁訴者、如只御奉行御

有‧見知,之處、奉､掠 上意 雅意如､此虛言等、無懼披露延引之一段也、早惟鄉蒙 理運之御成敗、 社

所,言上、且可､謂 傍若無人、是併依」無』其謂構 種 職蔿 致 御祈禱之丹誠ń子細多取､要、言上如作、

々虛言,者也、早被」止 惟鄉非分之望被」成三下御下」應永卅年十二月日、呫ㄤ翌三十一年三月仁、惟鄉

知於惟、彌欲」抽‰忠節,矣、謹言上如」件、應永三十-雞掌陳狀在当 L〱 、目安、肥後國阿蘇大宮司惟鄉雜

年九月日、惟兼办代官占5、办〱打重吒訴狀上5L-掌謹言上、欲Þ 早御裁許、惟兼之雜堂、種々新儀

故、其占Lの末、惟鄉办代官、大其陳狀之人く、捧 安狀訴 申懽鄉於奸訴之披陳雖、多、所詮退

日安、九州肥後國阿蘇大宮司惟鄉雜掌謹言上、早欲「惟兼之競望、任 相傳之道理、預 惟鄉理運之御成敗, ¸蒙 御裁許 當社四夕大宮司職、弗所々恩賞地事、右一事、右惟兼離掌如 日安狀,者號 阿蘇大宮司惟鄉雜

當社四夕大宮司職事應 召文 去年八月廿六日、 掌事有』共憚,云々此條甚無謂、其故者惟鄉、累

雖」令』參洛、依¸無御披露、及三三次慶庭中言上屹、祖以來、相傳證狀手繼、并帶 代々御判 之上、去應

代々御判之上、去

則雖被、仰 付別御奉行猶以無 御披露之上者、備-永廿四年五月十三日、當御代給』安堵御判任 職

進之證狀、於 御奉行所 徒送 數日,者也、然者依 難稱 大宮司 之條、上竟有 其

11

1

上使者可 退师 之由、依」被､出」仰引退畢、俊惟鄉 啜訴 之條、爲以外狼藉然鬧□□□鈎¸備„披覽、

致

者、偽無二御方 致‰忠節理事、代々御判明鏡也、殊 上代云々證檢、若」達』上聞、御下知無相違者、

進

1

右當社四夕大宮司職、井所々恩賞地事、誠惟鄉土之旨、預』安堵之御裁許』之狀、抑當神者、異國征伐之

相傳領掌無 相違 處也、然間帶 代々御製程之上、去「異神、天下擁護之旨、大權也、此所神明草創以來、

應永廿二年五月十三日゛ 任 當御代安堵乃御判之旨、 先祖惟時、惟澄、惟武、親父、惟政、猦 累代進止之

被所々 領知之所、惟兼爲 不忠之仁士破 御判 地、爰中比伯父惟村、隨 蕸大友、欲」成 競望終不

之旨ń致 押防;之間、既及 合戰之時、小早河方爲”¸補 任當職至 于全,當家相傳之處、又惟鄉成 違亂

五五〇

丹誠、粗庭中言上如」件、應永卅年三月、叉、目 月、同時惟兼か代管よりも、同様に目安を差出した

安、九州肥後國阿蘇大宮司惟鄉謹言上、欲-早蒙 御┤ZZ占南5日安、阿蘇大宮司宇治惟兼謹申欲,早

裁許¸停止惟社職競望全 當社領拼大宮司職,被」經三御沙汰,四夕社領、其外本領新恩地、委任 相續

禱之亡父惟村者、既九州一統、而宮方蜂起之時、只一人 當社 如 先例 執行祭禮等ń奉」祈 御願、且、

於

御方:致 堪忍,者也、如在此證狀等、如何而欲 成』軍忠之勇、粗目安言上如｣件、龙、肥後國阿蘇

達 上党 之剋、去年七月十一日、飯尾加賀守方以大宮司宇治惟兼雜掌謹言上、欲,早被」經 御沙汰,阿

書狀、惟鄉代々證文等、可」備 進之、可以有』上覽 之「蘇宮四夕社領、井 本領新恩地、被､弃損惟鄉无理競

由、被､出､仰登云々、則御判等取調進雜掌同九月十「望任 相傳 當知行 旨、蒙 御下知彌 領知,致

一日、御奉行加賀守方進上訖、次九州探題御吹擧、 御祈禱精誠』事、右當社草創以來、至惟兼 數十代、

去二月晦日進 上之、其後雖」奉」待"御裁許、御奉行]相傳當知行』之段、去年二月、捧 惟兼目安井 證文

改替之由、有 其開之間、重捧目安】者也、早任 御 等 之處、悉達上覽 訖、爰去八月、惟鄉掌如 庭

判之旨、云 忠節 云 相續預 惟鄉理運之御成敗者、 中言上,者、阿蘇大宮司雞掌云々、彼亡父惟村以後至

彌爲､致 御祈禱之丹赦、粗言上如､件、應永 卅年八 _今、遂不､任 彼職、押而征西大將軍宮譜卷十二

て、重て支證等を取具して、京へさし上、将軍の御 道にも、かく御沙汰ありしかは、探題にも一定同や

見參に入れんこと可」然と、政所の奉行飯尾加賀守よ うに、御沙汰ありしなるへけれども、惟鄉と惟と

り、探題まて申こしたる故、いき代官に支證を 間の錯亂、納やまさりし故、翌る卅年、惟鄕惟兼

せさせて、上洛せさせらるへしと也、惟兼かことを か代官共を、京へ召上せられしことあり、同文書に、

御敵といふは、将軍の御敵といふにはあらて、惟鄕 目安九州肥後國阿蘇大宮司惟鄕雜掌謹言上、欲を早

か敵方といふ心なり、屋形とは、探題をいふ、定勝 蒙御裁許停止惟兼社職競望令全當社領井大宮

は、假名官途なとはしらねとも、探題の執事なと勤 司職事、右當社四ヶ大宮司職、井所々恩賞地事、惟

したる人なるへし、此狀の事は、猶下にもいふ所あ 鄕代々帶御判」之上、就」中應永廿年五月十三日、

るを見るへし、さて義俊か、此事を京へ注したる後、 任當御代御判之旨、介入部之處、惟兼押坊、猶以

鎮西錯亂事、萬々注進狀之趣、被糺決者也、毎 不得」止之間、既及合戰之時、小早河方、爲三上使

事被穩便沙汰可」上裁之處、或楯籠要害、或 者可退陣之由、依」被仰出」引退候畢、爰惟鄕者、

令出陣云々、甚不可」然、所詮所對陳軍勢等、悉 爲無二御方致忠節事、代々御判明鏡也、如此證

令退散、各以代官不日可、被申披子細、就彼落 狀等、如何而欲」上覽」之剋、剰去年七月十一

居可」有成敗」之旨、可、被相觸親著朝等」之

備進也、可

飯尾加賀守方以書状惟鄉代々證文可

由、所」被仰下」也、仍執達如」件、永廿九年五月十 有三上覧」之由、被仰出」云々、則御判等取調洛同九

六日、沙彌、小早川美作入道殿、沙彌は判形も見え 月十一日、御奉行加賀守方進上記、次九州探題吹擧、

されは、さたかならされとも、文のさま管領の奉書 去月廿九日、進上之、其後奉」待御裁許」之處、御披

と見えたれは、細川左京大夫滿基なるへし、此人應 露延引之間、不顧怠、恐々庭中申者也、仍御披露

永三十三年十月四日、四十三歳にて卒去、永中九事者、既應召文參洛之間、以何儀」可遲々」

ヶ年管領たりしよし、系圖に見えたり、其時常嘉入 哉、然者御判之旨、預御成敗者、彌爲」致御所

鄉、頼滿か子左近將監義俊、大友式部大夫親著なと

かたらひて、永廿四年、惟政を攻めうたんとて、

惟政か甲佐之城に打寄せんとしたりし事あり、阿蘇

大宮司惟鄉事、代々忠節異于他候、仍大宮司職事

代々帯御判之處、度々宮方仕候惟押領仕候、惟

鄉依歎申候、重々被成下御」之間、去々年、大

友申談取陣候之處、爲上意互介」退散要害並陣

上、可巾上所存之山、以小早川美作入道常嘉、

被仰下之間、任意退散仕候之處、翌日惟本

城水取誘候之間、不可」然之由、度々雖致成敗、

不承引」候、如此候之間、惟鄉不便次第候、所詮重

而被」成御判候樣、御申沙汰候者、目出候、此等之

子細、爲申披候、進代官候、定委細可申上候、恐

々謹言、三月廿八日、 俊花押、飯尾隼人佐殿」、と見

えて、義俊か事は、朝鮮の申叔舟か海東諸國記に、

應永十七年、道鎮以年老い委政其子義俊、自稲前

都元帥、義俊稱九州都督、左近大夫將監、自此父子

俱遣(使不」絶其所、方物湛豐、 故我報賜亦厚、

と見えて、滿頼は十七年に、探題の職を俊に譲り

て、おのれは入道して、道鎮と稱せし故、異邦につ

謹上、阿蘇殿御内御宿所、追令」啓候、□道之至雖

憚入候、五明十本、内萌地五本、香茶三百斤、進」之
候、此興恐入候、是は惟郷か、惟村か譲りを承て、
将軍家よりも、安堵御下賜ひたりしかとも惟政
か子惟棄も、父か遺領とて、相殺してあることなれ
は、かならす妖訴すべき間、惟郷より其事に先たち

11

原書四書

にたて仕せさせるなり、それ故此狀も、義俊

か名にて、京都へも注し申たる也、また是より前の

ことと見えて、雖無指題目候尤可中入候之處、

御口密存候之間、致候、更非心中等閑候、抑

御安堵事者、先年御拜領候、所詮御敵方被歎申候

、御支證等、全可」有御上覽」之由、被仰出候、

其子細、當奉行飯尾賀州、口旮被､出候、今度御一大

事候歟、可然以御堂委細者、定自屋形」可」被申

歟、就此事 大内殿より、屋形へ委細破」申候□へ、

御代官參洛延引候ては、不可」然候、早可被口候、

每事期信候、恐謹言、六月十八日、定勝花押、

五四八

かはす書簡には、前都元帥なと書きたりと見えたれ

とも、實は滿賴、時探題職をしたるにはあらす、

入道の後、内

入道の後、内々は義に職を譲りたる意にて、代官

進物使者を遣候によて、如此返事、十月十九日到來

了、菊池兼朝、不慮に當方に致勢仕候間、小早川

方破致其沙汰候之時也、探題しく河殿、同御奔走

有り、御沙汰Sたされ候、爲後代書置候、惟郷、」

と見え、また共をり常嘉よりの狀に、自是中入候之

處、御同心承候、恐悅候、抑菊池方、勢遣候之由、

無勿躰候、折節菊池代官來候之間、堅申付候、巨

細御僧に申候、侃々於」身不可」有三等閑候、毎事期

後信」候、恐々謹言、十月廿五日、沙彌常嘉花押、謹上、

阿蘇大宮司殿、御報先日進狀候、 又御使に委細御返

事申候了、抑可」有三御出陣之由、 申候之處、聊御物

□由承及候、とても御代官へ申候上は、不可有御

出候、其子細探題よりも蒙」仰候、隨而被」屬探題御

手彌可被」致”御忠口候を給候て、京都へ可

注進仕候、次菊池口致沙汰候由承候、彼一方へ堅

申候、於,身不可」等閑候、毎事期後信候、恐
々謹言、十一月二日、常嘉、阿蘇大宮司殿、」なと見
えて、件の追て書は、前の十月十五日の追書なるか、
紙の目なとよりはなれて、別々になりたるなるへ
し、其頃は武朝か没後にて、朝か世なりしか、惟
儀事、一於御名字御子息中、雖有不慮子細任惟
郷御織の旨、可申承事、一自他荒説之時者、無隔
心可申談事、若此條々申候者、日本國中諸神、
殊者阿蘇大明神、八幡大神御罰於可罷蒙」候、仍契
狀如」件、應永七年六月一日、肥後守兼朝、といふ載
書あれは、惟郷よりも、同やうに契狀を出して、和
談に及たることしるかり、かくても惟政はかりは、
惟郷か將軍の御覺よく時めきたるを、 いよやす
からすおもひたりし故、所務相論の事おこりて、惟
五四七
身進退」之由、承之上者、事々不可」有等閑之
郷と中あしくなりて、朝軍をおこして、惟郷を攻

んとせしなるへし、其不和のよしはしらねとも、惟

郷か父惟村か、君父に抜きて、將軍方してありしこ

とを、かねてよりこゝろよからぬことに、おもひゐ

たるゆゑに、世の中うちかはりても、おのつから惟

村か家とはむつなしからて、惟武か家とはしたしか

りしより、やいもすれは事に觸れて、惟郷を撃た

とはかりしなるへし、されとも小早川入道が中入に

て、つひには惟郷と和談したりしと見えて、阿蘇文

書に、中定條々、一京都上意、雖有不慮子細、可

似たるなり、」

今の三井山木村に宮園あり

御下知にて、澁川か博多の陣に、馳越えたるなる

めたれとも、其より後の事は宮の御うへにはあつか

らぬことなれとも、阿蘇菊池といふ中にも、菊池は

ことに、寂河以来夙孫五代か間、宮方深重の家なり

し故、武朝か身のはての事までは、ちなみに書きつ

いりおかんと、おもひたるうへに、武朝か代の末

に、九州もすべて、武家の成敗になって、宮方の入

とては、なこりなくなりたり、武朝か世をもて

此篇のとちめとしたるは、また春秋公穀の經文、獲

麟に終らすして、引きて孔丘卒にいたりてやみたる

にへ

し、また三月に、國を打出たる大友大内も、筑前筑

後の間に寄来て、大友はすてに、筑後の神園まて寄

せかけたりと見えたり、神園はいつくなるか、今は

さる地名聞えす、 山本郡に宮園といふ所あり、そこ

を昔は神園とはいはさりしや、狩人に問ふへし、

此時滿頼、かくまて諸方に牒し合て、諸勢一同に、

肥後に打入るへきけしきには、見えたれとも、肥後

にて惟村らも、いまた菊池に向いて、合戦を始めた

ることもなかりしに、九州如此落居目出候といひた

るは、是まて菊池に居る國人とも、大かた菊池 さて惟政の大宮司も、南北御和談の後は、將軍方に

を抜きて、将軍かたに参りたれは、今にては武潮も、 参りたりしを、将軍家よりも、降参人のやうにあし

孤單の身となりたる故、これを討從へんは、心やす らはれずして、所領なとも、本のまいにくさしおか

き事なるへけれは、九州落居したる様に、 いひやり

是も武朝か卒去とあとさきに、

れしと見えたるに、

たるなり、されとも此後、武潮と合戰したる事聞え 身まかりしとおほしく、應永十七年の冬、鎮西奉行

されは、此末は和談になりて、武朝もつひに歸降し にて下りし、小早川美作入道常嘉か、惟郷におこせ

て、九國邃に武家方に、ひしと見えたり、かく たる返事追書に、惟郷か書入て置たる狀あり、進中

武朝は、明る十四年三月十八日、四十五歳にて病 候料足中結給候、恐悅候、御取亂之時分、此御沙

卒せしよし、系岡に見えたれは、九州無爲になりて、 汰、殊に 喜候、重恐々謹言、○自京都御使

武朝は身まかりたるなり、此編元中十二年にて筆留 小早川美作守殿
、應永廿一年、博多に下着候、自､是

祇御遷宮過候者、一途可有現形由候、誠に日

出候、定御談合候哉、相構へ早々御奔走候と目出候、

將又承候間事、大略先給候相殘候、少々無細候、

共間子細、此階に細申候了、定可、合、中候、恐

々謹言、十一月八日、阿蘇殿、上包、右兵衛佐浦賴、と

あるは、河口はいつくの誰とは、たしかならねとも、

當証遷宮過候て、一途可有現形候也、また定御談

合候哉なとあれは、河口 肥後人にて、折節阿蘇修

造の事ありて、近日造したりし故、遷宮の式はて

たらは、惟村と共に打出へき、澁川にいひたるな

るへし、是は去年の澁川か、國人らの下知と、今年

京都よりの御下知とに、よりたること、見えたれは、

河口 御領かたくひなるへし、それ故此を見、十

二年の狀ならんとは、おもひ定めし、また賴滿か

状に、 去月廿二日御状、去廿一日到来、先以爪悦候、

抑京都より、彼仁か事につき、御教書を成れ候、か

つは本忠の人々、面目にて候也、仍大友大内、既出

國候了、堺事、一途候料館、公私について、可日

出:候、將又寄附地事、別而進上候、可有御沙汰

候、愚意之趣、中々不能委細候、前々申ふり候

五四五

ぬ、ふかくたのみ入存候、外及無他事候、俞々

早々御奔走候て、千喜候、恐々謹言、三月廿三

日、阿蘇殿、と見えて、彼仁か事とは、誰ともしら

ねとも、去年武朝治罰の御下知ありしかとも、と

しはつひに事行はて、はてたりし故、十三年の春に、

かさねて御下知を加へられしなるへ

菊池治罰の

し、かつは本忠の人々、面目にて候やとあるは、

是まて菊池、一度も手を出さずして、歸順のさまにて

ありしかとも、そは本意にはあらさること、義滿公

もよくしらせ給ひておはせし故、かく菊池にか

きりて、御治罰の御下知、たひに及ひたること

なり、阿蘇大友らかことき本忠の人々は、上の御覺

のよかりし事、此ことにてもしられたれは、本忠人

々の面目なりとは、いひたるなるへし、大友、大内、

既出〃國候とは、件の御教書にうなかされて、こいに

てやうく大友大内も、豊後豊前をはなれて、肥後

に寄せんと打立たる也、されは前の詫摩文書に、御

か着陣の事をいひたるも、此後の事にて、修理亮

は大藏入道か子と見えたれとも、系圖なとも悟はら

ねは父子か實名なとも、さたかならす、是も此春の

ありて、澁川も其よし注申たる故、かく武朝かとも、十三年頃の物なるへくおもふことあり、滿頼

名をさして、治罰之事を仰下されしにや、託間文書 かに、細々申承候之條、本望候、就三河口方事、當

々謹言、滿

るべし 菊池右京權大夫治罰事、早屬右兵衛佐滿頼

手可抽忠節」之狀如」件、應永十二年五月十日、阿

武朝弓矢のつよさにやおそれけん、此としまても、

のと見

に、の通八年

は五四四

されはこの歌は著

八年

當知行之地事、

依 多年御忠節、京都御教書、嚴重之上者、御管領不

可有子細候、聊不可 無沙汰等閑候、恐々謹言、

九月十九日、滿頼、阿蘇殿、此二同年の物と見え

たれとも、年紀さたかならす、 祇職本領等安堵の御

沙汰なれは、一定守護の事よりは、さきのことなりつ

らんとおもふなり、しからは、 是も八九年の間のも

のなるへし、壬正月ありしにて定むへけれとも、長

暦を見されは、さたかならす、他日長をえて考ふ

へし、

典の剛史年表を見る

正月とあ

六日、滿頼、阿蘇殿」、御本領肥後文獻叢書第六巻

御領修理大藏入道事、就申候、被成下御教

書」云々應永十二年、右兵衛佐、詫摩攝津守殿、と

去年の冬、 澁川か凶

見えたるも、此をりの事にて、

徒對治事、惟村か手に屬して、忠節を可致と、肥

後の人等に申觸たる時、御領入道も、御方に参る

へきよし申たる故、其事京都へ注し申程に、御教書

を御領に下されて、澁川か手にして、戰功をはけ

むへきよし、惟村へ被下たることく、御下知を加へ

られしなるへし、かくは御下知ありしかとも、菊池

打出す、國中の者はさらにて、大友、大内なと、

肥後には寄来て、菊池と合職したることはなかりし

と見えて、詫摩文書に、御領修理亮着陳候、貴方之事、

委細承候、抑九州如此落居申候、目出候、心中察存

候、共堺事、不可爲指事、大友方既筑後國神園迄、

國中事、委可有對治」候哉、此方之事は取靜、于

可致口委細者、其次第可」令」申候、恐蘇大宮司殿、〇肥後國木山庄 13事、爲三兵額料

所所預置」也、早致沙汰」之狀如件、應永十二

年六月二日、右兵衛佐花押、南郷阿蘇殿、是まて澁川

か書状ともには、たい凶徒とありて、武朝とさして

いひたることなかりしか、初て義滿公の御下に、

かく見えたれは、去年の頃より、武朝もや現形せ 賴 詫摩攝津守殿、と見えて、此狀年紀しるされ

し事征西大將軍宮諸巻十二

沙汰はかりにて、籌策かりたる狀は、一も傳はら

されは、此間もいはゆる、さしたることもなかりし

なるへし、惟村肥後守護職のことは、了俊か時に

も、すてに其沙汰ありしに、今かく重ねての御沙汰

に及はるいは、探題の代りたるにつきての事なるへ

けれとも、かく同事を、年々御沙汰ありしは、いか

なるよしにか、いまた考へす、祇河は益城郡にて、

其頃は甘木庄にしたる所にて、あたり大かたは、

阿蘇か領知なりしかとも、甲佐近所にて、共頃は惟政知行したる故、今改めて惟村に御沙汰ありしにや、國符も、武朝か先年、阿蘇寄附したれとも、惟政知行したりし故、かく祇河と一同に、惟時に沙汰し付られしなるへし、 肥後國石築地料所とは、肥後國小石築地といふ物あるにあらず、是は永中、蒙古の寄來りし後、鎌倉の御沙汰として、 筑前箱崎の海邊に、蒙古防禦のため、九國の守護地頭らに、雜学をあけられて、石築地を長く築きわたされしことあり、かくて弘安に、蒙古重ねて寄來りし時は、九國の軍勢、其石築地をかためて、防戰したりしてと、太平記にも見え、蒙古合戰書にも、菊池以下の

五四三

大名、石築地の上に居並ひたるさまをかきたり、雜文書に、宮崎役所築地事、滿家院内、 比志島、西侯、河田、以上四ヶ名、伍丈壹尺肆寸、被仕了、仍之狀如件 久時、建治三年正月十九日、 比志島太郎

殿、」と見えて、満家院は、薩摩の侍なり、彼國には

牛屎院、祁答院

何かし院といふ所おほし、伊集院、

なと是なり、其院といひたるよしは、さたかならね

ともかく院内と、また名田いくらもありしと見え

たれは、他國の一郷といふはかりの物なりしと見え

たり、久時は赤橋武蔵守也、其頃兩六波羅なとの中に

てもありしにや、いまた考へす、 比志島太郎とは、

薩摩の御家人にて、 比志島、西俣、河田なとの地頭

件石築地は、それより後も、折

なりしと見えたり、

々修固の事ありし故、 九國の地頭ともに、其修固の

料として、筑前の内にて、小々つ所領を付置きし

ことありて、山門庄は共頃よりの阿蘇家の領分なり

しか、近年は餘人の所領となりてありしを、今また

返し付られたるなり、 ○趾職神領 井本領當知行地等

事、年來御忠節、依無事候、自京都、彼」成御書

候上者、聊不可有相違候、恐々謹言、正月十

しかなるへし、

談阿蘇大宮司惟村、可致忠節之狀如件、右兵衛

花押、應永十一年十二月十九日、参御方致忠節之

聞召訖、尤神妙、向後彌可、抽戰功」之默如件、

應永十一年十一月廿一日、阿蘇大宮司殿”〇澁川

か狀に、其後さしたる事なく候によつて、不」」申、

又うけ給はらす候、無心元候、しかりといへとも、

心中のとうかんにあらす候、 定御同心候や、たへす

申事に候へとも、諸事たのみ入存候、御意にかけら

れ候へく候、棄又京都御教書たうらい候ほとに進候、

目出度候居しか、おりふし他行候間、天□く恐申候、

さためていさひ申さるべく候也、恐々謹言、九月廿

四日、滿賴、阿蘇殿、〇此間いれひ事のほかにとて、

けいくわいして候なる、すこしけんをゑて候へとも、

ろけうにて、いまたほんふくせす候あひた、はん

きやうにちょはす候、」此狀何年の九月の事とはしら

12

肥後國砥河井國符事、爲三

申候云云とあるに

て、盛見か六年の十月

に渡海せしこと、いよ

月の盛見か狀、雖未

肥後文獻叢書第六巻

料所｜所､被„預置」也、早

致其沙汰之狀如

件、同年月日、主當同人、

上包、阿蘇

殿、滿賴、

凶徒對治事、相 (た以下、十二年までの滿賴か狀、すべて惟時か所領の

に云々より是まて上の低書」

々には癒永十一年十一

るへきにや

段落あるまて

れねとも、しひていはい、共頃の消息に、さしたる

事なきによつて不」」申とかくは常のことなれと

かなたよりうけたまはらすと

も、これより申さす、

あ

あれは、當頃はいつくにも合戰なく、實に此頃はい

つくにも、さしたる事もなくして、 たかひに使なと

かよはすることも、なかりつと見えたり、さらは此

狀は、八九年の間の物にてそあるへき、いかにとな

れは、貞賴、武勒なとか、同心無爲のさまにて出會

はす、各々おのか領所に引籠りてありし程に、澁川

はさらにて、大友も大内も、また是より手をいたす

へきたよりもなく、是もおのく我分國はかりを、

沙汰し靜めてありしと見えたれは、いつくもさした

たかひに動静を

る事なけれとも、たい諸方引合て、

うかいひゐたるはかなりつらんとおもへはなり、

京都御教書到来とあるは、共頃の御教書とおほしさ

信はらす、十年十二年の間には、御書こそ見え

され、満頼か狀に、其時々御教書之趣は見えたれは、

かたく此狀は、九年の物ならんとはおもふ也、

あらはに菊池に寄すへし

とはいはずして、たい大

なと、やう肥後に

寄せくへきけしき計を見

せて、武朝より手を出さ

は、諸方一同に寄せかけ

て、討たんとはかりしな

るへし、是より後の事は

ひかなりけん、澁川か

狀も、八九年のは見えす

して、肥後國守護職事、
任京都御教書候間、可
有御知行之上者、打
懸申候也、任先規相催
國中軍勢等可」被忠節」
候、恐々謹言、十二月十
九日、滿頼判、阿蘇大宮
司殿、應永十年到来、○阿蘇
社維掌申、肥後國守富庄
本神領事云々、早
るにてはあらぬにや、
前々の探題にも、さる
事ありしかは、滿頼か
時も、其例にて、下向
已前、九州の御家人ら
へ、所領の事なと、路次
より沙汰したる事あり
しなるへし、しかしず

俊か、九州より上洛せ

し三年の末頃ならんに

は、九州の事を、二三年

も無沙汰にて、さしお

かるへしともおもはれ

ねは、五年に下りたり

とせんもあしからされ

此紙の末に、第十四追加一

追加にもあるにや、

也、急速可被廻策 申候處、上様御氣色御

之狀如」件、同年月日、主

當同人、肥後國石築地料

所、筑前山門庄事、所預

置也、早守先例、可」有三

雖未申通候以事 其沙汰」之狀如」件、同年

次令啓上候、世上習|十一月六日、主當同人、」

永六年か

上意彌目出候、恐々謹

五四一

言、二月廿日、盛見 花

押、阿蘇殿、右の十二

途候様、御計籌候者、

境事、 連々承度候、一

快然は目出候、就」中共

1

先例致其沙汰、可抽 候哉、抑御教書被下

公私祈禱精誠之條如 候、目出度候、彌可」有二

件、永十一年四月廿一 御奔走候哉、恐々謹

日、右兵衛佐花押、當社大 言、十二月十七日、

宮司殿、」 肥後國守護職 々良盛見花押、謹上、阿

事、先年拝領云々、仍爲三 蘇殿、應永七年 御慶

九州對治料所預置也、 誠雖事舊候尚以不

早守り先例「可」有其沙 可有際限候、抑自

汰之狀如」件、應永十一 是雖可」申候、路

年十月二日、右兵衛佐、 無案内候間、無

阿蘇大宮司殿、佐滿輝、

儀」候處、預御使候、

肥後國守護職事、爲三囚徒 爲悅口、將又先日御請

對治料國、所被ル預置 進上申候間、代官持差

に、先以以使者」申候、

託摩別當五郎之本領志土

地頭職事、無相違」候

得斗御沙汰候て、可申

入候、恐々謹言、滿頼

五月五日、太宰少貳殿、」

託摩別當太郎本領志土社

地頭職事、不可有相

違之由承喜入候、仍此仁

參上、早々被仰付候は

本望候、恐々謹言、 滿

頼判、五月廿四日、太宰

少貳殿、」と見え、また筑

前國志摩郡志度趾地頭職

事、早莅彼所下地於沙

汰-付、託摩別當方」擬進

可請取之狀如」件、應永

九年七月廿九日、貞頼判

榊掃部入道殿、新原叉三

頼澄の子にて頼澄の託間文書

後きしものな

汰」之狀如」件、應永五

年十月廿九日、右兵衛

佐花押、三池中務少輔

殿、三池中務は、いま

た考へす、三池太郎頼

親、後に中務少輔に補

せられたるか、または

頼親か子にてもあるへ

し、狛三池系圖をえて

考ふへし、

に賴親子親盆中

少哺此文書に據ると

きは、澁川か探題にな

りて、九國に下向せし

は、應永五年の事なり

しと見えたれとも、佐
田文書に、九州事、急
速可 下向之由、被仰
下候間、近日可渡海
候、豊前國守護職事、
合拜預候、仍先當
郎殿、なと見えたるに
て、貞頼は、少貳か家の
當時の當主なりしことし
るかり、武朝らかかく無
爲のさまにてゐたりし
故、澁川もさうなく仕か
けかたくして、惟村にも
そこつの事なく、 是より
のさうを待つしへしと
は、いひおこしたるなり、
されとも澁川も、武朝ら

無爲をまことはおもふ
へくもあらず、 武朝もか
くいひやりたりしに、内
々には防戰の策をめく
らして、たい打出さる計
にて、菊池に引籠て、世の
さまをうち伺ひてゐたり
しなるへし、それ故前に
見えたる五月の狀にも、
可 着岸堺事、一向
憑申候、每事可申談
之由、申付兼經候、
定委細可」申候哉、猶
無案內」候、御扶持候
者喜入候、恐々謹言、
四月廿七日、滿頼、佐
田掃部助殿、とある、

佐田掃部助は、前に見えたる、豊前の宇都宮か庶流にて、實名を親景といへり、此の四月とあるは、五年の四月なるべく見えたれとも、六年の事なるへくおもふことあり、されは前の三池に奥へし五年の状は、満頼かいま九州には下り着かて、路より造はした

候、幸甚々々、抑舊冬、進上候處、委細御返事、承悅候、就、共候ては、貞

頼武朝ら、同心無爲のさ
たをいたすべきよし申候
間、大方りやうしやうせ
しめ候へとも、いまた事
たまらす候、そこつの
御事なく候て、自､是の左
右を、御まちあるへく候、
就是非候て、萬事たの
み入存候、恐々謹言、正
月八日、滿頼、阿蘇殿、」と
見えて、此狀も年紀は見
えされとも、一定應永七
年の正月の物ならんと、
おもふ事あり、それをい
かにといふに、去冬の澁
川か默は、九國に着きて
やかての狀なれは、いま

は見え、

るはおぼつかなし、

日尊卑分脈には貞世弟氏

改直世越後守修理亮とあり

遠江守と後日向の宮方を

討んとて、氏喩日向に

差向られたりと見えた

れは、了俊かいまた九

國にゐたりし間のこと

には、たかはされとも、

武朝にかく御下知あり

しかは、武朝か將軍か

たに參りたる後の物

ること、またさたか也、

しかるに應永三年に、

三后の宣下ありし後

は、其までの花押をや

められて、別のかたに
改められしこと見えた
るに、此御教書には、
後の花押をかゝれたれ
は、應永四年の物にて
武朝か動靜、さたかに
はしらてありし故に、た
大内か豊前に着きたる
こと、御合力をたのむと
いふ事計を、いひおくり
たり、今貞頼武朝ら、同
心無爲のさたをいたすへ
きよし云々と、あるを見
れは、武朝も澁川か下り
たるとを聞きて、おのれ
は今正しく、将軍方して
あるさまなれは、澁川か

下りたるを、おのれをは

からんとは、おもひしら

澁川に合力

ぬさまにて、

せんなといひやりて、 澁

川を欺きたるなるへし、

貞頼とは、少貳貞頼也、

冬資か跡を相続してゐた

りしなるへし、味鋼相站

もあるへきにや、もし

しからんには、了俊は

應永三年に、京に上り

たれとも、氏秉は猶九

州に残し置て、跡の事

沙汰せしめたるに

てもありしなるへし、

また此大宮司は、惟村

なるへくおもはるれと
も、四年五年の管領の
奉書に、惟政か所領の
事を、武朝に御沙汰あ
りしとあれは、この大
宮司は、惟村にはあら
て、惟政なるにはうつ
なかるへし、應永五年
三池文書に、筑後國々
芬寺内河崎芬事、 兵
粳料所 預置」也、早
守 先例、可」致其沙

きょし、義弘に仰下されしにはあらぬにや、しかるに
義弘は、かねて九州の探題を深く望みて、了俊か事
をは、とかくあしさまに申なして、了俊に九國を離
れさせたる程の事なりしに、 思の外澁川に仰付けら

れたる上に、其合力せよなと、おのれにしも仰下さ

れしかは、大望の叶はさりし事を、深く憤りたるの

みならす、了俊と京にて計りしかと、了俊よりひそ

かに言上したる故かる御沙汰も出つらんと心え

し故、さらは先たちて事をおこさんとて、滋川を九州

へやり過して、やかて都へ攻上りしなるへし、しかる

に盛見は、兄か不義に與せすして、國にのこりてあ

りしか、是も兄を都へやりすこして、滋川の合力せ

んとて、豊前へ渡海したりしなり、されは盛見か、

かくかしこくふるまひたる故にこそ、義弘討れし後

も、大内跡をは絶やし給はて、盛見にしも、其跡を

立てられて、本領をも無相違、安堵せさせ給ひしな

るへし、こはもとより推量の説にて、何にもさるさ

まの事は、見えされとも、件の滋川か状とも、かく

して読まされは、事さま前後になりて、 きこえかた

し、さらは今のおのれか考は、またく接所もなき、

御吉事等、重疊雖事舊

候尚以不可有三盡期

は見えて、遠江守とあ

り、系岡には越後守と

五三八

しひことも定め難かるへきにや、さてかく九州の、

ふたゝひみたれたるは、共頃九國にては、誰か主と

なりての所爲なりしそといふに、武朝か所爲ならん

とおもはるなり、いかにとなれは武朝も惟政も、

南北御和談の後は、世の勢につれて、一旦將軍方に

は参りしかとも、もとより心にもあらぬ道心なりし

上に、今更父の忠志を空しくして、將軍方に

しことを、ふかく恥かしく、をしきことに思ひるた

し故、其後もやしもす |應永四年| 日向國事

れは、不服の色をあらは 爲 隣國」之上者、菊池

したるなるへし、さるは 肥後守相共、合力介

世にふ、負し心のしわ 今河越後候者、可日

さのやうにも見えたれと 出也、三月二日、阿蘇宮

も、武朝か心にて、しか 司殿、」とあるは、年紀

おもはんは、またいとこ なけれは、さたかなら

とわりにもあはれにも、 されとも、今川越後は、

おもはるいこそ、しかる 難太平記に、越州直世

にまた、同文書に、年始 と見えて、了俊か弟な

云々とあるは、初のことを、後にまはしていひた

る也、惟政も御意によりて云々とは、惟政は南北御

和談の後は、武朝ともに將軍方へまゐりたりしかは、

此頃とても其まいにて、 二なく將軍かたしてありし

なるへし、しかるを惟むらか周旋にて、かくなりし

ことをいひやりて、惟村惟政同心に合力せらるへし

と、たのみこしたる也、河向邊とは、いつくの河の

事ともしられねとも、さきの了俊か状にも、筑後川

のことを、だゝ川を越すとはかりいひたれは、今の

河も、筑後河なるへし、是はふせんの大内も、是よ

の一左右次第には、筑前へ打越して、澁川と一つ

になりて、肥後へ寄せんとしたるをいふなるへし

しかるにまた澁川か狀に、先度進、狀候、定參着候哉、

抑大友方連々就 被申候御同心候由承候、公私

目出候、御計策事、今時分御奔走候者喜入候、 此子

細京都に可進候間、定可」有御感」候哉、豊

前邊事、大内渡海候間、對治不可」有」程候歟、尚々

賴入候也、恐々謹言、十月十二日、南鄕 阿蘇殿、滿

賴花押」此狀の趣にては、豊前邊事、大内渡海候間、

對治不」可〃有、程とあれは、大内か渡海、すなはちの

氣色にて、前の狀よりも以前の事と見えたるうへに、

澁川も博多下着程なく、惟村に使したる其返事

いまた來らさりし間の事のことく見えたりしから

はさきの狀は、五月にて、此釈は十月なるは、いか

なることにや、いと心えかたき事なるうへに、もし

此狀を、前年のものとせんには、澁川は六年の秋冬に

かけて、下向したりともいはるへけれとも、其年

十月は、大内謀叛して、堺に攻上りたる頃なるには、
同時に大内か豊前に渡海したりといふは、弟の盛見
か事ならんにも、是又いよく心ぇかたきことなら
すや、さらは此状に年紀見えされは、六年の物には
あらて、七年かまた八年の十月なとの物ともすへけ
れとも、文のさまは、いかさま澁川か下向して、い
またさして日頃を經ぬ間のこと見えたる上に、大
内か事、渡海すなはちのさまに見えたれは、しひて
七年以後のならんとも、いばれましきをや、依て
狩つらく考ふるに、澁川か探題に補せられたりし
ことは、六年の初頃のことにて、今度了俊かかはり
を、澁川に仰付けて、九國へさし下さる間に、了
俊か下りしをりのことく、大内へも、其合力をすべ
五三七
る地名は、肥後にも二三ヶ所あれとも、この人
さたかならす、なかみそは長なるへけれとも、さ
なかみその大助、太さひのうちほうし、ひつれも

東風日攝津守は宗道の二男親氏なり兄氏直子なし共の跡を繼く假名別當五郎と稱す足利義満の一字を授かり名を滿親と改む〇肥後國藤崎庄地頭職事、爲料所預置候也、 早守先例、可致沙汰之狀如件、應永七年十二月十七日、右兵衛佐列、(澁川滿頼)詫磨別當五郎殿〇肥後六ヶ庄内小山村地頭職事、相際云々、先領掌不可有相違、若又有子細者、追可右 之狀如件、應永十五年三月四日、沙彌列、(滿頼) 記磨攝津入道殿なとの古文書あり

けひたるへく候、ふせんの事、いま一さうにより候て、是を河向邊へ可申越申候、恐々謹言、五月十日、滿頼花押、阿蘇殿」、とある、是應永七年に、澁川か初九國へ下りたる時の狀なり、昨今にも下着したりとは聞ぇす、詫摩か下向とは、詫摩其頃在京してありしを、澁川か九國に下るにつれて、相具して下りたらんやうにも聞ゆれとも、澁川はまつ博多につきて、初はしはらく其處に在陣したらんとおもへは、詫間か下向とは、博多より肥後に歸りたるを、下向とはいひたるなるへし、攝津守は、右馬

權頭宗直か子なるへくちほゆれとも、たしかならず、

志賀系圖をえて考ふへし

肥後文獻叢書第六卷

見少殺人

頼 貞

たえ さ目出たかるへしなと、いいやりて、惟村か出陣をう

なかしたる也、下に御合力あるましきょしうけ

うけ船は

頃、惟村も叛きたるよし聞えて、心つかひしたりし

かとも、使なとつかはして、二心なれは、心

おちゐて、多年のみ入候、仍御とうかんなく候、

今時分しかるべく候、一陣をもとり出され候はい、

かるへ

て

澁川か初て下向したる

此前・

る年三

澄越後守と稱

五花

に

狗考ふへし、

法名を本恵と稱する由

・太宰・

何

五三六

も聞えす、餘所にもおほかる地名なれは、他國の人

にて、澁川か家人なとにてありしなるへし、太さい

は、大宰なるへけれとも、うちほうしとは、本の名

とは聞えす、此法師か家にて、宰府の宮寺の僧なる

へし、大内は、義弘か弟の六郎盛見なり、當國しま

のこほりは、筑前の志摩郡なるを、當といひたるに

ても、澁川か初は、博多にありし事しるかり、ゑち

こ入道、さたかならす、少貳頼尚か二男越後守頼泰、

太平記には、大原合戦に、宮方に生捕られしと見え

たれとも、その例の空ことにて、實は頼泰、此頃ま

入道してありしにはあらぬにか、

てなからへゐて、

大村なと、軍をおこして、九國ふたたびれたりし

を、大内義弘馳向て、一時に討なひけて、還り参り

たるよし、見えたれとも、いとおほつかなきことに

て、難太平記にも、了か九州をはなれしは、大内

か探題所望故なりとは、見えたれとも、九州の

たるを、大内か下りて討たひらけしことは、おもか

けにも見えず、もしさることあらんには、大内か望

ますとも、一定探題は此人にこそ、仰付らるへきて

となるを、其御沙汰は聞えすして、澁川滿頼をしも

探題となされたれは、永のいふ所は、かたく杜

撰の事なるべくおほゆるをや、また澁川か探題に成

て下りしことも、日本史了俊傳なとには、了俊は

六年の冬、大内が謀叛して、堺まて攻上りたりし騒

きに、にはかにめし上せられしかとも、参洛遅々にお
よびたるを、大内に同心したるなと、御うたかひ
しほとに、了俊をは、身一九州に流しすてらるへ
きなと、いふことありし故、了俊は憤りて、領國
江に下り、隠遁せしやうにてありしかは、九國の探
題をは、澁川に仰付られ、九國へ差下されしよし、
見えたるをおもへは、澁川か九州へ下りしは、應永
七年の事にてありしやう也、されとも日本史の説は
さきにもいひしとく、難太平記をあしく読みて、
心えたかひたるにて、了俊か九國より上りしは、大
内か謀叛せし前の事にて、大内にあびて、國に下る
へきよしいひたるは、駿河に下ることなるを、後の
遠江に下りしこと、見まかひて、一事になしていひ
たるなり、また澁川か、九國へ下向せしことは、阿
蘇文書に、詫摩攝津守、下向之時進」狀候、御返事到
水、委曲候了、抑なかみその大炊助を進候、定参着
候哉、太さいのうちほうし参候事、そのき申候了、大

らかちんをとりて候、當手よりもしまのこほりへ、

勢つかはして候、しょほうせいをわけちらして候ほ

とに、ふちこの入道かちんも、正躰あるへからす候、

くはしくたくま申候へく候、又その堺の事、多年

たのみ入候、仍御とうかんなく候、今時分尤しかるへ

く候、一陳をもとりいだされ候は目出候、御合力

あるましきよしうけ給、おとろき入候、京都のさた

と申、愚身か爲めと申、さうに御ほんそう、本悦

たるへく候、惟政方も、御意により候て、とうかん

なく候うゑは、おなしく候て、御かうりよく返々大

五三五

されは聖信は、主の了佼か″諸方よりそねみうけて、しやうに見えて、いとさたかならぬことなりしを、た

將軍の御覺までも、あしくなりたることを、心うくた應永記にのみ、應永四年に、少貳、菊池、松浦

五年の干支は、素國本苑行えるにでもあるへし、 また諸家の文書にも見えされは、暫くは無事なり

れて、畠山右衛門佐基國をりて管領に補せられ故、

かなり行けん、其間の事、くはしく記したる物なく、

惟村に了俊か無沙汰にて、所望叶はさるやうにおもはせんと、はかりしなるへし、しかるを惟村は、さる方使あることをしらずして、了俊か上洛したるによりて、重て聖信に就て炊申たる故、日頃心やすかる奉行人なとに申合せて、正文をうつし取せて、案文計を下しつかはしたれとも、義將か中にてさいへしことは、あからさまにいふへきことにあらされは、 便宜あしかりしと計いひて、ことわりたるなるへし、聖信かかく取はからひしことは、義將はもとよりしらすしてありしほとに、了俊か駿河に下たる後に、かく安堵の下を出して、九國の人に、是まて了俊か無沙汰なりしことを、しらせんとしたるなるへし、されとも安堵の御下文二つなから、た同年にてかはりたることも見えさるを、かく二度

まてうち重て下されしは、いかなるよしにかありけ
ん、是も強いはい、五年には、義將管領をやめら
おもひゐたる故、猶も九國人に、了俊をうとませし
とて、件狀今度之安堵以下の事、大禅定門執被」申候
云々、とはいひやりたるにて、大禅定門とは、了俊
かことなり、其頃弟仲秋も入道し、仲高といひたる
こと、了俊か大内と、問答せし中にも見えたれは、
此仲高禪門にむへかて、了俊かことを、大禪定門と
はいひたるなり、○澁川か備中にての事は、いかな
る事にやさたかならす、何様満頼か九州へ下りさま
に、備中にてよからぬふるまいしたることありし故、
我々に耻しかるべきとは、聞く我々さへ、かたはら
・たく、恥かしさといふ意なるへし、共頃中國には、
宮方ともあらしなれは、満頼かきたなき負軍なと
したることにはあらて、兵粎なと貧取んとして、國
人らに抜かれしことありしにもあるへし、○友正規
図より上洛せし夏阿蘇書云々しひかめてもありし

さて俊

ことしるかりと云迄文中元年に引上置故に省く勤云

か、九國より上洛したりし後は、九國のさま、いか

征西大将軍宮諸十二

の狀、松田かへたる奉行なともありしなるへけれ

とも、今はさるものは傳はらさるのみならず、此下

文も、裏書のいふことくなれは、正文にはあらて、

すなはち此案文にてありしなるへし、それをいかに

といふに、惟村か今度の安堵の御下文には、宛名を三

祇大宮司殿と、認め下さるへきょし、望たるにあは

せて、聖信か案文になをすをり、望のことく、三社

大宮司と書かへて、やりたるなるへし、さて此下文

は、至徳二年と出されたる由なるに、今應永三年ま

て延引して、今初て下つかはしたるよしは、其後は

御無音、又我々下向候節も御座候滿無心元候、進

候はんする人からも如何と存候て、于今不進とあ

れとも、うつしひかめたる所もあるにや、此まいに

ては、いかにも心えかたけれとも、例の強いはい、
其後惟村も、何の音信もせて、使も上せさりし上に、
下向の節とは、聖信は了俊か九州下向のをりは、
京の代官して殘居たりしか至徳以後、九州にて探
題のせさせんとて、了俊か召下したるを、下向
候節といふ、されは其をりなと、御下文をも持て下
るへかりしかとも、御座以下にてもあるか、讀
かたけれは、此分まつさしおきて、人から如何存候
とは、おのれ了俊か家人なれは、御下なと惜し
て、くたるへき人からにあらさる故、憚りて持下ら
さりしと、 いふ意にてもあるにや、されと猶なら
ねは、外にかくまて延引したる子細とものありしか
とも、それはおし出てはいはれさる故、よしありし
ほとにかくあからさまなる事をいひて、外にさ
かたき故よしありしことを、おほめかし聞えたる
なるへし、依て考ふるに、また阿蘇文書中に、肥後
肥後大宮司惟村中、祇職神領 #四ヶ領、四至堺、

次本領等事、多年之忠節之間、知行不可」有相違

者也、仍致御祈禱之精誠之如」件、應永四年三月卅

日、准三后花押、また、阿蘇大宮司惟村社務江神職神

四箇神領本領當知行等、前後多年忠

領、井四至堺、

節、尤神妙之上、不可」有相違彌致御祈禱精誠、

無他妨可」有知行之狀如」件、准三后花押、應永

五年八月廿一日、花押」なと見えたるをおもへは、

はやく至徳中、安堵の御下を出されしを、義將一

旦施行せんと、其奉書までもかくれしかとも、

もと了俊か執申たること故、おさへて施行に及はす、

五三

はあらて、管領の施行

11

執達如」件、至徳二

年八月五日、花押、阿蘇

大宮司殿、 是すなはち

管領施行の奉書なり、

可被存知之状、依

時籌策分〔就中可」有

其沙汰之旨、所」被

今川伊豫入道也、

11

忠之淺深輩事、且云 當

裏さま

大内はもとより、野心ありしかは、先探題を奪いて、

みづから了俊にもいひたることとく、九國中國をも管

領して、根元の力をつよくせんとはかりたるにて、

斯波はまた一族の一色か、初より九州の探題なりし

か、父子なから功なくして逃上りしうへに、重て

川義行を下されしも、何仕出したることもなく、武

光に追ひたてられて上りしほとに、共跡にか下

りて、つひに九國謐したる故、斯波一門の恥辱を、

了俊かためにに引出されたる心地して、 てありしを、大将として、吉野を犯されたることと

ありし時、聖信も其供して、向ひし事ありしか、そ

れを吉野陳とはいひたるなるへし、聖信か吉野の隙

より上洛せしをりふしに、惟村か聖信に就て、都に

も請ふよしを、了俊より聖信へ申こしたることあり

し故、聖信蹄京のみきり、すなはちに其事を、管領義

に申入たりしかは、無､程義の執なしにて、安堵

の下を出されしなり、其下文は、阿蘇文書に、阿蘇

と方 社領等務職、同兩御代御下文地等事、 早大宮司惟

便を運らして、了俊をあしさまにのみ取なし、外には 村、領堂不可
」有相違」之狀如」件、至徳二年八月五

鎮西の功労賞せられたるさまに、聞えさせんとて、 日、阿蘇三社大宮司殿、

肥後國南郡事、且云

にはかに駿河の守護職になさるへしとも、義將か執

し申たるにこそあるへからめとおもふ也、件の聖信

入道の狀に、先年我々吉野より罷上候時、蒙」仰候、

御安堵の事云々とある、おもふに惟村か、安堵所望

の事は、今度始て聖信に就て、申請たる事にはあら

て、はやくより丁俊には、度々頼入る事なりし中

にも、先年吉野の陳より罷上候時とは、共頃の物に

は、何とも見えたることはなけれとも、永和の頃、今

川泰範、了俊と共に、九州には下らすして、都に留

に正文は、路無心

元存候間、先案文に加

判形」進申候、乍」恐以

自筆介」申候、不可有

御不審候、とあり、しか

るに、聖信か狀には、管領

施行、松田丹後守奉行申

來候、あれは、此文のみ

に五三十二

一

征西大將軍宮譜巻了俊上洛の後、駿河國の守護職賜りたる故、此頃初 、すなはちなにのこともなく、入部せさせ給ひし

入部せんと打立たる事をいふ也、されは了俊の大 は、いと心ぇかたきことなれとも、難太平記の、了

内にむかひて、但我下向の事、急々下向すべしと仰 俊か追加のに、世の人の申すなるは、了俊九州に

を蒙る、既に近日なりとあるも、則駿河へ下向の事 離る事は、人三人の巧に落る也、大内入道探題の

にて、其事は大内もしりたることゆる、駿河を賜は 大望故也、又は澁川を探題とすべき爲に、勘解由小

りしことはいはて、たい下向とはかりいひたる也、 路方便也、大敵難儀は、子俊骨ををり、静謐の時に

日本史貞世か傳に、難太平記此段をよく解しえさり て、無」功縁者に申し與ふなと、利口ありと云々、

しにや、了俊下向とあるを、遠江に下向すること にも備中にての事をおもふに、澁川事は、我辱しか

したるは誤りにて、さるは前の段に、九州に身一人、 るへき事かし、口をとつへしとありて、澁川は了俊か

海賊船を以て、造はさるへきにて有りし事なり、若 跡に、九州の探題になされし、兵衛滿頼か事にイ

流捨られ申すへき御方便かと、心の思ひありしに合 勘解由小路は、共頃の管領なりし斯波左衛門佐義將

て、鎮西の輩、御策あるへき御故質なと申し入て、 なり、斯波の館は、父高麗の時より、勘解由小路

御計らひありし御教書下文なとも、皆々召返されて、 なりしこと、太平記にも見え、後の仁の亂までも、

唯俊を差下さるくなり、忠節致すべしと計の御 同所なりしこと、仁記にも見えたり、今かく世上

書、愈上意不審に存して、國に下りて、我身は隠居 の説を取ていひたるは、こは風説を擧て、世に

して、子供か事は、上意にて、追て相計ふへしと 公是といふことありて、よきもあしきも、掩びかく

あるは、大内の謀反以後、駿河より上りし時のこと されぬことを、子供にもいましめたるなり、されは

なるを、此段の下向とあると、同時のことと心ぇあ おもふに、了俊を九州より召上されしに、大友か了

やまりたる也、さて了俊の、鎮西を討つめてあり 俊か事を、あしさまに申なしたるも、すべて内々、

しを、召上し給ひて、にはかに駿河の守護職を賜り 大内と管領とかいひ合せて、はからひたる事にて、

候、一公方へ被」進候御状、奉行所へ付遣候、仍可申

披露候由被申候、御安堵之事も、是不可有子

細候、殊更貴方様之御事、今までは一切無等閑之

段、連々公方にも申上候、又惣奉行中にも、於九州

者、無二之御忠之由、披露申候了、此時分如此事御申候之間、愚身此間申候事々、相應候間落入候、其子細悉彼兩人申候、定可」被申候歟、一此便宜御安堵等之事、可申沙汰之處、探題駿河國拝領して、昨日は下向候、我々も□仕候之由、自御所蒙仰候之間、一兩日之間、可罷在候、所詮九州之事者、年内無餘日明春二月に成候て、可有三御沙汰候にて候、仍探題も其時分、急て被蒙」仰候之間、長く面々御在京~御痛敷候、上京都之不審共を申候はんために下し候、一先年我々吉野陳より罷上り候時、蒙」柳候了、御安堵之事、申沙汰候て、至徳二年八月五日、御安堵#管領御施行、松田丹後守爲奉行被成候き、其後は御無音、又我々下向候節も御座候、無心元候、進候はんする人からも、如何と存候て、于」今不進候、仍此便宜御心安く候間下進候、随分御芳志不忘申存候間、於向後も不存等閑候、一今度被

花押、件の齋藤入道聖

信は、了俊鎮西へ下向せし時、探題の雜掌して下り

たる被管なり、此入道は、了俊か上洛より以前に歸

京して、了俊京の代官なとして有りと見えたり、

此狀に、探題駿河國拜領候て、明日下向候とあるは、

返報、色幡上阿蘇三社大宮司殿沙彌

信裏に齋藤みの入道聖

仕候に、愚に樣々恐悅候、自由之至候へ共、當社

三社、殊氏神白山も御照覽候へ、自元無等閑候上、

委細蒙」仰候之間、殊更向後も不可」有疎畧」候、不

被 御意濛仰候はい、殊以畏入候、一今度御注

、御安堵以下事は、大禪門より被執申候、便宜

之時者、此趣可」有御悅候、諸事期後信」候、恐々

謹言、十一月十五日、謹上、阿蘇三阯大宮司殿、御

成候御安堵に、阿蘇三社大宮司殿へと可被成候し

我々既駿州へ下向仕候、縱暫

由承候、其段可申候、

雖在國仕候、愚息彌四郎男者、公方奉公之者に候之

間、留置候、彼兩人懸御目候間、諸事可」被仰付」

候、堅中置候、尚々此御安堵目出候、御施行に、如

此被」減候之間、無是非、此段可」被御心得」候、伺

々條々申度事共候へ共、今明日御立候間、計會候て、

省畧候、今度重可申入候、一御判形之事存知

征西大將軍宮譜卷十二

馬頭は、八郎入道か子にてもありしなるへし、吉弘

は大友宗徒の一族なりしか、大友を叛きて合戰した

るは、入道怨むる事ありて、 大友をそむきて、宮方

にまゐりたるにや、そはたしかなることは、しられ

ねとも、親世か右馬頭を誅せしは、其の末の事にて

東風日大友氏繼か吉弘を討ちし

ありしなるへし、 に足利黨なるかためにて私怨を以

は東風目

故

候、御合力之事、被」廻計策候は悦入候、

恐々謹言、二月九日、源氏繼花押、謹上、阿蘇大宮

司殿、」とありて、是れも見えされは、いつ頃の

物とは定めかたけれとも、此の八郎入道と、 右馬頭

は、同人にてはなかりしにや、もししからすは、右

友の熟領となる

子とあり

を嗣かず弟親世 惟村につかはしし狀に、常國事、林阿彌

れしは應永二年の事とあれば大友今川二人の上洛は二年の事にて

大友が義滿の期氣を許されて豊後に帰りしは三年の十一月にて南

方傅の記は一ヶ年つ後れたらんと思ふなり

件の大友か御不審の事は、上に見えたる、今度公方

御咎によりて参洛の事は、只吉弘右馬頭を誅せし故

なりと見えたれとも、大友か吉弘を誅せしは、何故

とも、いつ頃の事とも、 定かならねとも、 親世か從

の兄なり利根孫太

兄弟の修理大夫氏か 式部大輔

-く宮方

施行之時、委細申了、吉弘八郎入道寄來候之間、始

合戰五二九

と見えり、さて大友歸國せしは、三年の冬の初めな

りつらんとおもふことあり、阿曽文書に、九月十日

御札、以此御弁讃岐殿到來、條々委細拜見仕候了

抑九州之事、時尅到來、無是非次第候、如」仰先年

在國之時、御面拜蒙」仰申候條々、大畧運合申候、雖

然重賢可有三御成敗之由、被仰定」候之由、目出存

東風日二年なるへし

根を以て吉弘右馬頭を誅せし、 誰にはなすへからさら

將軍共の事に就いて、 大友御咎めありて、召上され

しは、大友か私の遺恨なとにて成敗せしなとい、

食入られしことありしなるへし、さてまた其ことは、

了俊かいまた九國にわたりしをりのことなれは

德の末か、永の初のことにてもありしなるへし、

其の後了俊が上洛せんとせし頃、大友も京都より

召されほとに、大友恐れて、上洛の事わりすへ

きやなと、了俊が指南うけたりし故、上洛しかるへき

よし答へて、了俊は大友に先たちて上洛したりし

也、しかるに我等参洛の時、直に御所御尋有て、何

事に大友はそれの事をは、敵人に存して訴申候やと

あれは、了俊いまたつくしに在ける中より、大友か

了俊か事を、 さま あしさまに訴申たる事ありし

きたる故にあらすされば此の手祭刊が私しかるを、

して大内和泉に馳上りて現形の時は、最前に御所の

我々に仰ありしは、大内か事、今御分に落合へき間、

恥入りとこそ仰ありしか、誰も承り及し事也、下略

東風日此の長文此に至りて下界とあり蛇足ながら下を補ふ〇能々おふに、たかたはらいたきを、昔心にて身をうしなふ間、時にした

年十月の事

市風日是什

上を射申す事、愚身においては有るへからす、然間

御分すべて、我々故に一家を失び給ふ事有かたし、

只相構々々々、彌公方を仰き奉らは、なとかも

所領も召るへきと存なり、就、中大友か事は、今度

仰を蒙る事等候間、私の和睦無益なり、大友か事、

御扶持あるへくは、 向後身をよくみて、天下の

爲私曲なかれと、仰せらるへしと申き、無念にて、

九州にて、今度の事をも内外ともに、大内かてた

てを以て、我々九州を離れき、是も申さは公方の仰

の條々、皆相違の故に、一向鎮西の輩は、我等が作

事、私曲と心得る故に、拾られしかとも、参洛して

御尋に就て、明らかに申さは、中々九州の事、安堵

すべき事と存せしを、終に御に預らすして、永

九州の人々には、我等の私曲と思ひ掠められる

にや、但しまことによるへき事なれは、今は早御成

敗の違目とは、誰も々々思ひしりたるなるべし、ま

肥後文獻叢書第六卷

はの事尼熊永九歳三東風日、眞字南方犯傳、應永三年丙子春、大友修理太夫、依宿意

誅吉弘有馬頭、義滿公召大友則上洛、蒙期氣籠居、四年十一月

の俺に、是月、大友修理太夫、蒙免許下向、按本書に大友今川か上

洛せしを癒永三年とせしは此の南方傅のに擦りたるものか然

るに九州史料には北肥戰誌に大友親世か上洛を應永元年七月二十

五日とあるに從ひ元年の事となしたりされと北肥戰誌の記事は親

世が菊池を挫き大功を奏したりとて滿公に謁せん爲めに上洛し

公方の御前不斜厚賞を賜はり翌年正月歸豊など事實大に差り!

信ずべから 大友と今川とは相前後して上洛せしやうなるか應

永元年八月十六日附斯波義より、島津上總介、同又三郎事、可

被加對治也、仍事書一通遣之、早可被致沙汰之狀、依仰執達如件、

と貞世に宛たる及同人より大隅薩摩國中とて烏津治のに

今川貞世の手にせよといふ下知あり常時目薩動して追討

の軍を殺せんとする折特に之を今川貞世に命令せしものなれば貞

世が元年に上洛などあるなしまた貞世か九州探題の職を纏めら

てありしをりの事なり、

と見えて、大内入道か、大友か歸

日、千時七十八歳、徳翁、

國の時、密に丁俊か許に来りたりしは、應永三年に、

了俊か九國より上洛せし時、大内も上り合せて居た

しか、共頃大友親世も、御不審の事ありて召上せ

られしか、事陳し明したるにや、御暇賜はりしか

は、下國せんとて、兵庫まて下りて、いまた逗留し

えころくば弟ひ

おとらん、らし子、兄に不義

に翁や

五二八

のれさかしと思ふ

かにので

具足

さ世同道て

也し上め在

可

か、

るま

、

尚忠義

つ人て

頭に道

かひ

・公の家人を

を不不

我等か異見を、指南たるへしと申しゝかは俊彦洛

ふへし、強者は上意に背くといへとも、さしおかれ

申すへき、皆人の知る所也、貴方も御忠といひ御

身といひ、御心やすくおほしめすとも、御自力よわ

き事あらは、則御面目な事も出来へきか、義弘事

も國々所領等、身に除りて拝領候の間、此上は國所

顔をうしなはぬやうに、量簡すべし、所詮貴方も、

大友義弘同心中候はい、縦ひ上意あしくとも、煩

あるへからす、増て御尤もあるへからす、今在京仕

見及ぶ如きは、諸大名御一族達の事、更に心にくい

存せさる也、貴方御供仕て、九州中國ひとつにまつ

はり候は、身々の永代のため安堵なり、さすかに

大友か事は、九州においては大名なり、御重恩の下

にて、我々一味候はい、御心やすく仕るへく候、し

かる間唯今、義弘起證文をかき進して、永く子々孫々

に一味申すべき也、無爲に大友の事、とり

の時分にて路より申つかはして、上洛あるへき事、

しかるべしと計申しさ、 我等参洛の時、直に御所

御尋有て、何事に大友は、それの事をは敵人に存し

て、訴申す事共候やと、御ありき、更に心得かたき

のよし申候き、仍て大友参洛にも、終に音信に不及、

然れとも今迄は一言も、彼か事悪様に上聞に達した

たる事なし、おのれ先非を悔て、對面すべきの

申さは、我等いなみ存すへからす、但今我々下向の

事、急に下向すべしと仰を蒙り、すてに近日なり、

其に就き大友か事、條々仰を蒙る事等あり、それに

今身として、對面の事を申さは、上意恐あるへし、

所詮此事、御分に入る間、對面仕るへきやいなや、

内々上意を得へきやと申所に、大内かいはく、思ひも

寄らぬこと也、大友引汲あるへからすと、起證文を、

兩度仰に依て、自筆を以て書進候き、只了俊か發起 といへり、了俊重て云、元来御邊の御事、仲高入道

として、内々御苑しかるべしといへり、は忽に了 緑者の事、世の知る所也、私の見織見つかる事は

俊、上意に背くへきなりと申し時、近く居寄て、大 重てかくのことく定むるまてもなき事なり、父上

内かいはく、今御所の御沙汰の様、見及び申ことく 意として、御分も御不審蒙られ、我々も疑れ申すへ

は、弱者は罪少けれとも、御不審を蒙り、面目を失き事あらんには、私の一味契約、又重

、ひらに

て、

へり、了俊いはく、本より彼か、身として不快を

麟として、箔をさし置きつるなり、抑宮の御事、此年

して、御

へき手よりもなけれは、今は此を、此篇の一和睦あらは、向後いよく忠節をいたすべきとい

されば此宮の是より後の御事をは、外にはまた考ふ

又日此の御墓所は既に内務省より指定ありて五條家を守護し歳

大祭典を施行せら

にて軍に黒人の口碑に存するのみにあ

らざるなり

此に附記す

かにといふに、宮のかくれさせ給ひし後は、是まて

たるにて、其事はしるかるへきにや、 そはい

り上流三里の所を大淵村とす今五條男爵家此に住めり其の上の山

に矢部城址あり當年五條氏の居城なり地勢を察するに深山の中に

て南北は山岳重疊し北は星野谷に接し南は肥後の山麓へ降し四方僅かに一路を通ずるのみまた東向川に沿ひて上ること三里途中日向鱗の奇巖を過ぎて矢部村に出づ此より東行すれば豊後日郡津江へ通ずる路ありこの地より左折し一支流を遡りて東北に向ひて進む小徑あり二里にして所謂大神の御墓に達すべし昔時は木根に縋り巖角を攀て漸く往来したりしが先年北白川宮殿下第六師團長に任ぜられ給ひし時一たび御參拜ありし爲めに今の新道を開鑿せりといふ其の路ほなり以て時の態察すべきなり山の中腹稍らかなる所御慕あり石を築きて土を受けたり此地を御靈といふ即ち御所の址といふこの四方附近の地に王の上、王の下、上岡、中岡、久保園、等の字あり馬場野、御草野、公卿坂、見參平、といふ所もあり御所の用水を酌みし所を王の谷といひてお墓の下の方に今ほ清水の涌出する所あり共側に平面の大石ありて之を帝石といふ常時の御座石なりといへり下御側名(オッバミヤゥ)には城門の礎石も存せり一たび此の地に至り山谷を俯仰すれば感慨胸に塞るものあり今本書をするに及び追回の情に堪ずか上洛しに宮方してありつるものまても、今はたよるかたも

なくなりて、皆將軍方に降参なとして、九國一旦

は靜論したる故、丁俊か上洛も、たやすからしなる

へくおもへはなり、されとも「俊か丸を明けて上

洛せしことは、了俊かみつからおもひおこしたるに

はあらて、質は將軍家めされしなり、 黒子細は太

平記に、大内義弘道先年大友歸國の時、密に水り

ていはく、大友か事、始終御扶持を以て、跡を

安堵し、数多の新恩をも賜ひし事あり、雅承及び

しに、今度此者上意に依て、難儀参洛の時、一度貴

方に禮をも申し入れして、今下向の事、先還

籠不義の仁なり、然といへとも、今度の事は、先達

ての御芳恩を重んせられて、御對面あつて下さるへ

し、いまた兵庫の隙に逗留のほとに、御供の冬か、来年の春にかけて、一定世をさらせ給ぬらん

とおもふよしは、明る三年に、了俊か九州をあけ存せず、己か今度公方御によつて寒洛の事は、只

吉弘右馬頭を誅せし故なり、上洛の事をも征西大將軍宮譜巻十二

さて奉書の後は、宮の御事にかゝ入りたる事、五條文

昔はさらにて、さはかり事に富める阿蘇の文書、 其

外諸家の文書ともにも、其けしきたに見えたること

なきをおもへは、宮も今年の暮か、明るとしの春な

もし此のをも他の二通と共に奉書なりといはぐ

結文の所依仰執達如件などあるべきものをや然るに原書を見な

惑も判然すべきを寫にて今云々いひあらかひても詮なし

先年五條家に就きて古文書を見せしとき除り多くして一々記憶

に存せず最 ちをしき事なりかし

もかし給ひしものならんされば此の左馬頭宛の

必ず宮の

ある二通は如何なる狀か頼治

なれば五條家に保存せ ものにあらず共の文を見れば知

たけれどもこの武信武器は頼治程の功もなく宮の御覺の稍

たるものにて誰ぞに仰せられて認めしめ給ひしものなれば奉

東風日此の道徹退散の書状主誰なるか宮の御筆にはあるまじとあ

れども此の文面は宮の御筆なるべく思はるのみならず現に書

に御と明記しあ

軍宮の御筆なるべし追書に此奉書等と

武經武信二人へ傳達した。

に逃れたる人なり或は此老後歸来武器とも宮方となりて

五條家に力を合せたるにはあら 此は極めて杜撰の説な

偶名の同しかれはかくいひ試みしなりほよく考ふべし

五條文書此頃の物わつかにのこりたる中此狀共に

通、狀主の名字闕けて、 花押なとも見えされは、

かしのならんとも知られす、此の裏に、御書とあ

れとも、父のさま宮の親とは見えず、上本文に

此奉書とあれは、宮の御書ならぬ事しるかり、

自なるべしたび大に遊び宮の御墓をしたるに深山險岨の地人馬至り難き

所なり八女郡島より東向し矢部川に沿ひて上れば山脈漸く窄く

を成し黒木谷に至るこの所川の北岸に黒木氏の猫尾城址あり少

し上り川の南岸を木屋といふ黑木一窯木屋氏のめりし所黒木よ

東風口久留米小史征西將軍良成親王御墓及び御所址は矢部村の

御側名にあり所謂御在所矢部大神と云へる是なり云々予先に一

んとも定めかたし、もしまことにさる所あらんには、

是無宮の墓なるへくおもふなり、所の人にあひて、

くはしく聞まほしき事になん、

と、件の大楠の御所にて病つかせ給ひ、無程かくれ

させ給ひしにはあらぬにや、さることも諸家文書

物ちほく傳はらねは、考にたよりなし、すべて南方

の御事は、御位にこそ即かせ給はね、太上天皇にて

おはしませし、長慶院の御うへすら、いまた世にま

しましし時に、共御方さま人さへ、御在所をは

遠き人はしらぬほとの御事なりしかは、崩御の年月

なとをは、誰知りて世にも博ふへき、されはまして

宮たちの御なりはての、さかなるへきことわりと

ても、なかるべきをや、今も矢部山の中に、征西將

軍の御墓とて、聖人のいひ傳へたる所あるよし、人

のいふを聞しかとも、黒いひたる人は、所の名を

もしらぬほとなれは、まことそらこと、いつれなら

らぬやらなるが武の字を冠したる人ありやなしや系を見ざれば

詳らかならずさて武の字は菊池家の通名なれば菊池家の人には

なきにやと同系詞を見るに武光の弟一武降の子孫次郎武信と

いふものあり年代によく合へるなり又武光の父 の弟八郎武

といふあり初隆盛の死後共子と互に嗣を ひ志成らず他

見えす、附考ふへし、

東風黒木家には助能の二子川崎定景黒木定善などいひ九州

軍記に永禄の黒木實久天正の北黒木家長などありて通字も定ま

まるらせんとて、矢部に寄せたりしを、頼治防戦

、

名日

間て、

史

るれず

30

かてず瑞ばす

光親

入るか他家の八 筑後の大名の軸

微風

殿系圖中

高

後の應永去と領

十大

これ

永

年常る

時成

をか

道徹は誰かしなるか、しられす

より、肥後守になりたるやうに見ゆれとも、

第は柚

矢

を十所

中在

軍宮の偏諱を上に冠して良邦と名乘りたるべくかく後年まで昔時

を忘れず菊池と交流の深かりしことをも察知せらるゝなり

元中十二年乙亥、

阿蘇文書に、阿蘇大宮司惟政代中、 肥後國金野〓

置村等事、於三家分者、沙汰付下地於惟政代、

北朝應永二年

可被執請取、若有子細、可」被注中之依 五條文書道退散、 大慶此事候當山之名譽、

如、明德五年六月十九日、陸奧守判、菊池 超過候、就中計策云粉骨旁以痛敷存候ッ

肥後守殿、武朝か官途、初より右京大夫とはかり見 功定可」有所期候哉、蔵之至難盡端候、

えて、肥後守とかきたるは、一見えす、去年の義 期 □時:候也、十月日、五條左馬頭殿、此奉書

將か奉書より、初て肥後守とかきたれは、北なと 等、武信武經方へ、早々可被付遣之候、

右京大夫十年、将軍家の下文には、また右京權大夫

とかくれたれは、右京大夫は正官にて、肥後守は無

官なりし故、かく正喩のうち、一をとりて書きたる

にて、義將か陸奥守も、官にて、右衛門督、正官

にてありしを、狀主も當所も、 たかひに乗官計を書

きたるなるへし、されともさる例外にはをさ!

の人部大柚、

将軍方しに寺世しを一勝て墨て、追退けしなり、武信、武部は、黒木か一族の名

字にては無きにや、黒木系岡をえて考てん征西大將軍宮譜巻十一

頭

て元久語に、貞簾不可得在陣莊内

貞か陣は莊内なるべく然らば島津

の勢に包回せられたる形となれば在陣に堪へず山を越べて宮崎

近走せしなるべし此は七日 の事なるが此事京洛に聞え京都

将軍より島津追討の令をしたり○彌文書、島津上總介、同又

三郎對治事、所被仰今川伊與入道也、早屬彼手、可抽忠賞之狀、

依仰就達如件、應永元年八月十二日、左衛門佐在、大隅薩摩国

荊中、〇島津上總介、同又三郎事、可被加對治也、仍事害一通

之、早可被致沙汰之狀、依仰執達如件、應永元年八月十六

衛門佐在、今河伊與入道殿、IC京都御事書條々、應永元

十六日、島津上總介、同又三郎等對治事、不目可被致沙汰た、

大隅薩摩兩事、名出地頭御家人等、可致忠之由、可被相觸也、

若於令背之輩、六名字安行分、可被注中、 被張等、今度地

以後忠節事、就注進、可有用捨矣、以上、御輝、按一唯元中九

年の冬南北兩朝和談調はせ給ひては菊池阿蘇等は姑く兵を収めて

形勢を觀望し肥後の地小康に及ひければ貞世は肥前に退陣し居た

るに昨年より本年に亘りて島津の舉兵あり其の作りかたきもの

ありて再び足利の耳目を聳動せしめしなり抑も島津は向背反復

常操なきもの此の擊兵はより南朝回復のめの義心に出でたる

り是は即ちこの時に賴治が長男の元服に

願ひ奉り

に御名の一字を賜ひし御書なるべし本書左少将のは此の御書

おもはるな

に添って治へへられたるな

良量は五條家譜に只頼治の長子にて法號忠嶽宗量とのみ見えて生

卒年月位階等見えず、書系岡に左馬頭とありこの元中十

四十八年の後良量が子に奥へたる譲状あり、一跡之事、讓與良

所實也、以此旨存孝、不可致不孝、仍狀如件、永享十三年辛

月三日、良量例、と見えたりさて真興の子良良井の子良良

親子良祐とて代々良の字を名に冠したるは将軍宮の偏諱を用

ることとを許されたるかまたは宮の薨去後記念のに私に使用せ

ものなるか又良邦は家譜に菊池邦の偏識を得たりとあれば将

五二!!!

まぁ

東風口五條文書に清原良量元中十一年十二月十九日花押といふあ

此時良量は、一定宮の御所にて、元服せさせ給ひ、

良量は頼治か子息なり、幼字をいかゝいひけん、

向山東退去也、とあ

なり、

介旨如此者、依」仰執達如」件、元中十一年十二

は梶山城は莊内の北方

九日、左少將奉例、謹上、五條左馬頭殿

る長十里と地名辭書に見ゆ莊内川は北流して東諸縣郡に出

を過ぎ横市川、梶山川、安永川等を併せ三俣細潮を過ぎ川

北に接し莊内川の東郷也ス内川は末吉村の山中にし都城の西 定仰」名字之事、良量所」被知行」也、日者爲存知?

三里の所に花木あり又都城の西北に莊内あり高城は山之口の西

〇五條文書、筑前國下津郡阿蘇一族等跡事、依被

にあらず只るに難戰數月をして七月六日相良が野々三谷の城を攻陥せし時

今川貞策亦師を認めて踊りしなり島津國史に、恕翁公遣兵、夜裝

野々美谷城找之、斬相良氏麾下勇士千町牟田氏等數人、復使樺山

晋久居野々美谷城、今川貞混師而去、とあり又山田聖榮自記

にも、くたり大特今河之播州は、山東へ引退る、と見ゆさて高城、

花木、梶山、都城、莊内、等皆目向國北縣郡の内にて都城の東

我威を奮ひ私を張らんと欲するのみにて特に貞世を

恨み其の九州に在るを限上の粉と思居たるなり貞世に上洛すべき

上意ありと聞きて常家の運を開くべき瑞相など喜せるを見て

察すべしまた真世が上洛とは大友親世が訴によりて明應永二年

将軍義滿より京へ召されしことありそれをいへるなり

元服して、名字を宮より定下されたる介旨御一字を賜ひたりしなるへし、

據れば本年正月十九日より攻戰

士等城を堅守して防戦し七月に至りて夜せられ に落城

又文書に、野々三谷城、去六日打落了、鶴御不審申候

其者、敵方今時分、いつ方にてもへ、可之山、其聞得候、

樣之時者、早々可申候、時を不移被打寄候者、悦入候、恐々輝

七月八日、元久御、右馬助殿、とあれば野々三谷落城の

たれ

肝付筱貞三男北原石兵衛佐 平日下部貞房

の領地

東風補、球痲外史、明德四年癸門、薩満日大亂、於是公與弟兵庫

允頼書、四郎戦成郎前成、兵赴日向、宇都城、忠元年

春正月 日、敬兵大至、我兵殊死拒職、不克、公売房戰、

弟三人寺戰死、城歸葬、法阿彌陀佛 薩藩舊記、元久治、

相良某誇武威、當犯緯國之時,北原屬于球褌、故相良之弟萜賴、

在德滿城、丁此之時、治潁與北原、忽口論、刺造而各死、山

是和良與北原、相爲冰炭、北原之息男、改前非両援於元久、渠之

改非、不忍聞其急難、而使多勢向其地、相良之兵、悉以攻

眞幸一院爲北原之頭上、云々、西野史地理粟考に

北朝應永元年月日

元中十一年甲戌

肥後文獻叢書第六巻

西諸縣郡眞幸院を領し飯野に在城せしが後五代北原周防範策に至

り伊東相良に與して眞幸の外吉松、栗野、横川を併せ兵勢大に奮

か或時相良祐頼を加久藤徳滿城に招きて宴す事を論じて合はず

へいに怒り相刺して倶に死す是に於て二氏絶えたり純子北原

久島津元久に降り眞幸院を領し出されば相良前が弟を鑑

て日向に至りしは彼の祐頼の死を聞きて復讐の爲めに出

のにて相良勢は東諸縣郡野々美谷城に入りたりかくて元久は北

原久策のに依りて大兵を出し野々美谷を攻め大 前頼及"

"弟を殺したり〇元久語、同年七月、 密謀陥野々三谷城、相

之勇士數輩斬獲、元久自岩川到其地、使樺山美濃守音久爲城主、広

々、○山田聖榮自記、其陳之内より夜品に

摩之手に←訂牟田討たる其儘樺山殿當代迄居

書に谷之城貴落し求

目あり、この..

事候、急々愛車談候之由、被仰遣之處、可開當家

其紋者、今川像州一類、可有上洛上意之由開得

本郷元久語、三月七日、相挑之際、不意和田土佐守之軍

味方及難儀、北郷二郎久秀、伊知地又七郎、共戰死奏、北

兄弟、和田土佐守之孫子也、兩月之際、各見戰死、則不堪哀傷、

引入高城、高士 守梶山城、引退花木、按以上三書を参

するに島津伊久 に先年款を今川貞世に通じ足利に興常せし

もの如くなりしも信實彼と和同せしにあらず澁谷重賴深く貞世

に頼まれて島津氏に抗した二年には今川兵部大輔日向に来

り元中四年には今川宮内大輔和元亦来り今妨今川播磨守貞棄亦下

向す永記に澁谷一族此多年向當方政不忠云々大將申下事度々也

とあるは是なるべし島津二人を憤懣して澁谷討たんと欲し

軍は宮方の相良勢を野々三谷城に攻めしめ一は和田高木北郷諸氏

に合して兵を起し足利に當り一に彼を滅さんと計りしたり然

運瑞相出

に可

もこれにて知らるゝなりさて相良前の弟頼書初名氏といふ

氏を丸目と稱し家臣となり頼成は初名豊丸野とし亦家臣とな

れり前成に家臣青井前の養子となり初名頼範と稱す彼の北原純

と摺刺して死せし活躍はふ見たる系に其の名なく未詳なり

島津史、恕翁公、元久)使高城領主和田氏、花木領主高木氏、

守日向堀由城、應永元年甲戌春二月、今川播磨守貞兼攻之、都城

領主北郷誼久、遣其子藤次郎久秀、又次郎忠通等、救梶山城、恕

翁公引兵如華内、竜棍山村、以馮之援、十七日、北郷忠道戰死、

哈薩藩莒記引癒永記去程に陸奥守元久、山北殿に御重縁定之

間、一家一揆、國之人々勇み句る、馬上歩立将、犬迫物、搆芝居

之棧敷、樂得時、斯ける處に、上總介伊久、以本田忠親、元久

に御談合は、澁谷一族、此多年向當方、致不忠事、ケ

所々、十七ヶ渡也、大将申下事度々也、先高城入來之間、可然在

所於排取大陣者、彼一族定可抛寄、其時押巻、可決安否被仰、元

久御

川、受仰子細、先以目出度、畏入候、愚身山西高木

征西大將軍宮譜巻十一

日、左少将列、上包に置綱とあり、謹上五條左馬頭殿、○肥前國

神崎上八郷事、任故加 御汰之旨、知行 有相近之由、依仰

執達如件、年月奉行者' 同前、按左馬 治のことなり

北肥戰誌明徳四年癸酉了俊入道其 は佐嘉小城の間に在て義父

郡綾部の白虎山へ城郭を築き同氏仲秋を居置き其北又小城

葉介胤も武家方にて威を振ひ松尾城を居住しけり執權は

守季高也、九州史料に、按、仲秋蓋貞臣認也、本年十二

東風日、五條文書、筑後國河北庄内合田一族跡事、任故御所御沙

认之旨、知行不可有相違之由、依何執達如件、元中十年

陸奥守ある故、義跡に任せられしなるへし、

此の趣にては、去年南北御和談の後は、武惟

政も、力なく將軍方に参りて、京都の御成敗をうけたりしと見えたり、こは打見には、二人なから顧には似す、不忠不義のふるまひなりと、思ぶ人もあるへけれとも、誠は南北御和談の上は、今さら誰かために、詮なき合戰して、身をも家をも亡すへき、是まて宮方してありし人は、世の中かくなり行きては、また二人のことく心えてあらんこそ、時宜によく叶ひたりともいふへけれ、さりとて宮の、狛かくておはしますを、御敵となりて、攻めまるらすべきことわりもなき事なれは、只いろひたてまつらて、なり行かせ給ふやうを、見たてまつりてあらんより外、またよきに措とてもあるましくおもふなり、

五條文書に云、宗金例事、 なかひき飯事、 思給候、新療養以下、相構々々、慇懃に可有其沙汰候、當年は欽愼候也、何様にも廻思慮勞筋骨、可址 療候、委之庸比不孝云云、何々廻方便、つはらの可被招寄候、此信は理は可令覺悟候、折節不例事候間、省略候也、一覽後可交灰

中也、四月十五日、○、哀傷之子細之山開候間、遺宗久候、

此境之不審等、大概仰含宗久候之間、令省略候也、七月六日、按

宗全とは頼元の子良氏の弟の號なり前書

病患永

せは其の翌年六月の木か七月の始かにて即ち今年の事

らんかと思ふなりまた宮の御所も此の時は八代に在りし

とおもふなり

五二

然も朝和前に北朝のを用は如何なる故か特に文字も

倒してある五條家の子の書くべき文にもあらざれども病患に

って心の蹴れたるかさて

より推考すれば良

氣に向はすとて療養等に深く心を用ゐしめ給ひ の後書は

に其の死を吊はせ給ふものにて兩書とも後征西將軍宮の御簾な

リ又前書に折節不例事候とあるは宮も御類の中にて尾火中に投

ぜよとあるは深く御不例の事を秘し給ひしなるべして書共年

組なければいつのものならんといふに此の良遠か譲に、一跡事、

同矢部大淵、孫子に而 に候事實也、子々孫々まで、妨無

知行可令、明徳三年八月十二日、宗金、とあり此の明徳は北朝

の年號にて此年の十月五日に兩朝和御受あり こも南朝

の遺臣は依然元中の

居たり然るに良遠は宮方深忠のもの

驚思給

ん

野氏文書、有仲秋證交、以難太平記考之、蓋仲秋在遠江、貞臣之

在肥前、阿蘇文書、佐賀文書並可爲澄、とあり先に天授六年今川

仲秋肥前より菊池一來攻し貞世亦来り弘和元年隈部城を攻落し漸

次南進して各所に職すること数回十三年の星霜を経て途に南北

兩朝の燐和あるに至り依りて弦に肥後を去りて肥前に移りしなら

十年二月九日、左中將花押、阿蘇大宮司殿、旧道教

去年の冬、南北御相談調はせ給ひて、天下一統の御

代となりたるうへは、征西将軍宮も、今九國を捨て

させ給ひて、御洛あるべき事なるうへに、皇統一

にしたりとはいふ物から、實は武家一流の世とな

たれは、たと宮のみ鎮西におはしまして、御

阿曾文書に、九州再興事所、被憑思召也、此時分

擧 義兵 者、豐後日向兩國守護職´;肥後國八代庄

河尻一跡、三船一跡、海東一跡、井豐田庄等事、可

被知行之由、依征西大將軍仰、執達

元中十年癸酉

北朝明德四年

東風日昨年南北兩朝御相談ありて既に神器を後小松天皇に御讓り

ば一統の世となりて北朝の名を存すべからず南朝の遺

は依然元中の號を用ゐて明德の號を用ゐざりしかど後世の史家

南北朝の年器を對するはかならぬやうなり

し也、是より先、義公の御はからひにて、南北御

和談になりしかは、此月の朔日、主上吉野より都へ

還幸ありて、五日に御愛の式にて、三種の神器を、

後小松帝に授けまゐらせ給ひて、御身は嵯峨の大党

寺に入らせ給ひしなり、此事は日本史に、諸書を引

きてくはしくいひたれは、抜きて見るへし、

しものにて共の事は元中八年なれば

年なり

興を思召したゝれたらんとて、誰かは御方に参りて、

其事助けまゐらすべき、しかるに御南例の年號を用

ひられて、かく諸方に義を御催促ありしをおすへ

は、世のさま、今よりおもひやりたるやうには

あらて、九國にても、阿蘇、菊池か外にも、ひそ

かに、宮方の御再興を願ものおほかりし故、宮に

もおほしめしすてられず、かく御再興の御金にも、

及はれしなるへし、しからされは、た、御思慮あさ

はかに、おはしましいのみにもあらず、却って君臣

の道理にもそむかせ給ひて、 よしなさ御謀反のおこ

され、世を倒したまふといふにそ、落ちさせ給ふへ

きをや、また阿蘇文書に、阿蘇大宮司惟政中、肥後

當祇本神領所々、井岬用米等事、御教書之旨、可

被沙汰付惟政代、若有子細者、可被江中之
狀如」作、明德四年十月五日、陸奧守花押、菊池肥後守
殿、とある陸奧守は、斯波義將なるへし、義將、
とし細川賴元に代りて、また管領となれり、義將か
陸奧守となりたること、何にも見えされと、比
外に陸奧守なりし人、聞えされは、去年山名氏清か
討 後、東風山名氏滿足利を抜き にしかば討たれ

征西大將軍宮譜卷十一

とには、時世を同しくして、ことに親しく交らひた
る間なりし故、今度山中合戰の次第を聞かせて、落
はせんとて、賴治か合戰の事をいふついてに、世上
の事まで、何くれと知らせやりたるなるへし、され
は此人、遁世の後は、すべて世の中の事をは、人に
も問はす、人よりもしらすることなくしてありしに、
賴治かかくおとつれたるより、さすかに宮方の事
は思ひすてかたく、心にかしてありし故、今さら
世を思ふ事のやるせなくなりて、合戰以後の事を心

え、矢部ていましめて、かくいびやり、見し世の

人もいとなつかしくなりたるまい、仙洞、 李部王

の御うへをも問ひたつね、吉野のさまをたつねやり

たるにこそあらめとは思ふなり、此状全篇を見たら

んには、今のおもふ所とは、相違なることもあるへ

けれとも、此殘簡の分にては、かくとも解せんより

外はなかるべし、また八代の事をいひたるは、此春

の八代合戦の事なるへくは見えたれとも、書さない

とたとくしくおほつかなくて、いかなる意とも解

しかし、こはあたら文書なるを、よくも解えさる

もえさる

は、口をしきわさなれとも、あまはされはいかせ

目損すと雖も書體紙質全く前の注進之趣帖に同じけ

なるべし何人に賜はりしにや今考ふべからず

難九

五.

北朝明徳三年

阿蘇文書に、惟政忠節、異に他、感悦之次第、

先日染管訖、此時分偏憑思給候上者、彌可」抽無二

于筆端

之忠節、殊以可」被抽賞候、黒子細

候間、申此者也、後十月1日、近比は南朝の御

聖運、やうに裏へゆかせ給ひて、國のも、

大かたは將軍方になりかへりて、たく是までも、無

二の宮方-

二の宮方して、頼まれ彦らせたるは、武州、惟政

はかりなりし故、 かる丁寧なる御沙汰にも及はれ

元中九年子申

とあれは此人かとも思ふものあらめとも師は南公卿補任には

元中七年大納言正二位藤師兼春宮大夫二月日堂とあれば此の人に

てはなかるべ

命に芳札之趣合技閲候説云々の状尾に附記して

礼も若 は新來の卵相なとに贈り給ひしにやあらん云々とおの

れ實物を見ざれども書紙質全く同じとありまた仙洞本部及び

吉野の模様を尋ねたまふ慮如何にも近來彼の地より下向せられし

人に贈られし面のやうにて此狀五條家に存すれども厳密に可

被沙汰之山申還矢部候などと照治の事を〃稱にかき給ひし所を

思へは固より賴治へ狀にてはなかるべく或は家譜考の賞に

近かるべく思はるなりさて新来の卵とあるは誰なるか櫻雲

記南朝記傳等に元中四年 宮大夫師兼勅使として九州に下向す

東風

東

ん

とは見えさるをや、依ておるふに、此のぬしは、

初より宮の御介惜して下りたる人の、宮の御事あり

し後、世の中を思ひきりて、吉野へも躊參らす、ま

宮の御許をもしたてまつりて、肥後國の中なと

に、いつくにか隠遁しありしか治か父の賴元な

はやくよりよく知りたるのみならず、 た今も宮の

さらにしらさるにてもなきやうなり、しかるにまた

賴治か事はおろそかにて、定善か事迄もよくしりた

るうへに、野心現形の輩を、厳密に申沙汰せよと、

といひ、文体といひ、いかにも後の人の偽造せし物

治か、宮の供奉して、鎮西に下向したることをは、

境之輩、勇敢至、是叉神妙候、野心現形と族者、御許ありて、上意をうけ給はりて、諸方の沙汰を執

嚴密可」被沙汰と由、申遣矢部候、又勢州之設、一行ふ人のことし、また此状は、頼治への返事と見え

聊散不審」候了、仙洞井本部大王之御在所等、味度たるに、矢部に中遣たるといひたるは、除所の人に

候、吉野郷一向、凶徒候哉、的使之時、とまて いひやりたる趣に見えたるも、心得かたし、勢州之

あり、此下切れて見えす、さて目に、又八代之沙 説は、いかなる事ともさたかならされとも、仙洞と

汰、定有 進退、及敵御方之沙汰、大方痛存候也、 部大正とは、長慶院と、式部卿惟成親王との御事

と見え、此狀中にも、津江山合戦の事とおぼしき なるへきを、御方々の御在所を承りたしといへる

見えたれとも、すべての意いかにも心えかたきこ は、頼治に間はるべきことにもおほへす、まして吉

とおほかり、そはまつ此状主の所在、いつくなりし

候哉、なといふは、吉野にある

野郷一向、凶徒

とも定めかたし、境淹留事、就此狀存知候とあ一人にこそ問ひらめいかて遠き田舎の山中にあ

る、実境は、矢部市中をさしていひたると見えたるる頼治には、問合すべきことかは、されは此釈は、

に、頼治かこに久しく住みたることを、地獄にて「とかくにつけて、かくおぼつかなく、心得かたき事

始て知りたる趣なれは、此狀主は、近頃宮に、親しく一のおほかれは、大かたは後の人の、作したる物な

奉公の公家の人ともおもはれす、さりとてもまた頼らんかとも、はたぅたかはしくおほゆれとも、手跡

部に中つかはしたるとあれは、矢部わたりのことは、

征西大將軍宮諸卷十一

稱四郎定善嘪〃甲一領自定善十五徳、至家永、

爲大友氏見滅、中晞案待害侍從、是高倉官女

徳大寺實定詠待之歌、其名著、世、事見源平記、恐

非 此姫、因謂嫩有侍従課冠待者無疑、一
日、侍従是高良山座主之女、而入給仕宮者也、
と見えたれとも、家傳の説は、たい待背侍従のうた
かはしきのみにはあらす、調氏の姓を賜りしとい
ひ、定善か後白河院の御子なりしといふなと、 すべ
てうけかたき事ともにて、家の説のことくならん
には、調氏はしらへ氏といふなるへけれとも、さる
となへの姓ありしこと、おほつかなきうへに、調氏
は古き姓にて、物には調漣と見えて、調をつきと訓
みて、漣かはねなり、調をつきと訓みたるよしは、
調は調の調にて、みつきの意也、つきといふは
供給のことにて、みつきは御給なり、されは黒木家
の姓は、調連なりしを、調のしの訓を失びて、しら
へと思ひ誤りたるより、貢能か高名の笛ふきにて、
院より調氏の妊賜りしなといひ出したるにて、其
は昔のことく、例廷より新に姓を賜ふなといふこ
とはなかりしかは、かた?賜姓の説は、物に心ぇ

ならぬ家を、何某天皇の後なりといひ、あるひは將

軍の子孫ならぬ家を、賞に何かし殿の遺腹の子なり

しなといひて、世を欺き、門地を高くおもはせんと

する事あほかり、さてはわか實の先を、無き物に

したるにて、いと勿識なさわさなり、されは黒木か

家も、たくひにて、 いふにもたらぬ安作の説な

ることをさとるへし、又同書の中に、是同時の

物と見えて、芳札之趣介披候迄、共境に海留事

就 此狀 存知候、山中之式、毎事察存候也、抑合度

之合戰之次第、殊に以日出候!)、凶徒以大勢」自

方,要來之處、依 堅固之防戰,悉退散、賴治武功之

専一候、外開實儀、殊介悅像候、隨而定善以下、

へびて、あらぬ人をとらへて先祖とし、皇胤

ぬ人の、後に附合したるつくりことなり、又定善を

定

院の御子といふは、ことに跡かたもなき事にて、

善か南朝比の人なりしことは、右に引ける五條文書

を見て悟るへく、また定善は、實名にはあらて、入道

したる後の法名なりしことも、しるかるへし、されと

かいる偽安の説、今世に古き家の残るに、家

の系岡家醇なといふ物の有るも、大かたは先祖の事

賜孕姫待霄小侍従、生」男、奏」之、詔 黒木氏、

治の注進申しし事は、おそくと、十月の十四五日

和と共後後大柚

大→に

まし柚を

ななまひしな

ししし

黒木はもと、定善か名字の地なれとも、黒比はて遂に八代へわたらせ給ひ

まひ肥

りり再び菊池に

真

同後へ

前

か高将

西

し、

しか将軍宮は常に

先に武

征

人後日

死風

の肥後文獻叢書第六巻

北にてもありけんとおもふに、此状は同月日

に出されたる物なれは、宮もさして、近くはおはし

まさしりつらんと思ふなり、しかれは、八代の囚徒

退散せし後、南郡の内にやおはしましけん、さた

かならず、御手之外様之交名とは、宮の御手の人に

て、宮は比つねには、矢部の大といふにおはし

ましいよしなれは、右の御手の人は、近北南部へ打

出させ給ひし御留守に、愛しおかれたる御勢なるへ

てし朝と山を退

定善

は他所に移住てありし故、敵方より黒木城を攻収て、

入替りてありしなるへし、それ故かく敵城とはこと

わり置たる也、 同上 定善御蔵者、先日武明使者

之便宜に、それへの御書にそへて申遣て候間、只今

*申候、 注進之趣、被閲候了、抑去九日、凶徒

以大勢、白方々襲来共山中之處和文、諸方悉退

散、殊以目出候、日出候、仍園徒數百人被班、十餘人

被打留候之條、武功之専一候、殊介像,候也、

隨而御手外様交名一見候了、今度忠節之次第、能々

可」被感仰候、將又野心現形之輩事、云身之罪

科爲向後輩、旁可、被厳密之沙汰候、専 いふなるへし、それらか此の合戦に、高名したるこ

公儀不論視辣、可申沙汰」之山、定善等に堅可

有候、大方贔負野心之者之族は不可」有之

候歟、猶々今度合戰之次第、別段之上策候、返々目

出候目出候、他事期後信」候也、十月廿三日、左馬

頭殿此は頼治か山中合戰之次第を、宮へ注進

申たるをり、御在所より御藏のよしをいひおこされ

たるなり、共頃宮はいつくにおはしましいにや、頼

したり共武明とは、定善か一族家人共の交名を記して、注進たるなり、黒木筑後入

道定善は、名をは何とかいひけん、定善は法名な

るへく見えたるに、樺島久留米志、人物の中、黒木

兵庫家永か下に、黒木家の説をけて、家永之先

日大藏大輔助能、名」善」笛、文治中、人京守護上

皇管絃之筵、召能奏技、律克諧、上皇賜姓

調氏、黒木氏諸族、至」今姓調氏以此也、上皇又

確執を生し宮方に歸順し

町にて八女郡の北にあり

羽郡り後圳の雨などの向は、おもてといふも同

竹野郡と合

東風日津江は日田郡の西南部にてしか、後に受領して、若狭守といびしこと、系岡に

葉は元郡名

てありしにや、

の

に五郎親、利根次郎氏頼あれとも、是か中にては

系

陣候とある凶徒は誰かしなりしか、薩摩の島津なと

*肥後筑後に境て、山深き所也、徒引退八代之 ふことなかれ、親氏は、大友系岡に見えす、親世か弟

い程の意なれは、上の常國とあるに、おもひまか

れ即ち了俊自身來攻せしなり〇宮の宇上に御在陣はその御合力の低

めにやとあれと然らす先年了俊より菊池の染土城を攻落され給ひ

は豊後國日田郡なり、いつれ

の田菊池武朝も亦隈部の本城を攻落されて宮と武朝と共に南方に之を

避け給ひしなるしきて宇土も昨年九月了俊に攻落されて南方

八代へ避け給ひし とおもはこ なり

りしへへるるあ

るにて此來攻すべき理由なしか前にけし文書の明示する所

近年稍志を魅せんとするもの如くなれと未た全く了俊と和同せ

矢部は

九然な

へるるな

と

に奏開した

案

陳せ交別忠行車

此草

はあ見月十りの

状

哉、賴治、誠恐謹言、十二月九日、堀川殿、

もにるに附へ風

し名に状と忠

は

な第啓外らの字た月

郡かを上様て軍恐る 九

御

し

赤坂之陣;欲､致 合戰 候之處、同十二日曉、凶徒引

を認な軍しい

な状思れ宮五露

退候果、山中勢如野伏、以嫋之少勢、諸方合戰、毎

度勝利、併賴聖運」候哉、於今度之節者、初賴治將

軍宮御手之外、他手不相交候、如此之子細、可」有三

御披露候東にへしはの々條

はははも賴御塗家

るすあか賞の考

賀さ必の治感拝。

交功り宮の痕證

名名しにあに

奏はせな啓旨り此

上見るせは十狀

せえ人へし十一のて名旨此三と

な貝のの甘い

る列内附へに

手戦記ににによる。

らのし御はては聞

て手あ此た候の二部了中説は然筑後國上妻郡

、津江當國守護の當國は、上の常賊とは同しからて、豊後

國をさして、常とはいひたるなり、大友か久しき

へし然

豊後國の守護人なりしかは、誰もよくしりたる事故、

そのと

國の名をいはて、只常といひたるにて、

寄來りて、伯耆興を攻たりしにもあるへし、宮の

近年、宇土に御在陣ありしも、その御合力のために

筑後の矢部肥後の菊池と山嶺を

以て相表裏せし所也津江氏は長谷部姓といへり。矢部は上妻郡

の八女 の内矢部川の上流にて山中六七方里内に大淵村あり北は

星野谷東は津江山郷南は肥後山鹿郡今鹿本皆峻大山を以て相限

西は黒木谷に至る亦険隘多し星野氏と黒木氏とは同族にして始

一矢部菊池の宮方を掩護 〇人なり〇八代を改めし凶徒を島

津抔のやうにいれと島津は先年今川とあるへからす、如法寺氏信は
、前に見えたる直貞入

道か孫、田原豊前守

男、初原田士郎と名見えたり、自筑後向自生栗向」

しことにて、むきと読むへし、生薬も筑後の地なり

とも、こいにて筑後向といふは、 上妻郡の方をいび

たるなり、黒木城の下に、敵城とことわりたるは、

大略雖徒 刻、徒多被討被疪候、頼治語方々手者向

11

條文書に今年九月凶徒引退八代之陣云々とあるを参照すべしさ 百人被疵、數十人打取候黒、凶徒黑木城近所、引

て了俊か攻 る篠尾大川杭瀬等何處なるか岡城は肥後國志に八

代郡道後鄉岡中村に岡城迹あり村上伯耆守顯興臣佐々木宮内左衛

退赤坂陣取候、同十一日夜、白山中内通敵陣之

門吉廣ィ高光在城すと見ゆ陣迹誌には岡小路村といへり岡中と岡 輩候、引大勢於山中、肝要之在所」候之處、定善一

小路とは相隣

執れ正 未た詳らかならす伯耆守と

宮方にて足利に與せし證左見えす宇土は正平十六年惟澄申歌

土壹岐入道道光とあり又國志界には菊池一族多年宇土城主

藤原隆年、隆元、林原降朝、木野武茂、木野武爲、迫間武門、千田

英朝等相て宇土城に居る云々とありきて鎮西志に本年の事とあ

るは誤にて深堀文書の二通を以て昨年のことゝなすべく又常時宇

土には武朝等後征西将軍宮を奉して籠居したりしかとも防戦術盡

きて八代へ避け残兵等出て降伏せしなるへし又了俊夏五月發向

于八代云々とあるは鎮西志の記事實にして次に本書に擧けた

同心合力、及散々合戰、御方打勝候畢、凶徒數

退八代之陣候已後、常國守護大友修理大夫親世、親

方輩

と同七郎實照なとの名見えたるか此の時の河尻は誰なるか廣實

順して剃髪し堯信とし居たりさてこの後に河尻参!

六日、了俊撃破杭瀬伯許守之舘、伯耆守八町獄城、了俊又破之、

あり前の深堀文書に據れは了俊か宇土川尻を攻めしは昨年九:

そのやうに思はるか玆に明徳二年とあるは何に擦りたるか扨川

尻とは先に河尻幸俊足利直冬に癒して 菊池武光と戰ひ

•賴治蹈 矢部津江兩山、抽忠節候、當山者、肥

就、中今年九月、凶徒引」

東臼歴史鑽西志に、明徳二年辛未、今川了後至肥後、伐宇土川尻

宇上川 降、夏五月一日、了俊登向于八代、攻篠尾大川岡等城、六月

元中八年辛未

照

北朝明徳二年

してかくは定めつ

らん前に溶けたるか五月十三日の歌と此の深堀文書とを参照

に後、筑後、豊後、三ヶ國之堺、九州無双之要害候、仍

度々大綾凶徒等、入」足地候、

大變凶徒等、入」足地候、類大友次郎親氏、守護如法寺若狭守氏信等、卒筑後、

豊後、雨國之勢、自三方々可、攻當山之由依欺聞

候致用意候處、去十月七日、大手自筑後向、打上

牧口取」陣候畢、同八日、搦手自津江、日田勢打

入津江大野候之間、差副賴治手者等於津江輩、致

合戰之間、不」日追拂候県、同九日、筑後向之敵、立三

牧口之陣、寄 泉山候之間、地下輩 陶喆 等相支、

致‰防戰,之最中、黑木四郎說像道 以下、當國御族、彙而依 上野伏候、不及合戰、引退候、同十一

は名和氏也八町獄城は八代太田郷宮地村の内妙見山に赤土山八町

等ありと國志に 其所なるし鎮西志に五月八代へ發向し六 日、自生葉向、日田以下凶徒、打入調山北河内候之

月六日までに諸城を攻落しとあれと 五條文書に九月凶徒引退と

m、賴治手定善一族以下馳向、終日致合戰、追拂候之

あれは了後も長く滞陣せすして兵を退けたるなるべし

五條文書〇頼治畏言上、抑當國筑後征西大將軍宮譜巻十一

元中七年庚午

炊き異例のなから諸方を勧進して修築せんことを訴へ

なり此の地は絶田郡の中部茶臼山 (今熊本城址第六師團司令部

等の所在地)の西に連なる高丘にて形勝の地なれは陣所として適

常の所なりさて當時在陣せし大将は一方の部にてはなかるべ

今川貞世ならんと思ふなり肥後國志に今川貞世或時常社に詣て靈

驗他に超たるを尊敬し鐘の奇瑞を聞て感嘆す今川陸奥守貞臣・

参詣して奉す其後貞世藤崎の地にて軍勢をせし事度々なり広

々とあり依りて思ふ一時元中四年貞世限牟田城にて相良勢に攻め

られ敗れて直に此に退陣せしか或は池邊城に際して是も赤破られ

此に移りしかにてとにもかくにも常陣の大将は必す貞世ならんと

思ふなりまた武光時代は一色道等を九州より京へ追返し鎮西を

一統し居たれは當社造營も武光の上奏によりて成せしか今川貞

世の下向し後武

没せし以来菊池氏の兵威頓に蹙

水島託麻原の役には武朝大勝を得たれとも其後今川勢又々進

入しに武朝隈部城より攻落し後数年肥後の盆城絶託の間に滞

陣して威をふ勢なり は武胡

さから共威常所に及

す依りて神官等彼を措きて是に就き此の修造の事を成さむと謀

しり 當時菊池今川の勢力一斑を察するに足らん

隅ふと難も事行は礼す遂に天下動に及ひて常國の更務造営を

けす正平十二年間七月暴風また假殿を破りぬ依りて同年十一月十

七日神官等造營注文を主菊池武光に進達す(注文長し故に界す)

武光之を受けて上申す 肥後藤崎八幡宮、可被造營之由事、當

祇神官中申朕「副具書」如此候、謹進上之子細、栽于狀候殿、以此

旨、可有洩御披露候哉、恐惶謙言、正平十二年十一月十七日、後

守藤原武光、進上御奉行所、この奏聞ありて造竣功すと云へり

然して安中 (安元は正平廿三)またまた炎上したりしを今茲に

供神官等此の神域地に在陣せる足利の本陣に造祭禮の墜

北朝明徳元年三六

日改元

五條文書〇筑後國北邊之輩、井田尻者共事、自根本」

々御陣、不退致忠帘之上、肥後國宇土河尻南郡之凶徒等、御退

治、御向之間、令御供、既宮御所、菊池左京大夫武朝已下之輩、

迄于退散之期、抽忠籍之上者、然早下賜御判、爲備後證之龜鏡、粗

上如件、明德元年九月日、進上、御奉行所、承了列、〇肥前國

彼杵郡高濱伊賀守時弘申軍忠之事、以下同交、證判同、按今川貞

世きに藤崎に在陣せしが今茲兵を南進して宇土河尻等を擊ち

なりかくて宮

西将軍宮にて此時菊

るなり上の攻 続け読む時は宮は宇土に御在城と見ゆるのみな

らす元中四年十一 宇土御在所よりとて五條治に御劍を賜ひし

ことなれは弘和元年六月菊池の染土城を出て給ひし後今川の兵威

を避けて宇土に移り此時まで御滯城にて武朝もこに居たるな

五一'''

○深堀文書、肥前國彼杵郡深堀遠

中軍忠事、有於在々所

○禰寢世錄正統系図、止島津又三郎同心之儀、參御方、可致忠節

之心、依仰執達如件、明德元年七月十八日、左衛門佐花押、疾

殿、○入來院文書、島津上總介伊久事、雖爲常時不忠之仁、依前

忠所被召出也、此間別而致忠節上者、自今以後隨伊久成敗、彌

天下、可抽忠功之狀、依仰執達如件、明德元年七月十八日、左衛

門佐花押、澁谷清色殿、按清色とは前にとありしものと同

く地名なり島津又三郎は元久なり

しむ

東風日斯波義將將軍 を受け書を網寢氏に奥へ島津元久と斷た

仰執達如」件、元中七年正月十八日、散位判、五條

左馬頭殿、筑後國北邊者とは彼の北の遊にて上妻生

葉なとの北部をいふなり田尻も筑後の地なるへけれ

とも不考秋月原田等か一族に田尻堂ありそれなる

へし

手」之間、不」相替日來可被成敗」之由依

○小代文書、花押、肥後國野原庄岩原村小原村、豐前國山國郷安

於曾木村等地頭職事、任代々安堵、井下文以下證文、小代八郎廣

行頷掌、不可有相違之狀如件、嘉慶二年十一月三日、按玉名郡中

富手永に岩原村南關手永に小原村あり其所ならん廣行とは小代左

近將監重政の子にて刑部大輔左近将監なと稱し剃髪して宗祐と號

せり○花押、下小代左近将監 法名宗清、可令早領知肥後國井

倉庄、井同國大野伊勢守跡貳拾伍町事、右爲勳功之賞、所宛行也

者、守先例可致沙汰之狀如件、嘉慶二年十一月廿五日、この宗清

は廣行の父重政法號也井倉は玉名郡伊倉なるへし大野とは

蹟考を見るに繼姓にて大野小次郎國際玉名郡大野別府地頭に補せ

らる舊繁根木八幡宮の別常なりとあり又國際の名は竹崎季長蒙古

來繪詞の内にも見えたり其の子孫代々受領して此に至れるか清

源寺に正平十四年六月大野伊勢守光隆寄進狀あり此の人なるか

未詳らかならす

等あり共ものなるへし高城は山之口の西北に接せし地なり此の和

田と高木とは明徳四年島津元久の令を受けて日向梶山城を守り今

川貞と戰ふことあり後に擧くへし

東風日本書本年の記事なし九州史料より二三を補ふ○相良文書、

令發向三俣院、令退治和田高木之由、被聞召了、尤以神妙、御感

不少者、征西將軍宮令旨如此、仍執達如件、元中五年十月十三日、

右少辨判、相良近江守殿、按日向國北諸縣郡山之口村は元の花之

木と富吉とを合併せし所にて花木に三俣城址ありといふ又和田高

木は島津黨にて和田土佐守とて高城領主高木久家とて花之木領主

元中五年戊辰

北朝嘉慶二年

史料に見ゆ

とは地名にて澁谷重賴の

宮内大輔和元一所、彌可抽戰功候、依仰執達如件、嘉慶二年四月

廿六日、左衛門佐在列、澁谷清敷殿、とある和元のことにて貞世

か一族なるへけれとも尊卑分脈には其名見えすさて禰氏か之に

癒せしこと他に所見なし狀主左衛門佐とは斯波義將なりまた清敬

肥後文獻叢書第六巻

薩者、朱雀院御 年中草創也、原御願出來者、爲朝敵相馬小

次郎平将門誅罸、鎮西被建立五社、其中一宮是也、諸國奉崇敬八幡
、

何以爲同神、雖然、當宮者異于餘社、依有凶徒退治御願、四海靜

謐誓約、一天泰平擁護、有此宮、然則代々将軍、惠依當社之加護、

開弓箭之運、「舊記在之」携武門之人、不歸依哉、 雖非先例、暫

以勸進之儀、 本汁立神殿、行神事祭禮、 天下安全之御祈禱、此

時無修造者、待何年哉、殊以當御陣者、大菩薩御敷地也、以之爲
幸、有此理御感者、何不成功哉、就中御陣中、皆神領彼畠等、有
禮課役之募、雖爲一年、不作可及損亡、何況於多年哉、祇檀零
前故、不栽、去應安年中回碌後者、神官等向礎玫再拜、数而有餘、
仍社家一同黨言上如件、康應元年六月日、按藤崎八幡宮は鎮西五社
の一宮にて國家の崇敬他に異なるものあるは此のに云へるか如
し然るに花園天皇延慶二年炎上して假殿に移り給ひ同帝御宇正和
文保年中より後醍醐天皇元享年中まて度々造の下知狀等を
八幡宮、肥後國藤幬供儈神宮等申、
東風日、藤崎宮文
て、さたかならず、されは考ふるによしなし、惟政
か御請を申さゝりしは、野心を挟みたるにはあらて、
御請を路にて、さいへられたるなるへし、共比
諸方道路のむつかしかりしことは、前にも所々に見
えたるをや、
北朝康應元年改元
屬將軍宮御手可」致忠節」之由、先度被仰候處、
不」及請文」之條、如何樣哉、早屬彼御手可」致無

貳軍忠」者、天氣如此、悉､之以默、元中六年三月十

八日、右中辨花押、阿蘇大宮司館、右中辨花押、𧏛

元中六年己巳

二月九日

(大功候、恐々謹言、五月十三日、了俊花押、澁谷薩摩守殿、

とあり此狀に赤山城と河尻をとりきり候は 二三日中に可退

此時武将(朝力)以下をうちとりたく候間、もうし候はぬ

やら、方便仕候也、合戰候は、必定九州の落居たるへく候間、可

御心安候、(中略)合戰今一兩日たるべく候間、 やかてく左

申上候、また種々の物共給候、返々御志之至、悦入候、

が何所なるか松尾は他田郡の内にて池邊城の西方海近き所

にある村名なれとも赤山といふ所なく八代郡道後郷南種山村の内

に赤山村といふ小名あり此種山は先に黑駿城米山城なとの名見え

たる所にて松尾とは中間に宇土郡を隔てたる南方にて松尾と列ね

いふへき所にもあらすされと外に松尾の近所に赤山なくまた赤

山の近傍に松尾なし故に同時の戰争なりしかは並記せられしなる

へくまた相良一族の人々或は松尾をひ或は赤山の後措なとせ

にて一人にて兩方を抜けたるものにはなかるべして入來院文

書に、伊集院入道跡事、面々御申候間、爲恩賞中行候、日出候、

一當陣事、赤山城と河尻をとりきり候は、二三日中に可退治候間、

共用意仕候最中候はゞ、かたきうきあふへきよし申候間、

る城にて一時凶徒の來攻せしを防き苦職せし事あり

の如く

兵部卿宮たるへしとありX櫻雲記南朝記傳等に元中四年春宮大夫

師簾勅使として九州に下向せし由見ゆかの一通の勅裁とあるは此

持して下りしものか如何又目安兩通とは如何なるものか若し

あらは戰争の經過も概見すへからんを今之れ無きは遺憾なり二見

陣以來とは先年貞世部三雄を天草へ撃退せし時の事なるへし隈

牟田城落居とある隈牟田は今下益城郡隈庄の事なるか貞世先に同

郡吉野山に在陣せしことあれは吉野とり隔たらぬ地故當時貞世

か隈牟田へ移城し居たるにはあらすや池邊城とは元飽田郡

に池邊寺といふ古刹あり和銅中道君首名國守となりて下國の時灌

を広めたる味生池の邊故に池邊寺の名あり其所なるへしさ

相良勢隈牟田城の内徒を攻落し機に乗して西北方へ進み此池邊城

を攻めるへく思はる り松尾赤山兩城とあるは宮方の籠れ

見ゆる1

其名をいはさりしを史を撰せし人誤りて久満となしか未詳

りまたこの今河とは入來院文書に、御方致忠之條、尤神妙、於

元年丁卯九月五日、左衛門佐、遺寢久清書日、云々、とて

のをいへるは久満の死を知らさるもの如し久満は永徳三年に

死して茲に五年猶久満とあるは怪しむへし或は戦亂の折共の喪を

祕したるか或は彼の主は久清の死を知れは只禰寢殿

ほ未た解けさるなり島津國史に、嘉慶

むるを見れ

又日禰寢文書に、島津以下

屬今河宮内大輔手、可致

忠之狀一依仰執達如件、嘉慶元年九月五日、左衛門佐花押、禰

寢殿、足利黨 寢氏に與へ今河の手にして島津氏を討た

治云々とある此の了俊か赤山城を取切らんとせし時に相良勢後

詰めして撃退せしなるへし又此時武朝以下をうちとりたく候間云必定九州の落居たるへく候云々とあるをおもへは赤山城と河尻を取切り救援する道を遮断せは二三日中に退治を始め武朝等を打坂度果して目的を達しなは是にて必定九州の宮方根絶して定すべしといへるにて此時菊池武光は何處にありしかといふに今年十月には宮は宇土の御所にましまし事明澄あれは武朝も同所に居たるへし然礼は南方は赤山北方は河尻いつれも切りて中間なる宇土の御所を孤立せしめて一擧に之を陥れんとの了俊か課計も勢の爲めに破られたるなりさて此の了俊か五月十三日の歌を今年相良のこと定めたるは同入來院文書に、伊集院入道跡三分一事、爲恩賞、可令知行之狀如件、至徳三年五月十三日、沙彌花押、澁谷薩摩守殿、といふありて月日の同しきのみならす伊集院入道跡云々の事全く同しきを以て今年のこととしたりさて此後元中七年に了俊宇土を討ち宮御所武朝以下退散といふこと深堀書に見えたれは今茲の武朝も宇土に居たらむと思ひ定めたるなり又薩隅の方面にて島津氏久伊久共に了俊に背きし後獨り禰寢久満了俊に與同し居たれとも久清死して共子清平亦了俊に背きしかは彼方面に

ては此の澁谷氏を深く了俊か憑居た より又小田山城入道城とあ

るは何處なるか詳らかな 後考を俟つ

東風日本年閏五月島津氏久死す子元久嗣(島津譜に、氏久、三郎

左衛門尉、修理亮、 越前陸奥等守 法名即宗院、齢岳玄久、此時

畠山禮部圍日州平郡城、氏久重圍之、夾擊殺禮部、又善騎射、撰

足ともかけり

るへけれとも、強ていはい、是は前年二月廿五日

東風日元中二年に引ける目安堵事と

肥後文獻叢書

の追啓なるへく思ふなり、彼狀に、所存之分、對御

使」委細介」申候、可、被聞食」候哉、雖無い何事」候

連々示給候はい、可申候、とある、武朝か使者

に對して、云聞かせたる所存の分は、何様に♪ か

そめなる事にはあらしと、やうにおもはるれは、

惟政か心にかゝる事もあらんと、いひやりたるは、

此所存の事なるへくおほゆれはなり、〇五條文書の

元中四年丁卯十月十七日、自宇土御在所」被御劍

下御使由利信濃守、頼治在所、大淵河内簗足、」とい

ふあからさまに、心覺に書置さたるやうのものあり、

書簡のたくひにあらさるうへに、さしたることもな

き事なれは、かならず引出さてもあるへけれとも、

其比宮の、しばらく宇土におはしましいこともしら

れ、五條か在所も、たしかにしられて、すてかたけ

れは、こゝにかいつけおくになん、大淵は、筑後上

妻郡矢部郷に大淵村あり、河内簗足は、また大淵村

の内の小字なるへし、東風日簗足一に月

又日相良文書、自馳參御方以來、軍忠次第之目安兩道、被經上覽、

御忠節之至、難准自餘者哉、御感不少、彌被憑思食之由、依 兵

部郷親王仰、令旨所候也、仍執達如件、元中四年七月四日、右少

辨花押、相良近江守殿、 ○二見陣以来、葦北於于所々軍忠事、

牟田城落居之時、馳向凶徒池邊城、致忠節事、松尾赤山兩城難儀

之時分、御方輩等、 同心に致忠之事、天草郡上津浦若狹入道城

後巻之時致忠節、今度小田山城入道城對治之時致忠節事、如此數

ケ度抽軍忠次第、被聞食了、御感之至不少、 尤以神妙之由、所被仰

之狀如件、七月四日、右少辨花押、相良一族等中、追仰、御感勅裁通、被造之候也、○肥前國小瀨庄、爲料所可被知行者、兵部卿親王 令旨如此、悉之以狀、 元中四年七月十一日、右少辨花押、相良近江守一族等中、按前賴に賀名生に參朝し特に昇殿を許され今また三通の令旨を賜り且つ勅感をも賜はる榮賞身に餘あいふへして兵部親王とは家譜に前征西軍宮の御養子云々此止ます屢兵を出し後大隅姶良城に移り又日向志布志城に徙りかく國の蹴り共子元久を志布志に残して鹿児島に帰り嘉慶元年五月四日死せり依りて元久志布志より歸り父の志をきて當城を築き元久より貴久まて九代の居城なりとあり此清水城一に鹿兒島本城とも云へりまた島津譜に火擊殺禮部とあれは此の氏久時代に畠山義顯は戰死せしなるし

馬書十八條、嘉慶元年壬五月四日卒、年六十才、按、南浦文集、以禮部、爲久經之時、とあり氏久に貞世と確執に及ひ後一たひは和談を講せしかともまた相良前頼と共に宮方に歸順し佐敷なる宮内大輔三雄をしめしことあり其後昨年十月足利より今川貞世に命して氏久をして八代を擊たしめしことあり(據小松氏文書)さ

れと氏久か八代を撃ちしこと物に見えすさてこゝにて死しぬ又氏

久此時何處に在城せしかといふに地理纂考を見れは薩 鹿児島

郡清水城に居りしなり初め暦四年四月廿六日氏久の父貞久宮方

なる肝付兼重か據れる同郡東福寺の 攻抜きし後氏久こに在

後其狭隘なるを以て共外廓をめむと思へ共常時大隅日向の

ぬす人のとり申□□御神体の寸之事、秘密大明神ち

うしゃくのこんと□□一御だけ一尺二寸五分、同御

つし一尺八寸、この御神体は、ひたりの御目、かけ

させめされ候、さくちょかめるそのため、小つしに

御さ御なを申さす候、やほこの一のみや、けんは

んうわう□ひしょとするへし、一のみや、御たけ

三尺七寸、御ては二尺、二のみや、御だけ二しや

く五寸、御そて二尺、三のみや、御だけ二しやく

寸、御そて一尺八寸、 のみや、御たけしやく沉

寸、御そて一尺八寸、大みやの分、一たゆふのやり、

三年一とつい、せんれいなり、もしふさたにして、

上ゐのときは、 のかれかたし、まつこのせうもん、

いちのはうりたんちのもりのふ、德貳年十月三

日、と書しと見えたるは、甲佐の神躰のことなれ

とも、阿蘇本社も、このことく神ありて、御衣をき

せまゐらせたるなるへし、此御服や、修理の料に、

國衙米を宛たるなり、酉巳は祭日なり、月をしる

さくれは、月次の小祭にてもありしにや、たつぬへ

し、○先日如」申守富庄事、於」今半分三分一事者、

既可」有 御知行 ｜候之間、早く被､遣」人、可」有御知

蒙」仰候、同自足も載請文之詞可」致調進候、

御心得」申入候、重恐々謹言、とある前後断爛の物あ

り、本書は失せて、追啓の所のみのこりたるにもあ

B

行之由、阿蘇殿御方へ、可有三口博候、恐々謹言、

十二月十二日、武朝花押、木山遠江守殿、富守庄の事、

前にもいくらも見えたれはいはす、木山遠江、父凧は

阿蘇の宗徒の家人にて、其初は

さたかならねとも、

一族なりしか、 後家人になりたるなるへし、益城の

木山を領してありし故、名字としたるにて、前に見

えたる木山城は、此遠江か居城なるへし、以上沉通

のとも、みな年紀なければ、いつの物ともしられね

とも、五頭ともに、すべて惟政か所領の事を沙汰し

たる事なれは、去年惟政に織目安堵の事、また日田庄

の事なと、合旨をもて御沙汰ありし故、武朝もその

御沙汰に就て、かく所々の領地の事とも、去年の末

より今年までに、かく追々に沙汰したる物なるへく

おもはる故、牽強に似たれとも、五道ともに、ま

つ當年の物と定めて、しばらくこに書出したるな

り、當えりや當らすや、また武朝か文書の中に、追

啓候、此事若御心にかいる事候は、下殘御意可

頃まで、國衙に付きる田地ありて、それにて衙

の雑用を辨したりし哉、またすべては、國衙米とも

いひて、前に見えたる府中畠三町も、國衙米を出す

田畠の中なるへし、さてそれを任先規」とあれは、

昔より國中の棟別錢と、國衙米を取りて、阿蘇社祭

修理等の料としたるなるへし、就當趾修理｣同

御服以下事、當國棟別事、任先例可」致沙汰」候

恐々謹言、又、當社西巳祭料、當國々衙内府中畠

地參町事先例可致沙汰候、恐々謹言、八月

十九日、右京大夫武朝、上、阿蘇大宮司殿、」とあ

るは、同時の沙汰文にて、御服とは、榊躰に着せま

ゐらする御衣をいふなり、阿曽文書に、建久六年甲口

、惟政に知行せらるへしとなり、されと

官物定田二百五十六町、といふこと見えて、先代の

まて、惟村かまた、いかなる妨をなさんもはかられ

四年丁卯

當國

されは、まつ此事は、それ迄は隠密にせらるへしと

なるへし〇肥後國棟別井國衙米事、任先規不可

有三相違候、恐々謹言、八月十五日、武朝、阿蘇殿、

國衙米とは、昔の公廨田の遺制と見えて、豊後國

岡田帳に、府警岡田十八町、府濟物、

北朝嘉慶元年元中此狀年紀見えされともこいに出すよしは、次にいふも公方より御沙汰ありて、正しく知行せしめらるる

へし、

明計三

別而存子細候之間、預進之候、御知行

不可有相違候、但目丸以下、憑武朝參御方

候、彼等事、如前々可」有三御沙汰候、此所御知行

之時まては、隠密可」爲肝要候、恐々謹言、四月十

七日、武朝花押、阿蘇殿、砥持事別而存子細候とは、

いかなる子細ともしられねとも、試にSは、砥持

は先代承久の比、木原實澄か甲佐趾に寄附せし所に

て、ひさしき甲佐の神領なり、しかるを近比、武朝

か知行したるは、惟村に押領せさせしとて、武朝か給はりてありしなるへし、しかるに、今は惟村か妨くへきけしきも見えさる故、本領なれは、惟政に避譲りしなるへし、目丸以下云々とは、目丸は矢部郷の内にて、惟村か分地なりし上に、今は惟村か南郷にありて、矢部をは、惟時か時のことく、押領して居たるなるへし、しかるに目丸あたりの者共、惟村をそむきて、武朝に就きて御方に参たれは共處をも本領なれは征西大將軍宮譜卷十一

細所分讓如此、敢不可有相違、元弘、建武、
延元、興國、正平、勅裁等、彼是對裏案文左右、宜愚老之志不謖三愛敬之禮無邪忠孝之道者、
天救､之地載､之、而家業輿天壞無窮、可興復、仍後之狀如件、元中三年二月四日、入道從一位准大臣花押、伯耆守長榮は、父世系さたかならされとも、伯耆を名字としたれは、一定八代の伯耆守顯興か一族にて、顯興と同しく、長年か孫にて、顯興と共に、

肥後に水りし人なるへし、長年か弟に、大山寺の衆

徒、信濃房源盛とてありしか、後に法眼に叙せられ、

正平十三年十二月十二日、於肥後國八代逝去、五十

六歳、と伯耆巻に見えたれは、 長榮はこれか子なり

しかもしるへからす、又入道従一位准大臣は、花押、

中院義定卿の花押なるうへ、此卿正平四五年の間に、

入道したまひしこと、五條頼元の状に、中院僧都御

房と見えて、其後まて、初のまい、八代におはせし

よしなれは、後には北畠親房卿、四條隆資卿なとの

例にて、入道の後、かく従一位准大臣になされしと

見えたり、されは此卿、家世つきとせらるへき、御

子息もなかりし程に、親しきにつきて、顯興か一族

殿、武朝、

られて、これを四町の地とい悟眞寺事、こいに潜入へ

し、東風日何を書入る阿曽文書に、日向國々衙事、任

先度御沙汰之旨、不可有の相違之由、依 【仰執達

如ﾚ件、元中三年五月二十六日、散位花押、阿蘇大宮
司殿」日向國々衙事とは、前に見える画司職の
ことにて、また務職ともいへり、任先度御沙汰之
旨」とは、文中四年、安惟武を日向國々司職になさ
れしをいふなるへし、○豊後國日田郷事、爲故大王
之御沙汰、武朝申沙汰之旨、知行不可」有相違」
之由、依仰執達如ﾞ件、元中三年十一月廿七日、
散位花押、阿蘇大宮司殿」、また、豊後國日田郷事、任
旨之旨、御知行不可、有相違候、恐々謹言、十
一月廿一日、武朝花押、阿蘇大宮司殿、」と見えた
も、同時の物と見えたるに、旨廿七日にて、此狀は
廿一日とあるは、いつれそ日つけを、書誤りしなる
へし、〇御札委敷承了、抑當國國府中三町畠事、既
に三代知行、雖を無相違」候承事候間、个」進候、恐
々謹言、十二月七日、武朝花押、阿蘇殿、上泡阿蘇大宮
屋敷地、大かたは方一町を定め
の長榮を養子として、九國にある御領所と、京にあ

る屋敷地を讓興へ給ひしなり、部より、京に在る諸家の

伊倉北方とは玉名郡の内にて前に大友家の領有を列記し内に見

えたり其の大友か領地を今また義滿より三池に奧ふるは如何に

て前に大友か領知中或は有名無實なるものもあらんといひしか

して然るなり此他にも亦かる類あらんか

○原田文書、義滿判、下三池中務少輔康親、可令早領知肥後國伊

倉北方地頭職、同闕所分、同國權藤高塚等事、右爲動功之賞、所 元中三年丙寅

宛行也者、守先例可致沙汰之狀如件、至徳二年五月二日、按此の

○相良文書、相良近江守前頼、參御方依致忠節、被達御本意候條、

御感不少、始中終之功、佛被憑思食者也、殊勵神速計策、可絕勇

於抽賞者、可有其沙汰者也、元中二年二月十七日、(包紙) 相

江守殿、右少辨泰、 肥前國守護職、爲日向國替、可令知行

親王宮 令旨如此、悉之以狀、元中二年二月十七日、左衛門

佐花押、相良近江守館、

寢世錄正統系圖、馳參之由被聞食了、 尤神妙、殊可抽忠節、

宜被褒賞之由、依 征西將軍宮仰、執達如件、元中二年二月十日、

位花押、禰志目館、 ○御參御方之條、目出候、仍令旨如此候、同

道早々御參陣、就公私可爲本望候、於向後者、無等閑可申承候者、

尤悦入候、恐々謹言、二月十一日、武朝花押、禰志日殿、按此

史料に久満といへりされと久清は上にいふ如く死せる人必す浩平

なるへし

先天草に御越候て、佐敷と常陣間事、迹々承□□入候、且者又懸

身に、向の別しての御志たるへし、此御一合力いそかれ候者、佐

敷に力をそふへく候間、態申候、今月十日以前に、御越候へく候、

憑中也、恐々謹言、二月一日、〔今河〕了俊花押、富宮殿、按九州

史料に宛名は安富下總入道了心なるしとあり此の安富了心は常

時今川か肥後來攻の軍に從へるものなれは然るへからん

○深江文書、佐敷輝事、可合力候之間、自是一勢可差遀候、

るし

に左馬助とありて左と右との差ありよりて思ふに久清右馬助と

いひしかは誤りて右馬とかきしか又は系岡に左馬とあるか謖かな

肥後文獻叢書第六巻

豊後國本付家中入江文書、〇讓典養子伯耆長榮

豊前國糸田庄地頭職半分、筑後國山本庄職半分、大炊

御門鳥丸敷地一所、右所々者、別而依」有憑存子

北朝至徳三年

つ賀名生に上り身の賞を貪るなと誠忠の心あるものなす所に

あらす然れとも赤大勢の然らしむる所なるか豊敷くに堪ふへけん

○相良文書、本領新恩地等安堵事、先度被仰畢、管領不可有相遊

者、天氣如此、悉之以狀、 元中二年十月十日、左中辨花押、相良

近江守殿、「按相良前先に歸順し貞世か部将三雄を走らしめ

とにて征西府より収敢へす先に寵賞を賜ひまた吉野へ御注車あり

しかはこゝに此論旨を下賜せられしなるへし〇所被聽仙籍也、

令存知者、天氣如此、仍執逹如件、元中二年十一月三日、右大辨・

長、口、相良近江守殿、〇探玄記、抑昇殿は象外の撰 れは俗

骨の望むなしと文に相見へ候源頼政大内を守護しなから年ひ

さしく地下のみにして殿上を許されさりしかは「人しれぬ大内山

の山もりは木 れてのみ月を見るかなと詠れしとそ剛世南嶺の

皇居なから前頼公遠國の武士にて殿上の仙籍をゆるされ給ふ事ま

ことに末代まで常家の御眉目たるへし○求職外史、 元中二年冬十

月十日、南朝、下宣旨、新故領職一皆依舊、於是公有朝觀之志、行

詣南都合軍國多故、不得入朝、将歸、遇 無塵、語以其意、無座爲
言之於朝、朝義許之、十一月三日、下宣旨、 昇殿、公入覲拜命、
感喜出於意外、公乃聽無塵以歸創寺以爲開山、給采地五百石、今
正法山觀音寺是也、按當時菊池阿蘇の雨氏勢甚振はす笛に防守し
て進みて今川を擊退すべき力なし相良の歸順せしは宮方には大
に兵氣を強くせしなり其の寵賞を賜はりしも宜なりといふへし然
れとも前頼衷心に宮方の衰微を愛ひて歸せしものならは先つ眼
大敵今川を擊退せむ事を務むべきなり然るに之を後にし先

東風呂島津史に、至徳元年甲子、今川了俊遣宮内大輔三雄、
肥後二見、秋八月、澁谷五郎重賴如二見、とあり○入來院文書、澁
谷五郎平重賴謹言上、右自去年八月、馳參二見之御陣、致忠節之
處、給身一人之暇、歸國仕、親類若黨等、不殘令在陣、致響問、今
年正月十日夜、佐敷に御退之間、彼等御共仕了、重賴不遷時日、同
十六日、馳參佐敷、致宿直之處、和泉水俣依難儀、爲手宛可罷向
之由、被仰下之間、馳越彼在所、致合力、相殘親類若熟等、勵忠
政か籟目安堵の事は、はやく翌年に故宮より、御沙汰

すみたる事なれとも、當将軍宮より、故宮かくれ給ひし後、いまた其沙汰なかりし故、惟政武朝に就きて望み申たるを、武朝共よし執し申たりし程に、右の旨を下されたるなり、されとも折ふし、通路難澁のことありて、武朝も旨を傳達すること叶はて、便宜を待たりし處に、自性院と申僧を、使者にそへて、遣はしたる故、悦ひて其僧に合旨を付て、遣はしたるなり、されとも介旨は、十一月廿五日にいたされたるに、此狀は二月の末の物なるは、あまりに延引したることなれは、恐らくは二月の上に、十の字を書落したるか、十の字の所、蠹損なとありて、闕たるにてそあるへき、

事」候連々示給候はゞ、可｣令｣申候、恐々謹言、二月廿五日、右京權大夫武朝花押、謹上、阿蘇殿、

なり此の宛名は久満の子清平ならんされと清平は系圖

死

見陣軍勢等、悉可欠之山治定候之間、多年於御方、御心勞人々、此時可被失之由、被歎申候之間、不及力候去十日夜、二見陳引退與佐敷路、其境之事、一向憑入候、能々可有御策候、雖然、島津兩人代官は宮方代官にはは不對面候、十一日引歸候、不審候、今度取急被申斗候、雖懸敵候、當手甲六七百候之間、可被御心安候、猶々此境事、不可有子細候、恐々謹言、正月十三日、三雄花押、藺右馬助殿、按今川貞世先年菊池隈部城を攻めに南進し上盆城木山津守邊に在庫し蛭隈に三ヶ年を経て永徳三年(南朝弘和三年)飯田山に陣し又下益城郡吉野山に在陣せし事ありて今に滯陣せしものならん昨元中元年の秋貞世部將宮内大輔三雄を南進せしめて芦北郡の二見に屯せしむ時に澁谷重賴來りて警固せしなり二見城は肥後國志には村上顯典一族村上興善の城とあり時に今年に及ひ先に歸順せし相良前賴八代の宮方に秋を送り又島津氏久伊久二人も弘和元年に貞世と和談を話したれとも送からぬことありしにやこに宮方に心をよせけれは三雄に二見を去りて南方佐敷に至りし也かくて北方には八代弁芦北の二見あり東方には人吉の相良あり南方は薩摩の和泉肥後の水俣等難儀となりて三方の

宮方に挟まれ遂に海に航して天草へ遁れしなるへし正月十三日正

状の宛名に右馬助殿とあるより九州史料には寢久清とあ

清は永徳三年六月二日不祿と系岡にあれは此の時には既に

謙言、至徳二年正月廿八日、了俊花押、○禰寢世錄正統系岡、新

賀事舊了、抑島津人、相良近江守八代加凶徒、去十一日、二

勤、同暇夜御馳佐敷御陣、天草に御渡海難儀至極時分、 夜親類若

黨等、或者御共仕、或者留諸勢擯藏佐之城、成粉骨之思、抽軍

功之條、御見知之上者、下賜御證列、爲備末代、粗言上如件、至

德二年二月四日、承了花押、〇自二兄陣於佐敷、令堪忍被致忠節

候、爲公私感入存候、 則京都に注進申候間、定可有御感候歟、 大

御扶持者、悦入候、依島津人々振舞上、可申談候、毎事

承候、於今度、一向うちたのみ申候上、無是非候、恐

阿蘇文書に、肥前彼杵庄領家職事、爲三今度忠

節之賞、所､被宛行」也者、依征西將軍宮仰、執達如

件、元中二年正月十三日、侍従判、阿蘇大宮司殿、」

彼杵は、前の旨に見える、神崎と同しく、郡名

また郷名なり、當時三條中納言家の領所なる故、庄

といへり、三條中納言入道、世系さたかならす、吉

野の公卿なるへし、惟澄か正平の申釈に、興國の比、

三條少將といふ名見えたり、此人後に中納言まな

て、近比かくれ給ひしにもあるへし、 領家職とは、

元中二年乙丑

北朝至徳二年

注進とかけり、後に注進といふも、則しるし申也、

注文といふも、其注申たる文書のことにて、さため

注文よせしは、了俊より其注文、 さためて惟村へ

も、見せらるへきかと、 いひたるなるへし、よせし

といひて、何事とも聞えされは、よせしも脱ある

うへに、寫しひかめもありしことしるかり、○豊前

國今任庄事、被寄進阿蘇之由依征西將軍宮

仰、執達如件、元中元年十一月廿一日、侍従花押、阿

蘇大宮司殿」、距觀今任、いまた考へす、親世も

しらす、

庄園の領主のことを、領家とも、本家ともいふ也、
惟政をそこの地頭になされるにはあらて、中納言
入道の跡の領主となされたるなり、今度忠節とは、
何事の忠節にてかありけん、惟政近比に、今川大
内、大友、なとの將軍方と、合戰したることなとあ
りしにや、此比の事は、諸家の文書、多く散失せて
傳はらねは、いかなる事ありしともしられず、〇
相續親父惟武跡、彌可、抽忠之由依征西大將
軍宮仰、執達如件、元中二年十一月十五日、散位、
阿蘇大宮司殿、庇題瞰、親世朝臣、今散位とあれは、
此前に老年にて、侍従を申されたるにや、後の八
年の合旨にも、猶散位とありて、其比までも、昇進
の轉任もなかりしをおもへは、老年にて解官ありし
ことしるかり、さて此をりの物と見えて、武朝より
惟政への狀あり、御札委細承了、抑續目安堵事、御
申候之際、其子細令三言上之處、無相違、被成候、

目出候、則可〃進候之處、路次難儀之間、令」申其子

細候之處、自姓院御越、悦喜仕候間、令」進候、次

上異無不審候間、不合、申候き、随而所存之分、

御使」委細介」申候、可」被聞食」候哉、雖無何

へし、御殿一人とおぼしめさるべく候、御殿人とい

ふことは、前にも見えて、殿の御内の人といふこと

にて、御家人一人とおぼしめせといひ、或は御代官

つかまつりなといふ、みなおなし心しらひのことに

て、惟村を私の主ともたのまんといふ心みせたるな

りからいと恥もしらぬ人のふるまひに似たれとも、

中昔より此比までは、文の風習、かく私の主とた

のむことは、かならす一所とはさためす、權貴の門

に出入して、 やかてそこの家人のやうにして、世を

わたることおほかり、鎌倉の時、齋院次官親能か、

初は權中納言雅頼卿の家人なりしか、後に鎌倉殿の

家人となりて、政所の人なととなりて、きり人に

てありしかとも、京にある時は、故主の雅頼卿の詳にも、かはらす出入て、前のことく奉公をしたりけれとも、久しき世のならはしなりしかは、其ことは、世に謗らるゝことなくてありし也、されは聖信も、世のならはしにつれ、なに心もなく、かくはふるまひたるにて、世の人も、それあしともいはず、またみつからも、さしてよからぬことは、思ひよらさりしなるへし、終の二條にある、らくゆび、ゆ

五〇三

ら下向の、往来の路の間にて、式とは、容躰次第なといふ程の事にて、三公御同道にて、御上下ありし事なれは、近比見さりし程の花を飾りたる見物事にて、其北都鄙すへて、其事のみをいひのゝめきたりしなるへし、それ故其ありき路次の次第を、聖信より、了俊かつくしにありしに、くはしくしるして、知らせたるなるへし、何事にまれ、其事さましるして、人に告知らするは、中昔よりしるし申といひて、

御下向とある、心えぬ書

さまなれは、京都への下、

御上りとか、還御とかあ

りしか、落たるなるへし、

下向の路次の間とは、な

参詣、時に義満公、准

后左大臣たり、

年八月廿八日、春日御

足利家官位記、至徳二

書

るひといふこと、何のことならんと、おもひもつ

かす、されは此二事は、しられずしては、二條なか

ら、すべてのことわり聞えかたし、他日おもひえた

ることは、またいふへし、また至徳二年の秋、義満

公の奈良に下り給ひし時、御同道ありし、三條殿は、

前攝政良基公、近衛殿は、當攝政右大臣兼嗣公なる

へし、今月二日、京都へ -原至徳二年トアルヨリ左ノ頭

せんと方々た

勢か攻撃

ては異儀とかけり、されとも意はかはることなし、

なら無二之儀に候て、儀の下は、にての二字、うつし

落居は落着と同しく、事のすみはてたるをいふ也、 ひかめたるなるへし、一″ちうさくは、一等策にて、

此件の二の落居は、同意なれとも、前段の落居は、 の字、音にて讀せんとて、ツの字かきそへたるにて、

望たる安堵御教書等の出ることにて、それも望の ひとつとよませんためにはあらす、彌御めひょうの

叶ひたるうへよりいへは、事のすみはてたる意にな ひは、めひかひか、さたかならさるうへに、いつれ

る故、同意には落つれとも、川やうのやことな にしても、其意解しかし、すいふん御代口の□は、

りたる也、南部のくたりの、いかにもふんしょうを、 官の字をかきひかめたるにて、御代官を仕て候にて、

御よくほりとある、よくほり、心ぇかたし、文字の 惟村か代官になりて、公方にもよく取合せ置きたり

誤脱なるへし、案うつしにて候は、うつしてま と也、京都大風大水、此事其比の物に見えず、史の

ゐらせ候なるへし、相良近江守九州總奉行之事、吉 闕を補ふへし、在京し候哉、可」有御乘候、この句

野より蒙」仰候とは、兵庫允定頼か子前頼也、此人文 も誤脱あるうへに、乗の字は、察の字をかきそんし

中二年繼遺領、元中二年、可爲三肥後國守護旨、賜 たりとも見えたり、京都大風大水にて、所損凶おほ

合旨、十月本領安堵之事、不可」有の相違旨、賜 かりし故、物もとふしけれは、聖信か在京も、叶ひ

旨、十一月、後龜山院昇殿、と系岡には見えたれとも、 かたき躰なるを、察し給はれといひたるなれは、在

九州惣奉行を賜はりしことは見えす、しかるにかく 京の下、難叶との字、落たるなるへし、料こくとは、

いひたるは、其比九國にて、誠は後將軍宮より、肥 前の拝領の物にて、惟村か聖信へ賄ひたる穀物なる

後の守護職給はりたるを、九州の惣奉行を賜りとは、 へし、さるを米にかへてくれよといひたるは、心え

いひなしたるなるべし、仍宇土河尻邊に罷越候てな ぬことにて、料くとは、大豆なとやうの雑穀にて

るとは、是も風聞にて、はたしてしかるやいなやは、 もありしにや、考ふへし、面々貴方様の面々は、方

さたかならさりしなるへし、東風日宇土河尻邊今川計策をし居といふ意にて、方々の合力をあふくといふなる

征西大將軍宮語巻十一

られしことありて、聖信も共に向ひしか、其をりは

合戰ありしや、また吉野を一むし、むしたる計にて

ありしにや、その事はしらねとも、何さまさしたる

事もなく、踊り上りしなるへし、其をりしも、惟村

より使を上して、聖信に就きて、安堵以下の事を悪

こしたるなるへし、しかれは聖信か、九州より上り

しは、今としの春か、はやくして前年の冬にても、

ありしなるべくおほゆるなり、態使者をかへし申候

處の使者をの下、 書誤りたるにや、かへしいの

とく見ゆれとも、それにても聞えされは、可三進中

處なとありしなるへし、 若此文字いるへく候云々と

は、管領の御教書の事にて、文字はすべての體の

事にて、御教書の體にては、心よからすおもはれは

と也、御所の御判にて申さた仕候へく候とは、先代

将軍家の御教書といふ物には、奉行人連署の外に、

文書の口からに、将軍家の御判をするたることなり

しに、此比はさることはなくして、たい奉行の人の

名字判はかりなれは、少々たやすきやうに見ゆる故、

昔のことく御教書に、御判をも加ふへしとの意なる

を、御判にて申さたすべしといへるなるへし、當

御方とは、惟村をさしていひたるにて、其御方とい

ふ意なり、御忠たにことなき事のし、讀かたく、こ

となきも心えかたし、御忠他に異なるを、書あやま

んの字は、つ

りしと見えたり、きんそく、急速にて、

の字をよく書事ありしと見え、此にも下に、述懐

しゆんくわひとかきたり、さうそくをつめて、きつそ

くといふは、汲水はきうする、毬打はきうてうなる

を、きつすゐさつてうといふ例なり、おの御ようか

いは、小野の御要害にて、八代郡の小野に、その比惟

村か要害を構へて、南をさしたるなるへし、身の

事の件は、字脱交おほく、まつ以面拜可申入

こと、この可の字無用なり、御ように立事あるま

しく候の下に、ともの三字落たるなるへし、と今の

と字は、になるへけれとも、無用なり、時衆やう

いの人、時衆は一遍派の僧徒をいふ也、戰國の砌は、

諸方への使、多くは徒をやとひたりし中に、遊行

派の僧は、ことに遊行を宗として、諸をめくる故、

陳信には、多く時衆をやとひたれとも、かならずか

れにかきりたることもあらされは、時衆やうたいの

人とはいへる也、秋月遊儀申候はんとの違儀は、なへ

、 るに後の状に、吉野陣より罷上候し時云々とあるは、

恐々謹言、九月十一日、沙彌聖信花押、謹上、荒瀨入 其比の物には
、をさく見えぬことなれども、至徳

道殿、追て申候、御所南都へ、八月廿八日御は二年の夏秋の間に、義滿公より、吉野へ御勢さし向

入るべからず明年のところに舉ぐべ

一ゆるひの事、其後いか、御定候らんと、うけ

至徳二年

入らるましく

候、三條心得候て、可有御申候、尚々貴方の事、

の

み入存候、於」身候ても、又御殿人一人はと、おほし

めさるべく候よし、よく御申あるへく候、一𠓿

それにても申候しことく、らくゆひともおしく候

程に、さやうの事、大宮司殿へ、 にも御しゆ

んくわひある事もあるへく候、 是は又よそよりは出

來ましく候、たい我々はうはいうちより申出候へく

候、かまへてふいの事と、おほしめし候へく候、若

尚御ふしんも候はい、程へたゝり申候へとも、探題

所存如此、内々よしきこめし候てうけ給候はい、私

より探題へたつね申候へく候、あけてもくれても如

此事、無心元存候、乍」恐探題の所存をも、又貴

方の御意を存知申て候程、とりなき事ゆへに、ふし

きの物どもにて申につきて、御うらみも出来候ぬと、

返々心くるしくなけかしく存候、 かまへて、 は

うはS中より申出候はん事を、御耳に殿、近衛殿、御同道候、今月二日、京都へ

御下向候、路之間式、主探題へしるし申候、さた

めて注文よせし、重恐々謹言、尚々此條々、御

ひろうあるべく候、天神、八幡、取分阿蘇大明神も、

御せうらん候へ、身のとうかん、きょくなく申入候、

聖信か九國より上洛せし年月、此状に年紀なけれは、

たしかにいつとは知られねとも、京都へ御中の條、中

落居候間云々

沙汰仕候て、御安堵井當國南郡の事、

とあるは、聖信か應永三年十一月の狀に、先年我々

吉野陣より罷上り候時、蒙」仰候し御安堵之事、申沙

汰候て、至徳二年八月五日、御安堵井管領御施行、

松田丹後守爲三奉行申來候、と見えたると同、御安

堵井管領の施行は、右に見えたる御安堵は兩御所の

御判、南郡の事は管領の御教書といひたるにて、此

安堵と御教書と同しく、至徳二年八月に出されたる

物なれば、此の九月も、 至徳二年の九月なること

東風日この聖信入

ればこしか

るかり、こい給たく候べく候いよし、よく御披露あるへく候此事

めくひろうあるましく候、 一南郡の事も、いかに

もふんしやうを、御よくほり候ぬと存候へとも、先

公方の御さた、如此無等閑御沙汰候、又愚身も申

たたる事にて候間、案文うつしにて候、此段を

征西大將軍宮譜巻十一

筑前國御社領の事、いまた不道行候よし承及候、

いかにも秋月違儀を中候はんと相存候、所詮此事は、

秋月も探題へ申入れる子細候、彼御吹擧をめされ候

て、御上あるへく候、御教書一通にて落居あるへく

候、此事も御ひろうは、相構あるましく候、た

ともかくも御大事の時分にて候間、大方は探題の

計にて候へとも、如此違儀には、京都の爲御沙汰に

て落居あるへく候上は、所詮探題より御注進にあつ

かりて、京都の御沙汰を抑被申候へと、御ひろう候

て、いそき京都へ御申候へく候、其下にて返にて申

さた仕候て、御書をとりかへ

狀を給候て、申沙汰仕候へく候、探題よりも同事な

がら、貴方様之事、不可」有三等閑」儀曲、かたく被

申付候間、就公私候て、深御殿人の所存にて候、

僧にても時衆やうたいの人にても候へ、黍御

そはされ候て給候へく候、御教書共をかへ

候、か様の事、すいふん御代を仕候て、かつうはき

しめしおよはるへく候、此段よくく御申あるへ

く候、一愚身上洛候時拜領之物、いまた不到來候、

此冬舟のひんきあるへく候、 相構中さたして、

ことつけ給候へく候、當年は京都大風大水にて、い

りやくそんほう候程に、在京候哉、可、有御乘候、

此段よく御心得候て、御ひろうあるべく候、 萬

一料こく若博多遊へいたされ候は

事たのみ入存候、

ん事、なんきたるへく候はい、米を拝領仕候へく候、

一今度は上落仕候て、 一家を一とりたつる事、所

詮面々貴方様の御合力をあき申候、内々此事も御

四九九

官力

ひそかに、御ひろうあるへく候、一相良近江守九州惣

仍宇土河尻

奉行之事、吉野より蒙」仰候由淇聞候、

に罷越候てなる、定而合戰あるへく候歟とて、公

方様には御陣の事、無心事に被仰候、雖然貴

方様の事、如此無二之儀に候て御座候間、子細候は

し、愚身在國之時も、御意通委承候間、今程の凶徒、

もてあつかはるましく候よし申候、然にさては御

やすく候よし、公方にも内々御かんにて候、かまへ

てく、一”ちうさく候て、彌御めひはうあるへく

、ふん御代官を仕候へく候よし申入候き、於と今」心

○阿曽文書に、便宜悦令」申候、抑上洛之後、不便宜中にさしはさみ候間、何事にて候とも、くはしく御

みの入道

二通載せたり其末に載

ば後龜山天皇は流石に御兄弟の御中とてこの勅書を賜ひて御し

ありつらんと思ふなりされば武朝等が事も此の弘和二年比より追

々に認するものあり後将軍宮までも同しく悪しさまに奏せしかば

勅使も下向ありて共の虚實を按檢し給ふことになりつらんと思ふ

なりきて共の近年阿黨のとは誰なるか傍證なきを以て知るべか

らずほ後考を俟つ

得候て、不入候條、背本意」存候、京都へ御申

陸しからぬことあるやうに思はるは彼の阿黨の輩後宮

訴せし結果にはあらずやまた良成親王は芳野殿に御哀訴ありしか

龜山天皇の將軍宮に賜ひたる勅書あり、裏書、勅書案、弘和二九

二十八到、委細之趣敬承候訖、抑御進退事、元來不存等閑候條、

定可 察歟、愚存之所及、具載兩度之候、 就共向後數事、可

欽慎候由被申候、先以本意候、文宣王宣、克己復禮、天下歸仁、

魏徵云、竭诚胡越爲一體、傲物骨肉爲行路、行路者英有省己之

者、人焉慶哉、殊可被勵精一也、大王之許否雖難測、於今度者可

被申、自今以後之是非、宜在于御行跡歟、 共間之子細、侍者定可

申哉、明不能委曲候也、八月十四日、この勅に大正とあるは懷良

親王の事にて親王の薨去前のことなり是れ前後將軍の間に御中

入條々、申沙汰仕候て、御安堵井當國南郡の事、落

居候間、態使者をかへし申候、近日舟の便宜ある

へくとて、共時を待申候、先案文を思身が書候

加判形を候て、兩通進申候、御案堵は兩御所の御

判にて候、南郡の事は、管領の御教書にて候、若此

御文字いるへく候はい、重承候て、御所の御判にて、

申さた仕候へく候、先此事は御ひろうあるましく候、

公方の御沙汰も、當御方の候事は、御忠たにことな

き事に候間、御申の事は、きんそくに御沙汰あるへ

く候よし、内々御意にて候、愚身も御在所にめされ

て、おの御ようかいとうの事、可」然所にて候よし

○阿蘇社領井社務職、因兩御代御下地等事、早

申上候程に、御安心事にはおほしめされて候間、御

大宮司惟村領掌、不可相違」之狀如」件、至德二年

めんほくのいたり、我々までも畏入候、何としても

八月五日、阿蘇三社大宮司殿、裏に、 正文は路無

九州の事は、貴方の御力にて、御沙汰あるへく候と

心元存候間、先案文に加判形」進申候、恐以自

まて申て候、内々御心得るべく候、一身の事は、

筆令申候、不可」有三御不審之儀」候、東風日本年は元中

元年に北朝至德

かいしく御用に立

以三面拜可三申入候ことく、

元年なり此に至徳二年の歌を舉けたるは如何○勤日原

入道聖信か に入るべしとあり然して同人が狀文中十二年に 申事はあるましく候、京都にて公方抔の事は、かい

せたるを今度に收入が〇聖信入道が九國より上洛せし事征西大將軍
宮譜卷十一

1

貪るへきいはれなしなと、宮へも申上られて、兩家

なから、削地の御沙汰あるへきに、内々は御治定あ

りしと見えたり、 それ故武朝らもたまりかねて、か

一同先祖以來、代々の忠功を書ついて、直に吉

野殿へ歎訴したりし也、 葉室か家の事、此中狀上

外には、其比の物ともにも、見えたることなけれは、

くはしく考ふるによしなし、いつ比より、肥後國に

は來り住たりしにや、其事もさたかならねとも、修

理大夫善賢、承久に菊池隆定と共に、本院の御味方

に参りたるよしなれは、善賢か父の間に、介以下

の國司に任せられ下りしか、それより例の在國司に

なりて、菊池郡の内に所領を賜りて、菊池か縁者と

なりて、代々一族のことく、親しくしたるなるへし、

申狀に見えたる、吉宗善安か、 新しき一族なりしと

見ゆれとも、系岡を見されは、親疎の續きさたかな

らす、おもふに高善は、永弘安に、 武房と共に蒙

古を防きたりし人なれは、博多にて討死せし折は、

年の程も、七十に除りてそ有つらんとおもへは、吉

宗は其子にて、親善か父なるへし、善安は親善か兄

弟の中にてもありしなるへし、

四九七

御爲めに辯疏したる詞なること明らかなり我が身の宮ののみ

の歎訴に何ぞ斯く宮の御事迄記述する要あら 又五條文書に後

等了俊が下向せし以来遥かに宮方を抜きて將軍方へ参りたるもの

共が吉野殿へ讒訴したるやうに云へるは然らず若し宮方を抜きし

のならば京都の命をこそ受くへけれ何ぞ吉野殿に訴ふる要あら

ん是れ 刀を抜きたるもの所にあらずして近来宮方へ歸順せ

し

讒訴せしなり武朝中に何被閣當家三百餘歳忠義、被

賞近年奉公阿黨之所望乎、 と明記せる此近年奉公阿黨とあるも

こもが云々、吉野殿に讒訴したるものなりまた阿黨のが武朝等

を排斥せんと謀りしことは今遽かに起りしことにあらず弘和二年

にも其の事見えたり同申狀に一族以下扶持人等、受彼朋黨之語、
籠守山之要害、擬黜武朝之、不廻時日、自馳向合追落果、是則
雖爲私計策、偏所存公平也、とあるにて覺るへしこの一族
も宮方を抜きて凶徒に加はりしにあらで武朝をす
也故に宮方の爲めに朝敵を討すといはずして雖爲私計策偏所存公
平也といへるは全く私闘の如くなれども是亦全く私一身の怨恨
あらず奉公の爲めといへるにて其の常時の情を察すべし依りて先
には菊池一族等近來宮方へ歸順せしも共に煽動せられて兵を起
しゝが忽ち武朝親善に討破られしかは今度は阿黨の手を続じて
芳野殿に讒訴せしなるべし共の口實とする所果して如何は知りか
たけれども強ひて試にいはゞ近年武朝が武蔵振はずす俊に菊池の
本據を破られ南方へ其の鋒を避け進みて之を撃退する能はず僅か
に防禦せる情なるによりて了俊輩と密約して宮方に抜く抔と申
立てたるにはあらすやまた彼阿黨のは武朝親善を提訴するのみ
ならず後征西将軍宮の事をも讒訴したらんと思ふことあり武朝申
狀に将軍宮御事、被受正平之勅裁、故大王御代官、年來被積勞
御理迎無相違上者、勅裁豈可亘餘儀乎、とあるは是

本書に武朝親善か申を捧げて熟訴したりしは常の宮方

我が見たる申釈には親善とありしこと前にいひし如

、それを募りて、恩賞を

、迴

も、間、於w蜷打陣 俞 討死̏ 欗㎝鉿辯帔吐－崃能天授四|信用南方吒、菊池葉室5办、近比其忠功之募5申

善賢、及菊池隆定、不敢與 東夷隨、勅勵 戰功,因時日 馳向、悉介 追落 記、然處何故被、捨 代々三百

、茲爲 平義時被」沒倒本領,訖、文永弘安年中、蒙古一餘歳之忠義、忽被」沒 收懸命之領知 事、歎息有、餘、

收懸命之領知·事、歎息有、餘

逆賊兩度襲 來日本 之時、高善武房、勵 勇於戰場、空沈 紅淚、越述盡忠之事實所」希:本領之安堵 仍

傳』名於異域後醍醐帝御宇、元弘三年正月十五日、 如、件、弘和四年七月四日、葉室左近將監清原親善、

高善 與 菊池 寂阿, 同心、奉 勅定、同年三月十三 武朝親善等办申狀、前事件追5元、引出 し置充札

日、發 向博多? 平英時寂阿父子、高善一族百三十 とも、こゝにまた全篇を出して、二人か中の大意

騎遂戰死?建武二年、尊氏直義叛逆之時、武重吉宗 JLOイ 七寸石也、武朝办 狀、今度勅使如」被

令 上洛 拔 忠戰?其後曾氏下 向筑紫 之時,在國之」,申』將軍宮、當家之 忠功不､可以過元弘 忠士 歟、因

一族等、菊池武敏、討 少貳妙恵,且於多々良濱、顯 ､茲難､被､閣 群黨愬 云夕上南礼体、近年 當國の宮

戰功、去文中年中、今川真世、仲秋等、寄 來肥州 之一方、了俊办下向せL後、汇办!宮方它叛3、將

了俊か下向せし後、にはかに宮方を抜きて、

時、數 防戰殊於"水島鄉、､追落貞世仲秋等、| 軍方八叁5ㇵ石の共、武朝親善等武功申掠、

然後武朝親善奉」屬將軍宮」在陣肥前面處、今川 内々住將軍方仁心它加上仗寸灰老、吉野殿<讒訴

内々は将軍方に心をかよはすなと、吉野殿へ讒訴に

貞世、又相 率松浦以下7打 出博多 之際,肥後守護「及UL故、今度勅使之下机汇、其實否材校撿L

代武國、武元、善安、遂 爭戰、 追落訖、其後貞 方力石時、ZNL亡、亦勅使!L付3、武朝

世、仲秋、大内、大友、卒豐前豐後勢 發向 之 方办事、南LNL申入ㇵ5L故、勅使其訴它

らか事を、あしさまに申入たりし故、勅使も共訴を

年、今川一族少貳、大友、大内兄弟、以 數千騎、寄

來肥後 之間、於託麼原 蓤合戰得勝利、弘和二

年、奉 將軍宮發體後之間、武朝親善等之一

族、忽企 叛逆、楯 籠守山城、此故武朝親善、不彼等か家にての忠功といふは、元弘に寂阿高善

らか、博多にて討死はかりこそ、忠功ともいふくち

れ、それより以後の事は、たま戰功ありといへ

とも、臣下當然の奉公なり征西大將軍宮譜卷十一

四九五

令 早世 之間、武朝自三十二歳之時令」參 勤筑州者也、加」之元弘以後者、以 當家武略、致 九州每度

大王御守 父祖行跡從¸¸荷擔鎮西御大事 以 之合戰至于今相 支了俊多勢陣 畢、就中自元弘

來者、父中之比、了俊寄 來肥後 之時、數月勵 防戰」三年至今稔弘和四年 者、五十二年之星霜也、此間

武畧、於"水島陳、成了俊追落之功、鎮西致 兩度之靜」正平十三年以後廿七年者、顯興入道紹覺、憑 武光以

謚,訖、其刻武朝奉」屬將軍宮」在陣肥前國府、 來之武功、 居住當家分國 之上者、功勳之次第、

』諸方計策 之處、今川仲秋相 率松浦以下之凶徒打"皆宜 存知 者也,然則就 忠之淺深可」有 御成敗

出博多,之間、指遣肥後國守護代武國、嶢致 大綱者´何被 閣 當家代々三百餘歳忠義、被」賞 近年公

合戰、追 散仲秋,畢、又大内義弘、豐前豐後兩國之凶」阿黨之所-望乎、亦任 理非可」有御沙汰 者也、將

徒相共罷出之間、於 蜷打陣致 合戰、武光舍弟武義軍宮御事、被､受王正平之勅裁ń爲 故大王御代官、年來

入道自關井 武安 討死 畢、然而後了俊一類、大友、 被積 勞功、御理 運無 相違上者、勅裁豈可,亘餘

少貳大内兄弟數千騎寄 來肥後國之間於託瘞原、

11

11

11

度々合戰?令」護 持遠近之官軍,訖、興國以後者、武

向御旗下凶徒 退散 畢、弘和二

宮軍、少々依､馳

光奉」成 故大王入御、最初於八代城自令」對 治一 年之比者、武朝守 叡旨,奉仕將軍宮,之間、一族以下

色入道々猷父子,之後、申 沙汰大小籌策7､服 大友

彼朋黨之語歌楯 籠守山之要害、擬 黜

扶持人等、受

貳等於御方八十餘年之陣、鎮西一統之大功者也武 武朝之條´不､廻時日 自馳向、 追落,畢、是則雖

政者介 相 承彼忠功致度々合戰運 種々計略 時

公平 也、且度4勅使被 見知

､爲私計策、偏所」存

乎´仍言上如､件、弘和四年七月日、藤原武朝、

儀

天授四年九月、武朝十六歳之時、任 運於天道、 命 葉室左近將監清原親善申狀、竊按 當家系譜、仁王四

於公義 雖¸爲 無勢、馳 入多勢陣、抽 戰伐之勇力、 十代、天武天皇第四皇子、余人親王五代孫、右大臣清

族以下銳卒數十人 討死自身被 疵攻戰最中將軍「原眞人正高、後胤四位宰相正通至 親善,五十九代、

宮有出陣、而被､馳 向了俊、及 御合戰」之間、散在之奉 仕朝家、專抚 忠誠、就」中承久年中 祖 修理大夫

新恩地にて、一族等に支配せし處也、しかるを惟村、 彼沒倒畢、文永弘安兩度蒙古襲來之時者、高夙武房

惟時か二の舞して、はやく宮方を抜きて、下座郡も 勇敢於職場、施佳名於異朝、既抽日本之爲日本」

押領したりし故、闘所地として、頼治へ賜はりしな 之大功-之山、顯天下之謌謠黒、後醍醐天皇御時、

るへし、合田前に見えたり、榊崎庄は、先年惟村か、 元弘三年、曾祖父武時入道寂阿、忝奉勅詔、同三月

いまた惟里といひし時、奉書名字の料に申賜はりし 三日打入凶徒將不英時之陣、父子一族以下無」所」殘

所なる故、是も下座郡の例にて、所地として、下さ 介討死畢、然者元弘一統之頃、義貞正成長年介出

れしなるへし、右の三通の旨、いつれも年を開き 仕之日、如正成言上者、元弘忠烈者勞功之輩雖

れたれとも、みな故御所の御遺命を奉せられたる 惟多、何存身命者也、獨依勅定墜三一命者、武時

ことなれは、今年の物と定めてこゝには出したる也、 入道也、忠厚尤爲第一歟云云、此條達欲聽,之由、

●菊池右京權大夫武朝申代々定業之事、右今度勅使 世以無 其隱世者也、建武二年、尊氏謀叛以來者、武

如」被申將軍宮」者、當家之忠功者、不可過三元弘 重介穆洛、直献忠勤之間、震翰以下御咸、特絕比

忠士」歟、因」茲難被閣黨云々、謹検當家忠 類者也、於鎮西、在國之一族等、致妙惠誅伐

貞之案內、中關白道隆四代後胤、大凧大夫將監則隆 之功、尊氏下向之時、於多々良濱合戰、勵武節畢、

後三條院御宇延久年中、始而從下向菊池郡以降、 延元中、武重下向之後者致度々合職、蒙都鄙之善

至武朝十七代、不真三凶徒奉仕朝家者也、然壽 譽」、厥后武士介」彼武名、腕廻肥後筑後、致

奉守劍璽受･安德 天皇之勅命、數 年鬪 忠勇、嫡子

隆長、三男秀直以下數亞致」命舉、後鳥羽院御代、承

合戰之時、先襧能隆爲三大番役、依」進器叔父兩人、

院宣進職、就」夫當家本領數箇所、爲三平義時

六四年永元曆之比、巽凧肥後守隆直、不興東夷等之逆謀、

のものにはあらざるべし前征西

將官は弘和三年に薨去ありて筑前下座郡は、惟時か元弘の

れたる。

月日同人奉也、 肥後文獻叢書四九四

第六巻

知行不可有相違」之由、佐」仰執逹如件、肥帝國

神崎上八鄕事、任故御所御沙汰之旨、知行不可」

相違:候由、依 仰執達如」件、右二通共に、前令旨同

旨一書に弘和四年三月

入あり故に今年に 四九三

五條

征西大將軍宮譜卷十一

上野國利根庄、越後國紙屋庄、美濃國仲村庄、伊勢囡塔世御厨北|之旨、知行不可以有:相違候由、依 仰執達如、件、三

方、豐後國守護職、同國在國司職、同檢非違使惣追捕使職、同税一月十二日、左少將奉花押、謹上、五條左馬頭殿、○筑

所職、同國直入鄕、同國諸方庄、同國花隈鄕、同國笠和鄕、同國

々散在所領所職等 事、相摸國 大 友庄、同 國三浦長坂鄕、

三年十月七日、○親世當|文書○筑前國下座郡阿蘇一族等事任 故御所御沙汰

杤網鄕牛分、同國內梨子烟、同國山香邪、同鄕立石村付鬼丸名、同一後國河北庄內合田一族跡事、任 故御所御沙汰之旨、

改元依革命也

佐賀關井一尺屋、同國下郡

號判田鄉、同國寶滿寺、同國野田村、同國鶴見村、同國草地庄、

同國田原別府半分、同國狹間村半分北方、同國六郎丸、同國都

庄半分、同國阿南庄甲斐田村、同國泉名、同國永野村、同國

府村、同國高田庄、同國武藏鄉重藤名付久吉名、同國安岐鄉

村、同國八坂本庄若富名、同國由布院、並柳洒、久里、塚原、

、天間、荒木、山崎、石松、貞城、同國玖珠郡綾村、同國

尼新庄、同國日田郡竹田別府半分、同國大野庄上村半分、同庄堀

池名、同國大佐井鄉、同國光吉村、同國戶次在切畑名、同國小仲

名、同國丹生 田村、同國八坂下庄歲田村、同國駄原村、同國柴

山村、筑前國香椎社領付諸鄉、同國須々原異國警固要害所、同國

怡土庄、筑後國三潴庄半分、同國鷹 別府、同國岩方村、肥後國

牟田庄、同國千田庄、同國光永吉納新開、同山本庄、同國健

軍庄、同國合志庄、同國下鎮島、菊池武光兄弟并庶子跡各参、同

國關入道跡生葉庄替地、同國伊 庄同前北方、肥前國佐留志村同

前、同國高木東西同前、同國伊佐早郡内宇木小次郎、宗像八郎、

長野跡同前、日向國守護職、同國宮崎庄、豐前國山鹿西鄉、同國

光成名八町、肥前國財部村、鎌倉龜谷藤谷敷地一所、京都佐女牛

大和大路屋地六所、同大谷二午所曩祖宿所地、以上、右注文如

件、永德三年七月十八日、按當時右の國々の内仁宮方占足利黨

大牙錯して居たるべく故に列記せる内には有名無實の箇所

もありつらんと思へども赤大友家の勢力想察するに足る

補任四

日本年滿命じて大友親世に共父氏時の封を襲かしめしことあ

頜安堵の令旨一品式部卯親Eの仰上て賜ÖL事丿丶 の二

また同人にひしものなるし乙は即ち惟政なり」

國臼杵庄、同國丹生庄、同國佐賀鄉付此、悉､之以｣狀、弘和三年十一月四日、左中將、花押阿

蘇大宮司殿、

あふはり

東風日阿蘇惟武天按三年汇歿せL後共子乙烝汇大宮司職井國々所

な

松2C本領新恩地等地行不可有 相違者、天氣如

字を朱書して疑を存せり執か是

也、仍豐前國三雲三郎跡、同國別府種北跡事爲料

所可以被 知行之山、依 將軍宮仰、執達如､件、弘和

三年七月十三日、左中將花押、阿蘇大宮司殿、社跑陸中

三雲別府しられず、初宮方したるか、近比御敵とな

りたる故、闕所地となりたるなるべし、東風旧九州史料

附記していく此の宇阿蘇家譜には北

如從忠節次第、尤以神妙、自今以後、殊所」被 憑思食,

南V

代清有、……九代久清、文和二年癸巳八月一日、受父濤有之讓云

々、永徳三年 六月二日不祿、法名遠山成久居士、———清平、建

德二年辛亥八月十日、受父久满之讓云々、占に作料大火の勢力の察
せらるるものあれば繁雑を厭はす左に記載

す

友文書、花押、本領新恩所「相副注文」事、任相傳、 元中元年甲子

北朝至德元年1改元

大友式部丞親世可令領堂之狀如件、永德尋常のならんには、御太刀
に御用を欠

を正

條家譜考

しにつきて、後將軍宮と共に、故大王の御在所に参

りてありしか、凶徒黑木に寄たること聞ぇしかは、

御前より直に馳向ひて、黒木に力を合ししなるへし

されは頼治か、御在所よ 原書内徒黑木,上書入

ひなどするをも、沙汰

するといひたること

く、この申沙汰も、

頼治か黒木に後詰した

ることをいひたるなり

前に、いくさの手つか

り直に馳向たる故、下向

とはかれたるなり、御

ハンミャクのハンミヤ

クは、いかなることも

しらねとも、一定此太刀

の字なるへく覺ゆるなり

さはいヘンミャクといふことは、何の義とも解し

かたけれとも、ハンミャクのミは、シの字をあしく

かきなしたるにて、菊池郡の中に、般閣玖といふ所

あり、此太刀そこにて、功名のことありし故、地名

をとりて、太刀の字としたるにはあらぬか、縦風旧五

誰に載せたる文書にはハツだけ此太刀ンミャク、五條の

家の重代の高名の物なりしを、前にも一度は、宮の

御覧にも入れたりしを、今度御用の事あり借召し

故、頼治か家人に持せて、御在所へさし上しなるへ

し、さて此比日大隅に在りて久しく勇をひし彩久満死せり同氏系岡に八

親行打死、五男三郎同上、五人の子四人まて戰死せしは武門の習

とはい洵に懐の情に堪へきるものあり

父討死、二男兵庫助氏重同兄、三男廣行家を嗣き、四男

守とは相良定頼の長男前にて肥後守とは菊池武朝なり前穎は夙

に北朝方にて展宮方と戦ひ又天援二年今川満続か貞世の命を受け

九州南方へ進軍せし時前頼東道主人となりて共に日向へ進出せ

し事ありしに今如何なる山ありてか宮方に帰順したるなり

日小代文書、花押、 下小代左近将監、法師法名宗清、可令早領
知肥後國野原庄地頭職事、右任相傳之旨、可領堂之狀如件、永徳三
年五月十二日、○於九州致忠之上、子息秋重氏重等討死之由、今
河伊像入道了俊所注申也、尤所被感思食之也、依仰執達如件、永
徳三年五月十二日、左衛門佐判、小代左近入道殿、按小代家系圖
に左近将監重政法名宗清とあり此の重政の子五人、長男新左衛門
東風口、相良文書、可馳參之山、被聞食了、尤以神妙、仍玖麻
郡内、弁莖北庄之事領堂、 不可有相遊者、依征西将軍宮仰、執達
如件、弘和三年四月十四日、左中將例、相良近江守舘、 ○肥後國
玖麻郡内、同草北庄事、任令旨之旨、不可有知行相違者也、仍執
如件、弘和三年四月十四日、肥後守、相良近江守殿、接近

かるべきことしては、おはしまさしりつらんに、か
く頼治か太刀を、御借用ありしは、故宮の御喪服の
折からにて、宮の御はかせは、いつれも飾太刀やう
の物はかりにて、御喪儀になと思ひらるへき、黑造
の太刀とてはなかりしかは、頼治か太刀は、飾太刀
にはあらて、黑造なりし故、御喪儀の御用にせられ

んため、しばらく御借用ありしにもあるへし

武家に降らすして居たり

しか、其子の兼朝か時、初

て将軍方に歸順したりし

かとも、家は猶ほ榮え行

きて、武威は却て、父の

時よりも盛りなりしこと

なれは、良宗か實懐良の

御子にて、武光か妹のは

らならんには、後の宮も、

御はらからにひとしき御

間なれは、うとくしく、

いかて除所には見過し給

ふへき、ことに武朝か忠

誠にては、かならずいつ

きかしつき、掌中の玉の

ことくにこそ、もてなし

まゐらせ、御成長のうへにて、公に申て副将軍にこそな しまねらすへけれ、しかるを宗良、何を

人ありて、太平記に見えたる、主の高時か、嫡子相摸太郎をはかりて討せたる、五大院右衛門尉宗繁、また宮方にては、建武記奥州引付頭人の一番の中に、五大院兵衛二郎といふ人見えたれは、島津家の五大院は、一定右衛門尉、兵衛二郎か後にて、ありつらんと思

ふなり、それか後、宗
繁か子孫なりなと、人
にいやしめられんこと
をはかりて、おほけ
なくも、懐良親王の御
子孫といひて、かしこ
も芳野帝の御諡を取
りて、名字とはしたる
いつれの家にも、いく
らもさるためしおほか
ることなれとも、これ
らはまた、ものくるほ
しきはかりにきこえた
る、ちょつれことにて
こそから民間にさすらひ、ふ
かく身をかくしておはし
けん、いと心ぇかたき事

ならすや、此事もとより

かく辯するもをこかまし

きことのやうなれとも、

日本史の、懐良傳を、此

後醍院系闘を引て、かきおきたれは、世の人のさと

らて、實事ならんと誤したいめんことをも目をしく、

後まてかいる偺安の説を憚から

また後醍院が家の、

て、いつまでも世の人を欺きはたさんことも、にく

ましけれは、くた!しくうるさくも聞ゆへけれ

置くことにな

とも、事の因みに、かくまては辯し

ん、さて本文の、徒黑木に打寄候處に、則御下向

云々とは、黑木は前に見えたる、黑木西智が住所に

て、此比は西智か子なるにや、定善といふ人、黑木

の常主なり、黑木は筑後國上妻郡の地にて、五條か

居城矢部大淵に近き所也、此狀々主も宛所も、開け

て見えされとも、状の趣、頼治比は宮の御事あり

四九一

ありけれ、

恐れ憚らせ給ひて、われ

ならん、かいることは、

聞寺ト越前二ヶ所

されは懐良親王の御墓といふ物、八代の悟眞寺、盆

城の水越、筑後の草野、豊前の寒宿の雲雀の床、豊

肥後

求聞寺の神牌なとも、此系圖を書比、寺借らか相

義りて、同時に作り置きたる物なることしるかり、

肥後文獻叢書第六巻

後の日田の高瀬村なと、おのれか聞知る所も、

六ヶ所まてあれは、九國の中には、かきさかしたら

は、猶いくらもあるへけれとも、それとても、大か

たみな僞塚はかりにて、真實の御墓所は、とてもさ

たかにはしられるへし、東風日維新後考数の末肥後八代

明治十

廿五日 宮内省より指定せられ

き祀らる予亦

霄松丸幼少之時、父親王沒、而蟄居民間饿故無〃由

昇進、無官無位也、且無三元服之沙汰童形而迄年月、

到晩年 ı 自加」冠、號後醍院越後守源良宗、良懷親王

將軍時、忝賜錦御旗其紋以金銀表日

奉征西

月、故淮之而以三白餅爲三旗幕之紋と見えたるは、

ことにはなはたしき、偽安の説にて、親王の御没後、

民間に蟄居したまひしな 朱書入

といふことは、無下に共

蛇には略す此宮初て、延元々年に九國に御下向ありし

より、弘和三年にいたるまで、四十八年の間、戰爭 北の事をしらぬものい、

割據の間に、人とならせ給ひて、一旦は九國一統に、

ひ出したることにて、

打静め給ひたりしかとも、時運やよからさりけん、

親王世になくなり給ひつ

九國また宮方をそむくもの多くなりしかば、つひに れとも、後の将軍宮、其

恢復の御志を、遂けられさりしこと、口をしなと申

九國

御跡を相績ありて、

すも、中々それたにあるに、かくしも、多年勤王の の成敗をつかさとらせ給

御功勞を盡されなから、例なき御名、跡の御しる ひし事、十餘年に及へり、

しさへ、世にしれず成りたるは、ひと あさまし 其上菊池の家を、武朝父

く、なけかはしき事のかきりなるへし、また後醍院の業をおとさすして、

系圖に、此宮の御子良宗と申しおはせしを、其家の南北御一統の後まて、

名のる人、當時の物に、

所々見えたり、則件の

後醍院なるを、後には
かく安く、書加へたる
なるへくもおほゆれと
も、思ふに彼の五大院
は、鎌倉の比、京にも
鎌倉にも、五大院家の

11

島津の家人に、義久朝

また此後醍院といふは

臣の比より、五大院と

始祖として、御名の下に、 松丸、越後守、號 後醍

院貞治二年癸卯生、母菊池肥後守武重女、 武光妹、

其刀もまた陋也、石岡の傍に、石燈籠二有り、

懐良親王の傳には、其終る所をしらす、相傳八代小

野にて薨、そこに葬と、大日本史にいへり、また豊

前國中津の東、寒宿といふ所に、大なる墳ありて、

征西將軍宮の墳といへり、此所を雲雀の床といぶ

宮の御歌に、雲井にものぼるへきみのさはなくて雲

雀の床に音をのみそなく、 とぶたまひて、薨し給へ

りといへり、また土俗の説に、普聞寺より六七町東

の山中に、越前といふ所あり、此所尊體を埋めし所にて、普聞寺は、石塔のみなりといへり、共所に行きて見人に聞けは、老松二三株生ひたり、則所也といふよし、筑前長者原の戰に、御身数ヶ所の疵を負ひ給ひし故、其比薨し給しなるべし、しかれとも其所ならす、或は越前といひし山伏の塚なりともいへり、と見えたり、 この求聞寺の石塔神牌なとの事を、近比親しく行きて見る人の、かきし物に、右の石塔と神牌との闘を出したるを見るに、大かた右のい所にたかはされとも、神牌の銘、吉野大子霊位とはなくして、覺位とかけり、今一なるも、上梵文字を書きて、夢童子往生と見え、牌後に、時慶長十七年丙午四月七日と見えたり、されは此石塔も、彼千光寺の石塔のたくひにて、誰か墓なりしとも知れさるを、後に征西将軍の御墓ならんなといふ人あるより、思ひつきて、神牌なと作りもうけて、吉野大千なと、あらぬことをかきて、おほめかした

るにて、是またいふにたらぬ、安作の説なるをや、

また其寺のありし高瀬村の庄屋佐左衛門が、家系圖

を寫して出したるに、此家日田氏の後にて、先祖

郎大夫俊鑑といふ名の下に、正慶二年冬十月生、應

永十九年秋七月七十六歳、先帝後醍醐天皇第九、

吉野大子懐良親王、號征西將軍、和四年八月廿日、

於當家御他堺、と見えたり、此俊鑑が頑父を、豊

後守永俊、曾祖父日田大藏大夫永平、と見えて、二

なから、たしかに生卒の年月をしるして、永平は

賓治三年九月生、 正和元年二月卒、永俊は建仁二年

五月生、貞和三年十月卒なと見えたれども、日田氏

系岡に握るに、永平といふは、五郎大夫と稱して、

仁平保元比の人なり、永俊は永平か孫にて、四郎と

いひ、父を二郎永秀といひて、父子共鎌倉三代の比

の人なれば、此系岡の偽造なることはさらにて、 件

はかけそこねて、かた計のこりたるに、共石柱の三

面に、衣冠したる人の像をゑり付けて、其正面なるを、宮の御像といひ、左右なるは、 近侍の人の像なるよし、いひ傳へたるを、またいつの比にか、小堂を一宇建立して、件の三像を、木にささみうつして、其堂中に安置し、將軍堂とも、将軍ともいへりとそ、されともこいにしも、宮をかくしたてまつらんも、おほつかなきことなれは、例の後の安りことなるへし、但此村は、甲佐嶽の北麓にて、惟澄か住所も、このあたりなりつらんと、おほしき事もあれは、くたんの將軍の御墓といふは、もし惟澄か墓碣ならんもしりかたけれとも、其實はさたかならす、また近國にも、宮の御墓といひ傳へたる、所々にありて、筑後の山本郡草野村の千光寺に、古き五輪塔の、同かたなる三つありて、一はや、高所にありて、二つは少々前の方の、卑き所の左右に立置きたり、三なから正面のかたに、 一圓相を彫りて、其下に梵字あり、いつれも左右に、文字ありしとは見えたれと

も、すべて頑滅して、さたかならず、左のかたに、
文字のかた、やわかりて、久叟尊長禪定、永正十三

年八月念五日、と見えたり、されはこの墓とも、三ッ
なから、仁以後のものなるへけれは、宮の御墓と
したるは、後の寺僧らか、偽造の謝なるへし、しか
るに此寺に、また宮の神牌ありて、故一品式部卿征
西大将軍悟真大禪定門霊位、とありて、年々三月十
八日には、寺僧より香火を供し、廻向したてま
つるよしいへり、されと此牌、八代の悟眞寺なと
の説を聞き、右の古石塔あるにあはせて、いと近
き比に、作りまうけたる事なるへし、また豊後の日
田森春樹といふもの書きたる、龍山抄と云物に、
西高瀬村の普聞寺の林間に、征西将軍の墓と云傳ふ
る、古き石塔二基ありて、やゝ大なり、二ともに表
に、梵文三字あるのみにて、餘には文字なし、凡庸
の墓とは見えす、此將軍宮は、懐良親王か、又は鎮

西宮良成親王か、或は世良親王か、といふ人あれと

も、其實はしられず、誰人の建てしといふ事も停は

らす、此廢寺、昔は大地なりしょし、其盛りなりし

時、求聞寺としたりしと見えて、今いさいかなる

草庵をとゝめしか、甚しくなる位牌有り、甚麁拙

なる文字にて、 求聞寺殿開基吉野大子靈位と彫て、

登霞後醍醐天皇、選化靈照院禪定、と並へしるし

て、牌陰に、延元四年八月十六日崩、正平六年三月

り、日毗に云ふ所と同様の妙見社の別宿

甘九日入滅とあり、 何か神宮寺にあり今神宮寺は廃寺と

練を八代の件の霊照院と中は、いかなる御方なる

にや、たしかならぬやうなれとも、牌面にかく、天

皇と御法號とを、併へしるしたれは、此禪定尼は、

征西將軍宮の御母、中宮宣旨、元弘にはやく御かさ

りをおろされて、尼となり給ひしこと見えたれは、

共人なることは、うつなかるべし、しかるに件の靈

牌の、此寺にしも博水しことをおもへは、懐良親王、

御考姓の御ためにに、安の比、此寺を御建立ありし

とせんは、また深くしひたることともいはねとも、

もし實に宮の御建立の寺ならんには、宮は肥後國に

ては、ひさしく菊池にこそ、はせ給ひつれは、御

考の御爲に、一寺を御建立あらんには、かならず

菊池にこそ、さる御構もあるへし、また菊池の五山

なといひて、當時よりさるへき寺とも多かりしかは、

新らたに御寺を御建立なくとも、御考の霊牌を、

五山の中に設おかれたらんは、いよ!~便宜の御事

なるへきを、しからずして、御在所よりは、ほと遠

き八代にしも、御建立ありて、霊牌までも、そこに

おかせられしといはんは、事のさま、今よりはいと

心えかたきことならすや、されはおもふに、八代は

正平の比より、伯耆顯興か知行してありしうへに、

中院義定卿も、入道の後まて、八代に居たまひて、

顯興か一族の長榮を、養子とまてし給ひし程の事な

義定卿と顯興と相

りしかは、件の寺は、應安の比

謀て、先帝の御爲に建立して、宮の御考の霊牌を

も設けて、御菩提をとふらひたてまつりたるにてそ、

あるへくおほゆる也、されはかく其比より、件靈牌

の、此寺にいますより、後には其建立のよしも、建

宮の御建立などと心

立の檀越の名も、博へ失いて、

えあやまりたるうへに、後には宮の御墓所なといふ

ことまて、作りそへていひ博へたる、後の人のさか

しらことなるへし、さはいへ宮のまことの御墓所は、

いつくなるか、さたかならず、八代の外にも、肥後

國にては、益城郡水越村に、征西将軍の御墓といふ

所ありて、古き墓碣あり、そこのさまを聞くに、 件

の村の山ひの小高き所に、五輪のかたにもあらす、

四角なる石柱を立たる上に、笠石を置たるか、笠石

に、正平の末には、博多にもしばらくおはしましい
さまに見えたれとも、そはしばらくの御事なりしう
へに、御在所もいつくなりけん、 さたかならず、さ
て近比は、また前に見えたることとく、玉名の請村に
おはしまししと見えたれは、八代にて薨去の説は、
いとおほつかなし、されとも八代にて、御世ををへ
られしといふことは、はやくより世にも、ひ傅へ
たる事と見えて、後醍院系図に、上畧、文中三年甲寅
之秋、武政降武家故親王没落菊池身於山林
待時之至雖然武家之權、日盛月昌、南朝之威、日
衰月微也、故不｣得再興、有若｣ 無迄年月、終於肥後
國八代郡小野郷、即小野 東谷建立一宇號悟眞寺、
と見えたり、すべて後醍院系図といふは、もとより
偽造妄撰の物にて、其事はまへにも、少々辯し置
れとも、さし當りて、今の文中三年の秋、武政が武
家に降るより、宮は菊池を出させ給ひて、山林に御身

をかくして、おはしまししなといふことは、跡かた

なき妄説にて、そは前に擧けたる文書ともを見て、S

はすともしるかるへきをや、されとも小野にてかく

れさせ給ひしといひ、そこに悟眞寺といふを建立せ

肥後文獻叢書第六巻

の百日は月大原の李芳なりしともいひて、いつれもたしかなら

志永十年八

されとも、寺の内に開山字芳墓ありて、應永十

月廿八日示寂と、しるしたれは、 永山の和月見初に李芳が創立したりといふは、實説なるべく思ふ

なり、此寺に後醍醐天皇の霊牌とてあるに、牌面に、

なり

の檀那は誰なりしか、たしかならねども、應永の

しのし八る山八ら

あ

と又

石碑も當年の

切りら詣

残しにあらて

悟

も日忌目

のく

應永

て之を吊ふ

越前へ往

示現開

正面

石

東風日予悟眞寺に

さ

今は小向き所とふべからずこはいつ北より、しか世にい

ひはやしけん、悟眞寺は、八代郡高田手永宮地村と

いぶ山の麓、妙見中宮の境内にあり、寺説には、延

文年中、征西將軍宮の御建立といへとも、一説には

また應安二年、菊池武政か建立にて、開基の僧は、

下りて中宮川へ至る間にあり

なといふこと、小野も昔は八代郡の内にて、悟眞

寺も八代の麓山にあれは、此系岡を書きし人も、世

にさる傳へのあるを聞きて、深くも考へす、 系岡に

も書出したるなるへし、しかるに麓山の悟眞寺のあ

たり近き所に、すこし小高さ處ある、征西將軍の御

墓とて、近比は石のくきぬきをたて廻し、石の燈籠

などまでたてるよし聞け、北の方、坂を少し

勤日今御慕と云へるは悟眞

思ひ、近國はさらにて、京畿の間まて、あまねく遺跡

をたつね、逸事を探りて、行在或間といふもの著した

南朝の御事跡、世にさたかならぬを、口をしきことに

おらめる 近比筑後の柳川に、 牧園進士といふ人、

當年のものには

あらざるなり

ばさりし咎はのかるへからす此の悟眞寺のは後世のもの

不顧無心、被借召候處、無相違」之條、爲」悦

候、先日御覽候へしよりも、 なを超過候、毎事

事、兎角中々無中計候とは、近間に、懷良親王

のかくれさせ給しことを申されたる趣に聞えたり、

此宮の薨去の事、亨齋か菊池悼記に、懷良親王系岡

とて出せるに、嘉慶二年三月十八日、葬于八代郡

麓山世稱前征西將軍と見えたれとも、嘉慶二年

は、南朝の元中五年に當りて、弘和三年よりは、六

年後の事にて、此狀のいふ所と、年月たかひたるう

へに、弘和四年にかきたる武朝申狀に、懷良の御事

を、故大王とかきたるにて、齋か系岡のは、例

の杜撰なることしかるへし、東順旧冷八代語眞寺に在る宮

御靈牌に表面常山開基

式部征西將軍 懷良親王悟眞 大禅定門裏面に嘉慶二年三月十八日亞

「あり れば亭齋は是に據りて記しいものなるべしされと

イ二之

イ二之

被仰三原候間、不一二候、四月十四日、」と

ありて、裏に弘和三四十七到來とあり、大御所の御

後原とたる古き過去帳の殘籍ありて、中に癸亥年三月

七日、征西將軍宮、醍醐院皇子とあるを見出したり

とて、予か同好の人に逢ひて、語りたりしを聞けり、

依て思ふに、癸亥年は、すなはち弘和三年にて、過

去帳のいふことく、宮の御事を、三月十七日の事と

すれは、件の四月十四日に、大御所之御事、兎角中

々無申計」とあるに、よく符合しておほゆれは、か

た(此宮のかくれさせ給ひし月日は、過去帳の説、

實をえたりと定むへきにや、また八代にて愛し給

ひて、麓山にかくしたてまつりしといへるも、おほ

つかなき事にて、此宮の八代におはしませしこと、

其北の物ともに所見なし、前にも追々いふことく、

肥後國へ入御の後は、菊池に御座ありしか、後には

大かたは、筑後にのみおはしましい故、志賀文書に

は、筑後宮と見え、武朝か申状には、筑州大王と見え

たる上に、御みつからかせ給し、高良山の御願文に

も、送居諸于高良山」とも見えたるをや、但し共間

四八五

いぶ古寺に、日府内のは考には高田とあり○東風

府内の南里にて

市内といひ

はり万壽寺と

軒

國代古签

り、それか豊後をうち廻りたるをり、府内の萬壽寺と

れ時書山城の説菊池隈部城にあらず

れりされど著者・

説本此あるひあ語論とたと由のよ

もへろの

山江南宇にい打所薫とせ年遺書以

當ばかはへ拂とのんし憾に後

いへ

居たらずいづ

せんとまでの

しすばるにホー

朝

同亦世上扎狀宮進者

それも奥も戻り

家の

開け

をなせろ思リ

豊後

親善

強敵を措きて

居在疑問

く 日

来等朝へ武し少の

になはかば朝さし強

て示況!

情況は予

合戦以後の

れ

城は、武重か時より、代々菊池か本城にて、當時も

たい隈部城といひて、守山の城といひたることなく、

また隈部の城山を、渡山といひて、守山といひたる

ことも聞えされは、かた~杜撰なることしるかる

へし、さて武朝か、此時守山城を追落して、たいちに

豊後に寄せたりしや、其事は雨状ともに、何ともい

はされは、其時は守山は追落したれとも、残黨ら

か事を、うしろめたくおもひて、豊後發向はやめた

りしにもあらんか、先の証燥原の合戦以後は、申狀

の趣にては何くにても、合戦なとありしことも見え

す、今川大友、其後はいつくにありしか、すべて此

間の事、諸家の文書とも、おほくは散失たりと見え

て、のこりたるはいとく稀なれは、考ふるによ

しなし、遺憾おほかること也、

補記したる如きものあり今之れを著

りさて去年菊池没落の後了俊は

はざてはを受ろしがふて

彼武思けべは此な

書時らにしるをにら此を闘訌擬はど武没。

あか後にし反も光浴

ずら後類武のをら善後合

らなにきにて私逆自親の

城詳た方の内とにれ

いい軍川れを策てき後

ありしか詳らか とのせ公武はじ滞すは陣し共儘越年

たてめを排斥せん

こも赤奉公

らんと思

凶徒黒木に打寄候噓に、則下向彼、申、沙汰之趣、尤

日出候、軍勢可」有三成敗事、申含宗弘候處也、將

御剣ハンミヤク持参候了、さしあたりて御用候間、

アリ

弘和三年癸亥

北朝永徳三年

五條文書に、大御所之事、兎角中々無中計」候

日出候處、伊久及合戰候間、無力可有御合力候由、申遣候處、早々御合力眞實候、日出世入候、若猶不退陳候者、重而可合力候上者、彌御手人々可被遣候、今は玄久御方之山申候へども、此の事如何様子細候哉、如此振舞候間、可加了簡候、の御事は、始中終これより合力申べく候間、可御心安候、今年中候、一途可申行候、恐々謹言、壬正月十八日、了俊花押、 翻寢殿、九州史料附記して曰く禰文書年號なけれども正月とあれば永徳二年の事なる明らかなりとさて鳥津國史に、永徳元年、是歳齡岳公(氏久)附北朝、とあれば氏久 伊久の貞世と和せしは昨年末のことなるべし

東風日島津氏久同伊久等久しく今川貞世と不和なりしがに和議

せが如し寢世錄正統系岡、薩州南方人々事、御方候間、

武時が隈部城を攻落されてあ

ことは知らざりしたり、 天下太平、九州静謐事、別面

可被抽懇新之由依、仰執逵如」件、弘和二年六

月一日、左少將邦忠、阿蘇山衆徒中、 於當

井山上宮可致″天下靜流御祈麟之由、可、被下

社井

知衆徒社司等者、天氣如此、悉之、歌、十二月十

九日、勘解由次官花押、阿蘇大宮司舘、勘解由次官

誰なるかしられず、

弘和二年綸旨

武朝申狀に、弘和二年之者、武潮守叡旨、奉仕將

弘和二年壬戌

北朝二年

月七日、了俊花押、禰殿、

月一日大隅国久島津の佐多氏の城を抜く後

書をへて功を賞す、源氏世録正統系岡に、佐多城御對治事、

共聞候、殊以目出候、別たる御忠にて候間、急に京都に可注進

此事今少取靜候、共方事、漣々可申合力候、何々御振舞感入

これよりわざと可攸、先承及候間、令申候、恐々謹言、

には遡りて武朝と書きしなり

改名せしならんされば此後の文書に武興の名見えす

武州中狀

と文意は同じく阿蘇家を深くみとする趣にて菊池家總たる人

のいふべき文言なりされば文中の々丸天授三年に至りて武興と

名乗りしなるべしさらば何時武朝と改名せしかといふにかの武興

とある小鹿島文書は當年認めたるものにて武州とかきし深江文書

はこれより三ヶ年後の至徳元年南朝の元中元年の書なりされば小

鹿島文書には當時現に稱へ居たる武興と書し深江文書は改名後の

武朝を以て前に遡りて書きしなるべし父武朝申を奉呈せしは明

後弘和四年の事なれば此の隈部落城後本年の末か年の初頭にか

熊耳城沒落、とあるは前の小文書に、二日夜、 隈部城菊池武

興以下内徒没落、とあると同じものにて熊耳隈部共に同所なるべ
し或は耳の字略して部とし草の耳の字に類するにより部を耳と
誤寫せしならんといふものもあれと菊池武光の墓碑ある正觀寺の
山號を熊耳山といへりさて此の正觀寺は菊池城の西南の麓にてか
る名を稱するを思へば元城山の所を熊耳山と稱へ居たるか
るべからずされば或は腰部ともいひ或は熊耳ともいかしなるべ
一は武興といひ一は武朝といふも理由あることにて本書を通覽
するに是より前武朝のは先つおく其外の文書には文中四年
に賀々丸といふ名見え天三年に至りて武興といふ名の見ゆる外
一つも武朝の名なしまた文中の賀々丸の釈と天授六年の武興の
日今茲六永德に、守山を菊池にあるよしいひたるより、後の菊池
の人澁江公正か、菊池風土記には、守山城を隈府城
ことして、今隈部の後の山を、昔は守山といひ
たるよしいへり、これは守山城に、菊池葉室らか一
族らも、稲籠りたりとある故、南郡の守山にはあら
しとおもひて、かくは附合していひたるにて、隈部

軍宮之間、一族以下扶持人等、 受彼朋之語、楯

籠守山之要害、擬」黜武朝之條、不」廻時日自馳

向、各介進落、是則」爲私計策、偏所」存・公平」

也、親善車駅に、弘和二年、奉將軍宮進 豊後之

間、武州親善之一族、忽企反逆、楯籠守山城、此故

武朝親善、不」廻時日向、悉介追落記、將軍

宮を奉して豊後へ向せんとしたるは、大友を御追

一族家人

間のためにてありし也、共頃菊池葉室か

共の中に、丁俊惟時らか語らひをうけて、御留守に

事を起さんと、守山城に檻籠しなり、守山は南郡の

守山にて、惟澄か申狀に、守山關所と見えたる所な

り、此菊池らか一族家人ともは、南郡の所領の間に

守山に要害すゑて、亂をお

散在したる者共なる故、

こさんとしたるなり、しかるに非澤亭齊か菊池軍記

東風日、本年

世同秋等池を攻落し遂に上盆城郡木山津

森を侵 しこと)小鹿島文書、橘大幡又四郎公安東軍忠

去自三月板井御陣参以來、同四月廿二日、城野仁對城被占時供奉

仕其後吾平河内、同城 之時御共、同六月十二日夜、隈

部城菊池武興以下凶徒沒落刻致宿近、同世六日、南郡至日留隈御

而宿直警固候之條、無其隱者歟然則爲備下賜御列、子々孫

弓箭龜鏡、粗言上如件

七月日、承了、花押、〇深堀

系岡證文記錄、肥前國彼杵 深堀高濱伊賀栖守時弘申軍忠事、右

去五月十日、驰参肥後, 御陣之處、同十二日、被攻菊池舘

城之間、於當城に致宿直之處、 十八日、被召隈部城攻陣之間、

夜致合戰之刻、同廿二日夜刻、武興已下内徒等、令沒落訖、

「日廿三日」、菊池染土城に、五郎御曹司御發向之間、新宮御所

退散訖、同廿六日、同國立田郡御陣御移之間、致宿直之處、同北

九日、南郡六箇庄御勢仕之間、龜山三郎合向参花、同八月六日、

龜崎城之時御共仕訖、同九月十三日、腰尾城取之時御共仕、五

日之間” 區訖、然早下賜御判、彌爲成弓箭之軍忠、粗言上如

件、永德元年九月日、進上御泰行所、承了列、○北肥戰誌、康曆

三年辛酉永徳と改元す了俊兄弟今年肥後へ在國し四月二十六日

だける

世隈

あ村ふ合軍世

にん本果は

草

はるかいまたま

勢に乗して

煙を南方

南征

つはひ西川

由

うけむらを、御居所とせさせ給ひしにはあらぬか、

件の右隆か默の、九月十七日にかきたる日、やかて

其日菊池に到来せし趣にて、菊池と御在所とは、程

近かりしと見えたれは、一定うけの御所は、今の請

村の古屋敷なりつらんと思ふなり、

と

とし

秋等菊池!

ら宮貞の又日本書前に(天授六年)武興を武朝と別人のやうにいはれたるを

これは同人といかしこと如何にといふに予が所持せる菊池系圖に

武の元名を武興と明記しあるのみな 深江文書の切々なるも

の九州史料に擧げたるを見るに、安富下總入道了(切れ)中略、同

六月二日、菊池次郎武朝要害熊耳城、同六日、 D

御對治御發向之間、於蛭隈之御陣、兩三ヶ年越年仕、宿直警固(切

れ)、一永徳三年九月八日、飯田山に御移之時、御共仕以來 迄于

當御陣吉野山致宿直、所々向城之勤番役、抽忠節口口、然早下賜

御列、備後證、粗言上如件、至徳元年九月日、承了、花押、「探

題今川伊與入道了俊」とあり此狀六月廿二日、菊池次郎武朝要害

れど今さる地名を聞かず或は志の飛隈にてはあらぬにやほ尋

ぬべし又深堀文書の六商庄とは上益郡に在り腰尾城とは同郡木山

町を腰尾町といひし由にて北肥戰誌にある木山城と同所ならん龜

城所在未詳

堀遠江權守時淸高來の深江下總入道了心探題に屬した所々軍忠あ

按今川先年より志郡板井村に在陣し機を見て先つ城野を攻落

し後菊池の本據隈部城を攻 武興(武朝)を落し勢に乘じ了俊子

義範(改貞臣)をして後征西将軍宮良成親王の籠らせ給へる染土城

を攻落しに南進して他田 に出て夫より白川を渡り上益城

郡木山津森等をも打從へたる。 小鹿島文書の吾平とは山鹿の相

良にて河内とは未詳な” 日留隈深江文書には蛭隈とかけ

四八二

城野の城を攻落さる于時菊池勢打出つるに依て防戦に及び菊池を

追退け五月十二日菊池が陣城寺尾を攻て六月十二 へ陣し夫

より熊部松尾へ陣を移して同廿二 刻菊池次郎武興がたる

熊部の城へ取掛け攻戰ふに武興不堪落城すれば廿三日了俊の子

息五郎御曹司義範軍兵を卒して征軍宮の籠らせ玉ふ染土の城

を攻けるに是も不落城して宮は風雨に紛れ落失給ふ断て了俊同

南郡立田に陣を移し同十九日木山津守の雨城を攻けるに宮

負て大将龜山三郎降参しけり于時彼杵の一揆頭三浦深

ほらけの御奉行 神藏庄は、託摩郡にありて、

すなはち託摩別當か家の、久しき本領なりしこと、

託麼文書に見えたり、然るを今武朝か庄内の近見村

半分を、阿蘇御嶽に寄進したるは、其託摩家、舊領

をはなれて、開所となりたるを、菊池か賜はりて、

知行してありと見えたり、そは右の武具か状に、

おのれか當知行なるよしいひたるにて、近見村は、

菊池か家の新恩地なるを、一族ともに支配したると、

見えたるにてしるかり、武具か名、系圖に見えす、

考ふへし、さて件の近見村寄付せし事は、天授二

年、武朝かいまた賀々丸といひし時に、阿御嶽に

寄進したるを、近比阿蘇より難掌なとを遺して、下

地を請取らんとせしをり、神藏比は、 あたり

川尻が知行の地も打交りてありしにや、 川尻より打

渡すましきょしなとありて、相論におよひたる故、

阿蘇より雑掌に、武朝か寄進狀、 #案文等の支證と
なるへき文書を持たせ、宮の御奉行所へ訴訟した
りし故、其事を川尻に御糺問あるへしとて、右隆に
仰付られしをり、右隆うけ給はりて、文書共を
々上意にて候、恐々謹言、九月廿七日、右隆、菊池
殿、到來弘和元年十月十六
したりしを、案文かくへきことを誤りて、 正文のう
らに校正了とかきたる故、武朝に疎忽のつみをわひ
て、正文を書改めて給はれと申入れるなり、武具狀
に、弘和元年九月廿七日到來とあるは、右隆か狀の菊
池に到來せし月日にて、右隆か狀に、到來同年十月
十六日とあるは、此文書ともの、菊池より甲佐に到
來したる月日なるへし、中山右隆は、家系はさたか
東風日 考菊池系岡に菊池七代隆定の末 に林
ならされとも興隆あり降の孫を中山彦太郎細村といふ
男を中山越前守
宮の政所の奉行にてありしな

隆法名元富とあり此人か

り、うけの御所は、Sつくともさだかならされとも

例の試みにいはい、玉名郡に今請村といふ所あり、

村の前わたりを、鶯原といふ所より、寛政中に、

玉名郡司なりし、權擬少領日置郡公といふ人の、

銅版の墓誌を掘出したることあり、また昔より誰か

小堀なと堀ま

し跡ともしれて、屋敷跡といひて、

はしたる跡のこりたるを、件の墓誌を堀出したる後

は、此郡司の館の跡なといふ事になりたり、そはも

とより十人の附合の説にて、いふにたらぬことなれ

とも、昔より共村にて屋敷跡と申て、其かたの残り

たるは、うけの御所跡にて、天授弘和の比は、宮も

四八一

就 公私 憚存候、其子細可 申入,由内

、

改名せしものならんといへ

阿蘇

卝七到來,

,

、阿蘇殿、昭和元年九

答河尻」候右隆に被仰付候て、案文のうらをふう

遣』於御代官 候者可 打渡申 候、恐々謹言、二月廿

之由、武田注進狀、後日到來云々

東風補、 文書、上卿、右衙門督、天授六年五月一日宣旨、源

奉」寄進阿蘇御嶽、肥後國神藏庄内近見村半分地頭

北朝永德元年

辛酉腩脯无

弘和元年とある同事なり仲秋此夏肥前に在りしか今また合志に進入して菊

池を何へるなり水島は菊池郡なれとも宗像城 来た考へ得す

花營三代康曆二年五月廿八日、大內新介、號 左京權

之間令供奉畢、云々上是江北朝康曆二年の 事、歷代鎮西志、

直

日、宗像城被召之時致忠筋、同十月八日、水島

か家の政所の、公文の僧の名字なるべし、

つしひかめたる也、あそとの御内可持房とは、惟政

氏久同様員世と絶ちたるなり

大夫與 舍弟三郎於 藝州内部,合戰、一族熊頭筑前

守父子三人、丙美作守、石州守護代父子、未武新三郎、

野田勘解山、藤田又三郎、口口山城守、藝州大將若

黨陶山佐渡守、除田、仁保因幡守、八木左衛門尉、

土肥修理亮、小畠性我八郎左衛門尉、野上將監、同

雅樂助、頭中三河守、林门次郎左衛門尉、其外名

家二百餘人、切捨不」知 其數,云々、又去十日、於 長

門國榮山合戰、杉智淨入道、其外作名字廿七人、討死

〇深堀文書、深堀時久軍忠狀!汇、去年八月十日、馳參板井原宿

康曆二年、秋八月十日、今川仲秋陣肥後板井原、廿五日攻取宗像城
、

天下泰平、御願滿足、殊當家安穩、子孫

職事、右爲

繁榮、所願成就?奉」寄之狀如、件、天授二年二月廿三

日、藤原賀々丸、 阿蘇御嶽、賀々丸殿被 寄進於

進之候?彼所者、武具當知行料所､候、被

寄進狀執

氏脲、宜任式部少丞、藏人頭右大津笮春宮下時照奉、〇相續父 三日、對馬守武具、謹上跡、不撓忠箱之條、尤以神妙、翁殊可被抽軍功者、天氣如此、悉「姚掌申、近見半分事、支證等不 持叁候間爲御T問

之以狀、天授六年五月一日、右大辨花押、大友式部丞館、追仰、

分國以下安堵事、雖不可有子翔、殊更帶將軍宮御吹擧、可申之旨、

同所被仰下也,九州史料!!!仕大友系圖等汇氏勝の名見完才氏續 D

〇禰寢文書、前略一舟勢事、扎古ㄛの大的上一途之ㄤ候、豐後

のJく八、島津上總介氏久同事!汇小石候間、薩摩國事过OL出ㄤく存候、上･御ㄘㄢく候丶、L加ㄋㄟ く候、恐

々謹言、七月十四日、了俊花押、禰较上の、返事、按島津伊久亦

L、銘办申候處、楚忽見候7、御寄進狀正文

L´校正の詞のせ候ㄒ銘ㄌ－ㄈ候無 勿體

仍先HOZく、重御寄進狀MELLO办九

<く候哉、爲､其老の正文、彼掌!L忖進候、返

々未練之至、なといひたるさま、尋常一族の中にては、かくまて

守護人のことは、計らふしきことなるをや、國の

事其外所々とは、常國の所領と、隣國に散在したる

所領地ともいふ也、みやうしを申さたむることは、

下の國所々のみやうしとあるも同ことにて、いつく

其跡守護代に成る人にてはなかりしや、

池系圖には武朝の前名を武興といへ

ゆ此眞なるし既に天授三年の所に精

所持

丁か

うかんあるましく候、七月廿二日、〇一さきになか

たのひやうこのすけをもて、申入候しあいたの

とりみたす事候て、いさいに申入す候ほとに、かさ

ねて申入候、一ふんこのくにのあいたの事、一肥後

國もりつみの事、一同八代の城内たうせんのかうの

あいたの事、一同とよたのしやうの事、一御てにし

よくせられ候人々の事、てう~の事、子細あるま

しく候あいた、こうしのために、しやうをまつたい

めてしんし候するあいた、ふんしやうをきょいのま

いうけ給候は、かしこまり入候、恐々謹言、 七月

廿九日武興、花押、あそとの御内可持房」の御内武興武

興は、菊池系岡に所見なし、おもふこれは武例か申

狀に見えたる、守護代武國、其比病死などによりて、

なる既にだれちゃう見惟攻が所のこと

のそここゝと、所領とも、名字をさし定めて、かは

らぬやうに、契約を立たる意なるへし、けうかいく

わうせつ候は、境堺荒説也、下にけっかいけふあす

おほく候へは云々とあるけうかひも、同ことにて、

境界とは、身の境堺、時節の境堺なとありて、定ま

て定めなさやうの物ゑ、今日明日多く候とは、

いひたるなるへし、なかたのひやうこのすけは、し

られず、菊池か家人なるへし、下に手滿をめし候て

長田か實名にても

とあるの字は、秀の字にて、

ありしにや、されとも、上にしせつ兩人とあれは、

長田か實名にてはあらて、今一人の名字ならんもし

前に見えたる長田の彈正秀次か、父子

るへからす、

の間なるへくおもへは、秀浦か秀字も、秀次か秀

と排行にしたる字なるへし、おんては追てなり、つ

の字をんの字のこと、うつしひかめたる也、 ひこの

くもりつみは、前にいくらも見えたる守富の庄なる

を、共比とみをつみといひたるなるへし、そは若狭

國齋庄と、今富名とのことを、太平記に、齋所今積

とあるたくひ也、しやうをまつたゝめては、釈をし

たためてなるを、したいめの法を、まつの二字にう

四七九

にうけ給候うゑは、身として八幡も御照覧候へ、と

就公私目出候、

返口口 御ちうさ

べく候やないくうけ給候は、かしこまり入候しくは、御ふるまいによるべく候、石此條々、同心

二年

阿蘇文書、きやうこうのために、かたく申さためお

く條々、一さきたて申入候間事、 そのほか所々し

さいあるましき事、一こうしについて一大事を申入

候へきしせつまて、其みやうしを申さため候うへ

は、いかやうのけっかいくわうせつ候とも、兩方申

あきらめうけ給候はんするほか、御せうねんもある

ましく候は、身としても、これをもちる申し込

事、一ちうさく以下、何事も身の大事は、そのしさ

を申入候へく候、又しせんの事は、御ふくそうな

くうけ給へく候、すゑくまても、とうかんをそん

せす申入うけ給へき事、右此條々御同心に候は

いさいか身にをき候て、かはり中事あるしく候

若鶴申候はい、八幡大菩薩御罰於、 可罷蒙候、天

授六年七月十八日、武興花押いつころ御いてある

天授六年庚申

一かやうの事をは、この仁ともをもて可申入候よ

四七八

今佐賀縣なり

北朝康曆修造立切、但依爲軍勢等在陣之最中、以三分一可被納取之狀如件、

肥後文獻叢書第六巻

康曆八年六月廿六日、沙彌花押、右衛門佐殿、九州史料附記して

曰く當時貞世流探題府に在りて仲秋を肥前に造りしこと知るべ

此の河上社は祭神淀姫神にてし、さきにも合申候きしたい候は蒲をめし候

て、諸事申入候、なに事も、くわしくこの御返

事に、うけ紛候へく候、七月廿日、武興花押、阿蘇殿、」

おほせのことく、きやうこうのために、かたく申た

く候々、一かやうにうけ給候うへは、國の事なら

ひに、所々しさいあるましき事、一國所々のみやう

しをさしてうけ給候はん時、 これよりもいさび申へ

是まては申ましく候へとも、後日のために申

く候、

候也、一ぉんみつの時、しひつにてうけ給はり、

これよりも中へきよしの事、これもこうしのため

に、一大事を申うけ給候はんために、 しせつを兩人

のほりの事は、もしさしあひ候はん時は、おんてさ

しせんけうかい、 けふあすはおしく

ため中へく候、

候へは、いかやうに人申候とも、あいたかいに申ぴ

らき、うけ給はるへきよしの事、一そのほかちうさ

かやうにかたくうけ給候うゑは、ひさしか

(以下、

身におき候て、いきあるしく候、すみまてもよろ

征西大將軍宮譜卷十一

沙汰、忠人に本領於恩賞地」者、不可有

煩之狀如件、康曆元年十一月六日、沙彌、阿蘇大宮

司殿、惟村か守護職の事は、先年一たび解職に及ひ

て、跡を俊に賜たりしかとも、丁俊いか、思ひ

けん、内々は狩惟村に所務を沙汰せしめてありしか、

其後惟村も、度々國中に打出て功あり故、了俊

其間によりくに、京都に執し申ことありて、今か

く京都より、守護職補任の御教書を下されたるなり、

闕所未給之地とは、惟村かいまた給はらぬ地といふ

にはあらす、開所になり、いまた他人には給はらぬ

地の事也、此さき川尻なと、了俊か惟村に預置た

しも、すなはち闘所の未給地なり、忠人の忠は、

忠なるや、さる文字は目なれぬとも、外にはいかに

とも読まれされは、打見たるまい、忠人にて、御方

の忠功ありしを、比忠人ともいひしことありしな

るへし、是は前の闘所未給地にむかへて、いひたる

ことにて、すてに一國の守護に補せられたるうへは、

闕所未給地をは申請うて、自由に沙汰する事もある

へけれとも、御方の忠功ある人の本領、また新恩地

なとのことをは、守護の威權に乗して、所務の妨を

東風補〇小鹿島文書、橘大崎但馬權守公次申軍忠事、右肥後國團

山凶徒檻籠之間、爲御退治御發向之時、去六月、平鹿倉御參陣、同十七日城攻之時、御合戰致忠節、其後養德寺城衆罷籠、前原御陣御移之時、七月十一日、又平鹿倉城衆器、同八月十二日、伊倉、菊池、同團山凶徒散落之後、同十四日、平尾城追落之時御共仕竹迫徒籠候間、一族可罷向之由、被仰出候間、馳向追散、十八日、板井參御參後、度々菊池御勢使致忠勤、至于今凡候訖、然則下賜御判、備後證、彌爲成弓箭勇、粗言上如件"康暦元年十月日、承了花押、(仲秋なり)按酬山とは玉名郡南關外日村の内に丸山蟠根一町五反高二十間椎ありと國志に見えたる其所なるへし平鹿倉、養徳寺、未考得す前原とは同玉名東郷の前原ならん伊倉とは玉名にあれと少し南方に偏すれは是は菊池郡の村か河原手永の内雪野生味の隣に伊倉村ありそこなるしさらは次の菊池とは郡の名にあらすして菊池の本據の地の小名なるへし竹迫、板井、共に合志郡なり平尾城未だ考へすこの書の趣によれは筑後に在りし仲秋また肥後に入り南關なる丸山を攻め夫より東向して菊池に進み合志の竹迫まて攻寄せたるもの如しさて山内徒散落竹迫内徒追散なとあれと菊池の根據は容易に動くへく

らす八月十八日に合志郡板井に陣を取り、屢々菊池に兵勢を

すのみにて交戰なく十月まで滯陣せるもの如しさて此の陣を

何時引揚けしか明年六月比は仲秋肥前に在りしもの如し〇河上

由文書、肥前國一宮河上造營事、任先例爲一國平均役、早速可被

四七七

なさくれとなり、不可」有煩とは、打見には忠功の

人の所領までも、惟村か沙汰せんに、煩はあるへか

らすと、いひたるやうに見ゆれとも、さる意にはあ

らす、まことは惟村にわつらひなすへからすと、あ

らかしめ制止を加へられたるなり、

國闕所事、守護職拜領之上者、未給之地事、可

尾山城を攻め

肥後上包脚

康曆元年九月六日、沙彌花押、阿蘇大宮司殿、

り伊久の名代にて伊地知季安か考に新納を氏久公の名代ならんと

村將軍方には參るといふものから、了俊か下向の後、

るべく候、恐々護言、三月五日、了俊花押、禰寢殿、(久清)是等

によれば氏久、伊久の勤めにより又貞世か味方となるべく去年十

さしたる合戦もせず、うかいひゐたるさまに見えた

る故、しばらく彼か所望をさいへられて、かくは仰

○肥後國守護職事、御教書旨、

下されたるなり、

可被沙汰之狀、依」仰執達如」件、

部大輔と一所に御成候て、此方の左右を御待候て、氏久御對治あ

あなかち氏久にかわるべき御身ならす候つるに、御參の事御中

候、ありかたく目出候間、重て御教書候、此上はいそきく兵 故かる
御教書を、了俊まて下されたるにて、惟

執し申たる

かたかたの御事は、ちきに公方に御ほうこうあるへきにて候上は、

進申候間、日出彌たのみ入候、たとひ氏久御方にまいり候とも、

へく候、すてに先立て御參事、くれくれ御申候よし、兵部大輔注

此の時御參候て、三俣にて御忠をいたされ候は、ことに目出候

阿蘇大宮司惟村訴訟事、出陣就忠節、依重

補任三月廿

二日改元

北朝康暦元

たること前に引ける小鹿島文書に見えたるが外に數通の文書あり

○來島文書、松浦大島太郎左衛門尉勝申軍忠事、右筑後國黑木御

陣警固之刻、去月廿六日、出御之御供仕、同廿八日、耳納山城攻、

御陣宿直以下、迄于今勵超涯之軍功者也、然早下賜御判、爲傳武

名於末代、粗言上如件、永和四年十一月日、承了花押、 是と同年

月同文意にて松浦堅、同政、同實、三人の軍忠歌もあり此の三奈

尾山と耳納山とは訓方似よりていつれも前に見えたる高良山の東

つきの水山のことなるべし此の戰十月十八日の事たるは明ら

かなれと没落とか攻落とかいふ語なく迄于今超涯之軍功なと見

えたれば官軍の威勢侮りかたきものありしなるべし

四七六

氏久公の名代碇山三郎左衛門尉久安は伊久公の名代ならんとあり

天授五年己未

肥後文獻叢書第六卷

氏久は先に貞世に叛き宮方へ歸順せしものにて今いかにして名代

を派遣しかこれは昨年十月のころよりまた心を足利方に傾け

ものあり○禰寢文書氏久參陣遲々上者、先馳越三俣、於大将兵部

大輔一所、可被相待左右狀如件、永和四年三月四日、沙彌、大隅

國人々御中 ○參御方者、本知行地以下知行所々事、不可有相違

之狀如件、永和四年三月五日、花押、禰寢殿、〇氏久可參陣之由、

堅歎申候間、雖難儀候、京都に注進申候、 いまた御左右なく候へ

とも、參陣候て致忠候者、定て公方御意も子細候はしと存候つる

に、すてに去年十月治定參候由申候て、今まて延引候間、今は不

定候、もとより伊久かすゝめによつて、氏久も可參之由申候之間、

其實は心おちぬ 存候、然はかたく御對治あるへきにて候間、

いそきいぞき御方の人々、三俣に可馳寄之由申て候、同候は如

注進、可」有其沙汰、之狀如」件、閏四月廿三日花押、今

川伊豫入道殿、」と見えて、はやくより、了俊か、惟村

か肥後の守護職所望の事、度々京都へ月信せしのみ今年の春になりてほ躊躇して現形せすよりて貞

久に贈りて之を誘ひしなりされは禰寢は貞世にじ

たれと氏久はに應ぜざりしなり是に由りて前に引ける應永記に

伊久公よりの案文に碇山新納二人の職死せし事見えしは文面の

あるは誤なるへし氏久は只兩軍の勢を観望して居たりしなりさて

今川方託麻原にて大敗せしが秋は筑後へ退き三奈征西大將軍宮譜巻十一

さる頼澄怒り島津氏久と共に宮方 順す此時或は百世か軍に從大

ひしか又は兄の子に頼興國二人あれは此二人の内な? 如何

友は親世、大内兄弟は、義弘と弟盛見と也、武朝今

度は、敗軍の後といひ、我身もことに弱年のをりな

ればとて、勝ほこりたる大軍にあって、打勝へき合

戰にてはなかりしを、宮の御合力ありしによりて、

つひに勝利を得たりとはいふもの、身すくれた

る剛の者ならすは、いかてしはらくもこらへ戰ふへ

き、されは此合戰のさまにても、才界勇敢、父祖

に耻つることなかりしを見るへし、若宮もまた此度

は、初ての御合戰にてそありつらんに、御とし比も

大かた武朝と、同程にておはしつるに、かくすると

く馳合給ひて、大敵を一戦に打破らせ給ひしこと、

共御心のたけしさ、おもひやりたてまつるべし、

さすかに武朝は、第相信の弓取にこそあれ、宮は

いつならはせ給ひたることとても、おはしまさり

しに、かく思ひかけなき御ふるまひなりしことは、

王亦善」軍と、左氏か周王をほめてかきたりしも、

かるたぐひなりけんと、おもひあはされて、 いみし

くなん、さて宮は其比は、いつくにかおはしましけ

の戰 光に討たる冬

かならず、

東風口

東風日記痲原合戦に關する文書九州史料に見えたる一二〇吉川文

書、安藝國大朝庄一分地頭吉河縫殿助經重申軍忠事、右九月十八

日、馳參肥後閫南郡藤崎之御陣、同 十九日、記麼庄燒橋御合戰

之時、自身蒙航之段、御見知之上者、早預御證判、爲備後鏡、粗

言上如件、永和四年十月十三日、承了例、(貞世)○毛利文書、肥

後國託摩燒指合戰、一見狀不見候、如何、随分故入道殿高名候き、

今河殿在列、○小鹿島文書、橘薩摩上村對馬守公直申軍忠事、

肥後國託麻原御合戰以前、去九月廿七日六驰參筑後國山本御陣、於黑木御陣、並三奈尾山城攻抽忠節、迄于今致警固者也、然早下賜御、彌爲成軍功之勇、粗言上如件、永和四年十一月日、按吉川書藤崎とあるは他田郡今は熊本市内第六師團の戌地たる高の西端八幡のの址なりこゝも常時の陣跡なるかさて焼橋燒指何れ一方は誤寫なるべけれ共何所なるか今かる地名なしされど今託麻原の古戰場は建軍村の北西保多窪村の南の廣野といへりさて此合戰に島津伊久も兵を出して世を授けたるもの如く薩藩記應永記に伊久より大友殿え被遣候御案文に見ゆとて一肥州痲原の御合戰之時は含弟三郎左衛門尉新納左近将監御目之前に而討死仕候ヶ樣之忠節云々とあり扨伊地知季安が考に新納久吉は

ん、もし菊池におはしまさんには、武朝と打てこそ、馳向はせ給ふへけれ、しからずして、軍なかはにしも、馳付させ給ひつるをおもへは、さして戰場より、程遠き所にはおはしまさしりつらんとおもふなり、されはおもふに、其比は南郡の御方を御調略

のだめなとにて、三舟城なとにそおはしましつらん

とおほゆれとも、まことはいつくなりけん、今より

はたとりかたし、

、 然而後了俊一類、大友、少貳、大内

前見

兄弟數千騎、寄來肥後國之間、於託麽原、天授四

年九月、武朝十六歳之時、任運於天道、忘命於公

義、雖」爲無勢、馳入多勢陣、抽戰伐之勇力、一族以

下鋭卒數十人討死、自身被」疵攻戰最中、將軍宮

有 出陣而被 馳向了俊及 御合戰 之間、散在之官

軍少々依､馳 參御旗下凶徒 退散 畢、親善申狀

に、天授四年、今川一族、少貳、大友、大内兄弟以

下數千騎、寄來肥後之間、於託摩原合戰得

勝利となと見えたる、託摩原の合戰は、去年の冬、

了俊以下の賊將、打の合戰に大勝して、官方には

死傷もおひたしかりしかは、了俊等此勝に乗して、

たいちに肥後に寄来るへき事なるに、さはなくして、

一手の勢も寄來らさりしかは、いかなるさはりあり

天授四年戊午

北朝永和四年

遂に十月十一月の間に博多へ帰りしなるへしきて仲秋も目野村に

退き其所にて越年せしもの如し其時深堀時澄一旦歸休せしもの

再参陣して之を警固せしならん目野は玉名郡米野村なるか又

前に擧げたる來島文書に隈本城攻とあるは明年の事なるけれど

果して何月の事にて城主は誰なりしか最も世に隈本の城といふは

後年鹿子木寂心か創築せしものにて常時隈本城とは何方をいふか

今いふ千葉城の事なるかいかい猶後考を俟つ

肥後文獻叢書第六巻

武朝申狀にひ付なとして、去年もくれ、今年も是まて、寄來た

貞世仲秋予既に上に

越せし

りさて仲秋は玉名

今川右金吾陣肥後州日野越年と見えた

和入永しあ過しいるもなるして此度は了俊も、一昨年肥前へ打

入りし時のことく、諸手また一つになりて、川尻菊

池なとへの手分もなく、諸勢一同、舟に乗りて川尻

に押上り、それより記摩合志をへて、菊池の大手口

より打寄て、武朝をだい一戰に、攻つふさんとはか

しなるへし、此度寄手諸將の中に、少貳名字見え

たるは、彼名字の中にて、誰某なりしか、冬賛か跡

は、誰か相續したりつるにや、系圖を見されはさた

り城

攻めたること見ゆ又下に託摩原合戦の時今川は諸手一つにな

川尻に上 し如く

打てた

な二十事隈本

共のしり

さ

合志の

年たる如くを

せ

にてらさりしなるへし、東風日蜷打合戰以後これ迄寄來らさりし

進

得

とは予既に上にしたり 殊の外に合戰けはしくして、

軍方にも、勝軍はしたれとも、思の外に死傷おほく

していて寄来るへき機勢なかりし上に、肥前國

にも、宮方の者おほかりし程に、それらの人を語ら

しにや、いかにも心えかたき事なれとも、つらく

おもふに、蜷打の合戰は、了俊等大勝はしたりした

とも、宮方には、菊池の一族はさらにて、惟武善安

などまて、討死したる程の事なりしかは、

て戰死せしにあらさるこ

島津上總介殿御返事、按先に今川了俊が肥後水島に来陣するや

肥前のを一統し筑後を破り新勝の常るべからずして肥後國

人多く彼が威風に震動せしが小貳冬を斬殺せしより将士互に狐

疑を生じ士卒の氣屈しに菊池に抗する能はず夜陣をひて肥

前に退却したり然して今年復來せしかど島津小貳既に宮方に歸順して今川の兵勢先年の如く強盛ならず肥後國人亦昔心を安くして菊池に協力して武興大に恃む所あるもの如し又筑後事御所御座候に依りとあるは常時宮は筑後に御在陣なりしなるべして此の主武興を九州史料に菊池一族赤星氏とし武元の子ならんとへりされど余が持てる菊池系岡には武朝の前名とあり此後の文書賀々丸の名見えす又天授七年まで武興の名見え武朝といふ名は武州中狀に見ゆるのみこれは改名の後前に遡りて書きしもべければ證とするに足らず天 八年の武興が阿蘇家と契約せの如きは共の項よほどうけはりたるいひごとにて菊池家総領るものいひごとにて一支族赤星ことときのいひごとにあらずまた七年のところに隈部菊池武興以下凶徒段落と小鹿文書に見ゆ隈部は菊池の本據にて武興以下凶徒とあるもまた熟帥たるもの如しよりて武朝改名前の名といふこと然るべしかくて武州八月十二に臼間野大水山器にて今川仲秋と戰ひ敗績せり○毛利文書、で利右馬頭元春申軍忠事、右肥後國於臼間野白木原、去八月十二日合戰之時、懸先大勢中馳入、散々及太刀打、二方追破之條、爲大將

治部少輔殿御見知之上者、賜御判、爲備龜鏡、恐々言上如件、永和三年九月日、承了在列、○來島文書、 松浦大島左京亮堅車軍忠事、右去六月、馳參肥後國志々木原御陣致宿直、大水山關御合戰落居之刻、板井合志菊池以下御勢使、 井隈本城攻之御陣、致忠節者也、然早下賜御列、備後證龜鏡、粗言上如件、永和三年九月日、承了花押、按玉名郡南關坂下二手永に亘りて臼間野庄あり

内に大津山あり大水

とよみて同所なるべし元山本郡正

院手手の内に大清水とかきてオホッウッとよむ所あり識とすべし

肥後國板井、菊池御勢仕御供中、井令致山鹿之警固、探題博多御上御供仕、御暇申令歸國、又十二月廿八日、於日野御陣致越年、十ヶ日番役、無退點令勤仕畢、然早給御列、備後證爲抽忠節、言上如件、永和四年二月日、上御奉行所、承了列、按此の書に五據れは今川真世昨年肥前杵島白石城の戦の後遂に彼の地にて越年せしか今年八月仲秋か肥後玉名大水山の戰に大勝を得菊池を追うて深く進むを聞き自ら兵を進め九月朔日に仲秋か板井陣に到着せしるしこの板井は林原と隣接の地にて菊池郡と接近の地な

さて世仲秋等合して兵を菊池にし其より貞世は山鹿に退き

四七三

上

粗和二年 月朔日、長嶋庄盤見御陣、最前馳參、稲佐嶽御移、到白

石妻山城没落期、同御陣越年仕、令致宿直、又九月朔日、參陣仕

○深堀系同證交記錄、 一永和四年二月、深堀安藝守默證一通、

肥前 庄深堀安藝守時勝代、同中務丞時澄申軍忠事、右於永

秋進みて合志郡竹迫手永北郷なる桜井村に来りしは同月十五

日の事なり仲秋か承了のある永和四年三月の須藤景平軍忠狀に

永和三年八月廿五日、馳參肥後國板井原御陣、以來於所々致軍忠

之條、御見知之上者、云々とあり

帝御猶子なと尊卑分脈に見えたれは此人ならんかと思へとも公卿

補任に康永四年二月鎮西にすとありてこの年月とあは

如何あらんほ尋ぬへしきて此の大水山の戰後菊池は敗退

○後愚味記、九月一日、傳聞去月十二日、鎮西合戰、南方宮自殺、菊

池被打取了、仍鎮西當方恙一統了之由、一昨日飛脚到來云々、是大

内介子息所成功也、云々、後開「大内代官平井説」鎮西宮は非大宮

植田宮、「故宮僧正子」井菊池一族、以下魁帥百人許討取訖云々と
あるを見れは此八月十二日の戰は程誇張して京都へも流説せし
なるへし魁帥百人なとよりあるへくもなくまた鎮西一統了なと
いふ時勢にあらさるをやさて植田宮は本書二巻延元二年の俺に三
條少将と共に肥後に下り給ひし宮大将とある所にしたる如く後
孫眞覺早田宮正と號し給ひ共子に宗治といひて後醍醐
昨年今川滿範南方三ヶ國を攻討たんとて肥後の人吉に到りし
其後同年十二月滿範相良前賴伊東氏荊共々日向都城に攻寄たり
山田聖榮記、一家北郷樺山兄弟、本領格護として、庄内南郷之
内、都之城を取、正安(恐くは永和の誤ならん)二年之比に哉、共
世之時は、眞幸北郷野之三谷の城迄、求麻より相良抔へ、又三ヶ
國御家人一族するに依而、相良方なり、同意に成而、肥後八代
北勢迄馳下、一族之衆都合六十三人也、守護方には、加治木肝付
同次男財部方三人より外はなし、去に依都之城本原を總陣に、大
特に新野殿として、京都より下向と云云、都之城内には北郷讃岐
守、樺山美濃守、其外宗徒の人々籠一族衆、年内より陣を取候間、
久志布より後巻として、先南郷之内西城寺之上、天下峰に上而

陣坂、○島津國史、今川滿範率相良氏伊東氏、寇我北剛、三州御
家人市來氏、澁谷氏、 菱苅氏、牛屎氏、肝屬氏、禰寢氏、土井氏、
及谷山南方、眞幸、飫肥、櫛間、等の衆、咸應之、滿範進屯本原
攻城、北郷誼久、 與島津美濃守音久禦之、音久久の養子也、
又日右は昨年の事なりかくて兩軍相対し職を交へずして越年せり
かくて今年三月一日に合戰始る山田自記に、一族之中より、財
部方守護方に内儀有に依而、明る正月の比より、一家の内談調け
れば、御神口有而、一筋に御合職を定畢云々、 中略二月中旬の比
より、本筋天下峰に打寄、 財部取合、日限三月一日に被定、其時
氏久又三郎(元久)殿へ被仰出候は、急如志布志歸候得と被仰、御返
事に、縱所に居候共、ヶ様之時は可參、此間御傍へ候て、既
合戦に定ぬるに歸候へば、於心後も口名を取候する事如何に候、
一家御内、面々の心中も計子細と、御申候得者、氏久夫は常の
侍之晴、大将は一人に成共身を全して、本意をこそ肝要とは閉、
其御方より男子不持候、縱有と共元久にこそ、國を知せ候得、
夫は今もはからひと被仰候而、氏久が悪而けるとて、其後は御
詞なく、暫有而御意候時は、可有歸と御申に依、御親子の御心中、

しといふ説に何等障りなし

肥後文獻叢書第六卷

幾候、筑後、依御所御座候、國々仁等申通子細等候、彼云是

云、合戰勝利不可有子細候、就其者其堺事、被致御計策候、凶徒

御對治云々、今時分一勢御合力、就公私可目出候、兼又公方仰旁

事、不可有子細之處、 御使不待其左右、被通御在所之間、不及申

沙汰候、毎事期後信候、恐々謙言、六月十日、藤原武興在列、上、

日本年六月今川貞世肥後志々木原に至り菊池武興書を島津伊久

に贈りて應援を請へり〇藤野文書、五月十三日御札、委細承候了

抑如仰雖無何事候、速に可申候之處、今河了俊以下凶徒、當國

山鹿志

取陣候、被畫警策計會候、御在所遠國候間、路吹

程之無其儀候、背本意候、此堺事、先度は常國之人、大略令組

今度者無殘所御方候之間、他國勢縦雖大勢候、對治不可

下財部のことくに散々に退云々とあり本田重親父子の死傷も此

戰の時なりしなり

負共は前に、三俣共外寄々にのけ、蓑原に打出るを見る、御方人

勝に乗而合戰する、暮かけて切負、肥後兄弟共外も討る、敵は

可打死、御分は生而又三郎殿之御用に可立、如何様名に而可有

御坐重親は此言葉に依而、終に打死す、氏親は七ヶ所手負と云共

生ると云々とありかくて都之城大将北鄉試久は島津氏久の財部

に至るを聞き三月一日城を出て今川滿範を撃ちて克たず其弟彌二

郎、七郎、二人を並べて討死したり島津氏久、誼久を抜け身士

卒に先ち刀を振ひて滿範の軍に研入り之を破り共部將伊東祐基相

良頼氏澁谷右馬助等を斬ること同自記に見えたり滿範方の土持

勝軍忠狀に、去年三月朔日、島津越後人道後巻仕、御合戰之時

大将御供致、散々合戦、其日者三組引退、三日大將未御陣御踏之

由、依其開、同三日諸軍勢同心致後巻、無子細御陣御開候、按此

の三日の戰は蓑原にて氏久滿範兩軍職にて氏久の軍初敗札後滿

退却せり○山田聖榮自記に、三月三日、敵方引色に見え而、手

上下奉察、鎧之袖をそ湍しける、坂分本田重視は、氏久御守の事

而、一入今を限りとや被思けん、朝之氏親を近付、必々重親は

参詣、先爲御代官、被進三首座者也、衆徒一同、可

致御祈禱誠精」之由、依」仰執達如」件、天授三年二

4包阿蘇社衆徒

月廿二日、左少將花押、阿蘇武衆徒中、 中、左少将胤

○肥後國四〝社大宮司職、井國々所領等事、任綸旨介

上られしこと、綾紀に見えたり、自餘の神社には、

すべて位階を授らる例なるを、宇佐にかきりて、品

位をしも上られしは、八幡宮は、御神にておはし

ます故、ことわきて親王に授らる品階をしも、上ら

れしものなるべく見えたれとも、件の大神は、皇

と申さんからに、 正しき正統御宇の天皇にておはし

ましゝかは、いかに皇族の官階ならんにも、天皇の

御うへに、親王の官階を授まつらるへきいはれなし、

されども話の位階は、祭神の尊卑を、位階もて

定め給ふといふにはあらて、其位階の位田分を、

領に付らることにて、八幡宮の品階も、一品二品

の相當の位田を寄せまゐらせられるなり、され

は今の地頭職も、そのたくひにて、其地頭の所當分

を御寄進あり、神領にしたまひたるにて、高良の神

を、地頭職に補せられたりと、いふ意にてはなかり

し也、○阿曾文書に、九州屋 静謐者、最前可有三御

し也、○阿曾文書に、九州屋静謐者、最前可」有御

東風日蜷打合戰のこと前既に辨ぜしごとく今年正月十三日の事に

て昨年のことにあらず正月十三日より起算して正月二月共に大の

月とするときは三月二日即ち五十日に相営す然るに三月廿六日の

合旨なれは本書に乙が五十日の服暇はて此御沙汰ありしなるべ

四七一

旨之趣、不可、有相違」之由依三一品式部卿親王、

左少將花押、阿蘇乙

執逵如」件、天授三年三月廿六日、

烝殿、九州、最前可有の御參詣」とは、九

州一旦、宮方一統になりし處、近年今川か下向せし後

は、九國ふたいひ亂れて、宮方を抜くもの多くなり

たる故、九國を恢復したまはん御所のため、今御

代官として、堯首座を參せしめ給ひし事なれは、

紳助をもて、九國ふたいひ、宮方に一統したらん時、

最前に宮にも御参詣ありて、紳助を報謝せらるへし

となり、乙烝は、惟武か子、惟政か幼字なり、父の

惟武、 去年の冬、打にて討死せし故、今跡の大

宮司職に、乙烝を補せられたり、縦目相織の事は、

一定相績の人の除服の後に、御沙汰あるへき事なれ

は、惟武か事は、去年十二月の事にて、乙烝五十日

服暇はて、此御沙汰はありしなるへし、然は蜷打合

戰ははたして二年の十二月の事なりしことしるへき

をや

昔は山上に上宮とて、この阿蘇山の上宮のことき

外宮ありし故、それに向ひて、本社を下宮と稱せし

は、

」

水天宮なり

ふへきものあるなと、 古

人の名字に、さる例をさ
(見ちょはす、當國
尼御前の社司、牧和泉か
物語に、三家の文書共の
中に、また除任の口宣案
ともあるを見るに、三家
の姓氏各別にて、座主は
丹波氏、大祝は物部氏、
大宮司は神部氏と見えた
れは、いつれも彼大臣の
後には、あらさるに似た
りといへり、しかれは三
家の傳説は、其家に造
したるにて、古き家には
さる例外にもおほかる
事にて、またくは信用な
りかたし、玉垂下宮とへて御心にまかせられ

さりしことを、脩因感
果のことに引かけ給
ひ、是はたゝいま、 南
朝のかくおとろへゆか
せ給ひて、なけかせ給
ふことを、脩因果の
理によりてならんと、
思ひはたさせ給ひたる
なり、是はいつれも、
時運の旺衰までも、す
へて因果の所爲とはた
したる、佛教の旨によ
らせ給ひたるにて、儒
流の何事をも、天命に
はたしたるも、おなし
趣の事なるへし、九月 「とにておと年の冬にはあらさる也 其比今川の軍

勢とも、其跡に打入て、壇を焼拂なとして、狼藉

に及ひしことありしなるへし、筑前國富永庄は、何

郡の地なるか、いまた不考、富永庄を御寄進あるは、

さることなれとも、地頭職を御寄進といふは、心え

かたきやうなれとも、はやくよりさる例ありし事に

て、東鑑、承久四年四月十九日の條に、安藝國千與

松地頭職、令」寄進嚴島社領、給云々と見えたり、是

は昔朝廷より、諸國の神社ともに、 位階を賜りたる

こと、古き物にはおほく見えたることなる中に、宇

佐八幡宮に、大菩薩には一品、比咩神には二品を、

は、

なり、此の願文の中には、難字ともまして讀かた

し、可謂新平のの字は、殿の草書なるへし、收因

我果の字、咸の字の草の式を、楷書のことく書たる

にても、あるへく見えたり、予送居諸于高良山とあれ

は、此とき宮の、北山をしはらく御住所と、なされ

ことありつと、見えたれとも、いつ比の事なりしか、

さたかならす、壇成灰燼賓輿介 汚穢」云々とは、

是もいつ比の事とは、たしかならねとも、おとし

の冬、武朝か甲良山より、肥後に引入りしことあれ

東風日武朝が高良山を退きたるは文中三年

四七〇

て、常國の一宮なり、祭

神は武内宿禰なるよし、

昔よりいひ傳へたれと

も、古物にも見當らす、

はやくより正しき傳へあ

さりしなるへし、 久留

米志三井寺の下に云、座

主之先世、自 武内宿禰之

孫、美濃理麻呂保續、保

續長子曰武羅麻呂保義

今大祝鏡山氏之先也、次

子曰 武見麻呂保依薙髪

爲」、更に名隆慶、創三高
隆寺于山中 住之、遂爲
山之座主、即院之鼻祖也、
第四子曰武賀麻呂安通、
征西大將軍宮譜巻十一
收因感果の收の字は、
修の字を音の近より、
書誤らせ給ひしなるべ
し、修因感果とは、今
修する所の業因に引か
れて、他日の果報を行
するといふ意なり、中
務卿貞常親王の山賤
記、後桃園院、應仁二
年の九月十九日、には
かに御さまをかへさせ
給ひしことを、かいせ

給所に、おほよそ御

遁世は、修因うちにう

こき、感果ほかにあら

はれて、時いたれると

本文行間朱書入

宮は高良山の上にあり

喜神名式に、筑後國御井郡高良玉垂宮と見えて

阿蘇惟教氏に就きて正したるがほ不明のところあ玉垂宮は、延

また原願書紛失して神庫に見えずとか最惜むべし

神は

社矣、天授三年二月九日、一品懐良親王、

司類

の

今大宮司宗崎氏之先也

隆慶以借蓄」妻、子孫連

、至尊能凡四十六世、

中略、隆慶血脈至」此而絕、

尊能之後、叡山之僭相續、
來爲座主、山之座主、自
隆慶至」今、通計五十六
鏡山氏宗崎氏、 子
世矣、
孫綿々、世住山邊、除
堤氏所統、十數家之
外、一藩諸佩、二氏分統
之、古記文書、多存共
家と見えて、座主、大蔵、
大宮司、なとの家、いつれ
も武内宿禰の後なりとい
ふは、彼の家とものゝ、博
來の説なるへけれとも、
おほつかなし、件の三家、
先祖の名とも、某麿とい
ふうへに、後の實名とい

はいへども、此たびの

例、御身ひとつのふけ

きにおほしさるに

や、かねてもかいる御

あらましを、ほの(

おほせられしかども、

かく申とめ侍りし

に、つゐに御本意をと

けられ、あまさへ幽閉

の御すまる、狩かなは

せ給はぬ御うらみを、

つねは仰られしこと、

いまさらのこゝろし

て、れんほの思ひ、き

もにさいきりたりと見

えたる、脩因果も、

此の御願文と同し趣に

て、彼は後桃園院の、應

仁の亂にあつからせ給

ひて、世の中の事、す

々、安藝守時影代 同中務丞時澄云々於去永和二年七月朔日、長|王家衰微之時 者、翻 寸念之妄情、彌達 菩提之本望, 者闕

伏合戰、夙夜忠節無斷絕者哉云々、〇深堀安藝 守擧狀證判!!云

○深堀文書、永和三年三月深堀備前守時久軍忠狀汇、右去年六月「蒙、天罰不 恐 神威 歟´伏願依 多年之信力、感 中

十五日、馳參潮見御陣、同七月十九日、白石嶽攻陣以來、連日野 心之無私、速成 功果、右願若依 收因果之理相 當

は了俊が招きには癒ぜざりしなり

山文書、鸟御方致忠節者、本領不可有相違、有別功者、可被 念日久、然者奇瑞不耻口、擁護可､謂新乎、社壇成

抽賞之狀如件、永和二年六月九日、沙彌判、島津安藝入道殿、

灰燼寶與 汚穢 云々、開耳傷 情天下之重事、末

同日同同人より島津美濃守宛の歌もあり、按安藝入道は氏久の

叔父許久ㄷㄛ美濃守I史料!汇音久上非資久の養子也此の時二人「代奇特也、不」知運命限,此時7 呈 瑞相 歟、凶徒愚

於㐅

方事者、委細此御使可被申二亍候、铵又此堺丿事、此間者無指

候、彼方之體、何樣候哉承度候、尙一金思企立候者、公私

可爲大慶候、恐惶謹言、六月四日、近江守前賴花押、謹言、禰

殿、按是狀注人吉城主相良前賴

二

候者、可日出候、探潁事、门共國二六賴存候由7被申而候、西

下着候丰、就其候而、被進使者候、今時而就于公私、可然樣御

北朝永和11

丁巳

四六八

天授三年に入る

〇肥後文獻叢書第六卷

戰ひしことあり前に出てたる俊か正月廿三日附にて阿蘇大宮司

へ報せし書に明らかなり又六月今川滿範了俊か命を奉して島津氏

久を征せんとて先っ肥後人吉入來院文書、氏久心替以後、可致忠節之山、被捧講文云々、仍

所差遣今川兵部大柿也、屬彼手、可被抽戰功之狀如件、永和二年

五月廿五日、沙彌花押、澁谷虎五郎殿、重賴也)〇藤野文書、三攵

國人々、多分於御方御志候之山、变々依被承候、罷下可申談之由、

被仰候之間、今日二日、球摩郡人吉二下着候畢´就其一向憑存候、

` 途急速御張行候 可日出候、依御返事、合戰之次第、重可

申談候、寞又面々御中〈被進候狀、案文進候、随御左右、正文

八可進候、委綳承候八、賴存候、恐々芷言、六月二日、滿範、伊集

殿、これは伊集院大隅入道といふもの此外にて禰寢右馬助

刀狀; 小松文書、其後連々可令申由乍存候、路次不鯽候之

間、無其儀候、背本意候、抑三國御事共、多分御方御志之山、依

被聞食候、爲大將今河兵部大輔殿御下候、仍一昨日二當所二先

御島庄鹽見御陣、最前馳參、稻佐嶽御移、到白石斐山城没落期、同

御陣越年仕、令致宿直云々、〇深江文書、安富下總權守直安軍忠

狀云々、肥前國白石以下凶徒等爲御對治、杵島御移之間、於鹽見

之城、致忠節云々、按潮見杵島郡の内島見鄉上和名抄見JO

シマミをシホミと訛れるが武雄川の一源武雄の南一里杵島山の

西を流るものを潮見川といふそこなるべし白石とは今の須古村

の地白石氏の邑たりきといふ白石は大村嬉野など同にて藤五

郎通盆嬉野より本鄉に移住し子孫白石氏と稱す是此遷を私に白石

鄉と稱せし故なり建治中に次郎通遠あり觀中瀨三郎といふあり

常時の宮方は誰なりしか不明なり

三年

玉乖宮神庫文書、敬白、立願事、高良下宮社

一祭禮法味可 興行事 一造營可 成功 事、一以 筑

可 寄進 事、右九州之治亂非 一

前國富永庄地頭職

度、萬民之艱苦無休時雖¸愁 末世之難,救、 責錙

一人之無德悔過而有餘、謝」咎而不」足、予送 居諸

於高良山 以來、懸 於 玉垂宮冥慮、敬信年深、祈

○樺征西大將軍宮譜巻十一

になりて、

近比やう(露顯したりし故、今かく改めて、駿河

入道には御沙汰ありしなり、駿河入道は、少貳系岡

を見されは、しられねとも、頼向か弟などにて、何さ

ま彼家の宗徒の一族にてありしなるへし、○上卿春

上包太宰駿河入道

○筑前國山門鄉事、先年御寄進阿蘇趾之介旨

可沙汰付下地於家雜掌之由依 執如件、

天授二年九月二日、宮内少輔花押、太宰駿河入道殿、」

と爲る尼寺驟の東に接する邑なりとありまた本書に小城郡の地に

てとあれとも郡沿革考に肥前府は和名抄に小城郡に在りと隠せ

と小城に絶えて府址を見す佐賀郡久知井村に遺址ありて共国分尼

寺井に惣証も此に在れは小城に作るは誤ならんとあり又武朝中狀

には武朝將軍宮を奉して肥前國府に布陣し諸方計策を通すの處と

あるよりつけて只打とのみかき阿蘇文書には正しく筑前國姫

打と書けり我會父戰死の地名か 誤るなとのことあるま

くは思はるれとも深堀書時久軍忠に就中令越年陣之刻打

千布落居云々とつゝけたるありて共の千布正しく肥前國府に近き

は打も同所にて阿蘇文書は偶々誤たるなるし

又日打地名辞書に肥前國佐賀郡深郷の内金立の次に打とい

ふ名見えて云く今詳ならす天授中の古戦場にして肥前國府の郊野

と想はる深堀文書に千布蜷打とつけたる句ありて金立山

も推測せらるれは此に係る云々さて千布といふは今金立村の大字

殿、宮内少輔正業、 是昨年同人の奉にて出されたる旨

と、また同事なるを、かくまちかく御沙汰ありし

ことは、少貳冬資か討れしこと、今とし東風日本年四月肥前松浦の
波多其義をして今川了俊の兵と

宮太夫、天授二年九月十二日、宣旨、主水正清原頼
治、宜任左馬權頭、藏人頭左中辨兼春宮亮平時熙、
筑前國下座郡内桑原跡事、彼境對治以後、任」理
被沙汰渡也、仍執達如」件、天授二年十月十三
宮内少輔花押、阿蘇祉太宮司殿、筑前國下座郡平塚名
土田大和守跡事、可」被知行」也、仍執達如件、肥前
國小城郡西方地頭職城入道跡三分一爲三肥後國守富
庄替可知行之由、依仰執達如」件、以上二通、皆
同年月日、同人奉なり、筑前國下座郡は、惟時か賜
はりたる、一族支配の地なれは、共闘所の地をは本
家顔になほされて、惟武に下されたる也、桑原土田、
いつれも阿蘇の一族なりしか、 さたかならす、 宇富
庄事は、前にも見えたることく、久しき甲佐社の神
領なり、しかるを、今其替として、他郷の地を賜は
るは、いかなるよしありしにや、川尻と久しき相論
の地なれは、川尻近比御みかたに参りて、しひて所
望申て、隅はりたるにもあるへし、守富庄の川尻か

家にも、ちなみあることは前にもいへり、併せ考ふ

へし、

物なれは、ひとたしかなる事におほゆるをや、さ

此合戰は、親善中状には、貞世仲秋大内大友の諸將

と、合職したるよ見えたるに、武朝申狀には、大

内の名はかり出したるは、大将の多少相違したるや

うに見えたれとも、まことは親善が申のことく、

今川一族はさらにて、大内大友とも、一同に寄せた

りしかとも、此合戰大内新手にて、殊に粉骨したり

し故、武朝か狀には、自餘の諸の名をいたさすし

て、大内か名をのみ出したるなり、また前の博多合

戰に、肥前より來りしは 仲秋はかりにて、丁俊は水

らさりしさまに、此朝の狀に見えたる實説にて、親

善か默には、仲秋か名は見えすして、貞世とはかり

書きたるは、不罔書誤りたるにてあるへけれとも、

此間合戰は、すべて了俊惣大將にて、さしたるこ

となれば、仲秋か向ひたるも、了俊か代官として

来たれるなれは、詮を取ていはんには、仲秋か名は

畧して、貞世とはかりかきたらんも、またさしてふ

かく難すべきことにもあらしかし、また日本史に、

此合戰には、菊池が族百餘人、討死したりと書きた

るも空言にて、菊池が一族には、武義武安が討死

肥後文獻叢書第六卷

了俊花押、澁谷虎五郎殿、按この永和三年は南朝天授三年のこと

なれはこれにて明年の事を證すへしさてこの歌は今天授二年六月

島津氏久を征せんとて了俊共族今河兵部大輔滿範を将として南方

へ發せしめしかは滿範まつ肥後の人吉に至り相良前穎と共に日向

の城に至りしか日隅の人々多く之に癒せしことあり其の事に

つき澁谷重より了後に注進せし返書なり

○入來院文書、去月十八日御注

下凶徒、於蜷打悉加對治了,就其肥 治事、不可有幾候、其堺

事、今河兵部大輔相共、被致忠節候者、可目出候、然者本當知行

不可有相遊候、仔事期後信、恐々謹言、永和三年三月廿一

委細承了、抑菊池肥前守以

○三浦文書、去月十三日、打合戰事、委細承候、忠節至悅入候、

於今者早々可靜謐候哉、日出度候、恐々謹言、二月廿三日、賴之

花押、田原下野守殿、按是は氏能に奥へたる歌即打合戰の正月

日なりしことを知るへ

東風曰以上蜷打合戰の事を本年の事としたるは誤なり實は明年正

月の事なり傍證列記すべし

系図には、武安か子澄安、於蜷打」

したるまてにて、

討死と見えたれとも、父の武安か討死せしこと見え

東風曰:

せる油

されは、父子の間にてまかひたるにて、

には武安子武照肥前守號鬼肥前共子澄

安肥前

此外にも蜷打にて、 討

あり即ち孫にて子にあらす

死の人は見えす、その末々の一族の中には、討死の

人も、いくらもありけめとも、菊池か一族、いかに類ひろく栄えたりとも、百餘人まてはあるましくおもはるれは、此一戰に、菊池か一族は、すべて亡ひはてたるやうに聞えて、實しからぬをや、

今發向之間、於蜷打陣合討死風子が見たら親善は於蜷打陣一族多令時死など見たる蜷打合戰は、二書なから、いつの事とも、年月をいはされは、たしかには定めかたかるを、日本史後龜山紀に、天授二年の條、是歳菊池武朝、與ｯ今川貞世、戰于鎮西、味噌・三年に、八月十二日戊子、征西將軍懐良親王、興大内義弘」戰于鎮西敗績、菊池族百除人戰死、と見えて、二年の鎮西の合戰は、博多合戰なるへく見えたれとも、いつれもおぼつかなき書さまにて、 武朝親善らか申釈には、かく戰地をたしかにいひたるに、それには依ら

すして、二年の合職は、吉川家傳、阿蘇文書とに據

り、たゝ戰于鎮西とあるも心えす、殊に先後の事は、

武朝親善申狀に據て書たれは、件の兩狀をよまさり

しにあらさる也、しかるをかくたしかなる物を置き

て、吉川家信なと、疎漏なるに據るも、心えかたき

上に、阿蘇文書中には、此雨度の合戦のことは見え

すして、後の合戰は、さたかに其月日までもしるし

たれとも、出典をいたさゝりしは、いかなることに

や

後日の檢考の、といかさりしともいふ類にても、

あるへけれとも、あまりにまたおろそかなるに過き

宗徒のものとも、かく討死したるうへに、東風目前

しやうに思ひたれと予か見たる中を正なりとすれは先に今

阿蘇大宮司惟武も、此合

戰に討死したることは、應永三十年、阿蘇大宮司惟

兼雜堂庭中言上目安に、惟兼曽祖父惟武者、惟村弟、

不織之仁、宮方に馳加、菊池同心仕致不忠筑

前國於打討死畢、と見えたり、しかるに今年の

十月の介旨まて、惟武に宛下されて、三年三月せかには

惟武の子惟政か、いまだ幼稚にして、乙といひた

るを、惟武の跡の大宮司職に補せられし事をおもへ

ば、蜷打合戰は、十一十二月の間にて、三年の秋の

事にては、あらざりしをさとるへし、蜷打は、

難掌か目安には、筑前國としたれとも、おぼつかな

きことにて、肥前名蹟錄には、小城郡の地にて

府に近所なるよし見えたり、こは其國人の書たる

四六五

戰死せしは一族だりと見る

既

親善に

合世て、あやしくいふかしき程におほゆるをや、依

なほくはしく考ふるに、打の合戰は、三年八月の

事にあらて、たしかに今としの冬のことなりしそと、

覺ゆる事あり、此合戰は、宮方けしう敗れて、武朝

かおほちの武義、いとこをち武安、 葉室善安なと、

族多の三字を脱落して善安

作門

豊後か外にも落

やうを牒し合せたりしかども、此度も惟村、例のご

見れば かに定めかたけれども善安

とくうちうか ゞひ、出陣遅々にや及たりけん、仲秋にも水器おり 武朝申状又、又大内義弘、 豊前

あれとありて善安の名な

室善安は、善

ばめし

し見ゆかく胸の同

か た立

並

何にふせ城

に在

るが一

はに

再るしの同邸如與郎

系

磨友しかに大室くのる

菊むて國子

がななせ男械式は風

書りあ東

詫色の士る名な

営

たろしはと

あの時賜る瀬

孫山と

と

同をのな高

前守武後春子

の

孫郎

守

とあ

りけん後ひとおぼ

に

学

つかなき事なり、東風日予見たる系圖

前

城て直厳曽+ぼ

せし程に、四五月のあはひに、大内の勢と一既に前にいり

進退に 大内豊前豊後の勢を引ゐて参陣

族肥前守武國以下をさし向けて、博多にて合戰し、

在陣し、やぅ~肥前へ打入らんとしたりし嘘、

となり

肥前に攻入たりしを、武朝共事を聞付けて、新

將軍宮を具したてまつりて、肥前に打渡り、國府に

陣を取て、了俊以下と、合戰せんとしたりしなり、

是はず俊か計策にて、諸國の勢を語らひて、大勢一

になりて、肥前より押よすると聞えなは、武朝はま

た軍に煉れさる大將なれは、一定國をあけて肥前へ

打渡り、防戰せんと企つへし、共隙をうか、ひて、

惟村また牒し合えることく、南郡に打出て、南部の

者共をかたらひ、是大勢になり、菊池の留守を襲

取るか、しからすは、肥前に打越えて、今川大内と

仲秋を追ちらししなり、共時の武國は武重が次弟、

肥前守武澄か孫にて、後には是も肥前守になり、 入

道して義進と稱しぬ、武元は武澄か二男にて、託摩

別當太良といひし由、系岡に見えたり、託摩か家、

其比までは、いまだいたくは衰微せざりし上に、

にまた宮方をそむきて、將軍方してありしことなる

に、武元はいかなるよしありて、記摩別當とは名の

、尚にり家か筑

も託ま爾を基來嗣子考城山に氏託し址託滿民守護代く村稱き大記比武澄武た建し元武日葉 地何同一と又に山 保玄は郡池男弟岡けり 菊二のの前後より、武朝を立て討とらんとしたるなり、そ 親かためには、何にあたりしなりしか、葉室系圖を

れゆゑ了後よりも、惟村にかくいはしく、手たての 見ざればしられず、猶たづぬべし、見る には

なりされど九州史料に

松浦に向ひたるをさし分けて、博多より筑後を經

て、菊池が留守を襲はせんとしたりし故、武朝また

其事を開付て、守護代として國にのこりたりし、一

兩國之凶徒相共罷出之間、於打陣」致合戰、

武光舍弟武義入道自關、 並武安介 討死:畢、」親

善申狀に、其後貞世仲秋、大内大友卒豊後豐前勢

以合力無勿體之由、被仰下候、不日御現形候者、別而一道可申行

00

見えず

件、天授二年三月十八日、宮内少輔花押、大友孫三郎とのへ、

安とは

○松野文書、阿蘇大宮司惟武申、 兵狼料所、 豊後國武藏郷、早浦以下、打出博多」之際、肥後守護代武半分地地頭職、右爲天下泰平、御願滿足、殊雷家安穩、子孫繁

榮、所願成就、奉寄之狀如件、天授二年二月十三日、藤原

按近見村元託麼郡今の飽託郡な

可被沙汰付下地於惟武雜掌之由、依征西大將軍宮御氣色、執達如,遂合戰, 追落、陳妤棚視吹多葉座觀善帥獄如云,肥後守

俞 一護代武岡武元親善爭戰令追落記とありて善

店

屬將軍宮介」在隙肥前處、今川貞世、又相率松

のことにあらず葉室親善之後

戰大綱合戰追散仲秋畢」

職【追伸秋華」の後段の

合戰は本年

◎阿蘇文書、校正了、奉寄進 阿蘇御嶽、肥後國神藏庄内近見村

地の宮方誰なりしか不明なり

下凶徒、打出博多」之間、指肥後國守護代武國

高家城とは和名抄には宇佐郡高家鄉とあり今は高家村といふさて

上交出

城合戰之時、致忠云々とあれば二月十六日の合戰なりしな

阿蘇大宮司殿、

武光

阿蘇文書、去二月廿二日注進狀披見畢、屬今河伊豫入道了俊手、

候、可爲御面目候哉、 たのみ入申候外、無他事候、恐々謹言、四

其をり安藝の吉川經見も、義弘にそへてさしむけら

月八日、了俊花押、禰寢殿、按了俊氏久と足利と全く其義絶えた

るを薩摩の禰寢久溝に報じ之を誘ひて久と絶たしめたろなりま

島津氏久が兄帥久今年三月二十一日歿せり共子を伊久といふ了

俊書を伊久に奧へ遺跡安堵の異議なきを證し氏久を抜けさるやう

たることあり島津家譜 野文書に操る

れしこと、日本史真世信に、吉川家傳を引きて書き

たれとも、吉川か假名官途を闕たるうへ、先祖もさ

たかならざれば、後日吉川家傳を得て考ふべし、

東風目豊前はきに了俊が調略せし所されども宮方一時 を

韜み居たるものにて了俊共地を去ればまた處々に蜂起せしものあ

て小箏闘は絶えざりしものと見えたり○都甲文書、於豐前國高

家要害被疵云々、尤以神妙也、向後彌可抽軍功之狀如件.永和二

月五日、沙彌花押、 都甲三郎四郎殿、とあり又細川頼之奉

府よりの感状には三月一日にして、去月十六日、豊前國高家

可致忠節之狀、依仰執達如件、永和二年四月廿六日、武藏守花押、

武朝中狀に 于前

其刻武朝奉」屬將軍宮、令」在陳

肥前國府運諸方計策」之處、今川秋相率松浦以

中狀、其後 武朝親善、奉

和名抄大分郡武藏郷とあり大友家にて孫三郎と稱するは氏時及

の親世なり常時は親世總領たれとも無二の足利黨にかく宮の令

ひしは如何あらん親世の兄氏繼は一族に離れて宮方

孫太郎と稱すればそれにてはなかるべし誰なるかは考ふべし

○彩文書、自最初随分御張行候間、御現形率、相待申候處に、

今遲々間、無心元候、仍以使者 石狭守申候、悉可申候哉、所

詮氏久事、彌京都御意切候間、對治事決候、啓蒙仰候、當岡人々、何

なと見えるは、了俊の正月の駅にいひたる

ことく、大内義弘は、二月の末か、三月の初には、

去年牒し合せたることく、豊後に打渡り、吉弘入道

と相具して豊前に越え、今川氏棄と一になり、筑前

めに打出てたりしが、了俊今年は、道をかへて肥前

へ廻り、肥後へ舟より打渡らんとおもひて、博多に

せざるは我一人といへるにて其軍氣萎靡の情また察すべきなり

に下りし將士も久しく功を奏し得ず永陣に屈して望郷の念を起

しょものもあり、とかく兵勢のはさるを察して義弘を接軍の

めに発せられしなるべし明年正月了俊が阿蘇へ贈りしに、しば

らくこらへて、京の御合力の後、うち出候へと仰かふりて候へ

ども、あまり無念に候間、云々とあれは此合力は了俊が意に起り

しことにあらざるを察すべし中國勢に姉心生せしことは〇毛利

元春軍忠に、一安藝備後兩國軍勢等、或有不参之輩、或合遅参、

結句有歸仕之、或申暇歸國重下向之仁等、 雖共數多、 御

渡海最前、應安四年十二月十九日、門司御陣自御共以来、于今六

ヶ年、雖爲一ヶ度不歸國仕、所々御陣致忠事、於兩國之仁等中者、

限元春一人之間、殊忠節者也云々、とあるにて知らる

々謹言、十一月十日、武藏守頼之列、謹上 益田孫次郎殿)

黛より十一世益田越中守兼見、孫二郎、法名祚、 按この大内新

介義弘が今川合力として九州へ下向を命ぜられたるは了俊が肥後

にて多資を殺しゝこと、また将士憤りて了俊に服せず了俊は揆に

肥前國府に退却せりとか、また最初中国澄より了後に從ひて筑西

被

○萩藩閥閲録、益田文書、鐘西合力事、可令發向大内新介之山

此、仍執達如件、天授元年十月五日、花押、禰寢右馬助殿、

九州史料に去年五月十七日今川了俊書を寢久清に奥へ忠節を

賞し是に至り征西府之を賞するもの差し島津氏久の了後に抜く

り久清亦歸順するなるかといへリ

○術系岡に、勉参能尤御妙、早可致忠裕者、征西大将軍宮知

ものなり

東風補○松野文書、豐後國入田庄、并小川事、任令旨之趣、可被

武雜堂之山、依 征西大将 御氣色、造如件、天授

年ヶ月三日、宮内大輔列、此合旨は大友氏に隅はりし後征

軍宮の旨也氏は大友氏時の長子 か一族に離れて宮方に参

肥後文獻叢書第六巻

仰下候、定可有進發候熙、御同心候、被致忠節候、殊目出候、

俊がが向た味に見えて

下しさしそへて、下向せらるべく定りしかどぁ、いかな

る子細ありしか、詮滿朝臣も御下向なく、大内入道

も下らずして、新介義弘ばかり、小勢にて下りしに、

たと上に詮滿朝臣を、鎮西の大将として、大内入道を

下

了俊が乞ひたるにあらざる

る、いと~疎忽なりしことにて、實は二通なから、

今としの事なるよし、下にかついふを見るべし、

東風日五月に日の歌は本年の旅にも去年は了俊惟村と牒し合

せて、一旦は肥後へ寄せたりしかども、さして仕出

したることもなく、また菊池に追立られて、了俊は

筑前へ、惟村は南郷へ引入りて、京へ御合力の事

を申たる故、 東風口了俊は筑前に引入りしにあらず肥前に入

るなりまた

の正月廿三日五月七日の狀を、前年のことい

俊に

俊與りえる

さるを見て

に参るへき通報

に宛下されたるなり、東風日訶屍幸俊先年足利直冬九州に下

に癒じ宮方一色等に

戰か居た

勢書き

かくて今川了俊

ざりしこと

是に於て

こなしな

同せし後

が

戰

肥後國河尻庄事、爲當社領京都御寄進事、可中行

之條如」件、永和

之條如」件、永和二年正月廿三日、沙彌花押、阿蘇大宮

司殿」、正味、川尻近年將軍方を抜きて、宮

方に參りたる故、鬪所の例とて、川尻をば、惟村

北朝永和二年

四六二

天授二年丙辰

征西大將軍宮譜卷十一

り越せしなるべし

の横大

府中に轉じに十月は杵島郡武雄の塚崎へ移

を渡り肥前

岸なか

水島御引之時御共仕、所々合戰致忠、迄至瀬高蒲池酒見等御共

仕事、一肥前府中横大路以下、所々御陣御共仕、同十月、御移塚

之間御共仕于今致忠事、一などありさて此の状に対する了俊が

答書の内に水島引事、可爲夜跡之由、御一身御意見候之間、無柑

遊候ッ、御同道候事、皆入存知候、などいふことあり了俊或は夜

に紛れて水島を退却せしにはあらずやさて瀬高は筑後の山門郡、

蒲池 潴郡柳河の北方、酒見は同郡今の大川町の内筑後河の東

了俊は水島を引き筑後に出て西方へ向ひ

水島陣に堪へざりし所以ならん○毛利文書、毛利元春軍忠狀に、

一同應安八年(中略)水島御陣以下、於所々致忠節事、一同九月八

義憤は利を以て屈すべからずに袂を拂うて去りしものなり大将

内に聞き士卒互に疑惑す闘はずして敗兆既に見はる是了俊が久

候、無篇候ては如何、於巳後も不可然とて、探題へ訴釈を以、今

度在陣之段、度々依蒙仰、早々馳上可致忠節存候處、小二方如此

之御沙汰=罷成候時は、九州三人火面目次第候、其上氏久任御意、

彼方に催促申候事無其隠、此時は常座之恥辱難近處に付、薩州

え罷下と而、今河殿え仰捨、御下向候、」按氏久了俊の命によりて

冬を水島陣に召ひしを了俊謀りて之を殺し、かば氏久大に憤り

小貳菊池と喋り了俊に絶ち薩摩に旗をして復た宮方に感

じぬ〇入來院文書、氏久加凶徒上者、別而致忠者、可被忠賞、仍

一揆同心、可被致忠狀如件、元和元年九月十三日、沙彌花押、澁

谷虎五郎殿、此狀氏久の了俊に反しを見るべしさて氏久は水島

陣より何日に歸途に就きしか○薩藩哲記、 在秩父本田調書に、筑

前國守護職之事、所與申京都也、守先例可被沙汰之狀、執達如件

永和元年八月十八日、沙彌、島津越後守殿、とあれは冬が殺され

し廿六日より三四日は水島に滞陣せしなるべしさて此の

守護職擧狀は冬資殺されし後氏久の憤懣堪へがたき情を察して

俊俄に之を以て氏久を慰撫せんと刷りしなるべしされども勇者の

神埼郡は東風一

し菊池に同

して順すべき旨内々菊池

はあらざるべし依りて此の

たるものと見る右田と 四六一

頼牒した

冬賜るあにけ

者はれたべれ

旨け澄記

に

自べ

氏資

臣津

一

し通ば久殺輔

内平前

予

にたと

憤り「小二に議大れ

冬

秘遺島

内 少 輔正業は、しられず考ふべし、

ことに山門庄は、一族の平井が領知なりしかば、

少貳か其比、宮方に参りてありし故、かく此事を、

冬資に仰下されしなり、冬資は去八月に、了俊に殺

されしかとも、それが最後のさま、 了俊にすかし出

されて、やみくと討たれたる事故、少貳が一族、

共事を毗て、いまだ冬資が死にしことをはかくし

て、世に披露せざりし故、今の介旨も、冬資に宛て

下されか

下されたるなるべし、よしは水にいふべし、宮

る本書巻十に合旨出づ参看すべ

に建徳三年、前將軍の宮より、大般若轉識の料とし

御寄進ありし時の合旨也、案文の下、一字綱たる

東風口建德:年は文中元年に政元筑前は少貳か代々分國に

内大輔花押、太宰少貳殿」 土直納、御寄進合旨は、先

○筑前國山門庄領家職、任御寄進分旨、 可

被」打 渡下地於阿蘇社雜掌 之由、征西大將軍宮御

氣色所候也、依執達如」件、天授元年十月十三日、宮

○小武冬資系岡によれば頼何の二男なり兄直衣戰死したるを以て

父にきて領となる冬資今死すよりて共弟頼澄家を嗣ぐ

案文

東風日探題了俊島津氏久に命じて小貳冬を水島の陣に召さしめ

其來會せるを了俊謀りて殺ししなり○山田聖榮自記、其比小二

将軍方共なく、探題よりも氏久え催促候へかしと、依御意候

にうちょわまされて、力なく宮方に参りてありしを、

今度了俊か、肥後に打入るにいさなはれて、出陣は

したりしかとも、宮方になりたることあらはれたる

故、了俊か陣中にすかし招きて、討殺したるなるへ

し、此事を、日本史貞世傳にも、花營によりて、 天

授元年秋、與少貳冬資戰于肥後斬」之、と見えた

れとも、花營に載せたる趣にては、了俊か冬資と、軍

したるとは聞えす、本書にも、合戰の事をいはされ

は、おほつかなし、其上此事を、天授三年託摩原合戰

の後に出したるも疎略なり、

、

き系圖かえで國軍陣、太宰少貳冬資、探題今川伊豫入道被誅之由、

使者到來、とある少貳冬資は、頼尚か子なるや、孫

なるや、さたかならず、嫡子新少忠資は、大原の合

戰の時討死せしこと、太平記に見えたれは、多資は

それか子にて、嫡孫りしかは、家の小貳相続して

ありしにもあるへし、其比は尚も、世になくなり

年月、きたかな・

了俊下向

物に見えざれば、其前後に身まかりしなるへ

多か其跡を

考ふべじ冬資か其跡を相織はしたりしかとも、菊池

敷を見れば、今河殿御兄弟、宗徒之人々しかと祇有、島津殿御

座敷へ御直、御式禮御會尺有、御酒三獻過而、今河殿、前より之

御意趣、一々被仰聞、 氏久承候とて、て座を御立候へば、無

事とは不見得候、何とやらん外目には泣ける也、御宿に御歸候而、

俄に小貳方親類之所に有御音信、可及對面旨、御内之人々に御談

合有、異見被申は、是に而事を御破有は不可然、只急に國え御

下可然由、各依被申尤分而小二菊池に同意之有内議、下向に定

は、御音信候處、小二方探題對面有、冬瓷討れんたくみ、更太儀

之子細なれば、人口=不及候、陣屋を結構=作、高屏を塗、城戸

を立、奔走と見つけるに、小貳方を御しゃうよう、いつもの御尺

有、三獻も過て、其後敷盃になれば、前に立たる山内押て紅、

本より期する事なれば、今河金吾 (秋) 指寄て指殺きる、 是程

之たくみの事候間、城より外にも番衆堅候へば、小二方供之者、

一人として腹を切者な 無覺 こも不及言、探題御座所へ参

する人も有、未分遅参する人も、嘘て島津殿へ使者を以、

河殿より被仰趣は、西探題職を預下向候得共、彼方さへに依

而、九州之静謐をかたし、動は宮方物となる毎度に依、及如

此ノメ沙汰仕候、御心申如何云々、参面を以可申聞之由被仰遣、

島津殿御内人々、差寄思々の異見有、探題へ御座候事は不可然、二

舞覺悟之前に候、御思案可入次第に候と、各被申、氏久仰には、営

座之越度二可成、何程之事か可有と、則御参候處、物具などは驚

=似と而、各取太刀計なり、三日本田氏親は、何もの恒例とて、御

はかせ持御前に立、何もてて前後覺悟申、與所よりは無事には不

見得候、時之人々舌をふりける也、陣の城戸なれば、竹からしな

り、堅警固す仍氏親先前に立入ル、大=伊地知民部而入、門

かため狼藉之ことにととかむ、其時折節に寄事に候、島津殿た

れ候而後は、可窯御計、共間は此方次第とて、氏久を入被申、奏

者と同氏親前に立、跡之傍輩込入、御制止あれば、城戸涯に祇候

陣屋之口唐莚を掛られたり、旅之涯不憚氏親居たり、座

月十二日、今水島御陣御供、在陣とありさて真世書いたはいかい心に、去八月廿六日、午剋於肥後

前に引きたる羽島文書に明らかなる外深堀時廣軍忠狀にも、同七

日花營二代記に

四日廳安

九日

九月十四日

月安風

の書を得て遂に水島に来することあり

東風日七月十二日今川貞世日岡を發して菊池郡水島に陣さしこと

合たる勢はかり具して、 いそき参陣せらるべしと、

惟村か猩々を、けはしく催促したる也、是は惟村か心

を、ふかくうたかひたる故、惟村に心なきしるしを見

て、安堵せんとて、かくはひそかしたてたるなるへ

し、惟村も了俊か心をさとりて、このまい事なから、

無｣程南郡へ打出て、所々にて合戰したりしと見え

て、○於肥後國馬門井御舟等合戰、尤神妙也、彌可

致忠節、就中常國軍勢等忠否事、就守護注進可

有是非沙汰」之狀如」件、 永和元年七月十五日、沙

彌花押、阿蘇大宮司殿、」と見えたり、馬門は宇土郡

に、今も馬門村あり、そこなるへし、就守護注進と

は、前にも見えたることく、惟村か常國の守護をや

められたる跡に、了俊より右義範を、おのれ代官と

して、守護代のやうにておきたれば、今の守護とい

ふは、義範をいふなるへし、此をりは義範も、肥後

に来りて、惟村と一ッ手になり、南郡の合戦にもあ

ひしと見えたり、

來曽せし也此時少貳冬資來合宮方に順せ

候者、諸事談合可被仰旨、御注進及數ヶ度、

探題職に下向有ル=延引之條、不仁義タルヘクハ、緩怠之至と両、

氏久御上に定畢、違國なれば御勢はさほともなし、宗徒の御内之

人計なり、六ヶ萌え御上、探題に有御面、今川殿之御奔走に候、

喜殊御感望も見得候云々、按此の 風とは前後豐筑肥の六ヶ

にて薩摩より九州北部に出るかく六ヶ國へ上るといひしな

るべしきて水島陣の見のことありしは上の數書にて知らるべし

○阿蘇文書七月十三日了俊状に十三日卯菊池口水島原に陣取

了云々とある本書には中二年のこととして諸年に

れは甚しき誤にて前々に辯じたるものとこい にげたる。

によりて今年七月のことたるを知るべしそもそ ・島津氏久は・

父貞久兄師久に別れて宮方に順せしものな 了俊探題とな

て下向し追々勢力を得宮方は菊池武光阿蘇惟澄共に浸し漸次襄墜

の色見えければ 利に與せしかさて了俊に招かれ今水島に

残して島津氏久大友親世及小貳冬を召す八月十一日氏久水鳥の
陣に曽す○藤野文書、今日吉候之間、令中候也、今夕罷出常陣候、
即可申候之處、期明日之參合候之間、遅々仕焼き、抑にしきのひ
たれの事承候、先一代御免候へば、子孫相續無相違事候、尤
御用にはめてたかるべく候、可存共旨候、御旗事は、其陣に一流
之外不用事候間、御所持まてたるべく如何様候、ひたれ入串は、
殊に可目出候、心事入見參可申承候、恐々謹言、八月十日、ア俊
花押、鳥津越後守とのへ、肝屬兼氏譜に、八月十一日、了俊會
公於水島、少貳冬資不來會、了俊使公徵之、山田聖榮自記、探
題より度々にお 被仰下之趣、九州三人之警固たるに付く、
音不可然、早々
に勢つかひすべければ、軍勢とのほらずとも、有
せざりしかば了俊は氏久に命じて多
資を徵さしめしなり少 て花營三代記
八年よしに、菊池なとかたくみたるならんとなるへし、
されともみちひかされといふこと、おたやかならす、
獪考ふへし、南郡をも、又菊池口をも、ならへてさ

たし候やう相計候云々、宮方かく南郡をかたらひて、打出へきけしきなれは、これより先たちて、南郡へも菊池口へも、一同に軍勢をさし向て、攻かるへき間、惟村へも出陣をいそかれょと、かく惟村か久しく、南郷に引入てあるを心つかひして、はやく國中に打出させんとしたるなり、ならへてきたするとは、其比手つかひすることを、沙汰するともいひたること、外の状にも見えたり、小國に御成候之由聞候、目出候、宮の御は、風説のやうに、まことに御社参のためはかりにて、それより小國へ打越させ給ひたるよしを、惟村か注進したる故、了俊も心落ゐて、めてたく候とはいひたるなり、其比より貴人の出行を、御成といふことは、或人の説に、中昔より貴人の出行を、御行とかきて、御ありきと読むことなり、すべてはねもしより、ありとつきたるは、音便にありをなりといふは、常の事なり、されは御成は、御ありきのきを省きていふなり、といへ

1了は、南部の宮方打出るよしを聞きて、そ

れと軍せんとて、打たくんとしたる所に、前山城に

て合戰あり、其城も打落したれは、此競に當陣の

勢をさして、菊池口と川尻邊に打出て、陣を取る

へしと打立たれとも、惟村のやがて打出へきさまな

れば、それをまちつけて、一同に打出だけれとも、も

し惟村が出陣延引せば、それを待までもなく、兩方

より進入 るには 水島を打越え菊池城をも過ぎて其の東方なれ

命にあらず常時了俊の兵の此城まで攻寄せんこと疑ひなき 能はずさ

して此の城とも定めがたし 只筑後の城にはあらざることを驚

の字にてはなきか 城山城は菊池の木庭村にて城越前守武顯が築きし

所なり此 菊池の本城より 菊池川を隔てたる 東方に

筑後に居らず山

れとも、さることにはあるへからす、是は中昔より、

御幸なり、御出なるなと、Sふ事見えたる、其御幸、

御出などをはふさて、たくなるとはかいふことに

なりたる也、南郡凶徒等打出候間云々とは、南郡の

宮方は伯耆字土以下なと、打出たりと聞えたれとも、

何くに打出たるかさたかならず、山城の字は、

前の字をかきひかめたるかともおほゆれとも、いつ

くのこといもしられず、其比了俊は、筑後の内にな

と、在陣したらんとおもへは、前山城といふも、筑

後の内にてありしなるへし、東風日此時了俊肥後に在りて

征西大將軍宮譜巻十一

そかしく候へとも、幸に御出陣候上は、可待申候、

若猶御延引候者、まつ可」取」陣候、御勢はと、のほ

候はすとも、まつ御うちこゑ候へく候、恐々謹言、

六月七日、了俊花押、阿蘇大宮司殿、」 駐砲艦叭料宮

此間、阿蘇社御参候由聞候云々、宮其比は菊池にお

はしまし、かは、菊池より阿曽社に御参詣ありしを、

諸方の勢を御籌策候由風聞候とは、了俊か心には、

宮の阿曽へ向て御出ありしは、惟村か南郷にある

御追討のためか、または惟村か心かはりして、宮を南郷へ入御なしまゐらせんとはかりしかなと、心つかひしたるを、さはSはれすして、諸方の勢を御策あらんためと、風聞せしとはいひやりたるなり、宮うち出させ給ひ候とも、此間のやうを存候に、何程事候はしとおほへ候とは、たとひ宮のうち出させ給ひたりとも、此間のやうとは、去年高良山まて打出させ給ひしかとも、さしたる御合戰もなく、武朝と共に肥後のやうに、引入らせ給ひたるをいひたるにて、さる御手並なれは、心にくからす、何程事かあらんとおもふと也、惟村一旦は、將軍方の色たてい、水島合戰の比は、國中に打出たりしかとも、其後はまた南郷に引入ありしか、近比音信もせてあし處に、宮の阿曽社御参詣の事さへありつれは、一には惟村か心かはりして、宮方に合力するにあらんと、うたかひおもひて、たとひ惟村か、宮と一ッになりて、打出たらんとも、何程の事かあらんと

それ故

の意をふくませて、かくいひやりたるなり、

其堺の動静をよく聞定てこそ、ともかくもなすくけ

れは、相構へて細々うけ給はらんといひたるなり、

當南郡事とは、常國は、了俊か今在陣したる所の

國を、ひたるにはあらず、むかる人に對して、

人の間をまた、當賊とさしてもいへり、そは前に親

房卿の、惟時への狀に、懷良の御事を、當宮とかい

れたる處にひたるかことく、こいも肥後をさして

常國といひたる也、 東風日了俊此時肥後山鹿に在り其の當

み

といへるも何の怪しむ

ちひかされのみの字上、一字むしはみて見えさるう

へに、みちひかされといふことも、聞えかたし、例

のしひていはい、宮の阿蘇へ向て打出させ給ひて、

諸方のみかたを、御籌策あらんためなと風說した

るは、南部は阿の分地なれは、村をかたらひ付

給ひて、南方すべての御方に、みせしめんためなる

四五七

證

驗を抑留したる事に付たる、訴訟の條々なりし故、 事、無心元」候之處、小國に御成候之由聞候、目出

宮よりの御糺明にて、惟村もたまりかねて、 しふり 候、此上者其堺事心安候、今一日も急に可有御出

-其抑留したる證驗の文書ともを出したり、やう 陣候、南郡凶徒等、打出候間、可、加對治之處、於

惟武か訴訟かなひて、かいる旨ともを賜りし 山城合戰候、昨日被打落候間、此次に當陣勢を

なり、○先日重承候之間、委細申候、其後無御音信 分候て、菊池口井河尻に、脚をとるべく候間、打立

候間、諸事不審候、就」中宮此間、阿蘇御社に御参 候折節、此音信候間、所詮御出陣て、此陣にて可待

候由聞候、此事は承子細候之間、只御社参はかり 申候、相構早々に御馳越候へく候、來十三日以前に、

と心得て候つるは、諸方の勢を御策之由風聞候、 着陣候様に、御計候へく候、其内に此邊にうちうか

若然者能候、其邊の事、御了簡候へく候、たとひ宮、 ひ候て、可待申候、尚々陣移候事、今一日もい

今月三日御請文、同七日到來候了、御参籠當社」

年七

とも、惟村代々證験の文書等を抑留して、惟武に與へ

うち出させ給候とも、此間のやうを存候に、何程事

候はしと、おほへ承候て、其堺事、可申談候、相構

細細うけ給候へく候、當南郡事を、□みちひかされ

候はんと、宮方のたくみにて候かとおほぇ候間、南

郡をも菊池口をも、ならへて沙汰候様に相計候、何

さま出陣をいそかれたく候、是よりわざと申へく

候、其遊事等、 いそきしめし給候へく候、恐

々謹言、五月二十一日、了俊花押、阿蘇大宮司殿、」

上包あうあん八年六月九日 ○東風日今年二月廿七日北朝元和と改元

然るに此にほ應安八年とかけりまた次の文書にも應安八阿蘇には今年の改元の事をいまだ知らざりしも

月十九日到来とあり

さりし故、其事を宮に訴訟たりしかは、宮より御

方の人等に、御たつねありしを、宇土、 伯耆なと

より、御請文をたてまつりたるなり、是にても惟澄

か、惟村への譲状、はたして惟村か後に造したる

物なりしことをしるへし、もし惟村、實に惟澄か譲

をうけたること、彼の譲状の趣のことくならんには、

惟武もいかてかく、あなかちには訴に及ぶへき、ま

た惟村を、かならず父か譲状を出して、其無實なる

よしを、いひあらそふへきてとなるをや、されば今

の旨に、訴訟條々とあるも、件の惟村か代に、於 落居篇゛ 者、資宣被､仰了、相殘條夕、追可以有

其沙汰,占南石、相殘力石條々、今办く御沙汰L及

はれしなるへし、惟武か所望の外に、訴訟の事とい

征西大將軍宮譜卷十一

二

此旨:可以有御披露,候、恐惶謹言、正平二十四年十

二月一日、沙彌道光、」

請文裏に花押上学なと見えた

土壹岐入道々光請交、

るは、惟澄か跡の大宮司職を、惟武相織したりしか

四五五

[右の四通の旨、前年十月 分旨、訴訟條、

軍宮とあるは、良成親王の御事なりと知るへし、さ 有無、載 起請之詞,可」沙云夕、此段承及候之條實正

ともさたかならぬとも、是より後の旨に、征西將

上古之力办方奴之亂、是占5後の令旨汇、征西將「驗事、惟村 抑留加 凶徒·云々者、彼文書紛失之

注、若宮御讓口56头人在5、Ş 見 候畢、抑如」被仰下,者、阿蘇大宮司惟武代々證

は、若宮に御讓ありつらんとおもふなり、そはいつ

伯耆守顯興、2、文中 の 初在老汇、御叙任bt、征西將軍之十四年十一月十七日御教書、同十二月一日、謹令 拜

1

候、若此條偏存者可」罷 蒙八幡大菩薩御罸` 候

運 凶徒對治之計策,者、依」仰執達如、件、文中四年」 六、阿蘇文書の中汇、去十一月十七日御教書、同

六月十三日、左少將花押、阿蘇大宮司殿、野、左少将恩房、

上包阿蘇大宮司

十二月二日到來、謹拜見仕了、抑被 仰下,候阿蘇大

豐後國日田庄地頭職事、不」可、有:相違者依」仰執「宮司惟武申、社家代々證驗、惟村 抑留 之由、以三

達如、件、同年月日、同人奉、日向國守護職事、依三甲乙人之廣說、難言上,候、攤 國中事候ί不 近仁候

當國籌策之功、可以有其沙汰 者、依 一品親王御間、文書紛失之有無、分明不 存知,候、若此條申

氣色、執如、件、同年月日、同人奉、日向國々司職 候体丶、八幡大菩薩、天滿大自在天神、可、蒙 冥罰: 事、任 先年旨、可以執達 者、一品式部卿親王「候、此旨可以有抑披露,候、顯興、恐惶謹言、十二月

御氣色所、候也、仍執達如、件、同年月日同人奉、宮、三日、伯耆守顯興、順裏子進上、御奉行所、去月二

の御事堃、是出Tの旨共L体、征西將軍宮、征西十六日御札、今月三日到來、委細承了、抑承候間事、

大將軍宮老办丶扎ㅊ6犷、今の令旨汇、始己办く「不 存知 候間以此旨 捧 請文 候、聊不 等閑之儀, 一品親王、一品式部卿親王上办丶江九九体、當年御「候、委細御使可以被」申候、恐々謹言、十二月三日、

上包阿蘇殿

叙任南5亿石汇户上古斯钆体石礼之古、實住是85 伯守耆顯興花押、阿蘇大宮司殿、

たるにやともおもはるれとも、質は是よん

正平のしんたいは、御はからいたるへく候とは、ちと心

えかたきいひさまにて、打見には、今さし當りたる

敵を打やふりたらんには、 向後のことは、公家方

に参らん、武家方に参らんも、吾身の進退は、い

かにとも御はからひにしたかふへしと、 いひたるこ

と見えたれとも、さるにては、たい今一戰の勝利

に得たらんには、此後公家武家、Sつれに従はんも、

えらふ所なかるべしといふ意になりて、まへの兩御

所の御心をもやすめ、 我家父祖以来の本意をも達し

たしと、ひたるに引あはて、一旦の勝利を求めた

るは、何の詮とも聞えかたし、依て思ふに、武朝

か本意は、我身のしんたいは、公武の存亡に従ふこ

にて、惟武か合力を得たらは、始終の勝利をえて、

公家の世となりて、我家も無爲なるへく、もし合力

叶はすは、我一人の力にては、始終勝利おぼつかな

ければ、いつしか武家の世となりて、我身も王家も、

ともにほろひはつへけれは、向後とても、我身の存

亡は、惟武か心のまくなるへし、されは今力をたの

むばかりにはあらす、 行末までも長く、同心の合力

を頼むべしと、ふかく打敷きて頼みたる意なるへき

由蒙」仰候、恐悦之至、 難盡紙狀」、此等次第、

先爲申入候、使者永野右京亮、 長田弾正忠方まで遣

之候、委細定可」、申候、恐々謹言、六月二日、賀

々丸、阿蘇殿、追令」啓候、連々可申入候間、紙狀

之體恐入候、併可」有三御苑」候哉、重恐々謹言、〇阿蘇

文書に、豊後國入田庄、井小川事、如」本令知行可

を、武稺にて、思ふやう筆もまはらて、かくお

ほつかなくは書なしたるなるへし、ゑうちにて、い

またはんきやうにおよばすとは、昔は幼稺にて、い

また元服もせず、實名なともつかぬ間は、形をは

せぬことにて、ありしなるべく、また書札に、判形

をせさるは略式にて、尊長なとにしては、無禮の

それ故、前の十二月の状に

事にしたると見えたり、

も、後の長田秀次の状にも、くれと其事をこと

わたるなるへし、秀次副状のさま、いとまめく

しけれは、武朝か家人の中には、乳夫なとても

ありしにや、○先日申入候處、預委細御返事候之

條、恐悦無極候、其後重雖申入候依此間洪水遲

仕候、爲□□不少候、抑如先立申入候、今愚身體、

併貴方之外、無憑申方候、随而可被

其後しふんなく候 も、父祖の代は、まつ無事にてまかり過たると也
、

によて、いまたかせんにおよはす候とは、しふんは くはうは公方にて、私にむかっていふことなれとも、

時分にて、合戰すべき機嫌をえさる故、いまた持合 公家といふもとにて、王家朝廷なといえ意なり、

て、合戰を始めぬといふなるへし、時分は、今鹽合

公方といふこ

しかるを共比より、將軍家の事をも、

なといふ意なるへし、てきちんぬかりてとて候 とになりたるは、例の借稱なれとも、今にては將軍

とに云々とは、ぬかりてとりて候とは、いかなるこ 家の御うへにかきりて、 いふことになりたり、きゃ

とにや、心ぇかたし、強て試にSは、ぬかりとは、うこうにおいては、くけふけりようはうともに、身

たるなど

居たろ

きは、世上の式にて、世上の次第なといふほとの事 今俗にぬかりはまるといひ、ふるくも、雨ふりて道

也、ひのおかは、いつくともさたかならぬとも、筑後 のあしくなりたるを、歌にも、道のぬかりなとよむ

國生葉郡若宮村の、八幡宮の御左右に、小高き岡山 ことあり、そのことく、敵ふか入して陣をとりたる

あるを、日の岡といふよし、久留米志に見えたり、 故、すいまんにもすいまれす、引かんにも引かれぬ

この日の岡にはあらぬにか、されとも其御社の所在 やうのことを、ぬかりてとりたるとは、ひたるに

もしらす、地形もくはしくはたつねされは、一定そ はあらぬにか、されともさること、外にはをさく

こならんともきはめかたし、國の人に問ひてあきら 見えされは、例のうつしひかめたるなるへし、國人

むへし、今川以下、筑後に打入て、 日岡といふ所に のしきいをらならぬやうに候ほとに、みちゆかす

陣をとりたるは、去年の冬、武朝か高良より引入 候、いらならぬも、聞きなれず、いちとうをいを

る後、ふたゝひ筑後に打出たる故、今川も筑前より らと、うつしひかめたるにて、一同にてもあるか、

筑後に打出て、日の間といふ所に陣を取れとも、 もししからは、國人のさまも心々にて、一同ならぬ

かれよりもかゝらす、御方よりも打出すして、にら といふにや、そのさきは、其以前にて、ふゐは無爲

み合て居たりしなるし、

い い 也、以前とても、かひくしきこともなかりしかと

菊池に征西大將軍宮譜卷十一

におよはす候、てきちんぬかりてとりて候あいた、

このひまにほかの策をいたし候はんと存候へは、

國人のしきも、いらならぬやうに候ほとに、諸事

みちゆかす候、そのさきもかいしき事は候はね

とも、ふそのたいには、ふるにまかりすき候ぬ、

身のたいにあいあたり候て、 せいしやうかくのこと

くまかりなり候、 くはうのため、わたくしのため、

ふちんあいきわまり候、ことに 兩御所、たうし

よはかりを御のみ候て、御さ候ところに、もしこ

のまゝにて、らつきょ候はい、しやうくせいの無

念たるへく候、この御意をもやすめ申、又たうけの

爲をもつしたく候、しょせんひらにたのみ申候、

御かうりょくにあつかり候はい、かしこまり入候、このさいは、せん日も申人候ぬ、 こんと御とふしんによりて、一ちんをもしりそけ候は、きやうこうにおいては、くけふけりやうはうともに、身のしんたSは、御はからひたるへく候、身の事は、いまたとうさいをわきまへす候あいた、ともかくもうちかけ申候て、たのみ存候、御ふちにあつかるへく候哉、かくのことくの大かうは、参候て申入へく候と

く候哉、重恐々謹言、上色の裏に、菊池武よう
ぜうの時惟武に遊候状、かしこま
りて申入候、さてはさくちとの御事、いちたいしにおよび申て候によて、御しょそん、御のこしなくおほせかうふり候ほとに、うけ給はり候まゝに、申あけて候、いさいかわたくしのき候はす候、したかい候て、ようちの御事にて候ほとに、おそれはゝかり入候へとも、せいもんのことはをもて申あけ候、 あ

そ十二く大明神の御はちを、まかりかうふり候へく

候、菊池殿よりうけ給はり候まに申あけ候、つい

てのときは、このよし御ひろう候は、かしこまり

入候、恐々謹言、五月十九日、秀次、 まんこくはう

の御内、主砲詞は、但御内な御神とあり、裏せいしやうのし

ころに、まつ御ゐをうか、ひ申候はんために、狀を

進候、このてういつはり申候者、あそ大明神の御は

つを、まかりかうふるへく候、あまりの事に、はい

かりなから、きしゃうのこと葉をのせて申入候、い

さいのむねは、秀次に申ふくめ候、たつねこしめ

さるべく候、事々期後信候、恐々謹言、五月六日、

藤原賀々丸、謹上、阿蘇殿、追啓候、 ゑうちのあい

た、いまたはんきやうにあよはす候、御めんあるへ

て秘密にせしは何の爲めなりしかまた新に屈服せし黒木等を

も部春越より山路を辿りて山鹿に出てきて然るべき地勢を見

薩藩書記、藤野文書、来る廿七日可器立候、如何も山通可然存

其期者随候て、次日山よせに陣を取候はやと存候、如此

事、毎日に披露候へば煩候間、山鹿に通候て、あれに陣をとるべ

披露仕て候へども、山よりはしかるべきか、みたて

させべく候、次に大村領内雄鳥邊に、明後日は打寄候て、山より

に罷道候べきよし存候間、いかさまこなたとほりを御出可然と、

諸事あれにて可申談候、如此事、御心へたるべく候、又此邊事、

簡仕候子細候間、中々うちすてて可罷立候、ただし黒木邊物共

皆々あしくし候べく候間、可御心安候、尚々道つかいの事

部春とほりよく候べく候、同候は御共申べく候、 ていに

ひ候て、陣をとるべく候間申候、相構々々、御披露ある

恐々謹言、三月廿五日、了俊在列、島津殿、○抄所載文書、

參尤神妙、彌可被忠節之狀如件、應安八年三月廿八日、今川伊

入道了俊、島津大隅守殿、(島津家譜此時代大隅守見えず)按了俊

か前の狀肥後へ進入すべく其のあらましを知らせたるものなか

東風日以上皆本年のものにあらず前の状は著者既に天授二年に入

るべしといへり後の状は却て一昨年に引上ぐべきなりきて此の次

に出てたる藤原賀・ 即ち本年のものなりさて其の日附五月

六日 前の事を九州史料により一二補填すべし

○阿蘇文書、上卿、新中納言、庶安八年二月廿一日、宣旨、正四

位上宇治惟村、宣叙従三位、藏人右少藤原俊任奉、按阿蘇家譜

によるに應安八年京師に詣り後融院の天顔を拝し従三位に叙す

とありされども此時今川了俊近く山鹿に来り時に菊池と事あらん

としまた了俊と惟村とは先年來書狀往復して氣脈を通じ居たる

に此の大事を前に置きながら遙々上洛すといふも如何あらん覺束

少々蒲池の城に置たるをいふなり、

○さしたる事候はなによて、さいに申入す候、

本意にあらす候、抑せいしや~のしき、御かたさい

まかわいけ、去月八日に、ひのおかと申候所に、陣

をとりて候、其後しふんなく候によて、いまた合戦

立て、陣を取るべしとのなりこの狀年紀なけれども○藩閥閲

録、福原文書、長井掃部助貞廣車忠に、一同應安八年三月、御

發向肥後國山鹿之間迄于龍作山水島御共仕、于今於九州、五ヶ年

之間、致忠之上者、云々、とあれば必ず本年のものなるべしこ
れらにて了俊九州に下向して始めて肥後國に進入したるも今年の
三月のことたる明あれば此の前に水島合戦のありし筈なし
○薩藩舊記、末吉士羽島文書、薩摩國御家人國分豐後守久成中軍
忠事、右於國致忠之段、守護人島津上總介伊久、度々令注進之間、
達御上開畢、隨而去年應安七年自十二月、久成令當參、谷河御陣
之時分、數日令在陣畢、同八年四月八日、肥州日岡御陣被召之刻、
御共仕、同七月十二日、菊池水島御陣被召之時、抽忠勤之條、無
共隱、然於于國云戰功、當座云忠節、且預京都御注進、且下御
列、爲備龜鏡、恐々言上如件、永和元年七月日、承了花押、 按本
書といひ前の藤野文書といひ薩州より遙々筑後の今川か陣に來援
せしものありしみ見るべしまた河とは未詳らかにせず了俊は三
月二十七日筑後發し山鹿に来り地形を見立て、四月八日に日岡
に陣を取 なり日間と肥後國志に山鹿中村手永下御宇田村内
蒲生村の不動岩の東の 日の間といひ往昔火岡といひ菊池郡
米原長者此の山焼き 焦土となりて今に山に木を生せずと
いり委しき説を繫げたるは信ずるに足らざれども日向とは

此所なるべしさて次の賀々丸か状に御かたきいまかわいけ去月入

日にひのおかと中候所に陣をとりて候とあると全く符合せりかく

て了俊と武朝とは壘をして容易く戦 へざりしなり

考へて、後

りかねたるにもあらんか、 さたかならず、 球摩河尻 日にいつれとも定むへきにこそ、追啓に肥後國人に

御舟なと、いつれる宮方をそむきたるやうに見えた 少少蒲池城衆にて候とは、肥後國の將軍方のもの、

より、合力する物ありて、思の外たやすくは對治な

いつくなるかしらねめに誤りた。

はるは、まことなりしか、大かたは了俊か方便にて、

理今古四五〇

合になりより

合はぬ

風

郡「分

と

台戰北広げに候前相なし

待か

は

筑血な

本も内候れ月越を昨七月候

のせ月

らり

も陣し遂喜史了

菊統

に筑御にを強高

にか

に舉けたき一

め

肥

候やうに、御さた候へく候、そなたの事、御打出候

はい、やがてこれの職をも、み候へく候、一向

れの事は、御方便をたのみ申候也、恐々謹言、

九

東

く候て、急に打出へきよし仰候て、兩方より御出合

肥後交

日第六巻

さ著会等へば貞年討文七れ

と征年は昨ん二

とろせ々後にてにア

りは々など今世した中

た左あ服会の筑年と年

なもさ時に七日、了俊花押、阿蘇大宮司殿

。 當年三月今川勢

四進北合

しにと後月み桜川

ててば國にて營勢

本年は岡來方のにて後方で参池せし諫状日恐

べとり早判然て々等料俊言

候木おし本彼のへ北ほ事年地宮は五

ど河くあ三に方一年しなの當陣事不及合職候とある當陣は
かく肥後國人、多分將軍方になりたるやうに、いひ
觸したるにもあるし、高來大將今川兵部大輔、是
*了俊か子か姪かの中にあるへけれとも、系岡に
は見えす、狩考ふへし、此人今高来郡の大将して、
彼地にあれとも、惟時中に打出たらは、南郡あ
たりに打越えて、力を合すべしと、構へたりとなり、
高來にて合戰候よし聞候へとも、それによるへから
すとは、兵部 高水にて合職を始めたるよしに聞
れとも、惟村か打出たらんには、敵打捨て、たゝち
に肥後へ打渡へしとなり、これの合戰をもみ候へて
とは、惟村玖摩勢一になりて打出たらんには、其機
嫌に乗して、了俊も合戰を始め、けはしく揉立て、
勝負を決すへしと也、右の正月と五月との狀は、軍
なけれは、必此年に係へき物とも定めかたけれど
も、すべての事さま、今年の物なるへく見えたる故、
しばらくこに出したれとも、かたへにはまた、來

年の事なるへくも見らるれは、なほよくとも、下に此酸等、當陣にて對治

候やうに、沙汰仕たく候間、廻方便候とあるをおも

へは、當陣の敵とは、武靭かあるなしは知らねとも、

何さまにも、菊池か宗徒もの共、多分所に城を取り

ありつとももはるれは、筑後の内にての事なるへく

おもふなり、松浦路のとは、敵みかた誰なりしか、前

の正月の狀に見えたる、波多者ともに、肥後の宮方

なるへし、肥後國人に、少々蒲池城衆にて候、御

啓の

にや、しかるを惟村かあなかちに申請ふ故、了俊も

もてあつかひて、つかりに私の寄進のことく、寄

進をためて、つかはしたるなるへし、其寄進

狀、今は見えず、れい式と存候とは、川尻が近比

た御方にまゐるへきよしなれとも、是まて度々あさ

むきて、つひに參らさりしかは、今度もその例式の

ことくなるへしとなり、あとさきの所の物とも、の

字は近の字なるへし、あとさきは、惟村か在所の前

後にて、すなはち近所をいふなり、中々此たひのや

うに、つくしのなりて候事云々とは、文字のことく、

物の邊のことにて、また至り盡さぬ心あるより

うつりて、俗になまなりといふことを、昔は中々と

いへり、それか後にはまたうつりて、たやすからぬ

ことにつけている詞になりたり、このたび筑紫の宮

方、かくまてよわりたるは、中々の事なれは、京の

御沙汰とは、京より九國の御成敗あることにて、今

より九國の御成敗も、心やすかるへけれは、目出た

かるへしと也、目出の下、讀かたけれとも、目出た

かるべく候なとありしを、かくはうつしひかめたる

打出の時分は、そへ申へく候、昨日託磨下向候了、

定それへ馳加申へく候歟、 先日委細介」申候、参着候

哉如何、當陣事、不及台戰候、雨方取」城候間、

無左右:破かたく候、 さりなから此敵等、當陣にて

對治候やうに、沙汰仕たく候間、廻方便候、松浦

路にも、兩方勢向合候、これも常陣の合戰落居によ

るへく候、一この時分にいかにもして、肥後國事、

一途候やうに計候者、可日出候、玖摩物共一揆候

て、八代に可打出候由申候へとも、いまた無其儀」

候、河尻も領狀申て候へとも、いまた第一人敵陣に

堅申候なから、未」及

候、御舟も可」参御方候由、

宇土同前候、筑後國には、多分御方に参候

現形候、

へき物、おほく候へとも、一方つよくとり立候へき

候はぬほとに、時分を相待候けに候、何とも御籌

策候て、此時勢をまとめられ候て、御打出候へく候、

高來大將、今川兵部大輔、それへ罷越候て、可申

合力候由申候間、それの御左右をも承定候はんと

て、又人を進申候、御談合候て、御はからひあるへ

く候、高來にて合戰候よし聞候へとも、それによる

へからす候、一玫摩物共方へも、それより御さいそ

四四九

また脱字などもあるにや、強ひていはい、二月中に

かたし、これも識かねて、寫しひかめたるなるへく、

二字、解し

明て候らへは」とあり

料には年明に云々一句「年二月中はの下、めらのに、旅中の事なれば、かたのことくの元服の式もと

へのへかたければ、かりそめにゑほしはかりきてな

りとも、男になりて下らんとせられしことを、かり

ゑほしとはひひたる也、 今のかりゑほし、それとは

ことなれとも、詮蒲朝臣の、いまた御幼稚にて、御

元服の御年比にてはなけれとも、今度將軍の御代官

として、鎮西に御下向ある事なれは、かりに御ゑほ

しめさせて、男になしまゐられたるなり、御とも

の人々以下、されて候とは、今度九國へ御供の人

々を、すてに誰々とさし定めて、仰付られるとな

り、大内入道の御返事に付て、御□□へく候とて候

なる間とある、御返事に付て御より、下の數字、い

かに讀かたし、うつしひかめたるなるへし、され

ともこいにいふ意は、大内か御返事の趣につきて、

若君にも京を御うち立あるへしとなるへし、としあ

けこの下、一字さたかならず、越の字をあしくかき

なしたるにて、年明にこえはにてもあるへし、

また識かし、寫誤た

事にて候の下んての三字、

なるへし、されともいふ心は、おしてしらるへき

史料二凡てトアリ

は、かならすまちつけ申候ぬとい程の所と、おほ

しきなり、京にてかく、御治定はありしかとも、詮

滿朝臣、つひに九國に御下向とてはなかりしは、

大内入道か下らさりし故にてはあるへからず、共間

に武政か死せし後、何となく宮方競さりし故、今は

詮滿朝臣の御下向まてには、及ふましきなといふこ

とにて、つひに御下向の事は、打やみたるなるへし、

當神領寄進事とは、其比將軍より、御寄進あるへ

き沙汰ありしにつきて、惟村が所望したることあり

しと見えたり、かやうの事は、京の御判にてあるへ

く候とあるにて、了俊かわたくしの寄進ならさるこ

としるかり、よのつねのやうにあつけ所には神の御

事にて候やうに、あつけ所には、神の御事にて候、

んてしかるへからすとは、將軍家よりの御寄進な

れば、御判を申請てこそ、物すべき事なれ、預所

ならんには、御判の請までもなく、了俊か判にても

事すむへし、しかるに是れは神に御寄進地の事なれ

は、御判なくしては、しかるへからすとな 御

書稱肥前州上松浦、丹後大守源盛、受圖書、約歳遣一船、

有麾下兵、とあり、又波多は、松浦川の一支、 波多川の山

指 中世波多氏、即此地に據れる土豪なり、とあり、本書と小異あ

來

松浦與一岐對馬之人率多、又有五島、云々、源盛丁丑年

殿海東諸國記の文は、肥前州有上下松浦、海賊所、前朝之季、寇我過

九國に下りたるか、了俊か先年、豊前より筑前へ打

出たる時、氏をは豊前にのこし留めて、當のお

さへとしたりしか、此比は野中鄉司といふものが城

に、居たりしなるへし、野中鄉司、いまた考へす、

筑前めは、筑前の方といふことにて、これもへとい

ふことの、めとなりたる也、 今も俗、其方をさして、

上め、西め、東めなと、恒にSふことなり、肥前の

國府は、倭名抄に、國府在小城郡と見えて、今も其

跡を、國府とSへり、其比了俊は、博多なとにあ

て、大友大内なとか、筑前へ打出たるを待ちて、肥

前の地へ打入らんと、はかりし事なり、 これは此度

は、了俊道をかへて、肥前地に廻り、舟にて肥後に

押わたり、まつ南郡の宮方を攻めんと、たくみしな

るへし、波多は、上松浦の内、波多島とい所あり、

海東諸國記に、源約、乙亥年、遣」使來朝、書稱肥前

州上 松浦 波多島、約受罔書約歳遣船、小二殿管

下居波多島八丁不過三十余」とあり、 陳旧、秋田本

と定5領所れ同母弟滿詮卿にて、時に無位、左馬頭、右兵衛督等

を経て、後に正二位、權大納言まてなり給ひ、御法

號を養源院殿と申しいなり、應永二十五年五月に、

御年五十五にてかくれ給ひしより、推算ふれは、當

年はやうく十二になり給ふを、今度將軍の御代官、

鎮西の大将に定められしなり、御かりゑほしめし候

てとは、義經記遮那王、奥州下向の段に、かりゑほ

うしても、下らはやとおもふなりと見えて、義経

の初て奥州へ下られし時、熱田社にて元服せられし

四四七

れば此の原田氏なるべし

し行永ど太

時せられ浪人となれりとぁ将軍の御弟若君は、義満公の御

地

信種といふもの降参遅延して 知行

知孫11. 少を

に下し居て猛威種

已一日平家

が東

して糸島郡といへり

:

頜

後田源約は、件の波多か後なるへし、一族とも、

一同に申子細候間云々とは、波多近比一族ともと中

たかひして、宮方に参らんと打立しを、一族ともよ

り、一同に共よしを了俊へつけて、其を討んとて、了

俊に合力を乞し故、二三日の中に、了俊より軍勢をさ

しむけたらんには、たやすく對治すへしとなり、い

としまは、筑紫の怡土志摩の二郡なり、當時何かし

の領地なりしか、いまた考へす、國人に問ひてあき

りて候事、京の御さたのためは、目出□□□□

イニ候へく候トアリ

たし候へく候、子細候ましく候、|一京の御合力の事

は、將軍のおと、若君、御下向候へきに治定候、す

てに御かりゑほしめし候て、御供の人々以下、 さい

れて候、大内入道の御返事に付て、御□□へく候と

て候なる間、としあけに□は、二月中は、めらまかり

つけ申候ぬと目出候、我等かとくまから出候はんと

存候を、たにも、しばらくこらへ候て、京の御合力

の後、うち出候へと仰かふりて候へとも、あまり無

念に候間、まつうち出候は一合戰仕べく候、御同

心候べく候、一當祇神領寄進事承候了、かやうの事

は、京の御判にてあるべく候間、よのつねのやうにあ

つけ所々は、神の御事にて候、んてしかるへから

す、かやうに御申候上は、まつかやうにしたいめて、

寄進申候目出候、たいし河尻か事は、 又御方にまい

るへく候よし申けに候へとも、れい式かと存候、あ

とさきの所の物ともの事は、それにてよく御す

かし候て、同心になされ候て、このたびの御大事に

御合力候べく候、所詮京の事は、御たのもしくおほし

め!候へく候、中々このたび、かやうにつくしの

天にの授かるりしことにて質

實勢を語らひて、菊池に寄せて、二三月の間攻たりし

かとも、つひに武政に打負て、筑前に引入りしかは、

今は中々此まいにて寄せたりとも、打勝へきけしさ

に見えさりし程に、去年の冬、共よし京に注進申て、

御合力の事を請申たるなり、されはまつ、大内をさ

し向けらるへきに、御治定ありて、大内入道に、御

下知ありしかとも、近年武光と軍して、九州を追出

されしかは、其手並にやおそれけん、かいくしく

は打立たて、とかく遅々におよひしほとに、其比子

息の新介、父と中たかひしてありしか、父か九國下

向をは遅々したるを、いひかひなき事とやおも

わつか三百余人

ん、われ心を合せたる一族家人等、

にて、つくしに馳下らんと打立たる也、大内入道は、

弘世にて、新介は義弘なり、少弼は、了俊か弟、仲

讃岐等の守

秋か兄、弾正少弼氏にて、後に越後

たりしより、系圖に見えたり、氏も了俊と共に、

下にいる

いいし

も年京都御合力の事とは、一昨年了俊近國の

事

すべされど五月七日

れ

しとあり。

た

がら今年の

前

七日

謹言、正月廿三日、了俊花押、阿蘇大宮司殿返事」

の際に云了俊か正月廿三

天

四四六

々

征西大將軍宮譜巻十一

蘇文書に、 改年吉兆、最前申籠候了、抑細々可申承

り東鷹取峯より高良山に至り横嶺の總名とす運亙四里云々鷹取の

北麓今水縄村と稱す山南は即八女郡にして星野谷なり云

へるにて地勢大方推岡るなり皆尾山とは音似たれば水郷

山のことならむかさて黒木は前にいへり北河内は八女郡の内黒木

の北にて星野川の山谷を云ふなりこのは久しき宮方盡忠の人

居城せり又別手の軍勢が打入りたる肥後國小島村とは何處なるか

肥俊國志を見るに玉名郡に小島といふ所伊倉庄と千田庄とに二個

所あれど伊倉は餘り南方によりたるのみならず次に目野千田など

千田庄の方なるべし南の方に近き所なり次に目野とある

は米野なるべし是も音相通ずるなり同じき千田庄の内なり、小

島も目野も千田庄なるに下には又千田山本以下とあるこの千田は

中古千田荘の治所ありし所を後世千田村といひし其の所なるべ

山本といふは玉名になし山本郡の北方玉名郡と隣接の地に山本村

あり次の岩原是亦千田庄の内なり田原氏能大友義匡等と共に先陣

となりて肥後に購入し玉名郡なる小島城を それより目野千

田を追掃び遂に山本も打ひたるに二陣なる今川氏兼貞臣等

後に来攻し玉名の岩原 しを聞き軍を返して同所の陣に到

手にしたろなり 大友義とは親世伯父に宗匡といふ

の其兄貞

立花参河守といふあり是は柳河藩の

なり宗と義と異なれども此人なるべし親世は氏時の子なるが兄

式部大輔氏 宮方となりたれば其の弟嗣立せしなり孫三郎式部

修理權大夫など稱す左記する所貞世が先陣の僅かに肥後玉・

で進入せしものにて貞世自身は本月中は筑後にあり明年三月下旬

彼地ふし遊春越にて山鹿に出てし事あり證

べし

、勢をつかは

し候て、可對治候やかていとしま遊の事も、さ

四四五

改元永和

明年の所に塞ぐ

公卿補任二月:

七應安八年

文中四年

(元生葉)郡水繩村の内なり地名辭書に水縄山は浮羽三井二郡に

りといふことの誤なることも知らるるなり石垣城とは筑後今浮羽 征西大將軍宮譜卷十一

入せし經過略知られたり又今川貞世が此の前菊池水島にて合せ

北朝處、路次不通候間、不久申候に、此御音信、返々

目出候目出候、京都御合力事は、まつ大内入道に被

候了、年内可渡海之由、以兩使仰られて候へ

とも、かいくしく申さす候間、大内新介渡海候、

これは父子中たかひ候ほとに、むねといくさし候物

とも、一族家人、三百餘人同心候て、豊後に越候て、

吉弘入道相共に豊前に打越候て、少弼か野中郷司か

城に候と、一になり合候て、筑前めに可 打出」之由

申定て候間、其左右に付て、近日にこれも、陣を肥

前の國府にとりむかへ候へく候、これの一左右に付

て、いそきく申べく候、菊池もしてなたにむかい

候は、そのひまにそのへんに御打出候て、やきは

ちはるべく候、こなたの事は、御心やすく候へく候、」

一松浦事は、波多一人心替候間、煩なく候、一そく

とも、一同に申子細候間、二三二日中に東風日去年三月今川兵部大輔が肥前國高来郡の宮方を討たむとて

進軍せしが目的を達せずして諫早にて越年し今年三月また宇木城

の宮方と戦ひし事あり深堀時軍忠狀に、今年(應安七)三月廿九

宇木城攻御出之間、御供仕、云晝夜野伏合戰、宿直警固、竭

忠節訖云々とあり○全人が全年六月の軍忠狀に、爲高来郡御

敵御對治、去十二日御發向之時、令御供、自伊左早西鄉城、同十

れか其頃、高良山まで打出て、 在庫せしことをおも

に、水島合戦の後、了俊か敗軍の職をすいかんと

て、重て菊池へ押寄せんの心遣ひあれば、宮 高良

まて出御ありて、了俊をおさへておはせし、其供奉

して、武朝も宮と同しく、高良へ在陣したりしなる

へし、其事を申釈には、自三十二歳時、参勤筑州

大王御陣、とはいひたると見えたり、さて高良を没

落したるとは、了俊に攻落されしにはあらて、武政

か死後になりて、人もにはかに心變して、了俊か

陣に馳加はるさまなれは、留守のことも心もとな

して、宮といもに、高良をすてい、菊池に引入り

を、例の事にて、了俊惟村なとより、没落せしとは、

注進したるなるへし、其事十月の半に、注進したれ

は、武朝か菊池に返りしは、九月の末のことにて、

其頃宮にも、武朝といもに、菊池に入御なりしなる

へく、おもはるなり、

日今川了俊既に肥前へ八月十五日高來を殺して還り千歳川

の湯に陣せしが了俊弟氏兼筑後の八町島に進入し又了俊子貞臣

(前名義範)千歳川を渡り皆尾山の宮方を追落したり〇田原氏能軍

忠狀の、一同十月一日、致霜臺(氏兼)御共、隗参筑後國八町島

御陣、於河鰭渡漱口要害以下、致日夜警固、同十一月十日夜御

先勢、治部少輔殿(貞臣)御渡筑後河安渡瀬之時、彼御手、打入石

垣城、同十二日、追落同國皆尾山凶徒、同十五日、御手人々相共、

打寄黑木北河内、同十六日、至于黑木城衆降参之期、忠節訖、

一同廿五日、惣領 世名代参河大藏少輔義匡、井周防因幡守

大村讃岐入道、相共爲御先勢、依打越肥後國小島村、翌日被敵城

令没落之間、同十二月七日、打寄同國目野陣、追拂千田山本以下

所々凶徒等、同十五日、金吾禮部御着同國岩原之間、則馳坌彼御

陣、迄于今(應安八年二月) 今在陣、諸方御勢仕以下、 勘至忠畢、

(金吾は仲秋闘部は貞臣なり)この狀によりて足利軍勢の肥後に進

日有家に出向て了俊と打戦ふに了俊の軍利を得て一揆皆降参し高

來郡静謐す断りし間了俊又伊佐早へ被赴彼杵郡を大牟打治め東肥

前へ赴き千歳川を境て宮方と對陣し云々」按此の數種の文書にて

肥前當年の情勢を察知せらるるなり

五日夜永野城御向、十六日致合戦之忠節訖、隨而船越之城仁御座

之間、遂宿直者也云々とあり宇木永野の兩城共容易に屈せざり

しかば七月の末今川貞世自から來討せり○肥前國彼杵庄三浦深堀

安藝守申軍忠事、右爲高來郡凶徒御退治、去七月廿三日、御下若

之間、令御供、於伊

同廿五日、永野城御向、同廿八

日、宇木城攻に、日々致合戦、將又今月二日、高來有家村御發

向、御合戰之間、竭忠節、同十五日、令西鄉御供、宿直警固仕者

也、然早預御列、彌爲抽軍忠、粗言上如件、應安七年八月日、承

了列、九州史料に此の今川了後の也とあり〇北肥戰志、七月廿

三日伊佐早へ赴き同廿五日永野城を攻落して地家を放火し船越

城へ入り同廿八日重て宇木城を攻日々相戦び八月二日には高來の

返る所に有馬深堀多比良深町其外の宮方とも同月十五

趣に、義貞卿に仰さとされしこともあれば、さるこ 戰の頃まで、國人も、ほ宮かたしたるものおほか

とを含めて、かく綸旨のやうにはかくれしなるへけ りしか、武政か死後になりては、にはかに宮方を叛

れとも、そは内々の御事にてこそあれ、外にてはい きて、了俊か旗下に馳加りたるもの、いくらも出來

またまさしく、春宮におはしまししことなるを、か たりなるべし、〇去十月十七日注進狀、披露訖、

く臨幸天氣なと、憚らすかされたるにて、かくるこ 菊池以下囚徒、高良山沒落事、今河伊豫入道、先立

との、其頃は、かくみたりかはしくありたることを 注申也、其堺之時議、 連々可注進之狀、依」仰

所

悟るへし、前に引たる、元弘三年の夏、尊良親王の

武藏守花押、阿蘇大

執逹如」件、應安七年十二月晦日、

太宰府の原山におはしましい時、雨筑の武士ともか、 宮司殿、武朝申狀に、自十二歲時令」參勤筑州大

御在所に參りて、警固を勤したる申狀ともに、宮に 王御陣、守顧行跡從合」荷擔鎮西御大事、と見え

言上のことを、御傳奏、御奏問なとかきたるも、ま て、今とし則、武朝か十二歲の時なり、父の武政、

たこゝの御幸と同し僻ことにて、其頃世の人の、い としの五月に、かく

今としの五月に、かくれたりしかとも、御了俊か、

たく名義にくらかりしことをおもふへし、雖を無指 ちかく筑前へ在陣したることなれは、武朝素服中よ

合戰」候官軍大畧加」敵候記、とあれとも、去年の秋、 り、宮の御在所を警固せんため、 筑後まて出陣した

水島にて大綱の合戰して、了俊か大軍を、追退けた りし也、懐良親王、近年は大かた、筑後にのみ御坐

ることあれは、さしたる合戰 なかりしとはいひか ありし故、共頃世には、筑後宮と稱したてまつりし

たし、されはおもふに、宮たちの常國に入御ありし ことは、前の志賀氏房か狀にも、見えたれとも、そ

は、水島合職の後、今としになりて、近頃に、筑後 れは武家より申たることなるを、かく宮方の人も、

より肥後へは、御遷座ありし故、共後は武政も世に 筑州大王と稱したるにて、宮の大かた、筑後にの

なくなり、武朝か世となりたろうへにて、いまださ みおはしましいこと、しるかるへし、菊池以下囚徒、

したる合戰とてはなかりしといふなるへし、水島合 高良山没落、とある菊池は、すなはち武朝にて、そ

かあやふみおもふへからんと、心つかひして、かく

神々にかけて、かたく誓言したる也、此事は京都の

御沙汰も、ありにしとけなき事のやうなれとも、

惟村か御方に参りしとはいふものから、いまたさし

たる功労もなきに、大國の守護を所望申たる、うる

さき事に、にくみおほしめされて、了俊か申おこな

ふにまかせて、一旦は御ゆるされありしかとも、今

かくにはかに、惟村か守護をやめられて、其心さは

かしさをおさへられて、後の力を盡させんと、おほ

しめされるにてそありけん、〇雖未 細々申通

候以事次申承候之條、常法候哉、抑依世上自然之

儀、御所當國御幸于、今雖を無指合戰候官軍等大畧

加」敵候了、此時分、別而御合力候者、可」爲三本望候、

御先祖以來、代々申承候之上、殊不可」被御覽放之

儀候間、平憑事候、至始終進退者、宜爲御意｣候、

此節一途、預 御籌策」候者、可」爲三喜悦候、凡鎮西武

畧、互有合力者、共以不可」失ぃ家名候哉、毎事

期後信候、恐々謹言、十二月廿五日、藤原賀々丸、謹

上、阿蘇大宮司殿、追啓幼稚之間、不及形」候、可

有御苑」候哉、重恐々謹言、世上自然之儀とは、世

御狀朝今奉といふこと、 親王なとにひたることなく、またい

ふへきことにあらず、御幸、行幸なといふは、天子

上皇の御うへに限りたることにて、皇太子といへと

も、行啓といひ、御幸とはいはす、されとも、此頃

になりては、かいることみたりになりたるにや、結

城文書に、高氏直義以下逆徒追討之事、先度被下三

綸旨了、 去月十日、所有」臨幸越前國敦賀津也、

相催一族「不」廻時剋馳彦、可誅伐彼輩、於

恩賞者、可」依」請者、天氣如此、悉」之以狀、延元々

年十一月十二日、左中將花押、結城上野入道舘」、と見

義貞朝臣、皇太子供奉し

えて、是は延元々年の冬、

て、山門より北國へ下向せられし時、敦賀津より、

結城入道か、奥州に在るに下されたる、皇太子の命

旨なり、しかるをかく綸旨の體に物せられたるは、

北國御下向の初、山門にて、内々は御譲位ありたる

べきなり

知なかりしか知る御前

國な成

御き所なが

は

成りかろ

ろにがろ

リベト

さい歸内

ば

九月

四四 二

上自然なり来たれるさまといふことにて、御所當國

御幸云々、御所は宮井新將軍宮をさしたるにて、近

頃筑後より常國に御還座ありたるいる

文が

父も兄も世になくなりて、今は加々丸も孤單の身 に参るへきよし、重て申入たりし程に、了俊より守

となり、頼かたなき風情にて、力を落してあるへけ 護職をさりあたへ、其よしを京へも申たりしかとも、

れは、こゝにて改めて、御方に参りたらんには、一 今にも猶御方には登らさるゆゑ、かやうの不覺人に

跡の安堵、さらに相違有ましけれは、惟むらによく は、京よりも御沙汰はあるましく、また了俊よりも

すかしてしらへて、御方に参るへきやう、籌策 さりあつけはすましけれは、今よりは本のことく、

あるへしと也、一族等の中より、此一跡事、内所 了俊か分にしてあるへしと也、されとも當國の守

望申仁等候へともとある一族は、誰なりしか、また 護職は、はしめ惟村か賜はりて、しかも芸事は、了

質にさる事ありしにや、其頃人の心にては、菊池一 俊かしきりに執申たる事なれは、いつまでもて俊か

族の中にて、武政か早世を幸として、さる所望せし 知行して、あるへき事にもあらず、されは後々は、

人もありしなるへし、肥後國事、先年守護御拜領候 惟村を還補せらるゝやうに、申おこなふへけれとも、

しかとも云々とは、前に見えたるおとしの秋、惟 今しばらくさるわたくしのはからひとても、なしか

村を當國の守護に補せられしかとも、いかなる子細 たかるへし、さりとてまた、後日を待れんは、まち

ありてか、今また九國の守護人ともを、多分得替せ とほかるへく、また國人にむかひても、とかくの沙

られて、惟村か當國の守護をやめられ、其跡を探題 汰むつかしかるへければ、了俊か子息の義範を、

の分國として、了俊を當國の守護になされたると也、 わか守護代としてあらん間、惟むらはそれを面にた

川尻か守護職所望の事は、前にも見えたることにて、 てい、内々の處は、義範ともしたしく相はかりて、

了俊より一旦は、はやく物と出して、可執申」 國の事をよろつ沙汰せらるへしと也、さはSへ、

よしいひ置だれとも、初のことにそむきて、御方に 度京都の御沙汰、朝夕にかくかはりて、たのもしか

は來らさりし故、了俊も其まにて、京都に執申らぬ事のやうなれば、今了俊かいふことも、惟むら

父も父もならむ

ひて、いまた幼稺のものなれは、近年打ついき、

ともなくてありし處、今とし川尻より、一定みかた

め候て後、御身にあて候、御さたかやうに御はか

らひ候へく候、さやうにも候へき、なかくはとても、

治部少輔を御扶持候て、とりたてられ申へきにて候

はい、したしくなり候はん事、子細候ましく候、 乙

れは將軍家御ため、國のためにて候間、子細候まし

く候、此事しばらくは、相構御披露あるましく候、

事をよくくとのへられて後、御披露候へく候、

一體になり申候ての後には、國の人々も煩あらしと

存候へは、其時國事も、御され候て給候へく候、 八

幡大菩薩、阿蘇大明神も、御照覧候へ、天下のため

を存候て、如此申候間、更に偽わたくしなく候也、

向後は相構、御心をいかす、くはしく承へく候、 こ

候ほとに、かやうに候はんには、京都の御はからひ

も候ましく候、身としてもまた、さりあつけ候まし

く候間、もとのことく。これよりさたし候へく候、

たしはしめより、御給候しにて候へは、ししう

はそれへ申おこなひ候へく候、 さりなから、國中の

軍勢をも、御方にめしいたし、又籌策し候はんほと

は、御sち候へくは、むつかしき事もあるへく候へ

は、治部少輔を面にあてられ候て、まつしはら國を

菊池跡事、子息御方に参候者云々、今としの夏、武

政病死したりし跡、子息の武朝、其頃は加賀丸とい

ふは阿蘇惟武あるのみ散に父の好み述べて其の合力依頼せし

もの即ち十二月廿五日賀々丸の狀是なりかく前後に置替へて見る

ときは事實の順序も立ちて明瞭となるなり

東風日本書此の十月七日了俊か歌以下十二月廿五日藤原賀々丸十二月晦日武藏守の二通只發欺の日附の順に編述せしより事實錯亂して見かたく又水島の合戦を去年の秋の事といへるも誤なり今川貞世はて肥後に足を入れしこと見えす今年の十二月に及びて仲秋貞臣玉名郡の岩原まで進入せしこと見えたりまたこの三通の歌の次第をいへば先つ十二月晦日武藏守のをもちて第一の出来事いざるべからず 山内文書、備後岡山内下野守通忠軍忠状に、

(前畧) 同七年(應安)四月三日、筑前國被召菅生御陣、則警固時分、筑後河小田瀨渡、打入生葉村散在村、放火之時、終日致合戰、若小笠原隼人丞被疵訖、同八月三日、依御敵河渡、筑後國福同被召對陣間、致忠節訖、同九月十七日夜、迄于凶徒沒落之期、同晦被召八町島御陣、致警固云々、とあるこの九月 七日夜凶徒沒落といへるぱ武藏守が状に菊池以下凶徒高良山沒落事とあるものにて菊池は久しく高良山根據として居たるに武政本年九月二十六日卒せしより嗣子武朝は僅かに十二歳の幼なろう漸次九州の将士等今川に癒ずるを見て勢支へ輝きを知り高良山の陣を撤て肥後に師旋ししならん了俊其情を察し之を諭し降さんと欲し

てこの十月七日の狀阿蘇惟村に興へて說かしめたるなり惟村果

して此の旨を菊池へ通せしか否は不明なろがよし惟村か せ

ばとて菊池之に従はんやさ も今肥後に踊りては只頼みと思

十阿蘇大宮司殿 11肌料

ん七十

日到來

ら

れよりも申へく候、恐々謹言、十月七日、了俊花押、

四四〇

征西大將軍宮諮巻十

料

可る四三九

然るべ

べ肥後守とあ

はん

右附光に非

九州史料に正寺・

子孫、後落

春

挙けたり、寄進

書へ

中し

も

津文し

地寺

内正

日

たりしもしるへからす、猶考ふ

後

病つき さて、菊池に帰り、程なく身まかりたりと見え、致沙汰之狀如件、○豊後國武藏鄉事、

らの所また件軍記に収めたる系圖には、武政次郎、肥後守、徳永

た居場所と見えて、武政か卒年、一書の中にて、かく

法名誌行

相違したるのみならず、附録中に引たる、武朝か申

狀に、武政か早世したりしこと、たしかに見えたる

にも心つかて、一人の卒年、かくさまに書出し

おきたるは、いかなる心にてやありけん、此人に似

ぬ、あまりに疎漏なることにて、Ｓとくあやしき

事におほゆるを、武政か事、今川義範か狀にも、

郎と見え、また花營にも、二郎と見えたれは、系圖

に肥後守とあるは謎にて、武光か死にたりしより、

や~(三年にかいたる程なれは、いまた官か

けてや、有けんともおもふ、されとも去年の中にな

と、肥後守に受領し田千記に進後東尾寄

然との爲子孫繁昌、

二日、肥

他人○豐後國高田庄仙家職事、爲い

職事、爲兵釈料所、

可」被知行之狀、依」執逵如」件、文中三年十月十

四日、左少將花押、阿蘇吐大宮司殿、左少特胤○筑

前國下座郡事、如」元所」被返付」也、任先例:可被

所可」被知行之狀、依、仰執達如」件、訴訟條々於

落居籍者、以資宣被仰了、相殘條々、追可有其

沙汰之狀、依」仰執達如」件、以上三通の令旨、同上

年月日、奉行の人同前、宛所前、富田庄は、豊後

國岡田帳に見えす、 武藏郷は、岡東郡の下に、 武藏

宮主神官名主等と見えたり、

郷三百町、宇佐宮領、

古の旨ともは、去年十二月、武政か惟武への狀に、

執申」 と見えたる、惟武か所望の事共を、

御所望事可

武政か執し申置たる事にて、 ありしなるへし、○條

々、一菊池、子息御方に参候者、一跡安堵事、

更に不可有子細候上は、御籌策候て、めしいた

さるべく候、若然者そき(左右をうけ給たく候、

一族等の中より此一跡事、内々所望申仁等候へとも、

此左右のほとは、さしをき候て、まち申へく候、一

肥後國事、先年守護御拜領候しかとも、今度九州の

國々守護人とも、多分あらためられ候之間、當事
も、探題の分國になされ候て、拝領して、今年
河尻御方に参候よし申候て、常國の守護を所望申候
間、さりあつけて候へとも、今まで御方にも参らす
一般春といはるへき、さらは詩を見て、如
瑤か作ならすとはしるかるへき、亭は何により
て、かくは書出したりけん、されとも起承二句を改
めたるは、よく改めたるとはいはれねとも、亭齋か
學にては、是程の結構も、Sか、あらんとおほし
けれは、如瑤か事の一段は、またく亨齋か杜撰には
あらて、はやく菊池の禪借なとか、かく一段の詩話
を、諡造しおきるかありし、亭齋ふかくも考
へすして、菊池軍記には、加へたるなるへし、
將軍宮を、此方より國王也と云ひしと云こと、菊池
軍記にはなし、上略 翌年明より超といふ者を、日
や、如瑤藏主は、いかな
る僧ならしか、また明主

に答へし詩は、何に見え

たるにや、いまた考へす、

よし物に見えたりとも、

かならず後の人の選に

てこそ、あらめとそおも

はる、

には、一條帝の御世に

もばれましき事なるを

は、上下あらそいなく、

藤氏繁栄のたゝ中なり

しかは、桃李一般春と

もいはるへけれとも、

如瑤か詩とせんには、

元弘以來天下南北にわ

かれて、國々戦争やむ

時をかりしを、いかて

桃李花營三代記、安七年六月廿三日の僕に、菊池次郎

武政、去月廿六日、他堺之由、鎮西注進到來云々、と

見えたるに、菊池軍記に、永和二年、武政、筑後肥

前豐後なとに打入て、度々合戰したりしか、大友親

世、薩摩の島津、肥前の大村、筑前の少貳な

らひ、武政を三方より収はさみて、討へしとはかり

しを、武政聞付けて、まつ島津を打退けんと、薩摩

に發向せしに、佐敷にて、島津か寄するに行あひ、

合戰して、島津を追退けたりしかとも、其陣中より

中三年甲寅

北朝應安七年

菊池軍記に見えたる如瑤か詩、國比中原國、人如上

國人、衣冠唐制度、禮樂漢君臣、銀甕笏新酒、金刀膾

錦鱗、年々二三月、桃李一般春、

四三元

本につかはしぬれは、菊池これをとめ、懐良親王

に謁せしめて返す、明初は、日本の國王也とおも

ひしか、後には然らさることをしりぬ、故に其後明
の使僧仲猷無逸と云もの來朝す、無逸か天台座主に
よする書に云々、今關西之來、非本意云々とあ
て、國王と云こと彼か書にも見えす、將軍義滿こ
れを聞きて、大に驚れけるとなり、以上
池軍記に、宮より如藏主を御使にて、明に造はさ
れしに、明祖日本の風俗を問れしかは、七絕の詩一
章を賦して、答たりし程に、明主ことの外に感賞せ
られしか、其翌年明より、 如瑤か彼國にて作りた
趙秩を使として日本につ りといふ、四韻の詩は、
かはしぬるを、宮を王 宋史日本傳、咸平中、建
なりといひて、趙秩謁せ 州海賈同世肩、遺風飄
しめて、嚇したりし故、 至日本後七年得」還、
明主も初は、宮を實の國 與其國人滕木吉」至、
王とおもひ居られし 亦皆召見」之、世冒以
か、後に彼方より使僧來 其國人唱和詩詞甚彫刻
たりて、其よしを天台座 膚體、無所〃取云々、月

主に告たりしかは、義満公始て其事を聞て、大きに驚給ひしよし見えたるは、何に據りたる説にや、この物はさらにて、彼方諸書にも、さることは見えさるうへ、事の次第、前後相違したるはいかにそや、こはおもふに、彼方諸書の所に擦るときは、宮の彼御しわさは、またく國體を損せさせたまひたる事に聞えたれは、そを調造したるなるへし、されとも、もし此事を實有のことした

廣義巻之六二月桃李花の下に、宋眞宗朝、日本國滕木吉朝、詩云、君問吾風俗、吾風俗最淳、衣冠唐制度、禮樂漢君臣、玉野新酒、金刀割細鱗、年々二三月、桃李一般春と、征西大將軍宮譜巻十

らんにも、武政の私にはからひ、よしなさ隣好を求めて、 却て彼か侮謾をうけたるのみならず、宮を國王なりと調はりしは、 是より大國に信を失ひたるうへに、宮をとらへて天皇に擬したるは、主を強いて上無禮の人にしなしたるにて、とてもかくても、武政かよきはからひしたるとは、お

四三七

宋真宗の咸平五年、一條帝の長徳四年に當れり、藤木吉、いかなる人ともしらねとも、博

わたりの人にて、藤
氏なるを、彼邦にて滕
の字に改めて、木吉は、
本□いひたりけん
を、同しくかく改めた
るにて、名のさま一條
帝の御時に、さるさま
の名、大かた聞かす、
さて件の如瑤か詩は、
木吉か詩の起承を、國
北中原國、人如上國
人、と改めたる計にて、
以下全篇、木吉か詩と、
一字もことなる事な
し、其上此詩を、わか
風俗をいひたるとせん
らて、滿公の御使なりしと見えたれとも、岡書編

には、満の御使をつかはされしてと見えすして、
前度の貢使を、すべて宮の御使としたり、共上統宗
世法錄等にも、始より宮の御使の事のみをいひて、
義滿公の御使の事をいはされは、蒼霞草以下武備志
等の説は、たかはしきやうなれとも、御製文集に、
禮部卿日本國將軍の檄文を載せたるに、大明禮部尚
書至意日本征夷將、洪武十二年、將軍奉書肆悔、奏
毋 禮答謂彼來者將軍自貪商、今來者不信也、 今
年秋如瑤藏主水、 陳情飾、非、我朝將軍奏必貪商、
將欲盡殺之下器 是たい征夷將軍といひて、義滿と
はいはされとも、當時征夷將軍といふは、義術なる
うへに、如瑤等も共に使したること見えたれは、蒼
霞武備等の説も、據ところなしとはいひかたし、さ
れは彼方諸書のい所、如此異同詳略ありて、たし
かならされは、いつれに従いてよからんとも、定め
かたけれとも、當時此方の事情をも考ふるに、前に
もいひしてとく、應安五年、了俊筑紫に打入し以来、

九州事多くなりて、宮の御在所さへ、定めさせかたかりし程なりしかは、其遠く異邦まて、御使なとつ

て、一定せさるをおほつかなくやおもひけん、外國傳の、明の事をいびるには、すべて國寶記を依として、一つ 彼邦の書を引用せさりしは、また見る所ありて、さるへき事にそ覺ゆるに、亭齋か菊かはさるへき事にもあらず、また瓦官か天台に寄せし書簡は、かならず都にて、逵したるへけれは、義滿より、共に好を結ばれんとならは、かならず此二階か歸國せしをり、それにつけてこそ、御使をはつかはさるべき事なれ、しからすして、別に如瑤をつかはされて、彼にあやしまれたるも、すちなきことにおもはるれは、七年以後の使倍ともは、宮の御使にも、将軍の御使にもあらて、年頃彼方に寇をなす海賊らか、或は宮の御名をかり、或は将軍の御名をかりて、欺きたばかりしてそあるへき、まこと

義滿公の御使をつかはされしは、國記に、應永八

年の表文の減りたるか始にて、其表文中にも、それ

より先に、明と好せられし事とては、其おもかけ

も見えされは、洪武中の征夷將軍は、一定海賊の大

將が、議稱せし征夷將軍なること、たしかなるへし、

されは水戸の選史の人たちも、彼方諸書の説異同

博多のあたりに、在陣したらんとおもへは、大かた

此人の手より、京都へも傅達したりしなるへし、

れは此後は、宮よりとて、ふたひ御使を、彼へつ

かはさるへきにもあらず、また了俊か下向せし後は、

九國また蹴れて、宮も御事多かりしかは、外國にな

と、御使をつかはさるへき御暇とてもなかるへきて

となるに、岡書籍日本考に、又日、七年遣」僭來貢

無表却之、其臣亦遣」、貢馬茶馬刀扇、上日、

是私交也、亦不受、令中書」移、 九年、遣

歸庭用等、奉」表貢物謝罪、三王使文有差、而

覽」表日、良懷不誠詔責」之、十二年、來貢、無表

安置使人於陜西番寺、十三年、遣」使詔諭、良懷

遣如瑤貢、介禮部移書、貴王數掠我海上、

復却之、諸僣皆安置川陜番寺、十四年、遺乞」還

安置諸僧使、上日、日本既謝罪、還其使、名至」京宴

賞遺跡、十五年蹄、庭用又來貢、于是□□賢之獄、

攻丞相胡維庸通日本、並訓所謂日本雖、朝、實詐

通奸臣胡維庸諜爲不軌故絕」之也、是時惟庸死、

且三年矣、十七年、如瑤又來貢、生」通庸、發三雲

南守禦、以上の事、彼方の諸書の所載、大同小異な

氏久私貢、並却」之、九年、表貢語謾、

詔詰貴之、十三年、再貢、皆無」表、以其征夷大將

軍源義萍新春丞相書來、書甚、命鋼其使、明

年貢、命禮臣」篇」、數而却」之、已復納 兵貢艘

中助:逆臣胡維庸、惟敗事發、上乃著訓示後世、

毋興」倭通、武備志、また此文を襲用して、氏久を民

久とす、皇明世法錄日本孜には、洪武四年、國王良

懷遣僧祇」朝貢、七年復來、以無表 貢

借人陝西四川名寺居住著爲訓不興道と見えて、九年

十三年の事を略したる故に、ことに疎漏なり、資治

追記には、たい四年朝貢の事のみを載せて、以後の

明政統宗には、十四年遣借如瑤等」

ことは見えす、

貢方物」といひ、共下禮部に命し、書をもてわれ

を責むる文を載せて、此以後の事すべてしるさす、

此二書は、新年をもて國事を祀るしたる物なるに、右

二事の外、絶て前後の事の、一見えさるといふは、

いとおぼつかなし、また蒼

あまりに簡略にすきて、

武備志には、十三年の貢使は、義滿公の御使

霞草

なりしょし見えたれは、借如瑤は、宮の御使にはあ

四三五

表

臣蒼霞草、七年來貢、

る上に、またたかいに詳略あり、

無番作小邦之利、自古及」今、講和爲」上、 也、さて官か書簡をは、京に達せしは、誰か手を

罷戰爲強、逸〃生靈之疾苦、救庶之難辛、年々假りたるにや、了俊其頃、既に筑前に在りて、 宰府

前、聊以博戲、若君勝臣鍮、則漏上國之策使にし、設者

は、今よりはたとりしるへきますかもなけれとも、 進 貢於中華、歳+稱臣於弱今遣使臣詣丹墀 此文

明の劉仲達か鴻書の中に、倭國求通表文とて載せた 年紀姓名を固たるのみならず、結末の所、數句を脱

るもの、一定當時宮ようつかはされし、御報告なら したると見えたれは、たしかに宮の御報書とは、ひ

んと覺ゆる故、試にこに引出して、後の識者をま かたけれとも、陛下作中華之主爲萬乘之至尊」と

たんとするなり、嘗見國求通表文、日臣聞三皇立 いひたるは、明の事業をいひたることしるかるに、

位、五帝禪」權、豈謂中華、焉知夷狄之無」君、乾坤 當時より、またかゝる書簡を送らんは、關西親

浩蕩、非一主之獨權、宇宙洪荒、乃萬民之糾曾、故 王ならては、かくれまし體なるをや、其上偏倭

攻天下」者、天下之天下也、非三一人之天下」也、臣 といふは、全倭といふにむかへたることにて、鎮西

居遠疆偏倭小國城不滿三六十座、封彍不足二千 の事をいひたることく聞えたれは、城地六十餘座

里故常存知、足之心、而知足常足也、臣聞陛下作 封疆二千里といひたるも、九國の封彍をいひたるに

中華之主、爲三萬乗之至至上也、城池數千餘座、封 てこそあらめ、もし全のことならんには、Sかに

疆數萬餘里、尚然不足、起滅絕之意、天發機、 みつから卑識していはんにも、かくまて狹少には、

鬼號哭、地發殺機、龍蛇走」陸、人發殺機、天地反 いましきをや、されはかた(此表文は、宮の御

復、堯湯有」德、四海來口、周武施仁、八方拱手、

其上此文、彼か貪

報告なる事、うたかふへからす、

今聞大國有興戰之第一小邦有兵之法、臣豊肯軌途 無他を詰責て、誇大持強を陽征したる趣見えて、

拱奉天□順之未」必其生、逆」之未」必其死、今聞 明も威力を以て、屈折しかたさを悟されたる故に、

陛下選股肱之師、起三口國之兵、來侵臣境、賀蘭山にはかに手段をかへて、彼よりも改めて、二僭徒を

て、修好を以て、われを懐従へんとはかりし

臣勝君輸、征西大將軍宮譜卷十

元入主、二百餘年、移」風易」俗、華夏腥、凡志君子、

熟不興」恋、及元將終、英雄鼎峙、聲教紛然、時

控弦三十萬、礪」匁以、未幾今大將軍、律三九

伐之征、不逾五城戦」定中原蠢爾東夷、君臣非道、

四□隣邦、前年浮辭生、今年人來否真實非疑其然

而往悶、果較勝負於必然實構隙於妄誕於戯居

滄溟、知帝賜 漫恭縱民爲非必殃乎、 故妓詔

諭相知悉、と見えて、共に誇り、強をみて、 恐

喝して服従せしめんとしたるさま、秩かこ、にて

告せ趣に同し、されは親王自納といふは、明

使を抑留して、京に上せ給はす、聰間の貨物なと有

しを、御みつから御收領あり、朝廷に達し給はさ

りしやう、聞えたれとも、かいる驕慢無禮の詔書、

天朝に御傳あらん事は、大なるの耻辱なる故、

超秩はさらにて、後の雨度の使て、鎮西に抑留せ

られ、御報書にも及はす、追返されしなるへし、し

かるを、趙秩か宮をおとしまゐらせたるに恐れ給ひ

て、すなはちに僧を御使として、表貢物を、明

主へ上られしなといふは、後彼方にて、 超秩らか敗

情を諱みて、造したる説なるし、さて第三度の

使重なりては、さのみは大國をいからしむへからす

なといふ、御談定ありて、僧を御使にて、御報御

答禮の品と、先につかはされしなるへし、世には

また其時、宮御みつから日本國王と稱し給ひて、明

使を欺かれしなといふことあれとも、もしさること

あらんには、昔高倉宮の旨に、而は即位後云々

とかくれて、後世の諺をのこされしにもまさりたる、

御ふるまひなれは、宮の御心にも、菊池かはからひ

にも、當世さる借のしわさとては、決してあるま

しき事なるをや、されは其時の御報告には、行のま

關西親王とかゝせ給ひし故にこそ、瓦官か書にも、

其御報書の御署名を見て、關西親王とは、書きたる

にこそあらめ、さらすは彼方の人、いかて宮の御う

へをしりまゐらせて、關西親王とは申すべき、但し

彼方には、初の程は、親王なることをしらすりて、

日本國王と心えてありしに、是より御報書をつかは

されし後、初て親王なることをしり、別に持明院天

皇のおはしますことをもしりたるなるへし、しかる

に宮の其時の御報書を、Sかくかくせ給ひしにや、

彼方の書にも、この物にも、見えたることなけれ

疆、王宜 禁」之、商賈不通、王宜通之、奥之、循

唐宋故事「修」好如」初、 又命日、股開其君臣上下、成

知奉佛敬、非汝備不足以取信、彼有禪

僭欲訪道于中國悉使之來無」禁、惟汝二人、往

哉無忽、即賜三衣與十八淨物之功於用者得三

東山長老椿庭壽公、中竺藏主權申巽公以其參方有

行、命貳以行、其謂通國使、今佛所戒也、使無補

于佛之教而欲､犯佛之戒、某雖、死無爲也、今皇帝、

以我名可þ信而遣」之、則是我持不安戒」也、勸人

禁寇、不盜戒也、 修三兩國之好使 商賈交通、民安

其生兵不加境、不殺戒也、持佛之而爲帝者

使則爲三佛之使也、故承」命之日、以此而不去

々、五月廿日、命舟四明、五日至五島、而抵博多、

右大明天寧寺住持仲猷字祇闈、 五官教寺長老無逸字

瓦勤、奉使來久寓筑紫、五官寄 日本天台座主

書中所述如此、先是三度遣」使齎詔書來、然關

正不通、故命三五官天寧兩長老、直、耳、大祖

眷々於日本可」睹也、と見えて、天寧瓦官の二僧か

来るを、應安六年の夏の事としたるは、死官か右の

書尾に、洪武六年としるしたるによれるなるへし、

稱賀、帝召 天寧瓦官二僧命」使とあるにて、 借

をつかはされし後、明使來らす、また宮よりも、御

使をつかはされさりしことしるかり、初趙秩か来る

時、明の書を奉して来たりし、其勅書とおほし

くて、高皇御製文集に、宋失」馭、中士受殃、金

圖書編の五年とするは、誤れるに似たり、さて明此
二僧をつかはすの前、三度使を遣すとあれとも、彼
方の書、此事を載せす、たい洪武三年に、始て趙秩
をつかはしたる事のみ載せて、それに引続き二倍を
遣はしたる趣に見えたり、しかれとも、瓦官か書に
しか見えたれは、三度の便をつかはしたるといふは、
實にさる事ありしなるへし、依りておもふに、蓋前
兩年、皇帝凡三命使于日本一關西親王皆自納、とあ
る前兩年は、洪武四年五年の兩年をさすかことくな
れとも、質は三年四年なるへし、三年に趙秩初て使
して、四年宮より僭租を遣はされしは、第三度の使
につけて、つかはされしなるへし、于時以來朝
之由、被仰」之、同九月下向云々」しかれは、
以上原二入アリ
花營、應安六年七月廿九日、大明國仲猷諱闡無逸兩

人、自鎮西、上洛、着嵯峨向陽庵、八月十九日、可

今此二枚入ス

動日此花/梵文此上二/間

めて近頃、後堀川院の御即位のをり、御父宮持明院守貞親王、其頃はすてに御法體の御身なりを、同時に太上天皇の號を上られて、崩御の後、高倉院と御追號を上られし事ありしかは、かいる例なとをおほしよせられて、せめての御心やりに、かく御兄宮に、尊號を上られしなるへし、こはもとより推量の説にて、強ことに近けれとも、長慶院は、まつた三代の外の君にてわたらせ給へは、かいる故よしならずして、外には尊號を上らるへき、いはれとてはなかるへきをや、しかるを選史の人、ふかくも考へす、たゝ花營の風説はかりに據て、かく正史の上に、實しやかに書出したる、いかにも疎漏なりして

となりかし、此事はいふべき事多かれとも、先にも

いふことく、松花僻案にくはしくいひ置たるうへに、

鎮西の事にはあつからぬことなれば、こにはたい、

其大かたはかりをいふ也、建徳元年、將軍宮、明便

秋の歸るにつけて、僧を彼方に遣はされし後の事

を、武備志には、上亦遣克勤仲猷二倍」往諭、然爲三

寇掠」自如、瀕海郡縣□無寧歳とはかり見えて、二

僭か来る年月をいはす、圖書編日本後考には、五年、

四三 1

主、建號大明、改元洪武、卿以詔來、故悉阻於關

西、今密以吾二人、告知」之、大國之民、數寇三吾

遣明州天寧僧祇闌、南京瓦官寺僧無逸、開渝之、王

遣使、同二借入貢、是年、寇海浦溫州、と見

えて、洪武五年、此方南朝の文中元年、北朝の應安

五年、しかるに善隣國賽記に、應安六年癸丑、大明

洪武六年、死官寄 天台座主」書曰、大明皇帝、神聖

威武、驅群胡而出」境、復前宋故土、中原殷平、遊

境亦靖、時則游三神内典」欲」振」之、故於 今春正月望

日、詔天下三宗碩德一千餘員、建 TFT 普度會于京之

山寺、帝自齊戒、一月禁 天下屠殺率 文武百官、詣

壇設、又勅制樂章、命樂師」奏献」佛、衆見疝

光燭」天、夜雨五色之物、狀若〃珠璣い時帝大悅、天界

白庵禪師、以三旨宗宿、而數召對經論」稱」旨、迺奏

復死官爲三天台教寺、衆即推某王之、前兩年、

皇帝凡三命使于日本、西親王皆自納」之、于時以

顧來入朝稱賀、 帝召天寧寺住持閒、瓦官敬

寺住持某」命日、三遣使于日本」者、意在」見其持

明天皇、今西之來、非本意、以禁非僧不可

通、故欲を命汝二人」密

告之、日中國更

風説を傅聞したる月日なるへし、其頃實は御讓

位の事はなかりしかとも、 寛成親王に尊號を上られ

しことは、本書にいる、高野山の御願の終に、元

中二年九月十日、太上天皇寛成、と御みつからしる

しおかせ給たるうへに、五條文書に、仙洞井李部大

○花営三代記、應安六年八月二日の下に、南方奉讓

位於御舍弟宮之間、相副三種神器沒落吉野」とあ

にて、日本史長慶紀、文中二年の條に、秋八月

二日、辛未、天皇讓位於皇太弟、三上號日

太上天皇野細、とあるは、前にもひしとく、

心ぇかたきことにて、花營には、しか見えたれとも、

たしかなる朝報なとに據て、書きたるとも見えず、御

讓位ありしと聞誤り、尊號の後、吉野を出たまひて、

高野の方に御隱遁ありしことを、同日のことの様に、

都わたりにて風説したるを、よくも聞たしさすして、

傳聞のまゝを記しおきたるにて、其八月二日とある

大輔助時といふあり果して此のものか如何又北肥戰誌西志等に

伊佐早宇木兩城主を伊佐早右近五郎西鄉藤三郎と見えたりきて諫

早有喜(今の名に従ふ) 神代大隈千々石等皆高木郡の内なり此の時

今川が軍は諫軍を本據とし遂に越し宇木城の宮方強勢にて破る

能はさりしに今川貞世自ら彼城に到り城を攻めしことあり證文は

明年の所に鳴くへし

王の御在所、殊承度候、と見えて、當時南方に、仙
洞と稱したてまつるへき御方とては、おはしまさい
つれは、此仙洞は、長慶院をさしたることしる
かるへし、さらはをりゐの帝ならて、太上天皇の尊
號を上り、仙洞と稱し申ししといふは、いかなる故な
りしそといふに、後龜山は、正しく先帝の御子に
て、皇太子にたちおはしませしことなれは、皇統を
うけ繼かせ給ひて、御即位ありしは、もとよりさる
へき御ことにて、おはしましいかとも、御君は先帝
の御事の後、三年の御勤喪ありし上に、諒闇の間、
東宮と稱しておはしましい程の、御孝心深甚の君
にてわたらせ給ひしかは、御兄弟の御中らひも、さ
ためて御友愛深かく、おはしましつらんとおもふ也、
されは御兄宮寛成親王は、御服とは申なから、さ
すかに正しき御兄宮にて渡らせ給ふを、さるへきて
といはいひなから、御位にもつけまゐらせられすし

て、御弟宮にて、御兄宮をえて、御位につかせ給ひしこと、とかく御本意ならすおほしなりたるうへに、また御うしろめたき御心も、やましにならせ給ひて、昔よりさるためしもなき事なりしかとも、せ

又日貞世一方島津等と固く結び一方には肥前を殉へんとて著々其の歩進むることを勉めたり○入江文書、田原下野權守氏能申々軍忠事、(前文は前所々に出たしたり)一同廿二日、(應安五年四月のことにて昨年のことなり) 爲肥前國横大 向要害中、賀野左近將監殿、井總領大友手衆相共、打越同國綾部村、取誘向城、同廿八日、歸參佐野御陣、至于同八月十二日、宰府 凶 徒沒落之期、於御手勵忠功、自當御陣御移城山之時致御共、其後爲手分、屬右衛門佐殿御手、於日隈御陣、兩手令堪忍致忠節畢、一肥前國高來郡凶徒蜂起之間、山名少輔次郎殿、爲大將被差遣御勢之時、依被仰下之旨、於分領同郡山田庄内、誘山田野井兩城、差置親類木付左近將監以下手物數輩、度々凶徒寄來之時、毎度抽戰功、諸方御勢仕之時、無懈怠致忠節、禮部御發向之後者、彼手

抽至忠之條、山名少輔次郎殿見知畢 (按以上交中元年の事なり

生田原氏能は今川が先陣義と共に豊後高崎城に籠り防戦百餘度

に及び菊池武光軍を引き太宰府に返りし後貞世が筑前麻生山兩城

攻落して同同高宮に在陣せし時三月二十六日同陣に到り貞世に

せりかくて貞世宰府へ向び進せし時之に従ひ御笠郡佐野に於

戦功をみ偶肥前に進軍せし今川仲秋松浦杵島小城等 へ綾

部に移り榊横大路城の宮方と戦ひし時この氏能貞世の命を承け

綾部村に至り之れを援助し數日にて又佐野なる貞世の陣に餔り後

○山田文書に右と同文同年月日同人より島津山田掃部助に贈り

感狀あり九州史料には掃部助の名を友久といへりこの山田は貞久

の祖父久脛の兄に式部少輔忠艦といふあり之を山田家の祖といへ

この友久は忠が孫子なるべし

○樺山文書、於國忠節、島津越後守氏久所注申也、 尤以榊妙

向後瀰抽軍功者、可被抽賞狀如件、應安六年二月七日、沙彌了俊

例、嶋津安藝入道殿、これは樺山資久に興へしもの資久は島津貞

久の第六郎左衛門と稱す樺山家の始観なり

り

昨年のことにて本年になりて南方に關する文書の内に左の攻落したるなり阿蘇文書五月七日附了俊か阿蘇大宮司に贈りた狀に「何とも御策候て、此時勢をまとめられて、御打出候へ高木大将今川兵部大輔、それへ罷越候て、可申合力候由申候之間云々」、とあるにて大将の今川某たることは知らるれとも兵部大輔とば誰れなる 尊卑分脈には貞世が祖父基氏の弟經國か孫に兵部

四二九

に去年高來郡凶徒蜂起につき山名少輔次郡大将となりて進發せしめらる時己は山田野井二城を誘ひ木付等をして敵の襲防かしめしことありしは思ふに常時山名も深く敵地に進入せきりしなへしきて本年三月に今川兵部大輔大将となりて伊佐早宇木城を八月十二日宰府没落の期まで戦功をみたり其後又貞世に別れ衛門佐仲秋の手に屬し日隈に在陣せしものなり)一同六年二月十四日夜、菊池次郎武政、同肥前守武安以下凶徒、馳越筑後河大豆津瀬、打寄肥前國本折城、及合戰之間、爲後攻自高上御陣、右衛門佐殿、御發向綾部村之時,雖被仰下諸軍勢等、悉依令辭退、任被仰出之旨、致金吾御共、其後於野老隈御陣、抽忠節之刻、彼城

既依及難儀、爲兵助成、御手人人、 井総額大友手蜚相共、 差遺
親類若黨等、廼種々計略、致粳米以下合力、至忠訖、一菊
星筑前入道以下凶徒等、楯籠同國田手寺之間、同六月十日夜、筋
一揆、松一揆、人々豐後勢相共、被致夜討之時、以手物等、令
合力抽戰忠、若黨三人被疵之條、御手人人見知畢、 一肥前國千栗凶
徒退散之後、於同國宮浦御陣致忠勤之處、爲豐後國大野敵城退治、
惣領大友親世、差向一族若黨等、及合戰之間、氏能可馳越之由、
親世就令申、同九月八日、馳越常國於大野城、數日抽戰忠、於直
入以下、所々廻計策、致忠節之次第、總領名代是知畢、下略、(按肥
前の事に開せさるものも筆の序に記しぬ) ○深堀掃部助時廣申軍
忠事、右鶴高來凶徒對治、御發向之間、去三月一日、馳参、伊佐
早宇木城攻之時、致忠節畢、七月七日、馳参神代大隈御陣、不
退 直警固 就中今月六日、千々石御發向之時、御供仕、同七
日於濱手御合戰、抽軍功訖、然早下賜御列、爲備後證、言上如件、
安六年九月日、進上、御奉行所、承了、(前の田原氏能軍忠狀
しかれは此狀、文中二年の物なるにはたかふへか
らす、おもふに前に出したる武政か釈とも、また次
なる十二月の狀も、書中のふ所、大かた同趣の事

なれは、此壬十月の状を證左として、前後七通とも

に、すべて今年の物とは、定めつるなり、先度以田

入道」令申候間事、慇懃預〃御返事」候之條、恐悦候、

就其御所望之事、得其意候、可執申」之間、自

公方」以 中子備中守被仰下候、委細可□承」候

所詮此事、入眼候者、平可､奉」憑候、其間子細、使

者可」申候也、恐々謹言、十二月九日、藤原武政、謹

上、阿蘇殿、就」其御所望事、得意」とは、何事

の所望とはしられぬとも、其頃の例の事なれは、恩

賞地なと所望申たるへし、其事につきて、先日田口

入道をもて、惟村に申入れることありしを、得意」

とはいふなるへし、可執申之間云々とは、所望の

脳柏院,大乗十一月、戊戌、朔、日南至、桜

戊戌印本二丁 アリ

さいへられて、菊池に後措することもかなはす、た

甲佐に引籠て、かたく我居城を守りゐたるにてあ

るし、後龜山紀文中二年冬十月五日、癸酉、賀茂

奈良耐火云々、閏月二十二日、 己未、京師地震、

事は、武政随分執申すべき問、其事につきて、さき

に宮より中子備中をもて、惟武に仰下されたる趣を、

委しくしめし聞かせられよとなり、□本の二字、讀

かたけれとも、大方示承なるへく覺ゆるなり、所詮

年代 此事入限以下一件、心ぇかたし、入眼は、眼目なと

Sへる意にや、乙にて武政より惟武に、入る

趣にて、前後趣意不貫、文字の間、誤寫あるにや、

大かた全文の趣意、解かたし、此狀年紀なけれとも、

前の狀ともと、同時の物なるへく見えたる上に、此

狀十二月の物にて、来年の夏は、武政病死したれは、

前の狀とおなしく、今年の物と定めて、書載たるな

東風日先に今川が鎮西に下向せし以来豐前筑前及肥前の三方に上

陸して宮方を挟撃せんとして筑後肥後は宮方根據の地なれば先

つ之をさけ遠く南方島津に交を通し同族親忠及寢久満等に忠功

勵ましたり○伊作文書、島津修理亮相共、可致忠節之狀如件、

應安五年正月廿五日、沙彌花押、島津下野入道殿、これは貞世か

親忠に贈りものにて狀中修理亮とあるば氏久なりC寢文書、

島津修理亮相共、可致忠節之狀如件、同年同月日同人、翮寢古馬

一族中、これは右馬助久満に贈りし書なり其後十月親忠名代を

筑前なる今川が陣に差遣せり〇島津文書、被差進親類山田太郎左

衛門入道之條、尤砷妙、急速聰參可被致忠者、可被抽賞狀如件、

安五年十月十三日、沙彌花押、島津伊佐下野入道殿、これ等は

しき合戰とては、なかりしさまに見えたる上に、武

朝申狀に、此合職の事を、三月防職」といひ、

葉室親善か申狀にも、數防戦」なと見えたるや、

すべて菊池軍記の、此間の事をいふこと、一も 實

をえたることなく、水島の前二月二日、菊池武と

今川大内と、筑後川の合戰、水島の後、七月三日、

武朝十六歳にて、今川大内と志原の合戰、同年十

一月、武朝、今川大内と、筑後國竹井原の合戰なと、
三度なから、武朝か申狀はさらにて、當時の文書共
にも、さらに見えたることなく、其上應安二年に、
武朝十六歳としたるなと、殊に大なる疎謬なり、さ
れとも是らの事共、すべて亭齋杜撰はかりに出た
ふこにあらて、菊池軍記かきし頃まで、後の人の、
菊池家のこととも、撰せしもの有しを、外に考ふ
へき物もなけれは、それに據て潤飾して、菊池軍記
に入れるものなるへし、さらはまた亭齋か、ひと
杜撰せしにはあらされは、深く咎むへきことにも
あらされとも、書中に武朝中狀を載せなから、考證
にもおよはずして、かいる妄談とも、管らしく書出
たるは、とても疎漏の責は、のかるましきことにお
證は十るかり東風日水島合戦の
に以て了俊 水島合戦し四二七
に寄せ
戰

せ頃は、兄の惟村か、南郡に打出たるに

h

引き此また大宮司惟武は、了俊か菊池

ど

のと年本

に敗

CLの

なく

な

:

とは肥後に於て

年

れとも、九月の末か、十月の初には、了俊敗軍して、

筑前へ引入つらんとおもふことあり、阿蘇文書に、

なに事候はすとも、つねに申入たく候へとも、しか

るへきひんきなんとも候はて、存なからそのきなく、

まかりすき候事、御心もとなく相存候、せんとも申

入候してとく、てんかむきの事は、ちからなく候、

わたくしにをき候て、 さいくに申入へく候、御同

心に、御ゐにかけられ候はい、恐悦存候、諸事又々

可申入候、恐々謹言、壬十月十四日武政花押、あそ

殿、駐泡と見えたり、しかるに、何事なく候と

いへとも、とあるをおもふに、し了俊に寄られて、

防戰の最中ならんには、かく何事なしとは、いふく

からされは、九月の末に、水鳥の合職ありて、其後

は姑く、國中無事なりしことしる

多くは傅はらねは、たしかに定めかたきことな

ほゆるをや、さて武政か、了俊を撃破て、 水島陣を

追落ししは、いつ頃のことなりけん、其頃の文書と

となり申状には少しも誤なし今川貞世は本年中肥後に進入せしこ

東風日水島合戰本年の事と思ひたるより遂に武朝申状に疑起

し思ふやうに筆まばらずして次第を誤れるなといへるぱあらね

水島陣成了俊追落之功、鎮西致兩度之靜謐｜記

と見えて、水島合戰は、武政か歿後の事にて、 武政

また文中以前に、卒去したるやうなれとも、武政か身まかりしこと、中三年の夏の事なりし し、花營三代記に見え、また水島の合戦は、武政か存生間なりしこと、前にひたることくに、阿蘇文書、たしかな證左なるへし、其上武朝巾狀に、天授四年、託磨原合戰の時、武朝十六歳なりとあるより、推算すれは、武朝十二歳は、中三年に當りて、水島の合戦は、十一のとしの事也、しかる、自十二歳之時とある後に、此合戰の事をしるしたるは、大る相逆なるをや、されとも件の申釈は、武朝か我上の事を、みっから記したる物なれは、かくまては書誤るましきやうなれとも、武政か早世しことをまつしるして、さてそれか在世中の武功を、書出さんとしたる故、事から前後になりたるを、思ふやうに筆まはらすして、おもはすかく次第を書誤りたるなるべし、

亨齋か菊池軍記 水島合戦の事を、今年五月の事と

し、了俊か水島に寄るを聞とひとしく、武朝すな

はち隈府を發し、水島か臺に出迎、一戰に了俊を追

崩したるよし見えたるは、何に擦れることにや、前

にもいふことく、了俊か水島に寄せしてとは、七月

の事にて、それより九月のまても、一度もはかく

由、度々就令注進、可被入兵粮、砂經御沙汰、被仰付梧一揆人々

之處、令辭退之間、重雖被仰筋一揆仁等、同篇辭申畢、兩一揆難

儀之由、合申之間、已就及御大事、元春雖爲不肯之身、令御合力

申沙汰、致散々合戦、一方打破、入城内兵根悉之間、家人等六人

被疵、随分致忠節云々とありかく肥前に事あるほと

の戦は本年 ざる説ともなるべしよりて武朝申状は次第書謬

りたるにあらず本文の道中三年五月十二歳にて武政の跡を受け

九月貞世の軍の支へ輝きん知り高夏山の陣を撤して肥後に還りて

さて天授元年の水島合戦となれるなり又菊池郡城彦六とは菊

池の一族なるけれども質名世系未だ考へす

取廻、日夜合戰之處、依城内兵粮盡、已可沒落之

となし却て菊池勢は筑後川を渡り肥前本折城攻め今川勢困難せ

しことなとあり九州史料に八月菊池助次郎城彦六肥前本折城を置

むこと數日城中糧盡き将に陥んとす今川貞世話に命して糧輸

さしむ皆 毛利元春手兵を以て闇を破り糧を城中に愉すとい

ひ其

文書元春軍忠次第を磨く共内に、(應安六年)同三月

凶徒等渡筑後河之間、就御出宮浦由比雲上等、於御陣御共仕畢、

一同四月八日、所隈御陣事、爲御大事之由、蒙仰之間、 弾正少弼

殿御共仕、馳上彼山取陣、一同五月十四日、合戰之時、家人等

人被疵、一A討死化了、一同七月、凶徒菊池助次郡城彦六爲大

いかにとも惟村かはからひ次第たるへしと也、した

にてはとは、私にてはといふほとの意也、京の御され

のあらひを、御存ちなく候てとは、あらひは、ならひ

を、あしく書たるにて、京にてかやうの事を、御沙汰

あるならひありて、Sなかにて、何事もたやすく成

就するやうには、道行かたきことを、惟村かしらすして、たゝこなたのやうにあるへしと、おもひたるとなり、當奉行人とは、武家にては鎌倉の時より、政所評定所なとの公人に、Sはゆ奉行頭人ありて、各其分職あること也、そは様々の名目ある中に、事奉行、恩賞奉行なといふものあること、物に見えたり、當奉行とは、今度惟村か守護補任のことを、奉行したる人をいふなり、ここは聞なれず、もしにはいかゝ書たるにや、もし松田の松のの、木篇を書おとしたるにはあらぬにか、其頃室町將軍の政所の奉行に、松田左衛門尉貞秀といふ名見えたり、それなるへし、三牟田は、山鹿郡にて、木野の西にあり、今は訛りて、御宇田といへり、水島の古城とは昔の鞠智城の跡にはあらて、これも菊池かはやく構へし外城なりしか、其頃は腐れてありしを、古城と

守 父行跡、従令 荷擔鎮西御大事、以來者、文中之

頃、了俊寄來肥後之時、數月防戰之武略、於三
はいひたるなり、つめ城は、詰の城といふとは異に
て、詰の城とは、橋爪なとのつめとおなことにて、
所のはしのかたに、かたよりて構へたるをいひて、
太平記に、東寺を詰の城としてなとある是なり、今
いふ本丸、詰の城にて、奥のかためにてある也、
今の詰城とは、向城の事にて、敵の城におしつめて
構へたるを、詰城とはいふなり、了俊今度は戰をこ
のますして、七月より九月の半までかいりて、かく
所々に詰城を取て、明る年の間を作らせぬやうにと
てはかりしは、来年までもかいて、菊池を食攻し
て、つからかさんとしたりし也、木山は當時何かし
か知行してありしにか、阿蘇の家人に、木山名字の
人も聞えたれとも、それにはあるへからす、合志
も、其頃まて幸陸存したりしにや、其子の代にてあ
しにや、さたかならす、他日合志系岡を得て考へ
てん、此水島合戰の事は、武朝申狀に、武政者令」相

承彼忠功致三度々合戰運種々計略」時分、介早世」

之間、武翎自十二歳之時、

筑前大王御陣、

りの田とも、今頃實のるさいちうなる故、打向て刈

田したらんには、敵もいたむへければ、惟むらに發

向ありて、よきしほならんといひやりたる也、次の

狀に、南郡所務の最中といひたる、此事也、次の

狀に、代官方より申候、讀かたし、申つかいて

候にてもあるにや、されともつかふといふことも、

聞馴ぬことなれば、さにてあるへからず、いかにま

れ、ことは申こしたるといふにて、明らかなるへし、

また狀は、前の九月八日の狀の後の物なれは、九

月二日とあるも、うつし誤りたるにて、十二日にて

ありしなるへし、○當國守護職事、一大事の御事

にて候つるに、道行候、返々目出悅入候、 そのほかの

御申事ともは、此後御さたあるへきょし、仰かふり

て候、國をたにもかやうに御給候は、そのしたに

て、御領との事は、何とも御はからひたるへく候
問、子細候ましく候、京の御さたのやう、くはしく
は此御使の僧、申さるべく候、所詮此後の御申事は
たやすかるへく、いそきその逆の事を、つ御
うち出して、ひしくと御さたあるへく候、あまり
京の御されのあらひを、御存ちなく候て、たい

事も、身かはうへんをめくらし候て、ちうしん申乙
とゆへに、道行て候、くはしく此御僧に申候也、又
當奉行人、 こたの入道か、これへたひて候狀、御心
えのために進候、相構へいをきく、まつその遊に
御うち出候へく候、一これの事は、三牟田と申候て、
きの城にむかひあひて候所に、一昨日より城をと
らせて、豊後勢をさしをきて候、又水島の古城をも、
一兩日のほとにとり候て、肥前勢をさしをくへく候、
かやうにあまた所々つめ城をとり候て、明年の田を
つくらせ候はぬやうに、さたし候べく候、木山合志

邊の事は、南郡ちかく候間、 したひくに、それよ

御ちうさく候はい、めてたかるへく候、細々かや

うの承候て、これよりも可申談候、毎事御いそき

あるへく候、恐々謹言、九月十八日、了俊、阿蘇大宮

司殿、」そのしたにて、御領ともの事は、何とも御は

からひたるへく候とは、今度惟村か當國の守護職に

補せられたれは、肥後一國をかさねて給はりたる故、

此上は下にては、はっくの村か私領との事は、

涙か

こなたとおぼしめし候まいに、御申しほとに、かや

うの御申事、道ゆかす候つるほとに、當國の守護の

四二四

御用意候へく候、御使の倍もさためて今はまいられ

候やらんと存候、目出候、恐々謹言、九月二日、了

俊、阿蘇大宮司殿、〇一日世な坊主には、委申口

着候哉、抑京都に御申候し當國守護職以下事、無子

細御下文出て候よし、京都の代官方より申下て候、

八月三日の状にも、一昨日つき候間、目出候、御下

をは、それより上せられて候、御使の僧にうけと

征西大將軍宮譜卷十

候

なるほとに、いそかれたく存候、 そのために、昨日

な坊主の方へ、状をつかはし候、その中にそれへ

の状を、つかはし候を、世な坊主、道にてちかはれ

候て、これへきたられて候ほとに、かさねて状を進

候、京の御判の事、御定にて候上は、いそき

東風云下力

笹な坊主歸陳候、委細御返事到來候、爲」悅候、抑自

京都、一昨日申下候ことは、御申候事、みち行て候、

就中當國 守護事、仰下されて候、なるほとにそれ

よりの御使の僧に、御をはうけとらせ申て候よし、

代官の方より申口で候、目出入候、此上はいそき、

一隙をもめしいたされ候へく候、 これの隙の勢かさ

の候時、いつ方の事も、さうに御はからひ候は

ん事、しかるべく候、殊更南郡の所務の最中にてらせ申て候よし、中下して候、はや御使の借、まい

られて候やらん、返々目出候、此上は今時、こ

いそき(御打出候へく

とにくしかるべく存候、

候、 たま御方の勢の時分、 河尻の事もをしか

けて、たいちしたく候、此左右につき候て、用意し

候へく候、河尻邊の所務も、今ひとさいちうにて候

なる間、殊更しかるへく存候、尚々京都の御判出て

そのためわさと申候、恐々謹言、

候事、目出候、

九月八日、了俊別、阿蘇大宮司殿、世な坊主は、S

かなる僧ともしらねとも、かく陳中の使なとに用

るために、了俊か京より具足したるにてもあるにや、

京の代官とは、了俊か京のやしきに、残しおきたる

家人なり、足利家は、等持院殿以来、代々京におは

せし程に、國々大名も、京に屋敷を賜はりてありし

故、 在國在郷のをりは、家人を代官に留置て、公私

の事を沙汰せしめたる、そは前に引たる園大暦、

執行日記なとに、大友代官、少貳代官なといふもの、

河尻邊の所務も、今ひとさいちう

すなはち是なり、

にて、候なりとは、上にひたる所務と同し、今ひ

とは、今頃は、うつしひかめたるにて、川尻あた

四二三

有御用心候、此方へ御参事は、何時も子細候まし 故、了俊も心靜に思ふことく、つめの隙をも取定

く候、南郡事さやうにて、御わたり候へは、敵もは めたる也、それ故、もし惟村か南郡を打捨て、了俊

たらきゑす候、これより左右を申候はんほとは、そ か隙に馳加りたらんには、南郡の官軍、たちまちに

のへんをかたく御持候へく候、とてもこれの事は 蜂起して、菊池の後措に寄來らんには、了俊か方に

やしかけて候間、 とく南郡に、一勢遣へく候、 は、ことの外に難儀なる事に成行へければ、其事を

その時一所に御なりあるへく候、とても心安く存候 かくいひやりて、惟村に南郡をおさへさせたる也、

間、あなかちにひき、これへ御出候はすともと存 御度の度の字は、水邊を書おとしたるにて、わさと

候、さらに承候て、諸事可申談候、委は冬菴 筆を略て、度の字をかきたるにはあるへからす、 ○

「

主方へ申て候、きこしめさるへし、恐々謹言、八月

十三日、了俊花押、阿蘇大宮司殿、」其邊事御度候はて

は、今時可」爲難儀」候とは、了俊初の程、惟村にい

人、獪しかいふこと見えて、土佐の谷重遠か俗說

辨に、長曾我部を、チャウスカメと訓ませたり、木

野城は、今も木野むらあれとも、其所に城趾あるこ

とは聞えす、久しきことにて、跡なくなりしなるへ 參陳あるへきよし、度々申たりしかとも、それ

し、あな川のこと、前に出たり、木野の北に當りて、 は惟村か、一旦國中に打出たるか、了俊か菊池に

ひと近し、こゝに了俊、向城をこしらへて、まつ木 する際に成りて 、 南郷に引入て、催促にも従はてあ

野城を落さんと、はかりたる也、あな川は、最初に し故、もしした 心かはりして、菊池の後措せんも

宮の、しばらく御在所と、なされし所にて、はやく はかりかたき故 、それを心うくおもひて、菊池の寄

より城ありしか、共頃は打捨て、守る人もなかりし 手にくはへんとて、惟村か出陳をうなかしたる也、

を、了俊は今取こしらへて、向城としたる也、小川 しかるにおもひの外に、惟村國に打出て、南郡の城

は、惟村か家人の便に来れるなるへし、委細承候 々を攻たりし故、南郡の宮方の者共、おの用心

了、其邊御度候いては、今時可」爲難儀」候、相構可 して、城々に引こもり、菊池の後措する事叶はさり

十

四二一

征西大將軍宮譜巻出候、打死人々事雖無長すかめ、かうすかめと見えたるを、今までも彼國

他

考へ誤りし爲め其の影響にて 合

候式にて候間、木野以下の城落候はんする事は、子 念候云々とは、惟村いつかたにて、誰と合戰した

細あらしと存候間、今一日も、いそきくつめたく りしにや、了俊よりは、此前三舟城攻かたかるへき

候、一向申合候はんすれは、いそきく、御参陣候 よしいひつかはしたれは、其ことにはけまされて、

へく候、當國の軍勢の事は、とても守護人にて御 三舟を攻し程に、合戦こはくして、手負なと多かり

たり候上、御手につけ候はん事、子細候ましく候、今 しもしるへからす、地下の所務の事とは、田租事を

つめ陣の最中候、そなたへさしつかはしては、これの 所務といへり、それは地頭代官か、年貢の沙汰を専

勢うすくなり候へく候間、不進候、とても南部對治 務とすることな故、なくて地頭代官の職務を、たい所

の時は、御向候はんする間、治部少輔をさしそへ申 務と計いひたるより、後はうつりて、田租の事をも

へく候ほどに、他國の軍勢をも、さしつかはすべく 所務といひ、またうつりては、作毛の事も、所務と

候上は、常國の勢の事、ことに子細候ましく候、も いひたり、今地下の所務といふは、即作毛のことに

異儀を申ともから候はい、就三御注進」かたくいま て、いまた秋熟の頃にてなけれとも、二三二日のうち

しめさせ候へく候也、尚々口をさしをかれ候て、ま にからすとは、今の青苗を、後にいる刈田に返しな

つ此陣に御馳加□□待入申候也、これの合職、□日に といふことをして、作毛をあらすをいふなり、隙の

なりて候、同くは於一所可致合戰候、委は尚小 城以下は、すべて菊池の郡内にある城々也、陳の城

川に申了、恐々謹言、七月十七日、了俊 花押、阿蘇大 は、Sつくなりしか、今はしれず、くま目の城は、

宮司殿、追啓候、以自筆先日も申入候間、今も自 隈部城にて、菊池か本城なり、後にはくまへのへを、

筆可､申候へ共、愚息右筆にて申入候間同事候、向後 濁りていへとも、其頃はかくめといひしなるへし、

も無い自筆、此右筆に可申入候、爲三御心得、如此合部をめともいふは、其例あることなる中に、地名に

啓候、重恐々言、東風日此の秋も今年のものにあらず水島

ては、土佐長曽我部、高曽我部を、長元物語には、

13もの多い何々御高名目をせめんとて、筑後より南山鹿にかいて、菊池口

水島原に着きて、陣を取るなり、三舟城は、惟政

か甲佐の外城也、其頃誰か籠りてありしにや、城の

要害も、大將もよかりし故、無左右つめぁとしか

たしとは、ひたるにて、そうの南郡とは、宇土、

川尻、小川、八代、なとの事をいふなるへし、惟む

其頃までは、いまた國中には打出すして、 南郷を

出て、矢部あたりに在陣してありつらんとおもに、

今度はふるまいかめしく、心ちよくおほへ候なと

いひたるは、まつあらましに、其志を感賞して、後

の實功を取らんと、はかりたる也、尚々以下の文、

うつしひめたる所多かると見えて、讀かたし、試

にいはい、昨日これの陣取の事、そなたの御合力の

ためにて候ほとに、にわかにとりかへて候へ者、不

申候つるなと有しにや、されとも、それにてもよ

くは聞えかたし、考ふへし、〇去十二日御合戰事、

證あり其は後の元年の所にあくへ

の陳取の事、そなたの御合力のためにて候ほとに、

にわかにとりかへり候へく候、不」申候つる也、恐々

謹言、七月十三日、了俊花押、阿蘇大宮司殿、陳旧

三日了後の眼は袄腰元年の事な了俊、武政か菊池にある

不日にせめ落され候はん事は、いかにも日數のひ候

ぬと存候、地下の所務事は、又二三日うちに、から

し候はんする間、たやすかるへく候へは、まつ菊池

口のつめ隙をとり定候て、一手心安くさしをき候て

後、此勢ををしわけ候て、同道申候て、川尻宇土

以下を可對治候、それもこの所務の以前にさた候

かなましく候間、これへの御出陣を、S

はては、

そかれ候て、さやうの事も、御申候は、菊池

事も、南郡の事も、早々に道行候ぬと存候、その上

菊池事は、隙の城、 目の城、木野城なと、更に

兵釈な時分にて候間、此城々の通路につめより候

はい、可､落條、案のうちの事にて候、一昨日よりは

しめて、菊池のあな川の上に候城を、とりこしらへ

しく何事候へしと存候、城々を持候間、馳懸て、

一昨日以僣使者」申候き、定参着候哉、尚々御高名

目出候、打死人々事、雖無念候、是又不及力次第

候、於三子孫者、恩賞等事、可申行」候、一御参陣

事、如､元□□、今程殊に可爲三大功候、南郡事者、

雖何時□對治子細候ましく、とても菊池勢無合力之

儀者、 河尻ふんさいのともからはかりにては、はか

ろり其を最初に、川尻より御方にまゐるべき間、肥後 持重して引入たる持

、此前居のとほ國げ方授のべ依年たなあとのた伝元

河べさか護了任のし

きりのろろりに守ろ々年と

の此の尻してや俊所事思て

にの状がさ共う所が望にひ

は状に初て狀に望士御てた

あははめ今に候中月教会を入

ろ後去年はは七書にた

ま年々了河間日井のよ

しの年俊尻安にさ附内事

御せのけ又ひ今御と俊

な方ん候七御候今は此を日

りにと会日は年し狀万渡

あと々到かと河候にぺろ此

るなと来らも尻と営けニア

前貯ろありま方守どが

りばれ候でにに護。見狀

に明と愛中の河はさる齢年いら候處尻明なろ

口な共しもこ候當舉御天年のふすてに参後也、

國守護職の事を、了俊に推擧の事を頼遣したる也、

川尻は幸俊か時、等持院殿より、肥後守にし申さ

れたれは、此節も守護職の事を望申たり、一力は一

方の誤なるへし、御方渡川事とは、豊前筑前なとより、肥後に向て寄せんには、筑後川大河なれは、此川を渡す事をいふなるへし、北興の事、前にも見えて、をかしき事とい程のことなり、今一日も、S

そきく御参陳候へし、 川尻か一功も立てす、御方にもまゐらすして、守護職に補せられたる、御教書、内書なとを取はやして、かゝやかすは、 をかしきふるまひにて、所詮もなき事なれは、惟むらにも、守護職を望まんには、川尻か二の舞をせずして、一日もはやく出陳して、軍功を立てられよと也、ありあへては、ありあはせの、あはせを込めて、あへといひたるにて、ありあひの勢といふことなり、去年の十二月に、了俊より惟村に、はやく國中に打出よといひたれとも、其時は事に託して南郷に引入て、今まていつかたへも打出すしてありしと見えたり、さるは惟村はやく、守護職の望を遂んとて、わさとにて彼に入〇十三日卯時、四一九

水島原に陣を取候了、於」今者、菊池勢一人も不可

出候、此陣取定候者、又そなたにも、一勢分進へく

候、所詮今度南郡物共、所行ことに無念候間、やか

てさしょせ候へく候、これの事とり静候ほと、その御

陳の事、よく御沙汰候へく候、三船城は、無左

右つめおとされかたく候歟の間、そうの南郡をさた

へく候へは、よくかたく御了簡候へし、いかさ

候へく候へは、

やかて(勢を可」進候、

まこれの陣とり定候はゝ、

返々それの合戰事、かやうにあなたこなたを、一と

に御さ候事、申つくしかたき御高名にて候、御手

に付候軍勢たち、忠之事御注進に付て、御感状を進

へく候、返々今度の御ふるまいかめしく、心ちよ

くおほ候、とく入見参」申へく候、尚々昨日これ

ふて菊池口

年のもの菊きな倒のか

いるや

「後

はしく明

參御方とあるは

今

まに順申あと

た筑

かず

戦あ

與先は御

乘風日ろに正し本事水又渡

了

後東

川事

卒年、かく誤れるのみならず、武政武朝か卒年も、

b、去々年は、文中元年にて、了俊か下向せし時也、

ひそきく御参陳候りし年にて、其合戰は七月にしをして とろかしおくなり

其上當年合戰年なる、比興の事にて候、

あにあるに

りなのはに、我身はいまた凶徒なから、これよりの御教書

とも考

四一八

日

は

考子まほり明徳を

本朝の三男

と其子

孫

部大徳三年八

齊か書たるにや、そはともあれ、Sとおぼつかなき

ことにて、常時宮方の人の書たる物に、南朝の年號

用のすして北朝の號を用ひしものかつてなし、

本書上に

應安六五月十二日′

受取り後に記

風

二日

武

川ぬしとあれ

はな

號二

無につり

北東

し

す

て

し

かけ

撃て

これ古本にもとより、しかしるしたるにや、 また亭

てゐ方と々條はへを

はあかの狀々た武阿年用

年しなずなあま交知貯用

たつ用宮 〝孫五政蘇號

に ししろりで書らりゐ

しものかつて し狀の上包!

可かし合號朝と行事な品

る職した年齢同ら调、こ頼宗にしと南に事たるの々也なり政 も朝代實ろあのみな誤れり、其事は其所々にいふへし、○追申候、

常國守護事、去々年河尻參御方、肥後國一力うちひ

らき候て、御方渡川事を待申へきよし、條々申定候

之間、任所望」御教書井内狀等、つかはし候、其後

尚事を不審申候間、誓文なとつかはして候事、無子

細候、雖然于」今不」御方、一功をもなさす候間、

たとひ先していかに約束候とも、不可」有三正體」候

は、水島合戰あ 内書なとかゝやかし申候始めて、九十月の間に更に不可」有御用候、これに付ても、今一日も、

はてたりしと見ゆるに、武朝か申狀に、此合戰をは、

武政か時にかけて、武光か死後の事とせり、しかれ

は武光は、去年の春、 筑前より帰りたる後、病付て

秋の末、冬の初頃に、身まかりしなるべし、それ故

武政か、右の狀とも、武光か死せしことは見えさ

れとも、何様にも、ことの外に力をおとして、たの

むかたなき心になりたる故、ことさら惟武に、なに

となくとも、細々申入へしなと、ひたすらに親しみ、

むすほふれたるなり、亭恋か菊池系圖には、武光か

へく候、國人さんそくの事は

御出陣の後も、御無禮候はんに、子細有ましく

まつありあへて候軍勢はかりにても、御同道候て

これにて出来の人々を御待候へく候、恐々謹言、五

月十二日、了俊男、阿蘇大宮司殿、此狀は追啓にて、

今は本書見えす、惟村か肥後國守護職を、了筱に付

て所望したる處、此前はやく川尻を守護職に補せら

一

れたるを、惟むら聞付けて、了俊に其よしをな

て歎きし故、了俊より其子細をことわりたる返書な

あいた、平にたのみ存候、日田すてに御敵に現形候

て、今日罷出候由承候、くはしき事は、たくちのい

九郎入道申へく候、恐々謹言、卯月四日、武政花押、

阿蘇殿、追啓 さらに可申通候間、内封候を

可有御らん候、重謹言、」 公方は將軍宮を申也、

わたくしは前書にS私にはあらて、今自己の事を、

人に對してわたくしといふに同し、昔は公私の外に

は、いはぬことなりしか、此頃よりかく轉しいへる

と見えたり、日田すてに御敵に現形云々とは、日田

は阿蘇の所領地なるうへに、先年日田永敏父子も、

御方に参りて、すてに年頃になりたる是さへ、はや

く御敵になり、打出たると也、日田か心かはりは、

了俊か下向より思たちたる事にはあるへけれとも、

一には惟むらよりいさなひし事もありしなるへし、

○田口入道方への御釈のおもむき、委細うけ給候ぬ、

したかひ候て、御るのとほり悦存候、如仰わたくし

にはさにうけ給、これよりも申入候へく候、御

同心にて候はい、恐悦に存候、いつそや状を進申お

よし、めをやみ候て、 しひ心にて申入す候し事、

心もとなく存候、なほくなに事候はすとも、日ん

身のしょひむたくち方へ、くはしく申て候、ねん

てろうけ給候事、つくしかたく存候、かくのことく

の式、御めにかいり申入たく候、恐々謹言、五月十

九日、武政、あそ殿、無事、前書わたくしにはさく

とある、さの字下、いの字をかきおとしたるなるへ

し、後書身のしょひむ、心ぇかたし、所便とSAN

とも聞きなれるうへに、本文いむのひの字、Sと

ちいさく書たる故、一定ひの字ならんともいひかた

し、もしは所にて、今了簡といふほとの意にや、

猶考ふへし、阿蘇文書中、武政か狀、右の四通、今

二通ありて、いつれも大かた同趣にて、ひたすら九

國一統の奮復をおもひて、同心合力の事を憑たるに

て、いつれもすべて、同年中の物なり、依ておもふ

に、亭齋か菊池軍記に収めたる菊池系圖に、武光か

卒せし年月を、安二年十一月十四日卒と見えたり、

田ナリ

○狀進候ところ、委細の御返事にあつかり候事

ことに悦存候、如仰なに事候はすとも、さいしに

申入たく候ところ、御同心にうけ給候事、恐悅候、

きのときうけ給、これよりも可申入候、恐々謹言、

五月八日、武政あそ殿、 そ厳、武敏、裏胴体應安六五

其中に、大野伊勢守寄進六反といふこと見えたり、

いつ頃のものとはしられねとも、大野は玉名郡にて、

伊倉に近所なれば、この伊勢守も、大野にては

なかりしにや、考ふへし、また文書に、九州

致忠節之上、子息秋重氏重等討死候由、今川伊豫

入道了俊所」申也、尤所、被思食」之默、依」仰軌達
如」件、永徳三年五月二日、左衛門佐、小代左近入
道殿、」といふ鹿苑院殿より下されたる、斯波義重奉
の御成の御教書あり、件の秋重氏重か假名、いまた
考へす、了俊の安六年二月の状に、兄弟か討死せ
しこと見えたれは、先年のことはしらるれとも、い
つくの合戰なりしか、たしかならず、宇都宮掃部助
親景か、嘉慶二年二月の中に、九州於宮方令一
統」之時、大友少貳、親父河内守經景、諸共上洛仕
愁訴歎申候處、探題御下向之間、成喜悅之思、御供
仕罷下記、其後於所々之合職致忠節、結句山崎合
職仁、經景討死迄、」下略、また、了俊か永和元年十月
廿七日、經景子親景に奥へし状に、親父筑後國山崎
合戰之時、討死之上者、其一跡相緍事、不可有相
達也、仍執逵如」件、沙彌、宇都宮河内守法師殿、」と

あるをおもへは、小代の兄弟か討死したるも、山崎合職の時にてはなかりしにや、前にも見えたることく、安五年には、了俊豊前より筑前へ打出て、 筑後にも度々軍勢をさし向、所々の宮方を攻めたりしかは、いつくとは定めていひかだけれとも、宇都宮も小代も、此筑後合戰等にて、討死したらんと

ふなり、宇都宮經景の官途を、安四年の了

には、大膳亮と見えて、討死せし折は、河内守に受顔してありしことなれば、討死したることは、五年よりも後のことにてありつらんとも、いふへけれとも、今川伸秋か事をも、四年の状には、中務少輔と見え、五年の状には、右衛門佐と見えたれは、景も仲秋なと、一同に、河内守に轉任したるもしるへからさるをや、○先日進狀候處、委細御返事悦入候、抑天下御大事、私浮沈、この時にて候、御とうしん候、鎮西たいちも、子細候はしと存候、随而 公方より、御書をなされ候あいた、進上候、

内私にあてられ候て、くたし給候御書、御心ぇのた

めに進候、御覧あるへく候、何々今時分、一途御は

からひ候め、日出存候、餘りに無念候子細とも候

征西大將軍宮諸巻十

とも、あらましには定めかたけれは、其事はまつさ

度當國へ御成云々とは、宮若宮も、近年は雨筑の

かさみしおきて、私の事同心せされは、何こともなりかた

きこと故、 連々親しく申して、同心に事をはかる

へしと也、田口は下に見えたる、田口の彌九郎入道

なり、田口は甲佐郷の地なり、弼九郎人道、そこか

知行して、名字をもやかで田口と稱せしなり、此入

道、甲佐郷に居たれは、惟武か家人のやうにもお

ほゆれとも、田口は常時菊池か所領にて、共處の代

官などにおったる者なるへし、〇小代文書に、肥後

國井倉庄分、共同幽伊勢守跡貳拾伍町事、爲手

井富國軍役勤仕、一族兵穎料所

兩人討死忠、

置也、守先例:可」致沙汰、若有子細、可」有真沙

汰之狀如」作、鷹安六年二月廿三日、沙彌、 小代

近將流入道殿、沙彌は了俊なり、同國の下、地名と

名字とたれは、さたかならされとも、清源寺文書

の中に、井倉にある清源寺領事をたる文書あり、

四一五

向朝車状

も常國事御同心とは、去々年了俊

九

しされ常國御成は

れて今

御

の事は

文中二年

に

時

はに御狀詞のとた御は勤の令

宮

殿、武

如此申候、御所今度當國御成も、併此事爲被仰出間に御はしませしか、了俊か筑前に打入たる頃より、

候、貴方へ被仰遣候らん、尚~天下むきの重て菊池に御遷座ありて、九國恢復の事を、菊池阿

事は、さしおき候ぬ、於私連々申通り、悦入候、蘇へ御憑ありしことをいふなるへし、天下むきの事

御同心本望候、一向奉憑候、恐々謹言、二月十九日、はさしおき候ぬ云々とは、天下の成行はいかならん

藤原武政花押、謹上、阿蘇殿

合状下候し菊か陣て歳藤

りに年とむしと池とに明之 京

してのはきこへ思愛年行ろのはて思と、しな勤

・もさんひいなり筑

せばなおむれる明へ年大

ら疑えききと「王御陣」とあり武朝か十二歳は

し其の跡を武朝鮮

ばにのの只月 (即一に今成て父に東

仰に彼ちせは年と筑中

々出間の此んあの後三武

年 さ月状狀とら春ろの年朝

あとにもさ肥は宮に自朝下向せし以来、 九國の將軍方、一旦宮方に参りた

る者共、こと!く御敵になりしうへに、惟村まで

も現形して、國中に打出たる故、武政は、一先菊池

に引入て、本のことく九國を一統せんと、様々に

策を廻らしたる故、それも本根かたからされは、と

ても、枝葉に手をのばすことかかるべしと、其

を惟武に談合したりしか、惟武も異儀なく同心し

たる故、子細候はしと存候とはいひたる也、御所

は前に見えた

る、田原入道、されは吉弘は、今川か家人にはあら

されとも、古兵なりし故、大友より範にさしそへ

て遣はしたる故、義範かかりの執事にして、具足し

たるなるへし、御出陳事、今時尤急たく候、相構

へ早々國中に御出候へく候、右衛門佐治部少輔、

國中に遊候了、此時分御出陳、殊に可」爲大功」候

恐々謹言、十二月三日、了俊花押、阿蘇大宮司殿、

此狀年紀を闕きたれは、いつの物とも定めかたかる

上に、國中とい、いつくのことをさしたるにかし

られず、されとも同國の事とは聞えす、各共在陣し

たる所をはなれて、圃の中に打出るといふこと

のやうに見えたれは、了俊か菊池に寄せんとて、か

く惟むらにも、牒し合せたるにもあるへし、そはも

とより推量の說なれとも、此のい所、さも心う

たるものなる

惟むらか在所より、あまり遠くへた

此の駅 十三

五日に到着せ

なるに見えたる 武光以下内徒

月日

りしにや、おもに今頃は豊後より、筑前筑後の間

に打出て、父の入道と一所にありしなるへし、三月

の三日に出したる狀、六日に到来とあれは、

肥後文獻叢書第六巻

たりてはゐさりしと見えたり、吉弘阿蘇文書に、三春吉事中舊了、尚以幸甚~~、不可

有究期候抑先日進狀之處、不」御返事」、

無心元」候之處、田口方まで、ねんころに承候歟、

申候ことく、當事は御同心候、

悦入候、先年

子細候はしと存候、 除に無念なる事とらへは、

文中二年癸丑

北朝應安六年

東風日この了俊が御出陣事云々の前後入るへき所なかほくれ

炊くこに書出て翁は考ふへしとあるは然ることにて傍證の文な

さめ疑念を起したるなり九州史料を見るに微證おり、入江文書、

田原氏能軍忠に、局(安七年十二月) 五日、金吾禮部御着同

國岩原之間、則馳参彼御陣、迄于今令在庫、御方御勢仕以下、脚

至忠平、云々、又萩藩閥圏鉄山内通忠軍忠に、同十二月十五日、

同國被召岩原山御陣、在々所々於御陣、而致宿直警固條、無其隱者也、云々とあり 東吾とは右衛門佐今川仲秋にて禮部とは治部少輔今川貞臣初名義範かことなりこの二人了俊が命を受けて肥後に進入し玉名郡岩原に在陣せしことにて此の時了俊より阿蘇惟村へ此の歌を贈りて急き出陣すべしとの催促をなし のなりさは國中に遣候とは肥後に遣すといふことなり然るに今年は貞世は筑前に在り仲秋は肥前に在りて肥後に進入せしことなく明後三年に入國せし此の二通の傍證あるによりてこの了俊かは今年ののにあらさることをさとるへし

にあらされは、此前後には、入るへき處もおほへ

ねは、姑くこに書出しおきて、後に考へなほさ

んとするなり、

四四

征西大将軍宮謡十

は此状は何處に入るべきかといふに足は天授二年に入るべきものならむいかにとならば了俊は きて筑前に在りて中三年に

考ふへからず、何様玉名三池あたりにての合職にて

惟村か度々合職の事、

城へ来り滞在ぜしもの、如しされば身既に筑前に在れば今また

前に打つべく候なといふへき理なし故に此に入るへからす然

押、阿蘇大宮司殿、

可」、申候哉、恐々謹言、 十一月十三日、義範花

倉強して前へ打入り宗像より所々て八月には鞍手郡高取

東風口是ばこに入るべきものにあらず前よりの状也とあろは

付ては、心えかたし、めに付ての跡を、諸の字と

し、にをてと寫しひかめしなるべし、菊池か筑前ま

打出る跡めについて、御方をさし、筑前の方

に打越されなは、武光を雨方より挟みて、討へしと

也、それよりのてう人々、のて讀かたし、越てにても

あるへし、是は肥後の國人の、小々に合力のた

めに、豊前へ越えたる者共にて、それかを出て、

遠國に在陳してあらんか、便なくもおもふへく、ま

たこゝにおきたりとも、さして憑へき程のこともな

けれは、自他の爲、國へさしかへし候て、惟むらか

手に属せんこそ、便宜ならめと、参候の下、 は

ん事とか、こそとかいふこと、落たるなるへし、日

出の下も、たかるへしなとありしを、かくは書なし

たるにて、しからされは、北義聞えかたし、

○阿蘇文書に、度々及合戰、被忠節」候之由承候、

肥前高來郡彼杵郡殉へ返りて後に出てたより天授元年三月

肥後山鹿に来り次菊池水島に陣し八月小武冬資を陣中に殺し

しょり内証を生し遂に肥前へ返り暫く府に在りて後杵島へ移り

越年せして古文書に明白なり(後に裂けたりさて天授二年貞世肥

前より博多へ打出たることあり柴空親善に今川貞世

浦以下打出博多之際云々とありて之を證すへしさに常時の形勢は

菊池武朝將軍奉し肥前國府に至りて計略を運しいこと亦武朝中

狀に見えたる如くにて先に了俊が水鳥より夜に混きれ倉退却せ

勢に乗し武朝は大して肥前に進み菊池は空虚の状なりしな

らんされば此中に肥後勢不殘こなたに向て候よし閉候とはいへ

るなりよりて惟村其跡より打出て兩方より挾撃さんといへろなろ

へし又状の首に其不審此使に承了とある 俊が水島を退却

せし後肥後の形勢如何お んと懸念せしな惟村か使者により

り安心せりとなり少一族等未た敵御方分明ならずとは冬資

島にて殺されし後島津氏久と共に密談して 府へ踊りし一

擧げて判然宮方に歸順の色を現す

前非を悔

川に謝して味方すべしとの色もなく瞬味なれ も心弱き深く意

とするに足らずとの意にてよく常時の情勢に合するものあれば此

狀は必ず天授二年のものな とおもふなり本書卷十一天授二年

の條武朝親善二人の申狀を繫げたる所と引合せて見るし

より引かへして、筑前へ打出たりしをいふ也、めて

目出候、彌被抽戰功者、悦入候、委細自吉弘

謖なり前に引たる山内編原二文書に撮れば世は本年二月既に小一方
、はなかりしにや、また義範も、其頃はいつかたに在

○其邊不審等、北御使に承了、目出候、肥後人

々、御方として忠節をいたし候はんと、申人々候は

は、相構御同心に仰候て、つう合て御ふまへ候て、

此方の左右を御待候へく候、此遊事は、少貳一族等、

いまた敵御方、 未分明」候程に、とかく遲々候へと

も、何事はし存候、心よはくともから、あな

こなたと口比興候、當陳事、今日筑前に可打出

候、可御心安候也、一合志、三池、米生、河上、

人々事は、尚々それより可同心」候由、能く仰候て

御らん候へく候、合志と出田方は、ことに(た

み入れる事にて候、逆々御音信候へく候、何事候す

とも、こなたの事は、心となくおぼしめし候まし

く候、肥後勢不」残、、こなれに向て候よし開候、然者

諦めて付て、その邊の御沙汰候は、両方よりとり

はさみて、さたし候はんと存て候、又それよりのて

う人々事、こなたにては便あるしく候間、尤それ

へ歸參候、爲自他 日出候しに、無爲に参着候熙、

悅入候、恐々謹言、九月十九日、了俊、阿蘇殿」是

は了俊か、豐前よりの狀也、つり合て御ふまへ候て

云々とは、肥後國の將軍方のものともを、一揆させ

それて、しかにはかには、心がはりしかねて、了

俊か催促にもせずして、端を持てるたりし故、

かく典の事とはいひたる也、北興とは、もとは

詩の比典より出ることなれとも、中頃よりうつり

て、をかしき事にいふやうになりたり、今日筑前に

可打出」とあれとも、雲としは豊前にて、越年した

りと見ゆる事あり、そは次の二年の僕にいふへし、

米生は、筑後國三池郡、川上は、肥到國小城郡にあ

りて、いつれも肥後に近所なれは、これらなる

さたかならす、 出

れとも、何かしの知行なりしか、

出田氏あれとも、

は、菊池か一族、城か支族に、

それは共頃の城頼顯か八代孫、越前守重界三男、出

出田かと系岡に見えて、ひと

刑部少輔政冬を、

肥後勢

後の事なれは、今の出田にはあるへからす、

不殘、こなたに向て候よし候とは、武光か豊後

俊か動のさうを待へしと也、少貳は去年京より下

りたる冬資なり、父頼向か、近頃宮方に怒りてあり

し故、此人反復はつねのことなれとも、いくほとな

く身まかりたりし 失ひたるへに、武光にお

て、諸方つり合て、

て、諸方つり合て、□□か城々かたくふまへて、

同二月小倉御陣、宗像水内御陣、高宮御陣、佐野御陣、

城、於彼御陣而抽忠脩平、とあるによりて知らろいなり

原文書長井貞 忠狀に、一同二三兩川、小倉、宗像、背内、高

宮、所々御陣御供仕事、一同四月、佐野山御陣御共仕迄至于八

月中致忠節、同九日、城山御陣御共仕、日夜宿直事、とあり

内編原の二文書を參看するに貞世は二月三月の間に豊前

筑前に移り宗像水内高宮經 に佐野に移り八月九

の陣に移りしもの如しされば小倉より西南へ段々と向び

なり九州史料に佐野は筑前襯笠郡にて高宮は同しき那珂郡に

りにも、隙を取るなるへし、是よりさき、武光か

松本城にありしも、惟むらか國中に打出たるを聞き

て、一まつ菊池へ別入しなるへし、肥後國人々、小

陳候きとは、當岡の將軍方のもの、小々か

筑前に打えたるを聞きて、合力のために馳付たるな

るへし、それを惟むらか合力として、早々さし越す

へしとなり、蒲池は筑後國神門郡なり、 御在所近く

可」成候とは、其頃惟らは、玉名郡か、または筑後

の三池部かに、在凍してゐたりしにや、それ御

所近くなるへしとは、Sひたるなるへし、城々被落

候とある城々は、いつくの城ともなぁしかしられす

東風日今川貞世か二月十日に筑前麻生山の二城を攻落したる役の

経過は如 いぶに山内文書、備後岡山内下野守通忠軍忠狀

かならされと、豊前より筑前に越えて、宰府あ

あり参御方致忠節者、本領不可有相違、有別功治、可被抽賞狀如

件、など十二月の狀にかけり果して癒せしや否詳・ ならす

四一一

入院文書、薩州峯城合戦之時、親父討死之降、所感熙食也、

可有抽宜之狀、依仰漣達如件、中元年十二月廿一日、左少將花

押、渋谷五郎殿、この泥五郎は重と共父を重門といへり

に

川貞世より今

招誘しこと

内通忠軍忠狀に、同八月十日、沢山御敵沒落、同十一日内山沒落以

来、度々御合戦、致忠節記、とあれば前の深堀文書の有知山城沒

落は十一日なりしを知るべし

預御澄、榊店致

と

應安五年八月6、 山

令沒落則、於當城宿直畢、

上

于宰府落居、抽忠節上

を攻む れば深堀文書の本折は本告なるべし本告はせ

よみ埼郡の内なり

深堀時縄軍忠の、其後篇筑後圃徒第退治、御發向之時、

酒見城、千山名少輔殿御手、罷籠候處、菊池肥前守武安、

方四日寄來之間、致HH夜夜合戰。 咀陣筑前國、迄有知山城

日今川仲秋は島前子嶽より移りて三根郡綾部に陣し横大路城の

宮方と戦びて木本郷に戦ひしこ見ゆ 深堀平五郎時縄軍忠

状に、爲凶徒對治、法四月廿六日、御大将肥前國綾部御移之時、

隔于御手、數日宿直警固云々、深圳時 忠状に、法四月十六日、

剧中金殿御手、於綾部陣致警固、遂本折槞大路合戰了、就中當處

前後國御發向之時、楊于御手、樹林同國本郫御合戰之時、致忠師

了云々、西志には今川少肥前佐賀にして本告横大路の宮方

といへり山内書には佐野御陣山城書き編原文書には佐

野田御陣の次に城山御陣と書きたればこの城山と彼の高取山とは

同所なるべく思ばるなりさて高取城は同鞍手郡

地村に取城址あるその鷹取ならんかかく今川貞世は四月には佐

野に難し居たれば本に繫げたる卯月二十八日 は佐野陣

中より強せしものなるべし

近

下凶徒等、依 打 出筑前松本城、御敵 合力由

塔若宮興良親王も、此職に任せられしと見えたれと、

おぼつかないことにて、共ことは上に罪したるかこ

とし、されは今の征夷將軍も、昔寫の誤なることし

るから、建德三年は、南朝公卿補任、十月四日改元

中元年と見えたり、左少将は胤房朝臣、大宮司は

候者、目出候、

惟武なり、○御打出事、先日出候、合力事、不可有三

王と、成良親王と、御二方にて、 太平記には、大

筑後邊事、 連々致沙

子細候、罷移當隙候上者、

汰候、共國事、又可、爲前候、肥後國人々、

少々在陳候、即可 申付定早々可罷越」候歟、有御

談合、可、被

候、蒲池以下、所々勢使候、聞候、彼御等弼留牒、被堀

恐々謹言、三月三日、義範花押、阿蘇大宮司殿、

武光豊後より返りて筑紫に打出て、松本城に籠

て、常國御方を語らひ集めたること、豊後にも開

えたる故、武光をそこにくひとめおきたらんには、

義範 筑前に發向して、 後とさしはさみて、討ん

とか、または豊後より直に武光留守を装はんとか、

はかりたると見えたり、松本城いまた考へす、○筑

前國山門碩家職 次郎孫t跡. 爲長日本地護摩供、

排毎月大般若經轉讀之料足所有」奉阿蘇吐也、

未來際、不可退轉由、旅

可退轉由依 征夷大將軍宮仰、執

征夷大将軍宮仰、祝 日及筑後國中事、可遣、勢候也、如、此候者、網御在

逵如件、建德三年三月二十四日、左少將花押、阿蘇大 所近くに可成候哉、相構御注進候は、可日出候、

宮司殿、本文奉祇のは、寄と書へきを、宇音の近 城々被落候由承候、殊に悦入候、可、中京都候、

より、おもはすかく書なされたるにもあるし、征

沙彌了俊花押、謹上、阿

恐々謹言、卯月二十八日、

夷大将軍、是征画を、かく書誤たるにて、新葉集 曾大宮司殿、追候、島津人々事、河合力:之由、

に、宗良親王のみつからの御事、征東將軍の宣旨 先度申候き、それより重て可被仰遣候 定勢可

なと下されしとあるを、李花集には、 征夷将軍と書 進候哉、 森田、御打出事云々とは、惟むら義範

誤られたるたくひなるへし、後醍醐の御子たちの、 か催促をうけて、南郷より國中に打出しなるへし、

正しく征夷將軍に任せられたまいしは、大塔護良親罷移當城上はとは、いつくに在陳せしか、さた

征西大將軍宮譜巻十

なるまで継謬したる事なれは、建徳二年二月の僚と、

嶽御移之時、茄子御手仁、宿直警固之刻、二月十三日、御厳寄

此一條とは、切出してもかなるへきをや、C武光以

御移之時、分御低、次嶽尼牟田井於兩城致合戰、正月十三日、柏

たる時海路 上花營のことは、すなはち上にひたることく、筑前

西方へ廻れる仲第二陣となりて肥前松浦に上陸して彼の地方

調略して第三陣として貞世自ら門司に下着し三方より九州を

肥前兩度の戰にて、たしかに共戰所をいひたるを、

靡せんと計りしなり 龍造 にある呼子、相知は松浦郡

肥後國の事としたるは、殊に強説にて、此紀の撰者

内にて塚崎とは杵島武雄 崎城ならん○深堀文書、 彼杵郡

掃部助時弘軍忠狀には、爲内徒對治、肥前國御發向之時、十二月初
より此書をまさるものとし、こはあまり

-五日、杵島郡白米嶽之御陣参、橘于御手、同一日、

より翌正月二日まて百度の合戦といへる如く日

若松浦之處、最前被馳參之、尤以神妙、此趣可注進之狀如作、應

安四年十一月日一日、中務少輔花押、長田次郎四郎殿、とあり貞

世此度の下向は程の大任と思い弟の氏兼仲秋、子の義範其外一

引つれ居たるものと見え第一に先鋒として子義範を豊

ことにて、前に見えたることく、今年の二月は、了

しかるに長慶紀に、文中元年二月、菊池武政、奥今

風日

こも筑後とは中

隣たる地なり

間に肥前の三根養父基肆の四郡を隔てたり

此合戰小城郡にてはいつくにての事なりしか是は了

俊かみつから向ひたるにはあらて一族の中をさし向

けたるなるへし宮方の名字も誰なりしか考へかたし

東風日、龍造寺文書、 肥前國龍造寺熊龍丸中軍忠事、右大將鎮西

御發向之時馳參、去十一月廿二日、呼子津、金屋、相知、侍、女

山、塚崎城、並今月十三日、烏帽子嶽御合戰之時、對于大手菊池

次郎、抽戰功迄、然早預御列、備後代龜鏡、粗言上如件、應安

五年二月日、承了花神、(今川仲秋)仲秋は貞世末弟中務少輔にて

先に貞世に従いて下り備後あたりより真世に先たちて去年八月の

初めに赤馬器に下着せしことは阿蘇文書に見えたりさて十

二十日ころは肥前松浦に着せしこと有浦文書に、爲内徒對治、下

しばこの仲秋と武政との戦いへるなるべし

來之處、散々致合戰之上者、預御證列、抽忠節、粗言上如件、

應安五年二月廿五日、進上御奉行所、承了判、とあり龍造寺深堀

二文書に擦れは仲秋初呼子津に上陸して松浦郡の諸城へ其は

り杵島郡へ進入!諸城を し烏帽子嶽に在陣せし時二月十三日菊

池二郎武政來襲せ

政は正月二日後高崎城より父武光と

共に太宰府へ引上其

肥前國小城郡合戰の事も物に見えす小城郡は兩筑に

秋漸く勢力を得る聞きて進みて之を討

ちしならんさて此時武政克つ能はすして退きしなり烏帽子嶽と柏

獄とは山つきにて離れたる所にてはあるましく杵島郡の地か小

城郡の内か未だ知らす花營三代記に二月十三日小城郡合戦といひ

川真世、戰于肥後敗」之、

川真世、職于肥後敗」之、肥後城道寺所藏、菊池武朝申狀

按、本書唯一〈中年中

其年月、考花營三代記、是年二月、屢. と見えたるは、心えぬ

事于九州、盖此役也、故係于此

俊筑前に在陳して、いまだ肥後には寄水らす、また

武朝申狀、文中之といと下に見えたる合戰は、菊

池郡水島の合戦のことにて、文中三年の事なり、其

合戰隊なく宮方の騎士心豐後の戦況如何と注き居といふも正月三日の事にて武光は高崎ひて太宰府へ赴きし

なり○大友文書に菊池武光以下凶徒沒落事、先立觀世所合注進也

ういへとも然からす了俊昨年十

二月十九日に周防より直に豊前の門司に上陸せしま豐後へ往き

しこと見えすまた田原氏能軍忠默に武光は八月六日より翌年即ち

今年正月二Hまて百度の合戦せし、 見えたりしか共次に、同

三日、武光以下内徒、退散高崎陣、打 太宰府之間、同三月廿六日、

聰參筑前國高宮御陣、云々、とち

の範釈に武光か沒落

東風日了俊か豐後に着き

阿蘇文書(正月十一日、同甘一日到来、委細承候

了、抑武光以下凶徒沒落候間、近日に所打出國中

也、早々馳參、被」致忠節候者、殊喜入候、恐々謹

言、正月廿三日、義範花押、阿蘇大宮司殿、武光

下囚徒没落之間とは、さらに武政か豊後に發向した

る後、了俊 豊後に着たることを聞きて、光も豊後

に向ひしなるべし、しかるに は、無」程豊前に

發向せしよしえし程に、 武光父子、 了俊か豊前よ

り筑前へまはりて、留守をはんかの心遣ありて、

肥後へ引返ししを、没落しとはいひたるなるへ

し、義範は武光に寄られて、高崎城に引籠りてあり

しか、武光か肥後へ引たる故、國中に打出んとは擬

したると見えたり、

北朝應安五年

文中元年壬子

肥後文獻叢書第六巻

なり

族なとか籠居たるにはあらす麻生山といふ

は其

麻生氏筑前遠賀郡の内を領地とし居

花營三代記、應安五年二月四日の條に、去二月十日

筑前兩所沒落、同十三日、肥前國小城郡合戰、御方
打勝之由、注進到來云々、と見えるは、丁俊、 去
年は豊前に越して、今としの正月の末か、二月の
初に、筑前に陣を移しし時、當國にある宮方の城、
二ヶ所攻落したるか、合戦のこと見えされは、いつ
れも肥後勢の籠りたる城にて、了俊か寄せざる前に、
本國の事、心もとなくして、城を捨て引返りたるに
て、義範か狀に、武光沒落といひたるも、此事をさ
しているにはあらぬにや、

東風日 考も聊か綴り武光の沒落は既に前にいへりこの
筑前兩所落とは毛利文書、毛利元春軍忠狀に、阿五年二月十日、
麻生山高見城合戰之時、一方大内介入道、一方太宰少貳責上之處、
東尾太宰少貳手、御敵打出之間、被追落畢、 然而入替彼手、致散
々合戦、追籠徒等於城内、貴入追落之刻、愚息掃部助被疵平、
云々 ○周布幡入道軍忠狀に、今年二月十日、筑前國麻生山、
多頁倉、鷹見嶽、雨城被攻落時、懸先致戰功云々、とあるにて共
何方といふこと明

そこに籠居たるは肥後勢にはあらて

忠節之至、尤神妙、彌可抽戰功之狀、依仰執達如件、應安五年二

三日、相摸守花押、 田原下野權守殿、とあるは常時氏能か戰功

に対し細川頼之此狀興へしなり

四八

とし、共時やかて親王よりも、御を踊るに

つけて、遣はされしこと見えたれとも、通紀に

年の事としたれは、趙秩か来りしは、1年の冬の末

にて、秩はこゝにて越年し、明る四年の春、歸國せ

しをり、親王より御使をそへられしなるへし、趙秩

か我に使したる事の始末は、明上章帝の、五倫書に

くはしけれは、くたくたしきやうなれとも、因に引

くへし、國趙秩拳」使徂日本、泛海至析木、瞿入

其境、關者拒勿」納、秩以」書達其王良懷、乃延」秋、

渝以中國威德、面詔旨有貴讓其不臣中國語王

日、吾國雅 夷僻在扶桑、赤嘗不慕中國之化、而

滴貢奉、惟蒙古以戎狄莅華夏、而小國視」我、而使

其使趙姓者」我以好語、初不知三國也、既

使者所領水犀數十艘、一時雷霆、風波漂沒、幾無

遺類自己是不 與通者數十年、今新天子帝 華夏天

使亦姓」趙、豊蒙古使者也雲仍乎、赤將我以

好語而我也、左右將刄」之、秩不爲動、徐

閂、今聖天子、聖神明八表生于華夏、血帝華

夏、非蒙古比、我非蒙古使者後、爾若悖逆不我信

即先殺」我、則爾之飌、亦不旋」踵、夫我朝之兵、天

也、無不一當百、我朝之戰艦、雅蒙古戈船、百

不當浜一、祝天命所在、軌能違、豊以我朝之禮

懐」爾者、興蒙古之爾國者と比邪、於是、其王氣

九人隨

沮、下堂延、秩、禮遇有」加、遺干臣僧襯井

秩拳、稱臣賞馬及方物、」浜頃少武大友等の、

をあけて逃上りたる跡にて、九國しはらく無爲な

りしかは、宮は筑前に御隙をめされて、博多の天

を御在所とせられしをりなれは、趙秩か水りたる
も、大かた博多にそ着きたらんとおもへは、承天寺
に参りて、明の書なと奉りて、宮にも謁し申た
るなるべし、これとも其時の事さま、右の諸書とも
にいふことくは、なかりつらんとおもふことあれは、
箕子細ともは、次々にいふことあるへし、臣と
あるは、借組は使臣の姓名のことく聞ゆれとも、こ
にさる姓名の人あるへきにもあらされは、法師の
名は沮といひし者なるへし、そ起もたく祘とはかり
名もあらしなれは、もと某とか、二字名なり
しか、其一字を失記したるにそあるへき、
ども、岡書篇日本前考には、本朝洪武二年、命臣
明儒陳建か皇明治通記大吼高皇帝記に、辛亥洪武
四年八月、日本國王良懷遣使貢と見えたり、洪武
四年はすなはち建徳二年に當て、日本國王懐と
は、懐良親王の御名を上下に誤りへたるなるべ
し、此事たい通紀には明主建國の後、初て此方より

は、懐良親王、彼を彼へ遣はされしこと見えた

恐々謹言、確安四十月一日、貞廣列、利五郎殿とあり九州史

料これに附記して直境、孫太郎、掃部介、頼元とも、永和元年、九

於山崎戰死、三十五歳、廣世、五郎、左近将監入道玄猛、

利備中守師親公石男、とあり永井貞廣今川貞世にひ鐘西に赴

同より生還をささえ所依りて毛利廣世と父子の約なし後事を

託せしものにて後ち期のことく山崎合戦に死ぜしは共のす

所を

赤殊勝なりといふへし

但萬一無爲に跳上候て、實子出

其

追可申談、

用之時は、めされ候へく、彼尼公事、相構々々、御扶持にあ

かり候へく候。 あにて候物、おやにて候物、一所

又日福原文書に、今度九州御共仕候間、可鴑存命、不定候、

合申父子契約候、若討死仕候時者、所領等申御給候て、後世を

訪て給候へく候、手謡文書等者 にんわしとのにあつ

身壹人ならてはたのむかたなき事にて候間、これのみ

宮の住み給ふことあるへ

からす菊池郡の伊倉に常時宮の御居館ありてかく伊倉宮と稱せし

へしきれと他に證文なし翁は後考をまつ

すさて伊倉といふ地は肥後の

名郡と菊池郡と二二個所

此伊倉宮とは其と同御方なるか異なる御方なるか詳

肥後文獻叢書第六卷

の伊倉は當時足利黨の領地 其處に良嗣後、其亦將襲」我也、欲匆」之、秩爲具

言所以來、宣國家威德耳、豊狙汝耶、良懷氣沮

乃遣、奉､表稱臣賞云々」と見えて、二

書の所、言、詳略の不同はあれとも、仕事意は、殊な

ることなし、かれは、岡書前考に、秩か我に使

したることを、洪武二年のことしたるは、誤れる

なるべし、また二書ともに、秩か来るを三年のこ

秩 往諭 其國王良懷ń遣 使臣僧祖,朝貢、自後數

一來云々、日本国後には、洪武二年、倭寇山東井

海郡縣、又寇淮安、三年、寇山東轉掠福建旁海諸

郴是上使萊州府同知袾、賜 璽諭 其王良懷

寇海上、書至日、如臣 我、奉表水庭于此則備兵、

自是先勝國時遣便會遣使趙良弼襲擊日本遂絕不過”

中國、此秩至、疑爲良弼後、將匁」之、秋言、今天子

夏變」夷、非蒙古、旦暁以禍編、王乃懼禮秋、

遣選方物、秋」臣入貢使未」至掠溫州」

山東淮安、

武志日本考に、國朝洪武二年、倭寇

年、再入轉掠閩斷、上遣趙王良懷第一能

候則水、毋惑苦吾邊不能則善自爲」、良懷言、

蒙古言使趙良弼、好需館」我、襲以」兵、今使者、現

東風日先に義範か九州に若し豐後高崎に着せしや菊池武光先の其

の子武政を後差遣せしか遂に自ら兵を進めて高崎城を攻めた

同しく了俊にて、下國したるにあるへき、 来す

六日、必々可 進」とは、了俊も其後措として、豊

前國へ進發すべしとなり、しかるに、日本史、長慶

紀、建徳二年春二月、肥後守菊池武政奉征西將軍

懷良親王、起」兵謀」復筑紫、輿今川貞世職于鎮

西、花松三代記、吉川、と見えたるは、花祭以下の諸書

に据えるよし見えたれと、吉川文書は、見ねはし

らず、花營阿曾文書等は、今引ところのことく、さ

ることかつて見えず、たと吉川家に、さること

見えたりとも、妄説なることは、癖をまたすしてし

るかり、其上、常時武光尚ほ世にあれは、武政、

肥後守と稲すべきにあらず、其上近年九國は、宮方

に一統して、大友少貳以下、皆九國をあけて、上洛

したる程の事なるを、いかて復筑紫」とはいはるへ

き、かいることは、當時國體の盛衰、兵勢の強弱に

かることなれは、史筆を執るもの、よく意を

用ふへきてとなるを、いかてか、るうらうへなる事

をは書出しけん、いと心えかたき事なりかし、

田原村新助所文書に、

武光以下凶徒、寄來當城

之、致合戦最中也、早

驢越佐伯蒲江邊、可被忠

筒之狀如件、庶安四年十

一月十四日、治部少輔、

主持八郎左衛門入道殿、

とありさて菊池はいつ

登しまた合戦の経過は

何といふに入江文書

下野權守氏能軍忠に、

(鹿宏四年)八月六日

倉宮拜菊池武光以下凶徒

等、寄來當城之間、蹈

方役所、一中尼 茫于翌年

正月二日、百餘度合戦、

毎度親類手物等、於當城

抽隨分至功之次第、大

御見知之上者、不能巨刹

言上者也、云々と

八月上旬より出發し明年

の正月二日まで百戦せ

しといふは敵味方共に随

ならず中國よりも随行せしものもありしなるへしさ

て牀主田原は豊三郎にて尾道より義範か嚮導となりしものなり

た伊倉宮とは誰なるか常時兩征四将軍宮の外九州には延元二年

頃下向の宮の三位中將ありまた此後に植田宮故宮僧正子といふあ

四〇五

雨の

李花集、建徳二年九月二十

今川方には豊後豊前

分務めたり ふへし是

日、鎧西より便宜に、中務

卿親王、目にそへてのかれ

とのみ思ふ身にいという

しる

世の事しけたか!

やいかによを秋風の吹から

に露もとまらぬわか心かな

同年十二月到して後に便

宜にかくそ申つかはし侍り

とにかくに道ある君か

御世ならはことしけくとも

誰かとはん「草も木もな

びくとそきくこのころのよ

を秋風となけからなん

原書、程の事と云より以下、各行の右

に潜入たり、今夏に収む、

るなり藩書記、日州大

また、去月二十八日御、今月三日到来、承候了、

抑菊池次郎、 去月二十六日、越當候、雖然城

近未指寄候、用心事、可、得意候、一渡海事、

中務少輔、先立赤間關下着候、調舟候由音信候也、

隨而入道罷着防州候由、雖聞候猶々可」被急

渡海之由、今日以早舟申遣候、不可有三幾程候

歟、然者其以前御籌策候、被」成三一功候者、喜入候、

當城之體、如御使見候、無殊事候、定可」申候歟

候、定可」申候歟、

度々御音信喜入候、恐々謹言、八月三日、義範判、

應安 年十

阿蘇大宮司殿、

菊池次郎は、武光か嫡子武

月到來、

政也、城近未指寄」とは、武光、大友氏咲か今川義

又日、右軍忠狀のに、菊池武光之若黨賀新左衛尉、構要害於

氏能分領國東鄉之間、同廿三日夜、差遣手物等、追落彼城、平賀

彥次耶以下凶徒三人討捕之條、禮部御見知之上者、不可有御不審

哲哉云々とあり是れ今川の先岬の九州に到着して後第一の初戦

豐後高崎城之處、とあり田原氏能は雷原豐前三郎にて先年

大友小等と共に京都へ遁上居たるものなるか貞世か九州下向に

つき高師直より下向すべき命を受けて下りしもの今範か先達と

なりて尾道より豐後に航せるなり本書に義範か父と路吹 引

かれてといへるも此の駅にて誰とすべし

東風日、入江文書、田原氏能軍忠狀に、一夫應安四年六月廿六日、

致治部少輔殿御共、自備後國尾道津令乘船、同七月二日夜、最前

きょし、むらに賴こしたる也、

肥後文獻叢書第六卷

か來るを待ちし也、かくて了俊は、同月三四日頃に

と毛忠渡日もへとす利軍海高家泰閒社長九 へ右忠最原同共春見御快
し先の第二赤軍州元常石坂忠作了俊に極

萩相共、馳越豊前致忠節」候殊以神妙候、十

六日、必々可進發候、毎事得意、可」有御用意

宇都宮大膳亮殿、」

候、恐々謹言、八月九日、了俊、

と見えて、宇都宮經景は、了俊に從ひて下りたりし

かは、共に豊後に着したれとも、本のこと心もと

なければ、愛智義成と共に、直に豊前に馳越えて、

當國の宮方と合戰を始めしなるへし、愛智ことは、

何とも見えされとも、今經景と共に、豊前へ向

しをみれば、義成、先に上洛したりしか、經景と

致すと云

云海

りあ年永城井文書に、愛智左馬

内九和自閥

三皂三爾は

に美利元すれ利山藩

て

日とりえ

云忠 月誤

·狀、先豊後に打渡たると見えて、

一月三

去應安四年

門真布井備子見

陣俊十

忠云々

周

在予北國陣にな豊

世

海

か

力

此

段

も 、

砲ふことく待

州乙ち

馬駅前交貞義ろ

頭 御書世 範Y

し

か

範を具足して、下したるを聞て、それ攻めんとて、

子息の武政を、豊後にさし向たりしか、いまた高崎

までは、寄來らさると也、 中務少輔は、了俊か弟仲

秋也、仲秋は少し道をいき、了俊より先に、赤間

關まて下りつきて、渡海の舟とを調集めて、了俊

其候遊之人々、御策候、早速馳參候之様、御計

西城候、就

候高崎〇

か

然候間、先立

日、沙

都甲

礼甲真宏

四年

御ま

阿備四後

三世

如

向は、了だいま

俊花押、阿曽大宮司漿」

た京にありし間に、出したるものと見えて、花營三

代記、安四年二月十九日、 子時、今川豫州、鎮

西凶徒退治 下向云々と見えたり、○御同心之由承候

之間、愚息治部少輔、井豊後豊前軍勢等差遣之

候、定揚御旗」候欺、不日可」有御合力候也、急速

一途現形候者、可忠節第一候也、恐々謹言、六月

廿五日、了俊花押、阿蘇大宮司殿、」1蘇大宮順業、

是は惟むらか、今度了俊か鎮西の大将、下るよ

しを聞きて、御方に参るへきよし、次まて使をつ

かはしたる、其返事也、愚息治部少輔は、下に見え

たる義範なり、豊後豊前軍勢とは、當時了後、その

國々の勢を、引具したるにはあらて、義範九州に着

たる上にて、雨の勢をさしそへて可遣との、あら

ましなるへし、一途現形とは、一みちに御旗を揚て、

東風

御方の色をあさるべしと也、

狀部川嘸し

間は對治事、時分可」進狀候、

沙汰候者、悅入候、一向憑存候、白人道方

定共趣」申候歟入道近日自長門、可罷越候、

同心者其内参候様御計候者、殊喜入候、恐々謹言、

七月四日、義範花押、阿蘇大宮司殿、義範は丁俊の

嫡子、左京大夫貞也、難太平記に、鎌倉の瑞泉寺

殿基氏の御名乗事、我等か禰父の名のりなり、如此

其一家親類な

其一家親類なとの中に、無徳なる人の名のりを取て、

なのる事、幸のあることかや申したり、さてやら

んと存するなり、新田方の人々の名の方にも、此方

かたの先祖たちの名のをするもありしにや、 大夫

入道か始は義範と、故殿の名のらせられしも、此故

なりしかとも、近年九州にて、我と改めて、真臣と

名のりしにや、不孝のことなりと見えたり、しか

れは、貞臣か九州に下向しても、初の程は、かく義

範にてありしか、や、後にみつから改めて、真臣と

は名のりしなるへし、碗も了俊とも共、都をは

一同に打立たるか、路より引わかれて、大友と打

豊後に着き、高崎城にゐたりし也、同くは其内

に参候様御計者云云とは、入道か長門より渡海

せさる間に、肥後勢を促して、豊後へ差越さるへ

「花營三代記」正儀二心「後愚味記」細川頼之

なとありし上に 東風日大日本史後村上紀に正平二十三年帝崩御同志
候者、可喜候、恐々謹言、正月二日、了

儀、足利に降参して京に出て、浦公にも、御對面

候者本意候、子細等方々候之間、如此別而申候也、

亥

れて、差下さるるにはまりし故、大將進發とは書

北朝應安四年

登守(忠勝)殿、

て、今川伊豫入道了俊を探題になさ

東風補、薩藩莒記指宿文書、知覽美濃權守忠泰申、薩摩國知覽院、

前三郎に

人も上りたるものれば是等

し、

記>

東國にて、脇屋義治軍

原四二

は

亮

可

豫

る云々

三代記

忠節、有殊功者可抽賞」之默、依仰執逵

乘機肥後交 最書第六卷

如」件、應安三年十二月廿六日、武藏守列、 宇都宮大

膳亮殿、」 宇都宮掃部助親景か、嘉慶二年六月の

申狀に、九州於三宮方合一統」之時、大友、少貳、

親父河内守經景、諸共上洛仕愁訴歎申之處、探題

御下向之間、成喜之思、御供仕罷下記、其後於所

々之合戰、致忠節、結甸山崎合冊子、經景討死訖云

々、」なと見えたれは、依九州難儀参洛せしは、宇

都宮經景一人にあらずして、大友少貳以下、將軍方

の大小名、大かたは九州を明て、逃上りたるなるへ

風日九州史料を見るに本書に繋けたる城井文書宇都宮大膳

より豐後富木 入道宛 り女同

なしそれ故鎮西の大将、やうや

うに御治定あり誘之正

」明年春密款于足利義満 「後愚昧記花營

正平二十四年正月 楠正儀武家へ可降參と

去年の春といへるは誤

を起して、上野武藏の間に打出たりしかとも、鎌倉

の上杉朝房等に戰負けて、信濃へ引入しなと、上方

東國の宮方、かくまてよはりはてたる故、頼之か心

には、九州いかに、宮方つよくなりたりとも、根本

かくのさまに成行たれは、枝葉の九州は、攻めすし

ておの川からよはり行くへしと、おもはれ故、鎮

西の大将も、かくまて其沙汰延引におよいしなるへ

建徳二年辛井河邊郡、任亡父忠元讓狀旨、可被沙汰之由、令旨如此、早鮫島

下野守相共莅役所、可沙汰付下地於忠泰、若有子細者、載起誯之

詞、可被注進之狀如件、建徳元年十一月廿一日、前中納言、指宿能

れしかとも、今年までは進發のことなく、次のと

しの二月に、了俊は京をたちて、九州には下向した 阿曾文書、今度九州事承候間、可罷下候、就」淇者、

也、九州はかくのことく、宮方に一統したりし 一向憑存候、最前御合力候者、可」爲三大慶候、其上

かとも、引ちかへて南方には、おとしの春、楠正 爲御方、御忠相續事候間、彌憑存候也、相構連々承

征西大將軍宮譜巻十

今さらにねこたつれ三とせまてあやめもして

過し悲しさ、御返し、前大納言實爲、あやめをもし

て過こしほとよりも今日こそさらにねをはそへつ

南朝公卿補任云、正平廿五年七月廿四日改元、爲三建

徳元年、依代始也、と見えたるは、前にいふことく、

後龜山は、先帝御世の間に、御受あらんには、

翌正平廿四年こそ、正しく新帝の御代の始なれは、

其年にこそ、改元もあるへき事なれ、しからずして、

一代を隔て、今年の秋に、改元せられたるを、依代

始也とへるにて、此帝かつて御受輝の儀なく、諒

闇の間、狛東宮と稱して、おはしませしかは、今年

三年の御服はてい、御位につかせ給ひたることしる

かるへ!、こゝにては、大蜜に、君父の喪を一年と

定めさせ給ひし以来は、上下ともに、三年の喪を勤

めたることはなかりしを、先帝の御母后新待賢門院

かくれさせ給ひし時、先帝始て、三年の御喪あり

しこと、新葉哀傷に、新待賢門院かくれさせ給うて後

三とせまて、諒の儀にてありけるを、御ふくはて

ける年の五月五日、さうふにつけて、前大納言實爲

にたまはせける、後村上院御製、

一

談頭人今川豫州禪門、彼」吉晃右馬入道之處、

領狀云々、禪律方到人事被赤松律師坊之處同

前、十月二日、今川豫州禪門、爲鎮西下向、自遠州

花營、同年十一月廿六日、太宰少貳冬資

歸洛云々、

下向鎮西:云々、○城井文書に、依九州難儀参洛

下向彌

事披露記、尤神妙、大將進發之上者、介

り、花營、九月二日、澁川武州禪門京着、一方内

所木」沒喪不稱」君の義により給ひて、諒闇三

年の間は、もとのまい、 東宮と稱しておはしまし

之君、年即位の例には依らせ給はて、禮に

れ、と見えて、先帝かく三年の御勤喪ありし故、當

時行在に從ひねらせし公家の人達は、すべて父母

の喪には、三年喪を勤められたることにて、新葉右

の御製の次に、妙光寺大臣身をかりて後、三年の服

いまだ果さりけるに、又後村上院の御素服をたまは

て、思ひつゝけける、右近衛大將長親、三とせま

てほさ泪の藤衣こはまたいかにそむるたもとそ、

と見えたるにて、常時行在の淳風、おもひやるへし、

されは後龜山も、御父帝の御喪をは、かたのことく、

三年の諒間をつとめさせ給ひたるうへに、内側の、

向候、綸旨執進候、此御使節、近日可歸参被申建徳元年庚戌

と見えたれとも、今はさる地名なし、考ふへし、

味木庄は、常時阿蘇領にてありし故、甲佐の社の神

用米を沙汰せんとて、下神人をさし向て、貢米をさ

いそくさせたるなるへし、家とは、大宮司をさし

ていひたることなれとも、こはひろく當時の年貢

の法を、すべての領家にかけてひたる故、あそ殿

とはSはて、領家方とはいひたる也、沙汰いたし候

へとものうへ、讀かたし、かき誤りたるにや、三河

もこれにまつ榊人をめしかへされ候て云々、三河も

三字を、めしかへされ候ての下におきて心うへし、

しからされは、いかにも聞えかたし、 かせき候事と

は、下神人らか、三河か留守に入て、神用米を出

すべきよし、せめはたりたる事を、かせくとはいひ

たるなるへし、惠良豐前守、前に見えたり、惟澄か

弟也、○高智尾河内次郎四郎申候、當時知行少々御

代官違亂候由歎申候、仍彼注文進之候、所申無

相違事」候者、宜樣可」有三御計」候哉、恐々謹言、三

月廿二日、肥後守武光、謹上、阿蘇大宮司殿、○共

後何條御事候乎、抑去十八日、自京都〻勅使下

四國對治事、親王所有御進發也、別可」致=御祈禱

精誠候旨、被仰下候狀如」件、正平廿四年十二月

十三日、權中納言、阿蘇大宮司殿、勤補、

候、可有御請候者可」給候、心事期後信候、恐々

謹言、三月廿三日、肥後守武光花押、謹上、阿蘇大

宮司殿、自京都勅使下向とは、吉野殿の御事を、

京都といふへくもあらず、また其頃しかいひたる例

もなけれは、京都は雪の京都にて、北帝より御味方

に参るへきよしなと、菊池と阿曽とへ、綸旨を下さ

綸旨の旨なら

れし事ありしと見えたり、もしさる

んには、武光も惟澄も、御請文をは、いかに書きて

まねらせたりけん、此事は何にも見えたることなく、

おもひもかけぬことなり、件の綸旨も、二人か御請

交も、Sと見まほしけれとも、いつれも傳失ひたる

みな年紀

は、ひと口をし、已上武光か五通の共、

なく、よく考ふへき手よりに、こゝに一所に出し置

きて、後の考を待事にこそ、

阿蘇山坊住學頭房所藏文書、

押、謹上、阿蘇筑後守殿、」相良山の事、前に見えた

り、前に宮の此寺に御参籠の事なとありしかは、此

塔も御報賽のために、 宮より御建立ありて、かく供

養をも御執行ありつらんとおも、其をり武光か、

供養に參る馬具に、熊皮のあほりをかけんとせしか

とも、折ふし我具足は、いたく損して見苦しき故、

惟澄に借りて出たる也、一國の守護職にて、 熊皮あ

ふりに事を闕たるは、て質素なりしはかりにもあ

らす、家もまつしかりしこと、おもひやるへし、〇

新春吉慶自他雖事舊候、以幸共々々不可、有盡

期」候了、抑就三三河事態以山口兵部」持参候令申

候、上裁已無所殘、□□□無相違之様御計候者、

公私尤可､宜候哉、恐々謹言、正月廿六日、肥後守武

光花押、謹上、阿蘇筑後守殿、〇三河孫太郎申候、

かうさのみやより、神より米沙汰いたし候へとも、

下神人を、孫太郎の留すに、はなされて候なり、此

事はあまきの庄のうちとして、領家方より、 さたせ

らる事に候よしうけ給候、今は領家年貢いさたな

き時分にて候、たとひさた候へきにて候とも、一

わうはこれら承候はい、せんれいにまかせて、沙汰

やうをあそ殿にも仰候て、□□やうに御はからひ候

はい、喜存候、下神人等をはなされ候、かせき候事

おりふしと申、方々につき候て頼入候、返々心外とかせき候よし承候、このやう能々御心え候と、みちゆき口やうに、御□□よろしかるべく候、他事期〃見参時候、恐々謹言、三月四日、武光花押、上包恵良豊前守殿、武光、 なを(神の御事は、いさかせんきにそむく事あるましく候、 たま當方の事にて候へは、せんきをそむき候はんする時は、うけ給て、かはくのせめもあるへく候、ゆめ(口にはす事あるましく候よし、御心え候て仰候、みちゆき候は、畏人候べく候、前書山口兵部の下、持参候の三字、讀かし、誤脱あるへし、〇三河孫太郎は、惟澄申状に、三河城と見えたる所の地頭なるへし、三河はいつくともさたかならされとも、下にあまさ庄のうちとしていふことあれは、三河は味木の庄内

三九九

刀

いたし候へとも、さいそくすべく候、おりふしかや

の時分にて候へは、三河もこれにまつ神人をめし

かへされ候て、次第のやうをくはしく承へく候、す

へてく是よりは、法にそむく事あるましく候、この

よきか

期後信候、恐々謹言、十二月九日、肥後守武光花

なと見えたるは、惟澄か跡の大宮司職を、惟武興、 肥後守武照か、父凬武澄武安か菩提のためとて、同

、また元中六年二月、武澄か孫

十二月三日、伯耆守顯興、阿蘇大宮司殿、

殿、

、正平の末つかたなとに、武光に先たち

行所、去月廿六日御札、今月三日到來、委細承了、

瀬町に在

清原郡目を

候、可、被

二日到來、謹拜見仕了、抑被仰下候、阿蘇大岐入道道光に偽造したる物なりしことしるへし、惟村實に惟

可罷三八幡大菩薩御候、以此旨可有御披露

候、恐惶謹言、正平廿四年十二月一日、沙彌道光、」

詰交裏三花押、上書字去十一月十七日御教書、同十二月

詩文

注申云々、此段承及候之條實正候、若此條僑存者、

宮司

惟武中、耐家代々證驗惟村 抑留之由事、以甲

乙人々廣説、難言上候、雖國中事候不近仁之

間、文書紛失之有無、分明不存知仕候、店 樣

菩薩、天滿大自在天

可以此旨可、有御披露候、顯興、恐

惶謹言、十二月三日、伯耆守顯興、

澄か讓をうけたること、彼讓狀の趣のことくならん

に、惟武もSかて、 あなかちには、かく訴には及へ

き、また惟村も、かならず父か讓狀を出して、共無

實なるよしを、Sひあらそふへきことなるをや、以下

武光狀、御札委細承候了、抑依武澄他界事候って、是

□態御使、無申計候、委細之旨、御使恐々謹言、七月、肥後守武光、」此狀宛なし、武

澄は武光か兄の肥前守なり、此人の卒年、さたかな

上御奉らす、清原寺文書に、武澄か正平十一年六月九日、

名古公禪師に送りあり、

しかれは高台抑承候間事、不存知事候間、以此旨捧請文候、

不等閑之儀候、委細御使可」被申候、恐々謹言、 身かりしなるへし相續

したりしかとも、惟村、代々證驗の文書等を抑留し

て、惟武に興へさりし故、共事を宮に訴訟申たりし

かは、宮より御方の國人等に、御たつねあらしを、

宇土伯耆なとより、御請文をたてまつりたるなり、

是にても、惟澄か惟村への譲狀、はたして惟村か、

寺に所領地を寄附せし狀、系圖武照を武澄か子、武

安か父とするは誤れり、花押、花押、右は清源寺文

書に出たる、武澄武照か花押なり、よつてこいに附

す、 ○態」申候、抑吾平山塔供養に入事候、態皮障

泥可惜候、 如候間、如此合、申候、他事

道哲奉行」達叡覽」訖、且□皇御代、去元弘三年四月 の將軍方にてありしかは、右五通の外は、恩賞に

二日、自伯州船上被下綸旨、同八月六日、同 あつかるへき事はあらさるを、此五通の外にも、恩

月二日、於 京都,被下 綸旨、井去年十二月 賞綸旨なと、いくらもありしことくいひて、新券を

十九日、自吉野殿 綸旨、同十一月廿四日、令旨 給らんなといひたるは、頼向か例の詐偽に出たるこ

等也、此外者追可令三言上先五通進上之、凡如承 とにて、ひとく悪ましき仕わさ也、承天寺は、應

及者、文書紛失之時、受 新之條、傍例云々、添及 永頃の博多の古岡に、博多の東北箱崎のかたに、承

高覧之上者、箏可」及御不審哉、 □未來被仰 天寺聖福寺の二院、西南に向きて相並てありしさま

卿上雲客奉行人等、下給御、爲」備將來之鏡 見えたり、二寺ともに、禪Sつれなりしか、さた

仍目安言上如件、正平廿四年十一月日、」此言上 かならず、何様關西にて、二寺ともに、大寺なりしさ

狀、かく断欄したるうへに、狀主の名字 闘たれは、 まに見えたり、宮の常時、御在陣の間は、大かた承天

誰ならんともしらねとも、少貳か宗徒の家人に、 寺を御在所となされしなるへくおもはる也、○阿

庭名字、前にもおほく見えたれは、修理進入道も、 蘇文書の中に、正平廿四年十一月十七日御教書、同十

少貳か家人なるにはうつなし、されは此狀に、賴尚 二月一日、謹介拜見」候畢、抑如」被仰下者、阿蘇

か近頃宮方に參りて、 先帝の御時、元弘初、召命の

抑留、加

大宮司惟武中、祇家代々證驗事、惟村

綸旨とも給はりたるを取認めて、修理入道を、宮の、徒云々者、彼文書紛失之有無、起請之詞可

11

三九七

11

も、いまた芸人定まらさらしと見えて、下向不可、幾 博多の承天寺におはしますに、見参に入れたる也、

とはあれとも、誰と定められしことは聞えす、それ 元弘三年八月六日の綸旨は、恩賞地な給たりし綸

故九國の大小名、大友少貳以下、今はたまりかねて、 旨なるへし、延元々年十一月の旨、宮の讃岐より

皆九國をあけて、上洛したりしなり、其事は次に 出されし令旨にて、阿曽へ賜たりしものと、同意の

ふを見るへし、〇於承天寺爲饗庭修理進入道 旨にてありしなるへし、少貳か延元以後は、無二

先

少將花押、阿蘇大宮司殿、阿蘇社大宮司惟武申、

方より、度々に催促申ししかとも、今としまて

汰之狀、依仰執達如件、正廿四年七月七日務職事、早分催促、神事就役、守先例可被

御に中務良親王とありこれ等にて此の 〇阿蘇社尾巻り分奥書に正平廿四年八月十六日迎後醍醐天皇 遠忌書寫了云

て宗正げ

川義禮侯巖 少と御を

署

王弄

皇宸筆銘文 心經

東國に

大し〇宇佐

經かし後々

に

「宮の御詠「日にそへて」云

物なるし、東風日本書中

新葉集に、延元の頃、あつ

まへ下侍りし後、おほくの

年月をへて、文中三年の冬、

吉野の行宮に参りしかと

もみし世の人もなく、よ

ろつ昔思出る物との

みおほく侍りしに、獨懷舊

と云事を、中務卿宗良親王

なしくは共に見し世の人

もかなしきをたにかたり

あはせん、

親月西良書

在懷九征宗本

今に收む勤

れとも、建徳二年に、懐

肥後第六巻

に奥又良平ら日な王

中書徳親己ろりと

は務に川王西西李せ

文獻叢書良親王より、はるばる

御消息ありて、御うた

の御贈答なとありしこ

と、新葉に見えたれは、

折々 かたみに御文

なとかよはされて、

もしとはれし給ひし

と見えたり、然れは此

法花經も、さる便宜に

つけて、御奉納ありし

肥後國守富庄地頭職

此宮と云より下の右の方に書入たり

石清水八幡宮に納め給ひし懐良親王筆 法華

なす第ま序年貢事、重申狀、具書如此、

爲當造營料、可、被沙汰家」之旨、度々被

仰下之處、法々年以来、貳百貫文致沙汰」之外、未

濟云々、厳密可」被渡之狀、依仰執達如」件、

正平廿四年十一月十三日、左少將花押、菊池肥後守

殿、」守富庄の年貢、半濟分二百貫文は、分米の代納

なるか、段別錢なるか、守富庄の分、 いかはかり

の地なりしか、其事も定かならされは、いつれなら

んとも考ふるによしなし、未濟とは、二百貫にては、

獪不足ありといふにや、また二百貫文は、去々年分

の土貢にて、當年分の土貢、Sまた辨濟せるにや、

是またいつれとも辨へかたし、 ○去八月廿三日 1

蘇文書に注進狀、披見訖、其堺事、所々被聞食」

畢4凡一身之籌策、所密趣は、大將下向、

不可有之上者、相構其間相談一族同心之輩

に 堪忍可被待付彼下着」之狀、依〃仰執達如

東風伝阿曾文書に

二十七日武藏守

阿蘇大宮司殿、2鹿安三年二月五日到

花押

上包阿會大宮司殿武藏守賴 鎮西の

大将、下向延引につきて、去々年以来、惟村以下の

將軍文書、當社 件、應安二年十二月 1十一月とあり

宮の御筆なり〇阿蘇文書、當社社

、左

東風日この四月廿八日廿九日附二頭の歌を當年のものとせしは誤

ならん是四月廿九日の状の上色に坊門大納言親本狀正平廿四年

五月十六日到来とあるより誤られたるものに狀尾署名の文字親

もれたる人も多かれは、それに見えされはとて、烏

有の人とも定めかたし、前に見えたる若宮の供奉の

人、坊門少將と見えたるは、親本卿の子息にてそあ

けん、猶可」考、前の狀主は、實名たい資と計見え

て、さたかならす、これは前に、正平十八年より甘

年まて、令旨を奉行せられし、大藏卿世、其頃は

吉野に錨り上りて、おはせにてあるへし、此

*補任には、見えされは、父世系さたかならず、勘

解由次官は、前に良遠としたれとも、良遠は近く十

八年、兵部少輔に任せらるれは、近頃の勘解由次官

は、良氏なるへし、無爲の御下着目出候云々とは、

良氏去年の崩御につひて、宮の御使にて上りたるか、

または召されて上りたるかにて、三月頃に、九國へ

下向したりしなるへし、其後私の使を参らせたるに、

注進可申事ありて、良氏か狀には、共よし見えたれ

とも、注進狀を取おとして、持参せさりし故、重て

使を参らせて、九國の動静を、くはしく言上すへし

と、被仰下」たると見えたり、

也、されとも此宮は、延元元年冬より、久しく東國

に下りておはせしかは、はるばる遠く阿蘇まて、

御筆の經なと、御奉納あるしきことにもおもはる

三九五

中務卿親王は、懐良親王の御兄宮、宗良親王

押、阿蘇大宮司殿」御筆法花經は、すなはち中務卿

親王の御筆なるべし、今阿蘇山の學頭坊に、後村上

帝御奉納ありし宸筆の法花經を、停あるよし聞えた

れは、此御筆とある宸筆の事ならんかともおもはる

れとも、もしさることならんには、黒頃の文章に

は、かならず宸筆とか、先帝の宸筆とか、かくへき事

なるに、たい御筆とのみあれは、中務卿親王の御筆

にてありしなるべし、依ておもふに、彼後村上帝の

宸筆といへるも、いまた器に及はされは、そらに

は定めかたきことなとも、質は此中務卿の御筆なる

に、後村上帝の宸筆と、いひなしたるにはあらぬに

か、こはもとよりおしはかりのことなれは、親しく

酵したらんうへにて、其しかりしからさるは定む

御筆法花經一部、可」被奉納社前」之由依 中務卿

親王仰、執達如」件、正平廿四年五月三日、左少將花

本とは見えされとちとまて不審を起しなからほ此に繋げられし

ばくちをしたのとは既に本書三巻目にしおきたれは略す

々

謹言、四月廿九日、勘解由次官殿、」とあるは、S

れも同時の狀と見えたに、甘九日なるは、狀主の實

名と見えたる二字、字體たしかに見分かたけれとも、

上包に、坊門大納言親本卿狀、正平廿四年五月十六

日到来、と見えたれは、此狀は親本の奉書なること

しるし、されと狀尾の署名は、文字はいかにも、

親本とは見えされは、ひとおぼつかなけれとも、姑

(上包のつまかきに従いて、親本卿の狀とは定めつ、

親本卿、南朝補任に所見なし、されとも補任には、

阿蘇大宮司殿(上包阿大宮司殿、武蔵守之)

武藏守花押

應安元年十月廿四日

近日

也、且累年忠功異他候條、尤所合感悅也、相構々々令堪忍、可令

相待下着之狀、依仰執達如件、

特注進候間、無正體候、其堺之事、 可令注進

の後な

○阿蘇文書、鐘西大将軍先立被仰訖、既治定之間、發向可爲年の狀まて、何と見えさりしは、いかなるよしに 五條文書に、無爲御下着、返々目出候、此御使不所 三

か、頼之の心中には、別に殊なる籌策にもありし

にや、ひと心えかたし、去年五月、義滿朝臣御除、今年十

二月、征夷將軍宣下、劉筐院殿御問

へしとは、治定せさりしと見えて、大将の名字は、翌 正平二十四年己酉

とはいはれし也、されとも、いまた誰をさし下さる

れ故頼之より、重て既治定之間、發向可」爲近日,也、征西大將軍宮譜卷十

給候、諸方得、利候由、其聞候、其堺事、相構急速

一途可被致御沙汰候、謹言、四月廿八日、資花

押、勘解由次官殿、また、無爲下着由、被聞食㻿

神妙、注進紛失之由、使者令」申候間、旁御不審候、

依重差遣使者、可」致注進、且其境凶徒退治事、相

構急速可被」運之由、被仰下候也、恐征西大將軍宮譜卷九

しかとも、城かたくして、翌としの七月まて、攻ぬ

くことあたはさりし處、高經入道伐に病死したりし

かは、義將もいまは防職の力だけて、様々に申し

かは、九月に御許しありて、安堵の御教書なと下さ

れ、京にめしかへされて、元のことくめしつかはれ

たりし也、されは此間、管領職を置かるへきにも

あらされは、頼之は、同六年九月、管領に補せられ

たりとあるは、櫻雲記の誤にて、質は前の九十月の

間に、頼之を四國よりめし上されて、高麗の跡の執

事職に補せられしなるへし、されとも六月の秋の北

より、河野通直、本をとり返さんとて、豊後より

伊豫に押渡りて、細川勢のこもりたる、所々の城と

落して、勢や~(強盛になりしかは、頼之

も管領に補せられなから、河野か亂をしつめんとて、

重て四國に下向してありしを、将軍の薨去に就て、

若宮輔佐のために、四國よりめし返されたらんとも、

おもはそれとも、頼之か将軍の御事以前より、在京

してありしことは、阿蘇文書に、鎮西大将軍、不可

畠山、山名、佐々木等の大名をさし向けて、致られ彼』待

輔義將は、栗屋城に籠りしを、其年の十月、京

謹言、十二月八日、右馬頭賴之判、謹上、阿蘇大宮

司殿」と見えて、頼之此狀には、十二月八日とあれ

是は

は、義詮卿の薨去の翌日に、出されたるにて、

此前に、探題の澁川義行、つひに九國まては下りは

中國に逗留してありし故、九國の将軍

たさすして、

方、いよ迷惑して、しきりにいそさ、重大

をさし下さるへきよし、敷き申たる處に、將軍俄に

薨去ありし故、此事もし九へ聞えたらんには、將

軍方いよく力を落し、機を失はんことをはかりて、

大将をさし下さることは、將軍の逝去によりて、

延引すへきにはあらず、無、程大将を選ばれて、さし

向けらるへき間、力強く待をるへきょしを、大宮司

以下の将軍方に下知せられたる也、是にて頼之か、

はやく在京してありしことをしるへし、鎮西の大将

の事、頼之よりかくは沙汰ありしかとも、いかなる

ことありて、延別したりしにや、翌年の十月までも、

其事無沙汰なりし程に、共間九國の將軍方より、大

の下向を待かねて、度々されるなるへし、そ

依此逝去、可有嚴密之沙汰候、其間有堪忍可

悅也、相搆々々堪忍「可」相待彼下着」之默、

依」仰執逹如、件、應安元年十月廿四日、武藏守花押、

阿蘇大宮司殿、駐宮司 武藏守賴之は、讃岐守

賴春の嫡男、太平記細川賴之上洛輔佐足利義滿の

段、爰に細川右馬頭賴之、其西國の成敗を司て、

遷座ありしよし、 其時の勸進比丘道悟か、其問

の事をくはしくしるしおきたる文書あり、事なかく

用なきことなる上に、 かな書にしたる物にて、心え

かたきことおほかれは、こには引出さす、かく久

しく、年經たる造作なりし故、守富庄は、ことに甲

佐の社領なれは、其土貢を取て、甲佐凪の造營料に

宛てんとて、度々川尻か不納を催促したる也、阿蘇

文書、鎭西大將軍、先立被仰訖、既治定之間、發向

可」爲近日也、且累年忠功異他候、尤所

し、當社造營料とは、常趾は甲佐社にて、此配の造

營の事、正平七年に始て、十一ヶ年の間、事ゆかすしてありし其後、庶安五年より、なほまた打たちたしかとも、大造營なりし故、戰國の砌にて、とか・造營用途、とのひかねしほとに、永和三年まても、たゝかりふきまてにて、つひに明神もかり殿

へしと、群議同趣に定りしかは、右馬頭頼之を、藏守に補任し、執事職を司る、外相内德、實にもの云にはさりしは、氏族も是を重し、外様も彼命を背かすして、中夏無爲の代と成て、目出たかりしこともなり、此段題目には、頼之上洛輔佐義滿 | とありて、本文には、頼之か上洛したることは見えされとも、西國の成敗を司て、敵を亡し人を懐けて云々とあるは、頼之近年讚岐に發向して、清氏を討取、其後河野を攻殺して、四國を打從へてありしことを、Sひたると見えたれは、上洛といふは、四國より上りたるにて、其上洛も、義詮卿の薨去に就て、

上洛したりしを、 やかて管領職になして、若宮を輔

佐せさせられたるやうに見えたれとも、櫻雲記に、

賴之は貞治二年九月に、管領に補せられしとあるも

の、頗る實に近かるへくおもはるゝ也、Sかにとな

れは、管傾斯波高經、貞治五年の八月、再度將軍に

叛さて、北へ落下り、其身は杣山城、子息治部大

武

人三九二

敵を亡し人をなつけ、諸事沙汰の途轍少しく、先代

貞永貞應の舊規に相似たりと聞ける間、則天下の

管領職に居しめ、御幼稚の若宮議を補佐し奉る

駐守富庄半分樣々と調略して、豊後より直に本國年貢、すてに前に見えたり、同廿

年の君の下、一字の字をおとししなるべし、此兩度合

旨、今はらず、前に引たる正観寺文書の、武光よ

阿蘇大宮司への返前は、守富庄土貢の事につきた

る狀にて、七月の物なれば、それに御教書拝領黒とあ

るは、此胤房少將の奉書をさしていひたることしる

三九一

三年七月十二日、左少將花押、菊池肥後守殿、」

之由、

正平廿一年五月廿二日、左少將、

難者、可被注進子細之狀、依仰執達如件、

し宰府に来謁せしなり

かは、 武光其事を、宮に執申たりしに、 則御許容

し程に 東風日、河野家譜、

之由、被召、殊榊妙、

早率一族、可抽選功者、 將軍宮令旨如此、悉之以

月十日、大藏例、河野六郎館、此の六郎即

宮命して名を通直と改めしめ 讃岐守とせる道直に此の会

はり大いに喜び七月四国を通直は貞治四年の七月、 能美島

使を遣はして、宮方に参り、功を立度由、望たりし

害して失せしなり、此間の事、豫章記、河野家譜、

河野家傳記等に、くはしけれとも、いつれも詳略一

ならず、おぼつかないこともまして、 全くはうけ

かたきこともおほかれは、こにはたゝに通直か、

一旦宮方に参りて、功勞ありしこと計をいはんとて、

より舟を出し、九國に押渡り、筑前の宗像に着きて、 其大かたをつまみて擧けたる也、くはしき事は、本

征西將軍宮の、太宰府に御在陣ありしに参りたりし 書に就て明らむへし、阿曽文書に、當國守富庄地頭

かば、宮も則御對面ありて、神妙なるよし、御感を蒙 職半分年貢事、阿蘇社大宮司惟武申狀、 具書如此、

ふりしかは、夫より豐後に越えて、菊池か陣に来り、 爲當造營料、可渡家之旨、被仰河尻參河

武光と共に、氏經氏時らと、合戰してありしか、貞 入道廣覺候事、可致沙汰」之由、正平二十年十月

治五年、氏經豐後にたまらずして、京に逃登りし程 十八日、同二十年十二月十五日、被成御教書」之處、

に、武光も姑く軍をやすめんとて、肥後へ立蹄りし 不事行云々、厳密沙汰渡家可營作、若猶个

東風日、河野家譜、四國中國計策事、相催一族郡從、可致忠節

淤岐守殿、是れ泗國中國靜通直は其間に、本國の御方を正平廿に押渡り、細川

勢の中にあるをは、ことくに追おとして、一旦

は本國を取返したり、しかれとも、細川また大勢を

さし向けて、攻たりし程に、所々の合戰、利を得る

こと少くして、明る應安元年の十一月二日、吉岡と

いふ所の合戰に、散々打負て、つひに其處にて、自

國西長尾城に籠りておはせしも、其音につれて、戰

はさる先に城を出て、河内方へ落退給ひしかは、阿

波讃岐の雨國、こと!く頼之になひき從ひたり、

頼之此勢に乗して、四國を併せ領せんとて、河野か

宮方に心を通するよし、様々に將軍へ讒言して、軍

勢を伊豫にさし向て、通朝を攻たりし程に、通朝防

戰術つきて、貞治二年の十二月に、當田尾城に

て、自害して失せに、直はいかして溢れけん、

城を出て、敗軍の御方を語らひ、明る年二月、當國

へ将「いへ

間を軍の

少宮野

りお

あり是の城尼て

云々、西長尾城

野

の

に「宮方の大将に中

巻

國と

三十八巻

脱交あ

西歐

常岡の國守にな

の國守になりて、東風日吉野・

肥後文獻叢書第六巻

て國にては、並ひな大名にてありしか、通治か時、北

條ほろびて後、入道して善悪と號し、 將軍に降参し

たりしを、すなはち當國の守護に補せられしかは、

通治か一代は、無二の將軍方してありしに、貞治

元年、善悪入道身まかりて、子息の通朝、 其跡相

してありしか、細川清氏か宮方に参りて、讃岐に旗

を擧たるを、従弟頼之、中國より四國に押渡り、清

氏と合戰し、つひに清氏を討取し程に、吉野より當

前」の五字を挿入すべきにやさて

挿入すべきにやさて同少将は誰

院は所閃な三九〇

道後の温泉山に打て出、頼之の一族、細川衣笠入道

か、鹽月山の城に籠りたりしに押寄、城をおとし、衣

笠入道を討取たりしを、頼之共よしを聞て、みつか

道後に馳越、通直か大空城に籠り

ら大勢を率ゐて、

たるを、攻めんとしたりし程に、大空城要害堅固な

らざりしにや、通直は大空を捨て、高縄城に籠

りしを、細川勢押寄せて攻圍みし處、通直か一族の

中、野心の者ありて、勢を引入れし程に、通直ま

此處を落て、恵良城に籠りたれ共、始終こらへか

たくやありけん、能美島に、一族の村上三郎左衛門

尉義弘を憑みて、彼島に押渡り、義弘と一つになり

て、能美島と厳島との間に往来して、落散たる家子

郎等を語らひ集めて、居たりしかとも、とても此ま

にては、細川か勢に敵しがたく覺えし程に、其比

四國こそ、大方將軍方に靡從ひ、宮方に参る人

かりしかとも、九國は宮方の弓矢つよくなりて、少

武光に攻せられてありしかは、いま

貳も大友

武光か除威をかつて、本國を切

は宮方に降参して、

かへさんと思ひつきて、折し菊池武光か、斯波氏

經大友氏時を攻むるとて、豊後に在庫したるに、

遠昶口□

三八九

賴玉氏、

も澄躬

御

氏公不子筑の間も無事なりし故、宰府、高純

態武

御参詣なと

もとせり、東口地

宮に降参してみたりしかとも、反復多さものなれば、

それおさへられんとて、博多に御座をかまへて、雨 羅に籠り、度々官軍を馳破りて高名したりし、對馬

筑等をおさへて、おはせしなるへし、件の状に、御 守通治孫、遠江守通朝か子なり、河野か家は、物部

陣とあるは、博多の事にて、其比は九國一統して、雨氏と同組にて、小市命の後なれは、神の名を取て、

河野通直は、元弘に高時入道に興同して、六波

知るに

何處に何如なるたりしと、見ゆる上に、所の字は、文なるへ

し、藤井殿坊門殿、例のさたかならす、坊門殿は前

に五條良遠か任官の口宣案、坊門大納言と見えた

に、共大納言の、御子息たちの中にてもありしにや、

吉野より若宮の御介借して、下りたりし人々なる

東風日藤井殿防門殿前に所見なし然るに窓十 最初

前に見

宮の供奉の 門少将と見えた

すなろへ

清書の際原本を

たれば、右の狀も、一定廿年廿一年比の物なるへしかめ、

かく宮の、其比太宰府に御陣をめされしことは、正

平十七年、斯波氏經か探題になりて、豊後に下りた

りし比より、武光は豊後に發向して、三四ヶ年間、

其國に逗留して、氏經氏を攻て居たしか、問

は宮の豊後に御發向ありしことも聞えす、また少武

か豊後に後措せしことも聞えされは、少貳其比は、

甲良なと、ありしなるへし、されば良成親王も、宮の博多に

御座しますを聞かせ給ひて、御下向最初に、まつ博

多に御下着ありしならんと思ふ也、右のは、宛所

は大かた、時の大宮司惟武なるへけれども、狀主は、

實名の文字も、さたかならされは、誰ならんとも考

へかたし、また冒首の、未議所定の一句は、文字措

亂したると見えて、讀かだし、強いはい、未義定

仍云々とありしを、かく文字を、上下にうつしひ

文を脱せしか今更(子致

守浴、

夫、新

中大夫 別宮和也、季爲時下大夫、川乃の

か時、伊豫國の郡司となり、代々郡の大頭に任し、

或は押領使なとかねて、久しく當國の在廳にてあり

しかは、後には類ひろくなりて、有勢の家にてあり

し故、元暦の比は、四郎通信、源氏の御方して、平

家と度々合戰せしか、功にて、鎌倉殿の御家人と

なりたりしより、此家Sょく世にもしられて、四
里皇子達の中より、此宮ならんかと、思ひつきたるを
取出して、後征西將軍は、此二宮の間にてもおはし
つらんと、人にもおはせんとて、かくおほめかし
て、Sひたるさかならこと也、さらは後征西將軍は、
いつれの宮なりしそといふに、日本史後村上皇子傳
に、古本帝王系圖を引て、第六皇子良成親王を、稱三
鎭西宮」と見えたれは、此宮則、正しく後征西將軍宮
にておはせしてと、さたかなるし、しかるに第四
の御子泰成親王、正平十五年に生れさせ給ひ、其弟
宮に上野大守説成親王おはしまし、 良成親王は、其
次の御弟宮に當らせ給へは、はやくとも、正平十五
六年比の御出生にて、おはせしなるへし、しかるを
正平中に、鎭西へ下し遣はされしとするときは、廿
一二年の間に、御年五六歳にて、筑紫へ御下向なり
しなるへし、しかるに日本史良成傳、懷良親王を
て、後征西將軍にならせ給ひしことをいはす、また

長慶紀、天授三年四年の間、此宮の肥前の蜷打、肥

後の託麻にて、今川了俊と御合戰ありしことを、武

朝申狀に據なから、懐良親王の御事として、良成親

王の後征西將軍にて、御功勞ありしことは、傅にも

肥後文獻叢書第六卷

御陣太宰府御

間、使者下候、今月十九日、御所依

成候事、高良山御社參、同廿一日、御陣御出時、來

月初卯日、 若宮御社參可」有由、被仰下候、可､然

存申候、卯月廿三日、藤原爪上花押」とあり、年祀も

宛所もなき、断爛の文書の、しかも寫しと見えたる

あり、此狀に若宮と見えたるは、すなはち良成親王

の御事にて、其年の春の初に、筑紫に御下向ありて、

初て阿蘇山にも、御社参あるへき越に聞えたれとも、

年紀なければ、いつのことともさためかたし、され

とも河野家譜、豫章記等に、正平十年八月、河野六

郎通堯、将軍をうらむることありて、宮方に怒るへ

きょし、菊池武光に就て、宮に申請たりしかは、御

許容ありし程に、太宰府に御座ありしに参りて、見

参に入しを、 やかて刑部大輔になされて、名のりを

通直と改て、めされしこと見えたり、されは其比

は、宮は太宰府博多の間に、御陣をめされしと見え

申候、未議所定仍候、不申談共合早議定候

紀にも、一言もいびおよはさりしは、いかなる疎漏

のことにてやありけん、ひとく心得かたき程のこ

とになん、おほゆるをや、さて阿文書に、此間可

、後村上帝の第四の皇子、 泰成

親王にておはせしと見えたれとも、此宮は新葉集に、

正平十五年、住吉の行宮にて、生れさせ給ひしこと

見え、其後太宰帥にならせ給ひて、御歌とも、いく

らも見えたれとも、此宮の征西將軍になり給ひて、

次奉祀焉とあり また補任に、後山の御名を寛成とし、 筑紫に御下向ありしさは見えず、しかるに亭齋か、

後文中二年の下に、御名を凞成と改させ給ひしとあ 此宮をしも、後征西將軍としたるは、外にさるへき證

るも妄説にて、後龜山の御名は、初より凞成と申候 左なとありしにはあらて、此宮の太宰師にておはせ

よし、長慶院の御名は、寛成と申候しことは、彼高 しより大かた後征西將軍は、此宮にておはしけんと、

野の御願文の御署名にて、さかなるや、また日 おし當にいひたることなるへし、かいる社撰の説は、

本史後山紀に、御母を嘉喜門院としたるも誤にて、

宗大和守重澄

外にもさる例ありて、延徳二年二月、

實宣陽門院の御腹にておはせし也、是らの事も松花 といふ人、宰府にて書寫せしといふ、後醍醐帝(

僻案にくはし、披きて見るへし、さて後征西將軍宮 系に、泰成維成兩親王の御名を出して、泰成の下に、

の御事を、菊地武朝に、受正勅裁、爲故大 正平十五年七月、筑後大原被、同年八月一日、於

王代官、被積勞功とあるを見れは、後村上帝、御 菊池薨、また維成の下に、正平十年乙未二月、菊池

在位の間、正平の末に、皇子達の中より、征西將軍 肥前守武澄供奉、皇居於筑前太宰府其後八代郡高

の御後にとて、鎮西差下されしことは、さたかな 、康應元年七月二日、於三八代薨計法母左大

れとも、御名字をしるされは、後村上帝の入皇子 臣經家公女、嘉喜門院なと見えて、是はいふにもた

おはせ御中にて、ひつれの御子なりしか、また正 らぬ杜撰の妄説なれとも、詮する所、後征西將軍宮

平は、何年のことなしか、たしかならず、井澤

しか、たしかならず、井澤は、はやく御名を傳へ失いたるより、かく後村上の

三八七

征西大將軍宮譜卷九

可二丈寺歳

草齋か、菊池軍記に中

山とある□の字、字書に所見なし、

檜の草書を、寫し誤まれるにや、されとも河内國に、

さる名の山あること、いまた考へす、 観心寺のあた

りに、さる山のあるに、かくしたてまつれるにても

·南朝

るへん

他には正しく檜尾

補任の河内國口也觀 ·後山先帝崩御、御年四十二、四月廿日、奉葬三河内國

□尾山陵、御追號後村上院とあり、日本史、長慶院を

加へて、南朝を四世とすることは、此院の高野山の

御願文、花營三代記、 應安六年七月、南方御讓位の

事見えたるを證として、定められたることなれとも、

宗良親王の、新葉の御序にも、三代の御門と書かせ

給ひ、新葉に出されたる、當時の公卿達の歌ともに、

すべて三代(とのみよまれたるにて、長慶院の、

後村上の御讓をうけさせ給ひて、あからさまにも、

御位に即かせ給ひしことは、おはしまさいしこと

さかなるうへ、後龜山の、はやくより坊にかねて

おはせしことは、御子におはせし時の梅の御うた、

また福恩寺殿の、梅の花にそへてゐられし歌とも

にて、無､程皇太子にたいせ給ひしことは、しるかる

をや、されは今は補任の説をもて、其實をえたりと

いふものから、補任の説も、所々うけかたきも、打

ましては見えたれは、さうなくは従ひかたかること

にて、三月御譲位の事など、殊にうけかたし、いか

にとなれは、嘉喜門院の御集に、後村上の諒闇の間

に、後鎚山の御事を、猶東宮と稱しまゐらせられし

肥後文獻叢書第六巻

東風日横山由満黑川眞賴共編元老院臓版の皇位綴承篇代数と世

との差別の際に「第九十六代第四十九世後醍醐天皇第九十七代第

五十世後村上天皇第九十八代第五十一世後龜山天皇云々」 又全書

即位の條に「後亀山天皇正平廿三年四月十九日踐祚文中二年十一

月一日即位云々」 又空位の條に「後村上天皇正平廿三年三月十一

日崩空位四十七日従正平廿三年三月十二日至同年四月廿八日

龜山天皇正平廿三年 四月廿九日 繼承 皇位元中九年閏十月五日讓

位」とあり是亦長慶天皇の御即位ありしか認めす空位四十七日

して御譲位の事も非とせしなり

もし 先帝御在世の間に、すてに御

こと見えたり、

ひまた御位にこそつかせ給はね、

譲位あらんには、

崩御の後は、正しき今上皇帝にてわたらせ給へは、

まして諒闇の間、 東宮と申たてまつるへきいばれなし、是にて補任の御譲位の事は、妄説なることを悟るへし、さはいへ長慶院の、太上天皇にておはせしこと、高野の御願文にも、御みつから太上天皇としるさせ給ひ、また五條文書に、仙洞と称し申たることも見えたれば、御即位こそなかりつらめ、後龜山の御世になりて、尊號を奉らしめ給ひしことは、是またうたかふべきことにあらず、此事のよしは、予か松花僻案に、南朝の御世次のことを、委しく論辨し置たる中に、見えたれは、それに譲りて、こんには省きつ、

如此、悉之以狀、正平廿二年二月十日、右衛門□花押、 澁谷彈正

卿補任に、三月九日、讓位皇太子寛成、同月十一日、

又日、入來院文書に、致軍忠之由、被聞食了、 尤以神妙者、天氣

皇太弟、と見えたれとも、南方此間の御事は、南朝公

に足らん又九州足利黨の窘窮も察すべきなり

南遷以後、載籍不備、無所考證也、

長慶天皇寺稱後村上院

守義行、今月中打越長門國、可廻渡海籌策之由、以兩使所仰遣也、

東風日、大友文書に、鏡四事、注進狀披見畢、所詮大将澁川武藏 住
吉殿、糀謄三代記、鳩峯維陣、桜年四十一、葬于観心

也、

日本史後村上紀、戊申春三月十一日辛巳、天皇崩于

戊午改元

詮薨し給ひ、御法躍を宗筐院殿と

二月十七日

北朝應安元年

正平廿三年戊申

其世系未だ詳らかならす袖例も亦誰なるかを知らすとあり

○菅生文書 花押、多年軍忠次第、殊更以榊妙也可被致忠節

五日、花押、阿蘇大宮司殿、上包阿蘇大宮司殿、義詮、

○菊池肥後守殿、

又日、小弼殿、昨年九月澁谷重門か戦捷新疇の炒め冠嶽に寄進したと

あり當時の戦許らかならされとも此の綸旨は其にするものには

あらぬにや

年の師走ても、猶中國に逗留して有しと見えたり、

それにては、餘りに遅引におよひたることなれは、

此返状は、去年のにてあるにや、もししからんには、

前の義詮の十月の御内書に、義行の事は、何とも見

えされは、義行はいた九州まては、下着せすして、

中國に逗留してありし故、香春の事は、阿曽には仰

せられしなるへし、甲佐嶽城被取替之時、合戰

とは、甲佐嶽の城は、是て惟澄か居城なりしを、

惟武か相續の後、惟村と取替んと約束して、實は奪

取らんと計りしことありて、兄弟合戰したりしにて

あるへし、其事何にも見えされは、いかなる故あ

かくて今年の十二月七日に、將軍義

しにやさたかならす、 河上山文書、肥前國河上社造營事、座主増如重申狀如此、

先度被仰之處、不事行云々、社頭破損之次第、早速遂檢見、可被

注申之狀、依仰執達如件、正平廿二年七月廿七日、左少將花押、

阿蘇文書、社職神領等事、不有相違之狀如件、貞治六年十月廿

之旨、依仰執逵如件、正平廿二年十二月廿七日、右馬助光奥、

菅生大炊殿、史料に菅生大炊助は阿波人なるか所謂軍忠次第及

定不可有延引歟、彌令堪忍、可相待義行發向之由、可相一族井分

國及御方士卒等、將亦於忠功之有者、可抽賞之旨、同可觸仰之狀一如件、貞治六年十月二日、花押、大友孫三郎殿、とあり一昨年の

秋九州探を命ぜられたる義行か遅々として中途に滞留し今に九

州の地に入らざるは宮方の勢旺盛にして足利羅の振はさるを知る

紀、長慶天皇、後村

平 二十三年三

上帝第一子也、旺不知所､出、正

月、後村上帝崩、天皇即位於行宮、諸唐不受羅即位、然

後村上帝崩、承統者天

幸也、故書于此、其餘例、當書佃不書、皇弟以熙成親王爲三

申京都候、彌致忠節可、被相待發之期

去十一月十五日御狀、委細承候了、抑

甲佐嶽城被取替候付、御合職の由承了、其子細可

阿文書に、實に近からんか

中軍忠事、右爲凶徒退治、去年御發向豐前國香春嶽城之時、馳

最前、數日致宿直警固 送度々之合戦、迄干彼城沒落、抽忠勤、

列、備後證、言上如件、正平廿二年十月日、花押、とあ

義詮状にある香春城の事にするものなるべし九州史料

此後義詮卿より、阿蘇惟村へ御内書に、去七月廿四

にや、當所へ云々とあれは、是も豐前の國の人にて、

當時在京して居たるなるへし、

東風日、藤原有馬世譜、肥前國長田村一分地頭有間次郎三郎澄世

の北、北條か一族に、阿曽彈正あり、それか後なる

には、所謂不慮之子細、其事情詳らかならず歴代鎮西志を参

て之を招くとて左の見えたり○鎮西志、正平廿二年丁未、武藤

新少貳冬資、幷其一族討入手豐前、香春山、陥岩石副田城、

菊池武光肥筑之師數万、而伐香春山之敵彌日、秋七月二 武光

抜香春山城、冬食敗走、於是岩石城亦自潰云々、又筑後入

は荒少貳頼向ならん尊卑分脈頼向法名本道とあり然れ

在京のことは傍なし云々きて筑後入道の上の二字本書

□阿曾の誤寫ならんといひ史料には友として折節の草體

へり今原書を見さればいつれとも辨しかたけれとも史 説或は

日注進狀披見記、豊前國香春城、不慮之子細、先立

被聞食記、阿口筑後入道本通、當所之間、一途破

仰談、所有嚴密沙汰也、不可」有幾、其問介

堪忍、且被」相談同心之輩等、可廻籌策之狀如

件、貞治六年十月七日、阿蘇大宮司殿、」と見えて、

豊後國香春城不慮之子細とは、先年山鹿麻生等、將

軍方して、 香春にて旗をあけしことなれは、等ま

た將軍方を叛きて、宮方に歸順し、将軍方の人を、

追出したるやうのことにても、ありしなるへし、其

事はいかゝありけんしらねとも、何様香春城不慮の

事とは、御方のよきことにはあらて、 あしきことの

おこりたるには、たかふへからす、 ヶ様に御方の利

をうしなへることのみにて、將軍方殊の外難儀した

るに、義行は下り着かて、中國に逗留してありし故、

惟村以下の將軍方、重て九國の有さまを注進し、御

合力のことを申請ひし也、阿□後入道本通の阿口 候、恐々言、十二月廿六日、義行花押、阿蘇大宮

の二字、筑後入道か名字と見えたれと、字されす司殿」とあり此狀年紀なけれとも、もし去年のもの

かならず、阿曽をうつしひかめたるなるへし、さな ならんには、是も義行か長門なとよりの、返翰なる

らんにも、いかなる人ともたとりかたし、元弘建武へく見えたれとも、もし今年のものならんには、今

征西大將軍宮諸巻九

年二なりしことは見えされは、補任の説おほつかなし、○

任權少外記、藏人頭左近衛權中將藤原朝臣實爲、」

賴治は、頼元の孫、良遠の子也、 権中納言、例のさ

たかならす、實爲卿は、補任に、参議、従三位、在

中と見えたれとも、件の旨の位署書には、参議

仰事、不可」有」程歟、其間介堪忍、可」相待雨使

十二年丁丑

北朝貞治六年

中納言、正平廿二年七月廿五日、宣旨、清原賴治、

卒年七十八法名無礙宗性と

正平二十二五八とありと見えたり、東風日法名無極宗親とは頼元

原入道佛念跡田畠事、中狀具書如此、混高木肥前入道跡、 點定云

々、所申無相違者、可止其、有子細者、可注中之狀、依仰執達

如件、正平甘一年十月十三日、左少將花押、久木原新左衛門尉殿、

右の三文書皆正平の號を用ゐたるは征府の勢威の及びし所を

見るべくまた頂院文書の狀重門は昨年まで澁川行か下知狀

受居たるものなり

綱に三十年創髪城宗性三十二年五明二十八〇五條文書、上

「鎮西へ下らんとして、

又筑前三奈木の墓石、正平二

巾狀「副具書」如此相傳候條、無相違歟、早可被止違亂之由、被仰

下候也、仍執啓如件、正平廿一年八月十日、左少將花押、謹上、

坊門新宰相殿、九州史料に左少将は胤房なるしとあり

○薩藩舊記、頂峯院文書、(口切れ)一町數餘木一町以上貳町、爲

此之堺之合戰之祈禱、奉寄進冠嶽權現也、其外於山中、可被止地

頭之妨、宜可被存知此之旨之狀如件、正平廿一年九月二日、弾正

少弼重門花押、(入來院氏)冠嶽院主御房、

○河上山文書、肥前國河上一宮座主增加中、御寄進地佐嘉郡、宮

是も義行か今年の夏探題に補せられたりといふ謖をするに

足らむ

○上田文書、宇佐源み 申豐前國築城郡成吉名田畠屋敷等事、

東風日入来院文書に減る時は去年夏に

にあ 一昨年の秋

飛行に向命したることなれば其の下着を待つべしといへるに

友氏織に奥へしものにて文中大将の下向を待つべしとあるは既に月
廿一日、阿蘇大宮司殿、正胞阿麻大宮 義行去年夏よ

阿蘇文書に、注進状披見訖、大將澁川武蔵守義行事、

急速打越長門國可」廻渡海策」候間、以中國に逗留してありしか、軍勢の催促、事行かさり

しにや、其年も暮れ、今年の春迄も、中國にと

こほりてありし故、九國の将軍方待かねて、京都へ

も、九國の難儀なることを注進したる也、さらは京都

の御催促をうけて、義行も無程、長門より九國へ打

渡りつらんとおもはるれとも、今年の冬の初比まて

は猶九國へは下り着かさりしとおほめることあり、

〇五條系圖に、瀬元、正平二十二年五月八日、於三

前三奈木」病死、年七十八、法名無極宗觀、清原氏系

圖、貞治六年として、義行

發向之旨、可､相觸同心輩之狀如」件、貞治六貞治五年正月廿三日、花押、 大友孫三郎殿、とあるは義詮より大

殿」

之者、押置分領、 可令申交名、野心、可處罪科之狀如件、

造意之企、太不可然、 固加制禁, 可爲待大將下向、若有犯

しけれは、同年の物なるへし、 義行は斯波氏經か一族、澁川武藏守義行なり、氏經、菊池に九國より追出されて、上洛ありし故、氏の父高經入道、其折しも京都の執事にて有しほとに、子息の恥辱を雪んために、重ねて一族の義行を探題にして、下されなり、此事太平記等にも見えず、た、九州諸家の書にのみ、はつかに見えたる故、其をりの事、くはしくはしれかたし、右の状にも、義行今としの夏、探題に補せられて、西國に下向したりしか、軍勢を調へんとしたりしかとも、其事はかゆかすして、中國に逗留してありしか、其事はやく九國にも聞えたりし故、惟村より使なとをさし上せたりし返事にて一通は義行探題に補せられて下るよしを、九國の將軍方へ申觸たる書簡なり、

阿蘇文書、今月十三日御札、委細承了、抑進發事、

歸順の色を現したれは此の澁川か下知狀は徒ら事となれるなり

に至りて

かく下知ぜしかまた重門は左中将より宮方へ招かれなから瞬躇し

下知狀を強したろは義行未た澁谷か宮方へ順せした知らずして

給ひし澁谷能登守重門なり然るに今又澁川武蔵守義行か

○入来院文書、爲鎮西凶徒退治、所發向也、於御方致忠節云々

大者、 守護使于今押妨、不避退云々、爲事實者、 太無其謂、不

可被沙汰付下地於木葉尾張權守頼員之狀、依仰執達如件、正平

年四月十九日大藏卿、裏列、太宰少貳殿、(九州史料に少貳頼向と

あり)

東風補、大樂寺文書、豊前國大樂寺々領事、度々被仰、而於徳

一定吉野殿より惟澄遺跡の安堵の綸旨、拜任の口宣 北狀年紀さたかならされとも、文意大體、前狀と同

なと給はしなるへし、

彌被抽戰功者、可注申之狀如件、貞治四年閏九月十七日、武藏守

花押、 澁谷彈正少弼殿、この澁谷彈正は去年二月一日左中將の宮

方へ招き斷然順の色を現ばす能はきりしなるべしされと明年相調分
國軍勢等、急速可 向候、其間之事、可」有三

御籌策候、恐々謹言、五月卅日、武藏守義行花押、

謹言、阿蘇大宮司殿、甄〇城井文書に、鎮西凶

徒事、爲退治介發向候也、致忠節候者、目出

候、恐々謹言、八月廿八日、義行、 宇都宮大膳亮東風日澁川義行令
としの夏探題に補せられたるやうにいへるは誤

りにて質は昨年の事なり予か昨年の所に補ひたる入来院文書閏九

月十七日附の義行か狀にて明らかなりまた大友文書に、豊後國

人等、 就所務擬、及確執之由、有其聞、九州重事、爭可致私合戰

征西大將軍宮譜巻九

と見えたるに、此狀は三月とあれは、明るとしの三

月にて、惟むらにつかはしたるものなるへし、され

とも是も前の讓狀と同時に、惟村か僞造したるにて、

そは後の惟むら、事を訴へたる事あるにてさたかな

り、また讓狀には、都々丞丸、別當丸と、兄弟の名

を出したるに、庶子への譲状には、兄の都々丞丸か

事見えさるは、都々丞丸へと、菊池の女房へとの譲

状は、後に散失たるなるへし、菊池の女房とは、惟

澄か後妻にて、菊池家より迎へたりしか、都々丞と

別當と、此腹にてありし故、先妻の子惟むら惟武か

事をは、一腹同姓とはひたると見えたり、菊池の

女房は、誰か女なりしにや、 さたかならす、 件譲状

の事につきては、後にいる事あれは、こゝにはま

つ、其帳本はかりをいふ、〇惟澄遺跡相續事、被

聞召畢、於安堵」者、以三一同之法可、有御沙汰

之旨、被仰下之默如」件、正平十九年十月十五日、

上包、阿蘇八

大藏卿花押、阿蘇八郎次郎殿、、

駐胞、細部惟澄

殿、大

譲状は、七月に書たるに、惟澄か遺跡相續事、 十月

に言上したれは、惟澄は七月の末か、八月の初に身

まかりて、惟武、五十日の服暇をすみて後に、遺跡

阿蘇文書、阿蘇大宮司職事、任先例可被執務之

旨、被仰下之狀如」件、正平廿年三月廿八日、大

藏卿、阿蘇八郎次郎殿、今年の中に、例の事な

一

正平二十年乙巳

北朝貞治四年

權中納言、正平十九年九月十四日、宣旨、左衛門少尉藤原忠、

宜任下野守、藏人頭左近衛權中將藤原朝臣置秀奉、○可參御方之

義、被聞食畢、有殊功者、可被抽賞者、天氣如此、悉之以狀、正

平十九年九月十四日、左中將花押、島津伊作下野守館、大友氏繼

父氏の所職所領を相續し又伊作親忠宮方に順せしものか

又日、入來院文書、參御方、相語一族、致軍忠者、於本領不可有

子細、致忠節者、恩賞之事者、不可有子細也、正平十九年二月一

・將花押澁谷能登守館、(重門)○薩藩記、伊作譜、上

東風日、大友文書に、豊後筑後兩國守護職、井處々所領等事、任

氏時之讓補、停領不可有相違之狀如件、貞治三年七月八日、花押、

(義詮) 大友孫三郎殿、全書、 加冠名字事、源氏、貞治三年二

月十二日、

の事、言上申たると見えたり、すべて遺跡相續のをり

は、かならず父の讓状を、言上することなれは、

惟武は一定、如」例惟澄か讓状を、出したるなる

へし、聞食黒とは、其言上の趣を聞食たるなれは、

是にても前の惟澄か讓状の、あやしかることを悟る

へし、

心ならす將軍方に参りたるやうに、聞えさせたる、

されは惟武をそむきて、病床にもより付かさり

しは、宮方に心をかよはしたるにて、うはへは、日

頃勘常の惟むらに、家を讓りたるを、心よからす思

ひて、父の病をとはすしてゐたるやうに、書なした

る也、惟むらか、かく心をつくしことはをたくみに

して、後日のためとて、書置たる物なりしかとも、

とても惟村兄弟か、日來の所行は、うちのひき

か事にはあらて、世にあらはれて、おほひかくさる

へきこともあらず、其上惟澄か自筆のものにもあら

されは、いかにいつはりこしらへたりとも、とても

後日の證左には、しかたかりしものなるゆゑ、惟む

らーたんは、此謡と書きて、世を欺かんとおも

ひんかとも、後にはみつから、其詮なき事を悟りた

る故、人にも見せす、其まいにうち拾置たるか、不

思議に散失すして、今まて残りたる也けり、もし惟澄

か本心にて、かく委しく定置たる事ならんには、間

近く正廿四年に、 惟らか相徳文書を抑留したる

とて、惟武か訴たるをりに、惟村、此讓状とも出し

て、證とせんに、いかに惟武かよこしまなりとても、

箏ふへきことはあるへからす、 また其後にも、應永

三十一年に、惟武か孫惟棄と、惟村か孫の惟忠と、

所領の事を論して、京都に訴訟したるをりも、惟

忠此讓釈を出して、訴たらんには、是また惟兼も、

あらそふことはあるましく、惟忠たやすく訴訟に勝

へきことなるに、度々の訴訟に、一度も此讓状をは

出さずして、京都にてつひに、明白の御裁判なくし

て、結句双方和睦して、事濟たるにて、いよいよ此

さたかな

譲状は、惟むらか偽造したる物なること、

るへし、また阿蘇文書に、せんとのふるまひは、

御免かふむるべく候、一きゅうこうにおき候て、

れとしても、人をもても、いさいかふちうはらくろ

のき、ある楽しく候、一きよひをそむき申ましく候、

一かやうに申入候うへは、けっかいをも、もちい申

うけ給候事候はい、いそ申入候へ

ましく候、

く候、もしこのてう、いつは申入候はい、大みや

うしんの御はつを、まかりかふふるべく候、せいも

んの状くたんのことし、三月十八日、」といふ惟武か

怠状あり、宛所なけれは、誰に出したるとしらね

とも、惟澄は今年の八九月の間に、身まかりたりし

はかねて、見も聞もして、知りたることなれは、

また世にもおほくはあるしく覺ゆるをや、しかる うつたへにそらことはかりは、書出しかたかる故、

を惟澄か、是迄の忠誠にて、今はの際になりて、 惟村か、日比父の常をうけて、家督にたてられさ

にかいる不忠不孝の者を家督にたて、所領所職の

所領所職の しことは、誰もしりたる事なる故、生得の嫡子と

こりなく譲り與へたるは、いかなる用意のことにか かきて、其かならす家督に立へきことわりをいび、

ありけん、もし病の所にあらざるよりは、眞心 またこれむら打越御方にさんすといふ、そのうへは

にてしたるわさとはおもほれさるをや、依てつらつ とて、これすみ合顔をとけたるといひて、惟むら父

ら考ふるに、是は惟澄か没後に、惟村か父の右の手 か病を聞て、是まて將軍かたして、父子不通してあ

不叶して、執筆のならさりしを幸に、ひそかに父か りしかとも、前非をくひて、惟澄か許にうち越え

譲状をこしらへて、後日家督相論の證にせんとて、 宮方に参したる故、生得の嫡子なれは、劉面して前

偽造したるものなるへし、しからずして、もし實に 科をゆるし、家業を護りたるなと、おのれか相

惟むらかふるまい、惟澄か置にいふところのこと すましき身にて、父か譲をえたるよしを、おほめ

くならんには、いかに宮の御贔屓あらんにも、惟澄 かして書置たる也、また御方にさんすといふも、宮

か跡をは、たやすく安堵仰付らるべきことにもあら 方とも將軍方とも聞えす、何とか惟澄も、將軍方し

す、また武光か、いかに烏帽子子ならんからに、日 てありしに、惟村はやむをえず、宮方にも参らす、將

北の忠直をすてい、かいる不孝の人を逵すへきて 軍方へも付かすしでありしかとも、かくてやみなん

とにもあらさるをや、しかれは件の譲状は、一定惟 は、父か今はの際まて、心うくおもはん事を恐れて、

るなり、されとも世の人、惟村か兄弟の事は、おろ

我物としたるにて、不孝不忠、當時の風儀、大かた

さらにて、相傳の守護職までも取

肥後國守護職にまで補せられしは、父か所領所職は 村か偽造したる物にして、おのれか事と、惟武か事

菊池か家のとを、うらうへに収かへて、まことしやかに物した

はかいる事ともおほかりしかとも、是程の不當人は、 す、又これむらかとかはなに事や、これによて

との事を申をかんに、いさかころにたか事

りとも、閇目をまつへきところ、いくほともあるま

しき存命のうちに、向背におよふあびた、是非の沙

汰におよぼす、しかしなから、逆心をあらはしおは

ぬ、不孝のつみのかれかたし、たいしこれだけ興同

のともからは、みな一族、叉としころのものらなり、

これらよりは、これだけは、われらおのか申さ

んするまいに、あるへき仁なり、これだけをとりた

てい、このうちを、わかまいにせんと思ひたるもの

共に、とりいたされ、これだけおもひあへす、ちや

の病床を見すてい、かやうのふるまいをいたすか、

これはまさしく、これだけか、不孝の罪業をうくへ

き事ともおもはす、又つきていてたるものともは、

われ(一列していてたらんに、やはかよき事ある、

これむらに所領をあてつくること、あるましと思慮

なくして、とりあへすいてたるなり、もしこれだけ、

先非をくゐて、おもひなをす事あらは、 これむら

持をくはふへきなり、たま(一腹同姓の兄弟なれ

は、すゑ(は思ひあひてあるへし、一これたけ輿

同のともがらの事、すゑのものともは、さため

てきたるへきなり、これむら免許して、めしつかふ

へし、帳本のやからも退望せしめは、子細同前、一

庶子等分にわかちあふる所々の事、かつは少分な

さまだけをなすへからす、以

り、又同姓一腹なり、

前條々大概かくのことし、このをさてをそむかは、

不孝の儀たるへし、右の手かなはさるあいた、手印

もてゆつり状におなし、よてさためおくところ、く

七月十日、阿蘇三社大

たんのことし、正平十九年

宮司惟澄、以上惟澄か惟村への譲状、井惟武を勘當

の置文等三通、いつれもいたく心ぇかたし、いかに

本書得とあるは、

となれば、惟村は生得之嫡子

とある

一生得の誤なり、

は、前に見えたる子息、彌太郎惟里、則今の惟村な

るへけれは、嫡子なることはしるかるに、生得とS

ひたるは、是まて家督とは定め置さりし故、今には

かに家督を定むるにつきて、生得の嫡子とはたる

やうにて、此生得の二字、まつ心得かたき一なり、

惟村ははやくより、内父に叛外公にもそむきま

ゐらせ、父か、惟時か跡の社領務を相織したる以

前より、將軍方に心を通して、大宮司に補せられ、

印

豐後國大佐井鄉半分、筑前國下座郡惣領分地頭社

甲佐郡浦 #矢部山、祇用、兩山、津守保、

井子阿原上四

與平蘇文書、讓典 嫡子宇治惟村所、肥後國阿蘇、健軍、

說に従ふべし往波東

太平

さ入り

さいこ

如件、

即あり従ふへからす

在中氏

松

と

fil

也

直

有五

ろへも

前に

に

後お姓もりは

の然び集

經が上洛を、今年の事にかけて書きたる也、

知行分

井 豐後國大 佐井鄉四分一地頭職等

家領家、地頭、大宮司職、 #當國他國所領等、相

副綸旨、旨、同重代之證文等所」讓與于惟村」

也、愛庶子都々丞丸、別當丸、菊池女房に分讓所

々仁、不可」成」妨、凡社領者、専神事先修造其

外所領等者、致軍忠可知行也、右手不叫之間、

不」及判形所手印也、仍爲後代、讓狀如」件、

正平十九年七月十日、阿蘇三征大宮司惟澄、〇讓

與別當九所、肥後國阿蘇祉領南鄉村々、井北鄉上

當時庵室啊

竹原、

尼は、Sつの事ともたしかならね共、 太平記に、氏經

か事を、幾程なく高崎城にも堪へすして、 淺ましき

體にて上洛せしといひ、また武光氏を攻しこと

を、今としは已に三年まて、遠攻にこそしたりけれ

と、あるをあはせ考えるに、氏經か探題になりて下り

しは、貞治元年の秋のことにて、今年は已に三年ま

てといひたる今年は、此段に今年とさすべき事なけ

れは、上の幾程もなく上落せしことをさして、今年

といひたるやうなれは、貞治三年の秋冬の間には、

氏經つひに九國をすて、上洛したるなるへし、其 事、右所々讓與于別當丸者也、但可隨惣領惟村

事外に考ふへき物なけれは、姑く太平記に據て、氏之所期、爰南北鄉之者、役對仕之地、任先例、無懈

怠勤共役、可」令″知行、右手不叶之間、所〃手印」也、

仍讓狀如件、正平十九年七月十日、阿蘇三祇大宮

司惟澄、○さためをくこれすみか遺跡等事、みき惣

領、ならびに男女の庶子分、面々にゆつり状をかき

をくところなり、黒儀なくて知行すべし、一八郎次

郎これだけは、このあいた代官にたちたるものなり、

しかるにこれむら、うちこえて御かたにさんすとい

ふ、そのうへはとて、これすみ合顔をとけたるは、

八郎次郎か身として、これすみをうらむへきにあら

豊後に下着せしは康安元十月三日

か此地就々九の事戸真

年州職等

事、右惟村主得之嫡子也、仍爲嫡子、四箇祉領、本

の州か斯氏其

り京名の春て氏屈

t都被田夏九經日

を攻んとて、九州に渡り、菊池と合戰したるといふ

作豐前、 に押寄せ、菊池と戰けるか、第二度の

軍に負て、菊池勢に聞けれは、降を乞て命を助か

り、己か國へ歸て後、京都へそ上りける、在京の間、數

萬貫の銭貨、新渡の唐物等、美を盡して、奉行頭人評

定衆、傾城田樂猿樂

て、是を引ける間、

此人に増る御用人あるましと、いまた見えたる事も

なる先に、譽ぬ人こそなかりけれ、世上の毀譽非善

悪人間の周捨在」とは、今の時をや申すべき」

大内か世々、周防介にて、常國大内 所に住す、

故に大内介といふ、弘世か時より、有勢の者なりし

かは、宮方に参りて、周防長門の地を押領したりし

より、中國にては、宗徒の大名となりたる也、厚東

處の、雨國を賜はるは、御方に参るへきよしを、將

軍羽林の方へ申たりけれは、西田静謐の基たるへし

と、

是にて今まて

所望のを恩補せらる、

貳心なかりける厚東駿河守、長門守護職をめし放さ

れ、恨を含みけれは、部長門を落て、筑紫へ押わ

たり、菊池と一つになりて、 却て大内を攻んとす、

不正大内介遮りて、三千餘騎を率して、豊後國、

肥後文獻叢書第六卷

つひに菊池に勝へずして、京に逃上りたる

た野逃し

以書

神妙、可 抽戰之狀加件 貞治三年二月

彈止左

あり此に操れば大内か

戦は厚東のことに現れ

る小

す昨

十二月十三日合戰之時、自身 被疵之由、

は、何比の事なりしか、豊後國を、太平記異本には、

或は豊前といひ、或は肥前としたれは、たしかなら

ぬことなれとも、豊後としたるかた、けにさること

にてもありつらんと、思ふことあり、武光はおと

しの秋より斯波大友を退治せんとて、久しく豊後に

打入て、此三ヶ年は、歸國することもなく、當國に

ねり留りて、所々にて合戰してありしことなれば、

厚東も、菊池を憑て、九國へ落ちたらんには、直に

豊後に越えて、武光か陣にそ來りつらんとおもへば、

大内も跡につきて、周防より直に豊後にこそ、寄せ

たりつらめとおもふ也、されとも此合戰のことは、

たま諸家の文書も、ちり失せたるにもあるへけ

れとも、阿蘇菊池、其外の文書共にも見える上に、

天正本には、 厚東か九國に落て、菊池を憑たること

まて見えて、後に大内か、菊池と合職したること見

えされは、見行本のい所は、例の間の誤るに

小野文

はあらぬにか、考ふへし、東風日萩藩岡錄

とになり

てありしを、惟村行向て、將軍方に誘入れたるなるへ

なるへ 太平記第三十九、大内介降参武家段に、愛に大内介、

し、それ故惟澄みつから發向して、所々の城とも追落 弘幸子 多年宮方にて、周防長門を打乍らけ、恐

したりと見えたり、惟村か所々構要害」といへるも、 る方なく居たりけるか、如何思ひけん、貞治三年

入田小川のあたりに、所々城郭を構へたるなるへし、の春の比より、伐に心變して、此間押へて領知する

正平十九年甲辰

氏經より惟むらへの狀、 北朝貞治三年

は知利

にや又小川

東風日前の十五年の経に勘解由次官は五條氏のことしてほ

下の筑前三奈木を賜りし所にもいふへしとあれともこに何と

にのする

もせさるは隅々遺忘せしものかさて氏は早世にて子なし賴元

三男夏遠を兵部少輔に任せられしこと本年の五月三日の際に見

たりさればこれまて勘解由次官とあ しば背頼元のこと、見てあ

るべし又日今年七月島津貞久卒す○島津家譜(上)初め幕府大臓

兜の地頭職を貞久か嫡子宗久に賜ふ宗久早世して子なし故に之を

貞久に賜ふ貞治二年癸卯四月十日貞久薩摩國守護職を師久に停へ

大隅国守護職を氏久に停ふ七月三日真久薩摩に卒す享年九十五鹿

兒島本立寺に葬る云々

兵前國三奈木庄、科鞍灣 # は宮崎郡な

輩分

直に後

鄉

此前

秀共田 何

の

知行の

た寺地

日入畑にニフタ

貞帳

助と

庫順に

川氏惱田友田

摩國,戰死、○伊東祐持、初六郎右衛門尉、童名香夜

叉、信濃守、從五位下、建武二年、 等持院 氏卿、

於日向閩都郡被與三百町之地、 正平三年七月、

於京師」卒、其子氏祐、初祐籍、大和守、父同階、

屬等持院賜諱字觀應元年二月、肥前國杵島にて、

被」宛行百七十町」旨、賜御教書、七月、又於山城

國口瀨庄、被」與四百貫地祐持は、伊東三郎君

門尉祐時か六代の孫也、〇豊後國入田小川退治事、所

所城追落之次第、高名之至、殊所感思食也、彌可

被抽忠節候也、合旨如此悉」之以狀、正平十

年九月九日、大藏卯列、阿蘇大宮司館、」 田小川、

豊後の何なるか、いまた考へす、東風元大蔵卿は、次の十九年十月
の旨の上包に、世と

あれとも、例の世系さたかならず、〇五條文書、筑

日向國飫肥南北兩郷地頭職

事、可下令三子孫相傳給、將軍宮御氣色如此、仍
達如件、正平十八年九月九日、右中將花押、謹上、
勘解由次官殿、三奈木は下座郡、飫肥入田御とあれは、入田小
川の者共、其比は宮方して、阿蘇の所領なに見
時が軍忠 まつらすてにうちいてしとは、前の氏經
件八幡宮は、宇佐より勸請申たる御やしろにて、古
の祇司は、宇佐より供奉して來れる人の、子孫なれ
は、安詮院は、宇佐郡の地名なるへし、安詮院を
司か家にて、あじぶととなふれとも、もとはあじゐ
といひたるを、後にゐをふと、となへ誤りたるなる
へし、されは安詮を、安心とかけるも、其比よりあ
ぜんとはいはて、あじるといひしょり、かくは書な
したるにそあるへき、愛智左馬介義成は、氏經より
差向し大將なれは、京より氏の手にして、下り
たる人のやうにも見えたれとも、氏經か上洛の後に
も、宇都宮經景と共に、 豊前にて度々合職したりし
こと、城井文書に見えたれは、これも豊前國の御家

人にてありしなるへし、守護代は、常時豊前の守護、

誰なりしとも考へかたけれは、まして守護代は、 し

らるへきにあらず、國人なとに問たらは、しりたる

東風日豐前守護代遺歷代鎮西志に、合菊池武

人もあるへし、云々と見

(守護代、居豐前規矩郡 退治殘黨云

武盛が、されとも武器は誰の子か分らす此の

十六日菊池武光の命に操り豊前發向せし事

れとも、此名字の人見えて、安詮院に作れり、玉名

郡伊倉の八幡宮の社司か家、昔より安詮院氏に

肥後文獻叢書第六巻

われと前報は元中二日向は伊東か、

信濃守祐村、子息大和守氏祐父子とも、はやくより

將軍方に参りたる人々なれは、是か将軍かたして、

八代に打入らんとせしは、さぁあるへし、相良定頼、

初八郎三郎、長頼入道蓮佛か六代の孫、彌三郎頼廣

兵庫允、其子前瀬、文中元

か子、正平三年十月、任

年、繼遺領、元中二年、可」爲肥後守護賜介旨、

十月本領安堵之事、不可」有相違」旨、賜合旨、十

一月、後龜山院被」許内昇殿、應永元年正月、於薩

せいせし文止

年に宮方に蹄順

の状に、上下松浦一揆越山とあるを、ひたるには

あらて、其時宰府博多にて軍ありしにや、其事何にも

見えされは、其をりも厳説までにて、實はさること

なかりしにはあらぬにか、今また松浦すてにうち出

たるといふ、大かた他國の應援を得たるやうに、

空ことをいひこしたるならんとおもふ也、日向、く

まは、日向はたれなりしか、さたかならす、くまは

相良なるへけれとも、相良は兵庫允定頼、其子近江

守前頼、二代は無二の宮方なりしかは、今宮方の強

盛なる比、將軍方して八代に折入らんとせしてと、

おぼつかなし、 東風日相 定頼父子を無二の宮方といへろは淡

それに付ては、様様と取沙汰したることありしなる

へし、そうせんもんは、惟むらか使のなるへし、

せんもんは、其の名か、また禪門にてもあるへし、

城中は、惟むらか籠りし城中なるへけれとも、いつ

くなりしかさたかならす、豊前合戰三ヶ度の中、氏

經か狀には、中ふせんとあるは、七日の合職の事に

て、三ヶ度ともに、中豊前にてはあるしく登ゆる

なり、中豊前とは、國の中郡に借りたる地をSふ、

たかいのこほりのいは、はの字書たかへたるにて、田

河郡也、かうろは、和名抄、豊前國田河郡の郷名、

香春あり、初はかはるといひたりしか、後にかうろ

といひたるなるへし、また比は、かはるをかうる

とやうに、ひたるにもあらんか、やまかあさをのや

まかは、山鹿か、豊前にさる地名あるにか、筑前の

遠賀郡に山鹿ありて、永の北、原田か一族に、山

鹿兵藤太といふものありき、それか後の、豊前に移

住るにはあらぬにか、あさをは、あさふにて、

豊前の下毛郡に麻生あれは、それなるへし、されと

も山鹿麻生も、いかなる人ともなりしか、家系さた

かならず、何さまにも、豊前國人にて、是迄宮方し

でありしか、七日の合戰に、將軍方打勝たる故、つ

ひに將軍方に降参して、かはるにて、はたをあけて、

將軍方に参りたる色をたてたる也、三度合戰とは、

佐田文書に、豊前國平田林合戰之時、致軍忠之由

事、尤以神妙、彌可、抽戰功、執如件、貞治二

宇都宮大膳亮殿、また、爲三

年正月十日、修理大夫、

安心院美濃守以下、凶徒退治、差遣愛智左馬助義成」

也、早筑後五郎入道、廻策可抽戰功仍

執如」件、貞治二年正月十八日、左京大夫、」なと

見えて、一度は平田林の合戰、一度は安心院美濃守を

討たんとて、愛智左馬助を差向し時の一戰、一度は

此八月七日の合職、これを三度合職とはいふなるへ

し、陳風日説の状俳体のんのさける修理大夫は、氏經の

弟義種にて、此人の九國に下りしことは、太平記に

は見えされとも、初一色道猷か、弟右馬助入道を具

足し、其の子流氏か、弟範光を具して下りたること

く、氏經も弟義種を具して下向し、種をさして、

勢をつけて、豊前に造はしたる也、宇都宮大膳亮は、

因幡守公景か子、經景也、安心院は、家系さたかな

らす、長野文書の中にも、此美濃守か事にはあらさ

三七三

かねて御そんち焼いては、ときにのそみなんきたる

へんにふうせつ候、 しんようにあたはす候へとも、

○

用

御ほんそうのてい、かたり申 候、悦喜申は

かたり申され候、

かりなく候、誓をもて、あひたかいにけいやく申

候あいた、St たのみ申て候、御同心のてう

なをく悅入候、一きくちたくみ申候したい、この

なされたる也、經景も、父公景か戰死したる功勞を

相繳したる也、〇五條文書、 上卿坊門大納言、正平

十八年五月三日、宣旨、正五位下淸原良遠、宜任兵

部少輔 藏人頭左近權中將源具氏奉、坊門大納言、

實名をしられず、權中將具氏といふも、補任に見え

す、良遠か前官もしられす、考ふへし、〇阿蘇文

書、武光進退、其後無心元候、但要害等、御堅候

之間、心安存候、彼邊事、委細可承候、又豐前國

合戰、及三三ヶ度」候、每度御方打勝了、就中去七日

合戰、敵方守護代以下、可」然之仁五十餘人討取候、

御敵悉降參、一國大略御方罷成候間、悅喜無極候、

定御同心候哉、尙々其邊事、無心元候、恐々謹言、

來八月十

八月九日、氏經花

氏經花押、阿蘇大宮司殿、

阿蘇大宮司殿、

のふそうせんもんっけさ

けさん、それのしや

ちくにの人、大略御かたにつきて候、やまかあさを

ひけの人々、たかいのこほりかうろにて、御はたあ

け候、まつらの人々も、すてにうちいて候よしきこ

ゑ候、日向の人々くませいあいともに、やつしろえう

ち入へきよし中て候、かやうにしよう、同心にう

ちたち心元」とあるを見れは、武光いまた豊後逗留して、S

つかたへか陣取て、軍をやめ機嫌を見合てありしと

見えたり、きくちたくみ候次第、此遊風説候とある

も、菊池か去年のまい、豊後にねり留りてある故、

いかなるたくみあるも計られずして、敵かたにては、

夏の際にあるを以て定

生

あいた、ほと候はしとそんして候、なを!

これの心中、このせいあみたに申され候へく候、れ

ん(にうけ給候悅入候、恐々謹言、八月十三

元日十三

日、氏時判、阿蘇大宮司殿」陳旧氏郷が入り

附の二通

十七年のものとす氏經が鏡を去りしは十八年の春武光進退無

・のものとすといへ

山

く候あいた、御心得のために、つるはらのせいあ

みをもて申候、たつねきこしめし、よく(御よふ

しんあるへく候、一中ふせんの事、去七日かせんに、

御方うちから、しゅこたいくわんいけ、むねとの物

三十よ人、そうして七十よ人うちとりて候、そのい

三七二

あるにや、さたかならす、前の志賀氏房が狀のき、

同二年、閏正月廿五日、若黨進平五盛見討死、若黨後

藤太實房、中尾兵衛三郎氏平被」疵黒、以前條々大

概如此、此外不可勝計合戰未落居劇務之砌、
日數相隔者、依可」有公私不審、先粗所」注進」
也、早預御證判、爲」備後規、言上如」件、貞治二年
卯月日、承了、刑部大輔、」刑部大輔は氏時也、合戰
未落居とあれは、四月までも、武光豐後を引かす
して、所々を攻て居たりしと見えたり、○氏經下向

出てたり
進使者」候之間、御戰功事之次第、注進中候、
恐々謹言、間正月四日、氏經、阿蘇大宮司殿、武光
未當居候とあるは、前年十一月の狀に、武光可沒
落」よし、風聞の事申されたるをうけて、案外、武
光か去年八月より逗留して、今までも越してあ
りしなり、大友度々雖不道行候之間と
は、氏經より合戰の事、度々時に催促ありしかと
も、氏時も武光に攻められて、高崎城に入り籠りて、
打出てけはしく、防職すること叶はさりし故、氏

も、却て氏時か心中を、安からぬことに疑ひ思ひた

ると也、今明の上二字識かたし、最候の二字にても

之後、度々合戰之時、致忠節候由、彼仁所(注申

也、相之功勞、尤神妙、向後彌可、抽軍忠之狀如

件、貞治二年五月二日、阿蘇大宮司殿、宮殿

上包、阿蘇大

武光は豊後に打入、今としま

氏經か下向せしより、

て逗留して、氏と時とを攻めて、度々合戰して

居たりしを、惟澄は武光に合力のため、同しく豊後

に馳向ひて、度々大友勢を相手として、合戰したる

最中なるに、氏經か、 大宮司か功労を、京都に注し

中たるとあるにて、前年守護職になされたる大宮司

も、惟村なりしこと、うたかひなかるへし、〇佐田文

書にもた云、氏經下向之後、度々合戰之時、致忠

津市候、相續之功勞、尤神妙、向

節之由、彼仁所

後彌可抽軍忠之默如件、貞治二年五月二日、宇

都宮大膳亮殿、義詮、前にもいふことく、惟村か度

々の合戰、物に見えす、おほつかなし、 思ふに是は氏

經氏ら、おのれか功なきを掩はんとて、人のこ

とまでも、戰功ありしやうに、京都へ注進申たるな

るへし、相織の功労とは、祖父惟時か、將軍方に参

たる功勞を、相続したるとの意にて、惟村を、將

軍より大宮司に補せられしも、惟時の跡の大宮司に

三七一

後守武光列、此の端に、御方返付之間、震

先年以大野庄一

破断 爲三毎月大般若轉讀料足、先年以大野庄

下村内、寄進御嶽本主參御方之間、返付之

了、仍爲彼替、奉寄直入郡柏原」了、彼勤行無退

轉」候様、被仰付當山衆徒」候者、本望候、恐々謹

言、十二月十三日、肥後守武光花押、謹言、阿蘇大宮司

殿、阿蘇御嶽は、昔は阿蘇の別宮ありて、天宮とい

へり、供衆徒あり、大野庄下村は、岡田帳 大野

庄内上村中村下村あり、下村百町内、六十九町九段

小、大野太郎直跡、同女子和績、二十二町壹段三

百歩同妹女相續、五町六段三百歩、同妹女善、修理

亮廣衡妻知行、今死去、子息鶴丸、貳町貳段、輔阿

闍梨良慶と見えて、弘安の比は、志賀同族大野氏の

所領にてありしかとも、今本主といふは、誰なりし

か、昔のまい大野氏の所領なりしか、そはさたかな

らぬことなれとも、参御方」とあれは、武光か今年

の八月より、四五月間、豊后に在陣してありしこと

なれは、下村の本立、 武光か武威に恐れて、降と

なりて出たりし故、舊領を其人に返し付たりし也、

直入郡柏原村、岡田帳に、其名見えす、今もさる所

内、

肥後文獻

に柏原雅の内な

尻等は昔時は

後年割きて

りたるにて、共比暫師陣して、菊池より送りたる

にはあらす、其事は次の段にSふべし、〇貞治 年

十月、近地次郎藏人入道玄心目安に、右子細者、子

息藏人次郎宗房、去貞治元年十月十日、鳥屋城合戰

之時、依討死、度々雖申入候、未」及恩賞之御沙汰」

候之條、数存候云々、日能状永十八年の終志賀氏房が歌の

阿蘇文書〇年始吉兆於」今者雖事候切不可

有盡期、幸甚々々、抑凶徒退治事、廻思慮致

策候、 武光未當國居候、合職事、大友度々雖催

促候不道行候之間、不」安所」存候、其邊御籌策

感悅之至、無申計候、日來如申候、就諸事一向

憑中候也、自元無等閑也、彌致雁功者、可

軍忠之最候、今明合戰之事等、霧」令」中京都

正平十八年癸卯

北朝貞治二年

か

間

貞治元年

十七年

さて寄進状は、武光か豊後の陣中より

因

り野とふり郡多

後國鄉

郡波

阿柏

肥

今柏原村-

あるにや、いま考へす、一部には直入郡柏原鄉昔郛

東風日 直 岩原 和名抄に見え

東風日九州史料を見るにこの氏經の狀に松浦上下一揆越山候由

々とあるに開するものにはあらぬかと思ぼろいものあり○來鳥文

書、筑前國得永(怡土郡) 合戰之時、致忠節之條、尤神妙、仍執送

如件、正平十七年十一月廿七日、右中將花押、松浦中島五郡殿、

〇有浦文書、松浦波多久會壽丸中、右筑前國於片岡、今月廿日押寄御陣、一族等相共致合戦之時、親父源藏人被、舎兄諸浦二郎耶強、打死候畢、若黨今里清五郎守長、右足於被射候、此條御大將御前間、御見知上者、下給御列、爲備將來鏡、粗言上如件、康安二年十一月卅日、承了、左衛門尉花押、御親父御討死事無念千萬候、御心中奉察候、珠更他年一所同道申候御方、しほ無念に哀に存候、此由々早く可申入候と存候之、依當物念、于今延引、實々所存之外存候、以面可令申候、先以恥辱申候也、恐々謹言、十二月十九日、賴泰列、 波多殿御跡、

かれ給ひて、筑前の方に御發向ありて、少貳をおさへさせ給ひしなるへし、上下松浦の一常か、山をえたりとは、少貳に合力せんとて、肥前と筑前とのさかなる山を、打越えたろよしなれは、今比宰府博多あたりにて、定て合戰始りつらんとはいふ也、

豊前勢とは、常國にては、 城井長野とも、將軍方してありしをさすなるへし、其比豊前にて、宮方したるは、誰かしなぁしか、さたかならす、一所に引合

とは、豊前勢の、豊後に後措すべきものとも、當國

の宮方と合職して、其事に引合て、今に豊後に来る

事を、心にまかせぬをいふ也、

〇今月八日御狀、同十九日到來、委細披見候畢、又

於肥後、被構所所要害」候之條、返々目出候、御忠

節第一候、將入田御蹄之由承候、悅入候、武光可

沒落之由、聞候、相構塞通路可被致忠節」候

自是可候之由、令用意候、兩方差合、可」致

先逾候、能々可」有策」

退治候、今度事、可」篇

候、共遊事、一向憑申候、大野居候、當方人々被談

合、可」有御方便候也、恐々謹言、十一月二十日、氏

經列、阿蘇大宮司殿、」 入田御蹄之由とは、其比惟村

豊後の入川まて行向いて、將軍方と談合なとしたる

ことありしなるへし、其事は次に狩云事あるを見る

へし、武光可沒落」之出開候とは、其比武光は、大

野庄にありて、志賀の者共と、合戰したる最中な

とも、氏經か在所の府中あたりにては、 武光か引返

すべしなと、風説したりしと見えたり、大野居住候

當方人々とは、南郷の者ともにはあらて、大野庄な

る、大友か一族ともいふなるへし、〇奉寄進阿

蘇御嶽、豊後國直入鄉柏原村事、右爲天長地久、御

願圓満、別當家安穏、子孫繁榮爲三每月大般若轉議

料足、所 寄進」如」件、正平十七年十二月十三日、肥

宮を具足しまゐらせること聞えされは、宮は引

、今かく下文をも給はりたる也、

護り披見候了、其邊數ヶ所、被取堅要害」候條、目出候

不審之處、委細貴札・

近日可差遣左京大夫氏経云々とて

義語より

報どし書ありよりて其後出してず昨

正平十六年の

村

、十月廿八日、氏經花押、 阿蘇大宮司殿、

上色阿蘇大宮司殿、東風日此の斯波氏禅が後に下着し 報知

より11

、合戰事御籌策候者、悦入候、

恐々一月十二日到來、

押、謹上、阿蘇大宮司殿、」 安元と細字にて

の如く守護職時此書康安二十

惟村

るに若しも惟村

肥後守護職に承申候也、恐々謹言、十月十五日、左京大夫氏經花

しを許容して惟村

ある如く氏時

現不忠者、如元可令管領

刑部大輔殿、この狀は

十五日氏時が惟村に贈

に

本書本年の始に見

候、尚々雨國戰功異」他候哉、雖事煩候、細々可 注

への下攻と

悦候可宛

急可 進 申京都候、且御所望事者、可、旧友文書、肥後国守護職事、任申請、令補任阿蘇大宮司

、肥州越被

要害」云々、肥州越の越の字、讀かたし、脱

るへし、ふ心は、肥州にて所々構要害」といふ意

なるへし、雨國戰功とは、豊後肥後兩國なるか、當

時いかなる職功ありしにや、おぼつかなし、○肥後

國守護職事、所補任」也、早守 先例可致沙汰之三

狀如､件、貞治元年十月十七日,阿蘇大宮司殿、此

正文 路難儀之間、預置候、貞治元年十月廿七日、

沙彌親直花押、是は義詮卿の下の案文にて、沙彌

親直は、一定大友か京都の代官なるへし、當時の大

宮司は惟澄なるに、かく將軍より、守護職に補せら

たる、澄其比は、宮方を叛きて、將軍方へ參り

たるにやと、疑思ふ人もあるへけれとも、しからす、

此大宮司は、惟澄にはあらて、其子惟村か、はやく

君にも父にも叛きて、大友を憑みて、將軍方へ参り

たるを、やかて大宮司職補せられて、肥後の守護職

をも望申し故件、貞治元年十月

補せらるべく申請せに管領せしむべしとなり、 〇爲三囚徒退治、去

三日、下着豊後國府中候、参三御方可」致軍忠之

相觸分國軍勢等謹言のものにあら〇兼松浦上下一揆、 去月廿七日越山候由、注進到來

候、豊前之勢、於今も引合一所」候歟、博多宰府合

職定始候哉、 就」其當國事、通路井後攻等之事、致

思案、可」被廻策候也、且又宇土河尻、内々申旨

候之間、聊相計之子細候き、治定體無心元候、以

今度事、一向御高名至極之間、諸

便可三示給候也、

事憑申候、恐々謹言、十一月十日、氏經、」 博多宰

府合戰定始候哉とは、 今度武光か豊後に向ひし時、

上之しの状畢

去惟 阿如

征西大將軍宮 卷九

光は後に在陣して

いふべからずされど太平記に此

あるは誤なり右

宿直候、同一日、御京都大將、冬資以下凶徒、依打

雷、於長者原、御合戦之間、致種々軍忠、分補之條、預御知平、

次松浦御敵蜂起之由、在國司筑前守令申之間、同廿五日、福井罷

下致合力之處、御敵退散之由、依風開、令參上之處、御敬叉鏡演

崎(肥前東松浦郡)打寄之由、其開候之間、十月五日、重編井罷下、

在國司令同心、於一貴寺高嶽、對于御敵、抽忠勤者也、又冬資、宗

像大宮司以下凶徒依打出、香椎大隈御出之間、十一月三日聰上、

令御供者也、同二十一日 莚打御 發向之間、御共仕、同二十四日

汔于隔津之期、御共之上者、下 賜 證 判、可備將來翕鏡候、以此

旨可有御披露候、恐惶謹言、正平十七年十一月廿五日、承了、

(菊池武光)樅浦文書、 長者原合戰之時、致忠笛之條、尤榊妙

彌可抽戰功也、仍執達如件、正平十七年十月廿六日、左中将、

松浦鮎河六郎次郎(信)殿、な

原の戦跡方なしとば

武光が豊後へ發向する時と

四日、豐後國万壽寺(大分郡)御立之間、御共仕

東風長者原の合戦跡方なき空ことなりといへるは誤にて其の

左證とな ものあり九州史料深江文書、 安富民部大夫泰重中軍忠

に来り、警固をしてあり、私候大將御陣」と

は、氏時か召寄るにはあらて、頼房か、 主の身上

心遣して、私に参り籠りたるなり、しかれは武光

は、八月より豊後に發向して、高崎城を攻たりし故、

頼房病をおして、玉の城に籠りしと見えたれは、

武光は氏經か下向を聞て、馳向ひたるにはあらす、

しかれは、太平記の九月七日の長者原合戦は、あ

とかたもなきそらことなるをさとるへし、

三六七

候哉、自元一向憑存申候處、如此御沙汰、彌添咸

氏經は、十月の初に下着ありて、初の程は中に出

陣して居たりしか、後には氏時と一になりて、高崎

城に籠りしにや、大野は、大野の内に、大野莊三

百町といふこと、岡田帳に見えたり、鳥屋は、其庄

内にてありしなるへし、志賀も、大野郡の内にて、

鳥屋城は、志賀か在所より、便近の地なるへし、武

光か本國への通路に當りたる所故に、氏房は此域に

籠りて、武光の通路を塞ぎたる故、 武光そこを攻

して、路を開かんとして、度々軍勢をさし向て、

めさせしと見えたり、下の十一月十日、十一日、昔

九日の合戰は、鳥屋城にての合職にてあり、

不審之處、御音信悅入候、自是申入候、路次難

儀之上、無案内」之輩、更以不叶候之間、無力候

定無等閑」候歟、心中曾非如在候、抑肥州越、被

所々於要害、退治御敵之段、無比類、御軍忠

今年九月十四日万 立ちて踊りしものなり本書前に擧げたる

志賀文書に凶徒武光本國之道路を打塞ぎ不退合戦を致す云々とあ

即ち同時の事なり是れば筑前に少貳が起りしを聞き宮の御心

元なしとて豊後 返り筑前に至りきて長者原にて戦ひしなるべ

御所のあるや 又少貳か岡城に籠り、宗像大宮司

か宗像城に籠りて、高崎と黒足のことくに籠城して、

武光を中に取込て居たりしといふも、空言にて、岡

城は直人郡の地にて、後に上の志賀か居城としたる

所なれとも、其比まては、志賀は高屋の城にありし

よし、志賀文書に見えたれは、この岡の城は、豊後

の岡にはあらて、筑前の遠賀郡、古くより岡の水門

なと、名高きになれば、そこをしもいへるなるへし、

此長者原合戦の一段は、殊に九國の地理方角も、無

下にしらぬ人のかたる物にて、いふにもたらぬい

たつらことなるをや、 こい迄朱書せし上に北本文は なれ

すべきをもらせしにやあらん

とも少貳暫く夫に籠りてありしといはんは、さる

こともありつらんと、おもはるへけれとも、宗像城

は、當時宗像は、白山といふ處に、城をかまへてゐ

たりしといへり、されは豊後地にあらて、筑前の地

なるうへに、ことに筑前にては、西北の瀕海の地にて豊後とははるかに、其境をへてたれは、たとひそこに措籠りたりとも、援と頼むほとの事も叶は

司 址な

御食べ由

のろ宮れはい西ばたふし

方所々

東方也

の

菊池

日な所

征西将軍宮の御

せ

この太宰府より

軍は陣

所丸

とか

王

子

肥後文獻叢書第六巻

御所陣といふ本編に探願斯波左

見えたれど是は探御あるべしとあり愛今年のことなり

高崎城

は、すな

武光舍

の事は、志賀文書に、志賀藏人賴房當病之間、不

叶起居、自去年八月、参住高崎城、私候大將御

陣、致日夜警固之上差遣子息彌太郎氏房、於豐

後國大野庄鳥屋城、打塞凶徒武光本國之通路致不

退合戰之間、延々軍忠、猫、不遑注進、貞治元年

十一月十日、合戰之時、武光一族、鬼塚左衛門次郎・

討取之上、氏房親類大窪彌三郎若黨中尾兵衛三郎、

左近太郎被〃班畢、同十一日、分捕頸一、杯物、若黨

進又五郎、窪助次郎、中間後藤次、六郎次郎、彥五

郎、源内被」訖、同廿九日、若堂泉右衛門太郎高清

源八、七郎

討死、若黨古見孫三郎、中間六郎次郎、

次郎、被班果、と見えて、志賀頼房は、今年の八月、

此治二年物也、故に去年とぁより、病身ながら、に入

共

が狀まへに隆太郎武士筑前守武彦四郎武義の外武光の弟なし

山鹿郡の岩野郡なるへし、其比は城井の宇都宮か所

領なりしょし見えたり、下田はいまだ考へす

し深に九月二日到来とあるは八月七日狀の頭にされは弟彦次郎とあれども彦四郎武器の事ならん係詞に興一武岩野は、

さる所なるをや、菊池彦次郎、参考武義とするは、

系岡にたると見えたれとも、系岡一本彦三郎とし、

一本は孫四郎とす、いつれなるか定めかたし、東風

宮方の軍勢、巳に二十餘町引退く、すはや打負ぬと

見えける處に、城越前守五百餘騎、入代戰けるに、

少貳筑後二郎、同新左衛門尉、二人共に一所にて討

れぬ、後次郎

死其外松浦、

宗像大宮司か一族若黨、四百餘人討れけれは、探題

貳大友、二度目の軍に打負て、皆散々に成にけり、

菊池巳に手合の軍に打撃しかは、探題の勇氣、恐る

にたらすと侮りて、菊池肥後守武光、新手の兵三

千餘騎を卒して、舎弟彦次郎か勢に馳加、豊の

府へ發向す、 是ても探題少貳大友松浦宗像か勢

は、七千餘騎有けるか、菊池に氣を呑れて、懸合の

合職、叶ふましとや思ひけん、探題と大友とは、豊

後の高崎城に引籠り、太宰少貳は、岡の城に籠り、

大宮司は宗像の城に籠りて、嶮岨を命に憑けれは、

菊池豊後の府に陣を取り、三方の敵を物ともせず、

三の城の中を推隔て、今年は已に三年迄、遣攻にこ

そしたりけれ、抑少武大友は、大勢にて城に籠り、

菊池は小勢にて是を阻む、菊池か兵、必しも皆剛な

るへからす、少貳大友か勢、必しも皆臓病なるへき

にあらず、只士卒の剛は、大の心による故に、九

原合戦も現行におす期の遊となる者

上

光か、菊池より豊後に寄せんには、阿蘇坂梨にかい

小國にかいり

りて、直入郡に打入か、しからずは、

て、日田へ打入こそすべき事なるに、豊後に寄せん

とするのか、はるかに道を廻りて、筑後筑前の方

へ發向したるといふも、心ぇかたし、長者原は、筑

前國糟屋郡と中村と中村の間長者屋敷といふ所あり

其あたりを長者原といふよし織風土記に見えて糟屋

郡は宗像郡につゝきて西北沿海の地にて豊後への通

路にはあらす陳風日筑前國續風土記拾遺糟屋郡長者原古戦場

三六五

しおり道路の南方に小高き所あ

に

謖を生したり

の事ならしとはしらる

東屋上広種が豊後に下着

はヶ様に成にける也と、見えたれとも、心えぬ事

武光か、氏經の下着を聞付て、豊後に

ともにて、

向せしを、九月十三日のことしたれとも、この氏

經の十月廿八日の状に、去三日着 豊後國府中」とあ

れは、氏は十月三日に、豊後府に着れて、其よし

を阿蘇惟村に知らせられし状は、それより廿五日を

經て、十八日に出されたるに、其間に菊池と軍せら

れしことの見えさるにて、氏の下着の早晩、こと

の外に相違したるのみならず、長者原合戰も、烏有

雨國にて軍忠といふへき程、Sとくおほつかなし、 面目なくや思はれけん、尼崎にて出家して、 諸國流

おもふにこれは、將軍方に参りたるしるしに、豊後

大友軍の段

浪の世拾人となりにけり､」又其次菊池

肥後兩國の間にて、所々にて合戦したりしなと、そ に、左京大夫已に大友の館に着ぬと聞えけれは、菊

らうてをつくりて、氏經に注進したるなるへし、 池肥後守武光、敵に勢のつかぬさきに打散せとて、

太平記三十八、九州探題下向事の段に、筑紫には、少 菊池彦次郎、城越前守、宇都宮、岩野、鹿子木民部

貳大友以下の將軍方の勢とも、菊池に追すゑられて、 大輔、金勝院本下田刀以下、勝れたる兵五千餘騎を

已に又九州宮方の一統になりぬと見えにけれは、探 差添て、探題左京大夫を攻ん爲に、九月十三日、豐

題を下して、少貳大友に力を合せては叶ふまじとて、 後國へ發向す、探題左京大夫是を聞て、抑我九州靜

尾張大夫入道の子息、左京大夫氏經を、九州の探題 の為に下されたる者か、敵の城へ寄せすして、却

になしてそ下されける、左京大夫、先兵庫に下りて、 て敵に寄せられたりと、京都へ聞えんすること、先

四國中國の勢を催しけれとも、附従ふ勢もなかりけ 武略の足らさるに相似たり、されは敵を城にて

れは、さりとては道より引返すへきに非すとて、僅 待までも有し、路次に向職へとて、探題の子

に二百五十騎の勢にて、己にを解けるに、左京大 息松王丸、佞証本作いた幼稚にて、今年十一歳に成

夫の屋形艦を始として、士卒の舟共に至るまて、傾 けるを大将にて、大宰少貳舎弟筑後二郎、同新左衛

城を十入廿人載せぬ舟はなかりけり、磯に立並て、 門尉、宗像大宮司、松浦一堂、都合其勢七千餘騎に

これを見物しける者ともの中に、些こさかしけなる て、筑前國長者原といふ所に向て、路を遮て待

近世者のありけるか、傍の人に向て申けるは、大 かける、同七日に、菊池彦次郎五千餘騎を二手

敵の國に臨む人の、兵をは次にして、先女を先立給 に作り、長者原へ推寄て戰けるに、岩野、鹿子木將

ふ事、心得られすと難し申けるか、果して幾程なく、

已下、宗徒の勇士三百餘騎討れて、

監、下田帶刀、

高崎城にも堪へす、淡ましき體にて上洛し給ひしか、其日の大將、菊池彦次郎、三所まで創を被りければ、

十六日、氏經花押、矢部、友知は、益城郡、

事とは、いかなることもしれされとも、前書に、 野、鞍岡は、阿蘇郡南郷にて、もとより阿蘇の分地

惟村へ所望地の事、注申へきよしいひおくりたる故、 なり、當時惟村南郷にありしことなれは、是らか將

惟村より其事に付きて、宗掃部入道を遣はして、申 軍方に参りたるは、惟村にしたるにて、事を氏經

旨ありしなるへし、宗掃部入道は、對馬の宗か一族 に注進したる也、常國他域御軍忠とあるは、心えか

なるへく、おもはるれとも、惟村か使につかはした たきことにて、惟村南郷に在りて、心を將軍かたに

る人なれは、對馬の宗にはあらて、別に惟宗氏の人 かよはしたれとも、父の惟澄か、無二の宮方して、

の、阿蘇の家人になりてありし人なるへし、沙汰始 甲佐にありて、南郷をふまへたれは、父に向ひて軍

行候時可得意」とは、恩賞地の沙汰なといふこと すべきにもあらず、またさる事ありしことも聞えす、

は、また合戦の事に隙を不得して、執行におよは さりとてまた、武光としたること、聞えされは、

11

て、惟村に後措等のこと、よきに計らひくれよと、

康安二

されば、無事の日を待ちて、質知の沙汰、始めて執

行候時、其意を得へしと也、不審之處悅口了、凶徒

既打入府中候、未攻當城候、若寄來候者、一向

憑申候、次通路事、土左次郎、彼、談合策候者、

悅人候、恐々謹言、九月九日、氏經花押、阿蘇大宮

司殿、 矢部、友知、大野、鞍岡者、共爲ッ御

7

先の七月三日の後、此狀の前に、武光か豊後に打入

たること、それにつき使者の往来も、通路難儀なる

よしなと、惟村に申越されしを、先日如申候通路

難儀云々とSへるなり、共を武光か、寄來りして

とを告たる故、今はたゝ當城攻寄とはかりいひて、

誰かしか攻寄せたりとは、Sはさる也、此時武光は 致忠節」候之條、咸悅無極候、就､中國人等、同

高崎に攻寄せたる比故、志賀頼房は、高崎に参り籠 參御方」候之條、目出候、重被差遣軍勢」候、當國

りたる也、 〇宗掃部入道中間事、沙汰始行候時、可 他國御軍忠、尤翼」他候哉、難」北煎自餘人々」候

得意候、更不可、有三子細候、恐々謹言、八月 尚々悅喜無極候、彌可､被廻″御籌策」候、恐々謹言、

七日、氏經花押、阿蘇大宮司殿、宗掃部入道中間 九月下向を聞

光淨寺文書、肥前國光淨禪寺事、爲御祈願寺可合致

者、依將軍家御氣色、逢如件、正平十七年七月一日、勘解由次官 付て、八月の初に、豊後に攻入しかとも、道々合職

列、奉、空山和尚方丈、岡山和尚之自筆也、常寺開 自筆、

に隙収て、いまた氏謡の籠りし府中城までは、攻寄

御所御成高良之時、於上宮懸御目候き、其次西島郷光浄寺 御所

等令旨於下給、榊可御所精誠之山申上候義、不可有相違之 さりし也、もし攻寄たらんには、武光か進退につき

殘半分者、爲料所被

ばこの人しゅに入たてまつるべく候とある片保田殿なり

藤原武明判、狀主武明は菊池武隆の子にて興國三年の武士か

起請文にかたほたとのもごんきしからしめト あばれ候はん時

三有、永代所奉寄附也、仍寄進狀如、正平十七年壬寅七月十九

然樣上意御伺候 申御沙汰者、恐悅疾、愚僧開基寺院之間、如斯

申上候、委細此可申候也、恐々敬白、六月十一日、自空列、逆上、

高辻殿、此書に據れは常時宮は高山におばしましし事しろし

○廣寺文書、師匠大智上人御所、畠地壹町者、在肥後國山鹿庄

田村内也、右高地者、武明重代相傳之私領也、爲奉報謝四恩

謹言、二月十五日、氏時花押、阿蘇東殿、」筑後

申へく候、

由、被仰出候間、令進候、同五條殿手跡、殊可爲鏡候也、可

かんのきあるましく候、よろつけさんのとき、申

け給候へく候、くはしくは、 かのかたに肥後の国徒等、對治として發向とは、筑後は宮の御

事、肥後は菊池をさす也、氏時去年の敗軍のを雪

かんとて、肥筑兩國の間に發向したる事なり、しか

れとも、其比の諸家文書とも、傳はらねは考ふるに

よしなし、此事に付きては、猶後にいふことあるへ

し、別紙とは、前に見えたる三通の釈也、 とり申候

とは、執申にて、寢逹なとすることを、執するとい

ふ也、阿蘇東殿は、惟村也、惟村ははやくより、將

軍方へ心をかよはしたるものなれは、惟澄とは引

かれて、南郷か矢部かにありし故、惟澄か中佐にS

たるにむかへて、東殿とはいひたる也、

○々雖可進使者候先度如申候、通路難儀之

間、無案内懈怠、心中更非等閑候、洪邊事、

一向憑存候、當城攻寄候者、隨進退可」有御計

又料所事、自是雖可」進候御望之在所、不存

知候間、不候、注給候者、 可書進候、且京都

可被申子細候者、可承存候、身之一大事候者、

可注進候、定不可」有子細候、此間御辛苦、返

東風補、深江文書、安富孫三耶泰治女子字虎申、當國大聯庄岩崎

々察申候、恐々謹言、八月廿七日、左京大夫氏經花

職事、於分者、勅裁被行恩賞之間、今更不及改動、

‶給替之後、可被返付彼女子之狀 押、嶺上、阿蘇大宮司殿」に輝當城攻寄候は、

日、左中特例、菊池肥後守殿、

隨進退可有御計候とは、武光、氏經の依仰執達如件、正平十

征西大將軍宮諸卷九

と時風東

れ征

澄幕

惟蘇

北朝貞治元年

九月廿三日

己丑改元

正平壬寅

澄書阿日

幕に十七年肥後國守護職事、雖拝領候擧京都」候畢、仍先

申候,可介致軍忠」給候、恐々謹言、二月十五日、

氏時花押、阿蘇東殿、雖拝領候の一句、解しかし、

誤寫なるにや、もし強ていはい、先年父の惟澄を、

肥後國の守護職に補せられしかとも、惟澄は宮方

して、つひに將軍方へは参らされは、いつらにな

しにや惟村其職を相續すへきにあらさる故、拝

領候とはいひたるにもあるへし、されは今氏時より、

惟村を守護職に補せらるへきよし、京都へ達し置

たるみ、まつあらかしめしらせ置きて、此事一定子

細あるましけれは、軍忠をはけみ申されよと也、

史料に肥後守護は大友氏の世襲するところなり 前年二月

推澄守護職に推薦して これを誘へり常時義詮の時に興へ

不參御方 現不忠者、如元可令管、 の語

しを以て更に氏時に還補し是に

十月十七日幕府 氏の申請窓

守護

肥後守 事、雖拜領候、零逵京都候畢、

軍宮譜の説は誤わりとおり また、肥後國菊池肥後守武光、

同庶子跡、井守富庄事、先進中候、御領堂候而、可

令」致軍忠給候、其子細、可江京都候、恐々

謹言、二月十五日、氏時、阿蘇東殿、豊後國日田

し三六一

日田出羽次郎、同庶子等於發- 跡,同國井田大佐井

御領掌候而、可令三軍忠」給候、

兩鄉事者申候、

其子細、可注進京都候、恐々謹言、二月十五日、氏

時、阿蘇東殿、菊池武光か跡、日田出羽次郎か跡な

といふは、其時菊池も日田も、所領をはなれたるこ

とあるにはあらす、是建武中、惟時を薩摩國守護に

補せられて、島津弘管跡と、綸旨に載せられたると

同意にて、敵方の所領を、御方の人に賜時は、か

ならすかく跡とかいる事、定例なり、庶子とは、

其家居庶流の一族にて、其家長一人の領地のみなら

す、一族とものの領地までも、すべて賜ふへしと也、

出羽次郎は、出羽守貞政か子なり、先年御方に参

たる故、宮の御供して、豊後に寄せし、其事を今

度付参筑後宮とはいひし、守富庄甲佐の神領、井田

大佐井は、惟時か新恩の地なり、これをも一同に、

惟むらに宛行はるへしと也、また○ちくこひこのけ

うとら、たいちのためにはつかう候、いそ御こゑ

候へく候、こうしにつけてしかるべく候、兼また別

紙を書進候、ところ御くたしふみの事、き

やうとにとり申へく候、佛神も御せうらん候へ、とう

領當國小河井郡浦事、如去月廿三日 令旨者

まいいひおきて、後の考

のたよりにしたるになん、 ○阿蘇大宮司惟澄申、社

やる

は、薩摩人の、島津義弘の島原合職の事を書きたる

中に、家久朝臣のことを、無官わかうと書きたり、

今のわからは、其比よりはやくいひたる也、藤原義

貞は、いかなる人ともしらねとも、正平の號を用ひ

すして、康安とかきたれは、将軍方にてありしなる

へし、それか丞丸にしも、所領を避ゆつりたるは、

いかなるよしともしらねとも、伊津野村は、義貞か

相傳の所領なりしと見えたれは、先輩惟時か京都に

使に遣りたる、伊津野門法橋は、此義貞か父にては

なかりしにや、惟時は年比將軍方に志を通したる

ことなれは、伊津野の一族とも、將軍方して、惟

時か京都の代官なと、勤しゐたるものにてそありけ

ん、丞丸は祖父か讓はうけだれとも、惟時跡をは、

惟澄に相續仰付られし上は、水丸も無足の身になり

てありし程に、将軍家に、京都に其事を炊き中たり

し故、義貞か所領をさけ讓るへしなと、京都よりの

御下知ありしにもあるへし、こはもとより推量の説

なれとも、おもひよりたる|佐嘉郡平尾村闕所伍分参、

同郡内田畠陸町「佛念跡」事、今月廿日令旨如此、早任被仰下旨、

守護代相共花彼所.止國分四郎、高木肥前入道妨.可被沙汰付下

地於家也、仍執達如件、正平十六年九月廿七日,肥前守判、矢

俣越前太郎殿、九州史料に狀主肥前守菊池武光とあれど武光は

肥後守也是江兄肥前守武澄也

○河上山文書、肥前國河上社雜学

與へたるものなりきて氏は豊後に下着せしは十月三日の事にて

阿蘇大宮司氏經より贈りし状に明記せるものあり本書には誤り

正平十七年十月のこととして明年の所に繫げたれども質は本年

のものなり

○同文書、武光以下凶徒退治事、 族相共に、白肥後國球磨郡、

令發向菊池匣、可致忠節之狀如件、康安元年十月十六日、左京大

列、島津三郎右衛門尉殿、本書は斯波氏か豐府中より資久に

東風補、薩藩舊記、樺山氏文書、爲鎮西凶徒退治、可令燚向也、

致用意相待下着、且被船津來候者、悅人候、國中憑布候、恐々説

言、康安元七月廿日、氏経列、島津安麼守(資久)殿、

郡浦者、道光代構城郭、至小河、顯興代構要

害'各申異儀間、不」及打渡」云々重差遣守護代、

破却城郭、可」沙汰付下地於惟澄云々、早被

仰下之旨い窪田孫次郎相共、莅彼所其節、起

請文之詞、可、被申之默如」件、正平十六年十一月

七日、武光花押、守護代、同年月日、武光より窪田

への下知狀、前に同し、

間、不」及打渡」云々、同月同日、武貫請文、子細同前、

仍彼請文進上之、以此旨可、有御披露候、恐惶謹

言、正平十六年十月十四日、肥後守藤原武光上、渡

進上御奉行所、 阿蘇大宮司惟澄申、社領當國小

井郡浦事、如注進狀者、於郡浦者、道光代構

城郎、至 小河者、顯興代構要害、各申異儀」之間、

不」及打渡」云々、重遣守護代、破刼城郭等、可」被

沙汰付下地於惟澄之狀、依仰執達如」件、正

平十六年十月廿三日、勘解由次官花押、菊池肥後守

殿、○阿曾文書、讓申肥後國うとのいつの村の事、

右の所領は、あそのせうわかこに、 ゑひたひをかき

り候、ゆつりいらせ候ところなり、仍爲後日」

狀如」件、康安元年十月廿五日、藤原義貞花押、宇土

のいつの村は、伊津野村也、あそのせうわかては、

阿蘇の若子にて、丞丸か事なるへし、丞丸か事を、

さきには大宮司惟直か子ならんといひしかとも、惟

直か子ならんには、年のほと少くとも、二十六七に

てもあるへけれは、これまても元服をせて、幼字

のまゝにてあるへきいはれなし、しかれは丞丸は、

惟時の第三男のありしか、それか設ける子なるを、

惟か其時まて惟里は阿蘇を稱せすして惟澄と同しく悪長とし

になるへし惟里か後に惟村と改めしことは必定なれと丞丸

ん惟里の丸正平六年に既に惟時が養

一年の言上狀に惟澄か公邊に對

若子といふことは、古き事なれとも、中昔はたえて

さるありしことも聞えす、此比よりいび出したる

ことにでもあるにや、さたかならず、これを後には、

音便にてわかうといへるは、すなはちこのわかこな

り、今はいつくにて、人の男子の幼稚なるをかし

つきて、わかうといふは、常の事なり、 やしふるく

三五九

けたるを見れば若干と惟村とは同人のやうにも思ばれとも前述

の如きものあれば家譜の説は疑ひなき能にすこしに惟時か三男云

伝の説あれとも是亦かに従ふへからすとにもかくにも不審多き

ことにて猶ほ後考みまつ

息惟里といふへからさるなり又丞丸既に元服して惟とせしな

らば此の十六年即北朝康安元年に丞若子といふへからす此の惟里

の惟村は父惟澄の忠義に似す庭訓に反して北朝の令奉し終始弟

しものなればこいに北朝方の藤原貞義 譲状を受

孫の

はれ

東風呂阿蘇家譜を見れば丞丸を推澄が嫡子惟村として推面には子

なし然るに惟村果して

に惟時の沼せし後其家嗣きて阿

蘇某と稱すべしされとも惟澄 平十一年の言上狀に「愚息彌太

邵惟里欲令言上奉公之名字焉」 て惟澄が嘗て肥前國曽根崎庄地

賜りしことあるによりて其の曽根崎の地名を惟里が氏と

惟村たるこ

居

願ひしことあり是れば惟時が没後四ヶ年計後のこと

その三男も早世して、丞丸か幼稚にてのこりたるを、

嫡孫にして、耐務領ゆつりしなるへし

ん

所欲」沙汰付下地於家之處、於郡浦宇土、道光

御神の御といひたを、後には母の事と心得て、代構城廓、至小川者、顯興代構要害、申異儀」之

佐宮の縁起は、附會の妄説にて、いふにもたらぬ事

郡浦のを、阿蘇大明神の肥後文獻叢書第六巻

三五八

事なれとも、乃貢の沙汰するを、所務といへり、其

時守護の代官より、下地を耐家に打渡したる故、甲

佐凪の雜堂神人等請取て、乃貢の事を沙汰せんとし

たる也、雑学とは、所務出納の事などを司堂するも

のにて、神人は、元家の下司にて、今いる下家の

類なり、甲佐、健軍は、阿蘇の別所なれは、牒し台

せたるも、さることなれと、藤崎八幡宮は、阿蘇

社に何の由とてもな御なるを、かく牒釈を遣し

て觸れたりしは、昔より九州五所八幡の一にて、其

比も當にて、神領なとも廣く、耐司供管等も、大

勢居たりし故、吸訴の合力を頼みたるなるへ

御母とはいひたるにて、

實は甲佐の御神の御母にて、阿蘇北米を祀りたる証

なるし、其比まで、諸國の大趾の有さまなと、狩

昔の遺瓜ありて、かく神輿をふりて、吸を企てた

る也、されとも此時は、かく牒状を廻したる計にて

神輿を宮の御在所へ振りたてまつりて、吸訴するま

てには及はさりしなるへし、常時の御在所は、いつ

くなりけん、定かならされとも、頼遠と武光か往復

の書簡、いつも十餘日經たる趣に見えたれは、先

まい、宮は筑後におはしましつらんとおもふ也、

筑前に小武大友を撃破し給ひ

しまい大宰府に深まりいなり 阿蘇大宮司惟澄中、 社領

常國小河並郡浦事、就注進狀御沙汰畢、顯興道光

等、中異儀」云々太無謂、重嚴密可」彼」沙汰-付

下地於家之狀、依執達如件、正平十六年九

月五日、勘解由次官物、菊池肥後守殿、〇阿蘇大宮

司惟澄代信阿中、當領肥後國郡浦幷小河事、任去

九月五日 令旨、守護代武貫、#窪田武宗爲使節」

其節」候之處、如去十月一日武宗請文者、莅彼

也、ことに當吐とSふは、郡浦をさしていひたるに

て、共祭神を、阿蘇御母とあれは、健磐龍命の父命、

神八井耳命の御妻の神を祀れるにや、されとも甲佐

明神の母とあるを思ふに、古くは神の御母を、皇

凧と書きて、それを御ちやといへり、さる例多かる

中にも、賀茂御祖神のことき、則上賀茂別雷神の

御母にておはします也、されは郡浦のも、甲佐の三五七

是勅號也、自 爾以降、代々崇敬、異 于他就中

小川兩郷~、建久六年、

仗、所務体、本体、職務の

自 天被改授 金甲依奉」佐皇后之軍甲佐宮止申、

持寫了、

嫡子、南郡管領之鎮守也、神功皇后、三韓征罰之時、

二月廿八:

五郎三

神事抑留畢且其子

◎甲佐宮牒 郡浦社衙、 欲,早依社家先規,且爲 神「細、任 先規ń相 阿蘇、健軍、藤崎秕等,訖、定可

威倍增、被长致 一嗪 沙伯耆守顯興 打 擲-刄-傷當 令 皆同,者哉、殊尊神者、阿蘇、御舟、甲佐、祖母

沚祝官人等,問事、右濫觴者 ·顯興 押 領當社領小「神之間因緣尤不」淺之上、往古一體之神明也、定是

河兩鄉 之間、被 下 旨御教書爲 遵行守護代因 合力 給歟而早點 日限捧神與發向公庭、達

幡守武貫代、使節室田越中次郎代官等、去三月之比、祈家之先規於上開被､行 顯興於重科、欲」息 髒訴、

入部之處、顯興申異儀,之間、被 注進 畢、而重依「若爾者大明神者、殊蹤 於末代、吐司等者、彌 國家

▲被 仰下去月廿日、前御使等、､發 向彼所、既打」之安寧、仍不耐懇歎勤狀牒送如¸件正平十六年

渡當鄉於心家;畢、仍社司等、欲、所務之處、同「八月日、甲佐秕神官等、小一祝大江實種、三祝宇治

廿三日、瓤 顯典代官、引率多勢、刄 傷雅堂祝宗次、 惟房、二祝字治惟綱、一祝丹治盛綱、權大宮司高階

令 打w鼏神人,之條、其子細、守護使等迯 捡見、 則綱、供僧等法橋享珍、法橋惠久、權律師久俊、權

令 注進 畢、筱倩案 事情、我神者、忝阿蘇大明神御「律師兼舜、權律師惠監、別當兼學顯權律師怏監、

ある城越前守隆戰誌

なる治上改元才、」

此時武勝部軍功奠大也占《豐前守仁成立苏斯《九州大华靜體征,以下之所々;被｣泰」寄之後 者、爲‟重老 之神,之處、

西將軍宮江其儘大宰府〈御座龙居讠 杞妇今年已汇暮翌具團貞「顯興」押 妨社、剩 刄傷-打-擲 祝 神 人等,之

韦府内(打入明L:大友过其比大宰府入出陣LURK其留主征後白河院御宇、建久之比、殊以被 賞犹、以一件小川

罰して前へ駈通り所々を切從へ大宰府へ来て宮の御陣へ参る

べしとあれとも右の北肥か子の武なり菊池武系岡に見えず、

東風又日本書宗像大宮司虞氏重宏6℃L上面扎上く右の北肥戰誌條張行之至、矯絕 于常編、神慮尤有」喑ˈ此時分,默, には氏直とありいつれ正し

汇江氏直占南八刁L正L办後考加待?菊池方智謀の將城越前｜止神訴者、末代定可以失 雲社之威,欺、仍於 當社I 守は北肥戦誌に武額といへ

の宮方交名の内に 者、神輿御動座、喂心埴閉門、不午在廳立雰狀民見之力、八代北鄉、北小河南小河

S 也、欲､会 所務,上爲、迄于歸津之期、致忠節事、然早賜御列、駑備將來龜鏡、粗

上如件、正平十六年九月日、進上、御奉行所、承了判、菊池肥後

守武光例也、 ○北肥戰誌、宮の御勢筑後打通大宰府へ攻近く少

防んと共身は宰府へ在て滿獄要害に構天拜獄に出城

東風日九州史料を見るに此段の軍に關係ありと思ふものあり左に

列記す○龍造寺文書、 肥前國龍造寺民部大夫家平中軍忠事、右爲

菊池武光: ・凶徒等退治、御出之時、 馳参松浦大村、宿直警固之

剋、七月五日、筑前國御發向候間、橘于御手、 加布利之城 (怡土

郡)沒落之時、抽忠勤畢、次爲細峰之御陣、日夜合戰訖、隨而迄

于飯盛油山之御陣、抽忠節者哉、然早預御證列、欲備後代龜鏡、

此旨可有御披露候、恐惶謹言、延文 月日、進上、御奉

了制、深堀文書、肥前國彼杵庄 鼎五郡左衛門尉時勝申軍忠

右去七月十七日、馳參筑前國- 田御陣、致宿直之處、少貳

耶賴、并松浦以下凶徒等、引退本

取上油山之

間、八月六日、被追拂彼等之刻、抽忠、翌日七日、馳參青柳御

陣之處,被迫落大友刑部大輔氏時、源孫二耶冬資等逆徒之刻、亦

軍忠、同八日、爲賊軍誅伐、同國西鄉御發行之間、同令供奉,

於葦屋鬼津以下所々御陣、無斷絕致宿直、同月十六日、爲殘黨對

守護代御手、豐前國規矩郡發向之間、同罷向、屬當郡無

前に落下りて、那古耶に住たりし故、 那古屋次郎兵

術と名のれり、其孫源太夫判官か、松浦郡梶釜に移

りてより、共子孫代々、松浦を以て名字とせり、ま

た阿部宗任、□□□つくしに下り、松浦に住たりし

か、類ひろくなりて、松浦と名のりしょしなれは、

松浦の雨黨は、此兩家の後なるへけれとも、上下S

つれなりけん、さたかならす、ほ考ふへし、

肥後文獻叢書第六卷

進ん

飯島生、原田、秋月、松浦、或は深山へ逸れ或は海岸に身を寄て面

出者もなく筑前一説に平均す豊前へ被差向し御も城井長野等

打従規矩田河南郡靜す豊後へ向ひし菊池右衛門大夫武

誅伐するに少貳一家、 山鹿、麻

越前守光に城が家人に首を授けり是等を始て少貳が侍六十餘人

雑兵六百你人討死す斯て菊池は城越前守が計略にて容易少が大

宰府の城を攻落し天手嶽等の も退治して博多鳥飼を過

て姪濱へ陣を取り武家方

其様子を窺び知り宰府の民家へ火掛けり少武が城中大に騒ぎ

先にと落ぬ越前守押寄是を攻けるに不落去して大宰少貳頼向

城去

取上り後には豊後へ落行大友と一所に居け

後の 城野九

代の手に相続す八日 日將軍宮長島山へ御陣を被居于時菊池武

光勢て城越前守武大将とし少の <宰府へ

攻きする彼越前守は智謀深き者にて博多の津へ出家の居けるな

方便財を奥へて謎の旨を大宰府の城中へ入れ様々の悪説

せる程に少貳 人等互に心を置合一和せす越前守忍以

守護代を被差向此時肥前國彼杵一揆深堀五郎左衛門

細

峰の城より出て名和菊池と防戦しけるが一戦に打資本陣へ引退き

油山へ取登る八月六日菊池いて之を追拂七日將軍宮青柳に御陣

ふ被移菊池、名和、宇都宮、城、赤星、城野、八代、を以て大友

刑部大夫氏時、大宰源孫次郎冬、宗像大宮司氏直、城井常陸介、

山鹿筑前守、等と合戦し不日に被近落八月八日時氏直冬資以下

か北 追て同國西郷へ御發向于時宗像大宮司は己か蔦岳城へ迯

籠り大友は豊後へしけり夫 宮の御勢蘆屋鬼津へ至り小時

御在陣あり八月十六日凶徒の残黨城井山鹿為御退治

筑前國長鳥山に陣取る于時少貳次郎

先陣菊池

和長生誘へ一の瀬、岩門、飯盛、細峰、荒小、五ヶ所の城に軍兵

置大宰府の援と定めて宮の御勢を待懸る大友刑部大輔氏時

来り少貳と一つに成る斯て宮の三五六

征西大將軍宮 巻九

にそ申遺はしける、是を聞て、さる事や有へきと思

ひなから、今時の人の心、また有ましき事にてもな
と、互に心置あって、ふまぬ人も無かりけり、
其後少程經て、八月六日の暁、城越前守千餘騎の勢
にて、飯守山に推寄、稲の板を敵を作る、
松浦黨元來大勢也、城よかりけれは、敵に落さる
へき様はなかりけるを、城中に敵に内通者多しと
の謀て告たりしを、質と心得て、御方に討るな、
目を賦れといふ程こそあれ、我先にと溶ける間、寄
手勝に乗て、追懸々々是を討、夜明たりせは、一人も
助るへしとは見えさりけり、敵なから手痛からんと
おもひつる松浦黨をは、城越前守か謀にて、容易く
攻落しぬ、少貳大友を打散さん事は、掌をさすより
もたやすかるへして、菊池、宮の御勢と一手に成
て五千餘騎、明る七日午のに、香椎の陣へ推ます
る、松浦黨昨日搦手の軍に、打負ぬと聞しより、哀
れ引はやと思ふ少大友か勢ともなれば、何かは一
たまりもたまるへき、鞭に鐙を合せて、我先にと落

て行き、道もさりえす脱捨てる、物具弓矢に目を懸すは、一口路餘追はれたる、大手二万餘騎は、牛生て本國へ蹴るへしとは見えさりけり」、此合戰は、菊池か重て寄すべきよしを聞きて、何より、大友に合力を頼み、肥前の松浦とも催して、 少貳本陣の宰府を明けて、深々と菊池を入れて、三方より取挟みて、菊池を討取らんと計りしか、今度も武光か武勇に敵しかたくして、かいる負軍をもしたりしなり、宗像大宮司は、先年將軍鎮西へ落下り給ひし時、最初に御方に参りて、 多々良濱の合戦に高名したりし、大宮司氏俊か子氏重、父の氏俊か跡を、叔父の氏名相織早世したりし程に、氏重叔父か跡を相績して、大宮司となり、延文三年三月、常國宗像郡幡織山神社に詣てい、四韻の詩を作りたること見えたは、此合戰に加はりしは、氏重にてありしなるへし、此をり少貳は、宰府は菊池か路なれは、いつちへか引きたりけん、肥前へ落たるか、宗像のかたへか引

たりしなるへし、紀井常陸前司か事、すてに前にい

へり、されとも其比は、孫の大膳亮經景か代にて、

常陸前司は、今は世にな人なれは、此合職に向ふ

へきにあらす、上松浦下松浦は、いはゆる松浦黨に

て、頼政の三位の家人、渡邊授、宇治合戰の後、肥

三五五

きとて

改めたる說あり

るは元は守護職一人のうへにいふことなれとも、かく代

官をも、猶守護人といふことは、國の守を司とい

ひたる、書吏以上をすべて、司といひたるに似

たることなりと知るへし、押領人とは、守護人とい

ふとは同からて、押領の押領は、押檢管領の意に

て、一方の地を管領して、そこのおさへとなる意な

るを、うつりて他人の領所をおさへて、知行するを

押領とSへり、近比惟時か沒後になりて、阿蘇の榊

領本祇領の外、甲佐郡浦など、別の神領とも、他

所に飛散りたるをは、惟澄も丞丸に憚りて、無沙汰
にてありし程に、宇十道光、伯顯興等、各其在所
近所を、宇土は郡浦、伯耆は小川を、押してあ
りし故、守護人より、各惟澄へ避興ふへきよし、い
ひたりしかとも、宇土も伯耆も、左右子細をいひて、
守護人の下知をうけ引かさりし也、令旨御教書とは、
个旨と御教書とのことにはあらす、合旨の御教書と
いふことにて、中昔より綸旨の外は、院宣旨を御
殺書といひたるなり、一通分旨は、前に S 二月
三日の介旨也、神領等注文は、神領の田地の坪附の
文書なり、
・東風旧能に合旨御牧書を同一のものとい! ○太平
肥後文獻叢書第六巻
謬考なり記三十六、菊池軍の段に、筑紫には去七月初十六
に、征西將軍宮、新田一族二千餘騎、菊池肥後守武光
三千餘騎、博多に打て出て、香椎に陣を取と聞えし
かは、勢の附ぬ先に、追落せとて、大友刑部大輔七

千餘騎、太宰少貳五千餘騎、宗像大宮司八百餘騎紀井常陸前司三百餘騎、都合二萬五千餘騎の、一手に成て大手へ向ふ、上松浦下松浦の一黨、雨勢の兵三千餘騎は、飯守山に打上て、敵の後へそ廻りける、寄手は目に餘る程の大勢にて、しかも敵を取巻たり、宮方は揚までもな小勢にて、しかも平場を陣に取たりけれども、菊池か氣分、元來大敵を収ひしく心根なりけれは、敢て事ともせさりけり、雨陣の間、僅に二十餘丁を隔たれは、數日互に馬の腹帯をかため、鎧の高紐をはつさて、懸りてや攻る、待てや戰ふと、隙を窺ひ氣をためらひて、徒に兩月をそ送りける、菊池か家の子城越前守は、謎ある者なけれは、山伏禪付遁世者なんと、忍ひしのびに松浦か陣へ遺はして、其陣の人々の中に、誰は御方へ内通の事あり、何かしは後矢射て、降参すへき由を中候そ、野心の者共にこいろをおか、犬死し給ふなりなと、様々

當社領肥後國郡浦事、 去月廿五日、旨如此、早任
被仰下」旨い守護代相共莅彼所可沙汰付下地於
耐家也、仍執蓬如」件、正平十六年六月十二日、肥
後守花押、窪田越中孫次郎殿」、今一通小川事、前文
に同し、故にせず、守護代は武貫なりしこと、下
に見えたり、窪田越中孫次郎は、守護代の又代官に
てありしなるへし、すべて守護代といふは、先代鎌
倉の末より始まりしことにや、中昔より諸國の受領、
多くは遙授のみにて、 當守の國に下たるもの稀に
なりたるより、宗徒の家人を目代と稱して、國に
下し、おのれに代て、務を沙汰せしめたりしを、
武家も其例にならいて、 諸岡の守護をまた、一族家
人の中を、守護代として、務を沙汰せしめたる
なり、しかるに目代も、それも一人にては事しかね
たりし故、貳副の二人を置きたるを、小目代とも、ま
た代官ともいびたる故、守護代もまたそれに効ひて、

また代官といふものを置されるなり、阿蘇大宮司

惟澄重言上、欲早重被仰下令知行神領等」事、

右神領等、任去二月三日、令行、井御施行之旨、守

護人莅彼所々、彼」擬打渡」之處、押領人宇土壹岐

入道々光、伯耆守顯興、井勾野鄉等依」中異儀、不

事行之由、守護注進之上者、重被仰下之、如元

欲全知行、凡本知行之所々、于」今不安堵之間

軍勢分減少」之上、疲勞之至、尤可」足三高察者哉、

然早爲」被」經厳密御沙汰、重言上如」件、正平十六

年六月日」、阿蘇大宮司惟澄代謹言上、欲を早任命旨

御書旨預御遊行全務神領等事、副進、一通、

御教書、一通、榊領等注文、右參御方」之輩、不」論

理非、當知行地、先無相違」之定法也、加之介」三

領安堵旨御教書之上者、早預御遊行、爲全領

堂、粗言上如」件、正平十六年六月日」、旨御施行と

は、本文にいる二月二日の旨と、共事を守護人に、

下地を沙汰し付へきょし、被仰下」たるを、御施行

とはS也、今二月三日旨とはかりいふは、五月

廿五日の令旨は、守護人の方へ遣はしたる故、二月

三日の合旨まてをさし出たる也、守護人とは、武光

守護代武貫、又代窪田らを

をさしたるにはあらす、

すべて、守護人とはいひたるにて、上に見えたるこ

武光か下知をうけて、其所々に行

とく、守護代等、

向ひ、下地を沙汰し付んとしたりし也、守護人とも、

下地於家」之狀如」件、正平十六年六月十

へて、上よりはさらにて、みつからも、たい筑後守 二日、武光花押
、守護代」、阿蘇大宮司惟澄代信阿申、

一年以来の旨にも、惟澄か申狀にも、是まては

郡御

暇のをり、幼名を改めて、實名を付くこと故、それ と計しるして、
一度も大宮司といふことの見える

を加冠名字とも、元服名字ともいふ、名字とは、た は、是また心得かたきことにてありし、依ておも

名といふも同しことなる故、後には烏帽子名とも に、惟時か務所領等を、孫丞丸に譲たりしかと

東風補、阿蘇文書

いひたり、

-寄進豐後國井田鄉得分物內拾貳

花經十二部、仁王經十二座、

も、宮よりは惟時か、後にはしふるく、宮方には

光明眞言一千

也、早守

被致御祈禱之精誠狀如件、延

宇

〇肥 参りたれとも、初より心をニッにして、奉公忠質な

後國阿蘇凪々務職、井神領等事、先年以惟時跡、被 らさらしを、宮にもふかく悪みたまひたりし故、惟

仰付畢、早守 彼先例、彼其沙汰者、依」仰 時か跡をも、丞九には沙汰し付けられすして、惟澄

執達如」件、正平十六年五月廿五日、勘解由次官、 に相織を仰付られしかとも、惟澄は惟時か子孫に對

阿蘇筑後守殿」、此上包にも勘解由次官頼元と見えた しても、二心あるましきょし、誓状を書きたりし末

れとも、前にいふことく、他の狀の上包なるへし、 のことなれは、惟時か跡をは、讓状のまゝに、丞丸

先年以惟時跡被仰付畢とは、惟時は正平八九年 に領せさせて、是までも狩辭護して、われよりは大

の間にかくれたりしかは、共をり惟時跡の社務職 宮司にもならてありし故、かく再三の旨をも、下

領等を、宮より相殺すへきょし、御沙汰ありしなる されつらんとおもふ、しかるに今年より以後は、

へし、しかるを今年また、二月にも此事御沙汰あり 自らも大宮司と稱したるは、度々の旨 いなみかた

て、今また重ねて、かく仰下されしは、いかなるよ く、つひに仰に從ひて、社務神領等を、惟澄賜はり

しにか、二月の旨には、すてに大宮司とかくれた て、沙汰したりしと見えたり、○阿蘇大宮司惟澄代信

るも、早く大宮司に補せられたりしやうに見えたれ 阿申、當証頸肥後國郡浦事、去月廿五日、旨如此、

とも、此旨にも、筑後守とかゝれ、 是より先十 早被仰下旨 窪田越中孫次郎相共莅彼所、可

征西大將軍

丞丸か事とせんも、これか大宮司に補せられたる

とも聞えす、まして所々數ヶ度軍忠をいたししてと

は、當時の文書ともには、かつて見はさることな

るをや、また惟澄を、肥後國の守護職に補せられ

*惟澄か謀反して、將軍方に參りたること 聞え

さるに、今かく守護職になてなされしをおもへは、

是を將軍方して、度々軍忠いたしことありしを、

大宮司の事と同しく、大友氏時からと年の夏、肥後

に打入る時には、菊池には寄せすして、三舟隈莊

甲佐まて打入て、合職したるは、すべて阿蘇の分地

なれは、それを防戰して、追返したるは、一定惟澄

以下、阿蘇の一族共にてそありけん、しかるを、阿

蘇の一族、近比將軍方して、度々軍忠いたししと、

氏時か注申たるは、いかなるよしにか、ひとく心

えかたし、これにて、つらく考ふるに、近比

武光か武威盛にして、九州大かた宮かたに一統せし

うへ、惟時もつひに錨順して、阿蘇菊池心を一にし

て、所々へ打出て、軍忠をいたし故、阿蘇は、惟

時か初より將軍方に、心をかよはしたりしを、たよ

りにして、阿蘇菊池と、間を中悪しくしなして、宮

〇加冠名字事、宇治惟武、正平十六年二月廿九日、

肥後守武光花押」、惟武は惟澄か二男、八郎二郎惟武

なり、幼名はSからひけん、今年二月廿九日、

元服せし時、 武光を頼みて、烏帽子親としたる故、

武光より、我一字を興へて、惟武とは名のらせたる

なり、これは鎌倉の頃より、さるならはしありて、

かならす元服のをり、烏帽子親の一字を所望して、

付くことなり、烏帽子親とは、加冠の人をいふ、 故

元

に其冠者を加冠の人よりは、烏帽子といふなり、

東風日、東妙寺文書、包紙に征西將軍宮御教書、肥前國櫛田宮造

營事、任先例可令致沙汰給之由、被仰下候也、依執達如件、正平

十六年二月廿八日、沙彌道哲列、沙彌道淮列、東妙 長老、(櫛田

宮に神埼郡なり)

方の力をかんためにに氏時か武略にて、其よしを京

都に申請うて、反間の計に、かいる下文を賜りしな

やか

るへし、もししからすは、惟村か、父か歿後、

て將軍方して、宮に向び奉りて、弓を引たりしを、

父の志をされることのやり、世々の子孫にも聞え

させんとて、かる下文をこしらへておきたりしか、

今までもたま散失すして、のこりたるにてある

へし、

武光へ遣して、領安堵のよしを、知らせたるな

り、前に令旨御教書は、一物なりといひしは、疎略

なることにて、爰に合旨井御教書と、取わけていひた

れは、はたして一物ならさることしるかり、旅て思ふ

に、令旨は、たとへは依征西大將軍執逹如」件

とあるは、旨にて、宮の御名字を略さて、依」仰執

逹如」件とあるは、御教書といふへし、されとも合旨

御教書も、仰の旨は一同にて、加はることはなけれ

とも、令旨の上に、奉行の人の奉書をへて出すにて、

其例前にも見えたり、肥後國守護職事、所補任」

也、早守り先例、可」致沙汰」之狀如」件、延文六年二

月二十二日、阿蘇筑後守殿、」此二通は、義詮朝臣の

下文なれとも、いと心得かたきことおぼし、まつ此

大宮司といへるは、誰をされたるにか、惟時は正

八九年の間に、身かりたれは、それなるへくも

あらす、もし惟時か、先に所領職を譲りたる、孫の

年二月廿二日、花押、阿蘇大宮司殿、〇社領安堵事

」有三相違」之上、別而可賞」之狀如」件、延文六

アソ

文とは、前の當月二日分旨御教書の案文を、惟澄よ

元年改元則安

十六年辛丑

正本十六

正肥後國阿蘇毗務職、 #神領等事、如元可、彼」致沙

北朝六月十三日、直顕判、島津修理亮殿、とあり

所御教書、既被參御方云々、此上は兼公私、成同心之思、可退治

凶徒候、此段不可有異儀候、且以神佛所爲證之狀如件、延文五年

又日島津氏久宮方に抜きて復足利に癒したり薩藩書記に

、所被憑思食也、近日差遣左京太夫氏、其間令堪

忍、可相待下着之狀如件、とあり、

輔殿、とあ

州打手の大将花押は證列にて容易にふへからさるものなれとも一人にて兩様

談

晒签策之狀如件、延文五年三月十四日、義詮判、大友刑部大|守武光花押、謹上、阿蘇筑後守殿」旨 御教書案

平个旨井 御教書案文、加三一見」了、可存其旨候、其間

子細、申御使了、恐々謹言、二月十二日、肥後

合可にかけろもの他にも例あれば

きにや、

頼元にて

日大友文書に、九州凶徒退治事、所差遣左京太夫氏經也 加を下すこと久しく延引したるに漸く

のあ 設氏絶大命を奉して下向せしかと思へとも是も亦

其の報知のみにて實際には本年發向せすして翌年又々義詮より田

原直貞へ興へし書あり○入江文書に延文六年二月廿二日附にて、

鐘西凶徒退治事康安汰」之狀、依」仰執逵如」件、正平十六年二月三日、勘

解由次官能 大宮司殿」、此旨のこと、下の五月廿

五日の令旨の下に併へし、○鎮西凶徒退治事、

於三所々數ヶ度致軍忠之由、大友刑部大輔氏時、

所 江申也、忠節之至、感悅畢、當知行之地等、不

可有相違之上、別而可 補償之狀如」件、延文六

可征西大將軍宮譜卷九

木屋文書

賴元

領事、明正月中、厳密可」有御沙

法也、可被」存其旨者、依」仰執達如」件、正平十

五年十二月廿五日、勘解由次官花押、恵良筑後守殿」、

所々領事は、惟澄か十一年の言上状に載せたる、筑

後下座郡、豊後日田大佐井、 肥前曽根崎、肥後守富

莊等をいふなるへし、勘解由次官の花押、 さきのさ

まとは殊なれとも、此御教書の上包に、頼元とある

故、或人は此花押を、頼元としたれ共、上包は他の

狀と、後に取まかへたるもしられされは、たしかに

はたのみかたし、依ておもふに、此花押は、頼元の

子息良氏のなるへくおもふことあり、託摩文書に、

大友右馬權助宗直申本領等事、申狀,俱如、此、子細

見狀候歟、早可」沙汰宗直之由、可、有御下知之

正平十五年庚子

北朝延文五年

阿蘇文書、所々阿蘇文書

旨、天氣所候也、以此旨可申入、征西將軍

宮給仍執達如件、六月三日、左中辨時經奉、謹上

清少納言殿」、とい綸旨あり、これはいつのものと

も、年紀なけれは、たしかならぬとも、託摩宗直か

順せしをりのことなれは、此二三年の間の物には

たかふへからす、さて宛所を、清少納言とあれは、

頼元其比は、勘解由次官より、少納言に轉任せられ

たりしと見えたり、しかれは、其折良氏を、また修

理大夫より、父眞人の跡に、勘解由次官になされた

るにて、すなはち今の勘解由次官とあるは、良氏なる

故、花押もかくかはりたるにそあるへき、其事は獪下

の筑前三奈木を賜はり所にも、はんとするなり、

東風日この勘解由次官は頼元子の良氏なるへしとあれと氏は

正平五年に修理權大夫に任せられたるのみにて勘解由次官に轉任

せし

家にもばらす

花押の形は氏のものとも 異な なり形の異な の

左に列記せむ、

窗

阿蘇文書

正平十五年十二月の花押

阿蘇文書

正平十六年二月の花押

良氏

三四九

色を見するものにて父子双方に別れて端の計なせるものか、

二十三人、憑切れる郎従四百餘人、其外軍勢三千

ばかく尊氏の相定戦と戦ひ且正平の年號を は宮方たる

東風日島津國史に、八月、相良氏封於肥後球麻郡你五世、至

に

なる とも前しなるへし、

同本

、

毛

はしたれとも、討死したる人を算ふれは、

北條

土御門高辻三位、社

菊池も勝軍とや思ひけん、太宰府天正、此上作少將

引とる、

西源南

貳今は叶はし

言、

源以上三人不出

`后宮亮、

皇

將

源中納言、 櫻実記名信機、西源 春日大納 二百二十六人天本迄、訪れけれは、少へ引退て、萬嶽に右少辨、

葉室左衛門督、金勝蔵司少

將、高倉宰相、錦小路大辨、冷泉少將、新田の一

族、世良田大膳大夫、吹金勝作院、此上田中正大

弼、岩松相摸守、 不正入金桃井右京亮、

幡敏和、堀口三郎、江田丹後守山名播磨守此上作因幡守、 齟齬、將軍方、少貳

新左衛門武藤、異本或作

最新左衛門得案の武元武光

以武藤爲新左衛門名者、非也、

に討たる、太平記 此段に出せる、宮方、 將軍方の

人物、菊池少貳か一族の名字の外は、大かたおほつ

かなきこと多ければ、たい作者、其北九州の大小名

の苗字計を傳聞したるを、假名官途なとを相織して、

まことしやかに、書なしたると見えたり、されは討

死せし人の名字とも、 同しく心のまゝに書出したる

にて、實は此中に討死せさし人も、おほかりしな

るへし、今日の卯の刻より、西の下りて、一息を

も繼かす、相戰けるに、東風日 大保原の戦は七日正刻よ

始りに刻までといふこと 木屋

文書に見えたり久戦死喇軍にて千新少を初として、 一

千八百餘人と天証無八百梓、桃膝埔都作

毛利円増しるしたりける、

縦て敵にも懸らず、姑く手負を助けてこそ、又合職

を致さめとて、肥後國へ引返す、其後は敵も御方も、

皆己か領知の國に籠りて、中々軍も無けりと、

双方の討死の人数、かくはかり夥しかりしは、例の

此記の妄誕なるへけれとも、何さま此合職は、其

北九國の合戦にては、殊にはけしき戦にて、双方討

死なとの多かりしは、實事なりしと見えたれは、此

記の作者、討死の多かりしを聞きて、其事をたしか

にせんとて、人々の名字程よく見はからひて書出た

したるにてあり兵庫允貞頼、拓境漸廣、盡取日州庄内之地、十月五日、齡岳公、

(氏久)自將擊庄内、與相夏軍戰于國合、我軍敗績、佐多左馬助忠直、

及弟彦四耶戰歿、公狠狠蹄鹿兒島云々、とあり〇田代文書に、大

隅國鹿屋院(肝屬郡) 地頭、 井弊濟使職事、 忠節異于他之間、所相

計也、彌可被抽軍功之狀如件、正平十四年十一月廿七日、修理亮名.

田代新左衛門尉殿、とあり島津貞久は依然足利蒸たるに其子氏久

金勝

北山三位中

後入道、

同左衛門椰、天正作夫、佐々木四郎兵衛、

作右衛門 - 善政倫、

尙相随齬

宮惟

名惟定、高田定金

、

松田 毛利西 5

西源南都作1

藤、金勝:

定房

天正山鹿金

三原利

金勝、

名俊丽、

、

作

、進

今川毛利”

藤木北條南都作、

、

、

野筑後守

七

高木肥今川毛利作筑前、而載宇

合宗高、

金勝名

効之

右今川作左、

云此比川尻肥後なし、三河守麗覺

道在人L、Ni老;此比川尻拙、御方记歸順;礼

洁、將軍方汇在石誤4在6、託摩三郎、金鹿子

託摩

馬守、同長門守、宇都大和前司、同山田越中守

鹿子木系岡を見されは、さたかならす、追て考へて

人、此戰汇、宮方將軍方の討死の名字、將軍方少貳

办嫡子太宰新少貳忠資、金沙冰朝井但馬將監胤信、筑

後新左衛門、窪能登守、肥前刑部大輔、宮方菊池

北條

次郎武明、洪上作孫同越後守、帕羅郑正佾城越前守,

効、

下三郎、 金勝名員繼、托利給訓紕鯩西源閈都天正載區

木部证,太宰出雲守賴光、粉

員、今

川

西

楹、山井三郎

、

上作肥田民筑後新左衛門賴信、石榭糖信賴信二人、

此上作肥前、

利

非也、金粉號光信、

北條西原南都作備、

作肥田、金勝院此

、

「窪能登太郎泰助恐非也、下効之、

作越唼、哈雅筑、朝井但馬將監胤信、案纱膩傢痡、潮井金漆

南

効之、

○將軍方、太宰筑後守賴尙、子息新少貳忠資、

されし旨に、筑後 河北庄合田一族跡と見えたり、

肥後刑部大輔泰親惟則、饗場右衛門藏人重高、同左衛門大夫行盛、

金勝作惟

相馬小太郎四源南都天征作 姪太宰筑後守賴泰、 今川毛利 北條金

作藤雄芳钴下注《諸異本の說、大方七寸八L、宗左「屋兵部大輔、見參岡參河守、庄美作守、宇都宮刑部

馬小太郎、對馬の宗か一族在石八L、木綿左近將「丞、國分次郎、赤星掃部助武貫、又將軍方、少貳二男

毛利家本名顯景、

監、金排名排 西河兵庫助、

草壁六郎、 太宰越後守生捕、又宮方、結城右馬頭、虢際領瓤畦

牛糞刑部大輔、∪≦淦 松浦黨粱、 侯志 將監、 排|藤大夫判官、

勝不出、

田平左衛門藏人、塗蘄洺千葉右京大夫、 口胤清、

子息肥後守田筑前入道、 、儲缽此上作,熊

草-谷豐後守、三栗屋十郎、太宰修理亮、松田丹後守

同出雲守、熊谷民部大輔、【市前

宗爲肥後、綾部修理亮三郎内筑前 司源南都

北今作金把二條利川三勝藏秋月一黨、島津上總入道、澁谷播磨守、哈利

本間十郎、 金勝洺七屋三郎調膺守、松田彈正少弼、金河尻肥後送嘢發大將軍方饗場右衛門藏人、迄今大夫、山非三郎、相馬小太郎、木綿左近將

黨、西川兵庫助、草壁六郎、又宮方、宮御劍三夕所、

日野左少、 或左中第(或左少罪、前後湖(坊城三位、洞院

權大納言、衙門督

花山院四位少將、 城井宇都宮、常時壹岐守清德なし、三河守を傳筑後の地名なるへし、後征西將軍宮、 五條賴治に下

Zゝに入たるもしるへからす、宇都宮壹岐守、

ならす、合田筑前守、調豚作藍、南都雅秋田、天合田は、

くは、前の少貳か勢の中に出たるか、後にまかひて絹脇、

字面名左匡、

家

れとも、恐ら

金盼播磨下二郎、

朝

東伊藤は、伊東の誤にて、日向の

天正脘

は、肥前藤攝津守

當時

太宰權少貳、

【金本名

時作畠山民部少輔

勝宗島高山民部大輔、

部冬、 大ら大村弾正少弼、

勝名近前、

部少輔、

所兵庫助、

毛利

な島津上總四郎、

稲佐郡

名 金西河舒

れ鹿嬉りする

る定刑をたたい

金

玉`鹿島刑部大輔、

大石院

ひ

は其 金以北なるへ

利源

而西

·名光宇

稱採

東風日竹崎季長繪

氏西津に野に江三

朝は金院藤此の深のな

院源郡下とて河

石

子孫白石

と不金

院南都天正大郡、下太

島野籍し

-

るへし、溝口丹波守、

毛大のけり家

村勝利し村もる此入族白白

北今せに利かの

兀條川して黨引あ御

は

もの本白と

え肥り白御書石風

年

村足予

古げに

條

治

丹波、

下りて、晴氣城に居たりしか、其子孫、今も佐賀隆か又”

族なるか

大野はこの光

誤り一族に、

勝院 大友の三四六

肥後文獻叢書第

しならん、大野式部大輔

はやく大野氏あれとも、菊池勢の中にあれは、玉名

郡の大野なるへし、燃れとも、系岡を見されは、S

東風日玉名郡清涼寺に正平十四年六

つれともさためかたし、月大野伊勢守光降のお申

孤岐守、 狐は佐敷郡水膜な

全勝院本名能之能、

溝口は、筑後

藩

中に仕へてあるよし、 彼國人の書きたる物に見えた

れは、件の刑部大輔は、實に胤貞ならんと舟

とも、胤貞か將軍方に終りし後、また宮方に歸順し

たるよしは、聞えされは、胤貞か此時、宮の供奉

て、筑後に向ひしといふは、うけられず、くはしき

こと、佐嘉の千葉氏の人に問うて、明らむへし、白岡三猪郡溝口にてもあるへし、牛糞越前守

石三河入道、金勝院號 惟澄か申狀、小鳥合戰の時、白牛糞は薩摩に牛糞院あり、河野邊次郎、

石治郎法橋討死したること見えたり、此白石か一族 字全防御名湖廉

や、さたかならす、裔孫はま通前移石對巻六日

鹿は治干

鳥└杵云の大村なるへし、都は村に名前道具の毛條作治部大輔、金勝少輔、

木葉のあたりに、稲佐村ありそこか、谷山右馬助、

今川作在、金谷山は、薩摩谿山郡、宮の御在陣ありし

勝名宣家、

地なり、そこの住人か、澁谷三河守、重氏、同修理亮、

の世の中なれは、少貳一族の、其比宮方に

参りたるかありつちんも、しかたけ氏にはあらぬにか、考ふへし、絹脇播磨守 脇字、

土持十郎、 勝名 天正の比、島津の刑部左衛門あり、播磨守か後なるにや、さたか

征西大將軍宮謙九

三四五

なるへし、隆經か時より、そこを知行して、 やかて

に見えたる、鞠智城の跡を、城といひたる所あり

胤貞不出

あるは、太平記に依て誤りたるにて、 そは正平の號

を用ひすして、延文と書きたるにてしるかり、阿曾

文書、正平十六年十月、 武光か言上狀に、守護代武

貫井窪田武宗、爲使節」其節」といふこと見え

たれは、武慣か、大原合戦に討死したりといふは、

太平の傅聞を誤りたること明らか也、城越前、

院本名親房、而第三十

名和系譜、

勝金

効有と

効之、

名高子

庄美作守、

郡有隆孫也孫らろ武貫系岡に、延文四年八月十六日戰死

、

三河守、

サチカ

毛利作赤星赤正相崎赤星掃部加

と、

なか入

年

の今川興

にはる

源

知ろ起方

也んこ何時請然

何加れと士あ

之際あふりすかろ

毛利北條西

南网り

い武

とあるばい

方

談にふ

ならんこの

は

發武にへ

道武

明致し

りす相明

助武貫加興国の三年八

の武作談于信名字ともしたると見えたり、賀屋兵部大輔、度

金勝院

他、地下洞:体度職後見参岡忠益、

*國分二郎、金藤 國分寺のありし處を、國

分といへは、いつれの分なるか、さたかならされ

託麻郡に、今も國分寺

とも、もし肥後國人ならは、

の跡ありて、其あたりを國分村といへり、故伯耆守

長年次男、名和伯耆權守長硤 無長秋、 其比長年か

子との、肥後に来りしは、前にも見えたる、伯耆

守顯興はかりにて、長秋といふもの、下りしこと

はなかりし也、是顯興か事を、聞まかへたるなぁ

作画、細齬、城は菊池か宗徒の一族にて、武光か 三男修理亮、金
宇都宮刑部丞、金勝院本名氏側、天正

曾祖、式部少輔隆泰か第四弟、城六郎隆か孫六 其比豊前の宇都宮に
、 刑部丞氏といひし人なし、

郎太郎隆頼か子を、越前守隆顯といへる、則今の越 井常陸前司は、
宇都宮公景也、是また将軍かた

前の守也、金勝院本の説は、前後齟齬したるのみなら て、宮方せし
は、宇都宮隆房也、千葉刑部大輔、

す、二名ともに、其質をえさりしても、金勝院本 本木式部、金勝院本、刑部大輔を

北條家西原作式部、金勝大輔作少輔、

の實名をひたるは、大かたいにもたらぬ、杜撰

なることを悟るへし、城とい所、今は菊池郡内に

は、さる地名はなけれとも、昔は綾紀三代實録なと

とするは、當時木葉氏にて、胤貞か事前にも見

えたれは、例のおし富に、胤貞とはしたるなるへし、

胤貞は前には、たい千葉と見えたれとも、後に刑

部大輔になされしにもあらんか

部大輔になされしにあらんか、胤貞か延元々年冬、

斯波高經に就きて、將軍かたへ参りし後、肥後國に

里見十郎金

金勝院名偵

金勝

勝丹後守

金勝院本

名氏政

毛利作堀江、恐非

北條

丹後

山名因幡守、

天正作大 金勝院 本下名

能卿、當時従二位の權中納言なれは、此人ともいふ

へけれとも、其比顯能卿の、西國下向の事、南朝補

任にも見えされは、此北畠中納言は、前の春日中納言

同人なるを、本別人として出したるなるへし、

新田一族、岩松相摸守、 金勝院本 世良田大膳大夫、

皖名田中彈正大弼、劇柾難、給訓・桃井左京亮、

左當作右、毛利北條金勝院 西課院南都 天正及本文、池下 江田

肥後文獻叢書第六巻

也、金勝院名實

新田一族の名

字ともは、これも例のおぼつかなし、されとも此比

は、名和長年の孫顯興なと、肥後に下りて、宮に勤仕

したる事あれは、新田の一族も、是程の人數は、S

か、ありけん、一人二人は、九州に下向したる人も

あるへし、世良田の流に、當時大膳大夫なりし人聞え

す、是にて自餘の人も、烏有なりしことしるかり、

新田名字の人の、當時の文書に見えたるは、先にい

へる新田宗のみなれとも、久し筑後の國人と見

ゆれは、宗覺か時、新に九國に下りたりとも聞えす、

後永祿天正の間、筑後國三は郡石垣村新田城、鳥

銅村鳥飼城等、新田氏の居城なりしよし、 いび傳へ

武光か弟にはあらす、 武澄は、武重か次弟肥前守也、

武隆は、 與一と稱す、 武澄か第三弟也、同孫三郎武

明

・今川毛利北條西源院南部天正作次郎、下

効之、武信弟也、金勝院本伯氏、武明は武信か弟

東風日武隆

にあらず、子なり、片保多三郎と稱せり」は武光の

非也、武澄、

掃部と云ふ人、立花道雪に仕

たり、此新田氏の中、

へて、其子孫今に柳川に存在せしよし、此家義貞中

いひ傳へたることあれは、正中の比

の逸事共、

九國に下りたる、新田一族の後にてもあるにや、此

家の祖、新田掃部は、太平記に、堀口掃部助貞祐か

こと、また新田掃部助とも見えたれは、後の掃部は、

貞祐か後なりしにてもあるし、もしからんには、

堀口三郎も、よし有りと覚ゆれは、件の三郎は、貞

前か子なりしかも知られず、其家の人に問ひて、

明らむへし、江田丹後守は、弘安の、肥後國御家

人、 江田又太郎といふ名、蒙古書巻の中に見えたり、

此人の子孫、正平のまて、存在して居たらんには、

此名字を、新田の江田と、同族のやうに心を誤りた

らんもしるへからす､」菊池肥後守武光、子息肥後二

金勝院及菊池系圖、名武政、

郎、西原院本作武家、非也、

姪の肥前二郎武信、毗艦喃

郎、西源院作肥後小二郎、案武光弟武隆子他、武隆、武澄は、

征西大將軍宮譜巻九

は、太平記の説は、例のおほつかなし、此卿初、

日羽林と稱せしことは、結城文書に見えたる故、

櫻雲記の作者、太平記の中納言を、此卿らんと、お

し當にいひたる牽強の説にて、別にしかたしかなる、

あしにはあらず、日本史、また北畠系岡、太平

記等に據て、春日中納言を、顯信仰の事とす、しか

れとも、春日と稲するは、顯時卿にて、顕信卿には

あらす・東風信顕時卿中將たりし時、親房卿に

從ひて、常陸の大宝城に籠給ひし時、春日羽林と稱

せしこと、結城文書親房卿の歌に見えて、證とすへ

し、また南朝公卿補任に、顯信仰は、後に大中納言

を経て、内大臣より、右大臣にし給ひ、正平廿四

年三月、辭職出家、天授三年十二月、薨、稱土御門

と見えたれは、北畠系は、太平記に據て、誤たる

ことしるし、花山院西四位少将、金勝院本 *土御門少將、

名基直

左中澄中に、興國中三條少將あり、石少將

の間にてもあるへくおもはるれとも、若三條殿なら

万には、此比は大かた中将にも進み給ひけんとおも

はる、上に、家號 たかひたれは、此人達にてはあ

殿は

るへからす、東風日

坊城三位、絵本葉室左

三四三

正なりしか、正平十八年五月、兵部大輔に轉任せら

れし口宣案、今彼家の文書中に残れり、此上三人、

金勝院本」出、面藏高倉少將重雅、菊亭左兵衛督

豊具、錦小路皇太后宮匡季、花園中将光合、 正親町

納秀宇、防門中將公求、今川、毛利、北條、西源院、

南都、天正本、載北畠中納言、金勝院本、五條主水

正以下は、ことにおぼつかなし、恐らくは、大かた

烏有の人なるへし、今川家本以下諸本の、共に載す

る所の北畠中納言、誰なることをしらす、顯信公とす

る時は、當時此公、すてに正二位の大納言たり、顕

今は勘解由次官になれり、しかるに大外記としたる

は、傳聞を誤りたるなり、主水正は、頼元三男頼定

系岡に、此真人其比主水

茲に頼定といへ

都天正作五條、

太平記諸本、九條を五條とするもの得たりと云、五

大外記は、頼元眞人なり、此人初め大外記たり、

、九條大外記、哈川毛利 子息主水正

西源院本作証二作二位、

衛門督、金勝院本日野左少 、 左大剣、左少難閲光

今川家本、作左中将、金透

日野参議の事、前にへり、此人はやくは、九州に

下向せられしこと、見えたれと、無程吉野に返ら

れたれは、此人にてはあるへからず、高辻三位、2

其名の名字とも、おほくは郷貫家系等、さたかならす、に、顯時卿は、弘和三年、右中將より、正三位參議

の人々の名字の中、公家人たちはさらにて、其外大小

補任

小故よしをいひて、後日の考索に備へんとするなり、

`方先帝第六皇子、征西大將軍宮、此宮の先帝第六の皇

子ならさりしことは、前にくはしく辨したれとも、

太平記、此宮の初、征西將軍に任せられ給ひて、九

州に御下向ありしことは、何ともいはず、今に

取出して、ゆくりなくいひたるは、疎略なしこと

なり、洞院權大納言、金勝院本、名親弘、金勝院本

の名をいひたるは、大かた杜撰なれは、いふにた

らぬことなれとも、當時芳野の公卿の中に、洞院

實世卿、大納言の大將なるに、其外に權大納言な

人の、おはせしことおほつかなし、竹林院三位中

將、 金勝院本當時宮に扈従の公家人の中、宮の三位中

あれと、竹林院とせしこと見えす、餘人なる

やふー、日中納言、略

金勝院本の

説、例のSふにたらされとも、櫻雲記の顯時とした

山正

三四二

に九之

過諸州也骨未

為巡作

家`即

佛寺戰百

、

也

筑

後

八原二七合

謂

場

死

し、東風日

戰

子

古

郡に属したれとも、鰺坂の西北にあたりて、大保原

後文獻 書第六巻

に近し、されはむかしは、また童原ともいひたる

東風日上に引きたる木屋文書に撮れば福原は編所

なるへし、 同原- かきて大保原とは所

詮大保原も幅童原も、大かた同し渡りにて、平地の

廣原なれは、昔は大やうは、たい大原と計いひなら

ひたるもしるへからす、三井郡五郎丸村に、五萬の

塚とSふ所あり、土人傳へて、大原合戰々死の屍を

埋めたるといへり、此合戰、太平記のいふかこと

くならんには、宮方も將軍方も、戰死夥多なりしょ

しなれは、五萬塚とは、太平記の説によりて、

いひたることなるへけれとも、敵を御方も、戰死を

一處に埋めし所にてもある以又於一死兵原

り菩要場三千邑

彼西側一名の云帳云建有兵聞自萊百亞寺南五相廢北十芷年一人下里,于其木步語太鑑戰 6

書今暴邦卒日平に

十力餘保許收至老方去爾 台北我所御 また太平記此段に見えたる、宮方將軍方は、さもあるへし、されとも、此卿大原合職に討

死したまひたるよし、見えたれとも、南朝公卿其たま世にしられたるも、おほつかなく覺ゆるに轉進し、同年三月、槇中納言、元中二年二月、從

*ましたれは、今其名字をけて、其ったかはし 二位に叙し、其後程なく薨し給ひしよし、見えたれ

は今はさたかならねとも、参考に今川家 脱たるにやあらん、扁童は、これも大莊にて、御原

いふは如何に激戰なりしかな察すべきなりまた高木貞房軍忠狀に

菊池

と戦利あらずして太宰府へ引返すとあり

しされば俺に十數時間の戦闘にかく両軍五千餘

狀、上段同意にて下段、八月六日夜、筑後國大保原御合戦之時、

屬筑後次郎殿御手、致散々合戦畢云々 とあり〇欲早任軍功忠、

下賜御證列、備後證龜鏡之間事、右自最前爲御方、忠笛、就

中去年被揚御旗之間、耽参糸田御陣、以來於國々所々、致宿直警

固、八月六日夜、大保原御合戦之時は、早真次郎殿御手、抽戰

功擧、神田井合戰、仁比山、 菩提寺、 小城以下、於所々致軍功之

上、今亦路高木城、令對向小木要害横大路城、日夜抽忠貞者也、

若此條闇申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、然間預御一見判、

彌爲成弓箭之勇也、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、延文五年三

月日、高木左近將監貞房上、進上、御奉行所、承了判、(頼向)

木屋文書、加一見了(菊池武澄)筑後國木屋彈正左衛門尉行實

申軍忠事、右為御對治大宰筑後守頼尙、同直資以下凶徒、去七月

十九日、御渡筑後河之時、令御共、於河北岩田、福同原御陣、

夜致警固之忠、同八月六日夜、大保原御合戰之時、爲束手先勢

八人共随一、最前切人、自丑刻、至同七日巳刻、抽軍忠之間、若

黨又五郡、惣扶持人二郎三郎被疵、四郎三郎、湖二郎討死吃、然

早下賜御列、備龜鏡、言上如作,正平十四年八月日、此の外

數通の文書あれども皆大保原の合戦を六日夜といひ木屋文書に至

同七日巳刻とあれ 戦は夜襲を以て始り翌日

神代の一名にては有へからす、されとも、宮の御勢

ありて、今は鯵坂村鯵坂西鯵坂と、三村にわかれて

大なり、熊城渡は、今の神代の渡にて、同郷なれと

も、鯵坂よりは東南の方にて、前に當てといふくき

嘘にはあらず、今宮地渡とて、神代渡より河下にあ

るを、人は、宮地は宮の陣にて、大原の合戰、將

軍宮の御陣めされし所なりといへり、其渡を西北に

越ゆる所、鯵坂庄にて、昔も此處わたりならんには、

前に當てといふへき處なれは、杜の渡はこいにて、

毛利家本を引、作熊城渡」とあれは、杜渡は熊城

に

奉行所、承了判、(賴向)○X兒玉採集文書、筑前得永實種軍忠

と同處なりしやうに見えたれとも、此渡を前にして、

庄に陣をとるとあるを見れば、鰺坂は、三井郡も菊池勢も、水縄、柳坂、高良山に陣とりしとあれ

は、それより筑後川を越えて、鰺坂に向はんには、

神代にも杜にも、かゝりて寄たらんとおもへは、太

平記に搦手に廻りたりとあるは、神代を越えて、お

しょせたるなるへし、大原、金勝院本、福童原に作

る、大原は、小郡野といふ、大保村と小郡村の間に

ある故、大保原ともいふ、大原は、大保の保の字、

鰺坂大保原合戦の次に榊田井合戦、仁比山、菩提寺、小城、以下云々

とあるは本年の事にあらず延文五年にて明年の春のことなり歴代

鎮西志北肥戰誌等に撮れば菊池肥前守武安、(武澄子)肥前に攻入

神崎仁比山へ城構へ菩提寺へ御方の兵を置き已れは佐嘉小城

等へ打入高木の城を攻落ししかば小貳代官宗も肥前に来り太平記菊池合戰の段、筑後大原の合戰は、今年の八

月としたれとも、大友か肥後に打入たるは、六月廿

七日に豊後を打立しと見えたれは、宮 武光も、筑後

に發向し給ひし事と聞きて、やり過して留守を襲ひ

つらんとおもへは、宮の筑後御發向は、六月の末の
事にて、大原の合戦は、七月に入ての事なりつらん
と思ふなり、三船城なと、誰か籠りたりしか、さた
かならねとも、舟は、阿蘇の外城なれは、大宮司
光が本年の三月後へ進入せし事は大
廿五日注狀、披見了、筑後宮並武光等、率鎮西凶徒等、擬寄
來豐後國云々、早催一旅並地頭御家人等、可令退治、且於抽
之輩者、就注進、可抽賞之由、各可相觸之、戰場之不審、細
中之狀如件、延文四年六月八日、義詮、大友刑部大輔殿、
木屋文書、加一見了例(菊池武澄)、筑後闆木屋彈正左衛門行實申
軍忠事、右去三月廿日、爲御對治大友刑部大輔氏時以下凶徒、御
發向豐後國之間、自最前縊御手、於所々御陣致宿直、同四月十二
日、御向同闞竹崎城之時、於麓近、日夜抽警固之忠、同五月
十二日、御歸國之時、合御共候訖、然早下賜御列、爲備龜鏡、言上
如件、正平十四年五月日、○入江文書、筑後宮井武光以下凶徒等、
寄來豐後國之時、会同心大友刑部大輔氏時、致軍忠之由、氏時所
注申也、尤以嶼妙、就注進可抽賞、向後可抽戰功之狀如件、延
四年七月廿五日、義詮、豊前藏人三郎入道殿、等の書にて明

なりきて五月には兵を率ゐて歸國せしなり

からす思ひ、其報せんとて、肥後に攻入りしなるへ

し、

肥後文獻叢書第六巻

東風日九州史料に大保原合戦に闘する文書あり左に列記す 龍造

寺文書、肥前國龍造寺吉岡彌三郎家貞申軍忠事、右爲氏良遠、

#菊池以下凶徒等退治、去四月十六 御出府之間、御共仕、猶

筑前、豐前、肥前、筑後、國々所々致宿直警固上、八月六日夜、

筑後國大保原御合戰之時、分捕頸一、此段今泉孫六、和世彥三郎

令見知畢、若此條僻申候者、八幡大菩薩御網於可從蒙候、以此旨

可有御披露、 恐惶謹言、延文四八月日、藤原家貞上、進上、御

か一族家人の中、籠りたるなるべし、一昨年来の豊

後攻には、惟澄か向ひしさたも聞えされは、今度の

筑後御向にも、惟澄をは、肥後に留られて、南郡

を蹈へさせて置かれしなるへし、それ故大友”隈庄、

甲佐あたりまて、深々打入れとも、さして仕出し

たることもなく、つひに惟澄に追返されしなるへし、

太平記、菊池合戰段、筑後大原合戦を以て、八月の事とする事、前にもいふことく、武光か筑後に發向したるを、六月の末とするときは、太平記の説は、おほつかなし、櫻雲記に、十三年の七月とするも、此記杜撰の説多けれは、證とするにはたらねとも、年のたかひはまつさしおきて、七月としたるは、ことはりあるに似たり、阿蘇菊池文書とも、此比の物おほく慱はらねは、たしかには定めかたし、後日もしょき證左を見出たらん時に、猶考ふへし、

本年の三月武光が豊後へ攻入り

かけての間は、五條家の所領にて、後征西將軍も、上妻郡矢部山大淵におはせしょし、五條文書に見えたれ、前將軍宮も、此二三年は、菊池より筑後に御座を移されしなるへし、此宮の天授三年、高良山の御願書に、予迭居諸於高良山」以来、懸於玉垂宮冥

慮於□年深、祈念H久云々と見えたることく、天

授以前に、久しく高良山におはせしことしるかれは、

此比高良山に御座ありしにてもあるこや、御在所

はたしかならされとも、かく筑後宮と申たるを見れ

は、當時宮の筑後におはせしこと、さたかなり、挾

間は、大分郡にあり、岡田帳に、阿南庄八十町、領

家室大納言、地頭職守護所、井挾間尼公生逆忠用鬼

丸傳領、今は四郎直親云々、此挾間尼公、當時の守

護、兵庫頭頼泰か母のになるへし、頼泰の母、尼と

なりし後は、挾間に住みた♪しか、しかとなへたる

にて、挾間は、阿南庄の内にてありしなるへし、去

年の十二月は、太平記に據るに、武光か豊後に發向

せし比なり、然るに此條には、武光か名見えされは、

宮のみ向はせ給ひしを、 武光か向ひしやうに、傳談

たるなるへし、東風日太平記の記傳器にあらず地の間に

三三九

しるべ 赤松は速見郡の地にて、高崎にも挾間

にも、近と處なり、陳は宮を防きまゐらせんとて、

刑部大輔氏時、赤松といふ所まて、打出たりしと見

えたり、北時御合戰、勝敗はいか、有けん、志賀氏

房、宮の御行足を慕いて、玖珠庄内八町とふ

まて、卸後について合職したりしと見えたり、宮は

筑後より、直に玖珠庄にとりて、挾間まて寄給ひし

故、御歸路に、本のことくに、玖珠にかゝりて、引

給ひしと見えたり、頼房城廓は、比はいつくに在

志賀家、後には二にわかれて、直入

りしかしらす、

郡竹田と、大分郡の赤丹田に居たりしかは、此二ヶ

宮武光も、先

所の間にてありしなるへし、此時、

志賀か城攻給いしかとも、竹田赤丹田も、要害よる

所にて、一時には攻落しかたかりし故、それは打捨

給ひて、其比大友か本陣とせし、 速見郡高崎の城へ

押寄攻給ひしなり、共時氏房、御通路を所々さし塞

て、高崎へ通さしと構へしなるへし、其後宮武光共

に高崎を引かせ給ひし時、氏房また九重まて打出て、

御歸路をさいへて、一合戰したりしと見えたり、肥

後國御發向とは、武光か度々豊後國へ打入を、 やす

か太

事

こと武光より撥按を加へ、注進すへしとなり、〇

月十七日御狀、委細承畢、抑就守富士貢事、御

書拝領了、此事先日、自河尻」半分乃貢、且可致

改辨」之由被申間、家へ急可被致沙汰之旨申

了、此等子細、委申御使了、恐々謹言、七月廿!

日、肥後守武光謹上、阿蘇大宮司殿、」御歌書拝領了

とは、前の二月十五日の賴元の奉書なるへし、半分

乃貢とは、前にちいふことく、降參人知行半分安堵

の定法とあるにて、川尻より、如」法乃貢濟いたす

へしと、申越たると也、可改辨とは、辨の下を脱し

たるか、また辨濟といふを、改葬といひたるにても

るへし、○志賀文書に、志賀太郎氏房軍忠事、去

年十二月、筑後宮挾間襲來之時、依親父藏人太郎

頼房當病、氏房自最前馳 赤松御陣之處、宮勢退

散之間、迄于玖珠八町辻、致忠節記、一今年三月、

筑後宮井菊池武光以下囚徒、當國打入之刻、頼房城

廓寄來之間、既十餘ヶ日、日夜致合戰之處、彼逆

徒引退、高崎城罷向之間、塞三所々通路、廻方便抽

忠勤-訖、一、御敵高崎陣引拂之時、於當九重山、

致散々合戰、若黨中尾兵衛三郎氏 中間藤

切疵九

肥後文獻叢書第六巻

筑後宮は、将軍宮懐良親士なり、然るに、當時筑

後宮と申しし事は、宮肥後に入御の初より、筑後

國に御發向の事ありし上に、五條頼元眞人も、はや

筑後へ越して、經略せられたることなとありて、

までも筑後の南部、生葉、 上妻、豊後の御條山を

忠節之旨、且預御注進、且賜御證判、欲」備後證

候、此旨可有御披露候、恐惶謹言、延文四年十月

廿日、藤原氏房上、御奉行所、承了花押、志賀は大
友か一族にて、豊前守能直か八男、志賀八郎能鄕入道
信寂より、大野郡志賀を領して、名字を志賀と名の
れり、豊後國岡田帳、志賀村、七十三町、内三十三
町一段小志賀太郎泰朝
町一段小 志賀太郎泰朝路 、 嫡子藏人太郎貞朝、
親烏帽子と云、親烏帽子穏の間、脱あるにや、
しからされは、讀かたし、烏帽子繼といふこと、さ
たかならされとも、烏帽子着のをり、一同に所領を
相殺することにでもあるにや、考ふへし、東風日地
岡田帳、三聖寺領、 大野 志賀村、 七十三町、 内三十三町壹段
太郎泰朝 法名阿法、嫡子藏人太郎 貞朝、貞親烏帽
並進五盛見、同隈庄井甲佐御陣、所々致
最初致 御供、三船城攻之時、若黨中尾小三郎賴平、
職訖、一、去六月廿七日、肥後國御發向之間、自

ありは是は島津氏久姫木か宮方に蹄順せんことを趣かしたるなり

張行之間、守護人肥後守武光、不」及遵行」之條、背

法畢、而早重被仰下且破却城廓爲渡洽下地、

重言上如件、正平十四年二月日、又、惠良筑後守惟

澄申、當國守富庄半分地頭職事、重申狀如此、度々

被仰之處、河尻七郎不避退」云々、嚴密可」被」沙

汰-居下地於惟澄、若猶不承引者、爲分召所領可

被分限之狀、依」 仰執逵如」件、正平十四

年二月十五日、勘解由次官花押、菊池肥後守殿、 上

包菊池肥後守殿、勘解由次官賴元、」爲」分召所領、

可被注進分限」とは、惟澄に下地を打渡されん

には、降人の所領分安堵の法にまかせ、守富庄

分は、先つ收公せらるへき間、其分限いか程といふ

阿蘇文書に、惠良筑後守惟澄重言上、欲早 被下

猶くは一くは、後の武朝か狀の所にいふへければ、 重合旨、預御遊行肥後國守富庄事、副進、一通

には、其はし計を、因にひおくことになん、 三ヶ度介旨案、右度々言上事舊訖、而河尻七郎、

「

錄に見えるを、傅寫したるもののみなれば、たし

正平十四年己亥

北朝延文四年

て、今の傅ふる所は、井澤亭齋が、菊池軍記の附

の補入とおぼしき所あれとも、本書ははやく紛失し 征西大將軍宮譜卷九

かに考訂すべき手よりなし、いと遺憾なること也、 東風日薩藩甜記、姫木文書に、被參御方候はい、本領不可有相違

之狀如件、正平十三年十一月九日、修理亮列、姫木又次郎殿、

背兩度御下知之間、以去年八月十三日、被下

三ヶ度御下知之處、七郎尚以申異儀、剩構城廓î

るへし、これか子孫、名字を村上と名のりてありし

か、其裔孫、今に柳川にありて、系岡なとたしかに

持傅へたるよしなれは、くはしき事は、後日其系岡

を得たらんと、考訂すへし、武朝申狀に、
興國以後者、奉成故大王入御、最初於 八代城、自
對治一色入道道猷父子之後云々、といふこと
見えたり、しかるに最初於八代城」といふことは、
心得ぬことにて、前將軍宮の、肥後國に入御ありし、
興國五年の春より、照田前には中院確定の 鬪
年の春とし宮の宇土津に今年正平十三年までの間、一度
も宮の八代へ御座ありしこと見えす、最初より菊池
にのみちはしまして、其中肥前筑後など、御發向あ
りて、暫つ、御逗留ありし趣には、見えたれとも、
そは暫くの間の事にて、御本所は、始より菊池に御
座ありしやうに見えたり、其上一色か、肥後に攻來
りしは、興國中一兩度にて、それも宇土託摩邊て
打入れる計にて、一度も八代に打入ることなく、
其後菊池の御在所を、襲はんとせしことは、ありし
かとも、正しく寄來りしことも聞えす、筑後あたり
まて打出て、夫より引返したるやうに見えたり、其

國に迎入れ奉り、最初第一の武功は、一色入道父子
を治して、父子とも京へ追上したるより、しか
と、其後の九州一統の武功をまて、いひたるにて、
義もまたよく聞えたるなり、しかれは、八代の
四字は、よく後人の書添に出たること、しるか
るへし、武朝の申状には、此外にも一二ヶ所、後人
によ
る同五年に、前將軍を當

後は、肥後には寄せんともせずしてみたりしか、直
冬朝臣の下向の後は、佐殿方より攻られて、博多に
もえたまらて、飯盛城に籠りたりしか、其後肥前に越
えたるを、武光度々押寄せて、攻たりし程に、つひ
に力盡さて、おとしの春、逃上りたりしか、其子
共留り居たるも、 武光に攻められて、つひにことし

の春、京に歸り上りたるにて、 是またー度も、八代

城にて合戰したりしてと聞えす、依」之おもふ、件の

於三八代城」の四字は、後の人の書入れるにて、本は

最初自治入道父子と計りしなるへし、し

かする時は、此武光武功をひたる一段は、たいそ

の大體をけていひたるにて、前にもいひたること

く、武光か興國三年に、家を継きしより、 東風日武光

征西大將軍宮譜巻入

破りて通りし事けたりといふは、さもあるへし、阿蘇大宮司は、惟

時とせんには、前にいふことく、四五年前に身まか

たれは、惟澄か外に、常時大宮司と稱するものな

し、其事は、下の惟澄か大宮司になりたる所にいる

へし、されは、此時、阿蘇より小國に、九ヶ所の要

害を構へて、武光か歸路を塞きたるを、 武光一々に

攻落して、菊池に帰りたりといふは、ひとおほつか

なし、是は後に、惟澄か子、惟村大宮司か時に、さ

ることもありつらんと、おほしき事見えたることと、

とを、武光か今度の事に取合せて、傅

へ誤りしなるへし、武朝申狀に、此間正平十三年以後

廿七年者、顯興入道紹覺、武光以來之武功、令」居

住當家分國之上者云々と見えたり、顯興は伯耆守長

年孫にて、伯耆二郎判官義高か子なり、村上系圖に

は、弾正少弼、従四位下、建武二年、初て肥後に下

向し、八代麓の城に居住すと見えたれとも、すべて

おぼつかなきことにて、顯興か官途の事、阿蘇文書

にも見えて、祖父長年と同しく、此比は伯耆守にて

ありし、後には弾正少弼に轉任せしにもあるへけ

れとも、何とやらん、是覺束なし、されとも肥後

に下向せし時、直に八代古麓城に居たりといへるは

さることにてそ有けん、八代は、元弘より一族の内

河か、所領の地ならしかは、下向の初より、先こい

にて落着つらんとおもふなり、其上内河か事、正平

三年の惟澄か申狀にては、其名見えたれとも、其後

は何共見えたることなけれは、顯興か下向せし前後

に身まかりて、男子なけれは、跡絶えたりし故、其

跡をすなはち顕興給はりて、所領としたるにてもあ

はるれとも太平記にいへる武光か豐後に向せし時日は本年にあ

らすして明年三月のことなるへし同氏房軍忠狀に、今年三月、筑

後宮、井菊池武光以下凶徒、當國打入之刻、云々とあり又大友文

書にも、去二月二十五日注進狀、披見了、筑後宮井武光等、鏡

西凶徒等、擬寄來豐後、云々と延文四年六月義詮か大友氏時に

興へし書あり、太平記には年月をいばす只日向攻と大原合戦との

間に豐後攻の事を擧ければ例然せされとも是等の文書に操れば

必ず明年の三月たることうつなし

此時少貳と阿蘇と、心替りして、少貳宰府に旗をあ

志賀氏房か軍忠状に見えて征西將軍宮御自ら挾間まで進入あり

て勝利なく引返し給ひしことあれば共れを指していふかともおも

東風日本年十二月に豐後へ攻入りし宮方は本書の明年にけたる

にてもありしなるへし

人は、豊後に發向せしは、はやくして、十二月の初先年武重か、豊後よりの歸路を塞かれたるを、打

水俣・

田帳には 三俣院七百町在諸

!昨年九

いふ風

なし、これは諸異本、肥田に作るに従ふべし、され

な

とあり又菊能か日向大笠城け宇都宮大和前司は、前

内又三俣は 北諸縣郡の内三股、山之口、高城、の一

ども、日田系岡を案するに、當時日田の一族には、

に見えたる三河守隆房か父の頼房なり、子の隆房、 前に見えたる出羽守永敏か外、刑部大輔、 民部大輔

大和太郎といひし時より宮方して、後に宮の供奉し といふものなく、又正員といふ名見えず、永敏は一

て、鰺坂の合戰に討死したるを見れは、父子引分れ 昨年上洛したるよし見えたれば、今に見えたる

て、敵御方にはあるへからす、頼房か卒年は、さた は、おほつかなけれとも、其比は歸國してありしもし

かならされとも、隆房が興國中、 木葉城に籠りて、 るへからず、永敏か子上野介詮永は、惟澄かに、た

宮方したりしをりは、頼房ははやく、世になさ人に 子息と計見えて、名をしるされば、いまだ此比

てありけん、しかれは、こゝに大和前司とあるは、 まては、少年にてありしなるへし、山を後にあてと

一族の常陸前司かことを、傅へ誤りたるなるへし、 ある山も、いつくともしられず、日田玖珠は、豊後

其事は後の常陸前司か事の見えたる所にいふへし、 の中にても、取わけ山郷なれは、しかいひたるなる

宇都宮は、はやくなり數代、豊前の城井を領して、 へし、其上前の宇都宮か、川を前に當てと、ひた

後には名字をも、やかて紀井と名のりしこともあり

山河

るにむかへて、たゝ文なしていひたる計にて、

き、此度菊池か、日向發向に催されて、豊後迄は打出 も、質はいつくとい當もなく、書きたるなるへし、

たれとも、大友に同意して、其まい豊後の地に留り 此日田合戰は、惟澄か分國なれは、かならず武光共

て、豊前への通路をさし塞さしなるへし、川を前に に、向ひしなるへけれとも、阿曾文書、此比のもの、

當てとは、いつくよりの川をさすにや、 在陣の地も

菊池文書は、すべて世にのこ

今は散失せて見えす、

Sはされは、考ふるによしなし、 肥前刑部大輔は、 らされは、事實を證するによしなし、惜むへし、武

参考に、肥前今川家、北條家、南部天正本作肥田、金光か豊後に向せし時日、さたかならす、日向より

院本作肥田民部大輔正員」とあれとも、考定の説は、十一月の末になと、菊池には返りつらんとおも

征西大將軍宮譜巻八

惠良筑後守惟澄申、兵料所、肥後國守富庄、半分

地頭職事、重申狀具書如此、如注進狀者、河尻七

郎代官不避退」云々、早任を被定置之法厳密可被

沙汰居下地於惟澄之狀、依」仰執達如」件、正平十

三年八月十三日、勘解由次官判、菊池肥後守殿、

分地頭職とは、去々年惟澄か言上狀に、降参人知行
半分安堵者定法也、と見えたることく、守富庄は、
其比川尻か所領なりしかとも、朝敵恩補の地といひ、
降参人の知行といひ、かたく半分は、惟澄に避讓
るへき定法なる故、半分地頭職とはいひたる、し
かる川尻惜みて、おのれは知らさるよしにて、代
官か私に對捍して、避退せざる體に、申なして居た
しなり、此事を惟澄、宮へ訴訟したりし故、武光
時に常國に守護人にて、一國の吏務を沙汰したる故、
宮より裁判の事を、 武光に仰下されしなり、 是より
前九州合戰の事、太平記、菊池合戰段に、つはらに見
えたれは、披きて見るへし、されとも、例のおほつ
かなき事もましりたれは、今その事件を、所々につ
まみていふへし、少武大友か、宮方に叛しことは、
菊池か成敗に従ふを、易からす思ひたる計にはあら
郡の内に穆佐、高岡、倉岡、の三村にあ
す、 武光に攻付られて、やむをえず、暫く宮方に参

り、世のなぁ行をうか、ひるたるにて、心よりお

こりたる歸順にはあらされは、菊池か成敗に従ふを、

やすからすおもひしことは、今始りたる事にあらす、

是は近年、直冬時氏なと、兩度まて京を攻めたり

しも、志をえすして、國々へ引入し上に、義詮朝臣、

畠山以下の大軍を率ゐて、南方を攻伐給ひて、主上

賀名生を出て、觀心寺へかくれさせ給ひ、楠

和田なと負軍して、千劍破に引入たりしかは、世

は大かた、武家一流の勢になりたるさまに見えたる

武光を討たん

故に、小貳も大友も、此勢に乗して、

武光十一月十

とは、打立たるなり、日向合戰の事、

七日に、肥後を立て日向に向ふといひ、十日に矢合

といひたるなと、時日前後相違したること、參考に

其辨あれとも、質はいつれともさためかたく、こは

たい月をとりて、日はしられぬにて、さしおくべき

なり、初に六笠城といひ、後には三俣城といひたる

も、参考其辨あり、しかれとも、兩所から、日向

に質による地名ありしにや、おぼつかなけれは、追

て猶考定むへし、東風旧地名辞書に疲れは穆佐郷は今の東諸

日野中辨忠光朝臣を勅使として、従一位左大臣 まことしからぬゆゑ
に、今はもらしつ、阿蘇文書に、

は

れねとも郡の郷名穆佐あり、此二

六笠城は、

にあ

向國

向和名抄郡郷部、日輔判、臺明ㅗ

部理修理中を

の官を贈るとありて、園大暦、延三年六月三日、

三三二

*此時分、

二年

六世時

殊月に

文

部三急速可進

孫

-平北七

延文二年(純

二年十朝子義

如理は義

たるには

宗

あらぬにか、

治し書

可九月な又

被日廿り義

と抽の三九生 ぬ

山い

の存せ

の文

と

即ち修

孫式部丞 家

治部と

據ろに畠山へ攻上るへしと、騒たちたりし故、急き細川繁

肥後文獻叢書第六巻

氏を、一色か代りとて、九州へ下されたるなり、畠

山治部大輔は、國清入道か一族なるへけれとも、父

さたかならす、 足利上總介泰氏子六郎、實名見え

さるうへに、系岡に、當時治部大輔といふ人見えす、

おもふに、是は前にも見える、修理亮義顯、後に

修理大夫になりたれは、修理精明書料修

り禩亮の史孫

部誠寺にに理

狀書修れを件凶売品治退署かふ

國治徒との祖

南

直即國五名満年義な故征夷大將軍尊氏卯官位事、今日有沙汰」云々とあ

れは、もし逝卒日を、廿日とする時は、六月三日ま

てにては、猶十七日の殘日ありて、五旬過さたりとい

ふへからす、十五日のことゝしたるに、僅に四十九

日にあたりて、五旬を過されるにはあらす、しかれは

貯官は、将軍の七々日に當りたるにて、義詮朝臣の

除服をまたれすして行はれし也、贈官の式、さもあ

るへきことなれは、五旬過されるといふも、太平記

の説、くはしからさりし也、將軍の名字ともを舉け

たる中に、阿蘇を加へたるは、傅聞を誤りたるうへ

に、此記者、九の事はさらに~とかりし故、此外

に、事實に相違したること多し、そはかっく、其

所にSふへし、さて繁氏は、九國に下るとて、讃岐

まて来たり、暫く其處は逗留して、船ともそろへ、

軍勢を聚めなとしてありし中に、に病つきて、六

日二日、はかなくなりしか、家人行吉掃部助といふ

者も、同時に病附て、主と同日身かりしこと、太平

記に見えたり、其間の事、例の怪神の事まして、

字、今印本訓點を開きたれは、いかゝいひけんしら

、穆の音ムクなれば、ムカサトなるへし、

しからは穆の字は、難き文字なれは、後六笠と書か

へたるにはあらぬにか、今はさる名の地あるにや、

たつぬへし、太平記 將軍の逝去を、四月二十日と

したれとも、補任十五日とするもの、元たりとす、

太平記に、將軍薨後贈官の事を、五旬すてに避けれ

征 大將軍宮譜卷入

太平記、崇徳院御事の段に、今年 11月

春、筑紫

探題にて、將軍よりおかれたりける、一色左京大夫

直氏、舍弟修理太夫範光は、菊池肥前守武光に打負

て、京都へ上られけれは、少貳、大友、山津、松浦、

阿蘇、草野に至まで、皆宮方に従び靡さ、筑紫九國

の内には、只畠山治部大輔か、日向の六笠山に籠り

たる計そ、將軍方とては残りける、是を無沙汰にさし

置かは、今將軍の逝去に力を得て、菊池如何様、都

へ攻上りぬと覺ゆる、 是天下の一大事なり、急て討

手の大将を下さては、叶まして、故細川陸奥守

顕氏の子、 式部大輔繁光を、伊豫守になして、九國

正平十三年己亥

北朝延文三年

○薩藩舊記、牛屎文書、延文二年丁西九月、畠山治部太夫直顯

籠城日州六笠、依是菊池肥後守武光可責之由、有其聞、得其比、

又島津左衛門尉師久、令發向加治木、仍而祁答院之郡司澁谷之一

族、而號令加勢直顕、相催一族等、九月晦日、打入加治木城、

既與師久及合戰、依是師久請合力於左近將監高元給云々、菊池武

光の日向發向は傍なし其威勢の にるによりかいろ風説の

りしならん所謂風聲鶴唳なるか太平記には延文四年に日向合戦の

事ありされといふかしきこと多しほ能く考ふへし

對し九州へ下向すべしと通知しなから昨十一年は何たる沙汰もな

今年に至りまたかいる下向の沙汰ありなと報知したれともまた

遂に實行せきりしなり

範光を下されて、道猷を初めて探題職に補せられし

年直氏

なるべし、

はに年補東陣月5てだれ山の探題にして、下されしやうに見えたるは、おほつか

なし、直氏兄弟は、おとしより、父入道か上洛の

あとに居のごりて、武光と軍してありしかとも、つ

ひにかなはすして、九國を追出され、兄弟ともに、

筑紫をあけて、京都へ逃上りしなり、其後四月二十

日に、將軍瘡をわつらひ給ひて、かくれ給ひしか

は此事九國に聞えなは、将軍かたのもの、いたく力

落し、宮方はひょ勝に乗して、 武光かならす都

三三一

所に氏九州か

し

ろへ今年までしかるに、今直氏兄弟を初めて

らま年時山鹿 越前守等心替

長州

先

一

日

れ

し置きて、おのれに代り、探題のことを沙汰せしめ

たりしかとも、建武三年の夏、將軍筑紫より御上洛

の御跡に、一色入道、仁木を留められて、九州を蹈

へさせ給ひしをりまては、いまた探題といふ名はな

かりしを、道猷の弟頼行入道討れし後、子息の直氏

上洛したりしかとも、ほ子息直氏兄弟をのこ

の大将にそ下されける、と見えて、一色道猷は、お

ととしの春、託摩又太郎なと引具して、九國をすて

、云 度々之御教書、御使節之催促

違背之上者、御沙汰無所」殘歟、随爲往古之神田

之條、非御不審之限、被打渡下地、如元全知行、

且被、責渡廣覺年々押領物一邃 闕怠之御神事彌致

11

於豐

肥後國二宮甲佐耐雜掌、宇治重言上、河尻三河入道

廣覺、違背至極上者、任、法被、渡下地、奉途御

神事、欲」致"御祈禱、當國守富庄内、當社神田居合拾

九間事、副進三通、度々御教書案等、先進」之、雖

正平十二年戊戌

北朝延文二年

弟既に死し楡井其虚に乗じて押領し遂に畠山とひ遂に敗死した

寢重忠軍忠状に、正月廿七日、凶徒楡井四郎頼仲、打入日州

救二郷胡麻崎、構城聞之間、不廻時剋、聰向、散々合戦 攻破

彼城、頼仲同舍弟又四郡頼重、以下親類若黨數十人討以之記、と

あり是明年の事な 筆の序に に記す

肥後文獻叢書第六巻

、然口口之一通、御使節長有請文案 國先進、 右巨

細度々言上事舊訖、而廣覺令違背數ヶ度御教書」之

間、仰 竹崎駿河守長有、被」經御之處、廣覺不

及請文散狀之由、長有藏起請之詞捧請」畢、

仍豐州御在國之時、可」 落居之處、御奉行人、御

差合之間、于」今延引畢、凡廣於其事奉公之

條、不始儀也東風曰禰寢文書、奧西凶徒退治事、所有御發向之沙汰也、隨大隅

國守護人催促、廻計策、可相待先陣到着之狀如件、延文二年二月

十二日、尊氏、郡司殿、去る正平十年十一月島津貞久等に

天下泰平、御祈禱之忠勤、仍重言上如件、正平十二年

違背事 具書 此内

二月日、上力 右代 種

雜掌の下の

ればとまりあんなり

宇治は、行文か、しからすは、宇治の下、實名の落

ちたるなるべし、竹崎駿河守長有を御使とあるは、

宮の御使なるへし、阿曾の家人にも、竹崎名字なる

ものあれとも、それは大方惟の字を、名のうに用ひ

たれは、是は海東の竹崎季長か後にてもあらんか、

散狀は、後に當りたる人、支證ありて勤めえさるを、

其支證のよしなと、書きて出すを、散状といへるこ

とおぼけれとも、さることならても、あとにもこと

わりしことを書きたるをも、散状といへり、されと

*散の字の義は、散齊散禁なとの散より轉し来たれ

るなるへけれとも、考へす、豊後御在國は、此前宮の

大友を攻められんとて、豊後へ向はせ給ひしことあ

しなるへし、そはいつの事なりしか、外の物には

見當らす、東風日禮後御在詞とは正十年征西宮筑前を殺して

は、不始儀也の不始の下、于」今なとの字ありしを、

うつし漏しいなるへし、

麻生文書 麻生兵庫助宗光忠事、右菊池四宮主水正、以下

凶徒等、豐前國打入規矩郡之間、爲御退治、去十月十三日、

大将軍自長州、御發向山鹿山之間、屬于御手、麻生山取陣之刻、

同十四日、御敵寄來之間於長谷山、合戰致軍功、同廿二日、於中

富沆令合戰、同廿六日、麻生山陣、以數千攻來之間、日合戰、

自身令太刀打、頸二分捕仕畢、同十一月廿四日、山鹿筑前守、同越前守令申御心替、引入凶徒山中御陣、依及御鞭儀、御越長州之間、御共仕診、此等之子細、上笠在暗然、早賜御證判、爲備後證、

.0

田津文書、參御方之由、被聞食了、尤以神妙、早可抽忠節、

於本願等事者、就征西將軍宮御注進、追一同可被經御沙汰疾、天

氣如此、悉之以狀、正平十一年十月十日、右大判、竹田津三郎

廣福寺文書、敬奉對 三世常住、一切三寶、天龍八部、護法善

神、所發大願事、右今度病患消除、壽命延長候者、仰不可奉違三

寶知見證明、諸天炳鑒候、凡夫癡暗、所誤候時者´隨仰可改之候、

仍發願如件、敬白、伏請三寶證明、諸天炳鑒、正平十一年丙申六

十九日、藤原武澄判、是九菊池武澄病氣平癒~祈 於ZLO

木屋文書、筑前國志摩郡内桑原庄、「參拾町頜家分」爲兵粮料所、

被宛行者、依仰執達如件、正平十一年八月七日、勘解由次官判、

正左衛門尉(行)殿、

〇肥後滿願寺文書、當寺爲御祈願寺、可令致誠請給之旨、依天氣

･執達如件、正平十一年六月十二日、右大辨判、滿願寺別當法印御

東風日〇入江文書、鎮西合戰事、去四月十三日、廿一日、兩度致

忠節之由、大友刑部大輔氏時、所注申也、尤以神妙、彌可抽戰功

之狀如件、延文元六月十二日、義詮判、田原豐前三郎殿、是戰後

へんに小せり合のありしものならんか

石门故將軍15%、上洛神妙上仗、御感賞 5L在

又日舊典類聚所載、山田聖榮自記云发信源氏仁楡井賴仲、

畠山禮部、肝付八郎兼重、此三人は三ヶ國のことくに地頭御家

人思付に成て弓を取より上にては仲重と合戦あれば部は

島津方に懸り合戦有り云々常時日隅の情況は名分の何たるを知ら

す封家の慾を縦にして只所領をふを以て事としたりさて肝付兄

三二九

將三條侍從泰季、並島津三郎左衛門尉氏以下、率數多軍勢、寄

來加治木城、取向陣於所々之間、即時馳向、致合戰之刻、同「延文

二」正月廿七日、楡井四郎賴仲、打入日州救二鄉胡麻崎、城

楯籠之間、不廻時剋馳向、致散々合戰、若黨大夫房被疵、「右足」

十人討取之訖、仍自最前迄于今、所々合戰抽忠節之條、御見知之

間、不及巨細云々、延文二年五月日、承了列(直顯)、昨年の秋I

り宮方の勢威強盛になりて一色は近大友は降り九州の北部殆

鐘定せり於是島津貞久師久籍して将軍の出征を歎願せし時氏久

は父兄に別れて宮方に歸順し三條泰季の軍に屬して大隅に入り畠

山直顯と雄をひしなり右二通に十月とあるは本年の事など

正月とある以下は明年の事なり

烏文書、一見畢判(三條泰季)、薩摩國滿家院比志島太郎範

平山軍忠事、右御大將隅州御發向之間、最前馳參、去年十月廿五

日、岩屋城御退治以來、屬于御手、致日夜合戰忠而候之上、去正

月廿一日合戰、中間平六被疵、「冇股 同廿五日合戰、舍弟彥次郎

範家被疵右足」、去三月廿日夜、濱甌御合戰致先懸、自身被疵、

「左手目左腰 !中間平六「左股J被疵候畢、同時台戰輩、伊集院佐

太郎左衛門尉、久木崎五郎兵衛尉見知畢、然者預御注進、浴恩賞、

弓前面目、恐々言上如件、正平十二年卯月日、〇大隅國禰

建部清增軍忠事、右去延文元年十月廿五日、薩州凶徒大

恐惶謹言上、延元年十一月廿八日、承了判(一色直氏)、四宮主

水正とは菊池の一族なるべけれども知られず山鹿山は筑前遠賀郡

の内なり筑前守、越前守とは元暦中浦の戦軍に屬せし山賀兵

藤次秀遠の子孫にはあらぬにや平家一族宰府より博多へ出て箱崎

を経て暫時此の山鹿城に籠城せし事ありき

にてありし也、是に

闕所地ならぬ故に、其代とし、玖珠郡の内にて、 前説、あやまらさるを悟るへし、託間又太郎は、

一所下さるへきよし、令旨を賜ひたりしなるへし、 右馬助宗直か子なるへし、實名はSかいいひけん、

されとも其比までは、大友か分國にて、敵地なし 託間系圖を見されは、さたかならす、此時宗直か上

程に、いまた遊行せられさりしを、去年大友御對治 洛せさりしは、宗直は武光に攻められて、力盡きて

として、御發向ありし時、當の者共、大かた御方 宮の御方に参りしかとも、下心は將軍方にてあり

に参りたるに、其中青木村一所、闕所となりたるを、

一色入道か上

程に、子息をは人質のころにて、

惟賢に沙汰し付けられよと、請申たるなり、託摩文 洛するに付けて、京都にまゐらせたるにて、日田永

書に、於九州致」忠、一色入道相共、同道上洛 敏か、子息をのこして、宮に出仕せさせ、おのれは

々、尤以神妙、彌可」抽戰之狀如」件、延元年六上洛したると、同用意のことにてありしと見えたり、

かい共

託し宗即又左部助も知

三人氏上

の

磨

花

て

口

五に年

洛當色元

件

]候之注申也、

別一 臣

要路とは云たる也、されは件庄、参勤の要路なれは、

月九日、詫摩又太郎殿」とありて、年月の下、義詮朝

肥三二八

後賜はりて知行せんといふ事にて、西士にていふ、湯

沐地なとの類なるへし、愚息彌太郎惟里は、嫡子大

宮司惟村、其比は惟里といひたるを、後に惟村と改

名のりしるべし、欲」言″上奉公之名字、焉とは、

惟里も出仕奉公の者なれは、曽根崎庄をは、惟里に

賜はりて、奉公之名字とせんと申請ひたる也、名字

とは、所領の地を、假名に冠らせて呼ぶを、 中北

名字とSへり、警へは、今より惠良彌太郎を、曽

根崎彌太郎と名のるをいふ、豊後國玖珠庄地頭職

は、前に惟賢、肥後國佐敷庄を、所望申したりしかと

臣の花押あり、東風旧侗文書に、於九州抽戦功、同道

狀如色入道か、託磨と共に上洛せしは、五月中にても

ありしなるへし、今義詮朝臣より、兩人か上洛を神

妙なりと、感し仰せられしかとも、まことは、一色

入道等も、菊池阿蘇なとに攻出されて、逃上りたる

にてありしなり、西肥名蹟録に見える、道猷父子

か、肥前にて菊池赤星と、所々にて合戰して、打負け

たることの見えたるは、此間の事直征西大將軍宮諮巻八

前代は、北條には懸らすして、前代の相摸國司とい

ひたるやうにも、見らるへけれとも、時行事を、

中前代といひたるにて、前代は北條をさしていひたることしるから、譜代は、譜第本也、 系譜の次第といふ義にて、家世繼續の次第なり、然るを第を代と書くことは、納貢を乃貢とかき、目録を目六とかく類にて、乙にも中背より、記録文書のたくひには、字書の多からぬ同音の字を借して、 書寫に便ならしめたるなり、守富庄は、前にも見えたることく、本は木山實澄か相傳の領知なりしを、甲佐症に寄附したる所なりしかとも、木山家、後には退轉して、北條の領となりてありしを、高時か時、川尻恩補をうけて、今まで知行してありしと見えたり、所謂以下は、逆徒恩補の地共の所になりて、改替せられたる所々を、枚擧したるにて、天滿宮は、宰府の天滿宮なるへし、高良山は、筑後玉垂宮なり、同前は、同被所」と也、字土壹岐守は、前に見えたり、安國寺は佐野寺といひたるよし、佐野は古保里庄の地にて、前の義定卿のの中に見えたる、三日寺は

佐野につゝきたる所なり、其比三日の如来寺、佐野

棄損せられしなるへし、傍例有限とは、逆徒恩補の

地の闘所になりたる傍例、右のことくきはまりあり

といふ意なり、惟澄に肥前曽根崎庄を下されたる綸

旨、今不」見、遊爲三闕所」之上者、介拝領、爲當參

祇候之要路云々とは、將軍宮、北比博多に御在陣な

し故、南郡の人々、舟より肥前に越えて、博多の

御所に参陣したりし故に、曽根崎庄を、當参祇候の

訴したりかとも、朝敵寄附の地故、其訴訟を

断所とある、則是なり、奇破の奇の字は、乗の字を、

かくうつしひかめたるにて、其比の物にて、多

損とかきて、寄破とかきたるは見されとも、意はた

同事也、佐野寺の地領を所せられたるを、寺よ

も、其中にて、 安國寺の地なしへとも、同しく闕所

せられたりといふことにて、断所は東風旧九州史料を現

決断所を略きていひたるにて、佐田文書に、當方

れば断

二字

の安國寺を、三日寺、佐野寺と地名をおほせて、呼

ひならはしたるなるへし、安國寺如来寺も、同

せし寺なるへけれと

しく大慈寺の寒巖和尚の開基

も、今は廢して跡のみ残り、断所とは、古保里庄

の所にな

の闕所になりたるを、宇土壹岐守、拝領したれと

三二六

に、今は大友も、御方に参りたる事なれは、此間に のため、宮の御みつから向はせ給ひしなるへし、其

本のことく、阿曽領に返し付られんには、餘儀ある をり永敏は、攻つめられて、無」降参したれと

ましきかとなり、彼岸所は、東坂本日吉社の境内に も、年頃大友と一味して、將軍方深重の者なりし故、

あり、其時は先帝、此所に御座を構へられし故、惟 御方に參るよし申なから、さすかに奉書出仕 快よ

時は内侍所を懐きて供奉し、彼岸所の内に入れたて からぬ故、吉野殿に参るよし申て、暫くの難儀を逃

まつりしなり、其折此事を、惟時にしも仰せられし れんとて、子息をのこして、洛したるなるへし、

は、第神職の者なりし故なるへし、結城文書に、 守富庄の事は、前にくはしくいへり、當國既靜謐云

令參洛之由、被聞食、尤以榊妙也、此間爲御祈 々とは、直多朝臣、九國を追出されられし後は、少

禱臨三幸日吉社、被相待東國軍兵悉可被對三治 貳大友も、御方に參りたる程の事なれは、肥後國中、

朝敵」之由、所被思食也、不廻時剋馳參、可 是まで佐殿方したる者共、大かた御方に參りたる故、

忠節、於恩賞」、殊可有其沙汰者、天氣 靜謐とはいひたる也、川尻も年比將軍方して、こと

如此、委之以狀、元弘三、正月十六日、左少辨判、 に佐殿方深重の者なりしかとも、武光推澄らに攻め

結城上野入道館、」と見えて、此時の山門臨幸は、尊 られて、是も御方に參りたるなり、川尻三河入道廣

氏卿御上洛の難を避給ひたるなれとも、遠の聞 覺は、肥後守幸俊か入道したるなるへし、初は肥後

を諱ませ給ひて、御祈禱のため、日吉社へ御参籠 守なりしかとも、入道以前に、三河守に任したる

b しとは、仰下されし也、結城入道は、其比顯家卿 にはあらぬにか、川尻系岡を見されは明かならす、

の手に属して、いまた東國に居たりし故、かくは仰

東風日新撰事蹟通考河尻系岡には幸俊が法院堯信とあり

撰事蹟通考河尻系岡には幸酸が法院閉館と高い前代相摸

さて覺は其の子ならんといへり善本を得て考ふぺ

下されたる也、日田永敏か事前に見えたり、去年 國司は、高時入道なり、前代とは、鎌倉將軍宮をさ

永敏か御方に参るよしにて、 上洛したるは、下に去 し申へき事なるを、北條をさして、前代といひたる

年御對治之時とあるを見れは、去年は大友を御對治にて、北條か威權のつよかりし事、おもびやるへし、

肥後文獻叢書第六卷

當時闕所事、右闕所者、舍弟彌三郎惟賢、給令旨」

訖、案文備進上、而去年御對治之時、當庄地頭等、

大略參御方云々、其中青野村者闢所也、任命旨

被經沙汰者、彌可」令」致″忠節哉矣、以前條々

大概言上若斯、凡惟澄、去元弘以来、多年之軍忠、

世以無其隱人所」知也、御恩賞、

旨令旨數通雖」拜領、未預三一所之避行」之條、

不便之次第也、而今條々之訴訟、若任 綸旨旨、

被經御沙汰者、此時定開 眉目」歟、然早蒙嚴密

之御成敗殊致合戰之忠勤、仍言上如」件、正平十

一年六月日、筑前國下座郡、豊後國大佐井郷は、元

弘の綸旨、ともに前に見えたり、正平八年惟時、飯

盛城に發向せしことも、前にへり、下座郡は、は

やく元弘に賜りて、一旦は一族共に支配したりしか、

其折までは、少貳いまた御敵とならさりし故、分國

の事なれは、少貳も其事に預りて、配分地ことく

く沙汰し付たりしかとも、将軍九國へ御下向以來は、

少貳 將軍方へ参りて、下座郡敵地となりたれは、

大方近までは、少貳より掠領して居たりしなるへ

し、然るに直冬朝臣、 中國に落のかれし後は、少貳

悲のまされに、下座郡を、ことくく

押領したりしなり、惟時かかくれしは、いつのこと

いも定かならされとも、惟基か押領錯亂の事を、三

四ヶ年之間、混亂知行とあれは、八年に惟時筑前よ

政所

り歸りて後、程なく病死したりしと見えたり、

分とは、惟時か丞九への讓狀に、下座郡惣頭、また

此狀に見えたれは、政所分、すなはち惣領分なる

事しかり、しかれは配分地は、主人に賜りたるを、

主人より家子家人らに支配する事故、其中にて、 主

人の領分を取分て、共餘を支配する、其主人の分地

を、惣領分といひたるなるへし、さて其惣領分にけ

政所を置きて、家人を遺し置きて、すべての庄務を

合沙汰故、又政所分ともいふなるへし、大佐井鄉

は、惟成か知行なりしかとも、先年多々良にて討

死せし後は、これも敵地にありて、自由ならさりし

も力なく、御方に参りし上に、惟時か飯盛城に向ひ

し時、一色も肥前の地へ引入りて、筑前一國、御方

の地となりたる故、其折筑前配分したる一族共に、

如本沙汰し付たるなるへし、さて惟時か没後になり

て、一族土田惟基時の便になり、芳野に参りし事見

めには親しき一 なりしと見

刻、惟時依" 勅定ń忝奉、懷内侍所?東坂本彼 被 没收 畢、此外逆徒之補任、奇破之條、傍例有」限

岸所仁奉」入之間、勸賞仁被、行下賜 綸旨,畢、 所詮惟澄者、依軍忠、忝賜』旨,畢、廣覺者朝敵之

而去年十月六日田出羽守永敏、稱-御方,之由三

對揚,之條、宜 仰上裁、然早預御

恩補也、更難

上洛 云々、幼稚之子息、雖、降於所領 者、 遵行ń欲」令」支配于軍勢等 矣、一、肥前國會根畸庄

任』傍例,可以有 御沙汰 歟、永敏縱雖」令"自身叄上、 地頭職事、右地頭職者、惟澄爲勳功賞、被以下綸

降叄人之半分安堵者定法也、何況永敏者、始中終之

闕所,之上者

旨,者也、其子細言上事舊訖、適爲

御敵也、其身者乍」上洛?爲、不」離所以子息,

當參祇侯之要路、愚息彌太郎惟里、欲

拜領,之者、爲

降叄之儀、爭可」有』一圓安堵之望,哉、尤任 嚴重之| 分、言』上奉
公之名字,焉、一、豐後國玖珠庄地頭職

11

佐野寺

本名號

1

、之間、任ı 綸旨 配分知知行之條、不可、及御不論旨欲¸„御成敗焉、一、肥後國守富庄地頭職事

審,歟、而惣政所分以下、一族知行之田蘭、惟基管領「右當莊者、去興國二年、六月十八日、惟澄賜

之條、敢不˩知 其意、凡此配分之内、惟基者、父子共旨 訖、如 明文者、支配當手之軍勢、 成、勇、彌

三人、被三支配,之間、於 本知行之分 者、非」無其抽軍忠於自身之恩賞 者、施面目 之樣、別可以有”

謂至„總領井一族知行之村者、惟基于可以成競 其沙汰 云々而當國屬靜謐,之間、尤可、預 御遵行, 望 乎、此三四年之間、混亂知行 之條、併無道之一者哉、爰當知行人河尻三河入道廣覺、“御方,訖、

甚故也、惟基依掠申、若有-被 仰下 之旨-者、任 綸「子息七郎 出仕1歟、但當庄者、前代相摸國司譜代

旨ń欲 蒙 御成敗、且其子細、自三一族等之中鳥子彥之所領也、然廣覺以 逆徒之恩補 知行之間、闕所之

六入道禪道、令」參之間、可」言:上巨細,歟焉、次大一條勿論也、凡朝敵補任之庄蘭、寺祀奉寄之所々、皆

佐井鄉事、爲綸旨一通之内、惟成知行訖、其身適 以被 改替,畢、所、謂天滿宮奉寄之肥前國曾根崎庄、

討死之上者、御沙汰不」可」有 豫儀 者哉矣、一、豐被 闕所 訖、高良山寄進之地、肥後國古保里庄同前、

後國日田庄地頭職事、右庄薗者、去建武三年、山門「宇土壹岐守拜領之安國寺 砯機 斷所、同國高樋保

臨幸之事、右兩所者、大宮司惟時、以"去元弘三年、可以支配

一族 之由、賜 綸旨 之間、下座郡三百餘町者、

"配 分親類十餘人訖、大佐井鄉者、爲"小所,之間、

所」宛行子息九郎惟成,也、是則元弘之最初致 軍忠

輩也、而去正平八年、惟時爲 飯盛城退治、"在陣】

之時、配 分之一族等ń如」元知行.無 相違 之處、惟

時他堺以後、土田豐前權守惟基、伺 悲歎之隙7 掠

領,者也、但惟澄、井 光永左近將監惟富知行分者、除

兩人の內下向して之れを征せられすんば師久ばカ國捨てい逃上

らんと訴へたり征西將軍宮數月の間に肥豐筑の六國を定め探題一

色を出し薩摩を震撼せしめ給ふ其の威武器なりといふべし大

友式部大輔は大友氏の長子利根孫太郎氏か事なり從五位下に

通、旨案、一、筑前國下座郡、豐後國大佐井鄉

以下島津師久加攻AUL控師久奮戰身上三創蒙明一族耶等死傷

百餘名に及びまた父の 甘風症に罹りて兵指揮

兵氣大に屈し宮方三條泰季の軍隙に乗する恐あり遂に尊氏義詮

筑後發し肥前國府に出て九月一日小城城を攻め千葉彦二郎胤

|富庄、以下條々子細事、一、副進、三通、綸旨案、

C入江文書、其後此境事、亂忩之間、乍存閣筆候、今明之間、被

取御陣於國府候、其間子細、此僧可被傳申候歟、每事期見參之次

候、恐々謹言、正平十年十月廿五日、賴元判、田原入道殿(直貞

共して忠節を捨てた のなり

阿蘇筑後守宇治惟澄謹言上、 欲ﾈ 早被､經御 沙汰、

北朝延改元延文

正平十一年丙申

御奉行所、承了、判、是判亦武澄

忠事、就出御、馳參肥前國々府、同國小城郡城攻、合戰以後、

御陣 * 致宿直、豐後國日田玖珠郡、同府、豐前國御通御共仕、

迄筑前國博多入御、政忠節訖、然早預御證判、爲後證言上如件、

正平十年十一月十八日、進上、○入江文書、其境事、被廻帝旨、被
旧食了、殊所被感思食也、

合戰事、已出御之上者、不日可被進軍勢、且被憑思食由、御氣色

候也、仍執達如件、正平十 月廿九日、勘解由次官判、田原藏

人三郎入道殿、C 深堀文書、馳叁候條神妙、早可致軍忠候、仰

執達如件、正平十年十月一日、修理刋 深堀孫太郎(時明)代、此

の時期も筑前國上座郡の御陣に聽し豊後豊前筑前博多まで宮の

不二庵とす系岡に官方たるに依り嗣立せずとあり宇都宮常

陸前司は豊前城井城主守綱といふかくて此の九國の情勢京都に聞

えしかは尊氏は彼の島津師久の注進を待たずして出師の旨を告げ

QD鎮西凶徒蜂起之由、有其聞之間、一所 所 發 向也、全要害可

待申着國、且其堺事、連々可有注進之狀如件、文和四年十一月十

日、御判、島津上總入道殿、此外同意の狀豐前三郎、新田宮印

友雄宛のものもあり

文元年改嚴重綸旨令旨、預』御遵行4筑前國下座郡、豐後國

任

大佐井鄉、同國日田庄、肥前國會禰崎莊、肥後國守

以上數近の狀配對照才五條賴元菊池武光等征西將軍宮灰奉L降し田原
直貞肥前の捷報を聞きて宮方に降りぬ深堀時明來

降;此時宮任筑前上座郡御駐營中十月二日宮江日田〈御發向

ありて球珠、由布、狭間等所々御調略ありて廿五日國府 御在陣先

是一色既:逃九長門渡リ大友式部大輔宇都宮常陸前司等宮方

に降り其勢威赫耀たりき又北方の形勢宮方大の南方日隅薩の

三國へ悠り彼宮方大に氣勢を得て薩摩和泉庄名主等牛屎在

正平十年乙未

北朝文和四年

〇一井文書、草野孫次郎永幸申軍忠事、右一色五郎已下凶徒等、

打出筑前嘉摩郡、依遂合戰、大將軍御發向之間、最前馳參、於善

道寺、大保、大宰府、已下所々陣々、致宿直警固、驰向千手要

所、度々致合戰之上、豐前國弓削田陣、夙夜致警固忠、御歸參之

時供奉仕、然早下賜御判、欲備後證候、以此旨可有御披露候、恐

惶謹言、正平九年十一月、進上、御奉行所、〇木屋文書、加一見

了、判(菊池武光)木屋彈正左衛門尉調行實申軍忠事、去十月、御

發向筑前國千手城之時、隔于御手、山攻合戰抽軍忠、兩城没落之

後、於豐前國弓削田御陣、致宿直警固、迄于御歸國之期、抽忠勤

了、早下賜御判、爲備龜鑑、言上如件、正平九年十一月十五日、菊

池武光は兄武澄が肥前へ向ひし時別に筑後に打出て筑前へ進み一

色五郎を敗りるを追び豐前弓削田まで進撃し遂に十一月は帰国

せるなり

又日、佐山文書、肥前國有馬鬼塚彥七郎澄明申軍忠事、爲凶徒退

治、去月廿二日、高來御發向之間、廿三日於湯江村、齡前馳參畢、

同廿四日、多比瓦城被寄之時、御共仕、夜攻以下抽忠節之處、今

月九日、御敵悉沒落畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、正平九年九

月十二日、進上、御奉行所、承了、〔菊地武澄)有惻氏江藤原純友

之裔孫遠江權守澄高來郡の有岡城に居て始めて有間を氏とし大

村氏と同族なり湯江多比共に高來郡にて有明海に向へ沿岸の

地なり武澄は武時六男肥前守と稱するものなり○島津文書、九月

十八日附師久の狀、爰肥後國救摩郡凶徒須惠多良木、同國凶徒

菊池内河以下致合力、一色少輔孫三郎殿、所被楯籠城槨寄來、合

戰最中之間、薩州凶徒蜂起、雖難儀時分候差遣軍勢候訖、合戰

之次第、定孫三郎殿可有注進候哉云々、上面又同日氏久の狀、

(上略)肥後國凶徒等、對于一色少輔孫三郎殿、致合戰候之司、

合力馳參候之刻、畠山匠作得此折、可寄來當城東福寺、井隅州下

大隅城之由、自方々依告中、致用意最中″候、云々、

州御越之段、就承及、當國凶徒、和泉庄名主等、井牛屎左近將

監、在國司入道以下、率多勢、去十月廿二日、寄來師久城逆

馳向一日一 致合戰之刻、師久三夕所被疵「左9元右引合左足

同伯父尾張守資忠被疵「右脇」畢、仍當國守護代酒匂兵衛四郎、同

左衛門四郎、愛甲彌四郡、土田五郎、阿曽谷三郎右衛門尉、堀源

吾打死畢、其外手負百餘人有之、法文路次難儀之間、追可令進上

候、仍兩御所之御間、御發向御延引候者、師久捨國、可令參洛候、

將父老父道鑒中風之身、難儀之上、合戰最中之間、不能委細、若

此條僻申候者、可罷蒙八幡大菩薩御悯候,以此旨可有御城攻合戰、抽
軍忠訖、爲御對治豐後國凶徒、同十月二日、御發

向日田之間、令御共、球珠,由布、狹間、國府、大神,以下於所 4 御

陣致宿直、豐前國宇佐城井屋、筑前國殖木博多、令御共候訖、

早下賜御判、爲備毯鏡、上如件、正平十年十二月日、狀の端

一見了判占面 刂此判闇菊池武澄の刋也O肥前國有間彥七耶澄明申

木屋文書、筑後國木屋彈正左衛門尉行實申軍忠事、右者八月十八

爲對治肥前國凶徒、御發向之間、自最前令御共、同九月一日、小

又肥筑豐等に開すること

披露、

恐惶謹言 文和四年十一月五日、左衛門少尉師久、進上、御奉行

所

チカ

日隅薩三國關才事 島津文書、致忠節之由、去四月廿五日注
進狀、披見畢、其堺事、相談一色入道々猷、向後可勵戰功之狀如
件、文和四年九月廿五日、御判、畠山修理亮殿〇老父道鑒所領薩
摩國櫛木野城墩、宮方大將三條侍從、井市來太耶左衛門尉氏家
鮫島彥次郎入道、知覽四郡(忠世)、左當彥次郡入道以下賊徒等,
去九月二日、當城寄來之間、師久驰向、五夕日致合戰、御繒等數
帮討捕之、追落訖、同御方打死手負注文、先立令言上、隨而一
殿注進令申者也、次依九州宮方蜂起、大友式部大輔、宇都宮常陸
前司、千葉彥二郎以下载、凶徒同心之由、其阳候之上、一色殿長
東風日本書本年の記事なし九州史料に見ゆる所に擦りてこに初
記す

三二二

太平記、雲景未来記に、後鳥羽院、始て三種の重器
なくして、元暦に踐ありしに、其末流の皇統繼體
として、今に御相承の佳模とは申せとも、おもへは
彼元暦よりこそ、正しく本朝に、武家を始置か
海内に則り、君主を蔑にし奉る事は、出来にけれ、
されは武運王道に勝ちし表示に、寳劍は其時までに

て失にき、仍武蔵盛に立て、國家を奪しなり、然と

も其の盡きし後百餘年は、武家雅意に任せて、天下

を司ると云とも、王位も交道も相殘る故に、關東形

のことく、政道をも理め君王をも崇め奉る體にて

諸國に總追捕使をは置たれとも、諸司要脚の公事、正

税佛神の本主、相傳領には手を懸けす、目出たから

しに、時代純機宿報の感果ある事なれは、後醍醐院

武家を亡ほし給ふに依て、王道衰へて、公家も悉

く廢れたりと見えて、頼朝卿に惣追捕使を賜はりし

とは Sはす、其うへ雲景の未來記は、天怪に托した

る寓言にて、ことに浮居氏の議論なれは、大かたは

信用すべき事にはあらされとも、さすかに當時にあ

て、常世の事を論したる未來記なれは、よく其事

情をえて、ことわりにおほゆることも少なからず、

合戰、凶徒等數輩討取、責落彼城、入替御方軍勢候之處、同國牛

屎左近將監高光、同一族等、井肥後國葦北之凶徒等、相 和泉

御敵等、寄來師久陣之間、不廻時刻、澁谷一族、井當國地頭御家

等隗來、致合戦最中候、 戦功之次第、追可令言上候云々とあ

東風日九州史料を見るに、島津文書 文和三年六月廿日、島津師

久注進狀、薩摩國凶徒 和 泉 庄下司名主等、可寄來老父道鑒之

陣山門院木牟禮之城之由、承及候之間、師久押寄和泉知色彥三郎

入道行覺 尾崎城、自今月十日、至于同十二日、晝夜致散散

司殿、」

陸前司で、通房二男守ナリ、因幡守公景か討死し

たりしはいつの事なりしか、おもふにことしのこと

去年の冬、 直冬のいまた九國に居られ

にはあらて、

間の事なるへけれとも、いつくの合戦にて、敵は

誰なりしにや、 さたかならす、

旁、和三

常

佐田文書、校正了、於鎮西、所々致忠節舍弟因幡

守、以下親類等討死事、尤以神妙、憑思食上者、彌可

戰功、八月十九日、大御所御列、宇都宮常陸前

正九年甲午

北朝和三年

少し物に心得たる人も、かいる世捨人にも、是ほと

のことわりはへたること、當時の南方の増紳には、

此僧ほと見解ある人もなかりしは、ひと口をしく、

なけかはしき次第なり、

は二年の誤にて、實は親房卿は、二年の四月にてあ

りしならんとおほゆる故、黒事はおのれ、別にくは

しく考へたる説あり、しかるにまた、今此卵の、直

冬蹄順の事に、何ともいろはれしことの見えさる

おもへはらよく前説も、たしかなるやうにおもひ

なりし也、もし此説、はたして質をえたらんには、

直多歸順の比は、此卵ははやく世におはせさりしか

は、外にはいひあらそふ人もなく、つひによしなき

重職をは、たやすくゆるされしとは見えたれは、此

卿のあしは、三宰 にせめての事におもふこ

とになん、直冬時氏等か、南方に降参して、 父と主とに、弓を引く程の不常人を執らへて、恢復の功を憑まれしことは、常時すでに遊和軒朴翁か、天竺獅子國の故事を引きて、其非なることを、いたく論し置きたれは、今更また取出して、事新らしく論すへきにもあらず、されとも、時勢に就きていはんには、其比の南方の御衰微にてはいかにおほしめくらさるとも、和田楠らか力はかりにては、とても克復の功はなりかたけれは、やむをえられずして、彼の叛臣賊子らの手を假給はんことは、ことわりとはいはれ

一旦力を盡し、随分の功を立つる事もあるへ其上にて報賞せられんにも、せひ惣追捕使に任せられすして、かなひ難勢もあらは、昔の惣追捕使の例にて、國を限りて、そこはかりの惣追捕使に補せられんには、是とてもよろしき事にはあらされとも、またさして大なる後難とてもなかるべし、し

かるをさることもおもひかけず、惣追捕使の名義さ

へ心えあやまりてむさくと、征夷大将軍の權を授

けられしは、返々も大なる御失計にてありしなり、

其頃とても、少し物に心得たる人は、惣追捕使の始

末は、よくわさまへてゐたるものありしと見えて、

26

ねと、またふかくめ申へきことにもあらされと

も、百冬に惣追捕使をゆるされし事はかりは、御〃

に及ばれず、やむ事をえられさりしといふ程の事

直冬上下に見放されて、漂白の身とな

にはあらす、

たる事なれは、其降参をゆるされたる計にても、過

分の事なれは、少しもそれを不足には思ふへからす、

まして尊氏追討の宣旨を下されたらんには、いよい

よふかく朝思を感識すべき事なれは、必事に先たち

勸賞を行はれすとも、そはおのれらか身の爲なれは、

111110

もなかるべし、もし又其時になりて、さはかりの御報 思の外なる事もありしにや、さるにても、此事はか

賞なからんには、父を亡して身をたてたらん人の、S りは、返々もいふかしく、心得かた事にてありし

かてかく、束」 手低」首、朝廷の覇縄をうけては、も 也、されはおのれ、此事につきて、また思ひよりた

たしをるへき、さらはまた南朝も、其時にこそ、た ることあるは、常樂記に、親房卿のかくれ給ひし

えはて給ふへきことなるをや、又其比の事に取て、 を、貞和三年四月十七日の事としたれとも、新陽明

殊に心得さるは、直冬朝臣の降参せられしまては、 門院の、前年六月四日、長谷寺にて、御剃髪ありし

親房卿は、猶長らへゐまして、天下の大事をは、か 事をおもへは、父の卵のかくれさせ給ひし後にこそ、

ならす預聞給ひたることなれは、先朝に尊氏卿を、 御飾をおろし給ひつらんとおもへは、常樂記の三年

は、

敗、四度解なき御事おほく、中にもはまた、あま

過擧にてありしかとも、そはみな往事なり、成事な

り、後よりはいかに悔ゆとも、かひなかるへき事な

れとも、直冬朝臣を、惣追捕使に任せらるゝは、

いま眼前の大事なれば、たとへ慮に出たりとも

最初に重く御寵賞ありしことは、 いみしき先帝の御

いくたひもいなみ申て、諫めととめらるべきことな

るに、其時もあなかち、寂慮より出たる計にはあら

て、太平記のSふことく、まこと實世卿の、効

に執申されたるによりたる事ならんには、たとへ共

こと用いられさらん、いくたびも、かくいひあら

かはるへきことなるに、絶えてさることの聞えさり

は、かねての議論には似給はて、事に臨みてなるまて、よしなかりける、御沙汰にてありしな

り、しかるに直冬朝臣、幸に其器にあらさりし程、

嚴命を蒙りて、二度まて京に攻上りしかとも、ひつ

も追返されて、つひには其惣追捕使も、空名となり
たるは、南方にては、御運めてたかりしといふ物
にてこそあれ、もし思ひの外に、直冬朝臣其器用に
叶て、尊氏を攻滅し、君を都へ還幸なしまゐら
せられたらんに、とけたる功も無にさへ、はやく天
下を両分にして、掟ちかせられたることなれ、回復
の大功を成したらん上には、天下を磨けて、譲り賜
はらんより外には、其功に報はるへき、仕かたとて
る故、頼朝卿を惣追捕使に任せられしとは、おもひ
なりたるなり、頼朝卿は、征夷大将軍に任せられて
より、此官に任する人をこそ、武家の惣領ともした
ることなれ、されは頼朝はさらにて、世々將軍家を
は、一度もまた、惣追捕使に補せられしこととては、
なかりしをや、征夷將軍といふは、臨時の官職にて、
其事はては、すなはちに解官せらることなりし
を、頼朝卿より、芸人一世はさらにて、武家の惣領
たる人は、かならす其官を世襲することとなりてよ

り、天下公武と、ならへたちたるより、うこかすへ

からさる勢とはなりにけり、それ故尊氏卿の時行

か謀反したるを追討されし時、征夷將軍を望まれし

かとも、御許なくして、征東將軍になされしは、征

夷の號、其任久しく天下に重かりしを、抑へらるへ

きためにありしなり、然るを今惣追捕使を、征夷

將軍と同やうに心えられて、それにしも、直冬を

せられ、諸國守護の成敗をも、打まかせられたる、

名こそかはたれ、其實は征夷將軍になされたるに、

かはりたる事はなかりしなり、先帝の御時、父の尊氏

卿、征夷將軍を、ゆるされさらしは、たい其名を促す

へからさるを、御遠慮ありしはかりなりしに、今は

諸守護の事を、打まかせ給ひたる、名器ともに假

給はりたるにて、先帝の寂慮には、殊の外に相違し

たる事にてありしなり、當時親房卿も、尊氏か謀叛

したるは、さしたる功勞もなきに、諸人を越えて越階し、四位に除し、左兵衛督に任し、拜賀のさきに、やかて従三位して、程なく参議従二位までのほりて、三國の吏務守護、及びあまたの郡莊を賜りたるより、心おこりして、頼朝かことく、天下をもしつめて、我心の儘に振舞はんとは、思ひたりしとで、此事をは、先朝の第一の御失政なりしやう、ふかくられひなけかれしなり、尊氏卿は、さしたる功勞はなかりしかとも、六波羅を追落されたる事は、無下に重功なりしとは、いはれさるにすら、親房はかく、論しおかれたることなるに、直冬は、今まて南方には、御してありしうへに、父には惡まれ、家人に背かれて、身の置所もなくなりたる儘、爲方を失ひて、怒りたる人なるに、いかなれは、さしも功ある父にも、其名たにゆるされさらし、武家の惣領職をは、かくたやすくゆるし賜ひたりけん、其比南方の御成

にて、直冬朝臣の、芳野より綸旨を賜はり次第は、
大かた實事なりつらんと思ふなり、總追捕使に補せ
られ、諸國の守護以下打まかせられて、承久以前の例
に依るへしと勅許せられたるは、直冬朝臣も、頼朝卿
の世を治められし跡を襲きて、天下の事、承久以前、
鎌倉三代の例につて、世務を執行すべしとの、御
事ならりと見えて、總追捕使といふことは、其比は
太平記の初にも、頼朝を日本の追捕使に任せら
れしと見えて、當時新たに頼朝卿に任せられし、官
稱のやうに心得なりてありし故、芳野よりも、直冬
を追捕使には任せられしなり、されとも總追捕使と
ひふは、質はさることにはあらて、いつ比よりか、
鎌倉の以前より、諸國に總追捕使を置かれしことあ
り、それは一國の内にて、有勢の者を、惣追捕使に補
せられて、盗賊追捕の職を、まかせられたること
り、されは押領使、 警固使なといふ類と、共名は殊
なれとも、其職掌は同じことにて、時に取りて置か

れたる職事にて、一定して久しく、行はれること

にもあらず、詫間文書に、肥後六ヶ庄小山村の所

料の事につきて、常時の地頭土岐判官代清基入道々

心は、當庄惣追捕使水原孫四郎宣孝と相論して、訴

におよひたるを、鎌倉殿より、御裁判ありし時の、

執權武藏守より、 正和五年五月十二日に、出された

源三秀義か

る下知狀あり、近江の佐佐木本家なと、

父祖二三代は、近江國の惣追捕使なりしこと、系岡

に見えたるにて悟るへし、されとも、頼朝卿の時に、

惣追捕使といひしも、其例によられたることにて、

朝庭に誘うて、莊園に地頭を置き、衙に守護を置

かれる、共守護地頭をすべて、惣追捕使といひて、

惣追捕使の惣は、地頭を惣地ともいひし惣と、同し

ことにて、其所領分を惣領することなる故、地頭を

も惣追捕使とSひ、守護を惣追捕使といひたるな

り、それ故文治中、鎌倉より諸國に、守護を置かれ

し後、諸國の守護地頭ら、武威に任せ、國務莊務を
押妨けたる故、諸國の惣追捕使を罷むへきよし、鎌
倉に仰下されしこと、東鑑に、共をりの院宣見えた
り、これにて鎌倉の時、惣追捕使といふは、守護地
頭の惣稱なりしことを、悟るへし、しかるを此比に
なりて、追捕使といふに、惣の字を減らせていひた
ると、天下を惣へていひたることそと、心を誤りた

三一七

し狀

日向に罷着候之間來八日必定可村立之由云々とあるは大友か
将軍の命によりて畠山討伐に發向せしものと思はれとぜ其の開
戦せしことは誰左なし貞 に直顯・鈴を交遂に年を累れたりさ
島津氏久が
方の 注進さしもの左の如し
大隅國於御方、致忠輩交名注文、可被成下御感人數之事、平山
左京亮、加治木中務入道 池袋彌五郎、同彌六、木房太郎、同三
昭二郎、簗瀬左衛太郎、小田次郎、同平四郎、別府次郎兵衛尉、

刈平郎彦太郎一族、同重富腟平

牧右衛門次郎入道、

栗野郡司、镰田藤内 儒尉、床並宮内 一尉、

大隅國佐殿御方望 名注文、

税所介一族、加治木彦次郎一族、顧寢郡司一 修理亮彌太郎一

族、本郡司一族、羽月彌太郎一族 小川郡司一族、蒲生彦太郎

一族、小濱十郎一族、 敷根村預所、廻村預所、肝屬八郎兼重、今

死去跡輩一族、 末次六郎入道、今者死去跡輩一族、溝部孫太郎

族、野邊孫七盛忠、今者死去跡同一族、 彌勒寺執當房道慶、

弟 左衛門尉、同舎弟十郡三郎、正八幡宮神官所司分、杉五

郎、東邪藤左衛門入道、同荒潮九郎、吉田左近藏人清忠、但清忠

らく目前の急

のにて實忠の情狀な故に十月九日に至り義詮

井島津院押取將軍の命に服

島津貞久に命して退治せしむ前に一色範光か鳥

むと欲せし

將軍家御

る鹽忠否間事、匠作六直)者、合與同兵衛佐殿,猶御臺御領

穆佐院、并島津近江守晴久所領新納院、度々及合戦、致押領候間、

御敵之段、無子細候、次道鑒於御方、致忠節候之條、世以無隱候、

若此條回申者、可罷蒙八幡大菩薩御罰候、以此旨可有御披露、

恐惶謹言、文和二年正月廿八日、沙燗呂連裹列、(大友代官請文略

す) 北狀畠山不忠の實明瞭なれとも京都よりは寛典にして一色

へ下知した″C畠山修理亮直顕、於砌方致忠之由申候云々、爲事

實否、以起請之詞、可被注進之狀如件、 和二年三月十日、御、

一色少輔太郎入道殿、一旦は此の寛典の處置ありしかと直顯元忠

心より足利に服するにあらす暫肥後文獻叢書第六巻

咎めて

へに興へ例の風聞の説にて、西國以外蜂起とは、九國には宮方

ひょ強勢になり、中國には、山陰に山名、 山陽

に直冬朝臣、宮方になりて、近國を打したかへられ

しを、一に合せて、西國以外に蜂起したりしとは風

説したるなり、東國の蜂起は、まことの風聞にて、

東國にては、宗良親王、去年新田の人々なと、將軍

と御合戰ありて打負給ひ、宮以下信濃に引入り給ひ

て、御身をかくし給ひし程のことなれは、内々御再

興御籌策はありつらめとも、いまた蜂起といふはか

の事には、及はさりしなり、されとも、同風聞の中

國をうちしたかへて、芳野殿に降参して、京を攻ん

とはかりたりしか、其比直冬朝臣も、芳野殿に降参

して、やうく長門周防の間に手をのばして、御方

をかたらひつけおはせしなり、園大、和二年九

月三十日、聞西國以下蜂起、直冬賜南方綸旨、奉總

追捕使事、亦諸國守護以下事、任承久以前例、可

執行」之旨勅許、亦東國同蜂起、」と見えたるは、みな

さて去年の秋より、山名時氏父子、將軍に叛き、近

右注進狀如件、

參于御方云々

貞が譲狀あり其内に、今年二月、於筑前國針摺原、貞廣巳

下子息氏等、孫子多討死、云々とあり〇園大曆、二月卌日、天

晴、今日武家雑学之信来、西兵衛佐乘勝以外之由、方々飛脚到

來、武家頤失色、云々、又、三月廿四日、或口演四以外蜂起、直

勢欲東潮、備前輩(山名氏已入美作、作州一圓悉歸彼方云

なとあり九州池等宮方の勢力再び京師を震験せしめたるなり

木屋文書に、加一旦了、 例(武光)、木屋彈正左衛門尉行實申軍忠

事、右於肥前國田平村(榊崎)、致日宿直警固之上、今月七日、

東風日深江文書に、安富民部允泰重軍忠事、右今月二日、於筑前

國錐摺原之戰場、抽軍忠合分取(頸二之條、勘文明白之上者、早

賜御證判、備龜鏡、成弓箭之勇、彌爲動忠節、恐々言上如件、

平八年二月、承了判、(菊池武光) ○入江文書に文和二年十一

日田

光と共に向ひしなるへし、此時の合戰、勝敗いかい

なりけん、さたかならされとも、一色つひに攻落さ

れて、重ねて肥前の方へ落退きしなるへし、されは

前にひたる、文和中、一色か肥前にて、菊池赤星

と合戰したること、肥前人のかたり傳へたるは、此

飯盛合戰以後の事なるにはたかふへからす、しかる

にをしむへきは、菊池家の文書とも失せはて、其を

の事なとくはしく考ふへき證左もなし、肥前に行

きて、あなくりさかしたらんには、其をりの文書な

と、人しれすうつし持たる人もあるへし、されとも

おのれ年老たれは、さることもなりかたし、Sとく

口をしかることなり、

又日九州北方の動静は以上述ふる所の如しきて南方三國は如何と

いふに先きに直冬九州を近出てしより畠山直顯大に畏れを尊氏

に送り獨身を潔くせんと欲し貞久か叛逆の事を注進せ るべ

し依りて貞久もまた直顯の不忠を訴へたるものと見え京都より共

の兩人の忠否の次第を一色大友の二氏に諮問せり其時一色代官加

藤左衛門入道が交あり、被尋下候畠山修理亮直顯、井島津上鄕

三一五

凶徒追拂、京地無相違候

恐々謹言とあ

之間、向候て後攻侯、

申計候、御同心候歟、重面

計候、爲御不審、将軍家御入洛、注文令進候、可有御覽候、始は中

將(詮)殿、爲中國西國退治、可有御下國候けるか、さ様に候ては、

何様兄弟相論に、人々かこち申へく候間とて、已将軍家可有御下

向之由、議定にて被仰下候、又大友日向に罹着候之間、 來八日

必定可打立之由申候之間、當手も可差寄候、菊池此旨博多に候

るが、中にとりこまれ候ては不叶候とて、肥後に引蹄候、鎮西も

如此候へば、目出度存候、將又佐殿中國に御座候て、降参之由、

於雖京都被申候、無御承引候之由、申下へく候、此邊退治候者、

急速日向へ可器下候、共時は一面御方様、可憑存候事、期後信候、

恐々謹言、文和二年十一月十八 右馬權頭光在判、讃上島津

上總入道殿、御返事、

屬御手、仁比山朝井凶徒追落、同九日、於菩提寺城、 一色五那以

下輩沒落之時、抽戰功之條、御見知之上者、下吗御翔、爲備後

鏡、恐々言上如件、正平八 ・七月日、並上御奉行所、あり書

に引ける惟澄中狀

は此の の事なり治亂記に七月二日

菊池赤星以下の 綾部城に押寄せ探題直氏と戰ふと云へるは上

の木屋文書と同時 にて又同記次に菊池筑前へ打越探題の新城飯盛に取懸け之を攻る探題之を聞き急ぎ筑前へ往き先づ日奈田山に陣す宮方の日奈田山へ押寄す探題の軍敗れ肥前の小城へ引入る云々とあるば惟澄中状の飯盛城合戦なりさ 菊池此戦に勝利得たれとも此冬一旦筑前引揚げたるなり○島津文書に、去九月御状、委細悦承畢、抑京都關東之事、無為無事、目出無中又日同史料薩藩記に、島津上總入道々鑒、以肥後宮令旨、引率薩摩國徒、所々悪黨等、逐落大隅限本城栗野北城里間、爲退治所向也、致用意可抽軍忠之狀、 執達如件、觀應三年七月廿日修理亮、調所彦三郎殿、同日同文姫木十郎、同五郎四郎宛の書二ありこの書中貞久入道肥後宮令旨を以てとあれとも貞久は一時の謀に出てたるものにて傍ら尊氏と消息を通じ居たるなり〇同舊記に、父上總入道所勞減氣之程、相催分地頭御家人、非同族、可誅伐直冬已下凶徒等之狀如件、觀應三年九月十八日、尊氏御判、島津列官殿、又同文にて島津久氏宛の狀あり島津氏の大族にして東風臼九州史料に是より先き直冬太宰府にし頼尚直貞等の將士多く出征して敵の控制するところとなれり一色氏此間に乗し咄嗟

に起りて其虚衝き直冬も亦黨援を待つ能はずして直に長門に奔

れるならん十一月十八日太宰府侍所小保氏連の安富泰重に興ふる

書に、御所御歸府の由、依有其聞、所企參上也、 の語れば直冬既

に太宰府にあらず吉川文書に十二月十二日直冬吉川經兼に興ふる

に據れば是時間長門にありしもの、加しこれより其皆依る所

失び安富泰重は菊池にし(八年二月二日)畠山直顯は尊氏

父子に送る(八年正月廿八日)直冬因て菊池と和して一色に當り

又降南朝にへり云々

失せてはらねは、武光か功績の跡、考ふるに

よしなし、いとなけかはしく、口惜しきことなりか

し、

向し、攻落したるにてあるへくおもはるなり、此

北は武光か武威、やうくにつよくなりて、 九國の

將軍方、おほくは武光に攻られて、宮方に參るもの

あほかりしさまに見えたれとも、 菊池家の文書共、

正平十一年、惟澄か言上狀、 筑前國下座郡、豊後國

大佐井庄事の條に、去正八年、惟時爲飯盛城退
治、在陣之時云々といふこと見えたり、此時飯
盛城には、誰か籠りたりしとも見えされども、大か
九一色入道父子か、籠りてありつらんと思ふ也、
されは惟時か此合戰こそ、たいひ宮方に参りたる、
初度合戰にてありつらめと思ふなり、是迄もをりを
り、軍勢なとさし向けたりしさまには見ゆれと
も、それまた、いまたまことに順せしにはあらて、
佐殿方に心をかよはして居たりし故、おのれかみつ
から發向せしことはなく、獪引籠りて、世の成敗を觀
望してありしかとも、直冬朝臣も筑紫を追出され給
ひ、菊池か武威、よく盛になりし程に、今は
おのれか身上も、そらおそろしく成て、一色を攻め
んとで、初て自身に打出るなるへし、されとも此
時に、惟時一人して向ひたるにはあらて、大かた武

正平八年癸巳

北朝文和二年

ほ去就定節なきこと此の如し況や其の他の諸豪置朝秦暮楚勢・

見て向背するもの豊宜ならずや是れ時勢の然らしむるところなれ

とも 然たらざるを得ず臆

武光らの宮方は、其時も一色大友とは興せす

して、結句直冬朝臣を助けて、一色大友と合戰て

ありしなるへし、太平記、大原合戰の段に、少貳か古

一色入道に倒れて、難儀したるを、武光

後措して、一色を追退け、少貳を救ひたること見え

たるも、直冬朝臣の、いまた筑前に居られし間の事

ならんとおもへは、かた 十一月十二日の合戰は、

一色大友と合戰して、散々に敗軍し、つひに筑紫に

と云々といへる折の事なれと、十一月十二日の

合戦は、Sつくにての事ならしか、大かた筑紫にて

の合戦とは覺ゆれとも、敵は誰なりしか、それさへ

*さたかならず、此春一色道猷、芳野よりの仰を承

て、宮へも御合力を申入、大友氏泰なとへも牒し合

せて、大宰府を攻めんとはかりしか、其事はいかゝ

成けんしらねと、其後はそれまて、佐殿方したる

ものとも、やうく背きはなれて、あるひは宮方に

参り、或は一色大友に與して、直多朝臣を立挾みて、

攻たりつらえと思ふなり、しかるに、今長門より、

少貳菊池を頼まれたとあるをおもへは、此春宮方ょ

り、一色大友と同しく、宰府を攻たりしとも見えさ

たまりかねて、長州のやうに落退かれしなるべし、

少貳か籠りし浦城は、いつくなるか、今はさる地

名も聞えさろうへに、太平記は、東國西國のことは、

すべて聞のを書きたるにて、地名なとも、聞

まかへたる事おほかれは、ひょくさたかならぬ

ことなれとも、古浦は、筑後の高良なるを、となへ

のおなしかる故、古浦と書なしたるにてはあらぬに

か、高良は假名にては、かうらと書き、古浦はこう

らとかくことなれとも、比にさるかなつかひの沙

汰なとは、たえて世になき事なりしかは、たい耳に
聞きたるまいを、其文字をもたつねす、こう良とい
ふより、やかで文字にて、古浦と書たらんと思ふな
り、豊田城は、厚東駿河入道か居城なれは、直冬朝
臣は、此入道を頼みて、暫くひそみゐられしと見え
たり、一宮城は、いたるなり一色とかくペレス下に武光が長門
東風日一宮一色草の似たるより色を宮と混
いばいい、誰か城なりしか、しられねとも、長門
の國人の、將軍方にてあり、一色大友にかたら
はれて、豊後筑前の勢を入れて、豐田を攻めんと
て、取構へし所にても有けん、しかるを直冬朝臣、
菊池に頼まれしほと、武光海を越えて、長門まて發
三
感,也、諸國形勢、近日得、利云々、此者ともに背出され、
書 〇令」相續先功、致忠者可」致抽賞者、
天氣如此、悉之助、正平七年九月八日、勘解由
次官花押、阿蘇大宮司館、」多年忠節之次佃食了、

所有

九州之狀如件、觀應三年五月十三日、

道殿、○又道献より 此の旨を受けて貞久

一色少輔

存共旨、

れよとの、心のことく聞ゆれとも、八幡難儀のよし、

上に見え、それをうけていひたることなれは、上職

場」とは、上洛をうなかされたるなるべし、閏三月は

誤にて、前の二月の閏月なりしより、其筆くせのこ

りて、閏三月とは書きたるにて、今にてぁ心せはし

さをりは、かる筆の誤は、今に常にも多かることな

り、かいりし後、十五日、義詮朝臣、江州より上洛

ありしかは、播磨の赤松則祐、越前の斯波高經、因

幡の山名時氏なと、同時に攻上りて、八幡を聞て攻

たりし程に、五月十一日に、八幡つひに攻落されて、

主上は御馬にめされて、奈良にかいり、三輪に落着

かせ給ひ、終に御恙なく、十二日、賀名生に還幸あ

りしかとも、此戰に、みかたはけしう敗れしかは、

四條隆資卿討死し給ひ、公冬卿は、矢手負給ひしか

とも、なく落延給ひしなり、東風汨島津文書に、今州

一日夜、八幡凶徒等追落了

肥後文獻叢書第六卷

洛、所語如此云々、」と見えて、十一月十二日、合

職敗績、長州豐田城」とは、太平記、直冬降参

吉野の段にはゆる、足利左兵衛佐直冬の、筑紫の

安藝周防の間に漂泊し給ひける

時分彌可」等者、天氣如此、委」之以狀、同年

月日、同人判、惠良筑後守館」日勘解由次官

は、正平四年十一月二十七日の奉書を出したる、

時經朝臣なるべし、惟澄か御感の綸旨は、此春の賴

元の狀に、吉野へも別して奏聞候なり、御忠の事は、

はかりなから、御安心可」思賜候とある、末の

事にて、此綸旨は、とくにも下さるへかりしかとも、

春以來八幡行幸の騒なことにて、取れて、今ま

では延引せられしなるへし、園大暦、和二年正月

十日、入」夜五位宰相入道水、於大納言方調」之、

聊勸白散、其次語云、直冬降参南方、萱冬被」下綸

旨黒、以種々告、申所存云々十一月十二日、

知合戰敗績、暫隱 長州豐田城ń潜 通 菊池少貳、同

相菊池、二十五日六之間、彼輩攻三一宮乘」勝

畢、其間直冬自長州、遣使者吉良石塔等勢」之間、

許容被下綸旨、是朝光朝臣青侍男、自西國上

奉、阿曾大宮司殿、」と見えて、二通共に、くちに實世

卿の花押あり、八幡城中、公私無爲、當時實世卿を

始、南方の公卿達、主上の供奉して、 八幡に御在陣

ありし故、公私無爲とは書かれ也、黄門相の下、

無子細事之の五字、此間脱あるにや、心得かたし、

黄門は義定にて、相續とは、かはらすといふ程の

ことにて、其下は義定の安否を、彼問たるやうの

句ありしなるへし、被申之趣定無子細候歟とは、

惟時か例の恩賞地などの事を、質卿に就て申たる

にて、其事大かた、千細あらしと、許諾したひた

るなり、さて此狀に、十二月とあるは、心得ぬこと

にて、實世卿の、帝と共に八幡に籠給ひしは、二月

の末より、五月までの間にて、其事は園大曆、太平

記、以下の物ともにも、たしかに見えたる事なれは、

十二月の事にては、あるへうともおもほえす、しかれは、今十二月とあるは、三月をうつしひかめたるは、たかふへからす、其北京には、壬二月二十日に、義詮朝臣、江州に落ちられし後は、北畠顯能卿人替り給ひ、京中の事、何くれと、御沙汰しつめありしはかりにて、合戰とてはなかりしかは、八幡は

三一一

實に公私無異なる折からなるに、其後御方彌得・利候なとかくれしは、園大暦、閏二月十四日、彼此之土岐刑部少輔、於濃州率勇上洛、義詮在江州四十九院邊相伴、又可攻上之由風開云々と見えたれは、此風聞は、八幡へも聞えて、其御防職の御評議様々にて、御心遣多かりつらんを、わさと遠國の御方のを助けんとて、例のそらうてを、御申遣はされし也、次の凶徒襲来、常國合戰の間、爲」宗凶徒、大略雖致退治、及數日」之間、尤難儀とあるも、前の御方彌得利とあると、同例の魔聲にて、園大暦、三月

十一日、慈信正坂本使者江州凶徒今日可 入洛之
旨風聞、而依風雨延引、晴明後日歟自篠峰宮坂
本之旨風聞と見えて、三月十二日までは、たい凶徒
諸方より、上洛の風聞計にて、いまた義詮朝臣
江州におはして、味方を語らひ給ふ折からにて、
京都にても、坂本にても、いさいか小軍とてもなか
ぁしを、遠からず八幡にて、合戰あらんには、かく
あらまほしさと、あらましに思願ひたるあらまし
事を、事々しく實事に取なして、遠方の聞えを張ら
れしなり、急速可被上戰場」とは、合戰を始めら
れはこれほとのかなたかひおほかるは、また世のな
らはしのみに、おほすべきことにもあらずして、
ほつかなからんもしにもあらされは、こいにいさん
か、其趣をしおくことにこそ、うけ給はり候條々
とは、中院殿に就て、惟澄か申たる條々にて、そは
何事なりしか、しらねとも、例の恩賞地のことを、
申たる條々なるへし、宮御なり候はい、やかて御

沙汰はしまり候ヘルとは、其比宮はいつくにおはせしにや、大かた思ふに、さきの道猷か状に見えたる、太宰府退治の事に付て、此節は、武光はかりなと召具せられて、筑後あたりまて、打出させ給ひしか、其事 いか、成行きけん、さたかならぬ事なれとも、其事はて、宮は近比に、菊池に還御あるへき、御けしきなとありしなるへし、御せんにて行はれ候はんけんてうにて候とは、此たひの賞は、宮の還御をまちて、御前に行はれんこと、殿にてあるへしとなるへし、其比は嚴重を、けんちうとはいはて、けんてうとやうにも、いひたると見えたり、〇條々可伺申入候之處、此間依所勞不給候御所候、其上御所間、一昨日、廿五日以外に御惱事候よし承候、仍

惱は二十二三日の北、還御の後の御事なるへし、またｓ未」参より、何申候はの間には、近日所勞なほりたるのうへにて、何可」申なとありしなるへし、〇八

幡城中、公私無爲、其後御方彌得、利候、目出候、鎮
西事、殊無心元被思召候、黄門相續、無子細事
之被申之趣、定無子細」候歟、委被使節僧候由、右
大將殿所候也、恐々謹言、十二月三日、伊豫權守行
光、阿蘇大宮司殿、」凶徒襲來、當國合戰之間、
宗凶徒、大略難被退治、及數日之間、尤難儀也、
其境事、相構急速可被上戰場、委細不」被仰之由、
佐洞院家仰、執逹如」件、閏三月十二日、伊賀守國宗
とは、前書に見えたる條々なるへし、所勞の下、 不
給候御所候の、不給候の三字、不伺候なとありしを、
寫しひかめたるにてもあるへし、下の未」参候の下、
よしを伺申候は、とある、 あるへし、御所の御
欲馳参之處、依所勞未参候よしを伺申候は、
委は、申此御使候了、恐々、閏二月二十七日、」此
狀々主宛所、ともに見えされとも、頼元眞人より、
惟澄への返書なるには~つなし、されとも、誤字脱
とおぼしき所ありて、読かたし、條々可伺申入

さらんには、また大綱の御合戰あるへけれは、宮を
初奉り、九國の官軍等、いそ馳上りて、立挟みて、
將軍を攻伐たるへしとなり、○ことしは、いまた申
うけ給候はす候あいた、諸事心となく候ところに、
中院の僧都御房、これまて御こゑ候ほとに、そのさ
かゑの事も、くはしくうけ給て候、かやうに御忠を
いたされ候事、阿蘇大明神も照覽候へ、ありかたき
御事に思入申て候、わたくしあるましき事にて候へ
は、御軍忠、又御方御ころさしのふかき事は、他
所にてはしり候はす、鎮西にをき候て、申さたすへ
し、又吉野殿へも、別して奏聞候なり、御ちの
事は、はかりなから、御心安可」被思賜候、又う
け給候條々の事、委僧都御房に申て候、子細あるま
しく候、凡御身の大事は、頼元か身の大事よりも、
なをさりかたく存候、心中是ほと存候とは、よもち
ほしめし候はしとこそ存候へ、ちかきほとに、宮御

所御なり候はい、やかて御沙汰はしまり候へく候、

最前に申行候へく候、 かやうの事は、一同のきにて、

かたく行はれ候へは、のちのためもきやうなら

ぬ事にて候あいた、恩賞なとも、おこなはれ候はん

三〇九

所をは、重代の御知行になり候やうに、申沙汰すへ

候、さきさきも、あまりにしとけなく候て、人々

も上の御されを、ゆるかせに申候あいた、かた

行はれ候はんため、宮の御入をまち申候、御前て

おこなはれ候はん事、 けんてうに候へく候、さやう

向後はあさからす申うけ

の事も、中院殿委申て候、

給候へく候、かまへて!、外人にはおほしめし候

ましく候、恐々謹言、閏二月廿一日、頼元判、恵良

小二郎殿、」中院の僧都の御房とは、義定卿、其比入

道して、僧都になりておはせしなるへし、これまて

御越しとは、義定卿の、宮の御の初、菊池の御在

所に参りて、何候申さしたるやうに見えたるに、共後は八代に返りてゐ給ひしか、 入道の後、初て宮の御在所に参り給ひしなるへし、其さかゑの事とは、甲佐八代なと、南郡の事さまを、此入道殿より聞きたるとなり、其の俗には、さかひをさかへといSたると見ゆれとも、へとゑとかゝれしは、餘りなるまて拙なし、されともかくるひかことは、其比のよのならはしなれは、あなかちに、此人はらを呑むへきことにはあらされとも、眞人は、謡第儒林の人な飯盛より肥前に越えて、草野城に籠りしは、貞和六年のことにて、今の状も、肥前より出しし状と見えたれは、観應の末には、すてに筑前へ歸り居たりしと見えたれは、此事を和年中の事としたるも、心えかたし、さらは古跡泳のふ所は、すべて觀應中のことかとおちへとも、菊池赤星か、一定觀應中、自國の軍にひまなかりし上に、宮の供奉して、筑後國へ打出て、合戦をしたる事なれは、かく肥前に度

々打入て、道猷と合戰すへと暇とてはなかるへし、

されとも、肥前の國人は、かくいひ傳へてありしを

おもへは、またさら跡かたなき事にてはあるへ

からす、されは思ふに、直冬朝臣の芳野に降参申

されし後、九國は大かた宮方になり、菊池か勢、い

(猛になりし程に、延元年の夏、道猷筑紫に

たまらずして、つひに都に逃上りたりしなり、其い

た筑紫にありし中、又肥前に越えたりしを、菊池

赤星なと、度々おし寄せて、つひに道猷を追立たる

事ありしを、かくは傳へ誤たるにてもあろへし、獪

考へし、○高氏義詮、乍蒙勅免、重依」有陰謀之企

爲被追討、所有臨幸八幡也、仍官軍發向于京

都、今日被、落義詮了、 然而高氏定分進發歟、

不可有御参洛之由、所、被申將軍宮」也、早存

此旨、可」上洛者、天氣如此、悉之以狀、後二

月廿日、右大辨花押、阿曾大宮司舘、惟澄にも同時

此事は、主上、高氏

同文にて、同人奉の綸旨あり

父子の降参を、勅許ありて、都に還幸あるへきよし

にて、今年の二月に、賀名生を出てさせ給ひて、吉

野へ遷幸なりしか、閏二月十五日に、天王寺行幸な

り、それよりたちに、男山に遷幸なりて、 中院顯

和田正忠等の、官軍をつかはして、

信卿、楠正儀、

常月二十日、義詮朝臣の京に居たまひしを、袋はし

め給ひし故、義詮朝臣、おもひかけぬことに

あはてなから、細川顯氏、同頼氏なとをつかはし

七條にて防職せられしかとも、細川頼春討れて、

軍方はけしう敗軍したりし程に、義詮朝臣、京にた

まらすして、近江路をさし、落行かせ給ひになり、

すべて此間の事は、園大暦、 太平記に詳なれは、就

きて見るへし、尊氏定向とは、将軍は折ふ

し、直義朝臣を御追罰のため、東國に下りておはせ

故、京都の騒亂を開給は、定て飾り上らるへし、

し事聞えし後は、佐殿を見放し申て、將軍方へ

参してありし故、一色より、宰府攻の事を、かくは

牒し合せたるなるへし、また一色入道は、去年より

佐殿方に攻められて、飯守城にたまらずして、肥

前に越えて、草野か城に籠りてゐたりしか、京都の

にてありし、豊前藏人

直貞入道正曇なり、大

友も直冬朝臣下向以後

は、少貳と同しく、佐

殿の御方に参りてゐた

しかとも、京都にて

將軍御兄弟、御和談あ

また此入道、後には吉弘郷に任せし

たろにはあらぬにや たかならす、

は、常時直貞入道も 筑前の所領に

泰廣か時、豊後国岡東郡田原邪を知

行してより、此家田原を稱號とせり

父基直か時より、筑前國怡土郡

領して有りしより、系岡に見えたれ

居たりし、宰府攻の事を、便宜に

よりて、道よりも、先入道に中

か二男、厳人三郡直貞入道正品なり、

行李とかきて、同音借して用ひたるを取りて、 は

やくより李部と書來れり、式部卿親王の御記を、李

部王記と題せられたるにてしるへし、されと前にも

いふことく、氏泰其比は、兵部大輔に轉任してあり

し由、系岡には見えたれとも、今かく李部と書だれ

は、系圖の説は、誤れることしかり、田原入道は

本大友か一族なりし 田原入道は、大友豐前守能直か九男

十郎藏人泰廣か孫、 田原藏次郎基直

か、其比は家人のやう

よりまた吉弘とも名のれり

菊池赤星、再來攻不利、一色追攻之波古川、移

城於千栗山事見船越題下、又船越城の下に、城距

府治五十里、 在千栗山下和年間、探題一色道猷

之子頼行據」之 菊池赤星諸將來攻不利、退於北

筑、少貳冬尚、亦會諸將來攻、 一色頼行、 聞之出

兵於北筑磨針嶺、逆諸將戰不利、而退入 綾部城、

國中、肥後にて惟澄か爲に討たれたれは、和中ま

て、存生すべきことわりなし、また道猷か、筑前の

三〇七

頼行は道猷か弟、右馬助入道にて、はやく興

城、至北日振山值伏兵二萬挾而攻、轉戰佃逃、殺傷

其夥、僅得入 飯盛城」なと見えたれとも、おほつ

かなきことにて、初には道猷直氏父子といび、後に

は、道猷頼行父子といひたるも、前後たかひたるう

諸將蜂起將來攻之、避其鋒、將入北筑飯守

聞

11

を聞きて、筑前へたちかへり、飯守城になと楯

籠りてありしなるへし、近比肥前人の書し、西肥古

跡詠といふ物の中に、白虎城の下に、白虎城、在綾

邊村距府治五十里、和年間、探題一色道猷、其

子直氏據焉、菊池赤星來攻、不利而還、一色出兵、

攻北筑姪濱城不利、歸入此城、又遷仁比山城、

もいふことく、久しき四條殿の領地なれは、かたく 氏卿難儀とおぼしめされ、 入道殿に、 あまりつかぬ

南方には有縁の寺にてありし故なるへし、頼元眞人 先に、追罰を加へらるへしと、詮朝臣を都にのこ

は、當時勘解由次官なりしを、今判官と書きたるは し置きて、其身はたちに東國へ下り給ひしか、南

おぼつかなきことにて、次官はすけ、判官はせうに 方より都の留守を襲はれんことを恐れ給ひて、には

常りたるを、今判官とかくへきいはれなし、されは かに御父子共に南朝に降を乞い、 わか家の主とかし

是は筆者のひか事にて、阿蘇文書の旨の中に、征 つかれし、光明院の御位をおろし参らせて、年號も

西將軍と書くへきを、征夷將軍とかを誤れるたくひ 正平の號を用ひらるへきよし、被申し程に、芳野殿

なるへし、〇古文雜纂、宰府退治事候間、委細申候、 御許容ありて、直義追討の宣旨をなし下されしなり、

綸旨已到來間、則付進宮御方之處、合戰時分、可 かいりしかは、九國の将軍かたも、にはかに宮方に

被差遣官軍、 宰府無人數事に付、退治時刻可然 参りし程に、直冬朝臣も、直義一味の人なれは、此

候者、面々□申、急速李部被打出候はい、就公私 人を追討すべきよし、一色なとも、芳野より綸旨を

目出候、其方御渡候間、萬事心安憑存候、尚々急可 下されし也、其比直冬朝臣は、少武と一所に、太宰

打出候、委細者李部御方申候、恐々謹言、後二 府にちはせし故、宰府退治とはいひたるなり、綸旨

月十六日、沙彌道猷花押、謹上田原入道殿、」とある、 は芳野よりの綸旨にて、付進宮御方とは、綸旨案を

宰府退治とは、去年高か一族亡果たりし後、將軍と 宮へゐらせて、其由中、御合力を乞申しし故、

直義朝臣と、一旦は御和談ありしかとも、無稲事 宮よりも、合職の時分を見計び給ひて、官軍を發し、

破れて、直義入道は京を落て、 北國の方へ下向せら 御後措あるへきよし、被仰下し也、それ李部は、

れ、其より東國へ出られしほとに、北國東國の大名 大友式部丞氏泰なるへし、式部は唐官にては、吏部

多く御方に付て、大勢になり給ひしかは、遠からす、に當る故、唐名にかくて、吏部とかくへきを、いか

都に攻上るなと、世の中さわさあびたりし程に、尊なる故よしにか、こにては行吏のことを、左傅に

御

座を構へられしと見えて、天授三平の高良山の御願

文に、高良にも年比御逗留ありしと見えたり、され

は寛元寺に、御祈禱の御沙汰ありしも、筑後を御在

所と定められし故と、見えたるうへに、三は前に

に至る此に於て島津久孤立して遂に宮方と連和したり

後は、菊池には歸らせ給はて、筑後の内にしはし至りぬ〇大隅薩摩兩國為凶徒退治所發向也、急速相催一

极致忠節之狀如件、觀應二年八月廿八日、左馬助判、執印叉三

と連和し一時咸奮ひし程なく病し共弟五郎九郎亦戰死した

年宮方に深忠なりし肝兼重も志をし伊東等と直冬に癒し畠山 長老、」と見えたるは、宮去年筑後溝口の城攻給ひし

寬元寺

以和直顯、而未幾、父秉重、叔父五郎九郎、亦淳兵死、當是時、

楠井四郎賴仲、據有志布志城、所謂信濃源氏之族也、乃乘其虛、

侵我肝屬、取大蛤城、 加世田城、高熊城、葉分之戍衆、使其弟又四

賴重、戊加瀬田城、 使共臣岡富三郎次郎、及大姶良兵衛入道、

横山彥三郎、戍大姶良城云々とあり察するに此の時三國には多

筑後國三潴郡寬元寺文書に、御祈禱事、可、被抽懇

4丁酉改元文和

又日薩摩文書に、吉野和睦之間、可追罰入道直義朝臣之旨、去月

廿五日、被下綸旨、案文遣之、仍爲治罰彼黨類、正平七年壬辰

東風日系譜に、正平六年辛卯、初足利兵衛佐直冬之至九州也、

畠山修理亮直顯等、多迎降者、秋秉(兼重子) 亦及父擧族付之、

の奥の壁にそへて、御障子をたっとあれは、朝

餉の間なるも、壁にそひて障子あり、よて副の字は

障子に付けて讀へきにはあらしとそおもふ、さる名

目と聞なれねは、明障子の明の字を、書ひかめた

るにもあるにや、さらは一間とあるは、格子の紙の

一間にて、格眼の事にてもあるへし、御奉行所は、

將軍宮の御奉行所なり、

所下向關東也、

存治定之旨、相觸一族等官軍、彌可致忠節之狀如件、正平六年十

一月十三日、御列(尊氏)、島津上總入道殿、〇入江文書に、吉野

御和睦之事、去月六日、將軍家御教書如此、可退治入道直義

井直冬等黨類之由、被成綸旨云々、不日任被仰下之旨、可抽忠節

候、仍執如件、正平六年十二月八日、式部丞列、豊前藏人三郎

入道殿、とあり(以上九州史料に擦る)

冬か同年十二月十三日の注進状なり

一間マスミノ

かとも、思ひしかとも、同書鬼間の御障子の事を、

子あり、近比不見とある副障子、すなはち是ならん

世録正統系岡に、薩摩島津上慈入道々察、合同心宮方、依

罷成御敵候、州國人等、少々雖令與同道鑒候、於禰寢孫次郎清成

者、爲御方無他心候上、以去月八日、楯籠道鑒舎弟島津佐多又三

郎入道子息等候、追落隅州佐多城候県云々、とあるは是左馬助義

北朝觀應三年

忠 之山、 征西大將軍宮 御氣色所 候也、仍執達如

件、正平七年二月廿七日、勘解由判官花押、り楡井賴伸元兼重の與
同なりしか是に於て肝付の城をし互に戦

ひ此の外島津真久は窪氏にて又三條泰季の統帥せる宮方ありか

別れ!に手隈せしか八月尾張左馬助義冬直冬の命を奉

摩に(友雄)殿、禰寢一族土持時榮等も亦直冬にして義冬の下知を

するるにや、禁腋秘抄に、朝餉は二間也、奥の壁に副障

へしとは九正平十

へし、東風日後にまきちにしき事もあれば注

下同、

裏以

1

進、破壊之間驚存、御帳之内拜見仕候處、四宮之

甲佐怪異事は、右者御朔之時、小二覦丹治

近守、奉」開於御戸) 御殿之處、御流床□障子

間已上四ヶ社領、#矢部、祇用、津守保、筑前國下座

郡惣領分、豊後國大佐 井鄉 地頭職、惣惟時帶綸旨

令旨?當國他國庄園等事、右社領以下之所々、當職同

管領分、相 副綸旨令旨代々之證文等?丞丸於､爲»嫡|御神體、不御座西 避事有‶一尺 許二宮 御神體、後西

子讓興訖、於三當知行之所々者、無他妨 知行 枕仰天御臥候訖、依」之社官等、成希代未曾有之思、

了至不知行之庄蘭等者、帶綸旨旨ぃ致訴訟 所」令三進言上、仍之狀如」件、正平六年十一

可申祐也、而神事祭禮者、任先例施行之修 月二日、小一祝大江實種三蔵宇治惟房、二祝

理造營者、守舊可」致沙汰也、仍爲三將來之 宇治惟綱、一祝丹波盛時、大宮司代 高階綱、進

鏡」讓狀如、件、正平六年二月十八日、阿蘇三社大宮 上御御奉行所
、新御濱床は、御はまゆか

司、宇治朝臣惟時 ´」

議歌の一條相談にい丞丸は、 にて、正平八年

の〇二條に入る

本文には爲三嫡子」とあれとも、孫子丞丸とあれは、

故大宮司惟直か子にて、惟時か孫なるへし、惟直か

討死したる年に生れたらんにも、今年はすてに十八

歳の若冠なるへきに、丞丸といふをおもへは、其

比まては、いまた元服もせてありしにや、また今か

く丞丸を、嫡孫承の儀にて、讓狀を興へしかとも、

丞丸か後に、大宮司になりしことも見えされは、惟

時に先たちて、早世したりしにもあるへし、されと

も、後にまきらはしき事もあれは、猶其所にていふ

にて、正平八年、甲佐宮修造の日記に、はまゆかの

こむねあけの祝、ょうとう一くわん、餠子一双ふ

ん米一斗と見えたれとも、いかなる造さまの物なる

本居宣長か玉かつまに、出雲大

かさたかならす、

の、金輪の造營の圖を出せるに、大社の中に、別

に同内殿とて、少さく構へたる所あり、其前の方に

は、御妻とありて、奥方一間計りしきりて、御濱床

とあれは、内殿に神影をすゑまゐらする所を、一段

高く構へたるやうの處なるへし、障子の上の字、制

そひ障子にてもあ

のこと見ゆれとも、副の字にて、

征西大將軍宮卷八

年、關も下妻も、 高師冬らに攻落され給ひて、親房

たに參りたりしさまに聞えしほとに、件をさけら

れて、官軍の兵料に、宛行はるへき間、便宜の御

方を語らひて、それに支配せられて絵はるへし

と、馮仰こされしなり、されは此狀、例の年を

きたれとも、隆卿は、此としの秋より、芳野殿の

供奉して、住吉に出たまい、明としの二月より、八

幡に籠り給ひて、其秋八幡の落城したりし時、討死
し給ひしことなれば、此狀は、大かた當年の四月に、
おこされしものならんと思ふ故、筑後合職のことを
ひふ次に、姑くこゝにかいつけおくになん、古文書
雑纂の中に、御方」可致三軍忠」等、於有其功」
者、可」有恩賞、常陸宮令旨如此、悉」之以狀、正平
六年二月日、和泉守花押、諏訪部彌三郎殿、また、凶
徒對治事、綸旨御教書如是、急馳御方、可」致忠
節′有其功」者、可致忠賞」之由、所被仰下、
執達如」件、正平六年七月四日、左馬權頭花押、諏訪
三郎入道殿、」なと見えて、常陸宮は大塔宮興良親王
なり、此宮興國中に、常陸に御下向ありて、親房卿
ともに、關、下妻等の城に籠りたまひしか、興國

110 11

卿と共に、芳野へ返り給ひしなり、綸旨御教書とある御教書は、是此宮の旨なるへし、忠賞は抽賞とかくへきを、字音の近さより、書誤りたるへし、其の文書には、となへのおなしきことを、かく文字に拘はらすかきたること多かり、和泉守は、和田正武、左馬頭は、楠正儀にて、共和田楠か一堂芳野殿の軍奉行し、軍勢の事共、すべて此二人して沙汰せしなるへし、諏訪部か先祖源助長、もと越前の住人なりしを、承久二年九月、出雲國三刀屋郷の地頭職に補せられし以来、代々出雲國の御家人にてありしなり、三郎入道と、彌三郎とは、別人なるや、同人なるや、系を見されはしらす、此諏訪部黨は、近國なれは、 先帝の舟上におはしましい時より、御方に参りたるにてあるへ、其御ちなみにて、今もかく馳参るへきょしの、御催促を蒙りしなるへし、

此事は、九國にも、宮の御事にも、あつからぬこと

なれとも、後に直冬朝臣より、諏訪部黨に下知せられ

しことあれは、其強本のため、かつは今年の事にか

れは、こに引出て置きたるなり、興孫子丞

丸所、肥後國鎮守一宮阿蘇、同健軍、甲佐、郡浦

日本年の春師直兄弟誅せられ尊氏直義和睦せし上は直冬も

和議を講ずべきに一色等が此の如く鋒を連れて攻討ちしは蓋し京

都の下知によれるものなるべー豐後古文章に、高倉禪門事、就被

子細、所合體也、可存知其旨、吹直冬事、不可依彼落居、任先參

御教書之旨、不日可誅伐之狀如件、観應二年九月廿四日、尊氏判、

て筑後に戰ひ不慮の事ありて敗れ後の日田に奔り援を大友氏に

ひ菊池氏の成敗を見て再舉を謀らんとしたるなり

へ

摩郡者共、彼是干餘騎同道にて、 是まて打越候、遅々候は

疲勞之間、急

共陣事無心本、能々御談合候

候はん所々可有御引揚候、恐々謹言、觀應二十月に、

田原六郎藏人殿(貞廣)、○同文書、則可罷出之處、依菊池左

右、可罷立候由、面々申子細之間、相待候處、使者今日蹄来て

明日者必定可罷立候、相構共までは敵不懸候者、可有當手御越候、

若寄申候者、不及子細、巳宮 瀬高近所に御出候了、不可過一兩

能々可有御待候、恐々謹言、正平六十月九日、道献判、とあ

り是直冬が一軍小賴尚となり肥前へ發向せした一色道

又日入江文書に、去甘九日台戦、不慮式之間、無力引退日田了、於

今者任京都御意、自李部も御候は、山口合體候て、一兩日に

候、佐伯勢、己昨日打付候了、因幡守草野佐志高木勢志

江文書、參御方可致軍忠之由、聞食了候、有殊功者、可

有其賞者、天氣如此、悉之以狀、正平六年八月一日、左少辨列、

豐前藏人三郎入道館(田原直貞)、同文にて竹田津三郎、 利根孫三

郡宛の綸旨もあり右後の大友氏泰大隅の伊作宗久及豐前の田原

其他打して宮方に順せしものなり

日、勘解由次官列、大友式部丞館、 ○薩摩文書、可參御方之由、

被聞食了、榊妙、有其功者、可被抽賞者、天氣如此、悉之以狀、

正平六年八月三日、左中辨列、大隅左京進入道殿、〇入來院文

可參御方之由、被聞食了、早爲屬中征西將軍宮、致軍忠有殊・

可有其賞者、天氣如此、悉之以狀、正平六年八月三日、左中辨判、

美濃守館、外に同文にて同名九郎左衛門尉重興に賜ひた

人殿、又義詮より此狀と同意味の文豐前とSへり、件庄は、四條殿の御相傳の家領なりしか

は、所務に付て、をり(雑掌ともさし下されしか

とも、建武以後の騒亂にて、ことに遼遠の境なれは、

いかにも御手に及はさりしほとに、いつしか將軍か

たの者共か押領して、乃貢なとも未進かちなりし故、

宮の肥後に入御ありし後は、初より筑後國に御手を

入られて、ことに頼元は、筑後の中にて、所領なと

筑後に打越え

賜はりしと見えて、菊池より、をり

萬事を沙汰せられし上に、宮もかくみつから、

御出征ありしほとに、筑後國人にも、大かたはみか

庄

加談便宜之輩、被成御方管領候様、令 相計:給候哉、

其間事、以僧」申候也、謹言、四月廿二日、花押、

勘解由次官殿、」とある、四條殿のあり、三豬庄は

三豬郡なれとも、其比四條殿の御家領なりし故、

如當時、大略凶徒取」陣候歟、被相

五條文書に、筑後國三豬庄に、和博之家領候仍雖

竹田津小串三郎とに興へ

これは一色等にも必ず同しき下

知ありしなるべしさて太平記直義追罰宣旨御使の段に同八月十八

日征夷將軍源二位大納言倉氏高倉入道左兵衛督追討の宣旨を給

て云々とあれども右の豐後古文章に九月廿四日附にて合云々の

旨通知した見れば太平記の八月十八日とあるけ誤ならん

六

人と

前六

友か祖豊前守能直は、相撲古庄の郷司、近藤太某

かなりしを、掃部頭親能か獪子して、一法師と

能か猶子して、一法師と

ひし時より、右大將家に近くみやつかへせさせて、

深く御寵をえて、若くして左近將監に任し、後受領

して豊前守になり、豊後國守護職に補せられて、大

名となれり、されは姓をも、中原と改むべかりしを、

いかなるよしにか、獪本の藤原を改めすしてありし

なり、志賀文書に、能直か相摸國大友郷司職に補せ

られし、鎌倉殿の御下文あるに、藤原能直と見え

其子孫後までも、藤原にてありし也、親能か後にて、

一國の守護職ともなり、代々相織して、やうく榮

えたるは、大友か家はかりにて、ことに貞載氏泰か

時になりては、筑紫にても、少貳、大友、並稱して、

兩家なから、探題ともいひつへき勢にてありし程に

おのつから、一族の宗長となりたる故、一族大かた

は、本姓の中原を改めて、 皆藤原となりたれは、頼

親か時に、初て藤原とは改めつみなり、太平記に、

川尻詑磨なと、佐殿方して、 鹿子木大炊助を攻めた

りしこと、見えたるをおもへは、鹿子木も其比は、

宮方に參うてありしと見えたり、鹿子木は、三池か

三〇一

野攻戰之時施忠功、當御陣板井原致宿直、所々御勢使御共仕、至于今不退勵忠心上者、且下賜御列、爲備後證、言上如件、觀應三年十二月日、直冬列、此書後段の今年七月以下は明正平七年の事なれども前段は皆今年の事なりこの伊東は日向の士ならん先に畠山顯肝付兼重等和同して直冬に服従せし時同じく伊東ち之に服し宰府の直冬が陣に来曽せしものなるべし氏祐は祐時が子なり此役一色道猷は宮方と直冬との兩敵に對し到底勝ちがたき察 - 遂に征西府と連和して直冬の軍を夾撃せんとぜしなり依りて直冬の一軍は治部大輔某將となり八月瀬高を愛して白木原に戦ひ進みて志々岐板井原等を経て遂に隈本に陣した月廿九日宮方の軍と託磨原に戦ひ敗れて引退き板井原水島等にて宮方の追撃を受け又山鹿に敗れ遂に筑後へ引返したるもの、如し

日征西府と一色と連和せるに關して九州の宮方に ぜ

ものと思ぼるいは入江文書に、参御方可致軍忠之山、被聞食了、

有殊功者、可被抽賞者、天氣如此、悉之以狀、正平六年六月十五

九月廿九日御合戰抽戰功、後板井原水島菊池御勢仕、同筑後國田

警、今年七月、馳参丸山御陣、令前原在陣、以後岩

・八月日、参筑後國瀨高御陣、肥後南郡御供仕、詫磨原

東風日山鹿關等の戦に、關係せる文書九州史料に見えたろものあ

り、伊東文書、伊東大和守氏祐申軍忠事、右觀應二年十一

は七の誤)月日、肥後國大水山關凶徒打出之間、八月八日、禮部

御發向御共仕、白木原御合戰抽忠勤、其後志々岐(山鹿) 板井原、

令南郡御共、隈本在陣仕、御歸陣之時、又板井原山鹿御共中訖、

親しき一族なれは、其比一同に、宮方に参りてあり

し故、筑後御發向の御催促に癒して、かく軍忠を致

しいなるへし、承了とある下の花押、 光武か花押な

れは、其時武光、宮の御供して向ひし也、

肥猪原、而同月一日、關城御合戰之時、以親類若黨

等攻入于當城西城戸口、追落之次第、御見知

畢、其後供奉于筑後國溝口城」在陣于高上庄、

而致 警固畢、早任傍例、御判爲備後證、粗言
上如件、正平六年十月十八日、藤原頼親、進上御奉
行所、承畢花押」山鹿城改られしは、正月惟時を御
催促ありし末の事なるへし、此時は、宮は向はせ給
はて、武光、惟澄らなとをさしむけられしにや、其
事はさたかならねとも、九月に、闇の城を攻られし
時は、宮もみつから向はせ給ひて、それより直に筑
後へ打入らせ給ひて、溝口城を攻給ひしなり、其比
山鹿、關なとの城は、常國の人のこもりたると見ゆれ
とも、其北山鹿なとには、何かしかありしにか、
溝口城を、誰かこもりしともしられず、何様頼向に
いさなはれて、佐殿方したる者共なりつと見えた
り、山鹿城は、常郡中にて、いつかたなりしか、さ
たかならす、關城は、平家物語に見えたる、大津山
の開にて、今の南、北闘なといふ間なり、三池か
狀、付肥猪原」とあるは、宮は菊池を出させ給ひ
て、關城せめられんとて、肥猪原に御陣をめされた

るに、頼親は、御催促をうけて、おくれ馳馳付た

るなり、肥猪原は、今の肥猪市あたりの原なり、溝

口は、筑後國上妻郡、瀬高は下妻郡なり、此時宮、上

妻城を攻落し給ひて、引返させ給ひしか、瀬高に二

三日も御逗留ありて、其あたり沙汰ししつめ給ひし

其間、 瀬高に在陣して、警固を勤

なるへし、頼親

したると見えたり、頼親は、助太郎と名のりたれば、

李助貞鑑か孫にて、建武三年、將軍尊氏卿の御迎と

安藝助太郎貞元か子な

して、赤間て参りたる、

り、貞元其比は官途して、 兵庫頭と名のりしゆゑ、

頼親また、父か假名を襲きて、助太郎と名のりしか、

後には官途もまた、父と同しく、兵庫頭にみなされ

しょし、系に見えたり、しかるに、父の貞元は、

中原にて、子の頼親は、藤原を冒したるは、心ぇか

たき事なれとも、またさるよしありしことにて、三池か祖周防守親實は、掃部頭中原親能か子にて、天福暦の間、安藝國の守護職にて、厳島の社務をかねて、神領のことも沙汰せしより、此の子孫安藝を名としたり、貞元も、安藝太郎とも、中原とも名のしなり、しかるを頼親の藤原を名のりし事は、大

11100

征大将軍宮譜八

林寺、小清水の遊にて、御合職候は、敵の敗北疑嘘に非すとひた斗にて、合職はすべて、御影濱、打出濱、松原などにてしたるさまにて、小清水にて戰したるとは見ます、 小清水も、右三所に近きしことさたかなり、石塔中務大輔は、是また太平記此時には、右馬頭とし、他所にては、中務大輔としたるもの、前後早晩たしかならされとも、是も此狀にかく見たれは、頼房か當時當官は、 中務大輔にてありし也、小笠原遠江守は、 太平記此合戰には、其名見えす、園大曆、同年正月十六日、今夜叉有火、小笠原遠江守政長館也、自身走南方、焼宅」とあれは、政長も直義朝臣に與して、みつから我家に火をかけて、京を退きて、直義の御方に参りたるなり、愛に南方とあるは、いつれも直義の事に

て、其比直義大和河内の間に居られしかは、南方と
はいふ也、芳野殿の事にはあらす、されは政長も、
其後には八幡に参りしを、此時畠山石塔なとい 同
しく播州にさし向られし也、此合戰の有し處を、太
平記には、小清水合職と見えたれとも、本文に小
水といふ地名見えす、赤松篩資か、將軍に融
題目也、
處なりつと見ゆれとも、いかにも心得かた
おのれその所のさまに、くはしからされは、土人に
問うてあらむへし、また合戦のありしを、太平
記には、十八日の事とし、園大暦には、十七十八兩
日の事とす、共間のこと、園大暦と太平記と、異同
多かるのみならず、 太平記には、合戰のことはつは
らなれとも、園大には、合戦のことは、たい其勝負
の事のみいひて、くはしからす、そは常時たい風
説を聞給ひたるまてにて、 やかてまいを、しるさ
れたる物なれは、はしからぬはさることにて、と

かくいふへきにはあらされとも、すべて當時の實録

なれは、此間のことは、すべて園大暦に所を擬と

して、太平記の説は、たい大かたに見すててあるへ

きなり、追落山鹿凶徒城之時、被三軍忠之條神妙

將軍宮御氣色、執達如件、正六年十月一

依

勘解由次官判、惠良筑後守殿、關凶徒城追落之

時、舎弟豊前權守惟雄、坂梨子兵庫助惟殺等、爲三代

將軍宮御氣色、執逵如

官軍忠之條神妙者、依

件、正平六年十月四日、勘解由次官判、惠良筑後守

殿、三池文書に、正六年九月十九日、馳参肥後國

二九九

と

見えたれとも、たい師直か獅子とはかりありて、父

凧をいはされは、實は誰子なりしにや、 さたかなら

す、また結城文書に、師冬か康永年正月、結城修

理大夫親朝に贈りし狀には、自ら参河守としるしたるに、太平記には、始末播磨守とあるは、初播磨守なりしか、康永の比、三河に轉したるか、または康永以後、播磨に轉せしにてぃあるへし、 是か甲斐の須澤城にて、上杉軍能に攻殺されしことの始末は、太平記くはしけれは、愛にはいはされとも、太平記には、其時月をいはす、去年の十二月の事の末に、つらねかきたれは、さたかならぬを、今去月十七日とあれは、今年の正月のことなりしことしるし、また太平記には、師多か討れし事、師直等か松岡城に引籠り有し處に、二十五日の夜、 甲斐國より、時衆一人来て、其よし告たるにて、東國の有さままて、將軍、師直らも聞知て、いよく力を失ひたる由見えたるに、今の狀に、かく載せられたれは、直義朝臣には、上杉より、とくに其事、注進したるなるへ

氏重能

の執事になして、鎌倉へ下りしは、上杉民部大

輔と相共に、東國の管領にて、勢八箇國に振へり二九八

し、師直師泰令」没落于丹州、自播磨路」擬」三上

洛之處とあれとも、其實は、将軍京都の合戰に打勝

給ひて、桃井をは拂はれしかとも、桃井も遠くは引

かすして、關山に陣取てありし上に、其まて御方に

ありし大名、其夜多く京を落て、直義の方へ參りた

る故、將軍都にたまりかね給ひて、正月十六日、師

直らと共に、丹波へ退き給ひ、それより播磨に出て、

書寫山に陣取ておはせしを、直義朝臣、八幡より石

塔を大将として、大勢播州へさし向けられて、播州

にて合戰ありし故、八幡より後措として、諸將を

さし向けられし處、将軍はそれを防給はんとて、書

寫を立て、播磨路上りに、兵庫まて蹴り上り給ひし

、しかるを將軍の事は、何ともSはすして、師直

兄弟か名をのみ出されたるは、此錯亂の本意、高か

一門を除くにあって、初より將軍に背かる、心はな

わさとかく將軍の御名はのせられず、師

かりし故、

直兄弟か事はかりのやうにかれたる也、畠山左近

太夫將監は、太平記に、阿波守國淸とすれとも、國

淸、阿波守は、後に受領せしか、また初阿波守なり

しか、其比左近將監にてあれは、其比當官はしかな

湊川了、不日馳參可」致軍忠、若有九州灘儀事

者、隨」被下知、可抽忠勤之狀如」件、親應二年二

征西大將軍宮譜卷入

阿蘇文書に爲朝敵對治致用意、急可、被」參、其子

細、以御使者所」被仰也、仍執逹如件、正平六

年正月十日、勘解由次官、阿蘇大宮司殿、」と見え

たるは、去年の十月、惟時御方に參りたりしかとも、

いまた宮の御下知をうけて、軍を出したることなか

りし故、今年の春、筑後あたりの囚徒を、御追罰あ

るへきにて、惟時をもめされしなるへし、此時宮の

御出征あるへきさまは見えされは、 武光なとをさし
向られてありしなるへし、此時惟時めしに癒し
て参るか、例の事にて、大かた参らさしにてそ
あるへき、○左兵衛佐下向之間、参御方致忠節
之條、殊神妙也、爰師冬去月十七日、於三甲州須澤」
被討取畢、師直師泰介没落于丹州、自播磨路
擬」令上洛」之處、畠山左近大夫將監、石塔中務大輔、
小笠原遠江守等、於打出演誅戮數百人、士卒

月十九日、阿蘇大宮司殿」年月日の下、直義臣の
花押あり、此比直義朝臣、師直に逼られて、力なく
大和河内の間にかれて、いかにもして、師直を除
かんと心をいたましめられしかとも、師直は将軍と
一つになりてありし故、せんかたなくて、譲りて吉
野殿に降参し、尊氏追討の綸旨申下して、八幡山ま

て打出て、師直か將軍と播磨にあるを討取らんと、
與力の大名を、攝津國まてさし向けられしに、将軍
師直も、播磨より上りて、直義朝臣と軍せんとし
かまひしか、攝津の兵庫にて、直義興堂の話に行
て、打出濱にて合戰ありしかとも、将軍方打負て
将軍と師直とは、わつかの勢になりて、松岡城に引
籠り給ひし、直義朝臣もとより直冬臣と、一味同
心にてありしかは、御方の際に乗したることを、直冬
朝臣に注進せられたる次に、惟時へも、かく同様
觸知らせられしなり、すべて此間の事は、園大曆、太
平等にくはしく見えたれは、こいにするに及
はす、今はたいに見えたる事共に付て、かつく
其山をいはんとするなり、師冬も太平記に、高播磨
守は、師直か獅子なりしを、将軍の三男左馬頭殿

肥前:發向したるか、もし自身むか
はすは、軍勢はかりさしむけたるにてもありしにや、

前に見えたる頼元の、芳野殿へ言上の狀に、去十月

惟時參御方」と見えたるをおもふに、惟時か御方に

ふ也

肥前に越てゐたりしことしるかり、さればこそ、一

色入道も、上松浦草野を頼みて、飯守山より、肥前

のことく、引入れると見ゆれは、草野城といふ、草

野か其頃の居城にて、城地の名ならさることを知る

へし、されは近日肥州發向候といふは、一色入道か、

肥前の草野か城に籠たるを、頼向か惟時と共に向

して、攻討んと牒し合えるなり、東風日これは遙前の九月

廿三日頼尚より惟時に贈

上府とは、頼倫其頃佐殿と共に、宰府にあ

りし故、惟時肥前へ發向せは、一先宰府に来りたら

んには、頼尚も打て、共に肥前へ向へしとなり、

宰府は昔より九州の惣領所なれは、部内の國よりは、

宰府にゆくを上るといひ歸るを下るといひたる故、

其頃まて其ならはしのこりて、上府とはいひたる也、

此事は前の頼尚下國とある所にもいひたれとも、上

府の字、めつらしかれは、くた!しけれとも、因に

又其よし、重てことわりおくことになん、此時惟時

も其旨に従て、事、今朝東俣より馳申て候、就其者郡山城、 さりとも びとさ

は候はんずらんと存候之虞、無其儀落候事、就公私歎入候、詐

日も田上凶從等、大勢打出候之間、谷峰に差置候、子供以下逢」降

合戰候了、御城候事か 被持由事、尤本意候、就是非それの

御城に敵打掛候は、 是の事は難儀候とも、軍勢を可差向候、

にさまにも御城のわるく候け 所に、早く可被取誘候、今朝

進狀候つる、相構々々、御城をかたく可有御持候、事の不審(普

m)は夜も夜中も可成候、返 此事悅入候、恐々謹言、八月廿

道鑒列、比志島彦一殿、薄墨にて貞和六年八月廿四日とあ

東風日本年薩隅日の大勢如何と見るに肝付兼重に、正五年庚

寅、直冬之至九州也、兼重乃擧族應之、如畠山直顯亦附、直冬連和

重將復以振兵威云々とあり○又薩藩薗記に、西俣井郡山

参るへきよしいひたるは、其時に初ることにはあ

らされは、たしかに其色を立て、見えまゐらするに

あらされは、御方に参りたるたしかたる左はなか

るへし、しかれは、此時惟時軍を出して、一色入道

を攻めたるは、内々佐殿に興同しての事なれとも、

うはへは宮方に参りたる、左にせんとての事なり

し故、頼元も此肥前發向を證として、御方に参りし

とは、言上せられしなるへし、おもへは惟時が、豊

後凶徒に向ひしことは、ひかありけん、しらねと

も、一定肥前には、たとひ自身は向はすとも、一定

軍勢計にても、さしむけたらんとおもふなり、

、逐電候間、爲征伐」 次郎太夫永平か、代々相傳の在國司と、肥前國鏡

前大納言、師直、可發向於義詮者、爲三京都守 宮地頭職とを、鎌倉殿に就て、所望したる事あれは、

護遺置候也云々、十七日、一色飛脚到來、大友少貳 永平か時より、肥前の國にも、所領ありしことしる

悉與黨條勿論也、一色相憑上松浦輩井草野等、如」形 かり、其上草野は、其頃は筑後の本領には在らすし

籠城、將軍爲發向者、定無子細歟之旨申」之、仍 て、肥前の領所に越て居たりしと見えて、上に見え

來二十五日、進發之由、有其聞」云々、祇園執行日 たる吉木一族は、草野か支族と見えたるに、將軍方

記にも、此事見えて、同年十月十七日、鎮西兵衛 して、吉木城に籠るよし見えたれとも、草野か

直冬、被」舉義兵仍少貳大友與力之由、飛脚内々到事は見えされは、草野か其頃本領にはあらすして、

聞九州蜂起、直冬靡九州、大友少貳以下、無」

11

一昨日逐電、中略就」之來二

云々、と見えたるなと、頼尚か狀も、同時の風聞な

しことを知るへし、當國合屋一族、當國は筑前な

れは、合屋は筑前の大名なりしことはしるけれとも、

其世系はさらにて、在所はいつくなりけん、また宮

方なりしか、將軍方なりしか、すへてさたかならす、

大友兵部大輔は、氏泰なるへけれとも、氏泰は系圖

其外の物にも、みな式部大輔と見えて、兵部とは見

えされとも、初兵部大輔なりしか、後に式部に轉任

せしに あるへし、異本太平記に、一色道猷は、

一色道猷は、佐

殿方攻られて、 筑前の飯守山城に引籠てありしと

見え、また園大暦、觀元年十月十六日の條に、傅

來、少貳代官在京之處、

十五日、將軍可有三御發向」之由、有其沙汰、鎮西

探題一色入道、肥前國草野城」云々、十九日、依

鎮西蜂起、將軍執事可」被發向間、二十二日、御

禊引卒、井大嘗會延引之由、被院宣於方々畢云

々、可爲明年云々」なと見えて、二書の所、少

の異同あれとも、大かたは同趣なり、園大暦には、

大友代官逐電とあるを、執行日記には、少貳代官と

見えたれとも、いつれの代官も、同時に返電したる

を、各聞えたるまいを、書されたるなり、肥前國に

草野とS地震、聞及はす、草野は筑後國山本郡の

内にて、草野黨は、そこの久しき地頭なり、草野先

之、随而大友京都代官二人尊氏卿の御教書あり、 是て今の自公方の御

教書といふは、直多朝臣の書状なりしこと、SS

よたしかなるへきをや、岩見は石見なるを いはに

は常に岩のしを用ひれるよし、何心なくかくは書

阿蘇大宮司殿、豊後國凶徒、此時少貳等か、さして

囚徒といふもの、二あるへし、佐殿方は、宮方と將

軍方とを、敵にうけたれはなり、されは其中にても、

豊後國凶徒といふは、いつれなりしか、定め難し、

自公方被成御書」とある方は、將軍をさし

て、公方といひたるにあらす、直冬朝臣をかしつき

て、しかいひたるなり、御書といふも、院宮また

攝鬪将軍家なとの御教書といふへくもあらされと

も、すてに公方といふうへは、御書といはんも、

相かなひたるとなへなるへし、其頃將軍家より、九

國の大小名に下されたる御教書は、阿蘇のみならず、

いつれにも、みな直多朝臣を攻伐へきょし、同様に

御下知ありしと見えて、三池文書の中にも、去年の

秋、将軍家の御書の案文添へて出したる師直か奉書、

また、直多誅伐事、早令」發向彼在所、可」致忠節」

之狀如」件、觀應元年四月廿七日、三池兵庫助殿、」と

師泰自 石見三隅城」被追落、没落出雲國之由風聞

きひかめたるなり、師泰か石見を引返したることは

明るとしの正月、直義朝臣将軍に叛きて、直冬と牒

合て、師直を討たんと計られしょり、越中の桃井ら、

それに一味して、軍をおこして都に攻上りしを、将

軍御父子も、播磨丹波よう御上洛ありて、一旦は桃

井をは追掷給ひしかとも、直義の興黨多くなりて、

諸方に蜂起したりし故、師直より、子息武藏五郎を

石見に下して、師泰を召返したる故、師泰は石見を

捨て引返し、道々所々にて合戰し、正月の末に、

軍の播磨の書寫山の御陣に、着ること、園大

太平記なとに見えて、たしかなることなるに、今師

泰か石見を追落されて、安藝に出て、それよりだいち

に上洛せしとあるは、心えぬ事なれは、此事は其風

聞にて、質にさることはなかりしを、師泰か敗軍し

て、京へ歸り上りしといふは、御方にとっては悦ふ

へきことなれば、事の實否を聞定むるまてもなく、

御方の機をはけまさんとて、風聞のまいを、大宮司

へ告知らせるなり、園大暦、觀元年十一月十日

の條、入夜或人自播州平野莊」上洛、其説云々、

東風日、深堀文書に、 馳參之條尤神妙、可抽戰功狀如件、貞和六

すべて事のかしてみ憚るへきう、へにいよ詞にて、こ

にては惟時か、年來忠節をつくしたるに、謀叛し

たるなと、讒言をかまえるは、よその耳も、かし

こく覺ゆるといへるなり、日本の御忠といふより以

下は、惟時か讒言を蒙りし子細をSひて、其讒言な

りしよしを、明されたるにて、惟時か謀叛せしと、

人のいひたるよしは、惟時歸國したりし後、合戰を

は、惟澄以下の家の子郎等らに打まかせて、おのれ

は手を懐にしてゐたる故、それを謀反したると、

ひなしたるなれとも、さることは、人の分限にも

よることにて、惟時にかきらす、世に大小名といはれて、家子郎等あまた持ちたるものは、あなかちに、われと手をおろしてはたらくを、 いそしきことするにはあらす、其一族郎等らか、主にかはりて軍功をはけむは、すなはち其主の忠心をうけてするわさにて、されは惟時にかきらす、諸大名はみなさることにて、今にはしめぬことなれは、Sかて惟時計を、あなかちに謀反したるとは、Sはるへきとな

○一日分」申之處、委細承候事、殊に悦人候、就其豊後國凶徒退治事、自公方被」成御書候間、取進候、同者急御發向候、厳密御沙汰候者悦存候、一中國事、高越州、岩見被落候て、安藝討出候けるか、上洛之由 風間候、爲御不審令」申候、如此候間、彌目出存候、一當國合屋一族等、成御敵候間、即時に押寄彼等在所」追落候、宗との一族合屋河内守と申候仁、同一族等數輩、討取候了、同爲御不審申候、一大友兵部大輔殿方へも、豊

後國凶徒對治之事、被、成御教書候、同御談合候て、

急速可有御退治」候者、悅存候、何々頓速御沙汰候

者、可目出候、恐々謹言、十一月十六日、賴尚判、

二九三

助けて諸所の城攻め京都も震動せしめたる程にて九州の

諸士之に癒し是迄一色か分國にて常に道の下知を受居たる深堀

一族 直冬の召に癒したるなり○阿蘇文書に、御方馳參致忠節者

可有抽賞之狀如件、貞和六年十月廿六日、直冬花押.阿蘇大宮司

殿、外に同文にて悪小二郎殿といふあり、○x豐後國凶徒等

退治事、急速令發向、可被致忠節之狀如件、貞和六年十一月十五

直冬花押、阿蘇大宮司殿、

年九月一日、直冬朝臣、深堀彌五郎殿、とある外同又五郎清綱、

同彌太郎 にも輿へ!狀二道ありおもふに當時九足利の代

官一色道戦に疲れ其子直氏更らに下向せしかとにかくしき戦

功なく然して直冬新に下向して頼りに諸豪を催促し河尻小貳等之

候、其間事、貞俊申候へく候、十二月廿二日、 けれとも、うまく讒言したるを、和といひたるに

阿蘇大宮司館、」是らの狀共は、頼元眞人より、惟時 もあるへし、これは惟時か、近年謀叛したるなとい

か御方に參りたるよし、注進申されしをうに、芳野 ふは、 讒言なりしとも聞たりといひて、野心をと

の公卿たちより、送り給ひしもの也、西室殿は誰な かめ給はて、惟時か心をとられたるなり、もたひな

るにや、芳野の公卿達のうへは、今よりしられぬ事 しとは、今も俗にもつたいなしといひて、文字には

おほく、猶追て考へてん、穴生邊往事難」忘覺候云々 勿體とかき來りたれとも、さる熟用の文字も見當ら

とは、主上再山門に臨幸ありし時、惟時は、供奉に す、其意も解しかたけれは、もたひといふことに、

はつれ、京にもえたまらすして、河内の東條にかく 件の二字を借りたるなるへし、さりとても、たひと

れゐたりしか、主上芳野へ臨幸の前に、山門にあり いよ言のもとはしらねとも、もたひなしといふは、

ちかころ

中途に、わさんの輩候けることうけ給し、まことに

勿體なく候、日本の御忠、御一族以下の御高名は、

御分一人に限申候す、諸大小名は、親類郎徒の軍忠

等、主人の忠にてこそ候へはしめぬ事にて候、

其の分は、いまさらまよひ候へきにても候す、且は

御参候はい、先功更にむなしかるしく、暫時の中

絶によりて、多年の軍忠、 いかてかすておほしさ

れ候へき、大明神御照覧候へ、このふんは、わたく

しあるましく候、無左右數度誓言、光ははかり入

候へとも、心中をあらはし申にて候、そ

可

今に

り、いかてか君もわすれ思食され候へき、し公卿達の中にも、はやく吉野の奥へ、かくれたる

人達もありしをり、惟時も十津川へ行きたる事、彼

惟定か狀に見えたれは、惟時も其頃は、西室殿の穴

生にかくれ給ひし所にも參り、申語たることありし

なるへし、其をりうかりし往事とも、おもひ出され

て、わすれかたしと也、次なる假名消息は、狀主の

名も例もなければ、誰ならんと定めかたけれとも、

洞院殿、四條殿、ことに惟時には、親しく申かよは

し給ひたる樣に見えたれは、此兩卿の消息にてもあ

るへきにや、中途にわさんの輩候けると承候とは、

わさんは和讒にや、さる文字は外に見ることはな

、任 先弱勅裁之旨、領掌不可」有三相違、且可 十一月八日、花押
花押の傍、阿蘇殿、同文書に〇御

被申安堵之 綸旨者、征西將軍宮御氣色如此、 の事、おほかた鎮西
の御方、多かりしかとも、子

仍執達如」件、正平五年十一月八日、勘解由次官例、阿 息兩人まて
被討死候御心中察存候、御忠節のひた

11

尊氏最初九國へ下向すべき筈なりしが遂に備州より引返して

東松浦郡の内

なり

有 、十二月卌日、自備州福岡御入洛御共仕云々、

「

上には、さる沙汰もありしを傳聞きて、誤りたるな

るへし

東風日九州史料に、宇都宮文書、御本領事、將軍家鎮西に御着之

かれは、太平記の十月十三日としたるも、その頃世

また園太暦、祇園執行日記抄なとに、當月十六七日の 蘇大宮司殿
、」また、阿蘇大宮司惟時、去十月參御

頃に、九州蜂起の事、都へ聞えたるよし、見えたれ

先朝之御代、所、被奉」寄之阿蘇健軍

方」候了、仍

とも、今の御下文の趣にては、それよりはやく、八 甲佐郡浦等証領
地頭職、#恩賞地、筑前國下座郡、

月の末か、九月の初かに、其聞ありし故、將軍自分 豐後國大佐井庄、 同國日田庄、島津豐後守跡、任先

ら御征討あるへしと、御治定ありしと見えたり、し 度綸旨可領掌」之由、被下綸旨」候様、可

時、最前可申入候、令致忠節給候者、公私目出候、恐々謹言、十

二月二十日、消献列、宇都宮因幡守殿、とありCまた尊氏が十

二月十三日附にて田原直貞に興へし書に、四國中國事、於此迎有

沙汰候最中也、令落居候者、不日可下向、其間致用意、可廻

云々、といへるものもあり又〇松浦文書、松浦相知治郎左衛門

秀軍忠狀に申御沙汰 ׀ 候哉、仍言上如」件、十一月八日、勘

解由次官清原頼元上、進上頭辨殿、」と見えて、惟時

今年の十月、やうやうに御方に参りたるとは聞えた

れとも、いかなるわさをなして、其しるしを見えた

てまつりけん、御旗をあけて、合戰を初めたること

も聞えされは、御在所へまゐりて、是までの緩急を

謝し申たるやうの事にてもありしにや、また便宜不

容易」候間、其後不」申候、穴生遊往事忘覺候、以

何日述心緒候哉、此間聊承及事候間、殊無念存候

虎、如」元御奉公、返々喜入候、云當時云向後、更

ㄱ阿蘇健軍甲佐郡浦等社領地頭職、井 筑前國下座郡、

等閑,候、御本領新恩等事、五條次官申沙

不､可以存

豊後國大佐井庄、同國日田庄等地頭職、島津豊後守 汰事候、始終定不可」有之歟、向後細々可申承」候、

跡年十二月廿日には入京せしなるべし相知とは肥前國となして、遠方の聞えをおとろかされし也、

しゃ

二九〇

考に當」作去年九月」といへるは、さることにて、直 また刑を利と誤りたるなり、少貳か代官をさし向て、

冬朝臣の九州へ御下向ありしは、去年九月十三日に、 鹿子木か後措せんとしたりしことあるは、おほつか

備後の鞆を落のはせ給ひしこと、上にくはし、宅燥

少貳はやく直冬朝臣を聟に取て、お

なことにて、

別當太郎守直は、太平記の黒本とも、皆宗直に作る のれか在に迎入まゐらせてありしほとなれは、直

ものを得たりとす、 託摩文書に、みな宗直とあり、 冬のみかたの勢を、かへり攻むへきいはれなし、

後右馬權助に任せ、宇都宮三河守は、上に見えた 上少貳一番に御方に参りたる事はいはずして、託

る宇都宮大和太郎隆房なり、隆房か城のこと前にい か一番に御方にまわりたるやうにいふも、前後の事

へり、玉名郡木葉城なるへし、鹿子木大炊は、上 引合すして、疎略なり、されとも肥後國よりの注進

に見えたる三池か一族にて、杢助貞鑑、同左近太夫 とあれは、共頃の常時の動靜計を、注進したらんに

貞政兄弟共、いつれも肥後國鹿子木庄を兼領したる は、少貳か事をいはさるも、ことわりのやうなれと

肥後文獻叢書第六巻

こと、三池文書に見えたり、大炊助は、件の兄弟か 本文にはすべて、九州の動を注進したるやう

東風日鹿子木が事

中の子なるへし、

いまた鹿子木系岡 に書たる故、かいるひか事も書出したるなり、また

既に上に繋げたり

見されは、さたかならす、参考に金勝本を引て、 大 將軍十月十三日に、都を御發ありしとあるは、今

炊か名貞照と見えたり、金勝本の實名を載たるは、 の将軍より、惟時への十月十一日の御釈に、既所發

大かたはおほつかれけれとも、貞のしを排行したれ 向也とあるには、二三日の逆はあれとも、近間な

は、此説實を得たらんもしるへからす、よき鹿子木 れは、いたく相違したるとはいひかたけとも、園太

系圖をえて考てん、少貳か代官宗利、 参考諸異本を 暦に依るに、將軍の御進發は、實に十月廿八日と見

引て、みな宗刑部丞に作るとあるもの、しかるへし、 たれは、太平記の説は誤りにて、今の御狀に、既

宗刑部丞か、少貳か代官せし事、阿蘇文書に見え、 所發向」とあるは、遠國のことなれは、御あらまし

既に上に引たり、見行本は、宗利以下の字を脱して、をは實事征西大將軍宮譜巻七

は大略静謐の體なれとも、九州又蜂

起しけれは、肥後國より都へ、早馬を立て注進しけ

るは、兵衛佐直冬、去月十三日に下着ありて、河尻

肥後守幸俊か館に居し給ふに、宅磨別當太郎守直、

與力同心して、國中を驅催す間、御方に志を通する

族ありといへとも、其攻に堪すして、悉附はすと

云者なし、然間川尻か勢、 雲霞のことく成て、宇都

宮三河守か城を圍に、一日一夜合戰して、討る者

百餘人、創を被る者數を知らす、 途に三河守、城を

攻落され、いまた死生の境を知らす、 宅磨河尻彌大

勢に成て、鹿子木大炊助を取巻間、後攻の爲に、少

貳か代官宗利、近國を相催すといへとも、九國二島

の兵共、大軍兵衛佐殿に心を通する間、催促に從ふ

輩多からす、事已に難儀に及候、急き御勢を下さる

へしとそ申ける、將軍此注進に驚て、さても誰か討

手に下すへきと、執事武藏守に問給ひけれは、師直

遠國の亂を鎮めんか爲には、末々の御一族乃至、師

直なんとこそ、罷下るへきにて候へとも、是は如何

にも、上様の自御下候て、御對治なくては叶ふまし

蘇大宮司殿」本に十月十一日とあり

此事は太平記直多

東風日此狀阿蘇家譜及一

蜂起の段に、中國きにて候、其故は九國の者共か、兵衛佐殿に附奉る

事は、只將軍の君達にて御座候へは、内々御志を通

せらる事や候はんと、存する者にて候なり、天下

の人、案に相違して、直に御退治の御合戰候はい、

誰か父子確執に、天の罰をかへり見ぬ者候へき、將

軍の御旗下にて、師直命を輕する程ならは、九國中

、悉御敵に興すといふ共、何の恐か候へき、只夜

を日にて御下候へと、強に勸申けれは、將軍一儀

にも及給はす、都の警固には、宰相中将義詮を残し

置奉て、十月十三日、征夷大將軍正二位大納言源

氏、 執事武蔵守師直を召具し、八千餘騎の勢を率し、

先中國へと急給ひ

兵衛佐直多を誅罰のためとて、

けると見えて、中國は大略静謐の體なれともとは、

直冬朝臣、去年の九月、筑紫に落下り給ひしを、討

まゐらせんとて、師直か弟越後守師泰、西國へ發向

したりしか、石見の三隅入道、直冬朝臣に與して、

おのれか城に楯籠りたるよしを聞て、先それを攻滅

すべしと、石見へ馳越、常國をは大半攻從へ、たゝ

三隅入道か本城まて、やうに持こらへゐたりし

故、中國大略静謐とはいひたる也、去月十三日、參

二八九

月廿二日、沙彌快序花押」、又、日向高知尾庄田原四

郎次郎忠政知行跡、御たいくわんしきの事、 ゑらと

のの御方より、まかりあつかりぬ、いさいか御ため

御 一人人!!

解巻末にあ

東風日の

既に不孝不順の意顕然たるなり、

真1-11

用氏來 廿中中三社是地字

義和 事之通、御使令」申候、定可」被申候、恐々謹言

の六月露和也廿ヶとての

三

直冬花押

一番、

御細

宮司殿、

所願成就者、可三寄附之狀

じ東近 返三致花右には

れん○左 御井条〝悅事

の

三殿御

し、三の字は、之の誤にてもある

し

「後

日

は健東

あり

月馳事の

七日 畢九速進は職

候こす意廿三候年急日寄れ頭は替地を賞給人に興へ 後に

にや○東風補阿蘇文書

不可有三相違之

大宮司殿、〇去十日御状

御返狀意和甲への年郡とな打九浦のり九披貞一月四意さ宗花押、謹上、阿蘇大宮司殿御返事(到

七〇東風按、直冬雨殿御意を息め奉るなど、口には得氏直義の御

へど 北朝改元の觀應の號

す、依然貞和年川わたる、此の些細の、○近日肥州發向

候、同く者御上府候、御合力候者、悅入候、其子細

宗刑部丞可､申候、恐々謹言、九月廿三日、頼尚判、阿

蘇大宮司殿、

○ひうかのくにたかちをの

しゃうのうち、みたいのか~のちとうしきの事、快

序ちんしやうとして、くたし給はり涙といへとも、

けいやくのきおもて、ゑらのちくこのかみに、たう

かうの内、下のこう大人山田やとのこうをさりしん

し候、ょてんしりやうしのあんもんおそへてしん

し候、ゑいたいをかきり、御ちきやうあるへく候、

よて二日のために、くたんのことし、正五年十

て、御敵となりたる故なるへし、○太宰筑後守頼尚

事、依」與同于直冬返逆、既所發向也、不屬

彼凶徒、参御方之由、被聞食」了、尤以神妙、彌可

致忠節之狀如」件、觀應元年十月十一日花押、阿

11

阿蘘書

興國二年の條に見えたり、田原七郎は、大神氏なれ

は、豊後の緒方か一族なるへし、今の狀に四郎次郎

忠政とあるは、七郎政信か父兄の間なるへし、其忠

政跡の闕所となりたるを、惟澄申賜はりて、其處

の代官を政信にあつけて、雜事を沙汰せしめたりし

也、忠政か所の所になりたるは、前に惟澄に背き

にて、きたいのきをなし、ふちちあるましく候、か

きりある御くうしいけの事は、せんれいのことく申

さたすべく候、もしねん御くうしたいかんの時、

めしはすれ候はんに、いきを申ましく候、よて爲三

後日狀如」件、十月廿七日、田原七郎太神政信花押、

恵良殿、」なと見えたるは、惟澄か去年常國の吏務職

になりたる故、當庄所々地頭とも、所領の内を随分

にわかちて、惟澄にさけゆつりなとしたる地頭らか

證狀とものゝこりたる也、沙彌快序は、前見えたる

芝原三郎入道にて、入道に下されたる綸旨旨は、

二八

方になりし故、 應元年九月十五日、阿蘇大宮司殿、」と見えたり、前

甲佐の神領の、守富庄にある地をも、幸俊押領して の將軍の御下文は、惟時か謀叛したりし初、興國六

ありしなり、然るに直冬九州に下向ありし時、幸俊 年の秋に、京都將軍家に、安堵の事所望申たる事あ

か舟にのりて、川尻に落着れしより、幸俊も九國の しか、其頃は将軍も、なほ御疑やのこりけん、其

將軍方を、敵にうけたりしかは、宮方を頼みて、其

少

沙汰なかりし處、其後彌味方の色をあらはし、

合力をうけて、當時の難儀を逃んとて、姑く宮方に 貳賴向よりも、申請へる旨ありしうへに、當時直冬

歸順したる體にてありしなり、それをかく實に幸俊 朝臣御追討の事なとも、仰下されし砌なれは、此度

か、降参したるやうにして、此しほに神領を取返さん かく安堵の御下賜りたるなり、後の下文の、於替

とて、かく宮に訴申たるなり、川尻も後には、實に 賞給人三後の七字、誤字脱なとあるにや、讀かた

居合田事申默、

1

11

三

如此子細見狀説、爲三事實

宮方に参り、守富庄内甲佐社

付守富庄居合田於社家、彌御祈禱子細事、右彼居

合田者、爲三當社之神領、自往古 家進上之處、

世上騷亂以来、依」爲三御領内、不及三家知行因

恒例祭禮、大略所」岡如也、而幸俊参御方

之由、承及之間、先例爲」奉被」付彼居合田於

家、令言上、早被､經 御奏門、執行神事、弘爲致

御祈禱粗言上如」件、正五年八月日、現五條元

守富庄、世上騷亂以来、御敵の領内となりて、耐家

の知行におよはすとは、前にもいふことく、庄は

本木山實澄か知行の地なりし故、木山跡をは、川

尻一族なれは相續して、領地としてゐたりしなるへ

たれとも、それは正平の末の事にてあり

要介言上候、抑守富庄内甲佐居合田事、依

し也、

河尻肥後守幸俊押妨、自家申狀之間、謹分

奏聞候、先例可預御成敗候、此旨可」有三御

披露候、恐惶謹言、八月九日、筑後守惟澄、うら列

進上御奉行所

惟澄申者 任先例可被北其妨」之由、將軍宮御氣色所

候也、仍執如」件、正平五年八月十八日、勘解由

次官列、河尻肥後權守殿、 〇肥後國阿蘇庄地頭職事

被宛行於替賞給人三後、可」有其沙汰」之狀如」件、

尊氏卿の九州下向以來、幸俊將軍又日、深堀系圖證文記錄、 大將今川肥前國崎莊御發向、同國彼

杵庄深堀高沆彌太郎、去月十八日馳參、致宿直警固之上、今月一

【差遣若黨於須古城、抽散散合戰忠貞候畢、以此旨可有御披露候、

恐々謹言、貞和六年五月日、平廣綱、進上御奉行所、承了例、(今

川直貞) ○同文書、氏遺巳下凶徒等對治打立候、御同心候

者悅入候、恐々謹言、貞和五年五月二十七日、賴列、深堀新

人殿、又同文にて深堀 宛の狀もあり思ふに本年春夏の頃は

直冬漸次肥鏡の間に兵を強し自身には鹿子木を攻めは筑後に

五條氏兄弟の宮方を攻めんとしまた一將今川直貞を肥前へ差遣し一色入道が分國を調略せしめたり此の事を一色等京都へ注進せと見え京都大に震動して高師泰討手の大将として下さんとの議決して夫々諸士に催促狀を遺る、小早川文書に、爲直冬以下凶徒退治、所差遣越後守師泰也、早可令發向之狀如件、觀應元年六月十五日、御剣(尊氏)、小早川左近将監殿、」外に同文にて小早川平夫、同安藝孫四耶、同又三郎、同三郎五郎、同左衛門次郎、同與夫、及藤井六郎、同出羽前司に奥へし書(各通)あり○都甲文書に、爲奉息兩殿御意、所打立也、急速馳像、可致忠節之狀如件、貞和又日、麻生文書に、爲直冬誅伐、今月三日己發向之由、直氏所申也、忠節之至、殊以榊妙彌可抽戦功之狀如件、觀應元年四月十九日、尊氏列、麻生一族中、とあり是れは昨年十二月廿七日附にて尊氏より直冬隱課霧顕につき誅伐すべしと下知せし結果探題直氏今年に及び出兵するに其の催促に應ぜし麻生一族の事を京都へ報告せしかば尊氏より感狀興へしなり是より九州探題は宮方直冬との雨を受け甚だ多事になれり

東風日、小鹿島文書に、當國向之處、最前比馳参條、特以神妙、

其子細可令注進狀如件、貞和六年三月廿二日、源判)橘薩摩内田

大夫殿、とあり九州史料に是は直冬が先づ將肥前に遣はした

折の事にて狀主は今川直貞なりといへり

して、菊池に付けたるにてもあるへし、

肥後文獻叢書第六卷

人頭右大辨源顯統、」帥中納言、例のしられず、

任に、其頃の太宰權帥は、前權大納言公業卿なるよ

し見えたれとも、例のおほつかなし、顯統卿は、初

正平二十四年の下に、始て今年權大納言、従二位、

除目不分明と見えて、此前には此卵の名見えす、二

十四年に、権大納言になり給ひしかば、此頃は藏人

頭右大辨にておはせしは、さもあるへし、良氏か前

官さたかならす、〇肥後國甲佐神宮供僧等、謹言上、

欲早被」停止河尻肥後守幸俊無理押妨、任舊規、被

訶嘛大宮○上卿帥中納言、口宣案、正平五 廿九

日、宣旨、正五位下清原良氏、宜任修理權大夫、

五條文書

阿蘇文書肥後國一宮阿蘇酢、同健軍、甲佐、郡浦、

四ヶ庇事、爲三一圓神領令」知行之、可」致 天下靜

謐、祈禱精誠之狀如」件、觀應元年七月十九日、阿

蘇大宮司殿、

尊氏、○東風補肥後國一宮阿

軍、甲佐、郡浦、四ヶ社領等事、任下被二

仰下i之旨Ǻ爲三圓神頜: 知行之、云三御祈禱、云三御軍忠 被

二忠之、依」執如」件、觀歴元年七月十九日、武厳守花押

六年七月五日、列(直冬)、 都甲小四郎(惟孝)殿、とあり狀は直

冬宰府の小貳か許に移居せし後のものと思ばる九州史料には此後

十一月三日惟孝が直冬の召に應して宰府に至りし事見えたりまた

常時南朝は正平の號を用ゐ北朝は觀悪と改元あれども直冬は依

然として貞和用のたれば年號三種に分れたろなり

之由、被聞召了、忠節之至、殊所」被咸思食,也者、

し、〇發向日向國高知尾、治當庄、落凶徒」

にいふことく、當國の公人にて、郡司なとより勤

したるなるへし、府史前に見えたり、官使は勅院の

中にて、宣旨の御使にて下りし人なるへし、代公

田片寄三百町被奉免了とは、三百町は、廳宣に貳百

町と見えたれは、三は二を誤るなり、前任當任と

は、國守の前任と、當任とのことなり、鎌倉殿文治

に、諸國の國衙に守護を置、莊園に地頭をおかれて、

天下の事、武家の掌握に歸したれとも、國衙吏務の

事は、武家よりはかつて締ひ申さるる定めなし

に、時政かかる沙汰に及ひしは、阿蘇か家、惟

か時より、鎌倉殿の御家人になりて、 北條家に家禮

申たる故、片寄奉免の宣下ありし後、また沒到せら

るへきけしきなりしかは、其ことを惟より、ひそ

かに鎌倉に歎申たりし故、時政よりさる風説を聞

るさまして、かいる沙汰に及ひたるは、吏務にはい

ろはぬさまにて、たた當任の批政、鎌倉の聞えあし

きことをしらせて、在廰らをおとしたるなり、是にて鎌倉の威權の、遠く行わたりたるをおもひやるへ池へ打入れるよし聞えし程に、其まい常庄の勢を引

二八五

其跡を沙汰し靜めてありし處に、合志かまた菊

依 將軍宮仰、執達如件、正五年四月十日、勘解由次官、惠良筑後守殿、」日向國吏務職管領事、綸旨案被經御覽了、早可」令施行者、征西大將軍宮御氣色如此、仍執達如」件、正五年四月十日、勘解由次官判、惠良筑後守館、」なと見えて、惟澄か高知尾の徒對治として、日向へ發向せしこと、いつの頃なりしにや、三月の初旬に、高智尾の勢を引ゐて、菊池に後措したりしかとも、其後高智尾の者とも、また謀叛したるか、また日向か豊後かの凶徒ら、高智尾の者共か、惟澄に誘はれて、菊池に馳越たる隙を伺ひて、當圧に打入るを、惟澄聞付て馳向、凶徒らを追おとしたるなるへければ、三月の末、

當月の初の事かにて、有しなるへし、されとも去年

の冬、日向の吏務職に補せらるること、綸旨案を、

すてに御覧を經られたるよしの旨、高智尾對治御

威の旨と、一同に出されたるをおもへは、高智尾

に發向せしことも、菊池後措の後にはあらて、二月

の末頃の事なりしか、三月の初に、高智尾を對治し

使とはひたる也、いつれの地にても神領に補せら 下知すへし、甲佐の神事役、其本役なれは、甲佐の

れたる所には、其處の所務萬雜事を、社務より專は 社務より、自由に下知せよとなり、當國最亡之後の

ら沙汰することにて、上は勅院、下は府國の使とも、| 最亡は、田穀不登の上に、小損亡大損亡といひたる

其領内に入部して、所務を預ることを、停止せらる こと、東鑑に見えたる大損亡を、また最亡といひた

いをいふなり、入勘は、入部して田事を檢勘する也、 るなり、其頃常國の大損亡ありしは、いつの事にか

浮苑田、居合田、例下米などの名目、いかなること らす、 式部大輔大介藤原朝臣は、當時の留守所な

ともいまた考へす、また國宣中の國司典の典の字、 るへし、留守を勤する人をも、 やかて留守所といふ

解しかたし、衍文にはあらぬにか、もししからすは、 は、政所の公文の貫首を、 なを政所職といふたくひ

等と書くへきを、共とかきたると、字體の似たるよ なり、在廳の官人に、いつれも權介なるは、其頃諸

り、寫しひかめたるにもあるへし、國司ともとは、 國の通例なりしにや、東鑑文治二年、周防國在廳等

守以下書吏以上を、すべて國史とSへは、こいなる の解の連署、皆權介と見えたり、此中にて肥宿禰、

は、在廳共をさして、國司ともいひたるにや、獪考 眞上真人は、本は郡司にてありしと見えて、盆城郡

ふへし、當吐等寺方佛神事役等云々とは、神領とな 小熊野郷淨水寺に、延暦中の古石燈樓あるに肥公馬

りたる村々に、昔より祭來れる~とものあるを、 長浜上口乙といふ名見えたり、其後なるべし、肥公

當社一寺といひ、また其村々にある寺々を、寺方と は火國造の後にて、後に公氏尸をやめて、宿禰氏姓

いひたるにて、甲佐社宮寺等をさしていひたるには 賜ひしなるへし、郡司の連署中に、書生とあるは、

あらす、下の彼神事役あるは、すなはち甲佐宮の神 史生のたくひにて、國衙の書生なり、太宰府書生よ

事役にて、件の村々の田地ともは、甲佐社領に付け 郡司を乗ること、民部式に見えたり、後には諸國

らるれとも、其處寺社は、甲佐の管領すべき事にあ 史生を置かすして、書生とSひたるにや、東鑑周防

さる故、其寺社の佛神に付たる公役は、國衙より 國の在廳の解にも、書生の事見えたり、國使は前

野村、江津、後家領津々良、田地已上、一例下且便補

肆箇所、損田肆拾町、内半減 貳拾町、段米准段米

貳拾石町朋一石、右件三社 桑田例下米足 常國最之

後、宛滿一國之間、更失治術、仍奏聞之處、差

定郡鄉里坪、荒田半分、熟田半分、片寄可 立劵渡

於余田者、國司典無異論、可檢田收納」之由、

所被成下宣旨,也、然間依爲便宜之郡鄉片

寄内所便補渡也、但此村内當社等、寺方佛神事役

可勤仕之狀、所」宣如」件、在廳官人等、宜承知依

件行」之以宣、建久六年二月日、式部大輔權大介

藤原朝臣」 留守所、とはすなはち衙のことにて、

國衙を留守所といふよしは、中昔より、國守は遙授

ほくなりて、任國に趣かす、目代を下して、國務

を沙汰せしめたる故、衙をさして、留守所といひ

たるなり、介以下は、また在國司とSひて、初介以

下になりて、任國に下り、解任の後、其國に居

残りて、子孫代々其職を相續して、常に衙に出て、

吏務を執行する、是を在ともい也、宣旨、大府宣、

宰府施行とは、宣旨は朝廷の政令にて、大府宣九國

の事は、何事も先宰府に御沙汰ありて、 宰府其沙汰

同意なれとも、大府宣といふ時は、その宣言の旨趣

にて、施行とは、其旨趣を下に施行するかたよりS

ひたり、されは二月八日の狀は、宣旨大府宣等を、

宰府より肥後の國衙に施行したるを、國廳またそれ

をうけて、國衙の宣にして、所管の郡司等に施行

したるもの故、衙の施行とは、ひたるなり、次藤

宜といふは、宣旨、大府宣等、在廳中の貫首の人よ

り、在廳に宣下したるにて、前の施行狀の初に、國

廳宣旨とある、すなはち是なり、立券狀とは、其國

宣の施行を承る郡司より、其田地の里坪を、くは

しく注して、衙に言上たる手形證なり、停止府

國入勘萬雜事とは、立券狀に、停止勅院事#大小府

國使部入萬雜事とあるを、簡略していひたるにて、

勅院事とは、勅使と院使との事に就て、京より

下さるるを略して、勅院事とも、たい勅院と計もい

ふ、大小府國使とは、大府の便を使といひ、國衙

より管内に出す使を使とSふ、今合して大小府國

を受けて、所管の國に沙汰するを、大府宣とはいひ

て、 大府すなはち所管中の國府にむかへて、大宰府

を大

宰府施行とは、大府宣といふも、

も、件の建久九年のなることさたかなり、宣 在

建久五年潤八月十九日、 宣旨 # 大府宣、宰府施行、 廳官人等、可,任” 宣旨 大府宣宰府 施行、停 止府國

國廳宣、同施行等狀、阿蘇健甲佐三箇社、浮免例下

阿蘇健軍甲佐三社、浮免田、例下

入勘#万事ń爲

米等代、所」被片寄補,也、停止勅院事、井大小府國 米代、片寄内甲佐宮一色不輸社領-村々事、副下、宣

使入部同入勘府國役萬 雜事等可」爲甲佐宮 御領不 旨大府宣宰府施行案、一田且便補所々、合田貳佰

輸之地,也仍立劵言上如|件、以解、建久六年三月日、 貳拾壹町内、G信鋸哈 定浮免便補貳佰町、内損田肆

加守富居合

郡司、八代北郡、宇土權介祀朝臣判、益城上鄉源氏、 拾町、得田佰陸拾町、黨龔哈外八代北鄉堅志田、勾

11

他亻

構,云々、仍證文 案三通 如 此、凡田務事、以國司

北小河、

北鄉、

南小河、四至、

司等之濫訴可以被」顚倒片寄免田,之由、在廳

二八二

朝臣、肥宿禰、眞上真人、佐伯朝臣、〇立券、言上

肥後文獻叢書第六卷

田横道、

任 宣旨、大府宜、宰府施行、國廳宣、同施行等狀、停‰

止勅院事、井 大小府國使入部、同入勘萬难事等阿蘇

健軍甲佐三箇社、浮免田代、建久五年片寄内、甲佐

宮神領等事、合貳佰貳拾壹町、損田肆拾町段、得田

佰捌拾町陸段、迦守富居合

補、即方免田分佰參拾漆町

拾玖町定、

肆段、伽据合田内

拾陸町定、

拗陸名難 卩 守富居合拾玖町、帆船、八代益束權介肥宿蠣、書生權介肥宿禰、國使兵庫頭源、

府使貫首源、官使藤井、以上件の四通の中の三通、

國衙施行、立券、廳宣等5、2の狀上仗、阿

蘇別宮、健軍、甲佐、兩社分例下米事、前任之時、

國衙辨濟、有､煩:秕家、譴責無､隙之間、申 下宣旨、

彼米代公田内片寄三百町、被 奉免,了、而當任 郡

四至 東跟南小河界、南现八代主堺井小字土郡”勾野、四

規模、當地一同之例也、況宣旨有限乎、此

冤判,僞

至、陳櫻入代大道、蛹繼攥河崎鱒、盆木上鄉、堅志田、四至 條雖」難 風聞信、受隨反 承所 令 申也、然而不意之

陳限橫山井位神、南限大山、北跟河流井 宮山、徒東郡津|沙汰、有‟出來事 者、以此等證文、可以被､觸示在廳

々良田地拾貳町、依¸爲 散在、不」及四至之、一本「人」之狀如 件、十二月二十五日、花押、 此花押時

例下貳拾捌石、補、損田段米内肆石漆斗伍升、居合 政汇、十二月十五日之南礼、此年紀体見之几

絹拾参切壹文、代貳拾参石貳斗伍升、右件所4任 征西大將軍宮譜巻七

ありし御留守か、また御勢を諸方へさし向られて、 田例下米代、片寄内甲佐宮一色不輸社 村村事、副

御無勢故にてもありしなるへし、○からさの 下、宣旨、大府宜、宰府施行案、一菟田且便補所々、

御やしろのもんしょの事、一つう、けんきう六ねん 合田貳佰貳拾壹町、内加守留居合拾玖町、定定浮免

二月八日のこくかのしきう、一つうけんきう六ね 便補武佰町、内損田肆拾町、得田佰陸拾町、 守留居

ん三月日のこくかのりけんしやう、一つう、けんき 合拾玖町、外八代北郷、堅志田、勾野、江津、後家領津

う九ねん十二月十五日のときまきの御やう、一つ

一つ 々良、田地已上四箇所、浮苑田佰陸拾町、便補畢、

う、けんきう六ねん二月日のてやうせん、一つう、 盆木上郷内、守留居合拾玖町、甲佐宮居合参拾伍町、

以上四つう、たしかにうけとり候ぬ、よてうけとり 内所」殘者、可」募浮苑田内」也、一例下且便補肆箇

のしゃょうくんのことし、 しゃうへい五ねん三月 所、損田肆拾町、内半減貳拾町、 段米准段米貳拾石

廿八日、かうさのこたゆふこれつな判、一たゆふも 町、別一石、右件三社菟田例下米足當國最亡之後、

とき、こくかのしきうは、國衙の施行、りけんし 宛滿一國之間、更失治術、仍經奏聞之處、差 定

やうは、立巻狀、ときまきのしやうは、まきの 郡鄉里坪、荒田半分、熟田半分、片寄可 TT 立券渡於余

は、さをうつしひかめたるにて、北條時政の釈なり、 田者、國司無異論、可隨檢田收納之由所、被成

てやうせんは、廳宣なり、○留守所下、八代北鄉、 下宣旨」也、然間依」爲ル便宜郡鄉、片寄内且所"便補 ,

盆木堅志田 宇土勾野、盆東津々良鄉、 郡司等、可 也、但此村々内當社等、寺方佛神事役等、三國衙之

早任宣旨、大府宣、宰府施行、井國廳宣旨」停止府 下知、有令勤仕事歟、於彼神役者、彼本役可

國入勘万雜事ì爲阿蘇健軍甲佐三社、浮免田、例下

官人等、宜承知依

勤仕之狀、所」宣如」件、在廳

米代、片寄内,甲佐宮一色不輸社領と村々事、右今月 件行之以宣云者、可」依宣旨、大府宜、宰府施行國

日、國廳宣狀倆、可を任宣旨、大府宣、宰府施行、 廳宣之狀如」件、建久六年二月八日、權介中原朝臣

停止於國入勘#萬雜事ì爲阿蘇健軍甲佐三社、浮苑判、同上肥宿禰、紀朝臣、肥宿禰、清原眞人、佐伯

八人所被疵也とあれは、武光向ひしことしる さまに聞えたるに、合志か寄ることに、 宮よりの

し、或人八人の上、脱あるへしといへり、六晝夜 御合力なかりしことは、をりしも筑後なとへ御出勢

えて、同所なり、其跡いまはさたかならす、 當手軍

菊池におはしましたる

へし、また其頃は、宮

知尾庄軍勢等、去十日、菊池、同十二日、押寄

凶徒合志能登守幸隆所楯籠之菊池陣城始合戰

六ヶ日夜致軍功」黒、然間當手軍勢八人、所、被瓶

也、仍同十七日、西剋凶徒等令沒落畢然者賜御

證判爲備將來之龜鏡、恐々言上如」件、正平五年三

月廿日、被聞食了者、勘解由次官、菊池陣

城は、菊池の外城にて、了俊の状にも、陣の城と見

了俊の状にも、陣の城と見

承候了とかきて、 行の人の例はかり、居置くこと

なるに、被聞食了者と書き、眞人の官稱を書された

るはめつらし、合志幸隆か、其頃當國にては、惟澄

武光らにも、ちとらぬ強將なりしと見えて、建武以

、阿蘇菊池を敵にうけたるのみならず、しかも阿

蘇と菊池との間に挾れて有なから、一度も其居城を

落されたる事なく、此方よりははやくは延元中に、

筑後よりの引あしに、菊池に打入て、 外城數ヶ所攻

落し、今また此二三年さて、菊池に深入して、本

城をおとして、武士に入替り、外城をは度毎に追落

武光もやうく、惟澄か後措得

して、籠たるを、

て、追返したるにて、並々の弓とりならさりしをお

事、自去四月廿二日、罷向鹿子木安藝大炊助城、今月廿一日、押

寄大手、破却木戸、致散々合戦候、被疵「頭射疵、同遂夜攻合戰

之條、御勘文明白也、然早下賜御列、備後代龜鏡、彌爲成軍忠勇、

恐々言上如件、貞和六年五月日、直冬列、とあり鹿子木家記に云、

齊院次官中原親能四男攝津守師員、建久 頼朝公より合志郡を

賜り下向親能四代之孫兵衛大夫貞教他田中郡を領して館 鹿子

木に構ふ是れ鹿子木の始祖也後に楠原に城を築きて居城す云々堂

時の大炊助系圏に據れは貞教の孫貞基にして正四年九月河尻

幸俊詫磨別當宗直奉足利直冬爲將攻鹿子木大炊助所據合志竹迫城

とありされと上の龍造寺文書に據れば系圖に四年

なるへく又貞基の祖父既に合志より鹿子木に移館

とあるも誤ならん

○阿蘇筑後守惟澄申軍忠事、右惟澄、三日向國高

すべて此狀は、寫と見えて、宛所、御奉行所とある

へき例なれとも、宛所はさらにて、月日の下、惟澄

か名字に署せさるにて知るへし、また批答の例、

の合戰に、手負はたい八人なりしといはんは、あま

!竹迫城

少く聞ゆれは、十二十なとの文字落たるなるへし、

東風日九州史料に、龍造寺文書、肥前國龍造寺又四郎家平申軍忠

征西大將軍宮譜卷七

東風日小武頼何年來八州のを掌握せんと欲せしか足利直冬の下

向に當り奇貨居くへしとなし忽ち之れに癒しまた諸士を誘へり。

深堀系岡證文記録に曰く、自京都被仰下子細候之間、參佐殿御方

候、御同心候は悦入候、恐々護吾、九月廿八日、賴列、深堀三

郎五郎殿、これは今年直冬肥後に落下りて河尻幸俊か館に在りし

に最初に賴何隨してきて人心を収攬せんかなめに己の直冬に従

一色入道を探題とせられしこと、初てこいに見えた

り、此事も、此頃しか定められしに、あらさりつら

めとも、初將軍の鎮西より御上洛の時、此入道と仁

木義長とを、九國の押へに残し置れし頃までは、S

また定りて、探題名なかしを、後に追て一色を

探題職に補せられたる故、こにはかく、此頃探題

を置れしやうにいひたるなり、

の狀といへり前年の十月に既に太宰府の小貳か許に移りしもの

翌年二月に肥後河尻に在るべき筈なし依りて思ふこの年内に直冬

か小貳の許に移居せしいへるは謎にて翌年四月の末直冬は自ら

兵督して鹿子木貞基か城を攻めし事あれは今年中は固より直冬

は肥後に居りしものなりまたこの賴狀は今年のものにはあらさ

へし阿蘇文書に、御方馳塋、一致忠節者、可有賞之狀如件、貞

和六年十月廿六日、直冬花押、恵小次郎殿、とあり貞和六年は

即ち正平五年にて翌年のこと月日も同しき十月廿六日なれば此の

直冬の狀に添へ頼向もまた同時に贈りたるものと思ばろれば今

四年のものにあらきること疑なかるべきなり、

本年のものとしてこの月中頃

直冬も小貳か許に移居せしもの如くいびきて翌正五年の筆

頭に繋げたる二月七日の直冬のは直冬かまた河尻におばせ

書にこの十月六日の賴の

北朝貞和六年 字改元園庚寅

任皇紀

東風日九州日、直冬、託摩別當殿、」と見えたるは、直冬朝臣の、

また河尻におはせしをり出されし狀にて、此催促

をうけて、川尻合志なと相語らひて、合志は菊池に

寄せ、託摩川尻は玉名他田の間に打出て鹿子木宇都

宮なとを攻めたりしなるへし

史料に、深江文書、爲奉息兩殿御所打立也、急速

郛參、可致忠節之狀如件、貞和六年正月廿四日、直冬列、安富干

王殿、安富は肥前高來郡の豪族ならん この同文にて直冬か

二月三日附にて深堀政綱に奥へし 見えたり

摩文書に、今河五郎直貞所差遣也、相共事子細

談合、急速可發向之狀如件、貞和六年二月七

太

正平五年旣露顯候、早發向彼在所、可誅伐之狀如件、貞和五年十二月廿七

日、花押、阿蘇大宮司殿、○同日同人より島津宗久へ興へし同文

のもあり、

日九州史料に見えたろ文書の中に、文書、筑後國守護職事、

右守先例、可致其沙汰之狀如件、貞和五年十一月十九日、直冬判

別當太郎殿、阿蘇文書、足利御教書、兵衛佐直冬事、隱課

ひしは京都将軍よりの命令なる由を話して興向を誘ひたるなりさ

てこの後頼が惠小次郎に與へし十月廿六日の狀(本書上に見

たたり)には聊存子細候程、佐殿合體中候、云々 御參候て御

合力候悅入候、といへり深堀は初より足利なれば京都より

の仰下されし子細ありといひ阿蘇惟澄は宮方の人 れば存子細

りて合體すといふ其老猾察すへし

廿七日、」なと見えたれは、直冬朝臣の肥後に落下り

て、川尻か許におはせしこと、此頃やうく、都ま

ては聞えたるなり、 太平記、太宰少貳以直多爲婿

の段に、左兵衛佐直釜は、去年九月に備後を落て、

河尻肥後守幸俊か許におはしけるを、討奉るへきょ

し、將軍より御教書をなされたりけれとも、是は只

武藏守師直か申沙汰する處なり、誠に将軍の御意よ

り事興りて、成さる御教書に非すと、人皆推量を

廻しけれは、後の禍を顧み、討奉らんとする人もな

かりけり、かゝる所に、太宰少貳頼尚、Sかい思ひ

けん、此兵衛佐殿を婿に取て、己か館に置かてまつ

ければ、筑紫九國の外も、其催促に従い、彼命重

んする人多かりけり、是に依て宮方、將軍方、兵衛

佐殿方とて、國々三に分れしかは、世の中の忽劇、

彌~休時なく、已に漢の代傾きて後、魏呉蜀の三國

鼎のことくに疲れて、互に二つを亡さんとせし、職

國の如きに相似たり、參考太平記、此段天正本を引

く、此頃將軍より九州の探題を置く、一色太郎入道

道猷、 熊氏子息左京大夫直氏、舍弟右馬頭教光、怪

光宮方、佐殿方を敵に受て、所々合戰、一日も安き

東風日勤は此の霊弧内の一段上に入るべきかといへりまた本

事を得す、右馬頭教光は、勇猛強力の若武者にて、

自分敵に相當り、萬卒を一入して追靡け追靡け、兜

の鉢を破つけ、押へて敵の首をねつる事數を知らす、

されとも御方は、每度小勢なり、敵は大略、佐殿方

一木一夏の功

と一體にて、しかも大勢なりしかは、

なりかたく、勢微々になりしかは、飯守嶽に、二手

に成て楯籠り、援の兵をそ待たれけると見えて、其

頃九國の動静は、けに太平記のい處のことくにて

ありしなるへし、『直冬朝臣を少貳か婿にとりたるは

いつの頃なりしにや十月の初まては狩川尻に居給ひ

しさまに見えたれとも阿蘇文書に○世上事、 先度申

候墨、聊存子細候程、佐殿合體申候、於身一大事時分

候、早々御參候て、御合力候者、悅入候、仍御教書

執逹候、相構早々御参候者本望候、其間事、此僧介

十月廿六日、賴尚、惠良小次郎

申候、恐々謹言、

殿、」といふあり、紀は見えされとも、翌年の

おそすきたれは、直冬朝臣の少

十月の事としては、

貳か許にうつり給ひしは、十月の中頃の事にてあり

しと見えたり、』

十五都城、星斗蕭然秋氣精とある、二十五都城は、

早發向彼在所、可誅伐」之狀如」件、貞和五年十二月

輝宗か、甲斐民部入道宗運に寄せたる詩に、雄圖二

花押、阿蘇大宮司殿」兵衛佐直冬事、隠謀既露顯了、

の日に

入この所に少眠が十月 兵衛佐事可出家之由、仰遣候處、

甘虎口、穴河、盤闍久書り

の

肩あ寄進状あ

直

冬

十下兄弟

都邑都城なといふものありしか、この外城とい

となへさへ同しかる故、修

ふによく似たる物にて、

めて都城の字に代用したるなり、さて此に凶徒とあ

るを、合志幸隆なりとしたるよしは、前に正二年

十一月に、合志か菊池の本城を奪取りしと見え、ま

た後の五年三月、同し幸隆か菊池の陳城を攻取て、

楯籠りしこと見えたれは、今の徒といふも、合志

なるへしとはいひたるなり、舍弟豊前守惟雄は、惟

澄か弟にて、前に見えたる彌三郎惟賢、彌次郎

惟頼らか兄なるにや、されとも惟賢惟頼か外、弟あ

りしとも見えされは、惟賢其頃惟雄と改めて、兄と

勤日

して

れて

舍弟豊前權守,也者、征西大將軍宮御氣色如此、仍

外城の字雅ならさる故、西土にて周の時、諸侯に

執如」件、正四年十一月一日、勘解由次官、惠良

筑後權守殿、と見えたる、菊池本陣とは、三年二月、

芳野より 綸旨に、和田楠らか在所を、河内本陣と

かかれしと同意にて、菊池か在所をさしていへるな

り、其頃合志幸隆、菊池に打入て、外城一ッ攻落し

て、それに楯籠てありしを、惟澄それを後措して、

對治せんとて、馳参りしなるへし、其をり合志方、

勢をさし分けて、合志原に出向て、防留めんとした

るを、惟澄打破て菊池に馳付、武光とさしはさみて、

幸隆か籠たる外城を追落したるなり、外城とは、今

外廓の事にはあらす、 本城の外に、所々に構た

る小城のことにて、當時菊池にては、前に見えたる同時に受領したるにはあらぬにや、〇 和五

の所も、後に見えたる隙の城、木野狀十一月八日の次に出す

女には省きて寫 灭兵 衢佐

城なと、みな菊池の外城なり、後また菊池の十八外 の狀入へしと

城といひ傳へたるは、これらの城々にてありしなる落下肥後國河尻津」云々、不日打向在所邃素懷

へし、後には阿蘇の領内にも、二十五外城ありしと 無爲上落者、不及子細「無其儀者、任」法可

見えて、天正の頃、隈庄、 藤山に住たる一條左馬助沙汰」之狀如」件、貞和五年十一月十一日、尊氏

進申たる時、以便宜之地可」有計御沙汰」之由の

綸旨を下されたるは、申ことく、まこと惟時かみ

かたに参たらんには、本領以下本のことく、返し付

けらるへけれは、惟澄には、其跡の替として、いつ
かたにてそ、便宜の地を沙汰し付けらるへしとの、
御ことなしに、今年かく惟時か、御味方に参り
るうへは、先年の勅約のことく、替地を下さるへき
處なれとも、たい今さしより、さるへき便宜の所も
有合さりしに、其沙汰延引したりし程に、さりと
此事もさしおかれんには、惟澄うつしおもはんこ
と必定なれは、今度惟時に、本領新恩地等、返し下
さるよし、綸旨まて下されしことなれとも、さと
て、またすなはちに遊行せらるべしとの、御本意に
はあらす惟時か是までのふるまひを見るに、今は
御みかたに参るへしとはい物から、また朝敵
にくみすましきものにもあらされは、此のちなかく
忠節をいたすへしとの心なるか、たしかに其しるし
を見定給て、初て本領をもまことに返し付らるへけ
れは、また其替の地も惟時か忠否の、たしかにしら
れたるうへにてこそ、推澄には別に御沙汰もあるへ

けれ、されはたいいま、替地の御沙汰なきは、勅約

をそむかれたるにはあらず、其期にいたりては、か

ならす宮よりも、替地の事、御執あるへき間、惟

澄も其旨存知して、後日の御氣色をつへしと、な

ため仰下されたるなり、さて宮より、かくは御沙汰

ありしかとも、其後跡替の地を下されしことも聞え

されは、今の御沙汰は、たい姑くの遁辭にて、まこ

すちなき訴訟にて、許

とは惟澄か替地所望の事は、

所せらるへき事にはあらされは、うるさくおほしめ

されたる故、うはへには、かくよきやうに御沙汰あ

りしかとも、内々はとても替地とては、下さるまし

きに御議定ありての事にてありしなるへし、惟時か

謀叛せし時、其闕所の地を所望申たるは、さること

すてに御方に参りて、共本領等返し付ら

なれとも、

れたらん後には、其替地とて、別に惟澄に恩賜せら

るへきよしもなく、また惟澄も、わん本領をめされ

たるにはあらされは、其替地と、所望申へきくと

わりとては、あるまし事なるをや、同文書〇爲」對い

治菊池本陣、凶徒馳参之處、合志原合職、井破却外

城之時、軍忠之次第、殊所、被思也、且可傳三

二七六

力を盡して軍すへき心もなかりし故、しばらく佐殿

の御方かほして、所領を安堵し、手のものともも

てへて、動静につれて、力のつきたらん上にて、君

の御用にもたつへからんなとおもひて、惟時と同や

うに、御方にまねるへければ、宮方にて、此まて叶

はさりし訴訟の事とも、許所せらるへきなと、申入

たるにてありしなるへし、そはいまたいかにとも思

ひ定めされとも、惟時か本心は、いかに打かはりた

とも、にはかに惟時と一體になりて、宮方をそむ

3、直冬朝臣に順したるにては、あらさりつらん

とちもふなり、さて惟時への狀は、十月十日、惟澄

への狀は、十月七日とあれは、惟澄か使は、さきた

しほとの事ならしかは、宮にそむまいらせて、御

敵にならんとまては、おもひならさりつらめとも、

直多朝臣の下図ありしをしほに、しばらく此人に御

方して、是までの所望のこと共をし叶へて、しはら

の安堵にてもせはやなと、おもひたちたるにても

ありしにや、またさはかりまての事にてはなかりし

かとも、訴訟もかなはす、 味方のもの共もつかれは

てい、おもしろからぬ世の中に、佐殿を敵に

彼跡替地事、去年就」御方、御注進候間、被、下

綸旨 ı 了、而惟時又屬朝敬之上者、向後雖、有

」参事、依忠否之善悪、宜」有安堵之左右、若致=忠

節可」参候者、定如」元被許安堵、其時替地

勅約、今更不可有異變之御沙汰、必可有の御執奏、

存共旨可致軍忠者、征西將軍宮御氣色如此、

仍執達如｣件、正平四年十月廿八日、勘解由次官判、

恵良筑後權守殿、｣と見えたるは、惟時か跡の事は、

去年二月、惟澄より、惟時か可｣參御方｣よしを、注

二七五

は、微妙の意と、心ふかき言といふこころなれとも、

こいなるは、さることにあらて、微少の義にて、わ

か詞を謙退していひたるにて、少し計詞をそへ置た

ると云程の心なるへし、同文書、○惟時参御方,者、

見えず、めつらしき詞なり、漢文にて微言と

ちたりしやうに見ゆれとも、惟澄か状に、惟時かは

やく御方にゐるへきょし、申たるよし見えたれは、

日つけを後うつしひかめたるにて、惟時への状も、

本は十月七日とありて、字體似たるよりか、また七

のしの末の消たるかなとにて、のちに寫し誤りたる

なり、加微言」といふこと、其頃の文書には、をさ

御参御方とは、折ふし惟時か、芳野殿の御方に参り

たる頃なれは、其事にまきらはしさやうなれとも、

直冬朝臣去月廿日の状に、可、被」参候由、御使到

來候條云々とあれは、此の御参御方之由注進と

は、うつなく惟時か、直冬朝臣の御方に參候へきよ

し、使者を川尻まて、つかはしたるといへる也、 ○

奉寄進阿蘇十二宮大明神 肥後國阿蘇庄事、右

志趣者、爲三天下太平、雨殿御安穩、所願成就、所」泰

寄進上之狀如件、貞和五年十月十八日、左兵衛

源朝臣例、大額時雨殿上に見えたり、左兵衛佐、

太平記には、しか見えたれとも、園太暦以下、當時

の物には、すべて右兵衛佐と見えたる故、太平記參

考には、太平記の左兵衛誤りとしたれとも、直多朝

臣之寄進狀に二通まて、かく正しく左兵衛とかゝれ

たれは、園太暦は、 却て後にしひかめたるにあ

るへき、また先年者常入見參候とは、惟時か初尊

氏卿より招かれて、六波羅の寄手に加はりたりしょ

り、將軍の御内の人には、殊に親しく申通せし方々

ともおほくて、景興にも、其頃は常に面したりし

ことしなるへし、しかるに推澄への狀には、不思

ことに御敵の雄長なる人にすかりて、わか訴訟

の事を申入るなと、申入へきことわりともなきこ

となれは、景興はまことは武家方の人にはあらて、

芳野殿より、近頃さし下されし、公家の人にてこそ

あらめなと、おもふ人もあるへけれとも、前にもS

ふことく、惟時への狀の趣にては、うつなく武家の

人にて、近頃直冬朝臣の供して、下りたるにはたか

はさるへけれは、惟澄も其頃は、追々の訴訟、一も

かなはて、うんしゐたる折ふしにて、宮の入御以來

も、追々御催促にもせずして、ねりすわりてあり

懸今度御使、 入 見参申承候、且御訴訟事、随分

加微言候云々とあるを見れは、今度惟時かかね

ての心にては、一番に直冬朝臣の御方に参るへきょ

し、使をつかはしたるは、さもあるへき事なれとも、

惟澄か是までの忠誠にて、惟時と同様に、御方に参

るへしとの使なと、登らすべきことしもおもはれす、

もし訴訟の事は、新恩地等の事を、芳野殿にも宮に

も、頻に訴訟もうしたりし末の事なれは、今まて訴

かなはさらんも、いくたひも、芳野殿にこそ歎

申へき事なるを、さはせして、是まてうと

を置れたる例

なけれは、鎌倉の時のことく、國司は吏務のみ沙汰

して、守護とは職掌ことなるゆゑ、うはへに吏務職

に補せらるといひて、世の聞えをいひまきらかされ

たるなり、こはもとより、當時やむをえられる、

權宜調停の御しさにはありしかとも、名のうへ

にてこそ、守護と國司との差別もあれ、實は一國に

兩守護をおかれたるといふものなれは、上より端

を啓かれたるにて、南方の御成敗も、さりとは四度

解なき、御事共にてあり、左少辨は誰なるにか、

例のさた かならず、阿曾文書〇御參御方之由、

御注進到來候條、尤以目出候、條々被申候趣、大概

無相違候哉、随分加微言」候了、其間事、御使者定

可被申哉、先年者常入見參候き、於」今者思忘

候哉、太宰少貳及大友豐州共、以御一體之御事

候歟、兩人年來随分申通候、向後雖無指事」候自

然申承候者、可悅入候、参三所於自然之御用

者、可三示給」候、一切不可」存等閑候、相構細々

蒙仰、又可」申候也、條々具 御使候了、定可」被

實か望のことく、日向の守護職に補せら

は

て

れたるなり、されとも、一國に兩守護申候歟、無左右捧愚状」候條、非、無斟酌之由、

雖申候「可」啓案内之旨、御使頻被申候間、

染筆候也、他事併期後信、恐々謹言、十月十日、大

判事景興花押、謹上阿蘇大宮司殿、」又○雖未申承

候年來御忠節之次第、觸置耳」候之上、今度御使不

思ぃ入見参申承候、且御訴訟等、随分加微言

之趣、御使存知之間、以事之次ご奉捧愚状之由、

頻示承候之間、無左右啓案内候、祇候當所,之

上は、 向後大小之事、細々可申承候、御同心候者、

可悦入候、阿蘇大宮司殿、」御御方尤目出候、

御得利殊更申候、其堺事、早々一途候様、可」有”御

籌策」候哉、條々委細申出雲阿闍梨御房」候了、定可

被傳申」候哉、他事併期後信、恐々謹言、十月七日、

大判事景興判、謹上惠良筑後守殿、此狀主の大判事

景興は、例の世系さたかならぬのみならず、公武 S

つれの人なりしか、の趣にては、いつれとも定め

かたきやうなれとも、少貳大友なとを、惟時と一體

かといひ、おのれも此二人には、随分申通よし、S

ひたるを見れは、武家方の人にて、今度直冬朝臣の

供して、下りたる人にはたかふへからす、しかれは、

々と見えしことく、此前にも此事は見えて、守護職

は、はやく他人に賜はりたる故、其かはりに、更務

職に補せられたる、是は先帝の御時より、武家の守

護職にならはせ給ひて、公家の人達に、一戦を賜ひ

て、軍政をも沙汰せしめられしを、司といひて、

奥州國司顯家卿、伊勢國司北畠顯能卿なとのたくひ、

日正本三年三月十 その点に見ゆ

下されつるとは見えたれ共、去月直冬朝臣、川

尻へ落着れし初に、惟時も其詔に癒して、御方に参

るへきよし申たれは、御旗をあけて、其色をたてた

るとも聞えす、何を證とせられて、かいる恩勅を下

されしにや、今よりはいとおほつかなし〇日向國吏

務職とは、惟澄か年來懇望したる守護職にもあらず、

守に受領したるにもあらず、其よしは後の

左少辨の狀に、守護職事、如先度被仰渡給他人了云

被」廻 凶徒對治之籌策日向國 吏務 職事、 綸旨被

遣之於守護者、如先度被仰、遮給他人」了、

存共旨殊可」致忠節之由、被仰下之狀如」件、

十月五日、左少辨判、恵良筑後守舘」なと見えて、此

頃惟時、やうく御旗をあけて、御方に参したる色

をあらはしたる故、 賀名生殿より、かいる 綸旨と

いくらもおはせし也、此國といふは、其本は守以下

を、都て國司といへとも、たゝ打まかせて、國司と

いふは、守の上はかりをいひて、これを受領ともい

ひたることなかりしかとも、鎌倉右大将の時より、

諸國の衙庄園に、御家人をさしつかはして、守護

地頭をおかれて、警固追捕の事を司とらしめしより、

國司はたゝ吏務をのみ沙汰して、軍政にいろふこと

なく、守護はまた兵事をむねとして、吏務にもあつ

からぬことになりしなり、されとも鎌倉の末になり

て、やう其定ゆるひて、兵政はさらにて、吏務

のことまても、大かたは守護より、かねあはせて沙

汰せしほとに、受領はた、名のみにて、いはゆる假

名の國司計になりたるより、何の守、くれの守とい

ふを、たい受領といひて、國司といふ名は、おのつか

ら廢れたるやうになりたりしを、先帝の御時より、

國司といふ名を取おされて、公家の人たちを、國

の守護となされしを、武家の守護にむかへて、それ

受領のことく、何か

の國司、くれの國司といひて、

し守とはいはさりしなり、されは今惟澄を、吏務職

に補せらるゝとは、件の新起の國司となされたるに

とは、たしかに知りとほりておはせし故、い

風云

謙讓し給へは、閣東より左馬頭義詮を、急き上洛あ

らせて、直義に相替らす、政道を申付、師直詣事を、

申沙汰すへきに定まりけりと、見えたることにて、

義詮朝臣は、十月の十三日に、鎌倉を立給ひて、甘

二日に入京したまひしよし、 太平記に見えたれは、

京より御上洛の事を、鎌倉へ仰下されしは、是も入

月の末か、九月の初頃にてありけんとおすふ也、

それ故に、近々御上洛とは書たるなり、また

直義朝臣出家したまひしことを、太平記、直義隠遁

公卿仕には十二

の段には、義詮朝臣御上洛の後、十二月十八日の事

としたれとも、此将軍の御自筆の御書に、直冬朝臣

に、御出家の事仰下されしをおもへは、此前直義朝

臣は、はやく政務を停められて、御出家ありし故、

共ことく直冬朝臣にも、中國の兵を解きて、出家

有るへきょし、仰下されつらんとおもふ也、されと

も、外にはさるとすべきことも見えされは、まこ

とは?かなりけん考ふへし、直冬朝臣も、後に

はまことには、御父將軍に向いて、弓を引給ひしか

とも、此時なては、今度の事、すべて師直か所爲に

出たるり、新恩地の御沙汰に、大かた其等地を預ると見え

たれは、 それをうけて、手とは書たるなり、拝領

同文書、〇舉義兵」之由

を書誤りたるにはあらす、

被開食、尤以神妙、寂不少、早相續元弘以來

之軍功、可」廻囚徒對治之恋災者、天氣如此、

悉之以狀、正四年十月一日、左少辨花押、阿蘇

大宮司舘、〇本領井元弘以來新恩地等事、知行不可

有相違」者、天氣如此、悉」之助」、正平四年十

月一日、左少辨列、同上阿蘇大宮司館、○日向吏務

職、可管領者、天氣如此、悉」之以狀、同年同

月五日、左少辨惠良筑後守舘、C穆御方二一族

合躰之輩、本領新恩地等、不可」有相違候由、

被相觸者、 天氣如、此、悉.之以狀、同年同月同

日、左少辨列、 同上阿蘇大宮司舘、 ○惟時參御方之

由被 開食,了、尤以神妙、此上者彌 同心合力可

二七一

兄弟の事なら 川尻願書に、非預とあるは、當時將軍よ

、

所とあるにて、雨殿といひし

へしまた少しも、將軍を怨みまゐらせらる御心は、な

かりしなるへし、其證は件の川尻幸俊か願書に

殿御息災延命とあるは、氏卿と直義朝臣との御

事なるにて悟るへし、了後の雅太平記に、將軍御兄弟の事で

なるへし、さて直冬朝臣は、かく當月の過に、

肥後に御着なりしかとも、件の將軍の御書、師直

かなとに、共ょしの見えるは、都には此朝臣の

たより船にて、西のかたへ、のかれ給ひしと

いふこと計聞えて、またたしかに、肥後に下り付

年九月廿日、左兵衛源朝臣直冬例、」叉、敬白阿蘇大

明神御前立願事、一可有」御寄進阿蘇庄事、1

可奉寄進三幸俊拜領所一所事、右志趣者、爲

天下靜謐、四海泰平、雨殿御息災延命、殊兵衛

御心中所願成就圓滿、次幸俊所以滿足、息災安穩、

壽命長延之所」奉立願之狀如」件、貞和五年九月甘

日、肥後守幸俊花押」 社砲、鋼・なと見えたり、

しかるに太平記に、直冬朝臣、九月十三日に、備後

の鞆を舟出せられしとあるは、心ぇかたき事にて、

鞆より川尻までは、赤間關より筑前の沖に出て、肥

前を經て、肥後の海に入るにあらされは、川尻の津に着ことなりかたし、しかれは遙この海路なれは、いかにより追手なきたらんにも、三四日の程にて、渡りはつへき事にはあらす、しかれは九月十三日は誤りにて、八月の末か、九月の初頃の事にても、あ

らされは、共はかりは、一向に謀反の事に取、討たてまつるべしとの心にて、まことに將軍の御内書も、師直か望申て、かせまうし法にて、將軍の御心より、起りたることにてはなかりしなり、自爛東近日御上洛候間云々とは、太平記足利義詮上洛の段に、去程に三條殿は、師直師泰か憤、ふかきに依て、天下の政務の事、口入に及はす、大樹は元来政務をと出家して、手をつかね師京し給ふへきにもあひしやうに申たるなるへし、それ故將軍よりは、出家して歸京すべきよし、仰下されたるにて、出家の事を嫌ひ給ひて、九國へのかれ給ひしにはあるへか

らす、もとより此朝臣も、父の仰なれはとて、をめ

給ひし事は、しられさりしと見えたり、また北朝臣

に、御出家あるへきよし、仰下されしことは、師直か、

北朝臣を討たてまつるへきよし、中觸たりし後の事

にて、直冬朝臣は、其をりはやく、九國へ落下り給

ひしかとも、将軍は其事はしらておはせし處に、鞆

を落給ひし後、師直か討奉れと觸たりしことは、お

しかくして、此朝臣の、都の騒動を開給ひて、禍の

身に及はんことを恐れて、みつから九國へのか

京都の事は、内々志を通する人多く候へは、 心安く

候、尚も只難儀に候は、左兵衛佐殿、備後におは

せられ候へは、一定中國の勢を引て、攻上られぬと

覺る計にて候、今夜急き播磨へ御下候て、山陰山陽

の雨道を、杉坂舟坂の切所にて、支へて紛り候へと、

頼みたりし程に、心やかて領掌して、其夜都を立

て播磨へ馳下り、備前の舟坂、美作の杉坂を、勢をつかはして差塞たりし故、直冬も此騒動を聞て、上洛せんと擬せられしかとも、赤松か上洛の通路を、差塞たるよし聞えし程に、直冬朝臣の支度相違したりし事、太平記に見えたり、其後師直、遂に與力の大名を語らひ、三條殿に寄せんとしたりし故、直義朝臣、將軍の御所、近衛東洞院に参り籠り給ひし故、八月十三日、師直大勢にて、將軍の御所に押寄たりし故、將軍力なく、師直に御かたんありて、直義朝臣の、政務にあつかり給ふことを停め給び、初より直義に與しまゐらせて、此事を主張したる上杉畠山を、遠流せらるべきよしにて、師直は國を解て、我宿所に引入たり、かゝる事よりして、師直Sょく我意にまかせ、直多朝臣をも、此次に失ひまゐらせ

二六九

て、直義朝臣の羽翼をそくへしと思ひたち、直冬朝臣、討奉るへきょし、近國の地頭御家人へ觸たりし

といふ者、

程に、九月十三日、杉原又四郎なるし

三百餘騎にて、直冬の在所へ押寄たりしかは、の

事にて、防くへき兵寡なく、直冬朝臣も、既に討れ

給ひぬへかりしを、磯部監黨防矢いて、敵

をいらしたる間に、直冬朝臣は、折ふし河尻肥

後守か船のありしに取り給ひて、九國のやうに落

下り給ひしなり、此間の事、くはしくは太平記、園

大暦に見えたれは、今はた其大かたはかりをいふ

なり、かくて直冬朝臣は、當月の十六日頃、肥後國

川尻の津に着給ひしと見えて、同文書に、自京都」

依有秋仰下之旨所」下向也、早々馳参、

千細承可」被存共旨之狀如件、貞和五年九月十

八日、花押、阿蘇大宮司殿、色調、可被

之由、使者到候之條、所」被悅思食」也、被忠

節者、於配領等事者、不可有相違」候、恐々謹

言、貞和五九月廿日、直冬花押、阿蘇大宮司殿、」ま

た、阿蘇大明神、 立申願書事、右志者、三心中所

願成就圓滿者、可奉所領寄進之狀如件、貞和五

の成敗を、我まいに振廻たるを悪みたまひて、高家

判、武藏守とのへ、兵衛佐殿、被」落下九州之山、 の一族を、除かれんと計りしより、事起りて、師直

其聞候、就」之自將軍家、被下御自筆御書御案文 かへりて軍をおこし、直義朝臣を討たてまつらんと

進之候、若被」餘」手事候者、任」法可」有計沙汰候、 はかりし時、 赤松田心父子、師直に與力して、師直

且自關東近々御上洛候間、重可、被仰候也、恐々 か宿所に来りし時、師直かいひけるは、今恐れなか

謹言、九月廿八日、武藏守師直、謹上阿蘇大宮司殿、」ら、三條殿の討手に向て、矢一仕らんするにて候、

とすべし、

時に左兵衛

す、

西下向は、早く去年正月以前より、

起りて有りし事と見ゆ、○日太平

記直冬下向西國の段に、西國靜謐

のためとて、将軍嫡男宮内大輔直冬

、備前に下さるとあれとも、下に

は右兵衛に任せられしとばかり見

えて、宮内大輔に任せしとは見

うに、関大暦にも、當時此人右兵

はりしこと見えたれば、太平記

の説は誤れり、また備前とあるも誤

それかために、惟澄か望をは、とかくしてゆるし給

仰付畠山修

理亮半、彼仁相共、彌可致忠節也、

て、今年五月、長門國

は、將軍の御長子、 左

兵衛佐直冬前局

下略とあるによるときは、直冬か鎮

直義、島津上總入道宛の狀に、薩摩

勤日島津文書、貞和四年正月十二日、

なと見えたる兵衛佐殿

今年五月、長門國

に下向ありて、山陽八

ヶ國の成敗を掌らしめ

られんとて、十一日に、

京を出られしが、まつ

備後の鞆に逗留あり

て、近國の御方を調略

して、居たまひし處に、

黒頃都にては、直義朝

臣

執事高師

直か権威に募りて、世

國凶徒討伐事、差遣子息、可合力之

旨、仰一色少輔太郎入道處、于今不

事行云々、重猶可相談之、且亦如元、

可相催日向國勢之由、被はさりしかとも、さりとて惟時か謀反に與せすして、

度々忠戦いたした上は、惟時本領程の所をは、御

報賞として當下されさらんに、惟澄また鬱し申さ

んは必定なれは、今度惟時か御方にまゐるにつきて、

替の恩賞あるへきょしを、頼元より、まつ題目をた

ていことわられたる也、不入見参の不の字は、

罷の字をうつし誤たるにて、不入にては、前後の文

意聞ぇかたし、其うへ去年の春、 惟時さへはやく御

船の御所にて、頼元には参會したる事なれは、惟澄

か是まて、一度も見参せさりしといふ事、情におい

で、さら(あるしき事なるをや、 ○兵衛作出家

の事、おほせられて候、そのきなくは、いつくにも候

へ、あひとめて、ちうしんし候へきよし、九國の

物とも、あひふれられ候へく候、九月八日、尊氏御 殿と稱下に備後のとあるなよろし

にて、

征西大將軍宮七

存等閑候哉、去年之春、参會、不入見參不

残心底、細々申承候き、今更不可」有疎略候、自

他以公事、可爲専一候也、一曽福崎地頭職綸旨

事、黍難」載狀候、仰之趣委々僧都御房口、定夜中

候歟、一高知尾輩、御方、目出候、御感之旨、幷

彼輩御感旨、申沙汰候、條々伺中入候間、被仰

下趣如此、事々期見參候、恐々謹言、九月廿

日、賴元例、惠良小二郎殿、毗務御事如紛候者、誠

目出度候とあるか、如紛の字以下、ひかめたるなる

へし、讀かたし、これは惟時間事、無子細」と申たる

ホンマ

見えたり、〇又、高知尾亞參御方」之條、併忠節之至

也、殊所」被感想食」也者、征西大將軍御系色如此、

仍執逹如件、正平四年九月廿六日、勘解由次官列、

惠良筑後權守殿、」 又、條々委細承候了、一社務御

者、誠目出度候、則合披露候之處、御返

事之趣、以 旨

候、御勢事、菊池被

促」候歟、今度定分 上之山、被仰下候、且

急以此趣可有御傳候也、一社務參候者、替恩

賞等事、此の一ヶ條重事務御沙汰之時、條々

被治定可」有御奏間之由御沙汰候、私にも箏可

ことなるへけれとも、字體何の字ならんともおもひ

えす、なほ考ふへし、御勢事菊池被催促候歟とは、

此事は惟澄か狀には見えされとも、使者の光永か申

た事なるをうけて、いはしなるへし、去年の春、

宮當國に入御の初より、筑後へ御發向あるへきよし、

兩度までおほしめし立れしかとも、監事有」之、去年

はつびに其事なく、幕たりしかとも、今としせいに、

御素志をはたされんとて、御勢の催促しさぁなりし

なるへし、されは今惟時も、御方にまゐるへきに治

定したるうへは、ひよ(近々に、筑後へ御發向あ

るへけれは、去年以來軍勢催促の事は、 武光を御使

にて、南郡の官軍までも、召集めらるゝ事なれは、

惟時らか勢に、南部の勢あはせられたらんには、御

の不足もあるしけれは、共よしを惟時へも傳へ

ていき馳参候へき心構をさせられたる意な

るへし、社務参候者、替恩賞等の事とは、惟時か諜

反以来、 惟澄より共闘所地を、追々望申たれとも、

つひに御ゆるされなからしは、惟時をはいかに にもし

、御方に附らるへく、さあらんには、それか本領は、

すなはち返し附られされは、叶かたき勢の事なる故、

二六七

高知尾庄山内等の一族の事は、惟澄か二年九月の、

官軍等所望闕所地之注進状にも、高知尾の人の名

とも見えて、はやくより少々は、御方に参りたる者も

ありしかとも、かくはかくしきこともなかりしに

此頃は惟澄か調略にて、高知尾一跡のみならず、

内の者ともまて、多く御方へ参りたる故、其よしを

注進したる也、山内一族とは、いかなる名字の者共

なりしか、今よりはしられず、惟時間事無子細

云々とは、去年惟時か御方に参りたるや、いまたし
きやのよしを、芳野殿より、頼元に御たつねありし
故、そのよしを、頼元よりまた惟澄へ催促せられし
故、惟時も今は子細なく、御方に参り申へし、其間の
事は、今度光永將監を使にまるらする故、此人よりく
はしく可]申となり、 光永は阿蘇披菅の人に、名字
の人、後にも見えたれとも、一族なりしや、他家の
人なりしや、さたかならす、綸旨旨之趣とは、S
つの綸旨旨ともたしかならぬとも、惟澄か先年賜
はりたる、守富の庄を賜ひたるをりの、綸旨旨に
てはあらぬにや、はたしかならず、何さまいつれ
も、恩賞地を下されたる綸旨介旨にて、例のことく
肥後文獻叢書第六巻
みくと救申たる也、 ○ 初御方に参候條、神
みくと歎申たる也、○叉、初御方に被参候條、秧
妙候、上者、當知行之社領、不可有子細候、依
忠重恩賞可」有候、一族以下、同軍忠者、恩賞可

有之候、一向於鎮西憑可申候、正四年七月十
八日、相摸守行時花押」御方」参候、下座郡大佐井
郷、子細不可」有候、同年月日相摸守行時、」此二
道の駅は本書にはあらて寫なるへし、いかにとなれ
は、受領の人の獣にしては、體無禮なる上に、二
駅なから、始尾の文句なく、また宛所をしるさす、
是らにて、本書ならぬことさたかなるへし、されはお
もみに、此狀は、洞院殿か四條殿か、芳野の公卿達の
中より、惟時に送られし狀にて、行時は家の家司
にて、奉書にして出したるなるへし、下座郡大佐井
郷とあるは、下座郡の中の大佐井といふにはあらす
下座郡は筑前にて、大佐井郷は豊後也、共事は下に
其 いまた道行せられさりし故、かさねて道行候
様とは、歎訴したるなり、無身置」とは、前にも
いふことく、追々所望申たる恩賞地の一ヶ所も、實
は沙汰し付られさりし故、惟澄か手にしたる事も
疲労して、惟澄身の置所さへ無くなったりと、

二六六

十九

此間可 申入,候之處、彼方此方、猶未」定候2間、

勘解由次官判、阿蘇大宮司殿、之見、今事新GL

延引仕候、非本意i候、抑向州事、道行候様、中御沙

く、御祈禱の事を仰下されしを思へは、去年師走、

汰候淇↗畏人候、一向州高知尾庄一跡等日向山内之

惟時より、上宮奇瑞の事を注し申ししによりて、改て

族、悉附 參御方面候了、一惟時間事、無子細ˋ 候、

办く性被 仰下ILL户、滿山之衆徒久住之仗、阿蘇

綸旨

山の僭員!!、衆徒、行者の兩部南吒、行者Dzy|委細光永太夫將監可,
被」中候、1汴進申候、以 輪旨

久住之口^、住山久Liの意也、正平七年二月、 旨之趣 申入候事共、
道行候体~畏入候、度々申狀

阿蘇山の久住等办、规式誓文汇、右當山者、清淨結

雖 恐入候ń惟澄浮沈之間、申入候、道行候体汇体、

界之靈地、久住等常住不斷之行者也、老見力、

無 身置所,候間、申入候、恐怕謹言、九月十八日、

衆徒久住等办亂行之切入石体、件七年二月の、衆徒 筑後權守判進上
、五條殿、見亡、向州事云々是

久住らか誓に見えたれは、其所にていふへし、 体、年頃惟澄望申、
日向の守護職の事、向州

可致後卷候、惣軍勢者、若遲々6郬八く候間、以手勢可致後隔

候即時!被馳寄候者、就公私悦入候、御-族達汇く同申候、相搆

.即時被雖寄候者、殊设入候、恐々謹言、八月十八日、道鑒

御判、貞和五比志島彥一段、

阿蘇文書、一神領等之事、被 抽 忠饰 上者、不可

蘇家傳菜 ㅓ補.

東風日、比志島文書、去十二日、石井中務丞寄下大隅、取向城候

之處、兼重以下凶徒等、取卷彼城、及難儀候之由、驰申候之間、

心賞事、任洼進、可有其沙汰旨、天氣如

此、悉之以狀、正平四年五月四日、少納言判、阿蘇大宮司舘、阿

勤日、一族非常

正平四年己丑

地頭職、占卦、

北朝貞和五年

堰村地頭井分、及羽

東風日、比志島文書,薩摩國合戰事、任御致書之旨、度々催促之

處、于今不參、何樣事哉、所詮來 日以前、相催一族、可被虵

征西大將軍宮譜卷七

寄于鹿兒島、仍執達如件、貞和五年正月廿六日、沙彌判、比志島

彥一殿、島津國史

太霈範平、鎮大隅肝付郡木志

有 相違,所也、一御 祈禱 之事、於 當社 可懇

祈、# 衆徒社司:可以被下知 也、一去年滿山之衆徒

久住等亂行之事、被 注進之趣、達"上聞,所也、

犯」法輩者、任 先規可以被其沙汰 旨、征西大將軍

宮御氣色如,此、仍執達如 件、正平四年正月候、彙又健軍祇領事、
京都御左右之程、預進候、此

趣申付京都代官了、恐々謹言、八月廿八日、式部

丞氏泰判、謹上、阿蘇大宮司殿」到來貞和四九九、

先度承候とは、六月の往復の事をいふにや、預進候

とは、當祉領の事、いまた事ゆかさりし故、京都の

御左右到來せんする間、まつ健軍はかりを預けお

く間、子細なく沙汰せらるべし、其事は在京代官ま

て、言上すべきよし申付つかはしたりと也、此後も某

地を預けるといふ事、いくらも見えたれとも、大

かた武家よりの御沙汰にのみ見えて、公家よりは預

けるといふ事はなきやうなり、いかなるよしにか、

今よりは心ぇかたし、健軍の領所の事は、阿曽文

書の中に、建仁二年、天而二年、正平八年などの、

領地の田畠の數を注進の文書あり、建仁二年なるは、

ロに注進寄進狀、可動家檢注津守保田地坪

付目錄事とあり、中には田地の坪付をつはらに注し、

終に右目錄大略如斯、依寄進之狀、毎年致檢

注可召所當未狀如」件、建仁二年十一月三日、岡師

公文源政所地頭、」とありて、岡師以下、文之下に判形

あり、天稲二年なるは、口に健軍宮御領津守保注進、

肥後文獻叢

東風日揖宿文書、奉寄進 薩康國揖宿郡國衙年貢以下事、右於正

物等者、所奉寄進當邦鐘守開門新宮大明神也、迄于未來際、不可

有相違之狀如件、正平三年八月廿二日、左中將判、狀王三條泰季、

薩摩國に居て宮方を統帥せられたるなるべし、

天編貳年、作田石武蔵供預人給勘定事とありて、

中には共給分を、一々に載せたり、終には以上里坪、

現在百七町八段二丈、 右各定注進、大略如」件、天福

貳年甲午歳二月十七日、年預在列、政所代」在列とあ

り、正平八年なるは、口に健軍祇領野畠 福檢見目

餅事とありて、中に畠田の数と、年貢の類とを載せ

て、終に右大概目錄如此、但被相語不致偏頗

矯飾候、若此條鶴申候者、當社十二宮大明神御罰

於、可罷蒙各之身上候、仍狀如件、正平八年十

一月三日、圖師財部友幸判、政所財部友胤判、年預口

成例、 中司代橘貞安、御使藤原幸長、寺社方沙汰人政

所財部隆清列、岡師木成明例、」とありて、天幅のに

は、田地の惣數を注したれども、建仁と正とには、

惣数をいはず、注目に就きて勘したらんには、惣

敷も、大略はしらるべけれども、よしなくくたく

しきことなれば、こゝには大概をいふなり、

軍宮御氣色如此、仍執達如」件、十一月廿八日、

解由次官列、恵良筑後權守殿、自州」とは、賀名

生の皇居よりなり、此綸旨案今は見えず、○常駐上宮

怪異事、注進造到来、致御祈禱彌可動忠者、

正不三年十二月三日到來

任、十四年八月日、任參議、正平廿二年正月五日、

敘正三位、建德二年三月十八日、任權中納言、文中

元年七月八日、酢、同三年正月五日、敘従二位、天

授二年、任權大納言、天授五年、薨、と見えたり、

託磨文書、大友右馬權助宗直に、本領を沙汰し居へ

きよしの綸旨あるに、六月三日、左大辨時經奉、謹

上、清少納言と見えたる、清少納言は、五條頼元の

ことなるに、此人正平十六年まては、勘解由次官と

あれは、十六年の後、少納言には轉ありしなるへ

し、しかるに補任には、正平十四年、参議に任せら

れしと見えて、其後建徳二年、權中納言に任せられ

間に、左大罪に任せられしこと見えされは、補任

の説おほつかなし、されとも参議にて、左右の大罪

を喩たる例、いくらもあれば、補任には書きもらし

たるにもあるへし、又〇自紀州被遣之綸旨案

遣之、存共旨殊可被廻策者 征西大将

北六三

依」執逵如」件、十一月十五日、勘解由次官、阿

蘇大宮司館、」此綸旨年紀なけれども、至德四年閏五

月、阿蘇山より、上宮奇瑞を注進せし狀に、近來者、

正平文中之瑞相、不可過歟とあれは、此介旨

は、頼元眞人の恋なれは、正平の度なるにはうつな

し、依りてしばらくこに書出して、後の考をまつ

にこそ、〇常祉領等安堵御下文事、神口之上、内々

承旨候間、給委上吹芳上申付、左京代官□終口不

可有之義候、恐々謹言、六月廿九日、武部

丞氏泰花押、阿蘇大宮司殿、進申候御軍忠拔群之

上者、神領等御安堵事、不可有三子細候歟、早々

可申沙汰候、重謹言、上吹吹の上誤脱にても

あるにや、讀かたし、中の字にも見えて難字なり、

それ故下の□終も、また読むへからす、されとも心

は明らかにて、神領の事、惟時より委細の狀をお

こしたるに、氏泰よりも、共旨を京都へ推擧すとて、

また在京の代官に、其事申付けたるとなり、され

は二の□なと字と心えたらは、や、意は解せらるれ

とも、□を終義と似候より字體いた思ほえす

和織

〇先度承候當領事、其後御無音之際、不審

へるにて、共ょうたかひを解かんために、前の事

て、かく佛天にちかひていひたるなり、八まんも御

せうらん、こののちにもきこしめさるへしとは、北後

にいる所の事とも、八幡も御照覽候へ、露いつはりな

きことは、此以後開しめしても、おもひしらるへし

となり、ひさしかおやこのうへにて候とも、Sはれな

きことにて、すくにとり申事はあるしく候とは、

凡て何事にまれ、親子のうちとけたる間とても、い

はれもなきことは、何の所もなく、たちに取

たていいはんことは、いさいかにてもあるまし

行

と見えて、惟澄所望の事の、 是まてすべて事行かさ

りし故は、武光か々、申さそふるによりたる事

なと、惟澄かいひたるよし、武光に告くるものもあ

りし故、さることなしとも、頼元真人にたつね聞か

んとて、筑後まで行き、頼元に逢ひて聞きたる

に、さることはすべてなきょしを、聞きすましたる

故、其次にわかせうのことも、惟澄かそせうの事

も、さひ(申入れたることなるを、惟澄かなほう

たかひて、なび(武光か所爲のやうにいちよし、

やきさきかつけたる故、是ほとは申共、いかなりとい

となれは、まして他人のうへには、惟澄なとに對して、さるふるまいすべきにもあらすと、かさねくわかことの、5つはりならさるを、ことわりたるなり、やきさきは、人の名字なるへけれとも、八木崎か揚崎か、いつにしても、さる地名は、今は聞取らされは、考ふるによしなし、なかたは、武光か使にやりたる家人の名字なるへし、されは此武光か狀の趣にても、共頃芳野わたりにて、 ゑらか悪行、 武光以下か多端なることなく、風説ありしことを、おもひ合はすべし、同文書、〇維時既に御方之由申」之、何様候哉之旨、被仰下候也、可申入」給仍執
達如」件、十一月廿七日、勘解由次官時經奉、謹上、清次官殿、」と見えて、其頃維時か、既に御旗をけたるなと、諸方より芳野殿へ注申したるか、また維時かわれとよし中上けたるにもあるへし、されとも是まてもさるけしきは、度々聞えたりしかとも、すべてそらことなりし上、此度とてもおぼつかなく、

たしかならぬ事故、かくは時經朝臣もて、頼元眞人まて、かくたつね彼下たるなり、時經朝臣、南朝公卿補任に、正平十二年、散位、非参議、平時經、拜

には、御方はゆたんしてあるへきことならねは、武光よりもかくは尋ねこしたる也、たいし此事は、こにてしか風聞せしはかりにて、まことは賴向かちくてあたりまても、打出てたるにはあるへからす、このうちの事によりて、何とやらん承候むと候て云々とは、このうちは、今肥後あたりにて、此頃此間なといふへきを、此中といふ、この此うちと同しことにて、其事とは、何事とは知らねとも、下文の趣にては、恩賞地所望なとの事なるへし、その事につきて、武光か何やらん、耳に入りたる事ありて、心にかゝりたるゆゑ、其事をいひはるけんと、頼元眞人の、其頃筑後の御方を調略のため、其國に越

えて、逗留してゐられしに、武光か行向ひてあひた

るなり、そんちせす候、すべてたかひ申しきと、

上に何とやらんうけ給とあるは、其頃さまく

と風説のあるを聞きて、實否の間を、元眞人にと

ひたしたりしに、まことの風説にて、眞人はさる

風説のありたるも存知せず、其間まこと頼元より出

てたることもあらは、向後とても、すべてたかひ申

ましと、哲言をたて、いばれしとなり、御ふんそせ

うかひくしからす候へとも云々とは、此時武光よ

り、惟澄か訴訟のことをも、頼元に敷きたることあ

りて、此事かひくしからすとは、武光かなけきた

りとも、はかくしく、惟澄かためになるへき程に

はあらしと也、されとも武光かそせうも、惟澄か訴訟

と同事にて、恩賞地所望の事にてありしかは、

所望の事を申たてんにつきても、惟澄か今のことく、

我と同やうに、訴訟かなはてあることなれは、せめ

で其所望の中、しやうむの跡は、務の跡にて、

務とは惟時か事也、惟澄か是まて、追々惟時か謀叛

して、所となりたる所ともを、所望したることな

れは、餘の地の所こそ叶ひかたからめ、惟時か跡

はかりは、阿蘇の古き本領なれは、かりそめに他人

の箇所などには給はらて、せひに惟澄に沙汰し付ら

るへきよし、申たりとなり、耐務をしやうむといS

るは、當時のいひならはしにて、公事をくうしと

いひたるに同し事也、 さて武光か、此事をかく佛天

にちかひていひたるよしは、此下にうけ給候へは、

われらも存知して候はんなんとゝ、

おほせ

候よし、やきささより中候ほとに、これまで中候也

二六]

また同文書に、

也

ひかり、そのいちひさしく申うけ給はら

す候事、

ほんゐにあらす候、さてはよりひさ、ちか

ほとにまかりくたり候よし、ひろう申候は、なに

とかそれさまには、きこしめされ候らん、うけ給り

たく候、且又すき候しころ、このうちの事により候

て、なにとやらんうけ給り候し程に、ちくこにこゑ

候て、よりもとに事のやうをさいさん申候しほとに、

きかれ候て、そんちせす候、すべてたかひ申ましさ

よし、せいしやう候、御ふんの御せう、かひ(

しからす候へとも、身かせうは、たゝをなししょ

まうにて候あひた、一には身か事、申たて候はん

につき候ても、御ふんかやうにして御わたり候うゑ

は、しやうむのあとを、 かりそめのうしょなんと

にもをこなはれ候、そんする事は、ゆめあるまし

きょし、五てうとのにも、さひ(に申候き、佛て

道

申候ほとに、わ

其

方輩所存多端歟とあるは、是も芳野のわたりの風説

か、または惟時か、おのれか異端を掩はんとて、武

光惟澄なと、すべて御方一致せずして、 宮の御ため

あしかるやうに、中なしたるにてもあるし、五條文

なび!)の御む

んも御せうらん候へ、いさかいつはりなく申うけ

給候へは、われらもそんちして候はんなんと、な

をおほせ候よし、やきさきより申候ほとに、こ

れまて申候也、返々八まんも御せうらん候へ、この

のちにもきこしめされ候へく候、いさいかをやこの

うへにて候とも、 いはれな事にて、すくさまにと

り申事は、あるましく候ほとに、かやうに申候

はしくはなかたさんして、中候へく候、恐々謹言、

七月五日、武光判、ゑらとの、」とある狀も、年紀な

ければ、いつのものとはたしかならねとも、武光か筑

後にゆきて、賴元眞人に逢ひたることあれは、まつ

これも、正平三年の物ならんとはおもはる、故に、

こいにつけて出したる、 よりひさまかりくだると

は、少貳頼向か事にて、其頃瀨尚は、うはへは八代

と和たんして、御方にまゐりたるさまなりつれは、

宮の菊池に入御なりたるを聞きて、御在所にまかり

下りて、見参に入らんとしたるにや、また頼向もと

より、將軍方深重のものなれは、御在所をはんと

て、寄來らんとしたるにや、そはいつれともさたか

たらされとも、いつれにても、頼ひさこいに水らん

下之是非「於便宜之輩者、可」被相談相構々々以

参御方、揚義兵候樣、可被仰者也、凡鎮西事、

義勢等能政」了、無退屈之儀、被麵等策、抑

去年聊所談事 方々難于今」延引了、爲」君

爲身、可謂無念之次第、仍近程所思立也、於其

境」偏憑存候也、菊池并御方輩、所存多端歟、以

あまりうたてしき事におほしめされしと也、さ
れは此度は、つ狀をは見せずして、狩惟澄より中
初めて、日限を立て、せつに御旗を磨けさすべし、
しかして後まこと御旗を擧けたるうへにて、右の狀
を出して、惟時に安堵せさすへし、しからずして御
旗以前に、默を見せたらんには、惟時いよ!心
おごりて、又々御旗延引したらんには、参るへき惟
時は登らずして、肌をおこされたる人は、よしな
事に心をつくしたるとて、惟時をうらみるのみなら
す、我にまて其うらみかゝりて、共はては公私につ
き、わつらひのはしとあるへしと、○同文書に、
鎮西事、爲大平重事之間、逆々可」被仰」之處、
依路水難儀、公私閣」之處、使者能致着」申之
趣、殊以神妙、勅裁等被下之、相構々々廻
能政、今一度可」被申、如路次事、委相談了、殊可
爲隱密之儀「可」彼得意」之狀如」件、十一月十
六日、阿曾大宮司とのへ、此狀また年、狀主の

名、ともに見えされは、いつのとしたれの釈とも定
めかたけれとも、狀中惟時か歸順を勧めらるゝを、
詮一にせられたる趣なれは、正平三年のものなるに
は、たかふへからす、能政とあるは、惟時か芳野に
まらせたる使の名なり、惟時より、近日たかはす
御みかたに参るへき間、所望の事、勅を賜ふへと
よし、能政をもて申請たりし故、此度は裁の綸
旨を、能政か歸るに付けて、下賜はりたる、鎮西
事義勢等云々とは、勢といふこと、共頃の物には
いくらも見えて、兵といふ意にて、 いひたる所も
あり、また義兵の機勢といふの意にて、 いひたる
もありて、一やうならさるやうに見ゆれとも、詮す
る所は、同意におちつくめり、去年聊所」談事、方々
依」難閣于今延別了とは、惟時か所望の事、法在
此卯に付ても、申入れたることありしを、方々よ
惟時と同様に、訴訟なと多かりし故、無沙汰に取
まされて、心ならす延別したりしとなり、菊池井御

くて、まても御方の色をべし

たてさるは、定卿に

たらんには、すなはち御旗を磨くへきよし中なか

年十月十一月、石垣寺野伏合戰以下、抽忠勤候畢´隨而預御覆勘

欲備為鑑候、以此旨可有御披露疾、恐惶芷言、貞和五年六月日、 ら
、此雨三年の間、度々綸旨をはしめ、公卿達よ

藤原家有上、進上御奉行所、承了列、〇今年の四月一色直氏筑後も
誘の状とも、追々に送られしかとも、毎度とか

まで打出て敗れて博多に引退せしかはまた進出せしかと野伏との

郎殿、近藤文書、肥後筑後閂徒御退治事、御發行之間、

、

垣寺、荒木、瀬戸島、瀬高庄御座□毎夜宿直警固、於去

手、可破致軍忠、仍執追加作、貞和四年十月十九日、宮内少輔判

肥後

東風日此時年内には寄來りし事聞えすとある如く肥後には聞えさ

來りし事も聞えされは、此すちはまつ無事になりて、

合職とてもなかりしなるへし

此狀宛所は見えされとも、惟澄への狀なるへ

料に毗狀五條家に存し川意と事情等なす世上事方々得利

候なれは、付公私」めてたく候とは、前に當國の凶

徒を御對治のため、軍勢をわけ遣はされしてとあれ

は、其時方々にて合戰、いつかた御方打勝たる故、

方々得」利とはいひたるなるへし、此頃筑後御發向

るへき御觸はありしかとも、道猷か寄来るよしにて、

共事もやみ、道もいかしたりしか、年内には寄

惟時所望の文章云々とは、惟時恩賞地所望のことに

つきての文章のこと、また芳野の公卿よりの默な

とをさしていふなるへし、その狀ともは、追々前に

も見えたる趣はかりにて、何度もた、同様の事はか

なるに、其中にて事新しさやうの文言見えるは、

時候によりて安否を問たる音信の僻までにて、惟時

か謀叛以後此二三年は、たく此式にてかはりたるこ

ともなかりしとなり、義定卿かく仰せられし子細は、

共頃また芳野の公卿より、惟時への狀りて、例

のことく所望の條々、よきに執申すべき間、いそき

御旗をあくへしとの事をのせられし故、其よしを惟

澄か聞きて、其狀をはやく催時に見せて、御旗をあ

けさすへきよし申しし故、かくは仰せこされしなる

へし、是より下は、共狀を惟時に見せ中に付さて、

義定卿の所存を述べられたるにて、惟時か謀叛以来、

舊功を申募りて、恩賞地の所申、綸旨にて賜は

れと筑後までは寄來 のの如し 深江文書、肥後筑後凶徒事、

爲對治所發向也、不廻時刻、一族相共參、可被致軍忠、仍執

如件、貞和四年 月十日、宮内少輔判、深堀三郎五郎殿、外に向

彌五郎、同平三の二人に與へしもの二通〇同書

對治事、所差遣少輔太郎入道也、一族相共彼

荒木彌六自最前令參候、迄于肥前倉上、筑後闘白氣限、善道寺せり
あひ位にてまた引返りしなる五七

二んには、とても一統の大功はなりかたかるへければ、 ひょく深く
たのみ聞えられしなるへし、また同文

澄らか悪行は、とかめすなためられて、何事も和談 書の中に、世上の事諸方得」利候なれは、公私

ありて、速に九州一統の大功をたてらるへし、芳野 めてたく候、惟時所望の文章は、たい子細同篇にて

殿にも、近年に都を攻めらるへき御あらましあれは、 候を、又ことあたらしき取なし事候は、時分音信の

諸方のみかた、利を得たらん上にて、東西牒し合せ 要事許かと推量候、此兩三年、たい一向此式候、然

て、京都をさしはさみ攻められんには、京都の落居 而それより慇懃被示候間、せひさしをきて染筆

も、さして隙とる所もあるへからず、ししからすし 候、所詮來十一月十日Sせんに、義兵をあくへく候

て、惟澄らと中たかひし給ひては、後日の京攻なと、 やうに、日限を懸候て申候へは、そのやくそくをま

思ひもよらぬことなれは、今はいかにもして、惟澄ら ほるへきよし、治定せられ候へく候、 さき(綸旨

をみかたに語らひ付けて、後日の成功をいそかるへ 到來せは、その時を不､替、御はたをあくへしといふ

しと、わさと使を馳せて、頼元眞人に仰せさとされ 一諾は、異于他候の事、一と二度の事にても候は

し趣に見えたり、此狀主の花押は、實世卿の花押に す候、返々うたてく候、このたびは義兵あけ候はん

似た紀とも、たかひたる所もあれは、外の人のなら する、此狀をはつかはされ候へく候、且事を不成

んかと覺ゆれとも、其頃の人の花押は、書様一様 いせんに、披露をなし候はんする事は、なんきにて

ならぬも多かれは、大かたは實世卿にてありしたる 候其故はかれは万候はて、是はきいてうらみ

へし、頼元眞人に、芳野よりもかくて申送られし をなし候はんするは、公私のわつらひにて候、事成

こと故、惟澄か今日の所行、心よからぬ事には、思 就候てのちは、せめてもれきこえ候とも、いたみあ

はれつらめとも、とかく彼か心をとりて、御方につ るしく候程に、そのほとはと申にて候、この間の

なき置かれんこそ、御ためならめとて、共怠をはしき、くはしく狀につくしかたく候間、木藏に仰含

露とかめらるゝことなく、かく誓言まて立てられて、候ぬ、たつねさかるへく候、十月廿六日、例、 義定州

征西大將軍宮譜巻六

御發向あるへき 巨細候也、六月二十四日、花押」と見えて、此

に付、馳参るへく仰下されしにも、参らさりし上に、 狀には年紀もなく、宛所の名もなけれとも、花押は

穴川の御合戰にも、餘所の事のことくにして、御後 洞院實世卿のに似たれは、其人より頼元眞人に送ら

措にも参らす、其後重ねて筑後御發向の御觸ありて、 れしものにはたかへからす、其うへ文意を考ふる

度々可」参より被仰下、今また道か、御在所を襲 に、正平三年のものならんと覺める事あり、いかに

はんとしたるにも、参らさらしを思へは、去年の九 といふに、堺又錯亂云々とは、初度の錯亂け、惟

月に、最初よりの忠戰の次第を注進し、闕所地を所 時か謀叛を!事をうけて、又の錯とはいひかるに

望申たりしかとも、つひに所望の地をは、一所 賜 て、今度惟澄か、宮の入以後、御迎にも怒らす、

はらすして、是までの忠戰の勞を、すてられたりし 追々出熱の御催促にも癒せさしを、惟澄 また惟

趣に見えたる故、惟澄もあらはに怨申ことはなかり 時と同心して、謀叛したるなと、芳野わたりにも、

しかとも、心には深く其事を欝し思ひたりし故、入 Sひのしりたる事ありしなるへし、弘世注進之旨

御の初より、御迎にも参らす、菊池より度々の御催

彼か將軍家へ降参した

とは、弘世は大内弘世にて、

促にも、惟時と同しくちちてるやうにて、左右 るは、尊氏卿の薨去の後の事にて、此頃は宮方して

して、一度も召命に瘉せしてありしなるへし、五 ありし故、西國の動静をは、をぁ(芳野殿へは注

條文書に、其堺又錯之由、 共闘候、如何様候哉、 進申た しと見えたり、弘世かかく注進せさりしま

風聞之計、不足信用候之處、弘世注進之旨候間、 ては、たいことの風説のみと、思ひゐられしかと

若さもやあらんと思給候て、遣此委細可」承候、 も、弘世よりもさるよしを注進したれは、さうく

若事實候者、假令惠良以下惡行、雖不及」申候先 風説はかりと思はれすと也、されとも九國にて、

一旦被和たん可成大切候、京都落居候者、四海 阿蘇はさはかりの大名なれは、此一家叛きまゐらせ

之淸平、不可」有」日候歟、

るに、惟時と同様に、御迎に参りたる事も聞えす。

不

此事馳申候間、

其後菊池に入御ありて、直に筑後に征西大將軍宮譜卷六

参、若難儀以後參者、頗不可」有其益、存此旨開

諸事可被早參」之由、依」仰執達如」件、十月四日、

勘解由次官、惠良筑後守殿、」また、先日示賜之趣、

細々申御使候了、いつも如」申候於御事

者、更他人に不思申候、且以佛天爲照、正方事

「

文書に、凶徒可」來御在所」之由、兼治定可

一年の九月のものなれば何も怪むに足らず

正平二年のものと思ひてここにいと心ゆかぬ な 又同

故、かくあはたいしく、同日に頼元眞人父子より、

三ヶ度まて、惟澄にも飛脚をたてたる也、道猷の

の字を、と書きたるは、字音の近をかりて、か

入れたるにて、昔は人名にも地名にも、さる例いくらもありし也、しかるに、惟澄か最初より軍忠しし事の注進は、去年の九月に、芳野殿へも薩摩にも、くはしく注進申て、其事は是までの間にも、度々感し被仰る事なるへきを、今かく事あたらしく御感の旨を被下しは、いかなるゆゑよしにてありしにや、いと心ゆかぬ事なれは、狙うまく考ふへき事なり、此事につきては、おひよりたることもあれは、後によし、くはしくいひ試むへし、

爲鎮西之大綱之間、初度御合戰以前、必可被馳

になりて寄せんとて、其事に取り、今日までも延引して、寄來らさりしなるへし、さて此狀に、惟澄か事を他人に不思なと、事々しく佛天に誓いて巾されし上に、入見参可」被此間御不審など、様々とすかしてしらへたるは、いかなるよしにてありしにや、Sと心ゑかたき時のさまにてあらし也、

されはおもふに、惟時か叛課したりし後は、菊池

八代の外は、阿曽にて惟澄一人、惟時にせして、

日夜東西に腕廻りて、忠職をつくしたりしかとも、

いかなるよしにか、宮の常國に入御ありし初より、

宇土に着御のをりも、一番に御迎に馳愛すべき事な

二五五

なしかとも、是近國の御方を語らひ、大勢

不可」有私曲候之旨、不存邪心候、先度 自

先度:自

其の御使被申候趣をこそ申候つれ、所詮今度御敵

下向當所候事は、以菊池御在所、爲大綱候、仍

初度之合戰、可爲三鎮西之安否」候歟、以」夜繼」日

可被馳走候、今度入見参可」披此間御不審

候、其子細申此御使候也、恐々謹言、十月四日、

頼元判、惠良筑後權守、なと見えたれは、近日賴元

父子よりの催促狀には、道猷今日明日にも寄来るへ

は S 其頃宮は筑後の凶徒御對治のため、話”の御方をめ

はれましきことなるや、もし相轉の文字のまい

すてに御發向の期日までも、仰觸れら

し集められ、

ならんには、得替は、領地を轉換することなれば、相 れたる所に、筑前より一色道猷入道さか寄せして、

轉ともひたるにや、されともさる例外には見えさ 筑後まて下國し、其まい宮の御在所を、襲いたてま

れは、考ふへし、又同文書に、〇自最初致軍忠」 つらんとするよし、追々筑後の御方より注進したる

朱入トアレの本文ハスキニヤ

たるにもあるへけれとも、もししからんには、年頃相

被馳参候、千萬期見参候、其子細合、申御使

るにや、勾野は甲佐社相傳の地なれは、しかいはれ

之次第、注進之趣、被經御了、勇敢云忠

守宿の庄にかくたりしことないひた也、傅の誤にても

イカへと

先度定のばか

東

大納言家

の管領地の事を載たる所に、此内於信濃諏訪社者、被相轉伊賀國六

しかしらねとも、試にいはい、先年義卿の御

ロスにて、惟澄か當知行勾野郷をさて、勾野八郎

入道にゆつりたることあり、其後彼入道世になくな

たるか、また勾野郷はひさしき甲佐の領なれは、

惟澄はなれかたくなりて、彼入道他所へ得替せら

るへきょし、頼元眞人にて、宮に申請したりしか

にて、さるに依て、 宮近頃勾野郷を、惟澄に返付せ

られんとの、御約束ありし故、其事重ねて勾野へも

惟澄へも、委しく仰下されしなるへし、先度之相轉

とある、相轉の文字心ゆかす、 轉は

可

他、勾野村の事云々とは、勾野に付ていかなる事

節、顔以可」謂抜群、功之賞事、可、被」行殊賞」之

由、先度被仰了、爰道祐下國之間、今明可」競來御

在所云々以夜繼日可馳参、多年之忠、此節

者、彌可」爲三大功之士」也者、依征西大將軍宮仰、執

如」件、正平三年九月二十九日、勘解由次官、惠

又凶徒襲來事、度々被仰了、今朝

良筑後守殿」

可襲御在所、云々、相構不日可被馳参之由、

別被仰下」之由、依」執逵如」件、九月二十九日、

氏良惠良筑後權守殿、」また、只今酉剋自筑後、

腕参當所候、御注進之越、披露候了、抑道祐去二

十六日、下向當、今朝可來御在所候、不日候也、此一ヶ條、更不可」有三等閑候、恐々謹言、

九月二十九日酉、賴元判、筑後守殿、」なと見えて、

僖とか、古來相傳とかあるへきことにて、先度としめて、御方となすも對治なれば、兵を用ひさるに

も、對治といひたることあり、是よりは後の事なれと

齋藤親基日記に、寛正三年の條、大内御對治と

いふことありて、其後程なく細川勝元朝臣の一族、

大内御對治の御を申されたる事あり、是も其頃大

内か謀叛したるを、御勢をさし向けられて、御追罰あ

しにはあらす、仕事はいかなりしか、さたかなら

されとも、何様大内、 其頃將軍家に欝し申事あり

て、京へも参らさりし事なとありしを、細川家より、

様々申なためらるい旨ありて、 大内たちまち歸順し

たりしを、大内御治といひたる也、されはこな

る對治も、共たくひなりとさとるへし、また惟時か

御方に参るに就いて、先手始に小國にある凶徒らを、

對治す とS事にてもあるし、もししからんに

は、交義も おたやかにて、聞きやすけれとも、何

とやらん前説のことく見たらんか、當時の事情には

叶ふへくおほゆれは、またいつれをよろしとも定め

かたし、他日うまく考定めてん、南郡之御

勢候とある被」は、被依頼」といふにはあらす、

文字のまいよせらるにて、常國また筑後の御方

必可」参給候、又勾野

可爲三鎮西之大綱候、

村之事、委以使者」申候也、不可逆先度之相

轉候之上者、定御所存無子細候歟、出候、恐々

謹言、同月日、賴元判、惠良筑後守殿、」と見えて、

去七月より打立せ給ひし筑後御發向の事、やうく

に御治定ありて、今かく御期日をも仰觸れられたる

二五三。

召さるに付きて、武光を御にて、南部の勢を召

寄せらるといふこと也、さて此下に彼」參御方

候上者、今度定可」被參候歟、云々とあるは、惟澄

か事の様に聞えたれともしからす、是は前の被」參

此御所候を承けていひたるにて、惟時の御方に

るとて、小國まて打出たるうへは、今度こそ一定

此御所に參りて、御方の色を立つへしとなり、條々

此時治定とは、惟時御方も參るに付きては、 又々

所望の事なとありし故、今度御在所まて參上したら

んには、其上にて御治定ありて、吉野殿へも御奏

問あるへしと也、又同文書に、爲被治囚徒、來
月九日、可」有三出御、相軍勢、期日以前可」被
將軍宮御氣色、執達如」件、九月二十七
参者、依
勘解由次官判、惠良筑後守殿、」また、今度出御、
御方候上者、
今度定可」被」參候歟、條々其時有治定可」有」御
奏聞吉野御所候曲、被仰下候也、仍執達如」件、九
月廿六日、勘解由次官判、悪良筑後權守殿、」なと見
えて、是は前に筑後國の徒御對治の事、仰觸れら
れたる末の事と見えたるに、今こには、當國對治
とあれは、前の徒は筑後の囚徒にはあらて、 肥後
の凶徒、合志詫磨以下を、先對治せらる事のやり
に聞えたれとも、なほさることにはあらて、今度の
凶徒御對治は、鎮西の大綱を發せられんためとあれ
は、御本意のある所 筑後を打從へ給ひて、筑前
:1

の、今までも阿蘇家にのこるにて、惟時か其頃、

宮方を叛きて、將軍かたへ心をかよはしたることを

ちょふへし、同文書に、常國治事、自去月被分

遣軍勢於方々、被對治之間、御勢一向無人數候、急

可」被馳參候由、所」被仰下候也、仍執達如」件、

肥後文獻叢書第六卷

九月廿日、」また、彼」申候條々披露之處、就務参

小國對治」事、先以妙候、此上定可」被」参此御所

候歟、且行事、未、被申候、何樣候哉、但爲」被發

鎮西之大綱、被召當國筑後御勢」候仍肥後守武光

爲御使、被依南郡之御勢候、被」参まて御手をのはさせらるへしとの、御事なるへけれ

は、徒御對治といふは筑後の徒御治あるか、

御本意なれとも、肥後にも、いまた御かたにまる

川尻なとあれ

らぬ合志、詫磨以下、其外小代、鹿子木

は、それをさしをかれ、筑後に出御ならんには、

御後めたさわさなれは、先是らを打從へ給ひて後、

筑後へは御發向あるへきに治定せられて、まつ當画

の囚徒らを對治せられんと、方々に御勢を分遣は

されしなるへし、就務參小國對治事云々とは、

務とは惟時か事にて、司の惣官を耐務といふこ

と、此下に見えたり、これは太政官の外記を官務

といひ、秋田城介を城務といひたるたくひにて、其

職々にて、其事務を専當する者をさして、何かし務

といふこと、惟時は此時ま猶いまた御方の

色をたてすしてありしか、惟澄か追々の勸に依りて、

何事となく小まて打出て、世の様をうか、ひこし

らへて、小國より直様御在所に、参上すべきやうに

計らふへきなと、頼元まてこそかに、共旨を申送り

しなるし、治とは、惟時か小國まて打出たるを、

そこにて攻伐んするにはあらて、謀反の心を降伏せ

用意、且所、被仰也、定日重以御使可被相

觸其時不廼時日候、可被参者 征西大將

軍宮御氣色如｣此、 仍執如」件、七月二十二日、勘

解由次官判、恵良筑後權守殿、」と見えて、此囚徒御

對之事は、いつくの凶徒なるか、たしかならされと

も、此春菊池入御の初より、筑後國の凶徒らを御征

伐として、御發向あるへきにて、すてに打たせ

ひしかと、道にて穴河合戰ありて、筑後の御發向

の事は、しばらくやみたりしか、其後頼元眞人筑後

八下図ありて、御方を調略せられ、一途出來へき見

きはめありて、菊池に帰り、其よし言上せられし故

の御興行と見えたれは、所囚徒は、筑後國の囚徒

なるにはたかふへふらす、又同文書に、被申候條々、

早可」有御進候、但先度 旨案、具書に可被

注申候、又向州事、委可」令」中御使候、恐々謹

言、八月十七日、頼元列、恵良筑後守殿、」と見えた

る彼」申候條々、また先度介旨案なと、何事なりしか、

先度合旨案、今は文書の中には見えされは、考ふ

るによしなし、向州之事とは、例の守護所望の事な

月、可」被對治徒、今度爲大綱」之間、爲被

るし、此後また同文書に、敬白、肥後國阿蘇毗立

條々、一大般若經轉讀事、一御神樂勤仕事、一所

領寄進事、右心中所願成就」、早速果遂也、仍

願書之狀如」件、貞和三年九月二十八日、沙彌道猷花

押、世の人は神佛に願をかくることは、すべておの

れかたより、よきことをのみいのりて、其事のす

ちのよしあしをたつねさるは、昔も今も常のことに

てある、されは今道猷か所願も、いかなることか

はしらねとも、おのれかかたさのことなるへけれ

は、Soしか武家一統の世となりて、宮方ははやく

みなほろひなんやうにこそ、 いのるにてあるべけれ

ば、宮方のいつきまつる阿蘇の大神には、願申へき

事にもあらされとも、も佛も、物なとまゐらせて

願はんには、かたきみかたのわいためなく、其願は

かなへ給はるならひそと心えたるも、これまた俗の

人の常の事々れは、ひとり道猷をとかへきにはあ

らされとも、阿蘇の一族らか、すべて宮方深甚のも

の計ならんには、いかに俗のならはしとはいふとも、

道猷かをこえて、さ當敵の氏神に祈願な

とこむへきことわりとてもなきことなれは、此願書

二五一

は國にて御沙汰候へき事を、自吉野御所」御沙汰候

時は、被申」云々とは、宮の直の御沙汰あるへき

事を、遮りて吉野にて御沙汰ある時、もし其事宮の

御旨にたかひたるか、ことわりにかなはさるやうの

傅教大師開基のなぁといふ、主山は薬師寺 本堂

には千手観音を安置せしよし、 成瀬久敬か肥後志に

見えたり、宮御成人にて候間、毎事伺申入候とは、

宮の初めて九國へ御下向ありしは、七八歳の御時な

りかは、此頃ははや二十はかりにておはせしなり、

御幼稺の間は、何事も頼元眞人父子、 其外御介借の

公家達より、申沙汰せられしかと、かく御成人の

うへは、毎事伺ひ申て、直の御沙汰を仰かれし也、されは日向國守護職の事は、ことさら重事たるに依りて、頼元も一先菊池にかへりて、何申たるうへ、ともかくも計申さるへしと也、直御沙汰、吉野と國との御沙汰、各別にてとは、直沙汰とは、宮の直の御沙汰はかりにはあらて、芳野殿の勅裁をかねてへり、これは重事にて、直の御沙汰あるべき事も、吉野と國とにて、事の趣同しからぬ事ありと也、國とはいつくにぞれ、宮の御在所をさしてい

をりには、宮より其よしを御訳ありて、下直さる事はあれとも、今まで初より吉野にて、沙汰あるへきことは、さしこえて國にて、御沙汰ありしことはなかりしと也、僧の下の三字は、僧の名と見えたれとも、字體さたかならす、中の一字は、了の字と見えたれとも、上下の字讀みかたし、下の字は房の字なるへくも見えたれは、何了房にてもありし

なるへし、其頃は主上は、芳野より賀名生に遷幸あ
りし後なれ共、かく芳野御所なとあるは、賀名生
も國こそかはりたれ、同吉野山の中なる上に、吉野
は先帝以来の定りたる皇居にて、今の賀名生はしは
ふくのかりの御所なる故、本の吉野の御所とは
はれたる也、また惟澄は、三月にはやく筑後守に
なりたるに、猶小二郎殿と宛られたるは、筑後守は
官稱にて、小二郎は、其人の正しき假名なる故、内
旦々の事には、便宜にまかせて、官假名いつれもえ
すてに此宮の御事を、當時
らはす、かくれたる也、
の文書に、すべては征大将軍とも、征西将軍宮と
もかくれたるに、延元二年十二月の旨計は、五辻
〇水八
宮とかかれたるも、同例の事にありし也、

とも、孫にあれ、弟また姪なとにもあれ、家をつか

しむる人をさして、子息といひたるにて、こゝの子

息は、すなはち丞丸をさしていひたるにはあらぬに

や、さる例いまた見當らされとも、しからされは、

此子息とあるよし、心ゆきかたし、考ふへき事な

り、丞丸かことは、其所にひふへし、○同文書、

御注淮賜置候、急可披露候に條抑向州間事、委

細先日御者に中候畢、此間定被兩傳承」候歟宮

御所依御願事候自去十二日,御 T參-籠吾平山候

き、世間如斯次第、不」及御沙汰」候、廿日菊池え

還御候、則可參申之由用意候、 兩條事、御使も

如」申、御成人の御事にて候間、毎事伺申入候、

仰申沙汰候、此事重事にて候、細々伺申入候、雨

條之間事、一事道行候樣、可申沙汰」候、更不可有

等閑之儀候、此間者依御物詣事、于」今不」及侗申

入候、筑後國一途出來之事候間、いまして又此國に

逗留申候、於今者急可參申候、今四五日間、必々

令申沙汰候て、態可」口候也、先日も如」申、

直御沙汰は、吉野ととの御沙汰各別にて、且は國

にて御沙汰候へ事を、自吉野御所御沙汰候時は

非就兩篇î一途可申左右,也、いまいて遲引は、依

御参籠事候也、其子細定自□□」も、細々に被

申候、尚々無等閑」候付、是非可申沙汰也、恐々

謹言、六月二十三日、賴元判、惠良小二郎殿、此狀

は賴元眞人、筑後の國人等を調略の事ありて、當國

に下られたりしに、惟澄か僧を使にして、注進申し

しことありし其返事を、筑後より使の僧に付られた

る也、向州間事は、是より前に惟澄か、日向の守護

職を望申たりしかとも、御ゆるされなかりし故、其

事また賴元眞人に就いて、宮へ申たるなるへし、

西條の事とは、いかなる事なりしか、考ふへからす、

吾平山は、後には相良と書きて山鹿郡中村手永相良

村にあり、吾平山醫王院といへり、今相良寺といふ

は、宇土郡三日村の如来寺を、三日寺、佐野むらの

聖福寺を、佐野寺なといひたるたくひにて、はやく

より所の名をおふせて、あひらてらといひたりしか、

今も其となへの残りたる也、寺説には、大同年中、

二四九

正不三同廿六日到來

11

被訴申しては吉野にて御沙汰候へき編目を、

國にては無御沙汰候、就此一段、始及 御沙汰候

條、可爲三重事候間、御所へ申合たてまつりて、是

領狀之條、先以心安所相存也云々と見えて、彼確

執事とは、共前武家より立てられる、大宮司孫熊

丸は、惟時か一族なりしを、市下坂梨なとい惟

時か年来の家人とも、取立て謀反せ時、惟澄馳向

似て、孫熊丸以下を討殺したるより、惟時 謀反の

心、ひょくかたくなりたりし故、惟峠と惟澄とか

問、確執になりたるにて、惟時をみかたに招かれん

には、先此確執をやめて、惟澄と共々に、惟時の歸

参を勤めされは、此事とても事行かたからんとて、

義定卿より、其よしを惟澄に御談合ありしかは、力

なく惟澄も許諾申たる故、件の状には、其御よろこ

ひをかさね、仰向けられたるなり、其後は惟澄み、

義定卿の旨を承て、よりく惟時に、はやく御旗を
あくへきょし、 いひこしらへたりしかとも、とかく
申て、御方の色をたつることなかりし上に、わか謀
反せしなといふは、惟澄かわか家を奪はんとの讒言
なりなとやうのことをいひて、わさとしうねく延引
してありし故、惟澄もいまはわひて、心よからぬ事
には思ひしかとも、上の御ためなれは力なく、かく
惟時に手をさけ降を誘起請をも書きたるなる

へし、右の起請文に、大とのといひたるは、惟時は
其頃は前の大宮司にてありし故、大とのとはいひた
りと見ゆれとも、下にこのいちとの御しそく、御
わた候はん旧云々とあるをおもふに、惟時は綸旨
にも、旨にも、老のよし見えたれは、子なとう
ますぐ9年と覺えす、然はこのとのといふは、惟
時事にはあらて、惟時か跡をゆつるべきものゝあ

しをさして、とのといひたる故、大とのとはいは

て、たいとのと計いひたるなるへし、さてそれか子

息の出来たらん後までも、二心なくはらくろの事

あるへからすと、 行末をかけてたのもしくいひたる

にや、されとも惟時か孫丞丸に、大宮司職等譲りし

ことに、正平六年のことなれは、丞丸も三年までは、

内々にははやく家督には定りて有つらめとも、いま

社務社領を譲らされは、件の起證には、かくおし

出して、とのといふへことにあらず、猶丞九殿な

とこそいふへけれ、さらは大とのとあるも、たい

とのとあるも、惟時か事にて、後にとの計いひたる

は、まへにゆつて、大の字を省きたるなるへし、

さて惟時には、此後子息なとあるへきにはあらされ

書絕不被申、精欝之處、香信珍候、抑ヅ討死跡

賞事、被綸旨」之上、無子細候、但如此雖

彼」、未」彼」顯御方之色之由、自宮連々彼中

焼き、樣事候乎、所詮如元、被顯御方之色候

其上被申候者、不可、有三子細」候哉、竹園御沙汰礁

難得意」候様い重被執申候者、何可」及黑儀

平、相構先可被」致、忠之山、内々御沙汰也、恐々

謹言、四月廿五日、中務大輔親庭判、阿蘇大宮司殿、」

と見えて、是は惟時か、近年御方に参るへきよしは

申なから、たい元弘、子息か忠死のみ、とか

く申募、さらに御旗をけて、其色をたてたるこ

となく、あまつさへ宮の御成敗も、心よからぬ事と

*おほかるなと、親庭に就きて訴えたる故、親庭を

氏にて北肥戦誌には貞和四年一色宮内少輔直氏將軍の命蒙りて

博多へ下向す同名入道々献に爲合力被差下所也直氏下着して四月

十六日軍兵をし筑後へ向して三池に於て宮方の軍と戦ひしが

利を得ず博多へ踊る云々と見えたり

東風日九州史料につ龍造寺文書、肥後國凶徒蜂起事、可遣討手也、

早可被致軍忠、仍執達如件、貞和四年三月十六日、宮内少輔、龍

造寺又四郎(家平)殿、 深堀文書、筑後國凶徒等、今月十六日、

於三池城致合戰、可寄來博多之由、能登守幸隆所驰申也、適於参

上者、特可致軍忠、仍達如件、貞和四年四月十九日、宮内少輔、

深堀三郎五郎(時明)殿、とあり此の宮内少輔は一色範氏が長男直

に、さま御策相語らひしをり、惟澄へ送られ

し狀に、彼彌執事、今度依越可無 旨、

二四七

モレカ

以て、かくは咎め仰られし也、親庭はいかなる人な

しか、例のさたかならす、また同文書に、○さい

ばいく たて申きしやうもんの事、〇右くわん

は、大との御ために、わたくしに、みとしても、人を

しても、ふちうはらくろのき、あるましく候、こ

のちとの御しそく、御わたり候はんとき、 いさ

かわたくしのき、 あるましく候、つき御したに

まいり候て、とりわけとの御ため、これはぶちう

のものにて候と、うけ給はり候はん人にをいて、し

そんまてなかをたかふへく候、このてう(ひつわ

申候はいいせてんせら大しん、あん大みやうしん、かうさ三くう大みやうしんの御はちをこれすみかみにまかりかふるべく候、 よてきしやうもんのしやう、くたんのことし、しゃうへい三ねん六月十八日、これすみ例、」とある此起請は、宛所は見えされとも、惟澄か、惟時かためにかきたる物たるへし、中院義定卿の、興國五年、肥後に来たり給ひし初、惟澄に御對面ありて、惟時か御方に参らんすらやら國司になされたる計にて、恩賞地のことは、一所も其望にまかせられさりしは、惟澄か是までの百職の動勞を、すてられたるといふ事のさまになりて、 當時いかなるさし合ありしにか、今よりはいと心ぇかたきことにてありし、正雄は、世系いまた考へす、南朝補任、正平八年、散位の中に、非參議藤原正雄と見えて、補任は正五年より、七年までの所闕けたれは、此間に従三位に叙せられしなるへし、さて同十二年正月五日、正三位に上階、同十四年まて!

名見えて、其後は見えされは、其年に世をさられし

なるへし、

良筑後權守館、追仰、任官事、被任 筑後權守了、

其外所望輩事、所被宣下也、○上鄉一位大納言、

正平三年三月十八日、 宣旨、宇治惟澄、宜任筑後

權守藏人左少辨正雄奉、〇惟時跡替事、以便宜之

地可有計御沙汰」之由、被征西將軍宮也、

可令存知者、天氣如此、悉」之以狀、正平三年

三月十八日、左少辨判、 同上、惠良筑後權守館、」など

見えて、去年の九月、惟澄より一族並其手に屬した

る官軍等の、任官闕所地なと所望の事、芳野殿へも

宮へも、度々注進申たることあれは、世間には、自

身の任官闕所地等の所望のことも申出たる故、低調

所望の事は、官途一すしのみ、や~くに國假名の

此、悉」之以狀、正平三月十八日、 左少辨花押、惠

、御咸不、少者也、守護職事、於日向國」遮被仰 うに便宜の地を、
其替として給ふへきょしにて、此

他人」了、以便宜之、追可」有其沙汰者、天氣如 望 またかなはさりしなり、しかれは此時の惟澄か

11

肥後文獻二叢書第六卷

四六

御方に属して、かはる事もなけれは、近日に熊野勢 筑後守にはなされたりしかとも、日向の守護職は、

をも語らひ給ひて、御合戰を始めらるへきれは、 遮被仰他人」了云々とあれは、いかなる故ありて

前日官軍の敗績、皇居の遷移、さして心っく欺思 か、御方の大名の中に、恩補せられたる人ありて、

ふ事にてもあらすなと、遠の御方の心を安んし、 惟澄か所望かなはさりと見えたり、また惟時跡の

力をおとさしめしとて、虚聲を張りて仰下されし綸 事は、はやくより追々望申たりしかとも、とかくし

旨也、○同文書、又軍忠之次第被聞食」了、殊以 て許されさりしが、つひにかく日向の守護と、同や

妙二四 五

征西大將軍宮諸卷六

彼山、衆徒堂衆鄉人等致合戰追出とあるは、 あるは、實あとかたもな事にてありしなり、また、

前にもいひたることく、例の空うて立をいはれたる 河州和泉本陣無相違、宇陀宇智紀伊勢州等御方、

にて、其をりの事は、太平記にも見えたれとも、例 同以所」致忠節也、近日被召熊野以下勢、所、被

のたしかならぬ事にて、園大暦に、貞和四年正月十 始三合戰也とあるは、正行か職死の後、弟の正儀、

日、或曰、吉野僑主已令沒落:給云々、二十日、日吉 和田正武らの一族、猶無恙河泉の間に蟠居し、師泰

禰宜行忠來、南方合戰事、師直未」向吉野、自去十 か侵入を押へてありし故、師泰に引返して歸京

五日、在大和國平田庄、而西大寺長老、中媒御和談 したりしことを、河内和泉本陣無相違」といはれし

事、聊有沙汰、實否不審、二十六日、日野前大納言資 也、紀伊流の流の字、心ぇかたし、伊のしを書ひか

明入來、謁之、語日、吉野軍陣已敗續之由、武家奏問 めたるかともおほしけれとも、勢州とあれは、かな

云々、就其師直帖案、或者今朝持來、昨日立平田 らす伊のしの誤寫とも定めかたし、もし例の強てい

庄罷移橘寺之處、及酉剋、彼方焰火充滿、師直先 はゝ、紀伊流とは、外にはさる例は見えされとも、吉

陣等所爲歟、將又彼方降參所望之輩有」數、而致」忠 野は紀伊牟漏郡熊野山につゝきて、熊野は南海にさ

可參旨仰了、若彼等沙汰歟云々者、此彼之敗績者 し出たる處なれは、吉野山の尻の、南海のかたに流

論歟、武邊輩呼萬歳」云々、二月三日、傳聞、吉野 れ出たる所故、吉野山牟漏郡についきたる事を

悉沒落、全分無人、矢倉少々相殘、懸」 火之處、件 和國人は、紀伊流といひたるにはあらぬにか、猶考

餘移藏王堂、悉成灰燼云々、太子御廟、又師泰奉ふへき事なり、とかく河泉の間も無く、吉野に近

兵糧追捕太子御體破損歟、廟中沙金悉搜取、言 宇詫宇智、さては紀伊伊勢なと、Sつれも二心なく

らか合戰して、師直勢を追出したりと

11

の僭徒らもみな落失て、防く人とてはなかりしかは、

えたるに、賀のしを、嘉のしにかきかへたるをおも

語道断事云々、と見えて、太平記にも同しく、吉野

へは、當時 あなふと呼はす、 字晋いましかなと

呼びたるにや、さたかならす、また其後徒雖入 衆徒堂衆郷人二四四

けれとも、今はさる字のあることを聞かす、依て あるは、師直か襲来をさけさせ給ひて、穴太にのか

猾考ふるに、本はあなかはとありしを、傳寫のをり、

其事は太平記穴太皇居の段

れさせ給ひしことにて、

あの字を書落して、なかはをならはと引のはして、 につはらなれとも、穴太は今は加名生とかきて、吉野

書きひかめたるにはあらぬにや、それをいかにとい 郡黒淵村に、黒木御所の跡あるよし、日本史後村上

ふに、前に見えたることく、宮は正月廿七日に、筑 の標註に見えて、世の人だれも、穴太は大和の地

後に御進發あるへきょし、諸方の官軍にふれられし なりしとのみ心えたることなれとも、件の綸旨には、

かは、其期日に、武光以下を引具し給ひて、隈府の 紀州と見え、此後の頼元の狀にも、穴太よりの綸旨

城を打立せ給ひ、穴川の城まて出御ありしに、筑 のことを、自紀州綸旨と見えたるうへ、常樂記、

後の徒逆寄して押入たりし程に、宮はやかて穴川 和三年四月十七日、北畠入道 后 於 紀州賀名

一品准

の城に籠らせ給ひて、御合戰ありしか、まいとうち 生圓寂なと見えたれは、共頃までは、穴太は紀州の

かたせ給ひて、二月の五日の合戰に、つひに筑後勢 地にてありしこと!、さかなるへし、此穴太を御在

を追ひしりぞけ給ひしなるへし、かくて其折は、筑後 所と定められしのちは、文字を賀名生と改められし

への御發向をやめ給ひて、一つ隈府城に引いらせ ことも、太平記、其外のものにも見えたり、阿加相通

給ひし故、二月の末になりて、重ねて筑後御發向の といひて、牙喉の音は、 たかひにかよはし呼例なる

事をおほしめし立れしほとに、また惟時惟澄らにも、

あの音に呼なしたるなり、されとも

故、賀の字

馳参るへきょしの御沙汰ありと見えたり、されは 祇園執行日記、觀應元年二月廿八日條に、自 吉野

義定卿は、八代より供奉のまい、な菊池に逗留し 殿嘉名王殿、 朝圓上洛とある、嘉名王殿は、王の字

おはせし故、紀州よりの綸旨をふれ給ふついてに、生の誤寫なる上に、初吉野殿と書たれとも、其頃は

穴河合戰の事をも、惟時に仰せらせられる也、 賀名生皇居の事なれは、吉野殿の旁に、質について

また件の綸旨に、仍被改御座、臨幸紀州候也、と嘉名生殿と書入れるか、後に本文にまかひたると見

のにあらて、紀伊、河内、和泉の間の、楠か被管

の者ともにて、まことは此狀に見えたることく、高

名の宗徒のものには、正行兄弟、和田新發意、關地

良圓、あをやの刑部、其外太平記に見えたる、紀、

野田、譽田、石掬なと宗徒のもの、都合廿七人討死

したるなるべし、兵の討れたるは、幾等計なりけ
んさたかならす、また太平記には、和田兄弟討死せ
しょし見えたれとも、新兵衛は討れさりと見えて、
此狀にも、新發意はかりを載せられ、園大曆にも、
此合戰の事を載せられたるに、貞和四年正月六日、今
日閉、昨日武藏守師直、爲攻 東條、 軍勢襲来、合
戰頗火急事也、途楠帶刀正行井舍弟、井和田新發意
父子、此十五人は、一族三十三人の中の者なるへ
し、然るに此狀には、正行兄弟の外に、和田賢秀、
地良は見えて、和田新兵衛か名は見えす、 あを
やの刑部は、吉野の衆徒とことわりおかれたれは、
一族といふへきものとも聞きす、しかれは太平記に、
一族を三十三人とあるは、おぼつかなことにて、
紀、野田、譽田、石掬、以下のは、一族とはひふへ
子三人、畠山與三兄弟、 其外譽田、石掬、 西河、良
子三人、畠山與三兄弟、其外譽田、石掬、西河、良
等自殺、梟首、生捕少々將來、天下呼三萬歲、と見え

て、新兵衛か名は見えす、是にて太平記の妄説なる

勤補

ことを悟るべし、

家纂に取る噓、島津文書にい

候、同弟次郎、和田新發意、同舎弟

人、於河 ・北四條、所<條如件、貞和兵忠治尉也元凶月日之由、 に
、月廿七日、廿八日、二月八日の合職、いとうちか

ち候了とあるは、いつくの合戰なりしとも、さたか

ならさるうへに、四條畷合戰の事をうけて、然云々

と書きたれは、彼の合戦の後、大和河内の間にて、

合戰ありしやうに見えて、ひとぞきらはし、されは

おもふに、定卿の狀は、今の本書にはあら、本

書のきれになりたるか残りたるを、後に其殘6

かくは寫しひかめたるにて、然

たる文計取集めて、

以下は切失せて見えさりしを、はし書に、御在所なら

はかつせんの事、正月廿七日廿八日、二月八日の合

職云々とありしを、然の下に書きつくて、本文の

闕を補ひたるなるへし、されとも御在所ならはとS

ふは、いつれの地名なるか、其頃宮は菊池におはし

ましい事なれは、ならはといふも、菊池の中なるへ

二四三

二日、直

さて此状直列、鳥津上總入

我然而正

日判子沢野山不

◆不

四年正

向國勢討留也、此上吉

楠木帯刀退被仰付

一

一色小

退治

入

細徒五向道 へ

有下今催耶

處、 子細

衞節如色

可以相太 悟

を

少

一

定な

左少辨正雄奉、進上、中院前中納言殿、正論旨の裏義

と見えたるをおもふに、件の綸旨、また義定卿の狀

は、今年二月五日、將軍より、高師直兄弟に大軍をつ

けて、吉野の皇居を犯したてまつらんとせしを、防

かんとて、楠正行、河内の四條畷まて出向うて、手

痛く合戰したりしかとも、小勢なれはつひにかなは

すして、正行兄弟打死したりし故、師直は其の勝に

乘して、たいちに吉野に押寄せし程に、皇居には、

今は防くへき御勢もなかりしに、師直か寄せさる

以前に、芳野の皇居を捨てさせ給ひて、山奥へ遷幸

ありし故、師直ついて吉野に寄せたりしかとも、

防くものもなかりし程、皇居をはしめ一山の堂舎と

も、皆焼拂ひたりしをりの、其かたさまの事を、宮に

仰知らせられたる綸旨、義定より、件の綸旨の

案 私の狀をそへて、阿蘇以下御方へ仰觸られし

其時の事さまは、太平記にくはしく見えて、

世の人知處なれば、こにはいはす、されども右の

默に、四條畷合戰のをり、討死したる人の名人數、

太平記のいる所とおなからず、太平記には、今日

一日の合戰に、和田楠が兄弟四人、一族三十三人、

のあり新發意賢秀、六左衛門父子三人、野田四郎金岸兄

弟、畠山輿三、同六郎、河邊石掬丸、左近將監、西河子

息地良、阿間了願と見え、正行兄弟が自害した

和田新發意、關地良を初、野田四郎父子三

る所に、

人も、同時に矢手餘多所討しこと見え、天正本に

も、討死の人數の名を惣略して、舍弟次郎正言、

礜田、開地、野田、石掬、皆痛手負、源秀と同時に

討れしと見えて、其間にも、諸本の説不同ありて、

たしかなこと共は、大かた此合戰に、討死したるものともの、交

名なるへく覺ゆれは、一族三十三人といふは、楠和

田兄弟四人の外、六左衛門父子!二人、野田四郎父

な

たしかならぬことなれども、最初に擧たる宗徒の者

以下天正本

相從兵百四十三人、命を君臣二代の義に留めて、名を

古今無双の功に残せりとある、和田楠兄弟四人、正

行と弟の二郎正時、和田新發意源秀はさらにて、

和田新兵衛正朝も討死せしよし見えれば、是らを

さして、兄弟四人とはいひたるなるべし、其外の

三十三人とあるは、誰々とはしらねども、太平記に、

初正行が四條畷に打向ふとて、相從ふ宗徒の兵とも

の名をのせて、弟正時、和田新兵衛高家、舎弟

被仰下候程に 御在所ならは合戰事

候らんとてわさと申

へきよし

ふれ申

さためておぼつかなく

の後、いまたいく日もへさるに、かく筑後へ御發向

のこと、阿蘇へも仰觸れられて、惟時らか出勢を御

催促ありしなり、左衛門尉季顯は、いかなる人なり

しか、何樣宮の侍にて、山門より供奉しまゐらせし人

なるへし、八代城、當住人等不安堵候間云々とは、

内川か被管の官軍ら、所領の事につきて、近邊の敵

方の者共より妨をなして、安堵なりかねし事ありし

故、内河其事を内々宮まで申しし故、惟澄にはも

とより、内海にも親しく、八代はた甲佐よりは、隣

境の事なれは、八代の官軍ら、すべてよきにはから

ひ申へきよし、頼元をもて憑仰下されたも也、常時内

河は、宮の供奉して、菊池まては来るへかりしかと

も薩摩の囚徒ら、いまた退散せず、大将一人のこし

ちかれたる程の事なりしかは、内河も薩摩の聲と

して、八代城に留めおかれしなるへし、しかるに義

定卿は、八代より宮の供奉して、當時は菊池に越え

ておはしいと見えて、 同文書に、

去月六日綸旨、御使皆吉彦三郎、おとひ十一日下

着候、楠木兄弟、わたのしんほち、闘地良いあをや

刑部の1以上七人、正月五日、殯命事實正にて

候、 然而正月廿七日、廿八日、二月八日合戰まいとう

ちかち候了、其間事つかひにくはしく仰合候ぬ、たす

ねきかるへく候、三月十三日義定判中院中、阿蘇大

宮司館〇綸旨案文、鎮西事、連々得、利候山聞食、共

後籌策如何様哉、賴尚参御方」之條、相違者、定

猶介打開」歟、可被注進」候也、抑去月五日、州

合職、官軍依」失」利、凶徒襲申吉野之間、當山要
害雅義非」一、仍被改御座臨(幸紀州」候也、其後
徒」入彼山、衆徒堂衆鄕人等致合戦、無程介
追出畢、此間事定驚遠聞乎、然而御座地堅確、爲三
御策、非、無其利、且河州和泉、本陳無相違、宇
詑、宇智、紀伊流、勢州御方、同以所」致忠節,也、
近日被召聚熊野以下勢、所、被始三合戰也、相當
此時節、急速可」立三戰之由、方々可加催促」
給者、天氣如此、仍言上如」件、正平三年二月六日、
二四一
案文遣し候
綸旨
入たりしを、照元執逹せられて、御前にて其沙汰
りし故、其事を時にいびしらせて、かいる面目な
る事共なれは、今度は是非に御船の御所までは参り
て、拝謁を邃くへきよし、計らび申こされしと見え
たり、しかれは、惟澄もかならす御船の御所へ参り
て、宮に謁したてまつり、頼元なとにも面會して、

所領の事など様々と語らひ置きる事ありし故、頼

元か執なしにて、かかる御約束の旨を下されしな

るへし、さて宮は御船城に、一兩日御逗留ありて、

それより直に菊池へ出御ありしと見えて、同文書に、

爲凶徒追罸、來廿六日可有出御筑後國｜候、彼日

限以前、可､被馳参候、但依御老體、若可爲難

儀候はい、可差進恵良小二郎殿給之由、御

氣色候、相構以」夜繼日、可」有御参候、今度於三

不参者、即時可被注進交名於吉野候、可」有御

早参之由、被仰下候也、恐々謹言、左衛門尉季

花押、謹上、阿蘇大宮司殿、〇來廿七日爲」劉治於

凶徒、可〻有､御┬發-向筑後國、期日以前、必可」被馳

參菊池之由依仰執達如」件、二月十五日、勘解由

次官、阿蘇大宮司殿、〇先日於御船御所參會之時、

一先肥後に入御ありて、阿蘇菊池の勢を併せ給ひて、

最初に筑後の凶徒らを追罰せらるへき、かねて御あ

らましにてありしなるへし、さればこそ菊池に入御

興 元年の木

便候歟、早速道行候者目出候、恐々謹言、二月廿三日

頼元判、恵良小二郎殿、筑後の凶徒御追罸のことは、

宮の菊池に入御ありし後、にはかに思食立れたるこ

とにはあらて、薩摩に御座の間より、三國を御退治

の上にては、肥後は阿蘇菊池なと、さるへき御方の

大名ともあれは、さして御手を入れらるゝにも及は

さる故、筑後は當時少貳か分國にて東風白筑後は一色道

たる狀に委 將軍方の共ほかれは

ニイニ

分國は筑前豐前肥後

申承候之條、日來之本意滿足候、向後は無内外、可

申候由存候、御同心候者、可爲の本懷」候、抑

將軍宮、此間御逗留菊池、諸方事被廻御策」候、

彼左右已到來之間、 來廿七日、可(有御進〞發筑後

候、仍被旨候、御参候者目出相存候、共

子細以使者」申候、恐々謹言、二月十五日、頼元

列、阿蘇大宮司殿、〇御發向筑後事、先度被仰候

了、急可參行」候、八代城事、當住人等不安堵」

候間、面々歎申候由、内河内々連々申上候、所」申不

かり阿蘇大宮司 るは、惟時に宛

て、新蔵の事故、代の大宮司にかられたるなり、○同文書

に、肥後画砥持鄕事、爲 當知行之上者、恩賞之時、

前大宮司と書

たるにはあ

11

文のやうは、いかなりけんじられされとも、着御の

ことを賀し申して、御迎にまわり難き子細なと、 申

ことわりたるなるへし、そはいかなるさはりありて、

御迎には参らさりけん、近年惟時か謀叛せし以来、

芳野よりも宮よりも、度々歸順の事を御誘ありし

かと、とかく申て、 是まて御旗を磨けす、うちうか

かひてありしーふとさにては、着御のをりも、あは

てて取あへす、御迎には参らさりしなりけり、いと

にくまし、今宇土御着岸の事、惟時のみならず、當國

の宮方へは、もれなく仰せふれられつらんとおもへ

は、年頃宮方深重の菊池の一族はさらにて、惟澄

下も、御方の人々には、大かたのこりなく、御迎に

つらんとおもふに、武光も惟澄も、惟時と同様

に、お迎に参りたけしきを見えるは、いかなる

子細ありての事なりしか、今よりはひとく心えか

たき事さまにてありし也、同文書に、天下靜謐祈禱
事、殊可、致精誠之狀如」件、貞和四年正月廿三日
直義、阿蘇 大宮司殿確儀、堤よりさきには、皆催時に宛
以三一同之法、可、被下安堵、且可被存知」者、征西
大將軍宮御氣色如此、仍鞬達如」件、正平三年二月
五日、勘解由次官列、恵良小二郎殿、と見えたるを
おもふに、同書に、出御事、明後日 十四日 可」爲三
一定候、必可有御参候、被申候之間事、被召
御前、直被仰下候、先御面目候也、於此事別可
申沙汰候、御心安可」被思召候、御忠節併異」他
候、箏無御沙汰候哉、御申賜置候了、可」令申沙
汰」候、恐々謹言、正月十二日、頼元花押、阿蘇大宮
司殿、」とあるは、年紀は見えされとも、出御事、明
後日十四日可爲三一定候、必可」有御参候、 とあ
る出御事は、宮當月二日、宇土に御着ありて、そこ
にしはらく御逗留ありて、十四日に宇土を出御あり
て、菊池へ御遷座あるへきに議定せられしなるへし、

さて此後の頼元の二月十五日の狀、先日於御船御

所、参會之時云々とあるを見れは、宇土より十四日

に出御ありしを、御路なれは、惟澄申請て、一先

御船城に入御なし參られしなるへし、惟時は其以前

に、御迎には參らすして、宮の宇土の御所まて、頼

元に付て、是まて追々所望申たる恩賞地の事なと申

二三九

明確ならす

御沙汰としたるのみ異なり然るに和名抄を見るにH向には

岩崎岩村共になく地名辭典にも亦然り何處なるへきかまた此の二

あまりに似たるを以て或は同しもの 一通は其の寫にて村

と其と御といつれか誤たるにてはなきにやまた三日と十三日とあ

るもいつれにか誤寫あるへ しとおもふなりされと原書を見されば

東風日此の十月の三日勘解由次官奉の令旨は前に舉る十月十三

日附同人奉の令旨と殆と同一に 文中岩崎郷を岩村郷とし共沙

甲佐毗上宮城寺料所、日向岡岩崎郷替、竹崎保地

頭職事、尋闕否」以三一同之法、可」有其沙汰者、征

西將軍宮御氣色如此、仍執達如」件、正平二年十月

三日、勘解由次官判、 甲佐稲城寺衆徒中、岩崎鄉い

また考へす、竹崎といふ處、阿曽郡にも、八代郡

もありて、八代郡なるは、今は益城の下郡に属せり、

それは文永弘安の蒙古合戰に高名したる、竹崎五郎

季長か名字の地なり、阿曽郡なるは、阿蘇家の家人

の中に、竹崎名字の人見えたる、則そこの領主なり、

いつれも甲佐社には便よき所、こはいつれならむか

さたかならず、

狀なりけり、

肥後

日第六巻

阿蘇文書(所有者の御當國宇土津也、最前被馳

参者 多年志之志、此時可顯歟、其間事以經

藤被傳仰候由、所」被仰下也、仍執達如」件、正

平三年正月二日、勘解由次官、阿蘇大宮司殿、

御請交相慥進入候了、 先以目出存候、適着 御當國

候、相搆々々、早速一途候様、可被廻籌策賜-之山、内々被仰下候、恐々謹言、正月八日、頼元列、阿蘇大宮司殿、なと見えて、去年十二月十四日、薩摩を出御あり御途中よりの良氏に、將軍宮着 御此境云々とあるは、前にもいふことく、水また佐敷の間なるへきに、それより十四五日を経て、初めて宇土に御着ありしことをおもへは、御途なれは、そこにも二三日は御逗留あるへく、ことに八代には、義定卿を始、内河義直なと御待設してあるへければこにかならす御舟をよせられて、十日計は、御逗留もありしなるへし、御請文とは、着御の初め、最前は馳参るへきよし被仰遣し御請文にて、御請

正平三年戊子

北朝貞和四年

其をり惟時は、まこと歸参の志あらは、宮の御
推擧と、菊池か推擧との證書を取て、芳野殿へ見参
に入れ奉るへし、しかられは、上の御不審晴れか
たかるへきょし約束して、今年の秋なとに、歸上ら
れしなるへし、しかるに惟時か、今度の使節に参ら
せしに、各證狀をたてまつらすして、たい子共か
恩賞地の事のみ請申たる故、御不審晴れすして、芳
野より御使を立てられて、宮と武光とに、其よしを
るにはたかふへからす、日野公は、中納言資朝卿
の二男邦光卿、南朝に仕へ給ひしょし、 系岡に見え
たれは、此卿なるへし、此にては古くより、参議の
唐名を宰相といふ故、また相公ともいへり、しかれ
は邦光卿、當時参議にておはせし故、日野相公とは
いひたる也、しかるに南朝公卿補任、正平九年の下
に、正四位 上藤原邦光

前權中

一舞如

元、十二月叙従三位、

納言資朝卿二男とあるは、誤れるにて、此状に相公

とあれは、大か?興國の末になと、参議には拜せら

れしなるへし、さて此卿の在國之間とは、おもふに

興國の末なとより、九國に下向して、 薩摩か肥後か

にしはらく逗留して、おはせしことありと見えた

たしかに御方に登るへき證據を立てたらんには、

また御不審を散せらるへきこともあるへしと、其次

第を此狀にくはしくしたゝめられて、使の僧を返さ

是しかしなから、惟時か緩急を咎めさせ

れしなり、

給ふにて、詮する所は、はやく御旗を磨けて、いつ

くへそ軍を出して、御味方の色をたていこそ、蹄参

したる證據所見ともなるへけれ、さはなうして、い

かに證據をたて、申たりとも、いかてか御不審を散

せらるへきそ、との意をふくませて、申しさとされし

したる故、しからは惟時一人か私の狀たりとも、

御葬ねあるへき間、宮の御返事と、 武光か請文とを

見參に入れたらんには、御不審も晴れさせ

取りて、

給ひて、恩賞安堵の御沙汰も、子細被仰下」となり、

此狀に所見といふこと、二所に見えたるは、いつれ

も證據なといふほとの意なり、上よりかくは彼仰

出」しかとも、使僧かいふには、宮の御返事、菊池か

請文なと、取りそろへて參らせんは、宮は薩摩にわ

たらせ給ひ、菊池は肥後にありて、いつくも合戰最

中のをりなれは、其事所詮急には事行ましけれは、

いかにはからひてよろしからんやなと、詩長物臣ま

以使者」申候、恐々謹言、 六月二十四日、賴元花

押、惠良小二郎殿、」と見えたるも、年紀なければ、

いつ比の物とは定めかたけれとも、惟澄は三年の春

受領して、筑後權守となりたるに、此狀にはなを惠

良小二郎と宛たるは、二年の物とは定めつるなり、

かれは相構之今度可」有御向」とは、此狀にはさ

るけしきは見えされとも、薩摩の御後措に參るへし

との事なるへとを、其よしは一定使者に委しく申

られし故、狀には只可」有 御發向」とはかりかくれし

なるへし、同文書にまた、依」蒙勅命、爲退治鎮西

凶徒等被差下陸奧守惟房」所也、御同心被追罰

朝敵者、公私目出度候、依」被憑思食、被仰遣候、

恐々謹言、十月十七日、左馬權頭判、惠良小次郎殿、」

と見えたるも、年を開きたれとも、悪良小二郎に

宛られたれは、大かた正平の初元年か、二年かの物

なるへし、陸奧守惟房とは、いかなる人なりしか、

新たに九國の追討にされたる人なれは、當時ゆる

される武幹ある人にてありしなるへし、然るに此

人の、九國に下りて軍したりしこと、其比の物はさ

らにて、諸家文書ともにも見えるを思へは、芳野

年紀を開きたれとも、狀のさま、大かた二年の物な

御方之條、無子細者、帶宮御吹舉、菊池狀
等可被申由、日野相公在國之間、被約束」候了、
而不被所、所見被」申、御不審候、仍被尋三兩
方候、急可被執逵御返事并菊池武光請文候、但
不可事行」之由、此僧被」申候、然者、雖爲三和狀、
已被参御方之所見分候はい、可被散御不審候
歟、大方自三元弘之初忠節之次第、皆以御存知之上、
山門臨幸之時、殊致承重事なと、更無御忘却候、
然後不可、有御等閑、相構猶々祓致忠節」
候者、可然事候之由所候也、恐々謹言、十二月五
右馬權頭淸長、阿蘇大宮司殿、」と見えたるも、
よりかくは被仰下」しかとも、何事をさはることな
と出来たりて、其事やみたるか、また惟房にはかに病
にかゝりて、下向かなはさらしにもあるへし、右馬
權頭は、後の十二月の狀主、右馬權頭淸氏なるへし、
されとも父凧姓氏、例のさたかならず、實名 花押
も見えされは、考ふべからず、同文書に〇以使
節被申之趣、委聞食了、抑兩息討死跡恩賞安堵事

大方者不可有子候歟、而近年中絕事、所」被

凡是参に罷入候て申談度候、自他遙に堺を隔候之

間、細々不申承」候之條誠以背本意候、但心中

巨細、以此使令申候、不被置御意」承候間、殊

悅存候、〇屬御手之輩御恩賞事、九州恩賞存旨候

間、于」今未及申沙汰、然而今度九州之前途此事候

間、申沙汰候、近日吉野殿へ可、飛脚」候、同此由

可奏聞候、相構之今度可有御發向候、其子細

たとりしるへきますかもなくなりたるは、

先

日使者進候處、委示賜候、尤以悅入候、如此事、

いまたいつれの年とも定めかたし、 三

、

東風日此主は三降泰季なるべく思ふなり日本史料によれば延元

また同書に、

二年三月十七日南三條泰季兵薩摩にくとありて次に七月惟

登津守城を抜き又三條泰季を援けて水垂入道と守富荘に戦ふとあ

り是は惟 中狀 一條小

宇富莊之時云々とある

へろない て

聞む三條泰季來

戦數月に渉るとありきて此後肥後へ再來

せられこと見えすして正平六年十二月澁谷重興軍忠狀に薩摩國

東郷藏人城押寄今月五日抽忠節大御目前合戰之間無其者也と

あるにこの季の承あり然れば此人一度は守富荘にて惟澄と共

に干戈の間に往來せられし縁もあり今薩州に残るにあたりて特に

此の状を贈られたるには ぬにや双方の原書を見て花押を見く

へなは判然すへけれ 寫のみにていかに ○詮なし泰季は侍

從左中將前中納言なとの署名ありといへり惟澄申狀

けるなり、

堺之事、委細天野可｣申候也、毎事期後信候、謹

言、十一月廿七日、花押、此下例の人の花押あり、

惠良小二郎殿」、と見えて、將軍宮は、此比やう(

薩摩大隅日向等、三國の凶徒と、過半御うちした

かへ、此上は肥後にうつらせありて、それより近國

に御手をのはさるべしとて、薩摩を出

せ給は

諸軍を率ゐて時宗を市來城

島

五日御高名、又御聖運之至候哉、返々目出度存候、此

參御方之由承候、此上者何可」有三子細候哉、併面 ひと(あたらしく、口をしき事のかきりなりかし、

んとありしかとも、殘黨退散せて、御方に參らさる

*多かりし程に、さすがに打捨て出させ給はんは、う

しろめたさ御事なれは、此狀主を大将として、御跡

に残し留められ、三國をおさへさせておかれしな

此をりしも、かく推されて御跡にのこり申されし大

將は、何某殿なりしか、何さまにも新附未定の三國

の間に、た、一人ふみといまりて事ともせてゐられ

たりしは、もとより常の人の企及ふへきことにも

あらす、其器量の人にもゆるされて、 いみしかりし

ことおもひやるへし、しかるにさる智謀といひ略勇

といひ、世にすくれて、さる人の名字に、今は傳

失ひて、年筑後よりの ものな へくも見ゆるなり如此、悉之以狀、
正平二年十一月十九日、左少辨

ニカ

○本領新恩井 當知行、所々不可」有相違」者、天氣

筈なしよりてこの十二月十三日の狀はこの年の狀にてはあらぬに

やまたは月の誤寫にてはなきにや他に參考すべきなければ疑を

存じよく考ふべし、

つんと思ふなり然る

ふことのあるべき

また遲くとも十一月の

なることない *た次に十一月廿七日附にて惟澄に宛たる狀に、將

軍宮其堺渡御、就其者可供奉候之處、當所之御潑、未退散候間、

常國難被捨候、被留置申候也、とありこれは将軍宮肥後へ御發向

ありて己は特に薩摩に残留せらるとの趣なればこの状發せし

即廿七日には宮既に薩摩御出發

る地に御着御あるなとあま 輕忽

沙汰あ

東風日前に十二月十三日附にて頼元より將軍宮明春早々可有出御

之由被仰下候間云々との歌ありて次に其の翌十四日附にて氏・

將軍宮着御此境:

參之由共沙汰候とて惟澄を招かれ

なり前日まで明御出御との御

にて、宮所望地等の事、定近々に御沙汰あるへしと

なり、〇將軍宮着 御此境、早々可」被馳參之由、

其沙汰候也、恐々、十二月十四日、良氏花押、惠良

小二郎殿、二年二明と見えたる、此境はいつく

の事をいへるにか、十四日に出されたるの、わつ

か中一日を隔て、十六日に到来せしをおもへは、此

まへ谷山の御在所を出させ給ひて、出水あたりまで、

御動座ありしなるへし、

末か十二月の初までには彼地御出發あり

に十二月十三日附にて明春早々可有出御

花押」、惟直惟成等恩賞地、不可､有相違」者、天氣

如此、悉之以狀、同年同月日、同人刊、宛所同」

屬當手軍勢等、合致忠節者、本領不可」有相

違ぃ有三殊功者、可有其賞、且以此趣可注

進征西將軍宮」者、天氣如此、悉」之以狀、同年同

月日、同人例、宛所同前」、此同時三通の綸旨も、ま

ために下された

たたい惟時か歸参をうなかさん

也、また、以使者被申之趣、具披露了、被相續

軍忠之條、尤神妙、急速可」彼」擧義兵、本領已下

事、被下綸旨候也、委細仰合使者了、可被三尋

聞之狀如作、十二月十九日、、阿蘇大宮司

館」、とあれは、前の三通の綸旨、惟澄か使者の歸に

屬せられたるにて、隆資卿の狀は、綸旨にそへて出

されたる也、○依路次難儀候、久不申承候之條、

背本意候、堺度々合職、毎度于、今初候はぬ御

事候へ共、被致忠節候之由、傳承候、殊悦存候、

將軍宮其堺渡御、就其者可供奉候之處、當所之御

敵、未退散候間、當國難被捨候、被留置申候

也、此堺之凶徒退治候者、早速に罷□候、杆構之御

合戰以下事、急速二可」有申御沙汰候、頼侗以下

有相違之由、内其沙汰候也、仍執達如件、 て、将軍宮爲渡御云々とは、いつくに渡御とは見

同年同月同日、勘解由次官、阿蘇大宮司殿」、とある えざれども、後の狀をみれは、薩摩より肥後へ渡御

も、前の狀ともと同趣にて、惟時延元の春、子息兄 あらむとの事なることしるかり、共御迎の爲に、惟

弟か討死せし軍功を、しょりにつのり申て、其御報 澄る薩摩まで參らすへきょし、惟澄の使の踊るに、

賞なきことをし申したる故、まつ頼元よりも、か 案内を申越されしなり、されば後の狀は、宛所は見

申 歸参の事を催促せられしなり、同文書 えされとも、於都鄙御忠節異他云々とあれは、惟

に、將軍宮爲渡御御候、其間之事、北御 時への狀なることうつなし、適又在國仕候とは、頼

使可」申候、恐々、十二月一日、頼元判、恵良小 元此をりしも、たま薩摩に在りて、随身したて

二郎殿」、また、御札之旨悅承了、薩州御使、先日歸 まつれる事にて、此前頼元は御方を調略のため、筑

参之時、便宜令申案内候、賢党候哉、抑御 後豐なとの間を經廻せられし事ありしか、此の比は

扶持之人々御事、此御使委被申候趣、且候了、凡 薩摩に歸参りてゐられしなるへし、就御注進云々

自最初於都鄙、御忠節、異」他之條、慮之趣、北とは、前月に惟澄か注進狀、芳野に参らせたること

納

阿蘇大宮司」、なと見えたるは、年紀は見えされとも、

同年の同月の物なるへし、又、惟直惟成兩息爲御

方」討死事、其忠可思召忘哉、就中於今度

之大節:者、彼討死之賞事、不可有相之由、

其沙汰候也、仍執逵如」件、正平二年十一月廿四日、

勘解由次官列、阿蘇大宮司殿」、津守矢部研持等爲

三社領之由、被聞食」了、殊抽軍忠

日曲期後信之狀如」件、十一月十七日、花押、 四條分三存知候、賴元滴又在國仕候、箏可、閑

候哉、就、中御家事、偏可」爲御計之條勿論事候

若萬一被申之方候者、先可」申案内候也、更不可

有物忘之儀候、就御注進、定其沙汰」候歟、御安

心可被食候、將軍宮明春早々可」有出御之由、

被仰下候間、奉先立可越肥後候、其時最

前途而拜心事可披候、其間事、此御使定被申

知行不 候歟、恐々謹言、十二月十三日、賴元判」、なと見え

可含候、當時合戰中、爲､成軍勢之勇、以 別儀 可 ､下被」歸』參御方,者可､有其沙汰之由所」被

伺申 之由、頻歎申之間、 執進注進候、縱勅答之趣、 下 也、存其旨,可以被 廻 凶徒討治者也、其間事以

可仰 候、阿蘇山井甲佐嶽福城寺等造營料所替事、 使者 令」申之狀如｣件、十一月三日、賴元花押、阿蘇

宜」爲 直御沙汰,候歟、官軍任官所望事、交名同注|大宮司館全力、注進之趣有 沙汰 被､遣了、能

進候、可､有 申御沙汰 候、仍言上如､件、十一月廿可以被､回:計策,者也、委旨以 河越修理進政俊 所 仰

一日、勘解由次官淸原賴元上、進上、頭大藏卿殿」、 遣 也、於其境事、深憑思給、悉被 尋聞、可以爲 本

老見之亡、是惟澄办九月の注進狀Lくく丅、直の|意 之狀如､件、十一月九日、花押、

意 之狀如､件、十一月九日、花押、埛院 阿蘇 大宮

御沙汰材請申之几ㄤZLC、恩賞事者任 御事書旨,司館」、叉、注進之趣、具披露了、條々仰 含使者 候、

云4~仗、前L出世興國元年六月、四條隆卿|其境事、相構急速有 一途〝 候樣、可､被 運籌策、委

11

1

11

11

點策二字落力

11

されしことしるけれは、此状は二年の十月の初なる 宮より直に御沙汰あるべきことなれとも、惟澄か頻

こと、うつなかるべし、前の晩の二字は、於薩にて、 に歎き申につきて、其事もされかたく、やむをえ

下の洲の字は、州の字なるへく、また追書便参の便 られす言上せらるしとなり、同文書及いはく、不審

性、便の字の户5红礼上忍、使の字<L、同文

違 日來所案、尤承悅

之處、使者委細」申之趣、不

書L、惟澄所望事、注進狀、謹進上候、恩賞事者、 候、具分 披露了、被､相 續元弘已來忠節,之條、可

任 御事書旨於此境 可以有 沙汰,之由、先々 仰 ､宜歟、且兩息討死、頗可､謂拔群忠 者哉、安堵被

嗽、

後國いさか無事になりたることを、内々感し仰下と見えるか、御事書旨にて、共旨にまかせて、

1

無口取亂候 追可」令 申候、恐々」此奉書年紀闕 5、九州事被、委任征西將軍,之上者、海事只以

ーㄤ机占、於 肥者、聊 云々 歟、神妙之由、 旨,有計御下知 之條、不、可、有子細 候、且直奏

書第六巻

肥後

1111111

内々被 仰下 候也、广南西路4ムL´脫文二字、靜謐、

沙汰之由、被､下 綸旨 候、遼遠之堺

事不､可､及

平定在上P5の文字ㄷㄷ、賴尙办御方参ㄅㄷ、肥↓於兩方 及 御沙汰、每事可以爲 違亂之基 候征西大將軍宮譜卷五

て、義兵揚くへきよし、度々御誘を加へられたる

を、惟時初より、さはかり軍功ありしものにもあら

す、智略もまた、人に越えたりといふにもあらさる

うへに、いまは年老いて、物の用にもたつましく、

一族ともい大ふた亡のはてゝ、孤弱なるさまなれは、

武光惟澄らに仰せて、其罪を正して治罰せられんは、

朽を拭くよりもやすかるべきことなるを、さる御沙

汰はなくして、それか申すまいにまかせて、たい其

心をと、めむとのみせられには、いかなるさりかた

きゆゑよしありしにや、今よりはSと心得かた

世のさまにてありしなり、○別可申沙汰」之由、

見参之時、委細申談了、相構可抽忠節」之旨、可
被仰含候、又其堺事、定難儀とも候らむと、毎
年令察申也、閣諸事砂」成大義者、専可叶
冥慮歟之由思賜者也、委曲期後信之状如」件、十
月九日、花押、物とは 阿蘇大宮司館
月の論旨に右
と見えたるも、右の三通の状と、文意大から同趣な
れは、右の二通の釈、 やい前に便宜につきて、送ら
れし狀るへし、見参之時委細申談了とあれは、此
状主は、是より先九月下向して、薩摩肥後の間に、

11111

しはし逗留しておはせしか、此比は吉野に返り止り

ておはせし人と見えたれは、後の右馬頭清長か状に

見える、日野參議荊光卿なるし、同文書にない

ふ、阿蘇大宮司惟時跡事、軍忠異」他之上者、一同御

沙汰之時、最前可」有其沙汰正平二年十月十三

と見えたるは、前にもさる御沙汰ありて、惟澄か所

望を、すなはちには許し給はさりしは、惟時をすて

給はて、それか御方に參る事を期せられし故なり、

同文書に、甲佐上宮福城寺料所、日向國岩村鄉替、

竹崎保地頭職事、尋否以一同之法、可有御沙

汰者、征西大將軍宮御氣色如此、仍執達如件、正

平二年十月十三日、勘解由次官、甲佐稲城寺衆徒

中」、とある、これいはゆる宮直の御沙汰にて、芳野

○其後

殿よりの直の御沙汰といふことにはあらず、

其境事、何様候哉、返々無心本

其境事、何様候哉、返々無心本候、調二字洲當時

合戰最中、未決雌雄候、於肥後者令11字

歟、神妙之由、内々被仰下候也、仍執達如件、十

月十三日、良氏奉、悪良小二郎殿、追申にて候物、

細々申承候歟、雖無何事候便宜に可申承候、

去八月便参之時、進、狀候、定参看候歟、合戰最中間

可被相續軍忠之由、度々被仰了、所詮近日揚

字あるところもあれば、大かた本は何光とかありし

なるへくおもふ也、新田宗は、後に戸次道雪の家

人、新田掃部といふものあり、笠間葆光か井樓纂開、

淺川聞書、掃部之先世、食後筑基養父、 後筑無有

基養父、前肥有基肆養父二郡、今日後筑恐謬也、

留米志、新田城趾在石垣村、新田四郎所、築、鳥

銅城趾、在鳥飼村、新田義信所、居と見、此の四

郎義信なと、掃部か頑なるへし、また弘安八年の豊

後岡田帳に、大野郡三重郷百八十町、 新田陸奥守殿

と見えたり、義貞朝臣の先祖たちに、陸奥守なりし

人はさらにて、餘國の受領人と見えされとも、東鑑正嘉文應弘長の間、新田參河前司頼氏とSふ人、所々に見えたれは、北陸奥守は、頼氏の子にてもありしにや、さらに當時新田氏の所領、豊後の内にもありしかは、此宗覺は件の陸奥守の一族にて、九國の所領代官などにて、 下りたるか子孫にてそ、ありつらんと思ふなり、黒木西智は、五條文書に見えたる黒木定善か父兄の間にてもありしにや、黒木氏のことは、後の定善か所にていふへし、○阿蘇文書:

肥後文獻叢書第六卷

御旗者、可爲三殊功也、且拜領之地、更不可有三依、次惟澄軍忠事神妙、 然而去 元弘最初之先功、今度忠節可」被思食替」候哉、殊存共旨、可

云

運早速之等策」者、征西大將軍宮御氣色如此、仍執達如件、正平二年十月七日、勘解由次官判、阿蘇大宮司殿」、又云、以便宜可」申案内,之由、雖思給候不知慥便候之間、乍」存閣筆候、抑御參之事、

尤以目出候、時分近日被揚御旗候者可」爲三大

功候、自將軍宮連々被仰定、御蔵候歟、委細

以此人傳申候也、新恩地等事、何可」有三子細」候哉、

被逹此大義候者、於向後者、殊に内外、可申

承」候由思給候、惠良小二郎殿軍忠事、雖目出候

近日被成功候者、被〃」彼候哉、細々爲

申献狀候、御用心候者爲本意候、恐々謹

司殿」、なと見え

言、十月七日、頼光判、阿蘇大宮

て、惟時これまても、歸順の心なく、御旗を上る

ことは延して、却動をすてられたるさまに申

なして、新恩地を望申ししは、まことにいたく憎む

へき仕わさなれとも、芳野殿よりも宮よりも、其不

臣の心は正し給はて、た、ひたすらに先功を相續し

にて、それよりもはやかりつらんとおもへは、

父の武房か時よりなと、深川よりていに移りたるに

もあるへし、後に隈府といへるも、此處の事にて、
そは武朝以後彼家全盛のをり、國衙に準して、隈府
とは唱へかへたる也、筑後國吉木一族とは、吉木は
のありの
城にしたるは、いつの比よりの事なるか、武重か時、
渡山にて合職したりしことあり、渡山は隈部城につ
たる山なれは、武重か隈部城にゐたりしはさら
か、二年の初に身をかりて、武士其跡を相続はした
りしかと、病身なり間、世をいとふ心ありて、
同三年に、家をは弟の武光に譲りしかとも、武光は
いまた成童にも及はさりし間、謙譲して菊池を出て、
豊田に行きて居たし故、武士もさすかに、しひて
出家 なりかたく、父の志をきて、肥後筑後
の間に打出て、度々の合戦して、遠近の官軍とは、
肥後筑後の間の官軍をたすけてゐたりしと見えた
り、もし武士武光に家を譲りて、やかて出家したら
んには、遠近にかけて、かく度々の合職すべき間と

ては、なたるへきをや、東風日武士は興國五年の正月までは

家武光に譲らず父 の きて

ありんこと前に既に述へ 武朝

隈部城を菊池か本

にかきた

二二九

筑後岡山木郡に吉木村ありて、 草野村に近所也、

樺島公禮か久留米志に、草野大夫永平、吉木に城を

築て、それを口□の城といひたしより、其子孫

代々に、其處を居城としたるよし見えたれは、吉木

の一族とは、草野か一族の事にてあらしにや、吉木一

族、初の程は宮方してありしか、去年より御敵

になりしは、隣の事なれは、かならず少貳頼向か

すゝめにいさなはれて、武家方となりたるなるへし、

冬綱は、大かた少貳か宗徒の一族なりつらんとおも

へともさたかならず、さて吉木か、冬綱か代官を引

入れたるは、いつくの城なりけん、其地名を載せさ

れは、しられねとも、下に吉木に入れたるとあれ

上妻郡の中にて、肥後に近

は、初め籠りし城は、

所にてありしなるへし、當國の官軍とは、上に筑後

國とあれは、當國は筑後にて、此下に見えたる、寺

尾以下は、みな筑後の官軍なるへし、光の上一字落

たるにはあらぬにか、久留米志に、筑後の上妻郡に

光村あれは、此處なるにや、されともわか見たりし

は寫本なれは、光の字上に、一字を寫もらししもし

るへからす、此外に富光生葉友光、光行御井なと、光の

を書落した

なるへし、またたい菊池本城とはかいて、肥後國

と冠らせ、下に筑後肥後なと書きたるをおもへは、

宮の薩摩におはしますに、注進申たるにて、肥後に

入御後の書さまにはあらす、其上合志人替武士」と

あれは、其比までは、武士なほ菊池の本城にありて、

武光はいまた豊田に居たりし故、 武光發向とは、豊

田より發向したりしなるへし、されとも合志か武士

正十二年

年月はさらに、宛所も見えさる、惟澄か注進

狀ありて、菊池本城、また外城を攻めたることと

見えたれは、右の今の所減と、同年の事のやうにも

見えたれとも、惟澄此間合戰の次第、同注進候、と

せるなり一昨年の字 なり、

書に追言上以下正平

右

年の終に出すべしとありされば右云々の文字は削るべきかと見え

削りも

とあり

討 取守護代薩摩孫三郎男了、新田宗覺手物、黒木

西智手物等同合力、同十六日、凶徒本吉城引退了、

筑後肥後當時分對治」所々、追可言上候、恐惶謹

七巻

言」

·四年十一 一日の令旨を出せる

同じく書出したるを見れば、是は惟澄か一昨年の九月、元

弘より當年九月までの、軍忠の次第を注進したる、

長狀の後のことなる故、此間合戰の次第、同注進候

とはいひたるにて、同の字の上、一の字し、さるを近所なれば、其事を聞きて、菊池に押寄、

本城を攻取りて、入替りてありしなるへし、十六日

に、追落隈部城」とある隈部城、すなはち菊池か本

城にて、武光りしに、隈部勢の籠りたる外城を攻

落して、翌日つひに隈部を攻めて、合志を追落した

るなり、其時より武光は、豐田には踊らすして

まて隈部城に居住してありしなるへく思ふなり、武

士は興國三年に、家をは弟の武光に譲りたれ共、其

時すなはちに出家したるにはあらて、此頃ま猶隈

部城に居たりしといふ事は、此の趣にてもしるけ

とも、武朝申狀に、延元年中、武重下向之後者、致”

度々合戰、蒙都鄙善譽歟、厥後武士相續彼武
名、腕廻肥後筑後、度々合職、介護持遠近之官軍」
歟と見えて、前にいふことく武重は、興國元年の末
に入替とは、武士を追おとして、入替えるにはあら
て、武士出家して菊池を出、諸國を修行したりしと
Sふこと、土俗のふ所なれとも、早世したる事も
聞えさるに、武光か當時まて豐田にありて、明る三
年は、菊池にありしさまに見えたれは、合志か寄る
まへに、俄かに出家 菊池を出てたりしなるへ

の住人なれは、はやく惟澄に就きて、御方に參り
る高知尾の一族なるべし、此中にて岩戸は、高知尾
の内に、彼の天照大神の引籠り給ひし所なりとて、
今も諸國の人の參詣する、天岩戸といふ所あり、そ
こなるべし、されは河内も、大かた日向の地にてあ
りしなるべし、日向瞬新名庄は、指台の注文に、國

中無此名字也云々と、新納院は、島津家の宗徒の

家人に、後に新納氏あれは、それか名字のなる事

さたかなり、日向薩摩には、三膜院、新納院の外、

伊集院、祁答院、牛糞院なと、院と稱する所、Sくら

ニ

へし、されば件の三郎入道も、別の家にはあらて、

一定彼伊豆守か先祖にてありしなるべく思也、し

かるに指合の注文に、日中子編 之仁云々とある

を見れは、此闕所地所望以前に、御方の人の中より、

軍功を募り、兼々千細を申て、本砥の島を望申もの

ありて、はやくそれに御許容の御約束ありし故、無

左右難被闕所」とは、仰下されしと見えたり、致

軍忠」の下、不被開口候の五字、讀かたし、書寫の誤

か、脱にてもありしなるへし、河内三郎次郎政頼、

岩戸 小太郎政隆、立宿孫六等は、いつれも日向

近くは山本郡に正院あり、これはかならず寺院の跡

とも聞えされは、いかなるよしともしらねとも、

強ひて試にいはい、昔の郡家のありし屋敷を、某院

といひたるか、後には所管の地をすべて、庄郷なと

いふことく、某の院といふことになりたるか、後ま

ても残りて、郷庄なとのやうになりたるにはあら

ぬか、考ふへし、豊後朽網郷の下に、土貢千五

百とあるは、段別錢なるへし、さて此下に、指合の

子細ありしか、落ちたるなるべし、日向國高知尾庄

の下、高知尾一以下、むし食あるうへに、誤字脱文

小野城を可」桜」爲最と

もあるにや、読みかたし、

は、今年九月、小野城合職に、高知尾一族、ことに

粉骨せし故、其功を最となすといふなるへし、○阿

蘇文書に、追言上、惟澄此間合戰之次第、同注進候、

此外肥後國菊池本城、當時合志入替武士介檻籠、

向、追落外城」燒拂、打 三

去十五日、武光介

徒二十餘人」了、同十六日、追落隈部城、筑後國吉木

一族等、去年屬朝敵、引入冬綱代官楯籠了、去八日

夜、當國官軍寺尾八郎相談光五郎永宗、打入彼城、

二二七

其外にも、豊後岡田帳に、野田院あり、

の中に、兵部卿殿の御子におはせしと見えたれとも、 とは、大矢野か一族なりしと見えて、木山紹宅か書

さたかならす、狩考ふへし、關東の時とは、北條氏 きし、天草記の殘着に、天草上津浦か實名は載せさ

の執權の時をS也、木山太郎左衛門入道幸道は、 れとも、島の五人衆、志岐の後詰として、軍勢をさ

後に阿蘇家の家人に、 弘治永祿の間、 木山備後守惟 し向けたりし時、天草か手の大将は、天草主水之助種

昌、其子同右馬頭惟貞ありて、六ヶ庄木山城に居住 ▫ 上津浦の手の大将は、上津浦四郎種貞と見えて、

してありしか、其子左近大夫惟久か時、天正十三年、 いつれも實名に、例の種の字をつきたるにて、天草

薩摩勢に攻められて、力及はす降参し、剃髪して紹も上津浦も、大矢野か一族なりしこと、さたかなる

のなれば、大かた其支流な しには遊ふへ

バッ御恩御相續とあれは、當時南朝の公卿

あり

六之助武種といへり、武の字は、菊池家排るりあは地

日

とは尊親王

考覺早±宮僧正

號風

書史微墨寶

の兵部殿の

其の

九州に下向せら

と顯田庄三百三十

すな位卿局

の

早

大字に地町吉

の

今

によしなし、東風日地名

は

部ばれ又田たしかならず、名字もさたかならさりし故、宮

よりしか御ねありしとみえたり、尻孫六道綱は、

父祖さたかならす、當國に筑前の原田常に、田尻を

名のりたる家ありしかとも、原田は、先種直以

、一族の實名、かならず種字をつき來りたれは、

原田黨の田尻にては有るべからず、豊後國早田庄滿

吉名、岡田帳に見えす、たっぬへし、此庄 領家の

事、指合の注文に、菊池故宮兵部卿殿とあるは、い

かる御方にて、何かしの宮の御字なしか、此外

の者には見えされは、考ふる巴か弟子となりて、連歌にて名を得たる紹宅入道等

も、此幸道入道か後にても有けん、木山系岡を見され

は、たしかならず、佐伊津小次郎真弘は、姓氏父祖

たしかならず、名字の佐伊津は、天草郡御領組に才

津村あり、貞弘はそこの地頭にてありしなるへし、

天草太夫三郎入道は、文永弘安の蒙古合戰に高名し

たりし、天草の大矢野十郎種保か一族にて、當時本

砥を領してありし者なるへし、天正の比、志岐麟泉、

大矢野民部大輔、栖本八郎、天草伊豆守、上津浦上

總介等を、島五人衆とて、此五人にて、 天草一島を

分領してありし中に、 志岐、柄本は、いかなる家なり

支流!

しにや、さたかならされとも、いや、八郎が家老、

天草と上津浦

宗共

へしとと三段に行の字

征西大將軍宮譜巻五

とも、御方に参りて軍忠をいたし故、それらに宛 伯も堅田も、實名に惟の字をつきたれは、いつれも

給ひたれは、常國所の地にはあらさるよし、宮よ 緒方堂にてありしなるべし、前にも佐伯は、はやく

被仰下しこと也、菊池武久養父の武宗か事、ま 阿蘇家の所領となりてありしかは、次郎入道も件の

六ヶ庄小山村の事は、前に見えたり、伊津野右衛 惟光か後にて、阿曽家に就て、宮の御方に参りたる者

門次郎入道唯阿は、宇土郡伊津野村の地頭なるへし、 なるにや、彼差合の注文に、可」注中所領名字」也と

後に伊津野村阿曽丞丸に譲りし義貞は、件の唯阿かあれは、堅田入道、共は本領にはあらすして、本

た

家の嫡子を佐伯

、

四段小田原次郎重直名道と見えたり、煉風日洗施家譜に

後なるへけれとも、地下共に書

豐後國柏原村、圖

田帳に見えす、たつぬへし、日向國高知尾庄は、臼

杵郡の地にて、肥後の阿蘇郡にさかひたる處なり、

瓊々杵尊の初めて天降りませし日向高千穂のは、

此境内にありて、今も其あたりを、高千穂郷とSへ

り、和名鈔當國の鄉名に、高千穂は見えすして、

知保といふ所見えたるも、同所なるへし、白石左

衛門次郎入道道秋は、惟澄申釈に見える、興國元年

の冬、小鳥台戰に討死したる、白石治部法橋か子な

るへし、 養父堅田次郎入道か名字の堅田は、岡田帳

に、海部郡堅田村、六十町西十五町、 領家一三十町、

佐伯八郎惟資法 七町一段、堅田左衛門次郎惟光聞えされは、宇土か家は、はやく絶果たるか、他

へ轉替したるにてもあるへし、薩摩國和泉庄は、島

津豊後守實忠か所領なりしを、延元々年五月、阿蘇

惟時に充賜ひて、一族并當手軍勢に支配すべきよし

の綸旨、下されし事あり、於三八幡」宛給四人とあ

るも、同時の事にて、惟孝以下の四人のものとも、

四條隆資卿に從ひて八幡に在し比、 件庄を四人に支

配せらるゝよしの綸旨を、隆資卿をもて、下されし

なるへし、惟貞か外の三人は、たれなりしか考

ふへからす、其時に此卿に屬して軍したる、阿蘇品

惟定も、其中なしにや、さかならす、また所地

指合の注文に、當庄輩自最初於國致軍忠、無左

右不可及沙汰之由、自宮御所、被仰下候也と

あれは、宮の薩摩に打入らせ給ひしょし、當所の者

は、前に見えたり、子守惟一か名字の子守は、阿庄の地頭なりしと見えて、託間文書、元徳二年五月、

蘇郡南郷今の布田手永に、小森村あり、是なるへし、 北條修理亮か下知状に、以宇土三郎高俊、尋問實

竹崎惟貞か名字の竹崎は、是も同郡南鄉高森手永に、否之處、如三執達者、四月六日、基詩文云

竹崎小竹崎等の村あり、盆城の海東の竹崎か名字の 々と見えたり、今は國中、宇土を名字としたる家も

四イニ

し、官軍所望の岡所地の事は、惟澄か前月注進申し 竹崎にはあらす、坂梨惟孝は、同部今の坂梨手永南

時、所さし合の事を仰下され故、さし合な 坂梨村是なり、 北坂梨は、前に見えたる阿蘇品惟定

き闕所地を、よく尋きはめて注進せよと、重ね

上鳥以下の一族、いつれより別れたり

の所領なり、

て御沙汰に及はれしなるへし、また任官所望の交名 しか、系岡に所見なけれは、考ふるにょしなし、葦

惟澄注進狀、今は文書の中に見えされとも、一定 北は闘所指合の注文に、元弘の恩賞に三十人あてら

前月の闕所注進のをり、一同に注進申ししを、宮の

一同に注進申ししを、宮の れたる外、菊池武重賜はりて、其手の官軍に支配し

御許へめしおかれて、則吉野殿へ御傳奏あるへんと たれは、當時闘所分は、一兩村ならてはあるしき

見えたり、佐伯庄は、弘安八年の豊後國岡田帳に、 よし、載せられたれは、惟賢か所望は、叶はさりし

海部郡百八十丁、 領家毛利判官代孫四郎殿、地頭大 なるへし、豊後國朽網鄉は、豊後直入郡朽網鄉四

友兵庫入道殿、と見えたり、草野少輔注記は、筑後 十町、地頭朽網兵衛允泰親は善と見えたれとも、當

の後の草野か一族なるへし、鹽見富高は、日向関何 時は闕所の地にてありしと見えたり、六ヶ庄の事は、

郡の中なるかさたかならす、東風旧富高は臼杵郡の何名な

り延

前にSへり、件庄内石津村青木綱等の地、今はさる

圖田張

『鹽見

平十五町右臼杵郡内領家八幡別當地頭土持大郎信綱とあり

すべ 名の所なし、肥後國布加良郷、これまた今さる名の

件惟澄か注釈に載せたる人物地名、大かたはさ 地なし、ともに考ふへからす、六ヶ庄の所分は、

たかならさるか、惠良惟賢惟永は、惟澄の舍弟共な はやく宇土壹岐守高俊に宛賜ひたるよし、此高俊か

しょし、惟澄か注進状に見えたり、上島彥八郎の 父、姓氏たしかならず、鎌倉の時よりはやく宇土

111111

配官軍等可以申 下令旨1 たれは、一定件庄は、惟澄か新恩の地なりしを、惟

者、征西將軍宮御氣色如,此、仍執達如､件、正平二 澄か惟時か跡を所望申たるを、惟時か歸順の後をは

年十一月九日、勘解由次官判、恵良小次郎殿」在上

4、一切

|办5吒、力和丁く仗御心石之札办bL办

かりて、たやすくは御ゆるされなかりしかとも、一切

見えたれは、餘も指合な所には、それに沙 おさへて賜はらさらんは、惟澄か所望も空しくなり、

汰し付られしなるへし、豊後國佐伯庄は、惟澄か所 怨みある事も有るへけれとて、新恩地の中、佐伯

望地の中には見えされとも、惟時か跡の新恩地の中、一所を下されて、姑く望をかなへ給ひしなるへ

11

忠

之地也、御恩御相續、非 闕所,歟、一薩摩國和泉庄 佐伯庄;加体ChbLL户、同文書の中L、阿蘇

佐伯圧も加は♪てありしにや、同文書の中に、阿蘇

地頭職事、當庄輩、自 最初,於､國致‽軍忠、无 左右, 大宮司惟時跡事、軍忠異､他之上者、一同御沙太之

不｣ 可､及沙汰 之由、自 宮御所,被‽仰下,候也、一 心、最窄可以有其沙汰、且可」被存知:也者、征西大

日向國新名庄新鵝院者、非闕所、

觸忡澌舭名字炪、若爲此外注進闕所地等事、 將軍御氣色如､此、仍執達如｣件、正平二年十月十三

開否雖」不„分明先爲料所、可以被 宛行 也、一 日、勘解由次官判、 惠良小次郎殿」合體同心之官軍

國杇網鄉地頭職、百元4

土貢千五 一同國玖珠郡地頭職、崇

可､有早御沙汰、 猶尋 究闕所之地,令支

料所事、

紅總體、一日向國高知尾庄内□□所高知尾、一口口名 配ń急可」被注、可､被､下旨,之由、依､仰執達

小野城可」被」爲」最、堅川次郎入道殿、可､注 申所領 如､件,十月十三日、勘解由次官判、惠良小次郎殿」、

名字,也」、A見之亡、此以下体切【吒見之寸、当机体 任官所望事、交名被 召置了、急可以有"御執奏,也、

かるさし合とものなかりし闕所地は、其年の冬、1 依執如､件、十月十三日、勘解由次官判、惠良小

咄一同汇、各办請依LL户、同文書の中L、次郎殿」左上見之ㄤ石在玉先人体、佐伯庄の事体、

H向國鹽見富高鄉事、 恩賞御沙汰之時,以一同之「延元四年八月十七日、賴元真人45惟澄入の狀、

法、可以被」經 御沙汰,者、依-仰執達如｣件、正平二 ZO2加、b²老佐伯の方丶体L候A見之汇、

年十一月九日、勘解由次官、草野少輔注記房豐後 此比45佐伯体、体弋くく宮方の所領5L趣L見

國佐伯庄地頭職事、会､支 可」有申御沙汰 候哉、仍令､注 進交名,候、以 此一件庄地頭職、自 關東時、菊池故宮兵部卿殿、御相傳

11

七見ㄆㄛ、年月仗九办在6ㄛ九老弱、件の闕所地

と見えて、年月はさたかならされとも、件の闕所地

立宿孫六政高中、御威旨事、右注進如､件、正平二 旨,可以有‵御披露,候´恐惶謹言、正平二年九月廿日｣､

年九月二十日、宇治惟澄 進上、御奉行所」、またなと見えたる件の四通は、大かた同時にかさたる狀

云、阿蘇大宮司小次郎宇治惟澄謹言上、欲-早以 官|老菟亿元、軍忠の次第占、所望闕地老の狀体、ヌㄛ

軍等所望、下 賜御約束旨、佘､成 其勇、彌抽』軍 L宮申請5元、吉野L4注進申力L矼、重吒薩

忠4子細事、右惟澄幷 一揆同心官 軍等、 爲 恩賞,所|摩の宮刃御在所L4、同樣L書呱注進申龙石、

､望先日申 給御注進,了、雖¸然於„鎮西闕所 者、可一件の狀LAS太己是鎮西の恩賞闕所地のz､

件の狀にもいふことく、鎮西の恩賞所地のことは、

爲 將軍宮御計 之由承及候問、所- 注進 候-也、寸八ㄈ宮の御獨斷Lヌ办6ZNZIl仗、其御

以 面々所望之闕所、下』給御約束旨、令､成 官軍 沙汰の、体户く定亻ZU願UC、宮~重

等之勇、彌爲」、致戰功、恐々言上如、件、正平二年「所望の次第注進L龙也、阿蘇文書体、此比の物

111111

九月日、又云、畏分 注進言上 候、抑去月廿五日、

大友舍弟孫次郎引 率數百勢、寄 來當國小野、相 の指令の事を、芳野殿よりか宮よりか、仰下されし

構城墩 之間、官軍等馳向、終日致"合戰、及晚陰二 文書6L、注進闕所内指合所々事、一肥後國分

追 散凶徒令」破 却城槨 了、御敵數百人被､疵、討 北庄、元弘恩賞被､賜 卅人?其内被」相續,軍忠之

死少々有」之云々气官軍等被」疵、當手軍勢數人被､疵、 輩等在』其外故武重､支配料所、仍當時闕所分、

本頜長講

若黨一人命 討死 候了、重凶徒近日可 寄來 之由其 不､可､及一兩村歟、〇六夕莊林毓議 於 地頭 職闕

開候、一惟澄井 一揆同心官軍等、爲:恩賞,所､望、一所分 者、先度爲料所、宛 賜宇土壹岐守高俊,了、

隈庄内歟何:

▲注 進交名#闕所 候、旨事可 有 申御沙汰 候哉、| O赤見村 B隨楸大非 闕所 歟、○天草本砥島、兼日

1一族親類等任官事、先日雖,申 請御注進¸候其後 申"子細 之仁、於御方 致 軍忠;不被間口候、無‰左

依 連々合戰之計會,令」閣了、便宜之時、以 御注進右 難」被 闕所
、一豐後國早田庄内滿吉名地頭職事、

1111 1

征

頭職、天草大夫三郎入道跡事、一河内次郎三郎政賴

申、日向國新名庄地頭職鱷次我跡事、一長崎三郎次郎

義政中、=向國高知尾庄長崎村内親政跡事、一岩戸

小太郎政隆申、日向國高知屋庄立宿

事、一

阿蘇文書に又曰く注進官軍等所望闕所地事一族分一

一佐伊津小次郎貞弘申、肥後國天草郡本砥島地

りし

八郎惟賴中、本領肥後六ヶ庄内石津村地頭職、上

奉呈せしも亦同し境遇に陥りて辯疏する公

時惟澄の身上を悪しさまに讒訴せしものありしなるへし五條文書

に六月廿四日附 (正平三年か) 洞院實世卿より頼元に贈られたり

と思ぼろ状に「若事實候者、假令惠長以下惡行、雖不及申候、

先一旦破和たん、 功候云々とあり賀名生までもかく悪行

など、聞えし程なれば惟澄も默止かたく當初よりの數度の戦功

を列記して身に愛なき訴へたるなり何事もなきに只我戦功を訪

らん爲めに奉呈せしものにはあらきるし後に菊池武

二人の申

鳥郷地頭職井一族等跡事、一子守八郎惟一申、肥後

六ヶ庄内青木網地頭職同庄内桑原郷地頭職事、一竹

崎孫九郎惟貞申、肥後六ヶ庄内布賀良郷地頭職事、

一坂梨子兵庫助惟孝申、薩摩國泉庄地頭職半分事、

常圧者於八幡宛給人黒、而二人分」成敵」之

間、可宛賜半分於惟孝之山申､之、他門分、一草

野少輔注記澄算申、鹽見富高郷、忻常跡爭、一菊池九

郎武久申、養父小川越前權守武宗跡本領新恩地事

一伊津野右衛門次郎入道唯阿申、豊後閩柏原地頭職、

1向國高知尼庄内上村地頭職事、一白石左衛門次郎

道秋申、養父野田次郎入道跡事、一田尻孫六道網中、

本領豊後國早田庄内滿吉名地頭職事、一木山太郎左

衛門入道幸道申、本領肥後國六ヶ庄内木山郷地頭職

さて惟は何故に此の長文の申釈を奉呈せしかといふに是は當

は知りかたきものありされば本書には他の古文書にして之を推

定し其の所々に分載したろに此の段のみ考置を誤れるは如何今月

十四日とある前段の小野莊合戦より三川城を攻落したるまでは正

平二年九月廿日附の惟澄か注進めるに據りて今の八月の末の

事なる想知せらるれとも今月十四日とある段は二年の

る時は他に登置すべきものなし尤も本書次に阿蘇文書の惟澄此間

合戰之次第同注進候云々とあ

けたれとも此は年月宛所等

開けたれは本年のものたる誰となすへからす然るに正平三年九月

廿九日頼元の奉書にて、自最初致軍忠之次第、注進之趣、被經御

覽了、云勇敢云忠節、以可謂秋群云云、との令旨あり是即ち惟澄

か此の中に對せられたろ詞にて若しも惟澄か二年の九月に奉呈

せし申とする時は一周年にあたる三年の九月に此の令旨ありと

してはあまりの遅延といふべきなり依りて家群書類従等に三年

と明記せる上この旨あるを以て必ず三年のものと断定すべ

多くは月日を記されぱして何時のなるかこの中のみにて 良彌次郎惟
永申、豊後國朽網鄉地頭職事、一上島彦

阿蘇大宮司小次郎惟澄申、惟時跡本領井 新恩地事、

一惠良彌三郎惟賢申、肥後國葦北庄地頭職事、一惠

也、されは件の守富隈牟田以下の所々は、すべて御

敵地ならし故、惟澄かく打はて焼拂ひしにて、

後いふ焼働き也、されともいつれも同時のことには

あらて、延元々年以来、申狀にのせたる諸所の合戰

の間に、足かりの便宜にまかせて、右の所々にも

入たる也、凡惟澄自最初、大小合戰數百度とある

に、此狀の減する所、元弘三年より正平二年に至る

まて、大小の合戰、四十餘度に過きす、され共惟澄

立申荒涼軍忠否云々といふときは、數百度の合戰

は、虚誕の妄説にはあるへからす、しかれは、此狀に

書きらした合職もおほかるへく、また右の先々

諸所に打入て、焼拂ひたりしをりくす、幾度の事

なりしともはかられず、其間には、たま(出勢は

しなから、小懸矢軍まてにてはてたる軍もあるへけ

れは、其らを取集めて數へたらんには、實に數百度

にも及びしたるべし、荒涼とは本荒廢涼溝の義にて、

物のあれすさみたるをいふことなれとも、うつりて

つりて

は疎略なることにも、虚なることにもいひ来れり、

此なる荒涼は、虚誕なる意にていひたる也、取詮の

詮は、言の徴證あることにて、取詮は畢竟といふに

肥後文獻叢書第六巻

東風日惟澄申釈の正三年九月のものなることは既に魚 のい

へる所の如し然本書には二年のものとしたれば前に記載せる

同今月十四日の段を本年にかけたろなりされとも是は誤なり此の

申は元弘三年以来の軍功を年月を追ひて記述し

近く、俗に證據を取るといふ意に似たりとしるべし、

大覺寺宮と申は、當時しか稱し申すへと宮達方

おはせり、後醍醐天皇の御弟宮、惟圓法親王、御父帝

御讓位の後、嵯峨大覺寺を御再興ありて、そこを仙

居とせられ、此宮を常時の住持となされし故、共弟

宮良親王も、同しく常寺に来たり給ひて、御薙髪

の後、御法名を惟勝と申しし也、又後醍醐帝の皇子
恒性親王も大覺寺におはせしを、元弘の亂に、鎌倉
より越中にうつしまねらせて、つひにそこにて失
奉りしてと、諸門跡譜、紹運録等に見えて、此叔姪
の三皇子、かく同様に大覺寺におはせしかは、當時
大覺寺宮と申は、いつれの宮なりしとも定めかたし、
されとも此内にて、皇子恒性は、はやく元弘に世を
去り給ひしかは、五條文書の大覺寺宮は、性國性勝
の御兄弟の間にておはしつらんとおもへとも、共に
御薨年をしるしたる物なけれは、つれの御方なり
しとも定めかたし、猶考ふへとことなり、

11110

征西大將軍宮諸巻五

は、堀河大納言家の御莊なりしか、嘉元四年、

筑後國の住人、三池安藝入道々覺を、當莊の下司職

寺宮給仍執達如」件、勘解由次官光任判、

に補せられし堀河家の政所の下、託膺文書の中に 延元三年八月十七日、謹上、大納言僧都御房」、また

見えて、其後元亭四年二月、鹿子木西庄下村地頭口 肥後國山本庄地頭職、任先度勅裁、御管領不可有

を、道覺入道か嫡子空助貞鑑へ、同庄の内、加納田 相違之由、天氣所候也、以此旨可令申入大

十八丁五反三丈と、同庄の内、井芹の引田つい山の 覺寺宮」給仍執如」件、左少辨親忠、興國三年二

今古閑とを、二男六郎藏人貞政に譲りしこと、三池 月五日、謹上、大納言僧都御房」、なと見えて、初は

文書に見えて、三池か一族は、前に見えたることく、 大覺寺宮の御管領の地ならしかとも、小代文書に、

將軍筑紫御下向の最初より、みかたに登りだる、將 久我太政大臣□□掌申肥後山本庄所方領家職之事、

軍かた深意の者ともにてありしうへに、同所東庄の 今年三月十八日、御奉書如此、早任を被仰下之旨い

内、五郎丸名二十九丁は、はやくより託磨か所領な 守護代相共、沙汰所務於雜堂、減起請詞、可被

しこと、託磨文書に見えて、託磨と鹿子木とは、 注申候、仍執達如」件、太宰少貳、貞和三年十月廿

また共に掃部頭親能か後にて、親しき一族にてあり 三日、小代八郎左衛門尉殿」、と見えたれは、其比は

也、 須屋は今村帳には、立田郷の内に見えたれと

小代を地

例の事にて、當庄をは將軍家より押して、

も、託磨文書に、あたり近き山室は、託磨か所領な 頭に補せられありしを、其北方を北朝より久我殿に

しょしょ見えたれは、須屋も常時は、託磨か所領下されて、領家職となされし故、所務を久我家雜掌

なりしもしるへからす、されとも立田にも近所なに打渡すべきよし、頼向より小代重峯に下知したる

二九

藤七郎左衛門所領なりにてもあるし、山本庄は

五條文書に、肥後國山本郡地頭職爲紀伊國□替可

有管領之由、「所」候也、以此旨可分

東風

守富庄の事を征門府へ訴へたる言上状は正平十一年

れは、前にみえたる仁木義長か代官したる、立田後

覺を訴へ全十四年に河尻七郎を訴へたることあり

河尻

は謝なるべし されは隈牟田庄も其類にて、其比まて

は、いまか川尻なとか、押領してありしなるへし、

鹿子木につきて、武臓守より一色道猷への下知状ありて、 し、後の郷村帳に、小山砥島なとを、神倉庄の内と

武蔵守は高師直なるへけれは、右らの下文は、尊氏 したるは、ほつかなきことにて、昔の神倉庄とい

のなされしことしるかり、さて右の業政といふは、 ふは、今の本庄手永をさしていひたるやうに見えた

いかなる人にてありしにや、さたかならず、また武 れは、昔小山祇島あたりは、神倉圧にはあらて、盆

宗も、菊池か一族なりしとは見えたれとも、系圖に 城郡に属したる地にて、今の沼山津手永を東西に分

さる名の人見えされは、しれかたけれとも、是ら けて、東を津守庄、西を六ヶ庄といひたるか、六ヶ

か補職の下文ともの、磨か家にしも、のこりたる 庄は大庄にて、北のかた小山島のわたりまて、共

をおもへは、業政か家つかすへと男子なかりし故、 庄内なりしと見えたり、されは此時惟澄か、此庄に

其跡をは託磨か賜はりてありしを、今年武宗か、託 馳向ひて、御敵の宅所を焼拂しといふは、武宗を始

磨につきて將軍のみかたに参りし故、先六ヶ庄を頼 として、託磨か一族の家共多かりしを、ことく

置きて、京都に其由申たりし故、明る年の御下文を 焼拂ひしなるへし、其外先々とは、是より以前にも

なされしなるへし、今年九月、惟澄か官軍所望闕所 御敵地に打入りて、所々に焼拂さしたることをいひ

地の申狀に、菊池六郎武久申、養父小山越前守武宗 たるにて、六箇荘を焼拂ひたる後の事にはあらす、

跡本領新恩地事と見えて、養子武久は、父に引わか 守富と隈牟田庄とは、前にも見えたることく、興

れて惟澄か手に屬し、獪宮方してありしに、越前か 國元年二月に、惟直惟成か討死せし賞として、惟時

本領新恩地をは收公せられて、闕所となりてありし に下され、守富庄は其前年に、官軍等に支配すべき

を、武久其跡を申請たるなるへし、さて小山は、今 よしにて、惟澄に下されしこと、守富庄は近き比ま

の詫磨の小山むらなるにや、しかれは六ヶ庄は大庄 て、大友か所領の地ならしを、當時は川尻押して、

にて、今の六ヶ村より東北をわたり、今の小山祇島 いまた實は阿蘇家に下地をうちさてありし故、正

あたりまてをかけて、常時は六ヶ庄とSひしなるへ 平十六年に、其事を惟澄より、宮へ歎訴申たる事あ

る征西大將軍宮譜卷五

狀に又云、同今月十四日、馳向六箇莊、燒御

宅所等,黒、其外先々守富、隈牟田、河尻、託磨、鹿

子木、須屋、立田、山本以下燒拂之、連々所致合

戰也、凡惟澄自最初、大小之合戰數百度、所討取

九月也

ほらか寄來りて、合職なとありしをいへるにや、手

の物とものこと承り候ぬ云々とは、さきに此卿の

されし軍勢、當所はわたんと聞きて、薩摩に越え

たるを、人をつかはして、めし返されしことあり、

其軍勢をめし返されたらんには、御合力に預るへき

よし、惟澄より申請しなるへし、されとも共軍勢と

また見え來らぬ故、たいまにもかへり来ら

は、いそきまゐらすへしと也、をかさき事の一段は、

いかなる事にか、をかさとは誰ともしらされとも、

くまあ北のあたりにゐて、將軍かたしたる人ら

の中にゐたるものなるへし、それをみかたにかたら

ひ付給ふへとよし、惟澄よりも度々申たりし故、義

定卿も御同意ありて、とかくいひこしらへて、みか

たにかたらひ給ひし程に、岡崎もうへない申て、 時

分をはからひて、人の思ひかけなきときに、ふと引

きはなれて、参るへきよし申たるなるへし、惟澄申

國千田莊守富名南茨尾等の地頭に補せられし下文あ

考ありとあり、

申披者也、仍取」詮言上如」件、正平二年九月日、

勤日申正二年を群書類従阿

と見えて、六箇荘の事は、

蘇家傳新撰事蹟考には三年とす、

託摩文書に、建保四年四月、源業政と云人を、六ヶ荘の内小山村の地頭職に補せられし、鎌倉右大臣家の政所の下あり、また天福元年七月、源二女と云婦人を、同所の地頭職に補せられたる、執權武藏守北條泰時、相摸守時房なと連署の下知状あり、件の源二女とは、業政か二女なりし故、源二女とはいひたるにて、業政女子はかりにて男子なさ故、其跡を二女に賜はりしなるへし、其後貞治四年九月、菊池越前權守武宗を、同所の地頭職に補せられたる下文に、右人依」御方所宛行也、可領掌」之狀

如件、とあれとも、花押はかりありて、名字をしるさいる上に、予か見たりしは寫にて、たゝ判とは

かりしるしたれは、誰ならんともたとりかたし、

書朱頭書に小山地頭か事別されとも同時に同人を、肥後

凶徒數千人、其間自身被、事七箇所、討死」親類

若黨百餘人也、所詮惟澄立三申荒涼軍忠」否、以哲

有御御方之傍輩之日、若有爭申仁者、可

時と二人あり、氏時は氏泰か跡を、大友の

惣領たりき、孫二郎は此二人か間なるへけれとも、

いつれなるかさたかならす、 東風時は孫二郎と稱し氏

宗は孫四郎といへり孫二郎と

は系に見えすよ此孫次郎か小野莊に寄せたるは、

尾以下の後措とは見えたれとも、これをまことは、

惟時か引入れたるにても有けん、三川城はいつくな

るか、南郡の中には、今はさる名も聞えされは、さ

たかならぬことなれとも、これも小川あたりの地名

孫太

惟澄か九月廿日の注進狀にも、くはしく見えて、去

月廿五日とあれは、篠尾合戰は、七月の末の事なり

しことしるかり、笠松は宮の原と小川との間に、今

笠松といふ所あれは、楠 其あたり近所なる

へし、右の兩所に向城を取りしことは、後に糠塚、布

深・篠尾三ヶ所城落」之黒とあれは、此三城には、惟

時か興黨して、自國の凶徒、託摩、 川尻なと、また

豊後勢なと、頼尚に代りてたて籠りたりし故、夫を

攻めんとて、笠松、鞍楠等に向城を取りしなるへし、

大友孫二郎は、惟澄か九月廿日の狀には、大友舍弟

とあれは、氏泰か弟には、兵部丞氏宗、刑部少輔氏

中間に定鄕の状を挿入せしなり

をうかいひてありし也、さて次の小野合戰の事は、

風日前の惟澄中の内の事前の說についけす

なるへくおほゆれは、今の肥川にてはあらぬにか、

みとひとは殊に近き音にて、まかひやすければ、後

にしかいひなしたるもしるへからす、此三河城を落

ししことは、下に同今月十四日と、はしをあらため

て書きたれは、八月の末の事にてありしとみえた。

○同文書、又同卿の消息を載せて又、けん日音信の

よし、其後うちつき、當所も難儀なる事にて、い

まいて申さす候つる、心よりほかに覺え候、手物と

もの事うけ給り候ぬ、人もつかはして候へとも、s

またみえきたらす候、いまも參て候は、まいらす

へく候、又をかささか事、度々承候しうへは、そら

くなく、これよりもしふんを相計候、おもひかけな

たとうこ

く候はんとき、ふとまいるへきと申候、

くのかせんは、ひとへにそれのあんふによるへく候、

たのみ申ほかたなく候、ひともしつかと候は

まかりこえて、このほとのしんくをもうけ給は

り候へく候、くはしくはをかへの兵庫申へく候、

月十日、判儀定ゑらのこしらうとのへ」、其後は

うちつき、當所もなんとなる事候て、いま迄申さ

す候つる云々とは、其比八代にも、天草あたりの凶

征西大將軍宮譜巻五

の中に、

馳参事、又同卿より同人への狀

書正地頭交名事、

常城下妻事、正員共幼少、就、中下妻 其莊地頭某士載

天、不占正地頭之

は被管之輩、面々不和云々なと見 間、抑涉不審、

えて、正員發向の正員は、親朝をさ 地頭某、代官某土、

正員代官、共以可

し、正員共幼少の正員は、關下妻等の 被書之、

城主、共に幼少といふことなり、しかれは小河の正印

の城の正印も、是の正員と同じことにて、小河は甲佐

の神領にて、そこにある城なれは、八代郡の地なれと

も、内河か分地にはあらす、阿曽の分地なれは、そ

この城主は惟澄なる故、 小川の城は惟澄か城といふ

へき、正員の城とはいはれたるにて、正院といふ

の狀の事書に、正員發向於難事行

、就ㅗ

羅問注條々

東鑑、建長八

末に全文あり

とあり、其城其家の主人をさしていふなるへしとい

へり、依 案するに、建武紀に、總常不可」用、

細々警固之時、正員一八之外停止之」とある、正員

と同しかるべしと見えて、正印は正員とかくか本

るを、音の近さより、正印とも書きたるなるし、

正員といふことは、此外にも結城文書の中に

書の文江三倦目の鄴房卿より結城親朝へ朱頭書

1月廿日者、子息一族相作、方々 軍勢可

仰遣事をへてとほると、心のまゝなるへしと也、入具す

るとは、人を不足なきょしに入るをいふなり、義定

卿より、惟時へかく仰遣はされし故、頼尚の薩摩の
御在所へ参る沙汰は打やみて、其後は和たんのけ
しきにて、肥後へ打入る事なくしてありしかは、
惟時同しやうに何の手出しもせずして、世のさま
二一五
地名にてはあるへからす、また城のことを、古くは
支とのみいひたるを、今の京の初比より、支といふ
ことは、いつとなくいはすなりて、字音のまい、
田のしや~、氣賀のしやうなといへり、しかるをい
の比よりか、國名の山しろを、山城とかくより、
ころぇあやまりて、しろとのみいふことになりた
れとも、鎌倉の末、 室町の中比までは、昔のまい
しゃうといひ、いまたしろとはいはさりと見え
て、此狀に、向しよう正印のしやうなと、みな字音
いまい、かなかきにせられたるにて、是より前の物
に、何かしの城、くれかしの城と、文字にてかけるも、
すべて字音のまい、しやうと読むへっことをさとる

へし、人を入具してとり候へし云々とは、頼尚小河
城を心もとなくうたかひなは、城にも手の物を入そ
代にかいて、 宮の薩摩の御在所に参りて、御合力
を申さんと、惟時について義定卿て申入れたるな
るへし、これはかく此卿をはかりて、關所のくち
を明けられたらんには、心やすく八代へ討入らんと、
頼向か惟時と相はかりたることにて、あさくしき
謀なれは、義定卿も、それとははやくさとり給ひし
かとも、さあらぬさまにもてなされて、 たいありの
ままにつきて、其謀をこはみ給ひたる也、開所の口
とは、守山の開所、八代への通路をふさきたれは、
この事をいふなるへし、さて惟時か口人の趣は、
わたんのうへは、子細なきことなれとも、近日のこ
とく、わたんと申出て、向城をかまへしことあ
れは、惟時か中に入りたりとて、今またたしぬきて、
八代に打入りたらんには、後悔すともかひなかるへ
し、しかれは、此たひ詮するところ、たしかにたし

ぬくみちなくして、露其うたかひなく、信を取る

とあらんには、關所の口あけんことは、もとより

異儀あるへからすと也、小河のこと、いちきなれは

云々とは、惟時か注進の文句なるへ、是は關所の

口はかりに、小河の堺にみかたの城あれは、關所の

口を明けられたらんにも、小河の要害をかまへてあ

小

らんには、尚も心やすく打通りかかるへし、

河もわたんの事は一儀なれは、其城をもはつしてと

ほされよと、申ししなるへし、路次一たんにうつす

へからすと申も、頼向か蹄順の心眞實にて、まこと

薩摩の御合力に参るヘレとの事ならんには、其路次

一段は、いかにもそれか望にまかせて、關所の口を

も明け、小河城をもはつして、路の事にはした

ることあるへからすと也、小河の正印しようとは、

前に惟澄か狀に、自小河城下合云々とある、則そ

れにて、今東小河村の支村に、公文名といふ所あり、

そこの山を公山とも、正院山ともいふよし、そこ

にてもあるへし、しかるを正印といふことは、小神

野文書に、甘餘年以前、正印義幹總州へ浪人いたさ

れ云々とある正印を、水戸の市毛幹規か考に、□田

國分胤改より本浩治部少輔への狀、正印

文書の中、

へ御心得之事と、香取大宮司盛房より同人への狀

に、御正印、長々御在陣、御大儀不及是非」な

と見えたれは、城主なとをさしていへるにや、長島

尉信か說に、長岡文書に、正員河内守高幹父子云々

111 111

のきにて候へは、道をはあけとをし候へく候、もし もいつはりを仰入られしことに聞えたれは、生前の

なほおかはの正印のしやうなとをも、いか、あらん めんほくを失ふとは仰せられしなり、しかのみなら

とうたかひ申候て、人を入具してとをり候へかしと す、頼尚か和談をやふりて、篠尾に向城をかまへし

おほへ候、委細つくしかたく、高俊方へ仰遣て候、 やうの事なとある、向か去年の和談は、畢竟惟

さためて申候へく候(八月五日、判帥説、阿蘇大 時か中に入りて取計ひし事なるに、其事やふれて、

宮司殿へなと見えて、初度の綸旨到來候て、即日 向城の沙汰に及ひたりしを見れは、御はたあけさる

に御はたをあくへしと、御治定候しかとも云々とは、 事はさらにて、結句は惟時も、頼尚に一味して、

去年此卿御下國の最初より、惟時に義兵をあくへき 勢を引入れて、御敵の色をたてたるやうに見ゆれは、

よし、度々御催促ありし程に、惟時も承りたる曲、 惟時か心中を不審におぼしめし候處、惟時より御方

御請は申なから、とかく申て延引したりしか、去年 にまいるへきよしの事を申たる故、かく本意候とは、

秋の比は、すてに其色をたつへきょし申たりしと見 御返答ありし也、委細注文の條々とは、いかなる事

えて、此卿より惟澄への狀に、やかてけふ吉日にて を注文申たるにか、其事はさたかならされとも、

候間、御はたをあけさすへしと、被仰しことも 所の口あけは、頼尚まかりのほるへきょしの事

ありしなり、されとも其時に、惟時とかくて、御

惟時か

入子細あるへからすとある見れは、此事

はた延引したりしか、今としの春正月と三月とに、 注文の條々の一條なりしことしるかり、此事は瀨尚

吉野よりも綸旨を被下、義兵の事を御催促あり 篠尾の向城落されし後、向城の事は、頼尚かみつか

しこと、初度の綸旨のをり、惟時より此卿まて、た ら向ひたるにはあらされは、其事は手の物ともか心

しかに御はたをあくへきよし申たりし故、共ょしを 得あやまりて、仕出たる事にて、頼向かしりたる事

吉野へ御注進ありしかとも、惟時なを其色をたてす にはあらす、頼尚は去年のわたんの儀を守りた

してありし程に、御注進の麺と相違して、此卿まてるのみならず、關所口をあけられは、くちより八

ふ處あれは、そこの松山なるへし、大木割は、今は

さる地名聞えす猾考ふへし、 みけは筑後の三池勢な

るへし、はめいは、人のなるにはたかはされとも

しられず、何さま假名とも實名とも聞えされは、法

師むしやの名にてもあるし、〇惟澄申狀、其後御

敵馳 越小河境篠尾、構 城鄭之間、惟澄難」致日

合戰、自八代終以無力也、次惟澄於三笠松

鞍楠二箇所、取向城之刻、大友孫次郎數百騎令三

向小野莊構城郭」之間、馳向致合戦、追散凶徒、

令」破却彼城之峠、一族若黨十餘人手負討死畢、其

後糠塚布瀬篠尾三ヶ所城落之了、三川城落之

了」と見えて、去年の冬少貳頼向に、内川義直と和

談して、軍をかくして筑前に引入りたちしか、今と

しはまた、其やくそくにそむきて軍勢を出し、八代

にも筑後勢をさし向け、小河堺迄打入りて、篠尾に要

害をかまへなとしたりし故、惟澄馳向つて數日攻戰

ひ、つひに篠尾の要害を攻め落して、宰府勢を追か

へしたるなるへし、されとも八代より、終に合力に

及はさしかは、折ふし八代にも、筑後勢うち入り

て、合戦最中なりし故、うち捨て融合することかな

委細注文の趣、條々たしかに加一見候、さては關

所のくちあけは、頼尚まかりのほるへき由の事、ロ

入子細あるへからす、但先日わたんとしかとも、

たしぬきてかやうに候、それに中にいられて候とも、

賴向事をやふり候て、たしぬき候はんときは、御心

得たるへく候、さやうの時は後悔候とも、かひある

ましく候、所詮たしぬくみちなくて、そのったかひ

なく、しんっとる所見にてあるへくは、みちをあけ

ん事は、いきあるましく候、 小河のこと、いちきな

れはと云々、路しの一たんにうつすへからす、へつ

のなり

はさりし也、此篠尾の合戰は、いつ比なりしか、た

しかならぬとも、義定の狀七月比の事なれは、同時

なりしことしるかり、同文書の中に、大かた先日、

しょとのりんしとうらいして、即日に御はたをあく

へしと、御治定候しかとそのあともつかす候事、

生前のめんほくをうしなふへく、延引とこそなけ

S候に、むかひしやうのさたまてにおよひ候事、

いかなるへんとも心えす候て、ふしんおほくのこり

候つるに、いまの音信本意候、下略、八月五日、判

中院義定剰 阿曽大宮司殿」、また同卿より同時の狀に、

111 11

征西大將軍宮諸卷五

○阿蘇文書にかみ候はて、釈の體そらく候、 なにこ

イニかたり

とばかきたるならめと思ふ也、

なる強みとなりしかはさてこそこの狀にも特更に一城主參御方候

東風日薩藩舊記友田 書に、中村彥五郎入道覺純、令與同凶徒、

引入敵於濱崎城、打寨路次之上、四國中國海賊等、依相加谷山凶

徒、合戰及難儀之處、最前馳寄、致合戦忠節之條、殊以秧妙、且

可令注進、遺候狀如件、貞和三年六月十七日、道鑒列、 市來崎六

郎次郎殿、〇同記和泉忠譜に、中村彥五郎覺純等、戌濱崎城、

覺純本姓矢上、蓋高純別族、居中村、因以易氏云々、なとありこ

のに矢上一族中村入道とは即ち此の覺純にて彼れか宮方に踊順

せしは島津方には程の害となり宮方にとりては其の反對に大い

考ふへし、此時の合戰は、當國可心安申候とあ

るを見れは、道鑑の子息を始、一族等の中にも、手

負多く散々の負軍せし程に、擧國凶徒等も、谷山の陣

を拂うて、悉く在々所々に引入りしなるへし、矢上

一族、中村入道とあるは、矢上中村はいつれ 薩摩

の地名なるへけれとも、いつくなるかさたかならす、

矢上の一族は、島津か一族なるか、 其北矢上臺

なといふものありて、それを彌上の一族ともひた

るにや、いつれにもあれ中村入道は、矢上の中にて

宗徒のものにてありしなるへし、城主といふこと、

前の物にはをさ(見及はす、其比よりい始めた

る名目なるへん、

たちて候、いかさま治定かと思ひ候、かやうにとり

あへすうけ給候事、御心さしのいたりにこそ候らん、

めて度候、又今夜かわたの松山、御かたにとて候、

めてたく存候、御かたきは大きわりに心とて支へて、

さしたるかせいなくて、むまのり二三きうちむかひ

候へは、御かたきひきしりそ候、 あはれよさせら

たに、十騎も甘騎もそい候はい、おひはらい候ぬと

存候、十八日のかせんにも、めい一人にかけられて

みけふねにのり、河にくたりおち、ふためき候しを、

みかたつゝき候はて、あやうにこして候事、くちを

しく候へ、御かたきのやう、さしたる事も候はしと

は覺候、めしてくわさとの 七月廿日、花抄、此

釈は方四寸餘の紙に、うらおもてにか、わたれは、

もしもちいさく、脱字なともあるへく見えて、こと

に讀かたし、たいし此狀は、義定卿より、八代に筑

後の船よりよせたるを、内河なとしてふせき給ひ、

かせんのやうを、惟澄に仰遣はされたるにて、川田

の松山は、今も八代の高田に、東河田、西川田と

本マ

BA

召イニ

ろも松浦物とも、御方にいて、大かたさいふに

きくちょりも申

ますへきかのちやうめてたく候、

文ならんともおもへとも、原文にしか見えたれは、

傅寫の誤ともいびかたし、もし強いていはいたの字

はれの字にて、海軍の二字地名なるにや、しからは

彼國に、皆聞嶽あれは、軍の字は聞にて、海聞を、

吾度の字はいかなるよしにか、

ゆれは、これか名字にてもあるへからす、 さらは街

たし、島津七郎か質名とも見えず、また下の豊後度三 また所見なし、彼家の始祖忠久、豊後守なしかは、

郎にも、同といひて、度三郎も島津を名のりと見此人の子供の中に、父の受領の名を名のりたる

【風東もえ

其また弟た海軍の三字、いかにとも心か

島津四郎は貞久

もの ん、

九州史料所載の度三郎の度の字の如き、昔は假名に

にもあるへし、

九めて杜撰

史と州フト

し

七家所にて七郎は似には慶三郎とあり、

犬

は 正妻 にてやありけん はエリオス

後

･陸奥

郎ら養

を

ほれり 犬

にに

な其の

この

世

稱ろにはか

したり姓氏録

音にて海聞とかきたるにもあるし、またはたら字

料試加手九

にきき犬州

御状

阿日

と海と多此

をうちふたさ、しきりに膝に乗せし程に、三ヶ凶

てて徒、御在所をひた攻にせんとて、去年より構へ置きたる向城ともに馳加はり、道鑑も子息以下一族共を率ゐて押寄、攻めたてまつりしなるへし、子息三郎重久は、島津系岡に、此人の名見えすして、二男三郎左衛門尉宗久と見えたり、此人五位の尉になりて、父に先立て卒とあるをおもへは、重久則宗久にて、此時の手創いえすして、終に早世したりしにはあらぬにか、宗久か弟又三郎を、系岡には師久大夫判官上総介と見えたり、しかれは又三郎は此人なるにや、

さたかならす、東風師久は系岡には上總三郎とあり又三郎は

師久の弟

是か

督となり 亮越 れ犬田もとも太海の二字地名とし、軍の字

は、もしのままにて、

を輩の字のひか寫と見て、太海の輩にてもあるにや、

いつれにもあれ、豊後度三郎以下は、海軍か太海か

の住人にて、島津か一族の中にて、當時名得たる

宗徒の一族なる故、取分けてふく書出されしなるへ

し、されとも太海軍ならては、いかに讀へきとも心

えられず、東鑑に、中國の人の名字、海太某と見え

たれは、太海は書き誤りにて、これも海太なら

しるへからす、其國人に問ひてあらむへし、

料に載せた孫海相豊後度三郎は、系圖

源次、平二、橘次、 藤三、 紀六、なと排行に、姓を

つらねて名のりたれは、度の字も、度會氏なるへく

もちもはるれとも、島津家は惟宗氏なれは、度な

るへきいはれなし、さて征西大將軍宮 巻五

國凶徒加 谷山之敵陣」候之、數致合戦候、凶

徒島津人道々鑑子息三郎重久、同又三郎兩人被

候了、洪外一族島津四郎、同七郎、た海軍、同豐後度

三郎被班了、此仁等手負候間、國人手物不知其

數被疵候了、常國心安可」被思申候、一矢上一

族中村 入道一城主』御方,候了、折饰當國 合戰中

候間、不」申候事、非本意候、便宜之間、 不及委

細候、毎事態可」申候也、謹言、七月十八日、花押、

例人の也、惠良小次郎殿」、と見えて、隔渡海候之

上、當國合戰最中候間云々とは、其比宮は、山南の

谷山の御所におはしまし、道鑑は山北の地千臺あた

に在城してありしかば、山北はすべて囚徒にふた

けられて、肥後への陸路、通行たやすからざりし故

東風日発兒島に

同九日、同所牛下合戰之時、散々太刀打、宗凶徒六

人打取候了、手負者不知其數候、同十九日、三ヶ

風島郡に牛落と

國合戰事、去月七日、凶徒陣鹿児島郡内新福寺外城、

自御方燒拂候之處、散々合戰、凶徒多被」班候了、

東風日東土

候了、尚々凶徒等退治候之様に、可」有御方便」候、

定光 御等閑候歟、其堺事、此間無音之間、心もと

なく候つる處に、無事、よし承候、目出度候、一當

三ヶ國の凶徒、馳加谷山敵陣云々、とは例の人の正

月に、三ヶ國の凶徒、谷山の住所に押よせて、向

城を構へて、宮を攻めたてまつりしかとも、官軍を

れにはかなはすして、所々に打出て、新福寺下等

こしき島に勢を分けて、徒の通路

に合戰し、

二〇九

東風日、九州史料所載和泉實忠譜に、九日、公使忠氏將兵改濱崎

城、送復取之、磯淸兄弟有戰功、又地理纂考鹿兒島郡牛落郡元村に

屬して鹿兒島より谷山へ往来する街道なり西は懸星にて東は海な

り云々、山田聖榮自記に鹿兒島の内牛おろし或は牛落し或は牛

けの演とあるば此の所なり今俗牛懸灘といふ谷山祐玄陣營の

りとあり下の合戦は六月九日にて濱崎城の戦も同九日なれ

忠氏の手の者等か合手となりたるにてはなきにや忠氏は島津良

久の弟にて和泉家の次郎左衛門とし下総守となれるものな

御在所より肥後への通路は、皆船にて往来したりし

故、隔渡海」とはいいたる也、當合戰最中と、此

釈に見えたる、合戰の事計にはあらず、興國三年の

千臺合戰以来、連連の合戰をさしていひたる也、そ

は前の義定卿の状に見える、こしき島の事にても、

其比彼國に、海陸戰に隙なかりしことしられた

り、新寺の城下なと、合戦は毎度官軍利を得たり

と見えたけども、島津方にて、誰かしを合手にした

る合戰なりしか、さたかならす、

たれて難儀するに、御方機にのりたる折し、件 徒退治事、近日殊可蓮策」之由、可」有三御下

の關船とも薩摩に來着して、こしき島の官軍と、一 知之旨、被申征西將軍宮」了、存共旨可、被勵

つになりて合職した程に、御方いよく利をえ 忠功者、天氣如此、悉」之以狀、六月廿四日、大藏卿

たると也、きけんは機嫌にて、鹽合のよろしき事な 判、惠良小次郎館、此綸旨年紀なし、大かた正二年

り、機會といふへきを、鎌倉の比より、世に禪宗盛

同文書に、連々

の物とおほしいれは、こゝにつ

に被行たるより、俗間にても機嫌といふ事を、ひ 申度候之處、隔渡海之上、當國合戰最中候間、

ならひたる也、猿樂の熊坂の謠に、きけんはよきそ、乍思不」申候、非本意」候也、抑中納言方より如=

はや入れとあるけんも、このきけんと回しこと 注進者、度々御忠節、返々目出度候、則披露」

なり、

にて、二〇八

肥後文獻叢書第六卷

臨合よきそといふ意なり、申たちて候とは、

申逵して候を、たちてともいへるにてもあるへし、

東風日此の義定の歌にある船云々のことにかくばるものにあ

らすやとおもぼろろもの九州史料に見えたり〇重久文書に、四國

中國海賊等、三十餘艘、自飯肥南鄉内目井浦、奔通肝付郡内之浦

□口崎之間、定可相加凶徒歟、急可致用意之由、野邊孫七盛忠、

以使者所馳中也、仍出狀如此、不廻時刻、聰寄當陣、可被合戦、

仍執如件、貞和□□月廿七日、〇〇殿、此年月の所破れて

れとも史料には當年二月に入れまた入來文書の澁谷彌四郎

軍忠狀に、於貞和三年五月十九日夜、薩州鹿兒島院御敵方、

心取濱崎城之間、六月三日、最初馳越東福寺城、相待御方軍勢之

處、同六日卯剋、熊野海賊以下數千人、海陸兵寄來之間、捨身命

賊徒等數輩、□□被追返、云々、とあるも同しく海賊とあれ

熊野四

賊即ち關船ともこきつられて薩摩に下りしも

のとおもへは重久文書の海賊も必ず同時のこと思ふなり此の海

賊船即ち定の狀に船のことをかれたるに關繋せるならん

と思ふりしなるへし、薩摩の鹿兒島郡の沖に、甑島とて三

のしまあり、それを其比は、三こしきといひしなる

へし、かしきといふも、こしきといふも、其所は同

し調のうつれるへけれは、其比はこしきとはいはて、

かしきといひたらんもしるへからす、さて其島は、

日向大隅の凶徒らか船にて、薩摩に通路すちない

は、宮方より御勢をさして、其しまにのり出て、

囚徒の通路をさしふたきたると也、たちたいむへき

さいそとは、斷止むへき所なるへきを誤りて、と、

むをたむと書れしか、また後にしかうつしひかめ

たるにてもあるへし、御かたきにのり候折し、こ

のせき船つきて候なる程に云々とは、徒らか道を

とは、船數は卅四五艘と聞きたれとも、軍勢はSか 將軍方してありし程に、宮方よりはそこを收せら

程ありしか、おぼつかなき程に、今月の三日に、薩 れしさまにて、惟澄より其跡を申給らんとしたるに

摩まて人をやりてたつねられしと、もしその船と て、仲入道か死跡といふ事にはあらず、これにて近

もか、呼よせられたる船ともならんには、本より 所の島々といふは、天草なることさたかなるへし、

の在所を心さして来ることなれば、用あるよしを せいは船かすこそ候はねとも、不足はなけに候云々

いひやりたらんに、なとか来たらてはあるへきと也、 とは、薩摩に見せにつかはされたる人の、踊りて言

船つきて候へは云々とは、もし其やりたる人につれ 上したる趣にて、船數は卅四五艘はかりはあるへし

て、船共かへり来りて候はい、たっ所こそ和談して とおほされしかとも、まことはそれ程はなけれとも、

候へ、近所の島々にある凶徒共をたいちせんには、 軍勢は思ひの外、大勢乗組てりし故、不足はなけ

以てたよりありて、たやすかるへしと也、近所の島 に候とは被仰し也、まかのへん合力にもなりたく候

々とは、八代の近所の島々にて、天草をいふなふへ とは、去年勾野人道か御方に怒りしかとも、無勢の

し、其比天草には、蒙古合職に高名したりし、大矢 物なれは、薩摩より船とも水着せは、件の入道にも

野十郎種保か子孫一族とも、やうくひろくなり、 合力せられたくおほさると也、今月上旬に、薩摩

天草三島を領して、將軍かたしてありしなるし、 より此邊に人のこえて候しかは云々、此所脱文ある

惟澄か、官軍等か所の地を所望の申狀に、天草郡本 にや讀かたし、人の越えて候しとは、さつまとある

砥島地頭職、天草大夫三郎入道跡事と見えたるも、件 處、さつまの事をきくしにとか、たつねしにとかあ

大矢野か一族にて、 是らは本筑前の原田常の支流 しなるへし、みしかきと申所に、みしかもうつ

なり、後には五家にわかれて、大矢野、志岐、天草、しひかめたるにて、みかしさとか、みこしきとかあ

この日の三日に、人をつかはして候つる、しかく 本電長は、件の天皇道カ国の理なっとうう

んと御推重ありしと也、勢について覺束なる程に、柄本、上津浦々と、是を島五人衆といへり、其比は

のためはかりにても、うちたのみてくたり候へと、

代にはよせすして、直ちに薩摩へ引返ししものなら

爰周防國在廳、船所五郎正利、依」 三國舟船奉行、 申つかはして候云々とは、せきふねの事をいひやり

献數十艘」之間、義經朝臣與書於正利、可」爲鎌倉 給ひしは、船の事計りにてはあらて、軍勢を船より

殿御家人之由云々」と見え、また梅松論、尊氏卿筑 めしよせて、諸方へ手つかひし給はんとの事なれと

紫より御上洛の處に、尊氏直義は長門の府中に暫く も、もし大勢下ることかなはすは、我を迎のためは

御逗留にて、當所より御座船あり、御船の事は、元 かりにても、それをたのみにして下るへきょし、仰

暦の昔、義經檀浦の戰に乗たりし、當國串崎十二艘 遣はされしと也、さて此勢も船も、此て薩摩への

の船頭の子孫の船なり、義經平家追討の後、此船に こし置かれし、御手の軍勢關船ともにて、芳野より

於ては、日本國中の津泊に於て、公役あるへからす 招きよせられしにはあらす、さらは船も勢も、薩摩

と、自筆の御下文を、今にこれを帯する、今度此船 より呼よせ給ひたるを、大勢下ること叶はすは、し

もつて、御座船に定められたるに、尤佳例に相協へ かなとかゝれたるは、此年比宮は、薩摩を御在

り、是は長門守護厚東申沙汰するなりとも見えて、 所となされしてとなるゆゑ、薩摩より餘所へ行くと、

昔より周防長門の間は、九國へ渡海の事はさらにて、 かく下るとはいはれしなるへし、たうそわたんとき

諸國へ通船の咽喉なれは、舟船奉行なといふものを して、さてはなにをし候へきそと思ひて、しかく

置、船所といふ役所までも置れし處なるうへに、源 とは、義卿の手勢とも、卅四五艘の船にのりて、

平の合戰の時、かく兩國より兵船を出して、軍用に 八代ちかくまて来たりしかとも、當所すてに頼尚と

供したる所にて、其船共みな門司赤間兩關の間に在 和談になりたる事を聞きて、さては此處によせたり

て、常には九國渡海の用とせし故、後にはかなら とも、何のなすべき事もなく、詮なき次第なるうへ

す其所の船ならぬを、兵船をはすべて開船とは云 當時薩摩は合戰の最中なれは、それをはつして、用

ひたるなるへし、大せいかなはすは、せめてむかひな處に、いつらに逗留せんきにあらされは、

ひて、すくにさつまへとをりて候かとおほえ候、こ

れならてこれまて、きたり候へきふねはおほえす候、

せいにつけておぼつかなる程に、この月の三日、人

をつかはし候つる、さりともこの心さしの船にて候
はい、なとかきたらては候へきとおぼえて候、ふね
つき候て、こいこそわたんにて候とも、きんしよ
まくは、たいちなにの子細の候へきと覺候、せい
は船かそこそ候はねとも、ふそくはなけに候なり、
いかにもして、まかのへんの合力にもなしたく候、
さて今月上旬に、さつまようこのへんに、人のこゑ
て候しか、さつまにみしかきと申所に、御かたのり
いて候なる、是はけっとのとをり候みちをふさき、
たちたいむへきさいそにて候なる、かいろくともに
うちふたきて候、御かたきにのり候をりふし、この
せきふねつきて候なる程に、Sよりをゑたるき
けんにて候よし、あるかたより申たちて候、なをく
音信本意候、Sかさまちかさほとにこゑ候て、なに
事も申あはせ候へく候、六月十三日、制、定卯のゑ
らの小次郎とのへ返事」 とある、義定卿より惟澄へ
の返書あり、御かたさきんしょに、あまたしやうか

くとり候はんするよし、このへんにもされ候とは、
誰ともしられされとも、少貳は去年の冬、和談して
歸國したりしかは、いつはりとはいひなから、此地
まてはいまた前約をはやふるましけれは、惟時か豊
後勢を入れて、南郡の間に、所々に城郭を構へん
と計りしなるへし、此へんとは、八代にも其事聞え
たるとなり、其あたりにもうちいりて云々、かひか
ひしき事にて候はいこそ、ようにはたち候はめ云
々とあるは、文意いかなること、聞えかたけれ
とも、しいていはい、かたきより所々に城を構
ること、もし惟澄か分地の間の事のみならんには、
八代よりかならす勢を出して、合力の用にもたん
と思ふとの意にやされは心さしのいろをみする計
にて、合力すへと風情までに勢を出すやうにては、
よわくしき事なれは、何よりも外聞實儀ともに、
もったいなくおほゆる故、ゆめさにはあるまし

き程に、ふやすく思ひよれよとの事なるへし、さて

はせき船のなくて云々のせき船は、開船にて軍艦の

ことなり、東鑑元暦二年三月廿一日の條に、雨、

延尉為攻平氏、欲」發向檀浦之處、佐､雨延引、

は御方のほんゐ、うせ候はぬかとうれしくて候へ

同文書に、これときつねにおとつれ候程に、さて

ばしか

いひたるにや、かるに此度、惟澄そこにしも城郭

かまへて守らせたる故、敵のたくさゐしたると

は仰せられしなるへし、○同文書及云、参御方可

相續軍忠由、先度被仰畢、急可」其節」者、天

氣如此、悉之以狀、正平二年三月十七日、左少

花押、阿蘇大宮司舘」、又、一族井當手官軍等恩賞事、

注進可有其沙汰」者、天氣如此、悉之以狀

正平二年五月四日、少納言花押、阿蘇大宮司館、な

と見えたるも、惟時か謀叛せし事を、只勤王の事に

心あたりたるやうに取なされて、先功を相織し、

義兵をあくへきょし、しきりに御催促あらしなり、

勤日、阿蘇文書云、肥後國凶徒退治事、如去正月八日太宰少貳注

進狀者、重致軍忠云々、尤以神妙、可動忠節之狀如件、貞和三

三月九日、花押(直義)、阿蘇大宮司殿、 補、〇同三年の内に同文

書に、請文之趣、披露之處、 尤神妙、安堵被下事、近日所被閣御

沙汰也、有其沙汰者、最前可被下綸旨由、所被仰下也、可被存知

之狀如件、四月十四日、阿蘇大司宮館、といふ年紀なく狀主の名

も開けたるあり然るに安堵の事近日所被閣御沙汰なりとある

おもへは此狀に去年中多事にて御沙汰を閣れたるとあるに合せて

件の無名の狀ば去年正二年の狀なるへしされともそれもこれも

狀主は誰なりしにやしれす (正平二年三年七の窓に入居候)

肥後文獻叢書第六巻

は、むかひのふねにて候かとすいし候、たいしたうそ

わたんときして、さてはなに事をし候へきそとおす

二〇四

は、さも候はぬふせいとおぼえて、うらめしく候、

これより申たく候つるに、いまの音信本意に覺候、

御かたききんしょに、あまたしやうかくをとり候は

んするよしは、このへんにもさた候、いかさまにも

そのあたりにもうちいりて、ようかゐをもとり候は

んとすることかと、すいようし候、よくく心ゆ

るしなく候て、よういあるへきにて候、もしそのへ

んの事にても候はい、こゑ候てことのやうをも聞

かいひ候へく候、かひくし事にても候はいこそ、

ようにはたち候はめ、たっこゝろさしのいろはかり

にて候は、なによりもよはくしょ事の、きこへ

て候はんこそ、もたひなく候へ、それはゆめ

あ

るましきことにて候、心やすく候はい、この程のき

にかはらす候、さてはせきふねなく候て、去年も人

をつかはし、この正月にもとんたをつかはし候し、

大せいかなはすは、せめてむかひのためはかりにて

も、うちたのみくたり候へと、申つかはして候、さ

ともむなしからしとおほえて候、卅四五の船

をくり給り候

事、いまにはしめぬ心さし□申なから、ありかたく

悦いり候、さてうけ給はり候つかひの事は、ひんき

に申候ぬ、又わさと人をやりて候、心やすかるへく

候、ともかくもさうはあるへく候、 ゆめくそらく

あるましく候、なによりもそのへんに、しゃうとられ

てなる、めてたく候、これこそ御かたき一大事と、

そむしつる所にて候つれは、いまはしたくさうゐし

たるやうにきこえ候、いかさまにまたことなる事な

く候は、まかりこえ候て、なに事も申へく候、六

月十八日、花押、 ゑらのこ次郎とのへ、御返事、事

しけやうに音信候とは、惟澄か其比申旨あって、

征西大將軍宮譜卷五

それイニ

阿蘇文書に、□□□の程は、事しけきやうに音信候

間、ことさらほんゐにおほぇ候、さてはやすみ事、

少よりイニ

御大事出來之時は、身の大事と存候て、可中見綴候、凡公私大

小事、無覆藏可申誠候、更に不可有改之儀候、若爲存者、八幡

大菩薩、天滿天榊御罰於可蒙候、恐々言、貞和三年二月廿五日、

頼尚判、阿蘇大宮司殿の二通あり前書の兵庫允とは誰なるか分

らす惟時宮方を抜きて心を北軍に寄せし折とて各々談判を遂げ所

謂攻守同盟の約を結ひたるなるへ

ゆゑなく到着峡、目出候、□□そなたには、一か

うさんのさうふうの人々に、みはこくみをくられな

とし候ける、これまでてんまなとにてHOI

たえす音つれ申たるを、事しけきやうにとはいひた

るなり、やすすみは、此卿の家人にて、惟澄か許へ

使として行きたる人なるへし、はし舟のことをてん

まといふこと、其比よりはやくいびたると見えたり、

てんまは傳馬にて、はし船は本船より物をはこひ、

人をもわたしたとし、共用につかはすものにて、傳

馬に似たれは、しかなつけたるなるべし、うけ給は

候つかひの事以下は、いかなる事ありしにか、考

ふへからず、そのへんに城とられて候なるとは、そ

のへんとは、いつくなりしかしられねとも、例のし

ひていはい、去年十二月、道猷かに、郡浦に城郭

を構候といひしは、傳聞の誤にて、質は惟澄かしわ

さなるを、しか聞まかへたるなるへし、もし法から

んには、そのへんとは、郡浦をさしていひたりし也、

やすい

其比は惟澄は郡浦に居たる故、義定卿より、

みをそこに御使につかはされし故、やすすみかかへ

るをり、てんまにのせて、八代までおくりたるなるへ

し、敵の一大事とそんしつる所とは、近比筑前より、

舟にて宇土八代に寄來るをりは、いつも郡浦を、關

とまりとしたる故、敵の一大事とそんしつる所とは

東風日本書千臺の御合戦はさらにて其餘の事共阿蘇へ薩摩よりの

牒開けて見えずとていとも遺憾におもばれたるやうなれば猶又

この年のことも所々に補記せんと欲すさて九州史料に見えたる比

志島文書に曰く、新春之御慶賀、自他申籠候了、以幸甚珍重

々、不可有盡期候、抑自今月三日始、迄于六日、日々合戰無除候、
隨而昨日申刻南方凶徒等數百人、打集谷山城候了 近日可攻御方
城之旨相巧候、就其者、此間大略御方勢 宅之間、當陣無人數候、
雖難儀之時刻候、不廻御口者喜入候、恐々謹言、正月七日、消鑒、
比志島一族御中、○南方凶徒等、今日酉刻、率數百騎、打入谷山
城訖、内通人口告申者、今明日之間、可取城於近所云々、不廻時
刻馳寄、可被致合戦、依執如件、貞和三年正月二十日、沙列
(貞久)、比志島一族御中、〇重久文書、 薩摩國凶徒誅伐事、任去年
十一月廿一日御書之旨、 先度催促之處、于今遲參、甚無謂、所
詮相催一族、今月中可被馳寄當陣、猶以過彼H限於令不參日、
任被仰下之旨、可注進所帶、將又可取寄陣々之間、具足等事、注
元年とあれとも、此狀に十二月八日と見えたれは、
補任の說は誤れることしかり、されは此以後の改
元の時日も、補任の說はおほつかなく、専らにはう
けかたけれとも、南朝改元の事は、此外にはしるし
たる物なけれは、此後の改元時日は、姑く補任に據
りて、後の考を待たんとする也、八代の事心もとな
く候とは、賴尚去年以来、度々南郡に寄り、八代

の御かた、殊の外難儀するよし、義定卿内川なとよ

り、追々に注進申しし故、薩摩よりも惟澄か合力の

事を、ひょくたのみおこせられしなるへし、

肥後文獻叢書第六卷

東風日阿蘇文書! 今度參拜之時、心底令啓候條、就公私悅喜無

極候、抑此事於向後者、無內外可申承候上、着身の大事をも申、

又御大事をもおほやけわたくしにつき候て、うけ給つくへく候、

如此約諾候は、大小事一味同心、相互可申談候之間、くわいへん

のきあるへからず候由を被申候、得意細詔給候而、是よりもて

被調進候、他事期後信候、恐々言、二月六、兵庫允口景、謹上

阿蘇殿、○全書に、申候間事、於向後者、身大事も可馮申候、

惟澄武光等・合戰したるをいふなるへし、御奉行所

は、將軍家の御奉行所也、二月十七日御奉行所上之

候也とある、後に書入ることはしるかれとも、此

案を少貳より阿曽に送りたるをり、其實に京にたて

まつりし月日を書入て送りしなるへし、

また、阿蘇大宮司惟時事、相構要害、於 所々致

拔群之軍忠候、 可被成三下御御教書候哉、以
此旨可有御披露候、頼尚恐惶謹言、貞和三年正
月八日、太宰少貳藤原頼尚、進上御奉行所、同二月十
七日御奉行所え上之候也」、惟時興四年に御敵になりたる
以後、惟澄か申釈に見える、矢部甲佐立早祇用萱
野味木にて合戰なと、みな惟時か構へたる所々の要
害にて、當國並に筑前豊後なとの囚徒を引入れて、
文壹通、急速致用意、可被持參之、仍執如件、貞和三年二月十
三日、沙彌列、重久孫八殿、

合力、可遣御勢」候之處、三ヶ國之囚徒、於
御在所構向城、連々合戰候間、于」今遲々候、一自
中納言井五條次官方、以 當國御勢 御合力事由入子
細候、此間御沙汰之最中候也、尚々于」今無音之條、
背日來之本意候也、一去月十三日、飛脚立 吉野
殿、今月廿日、當國到來、東國御方以外蜂起之、
被仰下」候、「去月八日有改元號正平、今年は二

年に成候也、未其堺聞」候哉、御心得のため申
候、尚々八代事、心もとなく候、相構々々御心入候
て、可」有三御合力候、ふかく憑おほしめし候也、
毎事熊可申候、謹言、正月廿八日、例、例の人也、
恵良小次郎殿」、と見えて、宮薩摩にて御合職の事、
興國三年七月、道鑑入道か千葉にあるを攻めらるへ
しとて、阿蘇以下に御後措の事を仰下されし以後は、
千臺の御合戰はさらにて、すべて其餘の事共、阿蘇
文書、此間の薩摩よりの牒状、 けて見えされは、
かなりしともさたかならす、 此狀には、以前の事
さまとは打かはり、義定卿頼元眞人なとより、宮の
御勢をさし分けられて、肥後國へ御合力あるへきょ
し請申されし事は、千臺の御合戰以後も、宮方連々

御勝利を得られて、當國の徒等も、降する物多
くして、御勢も彌かさみたる故、肥後よりの御後措
は、是また連々の合戰に隙をえさるのみならて、内

に結句は、惟時か謀叛の事さへ加はりて、阿蘇菊池
御後措の事は、Sかに思ふとも、とても叶ふへき
さまにてはなかりし程に、義定卿なとよりも、却つ
てかく宮よりの御合力を申請はれたると見えたん
しかるに近比に、薩摩にては、一旦歸服したりし大
隅日向の凶徒、また蜂起して、道鑑か勢と一になり、
谷山の御在所に押寄せて、おの向城を構へて、
宮を攻奉りし故、御勢を分けられて、肥後にさし向
けらるへき御餘力なくして、御合力の遲々に及はる
よしを、此狀主をもて仰せことわられたるなり、
東國御方以之外蜂起とは、何事をさしていはれたる
にか、此事太平記なと考ふる所なし、其比宗良親王
信濃におはしまし、新田義宗義興の雨朝臣上野にお
はして、義兵を舉けんと、東國の御方を語らひ付給
ふ折からにて、其あらましことの、芳野に聞えたる
を、東國の御方蜂起せりとは、仰下されしなるへし、
改元の事、南朝公卿補任には、七月四日改元、正平

折候之由、其聞候、殊以目出度被思召候也、爲三御

月廿一日、御列、島津上総入道殿、とあり、

正平二年丁亥

先懸輩等軍功事、同惟食畢、先以神妙、凡向後鎮西事,所被仰少

進可收

公所帶、此外一向不璽催促族、子細同前、將又谷山城所々合戦、

輔太郎入道々猷也、存共旨、急速可對治之狀如件、貞和二年十一

平、大隅助三郎入道々忍、鮫島彦次郎入道蓮道以下、與同于凶

徒云々、不日可加對治、次澁谷一族以下、捨軍陣歸宅云々、爲事

實者、太不可然、重可致厳密催促、尚以不承引者、就重注其事はさかならす、

東風日阿蘇惟教氏九州史料に、薩摩合戰事、度度注進状披見

彌、託摩別富太郎殿」、此比は惟時か宮方にそむさま征西大將軍宮譜巻五

ゐらせたりし事なれは、それか郡浦に城をかまへ

たるは、御敵のいろをたてるにこそあるへけれ、し

かるを基事を道献聞付けて、郡浦を攻むへきょし、

託序なとに觸れたるは心ぇかたし、されは惟時とは、

惟澄をかき誤りつらんかとおもはるれとも、たい

に阿蘇大宮司とかきたれは、惟時なるにはうつし、

されはおもふに、惟時か謀叛したるといふも、いま

た内々のことにて、あらはに御敵のいろをたてる

事はなかりし故、一色少貳なとも、いまた心をゆる

して、無二の御方とはおもはて、かく新に要害なと

取りかまふるを聞付けて、討手の勢をさし向けんと

はしたりしなるへし、此時郡浦にて合戰ありしや、

阿蘇文書に、凶徒退治之事、相續先」功、殊運籌策」

者、本領新恩等如」元、不可」有三相違」者、天氣如

此、悉」之以狀、正平二年正月八日、右中辨花押、

阿蘇大宮司館」、又、去年後九月以來、八代合戰被致

合力之由、被聞食,了、 尤以神妙、 彌納可」被抽

忠節者、天氣如此、悉」之以狀、同年月日、右中

辨判、惠良小二郎館」、是らの綸旨は、去年の冬、宮

より御注進の旨ありしに依りて、かく綸旨ともを一

同に下されしなるへし、同文書及いふ、八代荘に、

凶徒打入候以後可以申之由、思給候之處、當國合戰

最中、旁以懈怠候間、乍､思于今遅々、凡失日比

之本意候也、抑度々御合戰の次第傳承、將又 自

中納言､注進之趣、委細承候了、雖不于」今初」事

候返々目出度存候、其堺及難儀」候者可」爲三九

州之御大事」候哉、相構凶徒退治候様、可｣被廻三籌

第候、公私一向馮存候也、毎度御合戰に付、御骨

黒淵は龍か峯の東南にありて、高田への通路也、さ

れは其所を敵にふけられては、八代への出入斷絶

する故、内川 此境に打越えて、惟澄に合力を頼み

たりし故、内川を米山の要害に入れて、黒淵を取返

征西大將軍宮譜卷四

東風日肥後國志に八代郡道後鄉南種山村陣内城迹南種山城とも云

ふとありて又黒駁今は黒淵と書南種山の子村にして陣内と相離る

こと七町計巣の谷にあり然れとも城迹なし疑らくは陣内あたりま

ては其比苦通して黒淵と云たろか然れは種山城南朝の時は黑淵城

とも云しなるへし陣内は城れて後の村なるゆゑ陣内と名付たり

と思はるなり米山は陣内城の谷超し西山にあり向城を米山に取

(惟澄申狀に)とあるときは黒駁城は今の陣内なること明也といへ

問、不廻時日向、取 向城於米山之處、内河

縫殿允打越於此境者、偏可爲三惟澄之計之由、

依令」蹈之處、 頼尚一族、對馬豊前守、筑後孫

次郎以下數百騎寄來之時、八代御方被追落要害

之間、竹崎左衛門太郎、相共追散彼徒數十人

被疵云々、III後頼尚、義直、分二八代南北以和談

義、今宮荒尾二箇所御方城迦之畢、と見えて、黑駿

は八代郡南種山村の支村に、黒淵といふ所あり、そ

こなるへし、米山さたかならす今の龍か峯の中にて

もありしにやたつぬへし、

さんとしたるなり、然るを頼尚より”一族對馬豊前

以下をさしむけて、米山を攻めたりしに、八代勢ふ

せきかねて、つひに米山を追落され故、惟澄又竹

崎左衛門太郎と付けて、頼向か勢を追ちらしし也、

對馬豊前守は、前に見えたる豊前三郎か父なるへく
見ゆれとも、まことは同人にて、こいには誤りて、
豊前守とはかきしにはあらぬにか、猶可」考、かくて
後は内川、頼向か度々寄来るに難儀し、頼侗惟
澄か追々の後措に志をえさりし程に、つひに和談し
て、八代を南北に分けて、小川より南を内川か地
とし、北のかたを頼尚か分地としたりしなるへし、
されとも此和談は、義定卿惟澄なとかはからひにて、
其時頼尚も難儀して、御方に参るへきなと申たりし
故、偽りとは知りなから、しばらくそれか申にまか
せて、みかた一方の難儀をゆるめんとて、八代ヶ兩
分して、和談のしるしとせられしなるへ、されは
頼尚は、また此和談を鹽にして、一旦はまっ筑前に
引入りしと見えたり、○阿蘇大宮司惟時、於、肥後國
郡浦構城郭、招寄凶等楯籠云々、早向に彼所
可致軍忠仍執如」件、貞和二年十二月三日、沙

◯たむしうけ給はり候へしょうかいの

日に作る

字

ひょくにおほし候

○阿蘇家譜一

つる

候へくと

くいおほへ候

一みちはからひさた とよふくか事

みて、おくふかきやうの事なり、今おきろとりこし

らふといふは、要害を構ふることをいふなるへし、

おきろとりかまへて、さんへて合戰あるへきよし、

御使の申候とは、小河なんと所々に、ようかひを

かまへて合戰あるへしと、惟澄か使の申たると也、

をかへの兵庫助助家は、義定聊御使につかはされ

なるへし、此助家に、くはしく仰含めて置かれし

故、其旨ともを、此人にたつねて、よろしきやうに

はからひさたあるへしと也、〇阿曽文書に、

うの事、うちかはにくはしく相談候了、この事は、さぬ

きのう

見元又假名小 つかひにまい

見ゆら なれば房の字な

らせて候けるとりに、さいさんうけ給はりて候、ゆめ

ゆめそらうあるましさにて候、たいしいまのきけん、

所々にしやうかくあまたちて候仁は、又とりは

しめ候はんするは、かなふへしともおぼえす候、 御

かうりよく候は、もとも悅存候、たいし料所のいち

たん、よく申たんして、さうを申へき由、へん

とう申候なり、くはしくは重藤申へく候、十一月廿

一日、 花押ゑらのこ次郎とのへ」、いまのきけんと

は、今のありさまなといふ意にて、是は内河なとか、

たいいまの有様にては、所々に城郭をかまへ持ちた

る仁は、此うへにとて城郭かまふることは、さる用途であるましく、蹈すべき人数もなかるへければ、とても叶ふへきことにはあらされとも、それも惟澄か合力なとしたらんには、また絶えて叶ましきことにもあらされは、もし合力ともいたされんには、ふかく悦存するとなり、料所の一たんといへるも、築城の料を取出すべき料所にて、其事を御使の重藤に仰含めたれはくはしくは是より可申となり、惟澄か申狀、今宮要害なといふは、右の所々に城郭を構ふるよし、Sひ合されし中の一所にて、内川なと今宮に要害をかまへたりし處、敵また寄來りて攻たりし故、惟澄馳向ひて敵を追ちらしたるにてそあるへき、件の合戰は十一月の末の事にてありしなるへし、惟澄申狀に、 其後御敵忍取 種山黒駁城之間、 此所御方要害後山也、可」 八代出入斷絕之

にはあらす、此前に推澄より惟時をすゝめて、けふ

あたり旗をあくへきょし申たる事ありし故、其事を
かく御催促ありしなるにや、御旗とは公より賜はり
たる御旗にて、それを磨けて、官軍なる色をあらは
すべしとなり、私の旗をあけよといふにはあらす、
惟澄申狀に、其後今宮要害之時、御方人々相共日々
合戰畢、吹山崎向城安見岡二箇所城、御方相共落」之
了、と見えて、今宮は八代郡の今の宮原町の南に、
今宮といふ地名残りたれとも、宮原といふも、今宮
原の意なるへけれは、昔は其わたりを、すべて今宮
といひしなるへし、頼尚は一旦守山にて、負軍はし
たりしか、兵なほ南郡の間に逗留して、宇土より直
に船にておしむかひけん、今度小川守山にはから
すして、今宮の城を攻めたりしと見えたり、其後ま
た山崎安見岡に向城を構へて、甲佐砥用のかたを攻
めて、惟澄か八代郡に打出ぬゃうはからしかとも、
惟澄また押寄せて、二の向城ともを攻落して、瀬尚
か勢を追出ししなるへし、 安見は山崎に隣りたる所

なり、○阿曽文書に、先日の御わたりこそ、返々悦いて候しか、心しつかにもなく候しこそ、本意にの間はやい無事なりし程に、惟澄八代へ打越て、義定卿のもとへ参りて、何とか議したりしなるへし明十三日、かならす此へんにあいむきて候とは、敵はたれなりしかしらねとも、明十三日は、かならす八代へむけて寄来るへければ、合戰の次第は、いかやうにしてよろしかるへきかけいせうは形状にて、かたきのやうすをいふなり、其比義定卿は、いつく是たい

におはせしにや、形状を聞きさためんとて、

いまおはするところに、逗留しておはせしなり、おきろとは顧の字、おきろとりにて、只その事の入く

、惟澄うちやふりて追かへしたる後に、南郡

あらす候へ、さてはよせ候事、明日十三日、かなら

あいむき候はんするにて候、合戰ある

す此へんに、

へきしたいは、いかやうたるへく候やらん、さやう

の事けいせううけ給り候はんために、いまに此へん

に候、先日はをかはなんとを、おきろとりこしらへ

て、さいへてかせんあるへきよしを、御つかひの申

候しくはしくは状につくしかたく候へは、をかへ

の兵庫助助家に御ふくめ候、たつねさたあるへく候、

十月十二日、花押」、去九月の初、少貳頼尚か寄せた

一九六

らるへし、更にあるへからす、 仍狀如」件、興國 書きて、下地を入道に譲りわたしし故、義定卿より

七年後九月十日、判定、恵良小次郎殿へ」、また、 其替地として、守富庄を御寄付の地として、惟澄を

やかてけふ吉日にて候、とく御はたをあけさせ候へ そこの領家職になさるやうに、御計らひあるへしと

く候、後九月十日、判同上、 ゑらいこ次郎とのへ」、 領家とは地頭とは同しからて、其地の領主とい

也、

勾野郷は今は盆城の下郡に属したれとも、昔は宇土 ほとの物なる故、 やかて領主ともいひ、本家とも

郡の内なりしと見えて、建久六年二月、 在廳等の立 いへり、たとへは豊後國岡田帳に、國領國東郷三百

劵狀に、宇土郡勾野四至大岸南、北限高井小道、

東隈八代大道、南限慕町、西限と 丁、領家松殿二位中將御跡、地頭職信濃伊勢入道、

見えて、久しき甲佐の神領たりしこと、また右の 本庄二百丁、 領家一條左大將家室家、地頭職賀來五

立劵狀に見えたり、されは甲佐しいうちといへる甲 郎惟永法名朝蓮平九名三十町、 領家山法師備後僧都幸

佐は、甲佐郷の事にはあらて、ししうちは四至内に 秀、地頭同前、とあるにてさとるへし、自領玉名

て、甲佐社の領内なといふ意にもあるへし、先皇御 庄西郷云々は、其比玉名庄の西郷は、義定卿の所領

代々とは、勾野郷は久しき甲佐の神領なれは、中 なりし故、自領はかくれしなり、玉名庄は玉名郡

比退轉して他の領所となりてありしを、先帝の御代 の中に、玉名庄あれとも、八代庄山本庄のことく、

に、阿蘇に御寄附ありし故、其後は惟澄そこの地頭 郡を庄といひたることもあれは、いつれならんとも

にて、知行しゐたりしと見えたり、また勾野八郎入 さためかたし、守富庄の事、もしいふことくに事行

道は、いかなる人ともさたかならねとも、久しき勾 かすは、自領玉名の西郷を、永代をかきり避譲らる

野の地頭なりしか、先帝の御時所領をはたれ、將 へしとなり、件の玉名の西郷は、義定卿の近比の所

軍方になりてありしか、近比定に降を乞うて、御 領にはあらて、家相傳の頭にてありしなるへし、

方にまるりたりし故、勾野は入道か領なれは、惟 やかてけ吉日とは、今日吉日なれはといふ心也、

澄に避譲るへきよし、御沙汰ありし程に、惟澄狀御はたあけさせ候へく候とは、惟澄に旗をあけよと

田河内關所合戦、

年十二月三日、太宰少貳列、相八郎殿、とあり

盆城なとより、八代へ行く街道なる故、八代よりこ

いに關所を構へて守りたるを、頼尚攻めかいり、打

破りて通らんとしたる也、惟澄其比はいつかたにありしか、義定卿の前月十三日のさうを得て、小川に来た正印の城に籠りてありし故、そこより下合守山に馳向ひ、散々に戰ひて大勝し、頼向を追拂ひ、馬物具までも分捕したりしなり、しかるに翌日までも、敵なほ向野のあたりにさゝへたりし故、惟澄つ向ひしかば、敵また川尻のかたへ引退きしを、大野原まで追懸て、阿彌陀峯近くまて追ひたしかとも、八代の御方つゝかさりし程に、合戰に及はて引返しし也、阿彌陀峯は今の木原山なるへし、守富木原村に梅林山阿彌陀寺あり、此寺は後嵯峨院の寛元二年に、地頭木原太郎盛實、相州藤澤の箕阿上す、佐田文書、延慶二年六月十二日、上總介北條實政か下知状に、延慶元年十二月十七日、以當國御家人陶山小次郎、日奈古孫四郎爲廣等、尋問難澁實否の處云々と見えたる日奈子孫四郎は、豊前の國人なれは、この日奈子も、件の爲廣か父子の間に

てありしなるへし、高木兄弟、弓削丹、いつれも

さたかならす、 阿蘇文書にS、肥後國勾野郷中佐

しいうちとして、先皇御代阿蘇に御寄附あるとこ

ろ也、しかるを勾野八郎入道、近日御方に参るあい

た、安堵事望申について、それより避状をいたさる

□其替として、同國守富庄領家職地頭職につけて、

御寄進の地に申沙汰すべし、若此所聊相違する事あ

らは、自領同國玉名庄西郷一同、不[]に相傳知行せ

一九五

陀峰は、貞和八 守山は宇士| り、當時は何かしの所領なりけん、此外には日奈子

四至門

の名字の人、物にはをさく見えされはさたかなら

日、肥後國郷村の地名は大野原より日奈子は今日奈久

、

宮原に通る道今は阿彌陀たる也、壬九月の壬の字は、閏の字を略せる也人を試して建立し、弘長中に寺領なと寄附しょし、

寺記に見えたり、されは山の麓に此寺ある故、其上

の家を阿彌陀峯といひしなるへし、旧事考伝野源

前、頼

尚は前月の十一日に、三日寺まで寄りしかとも、

十三四日を經て、今月の二日に、初めて守山の關所

を攻かゝりしは、國中の御方を催促して、三日寺に

逗留してありしなるへし、東風日相長文書に、去王九月二

と、八代郡高田郷の中にて、海に沿ひたる所な

华忠由事承畢、可注進京都、仍執達如件路といふとありの事は、當時三角入道か宮方してありしを、近 及合戰之間、不能合力、と見えて、頼向重令

國の凶徒石州に攻入て、三角を攻めたりし故、芳野 下國」とは、一昨年頼向か益城郡に攻入りて、山懸

殿へ後措の事を、請申たることにて ありしにや、 に向城を取り事をうけて、重令三下國」とはいひ

11

來禅寺義尹自書設とあり、

を建立し、三

日山如来寺と號して、常國にては、此寺院の最初

なりしょし見えたり、寒巖後に川尻の大慈寺をし

て、永仁中此寺に退隠し、 正安二年八月廿一日、

八十四歳にて遷化せられし也のに、自涜にて、

款に永仁己亥年春月4日、如 此寺永正元年に、同郷の上古

素妙尼か、寒巖義尹和尚を請して此寺なほ考ふへし、竹崎長口の□
は朝の字か、當時阿蘇

の一族に、竹崎氏あれとも、みな南郷の竹崎黨にて、

實名にはすべての字を用ひたれは、仲長□はそれ

にはあらて、盆城の竹崎氏にて、文永、弘安の蒙古

合戰に、高名して海東を賜はりたる、竹崎五郎兵衛

尉季長か後なる故、實名も長の字を用ゐたるなるへ

村に引移せりといひ傅へたり、口な程によせ來 し、季長以來代々海東を領してありしかは、常時は

はんとある、なきは誤にて、ちかき程のかの字を、 義定卿の御中に屬してありしか、此卿に付きて官途

なの字の半のこりだると、心えたかひたるなるへし、 を望申たる故、此卿より其よしを、芳野殿に執申さ

石州後措事さたかならす、 是より後貞和五年、足利 れ一なるへし、御手輩御感綸旨とは、此卿の肥後に

直冬朝臣、石見の三角入道に軍を起させて、師直兄 來り給ひし事にもあらす、しかれは北御戚の綸旨は、

弟を討んとせられし時、高師泰石見に下向して、三 此卿の手に屬して、薩摩にて戰功ありしを、御感賞

隅か城攻しことありしかとも、本より此時のことに ありしなるへし、惟澄申狀に、次賴荷重令下國

あらす、其上直冬朝臣の、芳野殿に降參申されしは、 正平元年壬九月二日、攻破守山關所之時、自小

獪それより後の事なれは、もし石州の事を、三角か 河城下合、散々合戰、追落馬物具1日奈子 井

事としたらんにも、常時Sまた芳野殿より、後措の

次日追

高木兄弟、弓削丹次以下拾餘人討取畢、

ことなと御沙汰あるへきにあらず、しかれは此石州 大野原迄、入夜雖阿彌陀峯、自八代御方不

後措なれとも、まことは謀叛といふては事々しけれは、

確執に取なしけれは、確執に取なして、仰せられた

るなり、されは惟澄も其心をえて、惟時をとかくこ

しらへて、再び御みかたに付たらんには、それとな

(叔姪の間も和睦すへければ、今度は其事調略のた

めに、此境てに臨ありしことなれは、今かく其

事を、惟澄かころょく領掌したらんには、公私に

つきいと目出たき事なれは、其領掌したるよしを聞

きて、まつは安心し給ひきとなり、○阿曽文書に、

何事候を、さしたる事なく候程に、そのいち申さす

候、一吉野とのより使者、去十一日くたりつきて候、

當國郡浦事、これよりの注進について、 上卿四條大

納言經奏聞候ところに、他人におこなはれたる、

事、無其儀」候云々、御さたのちもふき分明候、か

つは存知のため彼狀遣し候、 心中等閑なく候、向後

いくたびも難儀事をは、うけたまはりつき候へく候、

一先日注進の案を遣候し、一見候けるやらん、一

囚徒賴尚、三日寺一昨當着云々、口なき程に

よせ來り候にんすらん心苦候、このへんに候も、一

向それの事をたのみ申へく候、相構うしろつめ候て

給候へ、こんとは九州のあんふにて候、御らん

さらうけ給はり候て、悦

しづき候は、本望候也

いり候へく候、毎事難」盡」狀候、謹言、貞廣申候へ

く候、九二十三日、花押 中院義定 ゑらの小しらうと

のし、次に、御注惟之趣披露候了、一石州後措事、

自彼國連々望申云々、其場又難儀之候者、隨事

體可發給」候也、一惟澄中郡浦事、不」被」行他人

之由、共汰沙候也、一竹崎長□申官途事、被宣

下,候也、一御手輩御感綸旨事、各被成下候、諸

方事、近日得其利」候、其堺事一途出來候へかしと、

念願候事に候、期後信候、恐々謹言、八月八日、

隆資花押」、なと見えて、郡浦事とは、此卿の六月の

狀、當國郡浦他人競望不可」然云々と見えたるにて、

此事を吉野殿へ注し申されし故、隆資卿時の上卿に

て、義定卿へ返狀をおこせられて、郡浦の事も分明

の沙汰ありしなり、存知の爲め彼狀遣候とあるは、

則次に出せる隆卿の狀にて、それを此狀にそへて、

惟澄へ見せ給ひし也、一先日注進の案文云々とは、

此卿七月い注進狀なり、三日寺は宇土郡古保里鄉三

日村にあり、寺説には、文永六年に、古保里越前守妹

之條、尤以本意候、抑當國郡浦、 他人競望事不可

然歟 故阿蘇依」爲一宮先朝御代社領等、

悉御寄進之間、被付家之條、諸國一同御沙汰、

天下殊無其際、寺社御寄附、宇輙被改動、而可被

成人之給哉、就」中多年軍忠勞功、異于他之上、
難儀之時分、一人被相殘或運籌、語取數輩官
軍、或赴戰場、連々滅朝敵之條、既及度度」
歟、且爲」君深被憑思召之條、勿論、宇被處等
閑哉、如此又一諾申上者、不限此一事於恩賞
#舊領已下本所者、替」身可」令中沙汰、不可
有之儀、且以 天照大神八幡大菩薩、阿蘇大
明神」奉證者也、猶々彼確執事、今度依罷越、可
無爲之行、領狀之修、先以心安所相存」也、
是則被專公平・故歟、 眞實懇志之至、不知所」謝、
彌憑存之狀如」件、興國七年六月十三日、判定の
恵良小二郎館、」と見えて、義定卿此春當國に來ませ
し初より、惟時調略の事も、惟澄にも様々仰合さ
れしてとありて、此狀を送られし前日には、惟澄み
つから義定の御在所にまゐりて、惟時か近比の有機
なと、様々ついます申出て、それに付ては、おのれ

か思やうなとも、のこるくまなく談合申たるなる
へし、都浦の証を、他より競望するといふことあ
りし故、此て其事をも此卿に申したりし故、さ
ることあるへからさるよしを、此狀にもくはしく仰
せさとされしなるへし、他人の競望とは、誰か競望
せしにか、後宇土入道々光か郡浦を押領して、惟澄
に下地を打渡ささ″ことあれは、比より此入道
か、 望をかけし事なとありしにや、阿蘇肛爲三國一
宮」とは、神祇式の神名帳に、諸國の諸症の中に名神
大とあるは、名高き神の大といふ意にて、自祉共
を小社と定められたるなり、しかるをいつの頃より
か、其名神たちの趾を、其國々の一宮といひて、名
神の凪一國二三ヶ所もおはすは、其中にて殊に尊
神のを、一宮と定められしなり、肥後國にては
阿蘇吐のみ、本より名神大なれは、當國の一宮にて
おはせしは論な也、又一諾申上者不限此事」と
は郡浦の事を申ししに、計沙汰すべきよし、一

諾せられたるにて、此の一事とは、郡浦をさしてい

へるなり、彼確執事とは、惟時か謀叛以後、惟澄か

間も、おのつから確執あるやうになりし事をいへる

かならず、

きて披見あるへしとは仰られし也、これも別勅にて

云々とは、すべ詔書勅旨のたくひは、中務省にて

詔勅の旨かきて、それを大政官に送りたるを、三公

大納言連署ありて、施行せらるることなりしを、

中いつよりか、さる式はすたれて、勅宣を出さ

征西大將軍宮譜巻四

いつこな

つり来ましいも、そのための事なれ

しといへり、

やすを、其人にむ

かびては、勿體

其定に、口よりいひば

にて、惟時

か謀叛した

し、天聴に達した

ろといふは、勿霞

なき事に覺えらる

となり、北方は

菊池よりなるへ

し、合志山本の間

なとに、凶徒の籠

りたる城ともあり

した、二ヶ所攻落

したりしよし、注

進したると見え

れとも、凶徒は誰

と、二ヶ所

もは、惟時か旗をあくるまては、いつ

迄も御とうりうあるへしと也、兩條

うけ給はり候事云々とは、いかなる

事とはしられねとも、今惟旗をあ
くるにつきて、新恩地の事など、
申請ひしことありしたるへし、入道
一品は親房卿にて、四條大納言は隆
資なり、件の雨條の事を、此まへ此
兩卿につきて、申請ひたしことあ
りしゆゑ、此度も義定卿より件兩卿
へ仕事を抑遣はさる狀なる故、子
細な事なれとも、あしさまにや仰
遣れんなと、惟時かったかひこそ
せんつらめと、おほされ故、ひら か、さた1
同文書に又いふ、 昨日委細條々、 不殘心底談合
東風日薩藩舊記北志島文書、南方凶徒等、此暗夜に可忍東福寺之
城之由相巧候旨、伊集院助三郎、幷市來入口方告申候、就而*常
如此申候間、雖無心候、暗夜之間、一族口寄合候て、軍勢三人
被差遣、被致警固候者、悅入候、恐々謹言、五月十八日(貞和二
年)道鑒列、比志島彥一殿(範平)、○同文書、凶徒等打集河邊郡

高城に、寄來當陣に之由、此間風聞之處、只今矢口別府次郎兵衛

尉政貞、先年所召仕下人犬袈裟女、白敬城迯來所告申、白狀如此、

存知差遣之、所詮不廻時日、各可被馳越常陣也、仍執達如件、

貞和二年六月一日、沙彌列、滿家院 ・御中、〇島津國史、秋伊

集院道忍復反、島津道惠、二階堂行仲、據城自守、澁谷氏巢城野

崎村、以爲外援、七月三日、凶徒屯貝柄崎、以逼野崎城、伊集院

道忍、攻日置若松城中多死傷、 八月廿七日夜遂陷之、九月四日、

澁谷氏葉野崎城而去、道忍行仲勢孤、又聞伊集院道忍鮫品彥次出

等將來攻、告急於奉行所、云々、

との事な

るには、中納言以上の人を、當日の上卿として、

また當直、辨官、奉行せらる事になり、 義定卿も営

時中納言にておはせん故、宣旨を出さるゝ折は、別

勅にて共日の上卿になされ、其人一分にて、綸旨を

はからはれし程のことなれば、少々の事は、一々公

に申さすとり、私の計らひにて、いか様とも沙汰あ

るへければ、かならず雨卿よりのさうをまたすとも、

一日もはやく旗をあけて、御方のきほひをまさるへ
いれて候し程に、いか候はんすら
んと、てをにきて候し、いまは心
やすく候、上洛の事も、このさうを
まつへきよし承候上は、このために
こそ候へは、 とうりうすべく候、 さ
ては兩條うけ給はり候事、つふさに
注進候、さうね候はしとおほへて候、
二通なから、なかをひらきて御披見
あるへく候、くるしかるましく候、
一つうは入道一品、一つうは四條大
納言のかたへにて候、これらはなん
ときに申され候とも、わつらびある
ましく候物と、くろうせらるましく
候かと覺候、かまへてまたる
しく候、 これよりさきに、御はたを
あけらるへく、そのやうをかたく吉

野殿へも申入て候也、たかはぬやう
にはからひ、さたあるへく候、ひと
へにたのみ申候、 なをなをとくく
にて候へく候、せうの事は、身
の事は、身

有覺候、但□□歟、
凡不用你無事者
古道謂候、縱驚
天聽之子細候、
以不可期亂歟、信
用哉、先承之赴、
無勿思外候間、
只今以使者欲申之
處、折節急事出來
候間、且以狀申候、
何樣今一兩日程、
必々遂面謁、每事

可申談、兼又只
今北方より飛脚到
來、城郭内徒」
兩、今月六日攻落
之由告申候付、公
私目出候、相構此
境被御覧遊候者、
猶々可爲本望之狀
如件、三月九日、
花押、阿蘇大宮司
館、此狀口の方異
體字多くしてか
たきうへに、個の
下口口の字、殊に
て、上郷一分にて、んしをもかく
身にて候へは、せうくの事は、是
にてはからひ申候へく候、三月廿一
日、花押 あそ大くうしとの

の也時より、やう(近日旗をあくへき

よしの詩文を、まゐらせたるにつき、

義定卿より、重ねてかくは仰遣はさ

れし也、上洛の事しかとは、此

まへ外の事につきて、上洛あるへき

よし仰下されしかとも、追々惟時に

歸參をすゝめらるとの事、芳野殿へ

注進申され程に、惟時からよく

旗を上か謀叛せしなと、

天聽を隠す程の子

細有しとも、すべ

て風聞のまに

て、またく實事な

らされば、公家に

も是まであへて御

信用なく、さる御

沙汰とてもなかり

しなり、さらば惟

時にも、今は風聞

の説は心えか

なるへし、凡不用

より古道謂候歟ま

し仰下されし故、薩摩より肥後にうしきをありしやう

しとなり、あろま

洛をやめて、そのさうをまつへきよ

く、心やすかるへ

くへきょし申さんまては、上

ふなるへし.いふ

所は、たとひ惟時

、ことく

すゝめありし故、此比になりて、惟

旗をあくへきよし、追々に御

て、一句其心解か

たし、北間脱文に

てもあるにや、子

細の下筆の字同し

く讀かたし、華の

字の誤にて、こと

ことくなとへき

にや天之子

細とは、惟時か謀

したろよし、吉

野に聞えたろかい

へ､」と見えて、此狀は義定卿、當國下

、

着の最初より、惟時へいそき御方に

にかけらるべく候、これも別 勅に

北朝貞和二年

正平元年丙戌

將軍宮御氣色如此、 て、宛所も惠小二郎殿とあ

て、其次に、御札喜入候、吉野殿

仍執達如、件、興國六年

へば何比被進人候哉、無心元候、

十二月十八日、勘解由次 兼又矢部山事、令旨申沙汰候、河

尻事委承候了、此仁に付遣令旨

官、此令旨宛所見えされ

なにとも可有御方便候、目当

とも、件の綸旨以下、薩 候、近日諸方御方峰巴候、南郡

摩に到着したるにつき

邊等、相構内内可有御秘計候、恐

々謹言、二月十九日、頼元花押

て、當時惟時か、矢部城

惠小二郎殿返事、さて次に

を惟澄に追出されてあり 當年九月一日の惟時跡云々の令

し故、將軍宮より、まつ

旨を載せられたり、然るに此の

令旨、十二月十八日とあり、

そこを先のことく知行す

札云云の頼元の二月十九

へきょし、仰下されし趣 りて、月の齟齬するを、家其

なれは、惟時に下されし の辨解何ともいばれされば、此

十二月の十の字は、誤りて寫入

令旨なりしこと知らるゝ

たるにはあらぬにや、狛ぬへ

なり、

11

無念の事なれは、今の心をひるかへして、重而御方

に参り軍忠いたさは、本領新恩地等、是迄のまに

付置くへきと、なため仰下されしなり、同文書に、

肥後國矢部山事、爲 勤云、此矢部山云々の令台、阿

蘇家您には、此年二月一

料所如元、可」被知行

用山云々の令旨の次に載せ

者、に、先日

以長俊内々令申候

之處、慇懃被示送

條、一八九

阿蘇文書文書にいふ、御はた近日たるへき

よしうけ給り候、なによりもめてた

くおほえて候、さま(吉野殿へ申

懇志之至、雅

阿蘇大宮司舘、」と見えて、惟時か謀叛せ

しにつきて、芳野殿よりも宮よりも、追々様々とな

ため仰下されしかとも、遠所をかけては事ゆくまし

けしきなりしほと、内には芳野殿より義定仰せら

る、旨ありて、其事調略のため、此卿は薩摩より船に

て、當國に到着し給ひしなるへし、Sつれに着給ひし

とは、さたかならされとも、便宜なれは、八代の高田

か、小川かの間に着岸ありつらんとおもふ也、被〃思

召立候事云々とは、前に頼元眞人よりの狀にも、思

食立候事神慮に付ても、公私目出おほぇ候と、何か

をうけていはれたるにて、被思召立事とは、一定

合力之事なるへしと、まつ詮を取てはやく御方に参

り、旗をあくへきよしを、仰すめられたる也、同

阿蘇文書に、昨日五日着岸、仍當事、凶徒退治籌

策、何様計沙汰候哉、被=思召立候事者、尤合力之

志候、滴下着之折節、談合殊大切に付、諸事合體者、

同心候者可」爲本意之狀如件、二月六日、

庄御船城之間、官軍等出向、致三太刀打合戰、凶徒
七人討 取之畢、手負数十人云々、御方手負少々有
之、一同二十八日夜、徒小野次郎實武城、自御
方忍取之畢、一今月五日、官軍等押寄駒野城
致合戰貴落城」畢、 囚徒五十餘人討取畢、御方討
死三人、手負數十人有之、右注進如件、宇治惟澄、
興國六年十一月六日、進上、御奉行所、」此三ヶ度の
合戰、惟澄申狀に載せさるは、自身は向はすして、
一族以下のものをさし向けし故なるへし、味木庄今
は甘木とかけり、今の木倉手永といふ所、大かた
は昔の味木庄にてありし、今三舟の城跡は、後に
甲斐宗運入道築きたる處といへは、昔の御舟城は
の所なしにや、また昔の城を、宗運か取立て住み
たりしにやさたかならす、 小野次郎實武か城は、後
に見えたる大友孫三郎か、城郭を構へたる小野庄も
同處にて、今の益城郡小野村のわたりを、昔は小野
庄といひしなるへし、實武は名字に小野と名のりた

れは、はやくより實武か家は、 小野庄の地頭なりし

か、當時將軍かたして、小野の城に籠りしなるへし

小駒野は豊田庄に隣りたる處にて、今の上鄕下鄕中

廻囚徒對治之計策者、天氣如此、悉」之以狀、

大藏卿列、興國六年十一月八日、阿蘇大宮司舘、被

致軍忠者、本領#恩賞地等、不可」有相違」之

由、所被下綸旨也、凶徒對治事、可、被運籌

元弘已來勞功、 中絶無念候處、如此有御

策也、

沙汰之條、尤可」爲本意者也、早可、被抽忠節

之默如件、十一月八日、花押、四條隆資 阿蘇大宮司

舘、件の綸旨隆脊卿の狀等は、惟時か去年より謀叛

の色をたてしこと、芳野へも追々に聞えしかは、か

くて惟時か本領新恩の地とも收公せらるへき所なれ

共、 元弘以来の忠節、一旦に中絶せんは、公私共に

間等の三ヶ村を、すべて小熊野鄕とSSによし、後

の物には見えたり、小駒野小熊野、いつれかはやか

こまくまたかひ

りけん、其事はさたかならされ共、

に通はしいひたるは、おほかる事にて、山城國宇治

郡栗隈山を、大和物語には、 くりこま山と見え、保

元物語には、栗下山とさへいひし事見えたり、今の

小駒野小隈野も、其たくひ事にてありしなるへし、

阿曽文書に又云、参御方如、元致軍忠者、本領

#恩賞新恩之地等、不可有三相違、存其旨、殊可

最來居食邑以孫順氏 宗頼も後に當國山鹿郡口口庄山井を 系岡は例
の驕飾なるへし、阿蘇文書及云、注進當國

賜はり、其子五郎頼、玉名郡山北郷を賜はしより、合戰等事、一去
月十六日、凶徒筑後三郎寄來味木

た

江系

なにやれあさりあにせり

りのよ

と同組に

本方ま本書野殿に言上したりしかとも、もし惟澄か請に依られ

に引分かれて宮

絶え

と合戰

にも所々古文書を

利

せず一族

心内

相始寄に

誤東

相

・前頼二代は無二

に

風

等にのり日

此らか子孫の家を、世に肥後の三相良ともいびしな

にに、頼の塔とで、玉名郡山北の郷西安寺の跡に残

りたるに、暦元年四月としるしたれは、この公藤

五は、頼か子か姪かにてもありしなるへし、其比

球磨の相良家は、兵庫允是頼か時にて、其子近江

守前頼、此二代は無二の宮方なりしょしなれとも、

内田か家は引かれて、將軍方してありしと見えた

定て入しな書頼遂代尊なは終せし又道猷賴

東上する 時之に従

兵を引受けて合戦せしこと

んには、惟時Sよ謀叛の心さしかたくならん事

を、御心つかひありて、一同の時に御沙汰あるへし

と、よく(仰せなためられたる也、一同の時とは、

事落着のうへといふ程の心なり、惟澄申状に、其後

馬場三郎、宗刑部以下、令」發向味木庄、構城郭

之間、向致合戰、 内田公藤五、米倉又五郎於當

手」討取了、とある此味木合戦は、何月比の事なり

しにや、さたかならされとも、十月十六日、少貳よ

り一族の筑後三郎を大将としてさし向け、味木庄に

打入て、三舟の城攻させしてとあれは、此合戰は、

大かた九月比の事にてもありつらんとおぼゆる故、 て、遠江權守藤原爲憲か後なり、爲始は木工助な

姑こに書出したる也、内田公藤五は、球磨の相良 りし故、其子孫工藤と名のりて、長頼か五代の光

の先祖、遠江國蓁原郡相良庄司三郎長瀬か弟、内田 類を、工藤大夫といひし事、系岡に見えたれは、公

四郎宗頼か孫なるへし、長賴始は相良二郎と名のり 藤工藤と書くへきを、おなし字音なるより、しか

しか、父三郎四郎賴景より右大將家に仕へて、建久九 かきたるにて、首藤を須藤とも書きたるたくひ也、C

年に肥後國球磨郡多良木郷を賜りしか、長頼始て 宗刑部は、前にいひたる宗刑部少輔經也、 系岡に

地頭職に補せられて、常國には下りし也、東風日相俱

は少輔と見えたれとも、阿文書には丞とあれは、

の説は相良か始祖工藤左衛門尉祐經心し足はかた

新恩、不可依違、存其旨急可」舉義兵者、征西

大將軍宮御氣色如此、仍執達如」件、興國六年八月

五日、勘解由次官判、阿蘇大宮司殿、」また、思召立

候事、榊慮:付ても、公私目出おほえ候當御所に

も、一向たのみをほせられ候へき由にて候、又、君

の御事、いかてかわすれ申され候へき、おろそかなる事ありし故、おのれにも其事、人にさ

とられやせんと心つかひして、此前にもしきりに

前功を申募り、また讒言の恐れあるなと、親房卿

にって訴へたることなれは、去年以來かく御敵の

色を立つることは、いよ日本の心さしの程も、

目 あらはるへきけしきなり、恐れておのれか近年奉公

出てそんし候へ、近日左様にも候はい、ことさら のおろそかなりしは、また(読者のためにさへ

御方のきひも一色まし候、人々もいと神慮をもた られたる故にてこそ候へ、元弘以来の忠節をすて

のしく存候ぬとおほえ候、御管領の地の事、全子 いかで今さら二心をいだき候へき、もし君

其

細あるましく候、向後はよくひとへに合體申候 事おほしすてられすして、初のことくちほしめさ

はい、私にもたのみ申候へく候、只折ふしょく御 れんには、かならす近日に旗をあけて、きと御みか

候はい、日ころよりも別れる御忠になり候へく候、 たの色をあらはし申へきたと、宮にも言上し、頼元

くはしき事は、この人へ令」申候、恐々謹言、 八月五 にも陳謝したりし故、今かく薩摩よりも、その旨を

日、頼元判、阿蘇殿、御宿所へまひらせ候、なと見

又、 惟時

うけてしかとは被仰下しなるへし、

えたるも、前にいふことく惟時か謀叛せし事は、宮

一同之時、可有其沙汰者、

跡本領新恩等安堵事、

にもしろしめされざるよしにて、とかくこしらへて 天氣如此、悉」之以狀、興國六年九月一日、大藏卿、

御みかたに語らひ付給はんとて、かいる旨を下さ 恵良小次郎舘、」と見える、惟時跡云々とは、去年

れ、頼元眞人よりもねんころに申さとされたるなり、 惟澄より、惟時か謀叛顯形せし事、また是迄の惟時

思召立候事云々とあるをおもふに、惟時か下國した か本領新恩地等、此上はことくく收公せらるへけ

る比より、はやく野心挟みる故、何となく奉公にれは、共跡をは惟澄直に申賜はらんするなと、芳

か

惟時に與せずして、度々の忠節をつくしことを、宮

より吉野殿へ追々注進し申され故、かく御感の綸

旨を下されしなるへし、しかるに惟時か謀叛せして

とを、何とも仰下されさらしは、惟時は有勢のもの

なれは、かくても猶御みかたに御語らひ付給はんた

め、御手切の御沙汰には及はれず、さる事はしろし

めさぬさまにて、たい惟澄か忠節の事迄を感し仰下

されしなり、同文書又云、祇用山事、爲三所領知行」

之由、被聞食」了、不可」有三相違之由、所被仰

下也、仍執逵如」件、興國六年二月一日、勘解由

官列、小二郎殿」又、注進事、載委細申上候、急

可被進吉野御所候、此間事、絕不二申承、不審之

征西大將軍宮譜卷四

見えた

へきを、綸旨旨なとに、地下の人に下さるには、

すべてやいやしめて、舘とかくこと通例なりし、

旨の筆者書きなれたるまいに、達とかくへきを館

と書誤りたりしにもあるへし、東風目史料に出せる文書に

は一族

興國六年乙酉

北朝貞和元年永四年

阿蘇文書に、忠節第尤以神妙、凶徒退治事、近日

近日

殊可」被」運ｯ計策、天氣如此、悉」之以狀、興國

六年正月十日、大藏卿判、惠良小次郎舘、是は惟澄司殿、」

に元弘最初之軍忠以來、不顧老體、都鄙之

忠節、更不思也、且兩息致命於君同時討

死、頗無比類者歟、老心争不」被察思食」哉、所詮

近日参者、先度之軍忠、 更不可」空、日本領」云

一八五

日原本口の年上に康永四年直後の状に入しとあ

こも此書に見えす

曽文書により補ひ次を

處、自使委被申候間、悦入候、京都以下事、此御

使に語申候了、定被申候歟、恐々謹言、二月一日、

到來興國六年 賴元判、此旨に砥用山事とあるは、砥

二月五日、

用山一所にはあるへからす、さきにも追々いこと

砥用小北は久しき甲佐の耐領なるに、其比惟澄

は甲佐砥用の間に居住してありしことなれは、惟時

か謀叛せしに付て、右の兩山は一向惟澄か兵粗料に

知行すへきょしを、薩摩に注申し、程に、其よし聞

めし届けられたるよしを、仰下されしと見えたれは

祇用小北とかいるへき小北は、小地なれは略して、

砥用と計りかくれしなるへし、後の状に京都以下の

さたかならず、

事云々とは、いかなるなりしか、

同文書及曰、肥後國凶徒誅伐事、度々致 軍忠之山、

太宰少貳賴尚所 注申」也、尤以神妙、彌可忠節

直義の阿蘇前大宮

之狀如」件、康永四年卯月日三判

意にや、某ともといふへきを、すこしかしつきて

次官判、興國五年十月廿八日、惠良小次郎殿、又、朝は、某たちといふを、昔より達の字音を假りて、や

敵賴尚寄來南郡之時、致=軍忠之次第、惟澄注進 かて其字を用ひ来たれり、然るを中昔より殿とかく

朝政之由、被聞食被驚思食」之處、相 一族

奏達」

を申ししなるへし、 ○同文書に、大宮司惟時間

けき申ししなるへし、○同文書に、大宮司惟時屬

また此外にはかく書きたる例も見及はされは、此の

之趣被召了、殊以由見えたり元の歌に常國の人々一同してめん!城々をかまへ

とあるは此の牛島山阿彌陀ヶ峯芋河城等をさしたるなるへし、

阿蘇文書に、肥後國一宮阿蘇吐、同別宮健軍、甲佐、

郡浦等四ヶ領以下事、以伊津野師法橋定

心とも聞えかたく、

一八四

ヶ峯芋河

城來其外所に於て合戦あり宮方送に退散し同十月又々蜂起せし

肥後文獻叢書第六 巻

言上

有御披露候、恐惶謹言、 □永三年十月廿九日、平時、 進上御奉

行所、承了花押(範氏)、とあり又〇北肥戦誌によれば此の時の始

末は三月大友貞順一族に離れ宮方に成り筑後生葉城に旗を上る一

色入道驪向て之を攻め六月落城し同年の秋宮方叉生葉に蜂起す

一色重ねて發向し九月初旬同月廿日廿一日牛島山阿彌陀候、以此旨」有御披露候、恐惶謹言、康永三年

八月十日、阿蘇大宮司宇治惟時、進上、御奉行所、

と見えて、四ヶ社領以下の事は、此三月少貳より京

都に執申たりしかとも、其後將軍家より、何の御沙

汰もなかりし故、惟時より京に使者まゐらせて、な

け神妙、彌可、抽忠節、早可有三

其賞者、征西大將軍宮御氣色如此、仍執達如」件、

勘解由次官判、一族外舘、」なと見えて、次の令旨は、

惟澄か一族中の南郡台戰の軍忠を賞せられたる御感

の令旨なるに、惟澄か注進は傳失せて見えす、この

中狀に、今年の南郡の合戰の事を載せたる、た

光と共に度々合戰せしといふことはかりにて、くは

しからさるは、前の注釈にゆつりて、わさとかく

省略したるなるへし、一族外舘は、一族外舘のこと

見ゆれとも、外の字いかなる旨は本書にはあらて、傳寫のをりかきひかめたる

にや、なへては一族中なと書くへき所なるを、舘と

書たるもおぼつかなし、また誤寫ならて、まことに

文字のまならんには、南郡の合戰に軍忠ありしは、

一族のみにはあらて、其手に属したる外のものある

へけれは、外館は外達にて、一族井 外之衆なといへ

征西大將軍宮御氣色如此、仍執達如」件、勘解由 る於御方抽軍忠之條、勇敢之至、雖」不」限り今

度、誠以所」被感思食也、且以此可、有征西大將軍宮譜巻四

畢、と見えて、頼は延元

三年の冬、數千騎をひきゐて甲佐の城に寄りたりし

を、惟澄に手いたくあてられて引退きたりしより、

惟澄か手なみに隠してありけん、其後五六年は代官

計をさし向けて、一度も自身に寄來りしとはなかり

1)

かは、高徳か京に上りしは、九十月の比にてもあり

なるへし、依りて思ふ 太平記に此事高徳か我と

おこしたる事のやうにかきたれとも、今此前年の命

旨に、近日諸國有被定時分之子細とあるをお

もへは、高徳前かたひそかに吉野殿に申請したか、

または高徳以下の官軍ともに、芳野より仰下されし

ことありしか、Sはゆる共千綱にて、其事思めしの

とくには調かねて、共末かく成行きにはあらぬ

にやとちょふり、阿蘇文書に、不同 心于惟時

致無貳之忠節之條、頗所、被咸思食」也、彌被憑

思食」者、征西大將軍宮御氣色如此、仍執達如件、

興國五年七月十八日、勘解由次官花押、惠良小次郎

殿と見えて、去年惟時か謀叛したる以後の事共追々

に薩摩に注進したりし故かる御感の旨を下され

なるへし〇惟澄申狀に、其後賴倫取山崎向城之

時、武光相共致數度合職」と見に同文に

治、御發向之問、肥前國戸町

、 多御共一八三

深堀三邸五耶時廣馳鋆、致御陣警

戦況如何仕候畢、以此旨可

爲筑後國生葉庄凶徒近江次郎貞

かれしなるへしさて此

徒誅伐事、就京都御教書度催促了、 來廿日所發向也、早一族相

共、不可被馳參、向以遲怠者可注進、仍執達如件、 康永三年

月二日、沙彌花押、深堀

殿、同日同文にて同人より深

堀政綱、同彌六等に興へし あり此事の薩摩にも聞えて云々

ちて候、さいふに入て候、筑後に向候へきよしうけ給候、常閾の

々一同して、めん(城々をかまゑて候、いまは心やすきやうに

て候なり、御心安くおほしめし候へく候、恐々謹言、七月十八日、

賴元花押、惠良小次郎殿、とあり此狀年紀なけれとも前の興國五年

七月十八日勘解由次官の令旨と同日にて必ず一同に出たされた

賴元の私書なるし書中其境の事御わたり候間偏にたのみ申候

とは征西宮近々肥後國へ御渡海あるへき筈なれば偏に賴むとのこ

となり賴菊池をすてい南郡に向候よし承候はこの惟澄申狀

倘取山崎向城云々 あるいへろなるへし下段一色入道博多

たち筑後に向候へきよしうけ給候とは一色消献も亦別途筑

攻す ことないへるにて是は深圳記録證文に、筑後國生葉

しに、去年以来惟時か謀叛したるに力をえて、今年は

かく自身に寄り、豊田祇用なとを攻めんとて、山崎

に向城を取搆へし也、時は惟澄また武光共に馳向

ひ、合職數ヶ度におよひて、頼尚を追返りと見え

たり、山崎は豊田の庄内にて、今は中山手永の地也、

東風日阿蘇文書に、此間御忠節の次第承候、殊以目出候 其境の

事、御わたり候間、偏にたのみ申候、頼向菊池をすてい南部に向

候よし承候、其邊の人々、定御同心候歟、能々御ちうさくふめ

されて、御感令旨成下され候、又一色入道、十六に博多

阿蘇文書に、近日諸國有彼定時分之子細殊可

有計策沙汰之旨、被申征西將軍宮」了、存其

旨,早速可勇力者、天氣如此、悉」之以狀、興

國五年四月十三日、大藏卿花押、阿曽大宮司館、」と

あり、此綸旨を奉行せられし大藏卿の花押は、上な

る興國三年二月廿日綸旨を奉行せられし右少の

ましきよし申て候、猶もおしてくたりなんとし候はい、 かたきに

しゅんして、しやうより申さろい事も、きいつくましきよしを申

ふくめて、そのやうな心へ候て、それよりもよくよくおほせふ

くめられ候へと、それより申さろる事も、三郎左衛門これに候て、

ばしりまばり候にてこそ、さたもきうに候へば、そなたのちから

にて候とのやう、心へられ候へし、四月二日、花押(尊氏)、左京進

入道殿、(宗久) とあり此時九州は自ら南北二つに分れ北部は肥後

筑後の間にて阿蘇菊池大友(貞順) 等一色小武大友等か勢を支へ

南部は征西宮の御兵勢強くして隅の間に島津の兵とひ

また伊集院肝付伊東なとも日隅の間にて宮方に癒し足利は南北

應援の路絶えたれば宗久に味方苦戦のあまり京都の恩氏の許

に書を贈りて援兵を乞ひしかば尊氏自筆にて此の答書を興へしな

へし文中の詞を見れば彼の騎士東西各地の戦に従事していか

に奔命に疲れ居たるか推ばかられて除ありといふへし、

へきよし御返事候、あひかまへて、いまこらへこらへられ候へ

く候、東國もはやかすかのししううたい候て、せいひつして候、

(春日侍従頤國常陸大實城にて三月八日殺せらる)いまはそのへ

んばかりにて候へは、猶々せいの事、さいそくしてむけらるへく

候、又三郎左衛門、いとまんつよく申候へとも、たうしばことに

すくなく候うへ、しょし御よう人にて候ほとに、ふつとかなふ

し、近日有を被定時分之子細」とは、諸國の宮方

に牒せられて、同時に起りて京都を攻めらるへき時分を定められし事ありしなるへけれとも、其事太平記なとにも見えされは、いかなる御議定ありしにやさたかならす、太平記三宅萩野か事の段に、備後の兒島三郎三宅高徳、故刑部卿義助朝臣の子左衛門佐義治、上野にのこりておはせしを、備後に迎取申て、其比丹波の萩野彦六朝忠か、將軍を恨みたてまつる事ありしをかたらひ、同時に旗を掛けたりしかとも、朝忠は山名伊豆守時氏に、高山寺の城攻められて、防きかねて降参せしに、兒島には備前備中備後三ヶ國の軍勢寄来たると聞えし程に、高徳今は愛にて本意遂くる程の合戰かなはしと思ひて、大義治を具しまゐらせて、海路よりひそかに京に上り、將軍以下を夜討せんと巧みたりしか、其事洩聞えて支度相違せしに、また義治を具足して信濃へ落下りしこと見えたり、其段の初に、其比備前國人三宅三郎高徳はと見えたる、其比は前段の天龍寺供養をさし

ていひたるにて、此供養は康永四年八月の事なぁし

と同しければ、此間に大蔵卿に轉任せられしなるへ

きさたしておほせら

され候せいの事、

一味して、宮方してありし程に、

事、かくすくおとろきおほへて候、たひ

三條殿(直義)へさいそく申候ほとに、い

東風日島津文書に、このあひたしやうにこもりてしんく候らん

、

東風呂の上義の

の中に、嘉暦の北上島の惣領妙其子辨房廣と、一 はこにはもらしつ
、 木山松丸城いつくなりしかさ

族上の島彦三郎國衙とSを府衙といひたるは、太宰府のことにて、
武家上島の地を收せられたるよしにて、跡とはい

少貳か家代々府官を相傳してありしことなれば、吾 ひたるなるへし、 津守保は建仁のつれの所領な

家の事を府衙と文なして書きたるにもあるへし、狀 りしにや、健軍社に寄進ありし時の津守保の田地の

尾に執達の文字なきにても、それといふことはしら 坪付を注進したる、 領家の公文所の直人らと地頭ら

るへきにや、しかれは法道寺村は、當時少式か所領 と連署したる、建仁二年十一月三日の文書あり、昔の

にてありしと見えたり、六ヶ庄上島は益城郡の中に 郷保の保といひしは、いかなるさまの物なりしにや、

て、後の部村帳には、六ヶ村、上島村は、ともに甘 たしかにしるしたる物もなけれとも、郷の中に市町

木庄に屬したれと、昔は上島は六ヶの庄内にてあ を設けたるを、保といひたるならんとおもふことあ

りしなり、上島辨房義廣、同彦八跡とは、阿蘇文書 、是にはおのれくはしき考へあれとも、事長けれ

惟幸と、年比所務相論の事起りて、

たかひ訴訟したりしか、後にまた双方より和興狀

出して、鎌倉の御裁判申請たりし故、 時の執權修理

亮秀時よりの御裁判の所知狀あり、 彦八は前にも見

えたる、建武二年尊氏卿御謀叛の時、箱根山の先馳

して、手を負ひたる彦八郎惟頼にて、辨房彦八と並

へいひたれは、惟頼は辨房の子なるへし、惟頼か名

其後は見えされとも、いまたさかりの年なるへきに、

それらの跡とあるは、死あとにてはあらしなれは、

其比惟頼は惟澄にたかならす、後に木山の城といひしは、今の木崎村

あたりなりしよし、渡邊立察か覺書に見えたり、松

丸の城もそこなりしや、猶尋ぬへし、此城其比は惟

澄か持城にてありし故、それを對治すへきょし、京

都より御教書を下されしなるへし、されとも惟澄申

狀に、そこにての合戰の事見えされは、此間の事の

さま打かはりて、此城對治の事は打やみたるにもあ

るへし阿蘇大宮司殿

八跡事、爲兵釈料所所澄也、彌可」被抽

置也、彌可」被抽

軍忠」候仍執逵如」件、同年月日、同人例、宛所同、」

肥後國健軍社領津守保事、、生 進京都 畢、次同

國下矢部村之事、爲三兵根料所、彌可

抽軍忠」候仍執達如」件、同年月日、同人、宛

所同、肥後國木山松丸城對治事、去月十九日御教書

如此、可被存共旨候、仍執達如」件、同年十月十

九日、同人、宛所同、右少貳賴尚か文書六道は、

惟時去年宮方に叛きまゐらせたる故、相傳の社領井

恩賞地なと安堵の事、少貳に就きて足利殿へ申請

りし故、少貳より京都に執申て、如此は沙汰に及

ひたりし也、當時は氏卿九國より御上洛の御跡に、

一色道猷入道殘置れていた探題の名はなかりし

大般若經、可､被」祈請國家靜謐、府衙繁榮」之狀如

件、同年月日、同人判、宛所同人、又、肥後國阿

蘇健軍甲佐郡浦四ヶ領等、所」 京都也、

且守神事、且可被抽軍忠、於恩賞者可注進

候、仍執送如件、同年同月廿日、同人、宛所同

上包太宰少貳賴向、肥後國六ヶ庄内上島辨房廣、井彥

讀

ことく、承久に木原實澄か甲佐趾に寄附したる所な

り、然るを今兵料として惟時に溶けられしよしは、

其比件の雨地は惟澄か分地なり故にてもあるへ

し、其比まで八代郡の中なりしと見えたるに、使用

も小北 今は盆城郡にして、小北はことに甲佐郷に

屬して、今は寒野村の支村に其名のこれり、八代莊

法道寺は、今は南野津の支村に其名のこれり、當時

阿蘇社に寄附したる足利殿よりの御寄進なりしや、

少貳か寄進したるにや、さたからぬやうなれとも、

府衙之繁茶といふことみえたを思ふに、なくては

氏の分とせしなり群らかなること低用小北は前にひたる

興元年の末に記載したり、

やうなれと、九國の事はすべて道猷か成敗にまかせ

られたるさまに聞えたれは、惟時は何事も此入道に

就きてこそ、京都へは申へきなるに、さはせずして

かく少貳にたよりて物せしは、いかなるよしにか心

得かし、依て思ふに少貳家は、先代以来久しき鎮

西の奉行にてありし故、先代も探題と相並ひて、九

の事を沙汰せしならはしにて、當時は一色と少貳

と、九國をそれ

と、九國をそれに支配して、沙汰したるにもあ

るへし、

都より下國せし時尊氏分國を

揮に任せ他の諸を一色範

七日城送に陥るとあるを見れば先の兼重修の割註の説と異なるや三
年三月八日、太宰少貳花抑、□上大宮司殿、」肥後

日高純降伏す殘降らす康永二年九月十二日又常城を攻む十一月

收て此

兒島郡司矢上高純之に操る暦應四年四月朔H貞久之を攻む同十六

、 可

以知也、とあり惟樂城は地理業考に催馬楽城一に矢上城といふ鹿者
爲造營料所、暫所」被預道也、守致沙汰

以彼乃貢且可被加修理」候、仍執達如」件、康永

事り撥亂以後、少々分が損歟、然

事、阿蘇祉壇、近年阿曽文書に、阿正状日南方隅の形勢は如何とい
ふに比志島文書に、目安、薩摩國

くの内侍一

盗むなすべきか

ば

れれ

確したし此の

出

はかな熊日本著茂造

此と1れお初さ攻書

って思武龍再

一にと叩く後

出を

最り年別しの

ご

さ元後

はいあ

年この世

菊ひき

きものと五ろり

従い、

侍には此

にそろ所此

院正H

收中中に狀一勤

た國處にて

とまれ

へ

た後か

大

如何に知るへ

の所に

年見月へ放

あれともこの比志島へ書は矢上か殘の籠りし馬樂なりしか

は殊更に城主の名明記せさりしかとも思はろくなり、

興國五年甲申

北朝康永三年

阿曾文書に、昨日祝日着岸、仍常國事凶徒退治籌策

何樣計沙汰候哉、被思召立候事者、尤合力之志候、

適下着之折節、談合殊に大切に付、諸事合體者、被

同心」候者可」爲三本意」之狀」件、二月六日、花押、

神阿蘇大宮司館、と見えて、中院義定卿は、近年宮

の御在所まで御下向ありておはせしか、今年の春、

薩摩より船にて肥後の地に着岸し給ひしなるへ

そはまつ何方に着かせ給ひしにか、大かたは八代の

中にてありつらんとおもふ也、

此中

狀

東風臼相萇文書に、參御方破致軍忠者、本領事不可有相涼、三子

細可合注進京都候、仍執達如件、康永二年七月廿日、太宰小貳在

、

に、町反の數目に誤のもしあるへし、中昔より数と

うなり古文書に城を攻めて其の城の氏名をけぬもの他にも類

の下に沈といふ名目ありて、七十二歩を一

丈とし、五丈を一段としたる也、後の畝といふは、

是より出てたることなるへけれとも、後畝は一丈を

ニッにわりて、共一を一畝としたる也、 道前郷今は

郷名すたれて、此中小駒野大野等に、今は盆城の下

郡に属せり列、多良木因幡守殿、とありこの多木因幡守は頼の

にて夙く官軍に應し八代の内河彦三郎義等と相萇定頼等を苦し

め累年北軍惱し興園三年には球磨郡木

所相等と合

戦せし事あり其勢力容易にすべからずと思ひ頼向は此に利を以

てそれを誘ひたるなるしきて か此の時の向背なしほよく探へしれ落には稿

な考はし興此本

ろ四た元ふ状 定籠共な誤め五如虎にら池等寺北志彦一丸(平) 軍忠事、右自今年九月十二日、押巻馬樂城

致合戦、迄于十一月-日夜没落之期、抽忠節候、然早賜御證列、

爲預御注進、恐々言上州件、康永二年十一月日、承了花押(貞久)、

○薩藩甜記兼重に、十一月七日、城將高純夜棄城走、とありて

割註に、是此月彦市軍忠狀、而不言城將姓名、然先是三年、暦應

四年閏四月、攻高純於此城、此高純、時間保城、 至此走肥後國八代庄内友

肥後國八代庄内友知小北地頭職

戰事、忠節雖不限 今度、殊抽軍忠、追討 前鄉田數、但除新田、一所野津村二百三十五町二段

朝敵等:之由、所」被開食也、勇敢之至頗以抜群、 三丈、一所小隈野村四十町九段二丈、一所鞍楠村三

早可被注進致軍忠當手名征西大將軍宮 十五町段丈一中、一所法道寺村二十二町五反一

御氣色如此、仍執逵如」件、同人奉、同年月日、苑 中、一所種山山村二十一町八段四丈、一所鏡村四十

同人」、大隅H向は建久以來島津家所管の國なれ 五町八段二丈、一所大野村十五町一段三丈、以上四

は、道鑑去年以來宮の御勢に攻められて難儀せし程 百十七町五段三丈と見えたれとも、直義の狀の趣に

に大隅日向の被管ともに、後措の事を催促したりし ては寄進地とは聞えす、されとも本文任先例」とあ

故、雨國の凶徒らまた蜂起して、薩州に後措せんと れは、道前郷本は阿蘇の社領なりしか、久しく他家

ひしめきたるたるへし、しかるを惟澄に日向に發向 の領となりてありしを、直義の沙汰として、惟時に

して、薩摩の後つめすへきよし被仰下しかは、日 返し付けられてると見えたり、田數を惣四百十七町

向にても高知尾のの共、はやく惟澄に語られて、 五段三丈とあれとも、前の注文の田數は、都合して

宮方にまゐりてありし故、惟澄は其便宜に就きて日三百八十五町五段一丈にて、後の惣數とはす、前

東風日には十月とあり

はりと月のかはりとありて、次といひたるは同月中

のことのやうに見えたれは、此兩合戰と同月の事

にて、五月以來其後とあるを、月のかはりとしてい

ふとは、七八月の比にてもありなるし、阿

文書及云、日向朝敵、可､競來薩州之由有其聞、

爲事實者、爲後措、可」被退治日向國者、征

西大將軍宮御氣色如此、仍執逵如」件、勘解由次官

向に攻入りて、其國の徒らか薩摩に發向するを、

さへしめられんためにてあらし也、常時の文書共

に南郡とあるは、大かた宇土以南をさしていひたる

やうなれとも、今年は宇土八代の間には、惟澄か

軍したる事はなかりしかは、南郡といふは、緑川よ

南宇土盆城八代以下を、南郡といひし事しるかり、

〇同文書に、康永二年四月足利直義寄進、八代莊道

花押」、興國四年十一月八日、恵良小次郎殿、肥後國 前郷之田数と記したる物あり、肥後國八代莊之内道

南郡合征西大將軍宮諸巻四

早の要害に攻めかいりし故、惟時より後措の事、宰

府へ申請ひし程に、頼尚より代官以下の勢さし向け

たしかとも、其間に惟澄立早を攻落し、其跡に城

郭を収立んとしたる處に、筑前勢寄來し間、惟澄馳

合せ散々に合戰して、つひに筑前勢を追拂ひしなる

へし、對馬豊前次郎は、對馬を名字にしたれは、對

馬の宗か一族ならんとおもふなり、宗か家の先祖宗

右馬助知宗は、中納言知盛卿い三男にて、 元暦元年

長門根城にて誕生し、 鬼王といひたりしか、文

治元年根豬落ちたりし時、母宗判官信房か女惟宗

氏にいたかれて、筑前の葦屋にかくれてゐたりしか、

文治中、少貳か先祖武藤筑後守資頼、鎮西奉行にて

筑前に下向したりし後、宰府天満宮に参詣したり
し路にて、 鬼王母子に行逢ひ、よしありけなるさま
の物なりし故、たつねさせたりしかは、母もかくさ
す有のくたりを語りし程に、資頼聞きて、おのれ前
には兄監物太郎頼賢と、同しく知盛卿の家人にてあ
りしかは、共ちなみ思ひ出して、母子共につれ錨り
養育し、成人の後知宗となのらせ、後には對馬の地
代、其外所領あまた所の主となしたりしより、其
子孫代々對馬を領して、少貳か家の被管となりて
し也、其比宗か家は、知宗か四代の孫、刑部少輔
入道宗慶か代に當れり、豊前次郎は、經國か爲
に何に當れるにか、系圖には其名みえされとも、宗
か家には、此前より受領の子にあらまして、名を
假名につきたる人おほかり、知宗男子八人持ちたる
中に、下野次郎、越前五郎、甲斐六郎なとありしか
其たくひなるへくおもふなり、大
は、豊前次郎

友野津三郎職人は、大友系岡には見えされとも、さ

きに小國退治の時、惟澄かために討れたし、野津

宮内卿か子供なるへし、惟澄申狀又云、其後賴向代

饗庭右衛門藏人、西鄉兵庫允、幸筑前豐前以下國

々軍勢、越祇用之間致"合職、手者等被」疵討死

黒、次阿蘇豊後宰府勢相共亂入萱野村」之間、

終日致合戰之處及」晩引退罪、」萱野は低用鄉の中

にて、今は越早村の村に其名のこれり、此祇用合

職も、少貳大友等か勢を、惟時かり入れたるにてあ

りし故、近の勢かく甲佐川を越えて、奥ふかく

攻入たる也、すべて惟澄か狀、年月をしるさるこ

とおほけれとも、其後と端を改めたるには、年のか

一七七

立

るか予か引ける前の興國五年正月の武士か狀と合せ見る時は必ず

に引か

しなり、其比は武光は年の比多くとも、十四五にて

ちとのも、ほつくわんかやふり、たうけのきようにに候はすは、そ 立早要害、焼排在家 構 城郭うの御はからいとして、 たのきやうたいいちそくのほかに、きや

鳳儀山の大智禪師に後事を託せし書あり曰く、かしこまで申入

候、武士かあとをやうしして、とあかにゆつりて候へとも、ほ

つくわんをもやふり、いかやうなる事をも候はん時は、 あに て

候よいちとのやうしとして、あとふゆつり候へく候、もしよい

對馬

豐田は昔は八條院の御領なりしこと、玉海に見え

請し其の披露により御許しを得て武光に家をかしめて宿

行末の事を慮り我か家を譲りし精神の貫徹せんことを欲してま

りされば武士は興國五年正月鳳儀山によりて家督を譲らん

たれは、當時もいつれの院宮かの御領なりしを、菊

池家よりそこの地頭職をしてありしなるへし、豐

田莊は甲佐郷に隣りたる所なる故、武光は父祖以来

宮方深重の物なりしかは、惟澄か語らひをうくると

ひとしく、田口に馳向ひて、川尻託磨らと合戰した

興

五年正月十一日、藤原武士列、進上鳳儀山侍者御中、といふ文書

て家を譲らん武隆亦不器用ならば鳳儀山の大智禪師の計らひにて

兄弟一族の内に適才の人を擇ひて菊池の家を嗣かしめ給へといへ

るなり大智は武重の信頼せしなれば武士もまた信仰し居てかく

ぱいへるならん、

と

五年のものたることうつなかろへし是等にて三年 武光譲りを

武跡養子とし

盛の弟に林原次郎武村とありこの武村か島崎とは武士の父武時の

し

叔父に島崎左馬助武といふあり此人は武時の兄時隆と家督

ひて他に逃れたろものなれば其子孫にてはあ まし詳らかな

す須屋とは武房の弟に須屋五隆冬といふあり其子孫ならん方保

とは武士の兄武隆の子三郎武明なり大木は未た考へす) さて武

果して八月七日に家武光にかしめしならば政道に締ふへか

さるなり然るに同月の十日にまたかいる政道に開して起請文を

かくは此の時まて家を武光に譲らさりし證なりまた乙阿迦丸の願

女は武士の家を嗣くへく話せしまてのことをかくへきにさは

まばらずしてふいつかなる漢文體にて武重武士家之間とかき

かは後世かる疑惑も起りしなりまた此後興國五年まで武士は跡

武光に譲らさりしこと次の文書に見えたり○鳳儀文書に、

性愚昧、不辨天道之正理、奉偽君爲常家、逮於後代、可爲其

振舞仕候之時、預御教訓、聊違御命者、任武市遺言之旨、

菊池被讓與候所領、不殘一所、於兄弟一族之中、撰可爲仕朝器用

之仁、可撥當家給候、以此旨可有御披露候、武士恐惶謹言、受け謙
讓して菊池の本城に在らさりしやうにいへろば誤なるを覺

へしてこの状にいへる兄よいちとは武光の弟に與一武隆あ

り、武士は假名又次郎といへば武時の十二番目の子にて武隆は

十一番目なりされば兄興一とのと敬語を用ゐたろなろへ武光も

も國家の御用に立ちかたきものならば武士の兄武隆を之處、賴尚代
官うと候はんものに、あて給り候へく候、武士恐惶謹言、十月二日

武士例、とあり此のは本書興國三年のものと見て前も有りつらんお
もへは、此合戰は武光か初合戰にて

ありしなるへし、惟澄申狀に父云、其後追 落甲佐

立早要害饒拂在家、構城郭,之處、賴向代官對馬

豐前次郎並大友野津三郎藏人以下數百騎攻來之間、

度々致合戦、親類若黨介 手負討死」とあるは、惟

澄田口の城にて、 川尻託磨等と合職したりし後、征西大將軍宮譜巻四

又

言士 上雜掌申狀及二十三年七月令旨になり十二年二月

廣東

申日

風

雜掌覺か人ともに名字たに見えるよしなれは、系圖は後の

偽造の物なりしこと、是にてしるかるへきをや、

河尻幸俊か尊氏より肥後守に任せられしは正平二年に在

の見えたるは正平十一年六月惟澄申狀及又七郎とは正平十四年二月惟澄

上 七郎實昭とは永十七年九月阿蘇へ贈りし契約狀に名見ゆ、

さて武光は初は乙阿迦といひしか、此前年に兄武士

か猶子となりて、其家を相續したりしと見えて、興

國三年八月七日、乙阿迦か菊池の鳳儀山聖護寺に納

めたる誓狀に、繼武重武士之家」之間、 於 文武二

道仰可」守正直天命候云々、また武士か其時家一

族に興へたりし狀に、かしこまつて申入候、 武士か

あとをようしとし とあかにゆつりて候へとも、

ほつくはんをもやふり、いかやうの事も候はん時は、

あにしてよいちとのをやうしとして、あとゆつり

候へく候下略なと見えたり、武重は兄弟あまたにて、

十餘人まてありしを、はるか末の、ことに幼穉なり

武士をし養子とし、武士もまた諸兄をおきて、

武光にも家を譲りしては、自餘の兄弟はすべて皆

庶腹の子にて、武十武光二人は嫡室の腹にてありし

故なるへし、かくて武光は、前年に武士か譲をうけ

て、 やかて元腹し、十郎武光と名のりしかとも、獪

澄宮附にて武士か起請文あり○てんはつきしゅうもん事、一せいた

の事は、しゅ人のきまちくなりといふとも、しやうぢきのぎ

ほんとすべく、たとひ武士すぐれたるぎみ申すといふともまどの、はやしはらどの、しまさきどの、すやどの 一とふなくは、我ぎをすてらるべく候、この人々一とうしてさだめられて候ぎれば、あへてやぶるべからず候、一つしまどの申され候といふとも、人々の一とうなくば、もちゐたてまつるべからず候、一おほきどの、かたほどのも、びんざしからしめてよりあば候はん時は、この人じゅに入たてまつるべく候、この人々はみなしゅうぢきのぎなまほられ候あいだ、せいだうの事にお萬事まかせたてまつり候、もしこのでういつはり申候者、八幡大菩薩の御ばつをまかりかふむるべく候、興三年八月十日、藤原武士血列、とあり(このつしまどのとは武士の兄木野對馬守武茂なり林原とは武士の武房の弟に林原興三郎重宗と武士の隆

一七五

東風日本書には去年の秋武士家を武光に譲りしかとも武光は謙譲して菊池の本城には武士をおきおのれば益城郡の豐田に移住みてありし也といへるぱ八月七日の乙阿迦丸か願文の内に、一繼武重武士家之間、於文武二道、仰可守正直天命候云々、とある本

據としまた鳳儀山に納めたる年なき十月二日の武士の香狀に、

武士かあととあかにゆつりて候へ云々、とあるによりて武光

は興國三年の八月家督したるものと思ひたるなるへけれとも然る

ことにあらず若しも武光果して家をき願文まて捧げたる上は國

家危難の際自ら責任を重んし菊池の本城に在りて士にすべ

きなり私情を以て避けて豊田に籠るへからすれば武光いまた家

かさりし故豐田に在りしなり寺文書に興國三年八月十日

菊池の本城には武士を置きて、おのれは盆城郡豊田

莊に、當時は菊池家の分地なしにや、そこに移住み

て、豊田十郎と名のりてありし也、

、

自餘の所領なほ多くして、當時南郡にてさるへき大 七郎は弟なとに
てありしなるへし、入道も七郎も、

名なりしと見えたれは、川尻は木原か家の庶流なり

此三人は何さま川

實名を載せされはさたかならす、

しを、川尻の地は守富に隣りたる所にて、そこまて 尻の惣領の人ともなりしと見えたるに、系圖には三

尻肥後守幸俊にて、 幸俊か名は太平記にも其のこと

く見え、延元の比はまた肥後入道堯信とも見えたる

は、幸俊か後に入道したる法名なるへし、幸俊は延

元二年に尊氏卿九國に御下向のをり、一番に御味方

に参りたりしか、常國にて當時さるへき大名なりし

故にや、尊氏卿より肥後守にし申されし故、其比

常國にては、菊池武重を公家よりまた肥後守に任せ

られ故、一國に二人の肥後守ありし也、また阿曾

文書には、幸俊か外に川尻三川入道廣、同七郎と

名見えたり、思ふに三川入道は幸俊か父いて、

に見えたる川尻は、阿曾文書に所々見えたる川

はあらぬにか、しかるに元弘以後の物には、木原か

名は見えすして、川尻か事のみ見えたるは、其前に

木原家は何故ありて、やうく衰微したりしか、

川尻か家はたやうに榮えて、弘安の比は木原

かことき大名になりてありしもしるへからす、さて

て後になり、傳説共の残りたるによりて偽造したる

木原分地なりし故に、一族の實明に譲分けるに

物にて、本はらに信用なりかたき物たるへし、され

は今こゝに、川尻の名字のたしかに物に見えたるは

かりを取ていはい、川尻泰明か弘安に大慈寺を建

立したるといふは實説にて、 大慈寺の開山寒巖和尚

の書かれし當寺の鐘の銘に、弘安十年四月七日、造

伽藍、檀主左金吾源泰明、開闢當山住持傳法比丘義

尹謹題、といふ連署の題名あり、然るに泰明を左金

吾とあれは、當時左兵衛尉にありしと見えたるに、

左衛門尉とは、是また系岡の誤なるへし、前の

守富荘の所に♪ひたる、承久の比砥用、小北、守富等

の地を、甲佐証に寄附したりし木原太郎源實澄とい

ふは、もし川尻實明といふか、實に建久中の人なら

んには、姓も同しく源氏にて、實明にも同しく實の

字を用ひたれは、木原と川尻は大かた一族にてあ

けんとおもふなり、明か時には、相傳の砥用小

北守富荘をはなちて、甲佐宮に寄附せし程なれは･征西大將軍宮譜巻四

件

にしてい

等村、早側といひしを、後に側の字を川の

立

り可勤如

しかば是提として宮方がきたなる澄たちに

馳向ひ、矢部の城を攻落して、惟時を追出ししなる

へし、其後田口に向城を取たてたるは、矢部は田口

よりは程遠さ所なれば、そこに向ひ城を構へたるに

はあらす、これ此に甲佐、立早の要害を切してと

みえて、惟時矢部を追出されし後、無程甲佐に打

出て、立早とい所に要害をかまへて楯籠りたりし

か、家人等を差向けたりしかにて、立早は今はさる

名の所は聞えされとも、成瀬久敬か肥後志に、甲佐

手永の下横田村の下に、たてはへ村あるよし見えた

るは、一定昔の立早を、後にしかとなへなしたるか

のこりたるにて、今の上下横田村のあたり早川村な

東風日肥後

とかけて、立早といひたるにてあるへし、 國志 横田

村高三百六十七百餘、鬼丸村、六阪早川の早も、早の字を音

後

ありと見ゆ、

花

、

東風臼阿蘇文書に、参御 心者、

りしを、

康永

肥後

殺されし以後は、いよ謀叛の心かたくなりて、

つひに今年にいたりて、謀叛のいろをたてたりし也、

かくて惟時は、矢部城に籠りて御敵の色をたてた

先例小村〇字にかきかへたるにてもあるへし、そは今はさたか

ならぬことなれは、昔の立早といふは、今の横田村

のあたりなるにはたかふへからょ、そこよりは田口

はたた緑川一ッを隔て、いと程近處なれは、惟澄

は立早の要害を攻めんとて、まつ田口に向城を取り

なるへし、此時惟時より、最初より武家にてあり

川尻、託

し川尻、託間なとに、合力を頼みたりし故、

間の者共田口に寄せたりしを、惟澄、武光か折ふし

豊田の城にありしを語らひて、一同に馳向ひ合戰し

て、川尻、託間らを追退けしと見えたり、川尻は世の

傅ふる所は、西宮左大臣高明公の八代の孫河尻三郎

實明、建久中に川尻の地頭職に補せられたるか、そ

れより此子孫代々川尻を名字としたりしか、實明よ

九代三郎左衛門尉泰明か、弘安元年に川尻郷野田

村に大慈寺を建立して、當時入宋の僧寒巖義尹

和尚を常寺の開山とせしといへり、此説は川尻系圖

に擦りていひ傳へかると見えたれとも、建久の實明

より弘安の泰明まて、其間八十年はかりのことなる

に、世次九代になりたるといふは、覺束なき事なれ

は、系岡はいまた見たる事はなけれとも、大かた以

一七三

させて、見物してゐたりしか、近年其一族と

とは、前にもかつくいひたる如く、惟時元弘の最 も追々に宮方に叛さしも、内々は惟時が申すゝめた

初、千劍破の寄手に加はりて有りしを、尊氏卿御方 るにてありし故、結句孫熊丸ら謀叛して、惟澄に討

其旨者、征西大將軍宮御「

て、惟時成御敵

一七二

所可

介知行、静謐之後、以他所可、被立替可

阿曽文書に、肥後國守富莊地頭職、爲三兵料た

らす、

すべき旨を田原貞廣に告け且つ其の竹井城の軍忠は京都へも黍細

注進し置きるととて彼の勇氣を鼓舞せしなりされとも此の後當

年の内に北方より肥後の両へ進入して菊池に攻寄せし事は見あに語
らひ付給ひて、六波羅攻にも共手に屬して向

たりし以来、宮方には在りなから、尊氏卿にはふかく

思ひつちたるところありしとみえて、尊氏卿の九國

より攻上り給ひしをりは、山門臨幸の供奉にも参ら

す、いちはやく都を落ちて、河内の東にかくれる

て、世の成敗を觀望してありしを、尊氏卿にも其心

中をよくしろしめしておはせしと見えて、其子の惟

直惟成か多々良濱にて、氏卿に弓を引きたるをも

とかめ給はて.惟時か一族の中より、坂梨孫能丸を

大宮司になされて御上洛ありしなと、すべて其比よ

りの事さま、惟時か無貳の宮かたならさりしこと、

はし(に驗見えたる也、さればこそさしたる功も

なかりし身にて、子供らの多々良濱合戦にて討死し
たる事などを功に募りて、所知所領を多く給はらん
とて、遠く常陸におはする親房卿にまて、様さまと
かこち敷きまらせて、おのれは年老たるをたのし
みにして、白國の合戰に、惟澄以下の一族郎
等に軍氣色如此、仍執達如
件、興國四年四月十七日、勘解由次官花押、惠良
小二郎殿、肥後守富莊事、爲料所以征西將軍
宮令旨、所」被宛行,也、天下静謐后、以他所可被
立替」之旨、可」令」申沙汰」也、更不可有三遠依、
偏憑存候、同心候者、可爲本意」 之狀如件、同
年同月日、花押神院惠良小次郎殿、なと見えたる
は、いつれも宮の御在所、薩摩の谷山より出されし
物と見えたれば、中院義定卿は其まては、宮と御
一所にて、居給ひしなるへし、惟澄申狀に、同四年、
惟時令成御歌」之時、惟澄相始御方押取矢部城、
同五月、取 田口向城」之刻、河尻託磨以下罷向之間、

武光相共致合職」、と見え征西大將軍宮譜卷四

東風日此の鞍嶽合戦の後又北軍菊池へ攻寄せしことまた菊池武茂

筑後竹井城まで進軍せしことあり日本史料を見るに入江文書、

安豐前藏人三郎入道正量 (田原直貞) 代子息又三郎入道正堅

申軍忠事、右屬于常御手、去五月六日、正代澤黑余三入道可一

渡筑後河三瀨、燒拂凶徒等城凛、同八日、同國溝口禪院城(上妻

郡)合戰之時、可一先懸、燒落彼城之刻、可一被疵「左股突目」之

上、正堅馳向肥後、雖致菊池巳下合戦、又瑰参竹井城、同廿九

日、抽軍忠學、加之若黨吉左衛門入道 「左肘射目」、宮永左

衛門二郎「右小肘射目」、永松左衛門三郎「左胡付骨射目」、旗差

六郎三郎「左臑射目」、同中間孫三郎「左中指射目」、所被疵也、随

而自六月十八日、迄于今月二日夜没落期、或攻城、或致後攻警固

之條、無其隱哉、然者且給御證列、且爲預御注進、粗目安如件、

康永二年七月、承了沙彌例、とあり此當手とあるは誰の手なろ

か承了の署名者沙彌の花押誰とも分らすと見えて史料にもとい

ひて名を明記せす或は一色範氏かとも思ばそれとも範氏の花押と

形へはきたかならすさて此に憧れば前の三月廿五日に大友

の先陣等か肥後菊池なる鞍嶽山の戦ありし後五月初旬筑後溝口
院城を攻落し勢に乗じて肥後闘に攻入り菊池の兵と合戦せしやう
なれとも其の地は何處なりしか不明なりきて此時は北軍は一戦の
下に菊池か爲めに打返されしかに其を明記する恥ちて雖致菊池
其比菊池は、去年の秋武士家をは、弟の武光に譲り
しかとも、武光は謙譲の心ありしにや、菊池を出
て盆城の豊田に移り住みて、豊田十郎と名のりてあ
りしなり、しかれは今大友勢を引受けて、遂に大勢
を追返ししは武士にて有りしなり、武光か當時豐田
にありしことは下に見えたり、
已下合戦、又驢参竹井城、抽軍忠半云々とかきしなるし竹井
城亦五月初より合戦始りしかは此の菊池敗軍の雪かんとて之
に加り城を攻めしものか其の竹井城の戦とは○龍造寺文書に、爲
封治中院侍從、菊池五武茂、大城藤次以下凶徒等、筑後國竹井
城(山本郡)御發向之間、肥前國龍造寺又四郎家平、最前聰參、
自五月五日御共仕、同十五日合戰、同晦日御合戰之時、致軍忠、
迄于七月二日夜城槨没落之期、抽軍功候畢、以此旨、可有御披露

候、恐惶謹言、康永二年七月五日、藤原家、進上御奉行所、承了花押 (範氏)とありこの竹井城の北軍方の軍忠状はこの外に松浦佐志源三郎技、武雄大宮司代小次郎通厚、松浦大島小次郎聞、同吉永源次耶正、同山代三郎二郎、深堀彌五郎政綱、深江六耶種貞等、のもあり竹井城に籠りし中院侍従とは中院義定のこてはなきにや義定の肥後に着岸せられしことを阿蘇大宮司へ報せられし狀二月六日附のものあり犯なければ本書もと興四年に入れ再考の時五年の處に出すべしと稲本に書入ありたりとの事なれとも初稿の方正しくして義定は今年二月薩摩より宮に先たちて肥後に着せられて菊池等と共に筑後まて打出て竹城に籠城せられたるにあら かと思へと他に支證を得されば疑を存おくのみ菊池五郎武茂とは武時の五男にて對馬守と稱名字を木野と稱し武士武光等の兄也〇北肥戦記に據れは康永二年管領一色入道五月初竹の井城に押寄せこれを攻め七月二日落城し中院殿菊池以下風雨に紛れ出奔せらるとありさればこの時中院は肥後八代へ引退き武茂は菊池へ踊りたるかともおもはるなり○草野文雲に、竹井城没落、目出存候、此間御心勞、雖察申候、肥後事根

本大綱候、直御發向候者悅存候、其子細、令注進京師之間、態

聽申候、委才使者小田原木工助泰秀可申候、 恐々謹言、七月五日、

氏泰、豐前六郎藏人殿、あり竹井城の攻圍は二ヶ月の久しきに

亙り七月二日漸く攻落したれとも元は菊池等の出先の小ぜり合に

て根據は即ち肥後の本城なれば氏泰は此の機に乘して直ちに追擊

東風日志賀文書に、肥後閫發向之事、今月廿七日注進、今日到

來、爲先陣既寄菊池、被合戦候由、各軍忠之至、感悅無極候、着

到注進之時、面々可賀申候、恐々言、康永二年三月廿九日、氏

泰判、先陣人々御中、とあり思ふに大友氏泰昨年八月日附にて

京都より肥後筑後凶徒誅伐すべき旨の下知を探りたれは今自ら

來攻すべきあらましにて宗等に先揮せしめしなるしされと氏

泰が自ら菊池に來攻せしことは見えず、

忠能入道正玄か子なり、此時菊池に寄せたりし大將

備前介宗賴は、大友か一族とは見えたれとも、系圖

には見えず、猶考へてん、

後!!改良們

口、菊池城合戰之時、若黨中條勘解由左衛門

之條、御勘文之狀明白也、仍目安之狀如」件、康永

二年三月廿九日、承候了、備前介宗賴 、志賀賴房

は、大友豊前守能直か八男、豊前八郎能郷入道信寂、

豊後大野莊志賀村を知行したりしより、此子孫代

志賀を名字とせり、其の信寂入道か曾孫藏人太郎

北朝康永二年

にはなし木原は何に擦りて彼所には寫したるにか

彼所に入るへきにあらされは別に寫して愛に入置

く也、

以素志

後國於鞍嶽山、先陣致合戰之時、若黨

進左衛門三郎盛光

中間後藤六打死、同廿

興國四年癸未

て餘紙なき迄かきつめ二巻目の初には其文書の月 征西將軍宮譜卷四

日判宛所より書起せりされは此興國二三年は原稿

志賀文書に、目安、志賀藏人太郎賴房軍忠事、今月

廿五日、肥征西大將軍宮譜卷三

ん事、雖末代豈非無念之儀」候哉、間々

近日無三一途之沙汰者、後御事も不可有正體、又

件仁も如此御志を存さる計に候、渡申他手後も、

定切はて候歟、且無念候、いかにも被廻策」候

者、可爲三一家之美談」候歟、凡安否大路天下之所

期に候也、 今まて戮力候條、愁歎無極事に候、其

上一門中事、興衰之覺に候、付」彼付」是可」被廻慮

候、伊達田村石川邊輩は、雖片時可の催促之

破猶り

餘へけほほよく考ふべしさり日候可交同

結城殿」、是れと

の方は

二御遠慮候

可被

體

於

に法能正々めも

の一旦無為

此の

相之

助成も被申候へかし、先日自臺以道因、便

宜砂金ヲ十五兩被進、無相違」到來候、猶も

左樣之道歟、又絹染物などにても、 慥人持参候はん

は、可到來」候歟、替物にて商人等に被仰付候は

ん事は、向後も此式にて候ぬと覺候、徐に細碎なる

樣に候へとも、此邊之式以外に至極候、宗祐なとも

かくてはさのみ延引難儀候へは、如何なる別御方便

も候へき歟なと歎申候、一旦無爲之末は勿論候へと

くも宗迦之且な東

考甚花御間無れ

出よ違宣被候一

相眼々ば短く 本書ともと思召て、被憑候に、

被出候は汰不同右興國二年四帥冬云々以下は木原楯臣か寫し

本の二冊目の初にあり原稿の一巻は延元年の

半にして終りて阿曽文書十一月廿二日の狀の手に

候、いか程小勢にて候共、後口到來候へは、さる事

にて候とも、云外聞實儀不可」有三正體之

間、 和口於當城、其方の左右を被待付」候由、御沙

汰候、 能々被廻遠慮候て、可」彼」中御返事候

歟、恐々謹言、十月三日、謹上、結城殿、法眼宣宗、

花押、

所存候煎、此時いかにも火急之策候はては、難

期、後候、凶徒之作法は、微弱言語道候、度々出

張に懸多討取候、就中結城七郎以下討死後者、彼一

黨委引退候了、又近日信州以下諸動搖、定被聞

及候歟、如此候間、勢は多分引歸候、現在之分、

大手勢四五百騎に不可」過、方々お楯寄合候とも、

可爲千騎之内」か、且ことを知らぬ程にて彼」存

候、埋堀候て候事をも、自内堀」とをして、埋草を

取入、自堀底」矢臓の下を堀穿輩も、金師等被壓

死後は、無沙汰候、亂杭を二重に打候て、一向欲

つるをも、連々取破候間、旁々失､力之時分に

なん後は、本領 此候者、彌可」爲難義候、如何なる方便候は、

請取候所に、無

1

」

候、其殘未到

邊には爲綱泄得」利云々、大田邊には爲已方云々、此

遊には爲城之退治云々、雖不知實事、かくにあ

らましは沙汰候はんに候、 若左樣に候て、坂東囚徒

もつよりて、其境へも差向候體に候は、彌可」爲三

雅義候歟、先々或以事書申之、或以宣宗狀,雖

申之、及火急之間、乍」憚委細所」申也、相構々

不可、有漏、悉之以狀、十月十二日、糀」結城輩、

修理大夫館」計沙汰候歟、又此御手内外祇候之

大賓邊方々より参候軍勢等疲勞間事、下向候之

時、委細定申候歟、御訪事遮被」申候き、下

向候後も、少々已被戮力申候由 」申つるか、先

度御訪二千疋足も、千疋許は到

候、今度之分は更未到候、如何に

沙汰事候やらんと覺候、構可廻三籌策給候

此前不足

三流イニ

宇都宮

遠慮候、如風聞者、直義可下向云々、

に被成大功之時分はへきと云々、 山邊事所 所ヲも一同管領不定歟、名利空候はん事は、箏無

存は異」他けに候、 然而凶徒皆年少、不遠慮歟、

質に合思立者、先祖佳例之上、鎮守府将軍にも

申任候んと思給候ッ、如當時者、所存之企、獪

作少利之體也、かくては難成三大哉、所詮入

道下野大掾政光以下之統也、就、中貴邊先祖は、閣

兩兄直頼朝鄉｜□可謂傍若無人歟、仍先年上洛之

時、被行下野國守護候しかし、然者山族惣領

之號あれはとて、非可」依其名歟、急速被思置

て、誠にも狗山ヲ可」被取立」之所存候は、不能

左右、若無正體」は、此重職フェ被申候へかし、

忽被興五代將軍跡」之條、豊非弓箭之眉目也、朝

鄉はまさしく被生候しを、故禪門申預候し

無子細不忘其思」 縦趾」降参、何不」入

指磨と下哉、能々可」秋思慮」也、大方之義勢

藤氏一族以下とて候なれとも、末代之人心、更不可

事也、只任 正路、我君之政道ヲモ仰中、竹園御 哉、就中此間寒迫」喉候之間、如形之兵粗等乙

成敗に被任申て、彼致」忠候者、中々無苦労と 、宗祐も随分沙汰候へ、左様事は更不思寄

か先祖之跡ヲモ不興して思外候也、縦如何に深 事候之間、旁々輩力不」及、欲」趣有縁方」候、如

廣之義勢雖、被蓄、凶徒任雅意」征西大將軍宮諸卷三

〃

夫館、花押、○此間者細~申承候之條爲 本意,候、

邊事御沙汰之次第承及、返々目出候々々々、後詰事

奥州申談、急可､致其汰候、相檮々々被 諸方催

促、早速先可」被､合凱力申常州 候哉、小田違礴之上「此徹所 申談, 也、急速被 計申 C可然事歟、 諸事

、縱歸叄不」可､似日來之儀 候、貴邊彌被 抽忠

者、誰人可､､功候哉、治久歸參之由其聞候、實

其力,之處、曩祖秀鄉朝臣

〇重代弓箭之家、大略落

事候哉、比興化候、兼及海道長老墻應、于｣今被､經”

佳名,､门口上人 La所

以下、此一流被」全

廻其柵 候哉、雖､爲何所、狀 傳達給 候者悅入 存户体候?老、深推察候、此段又非矯筋、同任

候、廣橋肥後權守海道沙汰事候、其後何様候哉、心|神鑒 候也、然者如何汇;自他達 本意, L㇖ 、舉

事期:後信、仍執達如‶件、卯月四日、結城修理權大 萬代之名譽,候 <akzk存候L、此城L亡沒落候

夫殿、具信花押、○今者眞實门發向難 事行 者、努伊 在、如何被､存候、難 被､達 本意,歟、且不省

佐以下之勢L同道LC、到着候注目出候体人、凶徒

先皇深被 仰付 候

之身、自稱」之故、雖」有』其憚?

之體仗雖､無 正體、城内事已以至極間?是C所」令

當今御事、云 竹園御事爲一身之負累,諸方

間、云

、申也、勸 進諸人】被、成太義 候亻 事乙、大切

此境之安危 候、忽失 一命理者、天下之

依、之、伺

L候~上古、其史汇事不」可: 待付 候間、重所」 御方、一時可以落」力之條、殆無疑貽者歟、然者存

申也、於年來之忠節、今更定無 等 候歟、然而「命之間、有 戮力,之條、惣爲天下別爲家門?是程

11

委可以被尋問,也、悉11

11

之子細、以

廿三日、花押、

而自〝去年,連々雖令 申、被、加斟酌之上不、能〝此方難儀出來以後之式、爭無 遠慮 候哉、委細宣宗

再往之懇情?且任』運命,相,,待時節、老心之辛苦、可「令 申談,歟、悉」之、六月十五日、花押、○去比兩度

【被、察候也、奧邊事爲 催促、重遣使節、以 便宜 委細令 申、定到着歟、奧邊事如何御開候户6人、日夜

染 短筆,而已、悉、之、三月廿八日、結城修理權大|念願可、被、察候、此方之體至今無、間、併冥助之所

11

致也、非分之所以及者哉、相構猶々廻 遠慮我可以有”

此一節、僑」之如

戮力之沙汰,也、天下之安否可以有

何、抑此兩城形勢、依」有難」盡紙面 」之以、狀、八月聖德太子御記者、可、被 開 御之條、

速戮力候者、云日來忠節、云 當時之功勞、旁本意 尙今年凶徒滅亡、蹤」無、所、疑、今見 此邊之體、危

可 滿足,候、S 加LO{L6~被'廻 遠慮如累卵、短慮 迷惑 候也、且何樣被、存乎、奧方

候老轧、去年如:小田,事出來候衣体、諸方更不、可「吉事、重疊雖、令、悅、耳、府中未、入 掌握歟、發向

、有 正體,候、猶此間事推察不」足候歟、能々可,令、猶 遲引 者、此方事頗以不」審、當時凶徒之體、其

廻‵遠慮給¬候由所候也、仍執達如¸件、正月廿六日、勢不」幾、少少有戮力者仍無„退治之道 哉、然

1

難儀 之條、乘可以被三思儲,也

猶可延引跟者、可、及

哉、此方戮力事何樣被」廻 籌策,候 5亻´凶徒關大

善惡」不驚動、

於身上事者、宣任三天命之間、付

寶間L取陣候、兩城猶以通路不容易,候、伊佐眞壁以一命,欲、報 先朝,許也、然而此方及:難儀 者、

日以:成田,被」進」奧候次、委細被」仰候了´定到來

11

忠,令堪忍、神妙々々、但以"奧方之戮力,爲」所」期

成田三左衛門尉

1

興國花押〇此邊爲 御方 城々、至」今者隨分存 無二之

三年 陳永、

三年のもの

J

凶徒阝 絕無„威勢?連々合戰衰弱之時分也、又京都 結城修理權大夫殿、刑部大輔秀仲奉!六〇4 進

擾亂之間旁可」然歟、雖、爲 小勢、奧勢白河邊汇到「飛脚,候、未、承 其左右,候、無‶心元,候、後措事何

着、乃至西明寺伊佐口着者、决定可以有其利者歟、 槎汇御沙汰候哉、 延引候者、當城可」爲難

其間事可以被」尋 問宣宗,也、兼又小山邊事、去比遣‶今月中可以有進發,候不」然難儀直L 出來,歟、

藤井出羽權守宗秀,問答了、請文如」此、且尙□□□|此間事、先日了哲僧下向之時、申 兩城之式、此明王

□、自 其境,被思立,者、不可有子細口口口口、悉「院僧都可、被 語申跟候、委細一品家御消息候間、不

【之以、狀、十二月廿一日、花押、結城修理權大夫館、、盡 愚書、謹言、三月十八日、結城修理大夫殿、顯時

東風日史料には此の狀

頑咏、改年祝言、逐日重疊、幸甚々々、先

中郡西明寺等、同雖､存 忠節、自衙门口体合力之間「天下靜謐無､所､期歟、且新主偏分､憑坂東安全,給、

心苦體候、今C此城堅固之條尤神妙候、然而3 親王又御在國、村 彼付 此、一身荷擔也、爲､之如

の送 月日 候者、可､及 難儀 候條存内候、相構急 何、如 征西大將軍宮譜卷三

力申 候條、可以爲難義者、35+TB不､顧 諸方 一族等,歟、又田村石川邊雖 仰遣自分加」詞可

í 曹程他所⁄可」有御移住1候、隨､此左右可,被下知 也、御方城々疲勞」爲不可以久之體

11

當腌力

事はいかに中候て

事体 S示汇中候千淼、難､被 相憑 候以 此一段被” 引｣者、將軍雖‶一身,可 發向,之間、所 申遣 也、

延引 候者、不」可」有三正體,也、實汇4此-筋被戮然者假自身者、雖､被､留其境、相構可以被､副 子息

11

一年二年可」有三堪忍,歟之由、推察之條、雖、似 異心出現於」今者進退難」閣者也、以一命,奉報

有』其謂此邊之實義、於」今者大略及 難 了、關「先皇, 之條、雖」所案之内、諸方定落」力者歟、此一

伊佐下妻等者、℃6之4暫相支之筋补和有~く候和「節爭無遠慮 乎、事及火急了其問事難」盡紙上

5人、其外小城不」可､叶、隨而長沼已違變了、無念之「悉」之、十月廿三日、花押、結城修理權大夫舘、●此

至極何事加」之、其外弘信太莊内佐倉楯、河内郡馴方合戰問事、連々被､仰候、事猶及 火急,候間、以

馬楯等引退候、如､此候者、當所小田城所存難沼大輔法眼宗俊,被」仰旨、無急速沙汰,者、可以及

､知候、所領者悉被､散候間、疲勞之體候之間、難堪「天下之御大事,候、殊可以被」廻 思慮」之由所､候也、

忍,候歟、若然者外開實事珍事候歟、諸方御方定又「仍執達如､件、十月廿五日、結城修理權大夫殿、刑部

可､落､氣候、所詮者後措之一般L吒候、縱自身發向大輔秀仲、〇此方之式者、連々分､申之上、今更不

行 候者、賢息一人相』率一族以下;被w馳參i候,可以盡」詞、今年無爲相支、誠不慮之次第也、城大寶

條、可､爲別忠,候、其條猶可延引 者、東海道L 輩、到」今雖 無 短氣之所存、如因是 延引 之上、爭

ㄒ阝 、高野 邊L CA、叉那 須界 LTㄐ、被､出 | 堪忍;乎、尤可乞逯迹事也、此間之式以大樣

| 久

勢,候者、曹可 相支i候、不､然候吒、十日十四五日之使者、難述盡之餘、以 宣宗法眼、差下將軍

~延引候者、大事出來更不』可以被､成､疑候、小山邊

難義,之次第、先々度々被､仰了、定無 等閑 候哉、「花押、○此方之難義、度々令 申了、就､中當城内已

11

八月廿三日、結城修理大夫舘、花押、 〇此方可､及三 ､被 治定 候､難儀已至極候間、及 委細 候也⼐､

候也、委細定令 申歟、所詮奥州方次第沙汰猶可 延

11

否之境可 有 此時,候、爭可、被見放申,哉、相構以「其間之子細、委以 惠紀上人 申候也、悉、之以狀、

11

1

11

办∩【夜繼、日、可, 計沙汰 給-之由所候也、恐々謹言

七月八日、謹上、結城修理權大夫殿、法眼宣宗

「六四

(房)

衆々憑候、年來忠節仕事汇吒候、就、中

故禪門老後餘執懇切´於 旅宿 入滅候乙事哀L覺候

相構縱雖、被、見 捨此方ム被」全 忠節,候者可以爲 至-〇師冬以下已寄來候了、如„„度々被:仰、坂東安否可

孝之全一哉、今度大略獲麟之一句老存候間、如、此一,有此時」候、後措事、 無 急速沙汰者、可、無

申候也、悉、之以、狀、七月三日隴 京都凶 徒 作法、 念 候、相構以、夜繼」日、可、有」計沙汰,候也、重所

以外聞、直義師直不和、已及 相剋,云夕、滅亡不、可 仰也″恐々謹言、七月十九日、結城修理權大夫殿、

有」程歟、而不、付 如、此之時節、此邊城々体及 難

難

刑部少輔秀仲奉、○條々、一後措延引之間、已及

一小山内談不可」有,所、期歟事、一正員發

義」候ぬと遺恨候京都云々、以下七月三日の書の書 事

當所合戰之次第、至于兮者、御方每度乘」勝候、 向、猶黼 事行 者、子息一族相 作方々軍勢可以被

馳 事、一此條猶可,遲

一此條猶可, 遲々者、且出 軍勢於東海道,

凶徒無勢之間、更不 出逢,候、御方歸 本陣之時,

打出濫 妨所々、 御方打出之時、懸 要害,不､及 合 歟、矢槻邊歟、那須邊歟、可以被､示 進發之體,事、

一小田城中已有 異心之族、眞實不」可」有進發 者、

戰,候、仍昨H4 武藏國住人 吉見彥次郎等降了、

先以目出候、但合戰之體、中々延々之基候之間、如「得 其心,可､有進退、但令､退 當城中,者、云 此邊

､此送 日數,候者、僞 味方,可以惡事也、其故者、神」之難義、云 諸方之外問、可､爲珍事 事、一个度參

以後、方々熱可 會合,候歟、然者云 濫妨 云 合輩、以別義,可､行 恩賞,事、十月廿六日、此事計之

可､及〟大義,候、當城之合戰、只可､僞 同篇,之「趣、能々可以有 料簡,候也、准后花押、C道顯書記還

間、春日羽林被」向後方了此方々小旧勢、非 關下 向、惠恕 上人 追到 來 之間、條々散積髒i候、後措

妻等勢,致 警固,也、所詮奧传措、先雖 少々、矢槻之事、近日殊可、然之時節歟、 若猶 遲引,者、

【爲難義 乎、能々可」被相計?併賴存之外無』他事、

邊入】被 到來 候者、尤可,然候、如 度々被仰、安

際合戰、後措事、此時分忿可以被 沙汰立,候、今度宜

、爲 坂東安否 歟、若令 遲、此方合戰及"難儀者、

諸方可、落、力歟、存 別忠、急速被:汰沙立者、付”

公私,可、爲 御本意,之由、重仰候也、仍執達如、件、

刑部少輔秀仲奉、六月廿一日、結城修理權大夫殿、

C師冬寄來之後、度4分、申了、合戰之體、 當方已

有"其利、對治不可」有、程歟、但凶徒構 要害 之間、

廻籌策 欲、致 沙汰之最中也、此時分被、致 後詰

者、云 當所之力、云 諸方之聞;尤可、然、殊被、廻”

遠慮 之條、可、爲 本望候、悉」之以、狀、六月廿六

悉、之以、狀、六月廿六

日、結城修理權大夫館、中院一品、

11

11

興國二年 嚩1、師冬以下凶徒寄來了、 未､及城際合

戰、兩陣相守之時分候、如三度々被P仰、坂東安否可

世在此時以」繼､日、可被戮力申,候之由、重仰候

也、仍執達如､件、六月廿日、結城修理權大夫殿、

刑部少輔秀仲奉、〇師冬以下凶徒、自 去十六日 寄

來、取 陣於當城山上,了、稱､相待諸方勢、未及楯

の直書を贈り彼か心を収めたるにてもあらんかとも思ふなりきて

この年は先の九月の谷山城伊集城平城の合戦の後は雨軍只れらみ

合の姿にて交戦することなくして終りたるなり、

▲心、心閑可以有料i候、小山事、去比自 他方,以

外謳歌候－、以"先々之道:」伺之處、例式之返答、

一六三

送」日難義候y、失 一命,候体人事、更以非痛思、

方々退屈之基汇成候人才石事Z<口惜候入、其邊

申候然而

戮力難義之處亂察思給之間、其後住不

人才石時、宜被 思合,候~

布占如何髙石事先候

事書 候也、 相構被留

L占存候間、愚意之趣聊載

心、心閑可以有

11

急速之體、連々 示

奥方事、其後何様聞候乎、可

飛脚 候也、此日

途?于｣今無„其實、積髒之間、重遣

水戸の日本史に引用したる關城書は其理 正し

く字句もよくとのひていとめてたき物から其

本はSつれより出たる物なるにや結城文書の中

には見えすされは件の文書の中より關城書一通

のみを一札として裏書などを加へて別に出した

るにかともおもはるれともくはしく關城書を讀

見るに其いふ所大かた結城文書に見えたる事の

みなれはこは親房卿の親しく書給たる物にはあ

て後人の結城文書の中よりそここの文句を

撮探してまた内には正統記の議論をも加へなと

して一通の文書としたるにそ有ける、

○日征西宮より七月二十四日阿蘇大宮司等に令旨を賜ひて貞久本城泉山門を攻めしめ給ひしよりのち薩隅の形勢如何と思ふに薩藩記に、薩摩凶徒退治事、背度々催促不参之條、何樣事哉、所詮來四日以前可被發向、若於令違期者、可有後悔也、仍執如件、暦應五年八月一日、沙綱花押 (貞久)、□久殿、とあり是れば貞久か重久篤兼に興へし狀なるへし此の文面を見れば九州北方の將士か憶病風は追々南方へまて吹回りたろなるへし〇天同能に、目安、薩摩國和泉三耶保末申所々軍忠事、以今年八月四東風日分地の合戦に隙なくして薩摩まて打出つることは叶ばさしなるべしといへるによりて常時九州北方の形勢いかんと見ろ!史料に出てた古文書には深堀系圖證文記録、肥後筑後兩國凶徒事、爲致對治所令發向也、不日馳向軍陣、可被抽忠節、仍執達如件、康永元年七月十三日、沙彌花押、深堀三郎五郎(時廣)殿、〇大友文書、肥後筑後凶徒誅伐事、先度被仰訖、爰肥前豐後地頭御家人並一族中、若不叙用者、爲歳于罪科、可注申交名狀如件、康永元年八月卌日、御、大友式部丞殿、 龍造寺文書、肥後筑後兩國凶徒退治事、去八月世日、重御教書如此、先度相觸候處無、

音太無謂、不H馳向軍陣、、可被抽忠節也、仍執蓮如件、康永元年

十月五日、沙彌判、龍造寺彦三郎(家貞) 殿、○又同人より同

同文にて詫磨三郎次郎 (頼氏)宛の書詫磨文書の中に見ゆ是等に

て一色範氏等怠らず誰の出兵を促して肥後へも打入らんと謀議

廻らし居たるへけれとも兵勢振はす遂に其機を得さりしもの

如く此の間に肥後筑後にて合戦ありしものとは思ばれされともも

しも阿蘇菊池等兵を率ゐて薩摩に進軍せは必ず其の虚を衝かるへ

恐ればかくは宮の御催促を受けなからそれに癒し得さりしも

なるへし、

も惟澄かまこと薩摩に發向したらんには、其事は

かならす書もらすましきことからなるをや、

肥後文獻叢書第六巻

又薩藩記、目安、新田宮權執印代三郎次郎俊正申所々合戰軍忠

事(中略)、一同(曆應五)九月、在國司入道々超可誅伐之由、依被御

奉書、酒勾次耶左衛門尉久景相共、馳向之處、道超沒落畢、同父

阿多郡池邊城可警固之由、被仰之間、馳向致忠 (下)、なと、

ありきて十月十六日貞久滿家院の一族をして伊集院土橋城警固

さしめし下知狀ありまた京都にも宮方の強勢なる由聞えければ

義更らに、薩摩國凶徒誅伐事、 不日令發向、可致軍忠之狀如件、

康永元年十二月廿一日、花押、島津左京進入道、といふ ぜ

りこの宛名は貞久の従弟伊作左京進名宗久後に久満と改め法

道悪といふ此時島津の一族伊集院知覧等本宗に反きて宮方へ投す

るものあり伊作入道もやしもすれば真久の命に服せさることとき情

ありてきて宮方に投せんことを恐れ貞久より京都にひて、

日、伊集院内自在原於始、而同六日、谷山郡佐々野木原取陣、同

未刻、於中手尾崎合戦、同七日、重合致散々合戦之條、大

御見知之上者、給御證列、爲預御注進、恐々言上如件、曆應ヵ年

九月日、承了花押 (貞久)、〇大隅禰次郎清種軍忠事、 右

對治薩麼國凶徒等、去月五日、御發向于谷山郡之間、最前馳參、

同七日、散々合戦、將又同十三日、御發向于伊集院之、對

于助三郎以下凶徒楯籠平城、致合戰取向城訖、然早預御一見狀、

爲後證、粗言上如件、曆應五年九月日、承了花押 (貞久)、又禰寢

重種の軍忠狀も見えたりきて此の時谷山の戦には島津方よほと苦

戦せしと見えて大将貞久も僅かに身を以て発 たるほとなりし

ことは島津功記に見えたり同記に谷山郡司左衛門尉忠高と弟祐

玄及知覽給黎川邊別府澁谷彼是都合一千餘初戦にて貞久甚苦

戦し既に死を決せし程なりき然して島津忠氏勇戦し忠高か弟祐玄

と一騎打して之を殺し遂に勝を得貞久命をくことを得たる由見

ゆされば急に退治しえすして谷山を引拂ひ鹿兒島へ歸陣すとあ

東風日本書巣在國司とあるは故置けて有勢なるものにはあ

参りて、相博の在國司に任せられんことを望申しい

ゆゑ、鎌倉殿より其事を公家に執し申され事見え、

右大將家征夷大将軍に任せられ給ひし時、三浦二郎

義澄を、宣旨を請取に出される時、勅使より名字

を尋ねしかは、三浦か相傳の所職なれは、三浦介と

名のるへかりしかとも、介の除書いまは到せさり

程に、三浦次郎澄と名のりしことも見えたるに

て、在態、在國司のことはさたかなるへし、また東郷

の在國司も共たくひなれとも、是らは介なとか後に

はあらて、椽、目、史生なとの子孫共にて、さして
有勢なる物に はあらさらし故、名字をはいはすし
て、取すべて東郷の在司とはいひたるにて、平家
物語六ヶ度合戰に、能登守教經と軍して打負たる
伊讃岐の在ともなといへると、同したくひにて
あっし也、縁物とはゆかりのものと調へけれとも、
それにては聞えかたけれは、これは某の後状に、當
國宗の御敵者といへるにむかへて、さしもなき小
限の人らをへりの物といへるにかまたは図鑑の
ものといふ心にてもあるし、
さて件の狀にも合旨にも八代の内河と牒し合せて後
詰にまねるへきよし仰下されしかとも、阿蘇菊池は
さらに、近内川、薩摩の後詰に参りたるこ
と聞えさるは、いつれも分地の合戦に隙なくして、
薩摩まて打出ることは叶はさりしなるへし、されと
も惟澄か中に、此年はかり合職せしてと見えされ
は、惟澄はかりは、薩摩の後措に参りしならんと思

ふ人もあるへけれとも、惟澄か中は、すべておの
れか手にかけたる合戰の事のみを載せて、自國の合
戰とても、おのれか手にかけぬことは載せされは、

さりし故名字はいはずして取すべて東郷の在国司とはいひた
ろに云々とあれとも是は誤なり此東郷在國司とあるば名字なり
前に予か引きたる村田如厳軍忠状にある東郷彦三郎左衛門入道在
司二郎とば北軍となりて宮方の田城に攻寄せたるものと
もなれとも彼等か一族の内にて宮方へ参るへき内通したちの
ありしなるへして薩藩記に、在國司四郎入道(道超) 爲凶徒
所合洙伐也云々、と貞久か大平平左衛門三郎へ下知せし九月
□日附の状見えたるは即ち彼の令旨にいる在國司なるへし東
郷とは足利直冬九州に下向せし後宮方の肝付兼重と尊氏の畠山
直顕と一致して之れに癒し島津貞久に抵抗せしか正七年大隅に
て合戦せし時兩軍の交名注進状ありて直冬方の内に肝付兼重等と
共に東郷藤左衛門入道同九郎といふ名見ゆ此のものならんか
た縁物とはへりの物といふにあらて此の東郷在閫司等かか

のちの ふことなるへし、

貞久の本城は泉山門にて千へは陣を進めたるものなり

踏 伊集院」とは、其比蹈城といふことにこの意 在國司緑物とは、在國は在臓の事にて、諸國の介以

て、文字のまいふむといふは、城を攻むることに 下官人、解任の後も獪共國に土着して、其子孫まて

て、ふまゆといふは、城を守ることなり、この蹈 も代々凧職を相傳して、常に國衙に出て吏務を沙汰

は、伊集院の城攻めさせられしにはあらて、守らし すること故、是らを在臓とも、在國司ともいへり、

められし也、谷山御所とは、當國谿山郡の中に、ま それらか後には、旁武士を立て、其國の惣追捕使、

谷山とい所のありて、宮は薩摩御在陣の間は、 押領使、警固使なとやらの物になりたるもありしな

大かたそこにのみ、おはしましいやうに見えたれは、 り、北條家なとも、初は伊豆國の在廳なりしと見え

谷山の御所とはいひたる也、薩摩山は、薩摩郡にあ て、大塔宮の伯耆の大山寺に下されし令旨、伊豆國

る山にて、此山の所在、大方國の真中にあたる故、 北條四郎時政と、元弘に結城入道道忠に下されし綸

一國此山より南北と兩分して、南を山南、北を山北 旨には、子孫高時か事さへ、相摸國在廳高時法師と

といへり、千臺は出水郡の北にて、後には千代とか かくれし也、其外相摸の三浦介、伊豆の狩野介、下

き、そこをなかる川を、千代川といへり、豊臣太 絶の千葉介、遠江の井伊介なとのたくひ、いつれも

閤の薩摩攻のをり、暫く御逗留ありし所なり、道鑑 みな其國々の介なりし人の後とも、東鑑に筑後國

か其比の本城は、いつこなしや、其館とはあれとの住人草野次郎大夫、永平元暦のに源氏の御方に

以下之時、於所々御合戦之間、致軍忠記、然早預御一見狀、爲備

後證、粗言上如件、暦應四年九月日、承了花押(貞久)、とあり貞

久兵を進めて忠國を伊集院院城に攻めまた加世田別府等の宮方

攻めしかとも兩軍互角の勢にて勝敗なく交綏せしものなるへ

さて此後五月一日に至り征西宮薩摩津に御着岸ありしなり以上記

逃せしところ只忠國か事蹟を知るのみならず其の初めに旗を

へしたるより宮の御着岸まて薩摩大隅の大勢を知ろ便あれば

くたくしくかきつられたろ也、

は此時 ○東鄉

肥後文獻集院平院之間、對于彼城致忠節訖、將又被寄于阿多郡加世田別府

も、次の旨打越千堂」とあれは、本城を避け千臺

にうつりて、隙を取りたるなるへし、 泉山門は出水

郡にて、水俣は肥後の佐敷郷なれとも、出水に隣り

たる所なる故、かく一つらねにかくれしなるへし、

本地名辭典に島津家研惟宗忠久入部にあたり

たり以て 一久に云々氏久の時更に松山征西大將軍宮譜巻三

落御敵、於經重相共楯龍彼城之處、同二日、澁谷又次郎入道、同

八郎三郎、同彦六、井在國司彌二郎、東郷彦三郎左衛門入道、其

外牛屎、和泉、山門、莫禰、軍勢等數百騎、寄來之間、至于同十

三日、及晝夜合戦、打留御敵等數置、悉追散畢然早給御列、

備後證、言上如件、延元四年六月日、阿闍梨如嚴上、なともあり

大宮方勢力を得六月廿日には遂に守護代酒匂久景か籠れる碇山城 (薩摩郡佐郷天辰村)に押寄せ數日合したり又新田宮執印暹代三郎次郎俊正か暦應二年七月の軍忠狀に、(上略) 同甘九日、凶徒等引退碇山城、楯籠入來院淵上城之間、即時馳向彼戰場、欲致合戦之處、城内無人數也、可致警岡由、被仰之間、致警固畢云々、なと見えて此戦には宮方遂に碇山を攻落すこと能にす北軍赤城中無勢にて其の退却するを追擊する能はずして兩軍交綏のありさまなりしなりこの淵上城は同郡 邪悪之名村に在りて七月三日に及び送に北軍の榲三郎保末等に攻落さると島津國史に見えたりさて日向には最初より肝付伊東二氏 て官軍に癒し其上薩摩にもかく宮方の勢力追々強大となりければ足利大に驚き島津貞久に合して之を擊たしむるに至る同書記に、薩摩國凶徒事、相催當國井隅州地頭御家人等、厳密可退治之狀如件、暦應三年三月三日、御列、島津上總入道殿、といふ釈あり (史料には此直義のなりといへり) 自久此の下知を受け五月十五日附にて新田宮權執印食暹へ宛たる催促状に、薩摩國徒退治事、御教書如此、急速致用意、相催一族、可被發向狀、依仰執達如件、といふあり

貞久は始め雰氏に從ひ京都に在りしか自國に合戦始まり宮方優勢

なろをきいて歸向せるものなるし貞久は八月に至りて漸く出兵

の準備成り 諸軍を率ゐて諸所の宮方の城を攻擊ちしなり同舊記

に、目安、新田宮權執印代三郎次郎俊正中所々合戰軍忠事、 一佐

摩國南方市來城(H置郡)爲退治、去曆三年八月八日、大御發向

之時、致軍忠畢、一同十一日、阿多郡池邊城可警固之由、被成御

奉書間、罷向之處、同廿九日、御敵等打出觀音寺、苅取作毛之刻、

同十六日、御對治訖、然早自去年八月、迄于今月日、於所々數ヶ

度合戰、致軍忠之上者、預御一見狀、爲備後證、粗言上如件、曆應

四年後四月日、承了花押(貞久)、なとあるを見れば其況の大概

察すべし(新田宮權執印とあるこの執印とは諸家大記に古は

朝延より毎歳使者を遣ばされて新田宮祭らせ給ふ是執印職

申せし

島の藤内康友を執印職と定められしより世々其

事管領せしより執印を氏とすとあり)以上の狀にある如く

付兼重は東福寺城を守る能ばす興國二年四月廿六日之を棄てい走

り矢上高純は閏 十六日催馬樂城を攻破られたり又同書記に、

大叫國願寢彌次郎清種軍忠事、右爲退治薩州凶徒等、今年八月十

五日御發向之間、最前馳參、助三郡忠國以下之凶徒等,楯籠于伊

一五九

日、攻落東福寺城、 同廿八日、尾頭小城同沒落訖、 又今月一

矢上左衛門五郎高純楯籠押寄于同郡催馬樂城、致合戰之處、

朧向致合戰畢、一同十一月八日、隗参鹿兒島、取向城催馬樂城、此

手于矢上左衛門六郎降参之期、 連々致合戦忠、一同四年八月、

伊集院爲平城退治、御發向之時、 御手致軍忠、同月、阿多郡

鮫島城御發向之時、屬于御手致軍忠畢、次加世田別府御發向、同

致合戦、一同五年八月、谷山城爲退治御登向之時、于御手、

馳向濱手致合戰畢、一同九月、在國司入道道超可誅伐之由、依被

成御奉書、酒匂次郎左衛門尉久景相共弛向之處、道超沒落崋、同

又阿多郡池邊城可警固之由、被仰之間、馳向致忠、一碗山城可

警固之由、被成御奉書之間、自去年十月、迄于今年七月致軍忠畢、

右如此度々軍忠、拔群之上者、預御注進、且給御判、爲備後代龜

鏡、言上如件、康永二年九月日、承了、熱州御列、又大隅國縻

寢彌次郎清種軍忠事、右爲誅伐薩摩國凶徒等、御發向之間、最前

馳參、賜御前陣、去年八月、御對治同國伊集院一宇治城井市

等之時、致合戰忠節訖、爰剧于岛津三耶左衛門尉師忠手、可致軍

忠之由、依被成御奉書、同月十二日、肝付八郎兼重、中村彈正忠

楯籠押寄于鹿兒島郡東福寺城、H 合戰、今年四月廿六

東風日島津忠國は助三郎といひ又岡書助ともいふ薩摩守護島

津貞久の支族にて大隅伊集院に住めるもの故に氏を大隅ともいび

又伊集院ともいりきてこの忠は延元二年三月三條少将の薩摩

に着せられしより既に義旗 へしてそれに癒したるものにて

へ見えされはして庶流の一族は見えるかおほか

るはことわぁなるへし、

舎弟久長とあ

國守護下野守久親同 彼家の傳統領の人なるに、其名字さ

とも、其後薩摩よりのたよりは、是か始めてなるに、

七月十四日まては、一度も御合戰ありしさまは見え

されは、六月二十七日初めて御みかたに參りたりし

島津忠國を始め、桑波多、原田、光富、顯娃なとの大名

ともは、皆一戰にもおよはすして、御みかたに參り

し人々と見えたり、島津忠國、同大實、同家久等は、

いつれも守護道鑑か、宗徒の一族ともなりしと見え

たれとも、三人の名字、島津系岡には見えず、此外

に當時薩摩よりの狀に見えたる島津家の人、一人も

系圖に見えたるはなし、すべて彼家の事は、道鑑以

前の事はさたかならぬことおほかりしにや、系岡

はさらにて、家傅家譜などにも、いとおほつかなき

事おほくして、たしかならず、蒙古合戰書巻に見え

たる、當國の時の守護島津攝津守久親は

肥後文獻叢書第六巻

押寄同固祁答院滔田城、澁谷石見權守代楯籠)及散4合戰、令追

重久篤の軍忠狀に見ゆ又同記に、一見了花押(三條泰季)、村田・

輔阿闍梨如 中軍忠事、延元四年卯月廿一日、腦于島津岡書助忠

國之手、押寄薩給黎院上網屋二箇所城、島津豐後守忠代

籠)令道落御敵等候、 一同六月一日、澁谷安藝權守經重共、

數月に亙りまた十一月九日に忠國等宮方の軍勢噌郡の郡田流

水寺鼻山等に向城を構へて北軍の橘木城に攻寄せたることあり

此等の向城は翌三年三月廿日までも合戰ありしやうに大隅

この度始めて宮の御味方に參りたるにあらす薩藩莒記に

より先大隅助三郎谷山五郎鮫島彦次郎道と共に旗を掛けたれ

建武四年四月廿六日足利 より島津頼久(貞久子) へ彼等誅代

の事を下知せしことあり其後七月二十一日に忠國市來時家等と共

島津久長等を伐ちて高橋松原口に戦ひしこともあり同啓記に、

島津大隅前司入道々意申(前交略)、一同國阿多郡高橋松原合戰事、

御厳島彦次郎入道(道)、伊集院助三郎、谷山五郎左衛門入道、

市來太郎左衛門(時家) 入道(道)、鹿兒島郡司(矢上高純)、知

院四郎忠世)、光富又五郎入道、石堂彦次郎入道秋三位

房、盆山新次郎、古木三郎入道、以下凶徒等、率數千騎軍勢、以去

七月廿一日寄來之間下向、子息親類萑黨等、高橋松原口致合戰、

依令打捕數置内徒等、被疵若黨交名注文(五人あり略す)、右致度

々合戰上者、爲賜御一見狀、且目安如作、建武四年八月三日、承

了花押(島津頼久)、とあり又同記に、同年十二月附河田智門房

吉軍忠狀あり(上略)同九月晦日、大隅三郎、鮫島彦次郎入道

以下凶徒等、致彼城 (市來城) 後合戰之時、慶吉親族河田彌三

郡家弘令討死畢云々、なとある市來城は宮方なる市來時家の居城

なるへしきて此の城の合戦は島津國史に撮れば九月十四日大隅忠

等市來城に來援し十七日より廿七日まで數十戰し三條泰季亦揖

宿氏の兵を以て來援し廿八日より晦日まで又數十戰すとありてよ

激戦なりしやうに思ばるなりきて両軍の勝負定らすして

大宮司殿、灰押と見・

なり次の七月廿四日附島津道鑒退治の令旨と同変にて悪

た

見之亡、宮五月一日認薩摩御着

岸ありて、すなはちにには御合職を始め給はて、初は

國の者共を御方に語らひ給ふへき、御計略までの

事なりしにや、前の五月八日の薩摩よりの釈に、近

日定可以有合戰,候、其時相構可】被後措候南九

い五月八日の狀主の花押と同しき花押あるあ

11

桑波多掃部允宗景、原田又四郎入道經道、光富又五 手 也、爲 後揩,
急速發三向泉山門、可」退治凶徒, 手也、爲後措

郎入道々惠令」參候、今月十四日、顯娃左近大夫定 者、征西將軍宮
分旨如」此、悉」之以狀、興國三年七

澄一族以下百余騎 參候、則祗 候谷山御所、彼等一月廿四日、右少
骅朧、阿蘇大宮司館、叉、被、申候趣

11

11

1i

1

叁候後、御敵城當國滿家院内島津兵衛三郎久實城、 披露了、口已口之由所」被仰下,也、兼又薩州後措

同院内厚智城、島津平三郎家久城也、同國日置莊|事、被、下 旨 候、及 遲引 者、可、爲難儀ń相構

内若松彥太郎入道良意城也、彼城沒落之時、御敵手 急速可以致 其沙汰,旨、被 仰下之狀 如、件、右少

負死人數輩、同莊内古垣城、江田入道良心城也、同一判、七月廿四日、阿蘇大宮司館」又、自是可以被、仰

莊内南鄉城、島津豐後守實忠代官城也、悉追落候了、之處、御使返4月出候、抑當國合戰、可」爲 九州安

其外自 薩摩山 南無 殘所 退治 候、就 其山北、 否 候、今度合戰及難儀,者、其境以可以爲同事,候

於 于千臺 道鑑取、陳、仍今一兩日間、可、發 向彼歟、然者相構急速可」有 御沙汰 候、若延引候者、

館 候、引 合八代、急速率兵船、可、燒 拂泉山門水「不、可以有 正體候也、公私一向凴存候、尚々此後措

俣以下,候也、凡今度合戰、九州安否候、此度不」被〝早速候者、追討道鑑,不、可、廻3踵候、 兼又當國宗

合力 者、可以被、期何日歟、山北合戰始候者、東鄉「御敵 御方 候了、猶屬 凶徒之、合戰始候者、

在國司以下縁物共可」參御方之由、内通中候、急速「多可以參之由内通申候、如此之次第、且御使存知事、

可以被､申後措,候也、若及 延引 候体丶、可､爲難定可 語中,歟、恐々謹言、七月廿五日、某判、阿蘇

儀,候、恐々謹言、七月二十二日、阿蘇大宮司殿、老

●日の状とあるは本書今年の始に溶けまた薩摩國前守護島津上

總入道道鑑、去比打 越千臺了、仍所」被 差遣討

談可被仰御催促也、共有參着之儀者、勅 にてこそありけめと思ふなり、また同時に推澄には、

裁又何可被空舊勞哉、又讒訴事、更不聞及 肥前國曽禰崎莊地頭職、爲功賞可知行者、

事也、一所｣被拜領」之綸旨、不可」有改之儀之 天氣如此、悉」之以狀、といふ同左少辨の奉にて、

條、不及異儀平、條々御所案無相違、可得 惠良小次郎舘と、あてられたる綸旨を、下されし事

其意」給-之由、中院入道一品家御消息候也、仍執達 見えたり、是は同時の事なから、親房卿の執申され

如」件、同月日、同人奉、宛所同人、なと見えて、一 たるにはあらて、頼元眞人なと、西國より執申たる

昨年來惟時より親房卿に就て、恩賞地の事、不足か なるへし、此時惟時か賜はりたる恩賞地の中に、守

ましく歎き申たること、度々に及ひたりし故、其よ 富莊は去年征西將軍宮より、惟澄を地頭職に補せら

し親房より、芳野殿に執し申され程に、今年にな れたりしを、今また惟直惟成か勳功の賞として、惟

りて恩賞地の事とも、芳野殿より、かく一同に御沙 時に賜はりしは、Sはゆる手のうらをかへす

汰ありしなり、惟時は元弘の最初、尊氏卿の御招に る御沙汰にてひといふかしき事なれとも、前にも見

癒して、宮方にはまゐりたれとも、さしたる功勞も えたることく、九州事被委任申征西將軍」之上者、

なかりしを、先帝の御覺えよかりしまい、さしもな 毎事只以令旨、有計御下知」よし、芳野よりもはや

き勳功を募りて、恩賞地の事、度々述懷中に及ひし く御沙汰に及はれしことなれは、去年宮より惟澄を

こと、親房卿の御心のうちには、いかにうるさくも 守富莊の地頭に補せられしことは、宮よりいまた芳

おほしされたらんに、かくかれの望のまに、執 野へは申されさりし故、吉野殿には其事はしろしめ

申されしことは、かの結城親朝か、小田關等城よ さす、惟時か請にまかせ、かいる御沙汰に及ばれし

り、いく度も御催促をうけなから、一度も後詰に及

參着候哉、抑

なるへし、又同文書に、先度進」狀候、

はさりしを、結句關城落居のはになりて、上總守 將軍宮着御之後、去六月廿七日、幸三島津圖書助忠

護職に擧し申されしと、おなし御心つかひにての事 國一族若黨等百余騎參御方、即踏伊集院城、同日

違 者云々 占SÉ、同く惟時L下 机ㄤ6 綸旨5 有 蒙 勅命之旨,歟、相構被 和順 者可以宜事歟、御

者云々なといふ、同惟時に下されたる綸旨も

見之力、今年く阿蘇秕領井 惟時加恩賞地の事、方中若有,不和議」者爲」宮不便御事也、諸事被

力、薩摩國守護「樣、可」被」勸 在國中官軍,歟、抑所」被、申三夕條事、

領、任 道鑑例、知行不」可以有』相違者、力、當手被、載 別紙, 之山、一品家御消息候也仍執達如、件、

軍勢恩賞事、可」注 申闕所,者云々 在七寸<⊤興國刑部大輔秀仲奉、七月廿九日、阿蘇大宮司殿 龙

三年六月廿日、左少骅桃、阿蘇大宮司館、南石输旨|條々、一阿蘇秕領、井元弘以來拜領所領等事、雖為

六通、同時记惟時汇下当肌力石南、九同年同月「何仁爲」計可」被」讓之條、不､可以有』子細,事也、一

廿七日、同人の奉LC、 肥後國阿蘇郡、任 元弘勅 當手井 同心人々恩賞事、就 注可」有其沙汰之

裁、知行不」可」有 相違‰者、云々、」叉、肥後國甲佐「旨、被、下 綸旨 云々、然者今更何可以有 豫儀乎、

槁嫁沍壽健軍郡浦 嚟鎵任 元弘劾裁、知行不可以有相但宮御下向,勘解由次官賴元眞人命 供奉,之間、

11

11

11

ひけんさたかならず、考ふへき事也かし、○阿蘇|上靜謐遲

办九L、九 此宮此末の御事体、 ≤办 ~ 在給,被執達 也´年來忠節之次第、皆御存知勿論事候、世

かたし、また此宮此末の御事は、いか ゝ ならせ給

脫文665亿見之亡、一段の趣意く体Lく仗心 先度專使叄着、即命 下向,候了、委細之趣、其時所

事とは聞えたれとも、一旦無爲のとある前にも、 同時に御沙汰に反はれしことは、是も又同文書に、

頗無念事歟、猶廻:籌策、早々可以被、追

文書、當社領等、止三方々妨、任 先度勅裁、知行罰凶徒 候、坂東事、以前使者,見知,了、其後

不」可以有相違者、天氣如、此、悉、之以狀、叉、當「無 數替之篇、奧州勢進發之時分、被、决 雌雄,候、

社領南鄉内野尻二子石兩村、任三度綸旨、知行不「如」此遲+遠聞定不 隱便,歟、然而奧事大略如"御所

以可以有:相違云々、九、當社井元弘以來拜領地」存 候、彼勢到來以前、楚忽之合戰難義之間、被 相

等分讓、不」可」有"相違者、云々」又、肥後國限牟|待 候也、近日京都諸國、皆 謳歌、凶徒滅亡時到之

田莊内大友千代松丸跡、同國守富莊等地頭職、爲 惟「由云夕、是則冥慮令」然歟、忍擧 莪兵、 發向,候

直惟成勳功之賞可」被知行者」存さる計に候、渡申他手,後者、定功はて候歟、且

ければ、宮を他手に渡しまゐらするにも及はずして、無念候、いかにも被廻籌策」候者、可爲三一家之

宮の御上も御無爲にてあるへしとの御事なるへく見 美談候哉とあるも、本竹の御うへの事をいひたる

1

とあるを見

切

親房卿のに可申彼運候、無爲にて如

給候者、何方可はせしなるへし、共事將軍家に聞えしかは、肥後文獻叢書一五四

第六巻

範忠か狀に、彼竹御事、楚忽之御振舞にて

えたり、

然而今移他手

候間、於今無き被惜申候、

給、彼失生涯候はんは、偏可」爲家之瑕瑾」歟、

と見え中付」な京都よ

此宮を他の手に渡したてまつるへきょし申來りし

よしは、小山も始は一族の結城と同しく、宮方に心

をかよはしてありし故、此宮もいかなる御ちなみか

ありて、小山を頼み給ひて、それか許に御座あり

なるへし、しかるに近比になりて小山心かはりして、 れは、此宮初より疎忽の御振舞ありて、人も思ひ付

内々將軍へ御方にまねるへきよし中しい程に、もし たてまつらさるより、かゝる事も引出されたれは、

今のことく宮を扶持しまゐらせてあらんには、降参 とひ他の手に渡給ふとも、惜しみ奉るへきて

の本意見えかたけれは、宮を追出し他の手へ渡して、 とにはあらす、此上はよかれあしかれ、無爲なる無

其心を顕すべきよし、京都より小山へ被仰下しと 爲ならさるも、彼の宮の御運にまかすベしとの意の

見えたり、また其頃は師冬武藏相摸の勢を率ゐて、 ことく聞ぇ、たい疎忽の御振舞とは、いかなる御振

小田の城を攻めんとて、まつ端々に宮方の小城とも 舞おはせしにや、事外には見えたることなければ、

あるを攻めかゝりてありしかは、其後詰の事を、度 今よりはいかにと考へかたし、興國三年十一月三

々小山にも結城に催促せられしかとも、結城も小 日法眼宣宗か狀に、且無爲之條は勿論候へとも、さ

山も、内々は將軍方に心をかよはして居たるとなれ りともと思召て、夜候て、取出候はん事、雖

とも、とかう申て後詰の事を延引してありし折から 末代、登非無念」候哉、伺々近日無二一途之沙汰」候

故、もし結城より火急に後詰したらんには、師冬も 者、彼御事も不可」有三正體、又件仁も如此御志を

引退き、小山も思ひたちて、ともにみかたに参るへ 征西大將軍宮譜 巻三

を出せり、しかるに興國三年の親房卿の阿蘇惟時へ

の状にて、たゝ親王の宣下ありしことはかりのせら

れ、正六年の和田正武か奉の旨には、常陸親王

とはかりありて、いつれにも征夷將軍宮とは見えさ

れは、太平記の征夷大将軍とあるはいとおぼつかな

し、また結城文書なる親房卿の興國二年五月六日の

狀に、本竹新竹と見えたる竹は、竹園を略していひ

たるにて、其新竹といふは、興良親王其月の一日に、

始めて常陸に御下向ありしかは、此宮をさして新竹

とかくれしことはしるかれとも、本竹といふは何れ

の宮の御事にて、いつの比より東國に御下向ありて、

何方におはしましにか、 さたかならぬことなれと

も、例のしひて試にSは、元弘日記裏書に見えた

る、尊良親王の一宮、宗良親王と共に井伊城に入ら

せ給ひしといへるは、おほつかなき事なれとも、其

比諸宮ともに東國へ御下向ありしを、かの裏書には

傅聞を誤りて、しか心ぇたるにて有へけれは、件の

本竹といふは、良親王の一宮の御事にてあるへ

きにや、本竹の御事を件の狀に、内儀は本竹事大略

危候、實にも自其境、早速發向候者、無爲之儀候は

の事委細範忠令中とある、その人なのに、伯山邊事、

此邊も兩樣聞候、竹御事、可奉」渡他手之由、自

京都申下候條々勿論候、誠近日自其元戮力も火

急に候者、思立迄もや候はんすらん、随分志は無等

閑けに候へとも、其遊發向以前、更不可叶事、

内儀委御存知事、彼竹御事、楚忽之御振舞にて候間、

於今無惜申候、 然而介」移他給、被

家之瑕瑾哉、楚忽參着候

失生涯候はんは、偏可

者、可三引退」候條、不可」有」疑候、なと見えたれと

も、つれの狀も腕もおほかると見えて、いかな

るよしとも聞えかたし、今只たしかなる所はかりを

拾うて、強ひていひ試みんには、此宮は興良親王の

御下向以前より、東國に御下向ありて、山邊の事此

邊も雨様開候といひ、次に竹御事とうけたれは、結

城か惣領下野の小山か家の事を、親房卿の狀に、山

族惣領とかくれし事も見えたれは、山遊とは小山遊

を略しいへるなるへし、しかれは此宮はいかなるよ

しありてか、はやくより小山か許に御下向ありてお

んすらん、可申彼運候、無爲にて如元被

給候は、何方可申付、また同時範忠麓思い

にゆきみならず、親房の狀の口に、此間

て、世をさり給ひしこと、新葉集に見えて、第二の

宮は芳野にて、天授五年親王の宣旨蒙らせ給ひ、其後

二品兵部卿に任せられ給ひたりしを、元中三年八月

八日、源姓を給はり中納言の大将に任せられ、御父

宮のことく征東將軍にさへなされしこと、南朝公卿補任に見えたり、其後南北御一統のをり、新田か一族とも迎奉るに依て、上野に御下向ありしよしなは、此宮もまた奥州に下らせ給ひし事なけれは、宇津峯宮と稱し申へきいはれなし、それ浪合記は異本二三本ありて、其中にて正本といふにはさらにて、其外の本にも、宇津峯親王といひたることなし しかるを異本に宇津峯親王と書きたる事は、波合記に尹良親王東國御下向ありて、程なく駿河の富士郡淺間社の社司、田貫次郎か宇津野の家に御座をうつされて、應永五年の春まて、そこに御逗留ありしょし見えたれは、櫻雲記に見えたる宇津峯宮も、大かた此宮ならんと心得て、尹良親王を宇津峯宮とはいへなるへし、また櫻雲記にいはゆる宇津峯宮は、まこと當時さる御名の宮のおはしまししにはあらて、結城文書なとに、關城落居の後、奥州の顯信朝臣、

霊山宇津翠の間におはせしを、 結城親朝か子共、其外常國の凶徒ら、度々押寄て攻たりしこと見えたるより、初闢城におはせし宮は、彼城落居の後は奥州に踊らせ給ひて、顯信朝臣と宇津峯城に籠りておはせしならんと思ひつきたるまい、例の質事に取なして、宇津峯宮とは書出したる也、また興良親王芳野に踊らせ給ひては、常陸に二三年おはしましい故、常陸宮と稱し奉りしと見えて、諏訪部文書に、参御方可」致"軍忠於」有其功「可」有恩賞者、常陸宮令旨如此、悉」之以状、和泉守、正平六年二月日、諏訪部彌三郎殿と見えたり、此旨を奉行せし和泉守は、和田和泉守正武にて、諏訪部彌三郎入道は、實名はさたかならされとも、出雲國三刀屋莊の地頭なり、其足利には内亂おこりて、騒動やむことなかりしに、をりを得給ひて、近々に京都をせめらるへき内々の御計略ありし時なれは、此宮よりも便宜にまかせて、かく方々の官軍へ令旨を出されしなる

へし、また太平記に、後村上天皇御即位の初に、此

宮を征夷大将軍に拜せられしてと見えて、日本史後

村上紀護良親王傳なとにも、また太平記に據て其事

あり

下向ありしか、道にて狩野介かもとに立よらせ給ひ、 ひしかは、其間に一度も奥の地へとては御足を向け

明るとしの夏の初に、また常陸には御下向ありしな られしこともなかりしなり、また北宮の中務卿尊良

るへし、しかるに關城書に、竹園御座、顯時朝臣經 親王の御子なりしといふことは、結城文書の中には

廻之間、加斟酌許とあるを、日本史親房停に、 つやく見及はさることにて、 是は櫻雲記に、常陸

顯時朝臣奉 宇津峯親王、撫馭士卒、雖略安、然浮 に御下向の事を、元弘日記に、尊良親王の一宮、奈良

言不已、亂邃將内發,東風日日本史には陸良親王

と 親王と共に井伊か城に入御ありしこと見えて、其後

峯親王とは見えず、

るは、心えぬことにして、宇津峯親王といふことは、 はいかしならせ給ひしとも見えさるより、關城書な

結城文書に擦りたる由見えたれとも、結城文書には、 とに見えたる竹園は、かならず此一宮ならんど思ひ

た、吉野に御座宮御一所とはかり見えて、御名はさ つきたるよし杜撰して、此宮の御事を奥州宮一品宇

らに、大塔の若宮といふことに見えざるうへに、 津峯なといった御一所の御事、様々に御稱號を加へ

宇津峯の名は、結城弾正少弼顯朝潮かか貞和四年 ていひたる事あるを、撰史の人ふかくも考へす、結

二月の言上狀に、於伊達宇津峯一致 軍忠」候云々、 城文書にもしか見えたりしやうに、覚えたかへたる

去年鎮和三靈山宇津峯御退治之刻、又依」致〃軍忠、 にてありしなるへし、そはかく覺束なきことなれは

預御感御書井御證判畢、と見えたるはかりにて、

護良親王の

こそ、後の史略には阿曽文書によりて、

此外にも此宮の宇津峯におはせしことは見およはす 子興良親王とは書改めし事なれ、宇津峯親王の御名

此宮は興國元年に芳野を出給ひ、同二年駿河より常 字の、たしかに見えたるは後のことなれと、異本波合

陸の小田城に入御ありて、いくほとなく師冬に聞

宇津峯親王と稱

記に、宗良親王の御子伊良親王を、

れ給ひ、其後顯信朝臣とともに大野城にこもり給ひ したること見えたり、されとも此宮は、質は宗良親

ておはせしか、興國四年の秋關大城ともに、遼に師 王の第二の御子にて、第一の宮もおはせしかとも、は

冬に攻落され給ひて、親房と共に芳野へ歸上らせ給やく文中の北、東國にて御父の宮に先たちまゐらせ

及はす、顕信朝臣にも、折ぶし諸方の凶徒

等と、合戰を取結はれたる最中なれは、心ならす常

陸までの出勢も、叶ひかたかりし程に、關城はさら

カ

勞哉、其上元弘以来、無三一度之違失、此事》

そ、故禪門者常に被自稱しか、一には足利ヲ不

可頂戴之由來、一には不可落箭名事の

み、被獨歩」候き、定不」被忘此遺言」歟、仍不遺服

イ

心、及述懷候也と見えて、是も此末切見えされ

とも、前の秀仲か奉書と同比に出されたる物にて、

此逆亂可」及明年之由諸人存」之云々とあるにて、

興國二年の冬、關の城より出されし狀なることはし

るかるうへに、秀伸か奉書は十一月十二日の物なれ

は、師冬か寄來りし三日以後の日子ともは、十二月の

三日以後の事なりしことさたかなるへし、さて奥州

勢進發、可爲近々」之間、依」被相待彼到來云々、

また奥州暫被押先逾之合戰候、なとある奥州は、

顕信卿と親家と、當時奥州に在陣せられしをさして

いひたるにて、件の釈ともにも見えたることく、去

年六月、師多か小田城に寄せたりし以来、親朝に度

々合力之事を、催促せられしかとも、親朝とかくし

て後詰ににて、御方の城々、いつれも難儀至極したる折から

にて、其困道のさまは、十二月の状ともにてもしる
く、また今年の春、關の城より出されしいはゆる
關城書に載せられたる趣にても、さたかなるへし、
しかるを云要害」云兵等の用意、縦雖年月
不可有子細、また坂東對治無子細者、御方打入
鎌倉、其時分必可」彼立飛脚」なと、其比諸方御方
勝に乗して、坂東退治いとたやすかるへ趣にかい
れたるは、前にもひたることく、例の虚勢を張り
て、遠國の御方の機をいさめ、心をのとめられんた
めの武略なりしことを悟るへし、因にいふ大塔若宮
の常陸に御下向ありしをりは、いまた八九歳の小宮
にておはせしに、誰か御介借申てSつ比より吉野を
出させ給ひしにや、興國元年の八月、宗良親王井伊
か城より、北國の方へ御下向ありし路にて、駿河
狩野介貞長かもとに、興良親王おはしますよしを聞
給ひて、それか許に立ちよらせ給ひしこと、李花集
駿河國狩野介貞長か許に、興良親王のあるよし聞て

しはし立より侍りしに云々と見えたれは、興良親王

はそのとしの赤なと、芳野を出させ給ひて常陸へ御

抑此合戰之樣、雖„度々被 仰談始終作法可以爲何 如々被Þ申、靜謐方々率』多勢之後可以有戮力, 樣 候哉、眞實之儀、無隔心 可、被 計申凡小田城|者、於 此方事 者、重可」有難儀、可、被思儲候

在上引、合戰ヨ体每度打勝一□□□不、負、又兵粳盡」也、凶徒雖少勢、不」可、有‟後措 歟油斷

力石事不」有候處、门口口遅々、難儀出來了、當城之間、入 隔此城々之中、是爲、、不.整御方勢,候

下妻大寶事、正員 综嫩体共幼少、就 中下妻体、被管」也、然者雖二三百騎勢、打上行西明寺伊佐邊入本着

輩面々不和、去比毛數引分出 城中 了、且体田中候由開候者、即時可„退散,候條、如 指掌 候、田村

一體之間、扶持罡等、相互猶不 心理候作法也、但一石川等八、去月比認可 罷上,之由、度々申入候

當時竹園御坐、春日以下數輩被、籠候~無 左右 2、彼等7毛被」催、定亓代官一人7毛被 差副 候

無物忍之儀 候歟、然而事 延引、四方被‟取卷 之「ㄈ、少 々 到來候者、可、爲 必然之利,也、此段爭不

後者、故可 心苦 候所也、當城住宗祐隨分無 他事尤被」廻三遠慮图哉、凡付 公私深被仰餘、每度及

神妙、但此城中L轧、兼日L號 羽太 蜚出候了、此一委細i候、依 無勢 ,斟酌之條、雖 非 無 其謂的一

間六七人逃出之間、又以珍事也、云 要害 云 兵粮 4、其方戮力遲々故、被､失坂東御方 候住人才不

用意、暫相支之條、定無 子細 歟、然而諸方通路 非 無念 哉、一二八此方難至極候者、即時汇可､及”

更斷絕、伊佐城無二之所存雖」異」他、細々不通之間、 其境之難儀、非 必然之理,哉、事之道理何< 相互不」及戮力、直壁西明寺等城、隨分申 義勢 無 高氏等、非､可以保天命、將門誇張、及 六年

二之體也、又以被 押隔 了、仍短氣之輩、如何L4|滅亡了、呪此逆亂可」及明年,之由、諸人存｣之、然

猶構出難儀 候妇之見之候也、所詮此上事、非 奥者吉野新主、可,令」開一統御運,給-之條、有何疑

方合力 者、可以爲難之條勿論候、適此上五六 乎、此君自 奥州主被、開』御運,了、爭被」思引食-捨舊

11

1]

1

之一 云々、吏務守護又以不」及 沙汰 云々每年三 城相支候程L、無
戮力,者、即時可」及』其境之難, 支度相違、愍被､引卒于戰場、憂悲
苦惱之由開候、 之條、如何如､今者、凶徒之勢散★體筷、定不」幾
、

1

1

11

11

止 兩城往反之陸路,了、一手仗師冬親類三戸七郎大|向偽 越前 張行及 此儀 之由聞候也、近H可以下 向

平井 高橋、其外武藏常陸勢爲､宗之輩、大寶城南長峯「其境,之由、謳歌,候、如何!4爲 敵方使者爲”

汇欲､取､陣之處、大將春日中將一條中將等、率 城中 敎訓,歟、何当建汇为下向候所存、可､爲‶御方之凶.

勢 出張、悉追散了、得 利之條不」可勝計、先代未 之所存候哉、能々有思案可以被」相計゛ 候、仍態被

開之合戰、併神慮也云々、如 此日生捕說 者、師冬自立 飛脚,候也、凡近日敵方、併構 申和順之道 候、

伊佐蠢欲､引 古河方 之處、依 大平義勢、重寄來之 由」仍至此御方八、以 極樂寺僧圓琳、種々申旨候、

申君之、如 風聞者、近日差遣治久以下勢、重可在此興之次第候、且以､之、思｣之、諸方此式候歟、能

責 大寶大手 云々、件合戰日、田村四保城被 押隔、々被 廻 遠慮可、被､禁 如､此之内通 哉、小田本自

無』心元 之處、其身非兩妻、即時出家、因幡者爲 代

風聞 候、延元年

短氣之上、耽:種々甘言忽違變、如

官、出 降人,了、村田本領主、即管領城中、無面目,秋以後、洪明妮殿低 官位体依:一同之法、悉以停廢之

次第也云々、 此事自 日 聊有‷嫌疑、日比新城 間、如、昔稱 宮内權少輔,云々、一族家人之官途、

難、支者、可」三大寶城之由稱」之、兵粮等用意、脚「悉不、叶」之、所領叉一向抑留、本領猶以不」得三十分

1

11

比力

11

11

11

師親

文書、以 此事書之趣、能夕可以有:料簡,候也、 办、6短氣事候 し上、深被 遣 御意了、但又其

花押 (親房)、御方上下移 關大寶間事者、一兩度御 上相違ヨ如何兼亡A沙汰候休亻 <L¢候、兼

上相違ヲは如何と、兼ても沙汰候はんそにて候き、無

請文慥到來了、去三日師冬率 治久以下降人、取 陣」日之謳歌無子細,候汁、不」可、說候、此事正員

於村田莊、同八日重寄 來此境、師冬以下体、取』不思寄 侯6、隨而今一向爲 遁世之體之上、

陣於關城大手野口、一手仗取 陣於大寶城北寺山、即一聊似」不 忘 義歟、因幡如 法愁歎深歎申候云々、1

§EKURK´BER.±ØRBR=81K+´

11

*

難儀上在5亿石Z載世礼、其事体力結城 大寳伊佐等之城々 相支、就、中奥邊無 子細 者

たることも載せられず、其事はまた結城

下關大寳城等L移給ULZ上休見之寸、尤其後弱之族留置之處、自去月之末、悉移 新城 之間

程在く師冬

最初 無 違變ń關

關大寳城等!寄せ亡、御方の大寳輩面々」申所存?此仁自

當時の文書ともとは、事さまいたく相違したる事

あり、され共其文書ともを、 かっく引出さんは、

事長くくたくしけれは、今其一ッニッを引出して

ひふへし、此方難儀之子細、度々被仰候了、小田忽

稱有和順之道引入凶徒等之間、一昨日十日、御二

移住關城了、春日羽林被移三大寅城」候也、無二之

輩者、大略引分之間、中々心安篇候歟、但諸方之聞、
定不穩便」候歟、無念之至極候、於小田者、雖麗
凶徒、依不好合職及此義候了、然者不及」成
御方之害歟、此時分被出勢者、被對治師冬黨
類之條、不可」有三子細候、猶々此間度々被仰候
處、依戮力之遲々、此難義出來候了、以及遲々
候者、適相殘之族、定落」力候歟、相構當時節、被
成大義者 忠節名譽、何事可」如」之哉由所」候
也、仍執達如件、刑部大楠秀伸、十一月十二日、結
城修理權大夫殿」、と見えて、自去年六月徒寄來
云々と見えたるは、今の開城の事にはあらて小田城
の事なり、結城文書の中に、師冬寄來之後、度々彼
了去十四日打入當國方穗莊、同十五日取陣於
當城後高山上了、如風聞者、其勢不云々、仍不

措寄城下構所々要害、不及合職、徒送日數之
間、去廿三日、自當方彼」始合戰了、終日合職、
御方打勝、凶徒討死手負及千餘人」云々、即引退要

害、依及」晩御方又歸本陣」了、翌日廿四日、重押寄
之處、凶徒邃不出逢兩方野伏合戰許也、如今者、
御方乘勝之條勿論候、諸人成」勇候、仍被廻別等
策之子細候、治定候者、重自の方々可被措合」候
也、此時分後措候者、云當方合力、云諸方遠聞、
御忠節何事可,如之候哉 且敵方にも、奧方ノ後措
近々候とて、連動候なり、此時念沙汰候は
尤可」然候、瀧口左衛門尉公、爲奧州御使、罷着
候由其聞候、府中退治合力事は、近日誠難治之時節
に候歟、自是此趣を被申候也、公勝直に可
宇津宮邊宜様に開候、今度今
参之山、被仰遣候、
ては一騎も不出候と見えて、此末不､見は、S
つの物とは定め難とやうなれとも、自去年六月,因
徒寄來とあれは、師冬か十四日に方穂庄に打入たる
は、六月十四日なりしことしるかり、しかるに自
去年六月々合職といふより、數月了といふ

までの間、前年の冬つひに小田城落ちて、親房卿以

昨年の秋陸奥介

に任せられ、親朝は延元二年の春下野の守護職に

補せられたりしを、かく文なして、奥州野州の守と

はかくれしなり、しかるを水戸の日本史にも、史略

にも顯信朝臣の奥州下向を、興國五年の夏の事とし

n

事以下のいる所は、結城文書に見えた

早令」靜ｯ謐東國、重可」被舉義兵」之由、所下綸

旨」也、相催坂東諸軍勢、急速可」追討尊氏直義

以下黨類」者、依 三宮介旨、上啓如」件、同人奉、延元

三年九月三日、謹上、陸奥三位中將殿、なと見えた

、かくて此朝臣は、其年の九月の初より、奥州宮

の供奉して、伊勢の津より御同船にて、東國へ御下

向ありしか、上總近くなりて難風に逢給ひ、本の

ことく伊勢へ吹もとされ給ひし故、明る春奥州の宮

は吉野にかへらせ給ひしかとも、顯信朝臣は結城親

朝とともに引ちかへて、東國に下向せられしなり、

其事を正統記に奥州野州の守とも、次のとし春かさ

ねて下向して、おの國につき侍りにきと見え

奥州野州の守とは、顕信朝臣は八日、参者、天氣如此、悉」之切狀、右中辨、五月

白川文書には、顯信朝臣の奥州

となけれはしらす、

繼」日、急可

延元三年後七月廿六日、謹上、陸奥三位中將殿」、又

以下黨類給坂東國諸軍勢賞罰等事、宜計成 たるは、元弘日記裏書、白川文書等に據りて書たる

敗 -給も者、天氣如此、仍執啓如」件、右中辨光高奉、 よしなれとも、元弘日記裏書のは、いまた見たるこ

國司參着之後、連々合戰最中也、以夜白川一族中、とある奥州の司は、顯家卿の

ことなるを、撰史の人此綸旨をあしくよみて、顯信

朝臣の事をと心得たかひたるにてあるへき、もし

しからんには、是もまた疎忽なることにてありしな

り、また次の狀に、凡於今年者、可」相當一統御

運之由、年比諸人謳歌、時節到來候歟、彌可､被｣成三

其勇候とあるは、結城文書、親房卿より同年三月廿

一日、親朝への狀に、如聖徳太子御文書「可」被開

御運之條、當 今年、凶徒滅亡、雖、無所」疑、今見

迷惑候也、と見えたり、

此邊之體如累卵、短慮介

聖徳太子之御文とは、先年楠正成か天王寺にて拜見

したる太子の未来記の事なるにや、そはさたかなら

ねとも、年比諸人謳歌とは、此太子の御文の事を聞

博へて、宮方にては樣々といひのしりしなるへし、

また抑此境之征西大將軍宮譜卷三

一四五

略危候 るは、阿蘇結城等の文書に據たることなれとも、興

而、今も自其境」早速發向候者、無爲之扁候はんす 良親王の御下向の事を、日をしるさすして、師多か

らん、可申彼運候、無爲候て如」元介憑給候 小田城を攻めたる事の後にしるしたるは、くはしか

雖何方可申付、又新竹御座候はんずれは、 らす、また吉野に御座とあるを、迎於京師と書たる

諸人仰申之條勿論事に候、内々可」彼得其心候、 もたかへり、奥州將軍は親房卿の二男左中將顯信朝

彙又或仁代官上洛、被下敬方」狀、勸進諸方之 臣にて、正統記に、陸奥の御子東へむかはしめ給

由其聞候、返々無勿體候、内々可有韓沙汰」候、 ふへき定あり、左少將顯信朝臣、中將に轉し従三位

漏聞難義之間、兩條密々所」令」中也、悉之、五月 に叙し、陸奥介に任し、鎮守府将軍をてつかはさ

六日、東風日此のは四年五月の事其下親房卿のありて る、東國の官軍ことくに彼節度にしたかふくれ

宛所見えされとも、一定結城親朝への狀なるへし、 よしをもおほせらると見え、また結城文書にも、其

此狀にSはゆる吉野に御座候宮御一所、今月一日御 をり此朝臣に下されし綸旨等あるに、天下静謐事、

下向候て無爲之條、返々目出悅入候とある、則件の奉扶持宮重舉義兵」者、速可」追討尊氏直義

親王之子也、鵰管酸詰本剛

とあ

結城文書、此間事委細範忠介」申歟、真實迫」喉候者とあり親

自去年夏、彼」向中此境御座候也、

改良夏向申此境:

兵部卿親王若宮にて、興國三年の狀に、自とも思ばれす 大日本史
皇子博護良親王記に陸

去年

母大大夫師兼女其てなれと親房:

其名なし地位に達せずして若

なし

補任には名見え

長

それと兄は一人もなし又

し又中院家を深くるに師の名見えす又公開補

房本源外す任

眞卿帝親にとこれ

にの王房兄いもと

近妹系妹のは其兄

かと也あ名は

らいにとり其な一

んふはあしまし

か説陸りして若も

ての」御座候也とあれは、此狀年紀をし

るされとも、宮の御下向ありし今月一日は、興國

二年の五月朔日なりしことしるかり、しかるを近比

水戸の青山延于か書きし皇朝史略に、興國二年の條、

夏六月高師多攻源親房源顯時於小田城、親房出兵

擊敗」之府文書、税所文是夏源親房迎 興良親王於京

師、興良護長親王之子也、胸

師、興良護長、

安否之境、猶々可被籌也、敵方之體は、大

略至極歟、不可､被」失時節」候哉、抑吉野に御座候

つる御一所、今月一日御下向候て無爲之條、返々目

出悅入候、未」及露顯候、内儀は本竹事大分の軍功ありしかは、其恩賞に渡邊を賜ひし事あり

もおほかる中に、東鑑元暦元年十一月の條、園城寺

より鎌倉殿におくりし牒状に、當寺の興隆可當

家之扶持」とかきたるかことき、此狀の二の當の字

と同用格にて、當時は則園城寺にて、當家は鎌倉殿

をさして、ひたるにて、同字にして用格差別ある

ことをさとるへし、故兵部卿親王若宮は、太平記に

Sはゆる大塔若宮にて、 護良親王の御子興良親王な

り、薩摩文書に、尊氏直義以下凶徒追罰事、各急馳

参當所、可抽軍忠、於恩賞口衆功者、大塔若宮

旨如此、悉」之以狀、右馬頭奉99、座摩家中」、ま

た攝津國渡邊之莊、任故兵部卿親王令旨、座摩宮社

家等、知行不可有の相違、大塔若宮令旨如是、

悉之以狀、同人奉、同年十二月二日、諸社家中」、

と見えて、此旨共は、此宮のいまた親王の宣下を

蒙らせ給はさりし前にて、當所とあるは吉野の行在

所のことなるへし、其比此宮よりしも座摩の家と

もに、かいる旨を下されしことは、元弘の最初、

御父宮兵部卿護良親王より、座摩の凪務にも合旨を

下されて召されし時、異儀なく御方にまゐりて、

肥後文獻叢書第六巻

には親房を伯として五人の弟

親王の宣下なとあるへき宮にはあらさ

はせしかは、

元弘の最初に、芳野に

れとも、御父宮護良親王は、

て御旗をあけられて、近國の御かたを招かせ給ふの

みならず、 新田赤松なとも、此宮の旨を賜りて

軍を起し、京鎌倉を攻落し、再び君の御世となし参

らせ給ひしいみしき御功勞ありしを、ひたつらにな

されて、結句鎌倉にて御事ありしこと、今さら君に

も、日比ふかく御後悔ありておはしまししょり、ま

たく此若宮の御かたみに残らせおはしましゝを、

殊にいとほしく覺しめされし故、かく御猶子となさ

れて、親王にもなしまゐらせられしなるへし、さて

親房卿の此宮に殊なる御よしみありしといふは、此

宮の御母は中院師茂卿の御女にて、師茂卿は親房卿

の御兄なれは、此宮は親房卿には、御外甥にあたら

せ給ひし也、東風日にいに親房の兄中院師茂知云々とあれば

くまたこいにはよ

のれ別にくはしく辨しおきた物とし、此宮は孫王にてお

なりかたし、そのよしはお

一四四

し故、さる御ちなみによりて、此宮より旨を下さ

れて、御語らひありしなるへし、當時の座摩務を

重保といひて、姓を都下國造といひしょし、座摩文

書に見えたり、すべて座摩文書の中には、おぼつかなき事まし

一四三

可」相當一統御運,之由、 年來諸人謳歌、時節到來

可以相當一統御運,之由、年來諸人謳歌、時節到來

11

候者也、九州蹤被‟語寄,候覽目出了、於 此方城々者、云 要害云 兵粮等用意、縦雖

同文書ㄷ 、當宮御祈禱事、定無 等閑 歟、故兵部卿|、送 年月、不、可,有子細,候、然而、凶徒多外也、

親王若宮、爲 先皇御猶子 令、蒙 親王宣旨,給也、當「御方者各守」城候之叫、被 申談、奧州暫被、押 先途

命至極之由、 風開,候、定達 遠聞

成就 候者、付 公私類別可以被報賽申,由、一品家御-歟、成 其勇、早速可以被、立 大義,候、坂東對治無

消息候也、仍執達如、件、刑部大輔秀仲奉、興國三年「子細ı者、御方可以打 入鎌倉、其時分必可以被、立 飛

五月廿六日、阿蘇大宮司殿、裏書记、遼遠之境、爲|脚 由、一品家御消息候也、勃達如、件、刑部大輔秀

、無其疑?所、加」判也鴕、上南方、变九二月 十八日| 仲奉、五月廿六日、阿蘇大宮司殿、裏書前汇同L」、

11

久道篮在判、莫稱遠屋次耶太郡入道殿、以上諸家文書、

敷存候、且此段可注進申候、恐々謹言、曆應五年七月十日、島津貞|發可」爲近夕夕之間、依」被､相待彼到來、及數月

家又殊由緒御事候之間、自 去年夏,被,向申此境二合戰 候、於 奥州大略歸伏候、 凶徒方大將石塔入

御座候也、然者云 彼御祈禱、云 奥州將軍祈禱、共道楯被 打落,了、於､今者不」可」有異儀候、凡諸方

可」致精誠」之由、可以被､示 付宮人等候、御願三擾亂、凶徒運五月廿六日到來了、凌 遼遠 態被､進 使節、殊 此二通の狀体、親房卿常陸刃關の城占5、大宮司惟

難」有候、云 年來軍忠、云當時連々合戰、皆令"風|時<の返書也、當宮御祈禱之事云々~淇、則懷良親

聞,候、定叶 先皇御素意 歟、被､達本望之條、不「王L申九九石汇、當の字ZLLTOの

认可以有 疑者也、就､中兩息被､沒戰場候、心底 ふも同意にて、むかふにある物をさしていふ詞

被」察候、但忠節彌露顯、不」能‰左右,候、感歎不」少-

候、凡於今年1者、

太上同意

5、下记當家表面石赏刃字体、ZO之5

LC、我汇南石古の²LT≤UZZLC、前の當

にて、我にあるものをさしていひたるにて、前の當

の字占其意自他の汁的事、漢文L住當

の字办く－L用Uェ石例住在汁机上弘、Z丶汇

の字をかくさまに用ひたる例はなけれとも、こに

ては昔よりかく兩様に用ひ来たれり、其例はいくら

候歟、彌可､被､成其勇候、抑此境事、自 去年六

月1凶徒寄來、連々合戰候也、雖､决雌雄、奥州勢進|C昔占5趴く兩様汇 用來九九、其例如く6

征西大將軍宮諸卷三

又日阿蘇惟時滿願寺に新臓の效策を謝する事あり滿願寺文書に、

今度御祈禱效驗厳重候之間、信仰無極候、聖一統、可有近々之

間、阿蘇社領知行勿論候歟、 其時滿願寺事、申先代寄進、中惟時

奉一四停止地頭之、盡未來際、師資相承、可有御管領候、

又惟時遺跡之仁、爭可成違亂候哉、 若致煩候者、爲不幸之仁、

不可持領所職等候、所詮以此避狀、令申成綸旨、-永爲勅願寺、可

被停止地頭武家之將候、於社家者、任先例可有御勤仕候、無身

候間、先進此狀候、 一統之時、惟時可申成綸旨候、興國二年

三日、阿蘇三社大宮司宇治惟時花押、 満願寺別當大都御房、と

あり右の書中にいへる今度御祈禱の效驗とは何をいへるか知る!

由なし然に本書に惟時か久しく謀反のきさしありしことを推定

ばえさとらずして云々とあれとも此狀に聖運一統可有近々之間と

か一統の時惟時可申成綸旨候なといへるを見れば此の時までは

ひたすら吉野朝廷の御威權回復を祈願したるもの、ことしとにも

かくにも惟時意志薄弱にして果断なく両端を持して曖昧の中に年

月を暮ら

尚範氏兩手に別れ肥後筑後に出發すべき筈にて士を催促せし

此の後兩人共出動せし由も見えれば此の時は像想の通士の集ら

さりしにてもあるへし賴向の歌に於不參之輩者任御教書之旨可注

進交名候とあるは前に引きし範氏の狀九州の将士奮って其の催促

に應せさる情況見えたるか京都にも聞えて尊氏より少貳一色等へ

厳選せしことありしなるへしされば催促に應せさるものは一々其

の氏名を京都へ報告すべしとて強迫せしなりかくの如くしてほ

限定の如く出兵行はれさりしは其の兵氣のせし狀察すべきり

如件、暦廳四年六月十五日、沙彌列、深堀三郡五郎殿、とあり賴

可注進交名候、執如件、四年六月三日、太宰少貳花押、

得永源五郎殿、又深堀系岡證交記錄に、筑後國凶徒事、爲對治所

發向也、今月中、一族

叄津、更不可有遲怠之儀、仍執達

肥後文獻叢書第六卷

御方軍勢候、國中以外騷動之間、隗越千臺、雖相催軍勢候、依有

所存遲參之處,御一族不殘自最前隗加、被致忠節候條、就公私憑

六田到来と有りと見えて、宮は延元三年の春より今

年の夏て、日向大隅の間に御逗留しまして、 兩

國の凶徒等を打從へ給ひ、夫より薩摩を攻討られん

ため、五月一日に御船にて、薩摩の津に着御ありし

なり、いつれよりの御事とは見えされとも、大かた

大隅より御うつりありしなるへし、此狀のぬしたい

花押はかりありて名字をしるされず、此外にも阿曾

文書に見えたる、薩摩よりの狀は、大かたは此人のは

かりなるに、かくたえて名字のしれさるはいとくち

をし、其中には花押の上に一字見えたるも、藤の字の

やうに見えたれとも字體さたかならす、宮三位中將

の事を大將宮三位中將と見えたれは、此狀主すなは

ち其人にてはなかりしにやなほ考ふへきことなり、

補、島津文書に、號四國宮、落下當國南万、 式廻令旨、依相語

阿曾文書に、征西將軍宮、今月一日着 御薩州津、御

渡海無爲、殊以目出度候、就」其近日定可」有三合戰

候、其時相構可、被申後措候、委細之旨、期後

信」候、恐々謹言、五月八日 糀、阿蘇大宮司殿」、

あらためてかきたれは、此中途の合戰は、前年の十

二月の末の事にて、其をりは惟澄兄弟も手負たりし

かは、一旦甲佐に引返して手創なと療治して、さて

今年の八月になりて、重て南鄉に發向したりしなる

へし、また同文書に、肥後國阿蘇社大宮司職井所領等事、南郷之御敵爲退治發向之間、御舎弟乙房殿被讓與之由承了、可」存知此旨,候、恐々謹言、師景 八月九日、大宮司殿」、又、肥後國阿蘇社大宮司職井所領等事、養父孫熊大宮司、去八月九日任讓狀、領掌之由承了、可､注進此旨候、仍狀如件、左衛門尉師景判、暦應四年九月廿六日、乙房大宮司殿、なと見えたれとも、孫熊丸は南郷の城にて惟澄に討れたりしかは、あらかしめ乙房に所職所領をゆつりおくへきいはれなし、しかれは孫熊より其よし師景に注進したるは、孫熊か一族とも、其敗死せしことをかくして、孫熊か戰場に向ふとて、所職所領をは乙房にゆつり奥へて、 南郷に發向したりしやうに注進したるなるへし、さて推定か今かく所領を没收せられしは、惟時か所爲と見えたり、されともいかなる子細にてありしともしられず、例の試にいは

東風日少貳頼菊池武士武敏を攻めんとして兵を召す事あり徳永

文書に、菊池武士武敏巳下凶徒等爲退治、来月四日所令發向肥後
國也、當日以前令上府、可被相向、於不參之置者、 書之旨、
は、惟時か久しく謀反のきさしありしことを、推定
はゑさとらすして、惟澄か手にして、惟時かあと
の大宮司孫熊丸をうち殺したるを、惟時心中にふか
ひかりて、惟定か所領を没収したるなるべし、しか
るに惟定か狀にも、南郷の城を攻しとは八月廿七日
とあるは、師景か狀とは時日相違したるや～なれと
も、惟定か狀は異本もおほかる事なれは、廿七日と
あるは廿の字誤にて、本は、七日とありしなるへ
し、もししからんには、惟澄は彼城を七日の夜より
攻かゝりて、翌八日につひに攻落したりしか、其時
城の大將孫熊は討れしなるへし、しかるを孫熊か一
族共より其打たれたる日を、乙房に譲狀を興し日に
取なして、師景には注進したりしなるへし、師景は
いかなる人ともしらねとも、今孫熊を大宮司に舉し
たりしは、師直か代官として、宰府博多の間にのこ

し置たる者なるにはあらぬにか、乙房か此後の事、

物には名たに見えす、無」程早世したりしにもある

へし、

べく候、恐惶謹言、興國二年十月廿八日、 は下孫熊丸か事なるへし、孫熊丸かことは、すてに

これ定、一本、上略、四條殿御目にかいり候て、よ 前に見えたり、此時惟澄か、豊後肥後つ後詰の勢と、

しのとつ川まて御供候、したかつてとつ川にても、 中途まて馳向て合職したりしは、何にての事にや

御をんのあるへきよし、直に仰下され候、上に思召 さたかならす、此合職には惟澄兄弟は、手いたく戰

一候や、ちんせいに御下りののち、又父子とも ひて共身も手おひ、乗馬も切臥せられる程の事な

に二心候はす、奉公のちうさんをいたし候ぬ、犬塚 りしかは、其まい直に南鄉城を攻めるにはあるへ

原合戰このかた、ところ(一命をします、動忠を からす、此一段の初に、次云々といひて、前の小鳥

いたし候ぬ、したかつて故入道れんさい御ひさの下 合戰の事をうけ、南鄉の城攻の所には、其後と端を

10

歎存候

一四〇

めに云々とあり、

用

これにすき候はしと存候、こんともいちか下入道、

肥後文獻叢書第六巻

市

たいふんかたらひ申候しかとも、上の御をん、御心

さしを、わすれまいらせかたく存候て、最前に御方

に参り候ぬ、したかて八月廿七日夜、 いくさに屏の

際まてせめより候て、 一本に南郷の御城せ

手おひ申候、

向後も元こうい下の御をんとわすれまいらせすし

て、たとひいかなる御事の候とも、上をすてまいらせ

候て、御うちを罷出候事候間敷候、かつ誓文をもて度

申入おき候ぬ、此間は上の御世をまち申所に、思ひ

の外の御沙汰、身のふぅんなからも、あまりにて、めいをとめ候ぬ、こんとも市下入道云々、

今一本には、けんこうとうらんよりこのかた、御う

ちにして、惟有さうとうよりはしめて、京都鎮西、

所々のかせん、くんちうをぬいて、一命ををします

きすをかうふる事とにおよぶ、ことにあふたのし

やうにして、度々の合戰に忠をいたし、若黨れらう

三郎討死仕といへとも、郡浦口のあいた、御かたき

まへ候、よてとくもち名を申あつかるにお す

候云々と見えて、件の市下入道は、本は阿蘇家の一

族なりしか、其比は惟定と同様に家人になつてあり

恐々申上候、ふひんにおほしめされ候て、御 しと見えたり、市下は南郷高森の地名にて、今はい

成敗にあつかり候はい、しかるべく候、此旨を以て、ちか下とはいはいちしたといへり、惟時か一族と

職にて、當時も此莊は川尻か分地なりし故、實には、さいしけんそくの思ひ候ところ、身のめいわく

は、此守富の莊を始也さ、されとも例の名の地頭

めん ほくなさと

人に仰つけられ候事、たうさの

際

候に、故入道の御をんのところを、

乾

大將坂梨子孫熊丸

數十人其後落彼城」之時、道恵井

東風日一巻:

切乗馬、一族若黨數多分手負討死、打取御敵

惟澄井 舎弟彌三郎惟賢被」疕、二人共

致散々合職

とあるも、後の坂東の事にて、親房卿の居給ふ常陸

夏の外に別に

意御成敗ありしは、陸奥出物は東の分にはあら 今こいに坂東

成申狀に、吹市下八郎入道々恵、相語惟時一族數十

たりよりて思ふこい

そこ州

八補を

ひて

宮成にて、

この所

十四年

に、顕信

に乗れ!

にくは

王ていまた足柄の

沙汰

にて

・の中に、臨

め夷をへ敗とふ總よ

いま狀に見えたれは、くはしきことは

闘八州とも、

しかるに鎌

陸い山

と安柄

摸足

關東と

上總下常陸上野下野八ヶ國、併せて器

後

ない器國八藏ま

昔よりは、山東の名ばすたれて、坂東の

名にすたれて、坂東のみ殘りたろか、

東武

て、た關東

親れた十も 國いまた遊行はせられさりしなり、其事は後の惟澄か

敃相摸安房

正平十四年の言上はさらにて、自餘の七ヶ國を併せていひたる也、奥

州は八ヶ國の外なるうへに、當時顯信朝臣鎮守府將

軍になりて任國に下りておはせし故、かたく取

けて奥州といひたる也、又同文書に、肥後國守富莊

地頭職爲勳功之賞、且所」被宛行」也、被支配當

手軍勢、令」成〃其勇、彌可、被抽軍忠、於自身之恩

賞者、被施面目」候樣、別可」有其沙汰」者、征

西將軍宮御氣色如此、仍執達如」件、勘解由次官判、

興國二年六月十八日、惠良小二郎殿と見えて、惟澄

は前年小國退治の功を賞せられて、御感の旨を下

此令旨今傳失

給はりしかとも、 ひて見えず、

御恩地を賜はしこと

にいふへし、東風日にに正平十四年の

の所には考説見えす又正平十一年にも惟か言上映ありて少し惟澄

一說人、罷成御敵、南鄉城之間、押寄彼城、攻戰

之刻、爲後措豐後肥後大勢寄來之間、馳向中途、

以下六十餘人討取畢と見えて、此事は前に引たる、阿

蘇品惟定か狀の終のかた一段にも見えたる故、今茲

に其全文を出さんとす、前史上ちんせひに御くたりの時

まかりくだりて候へのつ

きやうとく申、ちんせいと申、かたくなにSな

ては上にむけまいらせ候て、ふちうなる事

仕候は

す、このとし月、ほんりょうくさい仕候て、御世を

まち申ところに、おやにて候入道にわかれ、其敷い

またほせすこは惟時かうへはかりのことにてはあらて、今かく

天下のみたれたるも、保元以來武士の軍功に募りて、

過分の恩地をはむさぼりたるにより、朝廷の御成權

もやうに衰へ行かせ給ひたるにこそと、日比深

くれたことにおほし入りておはせし故、惟時に

もかくはいましめられたるにて、此卿のかゝせ給ひ

し正統記に、尊氏卿の元弘の恩賞の事をのせられた

る下に、古今の事を引きかけて、くはしく論しおか

れたる一段を讀見て、其かねての御心さしの程は

さとるへき地、また同文書に、一族井軍勢本領恩賞

事、就注進可有其沙汰者、天氣如是、悉之

以狀、右中將 純、興國二年四月廿三日、阿蘇大宮司

館、肥後國上使任先度綸旨、可」分存知者、天氣

如此、悉之以狀、同人奉、同月日、宛所同人、と

ある後の綸旨に、肥後國上使とあるは、建武記雑訴

決断所の式目の中に、違背勅裁、拒捍國司守護上

使等、構城郭及合戰蜚事とある上使即是にて、

昔は國の雑事につきて、在職の官人より、管内を巡

験するを國使といへることあり、そは其國中にて威

權ある者ゆへ、惟時を共職事に補せられたるにや、

肥後文獻叢書第六卷

可爲三本意」之由、一品家御消息候也、仍執達如」件、

刑部大輔秀仲、後四月五日、阿蘇大宮司殿、と見えた

るも、年紀なけれはいつの物とも定めかたけれとも、

大塔の若宮を小田城に迎へま

此としの五月親房卿、

らせて、後三年七月の狀には、其事を惟時にも知

らせ給ひ、その宮の御祈禱の事までもたのみ仰られ

たるに、此狀にはさるけしきも見えさるにて、二年

東風日興國二年には閏四月大

の物ならんとは定めたる也、 あり此の書に後

れば當年のものな摸1堺坂、山東は謂信濃與」上野1堺山とと見えて、駿河與

足柄山の坂にて、信濃與上野堺山は碓日摸河坂

堺東

峠をいふなり、

は

加坂海道、坂東、東山道、山東、といふこと見えて

こと必せり、

されとも上使とあれは、國使のこといも聞えす、ま

昔は諸國に御領所なとの事につきて、京より御使

を下さるるを勅使といひ、院よりの御使を院使とい

ひしを、それを一つに取合せて、勅院と略さいひた

る事、物に見えたり、共勅院をまた上使とはいはさ

しにや、猫可」考ことなり、又、忠節無他事之由

其聞候、感悦不少、彌回籌策可被對治國中凶

徒也、坂東井 奧州事、静謐不可」有」程、發向事風

聞□必可」被加力、又當家祈禱事、被」懸」意者、

坂東井 奧州事とは坂東公式令に昔は東

買房也

、急速候者、芳可」爲戮力」候歟、粂亦恩賞

事、勅裁之次第、先以目出候、不足分事、如是被

致」忠之上、争不、被經御沙汰」候哉、且向後以便

宜被執申之條、定不可」有三御等閑候歟、一條

家御領事者、縦彼御事、雖有御不忠、往古執政家

御領候間、一向難被沒收、如此事、相構被

存正理候者、可、叶冥慮」候、雖何所 ׀ 可」被執

申歟之由所候也、仍執逵如」件、 刑部大輔秀仲奉、

三月廿四日、阿蘇大宮司殿、追申、宮三位中將殿、

當時何所に御渡候哉、此御書傳進給哉之由、同

可申旨候也と見えて、此狀年紀を聞きたれとも、一

定興國二年の物なるへくおもはる事あり、本文に

又恩賞之事、勅裁の次第、先以目出候とあるは、去

年の三月、阿蘇三社領を元弘の勅裁に任せて、本社の

管領に付らるゝよし、重て當御代の勅裁を蒙りして

とを、今年の正月になりて、惟時より常陸におはす

本マ

辛巳

北朝暦應興國二年四年

阿蘇文書に、今年正月十日狀、同三月廿三日到來了、

其境事、籌策無地之由被申、感悅不少候、當方合

戰未」被成其功、被静謐候者、急可被立飛脚、

且鎮西事一三七

親房卿の許て注し申たる其慶賀を、仰せられ

たるにて、此狀の興國の二年の物なるとは、たしかな

るにあらすや、不足分事云々とは、惟時かはかりの

恩賞を蒙りなから、其功に募りて、恩賞の不足を

親房卿に訴へて、一條家の御領の、阿蘇郡かまたは

傍郡の中にあるを、没官所にして申賜はらんと望申

しい故、親房卿の心には、飽くことしらぬえせものか

なとは覺しめされしかとも、當時九國の宮方にては、

さる有勢のものなれは、是まても叛きまゐらせたら

んには、先帝の御志も、つひには事ゆきかたからんこ

とを思しめされて、姑くそれか心をとらんとて、如

此被致忠之上、箏不」被經御沙汰」候哉、云々

なとと仰られしなり、されとも一條家の御領までも

望申したるは、餘りに過分なる振まひなりし故、光

明寺殘篇、元弘三年四年の御事書、官軍可 存知 ˌ 條

々の中に、執柄家以下一流家々、縦雖有不忠事

不可」其跡、家領莊園等、不可」有其妨事と見

えたる旨によられて、縦彼御事、雖有御不忠、往

古執政家之御領候間、一向難被没收歟と、其非分

の望を、それとな

の望を、それとなくくしきかめさせ給ひたる也、

相文書に、相孫三郎經賴、内河彦三郎義眞以下凶徒等、打

出肥後國球磨郡永吉莊、及合戰之由、今日「十九日」所馳申也、
早相催一族等、可被致軍忠候、仍執如件、暦應三年六月十九日、
太宰少貳花押、相孫次郎(定長) 殿、又全書に、相縫殿允祐
長事、会同意多瓦木孫三耶經賴已下凶徒、楯籠肥後國永吉庄内山田
城之由、相兵庫允定賴所注進也、一族相共、不日聰向彼所、可
被致軍忠、仍執達如件、暦應三年六月廿四日、沙彌花押、相戛六
郎三郎(長氏)殿、同文にて相定長宛のものも見ゆ又、肥後國
球磨郡凶徒相長孫三耶經賴等退治事、去十月二十日注進狀披見了、
か曾孫にて賴廣の弟なり當時相の本家は賴廣の長男定賴なれ
書中祐長甥と記したりきて右の書によれば祜長は永吉庄山田城
攻落して之に籠居せるを小貳賴尚之を聞き其甥を差向け
めしかば祐長は八月二十日(一に十九日とあり) 防戦せしかと送
に兵粮の難儀に及ひ城を棄ていれ多良木賴か城に籠りしなり
また此の山田城の戦の外村山 原田城、西村東方城、 小牧等の戦
ありしことも此の狀にて略知すべし、
賴とは其の末なるへしまた相祐
かしめたり多

來、致合戦之刻、御敵植田又次郎子息增房丸 若黨九郎三郎、孫

九耶、植田孫二郎入道代 介二郎、相兵庫 定賴若篡稅所彥

四郎、小田二郎經成若松垣孫六 小田新三郎著黨野里彌四郎以

下數十人討留了、一御方勢祐長扶持人數十人、或被疵或被射畢、

其外手負死人雖有之、面々注進之間、不及委細、仍如此致連

忠之段、經賴存知之上者、不可有其際者也、祐長本領等者、爲御

敵兵庫尤定賴(祐長甥)悉被押領了、然早任注文、對祐長被成下

安堵綸旨、爲奉待憲政之御代、恐惶言上如件、興國二年千四月廿

八日、とあり此の書中多々木は球磨郡の地名なるか建久四年相良

賴景といふものこの多木を賜りて遠江國相庄より轉住し其

の長子長賴建久九年球磨郡地頭職に補せられ人吉に住みしかは相

夏の本系は其の長 にかしめ長賴の二男氏をして

軍陣致警固、同九月廿三日、可屬于今河六郎殿御手之由、被仰下之

間御共仕、於赤司城致宿真警固、迄于十月十四日御歸陣御共仕候

訖、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、暦應三年十月十九日、藤原

通幸上、進上御奉行所、承了花押(範氏)、又、新田遠江禪師大城

藤次以下凶徒對治事、爲備要害、於筑後國赤司差遣今川六郡之時、

軍勢解退之處、被相向之條、尤神妙也、仍狀如件、暦應三年十一

月五日、沙彌花押、 後藤武雄大宮司代、なと見えたり(史料には

上の口口は「十五」カ中の四字は「向之時肥」カ次の三字は「小

「三郎」力終の一字は「幸」力といへり)是等にて範氏は筑後まで打
て

出てしか豐編原竹野庄まて来てきて新田師か赤司に在る

攻めんと今河六郎を向けたるに興輩新田の兵威に恐れしか

解退せしに後藤等は踏止りて之を護衛し故に此の感状を興へ

しなろへしきて此時もはかくしき戦なくして範氏は十月の中旬

には博多に引返したるなり、

爲筑後國凶徒退治、去七月]] 日御發][][]]前國武雄女大宮司

1郎通]、自最前御共仕於同豐福原、井竹野庄巳下所々

一三六

殊神妙之由、可相 忠之狀如件、暦三年十二月六日、御列、

太宰少貳殿、とあるは球磨の勝報京都に達せしかは幕府より頼

に達せし狀にて此狀は年を越え明年正月頼向の手に達せしかば頼

尚は其正月十七日に停せし書あり、肥後國球磨郡凶徒相孫三

耶經頼等退治事、去年十二月六日、御教書如此、任被仰下之旨、

可被存知此趣候、仍執如件、相孫次郎殿、とあり、

右は肥後國球磨郡の内にての合戦なるかまた一色範氏か筑後まで打出てしことあり深堀系圖證交記録に、筑後肥後國凶徒退治事、來月八日所發向也、一族相共急速可被馳叅、不可有遲怠、仍執達如件、曆應三年六月廿六日、沙彌花押、深堀孫太郎入道殿、とあり此の書いへる如く七月八日出發すへかりしか其の期には軍勢全・描き・しものと見え範氏か出發は延引したり武雄社文書に、

征西大將軍宮譜巻三

功、高察在暗之上、不遑毛祭、恩賞事、去年(曆應二)四月五日、狹少地箇所拜領﨔、而鎮西四箇所内、豐前國天雨田庄「田數捌十町」外者悉相違訖、其段太宰少貳賴尚注進狀炳焉也、所詮不可參洛之旨、御教書既及九箇度訖、此上者就是非、背上裁之間、先預便宜之料所、敦士卒之窮困、欲奉待重御左右云々(以下略)、

一被定分國可催促軍勢事、去建武五年賴尚下向之時、於分國三箇國「筑前豐前肥後」者、可屬彼手、至自餘之國々者、道歌可相催之旨、雖被仰下之、筑後國者、多分爲凶徒之間、御方軍勢於國中致警固、依防艦坊、他所事難及相觸、肥前豐後兩國者、野心口、大友式部丞命守護代等之日、申異儀所背催促也、日向大隅薩三

笛國者遼遠之上、爲他人奉行「畠山亮七郎島津上總入道」之間、無據于催促歟、當時之體、一身令在國訖、難治次第也、早以近國被定仰、欲致士卒之用意焉、暦三年二月日(外に在所事といふ一條あれとも略す)、以上の文によれば最初足利よりは一色範氏と少武頼尚と九州鎮護と定め少式には豊前筑前肥後三ヶ國をせしめ其の士の指揮權を與へ一色範氏には其他國々の指揮を興へたるに筑後の國は数々合戦ありて修羅の雷となり住民は恐れ四方へ離散し農耕に従事するもの乏しく田野荒磯し所務減少して士を扶持する事能にす依りて偶々範氏の催促に癒して諸より出兵せるもの、兵粮乏しく活命に支差また果敢々々しき軍なければ武功を立てい恩賞に預ることもならす皆々退屈して陣中に滞在しかた遂に一色に随せる九州の豪族廿餘人に過きずして是等も一致和合して忠質に戦闘に従事せんとする信念なく既に随従の此の如くなれば新に催促に癒して奮って出兵すべきものとある思はれす龍造寺文書に、肥後筑後凶徒誅伐事、去八月卌日、御教書如此、先度相觸候處、無音太無謂云々、なといふ催促狀見えまた詫間文書にも同文の狀あり是は龍造寺家貞託磨頼氏な

は無屈にて一色か催促にせきりしものにて此外にもかいろたく

ひのものありしなるへし豐後國には大友氏泰尊氏の命を奉して

又日本年北朝方の相祐長を南朝方の多木經賴に送りて共に

肥後山田城を攻め少貳賴向の代官を逐ひて之に據りしことあり

相良文書、目安、肥 磨郡相縫殿允祐長忠次第、一祐長

族家督相因幡權守經賴、最前參于御方致連々軍忠也、爰祐長經

賴令同心、以去年 (興國元) 三月廿三日、太宰少貳賴尚領永吉庄

内山田城(賴尚代楯籠之) 凶徒等追落、則楯籠祐長之處、向甥

筑後彥次郎(經尚) 以下軍勢差下、自同八月十日、迄于廿日

散々合戰之刻、祐長親類芳、或討死或班了、雖然依爲兵粮離儀、

引退彼城、經賴一所城楷了、是等之次第、經賴相共抽忠之間、

被存知者也、一以同年六月十四日、當郡人吉庄村山於爲用害、經

賴子息大學尤賴直以下若黨、祐長愚息差遣木工左衛門尉賴藤三郎

兵衛尉賴房以下軍勢、致变々合戰崋、一以同廿日、原田城太宰少

貳賴倘若黨以下凶徒等楯籠之間、押寄致合戰燒拂了、一以同年

一月廿六日、經賴並小田六郡二郡真成祐長令同心、西村東方城

寄迫落同所、楯籠小牧城之處、以翌年正月廿二日、當郡囚徒等寄

願書を却けられたれば 氏らんには踊られすまた進みて阿蘇菊

等を撃たんに撃たれす進退に谷まりてかく縷々陳情して夏

に指揮すべき分を定めて再び将士の氣を奮はしめんと請へる

なり當時九州にある足利方の兵勢振はきりしも亦宜なりといふへ

りあり然れば範氏も情氣自ら生して京を乞ふこと數ヶ度に及び

たるに九州には阿蘇菊池等の根據地なる上征西将軍宮をも差下さ

し處なれば決して等閑に附すへからすとて九ヶ度までも歸京の

九州鎮護に帰国したば國内の人々は氏にひて範氏の催促

にせす夊日向大隅薩摩の三國は其の距離の遠くして中間肥後筑

後の敵地挟みて隔たりたるのみならず畠山直類と島津貞久との

兩人あれば其の指揮に従ひ範氏の催促に臆する僅かに肥前と筑後

一部の人々にて如何にも微力たりしなりかれか常時之體一身令在

難治大第也とあるか見ても範氏か困窮せし實状を察するに

ほする文書の中に、大友殿とかくへきを、すべてか

なにておともとのとかきたり、また地名にては山城

のの大楠の入江を、後には小くら堤なといふこと

あれは、小鳥も其たくひなるへくおもふなり、大鳥

は今の八代みちの久々の橋の掛りたる小川を大鳥川

といひて、大鳥村は匂野むらのすこし東にあり、し

かれは此合職は、一色か小貳かの勢、例のことく船

より寄せて、宇土川尻のあたりより上りて、八代を

せめんとしたりし、内河か八代より出むかへて、

にて合職したりしを、惟澄聞つけて、親類若黨

等後詰にさしつかはしたるにはあらぬにか、また小

鳥は小島のあやまりならんといひたる人のあれは、

今小島の御坊山の上に小趾のあるを、子鳥明とS

ふよし聞きたり、もししからんには、今の小島のあ

たりを、昔は小鳥といひたるにもあるへし、そこに

ての合職ならんには、正間川尻の者と、阿蘇の被管

の南郡にある者と、合職したるにあらんかさたか

ならす、白石治部法橋は、其時惟澄かさし向けたる、

親類の中の宗徒のものと見えだれとも、俗稱をいは

されは、よく考ふるによしなし、飽田郡川尻近

言、二月五日、沙彌道猷花押、謹上武蔵守(師直)殿、

一被定鎮西料所在國程可預置事 (上)、六月日七夜討死、

後代官不及所務、土民不令居住之間、荒機之條同前、殘少所等、或

拾建伍町、或二十町許也、以此所湖高庄、配分召仕之輩迄、

始者雖有扶持之號、依無活命之支、皆以令退屈、今隨從族不過廿

餘人、是猶不諧無極之間、難立自然之用、於外方軍勢等者、合戰

不出來者、雅馳來候、此趣凶徒依開及、廻種々方便、 連々窺于夜

討之旨、自諸方所告申也、此條不疑貽、定難儀或出來歟、道猷忠

東風日足利方の士等か出兵に躇し不得して足利の下知に屈

従し居たりし事は前にも一二述へたるところなるか尊氏の代官と

して九國の鏡護の任に當りし一色範氏が自ら合戦に厭きて歸心矢

の如くなり居たりしもの如し○祇園執行日記背書目錄、一色入

道注進、條 一被定鎮西料所、在國程可預置事、祓目安、一被

定分國可催促軍勢事、祓目安、 一鏡西在所事、減目安、一去年拜

領恩賞地相違事、「太宰少貳注進在之」、一瀬高庄以下預地致濫妨狼

藉由、被 雲事、一安堵御下文謀作事、一住吉社寄進地事、

一天満宮安樂寺和歌所寄進地事、一軍勢恩賞配分事、一佐竹源

人義尚申恩賞事、一住吉神主政忠軍忠事、一肥前國仁比山寄進地

事、以上十二箇條、治部兵衛大夫奉行未及披露 (此外寺々寄進地事六箇條)、右目錄如件、上洛暇事、度々言上之、此左右不可參上之由、御致書被及九箇度候、此上者重言上其恐候、於分在國者、可定下料所並士卒等之趣、勒目安、令言上候、便宜之時、可然之被黜御意候者、 恐悦候、 其間子細代官智性可申入候、恐々謹

き所に、白石と云慮あれとも、法橋か名字はそこにてはあるへからす、矢部莊の中にも白石といふ村あれは、一定法橋の名字の地は、矢部のなりつらんとおもふ也、

と見えたり、佐伯は岡田帳、 海部郡佐伯百八十丁領家、毛利判官代孫四郎殿地頭職、大友兵庫入道殿、本莊百二十丁地頭、佐伯孫四郎政直法名道清、と見えたれとも、當時は誰か知行したるにやさたかならす、件の隆資卿の狀の五條文書の中にもあるは、案文にはあらて本書なるへし、 小國退治返々目出候と

あるは、前の惟澄か釈に見えたる、小國なる仁木義長か代官古子次郎か城を攻落し、豊後よりの後詰を追返して、數百人討取たる軍功を賀し申されしと見えたれは、此事惟澄か状には、興國元年十二月云々と前に見えたれは、去年の事のやうにも聞ゆれとも、頼元の八月の狀にしか見えたるをおもへは、小國退治は改元以前の事なりしかは、わさと興國元年にはかけまして、前年のやうに物せしならんと思ひしゆゑ、今ここには澄かを、興國元年の春の事として出したる也、また肥後筑後の間、相構可」有三御越」候歟とあるは、上の妙沙汰云々とあるより、一つしきに読むべき文句にて、常時宮は日向大隅の凶徒を御追罰のため、かの地に御逗留なりてああるも、當時豊後の佐伯にある宮方の人にて有りげへ興元年十二月廿日、小鳥合戰、差遣親類若黨等」之處、白石治部法橋討死、小鳥はいつてなりしか、いまはさる名の地も聞えされとも、しいていはい、

益城郡豐田郷に大鳥とい所あり、今は文字のまゝ

おほとりといへとも、昔はとりといひたるにはあ

らぬか、託摩文書、託摩彦四郎親基か、きやうにの

一之三

人其

へしとお

九州

をあけたるは必ず其の身の九州に 惟澄か申状に又いはく、

其を肥後筑後と特に國名

と

向あ

て

あるへ

へ

御はします事なれとも、無程彼方を御退治ありて、急

肥後筑後の間に御越あるへき御あらましなるよし

の御沙汰なるよしを、神妙の御沙汰に候といひたる

なるへし、神妙の御沙汰とは、俗に別段の仰なとい

ふ心なり、この文句を打見には、さは聞えされと

も、宮の後に薩摩より肥後に御越ありし折、其まい筑

後へは御發向あるへきよし、御沙汰ありしをおもく

は、其御あらましを、はやく此時に惟澄へも仰下され

してあるへくおもはる也、もし此御沙汰を、惟

澄か事にかけて見る時は、筑後に越すへしとはいは

るべし、肥後にこすべしとはいはるましきにはあら

東風日賴元狀に肥後筑後之間急き御越しあるへく候歟

す

九州の南部にあ

陸地のかぬ へるものにあらて九州の内にても海路にて甲

默の案とを、頼元の眞人より、方々のみかたへめく

より乙へ轉することないひしなるへく思ばるなり興國三年七月

十八日宮供の人薩摩より阿蘇惟へ贈られたる狀に、 連々申度 らさ
れしと見えて、追書に佐伯の方へつかはし候と

下」候了、 定參着候哉、於今度恩賞者、早御所望に

まかせて可被仰下候、尚々神妙御沙汰に候、肥後

筑後之間、相構急可有御越」候歟、又彼方之事、

此時節にいそき候、 かさねて御さいそくあるへく

候、大夫阿闍梨をかさねてまいらせ候、是をつかは

され候へく候、かまへてく御使をそへさせ給候は

い、雨方へ使をつかはし候、なを(諸事ふかく頼

申候又かさねたる綸旨案文、四條中納言狀等、可」

被御覧候、何事もかくたのみ申候、かまへ

御同心候は、悅存候へく候、恐恐謹言、頼元、

十七日、惠良小二郎殿、尚々こいつかび、わさと佐

伯の方へつかはしたく候、あんないさにつけて給候

へし、綸旨を下され候程に、かやうに申候、重恐々

謹言なと見えて、其時前なる綸旨の案と、隆卿の

者

隆花押、勘解由次官殿、といふ二通あり年を記せされと

本書前に溶けた改元の報知狀に同しく四月十九日朝任とあれ

は同時のものにてはあらぬにや果して然らは宮の九州御下着の注

中ありしに途中使者か賊地を通過するより見咎められんとして其

のを放棄し僅かに身を以て吉野にせしかは文中に進紛失な

とかゝせ給ひしなるしかく宮の御下着の報吉野に達せしかば

此の状を出し一は興と改元ありしも其の前日廿八日の事な

は共に綸旨を發せられしものならんかくて六月廿九日に至りて九

州事重れて御委任ある綸旨(朝任の奉書) 及隆の私狀を發せら

れたるなるしされば史料に昨年後醍醐天皇より下されしものと

いふは誤なるへし又右わか引ける 朝任隆資の二通の史料に

「年詳らかにせずと雖も親王の伊豫御着の時のものに似たり」と

云ふも誤ならんまた本書には此二通を正廿四年に繋げたるも甚

しき考といふへし是を見彼を思ひて右の状ともはいつれも征西

宮の九州に御下着の後のものならんと考ふるなりまた忽那軍忠

第に、同宮鎮西御下向出立、井路吹供御以下事、同御手人十二人衣

兵粮沙汰事三ヶ年、とありて宮の忽那か許にゐましい事三ヶ年

にて最初宮の忽那に御下着は延元二年のこと思はれは昨四年

にて既に三ヶ年となりされば今年は九州へ御下着ありしならん

と思ふ

また、小國對治、返々目出候、御旨、先度被成

候之處、隔渡海候之上、常國合戦最中候間云々、とあるか見れば當

時薩摩より肥後へふもの多くは海路をとりし故にて隔海路とい

ばれたるへく思ばるれば先の五月一日の狀に御渡海無爲とある

と同しく日向大隅のより海路にて薩摩へ渡り給ひしなるへし

一三

其聞候、其堺事、相構急速一途可令致沙汰給候、謹言、四月廿八

肥後文獻叢書第六巻

又日興國三年五月一日宮薩摩津に御着御の時の狀に、着御薩州津、

御渡海無爲殊以目出度候云々、とあるは宮の四國より御渡航にて

始めて九洲の地に上陸ありしやうの書さまなれと然にあらすもし

興國三年まで伊像の忽那に居まさに彼の三ヶ年とあるに合はぬな

りその上此の渡海とあるは必ずしも甲地とて地と全く海を隔て

征西大將軍宮譜巻三・

兵庫頭頼泰か三男に、野津原三郎能泰あり、宮内卿

は是か後にやともおもひしかとも、野津原は同國大

分郡の地名にて、野津とはこと所なれは、能泰か後

にはあるへからす、日田郡は、元弘に阿蘇の惟時を
地頭に補せられしかとも、昔より大友か分國の内な
れは、かの薩摩の守護職と同しく假名の地頭にイ
いまた實に進行せられたるにはあらす、それ故かく
日田の一黨玖珠郡の者共同しく野津か手に屬して
寄來りしなり、惟澄か正平十一年六月の言上狀の中、
日田出羽守永敏といふ名見えたるも、此時の日田勢
の大將にてありしなるへし、又同文書に、當御代綸
旨案、九州事、任先度綸旨、可申沙汰給+之
由、天氣所」候也、仍執逹如」件、次官朝任、六月廿
九日、謹上、勘解由次官殿、追申、九州輩直奏事
不可聞食由、同被仰下也」、又四條中納言狀案、
以長廣被申之趣、委細披露候了、九州事被委
任征西將軍」上者、每年只以令旨有計御下知之
條、不可有子細候、且直奏事、不可」及汰沙」
之由、被〃下綸旨,候、遼遠之堺、於三兩方」及御沙
汰者、每事可」爲違亂之基候、 聊相勞事候之間、
四年の末か興國元年の始には必ず綸旨を下さるへし然るに

今年六月の末まで御延引なりたるは何か變りたることのありしな

ればなりよりて思ふに當時宮は九州に御下着ありて其の報吉野へ

しければかつは御代替にもありかつは宮の始めて九州に御到着

の折にもありかた此の綸旨を下されしなるへし五條文書に、

無爲下着由被食、殊榊妙、注進紛失候由、 使者令申候間、旁御

不審候、念重差進使者、可被注進、且其境凶徒退治事、相楂急速

可令運籌策給之由、被仰下候也、恐々謹言、四月廿九日、任、

勘解由次官殿、〇全文書、無爲御下着、返々目出候、此御使不所

持注進之間、無正體候、其堺事、重可令注進給候、諸方得利之由、

三

と

東風日この六月廿九日朝任の旨を日本史料には延元四年宮の

伊像にましします時後醍醐天皇より重ねて下されし綸旨としたと

もさてはなきやうなり延元の始一たび勅命を奉して九州へ御下

向ある宮のまた目的地に御下着もなき途中に重れて此の綸旨を下

されしば何の爲なるか甚疑にしき事なりこの綸旨に任先度綸旨可

令申沙汰給之由云々とあるを見れば是ば後村上天皇の綸旨ならん

とおもふなり正平五年十一月八日頼元奉書宮の令旨に、阿蘇健軍

甲佐郡浦等社領地頭職云々、任先朝勅裁之旨、領掌不可有相違云々

とありて又同日頼元の私状に、云々、任先度綸旨、可令領掌之由、

被下綸旨候云々、とあり令旨には先朝といひ私には先度といふ

いつれも同しき先帝の御代をさしたるにてこの綸旨に先度とあ

ろもまた先朝といふ意にて後村上天皇の御代と改りしかは更らに

興國元年にこの綸旨を下されしなるへし(本書此次に舉けたる頼

元八月十七日の状に先度被成下候とあるばこの先朝と同しきもの

にあらて字の如く先度なるへし) 又たいに御代替の為に更めて此

の綸旨を出さろいものならは延元四年八月御受禅ありしかはおそ

不及委細、併仰含長廣候、謹言、隆脊能、六月廿

九日、勘解由次官殿、

ありしか、今 にむかへて北郡ともいひたるにや、今も小國にきた

年はそこより打立て、日向堺て馳越したるなるへ の郷とい所あり、
大友一族野津宮内卿といふは、

し、高智尾は日向の臼杵郡にて、 いはゆる高千穂峯 大友系岡には
見えされは、當時大友の惣領氏泰か爲

のある處にて、日向國風土記に、和鋪郷と見え、和

また

には、いかなるつゝき人なるかさたかならす。

名抄に、日向國の郷名に、知保とあるを、後には又 大友家より、八省の卵に任せらるべきことわりもな

高ちほといひて、高尾とかくかきなしたるへけれ けれは、宮内卿は野津郷にある寺の住持なり僭な

とも、地名にはさる例いくらもあるし、當時は荘 るへし、野津は岡田帳に、大野郡國領野津院六十丁

號の地にありしなり、高尾の一族とは、惟澄か 地頭職、野津五郎頼宗、法名阿一と見えたり、宮内

一族の高智尾にあるこのことく聞えたれとも、 卿は此頼宗か後なるにやさたかならず、又系岡に、

カウ

小

郷攻落義長代官古子次郎、則搆郭於彼所之

刻、玖珠、日田以下豊後國人等數百人、介發向之

間、馳向一陣、大友一族野津宮内卿井 多武木又五郎、

枯杉以下數百人討取、とある野尻城は、南郷の内

なれとも、日向の臼杵郡高智尾に隣たる所なる故、

も、すなはち高智尾の一族なるへし、小國は阿蘇の

有相違」渚、天氣如此云々

有相違」渚、天氣如此云々、なと見えたる名字と

本周日史科二八性序 アリ

覺跡、柴原又三郎入道性房、當知行不可

等越日向堺、追落野尻城、相語高知尾一族等、打越とたしかなるへし、○阿蘇文書惟澄申狀に、其後馳 か官軍等の所望闘所地の注進狀に、高智尾莊の住人

:1

秀仲か送りし奉書なとあるに、また五條文書に、次 この一族とあるは、さることにはあらて、高尾

官朝任奉四月廿九日の綸旨、廿八:改元とあるを併 一莊にある地頭ともの、宮方に志ある輩のことにて、

せ見て、興國の改元は、實に延元五年の四月也して 高智尾一堂なといふ心なり、正平二年九月に、惟澄

の名載、立宿孫六政高、岩戸小太郎政隆、長

河内次郎三郎政頼なと見え、また興國

崎三郎義政、

二年四月廿三日、右中辨奉の綸旨、日向國高智尾三

田井入道明越日向堺」とはいひたるなり、惟澄去年南郷城を

南郷

北郡にて、豊後の日田玖珠に隣たる處なる故、

攻落したるまい、やかてそこに逗留して征西大將軍宮諸巻三

一二九

皇居を焼拂ひたりし時、藏王堂も焼亡したりしかと 元弘勅裁」とは、前に見えたる元弘三年十月二日

も、御はなかりしにや、新葉集哀傷に、つはも

是は御代のかはりたるに付て、大宮

の綸旨是なり、

のみたれによりて、吉野の行宮をあらためられ 司より當御代の勅裁を申請たりし故、かく先規にま

て、次の年の春、塔尾の御陵にまうて給はんとて、 かせて、勅裁の綸旨を下されし也、五條文書 去

かの山にのほらせ給ひけるに、藏王堂をはしめて、 廿八日、被行改元、定爲興國元年、可、彼」存知其

さならぬ坊舎とも、皆煙となりにけれと、御陵の 旨、且當時嫗朝敵追罰之計策、急速可」被參洛者、

花はかりは、昔にかはらす咲きて、よろつあはれに 天氣如此、仍執逵如」件、四月廿九日、次官朝任、

覺え給ひければ、一ふさ御文の中にいれて、 たまは 勘解由次官殿、と見えて、此改元の事は、和漢合運

せ侍とて、新待賢門院、みよしのは見しにもあらす 關城書裏書、南方紀傳なとには、延元四年十月五日、

あれにけりあたなる花はのこれともと見え、また 御即位同時に、改元のよし見えたるを、水戸にて選

園大曆に、師直か吉野の行宮を焼きしことを、二月 史のをり、元弘日記裏書、四月廿八日改元と見えた

三日、傳聞、吉野悉沒落、全分無」人、矢倉少々相 るに擦られたるよし、後村上紀の注に見えたれとも、

殘、懸火之處、件餘焔移藏王堂悉成灰燼云々、 親房傳には、また關城書書に擦りて、己卯の年を

太子御腦、又師泰奉」 兵粳追捕、太子御體破損歟、 興國元年としたりし故、親房卿の常陸にての事を、

厲中沙金悉捜取、言語道断事云々、なと見えたれと すべて一年たかひにかきたるは、後日の校訂おろそ

も、先帝の御盾の焼けたりし事見えされは、不思議 かなりしなり、今は前に引される、阿蘇文書の延元

に其をりの兵火には、燒残されしなるへし、○阿蘇 五年三月四日の綸旨、結城文書に延元五年正月廿二

文書に、肥後國甲佐健軍郡浦等任元弘勅裁、付三本日、結城親朝いまた大藏大輔にてありし時、越後守

右中將、延元五年三月四日、阿蘇大宮司館とある、

なから、藏王堂は如意輪寺の境内にてあるへからす、 配管領、不可」有三相違」者、天氣如此、悉」之以狀、

正行か四條畷にて討死せし後、師直吉野に攻入

五條文書に、三陽之佳節、一統之皇化、可」在新春

九州御對治四□賓服、早速被〃運御上洛籌策,者、殊

以目出候、竹園御禱、自最初致忠節候、如料

所申御沙汰候は、彌成可」成其勇也、抑舊冬

御札慥到來、殊以爲」悅相存候、塔尾造營料忠事、

申御沙汰萬代之美談、抑又御存道之至極候哉、通

勝眞人、先朝随分被分被憑思食」了、又俊業朝臣

被入御意」候條村公私殊本意候、千萬期使信

候、恐々謹言、正月四日、賴意糀、清次官殿、と見え

て、此狀には年を闕きたれとも、塔尾造營之見え

たれは、先帝の御墓所に御を造營ありしは、崩御

の年なとより其事始ありつらんを、其事宮の御在所

にも聞えしか、其年の冬いつくにてか、其造營料の地

御寄進ありしなるへくおもはるる也、それ故此狀

興國元年の物として、始めてこには書きたる

也、塔尾の御陵は、太平記 後醍醐帝崩の段に、吉

野山の麓藏王堂の良なる林の奧に、圓丘を高く築き

興國元年庚辰

北朝曆應三年

征西大將軍宮譜卷三

肥後文獻叢書第六卷

て、北向に葬りたてまつるとあるを、天正本には、

塔尾といふ所に葬りたてまつると見え、吉野拾遺に

は如意輪寺の御堂の後の方にをさめ奉ると見えた。

り、しかるに賴意の狀に、塔尾造營とあれは、當初

築きたりし圓丘の上か前かに、御を造營ありしな

るへし、太平記正行参吉野殿」の段に、先帝の御に参りて、今度の軍難儀ならは、討死仕へき暇を申て、如意輪堂の壁板に、各名字を過去帳に書連て、其奥に、返らしとかねておもへは梓弓なきかすにる名をそとむる、と一首の歌を書留め、逆修の爲と覺しくて、髪を切りて佛殿に投入、其日吉野を打出て、敵陣へとそ向ひける、吉野拾遺には、正平己丑の歳正月の比にや、刀正行世を短う思ひとて、おとろへぬ中に、君の御爲父の為に打死してんと、先帝の御に詣て、心を一に思ひける輩の名を書附て、敵の陣に向ひけると云々と見えたれは、當時御を如意輪堂の後に造營ありしことしるから、こゝを塔尾といふも、はやくより山の尾に如意輪塔ありし故、塔尾とはひたるなるへし、如意輪寺は藏王堂の長の方にありて、藏王堂とは近所

東風臼高師冬か京都を殺せしは延元四年四月六日にして下總駒舘

城を攻めかくりしは同十月廿五日の事なりきて城兵堅く防守して

連戦を蹴えしものなり諸家文書纂に、矢部八郎左衛門尉定藤軍

とさへ心えたかひたるなるへし、

ともにて、其比河内郡の神宮寺安波

崎馴馬等の城は、いつれも宮方の城

となりしを、師冬大將して畑田以

下の者共に、神宮寺安波崎等の城を

攻落して、馴馬の城に攻かしを

り、親房卿より春日羽林顯時なとを

後措として、指向けられしに、師多打

負けて、夜中陣營を焼きて引退し

るへし、しかるを元弘記裏書なと きることあらんに

此として倉

には、師多か馴馬の城にたて籠りて 勢の寄来るやうに

有りしを、官軍攻落したるやうに徳 や、

聞を誤りたるうへに、馴馬楯をまた馬楯と誤り、下

しきた

にてもし神宮寺安

波崎城等を前年に

攻落たらんには今

寄來るやういばれ

ましきことなろう

に親房卿の常陸

に下り給ひたる建

武五年の十月の事

なるに其をり

り誤りて書きたる

たるも

前年の年號近きよ

者、實者可」有三進發者、得其心可」有進退云云

とあれは、師冬か寄せたる後、六月の末か七月の初

に出され物なるへし、されは今寄來之由とある末

の事は、すなはち畑田文書にいはゆる十月五日以後、

神宮寺城安波崎城等を攻落したる事 顗書

畑田文書に建武五

年の事とし一二七

忠之事、右去年四月六日、自京都御下向之時御供仕畢、大常州御

發向之時、同九月八日、武州村岡宿、所々御陣御供仕、 十月

廿二日、馳向並木渡、同廿三日、越折立渡、追散凶徒、焼拂在家、

同駒舘野口之合戰之時、致軍忠之條、矢野彌次耶、大田民部見知

了、大同廿五日、當城御發向之時、 越一堀橋致軍忠條、 山河列官

見知了、同廿六日夜、構向矢倉、廿七日夜、御敵打出堀口之間、

走向追歸彼等於堀内之條、矢野彦九郎、賀陽五郎三郎見知了、次

十一月七日、越内構矢倉軍忠之條、陳貴簇一族見知了、同八日、

高矢倉前付壁切破鹿垣之條、山河判官、結城一族等同所合戰之内

見知了、次廿九日夜、御敵打出堀口之間、惣領矢部左衛門尉相共

捨身命、追歸彼等之條、爲御前合戰見知了、將又今年五月廿六日、

爲二番手分、付壁致合戰忠之條、矢野壹岐藏見知了、次去年十月

以來、當陣之間、攻口役所以下果役勤仕之、然早賜御判爲後證、

仍言上如件、暦懸三年五月日、花押(高師冬)、とあるを見れば四

年の十月廿五日より翌年の五月まてきて城兵も餘程強くして

其の間足利方も攻めあくみて初め勢に乗して師冬に従ひ一察して功を奏せんと思ひしものとも豫算選び遂には氣も屈して夜々窃かに陣をかれて本國に踊りしものありしかは足利方は愈攻つかれ城兵は其の情を察知して益々堅守し且つ度々夜襲して師冬の陣を破らんと計りしものならんと思ふなり其の事は山内首藤文書に

常州幷下總國凶徒誅罰事、駒舘城合戰之最中、軍勢多歸國之處、到于今、忠節之條、尤神妙也、向後彌可被抽軍忠之狀、依仰執達如件、曆應二年十二月十三日、參河守花押(師冬)、山内首藤三郎殿(時通)、とあるを見て自ら知らるゝなり、

此間の事とも、考證くはしからさりしにはあらぬにや、おのれはまた元弘日記裏書は見たることなければ、とかくいふへきにはあらされとも、おのれかみたりし二三本の結城文書には、此事をさく見おはす、櫻雲記に興國元年四月廿七日、下總國馬城沒落とあれとも、何にて云ひたることにや、櫻害記に其比の事は、元弘日記裏書に據て書たることもほかれは、日本史抔の元弘日記裏書に據たるよしある

も、櫻害記と同し據所にて、さる事なるへし、しか

るに元弘日記裏書に、當時東國にての事を云ひたる

は、傳聞の誤を、共儘に書きたる事もほかれは、

太平記に引

日記裏書の事にて、それにはお

のれくはしき辯

もはらに信

と長ければ略きつ、

用なりかたし、されはおもふに、櫻雲記の興國元

年四月のことゝしたるは、元弘日記裏書にたる傳

聞の誤りたるにて、件の親房卿の状に、今寄來之條、

中々早速静謐之基歟とあるを見れは、まことは延元

三年の九月の事にて、下總の駒舘城は、南方傳に

は興國五年七月のに、師冬河内郡駒楯城を引退く

とありて、河内郡は常陸の郡なれは、下總にはあら

す、しかるを近比、水戸人の考へたる結城文書の

にる所なり、此城に没落して、同郡訓馬楯に入

給ふか、櫻雲記に下總國駒城といふは、恐らくは馴

馬の訛傳、南方記傳河内郡駒楯とあるにて、共誤お

のつから明也、馴馬より信田郡佐倉、みな道路とす

へき處々也と見えて、此辯きはめてくはし、されと

も畑田文書を引て、結城文書の佐倉馴馬等楯を引退

くとある、建武五年十月の事としたるは、や、お

ろそかなる事にて、結城文書なるは月日をおとした

れは、Sつの物とはたしかにはいひかたけれとも、

當所小田城も所存難」知とあれは、件の狀は興國二年

の夏、師冬か寄來りし時、小田城より出されたるに

はたかましかるうへに、親房卿より親朝に送られ

、七月廿六日の事書に、小田城中已有異心之族

中に、信太莊佐倉楯、河内郡訓馬楯等引退候とある

嘘の考に、右の南方傳と櫻害記等の説を擧けて、

接するに駒楯城は、訓の字をおとして馬楯と見て誤

り、また下總として彌誤りたり、今も國堺に甚近し、

畑田文書、建武五年十月の軍忠事書に、建武五年十月五日、押寄神宮寺」云々、其後阿波崎城令没落訖とあり、按に阿波崎神宮寺みな河内郡にして

書に依りたるなるべし、しかるを元弘日記裏書としたるは、本史の注よりまかひたるにてもあるへく、また駒館を攻められしを、顯信朝臣としたるは、二の裏書共にさることは見えされとも、四月十九日、顯信朝臣の陸奥下着の事を承けて、たゝに駒舘攻のこと見えたれは、駒舘には一定件の朝臣の向はれしならんと推量して書きたるにて、外にたしかなる證左あるにはあらす、さりとてまた、史略の親房卿の軍勢をさし向けて攻めさせ給ひしとしたるも、これまたこの裏書にさることみえされは、是も本史と同しく推量の説にて、駒舘は下総の地にて、顯信朝臣の居られし白川よりは、程遠き所なれは、焼き常陸

の親房卿をさしこえてはる白川より、軍勢を出

さるべきことしもおもはれさる故、駒舘を攻めしは、

一定親房の下知にて、顯信朝臣のみつから向はれし

にはあらしとおもひ定めて、本史の説には従はて、

かくは改めたるなるへし、然れは本史も史略も、と

もに推量のことにて、いつれにも従ひかたきゃうな

れとも、史略のかた時のさま、さることにてそ有

つらんと、うへくしくおもはるれとも、おのれか

塗抹なければ愛に入れおい、おもふに是は二書なから、

にてもありしなるし、朝日上の朱書慶雲記云々は此のおも

ふに云々の行間に入

は削るへき

思ふには、兩説なからまことは、其實を得さりしや

うにおほめることあり、いかにとなれは、顯信朝臣

の陸奥に下國ありしことは、正統記に奥州野州の守

延元四

も、次の年 の春かさねて下向して、おのく

年也、

國につき侍りにきと見えて、奥州の守は顯信朝臣にて、野州は下野守護親朝か事なるうへに、義良親王の伊勢より吉野へかへり入らせ給ふことを、正統記にまた延元四年の三月のことゝしるされたるをおもへは、顯信朝臣なとは、親王の吉野へかへらせ給ひし後、やかて打ちかへて任國へ下られつらんとおもふなり、しかれは元弘日記書などに、顯信卿の下國を、興元年のことしたるは、例の傳聞の誤りなることさたかなり、其上かの裏書とものひふことくなれは、師冬か駒舘に来り籠りしを、四五月の間のことしたれとも、親房卿の常陸へ下り給ひし後、明るとしの九月までは、鎌倉より勢をさしむけたることはなかりしと見えて、前の親房卿の狀に、云々と見えたれは、駒舘の合戰も、其年の十月比の

源顯信、發伊勢赴三陸奥、入り白

は、五條文書に見えたる、御讓位の事を仰下されし 城、前大納言親房道兵襲賊徒於下總駒舘、 賊將高師

も、やかて當日十五日に出されたる物なれとも、實 多火」誉而逃、と見えて、駒舘城を攻められしを、顯

は先帝崩御の後に出されして、是も御秘喪のさま 信卯には係けすして、親房卿より軍勢を差向られし

なれは、縦雖有不慮之御事」といひて、そのすてに 趣にいへるのみならず、本史は四月のことし、史

御事ありし事を、おほめかして書かれたる、三要 略は五月とせり、此事は二書共に、元弘日記裏書、

害云祇候之輩」とは、祇候の輩は、楠正行和田正武 結城文書等に依てかきたるよしなるに、かく共同事

以下恩地湯淺なと、大和河内紀伊の官軍、かはる のさまもたかひたるは、いかなるよしにか心えかた

吉野殿に祇候して、行在を守護したてまつるをいふ し、櫻雲記に駒城をせめられし事を四月にかけてし

也、また親房卿の狀なる、此間鎌倉凶徒等、武藏 るしいたせり、櫻害記にこの間のこと、すべて元弘

相摸等軍勢」寄來候由云々とあるは、鎌倉の基氏朝 日記裏害に依てかきたる趣に見えたれは、本史の四

臣、親房卿の小田城におはすを聞かれて、高師冬に 月としたるは、元弘日記裏書に依りたることしるか

武藏相摸の軍勢を付て、小田の城を攻めんとせられ り、しかるに關城書裏書も、大かたは元弘日記裏書

にて、其事常陸にも聞えし故、親朝に常陸まて打 とかはりたることも見えされとも、此顯信朝臣の陸

出て、其後措をすへきよし、仰遣はされ、日本奥に下向と駒舘合戰と、四月にはかけずして、五

史後村上紀、興元年四月の條に、十九日壬寅、鎮月の事としたり、しかれは史略の五月は、關城書裏

cは異なるなり如何、)

書

五日城に入ておはせしかは、此狀は小田の城より出され

高師

結城文書

下總駒舘城大敗」之、高師冬燒」營而逃、

東風日、大日本史、五月二十 七日、庚戌、高師冬陥

駒城、(元 記裏書、鶴岡

保曆間記)二十

逃、(結

とあるを

、五

守府将軍源顯信至 陸奥、二十七日庚戌、源顯信襲

辛亥、源顯:

城文書史略にたる也、さて此狀は九月の末に出されたる物なるに、

御譲國の事はかりをいびて、先帝崩御の御事は、何

とも載せられさりしをおもふに、遠の御方へは、

しばらくは御秘喪のさまに物せられしと見えたれ 鎮守府將軍總征西大將軍宮諸卷二

聞候歟、奥州宮被開御連之條、聖運令」然候哉、其く東國に下向したりしと見えて、正統記に

間事態被､立御使 ╷ 候者、委細事は其時可」被仰候、州野州の守も、次の年春、かさねて下向して、

彙又此間に、鎌倉凶徒、 武藏相摸等勢、寄來之由 おの瞬につき侍りにきと見えたるも、親房卿は

其聞候、今明之間、定寄歟之由、被懸」候趣、鎌 三年の秋より、常陸に下向し給ひて、其の小田の

奥

三年

ほと、宸襟をなやまし、御世をすくさせ給ひぬれは、 倉までも急可被打上之處、所々城難打捨

御怨念のすえむなしく侍りなんや、今の御門、又天 面々加斟酌」了、今寄來之條、中々早速靜謐之基歟、

照大神より此かたの正統をうけましくぬれは、此 就之念可」被指合于常陸堺候、其子細先度被仰

御光にあらひたてまつるものやはあるべき、中々 了、無等閒被致沙汰」候者、可爲別忠之由仰

かくてしつまるへき時の運とそおほぇ侍る、又此次 候也、仍執達如件、越後權守秀仲、九月廿八日、結

に後村上天皇の御うへの事をしるされて、元弘癸酉 城大藏大輔殿、とありて裏に親房卿の花押あり、此

のとし、東の陸奥出羽のかためにておもむかせ給ふ 状を奉行したりし越後權守秀仲は、親房卿家人にて

甲戌の夏立親王、丙子の春都にのほらせましまして、 興國の初刑部大輔して、其のを、大かた秀

内裏にて御元服、加冠は左大臣なり、すなはち三品 仲か奉行したりしと見えて、阿蘇結城等の文書に、

に叙し、陸奥の太守に任せさせたまふ、同しき戊寅 いくらも見えたり、結城大藏大輔は、結城上野介

のとしの春、また上らせ給ひて、吉野の宮にしく 宗廣入道道忠か子、 参河守親朝にて、 比は参河守

しか、秋七月伊勢に越させ給ひ、重ねて東征ありし より、大藏大輔になりてありしか、是興國元年に

かと、いせにかへりまし、つちのとの夘の年三月、

陸奥宮の御口

修理大輔に轉任せり、延元二年の春、

又吉野へ入らせ給、秋八月中の五日ゆつりうけて、

下野守護職に任せられしか、三年の春、宮

にて、

天日嗣をつたへちましますと見えたるに、大かたの の供奉して父の入道ともに、顯家卿の御手にし、

さまはしらるへしつ結城文書に、吉野御讓國事、定風 上洛したりしか、今年の春、北畠顕信朝臣と、同

要害」云祇候輩、更不可」有于細存」其旨

可下知軍勢等給者、天気如此、仍執逵如」件、
八月十五日、右中將實躬、勘解由次官殿、と見えて、
此御讓位の御事は、正統記に、扨も舊都には戊寅の
多改元して、暦とそいひける、吉野の宮には、本
の延元の號なれは、國々に思ひくの號なり、もろ
こしにはかるためしおぼけれと、此國には例なし、
されと四とせにもなりぬるにや、大日本島根は本よ
りの皇都なり、内侍所神璽も吉野におはしませは、
見えたり、しかれは惟澄か南郷に向ひしは、五六月
の間にてありしなるへし、立田七郎は託摩文書には、
立田後藤七郎左衛門尉とあれは、本よりの肥後國人
にはあらて、初はた後藤とはかり名のりて、仁木
義長に従ひて筑前まで下りたりしを、仁木か上洛す
るをり、代官として残し置、肥後飽田郡の立田を所
領に付けて置きたりし故、立田後藤とは名のりしに
はあらぬにや、○五條文書に、自去頃依」有御腦
事御讓國于陸奥親王了、不」日來之軍忠、可

逵叡旨、縦雖有不慮御事、深被憑思召候上者、

令」勇三官軍等、殊可」廻朝敵追罰之於當山

いつくか都にあらさるへき、さても八月の十日あま六日にや、秋霧におかされさせ給ひて、かくれましぬとそ聞えし、寐るか中なる夢の世は、はしめぬならひとは知りなから、かす(目の前なる心ちして、老の涙もかきあへねは、筆の跡さへといこぼりぬ、むかし仲尼は獲麟に筆を絶つとあれは、笈にてとしまりたく侍れとも、神皇正統のよこしまなるましき理を申しのへて、本意のすえをもあらはさまほしくて、しひてしるしつけ侍る也、かねて時をもさとらしめ給ふにや、前の夜より親王をは、左大臣の第へうつしたてまつられて、三種の神器をつたへ申さる、後の號をは仰のまゝにて、後醍醐の天皇と申す、天下を治め給ふ事廿一年、五十二歳おましくき、むかし仲哀天皇熊襲をせめさせ給ひし時、

行宮にて神さりまし~き、されと神功皇后ほとな

三韓をひらけ、諸皇子の剣をしつめられて、胎

中の天皇の御代にさたまりき、此君聖運ましくし

かは、百七十餘年中たえにし一統の天下をしらせ給

ひて、御目の前にて日嗣をさためさせ給ひぬ、功も

なく徳なきぬす人、世におこりて四とせあまりか

11111

征西大將軍宮譜巻二

となり此の時畠山直顯既に義と改名しもの如し正月二

に土持宣榮か軍忠を京都奉行所へ注申せし状に源義と署名せ

しものあり又本書に引ける志賀文書も同年のものにて源義と

名ぜろを見るへしきて兼重は建武二年十二月義旗を磨けしより當

延元四年まで五ヶ年に亘りて奮戦せしか八月廿七日に至りて三俣

城貴落され愛子金頭(一に金童丸) 金王丸以下一族等も生せ

らるる悲遇に陥りたるは本書に見えたる志賀書出羽宗雄の軍忠

狀に明

如何せしかといふに薩藩記には此

時兼重窮して死せんと欲す時に江田式部少輔家定之れを諫め自ら

代りて兼重と稱し自殺せしかは共間に兼重近出て肝付郡入本城に

入りきとあり此の江田家定は元肥前松浦庄早湊稿萬名地頭職なり

しか當時三俣に在りしものといへりきて以上列記せしものは我得

たる文書の中の数篇なるか此の外にも征西宮の日向に御下着あり

肝付か軍に賜り給ひしもの一もなくまた忽那一族軍忠次第にも

衣裳兵沙汰事三ヶ年とあれば本書に去年の春將軍宮伊像より日

向に打入らせ給ひ肝付か一番に御方に参り三俣城に立籠りて御旗

あけたりしなとあるは全く参 昔を得さりし上の誤なりしなり

さりしかは十月三日又下知せしことあり、肝付八郎兼重對治之處、

國富莊名主莊官等、依不馳像、可被進備之由、先度雖被仰無音條、

太無謂、所詮來八日所被召陣於雀尾也、急速可被具參之狀如件、

建武五年十月三日、例、土持新兵衛殿、かくて年改りて延元四年

進一退勝敗決せされば畠山は益々いらたち諸郡の兵招きしに日

向國々富莊名主庄官等其の催促にせきりしかは土持宣築に合し

等の住宅を焼かしむ (九月廿日の事)然ろに土持其命にせ

後弓箭勇、粗営上如件、建武五年三月二十三日、藤原篤、承了

花押、垂水文書、常國合戰最中上者、早聰參御方、可致忠勤

候、仍執如件、建武五年三月三十日、花押、畠山修理亮、垂水

九郎右衛門尉(秀道)殿、畠山は日隅の諸豪動して肝付の城

攻立つれとも重赤劣らす錦旗を醸して之に抵抗互に一

1111

〇惟澄申狀に、其後又攻落南鄕城、仁木右馬助長代立田七郎甥立田十郎生取之、其外數十人討取畢、とあるは託摩文書、阿蘇大宮司惟時以下囚徒、打入阿蘇南鄕候之間、爲」退治之、仁木右馬助代立田後藤十郎左衛門尉罷向候、合力者、就公私」悅入候、委細定彼仁可申上候、恐々謹言、とSふ卯月廿一日、一色道猷より、託摩別當太郎宗直に合力を賴みし狀あり、此狀年は見えされと、卯月廿一日とありて、此事惟澄申狀には、延元三年十月、少貳瀨尚か甲佐に寄せたりし事と、惟澄か一色道猷か代官と郡浦にて合戰せし事との後を承けて、其後とを改めて書きたれは、件の卯月は、延元四年の四月なることさたかなり、南鄕の城とは、一昨年の夏、一族の坂梨宗喜入道か、謀叛して楯籠りたるを、惟澄馳向て追落し、坂梨入道父子を討殺したる南鄕の城な

るへし、しかるを今とし惟時か、其城に移り住はん
とて、矢部より南郷の城にうつりたりしか、其事博
多に聞えて、立田記摩なとをさし向けて惟時を追出
し、立田七郎入替りて楯籠りてありしを、惟澄馳向
つて立田を追落し、立田か甥の十郎を生取にせしと

國禰寢彌次郎清種馳日向國太田城、付御着到、御使結城彌七行
鄉、友永七郎澄雄相共、令對治南鄉櫛間城、同十二月六日、兼重
以下凶徒等楯籠、押寄下財部新宮城取向城、數合戰之刻、御發向
于三股院之間、同九日、馳鍪三俣坊、押卷兼重城、致合戰之處、
同十八日、自南城戶打出數輩凶徒寺之間、懸先致散々合戰、追卷
御敵等於城内、於城戶口被疵「右脛射疵」訖、次四年正月十日、
隨于御命、攻破石山城之時、懸先散々合戰被疵「左手射疵」訖
隨而自建武三年十二月、迄于同四年十月、日夜致合戰、令抽軍忠
畢、次去年七月十一日、爲對治兼重以下凶徒等、御發向之間御供
任、賜御前陣、打入日向國南鄉之處、兼重與同平山式部少輔等、
依楯籠于同鄉大和田城、可取向城之由蒙仰之間、取向城、日夜致
合戰、今年四月十三日、攻落彼城訖、又兼重與同猪俣新左衛門尉
等、楯籠上財部城、取向城之時之合戰、親類平六兼安被疵「左眼

射疵」將又今月十三日、押巻兼重城、日夜致合戰、同廿七日攻落

彼城訖、然所々數夕度合戰、捨身命懸先、令抽軍忠候、以此皆可

有御披露候、恐惶謹言、曆應二年八月三十日、建部清種、進上御

奉行所、承了花押(畠山直顯)、上面石性畠山办日向着过L4

後の合戦にて最初畠山を差遣すとの尊氏の不知歌は三月の下旬に

右の清種办 忠狀!过十一月廿一日像日向國太田城付御着到云

々とあれば八ヶ月計の宿像あり兼重も興同の人々各所に籠城して

侮り難き勢力なりしかに島津畠山の雨も容易に手を出しかれた

りと見えたりまた直顕は将士の勇戦をすためにに京都の奉行へ諸

士の軍忠を注申せし事ありてこの清種か武功をも曆應四年十二月

廿日に上申せしかまた大隅の禰寢清成の軍忠を注進せし狀に

仕、建武三年十二月三十日、兼重城南城戸出合々戰云4、一同四

日、兼重與黨等、所楯籠之石山城攻落時合戰云々、一同十四日、

兼重城大手合戰云々、一同二月十五日、同所合戰云々、一同日、

對兼重與黨山城取向陣之時、合戰云、一同廿九日、兼重城大手

合戰云々、一同年十月十一日、野邊孫七心替之時、合戰云々、一

落城事、南郷大和田城、是者兼重與同平山式部少輔所籠也、而

以清成以手勢計攻落之、三俣院兼重本城、財部郫城、同與黨大窪
三郎楯籠云々、上面又島津國文注郡村高辻帳、財部鄉、舊稱財
部院、凡十七村、其十二村屬隈州睏唹郡、是爲上財部鄉、五村屬
日州藷縣郡、是日下財部、其後併十二村爲二村、日北俣村、日
南俣村、下財部、併五村爲一村、日下財部村、今按下財部村、與
莊内横市村接壤、横市村今有新宮城遺墟、益其地本在下財部界内
云、以上姬木城、加瀨田城、妙見城、櫛間、新宮城、保肝付氏
黨與所據云々、叉三俣院高城、即今諸縣郡高城云4、占南石加
見れば肝付か戦争の經過と地理と略知らるべきなり○延元二年三
月十七日南三條泰季詔命を奉し下りて薩摩に兵を舉菊池肝付
等を援けかつ重に錦旗を賜ひて諸軍を指麾せしめられしかは肝
付大に勢を得たりといふ○史料薩藩記に、大隅國重久孫八藤原
篤兼軍忠事、一去年十一月廿九日、肝付八郎兼重、野邊孫七盛忠、
井薩州谷山郡司(隆信)、鹿兒島郡司(矢上高澄)、大隅助三郎 (伊
集院忠國)、智覽郡司(知覽院忠世)以下凶徒等、率數千騎、取郡
田、清水寺、鼻連山(郡田以下唹郡)、於向城、押寄御方城橘木
之間、出逢吉水、楠木吉水亦唹)依致散4合戰、若黨等數跟被
疵、一今年(暦應元)三月十四日夜、兼重盛忠之黨類、井澁谷

吉岡孫次耶入道以下凶徒等、押取西光寺眾徒覺乘法眼之城日當山、
楯籠彼城之間、十五日、當國守護御代官森三郎次郎行重、井地頭
御家人相共押寄當城、「日當山」致散々合戰畢、一同十八日、兼重
盛忠、井薩州凶徒等、率數百騎取鼻連山於向城、押寄簗瀨左衞門
太郎本宅、燒拂之間、御方城「橘木、姬木、荒瀨」軍勢相共懸出、
致散~合戰、即凶徒等追籠鼻連山畢、一同廿日、兼重盛忠、井薩
州凶徒等、率數百騎、押寄楠木城之間、當國守護御代官森三耶次
郞行重、井地頭御家人相共、出逢姬木崎、數刻致懸逢合戰、篤兼
懸先、追落凶徒等、隨而自身被疵畢、右合戰軍忠之次第、守護御
代官森三郎次郎行重見知畢、然早被經御注進、給恩賞、爲令成向

外にも雨國の間所々にも御合戰もありしなるへし、

東風日此雨國の合戦の事につきてに志賀文書あるのみにて他に

の書きに著者も心残せられしもの如しよりて今我見得た

文書ともに擦りて補はんとすさて本書には肝付兼重は征西宮の

御にして今かに兵を起したるやうに述へたれとも然にあ

らすくたくしけれとも前に立返りてへんと欲す抑も肝付兼重

か兵は早く建武二年十二月の事なり薩藩記に、兼重傳、後醍

醐帝還京師、去正慶年號、至尊 貝爭權交惡、十月帝右義貞

詔討尊氏云々、正成既奉詔、爲帝深竭忠策、以討賊軍、十二月秉

重亦遙奉其詔、乃據三俣院高城、菊池掃部助武俊據肥後菊池城、

伊東藤内左衛門尉祐廣據諸縣莊八代城、皆一厭心、以應義貞軍、

各舉部下兵、幼掠隣近武威大振云々とある、是れ肝付兵の初め

にてそれより祐廣俱々足利燕土持宣榮とH向國諸所にて戦ひし事

土持宜榮か建武三年二月七日の軍忠狀に詳なり交長ければ略す相

文書に京都注進狀案、そうゑんのふんといふに、右宗圓云々、

同十日聰日向國眞幸院、押寄肝付八郎兼重與黨城、致合戰之忠、

追落彼城以來、令致數箇度軍忠之條、御感御教書以下、御覆勘狀

明白也云々、とあるば延元元年正月の事なりこの時兼重は他の方

面に合戦せしものなり土持宣榮か日向國所々の軍忠次第に、一正

月八日、肝付八郎無重 金童丸(秋廣)、並萩原太郎兵衛尉兼政、

卒數百騎軍勢、打越國富南加納政所(宮崎郡)以下燒拂之、同十

日十一日、寄來穆佐城、致合戦之間防返畢、一同十四日、兼重與

同仁籠浮田(宮崎郡) 預所、押寄高浮田城郫、於宣榮其日大

將致散4合戰、令生成候畢云々、一同十四日、兼重黨類一坪六耶

入道慈圓、楯籠宮崎池内城之間、一族又次郎賴耦相共馳向彼城、

慈圓同甥以下生之、令誅云々、なとあるも同正月の事なりこ

の肝付擊兵の報一たび筑前に聞えければ小貳賴尚大に驚き一將を

遣はして之を討たしめ且つ士の出兵を促したり藩記に、新

田右衛門佐義貞誅伐事、去年被下關東御致書、而肝付八郎兼重

●めまた一方には強して肝付を討たしめんとす、肝付八郎

重事、聰向大隅國々境致用意、可待大将 (島津貞久) 下向之狀

如件、建武三年三月五日、花押(尊氏)、小禰寢郡司 (清成) 一族

中、といふあるのみならず父畠山直顯島津貞久等を遣り肝付黨を

討しめ なり薩藩記に、新田右衛門佐義貞興黨誅伐事、所被下

院宣、爰肝付八郡秉重以下凶徒構城郭云々、所差遣島津上總入道

々鑑也、可致軍忠之狀如件、建武三年三月廿六日、花押(尊氏)、

久撥殿、とありて此の文と同しく島津入道を差遣すとて催促せ

狀禰寢郡司一族中、 別府女子代宛の二通又畠山直顯を差遣すと

いふ既に前に磨けたる佐伯氏文書の外に、佐伯備前權守土持新

兵衛尉宣榮宛の二通又守護の催促に従ふへしとある文伊佐宗久、

山田忠能、新田宮執印友雄、英禰兵衛五郎入道、大平平太郎、杉

三郎入道道悟、本田左衛門尉久兼、宮里郡司名主中、數通

是れ一零して肝付を滅さんと謀りしなりまた薩藩記に

日向國凶徒肝付八郎兼重以下輩、去建武三年十一月廿一日 大隅

一一九

以下輩、令同意義貞、於日向國所々擊旗、既及合戦之由、當固守

護代並島津在總政所等依興申、所差遣羽月四郎右衛門尉元眞也、

早相催一族、聰向彼所、可被退治候、仍執如件、建武三年正月

廿五日、太宰少貳花押、 廣武又次郎入道殿、なとあり又重久文書、

大隅國御家人重久大塚篤兼、建武三年二月日の注申に、去正月廿

八日、聰向日向國救仁鄉胡麻崎城(諸縣郡)、合戰進伐千種宰相家

雑掌等云々、なとあるを見れば當時同所に千種忠顕の領地あ

其の雑学等 兼重等と結託し居たものと見えたり相文

書に、御教書案(表書)、 御例、謀反人肝付八郎兼重、同彦太郎(兼

隆)以下凶徒等事、相催一族並一國中地頭御家人及名主莊官、不

廻時刻令討伐、可馳器之狀如件、建武三年二月四日、相兵庫允

定頼、とあるか見ればいかに足利黨振動せしか覺ろへしかく暮

氏都に敗れ九州に遁下りしか幸にも多々夏濱の職に菊池氏に勝を

其の勢に乗して再び上洛せんとす此の時一方には菊池を討

大日ま件の三股合戰の事のみわつかに見えたるはかりな

とけれ

ることとした

○大友宗雄か八月十八日同二十八日の

引上げてし 大十上直

この是も中間に

師

他

次に便次ろなにては郷年重志

あし

右

れ解は之は 五條

一つ

け々りあにくす病事云

の〇の三日本し

なあに

月はほにに

御に澄

便脳哉中

文ば

に書

書はに

あらす

て前の文

し

然るに 右文書

建

書

たり 又永田

時

三月十

武

のはの

に五の月もへら文家日

書八代宀

一一八

た賀もも前へ後々に最年き日の々に味方にゐりし中に肝付殊に常國の大名にて一 郎能鄉入道信寂豐後國大野志賀村七十三町を兄の託

番に御方に参り三股城にたて籠りて御旗をあけたり 摩別當能秀と兩分して三十三町一段を領せしよし志

しなるへし出羽彌次郎は大友因幡守親時か四男出羽 賀をもて名字とせり賴房は泰朝入道か孫藏人太郎貞

二郎季貞か子宗雄にて當時の惣領式部丞氏泰か従弟 朝か子初は能長と名のりしか後に今の名に改め入道

なぁこのもの畠山か催促をうけて日向に越畠山と して正友といへり宮頸は日向の何郡の地名なるやた

ともに肝付を攻めて合職したりしなり○宗雄か七月 つぬへし〇當時志賀か領地にて家人掃部入道を代官

八日の軍忠狀大井手陣は畠山か陣所にて重か城に に遣はし置きたる故此入道も畠山か催促に従て三股

近所なるへし現在城いつかたなるにやいまた考へ の寄手に加はりかく軍功をたてたりし也畠山と肝付

す彙重城といへるは三股の本陣なるへし八月七日の との合戰は四月の半より始まりしかとも重もよく

舉狀武藏守は高師直當時將軍家の執事なる故此擧狀 防職したりしと見えてやう八月の末になりて終

を師直に充て遣はしたる也此事の御教書は師直か奉に本城をも攻落され子供までも生捕られしなり當時

東風日にてありしなるへし、文書は悉く先年の小代

一年に燃れ月下のため必日年し是南本原は解又前月應交て攻解書後八と落は膝は宮も兩國の間におはしましゝかとも兼重へ御後措な

とありしとも見えす雨國の間いつかたにおはしまし

けん宮の御勢も他の凶徒と合戰を取むすひありし故

御加勢の事もかなはさりしにてあるへし此後の事は

いかゝなりけんすべて日向にての事諸家文書につや

(見えたる事なくやう(志賀文書の中にたまた

軍忠狀大森掃部入道か九月二日の軍忠狀畠山釜顯九ればさたかには考ふるによしなし宮は此後も興國三

月三日の舉狀志賀太郎賴房は大友能直か八男豊前八年夏迄兩國の間におはしましいさまに見えたれは此

征西大將軍宮譜卷二

次郎事と見

義顯気、謹上 武藏守殿、泚狀のý力* 二 南山修理亮七耶舉 なるへし宮の國人を御調略ありしは兩國の大小名追

日向大綱

上候、軍之段可 申人 候、恐々謹言、九月三日、源之知行LT其處L移住故三股八郎老4名乘5L

また

のな

の東上に

の時より

1

、

„罷蒙 候、以 此旨,可」有御披露〻 候、恐惶謹ことしろ

落當城、迄于兼重子息金 同時同文書化、日向國宮頸地頭大友志賀藏人太郎頼

頭丸、同金王丸以下一族等生虜之期、每度自身被」疵、房代大森掃部左衛門入道覺心忠事、右去月十三日、

連々抽 忠勤 之次第、悉御見知之上者給個判 偽」「被」引 卷當國凶徒肝付八郎兼重之城,之間、即馳參、

備後證、言上如、件、曆應二年八月廿八日、大友|且致 宿直、且9夜及〝合戰 畢、就、中發向財部城、

出羽彌次郎宗雄軍忠事、右宗雄於日州,可以致軍忠,「命」追 落賊徒與黨等ń抽 忠節 之條、御見知之上者、

之旨、就、被、成 下御教書凶徒退治最中馳越、當時「不 能 委〻 候、以 此旨,可、有 御披露ı候、恐惶謹

依-抽 合戰忠節 候ń每度自身數夕所被、疵候畢、仍「言、曆應二年九月二日、沙彌覺心、進上御奉行所、

本領等被、成 安堵御教書、被、付其力,候者、彌可、承了 醜、右の七通の狀体在日向合戰の事去年

成」勇候歟、忠勤之段、若偽申候者、神秘冥道御罰、 の春宮の伊豫15日向亿打入後の事LC京;其

後にいふことあるを見るへ

のかたは付

11

め

見南●本等,畢、凡去四月廿三日、 發 向日向國三股城御陣˝

江 南山修理亮

けれ

廿七日、以 若黨以下、差 財部、 追 落凶徒

越財部、令」追落凶徒

知

ばか

万

な頭

共

の

もへば

之以來、今月廿七日、責 落當城、沟 于兼重子息金 同時

言事聞之ヵ急件の畠山義顯記大將占LC御教書記

曆應二年九月三日、源義顯、7-駹、進上御奉行所、 そへて常國にさし下されしなるへし、東風日建武三年三

○國中靜謐事、先度令 申候了、愚身参上之段、急速一路紅到唱動植腦極譴L腓付入揶兼重记下方大隅L伐在七位值此

可、承 御左右,候、抑大友出羽彌次郎宗雄、就 京都| 眯哕守護US 髗縣郡穆佐城二居鼇砟b◎藺叭 後義顯上改名世

御教書,馳 越當國、所々合戰仁、每度致 前懸、自身234 三月八日義顯狀L三俣八郎七歳後の肝付八

數夕所被、疵候、凡七度、今度抽 涯分忠仕 候、本領 郎兼見之ㄤ不同人RC肝付大隅の郡名在九

重と見えたる同人にて肝付は大隅の郡名なれは

事御沙汰候者、彌可以成到其勇 候歟、 且宗雄代官參」兼重日本大隅の住人在5L加當時休日向の三股院

かき三股八郎以攻入一口口先懸、合戰之刻、自身破」疵

同

同

城戸

御教書如此、早

志賀文書に、鎮西凶徒等誅伐事、北朝曆應二年

延元四年己卯

大友に臣

随

に

南北の亂の頃は宮

しか後時盛天

南北1

なるへし東風日此の長谷部は地名を取りて津

氏

長谷部信經は其本はいかなる人にや長谷部姓にて實

川奥のことは本書著者の考くはしからぬにや、

と宮の御氣色ありしものと解すればまた脱交ありとも思ばすこ

長谷部信か寄進状にも此の地所は、金輪聖王、祚延長天下

太平等の炒めに奉るとある文書を受けて云々の御新疇を致すべし

四日夜、向彼所、即時追落彼等、翌日又押寄

徒肝付八郎重黨類等、楯 籠現在城」之間、今月

うなる蛭田郷の寄進状なとのありしを置據書類として當寺相傳た

れば初め大智上人より長谷部信經か兵藤村の寄進状とまた同しや

に あるにあらすはいかなるよしとも聞えかたしとあれともこ

羽彌二郎殿、 また、大友出羽彌二郎宗雄軍忠事、右

也、且爲1人御祈禱所、且□實住持淨地之間、信經子々孫々、永 下敵徒、仍執達如」件、唇態二年三月八日、源、出

於當所不可相者也、仍爲後證寄進之狀如件、延元三年十一月十

肥後文獻叢書第六巻

五日、長谷部信經花押、とあるを見れば此の朴卜方丈の大智上人

たることを知ろへしまた前の左兵衛佐奉書に兵藤村と之條との間

注申せしか其を承けて單に兵藤村之條被聞いてき

名に信の字用ゐたれは高倉宮の侍兵衛尉長谷部信連

か子孫なりしにはうつなけれとも信蓮か子孫は後に

は多く能登加賀の間にありて西國にありしことは聞

えされとも長谷部か一族の中よりさるへきょしあり

てはやく九國に下り豊後の津江山を知行してありし

京都御教書、#御施行、去四月廿三日、馳參日向

任

國三股院大井手御陣、致東城戸以下警固之處、當國

重城之追手、及散々合戰之刻、自身兩所 右、被

畢、戰場之次第、直御見知之上者、給御例,爲」

備後證、言上如」件、暦二年七月八日、承了

〇大友出羽彌次郎就 三當凶徒峰起事馳越候、 先度

肝付八郎重退治之時、致忠勤候、今如此候、本

領安堵之事、延引歎申候、被經御沙汰」候者、恐懼

存候、恐々謹言、八月七日、源義顕、謹上武藏守

殿、〇大友出羽彌次郎宗雄軍忠事、今月十三日、被」

圍日向國凶徒兼城 之間、追手陣屋放火之、

致數剋合戰之刻、自身被〃、若薫貞久同被

疵妓之條、御見知之上者、給御判爲備後證、言

上如」件、同年八月十八日、承了、大友出彌

次郎宗雄軍忠事、今月十九日、押寄兼重城、追手

任被仰下旨い發向當國、可、被〃追伐兼祀征西大將軍宮譜巻二

東風日朴卜とは大智か號かさたかならすと疑ひたれとも史料に載

と見えて、津江の兵藤村は、是まて長谷部信經と

い人の相傳領地ならしを、其比廣福寺を修造する

よし聞きて、其料所として廣寺に寄進したりし

となれば、豊前の蜷田郷も此たくひにて、其比同時

に豊前の大名の中より、廣福寺に新寄附の地なる
し、すべて廣稿寺の所領は、肥後の内にては、寂阿
入道か寄附せし外にも、いくらもありつとおもは
るれは、當時廣福寺より、肥後の国内にある領所の
事は、一ヶ所も注し申さすして、國の所領のみ書
出しゝは、何様當時二所なから、餘國より新寄附の
地なる故によりしことなるへくおもふなり、かく新
寄附の地を注し申たるは、宮の御奉行所まて注申し
て、其返抄を賜はりて、自今已後寺家永々の領所と
定めちかんか爲めなるへし、それ故宮三位中将の状
にも、たゝ被聞食」とはかり書かれて、是は武家
にて軍功ありし者より、其次第書載せたるを軍忠狀
と號して、早給御證、爲備後來龜鏡」なと書き
て、大の奉行所に注申したるを、大將かまたは其
せる文書に寄進豐後國津江山内兵藤村大平山兜率寺敷地事、
右於當寺、重代相傳地也、而奉爲金輪聖王、祚延長、天下太平、
正法紹隆、限未来際、彼村四至堺、(注文相副)所本進於大智上人實

一一五

判形して返す事あると、同趣の事にてありしなり、されとも豊前の蜷田郷は、下に相傳」とあれは、新寄附の地にてはなかりしやうなれとも、廣福寺はと近比に、寂阿入道か新に建立したる寺なれは、寺家には相傳の所領といふかあるへきいはれなく、其上件の状には、所々脱ありと見えて、兵藤村と之條との間も、脱あるにあらすは、いかなるよしとも聞えかたし、されは相傳」の三字も、長谷部か寄附状に、相傳のもしあるをおもへは、此状にも豊前豊後兩國の地ともに、寄附の人相傳の地なるよしを書載せるか、所々脱文になり、或は文字混亂なとして、相傳」の三字も、あらぬ處に書入るものなるへくおほゆるをや、また朴木方丈とは、誰をさしていへるにか、當時件の寺は大智か當住のをりなれは、大智か號を朴木といひたるにもあるへきにやさたかならす、

仍寄進之狀如､件、延元三年十一月七日、長谷部信經

四至堺註文、奉」令」進朴木方丈者也、後證、 家の執事なとより、其の裏に承候了と書入れて、

忽那一族軍忠次第の中に宮の

には御下着なか

建力

し程に、東風旧宮に近年までは伊像忽那島に居まして九州の地

經一家繁榮、息災延命、後世菩提限未來際、彼村

去年永田本

廣福寺文書の中に、當時肥後國の住人に、神代左衛

此奉行せし左兵衛佐も

てはまた注の文

のなとあるおもへは云

)なと見えたる云

、爲備向後之龜鏡云々、なとあり、

魅入るからさらに観れば

矢上越、相催高來郡人口處、最前被馳参千々岩津之條、神妙也、

東風日ちょはは千々石にて肥前高來郡の内にてやかみは同國彼杵

の縁者ともにてもありしなるへし、

御方の分地にあるなき言なり、

し程に

門は叔父なから舅にてありしなるへし、またちは、

御手人十二人

沙汰事三ヶ年といふあり宮は延元二年の頃

やかみは、みな肥前の地名なるに、此二名字の人も、

其をりの合戦に粉骨したりしと見えたれは、これも

此時武重に従いたる諸大名の中にて、武門か内方ょ

郡矢上村にあり阿蘇惟氏輯九州史料深江文書に、爲退治凶徒、自

渡御

ことあれば其より 三ヶ年は延元四年までな

ればこに此としの春日向大隅の間に御恩賞地の事はさらに

寺社の所領なとの御沙汰も、

やうくに始められしと見えて、是も<廣福寺文書、

豐前國規矩郡蜷田鄉内田地屋敷事、令 相傳、豐國

津江山兵藤村之條、被聞食畢、可」致 金輪聖主、

寶祚長延、天下泰平、正法紹隆御祈禱」之由、宮三位

彌可被致忠節之狀如件、觀應三年閏二月十六日、侍所小俣少輔七、
中將家御氣色處,候也、悉.之以狀、左兵衛佐奉延

郎氏連、 安富次郎藏人殿、 〇X全年三月五日安富孫三郎泰治軍忠

狀に、去閏二月十七日、千々石御移之間馳參、宿直警固野井城(高

元三年十二月八日、大智上人、とある宮三位中將の

來)西鄉次耶城、杉峯之合戰御共仕上、三月三日、神代御通之時、沙
汰あり、朝日上に瀉入たる十一月武重の狀役所の頭書にして

西鄉次郎出合松尾之間、追拂御敵、致散々合戦之條、御見知之上

者、早預御證列門尉直隆直通と云ふ人のあるに、いつれも高來郡

の神代の地頭にて、菊池家の被管なりしさまに見え

たれは、是らも武門か被管の中なりつらんとおもふ

なり、しかれとも此一段の事、外に考證すべき物も

なければ、たしかなる事は知れかたけれとも、大か

たはかくさまの事にてありしなるへくおもはるな

り、さて宮は此としの春、日向大隅の間に御下着

十一月、五辻宮の旨を奉行したる左兵衛佐も、

同人なりしことは、前に其よしを辯したるか如し、

さて豊前蜷田郷と豊後の兵藤村とを此時宮より廣福

寺に御寄附ありしにはあらず、件の兵藤村の事は、

同所の文書に、〇□寄進豊後國津江山内兵藤村事

右彼所者相傳地也、可」有三寺御立之由承之間、

且者奉□爲天長地久御願圓滿御祈禱、且者自爲信

國有、再御目にかして御候し事、不思議の靈験

にて候歟、よもおぼしめしわすれ候はし、しかのみ

ならす、阿蘇第一のせつ所をきりふさきて、凡夫

のとほるしき程に、城をこしらへて候しを、菊池

殿をはしめて、諸大名の手よりもやふらす、 迫間殿

打破て透られ候て、九州にかたき御方、昔よりな

ほとの名をあけられて、歡喜殿を事故なくとほされ

て候し、思出し候へは、併大盤若の十六善神の御身

あらはされ候事、 いかて御報謝なくては候へき、
其時弓箭とりて、人にけにくしく思はれ候し人々
の名字の中にて候、ちいは、やかみこれか領家年貢
を、なんなくせめとられ、ちゝはの當知行すへき所
を、高橋兵庫やうまきらかして、今まてかへし
つけす候事、御ためあまり御心いたはしく存候、と
い一段あり、件の觀喜殿といふは、武重か法名な
るへくいひ傳ふあり、昔菊池の渡むらの東福寺の塔
頭に觀喜院とてありしは、 武重か菩提の爲に立たる
とも、また武重か後に入道して行ひたる所ともへ
とも、たしかならず、今も其わたりの田の字に、く
わんきゐんとい所あるは、其寺の跡なりなといへ

11101

武重か法名なるべく

、けに此大智か事書のさま、

思はる也、豊後より引かれ候しとは、いつの事に

か、何様延元二三年の間に、大友を攻めんとて豊後

事ありと見えたり、壮ひきる道の切

へ發向せ

所に、城かまへしてさしふたき、前後より押合て行

たんとしたりしなるへし、そは誰かかくかまへしと

はしらねとも、阿蘇第一の切所とあれは、其比より

大宮司惟時、ひそかに武家に心をかよはして、大友

と計りて、かく道をさへきりたるにはあらぬにか、

恵から殿といふは、其時武重に従ひたる大名の中と

も聞えす、留守にありて、武重か路の難儀を聞き

て、大智に其祈禱をたのみしさまなれは、男にはあ

て、武重か内か、または老母なりしにてもあるへ

し、しかるに此祈禱の布施に、肥前の高来郡の事い
ひあっちへ、また道の切所をおしゃぶりしは、菊池
殿の手よりも、諸大名の手よりもやぶれすして、
間の手よりやふられしとあるなとをおもへは、迫間
殿とは武重の叔父に迫間十郎武門と、系図に
見えたれは、高来郡は此武門か所領にて、惠から殿
は武門か女なりしを、武重か妻にしたりしにて、武
蒙都鄙之善譽」歟、厥后武士」相彼武名、
馳迴肥後筑後㦸致度々合戰令」護持遠近之官軍」
間にえまゐらさることにて、明日まらんといひた
るにあらさるへし、しゃくしんの御房とは、中將の
御使に来れるか、 武重より返書をへたる使にて
もありしなるへし、 是らの文書ともに擦りて、つら
つらおもふに、武重か事の此年より以後の物に見え
すして、かく此年にしも鳳儀山の寺領寄附し、家の
おきてをもさため、弟の武茂まて 誓状をかきて、
聖護寺に納めなとしたるをおもへは、武重は此年の

秋の比より病つきて、冬の末か明る春の初に、世
をさらしにはあらぬにか、世には興國三年に身か
たりといひ傳ふれとも、それは武士か、武重の跡
の事につき、鳳儀山に納めたる狀の興國三年のもの
なる故、武重か身まかりしは、其春の事なりつらん
と思ひよりて、いび出したることにて、まことは興
國三年には、武士家を武光に譲りたるにて、 武重か
跡をきれるにはあらす、其事は後にまた委く云ふ
へし、しからされは武朝かに、武重武士か二代
の事を載せて、延元年中武重下向之後者、度々致合

歟、と見えて、武士か武重か跡を繼たる後、肥後筑
後の間にて度々合職したるとあるは、興國三年、武
光に家を譲りし以来の事にて、興國三年、一年の
武重か下向以後
中はかりの事とは聞えさるうへに、
の事をは、すべて延元年中はかりにかけていひたる

は、武重か延元の末には、世を去りし故のこと見

えたるにかなはさるをや、また廣稿寺文書の中に、

大智の正平十九年二月廿三日書きたる、宛所のなさ

かな消息あり、其中に、觀喜殿豊後よりひかれしに、

惠から殿所々の難所をきりふさて、飛鳥ならては、

人のとほるへき様も候はしと、きこしめされ候て、此

寺を深御たのみ候て、大盤若を轉識ありし時、御布

施のために、高水の郡において、 悪黨賊なんとを扶

又君の御

持して、一期の人のわすらひともならす、

大事にも立て、弓箭のみちにさるものありと、人に

もしられて候はんするもの、父打死子打死したる

ものにても候へ、御方に参候はい、不可、有闕所、

此一段を御布施候へと申て候しに、なのめならす御

悦候て、御領掌候し間、愚身啓白し奉て、信心をこ

らし候て、大盤若を讀誦五ヶ日の中に、喜殿歸

1111

征西大將軍宮譜卷二

なと見えたるをおもふに、宮は此としの

日向大隅の間に下り着かせ給ひて、此二國したか

へ給ひ、それよりたちに薩摩に打入らせ給ふへし

との御あらましなりしかとも、阿蘇菊池のものとも、

自國合戰にひなくして、御迎にも參りえさりし故、

肥後國の事も御心つかひありて、去年伊豫より、三

條少將に軍勢少々付けられて、肥後の後つめとて、

即さしこされしかとも、事ゆかさりし故に、今年の

つけたれば下

○印ありされば愛に入るへけれとも其

申させ給へ、また廣福寺文書に、御返事武重上、御

交かしこまりてうけ給はり候、おほせのことく御か

たき、事の外にあはてさはきひきて候事、めてたく

候、又ひやうと山まいて候事、重々よろこひ入

んし候、やかてまいり候へく候ところに、さして人々に申たんする事候、夕かたまいり候へく候、こん日はまいらす候事、おそれいりそんし候、くはしくはしゃくしんの御房へ申候、恐惶謹言、十一月十九日、武重糀、此狀年紀宛所を缺たれは、たしかには定めかたけれとも、大かたは延元三年の物にて、宮中將への返書なるへくおほゆる事あり同寺文書に云々

○日下にある綴輜寺文書延元三年十二月八日佐咲棒

111

秋になりて、かさねて定卿を日向よりさし越され

しなるへし、其比豊後勢合志勢か菊池に打入たりし

を、中將殿馳向ひて防給ひしほとに、敵勢おもひか

けぬあらての官軍に出合て、一合戰にも及はす、あ

は、本國に引入りし故、其事を中將より武重へ御

注進ありしかは、めて度候と御勝利を賀し申たるな

るへし、さてひやうと山まいりて候事云々とは、當

時津江山の地頭長谷部信雄、菊池か隣境にありなか

ら、いまた御みかたにまゐらすして、打ちかいひゐ

たりしか、宮の中将の御下向の事を聞きて、始めて

御みかたに參るへきよし申して、其しるしに菊池か

建立したる福寺に、所領を寄附しなとしたりし故、

其事をも御勝利を買し串ついてに、重々よろこひ入

候とは申たる也、 やかてまいり候へく候ところ云々

とは、右らの事について、中將なほ武重に仰合さる

へき事ありてめされし故、やかて参らんとは思ひし

かとも、武重かゝたにも、折ふしさりかたき事さし

おこりしあいた、人々に申談することありし故、そ

の事をすまして、夕かたにまゐるへきょしを、こと

わり聞え申たる也、こん日まゐらす候とは、ひるの

いたるまで、たんせつせしめさらんためなり、ふし

てぬかはくは、かも しくさかりに、しょにん

正

山

正

立

門 弟

未來

奉るこいろさしは、大ちしゃうにんしんさんせんし

やくのちにおいて、佛のしやうぼうをせうがうし、

そしてしんちうにましますあびた、武重しやうし

うにましますあびた、 武重しやうし

ふうげんこの上

は、しんみらい大ちしゃう人にきふしたてまつる所

なり、たうしのぢうしょくいけ大せうの事、武重か

けんこのしん をおこして、たう山の事

山 仙

联

地

固

前、所發願」起請文之事、一武茂弓箭の家にうまれ

て、朝家につかふる身たる間、天道に癒して、正直の

理をもつて、家の名をあけ、 朝恩に浴して身をたて

事は、三野の御ゆるされをかうむるへく候、其外

私の名聞利欲のために、義をわすれ耻をかへりみず、

當世にへつらへる武士の心を、なかくはなるべく候、

一私欲のため、或は親錬によりて、五常の道にそむ

くへからす、一方出仕あるひは私の交衆の外は、

心をおこして名聞榮花を好むへふらす、右きしんし

子々そん〳〵あひいろうへからず、かいさん

しゃう人のじゃうぼうしゃってんのもんで、大ぼ

つとうしやうけんして、みろくけしやうのあしたに

しゃうぼうをたつとひた

ちうでうかにいたして、

てまつらんために、しんしやうくんのことし、

一當世不實者のふるまひをなし、文武にはつれ法式

にもれて、國家のついへたらんことをかたく停止す

一舎兄肥後守子々孫々まて、いましめ定置れて、正

護持の志 至誠にましく候は、武茂隨喜信仰

の心を發して、子々孫々までに誠を定置候て、久爲

君爲」家、眞俗同心に正路を守り、如來正法を護持

し奉へく候、武茂も其趣をかたく守り、そむかさる

やうにねかひ候、此旨於違背」は、日本の諸神の御

罰かうふるへく候、延元三年八月十三日、藤原朝臣

武茂とみえて、含兄肥後守子々孫々まて、いましめ

を定置候とあるは、前に出せる武重か、七月廿五日

に出せるおきてのことをいふなるへし、○廣福寺交

書、ひゃうとうの山のまいりて候事も、めてたくそ

んし候、まいて申入たく候ところ、御かたきちん

をはつて、あひさへ候あひた、 ひまなく候てまい

らす、ふきやうの事もくはしくうけ給りて、なをく

山のことよろこび入候、恐惶謹言、十月七日、武重

朝

忠

しんどうして、ぷりやくを天とうにまほり、なかく

法

正

福寺文書に、よりあひしゆのなびたんの事、一天

下の御大事は、ひたんのきちゃうありといふとも、

らつきよのたんは、 武重かしよそんにおとしつくへ

し、一こくむのせいとうは、なひたんのきをしやう

すべし、武重すくれたるさをいたすといふとも、く

衛門尉奉行、御注進分明也、一同十一日夜、八幡山御敵沒落間、

同十二日御共仕上洛仕候也(下略)、建武五年八月日、沙湖玄向、

進上御奉行所、花押(師直)、とあるを見れば八幡合戦の経過は器

推察せられて五月の末より七月中旬まで官軍か八幡にて防戦せし

を知るべしきて此の後の戦況如何は和田文書に河内國高木八郎兵

衛尉遠盛軍忠事とある中に最初に、延元二年七月四日河内國八尾

城の戦、同八月十六日五條河原の戦、同十七日山井の戦、同十八日

丹下城の戦、同十月五日八尾城の戦、同十九日山城口の戦、同三

年三月八日丹下城の戦等の事を列記してきて次に、一五月廿二日、

燒拂高安凶徒等陂之處、天王寺之凶徒等、寄來之間馳向、追返凶
徒等、燒拂萱振在家、一爲八幡後措令發向之處、六月八日、同
十八日、或曲松、或於洞到下、抽度々合戰忠節、一丹下凶徒等、
當國松原莊搆城郫之間、閏七月廿二日、屬正興手致合戦、道落凶
徒等、討取丹下八郎太郎子息能登房畢、此等次第橋本九郎左衛門
尉正義、和田左兵衛尉正興撿知之上者、無其隱者也、一同
二日、燒拂高安凶徒等陣畢、一同九月廿二日、所々凶徒等、野
莊搆城槨之間、同屬正興之手馳向、抽隨分軍忠、追落凶徒等畢、
一同九月十九日、屬佐備三郎左衛門正忠手、相向池尻中田、致隨分
合戦、右度々軍忠次第、面々同所合戦之上者、無其者也、然
早賜御證列、爲向後龜鏡、言上如件、延元三年十月日、とある高
木遠盛一人の軍忠すらほ此の如しく求めなば他にもあらんか
にて畿内の戦況ひまなかりしさまも察知せ なり、
又廣編寺文書に、武重か弟木野但馬守武茂か、鳳儀
山に納めし誓狀あるいはく、敬奉對三世常、
一切三賓、殊鳳儀山聖護寺、七佛五十餘代佛昶、並
滿山護法善神、天龍八部、當國鎮守阿蘇大明神御寶

用相成候:付テイ右二氏之祭祀其藩ニ於テ執行可致旨被仰出候

事 但祠廟祭祀等手續之儀、神祇官元可伺出候事 辰七月

東風日此の内談は如何なる故にてか我姻戚境野菜の所臓となり

居たりした明治元年七月太政官の御沙汰にて菊池神社創建せらる

時に衆議によりて神殿に納め之を神として奉祀せりとなりさ

其時の御沙汰書といふものは曰く細川越中守 菊地氏之儀

武時以来累代 王室ニ勤労シ其誠忠臣分之墓範二相成候段兼々

御 尚被爲在且父加藤清正儀偉業卓絕士民之仰慕スル所 朝廷

同ヨリ御旌表爲在度候に今般長岡左京亮建言之儀 御探

わんれいいけのなひたんしゆ一とうせすは、武重か

をすてらるへし、一なひたんしゆーとうして、き

くちのこをりにおひて、かたくはたをきんせいし、

やまをしやうして、もしやうのをまし、かもんし

やうぼうともに、りうけのあかつきにおよはんこ

とをねんくわんすへし、つしんてはちはん大ほさつ

のみやうせうをあほたてまつる、 ゑんけん三年七

月廿五日、ふちはらの武重、とある文書あり、此狀

本は大かた廣寺のなりしか後にある家のものとな

なるへし、

西より押合て、一舉に京都にある氏を攻落さる

へしとの朝議にて、北図は義貞朝臣、西は宮中將

五月二十九日、右中辨例、阿蘇 大宮司舘、今とし三

年の二月より五月までの間の事は、正統記に又のと

しも戊寅の春二月、鎮守府將軍顯家卿洧状ともに観

父親王をさきたて申、かさねて打上れる、海道

の國々こと!~くたひらきぬ、伊勢伊賀を経て大和

に入り、奈良の京になん着きにけり、それより所々

の合戦あまた度、 たかひに勝負侍りしに、同五月和

泉の國にてのたいかびに、時やいたらさりけん、忠

孝の道こに極り侍りにき、昔の下にもつもれぬ

ものとては、唯いたつらに名をのみそとめし、心

うき世にも侍る、官軍なほ心をはけまして、男山に

陣を取て、しばらく合戦ありしかと、朝敵しのひて

祇壇をやきはらひしより、事ならすして引しりそく、

北國にありし義貞も、たひくめされしかと上りあ

へす、させる事なくして、空しくさへなりぬと聞え

しかは云ふはかりなしと見えて、去年の秋より、顯

家卿奥州の官軍を率ゐて、攻上り給ふへきよし聞え

しほとに、北國西國の官軍も、同時に攻上りて、

し給ひ、顯信朝臣の八幡まて攻上り給ひたりしも、

つひに高師直に攻落されて、官軍はことくく吉野

へ引くて、しばらくは畿内にての合戦はなかりし也、

東風日顯家戰死の後畿内にてしばらく戦なかりしや いへ

もさにあらす元弘日記裏書には、五月廿八日、特定家房等朝臣、

發向八幡取陣、中院一品記には、建武五年戊寅七月五日、自去

月廿五日、承先朝之勅、官軍等構城郎 (八幡) 放生河麓在家等燒拂候了、一十九日、越後守殿(師泰)御手無勢

間、可發向由被仰出間、 即聰釜 後x被名問馳參候、 洞嶺北端取

陣候、一七月九日、細河刑部大輔 (賴春) 殿後攻御合戰間、馳向

凶徒陣致合戦、頸壹同生捕一人(沼田三郎左衛門尉中間云々)、召進

間、同十日、於參河守(高師冬) 殿御陣、御實之、仍倉栖左

河、終日致合戦、其夜洞嶺取陣、一同十八日、押寄

立籠云々、源持

(中將)朝臣、同家房朝臣、同顯國以下、奥州軍勢、不知其數云

とありされはまた官軍八幡まて打出てたるやうなりさて此時八幡

攻寄せたる尊 高師直師泰等にて簡集殘編に、目賀田五

兵衛入道玄向謹申合戰間條々事(上略)、一同年(建武五) 五月廿

日、御共京都罷立、自赤井河原古波多取陣候了、同六月一日、

日討死なり

一〇八

以下、阿蘇菊池の者とも、去年の九月以來、あまた

度上洛の事を御催促ありしかとも、義貞朝臣は、越

前にて足利尾張守高經と取むすび、宮三位中將は、

日向大隅の凶徒らと合戰始り、阿蘇菊池の者とは、

一色入道少貳大友を敵にうけて、いつかたも自國の

合職に蹴なからしほとに、西北の官軍、一方もめし

に癒して上洛する事も叶はさりし間、顯家卿も討死

年十二月、大宮司惟時か沙汰あり、其を口案を

徳用名とを、件の入道か給地に付けしと見えて、惟

定か歎訴状に、早郡浦案を田徳用名給、Sょ(ほ

征西大將軍宮諸巻二

なるへ

大介源朝臣-

あ

名十二月日、承了、太宰少貳花押、とあるを見れば頼向は初めた

ひ方原にて菊池と戦ひしに菊池は既に筑後国の各所に戰び兵も

居たれば激戦して勝をふやうのこともせずに戦して本

城に引籠りたれば小武は勢に乗して南進し甲佐城を攻めまた八代

も攻め十一月の末には博多へ陣せしものと思はるなり、

郡浦は宇土郡の中にて、昔より阿蘇ありて、甲佐、

健軍、郡浦を阿蘇三社領とSへり、Sつ比より此地に

阿蘇毗をまつられしにや、阿蘇文書の中に、郡浦趾

領の四至堺の事につきて、久安六年正月二十三日、

留守所に下されし國廳の宣あり、総宜の末在聡一人の署

見えた件の宣に、常所者於御寄進之地、被始置

祭會以降勤行、長日本」退恒例神事奉」=聖朝

安御願也、と見えて、當代より祭會を始置し

こと見えたれは、近衛院の御願にて、阿蘇吐に郡浦

地を御寄附ありて、かく其地に耐をも建立せられ、

祭會等も始置れしにや、建武以後は、前にも云ひた

北坂梨 惟貞か 父、阿蘇品 六郎入道れんさい

かならず蓮西 を、當社領の惣政所職に補せし、建武元

うこうのちうさんをいたさんと思候しさひの事と見

えたり、一本の惟定か訴状に、上略、殊にあふたの

しゃふにして、度々のかせんに忠をいたし、若黨五

らう三郎討死仕候といへとも、郡浦口 のあいた、

御かたきふまへ候、よてともち名を申あつかるにお

よはす、と見えたるは、件の惟澄か狀なる郡浦合戰

の比の事なるへし、あふたのしやふのしやふは、莊

にはあらす城也、昔は其比までは、城をしろといひ

たることなく、しゃうといへり、中院義定卿の狀に

も、小河の正印の城の事を、おかはの正印のしやう
と書かれ、向城のことを、むからしやうのさたまて
におよひし事なと、書れしにて知るべし、〇阿蘇文
書、奥州官軍上洛之間、近日合戰最中也、仍度々雖
被仰下」候于」今遲參、何樣事歟、閣國中合戰不
依三三位中將参洛遲速、相催一族#軍勢等、以」夜
繼日、可馳参者、天氣如」之、悉」之、四月二十七
日、勘解由次官、阿蘇大宮司舘、また天王寺凶徒
沒落之間、官軍攻入宇治八幡、合戰最中也、既進發
之由、被聞食候上者、朝敵城郎、於路吹
不及退治可」馳参者、天氣如」之、悉」之以狀、
致不退警固之上、同十月少寒水山、並畑城合戰之時、屬大将今河
六郎殿御手、抽軍忠之間、預御一見狀訖、 警固云奉公、所々軍
忠拔群之上者、成給御判、可捧後證候、以此旨可有御披露候、恐
惶謹言、康永元年八月日、源賴房、進上御奉行所、承了花押(一
色範氏)、とあるにて一色か博多を出せしは九月廿一日なる
しろくまた其身は賴高に布陣して今河六郎先陣となりて塩々に戦
ひしこともしろへし父一族等雖不合參上賴房一人參御供なとある

を見れば前にひし如く常時足利方の将士か意氣喪して出陣を

厭ひしさまも見えたり今川六郎といふは誰なるか尊卑分脈には一

色入道か祖父の基氏は末弟に六親氏といふあり此のものにて

あらぬにや又同文書に志賀頼房か建武五年十月十六日附の軍

には同時の事を書きて同國小泉幷畑城御合戰之時云々とあれば少

寒水と小泉とは同所にて少寒水もまたコイツミと訓むべきにや又

´爲菊池武重以下凶徒誅伐、大將軍依御發向筑後國、肥前國

御家人石動彦三郎、最前馳參瀨高、御在庄之間、致宿直警固之刻、

爲退治菊池城、去二日就被差遣佐竹源藏人、屬彼手、迄同十五日

差戻之期、致警固候訖、次高耳山御坐、同御陣之間、御供仕候

了、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、建武五年十一月一日、菅原

資成、迫上御奉行、といふ交あり 菊池武重筑後所々の合戦に打勝

ちて一先つ肥後へ退きしかは一色入道は高に止り佐竹義向を

遣して菊池の城を攻めしめし也この菊池城とは果して菊池か本據

なりしかいか、或は蒢方原の合戦にてはなかりしかもしも然らば

この藕方原には小武頼も共に戦ひしなるへして小式は此の後

南進して甲佐城に阿蘇惟澄み改めしことは次の本書に磨けだる惟

澄か申に明らかなるか佐竹は別れてしたることは上の狀

に迄向十五日差戻之期警固候とあるか見て知らろしされば七

日八日八代打入り宮致の御所を踏むとありしは誤りにて是は小

貳か八代まで進軍せした違へたるにはあらぬかまた深堀系岡證

文記錄に建武五年十月廿七日附平時定か申に、筑後國高山御

肥後文獻叢書第六卷

惟澄申狀に、延元三年十月、賴尚幸三數千騎、攻來

甲佐城」之時、惟澄僅以三十餘騎懸出城外、或討

、或被」疵畢、次押寄郡浦討取一色少輔入道代

田井間三郎畢、と見えて、少貳賴向か甲佐城に押寄

たりしは、賴向か自身大將して肥後に打入たるは、

是か初にてありしなり、此時惟澄か城を落されし

さまに見えす、また菊池か後措したりしと聞え

されは、惟澄に手いたくふせかれ、賴尚はつひには

筑前のやうに引返しいなるへし、

城を落しえす、

東風日賴は甲佐城の合戦後筑前のやうに引返ししなるしとあ

れとさにあらず宗像文書に、 筑前國御家人朝町孫太郎入道禪惠

言上、去十月、於菊池蕀方原合戦時、中間太郎男被疵(左肩股)、同

十一月三日、八代黒島合戦時、子息彥太光世被疵(肩先)、同中間

次男(射高モ)、遂質檢、然歸國後、光世令死去上口、欲預御

列子細事、右□■青本掃部助見知之間、立申證人、□然■■□□依

此疵、去月口一日死去上者、早爲預御例、粗言上如件、曆應元年

へしされば十一月の七日八日に佐竹か八代を園みしばいよ

なるを知るへしきて方原の合戦の事は次にいふへし、

誤

後へ追入れたろまてにてさしたる功なく菊池へ差向けたる佐竹義

尚もはかくしきことなくて十五日瀬高に引返し夫より廿六日に

は富山に退きてきて十一月の初には入道も博多に陣せしなる

云々とありされぱこの軍に一色入道は菊池を筑後より肥

座之時、肥前國彼杵庄戸丁浦地頭深堀孫太郎入道子息彌六、今月廿

六日、御侍番役令勤仕候、云々、又同人か同年十一月三日附の

書に云々、於瀬高上庄、亜高山致宿直警固、至于博多御供奉仕

東風日次に向か甲佐城に來攻せし事を繫げたるか其前薩摩高

の兵を召す事あり小鹿島古文書に、菊池武重以下凶徒等事、爲誅

もししからんには、此時武重は重ねて筑後に打人ら

んとて、玉名郡にかいり、まっ宇都宮か木葉の城に

籠りしか、または大野の小代を攻めんとて、玉名に

むけて軍をふへしたるにもあるへし、 守護代宣秉は

誰ともさたかならされとも、宣といふは惟澄か申

狀に、號守護代饗庭小太郎入道云々と見えたる、饗

庭入道か法名なるへくおほめる也、此守護代のこと

は後にいふことあるを見るへー、

之忠魂云

こあり又冬綱は當時小貳々にて宮方に弓を引きたるものなり冬綱

弟隆房を討ちしのみならす其臣芳賀五郎房則は懷良親王を射奉

に其の矢親王の脇腹に中れりといへり當時君臣父子兄弟互に

敵となりて闘争せしこと濁りこれのみにあらす天下比々として皆

然りしにて倫常も亡失せしことあさましといふ

5地

従矛盾の説なり最も太郎とすれば嫡男のやうに見ゆれとも宇都

宮系には公景を兄とし隆房弟としたりきて日く、隆房所居未

詳、兄公景爲木村地頭、故遣隆房代官、居木葉乎、 木葉城又

謂宇都宮城、と見えたり常時公景は豊前國元永村國伊加田庄肥

後國岩野村同國木葉村 「志々岐彌太郎跡内」 地頭職にて所領各地

に分れ居れば隆其の代官として差遣し居たるも知るへか

すまた降房か短木葉に顧られしは系圖に、正平 1年八月、

懷長親王、與少貳等戰大原、斬少武忠寶松浦吉種佐志将監、時會

兄冬聖率大軍續戰、於是隆房發敗死、年三十一、懷長因隆房之强

戰、遂得悅危難、 常崇信襯神春日、以故此年十二月、玉名郡

木葉村春日神社之封内建小祠、名宇都宮大明神、慰隆房十一月二日
とせしば少しく日附の

する古文書は志賀文書に、大友志賀人太郎房、自去建武五年

八月、致在陣警固之刻、筑後闢凶徒等依蜂起、九月十一日御發向

之間、一族等雖不令參上、賴房一人参御供、同閫瀬高庄御座之間、

来て宮の御所を攻むとあれとも此時まで宮は伊像に居まして九州

御渡海なきほとの事なれば是も誤なりされと筑後の合戦に闘

かしまた踐向か八代へ

肥後へ差向けたるを

伐、今月廿八日、所發向肥後国也、當日以前令上府、同可被進、

於不叄之献者、可有異沙汰也、仍執達如件、建武五年八月四日、

太宰少貳花押(賴)、橘薩摩佐渡四郎 (高) 殿、とあり賴八

月廿八日に博多を出發すへ うに見えたれとも果して限定の日

に出せしか否不明なり此の狀に於不參輩者可有異沙汰なとかけ

見れば常時足利方の 年の戦に意屈しみて催促に

せさりしものゝありしなるへしされば軍勢も定の如くば集らす

して自然出發も延引したるならん然して此の後十月に入りて菊池

蕀方原にて合戦せしことありまた是より先菊池武重は筑後國に打

出てることあり北肥戦誌に建武五年九月豊後大友刑部大輔氏時

筑後へ來り高山陣ヶ取 菊池武重以下宮トモノ籠リタル生葉

郡妙見(妙見は星野ともいふ星野は矢部川の一支源地山中三四方

里あり今は八女郡となる中世星野氏之に據り生葉の領主たりきて

星野氏は黒木と同族にて此時は終始一節宮方に心を寄せ矢部菊池

の宮方掩護せしものなり) 城チ改メントス菊池之聞き其不意

チ討ヘシト高良山ェ取掛テ大友ト相戰7大友利チ失に竹ノ井本庄

引退此時既討タルヘカ 一族ノ戸吹兵部少輔氏季ト新

開宮内少輔踏留り氏時二代リテ討死ス斯テ菊池筑後所々ノ軍=

打勝テ肥後 ス斯 シ程二管領一色入道頓筑後二打越工高

夏山へ陣チトル同十月初旬一色入道其身高山へ在庫シ佐竹源

藏人ヲ肥後ェ差向ル佐竹仝(十一) 月二日筑後チ立テ同七日八日

八代工打入り宮御所+園ミ攻ムサ モ軍利アラスシテ引返ス

云々とありこの戦誌に一色入道

ふかしく思ほゆるは、國府は託摩か在所よりは、白

河をへだてたる斗にて、其間いとちかけは、託摩

もし在所に踊りてゐたらんには、守護代と一つにな

此合戰はて後、武重も一旦は菊池に引入り、 託摩

の者共は託摩に引入りて、各軍をいこへてありし間

に、石垣山に向ひし小貳か守護代は、肥後に打入て、

國府に陣を取て居たりしを、 武重開付て、菊池より

打て出て、國府におしよせて、四月の七日八日兩日

のあひた、合戰したりしか、此時も勝敗かあり

けん、武重はそれより引返して、宇都宮か城にたて

こもりたりしより、守護代より宰府に馳申したりし

さまに見えけれは、託摩文書の石垣山合戰を、四月

の事としたるは誤にて、 小代文書の三月の事とした

るそ實事なるへき、しかるに此事につきて、や

大捷を得たりと知るべきなり、

耶入道道剰ヲ以テ高尾山ノ敬チ攻サスル此時モ又松浦ノ中二壹

岐/石丸彌五郎! 田五郎安以下百五十人被討テ寄手不叶引退

千時討死手頁ノ名ヲ記ス管領披露ス其二云、一注進、建

武五年三月、於筑後國 山、菊池武重以下凶徒合戰之時、松浦

一黨討死手頁分捕、并平合戰交名之事、一飯田彥次郎討死、一得

富彥七家政討死、一中村彌三郎頭被疵、一飯田次郎抑討死云々、

あまりくたくたしければ以下の名略すこれにて常時の合戦菊池

東風日本書上に大和太郎は隆房にて公景か兄大和守頼房か嫡男な

りし故太郎と名のるとありて此には木葉は隆房か所領ならされと

も兄のか所領なればはやくより隆房其皮を知行して云々と見

えて隆房前には公景の兄といび後には公景の弟のやうにいへる

博多の警固かまた道猷入道に訴訟の事などありて、

國府合戰は留守の間の事なれは、行かて居たりし故、

少貳よりかくは下知したるにてありしなるへし、宇

都宮大和太郎は、前に見えたる因幡前司公景か兄、

大和守頼房か嫡男なりし故、大和太郎と名のりたる

にて、後には受領して三河守隆房といひし也、當時

宇都宮か城とはいつくなりけん、太平記にも、宇都

宮三河守か城と計ありて名をいはす、玉名の木葉

に隆房か靈を祀りて、宇都宮といふあり、その西

北のかたに城址ものこりたるうへに、隆房か所領の

事にはあらされとも、兄の公景か所領の沙汰文の中

に、木葉村見えたれは、はやくより隆房其處を知行

して、城をかまへてゐたりしなるへし、

いかにも心えかたき事ならすや、されはおもふに、

託摩は石垣山合戰の後、直に肥後へは引かずして、

もありしやうに、少貳か託摩に下知したるは、

て、かならず合職には逢ふへき事なるを、餘所の

あなかはのさいのにしのおかは、きたかきるか

せむれたけのせんちゃうつへさかい山をかきる、つ

みのとうのしものはやせ、くはしくはへつしに

り、みきしんしたてまつる心さしは、大ちしやう

しんさんせんしゃくのちにおいて、佛そのしやう

ほうをせうりうし給ふしうくわんしんちうにましま

すあいた、 武重しやうくけんこのしん!をして

して、たう山の事はしんみらいさい、大ちしや~人

にきふしたてまつるところなり、たうしのちうちし

よくいけ、大せうこうしの事、武重か子々そんく、

なかくあひいろうへからす、かいさんしやう人のふ

ほうしゃうてんのもんてい、たい(ほつとうをし

やっそくして、みろくけしやうのあしたにいたるま

て、たんせつせしめさらんためなり、 ふしてねかは

くは、佛そかひこねんし給ひて、かもんひさしくさ

かりに、しそんていしんにしてふりやくを天たうま

ほて、なかくほんてうのちんしゃうたらん、よてち

うをてうかにいたして、しやうほうをこちしたてま

つらんために、きしんしやうくたんのことし、 ゑん

けん三ねん三月二十七日、ふちいらの武重判、の二

一〇三

月三日石垣山城チ攻サレトモ菊池落城セス于時管領 中二

松浦等多〃討死x十四日道猷下知头加工今河棧人大夫賴貞小俣太

東風日石垣山の合戦の事北肥戦記に日く同五年 (延元三年) 戊寅

正月菊池左六 天武重一万餘騎チ引率シ八代チ立テ筑後ヘ來り同

掃部助武敏ヵ在庫セシニシ其勢合 垣山鷹取城ヘ楯

籠ル一色入道是チ聞テサラハ彼等退治スペシト姫ノ演城出

テ筑後國ヘ發向シ先瀬高庄エ 取り筑前肥前兩國勞チ以テ三

七郎殿と明記への下知狀あり、此狀のに依て考ふる

に、筑後の石垣山の合戰、勝負はいかかありけんし

られねとも、

下知狀の宛名詫磨

通いあり是は廣福寺開基大智禪師かためにに武重か

父の寂阿か、正中年中、菊池郡盤閣久村の山中に建

立したる鳳儀山聖護寺に、武重か代になりて重ねて

寺領を寄附せし時の寄進狀なり、○源貞政か建武五

年四月十八日の軍忠狀に、建武五年四月三日、筑後

石垣山合戰之時、抽軍忠」候畢云々と見えて、四

月の事としたれとも、また詫曆文書に、武重以下凶

徒、打出肥後國府、去八九兩日及合戰、引籠宇都

宮大和太郎城之由、守護代宣無馳申,間、相催軍

勢可向也、先不日向彼城、可、被軍忠

とある建武五年四

於訴訟事者、急可」有其沙汰、

月十一日の少貳頼向より、託磨の者共、陳眼相映謝に

考ふべしそれか其比足利殿の御覺あしかりしか、

頼尚と中たかいしたるかにて、にはかに宮方して、

武重をかたらひて、筑後へ引入れたるにてあるへ

き、守護代とは少貳か守護代にて、小貳か四月十一

の狀に、守護代宣棄と見えたる者なるへし、〇阿

文書に、忠節之次第委被聞食了、殊神妙、其堺事被

憑思食｣候也、惣官軍若不一揆者、相一族、不

日可、被馳参奥州官軍、自去於都於天王

寺等、度々合戰、未､決雌雄、相構此時分可、被参

上然者可」爲別忠」歟、又惟直惟成跡恩賞事、上洛

之時、以ｯ所望之地、可、被宛行之由、被仰下候

狀如」件、と三月二十二日中院義定卿、阿蘇大宮司舘

~あり、此卿中院系岡に、太平記に見えたる中院左

中將定を、陸奥守定成の子として、幼名良定と見

えたり、されとも太平記には、定卿の名所々に見

えたれとも、一つ良定といひたることなく、後に

は大納言になり給ひしと見えて、新葉集大納言定

しのはりしど臨時

りの叔

と

へし系圖に武藤

資時このものは弘安四年蒙古

もしい

外れれ

父

名たふ

と

祖父

は

かならされとも、かくあかめて物したれは、叔父なと

東風!

に當りし人なるへし、

圖4見

死こさだちくたり、にしはづいみのどうのしものばやせの

北の山、十丁はかり入て、それよりあなかはのさい

かせむ

けのにしの、おいかはのぼりのみなをより、

るまめのいさいけのまへのたいたう、にしかきる

れたけのせんちやうつべさかび、おなしくひんかし

へもつへさかひ、ことことくきしん申候ところなり、

ゑんけ

よて四至さかひのしやう、くたんのことし、

ん三ねん三月二十七日、ふちはらの武重判、又、四

し、ひんかしかきるひ

し、ひんかしかきるひやうとの大たう、みなみかき

堀

さき、おなしくまつかねのをたちより、なべ山の

立

下

西

のまへの大たう、それよりよこまくら

と見えたり、其上此義定卿は、正平三年二月六日の

綸旨に、中院前中納言と見え、同七年閏二月二十一

日、五條頼元の默中には、中院僧都御房と見えたれ

は、此卿當時はすてに中納言を解官して、無程出家

入道したまひしと見ゆれは、既に出家したる人の、

後にまた大納言に轉任せらるへき事にあらず、しか

れは彼定平卿と同人ならさりしことはさたかなるへ

し、〇廣福寺文書に、ほうき山のさか心の事〇び

かし、ひやっとみちより、みなみまめをの

かし、ぴゃうとみちより、みなみまめをのいさい

前

1011

征西大將軍宮諾卷二

也者、征西將軍令旨如此、悉之以狀、興元十月廿一日、時麗花 か奉行所に出す物故、 武重か名字の上に書載たるに

押、下野法眼房、とありこの歌は宮の忽那を御出發の後の事なる て、少貳頼向か為には、何に當れる人なりしかさた

尤以神妙、殊所被感思食

大宮司惟時におくられし狀なるへし、〇小代文書に、

此は少貳

宮

の同島に御滯在中のものなろへし、

○忽那島開登記、「十一代彈正左衛門法名門」忽那美濃守重勝、

へし若し宮の同所に御滯在の時のものならばことさら忽那島に

向とかせられすともよかるべしされば宮は忽那島を離れ給ひし

後戰捷の報を得て遙に此の感狀を賜ひたるなるへし忽那軍忠次第

此の合戰を十月十日の事としたれは旨の日附二十一日まで十

一日間あれは共に使者宮の御後を追って鎮西へ下り報告せしな

るしされと宮の忽し給ひし後何方へ御船ありしか興

三年薩州津に御船とあるまて其間明なし特に遺憾とすべし

○阿曽文書に、奥州將軍退治凶徒等、既介 進

發之由、自の方々、申候、仍大概注文爲存知遣

之候、委細依事、仰含貞有之狀如」件、二月三

能、沖臓脂義と見えて、宛所なけれとも、一定

少とあり中と少との差違あれとも必ず同人なみへして四條

少将の伊藤に下向は太平記には義助州下向の段に四條大納言子

息少將有資云々此の國の司にて去々年より在せらるとあり又

大日本史には、興國元年春、伊像人起兵、 奏統帥、延議使義助

往云々とあれとも誤にて質は興國三年界義助下向せしなり(義

興元年九月十三日越前平陣にて斯波高に破られ二年九

月十八日美濃根尾城にて 頼遠等に破られ遂に吉野へ踊りきて

翌二年四國に下向したれは元年の説は誤なり)されば四條有

脇屋義助より去々年即三年前とすれば興元年の事

とも興隆寺文書の日附延元四年十二月六日とありて此状に有下

後のものかと思へは四條少将は四年十一月十二月の交に着

到ありしものと思ふなりされは北四年に征西宮の鐘西へ御下向あ

のと 見れば忽那島に御滞在も延元二年の御着より三ヶ年と

なりて彼の忽那一族軍忠次第によく適合するなり忽那文書に

於忽那島構城、令退治凶徒、可致軍忠狀如件、延元三年十一月十

九日、左京大夫(正雄)、 下野房(義範)、軍忠之次第、被開

食了、殊以神妙、彌可抽忠節者、征西將軍令旨如此、仍執遂如件、

延元四年四月廿八日、勘解由次官花押、忽那下野房、なとあるは於
忽那島泰山城郡、近來兩度合戦記之(中器)、 興國元年十月、伊

豆守(武田信武)寄來有其聞、一族不余楯流、大將下野法眼義範、

相而島末兵衛四郎近行、同次郎近重了義房始、矢野一門松吉六

邵俊成九郡治西久右衛門高橋善治溝田一類被官等、都而二百餘人

和順し、一蒐討勝、船進事至波多見、愛に而高木佐渡守討死す、

右凶徒討散事被聞食、征西將軍令旨賜、同月廿一日、安 凶

徒等、發向忽那島處、致合戰忠節之條、武藤資時并菊地武重以下凶
徒等、打出筑後國石垣

城、今月三日合戰之間、守護御代官手、小代長鶴

九代三郎五郎重宗爲後措馳向高良山井 小田河原、

合致警固宿直」候舉、此旨可有御披露候、恐惶

藤原重宗、建武五年三月十六日と見えて、武

謹言、

藤資時は、少貳か家先より武藤を名字として、筑

後守資頼か後も資の字を質名にしたる人ほかりし

かは、資時も少貳か一族の者なりし故、の子重清の日記なりといへり○又地名辭書に忽那島は温泉郡 (元

和氣郡)の内にて忽那四村に分ち東中島西中島睦野和といふ東

中島村大字大浦を全島の首とすとありさて延元二年二月の綸旨

の宛名に忽那島東浦下野殿とあり忽那島開登記には一族不餘楯籠

大野下野法眼義範云々といふことあれば綸旨に東油とあるは今の

東中島大浦にて下野義範といふもの當時忽那の熱領にてありしな

らんまた美濃權守重といふ名も見の前の重義重明重清なといつ

れも名に重の字を冠せるに譏範のみ然らさろばこれは訓にて質

名なるかまたは脅讀にて重義の法號なるかそば系圖を得て再考す

へし○さて軍忠次第の内に、他合戰、一元弘三年、讃岐鳥坂合

大河野通綱通增、 一紀伊國飯森城、 大足利尾張守、建武

元年、一山道海道合戦、 大洞院右大将、于時左衛門督、建武二

年至于同三年、一山門兩度臨幸祗候、京都度々發向、一淡路合戦、

一和泉堺濱合戰、一京八幡城籠、一周防國加室合戰、延元四年七

月七日、一安藝國波多見合戰、一周防國屋代島、大将中院殿、一備後鞆合戦、C一供御料足事、一御佛事料足事、一征西將軍宮當島渡御供御、並御手人々兵框事、一同宮御服調進事、一同宮鎮西御下向御出立、並路次供御以下事、一同御手人十二人衣裳兵粮沙汰事三夕年,一勘解由次官父子鎮西渡海事、一中院内大臣法眼御房渡海事、一大將四條中將殿宇和庄御迎事兩度、一同大將當島渡御、御手人々兵粮

一吉野殿連 料糯事、此外不遑

進、一同大將、去年九月當島渡御兵粮以下事、一熊野勢當國下向兵兩度、一大濱城兵沙汰事、一新田脇屋殿兵粳事、 一勅使大蔵大輔口偖渡島兵框事、一方々上下向押送、並兵粮事、 とあり前の方には處々年月を記せとも後の方は一も年月なしされとも共の次第は年月を追ひて記述せしならんと思へは事の前後により又は傍置に撮りて推考するに征西將軍宮は延元二年の春になと忽那には御下着ありて同四年に鎮西へ御下向ありしならんと思ふなり(延元元年十二月廿日讃岐より伊像へ御渡海あるべき旨は本書

散御願成就、寶祚安泰之精誠之狀如件、延元四年十二月六日、左

A將花押、 興隆寺衆徒等中、 C國司四條殿御狀、義兵之所起、

併在口口、静謐之所期、偏仰冥擁、玆以下輝於翠嵐之前、退於・

煙塵之外、誠是一軍之决勝者、可爲千手之神力也、爰麾下軍勢励

作不法、佛意之所察、不可不謝焉、仍以與州古田郷内郡能領家職、

寄進于営寺、奉莊嚴報地者也、早令全知行、抽丹、忝送賢祚

還幸之至禱、須逵常山永領之數奏矣、 寺家存其旨、地下勿達失、

寄進大意、粉狀如件、延元五年三月十七日、左少將花押、興隆寺

常住衆徒等中、とあり忽那文書には四條中野とちりて右の二通に

る人なれば特に別條に書きしのみにて同時の事と見てあるへ

て一大將四條中將殿宇和庄御迎事兩度、一同大將當島渡御云々、

とあるは宮の鎮西へ御下向の後にて此の四條殿の忽那島へ來着の

時は元父子も諸島に在らさりし時なるを知るへし〇興隆寺文書

四條殿御教書、伊豫國西山寺禪侶、可被抽天長地久、朝敵退

仍執如件、延元二年三月十二日、守護代永實花押、 西山寺御僧

正中、とありこの西山寺は即興隆寺にて今周桑郡德田村大字古

田に在り山中幽閑の境にて桓武天皇の時報恩大師の開基にて國司

の崇敬せし寺なりといふさて此の二通の書を合せ考ふるに此の間

に忽那は宮の御迎に出て讃岐より島に御供しまた宮は御到着の初

めに西山寺への令旨を出さしめ給ひしならんさて宮の同島に御滞

在は三ヶ年といふことは明記せしところにて又同御手入十二人と

あるは供奉随従者の少なるに驚くへくまた戦乱の中を経て大

宮の御下向あるには餘に御簡易に過くといふへし又勘解由次官

父子鎮西渡海を別條に掲げたれは宮と五條頼元父子とは別々に鎮

西へ下向ありしやうに見ゆ さにあらす供奉の内にて

一巻に見えたり) ○忽那文書に、高氏并直義以下凶徒等誅伐事、

聰参可被致軍忠也、仍執如件、延元二年二月卌日、中務大輔列、

忽那島東浦下野殿、とあり○興隆寺文書に、御所禱事、任大將

教書之旨、可被致精誠候、然於寺内者、不可致濫妨猥藉候、

の地へは御打入なく、御合職も始められさりし故、于」今無爲とは賀し申されしなるへし、此は吉野よりの返書なれは、伊豫よりの狀は、正月の下旬比に出されし物なるへくおほゆる也、頼元、良氏とある良氏は、頼元の嫡子、正平五年七月修理權大夫に任せられし事、家の文書系圖等に見えたれとも、當時の官途さたかならす、系岡には筑後守正五位下、正平五年七月廿九日、宣旨任修理權大夫、於肥後國隈元卒、同所悟眞寺有碑、法名無極宗觀と見えたれとも、卒年を記さくれは、何比身まかりしかさたかならす、また悟眞寺といふは八代郡高田の郷にありて、世には征西將軍の御墓も、此寺の境内にあしなといひのしる所なり、しかれは良氏の墓所も同所なるへきを、 隈元にあることくいひたるも心

えかたく、すべて悟真寺の事には、狩うたかはしき
事もおほかるうへに、系岡の説もいとおぼつかなけ
れは、もはらにはうけかたし、此事は後にいふこ
とあるを見るへし、御稽古の事良氏定申沙汰候歟云
々とあるは、其比宮の御とし、やう(十許になら
せ給ひて、御讀書御手ならひなとの御稽古の事を、
東風本書こに宮の常時の御在所いつ りしとも定めかたけれ
とも云々とあれとも此の三年の中は伊豫の忽那島に御滞在ありし
なり○忽那軍忠次第に、征西將軍宮當島渡御供御云々、同御手入
十二人、衣裳兵根沙汰事三ヶ年、といふ條あり是れば簡單なる條
目のみにて細記せさればいつ方より御渡海の御供せしか不明なれ
共試にいは、讃岐まで御に出てたるにはあらぬにやさて宮は思
の外に忽那島に御滞在ましまして三ヶ年ほとおばしましいことも
また察せらるゝなり此の忽那は如何なる處にて如何なる人かとい
ふに史徵墨寶考に、忽那七島は伊像興居島の陰に聯綴し背は安
厳島に連り中國海の咽喉なり白河鳥羽の朝に忽那長者親朝此
鎌倉の曾孫兼平其地頭總追捕使たり藤原姓を稱す所謂海賊

なるへし海賊とは水師を云ふ軍船の稱なり防長の船に同し

平の後各島分領し元弘に至り玄孫重義重明あり軍忠次第は重義

九九

始めさせらるへき御年比にならせ給ひし故、頼元父

子は、清原氏にて譜代儒林の人達なれは、良氏さた

めて其御事をは無油断申沙汰せらるるにてあるへ

と、因にい稽古といふことは、こゝにてはは

やくより、孔安國か古文書の稽古の解に依て、す

へて學問の事を稽古といひて、稽古の窓なといへる

ことなと物にも見えたり、然るをそれよりうつりて、

何わさにまれ、ひならふことをは稽古といふにな

りたり、今此狀に御稽古とあるを、御讀書、御手な

らひなとの御うひ學の事にSはれたれは、此比より

すてにしかいひならへると見えたり、

宮御下着之間、面々談合、 戊寅麗転の春二月、鎮守府將軍顯家卿、また親王を先

急速可」致其沙汰者、天氣如此、悉之以狀、右中 たて申しかさねて打上る、海道國々ことことくたい

將、正月廿二日、阿蘇大宮司舘、と綸旨あれとも、 らきぬ、伊勢伊賀を經て、奈良の京になん着にけり、

年を記されされは、いつの物とも定めかたけれと と見えたる時の事にて、時節到来候歟とは、官軍の

も、宮は元年の秋より二年の冬までも、讃岐伊豫の しきりに膝に乗じたるを、深く悦給へるけしき也、

國に御逗留ありて、いまた九國まで御下着なかりし 然れは此狀は、顯家卿の奈良天王寺なとの合戰に打

ことは、二年の暮比には、吉野殿にも大かたしろし 負給ひて、一旦よし野に引入せら給ひし以前に、出

めしておはしけめとおもへは、此綸旨は三年の されたる爲と見えたれは、延元三年の二月中の狀な

正月に出されし物なるへし、〇五條文書に、積欝之 ることさたかなるへし、其境の事于」今無爲、承悦

處、潜通殊悦思給候、近國官軍、既始合戰候、毎 候、とある其境とは、當時宮の御在所、いつ

度乘勝、時節到来候歟、其境事于」今無爲、承悦候、 しとも定めかたけれとも、于今無爲とあるをおも

此時節殊可被迴籌候哉、賴元良氏等忠貞之至、 へは、去年の霜月に、伊豫より日向大隅へ御發向あ

咸思給候、速に可被仰候哉、籌策定不可有三等るよしの旨を出されしかとも、軍勢の御催促事ゆ

閑候歟、御稽古事、良氏定申沙汰候歟、理世安」民かすして、今年の正月の中まではいまた日向大隅

北朝剧順元年

延元三年戊寅

之謀、只此一事候、建武五年

また宮の日向に御發向は明る春の初にのびたらんと思ふことあり

賢といふものありとあり、

理亮七郎訖、 彼催促、可抽軍忠之狀如件、建武三年三月廿日、尊

氏列、佐伯山城權守殿、史料に豊後諸氏系圖にこの頃佐伯山城守

とあるは然ることにて三年も遂に伊像にて暮し給ひ四年までも延

引し給ひしなりそばほ次にいふへし、

又隨此堺形勢、以專使可」申

候也、といふ書簡あれとも、月日はさらにて、狀主
も旋所も見えず、されとのさまをもて考えるに、
延元三年の二月比に、吉野の大臣たちの中より、五
條頼元におくられし返書なるへくおほゆることあ
り、近國官軍既始合戰云々とあるは、正統記に、
阿曾文書に、九州合戰事、征西大將軍宮譜卷二
●正宮地頭、依」申三子細、彼停止其儀」、其後
又三箇所、被補三三人地頭之間、造營之功、難成
之由、云云、仍今日所」彼地頭職等」也、 帖佐郷
地頭肥後坊良西、荒田鄉地頭山北六郎種賴、萬徳名
地頭馬部入道禪賢云々、廣元奉行之、と見えるは
かりにて、外の物にはをさく見えす、其上是は右
大臣家の御世の事にて、しかも件の三地頭は、其折
停止せられたりしかは、是等か子孫の後までも、大
隅の地頭してのこるへきにあらず、日向國は、是も
右大將家の御時、建久九年二月に、工藤左衛門尉祐
常か二男、幼字を犬房といひしか、其比は三郎左衛

門尉祐時と名のりしを、日向國の地頭になされてさ

し下されしか、其比は當國の中にて、いつかたを知

行してありしにや、後には受領して大和守とひた

人の四代の孫、六郎左衛門尉祐時は、建武二年

に尊氏卿より日向國都莊三百町を賜はり、後には受

領して信濃守といひしか、正平三年に、京にて身ま

かりたるよし、伊東系圖に見えたれは、當時日向の

國にては、此祐時こそ久しき大名の地頭にてありし

なるへけれ、志賀文書の中に、常時肝臓八郎兼重といふは、宮

して日向の三股城に籠りし事見えたり、此肝脳其

と戦ひし後にて日向の肝付兼重等の血を撃たしめんとての事な

りしなり佐伯文書に、肝付八郎兼重以下凶徒誅伐之事、差遣畠山修

東風日上に大隅日向の徒等今よりは定かならすとあるか日本地

理提要に據れば建武中興の後薩摩守護島津忠久の玄孫貞久をして

大隅の守護を兼れしめ足利の叛するに及ひ之に癒す云々又日向

は雰氏の反するに當り伊東祐時及び土持榮宣等之に隠せしか

氏は畠山直顯を以て守護として来りて諸縣郡穆佐城に鎮せ

あり日本史料に據れば建武三年四月十日島津貞久東條道悟を大

隅野村分地頭代官職となし又同年五月廿七日に貞久野上田伊

興房時盛を大隅國寄郡内百引村地頭代官職となし又延元元年二月

貞久一族島津六郎久大隅始夏西俣地頭代官職となり其の他足利

方となりて宮方に抵抗せしもの内に大隅禰寝彌次郎清和同國

守護代森三郎次郎行重同國左京進伊佐宗久なとの名見ゆこに兩

國の凶徒とあるは是等なるしまた畠山直顕とは尊卑分脈を見れ

は畠山宗義の子に七郡修理亮といふものなりその日向に差遣せん

しば延元元年の三月足利尊氏九州に来り多々濵にて菊池武敏

日向は九國の中にて味に大國なれは、

みてありしに

此外にも在麗地頭のたくひ、いくらもありけめと

も、是はた今よりはさたかならす、さて此令旨を出さ

れし後、ほとなく日向に御發向ありしにや、また其

年は例の事かすして、明る春の初になと御發向あ

りしにや、其事さたかならず、さいとも大かた春に

のひたらんと思ふこともあれは其事は次の三年の所

にいふくし、

北は日向の住人なりしこと見えたれとも、肝臓は大隅郡名なれば、

本は大隅の人なりしか、其比は日向にも所領ありて、そこにうつり

ことありしょりうつりて、後には内給といひて、攝

關ならぬ公卿たちの家より、官人の出身のことを、

各其ひきに擧し申されし程に、世の宮つかへを

望む人は、大かたゆかりに付きて、公卿たちの家々

にたち入りて、任官叙位を望申しいを、家禮家人な

といふことになりて、頼みたる家を、私主なと稱

することになりにたるなり、其中にはまた一家のみ

をたのみて、私の主としたるはかりにはあらず、有

勢の家には、ゆかりにつきて外の家にも立入りて、

そこをも私主とたのみたる事あり、鎌倉の右大將家

の公文所の寄人なぁし掃部頭中原親能は、初め京に

ありて齋院次官たりし時より、中納言雅頼卿の家人

なりしか、治承の末より鎌倉に下りて、右兵衛佐殿

の家人となりしかと、京に出ては猶初のことく、

雅頼卿の家にも、かはらす常に何候したりし事、玉

海に見えたるうへに、其事に依て治承中に、雅頼卿

の家を、平家より追補せられしこと、百錬抄に見え

たり、此風習武家にもうつりて、建久中に、權中納

言實家卿、美作國司にておはせし時、梶原平三景時

か、其身は右大将家の侍所の所司にてありなから、

實家卿の許にも伺候して、美作の目代を望みまをしいこと東鑑に見えたり、されは其風習後まで残んて、件の右兵衛佐、初は宮の中将に家禮まをしたるか、懐良親王の征西将軍にならせ給ひし後には、此宮にもみやつかへして、宮の御家司ともなりたる人なるへし、かいる事さまは、今の世の人の心にては、おとろきあやしむへきしはさなれとも、當時にありては、久しく行はれ來りし風習なれは、大かたよの人も上下共に、さるへき事の様に心えて、あやしみちも人もなかちしなるへし、さて大隅日向の囚徒等とは、薩摩大隅日向の三國は、鎌倉右大将の御時より、島津家の守護の國なりしかは、當時も其儘三國共に、島津上總入道々鑑か所管の地なるへければ、件の雨國の徒等も、道鑑入道か彼管の者共なりつらんとはおもはるれとも、いかなる名字の者

共なりしにや、島津家の事共書きたりし物の中にも、
其比の事は何とも見えされは、今よりはさたかなら
す、大隅の地頭等か名字共の、物に見えたるは、東
鑑、建保三年十月十七日の條に、大隅國正八幡宮寺
訴、被御沙汰、是故右幕下御時、 掃部頭入道寂忍、

又日花園宮はたれな と本書にいへるか史料を見るに佐伯杏庵
藏古文書、堅田小三郎經貞申軍忠事、去年十二月三日、奉屬于御
手、押寄大高坂城、於西大手楹向矢倉、連日致軍忠之歳、今月廿
四日、爲彼城後攻、凶徒花園宮、新田綿打入道殿、金澤左近将監、
土左權守、近藤四郎左衛門尉、和倉孫四郎、有井又三郎、河間左
衛門次郎、佐河四郎左衛門入道、賀野又太郎入道、大野中村名
主庄官以下、凶徒數千騎寄來、陣取于潮江山 (土佐郡) 之間、同
廿五日、奉御手、致散散合戰、數十人誅伐之時、近藤四郎左衛
門尉若蒸淺野孫九耶分取仕事云々といふ暦三年(南朝興國元)
正月廿八日北軍の奉行所に提出せしものあり即ちこの花園宮にて
これは土佐の國打從へんとて四國の南方に出てたまひしなるへ

しされとこの宮の初め四國へ渡り給ひしは何時なるか裏書の外所

見なし關城書書の著者は花園宮は詳らかにせす或は長

親王ならん云々又土佐人の話に彼の地に花山院の山陵といふあ

といふか花山院天皇の陵の彼の地にあるべき筈なしまた滿長親王

の母は花山院大納言實親の女親子の生む所故に親王を彼地にて花

山院といひしことありしか又花園宮と稱せるにも縁あるやうなり

といへり或は然らんか、

わさとも思ばるゝにほまた親王の御船の全く風の吹くに逆

行し伊豆のはなより遠 過き州きて四國に漂着するな

とは理に於てあるましきことなるしまた懷良親王を鎮西宮と

申しいことは予か本書一巻に引ける延元元年八月十七日の高野山

文書にも見え九月十八日征四將軍宮を九州へ下し給ふとの綸旨

ある上に延元元年十二月宮の讃岐より發し給ひしと思ばる旨

また全しき二年十一月伊豫よりの令旨なとあるを見れば其翌三年

の秋伊勢より西國と反對なる東方へ御下向あるなといかにも理に

あばぬことなりされば日本史の記の誤なるを覺ろへしまた裏書は

當時宮の伊豫の忽那島に居まして鎮西へ下向し絵はん御あらまし

ありしこと傳承してかく併せしるしいならん、

九

また此旨を奉行したる右兵衛は、如何なる人な

しかも姓名をしるさくれは、いかなる人とも

さたかならず、然るに廣福寺文書の中に、延元三年

十二月、宮三位中將の廣寺領の事につきたる沙汰

あるも、此右兵衛佐の奉行なりしを見て、五辻宮、

三位中將とは御同人ならんといへる人もあるにや、

こは一わたりはさる事やうにおもはれて、うへな

う人もあるへかめれとも、宮三位中將のことは、前

にもいふことく、早く書寫し、山行幸記に、宮中將と

見え、其比迄はいまた三位にはなり給はさりしと見

えたれとも、はやく中將になりておはせしことはさ

たかなり、されはかくはやく中將にもなされたる人

を、いかに其本か親王の御子なれはとて、後にまた

五辻宮と稱し、また旨なといふへきことはあらず、

然るをかく御同人ならんと思ひたるは、右兵衛佐の

一人にて、介旨と沙汰とを同様に奉行せられしょ

り、かる疑も出来たるにて、 是亦ことわりのやう

にもおほゆれとも、是は世の風習の、昔いまとうつ

りかはりを、よく心えさるよりのうたかひにて、中

昔より院宮、または攝の人たるに、年官年鶴賜上

東風日、大日本史、 親王の謎に、元弘日記書日、牧宮從

義親王赴陸奥、舟漂至四國、詔赴鎮西、牧宮益懐也、とある

最初親王は義親王と共に陸奥に下り給ひしか海上暴風に

逢ひて四國に漂着せさせ給ひしによりてきて鎮西へ向ひ給ふくき

綸旨下りしやうに解ぜらるこばかくばしからぬなり本書にも既

に元弘日記裏書はおほつかなきこと多しとて此説をとらさかこ

との序に少しく述へむ闘城書書に、七月廿五日、親王、並

入道一品以下顯信熘、率東軍下向勢州、八月十七日、解纜、九月

十一日、於伊豆崎遇大風、數船漂沒、親王顕信等船、歸着州、

上野入道々忠、犠此御船、入道一品船着常陸國、亜澄法親王尊

親王第一宮着御遠江國井伊城、花園宮着御四國、牧宮着御四國、可

有御下向鎮西云々、とあり此の入道一品とは北畠親房卿のことに

て剃髪の後従一位に叙せられし故に入道一品と稱せりこのか東

國下向に随行して此の難風にへる身の自ら著されし神皇正統記

には如何にあるかと見るに「七月の末つかた伊勢に越させたまひ

ることなれは、件の旨の御しなる五辻宮は、う

つなく懐良親王の御事にて、 當時此宮五辻に御居住

ありしか、其初そこにて御誕生ありしかなとにて、

世に五辻宮と稱しまをしたるにて、件の合旨たしか

なる證左なるへし、しかるを金勝院本の作者は、傳

聞の誤りにて、此比宮の鎮西へ御下向ありし事を、

宗良親王と共に東國御下向ありしとは心えたかひた

るにて、太平記の阿曾宮は、山伏の姿になりて、吉

野の奥に忍はせ給ふといひたるも、同し傳へあやま

なしことしるかり、

て神宮にことのよしみ啓して」とありて裏書に七月廿五日云々下

勢州云々とあるに月日はよくあひたれとさて次に正統記に「御

船のよそひし九月のはしめともつなとかれしに」とあるものと裏書に八月十七日解とあるものと月日いたく異なれり是は正統記の方正しくして裏書の方は聞の誤なるべしかく誤謬あるうへは裏書も悉くは信しかたきものなることを覺るべきなりきて尊澄法親王の此の難風に逢ひたまびことは李花集にも見えたれば同しく御同行ありしものと思ふへけれとも他の宮々達も御一局!五人までも打連れて同しく東國へ御下向あるへきことあらば何正統記にほのめかしあらんものをと思へ共更に記載せられたることなきはいか甚だ疑はしまた當時の鶴岡社務記録(史料に見ゆ)によればこの暴風によりて九月九日より二十日迄の間に日毎日毎に此の御供の船々安房武相模等の沿岸に漂着し捕斬せらる者多く見えて其の内には冷泉侍従阿曽沼桃將監なとの名も見えたり正統紀には「十日ころのことにや上線の地ちかくよりそらのけしきおとろくしく海上あらくなりしかはまた伊豆の崎といふ方にたいよばればへりしにいとい波風おひたしくなりてあまたの船ゆきかたしらすはへろげるに」とありかく他の船ともは安房武藏相摸等に漂着し宗(尊澄)親王は遠江に親房は常陸に各々

漂着せられたる思へは伊豆のはなより皆東北へ漂流せられ伊豆

のはなより駿河方面に漂流せし船のなきを見て當時の風は西方

り吹きたるものなるへく思はるなり然るにかくいつれも東方へ

吹流されたるに義親王の御船は引かれて風に逆行するやうに

なりて伊勢に着ましましゝば質に異の事にて正統記にも「御

子の御船はさばかりはなく伊勢の海につかせたまふ云々この二つ

の船おなし風にて東西に吹わけらるすゑの世にはめつちかなるた

めしにそ侍るへき儲君にさたまらせたまひて例なきびなの住居

もいか」とおほえしに皇太神のとしめ申させたまひけるなるへ

し」とあり此の東宮の御船一般のみ伊勢に漂着せしたに神のみし

同着三御四國、可有」御下向鎮西、なと見えたれ

とも、五辻宮の御名は見えす澄は宗良親王の前

の御法名にて、即妙法院宮なれは、金勝院本の五辻

宮は、尊良の一宮の御事ならんかともおもはるれと

も、兵部卿宮にもあれ、尊良の一宮にもあれ、新葉

李花などの趣に擦るときは、當時井伊の城に籠り給

ひしは、宗良親王た御一所にて、自餘の宮達の籠

らせ給ひし事は見えず、また同比四國に着御ありし

花園宮牧宮なとは、いかなる御方々なしにや、後

醍醐帝の皇子たちに、さる宮たちのおはせしこと他

に見えす、太平記參考に牧宮を荒懐良歟といへるは、

櫻雲記に、懐良親王號牧宮後爲征西將軍」とある

と同しひか心えにて、是は可有」御下向鎮西」と

あるに擦りたるまてにて、外にたしかなる證左あり

しにはあらず、此二宮の御事を、強ひて試には、

帝皇系岡に、尊良親王の御子に男宮二方迄おはせし

よし見えたれは、件の二宮は尊良親王の御子の宮

ちにても有りしにや、さて此二宮の御中に、御一所

はいはゆる一宮にておはせしを、此二宮の外に、一

宮のおはせしことを聞きまかへて、かく御三所なり

しやうに傳誤れるなるへし、またかの一宮の宗良親

王と、同しく井伊か城に籠りたまひしといふは、前

に辯せし如くおぼつかなきことなれば、その比件の

一宮も、宗良親王のことく、東國へ下らせ給ひしに

はあらぬにか、結城文書の中に、本竹、新竹といふ

こと見えて、本竹新竹の竹は、竹園を略して云ひた

るにて、新竹は大塔若宮興良親王の御事なれとも、

本竹といふはいつれの宮の御事なりしか、結城文書

には、御名字をSはされはさたかならされとも、其

比宮たちの御中より、興良親王に先たちて、東國に

下らせ給ひて、本竹とSはれ給ふへき御方おはすへ

しともおほへされは、此本竹こそ、一定尊良の一宮

にてそおはしけんとは思ふ也、されは其折の事は、

太平記のいる所も、元弘日記の所も、かく様々

に異同ありて、おほつかなきことおほかるは、いつ

れも常時の風説を、傳聞のまに書出したるにて、

いかにもいかにも確證とは たのみかたかる上に、

實に鎮西に御下向ありしは、懐良親王御一所のみに

て、自餘の宮達の同時に鎮西へ御下向ありし事は

當時の話録諸家の文書などにも、絶えて見及はさ

説、みな紹運録、源氏系圖等に據れり、同皇子傅に、

守良親王の御兄繼仁親王、弘安三年五月薨、時二歳、

また御弟宮良親王、正應五年十月次いと見

えるに據りて推考すれは、守良親王は、弘安の末

か正の初かの御出生にて、 後醍醐帝には御叔父宮

にあらせられ給ひたれは、元弘二年伊吹山の麓にて、

仲時等か先途をさへ給ひし時は、御年もすてに五

十前後にておはしいうへに、其前すてに御出家あり

て、御法名を淨覺と申、金勝院本のいふことくなれ

は、其比は御遁世の様にて、伊吹山の麓太平寺とS

ふ山寺に引籠りておはせしを、當國の山立強盗等か

取奉りて、しひて大将軍にもしたたることなれは、

其時の大将軍は御心よりおこりたる事にはあらて、

力およはせ給はて、しばらくそれらか計ふまいにな

りておはしましゝ也、しかれは延元元年には、御年

もすてに初老を過きさせられ給ひ、ことに御遁世の

御身なるに、征西の大将軍として、遠く鎮西まで御下向あらんことは、御身にとりても思ひかけもおはすましき御事なるへきをや、其上帝皇系圖には、此宮元弘二年に薨御ありし事見えたるを、日本史皇子

五辻宮、 相摸右馬權頭

風の段に、妙法院宮

時行、以下の船十三船、難風以前、遠江國引馬宿り上りて、井伊介高顯か城に籠られけると、またかく五辻宮の御名を出したれは、此五辻宮も、前の兵部卿宮と御同人なるへく見えたれとも、もししからんには、妙法院宮は即宗良親王にて、其ためには御従祖父宮に當らせ給へは、御名字の次第五辻宮を前に、妙法院宮を後にこそ物すべき事なるに、かく吹第を前後にして出したれは、此の五辻宮は、前兵部卿宮にはおはさて、後醍醐帝の皇子の御中に、當時外に五辻宮とまうすかおはせしをいふなるへし、す

へてかの難風の折の事は、世の傳ふる所も様々

しと見えて、元弘日記書には、澄親王、尊良親

王第一宮御遠江國井伊城、花園宮着御四國牧宮

傳には、金勝院本の説に据て誤としたれとも、此宮

の御事は、太平記にも伊吹山にての御事の後は、御

名字に見えたる事なけれは、系岡の二年は三年の

誤りにて、質は三年の末になと、薨御ありしも知る

へからされは、あなかちに系岡の説も、誤りなりと

も定めかたかるへし、然るに金勝院本には、奥州勢

件の令旨は、Sつれの御在所より出されしとも見え

されとも、去年十二月卅日、讃岐國よりの旨に、

伊豫の國へ御渡海あるへきょし見えたれは、今こ

の春の中には、必す伊豫へ御わたり有つらんとおも

へは、一定伊豫より出されし物なるへし、伊豫にて

もみかたを語らひつけ給はんとて、讃岐に御逗留あ

りしてとく、其事にかいて、 春より冬の半迄そこ

にも御逗留ありしなるへく、また大隅日向の地と伊

阿蘇大宮司舘

左兵衛佐糀

延元二年十一月廿八日

爲」退治大隅日向兩國凶徒、所發向給也、軍勢

等急速馳參、可被申御供之旨、五辻宮令旨所

候也、故以悉之、

に、

國の地には下り付かせ給はさりし也、しかるに綸旨

にかく見えたるは、征西将軍の九國御下向は去年の

秋のことなりしかは、一定綸旨を下されし比は、と

くに九國に御下着ありしと思召れての御事にて、去

年の冬より四國の地に御逗留ありしことは、 また

吉野には聞食知らせ給はさりし也、其證は阿曽文書

豫園とは、わずかの海をへだてて、さし向ひたる所

なれは、伊豫よりたたちに御發向あらんこそ便宜な

れ、されはかた(此旨は、伊豫より出されしに
はたかふへからす、此令旨の御ぬし五辻宮は、懷良
親王の御事なると、異本太平記 仲時以下於播馬
自害の段に、五辻宮守良親王といふ御名見え、また
東國下向船逢難風」の段にも、五辻宮の御名見えた
る故、此合旨の御主、件の五辻宮の御事にて、懷
良親王の御事にはあらしなと、思ふ入もあるめれと
もしからす、流布の太平記の同段に、先帝の第五宮、
御遁世の體にて、伊吹山の麓に御座ありけるを、 將
軍に取立てとある参考に、後醍醐帝皇子、第四子以
下、長幼次第、諸説不同、今所謂第五子、不知何
皇子、金勝院本有異説、詳出于下、可合見、此時後
醍醐帝皇子、或被流、或被禁錮由」北見」之、金勝
院本説、蓋得其實也、とありて、下に金勝院本を
引きて、五辻の兵部卿親王を收奉りて、先帝の五宮
と稱しと見えたり、此兵部卿親王は、日本史龜山帝
皇子傅に、第五子守良親王、三品爲兵部卿、後

髮、法名覺浄、中略世稱五辻宮」と見えて、以上の

九一

庄内滿吉名云々、菊池故宮兵部殿御相傳之地也云々、

御催促も、東國の事は、義良親王には仰せられすし

さて墨考には此の故宮兵部卿は宗治の兄なるへしと

へりまた本書十一巻天授三年の條に植田宮 「故宮僧正子」幷菊池
て、顯家卿に仰下されしてとく、九國の事は、將軍

一族以下魁帥百人許討取訖とあり後是参看するに早田と植田とは

共にワサタと訓めに同人なる～く大分郡に植田郷とあれば其所 宮には仰せられすして、此中將に御催促ありと見

領知せられたるより植田宮といふなるへし、さればこの宮三

えたり、されとも右の綸旨ともを下されし迄は、將

中はこの宗治のことか然るに大日本史料に忠房親王の子源彦

ならんとありこの彦は公卿補任に、従三位源彦、七月九日 軍宮も中將も、猶四國に御逗留の間にて、いまた九

となるをおもふへ

きよしの

東風日史徵墨賢考證を見るに曰く尊卑分脈を検するに、宗尊親王

胤なり

此宮中將を、右の綸旨に、大将として書ことは、

これふまた宮戦死と年代はよく合へとも戦死を出家とかく誤もなかるべしま

植田宮の戦死ありし肥後臼間野の戦は八月十二日にて補任に二

月とあるにも異なれと早田宮といひ鎮西に於て薨去なとあるによ

りてこの宮中は史徴墨考の説に従ふへきかされとほよく

考ふへし又本叢書二巻の桃元問答にも説あり参看すべし、

のいとふ人見えた

考

すいこ心にや、此後

な

差違ありまた補任永和三年の條に、前参議従二位源彦、出家

、を

不知年月日、とありてこの永和三年は即ち南朝天授三年にて

叙、左中將如元、入道彈正尹忠房親王男云々とありこれも三位中

て貞和元年

興國六年にあたる故天授三年植田宮戦死とあると年代大に

れれの

さ

兵仁前には宮

いふは

多

の

、

皮か

條院御後、輔仁親王御孫、陸奥守源朝臣 - 御外孫也、

と武衞尋舊好 ı 所請申也伝、と見えたる圓曉法眼を、

宮法眼とも申しし事は、圓曉の父花園左大臣有仁公

は、輔仁親王の御子なりしか、十七の年姓を賜

初、たいちに三位に叙せられ、無程大納言の大

になされしかは、世人宮大将と稱しき、圓曉は其節

御子なりし故、また人にも宮といふことを冠らせ

て、宮法眼とはいひたるなり、されは件の宮三位中

將も、此例と聞えたれとも、いつれの皇胤なりしか

さたかならす、すべて親王の姓を賜りて任官したる人、栬

稱せしこと前は阿曾文書に、菊池

將とあれと西國へ下向せられたる傍證なし又、公卿補任に、貞和元

年、従三位源宗治「二十七」、二月日於鐘西薨、とあり懐良親王を
征將軍に任せられし時、顕家卿を奥州

の宮に付けまゐらせられし如く、懐良親王はまた御

幼穉にておはせし程に、此中將を副將軍としてつけ

まゐらせられ、同しく九國へさし下されしなるへし、

また結成文書、親房の小田城より結城親朝への状に、顕信、具信兩

親王 ・大春日中一條中條等率城中勢出張云々とある

また宮中將を大将といてそれ故上洛すへの子、眞覺、號早田宮僧正
、其子宗治、後醍醐天皇御猶子、従三

位左中將、とあり是即宮三位中將なり延元二年の冬肥後に下る云

々とあり本書五巻正平二年の條征四府の御沙汰に、豊後齶早

征西大將軍宮譜二

とも以狀、延元二

年二月十四日、勘解由次官、結城上野入道館、」と見え

て、其比は結城入道も、顕家卿と同しく敵軍に攻圍

れたる最中なれは、かく度々の御催促は受けたりし

かとも、上洛なとのことは思ひもよらぬ折からにて、

とかくに延引したりし程に、其年も秋過を冬に移

日の條に、中納言法眼岡曉、此後三

々御中、と見えたり、吉野臨幸の砌より、かく京都 たりしに、吉野よりは不絕、諸方に御催促を加

を攻らるへき御企のみしきりなし故、其後結城文 へられしと見えて、また結城文書に、北國西國官軍

書に、相催一族、急速可令上洛者、天氣如此、 等成勢間、於今度者、同時可被京都、相方

悉之以狀、延元二年二月三日、勘解由次官、」 度々 之官軍、先可、被〃参之由、天氣所候也、十月十三日、

被綸旨 ı 了、尤相催一族、可馳参者、天氣如此、 右中辨糀 結城大藏權大輔館、」と見えたり、大藏權大

悉之以狀、延元二年二月九日、右衛門督、」 度々被 輔は、道忠入道か嫡子親朝なり、此外に是迄度々の

仰了、相構以夜日、可分参者、天氣如此、 綸旨、狩數通ありけめとも、大かた後に傳失せしな

悉」之以狀、延元二年二月十九日、勘解由次官、」なと るへし、前に見えたる阿蘇への御催促も、同時の事

の奉にて、結城上野入道へ下されし綸旨あり、其比 なりしかとも、惟澄か申状に見えた如く、阿蘇も

は結城入道も、奥州宮の供奉して、顕家卿と同しく 菊池も自國の合職に隙なくして、終に御催促に應す

霊山城に籠りてありしと見えて、奥州宮御供参靈 ること叶はさりし也、前の九月十一日に、北國近日

山之由聞食、相扶老體存忠節之條、尤所感 可参洛、また右の結城への綸旨に、北國、西國官軍等

思召也、彌廻籌策、早速可」對治朝政、且陸奥國司一成、勢云々なとある北國の官軍は、常時義貞朝臣は

上洛者、其間事、殊可沙汰軍忠之次第、以神妙 越前におはして斯波高と合戰ありしと見えたれ

宜〃被加其賞,者、天氣如此、悉」之、是も手本の合戰ひまなかりし故、終に上洛叶

はすして、御本意を避け給はさりし也、宮三位中將

は、Sつれの宮の御子孫なりしにや、すべて名字官位

なとの上に、宮といふことを知らせて稱する事は、

親王の御子か、御孫の上にいふことにて、東鑑養和

元年九月十以此旨,可- 披露,給-候、正月廿五日、顯家、人

道忠八結城宗

在

とと見えたるは、けにもさる事にてありしなるへし

七七見之力石体、仿L°C石事汇CE,L在石人L、

されは此機をはすさす、京都を攻めらるへしとて、

諸方の官軍御催促5L事LT、九國の勢

11

11

11

治彼餘賊、急可」企 參洛、去比新田右衛門督申

下國L⼡折办方在九体、右の綸旨、京都無勢11

〖司御前御勅使、江戸 亮忠重、

1

道忠以下各

人下泸九龙扎仗、菊池以下の官軍人、一定同 5|可、勵 忠節,之旨、別可以被仰含ı者也、延元々年十

に綸旨を下されしには疑なかるべし、去年の冬、吉野 二月廿五日、といふ吉野より顯家卿へ下されし宸筆

に遷幸の後、諸國の宮方蜂起したりし故、京都より の勅書ある

の勅書 書正、鐺哈御煐華也、正文上於黨山被召出九

1

1]

諸國遲參、凶徒未 敗北, 九州官軍可 早參、旨、度 ★ 洛中、移住和洲吉野郡¸相催諸國、重舉 義兵 也、

被｣仰了、隨而大將宮三位中將、定被｣加 催促,歟、 速卒官軍可】發向京都、武藏相摸以下、東國士

而面々構不 一撥?于｣今不｣參、何樣事哉、今天下 卒、若有,不」 應勅命,者嚴密可以加自治罰,者也、併

安否之一節也、奥州參洛已近日云云、西國又不」 叄 憑輔翼之力、雖､迴 權謖之謀、 速成 干戈之功, 相

者、頗可､謂無念、不､可以知他人、抛 万事 急可、

納 言入道

者、國家大幸、文武德善、何事加､之哉、大

被早叄之由、被 仰下｣之狀如､件、十一月十六日、居 住勢州、定 委仰 遣 之, 歟、坂東諸國、悉 歸

之南石四通の綸旨、皆參議朧の奉LC、大宮司惟時|伏,之樣、以 仁義之道、可 施 德化｣也、緒方へ打手を差向けられ、九國にも阿蘇、菊池軍を

綸旨及貴

顯家卿の此勅書の御請と見えて、勅書并

AZLC、隣國の凶徒追罰せL程汇、去年將軍の |丸、跪拜見候了、臨幸吉野,事、天下太慶、社稷安

供奉して上洛したる少貳頼尚を初め、皆暇給はりて 圣、基 此事 候、須 呲叄 候之處、當國擾亂之間、

基此事

「分」退

送之間、先而致 用意,候了、尙于」今延引、失 本意,

候、此間親王御 坐靈山、凶徒圍」城候之間、近々可

候也、下國之後、日夜迴籌策 外無、他候、

,遡合戰

【LOHLT体南方寸、結城文書L、有三子細,御出 心身可以有賢察、恐處披 御札、散 髒蒙 候、且綸

京之處、直義等〝申沙汰,之趣、旁本意相違、如:當|旨到來之後、諸人致、勇候、 每事期 上洛之時,候、

時,者、儒回家,愈無 其益,之間、猶、達 本意 出征西大將軍入七

宮譜卷二

參洛、如 此遲留之條、似、無 其期、此上

構急可以被

徒無勢之時牙、尤可､謂､得時候,哉、天下安否之一 猶有 難儀,者、可以申 左右之由候、別被 仰之

節、爭可以被 等閑、相構以」夜繼日´可以被馳由、

向宰

狀如｣件、九月卅日、重仰別行急各相談、先發

被 仰下,狀如､件、九月十一日、 參議花押、〇諸國府、可､被」追討一色入道 之由、被 仰下,也、OK

依

11

身未た合志には到着せさへし其到着もせずしては博多への報告

も出来ざるしされば合志の戦は六月末より始まり少輔孫太郎入

道は七月の上旬には既に合志に来着し居たるものならんさてこの

戦は本書に引ける詫磨宗直が軍忠状にある如く八月まできたる

のなるべく思ふなりさて歴史鎮西志に、九月、依菊池武重攻來

於合志山之聞、一色道猷、帥師發向肥後國、屯高橋山云々、占66

見れば九月までもきしものか高橋山とは山鹿郡の内なる高橋

の、占龙^L、

不 參洛、各待天下之大體,歟、背 至忠之本意,歟、

之處、諸國遲夕之間、延引者也、但奥州去月十一日

進發之由、去夜飛脚叁申候、又北國近日可入洛,云

云、而九州今度不」參者、 日來忠功如、空、且背 御

哉、然者不」可以待"他國他人、雖一身,可 馳

本意

以」夜繼、日、急々可以被馳 之由、別殊被 仰下,

之狀如、件、九月十一日六〇度々被、仰了、而于…今不

叄之間、凶徒退治不 事行、近國雖」有 蜂起之號、猶

か廿

四日仁博多加出發过5kの~T九江三十餘里の道程廿六日隶其

知状をしなるへしかくて合志の城は武重と惟澄と共に兵を合

せて攻め立て益々危急に及ひしかば孫太郎入道之博多に報知せ

已相競之間、京都凶徒追日無勢云々仍諸方防戰失”

とあるは今新に入道を肥後へ登向せしむるやうなれとも然らす是

は既に六月廿九日附の書に既に合志へ差遣すとあれば前に差遺せ

L入道!今叉其の援兵刃爲的汇出兵才乀く詫磨宗直<對L此の下

武重以下凶徒蜂起之間、少輔孫太郎入道、所差遣於肥後國也云々、

術計 歟之餘、忽構 謀計、或當山已 落去了、或

可以有御和談,人占、種々以虚說、方々L披露云

々、更々不､可」被」成､疑、京都微弱、以可】被､察、

しにより遂に七月廿六日に至りて範氏自ら向せむとて橘佐渡四

L∠49遂仁七月廿六日至 刂範氏自5發向过它~橘佐渡四｜時節已至者歟
、不」失‰此時分、急速可以被､攻京都, 耶(公經)(下知²L書明小鹿
島文書、武重以下凶徒蜂起既

及合戰之間、少輔孫太郎入道注申之間、所發向也、不廻時刻可馳

參、仍執達如件、上即是也さ,`の少輔孫太耶入道注申之間

とある是れば入道か肥後に來著せしことは既に前に日ふ磨之

親へ下知せし七月廿四日より前なることを覺るへし若し入道今度專
期 九州、縱他人雖」不同心、有」志于御方、

〇阿曽文書、條々注進披露了、所詮京都凶徒、隨

豫儀,之輩可以是

雖一身,早可」被馳參、何必存

日無勢、急可｣致參洛、其趣別以御使 被､仰者也、 相侍,乎、天下安
否已在 近日、爭不 被」存 忠節、相

不」依他國他人進退、雖:一身,揚鞭、可以被」參、凶

少貳らか筑紫を打立たる比より推考ふれは、これも

當莊本は木原太郎か所領なりしを、祗用、小北と共

に一同に、甲佐宮に寄進したりし也、其後いつの比

よりか、他家の所領となりてありしを、當時は隣郷

なれは、川尻申給はりて知行したりしにや、正平十

四年の惟澄か申狀に、當知行人河尻三河入道廣覺

々といふ事見えたり、されは三條少將は、まつ當莊

を打隴へんとて發向せられたりしを、一色水垂入道、

折ふし當國に打入たりし故、即懸合散々に防戦し

し程に、少將は公家の人といひ、いまた年少なり

上に、軍は大かた初めての事にてそありしなるへ

けれは、終には討負て引退かんとせられし、惟澄

懸付て夜に入迄散々に合職し、難なく水垂入道を追

ちらしゝなり、此後惟澄・武重もともに、度々合志城

に押寄て合戦をしたりしかは、少貳孫太郎入道は、

合志まて打入て、合志城を足たまりとして菊池を攻

んとしたりし故、武重は合志まて打出て、少貳合志

らと合戦してありし間に、澄は水垂入道を追拂ひ

て武重と一に成り、度々合志城に押寄て、終に少貳

を追退けしなるへし、此合戰時日をいはされとも、

に打負け兵氣屈し諸士出兵に躊躇し居たるものありしなるし

本書に引ける七月廿四日附氏が磨之親への下知状に、菊池

東風日合志合戦の時日八月中の事にてありしなるしとて詫磨

宗直か軍忠状に菊池渡山合戦の事八月とある一の謎に引かれた

か是は本書上に詫磨文書小代文書等を引きたる中にも見えたる

如く合戦の始は六月の末ならんと思ばるなり本書に見えたる一

色範氏が詫磨宗直に下知せし六月二十九日附の書に、菊池武重以

下凶徒、寄來肥後國合志城、合戰最中の間、差遣少輔孫太郎入道云

々、とありさて又範氏より豊後の都甲惟世に出兵を催促せし書に

(都甲文書)、菊池武重以下凶徒、寄來合志城、既及合戦云々、

佐竹次郎相共可被後攻、於難澁之輩者可處賊徒與同之智也云々、

とありこの書を合せ見て六月の末には既に合戦の始り居たろを知

へしきて此の佐竹二郎は是より先き五月範氏か命を受けて菊池

武重の北進を拒きて筑後豊編原にて戰び負けたるか六月に及

肥後に差造せられたるものなりきて肥後の南方益城には阿蘇惟澄

もありて官軍漸く強勢となりしかば此の合志の戦は最も大事なり

とて少輔孫太郎入道(小俣道剰)とこの佐竹二郎二人を大将とし、

て挑擊せしめしならむさてこの都甲惟世への下知状に、於雅澁之

者、可處賊徒與同之也、といへるか思へば足利方も腰々菊池等

八月中の事にて有りしなるへし、託磨宗直が、建武

三年以來所々軍忠狀に、建武四年八月、菊池渡山合戰

の事見えたるも此時の事にて、初は孫太郎入道、直に

菊池に打入りて隈府の城を攻めんとしたりしを、武

重城外に打出て渡山にて合戰し、孫太郎入道を追拂

ひしほとに、孫太郎入道は、合志か城に引入て、

志と一になりたて籠りしなるへし、

り和泉一族中へ下知せし文書に此の直接の文意を受けて(上略)、

去四月廿六日御效書如此「早任被仰下旨、不日可被發向也、云々、

とあり直義か四月廿六日に京都より痩せん下知状か二ヶ月餘を経

て六月十七日に薩摩地方へ停ぜらるいを思へば常時の布令の如

何に遅緩なりし 察せらるなりしかして此の直弱の下知狀到

達する前六月十一日に島津久長將となりて盆山四郎父子兄弟一族

古木彥五郎父子兄

伊佐莊 (阿多郡) 内中原に城を

構へて官軍に癒したる攻落したることありまた七月廿一日に伊

集院(大隅) 忠國市來時家等北島津久長等を伐ちて高橋松原に

ひ廿五日島津久諸軍を率ゐて時家を市來城にみ三條春季來

りひ連戰數月に渉る由大日本史料に見ゆ此の三條泰季は市來城

古木三郎入道之、各以邑之、重兵勢、 由是復、二十二日、

大隅忠國帥兵侵守護、守護代酒勾左衛門尉久景、微兵於比志島、

乃二十三日、北志島彥一丸、遺庶兄孫三郎範經救之、云々、

なとあるか見れば常時九州の北方は大友小式なとの足利あろに

一色範氏また源氏の代官として博多をし日向には畠山直守護

として諸穆佐城に在りて是等の方面にはたやすく進入

へしとて南方には肝付兼重伊集院忠谷山隆信鮫島遊道等官軍に

心を寄するものありまた薩摩の守護職島津貴久は常時氏に従ひ

て京師に在りかた【其の虚に乘して南方薩摩より上陸せられし

なるへし て地方の豪族等一時に来して官軍勢を得しかは三

條泰季本 谷山にみて討賊の謀廻されたるなるへし又薩摩

颍凶徒大隅助三郡、谷山五耶、鮫島彥次郎入道(家藤)已下輩誅伐

事、相储當國地頭御家人、不日令發向、可致軍忠之狀如件、建武

四年四月廿六日、御列(足利直義)、島津孫三郎 (賴久)殿、とある

見れば大隅谷山等か三條春季の楽器より前既に官軍に心を寄せ

薬を苦めたる事と思は なりきて此の宛名の島津賴久は

貞久の にて先に越前金崎城攻の寄手に加はり居たるか三月六

金崎落城の後に踊りしものなりきて六月二十七日附にて賴久よ

入五

、と見えて、

米定の戦よりつしきて翌延元三年までに在りしやうなるかいつの

間に肥後に来られたるか其の過を知るべきものなしと思

ふに泰季薩摩にて兵けの勢を得るに及び肥後に来たり守

富莊の合戦ありて後また薩摩に引返して市來城の後詰せられたる

ものかまた泰季當時は侍従なりしか正年間には昇進して少に

任せられたりし故に惟澄申状には三條少と書きたりしなみへし

此時宮中將も、此少將ともに肥後にさ遣はされ、

少将は南郷、中將は北郡へとわかれて、なされしと

思ふことあり、そは次の三年の所にいふへし、孫

太郎入道、水垂入道は、一色、少貳らか系岡に所見

なし、其比いつれも入道してありし事なれは、妙悪

水垂入道は

か子にても、道猷にてもあるへからす、

前に見えたる少輔孫太郎入道にてありしにや、猶考

ふへし、守富莊は、古郷帳に今の盆木郡杉島手永

杉島、大町、國町、薦江、莎崎、確江、廻江手永、

廻江、志々水、古閑、北田尻、南田尻卅町、中野、

平原、木原、阿高、本札の十八ヶ村を守富莊の

所管とせり、此莊は久しき甲佐趾領の地にて、共初

は阿曽文書に、承久三年正月十八日木原太郎源實澄

甲佐大

か契約に、自今以後至彼守富莊者、可爲

明神御領之由申定、當莊田地所、當米毎年半分、

内所宿限三永代所」奉」寄進甲佐宮」也也

なる人にて有りしにや、家系はさたかならされとも、

てにも少輔孫

らるへし、

こと ふ名見えす

謖料史料には一つも少孫太郎とふし輔れふ

なに今月の三條少はいか

25

ひしなるへし、 東風日孫太郎

引ける詫

薩摩公

太郎入

」

は

を

に

る時、武重か方へは孫太郎入道、惟澄か方へは水垂

入道と、二手に分れて向ひしなるへ

本り廿道文せ

入は冠二重

託磨七郎之親への下知状あり、また惟澄申状に、次

三條少將家發 向守富莊之時、一色水垂入道懸合致

合戰、御方既討負之間、惟澄入道迄入」夜攻戰、追

散凶徒」之時、親類若常數多手負討死畢、次武重相

共に度々押寄合志城、若黨等數多彼」疵天亡、と見

えたるは、七月中の事のやうに見えたれとも、少貳

孫太郎入道か肥後國へ發向せしは、七月二十四日と

あれとも、其日打立たるにはあらて、狗四五日も延

引したるへけれは、守富荘の合戦は、大かた八月の

初めにてそ有けん、されとも孫太郎入道か、守富荘

に打入たりしことは聞ぇされは、三條少將の守富荘

に發向せられしは、猾七月中の事にて有つらんとも

おもはるれとも、此後とても少貳孫太郎か肥後國へ

寄來りし事見えされは、孫太郎入道か博多を打出つ

えと七郎是日あのろ附り寫にし附に交

天北線

範のは

摩、立營南方(注今谷山下福元村、有地名御所笛原云々)、詔賜

重錦旗、以諸江、十七日、河上又次郎家久入道々乗、揖宿彦

次那忠篤入道成榮等、來會應之、於是大隅助三郡忠國、谷山五耶右衛門入道隆信、鮫島彦次耶入道蓮道、市來太郎左衛門時家入道々尊、鹿兒島郡司矢上左衛門五耶高純、知覽院又四郡忠世、光富又五郎友經入道心、 石堂彦次郎入道秋大、 三位房、盆山新次郎、

去年征西將軍宮の供奉して、西國て下りし人なるか、肥後國の宮方、菊池、阿蘇の者共、御迎ひに参るへきよし、御催促は受けなから、自國の合戰隙なくして、一人も御迎に参るものなかりし故、供奉の人々、當國の事を心もとなく思はれて、此少將を伊豫あたりより、まつ肥後に差遣はされたるなるへし、

東風日三條少將大日本史料には三條泰季といへりされと其の家系は詳らかならすさて此人は本年三月十七日に薩摩に來着し兵をけられたるなり禰氏世統系岡に〇花押(三條泰季)、爲退治尊氏直義興凶徒、發向國、所兵也、早相催一族、急聰参可被抽軍忠、於忠賞、厳密可申沙汰之由、三條侍従(泰季)殿仰所候也、仍執達如件、延元二年三月十七日、左近将監高家拳、禰寢郡司(清成)殿、と見えたり是によれば三條泰季征西将軍宮に供奉し

四國まて下りて宮の御先となりて薩摩に来航せられたる

へし指宿文書に見えたる薩摩國揖宿彦次郎 (忠篤) 入道成榮か軍

忠狀に、去年(延元二年)三月十七日、薩州御大将三條侍従殿御下

向之間、任綸旨之旨、馳参最前、及數十ヶ度合戦、爲御厳島津上

總入道々鑑一族、大隅五郎兵衛子息孫六顯娃三郎等、 成榮子息吹

郡(忠泰)、 亜一族親類若數置令打死半云々」、又薩藩記に、

後醍醐帝使三條侍從泰季、率名越左近將監高家等、來九州时足利

以援菊池及秉重等師、時道鑒公在京都、 乃三月、 泰季地薩

豊後守實忠は、當時の守護上總入道道鑑か一族なり

つと見えたれとも、系岡には所見なし、常時實忠足

利家に興して朝敵となりたる故、それは所領とも

公せられて、其地をすべて惟直か動功の賞に下

されたる故、實忠跡とはかれしかとも、其實は質

忠は御敵となりて、所領ともをは猶本の如く知行し

てありしかは、綸旨の如く進行せられて、下地をす

へて惟直に沙汰し付けらる事は叶はさりし也、此
實忠和泉荘の地頭にて其身もやかて當荘に居住した
し故、和泉を名字として和泉豊後守とも名のりつ
らんと思ふなり、さて實忠か家人をさし向けて、津
守城に籠らせ置たる故は、惟澄か官軍所望闕所地の
申状に、肥後國六ヶ荘地頭職菊池九郎武久申、養父
小山越前守武宗跡、本領新恩地事、とある小山越前
守は、前にひたる菊池越前守にて、其比菊池一族
の中より引分れて、將軍方してありし故、養子武久
は、また養父に興せずして宮方に參りて、所々の合
戰に動功ありし故、武宗か所領六ヶ荘、宮方よりし
ては欠所の地なれは、 武宗跡と稱して武久誘申たる
也、此六ヶ荘は、 津守保と同しく、盆木郡の内なる
貳孫太郎入道所差遣於肥後國也、早催一族」屬
彼手、可致軍忠と同年七月十四日、道献より
入三
※少前に作

其また託磨文書に、菊池武重已下囚徒蜂起之間、 少

上に、津守莊に隣りたる地にて、比は此邊智将軍

方に心はして、阿蘇家の下知にふものなかりし

かは、武宗隣境より津守城を攻取りて、和泉實忠か

小代文書に、菊池

家人とも入れて置るなり、

武重以下囚徒蜂起之間、差遣討手」之處、依恩賞」

可愛津之山有共闘太以無謂、早止上津之儀、

可致國警固於恩賞者、久速可有其沙汰」也、

といふ建武四年七月十一日、道献より小代人々の

津を制止したる狀あり、此差遣討手」とあるは、

前月佐竹興二を肥後國へ差向けたりし事にて、其折

小代の共、道猷か下知にて職場には向はずして、

恩賞の事、道猷に申請はんとて、博多に参津するよ

し聞をし故、道猷よりかく制止を加へたる也、道猷

は當時九國の探題にて、博多に在浦したり、故に被

管の諸國より博多に来る事を、参津、上津なとかし

つきていひたるにて、前にも少貳賴向か肥後に寄來

しなとを、下國といひたると同意なりとしるへし

也、託間の別當太郎は、當時託間の惣領宗直なり、

東風日孫太郎 入道を一色賴行入道が弟といへるぱいかい厚卑分脈を

見るに一色公深が子には範氏賴行二人の外見えす 大日本史料には小

にて、阿蘇大宮司惟直に下されし綸旨あり、此島津

功賞可」被支配一族#當手之軍勢等,者、天氣如」

此、悉之以狀、 延元元年五月六日、左中將奉

遣佐竹二郎於肥後國之間、屬其手可」致軍忠」よ 快道剩と〇惟澄申
狀に、同七月落 三津守城」之時、和泉豐

し、同年六月十七日、道猷より重ねて小代重峯への下 後守家人等、
無殘所討取之、自身被疵事三箇所、

知狀あり、是は前月八日豐原の合戰、佐竹討負て筑 とある津守城は
、昔は津守保と云て健軍宮の祇頭な

前に引入れる故、道猷當月になりてまた同人を肥後 、阿文書の中に
、寄進狀可」三家檢注

へさし向けて、前日の耻をすかしめんと打立たる 津守保田地坪付目
錄事、といふ建仁二年十一月三日

也、されとも此時も、佐竹また武重に支へられて志を 地頭政所以下連署の注進狀あり、付目は、ソ 肥

えす、また筑前に引返したるにや、何様此時 後國古鄉帳、今の沼山津手永、寺中、田原、上陣、

の一擧、つひに事行かずして、やみたりしとおほし 下陣、小谷、杉堂、河原、戸次、馬場、唐川、等

それは下にふ所あるを見るへし、〇 十ヶ村の地を、津守鄉の所管とせり、建仁比もしか

託磨文書に、菊池武重以下囚徒、寄肥後國合志 はかりの地なりしやさたかならす、昔は保號の地な

城、合戰最中之間、爲三誅伐所差遣少輔孫太郎入 りしを、後には莊號に呼びたりしと見えて、近比河

道也、催一族」不廻時日、彼手可致軍忠、原村の池中より、悪永中の鰐口を掘出したるには、

更不可､有遲怠儀、仍執達如」件、沙彌判、建武四 津守莊としるせり、津守城は今も下陣村に、下陣の

|

年六月廿九日、託磨別當太郎殿、と見えて、其比武 城跡とて殘りたる、其所なりといへり、さもあるへ

重は佐竹與二を追落し返して、一旦は菊池に引入たし、和泉豐後守は、阿曾文書に、薩摩國滿家院地頭

りしか、六月の末に、合志幸隆か城に押寄たりして 職、同國泉莊地頭職、同國伊集院地頭職、

と、博多に聞えたる故、このたかひは、頼行入道 同國日置南郷地頭職、同給黎院地頭職炯、爲三勳

弟孫太郎入道を遣はして、合志か後詰をしたりし

は重義といふ名なしさてこの重義は承久時代の人なれば 如く惟時一族にて、かく惟澄に一味せず、武家方して

餘りに時代の差異ありてこいの重義にてはあるへからす本書に

ありしをおもへは、件の頼顯も一定武宗らか興黨し

へる義敦(一に義篤とあり)の弟とする時は重義より五代の孫即

ち敦にて其の弟常陸介義春といふものなれば時代もよく合ひま てありしなるべく、當時阿曽、菊池か一族の中にも、

た二男なれば與二といふ名にも合ふやうなり又同し家に同名の人

かく武家方に心を通はして、其色立たる者また少か

絶えてなしといふにはあらされとも承久時代に一人ある上に猶及

延元時代に重義といふものありといふもいかなりきてかく考へ すして、頼顯は矢部山の城に代官を籠めおき、坂

たろに常陸國東條城合戦に關する古文書、 建式四年十一月日の

梨子は南郷城にたて籠りて、御敵の色をたてたりし

畑田又太郎時幹申軍忠事、右去七月、爲東條城凶徒對治、常陸介

義春(佐竹) 御發向之刻、時幹即隗參、自同月至于九月十九日、東 故
、惟澄甲佐より馳向ひ、まつ矢部山を攻落し、緻

條桑谷城に、差置若儻富田新左衛門尉胤幹以下五人之條、義春御

きて南郷城に押寄せ、 坂梨子父子をも討殺したるな

存知之訖云々、といふありて佐竹義春は此の時東國に登向せし者

なれば西にある筈なし又龍造寺文書には、爲凶徒誅伐、所差遣 るへ
し、同時に小代文書に、爲」罸菊池武重差

いひて今まさにてはあらじといひたるか大日本史料には重踐-

いへり然るに尊卑分脈佐竹系圖を見るに重義といふ名二人まて見

えたり一人は源義光の孫佐竹昌義か子隆義の弟岡田冠者親か子

に重強あり今一人は隆義か子秀義の子に重義ありこの義か子に

秀繁といふものありてば承久の乱に宇治にて討たるとあれば伯

父親義の子重義ひて跡を嗣せたるなるし同時従兄弟の名を

同しやうにつくることもあるましければ必ず然ならんと思ふな

〇惟澄申狀すとこそあかめて物すべき事なれは、こにはた

屬手とはかり いびたるをおもへは、此佐竹與二は

義敦か弟の常陸介にはあらすして、道猷宗徒の家

人の、常時一色家の侍所にてありし人にてもあるへ

し、さたかならす、

東風日本書に佐竹興二は一たひか弟の常陸介にあらすやと

佐竹余二重鵑也、早屬彼手、 可被致軍忠云々、と一色範氏が明記

せるものありされば此の余二 重義なるへけれと佐竹系圖は前に

述べたろか如きものなれば頃刻疑を存すよく考ふへし、

も侍所といふか、による故ならんには、御手に屬

に、同六月押寄矢部山、追落越前守賴

顯代平四郎兵衛、上下數百人討取、其後腕越南鄉

城、坂梨子太郎入道宗喜息男彌五郎惟長、其外數十

人討取畢、とある越前守賴顯は、いかなる人にや、

菊池は一族城筑前守隆賴か子に、越前守隆顯と云ふ

人、系岡に見えたり、菊池か一族に同しく、越前守

に任せられる、菊池武宗といひしも、一族をはな

れて武家方してありしこと、託磨文書に見えたる上

に、此下の坂梨子太郎入道父子か事は、前にひたる

その外に聞きて後寺尾城を出て惟派に應援せしにはあらさるし、一色入 國野原西郷一方地小代八郎次郎代宗兵衛尉經贇、屬三

道舍弟右馬助入道は、道猷か弟頼行なり、しかるを 侍所手、抽合戰忠」候訖、とい同年五月十五

大平記参考に、道猷を頼行入道かことしたるは誤 日、經か申狀あり、此菊池八郎は武敏なるへきょ

にて、大系岡、此申狀等其誤を證するに足れり、橘 し、前にくはしくいへり、前月道猷入道、犬塚原合

薩摩彌入は、前に見えたる橘薩摩八郎次郎と同人に 戰にて散々に打負けて博多に引入りたりし故、菊池

て、佐竹二郎を興二ともいひし類なるへし、託磨も 方此勝に乗して、此時は武敏ふたひ肥後國を打出

また此合職にも逢ひたりしと見えて、貞政か申狀に、 てたりしょし聞えし程に、夫を防かんとて、道猷よ

建武四年四月十九日、犬塚原合戰之時云々と見えた り佐竹興二を大将としてさし向けたりし故、小代重

り、しかれは此軍に訪れたる國分十郎は、託磨郡本 峯よりも代官を出たし、其手に屈して防戰せしめた

莊の内に國分村なとあれは、此十郎も託磨か家子か るなるへし、此佐竹與二とは、系圖に佐竹刑部大輔

家人かの中にてありしなるへし、小代文書に、菊池 義敦か弟に常陸介 其比はいまた興二といひたりし

武重已下凶徒、打出肥後國之由、依」有其聞、爲 にはあらぬにや、義は將軍筑紫へ御下向の時、東

誅伐」所」差遣佐竹與二」也、催三一族」彼手、可 國の事心もとなしとて、本國に返し遣はしいよし、

抽軍忠、とある建武四年五月三日、道猷入道よ 太平記に見えたれは、其折與二も兄と同しく御供に

小代八郎次郎への下知狀あり、此打出肥後國」と

なほ御供にてつく

ありしか、與二兄に引かれて、

あるは、武重前月に犬塚原にて道猷と合職したる事 して下りしを、御上洛の時、道猷に付けて殘置か

なれは、此時初めて肥後國に打出てたるにはあらす、 れしか、また仁木義長と同しく長府より引返して、

是武重犬塚原の勝に乗して、肥後國を打出てたるの 筑紫へふたび来たりしてもあるべし、此人當時

聞えありたるなり、されは又小代文書に、今月八日、 足利家の侍所所司などを勤めてゐたりし故、經資か

菊池八郎以下凶徒等、筑後國豊福原打出之間、肥後申釈には、侍所とかきたるにてもあるにや、されと

ならすとて進發せしものい如し入道兄弟の南郡へ押寄すと

○

後文獻叢書第六巻

頭力

八肥征西大將軍宮譜巻二

惟澄申狀、同四月十九日、一色少輔入道下國之時、

【重相共向犬塚原一致散々合戰、一色入道舍弟右

馬助入道、其外橘薩摩彌八、國分十郎以下於 當手,

討取、と見えて、かく端を改めて、同四月十九日

と書きたれは、同月二日の森崎原合戰は、前の三月

廿二日と一緒の事にて、此四月十九日は其あはひも

廿日あまり程へし事なりしを見るへし、一色少輔入

道道猷は、宮内少輔にて範氏と名のりし故、少輔入

道とはいふなり、氏卿去年の夏其上洛の時、道猷

、深堀等の出兵を催促し、頼りに兵を整へ遲々たるあひた、阿

「惟澄、亦二月二十二日、甲佐嶽に上りて旗を揚げ、南北相應し、

武重送に寺尾城を出て、南方を経畧せんとせしならん、三月二

十日附にて、一色範氏かまた龍造寺又六家親入道に發せし書に、

菊池武重已下凶徒打出肥後國南郡、致濫妨由、右馬助入道所注申

也、不廻時日、聽向常國、屬彼手可抽軍忠、更不可有緩怠儀、仍

執如件といふも見えぬ、此時頼行は何歳にありしか、若岩原に

滯陣し居らは、菊地よりは程遠からぬ所なれば、其を措きて武重

南進すべくもあらさろへし、或は筑後まて退却し居たるか、また

今河助時は頼行と同所には居らずして、肥後の内に滯陣し居たる

ことば、右の範氏の書にて明らかなれと また何所に居しか定

めかたし、とにもかくにも、一たび小康なりし肥後の内、遽かに

色めき立ちて、源氏一味のもの か狼狽ぜしさま、 思ひやら

なり

さて一色頼行は宿ほも進軍せす、二月十七日十八

覺る五分一也、なとか ろは、程出兵に急なる

し、

またも龍造

寺七九

せしより一色入道兄弟

打出て所

てありしなり、犬塚は盆木郡上島の南にある小山な

り、此山の南北みな平原なり、こいに犬塚原といふ

は、南北 いつれなりしかさたかならす、武重相共と

あれは、武重去年の冬歸國せし後、此時初めて國中

に打出てたるやうに聞ゆれとも、一色入道か二月廿

八日に、武重以下の凶徒對治として、肥後國に登向

するよし、御方の軍勢を催促したる下知状あれは、

是迄の間に去年のことく、今川なとを南關、山鹿の

間にさし向けて、菊池に寄せんとしたりしを、武重

馳合て追返したること、兩三度もありしなるべし、

其間に饗庭、三村なと、玉名を經て寄せたるか、船

より寄せたるかにて、南郡を攻めんとしたりしをは、

惟澄請取りて防職し、二度なから追かへし、なるへ

し、其後道猷追々の敗軍をやすからす思ひて、此度

兄弟共に打立ちて、大勢南郡へ押寄するよし聞えし

程に、武重も甲佐に打越えて惟澄と一になり、 犬塚

原に出向び散々に合戰して、終に道献を追返したる

に龍造寺

いひしことく武

なるへん

をは九國の押へとして残置かれしかとも、入道か自

身に大将となり他まて打出しは、此時か初めに

來東風日、本書此に惟澄中を引きて、延元二年になりて、肥後國

内にては、惟澄か二月廿二日甲佐嶽に兵を磨けしを以て、始めて

事ありしやうにかきたれとも、正月の内に、菊池かけて、

寺尾城に據りたることあり、惟澄申狀にもいへることく、去年九

月の敗軍以来、深く山中に隠れて兵力を養ひ、 十月の勢力稍

回復して、山鹿邊まては打出てたれとも、ほか(しき事も

えす、其の内に冬になりて、武重京より下りければ漸く勢を得て

かくは寺尾城に旗を磨けしならん、されば一色賴行これを聞きて

兵を徴し、山鹿郡まて進軍せしことあり、史料を見るに、野上文

雪に、菊池武敏以下凶徒等、己打出寺尾城之由、依有其聞、所

向也、早相催一族、可被致軍忠、仍執如件、建武四年正月十二

日、沙彌花押(一色賴行) ○本書の傍に、右之當所、野上彦太郎

(資賴)殿と借り、屏風に押申候付切押串とあり、又近藤文書に、

依菊池武敏以下凶徒蜂起、去月十二日、筑後國府於自御下向、同

御家人荒木彌六家有、付肥後岩原 (山鹿郡) 御到、迄于同

廿七日、致警固之候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、建武四

年二月三日、藤原家有、進上御奉行所、承了列などの文書あり、

然して肥後國龍造寺左衛門次郎入道善知(家泰)と、同六入道

六郎家

正月廿五日と同月廿八日とに、追々に一色

軍陣に著到せし書なとあるか見れば、行は十二日岩原に

來着して、正月中空しく同所に滞陣して居るものと思ぼるなり、

代

しにやともおもひしかとも、惟澄三月廿二日に、

山崎原合戦に打勝ちて、其儘攻入隈牟田莊之處と

あれは、三村なとか隈牟田に寄來たりしは、さまて

遠き間のことにはあらて、申狀のいふことく、四月

二日の事なりつらんと覺ゆる也、もししからんには

四月十二日の十の字は、恐らくは衍なるへし、

賴不參輩事、社恩賞訴訟者、可被閣之、無軍忠之仁者、被分召所領

同三郎五郎時に、菊池武重誅伐の偽め、肥後へ出兵すべき由を

下知せし狀二通、又一色賴行か豐後の都甲四郎惟世(二月十三日

附)、肥前の武雄女地頭代(同日附)、龍造寺彥三郎家貞(二月十八

日附)、深堀彌五郎政綱(二月十七日附)、肥後の小代八郎次郎重峯

(二月廿八日附)等を召す書も見えたり、是等の書に擦りて思ふ

に、前にもいひしことく去年九月、菊池武敏か筑後國まて打出て

しかと、利あらずして引退き、遂に菊池の寺尾野、盤久、虎

口、穴河城等悉く攻落されし後、山中に隠れて兵力を養ひ、稍

回復するを得て、十月のころ山鹿まては打出てたれと(後に山鹿

まて出てし事は日ふへし)、果敢々々しからて引退き、冬になりて

武重京より逃れて國に踴りしこととて、武敏大いに力を得て、送

に今年正月年の改まるとともに、各英氣を奮ひて寺尾城に入り、
旗揚げしならん、その博多に聞えしかは、一色頼行之を退治
せんとて出するに際し、先つ諸方に軍勢を強ぜしなるべく思
ばる、さて頼行肥後の山鹿岩原に来りて滞陣し、急に菊池にも寄
せず、其の情勢を探りしなるへし、また今河期時も何までか來
攻し居りものと見えて、其助時か二月初になりて、武敏獨り旗を
揚げたりと思ひしに、武重共に城中に在ることを探知し、急便を
以て博多なる一色範氏へ報せしことあり、されば愈容易ならしと
て、七日に執事小俣道剩より、龍造寺深堀等へ出兵を下知せるな
へし、きて其の家重に發せし下知状は、常の下知状とは異りて、
さて此の時一色は直ちに菊池を攻めず、二月七日に小俣道剩再
ひ諸家に下知状を發せり、龍造寺文書に、菊池肥後守武重
尼城揚旗之由、令河藏人大夫馳中之間、爲珠代之、右馬助入道(頼
行)所發向也、相催一族、可致軍忠、 不參輩事、有恩賞訴訟者、
可被閣之、無軍忠之仁者、可被分召所領五分一也、仍執達如件、
武四年二月七日、沙彌花押(小俣道剩) 龍造寺六郎殿(家種)とあ
始めにて、同日に小俣道剩か、肥前の深堀孫太郎時入道、

家人の饗庭入道を肥後にさし向けたりしか、折節惟澄か豊田莊に在るを聞きて押寄せたりしを、惟澄山崎原に出向して合職し、以下を追拂ひし也、此時惟澄か手に討取りたりし小野新左衛門入道は、Sつくの住人なりしかさたかならされとも、盆城の西郷守山莊の北に小野郷あり、當時は莊號の地ならしと見えて、此申釈の後に小野莊と見えたり、此豊田莊に隣りたる處なれは、新左衛門入道はこの地頭にて、其比武家方して、右に所」出地下凶賊なる者にてありつらんとおもふ也、惟澄は其勝に乗して豐田の北隈牟田莊に攻入し、饗庭引きちかへて、一色右馬入道か代官として、三村入道其外御領詑麻の者共、 右馬入道か下知を受けて、四月二日に隈牟田莊に押寄せたりしを、惟澄森崎原にて騙合、手いたく防戦せし程に、大將三村入道以下數輩討れて、残兵

は椙島大渡さして引きたりしを、惟澄追討して大渡の河向まて長迫したりしなり、森崎原今はさたかならす、今は犬塚山のあたりを森崎といふよし聞く、何さま隈牟田の北大渡までの平原なるへし、三村入道は例のしられず、御領は肥後國には今も御領といふ所、合志、山本、八代なとの内にもあれとも、今宇土の御領にはあらぬにや、御領か家のこと、系岡なとも世に傳はらされは考索によしなし、竹崎新五後迄も竹崎を名のりたるいくら

郎は阿蘇の家人に、

も見えたれは、南郷の内に竹崎といふ所ありて、殊にいつれも實名に惟の字を用ひたれは、此竹崎は阿蘇家の一族にて、南郷の竹崎を領せし家なるへし、また盆木西郷□□の北に竹崎といふ地あり、文永、弘安の蒙古合戰に功名したりし竹崎五郎季長、當時は此竹崎の地頭なりしか、蒙古合職の勸賞に左兵衛尉になされ、同郡南郷の海東を賜はり、後には入道

して法喜と名のりしよし、海東文書に見えたり、し

かれは此竹崎新五郎は、季長入道かなりつらんと

おもふなり、平田は託麻の神藏荘に平田村あれは、

是は託間か一族の平田に住みたりし人にてはなかり

しにや、此三人のこと其實はさたかならねとも、お

もひよりたるまいをこに書付けておとろかしおく

なり、託間文書の託間宗直か、建武三年以來所々合

戰軍忠狀に、此森崎合戰を四月十二日の事とせり、

しかれは此申狀の四月二日とあるは、十の字を書落

共子は黒革の鎧きて黒馬にのり、多々良川を渡ことまて宰府に聞え
たる故、三月の末に、頼尚より

て月毛の馬に乗叶二日制魄の岩原まで進軍し、惟か軍を起したる

頼行は、正月

ここ

ふらされば、

あそか臣考

てありしもしるへからす、號 三

顯實、承安年中、以用小北兩山 熊喉紳奉寄進

曲野書キテ下城郡内トナル

其比た小太郎はそれか官途以前の字にてもあるへし、ま

た梅松論に、Sはゆる弾正左衛門か子、即此小太郎に

して先を懸けたること見えたる、弾正左衛門か、ま

七六

肥後交 書第六巻

は已に入道し當社之條明鏡也、なと見え、また建久六年二月、甲佐

の社領片寄の時の國宣に、 甲佐の社領、八代北郷、

金木堅志田、宇土勾野、盆東津々良郷と見えて、同

時在廳郡司等か立券の解に、盆木上郷堅志田、四至、 守護代」とは、頼尚去年高氏卿の御供にて上洛し、兵

東限横山邦立神、南限大山、西

横道、北限河流井宮山、

また甲佐の供繒法橋某 庫合戰京都度合職に戰功ありしかは、其年冬御暇

か、建仁三年、御内並郷々實検田數注進状に、堅志 紛りてせしをり、肥後國の守護職になされし故、

田郷七十丁三反二丈なと見えて、件の四郷はいつれ 今年は饗庭を守護代として、まつ肥後國に差向けし

も久しき甲佐の社領なるを、今かく打といふをお なるへし、小代文書に、爲治武重以下囚徒等、

もへは、件の郷々其比は武家かたに押領せられてあ

警固且

所發向肥後國,也、早催三一族ℹ且致當陣

故、地下人までも大かた武家に心を通して、御 可抽軍忠、若於怠者可」有殊沙汰候、とあ

方に参る者はなかりしと見えたり、豊田莊は是も盆 る建武四年二月二十八日、一色右馬入道より、小

木の西郷にて、件の堅志田勾野等に隣りたる地也、 重峯への下知狀あり、本書沙汰と計ありて、名字をし

れ とも、花押の道が押字には

是は前にもいふことく、常時は菊池か所領なりしか

助行入道とは定めた 是は去年の冬、武重か し

とも、地下のものとも皆凶賊に興して、少貳か勢を て、やかてそここに打敷かれたる一族とを催促

引入れなとして置きたりし故、惟澄これをも追出さ して、旗をあくるよし、宰府博多の間へ聞えし程に、

んとて、豊田莊に打入りたるなり、饗庭小太郎入道 一色よりかゝる下知を出したるなり、されとも其時、

は、梅松論多々良濱合戰の條に、少貳か宗徒の家人たちに肥後へ寄りし事は聞えす、 東風日、一色

饗庭彈正左衛門、赤革の肩白の鎧き征西大將軍宮 巻二

洛永史料洛之時、爲供

出

佐時

爲人佐渡彌

廿二日

六罷上依向人寄に義允誌せ聳長

同昌注進、忝

軍忠

版に次

さ

彦

は

内

傳

三

三郎にて、伯耆の名和長年か従兄弟なり、初義真といいしか、後に義直と改め、其比に任官して縫殿允になりてありしなり、かく任官せしも八代莊賜はりしも、舟上の動勞の勸賞と聞えたり、其八代に来りしは何の比なりしにかさたかならねとも、おといしの夏長年と同しく還幸の供奉して上洛し、其をに縫殿允になされ、八代莊を賜はりて、やかて領地へ入部したりしなるへし、義直後には入道して無三といひて、麓城に住せしか、其子孫に信定、忠宗とてありしよし、辛島某か古城記に見えたれとも、二人か假名官途さたかならす、又内川か系圖文書等世に傳はらされは、是らかはてはいかゝなりけん考ふるによしなし、

勢相落せ直と本長町五のな

供道等長ししとあな年忠郎洼略允退はと備祭兄屋甥之吉せ賊左りに年東に

之吉時荘ての後衛の本彦舎風

將於のあ四るあのら河徒て

史甘くはなわ三小和

軍定内の月へるんを導金

上料二お別らか太家

一文に日もへん見義郎の

人ろらさ

然喪守次加

三到方次た吉攵むて伯中同る

四裏忠軍文相河ら眞巻義伯

月畢勤録書かは後は直三善

年之致将ろの内然義書

廿`之西球勢八本號經と即巻

日次間御磨か代書縫濟列質に

御下郡攻城に殿雑記行は

に同口の書 とあり此の書を

息はに餌注彦

はざ出氏瀧三

るるで東半上をて肥後に引入し後は、去年將軍御下向の最初より、

敵方へ参りたる當國の合志、 託麻、小代、鹿子木に

さらにて、物には其名も見えされとも、川尻、宇土、

御領等をはしめ、是迄御方にありつる國中地下の者

共まても、皆武家方に心を通して、當時菊池八代の

外は、御かたに参り兵を起さんとするもの一人も

なかりし故、當國御方大略以令零落」とはいひたる

なり、惟澄は去年の九月より今年の二月までは、何方

に潜居たりしにゃ、僅五十人にて、甲佐嶽に打上り

旗を揚けたりしをおもへは、其山近處に隠れ居

しと見えたり、砥用、 小北、甲佐、堅志田等は、

昔より阿蘇家の所領にて、阿曽文書の中に、 承安三

年正月十八日、源顯實の相傳所領祇用小北兩山を、

甲佐大明神に寄せし狀ありて、顯實子息木原太郎

實澄か、承久三年正月十八日の契約狀に、且亡父

七五

去年の秋筑後國豊福原合職に、筑

にの擊武敏、惟澄等打負け

河俱八類

年

れら

散元の人吉に帰りたるもの

のう五

なみろの一日開戦し遂に通過

もす方追武刻

なにの月廿日人吉型出

跡

建

宮々合

入破支上日黨球

數置、或被討

去致

郡

すて定好于

賴則内

能代は今河

公

代莊

廿二

郡、にに月若立

者定哲也、漣々注進之次無音信、追日之間、尤雖

不審定無等閑歟之由、遺愚意者也、條々便

節了、可〃致廻計策」之狀如件、七月十九日、

阿蘇大宮司とのへ、とある洞院實世卿の狀あり、北

狀年紀なけれとも、宮の御下向の後の事さま、吉野

にはくはしく聞えすして、大宮司なとよりの音信も

阿曽文書に、九州合戰事、宮御下着之間、面々談合、

急速可」致其沙汰」者、天氣如此、悉之以狀、正

月二十二日、右中將糀、阿蘇大宮司舘、とみえたれと

も、其比まては宮はいまた九國の地までは御下着な

く、讃岐伊豫の間にそおはしましけんとおもふな

り、しかるを芳野よりかく仰下されしは、去年の十

二月、讃岐より伊豫に御渡海ありて、直に九州の地

に御下着あるへき御船着のことなと、阿蘇巳下に仰

下されしをり、其より芳野殿へも申されたるか聞え

て、かくは仰下されしなるへし、○阿曽文書、竹園

御下向之後、其境何様哉、條々御沙汰之趣、所

きて、を待んするか五ににに葉後は第端す豐載さ第をへなせて五當國御方、菊池八代之外者、

11

大略以零落之刻、惟澄穆率 五十餘人、延元二年

二月二十二日、馳上甲佐嶽相催一族以下、攻隨砥

用小北甲佐堅志田、同三月二十二日、打入豐田莊

追拂地下凶賊」之處、號 守護代賴尚之家人饗庭小

太郎入道以下、數百騎寄來之間、懸合山崎原、致

々合戰、惟澄被、切臥乗馬乍成徒武者、討〃取小野

新左衛門入道、以下數十人、則攻入隈牟田莊之處、

右馬助入道代、三村以下、御領詫麻數百騎發向之間、

同四月二日、馳向森崎原、三村入道、竹崎新五郎、

平田太郎、以下數多討取之、追渡椙島大渡川」畢、

菊池八代とある八代は、太平記に見えたる内河彥

後原んこ

に申狀に、其後

惟澄戦後年の書したろあ

と置磯入な書

しかむ元

のに書端

五文と

くそろ條

の

た忠三ひめ年

くかて

又放

に收

たろと年延

なば延り也

、延元一

年三

三元

て右

ひ

に

日

付置待

の

ら

後

也、

ゆれは、たしかならぬことなれとも、姑くこいに書

な年くは考な

と

ても收ばの

し

疎なる故、實世卿の其おほつかなきよしを、惟時へ

仰下されし趣なれは、まことは宮のいまた鎮西へ御

下着以前にて、伊豫に御逗留の間の事なるへくちほ

七四

元勝の翁はわれらか爲には齢はさらなり、皇朝學

の道に を父と云ふへき頼ありしか、世を秋風に

さそはれ、草葉の露と消うせ給ひしに、欺くに餘

あるわさなりけるかな、此ふみは宮の売り給ひ

し後、幾百年にや成ぬらん、其世に物せし文もい

とすくなく、ひとたとくしきを、今また此筑紫

かたにて物せすは、Sょくわきかたく成りもて

行きなんとて、近年より筆をおこされしか、稿

のまゝにて、書きあらため考へ加へなとのことも

なし得すて、世を去りなんは口惜きわさなりとて、

身まかり玉ふ一日まへの日、病の床に近く侍りし

時、丸に語りたまはく、 永田輝房にも頼みおきぬ

れと、おのれにも共に力を添へて、翁の志をつき

征西大將軍宮譜巻一

武二年四月、大野別府内中村地拾貳町を、阿蘇御嶽

社に寄附せし事あり、件の大野別府中村の地は、

倉の時より、大野か家の所領なりしこと、清源寺文

書に見えたれとも、當時は菊池家の領となりて、武

吉知行して育ぁしと見えたり、是は物に見えたる所

までにて、此外にもいくらもありしなるへし、

本

す今書

或入十巻何な所に七三

如何

倉本所詳な

やか

なばこ

かかさ如なれせしに

佳はかこ

明ら

ちとの勤務附録な

減ら

るかの

東風

田

代稿

魚宮干

た

風

永

と

原

し

巻

日

社四

以上木原寫ありたる中永田か際線に見切れとも見、勤識、

・原か寫

延元二年乛

迄は三の

木原盾しるす

安政三年七月

てよとこはれしかは、うへなへる物から、翁の助

と成りぬへき力もなきうへ、御喪のうちより永田

かり稿を遣り置かれぬれと、公のつとめさへあ

て、清書にも至らさめるを、こたひ草稿のまい、

おのれにかきうつしてよと、うみの子の江村ぬし

よりてはるまい、本のましたかへしとすれと、

翁の手は能書ながら、あまり草本なとは、もとも

机なとは物し玉はて、高く捧けもちて中にて走り

かきに書きなされしほとに、ひとく讀みとさか

たき手なれは、よみひかめ寫しひかめぬるも多か

りぬへし、

其代地として肥後豐田

殿は鎌倉前代の時より、菊池郡の領主にておはせし 莊は、當時八條院の御領なれは、月輪殿を當莊の預

なるへし、それも宮兵部卿といひ、また御相傳の地 所に付まるらせんとせられし事、玉海に見えたり、

なとあるを思へは、此兵部卿殿の御父宮の時より しかれは武重か頃まて、當莊は猶院宮の御領か、

肥後の菊池も、豐後の滿吉名も、宮の御領にてあり 門領にてありしならんと思へは、是も菊池は其處の

しを、兵部卿殿にも御相傳ありと見えたり、然 地頭などにて有りしなるへし、また兵庫合戰の時、

は鎌倉の代となりても、菊池すら兵部卿殿の御領な 楠正成卿と共に討死せし武重か弟の七郎武吉か、建

東風日令字账

すべきにもあらず、たとへ隆家卿の莊園なりつると りしかは、菊池か家のまた私領としたるにはあら

も、是また一郡を全く領知せらるへくもあらされは、 さりし也、是は前にも云ふ如く、治承の頃て阿蘇

初の程はひろくとも、一部の斗も領してありし

大宮司か家の私領

郡は堀河源大納言家の御領にて、

なるへし、其後代々をへて、やうくと近郷ともを はかりにはあらさらし類なることを悟るへし、さ

併はしたりつらめとも、夫も本家、領家の莊園、 れとも武房以後は、領菊池の外に、當國の中にも

世を送って多くなりたる事なれは、菊池か家よりは 所々に所領多く持ちたりしと見えて、武朝か阿蘇惟

其處の預所、彼所の所なといふことをして、鎌 武への譲狀に、抑當國府中三町畠事、既二三代知行、

倉以後の諸國の地頭と云ふものさまにて有りしな 雖無相違」候承事候間、進候と見えて、府中三町

るへし、阿蘇文書、注進鬮所内指台所々事とある中 畠は二三代無相違」とあれは、是も武房より之所領

に、豊后國早田莊内滿吉名地頭職事件莊地頭職、 の地なるへし、また武光初豐田十郎と名のりたれは、

自關東時、菊池故宮兵部卿殿御相傳之地也、御恩御 武重か時より、豊田莊は菊池家より知行せしと見え

相續、非ッ闕所 | 歟、とある菊池故宮兵部卿殿といふ、 たり、件の豊田莊は、文治の頃は八條院の御領なりし

いかなる人ともさたかならされ共、かく菊池と云ふ を、月輪殿の御領伊豆國馬宮莊を、頼朝卿より伊豆

ことを、名字の上に冠らせていひたれは、此兵部卿 の走湯山に寄附せられ故、征西大將軍宮譜一

に興したる事なかりし事を云いて、今の足利家に興

せさるも、祖先より傳來の家風なるよしを、ひびか

やかしたる潤飾の詞なり、されは其子能隆か承久

のに、院の御方に参りて、其身は上らさらしかと

も、叔父二人を名代として参らせたるよしかきたるも前の隆直か事と同趣にて、能隆初は院のさる御企あらんとは知らずして、大番の名代として、叔父二人を差上置きたりし處におりて、折ふし大番にて在京したる武士をは、東國の者とても、強いて語らひ付給ひし御事なしかは、菊池か如き西國の武士をは、何の憚る處もなく、院宣を下されて、官軍に加へられしにて、 能隆か初より義時か所行を憤て、院の御企に與しまゐらせて、わさと叔父二人を差上したるにはあらさる也、さればこそ鎌倉より、一旦は其咎にて所領を没倒したれとも、程なく再舊領に安堵せしと見えて、建長二年三月、閑院殿造られし時、御家人の雑掌の名を鎌倉より京都に注申されたる中、築地八十八本の中四本、柏浜崎桃菊池入道跡と、東鑑に見えて、此菊池入道は、年代を推考ふるに、承久に所領を奪はれし能隆か、後に入道其身も受領し所領なとも廣くなりしと見えて、弘安

八年の豊後國の岡田牒に、大分郡光一松名十五町、肥後國御家人菊池三郎武弘と見えたる武弘は、系圖には見えされとも、何様武房か親しき一族なりしと見えたるに、其頃かく豊後にて所領に付て居たりしを思へは、此光一松名も、武房か蒙古合戰の勸賞に賜はりたりしを、一族に分配したりしなるへしまた武弘を肥後國御家人とあるにて、其頃彼家の鎌倉殿の御家人にて有りしことたしかなるへし、されとろすべて菊池か家の所領のことは、いかはかりにて有りけん、是も家の文書つたはらねはさたかならす、大則隆か時より、菊池一郡ふさねて全く領知には委しくいふに及はず、武房は此勳勞にて、したるにて、能隆此前に所領を返し附せられたりしか、造閑院殿の頃は、すてに身かりて、其子隆泰か世なりし故、入道跡とはしるされたる也、されはまた菊池か家は、隆直以後は阿蘇家と同しく、代々鎌倉殿の御家人にて、實は申狀の云ふか如くにはあ

らさぁし也、また武房か蒙古合戰に名譽の軍したる

ことは、蒙古合戰書巻、八幡愚童訓等に見えたれは、

家卿と同しく太宰帥にておはしゝかは、則隆は府中 たるを思ふに、初は豊後都江郡に兵藤といふ所あり

の有線といひ、公卿給の便宜といひ、かたく太宰 て、菊池に近き地なれは、經隆初は其處に住みたり

少盤に任したりしは、よしあうとおほゆれは、武朝 し故、兵藤を名字とし、父か警固なりし故、例の

か申狀大夫將監としたるは、少監と将監と共稱同し 父の職稲を假名:冠らせて、警固太郎とは名のりつ

けれは、其家にても後には、少監を誤りて、將監と らんと思へは、今は經隆か假名を証左として則隆後

書來れるにてはなかりしにや、後に肥後の菊池郡賜 には警固使になりたるとはいひたる也、前にもS

はりて所領としたるといふは、思ふに則隆か給はり 如く則隆以後、此家の事の物に見えたるは、九郎隆

たるにはあらて、祖父の隆家卿太宰帥たりし時、刀 直か始にて、申狀には隆直壽永、元暦頃、安徳帝の

伊の賊を追討せられし功勞もありしかは、其頃九國 勅命を奉して、東夷の逆謀に興せすと見えたれとも、

の中にて所々の地を勸賞として賜はしを、其頃は 東鑑養和元年四月小十一日條に、貞能爲平家使者、

朝貴の家より私に莊園を立てる事多からしか 此間在鎮西、而申下官使、相副數私使、稱兵」

は、後まて隆家卿の家領となりたるか多かりつらめ 廻國郡成水火之責、庶民悉以爲之費、仍肥後國住

は、菊池も其中にて殊更大莊なりし故、則隆解官の

歸伏之由、申

人菊池次郎高直、爲」去當時之介

後は父祖の所領を領して、菊池には移り住ひな 之見えて、其實は前にもひたる如く、初は頼

るへくおふ也、則隆後には警に補せられたる 朝卿に興して、家を叛きて軍をおこしたれとも、

より、武士をたて、其子孫も、大かたは代々國の押 無程筑後守貞能に攻められて家に降参し、壇浦の

領使、惣追捕使なとに補せられて、なかく弓矢の家 合職まては平家の味方して、子供までも討せたるな

とはなりしなるへし、則隆か警固に補せられして り、然るを申狀に右の如くいひたるは、家の爲めに

とは、何に見えたることはなけれとも、則隆か子 祖先の悪を諱みたるにて、かたはらには吾家先祖以

經隆、初は兵藤警固太郎と名のりし由、系圖に見え來武朝まて、朝家の御爲に忠を盡して、武家の逆謀

家の太祖といふ大夫將監か、延久中肥後に

下向して、菊池を仰せしことは、日本史武時傳に

其先出中納言藤原隆家隆家生政則、長而勇武、隆

家爲太宰權帥赴任、寛仁三年、賊犯西陲政

則禦之有功、勅九州將士、聽其揮、政則生則隆

爲太宰將監、延久二年、賜肥後菊池郡、子孫世爲著

姓と見えたり、是は菊池系岡に據て書きたるよしな

れ實は長文にて、

らせんためか

【年七月認·

、

誷謠-畢、後醍醐天皇御時、元弘三年者、曾祖父武時

入道寂阿忝奉勅詔、同三月十三日、打入凶徒

英時之陣、父子一族已下、無所」殘討死」畢、然者

元弘一統之頃、義貞正成長年令出仕之口、如正成

言上者、元弘忠烈者、勞功之輩雖多、何存身命

者也、 獨依勅定」墮一命者、武時入道也、忠厚尤

爲第一歟云々、北條達家聽之由、以無其

者也、建武二年、尊氏謀叛以來者、 武重參直

忠之間、宸翰以下御感特絕比類者也、於鎮

西者、在國之一族等、致妙惠誅伐之大功、尊氏下向

之時、於多々良濱合 武節,畢、延元年中武重

下向之後者、致度々戰蒙都鄙善之譽歟

に其家のおころ處知り、隆家卿は道隆公の三男にて、寬仁中太宰帥たり

し時、刀伊の賊船五十餘艘、對馬、壹岐を侵して、

島司を殺し人民を侵掠し、筑前怡土郡まて寄來りし

を、隆家卿、少監大藏種材、藤原明範等を遣はして

防戦し、刀伊の賊を追拂はれしこと、中右記に見え

隆家卿の二男にて、其頃父の卿に従い

たり、政則

太宰府に下りてありしかは、此合戰に種材、明範

等と同しく防職して、其功ありしなるへし、 政則か

官途の事、系圖には對馬守と見えたれは、其時の勸

賞に、種材か壹岐守になりたる如く、政則も對馬守

になりしにやあらん、其後政則は、種材か祖父大藏

風 實か、天慶中反戦純友を討けたる功にて、太宰

少貳、對馬守等に任せられしか、つひに筑前に土着

して、其子孫後までも常國の住人にてありしことく、

鳥司を解任の後、是も筑前の中に所領に付てありし

か、其處にて則隆をは生ふたりしなるへし、太宰少

監は職原抄に、太宰監典者、公卿給時、間依」請任

之、多是府中有縁亞任」之、稱府官」是也、と見え

たる如く、祖父隆家卿太宰帥たりしより、父政則も

筑前に留してありし上に、政則か兄經輔卿も、隆

勅使、如」被申將軍宮」者、當家之忠功者、

に残りたるは、其香火院に所領の寄附状はかりなる 不可過元弘忠士歟因、難被閣黨

中にも、玉名の廣福寺、清源寺のは、證左ともすべき 々、謹檢當家忠貞之案内、中關白道隆四代後胤、太

物なれとも、菊池の古寺ともに傳来したるは、すへ 昶大夫將監則隆、後三條院御宇、延久年中、始而從

て後人の造せし物はかりにて、一通も考據とすへ 下菊池郡以降、至武朝二十七代、不興囚徒、

き物なし、家の系岡とて、世に傳ふる物数本あれと

壽永元暦之頃者、租肥後守隆直、

奉仕朝家」者也、

も、詳略ひとしからすして、おぼつかなき事多かる 不與東夷之逆謀、奉」守、受安徳天皇勅命數

うへに、たい本支の世次系屬を記したるはかりにて、 年勵忠勇、嫡子隆長、三男秀直、以下數輩致」命畢、

名字の外は其人々の生卒たにしるさす、まして其 後鳥羽院御代、承久合戰之時、先嗣能隆、爲大番

歴ともは一事も載せたることなけれは、いかにも考 役依進置叔父兩人、随院宣」進戰墨、就」夫當家本

索するによしなし、たい武朝か申釈に、始祖則隆以 領數箇所、爲平義時、被沒倒畢、文永弘安兩度蒙

來の事を一つゝきに書出しおきたるにて、 や其大 古襲來之時者、高祖武房、勇敢於三戰場施佳名

かたは知られたれとも、撮要の略なれは、遠事は於異朝、既に日本之爲日本之大功之由、顯天下

菊池右京權大夫武朝申代々家業之事

、

と思へは、入道せし頃もほ本の次郎にてありし六八

さらにて、近き父兄の功勞たに、つはらにはしるさ

れは、是また共委しきことはたとりかたし、され

とも此申狀の世に存在したるにて、かの家のこと荒

々はたとり知られて、後の偽説とす辨證するにたよ

あれは、今こに其家のおこる噓よりいはんとす

也な

るへし、それ故太平記にも、申狀にも、た菊池入

道、寂阿入道計見えて、一も肥後入道とは見えさる

也、然れは寄附狀の肥後守は、後人の作にて、實

は寂阿か入道の前には、受領せし事はなかりし故に、

武朝か申狀にも肥後入道とはかいすして、武時入道

とはかきたるにてそありける、すべて菊池の家の事

は、家の文書とも残りなくちり失せて、わつかに世 今度征四大將軍宮 巻一

、後に誤りて本文にまされ入るに

もあるし、申狀には此外にも、興國以來武光奉入

御故大王於八代」とある、於八代の三字、一定後の

人の書入れるならんとおぼしきことあれは、件の二

人か受領もまた其類なるべくおほゆるをや、神に登

おぼしきことのある日、後に、また申状に、曽祖武時入道

寂阿と見え、其外太平記に同やうに、寂阿入道、

菊池入道なと見えたる斗にて、此人も肥後守に受

領せし事は見えさるに、廣福寺文書の寂阿の寄附狀

に、いつの物とも年月日は見えずして、菊池肥後

守寂阿としるしたる物あり、是もいとおほつかなき

ことにて、すべて其頃の人の、入道したるか名字を
しるすには、必ず官途の下に入道とかきて、さて其
下に法名をはかくことにて、それも官途をは全くは
以上朱軍書入
記に擦りて書入れるにて、申狀の原文にはあらさ
るへし、そは申狀には何事にも其年紀のみをいひた
るまにて、此外には一ヵ月日をしるしたる事は見
えさるにても悟るへし、」されはかたく隆直か肥後
守は、武朝か申狀にはかくたしかに見えたれとも、
ひとおぼつかなくおもはるれは、後人のかたはらに
書入置きたるかしるさず、たとへは菊池肥後入道寂阿なとかき、い
たく略しては名字官途を省きて、たい沙彌寂阿とは
たり書きたるも多し、若又官途を全くしるすときは
かならす其下には本の實名を書て、肥後守武時入道
とかき、上より下の人へは、肥後守武時法師なとか
きて、一も官途につらねて、直に法名をかきたる例
なし、其上寄附狀やうの物は、後日の證にとてかき

あきたる物なれは、必ず年紀月日までたしかに具書

すべきことなるに、右の寄附狀に、年はさらにて、

月日にしるさゝるも、何様あやしきかきさまなれ

は、是は後に廣福寺の僧徒らか、さる定りたる例式

あることもしらすして、寂阿か寄附狀の切殘りたる

かあるをし直して、寂阿は代々肥後守なりし人の

麗なれは、是も一定肥後守にてありつらんと思ひ

て、かくは擬造しおたるにて、實の本書にては有

るへからす、同寺文書の中に、寂阿かいまた入道せ

さりし時の、嘉曆二年の寄附狀には、菊池次郎武時

とあり、此嘉曆二年より討死したる元弘三年まて

わつか六七年の間なるに、其入道したることも、近

くて元弘の初か、また元徳の末頃にてもありつらん

六七

、菊池にお しかれは太平記の三月十三日のこととしたる

くれて綸旨を賜はりしといはんは、またいと心えは、かたくおほつかなき事にて、例の傳聞を誤り

かたき事に非すや、されは思ふに、寂阿か船上より たるなるへく、さらは申状の三月十三日も、後に太

貳

に米

に

段なれば、校訂のとかさりしち

の小

引

に

矛盾せるか如

てろしば

、

出討仇を報せんためといひ、

にひ

同心して御方に参るへきょしを申入ける

大友らと同時にて、四月

綸旨を賜はりしも、少貳、

の中頃になと寂阿より少貳、大友にも牒合せて、博

多に向ひしかとも、少貳、大友其頃六波羅の頃に勝に

乗するよしを聞きて、両人なから博多あたりまて出

勢はしたれとも、寂阿か後措をせす兵を押へて、寂

阿を見殺にしたるにて、英時に加勢して、寂阿入道

其

をさしはさみて、討殺したるにはあるへからす、

後いく程なく六波羅没落せしこと聞えし故、少貳、大

友、寂阿を見救はさりし罪を補はんとて、博多に押寄

せて、英時を討殺したるへし、しからずして太平記

のSふ如く、少貳、大友も約に背きて寂阿を討殺し

たるならんには、武重も少貳、大友は正しき御敵と

いひ、眼前の父の仇なれは、三月の半より四月の末

まて、何の手出しもせて、菊池に入りてのみ有る

太宰府に

へからすあひた、則

綸旨に錦の御旗を副へてそ下されける、また少貳、
大友か心かはりしたるを憤りて、日本一の不當人と
*を頼みて、此一大事を思立けるこそ越度なれ、よ
しく其人々に興せぬ軍はせられぬかとて、元弘三
年三月十三日卯の刻に、僅百五十騎にて、探題の館
へそ押寄けると見えたるに、よくかなひて聞えたれ
とも、正平廿四年、少貳瀬尚か先帝の時に下された
る綸旨、令旨とも、將軍宮に見參に入れたる目安言
上の中に、元弘三年四月二日、自伯州船上」被
綸旨と見えて、少貳か船上より綸旨を給はりしは、
前にもいふ如く、當時阿蘇、結城などに下されたる
綸旨、少貳かのと同しく、四月二日に出されたれは、
菊池、大友、少貳らか、三月の初に綸旨賜はりしと
いふはおほつかなく、また大友、少貳か綸旨を賜は
bしは後のことにて、實は寂阿はかりはやく綸旨を
賜はしとせんも、少貳、 大友か後れて綸旨を賜は
しは、さもいはるへし、同國の阿蘇もしい太平

もあらされは、是又鎌倉より受領御沙汰なと 記筑紫合戰役に、主上いまた船上におはし楽しい時、

あるへしとも思はれず、其上鎌倉三代の間、官途の少貳入道妙恵、大友入道具簡、菊池入道寂阿、三人

・征西大將軍宮誹巻一

朱華書入

東風日武中になり

たる計なるに、隆直を東鑑には九郎と見え、武房を 事は御親族の外は、御家人の受領を許されさらし御

蒙古書巻、愚童訓などにも共に次郎と見えて、二人 定めなりしかは、新附の隆直に、受領なとゆるされ

共に肥後守と名のりし事はみえす、 武房は二度迄蒙 ん事は、思もよらぬことにて有りしかし、「また武

古を防きたりし功勞ありしかは、其勸賞に肥後守に 房か受領せしといふも、いかかあるへき、文永、

なされたる事はあるへけれとも、隆直は始軍をおこ 弘安の蒙古合職の勸賞には、少貳覺恵か嫡子三郎景

して源氏に癒し、平家の興黨原田種直と軍したりし 賛、豊後守になされしこと、託摩文書に見えたれは、

か、筑後守貞能に攻められて、終に平家の御方に参 武房も同時に肥後守になされつらんともSはるへけ

り、一の谷壇の浦なとにて、源氏を射たりしこと、 れとも、武房か家は、九國にてはさるへき大名にて

源平盛衰記に見えたれとも、降参新附のことにて、 はありしかとも、當時のひきほひ、少貳は代々鎮西

さしたる功もなく、壇浦にて子供二人まて討死はし の奉行にて、菊池はわか一鄉一郡の地頭なれは、比擬

たれとも、やかて平家の一門も残りなくほろひ果て すべきものにはあらさるうへに、景資は文永の合戰

たる事なれは、平氏よりの賞に預るへくもあらす、 のをり、すてに左衛門尉にてありしかは、それか受

受領なとうけんことは、思ひよらぬ事なるへし、ま 領せんは常の事なれとも、武房は弘安の合戰までも、

た平家も其きはになりて、さる除目なとかく行ふへ 獪次郎と計名乗りて、いまた衛府の尉にもならて有

きいとまとてもなかりつらんと思ふ、平家亡ひて りし事なれは、其折の勸賞に等をこえて、俄かに受

後、源氏に降参はしたりしかとも、其平氏をそむ 領したるといふも、ひとおほつかなくなんおほゆる、

いて源氏に参りたる志 あれは、其事に依て罪をゆ また寂阿か元弘三年に勅命を奉して、博多を攻め

るされたる計にて、その後とても鎌倉の御覺えよか て討死せしを、三月十三日のことしたるは、書と、

も云ふ如く、彼家の事の物に見えたるは、右の隆直

ふろれてれさりしば

校の

加

との正引此然らし守

武朝由

しり此へ記力

憶力!

の武

な

き事なるを、それか分にもあらぬ大友千代松丸へ

そ、由往

肥後

照

た記特と

田高

遵行せさらんには、重ねて武重にこそ仰せらるへ

見には書か

し偶は

るばかり披風狀

、

る々

々日

は

狀

護薩摩入道、十一月十五日に送進したる狀ともあり、

また前に引きたる上島彦八郎、以下五人か恩賞の地

の事、建武元年十二月、雅訴決断所より豊後國々衙

及び守護所に牒宜せられしを、同二年四月に、少貳

妙恵より右五人へ下地を沙汰付くへきょし、守護代

への下知狀あり、當時肥後と豊前とは、大友、少貳

か分國なりしとも聞えさるに、隣國なれは便宜にま

かせて、當國の守護をさしおきて、かく二家より申

沙汰したる事もありしかは、右の千代松丸に牒宜せ

られしも、かいる例に依られたるにや、また菊池か

家にて、 武重より前に肥後守になりたるは、武朝申

中

のは大友康、五月十二日に送進し、鎌倉殿のは守

六四

爲めに描く弧

||

貞秉) 中

大云々(九條公明) 前筑後守藤原朝臣(小田貞知) 修理大夫

〔岡崎範國)右とある先度武重被仰之處、不事行之由云々とは、

宗直か恩賞地の事、 武重去年肥後國の吏務守護等を

賜はりし故、宗直に下地を沙汰し居うへきよし、分

國の事なれは、武重に仰下されしかと、大友は武

重か讐家にて、宗直は其一族なれは、抑て遵行に及

はさりと見えたり、また高政跡とは、去年春謀反

して少貳、大友等に討れし規矩高政か跡の所とな

りたるを、宗直に給はりしなるへし、是にて武重は

建武元年、肥後の吏務守護等を賜はしことはし

るかるへし、しかるに宗直か恩賞地の事、もし武重 狀に、選租肥後守隆直、高租肥後守武房、と見えた

牒を下されしは、心ぇかたき事なれとも、前代以來

なくて九國の事、大小となく便宜について、少貳、

大友の二家より沙汰せしめられしことありて、阿蘇

文書に、正應二年、鎌倉殿惟康親王と執權貞時と

り、神馬、御劒等を阿蘇社へ寄進せられし時、貞時

にて奧れ古のなとろしか日に

す

か事の、東鑑に見えたるか始にて、其後寂阿入道か

前には、右武房ふ文永、弘安の蒙古合職に武功あり

八幡愚童訓等に見え

事、蒙古合戰の事も其頃まては、いまた上洛も

せずして居たりし故、猶官途もかけず、本のまゝ二

郎と名のりてありしと覺れは、是も太平記のい

征西大將軍宮譜巻一

他に同名辨藤原朝臣

ゆ

右少來と見えたれは、武重右中辦藤原朝臣

中納言条大藏卿左京大夫大和守侍從藤原朝臣

前筑前守藤原朝臣

明經博士左衛門權少

尉左京大進中原朝臣

大藏大亟三善朝臣

呂

東風建武二年九月卅日

牒件事、

と見えて、義貞朝臣の叙任の事見えされは、義貞朝

臣は、其年は上洛せられさらし故、やう(左馬助

を遙授せられしまてにてありしと見えたり、若し其

年に上洛せられたらんには、當時の朝政いかにしと

けなさ御事のみ多かりつらんにも、さはかり大勳勞

のありも人をさしおかれて、いかてさしもなき高氏

卿はかりを、かくまては過分の寵賞には及はるへき、

其うへ義貞朝臣と同しく、力をつくして鎌倉を攻落

したりし結城入道か、勸賞をかうむりし事は、建武

二年の事なりしょし、十月十五日の官符、結城文書

に見えたるを思ふに、 結城入道か上洛せしも、建武

二年に、やうくに義貞朝臣と打連れて上りたりし

勸賞の御沙汰も、かくは遲々したりしなるへけ

れは、かた(義貞朝臣の上洛は、太平記の建武二

年の事とする物、其實をえたりといふへし、また廣

稲寺文書の、武重か寄附狀の肩書に、大智上人に、

菊池二郎武重自筆の狀、元弘四年甲戌正月廿五日到修理大夫藤原朝臣

ことく、少武、大友と打連なみてこそ上らさりけめ、

何様其年前後に春の末なと、 義貞朝臣と同頃に上洛

はしたりしたるへ、され共勸賞を蒙りし事は、結

城入道にははるかに先立て、義貞朝臣の左衛門督に

なりて、上野、播磨の守護職に補せられ一時なと、

武重も一同に肥後守になされて、常國守護職にまて

磨文書に

補せられしとおぼしきことあり、

難訴決断所牒

大友千代松丸

託磨別當太郎宗直申、肥後國大浦皆代地 頭 職

地頭職事、先度被」 武重之處、不事行之山、

□□□□實者太不可」然、早綸旨」可沙汰-居宗

直於下地之狀如」件、以牒、

東風日大日本史料を見るに此の牒と同年同月の雜訴決断所牒あ

まにして、かくのさまにはいひなしとちめ

て置かれける、がいるへしとだに知りたら肥後文獻叢書第六卷

やかて馳上りて路

は還幸のことを聞付たらんには、

次にて追付奉り、御歸洛の供奉を勤するか、さらす

は御路を追うてこそ上洛はしたりけめ、また義貞朝

臣を、五月廿二日鎌倉を攻落されて、東國已に無事

に属しぬれは、一定おそくとも其年の内には上洛あ

りて、皇室再興の御成功を賀し申されつらんなとい

こそ思ひたりしか、左はなくして、義貞朝臣も武重

も、明る年の春になりて、漸々に上洛せられしとい

ふは、事の様いかにも心えかたく覺ゆれは、是も太

平記の例のおぼつかなき書さまにて、實は前年の事

東國、西國の

なりしかとも、鎮護國家の法験にて、

はてまても悉く率服したる事をいはんとて、前の事

後には、兎

も角もなるへかりけるをと、後悔すれとも甲斐

なき、十餘日を経て、菊池肥後守、 警固の緩く有り

ける隙を得て、本國へ逃下りぬと見えて、武重か本

國へ落下りしは、さることにてありつらめ共、其初

て上洛せし事を、太平記諸大將恩賞の段に、元弘四

元年也、見行本には元

毛利家本:

四年とあるに撮りで、見行本の読罪したあり、いとくはし

春、筑紫には規矩掃部助高政、絲田左近大

夫將監貞義、伊豫國には赤橋駿河守宗時か子、駿河

太郎重時、河内國には佐々目憲實僧正なといふ平氏

の一族、前凶の餘類共、亂を起さんと企てけるよし

聞ぇし程に、竹内慈嚴僧正を召され、内裏にて鎮護

國家の法といふことを行はれしかは、此法の効験に

や、佐々目憲實は正成に攻落され、赤橋重時は土居、 らんと思ひしかとも、正統記にも、元弘三年の條に

得能に攻破られ、 規矩、絲田は大友少武に打負けて、 抑彼高氏御方にまゐられし其功は、まことにしかる

朝敵の首京都に上りしかは、共に大路を渡され、糖 へし、そゝろに幸ありて抽賞せられしかは、ひと

て獄門に懸けられたり、東國、西國すてに静謐しけ へに頼朝卿天下をしつめしまの心さしのみに成け

れは、筑紫より少貳、 大友、菊池、松浦の者共、大 るにや、しか越階して四位に叙し、右兵衛督に任す、

船七百餘艘にて参洛す、 新田左馬助義貞、舎弟兵庫 拜賀のさきに、 やかて従三位して、程なく参議従二

助、七千餘騎にて上洛せらると見えたれとも、伯耆 位までのほりぬ、三ヶ國の吏務守護、及びあまたの

より還幸ありしは、去年の夏の事なりしかは、 武重郡莊を給はる、弟直義左馬頭に任し、従四位に叙す

征西大將軍宮譜巻一

旗八惜大菩薩

地白絹 長六尺 幅二尺五寸 圓形二尺許

烏金

東風日本書に族の岡を出すとあれとも其の闘なし然かるにお

明治三十八年四月上旬熊本陸軍地方幼年学校より修學旅行と

して筑後國八女郡(元の上妻)の山中大村なる後征西軍宮の

るよしを聞け、然るを近頃親しく其旗を見る人

の、大かたは其さまをうかめえたりとて、そらにう

つしたる圖を見せたる故、ちなみにこいに其圖を出

して、好事の人の雅觀に供せんとする也、

謂る下一旗<書等多! 偲ふ六一

太平記後醍醐天皇還幸の段に、其主上をは花山院へ

入まゐらせて、四門を閉ちて警固をする、降参の武

士をは、大名共の方へ一人つい預けて、囚人の體に

平ち所謂下賜の旗あり主人に乞びて寫し帰りしかは今田中翁の意を

きて此に旗の図を出すものなり

此て除家に就きて傳家の

ものあろう

のなる

什御

時

あかしし

參

に

なれは、大かた少納言にて身まかりつらんと思ふなり、されは其餘の官途は、すべて延元以前の事にて、穀倉院別當は、其間の兼官なるへけれとも、造酒正、圖書頭なとを加へては、外記以前の歴任、あまりにせわしけれは、系図の説はおぼつかなし、清原氏は諸第儒流の家なれは、其初得業生より出身て、音博士、助激なとをへて、外記にはなられしなるへし、建武記の二年三月十七日、記録所の寄人の詰番の事定められたる注人に、二番の中清大外記頼元、また恩賞方番文に、四番南海道西海道の上卿四條中納言隆資卿の下に、五條大外記頼元なと見えたれは、此年の冬か、三年の春になと、勘解由の次官には、轉任せしなるへし、また二國の受領をかけられしといふも、建武以後はさるさまの事も見えされは、うけかたくちほつかなく覺ゆれとも、是も少納言の後、晩年になりて兼任せられしにてもあるへけれとも、わつか四五年の間に、二國の受領をかけた

るもいかいあらんと覺ゆれは、實は二國の中に、S
つれそ一國の受領にて身を終られしなるへし、其頃
親房卿より大宮司惟時への狀に、宮御下向勘解由

官賴元眞人令供奉之間、有蒙勅命」旨歟云々
と見えて、副將官三位中將以下、供奉の人も多かる
に、かく此人はかりを擧けて、有蒙u勅命」旨-歟と
あるをおもへは、此人は宮こそ卑しかりけれ、其頃
世にも知られたる器量の人なりし故、此人をむねと
して、御介借にはつけ參られしと見えたりけるも、
此人は得業生より出身したる博士なるうへに、官
務を歷たる故實有職の人なれは、其器量の程思ひや
るへし、またかたはらには若宮の御學問のために、
昔親王家の文學おかれたる御心しらひもありしなる
へし、されは後までもいみしき宮のきものにて、
すべて九國の御成敗をは、大かたは此一人して奉行
せられし也、今筑後の五條か家に、宮鎮西へ御下向

の折、帝より此眞人に賜たりし金鳥の御旗といふ物

を持傳へたり、白旗二幅を縦六尺横二尺五寸に、例

のことく縫合て、墨にて日の丸の中、鸞鳳のことさ

から鳥のかたをかったり、それを彼の家にて、殊の

外いつきかしつきて、おほろけにては人に見する事

もゆるさす、まして其かたを取りなとする事は、

家人にたいり有りとて、かたくことわりてゆるさい

*

五九

此眞人は

清原系圖、五條系岡等にるに、舍人親王より四代

武、殊の

外御無勢なりしかは、直に九國へ御下向も叶びかた

かりし程に、四國の兵を語らひ付給はんとて、其年

のはてまて、讃州には御逗留ありしなるへし、其頃

四國の名ある輩、阿波の小笠原、伊豫の河野なと、

其外大かた細川の人々の手に騙して、尊氏の御方

に終りたることなれは、初の程は宮の御催促に

ものはなかりしかとも、後にはやうに宮方に参

らんとしたるものも出来りて十二月の末までには、

阿波、讃岐の者共馳参りて、御勢もや、かさみたる

故、また奥州へ御渡海ありて、獪伊像、土佐の勢を

かたらひ給ひ、其上にて九國の地に押渡り給はん

とて、かく御船のまて、あらかしめ御沙汰

し也、勘解由次官は五條頼元眞人なり、建

名のりしくなり、か本領安堵の事御下知あるの頃は別當太郎と

氏とり此人の官途の宮は九月の半過に山門を御進發ありしかもこし
、清原氏を綴き

眞幸著五條氏家譜考には

司殿

頼元とす、宗尚の子

阿蘇宗

ぁ稱

勘解由次官

十二月卅日

と條子

長

は

に據れば、元は乗の子

征西將軍令旨所候也、仍執達如件、

良兼

雄の曾孫、左京の太夫業恒より十には、業恒より十一代の孫に夏枝あり、

則可有」御渡海輿州候、且鎮西御船着以下之事の孫、海宿禰通雄、初清原眞人の姓を賜はり

急可」召遣故實之仁於奥州之由、

大宮三代、大外記始に統にあらず、筑後樋口事、清原系岡には、大外記、

少納言、備中守、博士と見え、五條系岡には、此

外に穀倉院別當、造酒正、加賀守、助教、得業生、

音博士、圖書頭なと見えたれとも、此旨以來、正

平十八年、筑前國三奈木莊並日向國飫肥南北鄉等の

地頭に補せられし綸旨妬ま、二十八年か間は、か

はらす勘解由次官にて有りしか、其後少納言に轉任

大友右馬權助宗直

したりしと見えて、託磨文書、

へきょし、

征西將軍宮に被仰下左中時經奉の綸旨に、謹

上清少納言殿、と見えたり、此綸旨に、六月三日と

はかり有りて、年紀見えされは、いつ頃の物とは定

めかたけれとも、何樣正平十八年より以後の物なる

にはたかふへからす、然るに此人は正平二十二年五

月廿八日、三奈木莊にて七十八にて卒せし山系圖

に見えたれは、正平十八年よりは、僅かに五年の間

忠節 岐より阿蘇以下の御方へ下されし旨、鎭西恩賞並

事、一今月八日、相摸國御發向之御供仕、同十五日、 朝敵退治以下事、爲」有三御沙汰已御下着讚岐 ׀ 候

其後、宮鎭西御下向の御途中、

例すくなからす、北畠親房卿の關城書には、其頃刷

下脱〃

河村城御向之時致合戰事、下略と參年三月十六

太平記の小手差原、碓井峠合戰な

日の申ありて、

との段にいふと、大かたは符合したれは、三富文

書の處實説にて、尊氏卿其頃は鎌倉におはせし

か、義宗軍を起して武藏へ打入られしこと聞えし故、

それを打ちらされんとて、尊氏卿十七日鎌倉を御立

ありて、狩野川へ御出ありしを、宗其ょし聞きて、

十九日に狩野へ寄せんとせられし處に、尊氏卿はさ

しちかへて、同二十日に狩野川より金井原に出向ひ

御合戰ありしなり、然るを義宗の注進狀に、十八

日鎌倉に攻入られしかとも、尊氏は聞畏して鎌倉を

没落したるなと、すべて御方の官軍しきりに勝に乗

したるやうに載せられしは、質はしばらく空腕を申

是ら遠國の御方の機勢をおとせしか

されたる也、

爲めに、かく虚聲を張りて注進せられたるにて、

の綸旨追書も、是らと同趣のそら事なることを悟る

此間太平記小手差原、碓井峠合戦の段、ことに専聞の

へし、

さる故、因にこに其を附 賛をいとはすい

さて城を始め當御方の諸城、いつれ勢少く乏しく

危急旦夕に迫りたるやうに見えたるに、同時同卿

阿蘇惟時への狀には、此方城者、云三 要害云兵

粗之用意、縦雖年月、不可」有子細」など、關城

書のいふ處とは、事の様かくうらおもてに書載せら

れ、また園太暦に見えたる、新田義宗の正平七年閏

二月十九日の注進狀に、今月十五日、於武州揚

義兵、同十六日、對治國中凶徒、同日、打越武州打

當國凶徒、十八日、攻入鎌倉」候之處、尊氏已下

凶徒已没落、楯 籠狩野川」候之間、今日十九日、發

向彼方」仕候、決雌雄候者、重可注進候、と見え

たれは、義宗すてに上野、武藏兩國の凶徒を打隨へ

て、十八日に鎌倉に攻入給ひしかとも、氏卿ははは

やく鎌倉を落給ひて、武藏の狩野川まで落退き給ひ

しと聞えたるに、三富文書に、三富彌四郎元胤申軍

忠事、一去年將軍家御下向之時、供奉之事、一今年

閏二月十七日、武州御下向之間、御供、同廿日

金井原、同二十八日、小手指原、兩度合戰致五七

征西大將軍宮譜一

王入御最初於三八代、自對治一色入道々猷父子」の

るは、顕家卿の上洛ありしは、三年の春の事なれは

後とあるを、よくも讀えすして、宮は興國元年に御 虚聲也、すべて
其頃の文書共には、御方の機勢をは

下向ありて、最初に八代に着御ありしそと心えたるまさんとて、
かゝる虚を張りて注進せし事、

の綸旨に、當國並諸方の官軍已上洛候也とあ

の御下向の事を申請したりし程に、興國元年の三月

また井澤亭齋か菊池軍記に菊池武重吉野に参りて宮

ににて、其餘の武重が吉野に参りてにて

時宮の御供に加

なし

・洛か護によりて河野を復し天授

ひい

見ゆ

氏蹄とは海はは海西氏後下-あのとせに

にに順唱四賊加後賊宮か官りりおし来

後降しいのはまの御九軍尊の又もた

其たに大らて横下州氏中宮定は由り

事とろ渡さ京様向

一叡薩摩に

し

して

騙し東山

向月

州州海

にのうか宮九紀野

たり此の忽那

に御下

初迎に初令最中

を山復幸との御像最のも正

にお護りなりに等のりし鎌重御しれとこに

此理しな留上は洛山にと海りか思あ下

てろに地河りし殘も際上倉清波なはもと御

山のし初迎に利

ののり提通かりし奏重せ門討いのまたひり着

時通て要能は或てせ満し御たふ節た/て是の

宮能河ににこは各し叡時臨んもは伊、宮れ後

供、復河海供顯合り在門時てめひて、旨初一

御畠にあに山の

にれし野賊せ家戦しり御重信洞には彼を御年

加に天通流しのせな!

は従授業なか子しか

記 中正學と村

して遂だしは中に出て手許の池なた死筑鳥の守るのもに軍にえに召の上賊

武きろし前にあ師、、、御入忠隔たおさ果り船

にのせる申請ひたる、また

供奉の人數、海陸の路なとは、すべて其事物めか

さんとて、縁飾を加へたる愛猫の妄説ともにて、外

にまたさるへき證左ありし事にはあらす、亭齋か武

朝申狀を心えあやまりしことは、獪後の菊池家の事

いふ處に委しく辨すへし、されとも右の綸旨の追書

に、東國井諸方の官軍已上洛候也とあるは、阿蘇文

書の中、九月十一日、吉野より出されたる綸旨ある

に、上略但奥州去月十八日進發之山、 去夜飛脚參り

申候、又北國近日可 入洛」云々、而九州今度不參

者、日來忠功如」空下略と見えたると、件の綸旨、同

月の綸旨といひ、是も同延元二年の物なるへんなと
思ふ人もあるへけれとも、件の九月十一日の綸旨に、
奥州去月十八日進發云々とあるは、太平記に、顯家
卿八月奥勢を率して進發あり、鎌倉勢を利根川にて
打破られしこと見えたれは、管説なれとも、此九月
に、懷良親王を征西將軍に乗せられ給ひ、鎮西へ御下
向ありて、八代に着御し給ひしよし、其をりの奉行の
人數、海陸の御路まても、委しく書出し置きる
は、菊池武朝か申狀に、興國以後は武光奉成故大
餘の訓をわすれたる疎漏より出たることしるかり、
は略さつ、されは此二件は何さま、選史の人の闕疑言
後の懷良親王の下に委しく辨し置されは、こゝに
見えたれは、本より信據とすべき事にあらず、其事は
共にて、正しく彼家にて、いと後に偽造したる物と
て此宮の御履歴をいふ處、大かたはおほつかな事
り、また後醍院系圖の説は只此事のみならず、すへ
としやかに書出したるにて、ふにもたらぬ妄説な

てか

るん

武

るけ餘姿獪

のの御に

王

九す

書

加西將軍宣旨下 向肥後國、菊池肥後 守武重、 及子武

いる事ともなりつらんと思ひやりたるまを、まこ

故、大塔宮の熊野落の御さまなとを思ひませて、か

其頃此宮の御行方、世にもさたかならぬことなりし

や、是は太平記の作者、此宮の御年の程をも考へす、

りに似つかはしからす、思ひかけもなきことならす

になりて、吉野の奥へ忍はせ給ふなとSはんは、餘

も六七歳の間にてそおはしけん、しかるを山伏の姿

ならせ給ひつれは、此宮は猶御幼穉にて、御歳の程

懐良親王は、御兄宮の義良親王、其頃御歳僅に九に

ことなれとも、すべて心えたかひして委しからす、

光、奉迎守護之いなと見えたるに擦りて書きたる

程賊いつの山古くし王月下事將し皆はひさ宮り後沙可凶ひ一日のこり合崎附る東

等はこ宮陽文思給に上さゆ士給此親給し方てに追徒て色日に官と 旨別九

の、よ方山書はひ新旬れか等ひの王路へめに賊阿判罰等鐘範々直軍早こ如府月

船河りを陰にろし田にしするし宮にしとん寄徒蘇凶西氏交義大くの此下よ

に内御頼に見か義及はし定なに任給さとする菊神徒可の等戰入敗、鎮

り

召和乘み足えなけ貞ひ其てめる任しひろのろ惱池山之令凶博相京北西悉職

さ泉船て利たりこ等ての延らへせ給し宮議出すの十由退徒多しに「宮之

せ守海方れさの尊下々れし給ひかもはな由兩郎治にて御は何爲

可

ら等り路各はて征副氏向と山かひしさま七聞も家殿之追留た六同治狀動

れ官しを地海御西へかのな門くしなてし月召聞あ〝北山罰り 3月月定長功り

てか取に路路宮て爲Hりてからあまこしえりと すてか五二の親之しり

方はり充よ筋の越降なて包御はんろさろこま日あ

去へ九其日十り王 とし

存七

岐の古給塞りは山前なと九闘介かさへすよれた向ろ きの細七しな匹

知月

へ領文ひりヵ門に容も月せ借くてき懐り等四にな 由を後川日こと

年

渡地のたて州州御赴れ略十ろ副高任に長おの國は見

程定主と 野ば

八

りを設ろ御へ出か給決八賊将野命あ親こ睹に肝て

給經すな通下經發しひせ日軍軍山あら王り氏も付知恐綸旨

月

ひてへり行りてはめ九しにのなへりすばしを河伊ろ々旨を由道先門べば一衆は引とし

七

しきさか紛伊九給日上及中とのしと餘な統野東へ蓮如下聞々陣へしろ 可高けの事

な州もてなひ採月ひにのひなの恩上てりら率 氏し言此さえにしの最只野る叡は

らへの出ひしへの翌遽こて下人賞は遂御んし あさろけ九て行初は配山右慮本

ん出な門難な御下十かとり選も鎖に幼

りて延

‟五れ國山幸五宮侍分文

ま匹早はの門あ月の炎知書

任文七事のり廿鏡隆行に

【被書月情戰引五西邦者

仰に五も始續日御と

かけをかり渡旬日にな蘇給或宮西八稚れふ

征其れ出ら是海中乘東ろへふはのの月なと等

西とてんれあの輿宮へ此こ途生にれ誰めあ

宮りも絵とはり事洛煎しのと中旨殺なは宮り

の態試ひて陸しな中尊さ綸故護に興りとかなて方

薩野みて四路ころへ萇て旨急て奪て頃と差心とは

摩海にい國はとへ幸親をきの下は懐刻思下をな日なく 山 思堂に兵下い鏡佐旨勿如

にかし廿庫向ふ西國九表のあ宮富日な肥

義

候西及り下

の

綸

旨

わりきおむれ

上は

山る書めら

東風日懐良親王を征西将軍に任せられし事は本書にいへる如く義

親王の軍と共に東西相應せしめむとの慮なることは勿論な

月日のみありて、年釈をしるされさらしを、今

定めて延元々年の物とするには、北證三あり、官軍

或は先驅して失」利とは、兵庫合戰に官軍討負けて

洛せし事をいび、或は城守而似三怠慢」とは、諸國の

官軍御催促に應せずして参洛せるといひ、就､中九

州雖､非ゝ無〃功績｣各爭」雄及参洛遲引云々とは、阿

蘇、菊池の者共か、尊氏卿に降らさるは、功績なる

にはあらされとも、尊氏卿の跡を攻めて、たたちに

上洛すへき事なるを、隣國の小敵と雄を争うて、是

まて参洛延引したるをいひて、是らはいつれ♪當時

追申、貞國井諸方官軍、已上洛候也、

とあるは、本國にある大宮司惟直になし下されたる

綸旨なり、此前惟直か多々良濱にて負軍して自害し

たる事は、いまた行在へは聞食知らせ給はさりしと

見えたり、此をり父の惟時は、在京してありしかと

も、はやく遷幸以前都を落ちて、其家人さへ行方を

知らさし程の事なれは、かゝる綸旨を、行方もし

れぬ惟時には、宛下さるへき事にもあらず、北綸旨

館

押花

右中

九月十八日

阿蘇大宮司隅の凶徒御追罰あるへきよし、九國の御方に被

觸し令旨には、延元二年十一月二十八日と、たし

かに年月日を具してかれたる、 是三、此三證を

参考して、たしかに此綸旨の、果して延元々年の物

なることを悟るへし、然るを日本史後醍醐紀、延元

々年冬十月十日、壬午、車駕還京師」の條、懐良親

吉野、二年、是歳以懐良親王、經略鎮西、と見

王走

えたり、是は太平記東宮、義貞北落の段に、阿曽

宮は山伏の姿になりて、吉野の奥へ忍はせ玉ふ、ま

た後醍院系圖に、懐良親王、延元二年丁丑、拜”

五五

11

目のあたりの事情にて、翌年にわたりたる事にあら

す、是一、俊之徒猶不退帝都渉三旬日」とは、

尊氏卿五月末より九月迄三四ヶ月の間、東寺に御在

陣あるは、畢竟上のことく諸方の官軍不|競して、

参洛遅々に及ひしに似たる事といふ意なり、若し

此事翌年九月に至りて、吉野より出されたる綸旨な

らんには、不退とも渉旬日」なと、しか日あさく

はいはれましき事なるをや、 是二、將軍宮すてに御

下向の後、讃州より伊豫へ御渡海あるへきよし、十

二月卅日の旨見えたるに、また伊豫より日向、

了

浦肥前守貞、落下鐘西之由有其聞、早相隴國々軍勢等探尋之、可誅

しものもありしやうにおもは

口、今は半

抜きて、遊玉

正しく厚

子御一所を下し遣されて、四國、九國の大小名の者

共、過半將軍に従いて上洛したる留守の事なれば、

ちに在京したる西國の大小名、一定顧慮の心を

生して、何かに事よせて、やうくに下する輩も

多かるへく、東風日、本書にいる如く、管に事よせて下す

月二十四日、義親王國司顯家釉陸奥下向とあり

、

合志太郎か城に、十日餘逗留して居たりしかとも、

武敏も惟澄も、いつくにかひそみ居たりけん、何の

物音もきこえさりし程に、却てはそろに空おそろ

しくやなりけん、深くすゞむには反はずして、合

志より直に引返しいと見えたり、其頃山門の行在に

は、將軍方より諸將を近江にさしむけられて、山上

の粗道を塞かれしかは、官軍殊の外難儀して、打出

て戰ふへき機勢もなかりし程に、此春義良親王を陸

奥太守になされ、前の如く顯家卿をつけまゐらせて、

重ねて東國に遣されし事の如く、東風日、三明計唄、義

品に親し、陸奥太守に任し給ふ、又南方杷傳に、三西へも皇

けり、

るのみな

にかゝりて菊池に攻入り、寺尾野、盤闇久後に逃

肥後文獻叢書第六卷

にゅ虎口、穴河の諸城を探しつれとも、防戦

ものもなかりし故、諸城を破却して合志まて打入り文書に、校正朝
敵追討事、四方官軍等不一揆、或先軀而失其利

或城守而似怠慢就中九州士卒等、雖非、無〃功績、

各雄而及參洛之遲引云々、依」之囚徒猶不退

帝都涉旬日之、國家之弊、庶民之憂、宸襟全

無聊、故爲進官軍」整軍陣4無品親王爲征西大

催促、可

將軍、所有三御下向」也、方々官軍、急速應

被參洛、恩賞々罰等事、併所、彼委將軍御成敗

存其旨味可」被忠節、天氣如此、悉之以狀、

以て察せらかくして四國、九國の者共を語らひ付給は

ん其間には、義良親王 重ねて東國勢を御催促あり

て、程なく御上洛あらん時、鎮西よりも同時に御上

洛ありて、京都をさしはさみて攻給はんには、なと

か尊氏兄弟を都の外に追拂はてやあるへきとの叡慮

にて、懐良親王の、いまたSと御幼穉にておはせし

を、にはかに無品親王の宣下ありて、征西大將軍に

補せられ、宮三位中將を大将とし、勘解由次官頼元

眞人を御介借に付けられて、山門よりたちに鎮西

へ下し遣されしなり、阿蘇文書に、

沙彌御判(範氏)とあ

八之狀如件、建

早田被仰下之旨、厳密探等在々所々、可誅伐之由、可相隔肥前地

去月二十九日御教書如:

殿、又、可誅伐

御例(尊氏)、少輔太郎入道(一色

伐之狀如件、建武三年

共勝に乗して、 上妻の南より津惠

11

竹崎にも合志太郎

相共に、筑後をさして馳向ひ、豊福原、六段河原 もしたりしなるへし、され共其時の大将軍は、合志

とにて行さまに、合戰をいたしいなるへし、豊

は前の今川藏人大夫にてありし也、

にはあらす、

原、六段等は共に上妻郡にあり、六段今は六田 また此時託間か證人に立ちたる松浦、橘薩摩は、い

へり、此時小代重峰か、合志太郎か手に属して軍せ つれも肥前の住人にて、鍋島三郎は誰とはさし定め

しことは、合志太郎は實名を幸隆といひて、後には かたけれとも、松浦黨の中より、當時鍋島を領した

受領して能登守と名のれり、合志は昔は兩家あり、 る人にて、今の鍋島殿の先にはあらす、鍋島殿の

俗に地の志、下り合志といひたるよし、地の合志 先祖のこと、肥前古續詠鍋島村のに、右府治西二

は中原氏にて、掃部頭親能か後、下り合志は近江源 十里、永德間、吾鍋島の遙、長岡伊勢守經秀公、

氏にて、佐々木高綱か後なるよし云ひ傳へたれとも、 三郎兵衛經直公、父子自洛來住于此途以鍋島

おぼつかなきことにて、合志か家は、はやく東鑑に 爲」氏、是時龍造寺氏在小津郷、二公往依焉、途

其名見えて、治承中、菊池澄直と共に平家に背きて

Th以成担赫之業、蓋有」所､由焉、

昆弟之義、華冑之所

源氏に参りたる、合志太郎が後たるにはうつなかる と見えたり、橘薩摩は、天慶に伊豫掾純友を生捕た

へけれ共、治承の太郎は、實名もきたるうへに、 し、伊豫國警固使橘遠保後、橘次公業、 鎌倉右

氏も姓も知られぬは、幸隆か父世系さたかならず、 大將家に仕へて、後に薩摩守に任したりしか、嘉煎

地と下とは、本新といはんか如く、中原の合志は、 三年、肥前國杵島郡長島莊地頭職賜はりし以來、子

はやくより合志一方の地頭にてありしより、地の合 孫當國の住人となりて、名字を橘薩摩と稱せり、八

志といふなるへし、幸隆は地の合志の方なれとも、 郎次郎か父祖は、是4系圖を見されはさたかならす、

父は何といびしにや、系岡を見されはさたかなら 此合職には武敏も惟澄も、いたく打負けたりしかは、

す、此家久しく合志一郡を領して、當國にて菊池に 菊池にすえたまらずして、南郡の内まて引入たりし

吹きたる大名なりし故、小代も其手にして、軍をと見えて、今川は分捕之、勘分朋也の句なく

あり、其中合

又合志城とあるを、合志館とあるのみかはれ

他に文書に、梶に豚の二学然れは惟澄か南郷の合戦は、

八月十六日、唐河合戰に打ちて、今川を追返しい處

に、南郷の一族共謀反して、一色入道か代官を引入れ

たるよし聞きし程に、たたちに南郷へ馳向ひ、一色か

代官を追落したりし兩度の勝に乗して、武敏ともに

筑後に打出てたゝかひ、今川また聞付けて、豊福原ま

託麻、小代なと

て出迎ひて防き留めんとて、合志、

に、後措のことを頼みたりし故、合志以下武敏か跡

について筑後に打入、今川と前後よりさしはさみて、

武敏等を攻めたりしなるへし、 託麻文書、託麻彥

四郎親元か建武三年九月十日の申狀に、八月晦日、

筑後國豊福原合戰時、自身、明日畢、 是等次第、

同時合職の仁松浦鍋島三郎、橘薩摩八郎次郎分見

知訖なと見えたり、此時今川は重ねて菊池を攻めん

とて、肥前、肥後兩國の勢を引率して、筑後國まて

打出たりし故、それを打散らさんとて、武敏、 惟澄

了、といふ建武三年九月十八日

の重峰か申狀あるうへに、また同文にて、 千代鶴丸

東風史料には鍋島を島

令」破却彼城等」以來、至千同十八日於

合志城令 警固吉宗は丹兒玉にて、假名を六郎と云ひし成へし、 か
申狀

て、平氏、丹治を、小代山とは云ひたる也、重翠は此宗妙人道の子

氏の兩

其黨にまた

に居城をかまへて住みたりし故、後には筒嶽のこと 代官丹六吉宗
はるなり、小代は見本にて、有宗氏に

なりし故、其本國におしもとつけて、猾武蔵國の

人とは書きたる也、また重峯か時までは、いまた武

臓の本領まて取放さて、傳領したりしにもあるし、

惟澄申狀に唐河合職の事を承て、次押寄南郷城、追

落一色右馬助入道代、三村又次郎、 其外數十人討死

訖、とある南郷の城は、次の年六月、惟時か一族坂

梨子入道宗喜か、籠りたりし南郷の城と同所にて、

宗喜將軍方に參りて、一色右馬助入道か代官を、南

郷の城に引入れたるなるへし、惟澄か狀及云、弐筑

後國豐福原合戰、先懸被切乗馬、黒、と見えた

る此豊福原合戰の事は、小代文書に、肥後國野原西

郷一方地頭小代八郎次郎重峰、自去月廿日、至同卅

日、合志太郎手於三筑後國豐福原、六段河原、三

警固致合戰分捕之期分明也、次今月三

日、於當國菊池寺尾野盤閣久虎口穴河城等、探

御自分」破却彼城等」以来、 至于同十八旦於

御敵、自五

癒したりし故、武敏を助けて一職し、今川

追返しし也、すべて此間の事、さたかにはしらねと

も、今川か國府まで打入りたると、一軍もせずして

引返し、また幾程なく唐河原の合戰ありし事なと、

すべて其時の有様を思ひあはするに、大方かいる

第のことなりつらんと覺ゆるまいに、試にかくはい

ひ置きたる也、元より外には左もなき事なれは、

見る人其心をえて、大かたに見給ひねかし、其頃小

郡小代を領して、常時になりて筒嶽

に耽りし着到の申状には、小代千代鶴か代官とあるは、

峯はや 赤間まで御迎に登りてありし故に、残し置だろ

小代千代つるか代官として

重峯か京合職の申状に

一定宰府に登りしなるべし、

武藏の住人小代八郎次郎重申云々と見えたる

は、それか先は兒玉有大夫弘行といひて、武蔵國

兒玉郡を領して、有勢の者なりし故、後三年合職の

時、副将軍として向ひし、それか後を小代八郎行

といひて、鎌倉大將家につかへて、同國人間西

としたりしを、武敏唐河原に出向ひ、惟澄 手創や~

船より重ねて肥後國へ寄來り、 小代、 託麻なとを語より下國して、唐河合職にはあびたるなるへし、

らひて、託麻原にかいり、合志を経て菊池によせん

東風日上益城郡沼山津津唐川村といふあり

八重府

代、三村又次郎、其外數十人討取畢、次筑後國豐幅 代の者とも、初博多の大番せし以来、今川の國府逗

原合戰、介先懸被」切乗馬、畢とあり、此唐河合 留の折ては、 千代鶴が代官のみ軍役を勤め居たり

職の事は、此外にも小代文書に、菊池武敏以下凶徒 に、唐河原合職には、千代鶴の父八郎重峯、初

等蜂起之間、爲誅伐屬大將軍御手以去八月十八

小

自身出向いて、軍忠の申狀をさし出し子細は、

日於唐河合戰抽軍忠、とい同年十月九日の 代文書に、重將軍に属しまゐらせて上洛し、六月

小代八郎次郎重峯か申狀、また詫間文書に、去八月十 中西阪本、中尾、吉田河原等にて合戦の忠をいたし

八日、唐河原合戰之時、抽 軍忠之處、若黨彦三郎 申狀あれは、將軍御上洛の跡、武敏また蜂起せし

親顯討死畢、とS託麻彦四郎親元か、建武三年九 よし聞えし程に、将軍よりさし返されしか、雨峯か請

月十日の申狀ありて、其後八月になりて、今川 申たるかにて、七月のすゑか、八月の初頃なと、京

、久し武藏國の住人なりしか、行

平か五代孫又次郎伊重入道宗妙の時、肥後國玉名郡

野原西郷の地頭となされしよりは、道猷はさらにて、義長とても

一度も肥後へ寄來りしことはなかりしにて、太平記、

梅松論なとの説は、みな傅へ誤りなることしるかる

へし、また小代の者共か、六月十六日に、一日一夜、

前にまばして

玄今るなり

みな右馬助とあるば、

紫より上洛して、先程右馬助になりしなるべし、惟申狀、梅松

[記かにあ

夫な

の、長府より出されし御下知状に

つくしにのこされしころまて、

と

切

かれは多々良濱の後、

難太平記に、官軍四方の口々をさし塞きたりしかは、

將軍より諸將を遣はし破られし時、今川國と仁木

義長とを、四の宮河原に向けられしに、長は松坂

口、範國は三井地巡地藏に向ひて、軍したりしこと

見えたり、梅松論に擦るに、此軍は六月晦日の京合

職と、八月二十五日、阿彌陀峯合戰との間との事な

りしと見えたるに、義長すてい筑紫より返上りてあ

しにて、今川藏人大夫は、長か代りに差下され

大將なることたかなるへし、 瀧太平記に、仁木右馬

助長、今の右京の大

再従兄弟の 柄なり、

今範基川押ないふりの

〝柄り基ろえ

の

共大

は

はに

師の子

夫ころこの

申

人中な

ゅんて

見る押

とに

な

書

部にはの

巻

分系な助

兵脈 れ時

かち

川

書けるもの、

第

肥後交

法なな即け

に今川範氏貞世二人

輔れ所らははいとあり、京合戦の頃は、右馬助にてあ

宰府御在陣の間にまて打入たるを一面目にし、一先筑前へ引返しい
な

るへし、惟澄申に、同年八月十八日、肥後國唐河

合戰先畢、 次押 寄南郷城追 落一色右馬助入道

總門の警固をいたし候とあるは、道猷か博多の館の

總門の警固をしたることなれは、今川が手に属すへ

きよしの下知状は、すなはち博多にて渡したるにて、

小代の者共は、大番より其ま、今川にはつきて、肥

後へは歸りしなり、大将軍國府御座とある大將軍は、

則ち今川藏人大夫にて、市田口の關所は、國府の北

の方なり、此時今川もし筑後を経て、 まて打入

らんには、武敏必す筑後に出向ふか、山鹿、玉名の

間にて、一防はふせくへきてとなるに、さる事其頃

の文書共に見えされは、大かた今川は肥前地にかゝ

りて、船にて肥後へおし渡り、川尻より上りて、六

月廿七日より、七月十六日まて、國府へ在陣して在

しかとも、其頃までは惟澄は宇智山にて負ひたる二

ヶ所の手創、またまたくは癒えざりし故、それを

痛みて出向に及はす、武敏 合志なとへ支へられ

て、出あふこと叶はさりしなとにて、 えあふ者なか

し程に、今川は仕出したる事はなけれとも、此所

夫人

四九

代

引繁水了か丶るき

共

之し事

島花

・炙りて

明

んと思ふなり、

良野町上島取れ

来

ひひ、遂に筑後の鳥飼まて、賊の爲めに追撃ま池

河大不可ろ上

可退却して平塚原に及

前思方〝とてへ召

いる

長

せに

史

一四々 の今

六族郎謹其上川大

日

る

、

岡隔を

系

も、●烏れり炙りい何と次平戦六合

めして

方と塚今郡こう

と立

のやしな島合年

件てひのろ

の三は後こ野に三れ名に道城津大

星

ろ如謚日

忠

北木同時なに後木こみ申を座と司

ら知言御寺

龍

同十

月

`み

下賜御判、備末代龜鏡間事、右為誅伐菊池掃部助武敏以下凶徒等南
石の原筑の竹日 ら郡殺入津下木の本分万彌武以御

御石木建半驗

はに東奈河と郡筑奈ぬのてか増下郡宮有還鏡次去戊家年早旅之場

西郷よし、同年六月十七日、一色道猷より、小代長鶴

肥有間後如合菊

、

爲施弓箭面目、粗言上如件、建武三年六月日、承了花押(仁木義

小代長鶴丸代丹六義宗、以三个月十六日、一日一

上、欲早且任軍忠質、且依傍例、下陽御判、備將來龜鏡事、右去 蜂起之由有其聞、今川藏人大夫手可抽軍忠

丸への下知狀あり、また惣門警固之事、肥後國野原

し、藏人六夫實名見えす、繁國か一族なへけれと

京都の合戰こはくなりし間、京より義長を召上され

て、其代として今川藏人大夫を差下されしなるへ

を、肥後へ差向けし事は、尊氏卿上洛の後、山門、

か中狀ありて、六月十七日に、道猷か今川藏人大夫

令 夜介 宿直候訖、といふ建武三年六月十七日の義宗

口關所令警固候訖、とS建武三年八月の、同人

座之間、當國野原一方地頭小代長鶴丸代六郎宗重任,

被仰下之旨い自三六月廿八日、至七月十六日市田

か申狀あり、また關所警固事、大將軍肥後國國府御

の三てにいとの鳥はな藏五年近ひ所果史に塚の月見郡御下長爲同御四上

奈在ふあ筑和り人月にきてなし料も通原地日知平發賜ご施十越月

木兩りかる前村名 入十及ほろては見秀のを畢塚向御父弓六之廿欲

に村介所朝に抄こ道六ひと地か然活え軍合下承 原筑判近箭日時八早

さ在な倉てにのか日ての名字た忠戰津了然致後藤面 今日且

距てしら郡あ鳥中のはこな彼と本り狀あ郡花早合國備文目押御任

離まてんの久ろ飼狀合といのきなころと押下戰之末書寄供千軍

五たと内留三をに戦何なは安慣れさ及もあ之時代に彼之栗忠

里

邊菊 その奈はて市郡本れりとはり六菊 筑同は文全判 家鏡筑上致

平木るの鳥書ばしもし郎池或前國

て方 塚は、平南義に、地計皆と戦武は國武力は長協前期事関件戰

形んの立こ塚郷は同は知人一人敏下に雄兇右 こな備參候

條言所刻

三思に来猪あ方れさ藝は筑にと郡のろあ國原とに當狀構のい代 見 ` 即五

後位平隔地へり鳥として時にふふ書季

て粗

河し塚田なしと飼平な了にと植名門外

のの然へも原りす筑ふて古戦

塚間内又らと命と共前はは今披肥上

書

と村りいに爆れ知は只いにはにに三はも戦のそけ事國 あに露前し次於

奈全然あ兩ばれ下下ら所の松 ・建耶筑

これ

飼石立大木のらり所ととり座座ぬ見請浦 さ武

村の石字は三すしのももし郡郡にな文大三

ぁ南村平豬や外ぁ

せられたるものなら

三奈木にて始まり、菊池方形勢悪しく、漸次は聞えすして、小代文書に、菊池武敏以下凶徒等、

右の二筑二度の合戦の後、義長が肥後に寄來りには所見なし大候相げつと東

た義し風

たか又恐えり長て郎な入言參文京藏日は

宗ら道にと人本

重ん建者会關大と 武く係夫料

ろ殿年注來ろ差

警が六中廿も下

固さ月交日のさ本

の史て十名可にれ書

申料本七旨有はしに

状に書日 上あな京

のばに所洛らろよ

尼助源被さべり

時に有仰日ろし

花下限かとの二字を署し押也以と謹參由書て

上上を給可舉且ありしごと、長府て聞えし間、御供にありける仁

木義長を、道猷入道か加勢として差向けられしと見

さて其御跡にて武敏軍を起し安樂寺鳥栖原等の合戰

定思ろに出發せしちの

1

ならん

なんてひち警固を命

りと司うち尊氏が

義え

兵と

日

これまろす九日に博多

本書に十日前

司左

日卿|十一里計 もし範在九在延しても例富料府へ日件

黎民

整開

T

は日到

に

には、尊氏門司に居た前進。

之事・

氏せ色は月所

に

\ 源朝臣判.

松梅論の、三日

成る

あと源

五ととまり也右都

はては武成附ふ詫の思相思て薄は件國押ろ日りりあ洛田字

なにきさ思次建之寄思の後と義族とまなの如前花た三せ書いてと上新及

人尊博ろ偶三就門な磨事は詫共ふ

責上京都之狀如:

作り

長め宮殿

準

件ま

に

々もののれに早

前爲勳功

状

内

苅立十－身月民八宛是有哪位全能之落年跡下之蘇,知

営班志ろ話す知宮の期沙とよ速吉

す

り

しろきての作り手とす卯事な大賞状

と答えた補うこ

日

宮川辰

準備

同月三十日に至

されともこ日可令

曰く、

肥後文獻叢書第六巻

(公景)に、上 告げし同文の

佐義貞興業株伐事、所被下院宣也、

發向之時、可抽軍忠之状如件、

上三郎や阿説下香月向佐幡

太郎、七り用し氏武太氏にふふ、同、發門因

と氏優多、3年、司り七とるなら尊建付尊の甘いいた衛宮

がによ故其卯一門氏間十之てのた七郎(之親)

の司一には日金太一の限定!

り、前途の 功を

宰をよれと警交せたつ一席前判無田内管發て上る之に三もてい道こ任なれ

洛に内像ろ州書蘇汰もれ可川かひに先前史宰い三如氏所 を寄右のも氏府日府引 沙可氷をにろに花押(

と府川頭ての直一んし憂も状肥 居發什えたり、然るに太平記には、道猷を残されしことは

見えすして、長一人を留置れしといひたるは、二

東風日

郡臓

昔なから誤りたる也、

か月るい 道州の日も、此の文書にて明瞭なり時せ

は、優に

原龍造寺一分地頭

三や三國見龍造

な

奈

三

盛りう頭木東

奈

し文季あれ

戦は

狀

れは、平塚

大

に

風

五月十

合忠

に軍

は

前國の戦は、 託麻宗直

る安藝助太郎貞元にて、六郎藏人入道は、前に見

えたる安藝杢助貞鑑入道か末弟にて、助太郎か叔父

なり、義長か長府より引返して博多に着たる後、武

敏筑前に逆寄して、下座郡まて打入たりしを、義長

も馳向ひて防戰に及び、藏人入道が申狀には、

下座郡の下、戰地の名と、鳥飼、香子原の合戰の日と

を書落し、にや、只下座郡と計りいはんも荒涼にて、

兩所の合戰も、同日の事にてあるへからさるをや、

託麻宗直が申狀、下座郡合戰の事を、五月十六日、

三奈木原合戰と見えたるに、下座郡の戰地は、下

座郡の三奈木原なりしことたかなるへし、鳥銅は

筑後の竹野郡に鳥飼村あり、香子原も鳥飼に近き原

なるべし、

、

三池助太郎は、前に見え

長に随鎮西

ないふものにて、其の長府の出

し、

心入

せ出之時、 令供奉

仁木義:

間關よう

`心軍

B

殲

狀

け

蜂 た戦
木黒致
き
宮考可
稿彼
申
確
順
被
等
の
加潤堪の一木な押供
ち直爲落原
族
一等河再兵し
今崎ひ力か

原之日文兵包任

る清如族

ろ二三月之ばれ郡七御

に月大郎十時ゝとく賀月新

[大來廿

て廿功顯二

知日何成日生野 軍村七事

ら事一夜捕上のに日

・

十のて状思に景と之陣候黒向しり武の中件依龍四死又て了恐併畢兵直知等かふ執所

・事のはとあ在取畢木之も黒敏村有造月せ日城藤惶爲 根被しがくあ達々

巻な延元ろ黒いり所候 四敵の木多名と建其寺にし原謹此彼米疵 忠入り女蜂

ある元中木ひ候凶郎と等々にあ武聞文至にこ支宗言仁幸之訖そ義ヶ件起

への八な河筑之同徒以立もは戻てる四香りあのへ能 哉相所の月加へえ

中く戰年り崎庶後處十數下牧な濱年所にてら落居花建 房一其如志の來建問

八思はま以子地一百 ロリ官合以卵 ず城た押武生者訖上何厚永武

年は其て果下を鑑定日人當陣 軍戦こて月尚大山のると三浦にききは

のるのはし凶黒に善夜被時 `元に敗の知三筑友を頃際な年之小次夜と故間大三軍

條、幼五て徒木 御寄中屬れ地ら日後近越刻りあ十條田十廻いな分年家

にな弱十然と四黑族自方泉入せて頭る 國江え山貞

引りな五らあ郎木兼山十輩山年ろ退ない源也次て深又三池文書に、凶徒蜂起事、有其聞之間、所」差

元時な造とに上通取同間條にり年はろ定助而中人等候のもくろな藏郡筑くは

此しに龍は善能依内打 之五の時かり人早 後潜如

大相井にみ何

さま夫催黑出居

中にれ寺郎い二野敵候心 頼て

八てはちふ子伏陣畢合地治

年 書此由あ候之力下五元黒のの見り輩凶器狀ててな

押也城田書糧園ろ源先

即顯哉沒樹にのに花例

も條巾木延三えて不候徒及等に後退

出頼に四元耶た及點散相も木木川可以義をと

て治は郎二四れ適合引木々支去ま城 助抽下旗養い

たの老は年郎は子戰大城合に河軍凶をひふ

致

申極餘よ雨を引勢赤戰月久は野忠徒

防

ま程り人瀧川退於坂 しは龍け翌

はりのの造崎候山近御日く其先 造仍起た延以之兵上澤へリ

人進此人時衛略なた

宰上旨之次りる

相可間冥郎仍しは

に 房御有、返下六に

奉御天宰人月【真

兵行披②相一五る順

所 房城日も

長五や寺三畢中所方 宮のに上寺執之り元れ

本ろ命條う文耶云肝引打,筑方時菊妻一達由そ二は米内の秀

書時に申に書定々要退せよ地郡族如は年戦に了、糀様帳と見えて、尊氏卿は四月三日に宰府を御

備後證龜鏡、恐々言上如｣件、建武三年六月日、承

承座郡、筑後國鳥飼香子原合戰之時 馳 向菊池武敏以

下凶徒等、 捨一命抽軍忠上者、早賜御判 ｣ 爲｣

州赤間關御出之時、令供奉、去月十六日、筑前國下

給御判 ｣ 備將來龜鏡間事、右去四月廿三日、自長

殿、又安藝六郎藏人入道寂順謹言上、欲早仟軍忠｣

如｣ 件、建武三年四月廿日、高氏卿御判、三も廿御に發のにみ東小高之日 宰あまの師れ

り尊た別直し

氏な歸

さ上月くりせ

て恪大して上て大の司注ひ遍進隅しなと、宰府をはたせ給ひしなるへし、

東風曰、雰氏多々演にて菊池武敏に勝つや、九洲の將

御たちは、何さま梅松論の誤にて、實は十日前後に

か補任の事なと、御沙汰ありしことなれば、三日の

四七

三三狀

元

長いひたる如く、三日五日兩日の間には、阿蘇大宮司

次に司こ日としし耶内雄大な九

田歩

船日望

宮り征彌状の五を

ʼˋ雄下浦月

殺徵大知々十風

の日皆隅

月用附尊のは

廿とに氏

等武の々三十

弓洛郡ち

矢寝直

武りきての

藤者 ˋ由津 將

洲

對し大て風

し

へを

料友用

尊馬代と

氏鞍官しにの

な備

沙て向準

と

に

ひ右船あ

は

た承

の司は月 御

にえ

御かい日御立

長

のにり

狀1

以下

とれ

立 ありて、長門の府中に暫く御逗留にて、當所より

した

見

押花 出

出に

了備

し門

押承

長

挿入

後

直池町太郎

、い仍

續三し引略兩

も●賴時凶将甘、北宰花勝義に

行`徒?

武は毎汲一の同の府押寺貞よまひ

御と

行狀仕廿供之は太高佐してに

・夜月でほ日國門りに月

一郎

に彼

戦

俊

次を復か著玖

書廿三野し行可院合

合

風

月家着色 促被珠し爲に疑の

く磚聞の誤りなることを悟るへし、

城

珠

田に廻りて、筑前には引入りしなるへし、是等の事

て日田へ出て、便宜よくは玖珠を襲はんために、日

の後、合志、託磨なとを語らひて、日田まはりと稱し

を得さりしことを口惜しく思ひて、件の鳥巣原合戰

に引入りし故、右馬助入道は、さきに玖珠城にて、利

安樂寺、鳥栖原の戰に、武敏が軍利なくして、菊池

右馬助入道大將として、肥後國に差向けられしに、

し、其後武敏また國中に打出たりし故、其折もまた

大将にて、菊池、八代等を攻落したることは、正し

を併見て、尊氏卿の御上洛以前に、一色、仁木、兩

度落色軍交賴に含之興るたて菊に東傳

月抽期賴忠書行在花城 玖池了のかりそ珠再武り日

に致し伐も城ひ後珠時上隨事〈侃態後者去國に 三御到所取りのも下
致同十人せ賴 下城人めて念(夜五日上は廣抽宣戰名玖足起

きと不日次大資軍也の知珠し三

て退相下郎将忠始れに方た月

同

政之向 三 と状差はす攻敗ろよ

月

珠に攻将郎しと知遣と寄軍もり

城て固珠軍顯してあ件一野あせしの十

五

著城家直發ろ 色上ろしてと月

攻し連御か 向に建右文もや分見ま

圍丶々迄 せよ武馬書こう國えて

しま數于書建こしれ三助に参にへて

てた十十武とめは年入考書引

居此ヶ月三三道新書け入

た書度十太年思尊月於田ろり

ろに合二宰はの氏十豊右得は

こて戦日府二ろに三後衛さ誤十

四六

めな貞カ延見高高とりにら氏鳥しの助は同承上迄追畢道郎道手六國棟中か著城に月は敏

たか順(元知勝氏奮引下すの津時なと兵了者没罰 棟入春被月延惣軍と者のて廿りか

ろらにと々之寺 戰分り 叛貞約ろい大庫花 `落彼大父道被寄五入領思いは戰と後

も勸年上僭同せかます久にへふ友助押預之等友子見疵城日六相事ふ頼況是日い措

の或奨ろ八者都直したろ等貸しは系入 子之近最知左中共に行硯ば

とばせは月氏なて兄貞にとき 岡道令御旨江前記示之八一の察

月

見隙し十不去以り大氏順當共さ貞にか川不次攻 月同于去野この色と敗

高五可三下 義泰かりに後て順據四進相忝郎入一腕 大四中と爲範の軍

被

て何の勝日有月凶又も弟で英に貞かれ城郡 漏被城同協道九垂手月文ゝめ氏豐あし

ひな寺 御廿徒史重尊貞之時官順伯はせ入數下同中十二棟日水 十書なにか後りた

祚城る爾沙不四討料ん氏載にを軍か父し道浴箇將兵 月之亦の次於九にし廻肥しろ

原中心都彌審日伐にしにも従攻の父に貞こカ恩度軍庫終十條惣合日日｀丶り後日はこ

八しか道候以事見從ひ殺勝貞入宗と賞之家助軍二｀領戦田目はし國田と

幡り 圓歟後え伯ひ佐しに宗田のしと合教入功日豐如の同肥於安誤も安廻詫な

宮忍か此連自た父 野專乘は兵二ろあ目戰書道之之前存事時前

文出くの進以々最ろ秀父山ら我す 庫男かる安之以條夜國知あ合

書てて忠上此合前文直も合勢かる菊助にりに言道間下安攻り戦

に玖戰御旨戰集書と兄戦を罪を池秀貞 據上春凶同被心登之

◆珠を奉可 御に共弟の見を見武直順され如被發徒所攻院一間

豐郡城 功行有今堂にも時て償て時ととては件班向等合落五勵同前城家珠思原軍磨る

後はと所御度彼官皆節は大かいいこ 之當戰當郎愚九今 人城は等御宗

即刻

國騒し上致楯敵軍官義んにふふの 條城楯之城 忠月見最野にろの供直な

玖が永て承洛軍人にに軍のと驚探もも近

珠しく上了候忠豐足應典に何き題のの江

城`包洛

落賊圍す

人をせ

候後利しせ叛物し英あに次

之國左てしきた小時りて即

條政衛にてろまを

等苦らく貞

珠門賊 た賴攻其兵い

なの樂之磨き

りな寺時文を

書も

國又ん島大の知

御と栖ら

籠傍之同之十知軍初仲籠合仕かり

當賊國刻二訖忠合三りな戰軍

城田 日之戦しりのと忠さ

皆等中子夜中條之太は後あ状て

分間以之三息略 時耶誰然ろに日

見間郎丸自此豐道なる玖田

しれ順

日可知 五郎に前道珠の同ま

御郡督徒獨氏知尊めも

ふ!

征西大將軍宮譜一

下脱力

に三月廿七日と見えたれとも、承了

にせず、後ち攝津山崎にて恩氏を拒き諸玖珠城は、四 五

三日太宰府を立て、御進發ありし程に云々なと見え

たるは、いつれも皆おぼつかなきことにて、 多々良

濱合戰ののち、肥後の國にて合戰ありしことは、暦

應三年三月にさし出し託麻宗直か、建武三年以來

所々合戰の軍忠申狀に、建武三年四月十三日、肥後

國安樂寺合戰、同四月十六日、鳥栖原合戰、また此

前には大友文書に、玖珠城凶徒等誅伐事、相催一族

屬于右馬入道手可」致軍忠之默如」件、建武三年

三月十五日、尊氏御例、大友大炊殿、といふこと

見えたり、此大炊助は具簡入道か二男にて、千代松

丸とひしか、此前尊氏卿の御供申て下國した

東風日、

し後、元服して大炊助氏泰と名のりしなり、

大友貞宗の男に 泰と名のり、孫太郎、大炊助に式部

至り 脇屋義助の手に従ひ居

武三年十一月廿八日、藤原景能上、進上、御奉

行所、

、

後の玖珠郡に、武敏か興常人、城をかまへて楯籠り

仁木右馬助、松浦堂井國人以下を留められて、四月

常時S

に及 に尊氏に降

·敗績

かなる人の籠りたりしにや、何様大友が分國の内な

しょし、宰府に聞えたりし故、右馬助入道を打手の

大将として差向けられし時、大友か分國なれは、か

く氏泰にも罷出へきよし、御下知を加へられしなる

へし、其時玖珠城の合戰は、近地景能か申狀、

志賀文書、口口近地孫次郎景能、豐後國玖珠城合

戰軍忠條々、右建武三年三月廿七日合戰之時、舍

弟□□朝廣討死訖、同九月十四日、合戰の時、自

身被」、短腥版 其外數ヶ度□□、捨身命」抽軍

忠 之條明白也、迄 于十月十二日城沒落期、致

固,上、菊池掃部助發起之間、大將肥後御向之時御

供申、今在陣候、以此旨可」有三御披露候、恐

惶謹言其後程へて十月十二

れは、其被管なりしもの、近頃大友に叛きて、菊池 日、玖珠城を攻落したること見えたれは、三月の玖

に興黨せし宮方の人なるへし、右馬入道は、一色道 珠合戰は、武敏か後措なとしたりし故、一色 大友

猷が弟右馬助頼行、是はおもふに多々良濱の後、豊も一戰に打負けて、いつれも分國へ引入りしなるへ

つり、それをはおのれ一人の切について、是迄の罪

科をはうまくのかれんとはかりしなるへし、さて尊

良親王は、當時すでに中務卿に御任官ありておはせ

し事は、其頃の物にも見えたれとも、御品階の一品

なりしことは、何にも見えたることなけれは、愚説

をいか、あらんなと、うたかひ思ふ人もあるへけれ

とも、尊良親王は、後醍醐帝の第一の皇子にてわた

らせ給ふに、其弟宮尊澄、尊雲の雨法親王は、其頃

共に二品に叙せられておはせしかは、良親王の、

其頃ははやく一品親王にておはせしことは、うたか

ふへきことにあらず、さらはなと官職をは略きて、

御品階はかりを擧けたるそといはんに、親王たちの

御うへにては、御官職と御品階と、互に略きいふは

常の事にて、懐良親王は文中の初に、一品式部卿に

ならせ給ひたるに、當時の旨共には、たい一品親

王とかくれしか多くて、一品式部卿と、官品を具し

て書れたるいと稀也、すてに筑後國高良山所藏の天

授三年の御願文には、たい一品懐良親王と計御みつ

から署しおかせ給ひたるをや、○多々良濱合戰の後

の事を、太平記に、將軍則一色太郎入道道猷、仁木四

郎次郎義長を差遣し、菊池か城を攻めさせらるゝに、

一日も堪へす、深山の奥へ逃籠る、是より糖て同國

八代の城を攻めて、内河彦三郎を追おとす、是のみな

らす阿蘇大宮司惟直は、先日多々良濱合戰に深手負
たりけるか、肥前國小杵山にて自害しぬ、其弟九郎
はしらぬ里に行迷うて、卑しき田夫に生取られぬ、
穐月備前守は、太宰府まて落たりけるか、一族二
十餘人一所にて討れにける、是らは皆一方の大將と
もなり、父九州の強敵ともなりぬへき者なりしか、
天運時いたらされは、箇様に皆滅されけり、爾しょ
り後は、九國、 二島悉く將軍に附從ひ奉らすと云者
なし、梅松論に、則一色禪門、仁木右馬助、兩大
として、九州の輩松浦黨を先として、肥後の菊地江
發向す、彼城に於て散々に合戦をいたし、半月の中
に攻落されしかは、九國の間残る凶徒をなかりける、
また御上洛のをりの事を、太平記に、さらは夜を日
にきて上洛を急くへし、但九州をひたすら打捨て
は叶まして、仁木四郎次郎長を大として、
大友、少貳兩人を留置き、四月廿六日太宰府を打立
て云々、梅松論に、是に依て九國には、一色入道、

なるへし、原山は宰府の乾にあり、昔は僧坊多 武士共か、御在所に馳参りしも、昨日の合職に少貳

くして、四王寺の別所なりしと云ふ、今は寺なし、 か手に屬して、博多に向ひたりしか、いまた打ちら

然れとも中頃より、僭徒は宰府の配信に加はりて、 て、博多宰府の間にありし者共なるへし、少貳は今

今 原山八坊とてあるよし、筑前織風土記に見えた 宮の宰府に立ょらせ給ひしを、ひょく謝罪の便宜

り、尊氏卿多々良濱の合戰に打勝給び、それより宰 をえたる事を悦びて、いそ御迎に参り、折ふし怒

府に來り給ひ、原山の一坊におはせん事、梅松論に 集りたる筑の武士共を、宿直警固のため、原山へ

見えたれは、此宮の御在所も、大かた同所なりつら 参らせなとして、にはかに無他事」もてなしたてま

十二日に船上に聞えたりし程に、遷幸の儀をうなか

されて、同廿三日に船上を出させ給ひて、山陰道に

かいりて遷幸なりしかは、此事はやく土佐へも聞え

て、尊良親王 土佐を御たちにて、御船より御歸洛
ありしをり、御祈願の事ありて、宰府に御参りし
か、また御路の御用心に、九國の者共を語らひ付
給ひて、召具せらるへき御用意などの御事にて、御
船を筑前へ寄せ給ひたりしを、妙恵入道聞きつけて、
やかて御迎になと怒りて、 宰府の原山の僧坊に置き
まわらせ、まつ其よし近邊の武士に申觸れたりし程
に、雨筑の者共、妙恵が催促をうけて、太宰府に馳
参りて、原山の御在所に宿直して、守護したてまつ
三年の五月七日、六波羅すてに没落して、其事、同
んと思ふ也、妙恵入道は、共前々菊池寂何かにそ
むさ、大友と相計りて、寂阿入道を討殺したりしか、
其後京都の合戰、官軍頻りに勝に乗して、終に六波
羅を攻落したるよし聞えしかは、大友と共に大きに
恐れまといて、探題英時を討ち、寂を殺したる
罪を購はんとて、五月二十五日、大友と共に博多に
押寄せて、英時を攻殺したりしこと、 太平記に見え

たり、しかるに將軍執權次第には、五月二十七日、

鎮西修理亮英時被討畢と見えたれとも、宮の宰府に

御参詣ありしは、同月二十六日のことなれは、執權

次第の二十七Hとしたるは誤りにて、 太平記にSふ

ことく、博多合職は廿五日の事にて、其明る日、宮

は宰府へ着かせ給ひしなるへし、されはかく兩筑の

一品親王、去月廿六日、御座太宰府原山｣之間、筑

後國荒木六郎入道女子代孫太郎則馳參、

日、沙彌榮永上、進上御奉行所、」 筑後住吉文書

近藤イニ

御方にか、一品親王とて筑前太宰府に御座ありて、

近邊の武士をめされしこと、筑前、筑後の古文書共

に見えたり、筑前中村文書に、一品親王、自去月廿

六日、臨幸太宰府原山之際、筑前國中村彌四郎入道

永、勤仕宿直、令」付御著到,候畢、以此旨可

有御奏達也、榮永恐惶謹言、元弘三年六月廿四

株元弘三年帝伯耆より還幸の頃、いかなる

の上に入て寫たりしがそは北坂梨子惟定か状のの事なるへく曲

降は猶上に入るべき處のあるへく思へども

かいる印ありされば右印

十人討取畢、とあるを見れば、此坂梨子太郎入道に

て、孫熊丸は彌五郎惟長か子なりしにはたかふまし

く覺ゆる也、尊氏卿太宰府御たちありて、御上洛

ありし日を、梅松論には四月三日の事としたれとも、

右の文書共、四月三日と五日と日付あれは、此沙汰

ありしまては、いた宰府へ御座ありしことうつな

し、太平記には四月廿六日としたるも、誤りなるこ

とは條に辨すべし、日此の元弘三年の條の旬と木とに

惶謹言、年月同前、藤原資定上、進上御奉行所、下されしなといふ
めれとも、いまた一品親王をたし

かに、何かしの宮にておはせしと、いひあかしたる

説なし、依て猶考ふるに、此宮は一定尊良親王にて

おはしつらんとおもふことあり、尊良親王は、去年

の三月、高時入道か、帝を隠岐國へ遷幸なし参らせ

し時、此親王を土佐に、尊澄法親王を讃岐にと、御

明くる

仕御兄弟を同四國の内に遷しまゐらせたりしか、

」同

國上妻氏文書に、一品親王、 去月廿六日、太宰府原

山御座之間、筑後國上妻莊一分地頭宮野四郎入道教

心即馳參、賜=陣屋、令｣勤仕大番」候畢、以此旨」

可有御奏聞」候哉、 心恐惶謹言、年月同前、沙彌

心上、進上御奉行所、なと見えて、三通をから奏

聞候畢と、少貳妙恵か花押あり、此一品親王の御

初て鎮西

事を、雨筑の人は大かた懐良親王として、

御下向の事も、此年か始なりしといひ、また御下向

の早晩に心つきたる人は、懐良親王の前に、此一品

親王下向し給ひしことありて、無」程此宮は御歸洛あ

し故、其御跡に懐良親王を西征將軍になされて、

(荒木)

宿直付着到候了、以此旨可」有三御傳奏候、恐

四 二

征西大宮譜一

鄕城、坂梨子太郎入道宗喜、息男彌五郎惟長、其外

建武三年四月五日

見えたるに、此前延元二年六月の條、其后馳〃越南

右以」人所補任也、早守三先例、可」沙汰之狀如なるへくおもふことあり、孫熊丸か名字を坂梨子と

件、

可以令"早領"知肥後國阿蘇社大宮司職,事

阿蘇孫熊丸

押

下八郎入道々惠、相語惟時一族數十人、罷成御敵、

東風日史科に此の花押尊氏のなる。

阿蘇武藏三日

武藏守師直

守

舉申候之狀、依」仰執達如」件、

建武三年卯月肥後國阿蘇社大宮司職事、以子孫中之名字可被景か子にて、惟國か弟なるへし、惟澄か申狀に、市

名のるからは、誰か子そといふに、是も惟

尊氏卿それほといたく臆したるさまにもあらず、たい尊氏

卿に向ひて、弓を引かん事を憚りて、とかくちかひ

て行逢はぬやうにしたりしはかり也、是といふも詮

する所、千劔破の寄手の中より、尊氏卿に招かれて

六波羅攻に加はり、おもひかけす戰功を立て、過分

の朝恩に預りしことを、すべて此卿の抽推擧に

たる事と、深くかたしけなみたる上に、其家數代

武家の被管となりし癖つきたるより心ひかれて、か

いる首鼠兩端のふるまいをしたりしなり、後つひに

謀叛したりしは、はやく此時より根さしたる事なん

めり、

多々良濱御勝利の後、太宰府原山一坊に御逗

阿蘇

留ありて、九國の事何くれと御成敗ありし故、

大宮司か跡の事までも、かくは御沙汰ありし也、時

の大宮司惟直は宮方して、多々良濱の合戰に打負、

自害して失せたりしかとも、九國の兵を語らひ付給

ふをりふしといひ、前大宮司惟時か、元弘以來御方

に心をかよはしたることも、よく知らせ給ひし事な

れは、それか心を取らんとて、かゝる御沙汰にも及

はれしなり、阿蘇大宮司太郎入道は、此外に見えた

ることなけれは、さたかにSひがたけれとも、大宮

司太郎と大宮司太郎入道殿 東風日,上泡,阿蘇大宮

花楯籠南鄉城之間、押寄彼城、攻戰之刻、中略其後落

彼城,之時、道恵拜 大將梨子 孫 熊丸以下六十餘人

討取畢、なと見えて、孫熊丸を惟時か一族とあれは、

右の大宮司太郎は惟時か弟にて、孫熊丸はそれか孫

て

八幡へ降りて、なほも主の行方を尋ねんとて、傍輩

の坂本にあるには引かれて、たい一人隆資卿につ

申てありしか、後に隆資卿の八幡より天王寺に出

て、河内の東條へ落給ひしにも、猶御供申てありし故、東條にて惟時か十津川にある事を聞出して、十津川に往きて惟時には初對面したりし也、さて惟時かつくしへ下りしこと、此のおもむきにては、 + 津川よりたちに筑紫へ下りしてと見えたるうへに、其下しは何頃の事なりしともさたかならず、然るに興國に惟時か謀反せし頃、西室殿より惟時への状に、穴生邊、往事難、忘覺候、以日可」心緒」候哉と見えて、また惟時か御方に参りし事を、悦仰せられたることも見えたれは、惟時か延元二年につくしへ下向したりし後に、吉野へ参りしてといてはなかりしかは、帝の花山院より吉野へ潜幸なりしうに見えたれは、惟時も帝の穴太に落ちつかせ給ひしことを聞付けて、東條より穴太の行在所へ参りしか、其折西室殿にも見参して、親しく語らひ申しし事ありしなるへし、しからされは右の穴大往事聞えかたかるへきをや、今是らのことによりて考ふるに

穴太よりすくに下

惟時其時吉野まては参らすして、

したりしと見ゆれは、其年の暮になと阿蘇には蹄

りつきたりしなるへし、しかれは惟時は元弘二年の

冬か、三年の春かに上洛して、延元々年の冬までに

歸國したりしかは、四年はかり在京してありしなり、

しかるに其間のふるまい、いかにもあやしく、心ぇ

かた事のみにて、建武二年の冬、尊氏卿東國より

攻上り給ひしをり、遷幸の供奉にはつれ、家人にも

はなれて、人より先に坂本に落行き、明る年の夏、

將軍つくしより攻上り給ひし時は、兵庫の合戰にも

向はす、官軍の利を失いしことを聞いて、其折は遷

幸以前に京を出て、行方もしれず落失たるなと、殊

にあやしきふるまひなれとも、始終の事を見るに、

識を要す。

て入わたに引入り給ひし故、 惟定を従ひまゐらせり、原燃隆資卿阿彌陀かの破れより、又引かへし

それを四條と思ひあやまられしか、やかて、このまちかひを起しな

は、四條刑は勿論、此文中の八幡に御出とあるは、惟時のことなり
、は入らせ給ひしよし、 太平記 梅松論なとに、同や

ばこそ思の外にも存せしなれ、大和より八幡に行かれし

に

時、まづとあるも、肥後文獻叢書第六巻

四〇

勅命若くは四條殿などの「仰」ならで、惟時の命令(仰せ)

なり、され穴太に落ちつかせ給ひて、それより吉野征西大將軍宮譜
巻一

しかとも、さしたる合戰もなく、七月を過ぎ、八

月二十日餘になりて、將軍方より宇治の敵を拂はん

とて、細川の人々打負けて京に引入られ程、宇治、

八幡の官軍勝に乗して、木幡山、稲荷山を経て、今

比叡の阿彌陀か峯まで押よせたりし事、太平記、梅

松論等に見えたり、此時四條隆資卿をば、八幡にさ

し向けられに、惟定も其手にして向へきよし、

やったの入道をもて仰せ付けられしなり、やつ田は

四條殿の宗徒の御家人にてもありしにや、 さたかな
らす、やまとより入わたに御いてとは、其時四條殿
京伏見の通路を將軍の大勢に塞かれて、宇治より大
和路をめくて、八幡へ向ひ玉ひしなるへし、惟定今
の如く山にのみ籠りてあらんには、いつまでも主の
行方をたつぬへきたよりなしと、思ひいてありし
處に、隆資卿にして山を出て八幡へ向ひたらんに
は、主の行方をたつね出しもすへきよすかあるへか
らんと、悦思ひたりし故、思ひのほかにそんし候て、
わたくしの悦これに過候はし云々とはかきたる也、
八月二十五日のあみたか峯の合戰、同廿八日の河原
合戰は、梅松論に、八月廿五日、細川帶刀先生頼
矢津田入道は阿蘇の一族にして重臣なり、さわばこの「仰せ
三九
道
、四條畷其他阿蘇家に、關係なき人と思ひあやまられし故なり

れり、そば

」

淀、竹田の官軍を追拂ひて、木幡山、稲荷山を峯傳

ひに、阿彌陀峯の後に廻りて、官軍を追落されし後、

同月廿八日には、山の勢最後合戰すべしとて、御旗

を申下し、引き笠しるしに附けて向ひたりし

かとも、将軍方近日の合戰に、雨度打勝たる機に乗

して、重ねて打勝たりし程に、其后は洛中の合戰は

なかりしと見えて、委しきことは梅松論に見えたれ

は、こゝには省きつ、むかへあふみみる寺御敵さしふ

さき候しとは、九月の中旬より、小笠原貞宗は東山

道より、佐々木道譽は若狭路を運りて、近江の國へ

打入り、山門の兵運の通路を塞し事、太平記、

梅松論などに委しく見えたり、二書共にむかへ近江

路にて軍せしことのみ見えて、三井寺の事は見えす、

はいつれも聞きもらしたるにもあるし、太平記

には、隆卿は阿彌陀峯合戰の後、八幡を落ちて坂

本へ参られしと見えたれども、其後入わたに四條殿
は御入候し、またむかへあふみみ寺御敵さしふ
き候しかとも、四條殿にそひまいらすへきよし、仰か
ふりしうへ云々とあれは、
思ひのほかにそんし候て、わたくしの悦これに過候
はしとはせまいり候ところに、いまよりは四條殿御
手にてかせん仕候へきよし仰下候間、八月廿五日、
あみたかみねのかせん、 同廿八日、かはらかせん仕
候ぬ、そのいちやわたに四條殿御入候し、またむか
へあふみみ寺、御かたきさしふきて候しかとも、
四條殿にそひまいらせよと仰かふわり候うへ、又上
の御ゆくゑをもうけ給候はんために、人にはさかも
とにとゝまられ候しかとも、北坂梨これさたはかり
こそ、四條殿御とも申候て、入わたにまいり候て、そ
れよりてんなうしに御入候し、それまて御とも申候
て、上の東條に御さ候し處にまいりて候へは、なほ
四條殿にそひまいらせ候へきよし仰かふり候て、と

うてうまてそひ参らせ候ぬ、そのち上とつかはに御入候しに、御とも仕候て、身のくんちうこれにすき候はしとそん候しに、つくしにくたるへきよしたひ御ちゃう候しかとも、上の御せとを見まいらせ候はんために、とこう申てまかりとしまり候て、上ちんせいに御くたりの時こそ、まかりくたりて候へと、見えて尊氏卿つくしより攻上り給ひし時は、

は語りしなるべし、宰相律師はいかなる人にやさかならす、惟定を此上は主のあとを追うて、つくしにくたらんとしたれとも、道ふさかりて心にまかせさろうへに、惟時かつくしに下りしといふ、たしかならぬこと故、山門遷幸の御供して山へまゐり、四條中納言隆資卿に就きて、惟時代官なるよし申て官軍に加はり、六月二日の坂本合戰を初めとし、同月晦日の京合戰て、数ヶ度の合戰に随分の忠戰をつくしたりしか、其後官軍を四方の口々にさし向け

られて、兵粗運送の道路をさし塞かれしかは、將軍か

た難儀して、其道を開かせんとて、諸將を諸方の口

々にさし向けられ故、日々口々にて小軍小腕はあ

たに

惟時は兵庫には向はずして、惟定以下の家人はかり

さし向けたりしか、兵庫の合戰に官軍打負たる事を

聞きて、いつしか都を落ちて河内の東條に忍び居た

しと見えたり、それ故惟定ら兵庫より洛せし

とも、主の行方をしらすして、宰相律師といふ人にあ

ひて、惟時か行方をたつねしに、此人もたしかにし

されとも、惟時の都にあらさるを、つくしにこそ下

りたらめなと、人のいふを聞きて、其まいを推定に

そんし候て仕候か、したかてやまとよりやわた

坂本行幸は、上下よくあはてたるさまなりと見に御いて候とて、やったの入道もて仰下候し間、

られ故、惟時は内侍所を懐きたてまつり、行幸に

殿御目にかしら候ぬ、これしかしなから、上の御た

ところそのやんにちったろ峯にはいかつ四條

本より神官の

阿蘇大宮司館、

一本には上の御代

官のよし申候て

ころそん仕候はぬ間、さいしやうのりつしの御房に

申狀に、筑前國下座郡、豊後國日田莊地頭職事、右

莊園者、去建武三年、山門臨幸之刻、惟時依敕定忝

奉懷内侍所、東坂本彼岸所奉」入之間、勸賞に被

行、下賜綸旨 ı 畢、「

たつねまいらせしところに、ちんせいに御くたりの

やかてもまかりくたるへく候處に、み

よし承候間、

ちの程たやすからす候うへ、しやうくん方は間

ふねかいたうまからくたり候

とにちんせいのみち、

へきたよりなく候間、山にきみの御とも申候て、四

條殿御目にかいり候て、阿蘇殿御代官と名のり申候

さかもとかわらかせん、しゅか

申と

見えたる、本新の所領のことにて、すなはち前年十

二月に、阿曽品入道を郡浦領總政所職に補したる

ことにて、其時の惟時か状に、肥後國郡浦毗領井得

用跡田畠在家浦山野等事とある、郡浦領は本領に

て、得用名は新恩の地なるへし、されは惟定父子は

家人なれは、所領をは惟時よう宛行ひたりとも、惟

頼は家人ならさりし故、所領をは公家よりたちに

沙汰し付られしなり、そののち京都御とち候て云々、

とある御とち心ぇかたし、とちはちをしひかめ

なるへし、此時の事を推澄が正平十一年六月の

臣とちはたちか

もかせん仕候て、京都に参候、上の御さのと

えて、惟時もせん、御方~ちまけ候し、われ

は、此のくちにもほん領と申 しん御をんと世二日、左沙辨、と見えたれは、惟時は内侍所を具足奉りたらんには、行幸の供

奉をこそ勤すべき事なるに、おのれ一人行幸に先

ちて、坂本に落行たるうへに、従者共もちりくに

なりて、主の行へを見失ひて、山々をたつねさかし

たるにて、其時のさまおもひやるべし、惟定が狀に

云、そのいちしやうくん、ちんせいよりのほらせ

給候時、ひやうこの先立まゐらせて、坂本へ参りしと見えたり、此時のめを候て、はこね山に御むけ候くしたかて御

ま

ところをそんし候て仕候きとある、御をんのところ

九山にもか思田

ろ有に其全文の始末をしらしむるなり、

り行と見えたるにて

り夏て、かつか

引出すべき

ころ、しきも

にてり

うよりはしめ

うといひ

元弘

當りたる所

旬

惟

はた故入

つけたれば、此間

て道しい

出跡、十べう申い

申

の時た文に

う

名候

惟時か○

箱見引も事こたろとときさい

此

いりぬ名給、いよく惟頼は正しく

、

しありし故、尊氏卿御謀叛のしたて、さかもとに上りまいり候ぬ、われ(御さの

公文を出さ供仕候て、わたくしのいちめいををします、ちうき

よ

故五ではの二三

此へい分

あふ後國の御家人にて

2-跡14

依は帯状判

て分分り如山

中條如件、建武二郎

五日

れ

又三郎跡五分一

申

輩

同

代以

本

耶

てれ之代月共年八

をばた横へ〃十歌

出なる山の七沙一入

てい、五ぁ太右六彌

しさかに以下日汰月道

故 れて下狀居心

公には右護四相去入り宰莊の於局に國武門れて、所領を沙汰し付られしと見たたかいる故んをいたし候ぬ、これしかしなから、御をんのとこ

ろをそんし候て仕候き、そののち京都御とち候て、

きみ山にさやうかうなり候、したかてきみよりささ

時、惟頼には別勅の綸ところをそんち仕候はねとも、山々たつね申候てま

旨を下されたりしなるへし、されとも一族なりし故、東國に向ひしときは、惟時か

手に属して軍をはしたりしと見えて、○上島彦八郎

惟頼申軍忠事、右今月十一日、於筥根山城攻寄垣

眉上

致合戰惟頼被疵、 如此致軍忠」上者

腰骨

爲後規爲給=御一見狀、言上如」件、建武二年十二

月廿七日、承了、花押、又今月十一日、

於根山攻寄垣楯際致合戰忠節、兩所被」候

之條、令承知候、仍狀如」件、建武二年同月日

惟時能、上島彦八郎殿、なと見えたり、また惟時が共

頃の事は、阿曾品惟定か訴狀に、故入道にて候も

の、あひともに京都に御供壮候て、よるひる心のひ

まなく、くん忠をいたし候ぬ、そののち將軍御むほ

んにつきてほうこうのち、 此状のくちは阿蘇品六郎惟定講言上〇早郡浦案を得用

と申、御心さし身にあまり存候、したかて惟

す ぐににた長粗此月 峙し事 ぬ

根入し事に一の

合其れきい状を一とん出ろは此は出を箱根山合戰には、惟時かみつから向ひたりしこと

もさたかに、上島惟頼も惟定も、同やうに惟時か手

に従いて、向ひしともしるかるへ、されとも惟

定は、始は一族なりしか、其頃は父の入道と、共に

家人となりてゐたりし故、 はこね合戰に、一命をを

家人となりてゐたりし故、はこね合戰に、一命をを

しますま忠勤せしことを、これしかしなから、御をんの

定性とを候

あまり

れて、文さん候得

ほど今まあう領し差上したりとも聞えさるうへ、肥後國御家人といひ

たるをおもへは、惟頼は本より惟時一族なるにはた

かはされとも、はやくより鎌倉殿の御家人となりて、

この頃旗をたていゐたりしと見えたり、されは其頃 肥後國横山吹

横此肥打ちのなの誠惟宮

司大

豊前の

た利道肥

貳妙惠

武時

せ任○當

あたれてたしとしたた豊

しもるべし、ます

て、

弾正忠明行といふ ふ人の

りに書ない

、

ふはりもして正さまり

惟時が京より召上しいにもあらず、 又惟直か國より

居り

な

は惟頼が参りしは、

されしてもあるにや、しかれないえ

前

衙

少前右にな法所各

堺

の

見えたり、

直

所より、

おもふに還幸の後も、御用心の爲口國の軍勢を召決断所より、豊前守護所年十二月十七日、豊前國の國宣、同月廿二日の雜訴

ありし後の事なり、惟頼其頃やう!馳参りしは、

また惟時への綸旨と同文にて、上島彦八郎惟頼に下

にてもあるし、

れを主として御家人とは名のりたるにか、こはい

は鎌倉もすてに亡ひて、將軍とてもおはさねは、た

かく追々に綸旨を殺せられしなり、また本書

同

時に同事を度まで、追綸旨を出されしも、心えかたき事と

あれども、是は一つは父惟時に賜び、一つは子の推直に賜ひたる

されたる右中將奉の綸旨あり、惟頼は惟時か一族に

て、鎌倉へも惟時か手に属してこそ向ひたらんに、か

く別勅を蒙りしは、是また心えぬことなれとも、阿曽

文書に、肥後國御家人上島彦八郎惟頼、馳參御

方候、以此旨可有三御披露候、恐惶謹言、元弘三

年七月十日、宇治惟頼、進上御奉行所とあり、裏に承

了と尊氏卿の花押あり、此到着の申狀は、七月十日

とあれは、京、鎌倉のも落居して、伯耆よりも還幸

と心得かたきやうなれとも、公武兩立の世となりし

後は、天下の武士、大かたは鎌倉殿の御家人ならぬ

はまれなりしか、何某殿の御家人とSはて、たい御

家人とたにへは、鎌倉殿の御家人といふこと、い

しるしかりしか、おのつから世のならはしとなり

て有しゆゑ、鎌倉七ひていく程もなき間のことなれ

は、惟頼も其舊習に別れて、何心なく猶御家人とは

明くる建武

稱したる也、惟頼此時の功労によりて、

元年十一月廿六日に、豊前國萱津又三郎跡五分一を、

動功の賞として宛行はれし、左衛門佐奉の綸旨、同

への牒なと直に、阿蘇郡四至堺の事御沙汰ありし時、雜訴決断豐なかべり國ろ國ののたかにみと阿所

山の明るいなるまあ守蘇

次守行なるりかたり護郡

郎護ろこてな國て所四

太職常べときと至

郎はし其かの決にのの國時間前の國の花器

と、見

明茶に弾かりしと見えて、

畑利、上島彦八郎惟頼、局間野潮五郎入道上意、

はなはる前後思賞事、歸參之時、急可有其沙汰」之由、所」被仰

下也、可被存知、悉」之以狀、十一月廿二日、判同

上、阿蘇大宮司館、また、足利尊氏、同直義已下盟、

有反逆之企之間、所、被誅罰」也、阿蘇前大宮司惟

時、令」發向鎌倉「可」致″軍忠者、天氣如此、悉

ナシイ

とある綸旨を下されしに付きて、郡浦の社領も復奮

したりし故、翌年になりて、阿蘇品入道を初郡浦

の政所職とはしたりしなり、後に彼家四ヶ領とい

ひしは、阿曽、甲佐、健宮、郡浦等の四社の神領の

ことなれとも、此四ヶ社領も、右のことく中頃は、

公家、武家より大かたは押領せられて、わつかに南

郷の内八ヶ所はかりを、懸命の地と所領してゐたり

しを、元弘の功勞ありしより、本のことく四ヶ社領

を管領して、やうに強盛の家となりしことは、

しかしなからひとへに元弘、建武の朝恩、大かたな

らぬことにてありし、さて其後尊氏卿御謀叛のを

までも、惟時はなほ在京してありしと見えて、

相催一族、發向鎌倉、可致合戰之忠、歸参之時、別

可」被」行勸賞之由、所」被仰下,也、悉之以狀、

十一月廿二日、花押、阿蘇大宮司館、」○注進軍勢等、

肥後文獻叢書第六卷

はさ京か日の狀二個共、

に中こか建て、、、、

に豊将とく武さ榊なにこ時に一の人記前又京月兵々に朝

長に大都十をあ

に賜島を九下の東の都へ時に廿貞親会さに痩せと個

に賜五が王々る中せ中十乗り家尊に絵文かる弘貞を出す一二は親あり、大軍既に鎌倉へ發

五月び

二

賀十及

能貞へ日し綸旨も賜九日に萩の都野信保に賜び、

甘二日の輪

・-將奉

にのしって書をと事の其い

文書り裏臣軍のう

と

記賜旨秋

朝日やにし

日同ろ

りにに日の上九ろろぺ

廿、

建武

めてと

r

しふる

據貞

下道右二下あ武卯は前に義

共

ま

しろろ

貞

つ大臣務ざ

算しかたを出会狀

の

だ

東風日、本書に十一月廿二なるべ

撮りて考

本

ひ次の發さた討京國之日

日

愛二

へかたし、

廿て登著にはいなかのへ東

十三 すしはしひろき身ろ風た

か

之、十一月廿五日、右中將、」また同月廿八日同文に

て、右少辨奉の論旨あり、但前文阿蘇大宮司か名字の處

名字なくして相催一族とあり、

初の二通は綸旨の體にあらず、されども花押何人の

なることさだかならす、おもに大将義貞朝臣の下

知釈にて、花押も此朝臣のなるへし、花押藪に載せ

たる義貞朝臣の花押とは同しからされども、古人の

花押一體ならざるもの多けれは、一定是も義貞の一

の花押なるへくもおほゆる也、されとも綸旨に先

たちて、かく沙汰ありしも心得かたく、また同時に

同事を兩度まて、追て綸旨を出されしも、心えか

たき事なれとも、かいる事は當時さるへき故よしあ

ての事なるへけれは、後よりはいかにともわきま

かすめとられ、たうし

やの御ねんく、しんようまいをうちと〻められ候を

云々、といふこと見えたれは、甲佐の社領とても、

かく武家よりも、また押領したりして、本社、健

軍の所領とても、全く所務せしことはなかるへし、

それ故前に引きたる元弘三年の綸旨に、甲佐、健軍、

郡浦等三趾、止 本家領家之號」云々、といはれたる

にて、建武記に元年五月七日に、定出たされたる武

者所輩可存知條々の中に、一諸國三宮事、本家並領

家職事、可」停止其號之由、以前治定了、本家領家と

いふこと、大かたは同しさまのものなるへく覺ゆれ

とも、本家並 領家職とあれば、やけちめのあるに

故實澄

司に加補せられたるまでにて、甲佐のことは沙汰な

し、其後建久七年に、鎌倉殿より惟を阿蘇三社大

宮司に定補せられし以後は、代々三社の大宮司に補せられたりしかとも、建武元年甲佐宮權大宮司惟平か訴状に、ひこのくにもりとみのしゃうの中、こさねすみのしゃうきう三ねん正月十八日、かうさのみやの神りやうたるへきよし、けいやく候事、けんせんに候、しかるにさりぬるぽうちのころ、くわんとうのけむるをもて、したちを111 111

本家宜秋門院御跡、

や、岡田帳に、戸次莊九十丁、

地頭職戸吹太郎時頼、同次郎重賴、利根次郎頼親、

各知行存知、高田莊、 領家城興寺地頭三浦介殿、

牧村二十丁、領家三浦介殿、地頭御家人牧三郎惟行

法名念昭、大炊六郎能重論」之、なと見えたるに依りて考ふるに、本家とは、院宮などの御莊に、預所地頭なとあるうへより、其院宮なとをさして本家といひ、領家とは、公家、武家の荘園に、地頭をおきたる上より、其領主をさして領家とはいひたるにはあ

らぬにか、さたかならず、猶考ふへし、また郡浦は
久安六年正月廿三日の宣に、近隣士民の亂妨をと
めて不喩の地とし、臨時の役を奉免せらるへきょ
し、留守所へ施行したりしてとあれば、こもまた、
昔は大宮司管領の地にてありし事さたかなれとも、
治承以前より、一向他家の所領となりてありしと見
えて、建久以後の文書ともに、甲佐健宮の事は所々
見えたれとも、郡浦のことは何とも見えたることな
し、しかるに建武元年十二月に、惟時より一族の阿
蘇品六郎入道を、郡浦の總政所職に定補したる下知
狀あり、前年十二月の甲佐、健宮、郡浦等三社云々
え、承曆二年より久安六年まで、六十九年になれは、
久安の大介は、承曆の大介か子なるへし、また建久
六年の國宣の在廳連署の中に、權介肥宿禰といふ名
字、二人まて見えたるは、いつれも寛弘、承曆の雨
介か子孫なしなるへし、さて寛弘の注文を、後證
のため承曆に、在廳より阿蘇庇大宮司へ施行したり

しと見えたり、其後治承の頃にいたりては、阿蘇郡

一圓なといふはさらにて、共南郷はかりたにも、

さねて管領したる事なかりしと見えて、前にひた

ることとく、南郷の中にてわつか郷村十ヶ所を領し

たるは、心得かたきやうなれとも、右の元弘三年十

二月の綸旨と、同時に副へて出されし綸旨に、肥後

國甲佐、健宮、郡浦等三社、 止 本家領家之號付本

可亅令 管領、と見えたるをおもへは、治承の頃は、

朝權Sょ(かろくなりしょり、朝紳各々營私の謎

をのみ事とせられし程に、諸國の莊園年々に多くな

し程に、阿蘇郡も大かたは、公卿の所領となりた

りしと見えて、南郷の色見、鳥山の二村も、其頃は

中院家の御領となりてありしを、武家よりまた地頭

を置きて、承久の頃は北條義時其の地頭にてあり

の預代と地頭代とを、惟次と七郎惟時か子息とを補

これは當時岩坂郷は權門領

したる時政か下あり、

なしを、時政そこの預所と地頭職を兼てゐたり

し故、惟次ともをはまた我か代官としたる故、家

のやうに使ひたるなり、しかのみならず、昔は阿蘇

郡の外に、健軍、甲佐、郡浦等三社にも、定まれる

神領ありて、みな大宮司より管領してありしことな

るを、惟安か時には、郡浦はさらにて甲佐凪までも、

他人の所領となりてありしと見えて、治承に、中院

家より惟安を補職のをりは、阿蘇、健宮兩社の大宮

とは別人なり

しかとも、古来よりの神領なれは、よし時また地頭

職を惟次に避譲りしてと、承久二年の時か狀、嘉

祿中の泰時か狀なとに見えたり、惟もかくやうや

うそこの地頭とはなりしかとも、後まて獪件の二む

らは、中院家の御領なりしと見えて、當時そこの領

三位入道の事 また考へす、堀川大納言

家入道三位家 一族の

し、東 三位入道の

たいすとあれとも、下に子息少將国定とあるに繰りて考ふれは、

三位入道は、其父家定の事なるし、家定は前に舉けたる堀川大納

定房の孫に、定忠といふある其人の子なり、三位左中將

より、第

となり、阿蘇は此の家代々相傳の領地なりしなるべし、

の末女あるにゆつり傅へらるへきょし、子息少將爲

定への置あり、また建仁三年三月、南郷、岩坂郷

三二

征西大將軍宮一

寛弘八年二月十一日注申

高橋犍

苔乃犍

頸黑明神 伊坂明神 神御門

身乃生明神是則出現神明之時事也

北境

日向國令越給路通字

白多宮

納殿

仁口

竈麻生三辻

神禮

小川

野立石

二牟廣禮楗

國見

村枇枝折

恩乃楗

鞍楗山

西境

部斷楗

烏丸楗

越木原

南境

神野

長野東

山口

仁多津東

河原

中上津小木東大路

瀧水大路

部立

瀧下

勢河内

宇保山

東境

をしていはれたるにて、其國宣とは、阿蘇郡四境

注文、

紙にはしたこと故、今は改

柱楹山之北日田境

は、すべて阿蘇の神領にて、いはゆる神郡にてあ

りしと見えたり、しかるに寛弘の頃、郡堺の事に付

きて訴訟なと起りし事ありし故、時の國司より、

境の四至を糺明して、國府より宰府に注し申しゝな

るへし、使とは廳の官人を、史務の事に付けて、

自他の國へ遣すを使といふ也、介肥、大介源朝臣

なとあるは、それとも、在國司ともいひて、初

其國の介以下の閫司になりたる人、任滿の後、獪其

國に留り1:1 1

居て、子孫までも代々其頑職を相續してあ

ることにて、久安六年の宣にも、大介源朝臣と見

あ圓注

郡村と見えて、是即承曆の國宣なり、國宣とは國府の廳

宣といふ意にて、たい願宣と計いへは、院の廳宣、

捻非違使の廳宣なとありて、まさらはしき故、國府

の内よりは、たい宣といへとも、外よりは國宣と

いひて、他の聴宣にわかちたる也、 今右の寛弘の注

承暦の國宣なとに據るときは、往古は阿蘇一

承曆三年二月十四日

大介源朝臣判

別に大したる也、

くかれ

注文、廳宣共にみ

は

任先年注文所」成三宜也、原書と総宜とを一紙にし

國使介肥判

是は前年に義時世をさて、 泰時其跡を相殺したり

し故、繼世のしるしに、泰時よりも亦安堵の下を

出したるに、陸奥前司入道は、即泰時か父の義時

なり、惟次より後は惟義、惟國と相織したりしに、

代々みな前例に依て、時の執權兩六波羅なとより出

し、安堵の下とも、安貞二年泰時か下文、文暦二

年經時か下文、弘安十年時實か下あれとも、いつ

れも前文に殊なることなく、くたくしけれは省き

ていたさす、たいし所領の郷村、惟義以下は永野、

世田村を除きて八ヶ所に過きす、たい其中惟か時、

柏村を除きて南阪梨子を加へたるのみたかへり、惟

時、惟直に相織の間の事、兩度なから鎌倉の下、惟

國か譲状偲はらされは、共和績の時日、領所の多少、

ともにさたかに知りかたけれとも、相織の時日は、

元仁二年三月五日

下久木野 大野

右人件所職所領等、任 去承久二年九月十四日故陸

奥前司入道殿之旨、無相可領知之狀如件、

以下、

草部

柏村

永上久木野

世田村

野

荒木

肥後文獻叢書第六卷

前にも粗いひたることく、惟直は元弘三年に、すて

に大宮司に補せられて、千劍破に向はんとしたりし

かは、此父子も是まてのことく、所職、所領共に北

條家よりの下をもて、沙汰しつけられしことしる

かるをや、されは大宮司家の所領といふは、中頃鎌

倉の世より、阿蘇郷の中にて、多き時十ヶ所、後に
やい滅して、八ヶ所に過さりしか、惟時、 惟直か
時、元弘の亂おこりて、惟時父子宮方にまゐりしか
は、惟直最初に、船上より阿蘇郡一回、舊例にまか
せて画家に付せらる、よしの綸旨を、元弘三年四月
二日給はりしより、惟時も氏卿の手に属して、六
波羅を攻めたりし戰功を賞せられて、豊後國大佐井
莊と、筑前國下座郡との地頭職を、一族等に支配す
へきょし、綸旨を元弘三年十二月三日下されしかは、
やかて一族十餘人を惟時より支配して、それに
沙汰しつけしなり、是よりして大宮司か所領も、や
うく廣くなりしそかし、此時惟直に下されし綸旨、
阿蘇郡一圓舊例にまかせ、家に付らるとある舊と
いふは、其年十月重ねて下され綸旨に、阿蘇郡四至
堺事、任承曆宣、可致沙汰、とある承暦の國宣
征西大將軍宮譜一
此下所職の署名書法例にたかひたれは、前のこ

とく本文にはあらて、例の後に略寫せしものなるへ

し、此時惟か改補に逢ひたるはいかなる故にて、

其折補せられし他人とは、誰にてありしにや、すべ

てさたかならぬ事なれとも、依爲任とある任の字の

下の闕文は、もし限の字なるへくおもふことあり、

もしさることならんには、昔は諸の大宮司は、六

年を限りて任滿とて、他人に改補せられし、三代

格に、延暦十七年神祇官符云、神任神主、限り六

年相替者、また式部式に、諸神宮司井樞日廣司、以

六年爲任限なと見えて、鎌倉頃まて、共舊例な下 宇治惟所

ほのこりて、惟次を其任限か任例かにて改補せら

れしにはあらぬにや、しかるを供僧減等か訴に依て、

皇太后大進藤原朝臣花押

源 花押

平 花押

等之

右件職、依爲任□雖、被補他人、今依供

所仰如

申還補 本職「可」令」執行社務之狀、

件 社家宜承知、敢不可遺失、以下、

正治二年四月十九日

二九

阿蘇社大宮司職

下田

中村

可:早領 掌所帶所領等 事

花押泰時

また惟を還補せられたるをおもふに、昔は六年に

て改補のこと行はれたりしか、いつ頃よりか其事す

たれて、阿蘇大宮司も氏人の中にて、惟か家のみ

數代大宮司職を相續し来りしを、其頃一族の中に、

其事を心よしとせるものありて、六年改補の舊例

を引きて公に歎申したりし程に、つひに其請もたさ

れかたくして、一旦は其請に依られて、惟次を改補

せられしかとも、年頃の供減等、新補の人の被管

となる事を嫌ひて、如」本惟を還補せらるへきょ

し訴申たるに依て、此度は新補の人の任限をまたれ

すして、又かく惟を還補せられしなるへし、 其頃

まて父惟安もいまた存生してありし故かゝる相論

に依りたる還補なれは、後日のわつらひなからんた

めに、また譲状を書改めて、惟次に奥へおきたりし

なるべし、此後義時没して泰時か權の最初に、ま

次に興へし安堵の下あり、

はらさるなるべ

宇治惟継、

所領相織の事は、代々皆

其後のものは一通も見えず、

補任 大宮司補任せ職事

年六月の政所の下

へけれとも、阿蘇文書の中、右の建久七

をもて、すてに補任せられたる事なるに、今又時政 是義時か下文なるに、此中に惟泰か所領を惟次に譲

より其下知に及ひたりしをおもへは、惟泰か鎌倉殿 しこと、建久七年正月廿三日と、正治二年十二月

の御家人となりしさい所より、時政か家禮となりて、 十四=との、兩度の譲狀ありしよし見えたるは、此

官途所領以下の事、すべて此人に就きて物せしと見 前建久七年に、惟すてに大宮司職に補せられた

えたり、さればこそ此外にも、阿蘇吐にかしりたる しを、いかなる故ありしにや、暫く惟を罷められ

難事を、前後時政か一列にて沙汰したる下文下知狀 て、人を大宮司職に補せられし事ありしを、また

等、猶數通見えたり、それより後は大宮司職補任の 正治二年に、惟を還補せられし事あり、

事は、前のことく、鎌倉殿の政所の下をもつて、下阿蘇三社 就供等所

惟か大宮司職は、此前六月十九日に、政所の建久七年八月一日

平時政花押

ぬ

柏村

下久木野 大野

草部

右補任彼職如」件、但於三十二月溯井上分稲事」

上久木野

世田村

永野

中村

職

下田

補任

補任

の事下知状あり、

下

たる補書置きるか残りて、

殘

ふる所は、本書にはあらて、後に寫つきたる時、所 北條家より、私の下もて沙汰し付けることに

職の人の署名を略さて、政所と計二八

肥後交 叢書第六巻

にてもあるへし、同時また北條時政よりの宇治惟次所、花押義時、

可 早領掌所帶所領等事

阿蘇社大宮司阿蘇社大宮司職」事

者、可爲三大宮司沙汰之狀如」件、

右職職の字の上所字を書落

所領等、任去建久七年正月廿

三日井 正治二年十二月十四日親父惟泰之讓狀無相

可」个安堵之狀如件、

下文

られしなる散亡して征西大將軍宮譜一

二七

東風日、此に 惟安は、堀川源大納言具口の御家人

は、右の治四年の下文によりて、断定したるものやうなるか 是は下文の書法にはたかひたることなれば、今の傅

たい政所とある計にて、政所の所職の人の署名なし、

任せられたるにて、惟安が堀川殿の御家人なりして

とさたかなるへし、右の可」致御年貢沙汰」とあ

るも、其頃は阿蘇郡は大方堀川殿の御荘にて、惟安

は御荘の頭なとをてありし故、御荘の貢をは沙汰

せしめられしなるへし

右は紙頭に頼朝卯の花押あれは、鎌倉殿の政所の下

建久七年六月十九日

政所

右人補任役職、黒、任先例可」」執行社務之狀、

宇治惟次

と見えて、當時大宮司職をば、かく北郷の家より補

散位藤原朝臣列

散位高階朝臣判

定補大宮司職」事

當神祇大祐卜部宿禰 助教清原眞人

下阿蘇三祚中司氏人祝部供僧等旂所

○其後文治以後、公武兩立の世となりて、惟安また

佘等、宜承知不可遺失、故下、

右件人爲兩澈大宮司職、執行務可」致御

定補兩祉大宮司職」事、宇治惟泰、

鎌倉殿の御家人になりしと見えて、其子の太郎惟次

か、大宮司職を相殺せしをりは、鎌倉殿より堀川殿

と同様に、政所の下を以て補任せられし也、

花押頼朝

源大納言家政所、下 阿蘇並健軍兩社神宮氏人、

11

されぱこに具口とあるは誤なり、

ありしと見えて、阿書に、

も見えたるに、惟安か事は此外の物にはをさく見

公卿補任、治承四年のに、大納言とあるは、藤原實定と源定房

及ひたることなく、いつ頃よりの事なりしか、此惟

安は當時は中御門堀川源大納言具口卿の御家人にて

年貢沙汰」之狀、所柳如」件、雨祇神宮井氏人

治承四年正月日

明法生中原

別(五十一)との二人にて、外に具といふ名のつきたる人なし、此の

文書に、た源大納言家とあれば、この定といふ人なること著

さてこの定房は、 中納言雅の子にて、 従兄右大臣雅定の後

嗣き、保元二年十月参議に任せられ(廿八才)、爾来累進して、

仁安三年八月大納言になり、文治四年七月薨去せられし人なり、

所」仰如」件、神官等宜承知、勿違失故

文なるにはたかはされとも、紙尾の年月日の下に、

川より引返し、丹波國に打越給ひ、御所篠村に御

留ありて、近國の勢を語らひ付給ひしか、其時篠村の

御陳より、惟時が千劍破にあるに、ひそかに右の御

釈を遣はされて、御味方に招き給ひしなり、2

四月1

ありて、 それ故惟時も、千劍破より

惟時への御狀と同月同日、

寄手の勢に引分れて上洛し、五月七日の六波羅攻に

は、尊氏卿の御手にして合戰したりしなり、然る

を惟定か狀に、さる事とも略きていはざりしは、主

のために諱所ありてのことなるへし、此時尊氏卿よ

り、結城入道へも惟時と同文言にて、合力の事を頼

み遣はされし御釈、結城文書に見えて、それには

四月二十七日とあれとも、余か見たりし結城文書は、

あやまりうつし多ければ、本は惟時へのと同しく二

十九日とありしを、後に二十七日とは寫しひかめた

るにてあるへし、結城入道は其時在鎌倉してありし事は、同東國の人といひ、尊氏卿の鎌倉を打立給ひしも三月の末のことにて、遠からぬ間の事なりしかば 結城が當時の所在を知り給ひて、そこまで御使を差下されしは、それほどのあやしむべきことにはあらされとも、遠さ九の人といひ、またさしたる

大名にてあさらるか、其頃上りて千劍破の寄手に打ましりてあるとは、いかでとく聞付給ひて、かく御方には語らひつけ給ひけん、何さまにも此卯の御耳日、世にすぐれて遠長に見えも聞えもし給ひしこと、無一事にてもおもひやらるへし、されば此卿の後に御謀叛ありしも、惟時か後に武家方に心をかよはしたるも、それ此時よりおのつから其きさしはあらはれたるをや、さて前に阿蘇大宮司が家は、久しき鎌倉殿の御家人にてありしといひたることは、世人は

さらにて、其家の人とても聞きおとろくへきほどの

事なれは、其子細を實にさる彼家の文書ともに擦り

て、おのれが説の杜撰ならざることをかつ々々てい

にひひ明すへし、すべて阿蘇家の人の事の古き物に

見えたる事は、東鑑治承五年二月廿九日の條に、於三

鎮西有兵革、是肥後國住人菊池九郎隆直、豊後國住

緒方三郎惟能等、反平家」之故也、同意隆直之

、 木原次郎盛實法師、南郷大宮司惟安、相具惟

能者、大野六郎家基、高田次郎隆澄等也云々、と見

菊池家の人の事も、 同しく是か初

えたるか初にて、

なれとも、 隆直が事は平家物語、源平盛衰記なとに

征西大將軍宮譜一

二五

者、天氣如此、悉」之以狀、勘解由 の、あひともに京都に御とも仕候て、よるいろ心の

次官、元弘三年四月二日、阿蘇大宮司舘、といふ船 ひまなく、くん忠をいたし候ぬ、其後將軍御むほん

上より惟直へ下されし綸旨あり、此綸旨は右の結城 につき候て云々、とあるなとをおもひ合すれは、京

入道への綸旨の翌日に出されたるにて、綸旨の奉行 都に御供申て、よるひる心のひまなくくん忠をいた

も同人なれは、惟直にもかならす可」追討徒よし ししとは、六波羅攻の事なるに、尊氏卿より右の狀

の、結城への綸旨と同文にて、それに右の安堵の綸 を遣はされしは、四月廿九日の事にて、此狀はわ

旨をもそへて出されしなるへし、惟直への綸旨も、 かたてよこに三四寸はかりの切紙に、 細字にて書れ

結城へのと同文なりつらんといふは、光明寺殘篇に、 たる物なるか、今彼の家にて髮の綸旨といひて、其

尊氏卿へ船上より下されし綸旨とて見えたるか、結 時御使の人々にあやしめられぬやうに、髮の中に結

城への綸旨に、其文言一句もたかはす書かれたれは、 ひ込めてもて行きしといへり、此狀を綸旨といひた

惟直へ下されしも、大かた同時の事ならは、一定い るは、後の人のひか心えなりとも、に込めて持行き

つれも同文なりつらんとは思ふ也、此時惟時は、二 しといふは、けにさることにてありけん、尊氏は

月の初に上洛して、千劍彼の寄手に加はりてありし 四月十六日に京着ありて、二十七日に名護屋高家と

ゆゑ、惟直か備後鞆より大塔宮の綸旨を給りて歸國 同しく都を立ちて、伯耆に向ひ給ひたる其以前、船

せしてとも、其后國にて船上より綸旨を賜はりして 上へ遣はされし御使、徒追討の綸旨を申給はて

とも、さらさら知らしてありしにや、阿曽文書に、上り参りし程に、ておもひまうけし事なれは、桂

東風日此华 全文見ゆ

に、當時惟直も大塔宮より旨を賜はりし後、結城 自伯耆國蒙、命候之間参候、合力候者本意候、恐々

なと同様に、船上より綸旨をなし下されたらんと 謹言、高氏花押、四月廿九日、阿蘇大宮司殿と見え、

おもふことあり、阿曽文書に、〇被綸旨、肥後 また前に引きたる阿曽品六郎惟定か歎訴狀に、御う

國阿蘇郡、任舊例一圓所」被付 社家,也、早致管 ちにて惟有さうとうよりはしめて、故入道にて候も

領、奉祈勅願これに依ておもふ

一日、結城上野入道館、とありて、また結城入道か

請者、天氣狀如」件、勘解由次官、元弘三年四月

頃までは阿蘇一家、いまた鎌倉の下知をうけて居た

書

もありされば 惟面の博多攻に加

法師、猥背君臣之禮、不､顧國家之範掠領諸國î

あろばれのせし正離誌(道忠 大塔宮より旨給たりし外に、船の上より賜

板)によれば惟直も寂阿と共に探題笛を攻め 見國史眼に はりたる綸旨を出せり、被綸旨｣、前相摸守平高時

道と

阿蘇惟教曰く常時の人の

同國の阿蘇を語らはさらしは、 わり

でけすべきな洩しいにはあらぬにか反覆を憤りて、唯一手にて博多に向いたりし時、

初本

結城文書に、結城

これに齃案して朱書せしなるへしさ

とて出せんと云はんもいかしあ

し小勢

さは

こと

は

豊後より来る道筋に

はり思

書に

はんてに此た

〕の印した。

たるサテ惟直等云 以下朱

たる行間に上

の原

向す肥後文獻叢書第六卷

郷にて御旗を揚けて、鞍岡の合戰はしたりしなるへ

し、鞍岡は日向國高智尾に騙したる地にて、今は南

郷馬見原にちかき處なれども、阿曽文書の中、阿蘇

家の所領の事を書きたるものの中に、大野、鞍岡と

ならへいひて、大野は南郷の地今菅生手永 なれは、鞍

岡昔は一定南郷の内にて、肥後の阿蘇に属したる所

なりしか、後に日向の國にはまされ加はりたるなる

へし、されは當時鞍岡にて合戰せしは、高尾の

人とも、惟直らか旗を揚けることを聞付て押寄せ

たりしを、惟直ら馳向いて防戦し追返したるにや、

さたかならす、[されは其頃菊池寂阿か、少貳大友等

べき事なるをや、さて鞍岡合戰は何の頃にてあ

しか、敵は誰なりしかさたかならぬことなれとも、

試に強いていは、惟直らは鞆にて旨を賜はりて

三月の末にしたれとも、寂阿がはかたにて討死

したる後の事なれば、先義兵を起し、手初に近處

なれば、まつ大友を攻伐さんとて、南郷にて旗をあ

げたりしを、大友も聞付けて、逆寄に阿蘇へ寄せた

が、鞍岡にて行逢ひて合職し、大友打負けて豊

に云々以下本書上

勤日さ

後へ引入りしにはあらぬにや]

べく見えたれども本書に塗

てりし故はかりにはあらて、折し惟時も惟直らも、

上洛し留守の事にてありし故なるへし、もし惟直

らか令旨をうけて歸國したりし頃ならんには、惟直

らもよき義兵の手初なれは、假寂阿か語らひをう

けすとも、かならず寂阿共に打連れて、博多へは發

勞苦萬民、僭亂之至、何事如」之平、已爲朝敵i不

道天罰速相於軍兵」追討徒勳功賞宜

八月九日の此綸旨の詩文あり、今さ下に征西大將軍宮譜巻一

17111

賜令旨」

歸國したりしか、さてあるへきにあらされは、南

金剛山へは向ふにちょはす、鞆より引返し

たさて惟直かく旨を賜はる

鞆へ

したた

いてい同文書介 原何家旨

考ふべし、

出持

な田後日其

頃にを

し聞

は

直ちに下されしも、右

右ろこ

たた

後の久留米に

の原田か一

、かて

11

る今

へし

たるはさることにて、結城入道も合旨を賜りて、

やら義貞朝臣と共に鎌倉を攻おとしたれは、義貞に賜は

し旨も、大かた三月に出されて、はやくともす

一日の頃にてありしなるへし、結城か旨の講文に、

去三月十五日令旨、四月三日到來、謹承了とあり、

其頃結城入道は在鎌倉なりしに、四月三日に合旨到

來せしとあれは、義貞朝臣の旨を賜りて、千劍

破より歸画したまひしも、大かた四月の三四日頃に

てなと、上野には歸着給ひしなるへし、其頃かく東

國へも旨を出されしをおもへは、一定九國へも其

前後になと、初て旨を出されしなるへし、しかれ

は惟直か鞆にて旨に行るは、はやくして三月

十四五日、おそくとて

そくとても廿日前後の事にてありしな

事居執しばと

等、誘過分之榮耀頻奉口朝威之、下

れはま鎌

伊時其か政

在

さにと北師

北條か家代々、伊豆國の在聡なり 常に時

し故、時

後に傅宮

居住して、

もらしたろ!

幻るべし、高

も、大山寺のと同時なるへく思ふ人もあるへけれと

住山の間に出されたる所也、しかるに召集西海道十者非也、且第十巻、義貞舉義兵」段、三月十一日

五ヶ國内群勢也とあれは、惟直等か賜はし合旨 賜旨云々、興此相齟齬、第十巻爲」得、といひ

も、此西海道といふは、西海道九ヶ國のことにはあ

らす、山陽山陰十六ヶ國の中、當時行在の隠岐

を除きて、西海道十五箇國とは書れたるにて、其

頃まてはいまた九國の勢ては御催促に及はさりし

と見えたれは、惟直等への旨は、此をりの事には

あるへからす、また結城文書に、伊豆國在聽高時法

師在聡の下、大山寺の令旨のことく、北條還江前司

かば、それをと

剋上之至、奇怪之□□可所、被加征伐、早相催一

門以下之群勢、速可」追討彼凶徒等、於勸賞者、宜

依」請者、依 □大塔宮介旨、執達如」件、左少將信貞

花押、三月十五日、結城上野介宗廣入道、元道忠とあ

りて、同時義貞朝臣に賜ひたりし旨には、太平記

に二月十一日と見えたれとも、参考に、二月十一日、

大塔宮猶在吉野然則今所謂二月十一日を

う金彩などらはと見えたるは、惟時か四代の頑惟次か時より、鎌倉

また矢部に着きてありしなり、今かの家に螢丸と

號して、来國俊か造りたる、三尺餘の太刀一口を持
傳へたり、此太刀を螢丸と名付けし故は、多々良演
合戰の時、惟澄兄惟直か深手負うて引喩えるを、惟
澄肩にかけて引退くを、敵手しけく追かけし問、惟
澄件の太刀を以て、片手打に切拂ひくして、無難
引きて踊りし時、太刀の刄さいらの子のことく、さ
んになりたりしか、或夜螢多く飛来て、太刀のう
へに集りたりしか、無亅程すべて消失たりし程に、あ
やしみて太刀を抜きて見たりしに、さんにかけ
そこねたる刄、本の如くになりてありし故、笠丸と
名つけしといび傳へたるよし聞及へり、亭齋 此物
話に據て、共事迂怪なるは信用し難けれとも、さす
かに共家の傳ふる所なれは、惟澄か多々良濱にて血
戰したりしことは、けにさる事にてありつらんとお
もひ取りて、菊池軍記には、其物語をぬきさしして、
まことしやかに書出したるなるへし、さて右の惟澄
か申狀に、最初元弘三年、 惟直相共、参上金剛

山,之處、依､下 賜金旨ń自備後鞆 令 下國 云

品親王介旨之狀如」件、左少將定恒奉、元弘三年二月

二十一日、 大山寺衆徒中、吉水院院主眞遍律師か言

上に、建武元年閏二月一日に、吉野落たるよし見

えたれは、大山寺への旨は、宮のいまた吉野に御

▲左:遷當今皇帝於隱州惱 宸襟:亂､國之條、下尅 上

之至、甚奇怪之間、且加爲奉」成還幸一所」召集西

海十五箇國内群勢也、各奉」歸」德、早相催一門之

輩率軍勢不廻時日、可 職場、依大塔宮二

殿の御家人になりて、代々北條家に家禮してありし

故、元弘の亂にも、惟時まつ鎌倉の催促を受けて上

洛し、千劍破の寄手に加はりたりしか、其後惟直等

も、重ねて六波羅の催促をうけしか、惟時呼上しい

かにて、金剛山に向はんとて上りたりしか、備後の

にて大塔宮の旨を下されしに行逢ひたりし程

に、やかて鞆より引返して、肥後國へ下りし也、大

塔宮より旨を出されし時日は、諸家の文書にのこ

參

る處、早晩同しからす、伯耆國大山寺文

伊豆國在聽遠江前司時政之子孫東夷等、承久以來、

探四海於堂、奉蔑如朝家」之處頃年之間、高時

和摸入道之一族、匪

朝威剰奉

武略業

されは惟直綸旨にまかせいかにいかに地頭等を催促

したりとも、一人とても謡第の守護の手をはなれて

にはかに惟直か催促に應することはあるへからす、

さらは此綸旨も徒に虚を張られたる計にて、何の

詮もなき空文にてありし也、また菊池軍記に、 惟澄

か多々良にて二人の兄を目の前に討せ、其上餘多

征西大將軍宮諸巻一

ことはなかりし也

一宮方へ

書得られ

ひに

を見て知らるなりされば、

しあることにう何宮をり方全畠を應と

御堂けを佐

澄る也

しし

道、

間たは車津

一州へ

ろ下方

瓶せ

立

九州に下

形かしにに将向試直盈遺な冬宮

に

肝差と直も

足

順せしことはなかりし也、

し

せ

家より補せられたる久しき相傳の守護職なれば、是

も又赤松心等播磨國守護職のことく、公家よりの

與奪をはすこしも心にかけすして、後までも本の

ことく、其國の守護職にて、つひに一日本宮方へ

執調勢にを六山愛しあ東

次も印略日輛宮年義け遂れ風

々な稱せに順方に顯全にど目

增す寂し蹙せには亦五九もこ

品補能士ありし通一直年州禁こと

しは持し直し色冬にはら冬まにく抜き宮際「薩摩鬪島津上總入道道整

に上の冬に大等とて大下瓶

い得ひ々と以道鑒義後時間等れ色に跡

一美の孤指戦友の和日友りせ

日成冬置立指差び氏勢同向等注年後久てを鏡は向り

順進て新大に第一攻せ兩之し

せと狀追如田隅奔宮時めし敵に所手負たれは、兄か死骸を舁きもたせて、矢部城へ歸

りしとあるもあらぬ空言にて、○惟澄か正平三年の

軍忠の申釈に、最初元弘三年、惟直相共、令」参上

金剛山之處、下賜旨自備後鞆下國、

阿蘇郡鞍岡合戰、自被」疵、以來關東先代事者、不

と言上、尊氏謀叛以後、筑前國有智山合職被疵事

二ヶ所と見えて、其間に多々良濱合戰の事は見えさ

れは、二月廿九日之有智山の合戰に、二ヶ所の手を

負ひたる故、創を痛みて宰府に留り、多々良濱へは

向はさりしか、または宰府にも逗留せすして、宇智

山より直に本國へ引返したるにてもあるへし、矢部

城へ蹴りしといへるも誤にて、大宮司家、はやくよ

南郷に住居たりし故、惟時か五代の頑惟泰か事を、

東鑑には南郷大宮司惟安雑談が好確に、阿倍燼には、惟

と見えて、

惟安も此類にて、昔はとなく同しき文字は、便宜に

其後惟時はさらにて、惟澄か孫の惟郷か時までも、

昔のまい狩南郷に在りて、矢部に住しことなし、

然るにいつ頃よりか、たしかにはいまだ考へされと

も、惟豊の二位の頃は、はやく南郷より矢部の岩尾

の城に移りてありしか、其後天正の頃までは、數代

まかぜて、かく少き文字は書ける事多し、

らも見えたり

の末まて、西國下向の事延引せられけるこそ、傾城

傾國のしるしなれと見えたれとも、右の惟直への綸

旨の、殊の外に延引したるをおもへは、太平記の

ふ處は、當時世上の風説を、まいに書出し に

まことはさる事ありしにはあるへからす、其頃の

朝議はかはかしからて、ふくのひの御沙汰とも

多かりしかは、義貞朝臣の西國下向の延引したるも、

そろに朝議にさへられたるにて、もはら此朝臣

の殺意によりたる斗りとも覚えさるをや、顯家卿を

中納言になされて、重ねて東國へ造はされしも、

貞朝臣に十六ヶ國の管領せさせて、西國へ差向られ

しも、西國の敵、所々に蜂起せしよし聞えたる後の

事にて、顯家卿の東國下向を、元弘日記裏書には、

二月二十九日の事としたれとも、顗家卿の中納言に

轉任ありしは、公卿補任に、三月二日とありて、江

田大舘か義貞朝臣に先たちて播磨へ下向せしと

を、太平記には、三月四日と見えたるなとを思ひあ

はすれは、元弘日記裏書の二月二十九日はあやまり

にて、實に二公を東西へ差向られしは、何様三月の

初旬なりしにはたかふへからす、しかれは前にもい

るは、阿曽文書に、〇薩摩國守護職、可被管領

者、天氣如是、悉」之以狀、左少辨、能 延元元

年三月廿日、阿蘇前大宮司館と見えて、薩摩國は鎌

倉右大将家の時より、島津家代々守護のにて、當

時當職は上總入道道鑑なりしかとも、武家方深重の
なりし故、公家よりはそれか守護職を罷められた
る意にて、かく惟時を其跡に守護職に補せられし故、
同時惟直への綸旨にも、常國の地頭等を相催すへき
よしは仰下されしなり、されとも道鑑は、初より武

1

臣もそれをはさしこして、一枚の御教書とても、私
にはいかて出さるへき、是併此朝臣の臣節を守り給
ひし所とはいへとも、尊氏卿の其の緩急の間に、其
遠策多かりしにくらへて、將略はいたく劣り給ひた
りしにや、ひと口惜し、さて右の惟直への綸旨の中
に、薩摩國地頭以下の軍勢を相催すへきよし見えた
三月の末に綸旨を出されし事なれば、よし貞朝
ふことく、征西の延引したるは、義貞朝臣の事にては
なかりし事を悟るへし、また四國、西國の朝敵共、
義貞朝臣の御教書を給はらぬものはなかりけらとあ
るも、そらことにて、遠き九國の宮方にたに、やう

もとより京方の人の書たる物にて、遠境 、去年御上洛の御途中より 、はやく九國の諸大名

の事はよく聞たいさて、傳聞のまゝを書たる事と を語らひ付給ひ、又此春鎮西御下向の御道すからも、

*多かれは、是はかりのあやまりは、あなかちに 御跡を防かれんかため、所々に御勢をのこしおかれ

あなぐりとかむへき事にもあらず、また阿の文書 御先途の國々へも 、いそき御味方へ参るへしと、御

に○尊氏直義以下囚徒没落鎮西云々、相催一族井 途中より仰觸られたりしをおもへは、のこるくまな

薩摩國地頭以下軍勢、可被追討者、天氣如此、悉 く行かれたる御成敗にてありしかし、太平記

之以默、右少辨列、三月廿五日、阿蘇大宮司舘、 に、将軍筑紫へ没落し給ひし剋、四國、西國の朝敵

といふ惟直に下されし綸旨あり、此綸旨三月廿五日 共、氣をそんし度を失うて、或は山林にかくれ、あ

に出されたれは、惟直死後二十日除後の事なぁし るひは所縁を尋ねて、新田殿の御教書を賜はらぬ人

はさらにて、西國方騷亂の最中、通路多やすからさ はなかりけり、此時もし義貞早速に下向せられたら

折れは、此綸旨はやくとも四月の、氏卿 ましかは、一人も降参せぬものは有るしかりしを、

上洛のあとになと、やう阿蘇には到着したらん 共ころ天下第一の美人と聞えし勾當内侍を、内裹よ

とおもふ也、尊氏卿の兵庫を落給ひしことは、二月賜はりたりけるに、暫かほとも別を悲みて、三月

、 死質に小川に遺命

數

にやたるなと、

阿蘇惟教日、肥前地志に云、惟直公

疎漏なるに似たれとも十いけとられぬとあるは、惟直か職場をのかれてありてか、かくまてのひの御沙汰には及は

、終

に落やらす自害したるより、惟成もおなしく戰場を

のかれたれとも、行迷ひて生取れしならんとおもひ

やりて書たる、例の作者のそらことなるへく覺ゆる

也、また惟直の名字もしるさす、きの郡の山中の

ことを、小杵山と、山の名のやうに書き二日の事にて、折官軍も、去年の東征以来、

度の合職に疲労れたる事なれは、やかて追うて攻下
る事こそ叶はさらめ、尊氏か落下るを討捕ふへきょ
し、はやく西國の宮方へ仰られん事は、官軍の歸
洛をまたるにも及ぶしきことなるを、いかなる
朝議、ひと口をし、氏卿はそれとは引きかへ
此記はれを見つけて、所のちとうの女しやうにたてまつり
たるよし、うけ給はるとSへとも、しつしやうなき
うへ、わかためたうようにあらされは、まかりすく
るところに、同三年七月十三日とらのむさうに、さ
うのきたていはく、かのりんしは、まつたいの神の
御たからなり、あそに其よし申すへしと云々、しか
といへとも、たゝまうさうと存するうへ、てんか
のとうらんにうちまされて、まかりすくる所に、同
五年六月二日夜、むさうさきのことし、よてことす
てに兩度におよぶあひた、同五日、あそへひきやく
をもて申入をはぬ、こいに同十七日夜半はかり、重
て夢のつけありていはく、借二人、ひくに二人、お

とこ二人きたて、かの御もんしょをかふへきよし申

ところに、又十二三はかりなるとうし、さいのは

もちきたて仰らるゝやうは、いつれの人々もかなふ

へからす、これをさいへよ、なんちをこの二三ねん、

ひせんのくにをきてほりにおきたるは、かのもんし

よにそへたる也、なんちしらすや、 かせんの時うち

しにして、すてに三ヶ日まてありしを、我こそたす

けたりしか、大明神の御ためには、たまこかねとい

建武五年六月十八日

秀

是も多

して

此人は、

合戦にあびたろにて、前にいへる神埼の住人にて惟た々直す促て合杵 所深へ手てりひそとて々か に

と見えたれは、太平記のいる所も其實をえたるにて、

惟直は多々良濱にてまけ軍して、すてに討るへかり

しを、からうして肥前國をき郡の山中まては落退き

いたてあまた

たれとも、従者共もちりくになり、

所おひて、とてもひくへきやうなかりしほとに、つ

ひにそこにて腹切てうせたりしなるへし、されは

成は、一定多々良濱にて討死したりしなるへけれと

も、太平記にしらぬ里に行迷うて、いやしき田夫に

前ありしな

ろしかき

涙ないして炙りりも

にへたしむ

にろ・たかお

して埼記

催りぬ見

ろか萇前

死此

藤原秀廣判

は

へ

に戰郡

肥

と

人

本にの

日

の小八

がか涙の十

一八

ふとも、これにすきたるたからあるへからす、かくい

ふわれこそ、大明神よとて、さいの葉をうちふり、

地のうへを次第々々にあからせ給て、とうし天にあ

いつは

かり給ふと見て、ゆめさめぬ矣、右てうぇ

り申さは、日ほん六十餘州の大小神祇ことにあそ十二宮大明神の御はつを、あさなひてひろか八萬四千のものあなことに、まかりかふるへく候、仍きしゃうもんの狀如」件、

かならされとも、惟國か惟時に所領を譲りしことを、右の嘉暦の譲状に先日といひたれは、遠くも正中の末か、嘉暦の初か、一二年以前の事ならしと聞えたるに、惟時か在職の間、わつか十年にもたらすして、元弘の頃に所職をは、すてに其子の惟直にゆづりたりしは、いかなる仔細ありしにや、たしかならぬ事なれとも、試にいはい、惟時か家子阿蘇品六郎惟定か、興國二年の歎訴状に、おのれか奉公の労をのへて、御うちにして惟有さうとうよりはしめて云々といふことあるをおもふに、右の嘉暦の譲状に、もし大宮司いらんわつらひをなさん時は、大宮司職とSひ本領等といひ、惟有一岡に申給はるへき也とある

故、惟時か心には、惟有かあるをうしろめたこと

に思ひ、はやく家督を定めすは、後日惟有かために、

所職所帯共に押領せられんことを氣つかひて、在職

の後いくほともなく、我子惟直にはやくも大宮司職

をゆつりしより、おのつから惟有にはうとうとしき

中となりしなるへし、惟有其事をやすからす怨み憤

て、惟時父子を失ひて、惣領を奪はんと計りしょ

騒動おこりて、惟有かへりて、つひに惟時か爲に

あめ山といふところにてはらきり給ふ時、かの御も

んそは、にしきのふくろに入なから、ふかきたにあ

りけるを、同こほりふる内といふところの百さうこ

天

討しなるへし、今かく彼家の文書共に擦りて熟考

惟時か同人ならぬことはさらにて、

すれは、惟國

惟時、惟澄か父までも、たしかにそれと知られたる

事なるを、惟藤三位は年頃家の文書共を考して、

家肥自讚とい物へ書置れ程の人の、いかなれ

はかいる粗漏なることをはいひおかれけん、SとS

といふかしき事なりかし、また惟直も惟成も、同時

に戦場をさらす討死したりといふも誤にて、阿蘇大

宮司八郎惟直は、先日多々良濱の合戰に深手負たり

けるか、肥前小杵山にて自害しぬ、其弟はしらぬ里

に行迷ひて、卑しき田夫に生れぬと見えたり、弟

惟成か事はSかありけん、たしかならぬ事なれと

も、惟直か事は阿曽文書中に、肥前國の住人牧與秀

廣か書し夢想の記といふものに、○あそのしゃう大

明神一ゑん御きしんのりんし以下の事、一建武三年

三月二日、これをのせん大くうしとの、たいらは

まの御かせんにうちまけ、ひせんのをきのこほり

と見えたるを併考えるに、惟景一たん大宮司職を 子供あれは、惟の子共の中にてはあるへくもなく、

は嫡子惟資に譲興へしかとも、惟資早世して其子供 惟國また嘉暦以前に大宮司を譲りたれは、惟國と同

いつれも幼穉なりし故、次男の惟國に大宮司をゆつ しく惟景か子にて、其弟三郎にてありしなるへし、

たるにて、惟國は惟景か子なりしことは、當時鎌 されとも惟種は正しき阿蘇家の嫡々なれは、惟國も

倉殿より惟國への下に、亡父惟景とあるにてさた 大宮司職をは、此人にこそ譲るへきに、さはなくし

かなるへし、さて惟國か嘉暦二年又太郎惟有への譲 て弟の惟時にしも、所職所帯をゆつりしことは、心

狀に、惟景の殿の孫子九郎惟種、また惟有は同し孫 得かたき事なれとも、惟種は犯罪ありて所領までも

なからとあれは、惟種、惟有とは、兄の惟資か遺孤 沒收せられし故、さりとてまたこれか弟惟有をは、

なりしわしやくの子息ともか成長したるにて、惟國 家督とすべきにもあらされは、しばらく其親しきに

か爲には從子に當れり、また右の讓狀に、所領以下 就きて、惟時を家督とは定めしなるへし、しかるに

先日大宮司に讓興ふといひ、みつから前大宮司と署 惟時か家職を相続したりしは、いつ頃なりしかさた

、惟種が

罪科によりて、闕所になるあひた、申給りて知行す

る處なり、よて所領以下、先日大宮司にゆつりあ

ふといへども、惟有はおなじ孫ながら、不便に思あ

ひた、かの柏村にあるては、惟有に永代譲ところ也、

若大宮司、かの所にいらんわつらひをなさん時は、

大宮司職とひ所領等といひ、惟有一回に申給るへ

也、仍後日のために、譲狀如」件、

嘉曆二年三月廿日

し右柏村は惟景の殿の孫子惟種が譲給ふ處に

たるを見れは、右の前に所領以下譲興し、大宮司は

前に引きたる惟時か、元弘三年一族共への所領配分

の沙汰に、前大宮司と見えて、嘉曆二年より、元

弘三年まては、わつか七年の間なるに、惟時すてに

大宮司職を嫡子惟直にゆすりたれは、嘉曆の大宮司

は惟時なりしにはうつなかるへく、是にてまた惟國

と惟時とか同人ならさらしことも、弊を待たすして

明らかなるへし、さらはまた、惟時は誰か子とい

前大宮司惟國 ふに、元弘の前、 惟時すてに惟直、惟成なと成長の

な征西大將軍宮譜巻一

讓渡入郎惟國之處、

平二年九月の申狀に、阿蘇大宮司小次郎惟澄申云云

と見えたるを、前にいたる太平記の阿蘇大宮司八

郎惟直、また仁治三年十一月、沙彌右逆か阿蘇熊

がに奥へし奉書に引きたる、大宮司惟義が子惟

忠が申默に、阿蘇大宮司太郎惟忠申云々など見えた

る例と同じことにて、惟澄が父も正しく前に大宮司

に補せられし人ならしにはうたがひなし、さらば大

宮司に取ては、何某が子なるぞといふに、惟時が先

代惟國の大宮司が子なりしと定むるより、外の事は

なかるべし、しかるに是も惟三位の説に、惟國と

惟時とは同人にて、惟國後に惟時と改めしなるべし

といはれしは、殊の外なる疎漏の考にて、黒家の文

書に、

東風日イ二三年トアリ

かたく誤なることを悟るべし、さて推澄をも惟直、

惟成が弟としたるは、是亦同轍の杜選なれども、惟

國が子としたるは、げにさることなるべく覺ゆるこ

とあり、近頃大宮司惟の説に、惟澄は誰子なりし

かさだかならず、惟時のならしょしいひ傳へたり、

とあれども覺束なし、依りて考ふるに、惟澄が正

一五

弘安十年十月十三日

讓典孫子又太郎惟口

肥後國阿蘇社領内柏村事

以下

右人任亡父惟景今年三月廿三日讓狀、可」令安堵知

行之狀如」件、

可早領知阿蘇大宮司職井社領村々事、

大野

中村

下田 久木野 荒木

下久木野 南坂梨子

弘安十年丁卯三月二十三日 宇治惟景

下 宇治惟國

右於彼職所帶者、先度惟資讓あたうといへとも、

令死去了、雖」有子息、わしやくとしてかなひが

たき間、於彼職者、惟景先襯相傳之職也、然者本

讓渡」也、南さかなし、一向此

證文相共、而惟國所

讓あたうなり、所讓渡」狀如」件、

大野 草野 中村 久木野

あらき 下久木野

大宮司職# 村4事、

太平記の大宮司八郎とかきしは、

六

惟成は大宮司

また惟直、惟成、惟澄、三人を共に大惟たろたることにて、其例ども古き物にはいくらも見え

た

かて存したるは

き

竄改にのこの引

とまれのを

ざ討ろ

正

が状

武愛牒

心の下

にもくし合平聞系見又まも重が定

ろもりと

下ろ明

「臓

「太平記筑後大原合戦の際、

池

原罪にた

武名後輩

か假

なりのし

死て垪杜士名

假

系

名のりので

なのな光の同

し

武敏なるへくなと追しな死國て次武かしとな

郎

次

士が

に引虐の菊池系岡、武

建武四年に、重ねて豊原に打出たる八郎は、一定

武

にて、八郎こそ武敏なるへく、また武豊は初より孫

次郎と名のりしなるべし、共上共頃武重に代りて、 はたしかなるべし、太平記に惟直が事を、阿蘇大宮

軍の大将として向ひしことは聞えされは、かたく 河八郎とあるも誤にて、惟直其頃は當職の大宮司に

此二人の惟時の子なりし事

しかいひたるにて、武光は始め豐田十郎と名のりた

れど

乃、惟時に隈牟田莊を恩賜の時の綸旨、爲惟直惟成

肥後文獻叢書第六巻

動功賞可」被知行、など見えたるにて、車両 文書

るに、武敏と武光とか間に武士あれは、九郎は武士

覺ゆる也、菊池軍記にか

直べふ朱日発證た事二武は大池ん兄

ろいて動くろしの明た戦記ま圖え太いも覺もににかのたにし束死は魚はか戦九ひ孫ろ記てしな見武死がに次十は事澳たぜ貫一

六はばり際し

年 ふ後た闇や討

お次選が八月甲佐社

の細註に

にののさてな覺たてのれ実戦らにろばがくかみたれ、大間赤こりへい兄武

にしの則しな古ると、

ば味へ第明せろかおし

て原太な星のしふ武士

武死貫大原宮司惟國が子

としたるは、大なる疎謬にて、惟直、惟時が子共にて、惟國が子にはあらず、阿曽文書、

興國三年五月北畠親房卿より惟時に興給ひし釈に、

就中兩息被沒戰場候□心底」察候、また同年て、其前父の惟時、大宮司をはやく惟直にゆづりた

りし故、阿蘇文書、 元弘三年十二月、筑前國下座郡

配分事を、惟時より一族中へ沙汰したる狀に、みづ

から前大宮司と署し、同年十一月雜訴決所の牒に

當國阿蘇大宮司惟直申云々など載せられたれば、當

時惟直、初に返りて大宮司八郎など名のるべきこと

にあらず、すべて鎌倉の頃より、假名に官稱を冠ら

せて名のることは、芸人みづから共官途を懸けたる

にはあらず、父の官途を黒子の假名に冠らせて名の

たる中に、蒙古合戰書巻に、太宰少貳三郎左衛門尉

景資と見えたるは、太宰少武經資が子にて、經資當

時當職なし故、景養父が官途を我假名に冠らせて

太宰少貳三郎左衛門尉仨啐嘿職稱廾

三郎は假名、左衛門尉

とは名のり

たるなり、是にて征西大將軍宮畫巻一

前に引きたる

に、掃部助武敏と見え、

妄せつを

また太

いとそろうなりしことない

夏まて、筑後肥後の間にて度々軍せしむと見えたれ

は、明る興國元年か、二年の間に身まかりて、武士

家をつきたりしなるへし、然るに幼歳家とあれは

其頃年の程おほくとも十三四の小冠者にてそありけ

ん、然れは多々良濱合職の頃は、やうく十歳はか

りにて、いと幼稚なりし故に、前年の冬より筑

後兩度の陣にも、其身はむかふに及はすして、兄の

武敏叉將として向いたりしなり、然るを亭恋か心に

は、其時武重は在京して有合されは、家督の武士こ

大将として向ふへきに、さはなくして庶兄武敏、

大将として向ひたる故、武士かいまた幼稚なりしに

は心付かで、折し武士は大病をうけて、出陣叶は

さりし故ならんと思ひやりたることを、かくまこと

しゃかに書出したるにて推量の妄説也、右の武士が原

儀山に納めし啓状なり出しおきたないかいら

に出すべし

界全文下 と見えて、兄武重は託磨文書に建武五年の

平記に、武敏を掃部助とあるを、菊池系岡に擦りて、

改めて九郎武敏とし、常時かの家にて掃部助なりし

は、一族赤星武貫にて、武敏にはあらすといひたれと

も、倘考えるに、系岡に武敏を九郎としたる

は、武敏は寂阿が第九の子に當る故、後より押當に

文書系圖} [1]

岡の説おほつかなし、といたお譲りにて、阿

十六年八月、 甲作品

したるも、大阪

事

見えた

之の妄

正

武

梅松論にも寂阿か子武敏と見えたれは、却りて系圖

の武敏か官途をかきしるさるは疎漏なるに似た

り、また武としが九郎と名のりといふも、覺束な

き事にて、武敏實は假名を八郎といひつらんとおも

小代文書、建武四年五月十五日、小代

ふことあり、

八郎次郎か代官宇兵衛尉經賛か申狀、今月八日、菊池

八郎以下凶徒等、筑後國豐福原打出之間云々、とある

菊池八郎は、系岡に據るときは、武敏か兄武豊を八

赤星家」とあれは、此なるへく見え

郎と稱し、後績

たれとも、赤星系岡に、赤星武貫、延元四年八月、

筑後大原合戦に討死せし後、八郎武豊を養子として、

孫次郎武生と改名し、後に受領して筑前守といひた

るよし見えたり、されとも共頃までは、實名をあら

ためし例は多かれとも、假名をあらためたることを

さく見及はされは、武豊後に武生と改めしことは

さもあるへし、八郎を孫次郎と改めしといふは、系

下とはかりをおとろかしおく也、梅松論は、太平記に

以之

間、不明 太あ

濱

る記し天道正理」於事違武重遺命」頗多矣、

に事情の太平記の いふ所とは大きなるたかひありして興國三年三月
、鳳儀山こゝにはたゝ常時の古文書ともを證左として、その

に納めし誓狀に、幼歳繼家之

といふは、覺束なき事にて、○廣福寺文書、武士か

けて出陣かなはさりし故、武敏代りて筑前へ向ひし

何そ

所、大方は疎漏多くる死

たか

を一々に辨せんには、又あまりくたくしけれは

を武

左けくと所此

の

成外職り引

奪い體

戰卿する澄

れの

矢きけ惟又以

士第

千 武次

はてのは其方との頼菊れる義爲下賜次三 旗大守と顯助多な六十五恩

浴

名秋國山こ國如

る心

後

ひ木と城もし後教則國御日翻大あり子た葚原あ日早

かいと くと證書家教し輔る種ろ濱なる 任武藏議

一上ひい詳

欲令書松調とま道はのと大定抽言

もい仁兼池とま長備御御郎日又を藏とあのけ々三と月然日賞見

日なと大かた古文書共に符合して、

肥後文獻叢書第六巻

111

、信用成かた事のみにて、其くはしくは書出し、にや、第一、其頃武士大病を受

此外尊氏卿鎮西御下向以後の事は、太平記抔のSともにも見えさることなるを、何に據りてかくまて

城名を唱へわくる 矢部の城に引返しゝなと見えたるは、太平記の異本

きすを蒙りし故、是非なく兄か死骸を舁きもたせ、

けるか、親類郎等百六十人討死し、其身も数ヶ所の

惟澄は含兄二人を目前に討せて、命ををします戰ひ

又此合戰に味方打負けて、惟直、惟成討死せし時、

以下三千餘騎を相催し、筑前へ發向せし云々と見え、

冷明 三體なりけれは、武敏阿蘇大宮司惟國か子惟直、惟澄、

大友貞順と共に義 旗 中に、武士は折ふし病にふして、死生分たさる程の

合職の次第は、大かた太平記の趣によりて書きたる

なりかたかるをや、井澤亭齋か菊池軍記、多々良濱

を引きていひたる事のみにて、是亦もはらには信用

ものゝ書きたるものなれは、やもすれは我方さま

取るへと事も多かれとも、此書は従米武家方深重の

くらへては、其時なは野ひら定る粗則備討浦助違たと戦はこ友法修軍上

鎮れ菊兩こしかめ言馳未死罪斑長能へ系い絶にれ書給理忠

は池大のもなて菊上向代訖向島くかと圖ふえも武な器身亮欲

城将斑のら筑池如落黿菊文宮子もにもて加敏ろ暇英事早

御さと島かず後城件武鏡仍池書方とはのなはへ叉時

たい二文のは敏尚於城にせも死

めひ手書前或内い建以事大 しに

かよのにはにつ武下將同肥もてり

た同り大黑てく三輩古軍十前のと楮

し時攻将け木な年菊御一國な此い守

この寄はた城一ろ三國池前日松りのふと

載せろに時か月家三浦しり助く原合誅副依

としけ思田代進合

はては大洛之一戰

のる夫篇時通軍

ふな 種浴

妙因直恩依大

へ悪り五霞致友日

事伝にた仁来て嬰廿金原被於斑にとり らけて代軍近任

時

もはてすれ道思孫恐忠江定

まー宮はなふ子々

た致北方さ有に筑言

大せとて他智後上

友り戦な後ろ 木島守我六討之遂搦烏

考兩か義文菊せ肥日死輩検手源

様長書池し後'之可見致六

事太にさなに武所國承上誅上合淳

平つ城れろは敏なの了者伐者戰謹

とへ謀ろ菊之刻真誌り月人にの三件

おーけ大主へ池花下由御上 順まに没系等攻秋原

に抔 唱はれ将なくに押賜見若 とた秋落か殺月九元去

へ黒はなれ思て御就知黨就 共黑月白に武し弘

わ木上げはは仁判被山左今に木備害 敏黑種

く城野あ木成近月 義は出す種又木昭年 廿も取く

中合なをも

引打 相征西大將軍宮 巻一

百の勢にてそありけん、又太平記には、松浦、神田

へし、それに阿蘇勢を併せて、惣勢は多くとも六七

さいを思ふに、質にさはかりの小勢にてありしなる

りしやうに聞ゆれとも、實説にて、當時の武敏か分

騎に過くへからすとある、此三百騎は餘りに小勢な

へとも、皆味方に参るへき者共なり、菊池計は三百

頼向か意見を奉りし事を出たして、敵は大勢にて候

しいなるへし、しかるをまた梅松論に、後には少貳

太平記の作者も深くも考へす、傅聞のまい書いた

勢なりしやうにひひはやしゝを、梅松論はさらにて

にいひなさんとて、菊池が勢の我勢に百倍して、大

家より、其時の御勝利を、奇特の御勝利なりしやう

に菊池勢六萬餘騎と見えたるをおもふに、後に足利

ほとなるへきをや、されともまた梅松論にも、同様

の人數、底を叩いて出てたりとも、千騎にも足らぬ

に逗留して居たる留守の事なれば、國に残し、雨家

司惟時も、京よりの御催促に從ひて、去年より上方

其時は武敏か兄の武重も、 大宮司惟直か父の前大宮

らんにも、いとうけかたきことにて、菊池も何倍も、

萬の衆あらんことは更にもSはず、よし三千にした

とりちかくてまたさらに神田の者共も、菊池に加勢したる

榊田いくなるやきたかならず、肥前には、神代なといふ地名あ

小代なとは、後

といふ事は、思いもよらぬ事にてありしなるへし、

したかふへくもあらされは、まして他國より助勢な

託摩はさらにて、合志、小代なととても、其催促には

き事にもあらず、共上當時武敏か分際にては、自國の

の軍なれは、何のちなみもなさ肥前勢て、借加ふへ

前にもいひしとく、武敏か此時の出勢は、たい復讎

よし見えたれとも是も例のおぼつかなきことにて、

て、神は阿蘇、神代は菊池にゆかりありしなれば、後にそれを

木人迄不智破風ふ

しな将

ろばと年黒以て城落叶山秋の菊口事

花へ上あ三木今黑を蘇皆夕 `r云月 〝池

押 し邨3月城月木保は一リ筑相々四思に

池頼に十城ち黑所シ後詰

同志

原三ま飛因八合七のし木ーカ國攻小入も心

田原たに 日日

破日落か武道上せ小

刧城

し合記┻信 氏ノ大類に三十あの上言相次見走に一戦月抑同をものと
日貳ろ御可翌小た上あ即頼こ奉有馬犯向と行御助れ利に二籠す。

三にし所披合闔城な慕ル生に郎ゆり族太7續寄廿助の

建筑道て菊甘宰ニテセ九けに

御披露候、恐一原は、三原

11

嫡孫筑後國三原左衛門太郎大等多入道佛

癒し五惶謹

承了花押

花

代書知原向議

俳文讓大兼武後信か黑池餘府事有打日して

に

筑下は

時野

入直後道原國りち将と共

武三

十

日想御殿く海北他

孫こ三國く籠カ

ら

旨野

左

日進

敏戦

将

小も

守る へ

島尚陣に

もに

帯郎ひた濱州月通崋大來順諸云臣

東京

とら

め戦に 七 以軍文にと軍木 山馳あう後 ぬ

りな

夫々

補伐食九三江塚子城のス朝キャク菊こしと

しこと

は

三池文書に〇菊池以下凶徒、爲誅伐」所發向」也、

相催一族、急可」致″軍忠之狀如」件、建武三年三月

一日、三池杢助入道殿、とS尊氏卿の御下知狀

るを見れは、二月廿九日、妙恵か宇智山にて討れし

こと、明る晦日に宗像の御隙に聞えし故、菊池かい

また宰府にあるを攻伐れんとて、三月一日に、三池

を初め近の御方ともに、かく御催促の狀を出され

向九日の暁に妙恵は内山にて自害せしと見

日は聞かつひ

えにし なり・つらんとおもへは、兩日の合戦とは、

たく将し

筑後・八

後實

このの

日れ偉大なに戦

に

に

おもり七は、にて、宰府の

廿具

戦を、

九日兩

日の

廿

宰府の館

害

見て云

入惠

ことな又後妙月

八仕て、自

に

日

冬常見供道二

惠

二

こと少貳が舘を焼拂ひし故、妙惠も力つきて内山に引籠

兩

日曉

し故、武敏 いよやすからすおもひて、今度は阿

曽の大宮司なとを語らひて、重ねて宰府に寄せたり

しか、少貳方には折ふし嫡子頼向に勢を付けて、

氏卿の御迎ひに門司まで登らせたれは無勢なか

ら、妙恵又託間貞政と共に筑後まて出迎ひ、二月廿

七日、大田清水にて防職せしかとも打負けて、宰府

のやうに引退しを、武敏追すかって宰府に攻入、

りて、二月二十九日の曉に自害して失せたりし也、

八や同てのと松

の甘あばし軍か梅

て事にれと

日日ま趣灰御も論

にのりな燼爲 は兩日、筑後國

用に意打に負日右置｀山た七燒は數處てしついきたる合戰に、氣力ともにつかれたりし故

に、散々打負けて、無念なから肥後をさして引退さ

し也、されは武敏か其時筑前に打出てたりしは、

尚か將軍の御迎に参るを、道にて追ひちらさん

にはあらて、父の仇を報いんとて、前年の冬より

打立ちたる其事の末に、はからず尊氏卿の御下向に

多々良の合戰はしたりしなり、然るに

行逢ひて、

太平記には、其時菊池か勢のことを、初は三千餘騎

といひ、後には六萬餘騎とありて、人数の多少前後

相違したるのみならず、其時の菊池の分際にて、六

打

しと見えたれは、多々良濱の合戰は、其日の事には

あらて、夢想記の三月二日としたるそ、時日よく符

○武敏は初尊氏卿の御下向の

合して覺ゆる也、

事も、頼尚が其御迎ひに参りたることも開付けたり

いまた御勢つかぬ先

し故、此勝に乗して、尊氏卿に

宰府より直に博多をさして向ひ

に一合戰せんとて、

たりしか、尊氏卿に多々良濱にてはしなく行逢ひて、

手いたく軍はしたりしかとも、尊氏卿の御勢思ひの

外大勢なりしうへに、荒手の勢も多かりしかは、武

彼もとより小勢なるうへに、しかも長をへて二三

供にありしのなみらず、大友以下の九勢も、 少々は召具せられつらんとおもほへは、いかに御無勢なりとも、千騎には定めてはるかにこぇつらんと覺ゆ也、其上前々にもいふことく、 赤間關に着かせ給ふ頃は、少貳頼向を初、九國大小名いくらともなく馳せ加はりし事なれは、二十九日に筑前の葦屋に御着ありし時は、思ひの外の大勢になりておはせしにはうたかひなかるへし、又菊池か多々良濱に向ひし事を、太平記には、菊池掃部助武俊は、元來宮方にて肥後國にありけるが、少貳が将軍方へ参るよしを聞きて道にて討たんと、其勢三千餘騎にて、水木の渡へそ向ひけると見えたるも空ことにて、其の折菊池が多々良に向ひしは、さることのよしにはあらす、託問文書、託間豊前太郎貞政か、建武五年四月

十八日の軍忠申狀に、一建武二年十二月三十日、新

田右衛門佐義貞與同仁、菊池掃部助武敏、寄來宰府

之間、於中途村致合戰、若黨等討死畢、 一建武

三年正月八日、菊池山城之合戰之時、致軍忠道落

候畢、 一建武三年二月二十七日、筑後國大田清水合

戰之時、致軍忠」候畢、建武三年二月二十九日、菊

九

故、託間も妙恵父子と、おなしく武敏か寄来る

若黨まて討たせたる也、

中途まで出向いて防戦し、

其時の合戰は互角となりて、菊池も一旦引返したり

し故、少貳又其むくいせんとて、明る正月に、託間

外城の一も攻落したり

なと同しく菊池に寄せて、

池掃部助武敏以下囚徒等、寄來宰府」之間、筑前國

宇智山合職之時、若黨三郎次郎討死、(以下略)な

と見えたるをおもふに、建武二年十二月に、菊池武

敏が太宰府を攻めんとて筑前へ討て出しは、義貞

朝臣以下の官軍、尊氏卿を征伐せられんとて、御敵

の色をたてさりしかは、武敏もまた同し宮方なれは

義貞の同して、少貳を討んと打立へきいはれなし、

されは此時武敏の太宰府に向ひしは、元弘三年の三

月に少貳妙惠、大友貞宗等の約束を背きて、父寂阿

入道をはかたにて討殺し、其仇を報せんため、折ふ

大友は官軍に加はりて東國に向ひし留守なれは、

まつ妙惠か近く東國へも向はて在國したるを討たん

とて、此時初て太宰府へは寄せたりし也、しかるを

少貳ははやく此事を聞付けて、託間は大友か宗徒の

一族なれは、加勢のために宰府まで招寄せておきた

の光筑同日被如の將可由招應か泰二載見見監清日也大文せし狀元月
義日門に伐語む又

・

また氏

それ

に

木なか々え將は桃

か關に尾大

、かく御下向の御途中より、四國、中國の間所

桃井の布川匠作、小早川の一族をさし置かれ、周防

は今川三郎四郎兄弟、鞆、尾道に陣を取らせ、安藝は

衛に松田の一族を添へて、三石城に留められ、備中

九人、四國に遣はされ、播磨の赤松、備前は尾張親

に、御後を禦かれん爲に、細川和氏、顯氏以下の一族

此室津に一兩日逗留ありて、九國に御着あらん以前

しおもむきにて、二書のSふ處甚覺束なし、しかし

は司所見大防は中親族前1 人々、其外上杉、高の一族など、なほ御

御仁木、畠山の々に御勢を別けて、殘留められしことなれば、門司

りなた

守

門間張

護

事ええ

見

ると

に

はれ

たはも

備れは、是又將軍の御勢斗は、四五百には過きさり

はるも、少貳頼尚が勢五百餘騎を合せていひたる事な

張

ひり

將道後文 去諸監相事せ縁は日とれ知貞原は友書らもる弘十貞 佐遣つら日

士貞下に太下月族觸 しさに貞手あば乾載資 相氏あれの上日日を左りとひと

か等充て宰之二を守肥開こり因勢ろ手頼野催泰れしなり記あ討馬貞し稱しを足

に木旨日招護前東としりか三は伊次代上一にどはろし裏また頭也もしも務利

早發家賴武闘き代國御はなて兄百 豆同於文族典もへと書りむ御ののめ尊

くせ有不東地教りに餘豐國十伊平書へし同ににこ相檄あ氏

よし女か日御こと頭書深尊て騎後府三豆三に不たこ一時はやと催史文り其か

りも子深可教とあ御如堀さ氏の合日國資建日ろ、月朝に澁一料の兵

尊氏肥堀被書はる家此系ても官従大戦 ˋ佐氏武馳はに二廷尊義詰谷族に諸建鎌を

氏名 前彌參者に人 岡ま味軍へ友の伊野言三參は十諸氏貞ひ新 見國武倉起

方史肥龍五上 同て之早證た方にて真中豆山上年 大晷二り國状を奉平不えに二にす

へ料後遺耶候相記 知狀任文貞に從宗國參狀九可友す日九の到迫り二日た移年あに

心に相寺金 催錄ら如被記載招ひ尊かり府御に月致文以州將來討し入可ろしり當

を見真家無仍一にれ件仰錄き脇氏子發合方 日軍書さ後の士す上道馳はて一して

寄辶定種執族 下に直た屋かにせ戰 去附忠にてに将と十べ奏殿警 月時は

せた賴殿達以被ま建之義ろ義軍てし之致年の之て土もーき文之薩将二

てりと如下誅た武旨可かへ助にも時合十狀可年にに月よばと狀藩士日既諸

あ薩前あ件軍伐小二 被檄しの降元の 戦二豐如被十其もいあ如をに國

りこ 中 ・勢新貳年率誅を手り官な抽之月後件誅二の尊移入湊神ろ件記招足遠の

しれ杉村 外壁等田賴十一代承さにし軍り軍條十國と伐月書氏檄日狀皇もにき利く大

も等左孫に武右向二族新けれもに忠二御新十阿直しとを正の建し直九小

の徳四二可衛も月被田てとせのさ訖戸日家り田三蘇義てあ奉統に武可に義州名

見門郡是年馳門 十可右肥氏しなせて芸人て右日交迫れて二誅 まの

多れ次と十警佐同四参衛前泰もりし左々豐野 衛書討味は会に一年伐其新て歡

かば郡全同ニ義し日上門のはの も近と前于上門尊外の方々は又十新の田 心

り、榊月月々貞く 之佐将之まの将あ太左彦の佐氏諸合に此と尊一田九義味を

し九全二同廿由鎮左由義士れ貞た監る郎近太十義書家を招のあ十氏月右州貞方結

こ國富郎日三任事西近真に載氏十貞を被将郎三真をの發き癸り一か二人をには

々え将は桃は衞九に此しれる梅

いけ

おはせしよし、太平記にはわつか三百餘騎と見え、

然るを多々良濱の合戰に、將軍殊の外御無勢にて、

梅松論には都合其勢千騎には過ささりけりと見えた

とも、知せらるゝ也、

入

あらん、我君の爲に忠節を盡さは、子孫永く二心を

存すへからすとて宰府の近内山 寺に

籠りて云々といふこと、梅松論に見えたり、是等の

ことに依りて考ふるに、此度尊氏卿の鎮西御下向は、

此春京攝の合戰に其利を得給はさりし計にはあら

て、去年御上洛の時より其御あらましありて、かく九國の大名をもはやくより語らひつけて置れし也、さればこそ梅松論に、日數へぬれは、二月二十日、長門國赤間糊に、波風の煩なく御船着給ふ、同二十五日に、太宰少貳妙慧か嫡子頼尚、兄弟一族等五百餘騎にて御迎の爲に參て、雨御所へ錦の御直垂を調進す、味方の太慶此事とぞ見えしと見えたるなれ、しかれは右の三池文書に、同月二十七日に、三池貞元馳參長州赤間關」と見えたるも、其前に父の貞鑑入道が、御路よりの御催促を受けたるのみに依りたることにはあらて、是も少貳、宇津宮なとかことく、前年御上洛の御途中より、御味方に參るへきょしの御催促を受けてありしなるへし、今又是らの事に依りて思ふに、常時九國の大小名少貳等と同様に御催促を受けてて御味方に參らんとおもひゐたる

の

朝野光世は、遠く尾道まで出迎せしを見れば、同人も小武、宇

等と同しく、早くより尊氏か語ひつけて置きたりしもの

また山田忠能は、公及び尊氏を迎ふとあれば、島津貞

尊氏の軍に従いて京師にあり、此度共に九國に下りしも

り

鎮西 尊氏之船、無風波之難、而着長州赤間關、新小貳頼

稱父入道之名代、來會于赤間關、一族甲兵五百餘騎從

惠齋以錦直垂二領、獻于尊氏直義兩御所、大友、犯井、長野、

鹿、宗像等、或躬來、或名代、皆迎尊氏將軍矣(大日本史料に據

島津國史、島津忠能、河田慶喜 迎公(島津貞久入道道鑒)及尊氏、

於赤間關、遂從如筑前、

山田氏文書、島津式部諸三郎忠能(山田) 謹言上、欲早預忠賞、彌

成弓箭勇、筑前國多々潟合戰以下、度々軍忠事、(中略) 有去年

二月、將軍家鎮西御下向之刻、忠能長州赤間關令馳參、即供奉仕

三池文書、花押、安藝助

、以此旨可 披露候、恐惶講言、建武三年三月六

中原貞元、進上御奉行所、

龍造寺文書、著到、肥前國龍造寺孫六入道實善、(家房) 長門國赤

間關令馳參了、仍言上如件、建武三年二月廿七日、承了花押、(高

師泰)

一族等、 去月廿七日、隗參

宗像文書、依騷動事、筑前國御家人朝野彦太郎光世、今月十九日

於尾路泊、御方馳參候了、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、建武

三年二月廿日、藤原光世、花押、(高師直)

すかき

てかもの、いくらもありしなるへければ、それ等の人

々、此度の御下向を聞けて、大かたは我先にと赤間

關まて御迎に參りたるにはったかひなかるべし、

宇野東風日、九州の大小名等、ひて源氏を出迎せしもの、うた

へろは、さることにて、左の古文書ともを見

宇

風

後、合戰に打負くる條面目を失ふ間、老後の存命無

と見えたり、宇都宮因幡守は名を公景といひて、當益なり、上方の
御下向に命を奉る外、別に何の忠か

宇都宮因幡守殿

道猷

佐田文書

計策にはあらす、

諸工

肥後文獻叢書第六卷

より召よせ造営の

れられしなり、安藝李助は、當時筑後國三池郡南郷

の地頭にて、掃部頭中原親能か後なり、助太郎貞元

は空助か子にて、父の空助は實名を貞鑒といへり、

父子共に安藝を名字としたるは、其祖親能か二男周

防守親實、文暦、天福年中、安藝國の守に補せられ、

殿島の社務職を 、頭書天福中祠官親實大工少工鍛冶懋皮師師

いたりし事、大友系闘に見えて、此貞鑒らは其子孫

なれは、共頃までかく名字として名のりたるなり、

されとも常時正しく三池の地頭なりし故、大かたは

三池を名字としたりしと見えて、同年三月一日廿四

日の尊氏卿の御下知状には、三池杢助入道、三池助

太郎と書れしなり、さて氏卿のかくはやくより九

國の大小名を語らひ付給ひしことは、此時初ての御

時豊前國佐田荘の地頭也、是は鎌倉右大将家の時、

貴堺島を討たれし時、天野藤内遠景と共に、其大將

として向ひし宇都宮所衆中原信房、後に受領して大

和守といひたる人の五代の孫、安藝守通房か二男な

り、通房か時、正應三年十月、守佐郡佐田莊、足立

五郎左衛門尉遠氏か知行分の地頭職に補せられたる

を、公景傳領したりしなり、件の狀に十二月廿日と

あるは、建武二年の十二月廿日にて、月の十一日

、氏卵箱根竹下の合戰に討かち給ひ、直に官軍

のあとを追って攻登り給ひ、其月の晦日に、近江

野路の宿に着かせ給ひしょし梅松論に見えたか

件の釈は大かた参河尾張の間を過させ給ふ頃に、

一式少輔入道道猷に仰せて出されしものなるべし、

又少貳妙恵入道か、菊池武敏に攻められて内山の寺

に引籠りて、自害せんと思ひきりたる時云ひけるは、

兩 御此境まて御下向は希代の御事なり、先立

元弟也

て關東より賴思召よし御自筆の御書を下されし間、

微力をはけまさんか爲に、頼尚を御迎にまゐらせし

御本領事、将軍家鎮西御着之時、最前可申入候、

令」致忠節 ı 給候者、可 公私目出度 ı 候、恐惶謹言、

十二月廿日

沙彌征西大將軍宮譜巻一

五

關候、以此旨可有三御披露候、恐惶謹言、に、やかて九國の大名へ
、其ょしをかくとも仰せふ

長州

安藝助太郎 貞元引一族等一去月廿七日、

同

安藝杢助殿

(尊氏)

建武三年二月十七日

花押可」誅伐新田義貞與黨人等」之由、所被下院宣

也、早相催一族、參赤間關可」致軍忠於恩賞

者可」有殊沙汰」之狀如」件、

、健武三年二月

三池文書

廿九日改元

尊氏て、世の知る處なれとも、其年の春、氏卿、新田

義貞朝臣以下の官軍に攻められて、九國に落下給

ひし以後、九國にての事共は、太平記、梅松論等にも

見えたれともくはしからず、又傳聞のあやまりも少

からぬうへに、此宮の征西將軍に任せられ給ひし故

よしも、其本は尊氏卿の九國に下り給ひし時の事よ

引きおこされたるおもむきあれは、宮の御事を

しるさんには、先當時の九國のありさまより筆を起

さんとする也、

中原貞元

延元元年丙子所

進上ありしなり、すべて此間の事は、太平記に詳に見え

建武三年三月六日

御奉行卿兵庫を落給ひし事を、梅松論には二月十二日

とし、正統記、元弘日記裏付等には十三日と見えて、

一日の差あれとも、二三のも見まかひやすければ、

此兩日の間には相違なかるべし、しかるにた太平

記にのみ八日の事としたるは、あやまれるなるへし、

又持明院殿より院宣を給はられし事を、太平記には、

尊氏卿五月に筑紫より御上洛の御途中、安藝の嚴島

にて院宣到來せしよし見えたれとも、右の三池文書

に、二月十七日以前に院宣下されしてと見えたれは、

梅松論に、二月御下向の御途中、備後の鞆にて院宣

到来せしよし見えたるそ、其の實を得たるといふく

し、又梅松論に、二月十二日に兵庫を御出船ありて、

播磨の室の津に着給び、そこに一兩日御留ありで、

御後を防かれんため、四國、中國に諸大將を殘し留

めらるへき御評議ありて、其御手分なとありしょし

なれは、備後のともに着かせ給ひしは、十四五日の

間にてありけん、其折しも院宣到来したりしほと

赤間御登山

、此宮を尊良の

て引返しい程に、後醍醐天皇もしはらく其難をさけ

るされさりと見えたれは、かたく此霊牌の所記

四

すして、ひとおぼつかなきにくらへては、紹運の、 御同母としたるも誤りにて、尊良、宗良の御母は典侍

躬良と御同母としたるかた、御としのほとも、實に 爲子にて、大納言爲世卿の女なれは、此宮の御母中

御同母にてありしやうに思はるれは、選史の人も、 宮宣旨と同しく、冷泉家より出てたまひし人たちな

姑く紹運録の説に擦りたるにて、おのれもまた外に る故、まされて此宮をも、尊良と御同母とは心得たか

たしかなることも見當らされは、皇妃傳の説に從ひ ひたるなり、其うへ爲子は、天皇の御即位以前にささ

て、中宮宣旨の御腹なりきとは定めたるなり、八代 たちまゐらせられて、尼となり給ひし事もなけれは、

の悟眞寺に、後醍醐天皇の古き神牌を藏めたる牌面 件の禪尼とは同人ならさる事しかなるべし、又延

に、登霞後醍醐天皇、 遷化靈照院禪定尼と並へ記し 徳二年庚戌の二月、宗大和守重隆といふ人、太宰府

て、牌陰に、延元四年八月十六日崩御、正六年三 安樂寺の所藏をしたりといふなる、後醍醐院皇子

月廿九日入滅とありて、霊照禪尼をは、天皇の御名 系圖に、懐良の御母を新待賢門院と見えたるは、件の

とかく並び記したれは、禪はうつなく此宮の御母 古本後醍院系岡の、良と御同母としたるにもまさ

にて、薨後に宮の考姚の御爲に、件の霊牌を設けら て、Sにもたらぬ妄説なるうへ、右の皇子系圖

れて、冥福をすゝめられたるにはたかふへからす、 は、此外にも覺束なき事多かれは、信據とすべき物に

しかれは此禪尼は、すなはち御母の中宮宣旨にて、 はあらす、其事は猶下にする事あるを見るへし、

御身いまた女御、更衣といふにもいたり給はて、中 〇さて此宮、初は五辻にいまして五辻の宮と申し

宮宣旨にてはやく尼となり給ひしかは、かく遷化入」を、延元元年の五月、足利尊氏卿二度軍を起して、

滅なとかきて、薨去なといふあかめたることもし九國より攻上り給ひし時、兵庫の合戰官軍利を失ひ

を證として、此宮はたして中宮宣旨の御腹なりきと

は定めたるなり、古本後醍院系岡に給はんとて、去年の冬のことく、ふたゝひ山門に遷

幸ありし折、此宮をも具しまゐらせ給ひて、征西大將軍宮譜一

は、日本史後醍醐皇妃に、藤原氏、中納言爲道 母としたるは、また(増鏡などの諸實録にも見え

増筑冷泉

ヒトカダ

鉄門

京風日日本

御としのほとはさたかならねとも、御母の中宮宣旨 女也、初爲中宮宣旨生 被幸

とあり

法仁親王 鏡拾保

は、帝の隠岐に御遷幸の時、 やかて御節をおろされ 懐良親王楼和邏(

預詔運録阿蘇宮母同法仁阿蘇宮盖懐也

及

-院系_日母同尊長今姑據绍運錄

しょし増鏡に見えたれば、懐良は元弘以前の御出生 皇女稱 權大納言三位局、及帝遷 隠岐 ׀ 爲

なしにはたかはされとも、此宮の御介借なりし五 見えて、是は紹運録に、懐良の御名は不､見して、阿

條頼元眞人か、正平三年、惠良の惟澄に與へし狀に、 曽宮とあるを、諸皇子の中にて、懐良の御事を、園

御成人の御事にて候間、毎事何申入候とあれは、 大暦には鎮西宮と見え、李花集には九州宮と見えた

頃宮はおほくとも十八九にておはしつらん、しか る故、阿曽宮といふも、懐良の御事そとしたるにて、

れば元徳の末か、元弘の初なとの御生にて、後村上 そはもとよりさることなれとも、懐良の阿蘇にお

には二三もおとり給ひたる御弟宮なりしことさたか せしことも、諸書所見なく、又當時の物にも、右の

なり、それ故今また正統記の説に依て、懐良をは第 鎮西宮、九州宮の外には、阿、志賀なとの文書に、

九の皇子とは定めたるなり、又右の十五皇子の中、 筑後宮と稱せしことは見えたれとも、阿曽宮といひ

本傳には、滿良最末第十五の所に出して、其第と ることは見及はず、されは是は紹運録の作者、此

事實とをはいはされとも、南朝公卿補任、延元三年 宮の御事をはくはしくは知らずして、諸皇子の御中

の下に、三月第十皇子滿良爲親王」と見えたるも、 にて、一方後まて筑紫におはせし御方ありしを、つ

正統記の定のことく、十五皇子の中より御出家の宮 くしに取ては、阿蘇は世に名高く、山深きところと

達をのぞきて、懐良を第九とする故、 十五の浦良を 聞えたれは、宮もそこにおはしつらんとおもひな

第十として出したるにて、補任の説は、全くは信

やかて宮の御名字のことくして書きたる

りたると、

用しかたきこともましたれとも、此事は正し傅 なるへし、されは此宮中宮宣旨の御腹としたるも、

のありしによれるなるへし、さて御母中宮宣旨の御 覺束なきやうなれとも、後醍院系岡に、尊良と御同

事んとしたる故、宗良を第五とする時は、恒良、成良、 良、第五恒良、第六躬良、第七成良、第八後村上と

義良の三皇子は、みな新待賢門院の御膜にて、恒良 定められしなるへし、此中にて護良を大塔宮、宗良

と義良とは、増鏡、太平記なとに、御年のほともさ を妙法院宮と申て、いつれの御方も、一旦はみな天

たかに見えたれは、正統記にて、義良を第八と定 台座主にておはしましたれとも、後には御還俗あり

むる時は、恒良を第六、成良を第七とせることを し故、御出家の數には入れられず、また躬良は、後

得す、故に傅序には、そのことく定めて出したれと には御出家ありしかとも、其出家ありしは延元三年

も、恒性と元選との、恒良の御兄宮にてわたらせ給 の事にて、誰后は其前年の冬より常陸に下り給ひて、

ひたると、躬良の、成良の御兄宮に當らせ給ひたる 吉野にさへ居給はす、親王の御出家は、殊に都にて

は、正統記には見えされとも、いつれも古き實録共 の御事にてありしほとに、世の騒にまされて、親王

一部元選行 に見えて、疑ふへき事とも見えざるを、 の御出家の事は、常陸まては聞えさりしなるべし、

正統記には、その御方々を除きて、後村上を第八の しかれは親房卿の正統記選ばれし頃は、いまた躬良

皇子と書出されしは、かならずさるへきゆゑよしあ の御出家ありしことはさたかならさりし程に、前に

りて此事なるへきを、選史の人、誰后の本意をは探 て躬良をも御子の数に加へて、後村上を第八とは

らすして、一概に正統記の説に従いて、右三皇子を 定められしなり、しからされは第十一の後村上を、第

除される次第をことわりおかさりしは、ひと疎漏な 八としも定められしことは、正統記の説ならむにも、

りし事なり、さらは正統記の本意はいかにそとS 外の實録ともに引合されは、もはらに信據とはし難

に、外にさる例ありしとはおもひえされとも、正統 かるべきをや、扨後村上は、新待賢門院の御腹にて

記の、後村上を第八の皇子と定められしことは、尊 は最末の御子にて、嘉暦三年に御誕生ありしかは、御

良以下後村上ての皇子達の中より、御出家の宮達 父帝の隠岐國へ遷幸ありし元弘元年は、わつかに五

を除きて、第一等良、第二世良、第三護良、第四宗 歳にならせ給へり、懐良は其頃いくつに成給ひけん、

11

m

征西大將軍宮譜一

宮味、第十一義良、第十二懷良、此外聖助

護夷征院遠 五

寺院主、第八恒良健皇、第九躬良 法第十成良

宗良妙鉣喉聖

宮、第六恒性 大覺寺,

軑率、第三護良

尙第

第七元選

第五

二世良 第

靜

護

宮第四塔太宰

宮

征西大將軍一品式部卿親王懷良は、後醍醐天皇第九

の皇子にて、御母は冷泉中納言藤原爲道卿の女なり、

此宮の御兄弟排行の次第、諸書所見なし、唯後醍院

系圖に、第六の皇子とす、しかるを今第九としも定

め申しい事は、すべて後醍醐帝の皇子の數、太平記

には十六人までおはせしと云ひ、紹運錄には十七皇

子と見えて同しからす、其上排行の次第も、前後錯

亂してさたかならず、故、日本史後醍醐帝皇子傳

註に、按、太平記、紹運錄、後醍醐帝皇子、次席

亂、今取 有據依者叙第餘光」所」考と見えて、

皇子傳には、諸書の中よりや信據とすべき分を取

て、十五皇子と定め出せり、さて其事實、生卒等に

就て排行次第を立ていはんには、第一等良

征西大將軍宮譜巻一

圓年月さた

かならされは、排行の次第を定めかたし1

、然るに

本傳序には、また別に排行の次第を立て、第五宗良以下第六を恒良、第七を成良、第八を後村上とし、其餘の息子達には、すべて第幾をいはす、たゝ玄圓のみ第十三といひて、第十一の所に出して、第六恒性、第七元選を、また其下第十三十四の所に出し、聖助を第十、滿良を第十五としたる故、第五宗良以下各傳の次第、傳序の定とは又おなしからて、第十の躬良は第八となり、第八の後村上は第九となり、第十二の懷良は第十となり、排行の次第、一傳の中にてかく三樣にたかひたれは、選史の人の意にも、初よりSつれをよろしとも定めかねたるにて、かの傳註に云々とことわりたるには、自語相違の次第なり、されとも本史後村上紀に、また神皇正統記に據て、後村上を後醍醐帝第八の皇子と定め正書したるをおもへは、印本正統記太平記等

は並に第七とせり

選史の人の本意は、正

統記は當朝の名臣、 北畠准后の親しく選給ひし物にて、いかにも確據とすべき實録の正統なる故、皇子の傳序には、其説を案として、皇子の排行を定め

福寺別當

一乗院宮典

院富滿良品の三皇子は、御生卒の立肥後叢書第六巻

11

次

養菊指南車一卷

刀劍或問三卷

同 附錄三卷

松花僻案一卷

同附錄三卷

征西大將軍宮譜十二卷

肥後文獻叢書第六卷目次

1

六七九

六二五

·五九六

五五九

1

肥後文獻叢書第六卷

11

例

1

一巻菊指南車は、 秀島英露の撰する所、肥後に於ける栽菊の方法を記述したるものなら、

一刀剣或問は、松村仲廉の撰に係る、仲廉士流を以て能く刀を鍛し、頗る造詣する所あり、本書記する所

は其の閲歴の言なれは、自ら他と異なるものあり、其の人物性行は、附銖諸家の詩文に於て、これを

想見すへし、

一松花僻案亦田中元勝の撰する所、新葉和歌集に據りて、長慶天皇の南朝の世數に在らさるを考えたる

ものなり、

一征西大將軍宮譜は、田中元勝の撰する所なり、元勝は名を服、字を士参と云ふ、幼にして學を板井徴

卿に受け、最も考證に長せり、徴卿の學は、古屋愛日より出でたれば、元勝徴實の學、其の淵源する所

を知るに難からず、本書は宇野東風氏の校訂本を探したるものなるが、書中往々勤日の字のあるは、

魚勤の按語と知るべし、附銖(一)は永田輝房、(二)及び(三)は宇野氏の撰する所なり、

一本巻には、征西大將軍宮譜十二巻、同附錄三巻、 松花僻案一巻、刀剣或問三巻、同附鉄三巻、 養菊指

南車一巻、都べて六種二十三巻を探したり、其解題大要下の如し、

肥後文獻叢書第六巻例言

Feb. 1841.0.0

216.4

ma8

VIG

肥古城武

宇後

獻

野藤

貞東嚴

吉風男

同

編

東京

文

隆

文

館

箴

版

書

六卷

成野

貞東

吉風男

同

隆

文

獻

編

館

箴

六卷

版

書

}

}